那覇市議会史

第１巻　通史編

那覇市議会の歩み

題字　　茅 原 南 龍 氏

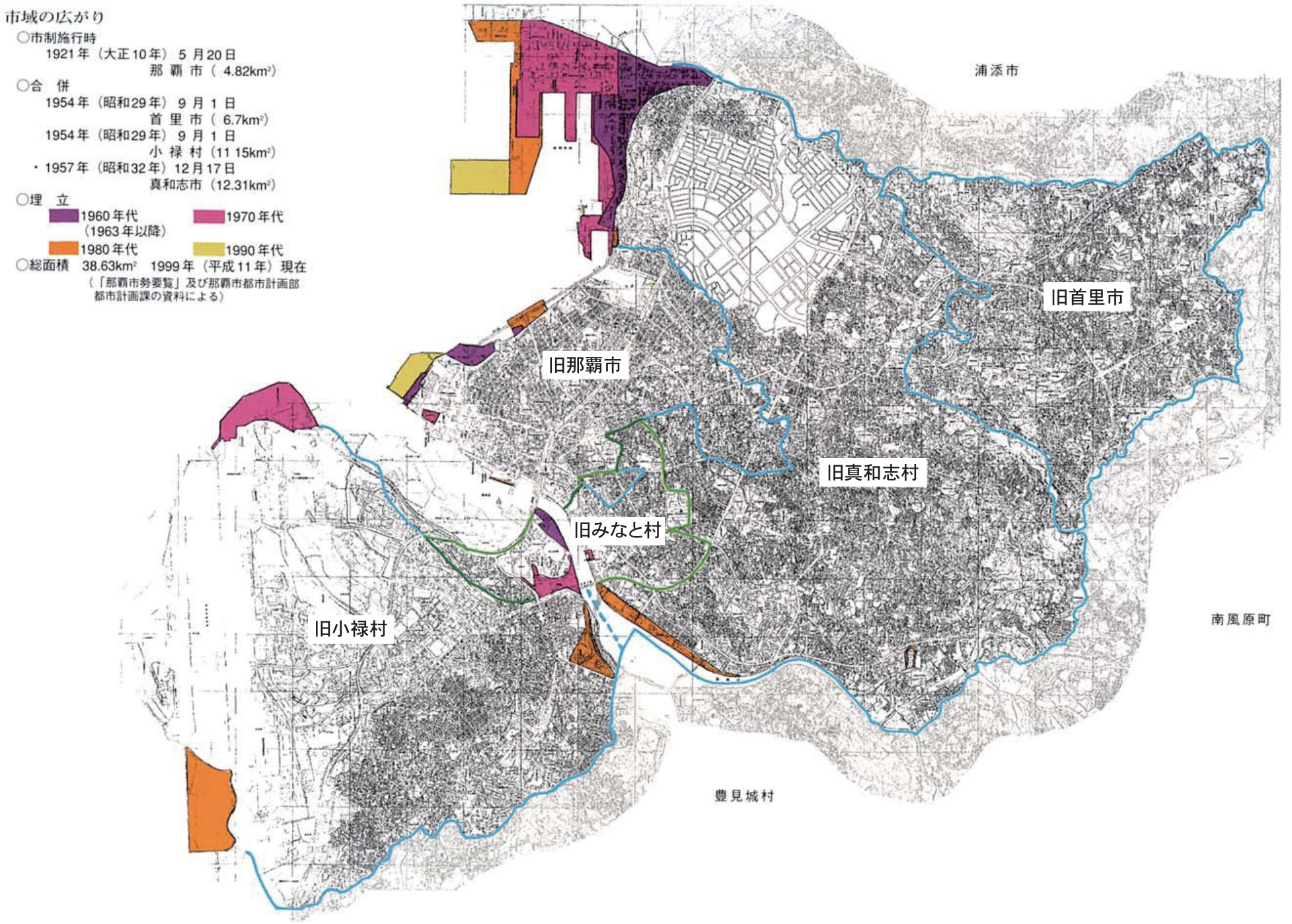

合併当時の那覇市、首里市、小禄村、真和志市、みなと村の全体地図。

歴代正副議長

那覇市

議　長

初代

黒 木　一 二
（大正10.8～大正13.3）

2・3代

金 城　紀 光
（大正13.6～大正14.4）
（大正14.7～昭和4.6）

4代

花 城　永 渡
（昭和4.7～昭和8.6）

5代

麓　純 義
（昭和8.7～昭和10.2）

6代

安慶名　徳 潤
（昭和10.2～昭和12.6）

7代

長 野　時之助
（昭和12.7～昭和17.6）

8代

富 山　徳 潤
（昭和17.6～昭和19.6）

9代

宮 里　良 永
（昭和19.6～昭和20終戦）

10代

具志頭　得 助
（昭和23.9～昭和25.9）

11代

真栄田　世 勲
（昭和25.9～昭和29.9）

副議長

初代

与那原　良 眞
（大正10.8～大正14.4）

2代

伊 藤　雅 二
（大正14.7～昭和4.6）

3・4代

長 野　時之助
（昭和4.7～昭和8.6）
（昭和8.7～昭和12.6）

5代

仲 本　政 春
（昭和12.7～昭和17.6）

6代

宮 里　良 永
（昭和17.6～昭和19.6）

7代

宇 良　宗 樽
（昭和19.6～昭和20終戦）

8代

仲井真　元 楷
（昭和23.9～昭和25.9）

9代

城 間　康 昌
（昭和25.9～昭和29.9）

10・11代

長 嶺　将 真
（昭和29.10～昭和30.8）
（昭和30.11～昭和32.6）

12代

渡 口　麗 秀
（昭和32.9～昭和36.8）

議　長

12・13代

泉　正 重
（昭和29. 10～昭和30. 8）
（昭和30. 11～昭和32. 6）

14・15・16代

高 良　一
（昭和32. 9～昭和36. 8）
（昭和36. 8～昭和40. 8）
（昭和40. 8～昭和44. 8）

17代

辺野喜　英 興
（昭和44. 8～昭和47. 6）

18・19代

比 嘉　佑 直
（昭和47. 6～昭和48. 8）
（昭和48. 8～昭和52. 8）

20代

金 城　重 正
（昭和52. 8～昭和56. 8）

21代

島 袋　宗 康
（昭和56. 8～昭和57. 3）

22代

金 城　重 正
（昭和57. 3～昭和58. 11）

23代

大 浜　長 弘
（昭和58. 11～昭和60. 8）

24代

屋 宜　宗 一
（昭和60. 8～昭和62. 8）

25代

友 利　玄 雄
（昭和62. 8～平成元. 8）

副議長

13代

大 山　盛 幸
（昭和36. 8～昭和40. 8）

14代

辺野喜　英 興
（昭和40. 8～昭和44. 8）

15代

仲 本　安 一
（昭和44. 8～昭和48. 8）

16・17代

大 浜　長 弘
（昭和48. 8～昭和52. 8）
（昭和52. 8～昭和56. 8）

18代

友 利　玄 雄
（昭和56. 8～昭和57. 2）

19代

大 浜　長 弘
（昭和57. 3～昭和58. 11）

20代

屋 宜　宗 一
（昭和58. 12～昭和60. 8）

21代

森 田　重 男
（昭和60. 8～平成元. 8）

22代

中 村　昌 信
（平成元. 8～平成5. 8）

23代

大 城　勝 夫
（平成5. 8～平成9. 8）

議　長

26代

唐 真　弘 安
（平成元.8～平成5.8）

27代

安 里　安 明
（平成5.8～平成9.8）

28代

上 原　　清
（平成9.8～平成11.8）

29代

亀 島　賢 優
（平成11.8～平成13.8）

30代

我那覇　生 隆
（平成13.8～平成17.8）

31代

久 高　将 光
（平成17.8～平成19.8）

32代

安慶田　光 男
（平成19.8～平成21.8）

33代

金 城　　徹
（平成21.8～現在）

副議長

24代

仲 本　嘉 公
（平成9.8～平成11.8）

25代

瀬良垣　武 安
（平成11.8～平成13.8）

26代

高 里　鈴 代
（平成13.8～平成16.10）

27代

久 高　友 弘
（平成16.12～平成17.8）

28代

松 田　義 之
（平成17.8～平成19.8）

29代

崎 山　嗣 幸
（平成19.8～平成20.5）

30代

大 浜　美早江
（平成20.6～平成21.8）

31代

翁 長　俊 英
（平成21.8～現在）

首里市

議　長

初代

当 眞　嗣 合
（大正10.8～大正14.7）

2代

久 高　友 輔
（大正14.8～大正15.9）

副議長

初代

尚　　琳
（大正10.8～大正14.7）

2・3代

玉 城　尚 秀
（大正14.8～昭和4.7）
（昭和4.8～昭和8.7）

議　長

3・4代

粟國　永傳
（大正15.9～昭和4.7）
（昭和4.8～昭和8.7）

5代

玉城　尚秀
（昭和8.8～昭和12.7）

6代

城間　理王
（昭和12.8～昭和17.6）

7代

伊豆見　元永
（昭和17.6～昭和20終戦）

8代

儀武　息睦
（昭和23.8～昭和24.9）

9代

松本　完可
（昭和24.10～昭和25.9）

10代

久高　友敏
（昭和25.9～昭和29.8）

副議長

4代

山口　房良
（昭和8.8～昭和12.7）

5代

宮城　康太郎
（昭和12.8～昭和15.5）

6・7代

徳村　政輝
（昭和15.6～昭和17.6）
（昭和17.6～昭和20終戦）

8代

渡嘉敷　宗賀
（昭和23.8～昭和24.9）

9代

玉那覇　有喜
（昭和24.10～昭和25.9）

10代

大山　盛幸
（昭和25.9～昭和29.8）

小禄村

議　長

初代

上原　良源
（昭和23.9～昭和25.5）

2代

平良　雄一
（昭和25.5～昭和25.9）

副議長

初代

平良　雄一
（昭和23.9～昭和25.5）

2代

新垣　次郎
（昭和25.5～昭和25.9）

議　長

3代

照 屋　林
(昭和25.10～昭和28.2)

4代

赤 嶺　慎 英
(昭和28.2～昭和29.8)

副議長

3代

赤 嶺　慎 英
(昭和25.10～昭和28.2)

4代

照 屋　正 徳
(昭和28.2～昭和29.8)

真和志村・市

議　長

初代

大 城　三 郎
(昭和23.8～昭和25.9)

2代

新 垣　正 栄
(昭和25.10～昭和29.9)

3代

森 田　孟 松
(昭和29.9～昭和32.12)

副議長

初代

宮 里　栄 輝
(昭和23.8～昭和25.9)

2代

山 田　英 盛
(昭和25.10～昭和29.9)

3代

奥 浜　清 吉
(昭和29.9～昭和31.2)

4代

金 城　貞 秀
(昭和31.3～昭和32.12)

みなと村

議　長

初代

友 寄　隆 保
(昭和23.9～昭和 5.7)

副議長

初代

宇 久　真 成
(昭和23.9～昭和25.7)

戦前の公会堂と議場

公会堂

大正６（1917）年に上之蔵町に建設着工。同公会堂内に議会議場も造られた。
『沖縄県那覇市版　三州コロタイプ７月号』（野々村孝男氏提供）

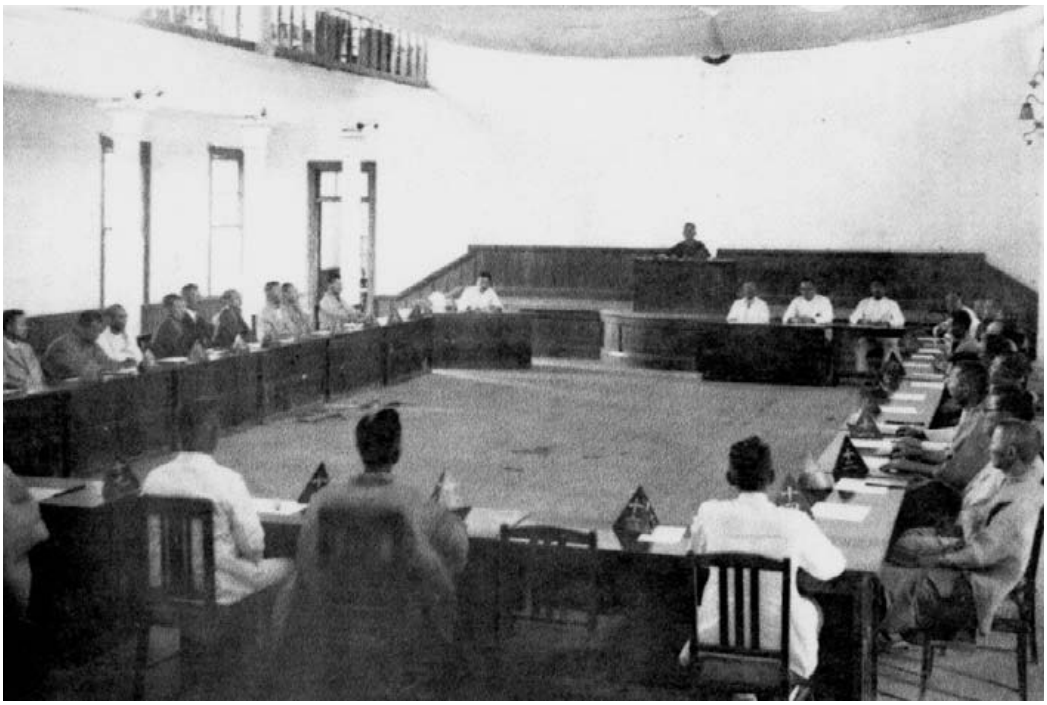

昭和９（1934）年６月に市公会堂で開かれた那覇市臨時議会
『沖縄県那覇市版　三州コロタイプ７月号』(野々村孝男氏提供)

戦後の天妃庁舎と議場

天妃庁舎

戦前の天妃国民学校を昭和 28（1953）年 5 月から昭和 40（1965）年 9 月頃まで、那覇市役所庁舎として使用した。議会は元職員室で行なわれた。

昭和 34（1959）年の議会風景

泉崎庁舎と議場

泉崎本庁舎

昭和 40（1965）年 9 月 10 日に新築されてから、平成 21（2009）年 9 月までの 44 年間使用した。市議会は 3 階。

平成 15（2003）年 3 月の市議会

発刊にあたって

那覇市議会議長　金城　　徹

『那覇市議会史　第１巻　通史編　那覇市議会の歩み』の発刊にあたりごあいさつ申し上げます。

那覇市議会史は平成４年に市制 70 周年記念事業の一環として着手し、これまで資料編の第２巻から第５巻まで９冊を発刊してまいりましたが、今回、集大成ともいえる第１巻通史編を発刊することができました。

このように長きに渡る大事業が円滑にすすめられておりますのも、ひとえに長年に渡り携わっていただいております編集委員の皆様、資料のご提供をいただきました市民の皆様のご尽力の賜物であり、ここに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今回発刊されます「那覇市議会の歩み」は明治５年の琉球処分の時代から平成 17 年までの間を４部に分け、琉球処分から新たな議会制度への変遷をとげる戦前期（第１部）、戦後の混乱を乗り越え市政の復興と三市一村（那覇市・首里市・小禄村・真和志市）の合併を経て復帰を目指したアメリカ統治期（第２部合併前・第３部合併後）、復帰を迎え本土との格差是正など様々な課題に直面しながら克服してきた現在に至るまで（第４部）の那覇市議会が歩んできた道のりが収録されております。

現在、沖縄は先祖伝来の琉球文化や亜熱帯の風土が国内外に高く評価されておりますが、経済は低迷し若年者の雇用問題、未だ返還されない米軍基地問題等、課題が山積しております。また、中核市を目指す市政運営の中で高まる議会への期待や、道州制の検討をはじめ地方自治のあり方が問い直されている中、議会制度の大きな転換期を迎えています。

このような時期こそ、「那覇市議会の歩み」がこれからの那覇市にとって一助となることと期待しているところであります。

今後とも那覇市議会の歴史と伝統に培われた気風を守り、那覇市の発展のため議員各位とともに、より一層の研鑽に努め、市民の負託に応えてまいりたいと存じます。

平成 23 年（2011 年）３月

凡　　例

1　本巻は、『那覇市議会史　第1巻　通史編　那覇市議会の歩み』とする。

2　本巻の収録する期間は、明治5年（1872年）の琉球処分から平成17年（2005年）12月までとする。

3　本巻は、現在の那覇市を構成する旧那覇市、旧首里市、旧小禄村、旧真和志市（村）、旧みなと村も含めた、議会の歩みを記述した。

4　本巻は、「序章」、第1部「戦前期」、第2部「アメリカ統治期（合併前）」、第3部「アメリカ統治期（合併後）」、第4部「復帰後」で構成し、それに応じて写真とコラムを収録した。

5　編集にあたっては、次のとおりとした。

(1) 紀年については、「戦前期」と「復帰後」は元号で、「アメリカ統治期」は西暦で、時代背景が分かるように表記した。

(2) 議員の氏名については、『那覇市議会史　第2巻　資料編1　議会の法規・組織』によった。那覇市三役の氏名は『市政概要』（平成22年度）によった。

(3) 読みが分かる氏名には、ルビを付した。

(4) 用字・用語については、次のとおりとした。

①漢数字は、熟語的使用を除き算用数字で表記した。

②高等弁務官の氏名で2とおりの表記がある場合、当時は慣用的に使用されていたもので誤字ではないが、次のとおり統一した。

キャラウェー、キャラウェイ → キャラウェイ

モーア、ムーア → ムーア

③引用文の旧漢字は、新漢字に改めた。ただし、那覇市議会議員や那覇市三役を除く氏名等の固有名詞は原本のとおりとした。

④引用文で収録しない箇所については、〔略〕〔中略〕〔後略〕で表示した。

⑤引用文が不鮮明で判読できない文字は、その字数分を□で表示した。

⑥引用文の収録にあたっては可能な限り原本に沿ったが、明らかな誤字、脱字と判断できる字句は訂正した。また、判断できない字句には（ママ）を付した。

⑦引用した新聞記事の見出しの行替え箇所は、斜線で表示した。

6　収録した写真と地図については、県立公文書館、沖縄タイムス社、琉球新報社、那覇市歴史博物館等より提供の他、那覇市関係機関が刊行した『那覇市史』、『那覇百年のあゆみ』、『那覇市水道誌』、『那覇市水道50年誌』、『首里市制施行十周年記念誌』、『小禄村誌』、『真和志市誌』、『写真でつづる那覇　戦後50年』、『那覇市勢要覧』、『市民の友』、『那覇市議会史』、『那覇市議会会報』『なは市議会だより』等より転載した。

那覇市議会史　第1巻　通史編　那覇市議会の歩み

目　　次

口　絵

発刊にあたって　　**那覇市議会議長　金城　徹**

凡　例

序章　議会制度の変遷

第1節　戦前期 …… 1

(1)琉球処分･旧慣温存　(2)改革の予兆　(3)区制、間切島制と区会の設置　(4)改正区制、特別町村制　(5)一般町村制　(6)昭和恐慌と戦時期

第2節　アメリカ統治期（合併前） …… 7

(1)戦後市政･村政の時代　(2)公選市町村長の時代　(3)市町村自治法の時代　(4)土地闘争と瀬長市政

第3節　アメリカ統治期（合併後） …… 11

(1)大那覇市の誕生　(2)自治権拡大運動　(3)主席公選　(4)復帰対策

第4節　復帰後 …… 13

(1)復帰後Ⅰ期　(2)復帰後Ⅱ期　(3)復帰後Ⅲ期

第１部　戦前期

第１章　琉球処分と旧慣温存の時期

第1節　沖縄県設置後の沖縄・那覇 …… 19

第2節　明治20年代の沖縄・那覇 …… 22

第２章　特別区制と間切島規程

第1節　区制制度と区会の組織 …… 26

(1)区会議員　(2)区会議員選挙

第2節　那覇区政と区会 …… 30

(1)太田祥介区長時代　(2)斎藤用之介区長時代

第3節　首里区政と区会 …… 37

(1)西常央･斎藤用之介区長時代　(2)朝武士干城区長時代

第4節　間切島規程と間切会の組織 …… 41

第5節　真和志・小禄の間切制と間切会 …… 45

第３章　改正特別区制と特別町村制

第1節　改正区制制度と区会の組織 …… 47
(1)沖縄県区制から改正区制へ　(2)改正区制の概要　(3)区吏員の選任　(4)区会の概要
第2節　那覇区政と区会 …… 51
(1)喜入休区長時代　(2)当間重慎区長時代　(3)山城正馴区長時代
第3節　首里区政と区会 …… 64
(1)知花朝章区長の時代　(2)区会議員選挙　(3)知花区長の施政
第4節　特別町村制度と議会の組織 …… 69
(1)『沖縄県間切島規程』から『沖縄県及島嶼町村制』へ　(2)「島嶼町村制」の概要　(3)町村吏員　(4)町村会
第5節　小禄村政と議会 …… 70
(1)村長と村政　(2)村議会
第6節　真和志村政と議会 …… 72
(1)村長と村政　(2)村議会

第４章　一般市制と町村制

第1節　市制制度と議会の組織 …… 74
(1)改正区制から一般市制　(2)「市制」の概要　(3)市公民の規定　(4)市会　(5)参事会　(6)市吏員
第2節　那覇市政と議会 …… 78
(1)当間重慎市長時代　(2)麓純義市長時代　(3)岸本賀昌市長時代　(4)小嶺幸慶市長時代　(5)照屋宏市長時代　(6)金城紀光市長時代
第3節　首里市政と議会 …… 102
(1)高嶺朝教市長時代　(2)仲吉朝助市長時代　(3)久高友輔市長時代　(4)太田朝敷市長時代　(5)高安玉兎市長時代
第4節　町村制度と議会 …… 112
(1)「町村制」の適用　(2)「町村制」の概要と町村公民の規定　(3)町村会　(4)町村吏員
第5節　小禄村政と議会 …… 113
(1)この期の小禄村長　(2)村会議員選挙
第6節　真和志村政と議会 …… 115
(1)眞榮城村長の治績　(2)村会議員選挙

第５章　総動員体制と沖縄戦

第1節　日中戦争と総動員体制 …… 117

(1)日中戦争と精動運動　(2)戦時下の市会　(3)大沖縄市構想の顛末　(4)国家総動員法と国民生活　(5)新体制運動下の村会議員選挙　(6)翼賛運動下の地方選挙　(7)町内会･部落会、隣組

第2節　十・十空襲と沖縄戦 …… 130

(1)太平洋戦争の推移と小禄飛行場　(2)全島要塞化と疎開問題　(3)十・十空襲　(4)戦時行政　(5)戦場行政　(6)沖縄戦の戦闘経過

第２部　アメリカ統治期（合併前）

第１章　那覇市

序　説 …… 143

(1)那覇市壊滅　(2)キャンプ(収容所)　(3)住民自治―米軍政の諮問機関　(4)初めての選挙　(5)那覇市への帰還　(6)那覇壺屋区設置

第1節　当間重剛市政と市政委員会 …… 147

(1)旧市長の任命　(2)最初の議会と市政委員会　(3)不明な当間市長辞任の理由

第2節　東恩納寛仁市政と市政委員会 …… 149

(1)任命市長と任命議員　(2)旧那覇市民の受け入れ促進　(3)人口増加と食糧･住宅難　(4)市役所の移転　“自治体”の連携　(5)選挙法の制度へ　(6)公職追放問題

第3節　仲本為美市政と議会 …… 154

(1)初の市町村選挙　(2)議会は開かれたが　(3)仲本市長20か月の市政　(4)土地問題　(5)「市町村制」公布　(6)港湾労務者問題と配給停止騒動　(7)配給食糧値上げ騒動　(8)仲本市長の逮捕と市議会

第4節　当間重民市政と議会 …… 160

(1)仲本市長辞任後の選挙　(2)国際情報と沖縄政策の変化　(3)シーツ善政と那覇市　(4)米軍新政策下の那覇市政　(5)緒についた都市計画　(6)第2回市町村議員選挙　(7)新市議会･市民の覚醒　(8)自治への夢とその後退　(9)都市計画の促進

第5節　又吉康和市政と議会 …… 168

(1)市長に又吉康和就任　(2)又吉市政の時代背景と議会　(3)市議会議員補充選挙　(4)都市計画事業の進展　(5)町村合併　(6)土地区画整理事業と泊埋立地譲渡　(7)市営競輪場設置計画　(8)日本復帰運動の進展と那覇市議会　(9)土地接収と反対闘争

第6節　当間重剛市政と議会 …… 175
(1)当間市長の出現と議会　(2)大那覇市構想　(3)都市計画の進展
(4)首里・小禄の吸収合併と議会　(5)軍用地問題と島ぐるみ闘争
(6)米軍政の圧力と那覇市議会　(7)競輪事業
第7節　瀬長亀次郎市政と議会 …… 186
(1)瀬長革新市長の誕生　(2)アメリカと保守派の瀬長市政攻撃
(3)那覇市議会の与野党攻防　(4)特別市議選と不信任決議流れる
(5)軍による瀬長市長追放

第２章　みなと村

第1節　みなと村の設置 …… 199
(1)港湾作業隊の村　(2)初期村政　(3)村政委員会から村議会議員へ
(4)配給停止事件、請負制度移行を促進
第2節　みなと村の解消 …… 204
(1)沖縄議会とみなと村　(2)みなと村の解消と合併をめぐる混乱

第３章　首里市

第1節　仲吉良光市政と議会 …… 209
(1)敗戦後の首里　(2)市政の復活
第2節　小湾喜長市政と議会 …… 211
(1)首里市政委員　(2)住宅難と食糧難
第3節　兼島由明市政と議会 …… 212
(1)初の公選市長兼島由明　(2)市議会議員の選挙　(3)正副議長の選出　(4)初期の議会と体制整備　(5)常任委員会及び特別委員会
(6)兼島市長の行政説明　(7)行政説明に関わる質疑　(8)売店閉鎖・配給　(9)助役・収入役の選任　(10)市議会の流会騒動と正副議長
(11)公設市場の設立　(12)釣堀・屠殺場の使用料　(13)琉球大学の敷地問題　(14)バス問題　(15)都市計画と合併問題

第４章　小禄村

第1節　上原三郎村政 …… 235
第2節　上原義弘村政と村政委員会 …… 236
(1)上原義弘、村長に任命　(2)村政委員の任命　(3)終戦直後の小禄
第3節　長嶺秋夫村政と議会 …… 237
(1)村長選挙と村会議員選挙　(2)議長選出と議員の選挙　(3)議会の動き　(4)新部落建設　(5)立退強制接収

第4節　長嶺良松村政と議会 …… 246
(1)長嶺良松、村長となる　(2)那覇市への編入合併　(3)小禄村の廃止

第５章　真和志村・市

第1節　金城和信村政と村政委員会 …… 252
(1)戦後の真和志村　(2)収骨作業と慰霊塔　(3)豊見城村・真和志村への移動　(4)村政委員

第2節　翁長助静村政と議会 …… 254
(1)村長選挙と村会議員選挙　(2)正副議長の選出と議会体制の整備　(3)村長の予算編成方針　(4)人口増加について　(5)2期目の翁長村政と議会

第3節　宮里栄輝村・市政と議会 …… 260
(1)宮里村政と議会　(2)二重課税の問題　(3)接客人税　(4)土地返還要求　(5)軍命による強制立ち退き　(6)宮里栄輝市政

第4節　翁長助静市政と議会 …… 273
(1)市長選挙と市議会議員選挙　(2)翁長市長の施政方針　(3)市議会での論議

第5節　首都建設と合併 …… 278
(1)みなと村の解消と合併問題　(2)二市二村の合併　(3)市昇格から合併へ

〔補章１〕軍用地問題 …… 284
(1)琉球政府の発足と市町村自治法　(2)首都建設計画と合併問題　(3)島ぐるみ土地闘争と那覇市の対応　(4)やりなおし市議選と人民党事件　(5)当間任命主席の誕生と軍用地問題の結果

〔補章２〕「大那覇市」誕生 …… 297
(1)「みなと村」の解消に伴う合併問題　(2)「二市二村合併」段階と真和志村議会　(3)「二市二村合併」と首里市・小禄村　(4)「三市一村合併問題」と真和志市議会　(5)首里市と小禄村の那覇市への編入合併へ　(6)合併から外れていく真和志市　(7)那覇市と首里市・小禄村の合併実現　(8)翁長真和志市長のころ　(9)那覇市と首里・小禄合併先行後の二市合併問題　(10)当間市長の行政主席就任と合併問題　(11)瀬長市長不信任問題と二市合併問題　(12)瀬長市長の後任就任前の合併実現

第３部　アメリカ統治期（合併後）

第１章　兼次佐一市政と議会

第1節　民連ブームと那覇三大選挙 …… 317

(1)「大那覇市」誕生祝賀と真和志市合併　(2)瀬長後任市長選をめぐって　(3)民連と社大党の対決へ　(4)兼次佐一、市長に当選　(5)市議補選と民連の前進　(6)立法院議員選挙と民連の退潮　(7)沖縄社会党の結党

第2節　兼次市政と政党の動向 …… 325

(1)兼次市長の施政基本方針　(2)兼次市長の柔軟路線　(3)荒れた「市政報告市民集会」　(4)兼次市長不信任決議案とその否決　(5)社大党の退潮と方針転換

第3節　ブース宥和政策と琉米協調路線 …… 331

(1)ブース高等弁務官の凍結資金解除　(2)ガーブ川のはんらん　(3)ガーブ川改修工事と財政援助　(4)区長制復活問題　(5)首都建設計画の再開　(6)戦災都市復興事業　(7)「沖縄市」への改称問題　(8)琉米協調のシンボル「ホノルル姉妹都市」　(9)軍用地問題の収束　(10)米軍関係事故の続発と抗議決議　(11)祖国復帰運動の高揚　(12)保守合同と市議選・市長選

第２章　第1期西銘順治市政と議会

第1節　西銘市長誕生と市政・市議会 …… 347

(1)市長選挙で西銘順治当選　(2)1962年初頭の政治情勢　(3)1962年3月の「市政の大綱」　(4)水不足解消への取り組み　(5)高圧線の地下埋設を求める　(6)国県有地の換地問題　(7)泊、安謝間の公有水面埋め立て　(8)1963年度施政方針　(9)ガーブ川水上店舗問題　(10)「市町村自治法」の改正に伴う「市議会会議規則」の改正　(11)那覇市役所庁舎の建設　(12)「ケネディ新政策」と日米政府の沖縄援助　(13)プライス法による対沖縄援助減額と復活要求　(14)「キャラウェイ旋風」　(15)公営住宅建設用地をめぐって　(16)軍政下の諸問題

第2節　西銘市長と市政・市議会 …… 357

(1)1960年代前半の那覇市の課題　(2)国場君轢殺事件　(3)久場川市営住宅用地をめぐる紛争　(4)建設事業の補助金のあり方をめぐって　(5)市庁舎の建設、市議会の構成　(6)ガーブ川改修問題　(7)1964年度施政方針　(8)不良住宅の改造と樋川火災　(9)みどり丸の遭難

第3節　西銘市長の自民党離党 …… 365
(1)「那覇市民憲章」の制定　(2)名誉市民に当間重剛とキャラウェイ　(3)「キャラウェイ旋風」その後　(4)「日米協議委員会」と「技術委員会」の設置　(5)西銘市長の「1965年度施政方針」　(6)1964年における那覇市の農業　(7)西銘市長の自民党離党　(8)「主席公選」を求める運動と保守系政党の分裂と再統合　(9)泊・安謝間及び奥武山周辺の公有水面埋立問題　(10)国際通りから市外バスを排除する問題　(11)割当土地問題
第4節　市民生活をめぐる市と議会の活動 …… 373
(1)第一次佐藤・ジョンソン会談　(2)都市計画と土地区画整理事業　(3)西銘市長の「1966年度施政方針」　(4)那覇市の新庁舎落成　(5)公営住宅の建設と用地買収　(6)那覇市議会議員選挙　(7)佐藤首相の来沖　(8)軍政下の諸問題

第３章　第2期西銘順治市政と議会

第1節　西銘市長再選と市政 …… 381
(1)那覇市長選挙で西銘順治再選　(2)労組幹部の解雇問題と那覇市職労の分裂　(3)寄宮の区画整理問題　(4)寄宮の区画整理の強制執行　(5)立法院で松岡政保を主席に選出　(6)西銘市長の「1967年度施政方針」　(7)「那覇市建設計画書」と当時の那覇市の状況　(8)行政機構改革　(9)第7回立法院議員選挙と「裁判移送」　(10)公設市場の新設問題　(11)アメリカ政府内での沖縄問題の検討
第2節　日本復帰への道と那覇市政 …… 390
(1)教公二法の制定をめぐる問題　(2)教公二法問題と那覇市議会　(3)祖国復帰要請決議　(4)ごみ処理場と国場川埋立・風致地区整備問題　(5)西銘市長の「1968年度施政方針」　(6)公営企業としての水道事業スタート　(7)軍3号線の開放要求　(8)水源開発に関する要請　(9)上間発電所の建設問題おこる　(10)電力事情・公害と上間発電所問題　(11)那覇市の住宅事情　(12)「両3年以内に返還時期合意へ」　(13)各種の沖縄返還方式論
第3節　復帰加速化と西銘市長の辞任 …… 398
(1)「日米琉諮問委員会」の設置　(2)日本政府援助と「産業開発資金」　(3)下水道工事と井戸水枯渇問題　(4)ガーブ川沿いの下水道・歩道工事と諸問題　(5)ごみ焼却場の建設　(6)「奥武山競技場管理条例」の廃止と「町界・町名整理審議会」の設置　(7)「市町村議会議員及

び市町村長選挙法」の制定　(8)西銘市長最後となる「1969年度施政方針」　(9)「沖縄の法的地位に関する政府の統一見解」　(10)日本政府の「一体化に関する基本方針」　(11)統計に見る1960年代の那覇市　(12)西銘市長の辞任、初の主席公選で屋良当選

第４章　第1期平良良松市政と議会

第1節　平良市長の誕生 …… 408

(1)那覇市長に平良良松当選　(2)Ｂ52戦略爆撃機の墜落炎上と、市議会の抗議決議　(3)新市長就任初の定例市議会と助役・部長人事　(4)那覇新港の建設　(5)下水道条例の制定　(6)平良市長の「1970年度施政方針」　(7)泊・安謝間公有水面埋立事業　(8)市議会議員選挙と正副議長の選出　(9)毒ガス漏れ事故とその撤去　(10)繰り返される全軍労スト　(11)市内のアメリカ軍基地撤去要請　(12)牧志公設市場問題　(13)市議選後の公設市場問題　(14)西市場の火災と臨時市場の設置　(15)首里バスの譲渡　(16)日米共同声明と「1972年返還」決定

第2節　日本復帰への過程と那覇市の対応 …… 418

(1)那覇市の復帰対策と機構改革　(2)土地区画整理事業に伴う町名の変更　(3)那覇新港の建設工事　(4)仮設市場への移転問題　(5)平良市長の「1971年度施政方針」　(6)琉球政府の「復帰対策大綱」と日本政府の「沖縄復帰対策要綱」　(7)市内の軍用地返還問題　(8)基地にかかわる諸問題　(9)那覇大橋開通、市民会館落成　(10)第一公設市場の建設問題　(11)日本政府援助の増加　(12)那覇市の財政状況　(13)復帰前の「国政参加選挙」で西銘・瀬長ら当選

第3節　日本復帰前夜の市政と議会 …… 427

(1)「那覇都市開発5ヵ年計画」　(2)市議会、都市建設推進について要請決議　(3)平良市長の「1972年度施政方針」　(4)大干ばつと時間給水をめぐる討論　(5)高揚する日本復帰運動　(6)「沖縄返還協定」調印　(7)「沖縄国会」での「沖縄協定」批准と関連法律制定　(8)バスの「5社統合」問題　(9)那覇市公害防止条例の制定　(10)「5月15日返還」決定　(11)安謝新港建設と漁業問題・背後地処分問題　(12)寄宮地区の土地区画整理事業　(13)アメリカ軍人所有の軽自動車への課税問題　(14)軍用地の契約拒否　(15)「ニクソン・ショック」と市民生活　(16)復帰前夜の市議会

第４部　復帰後

第１章　日本復帰と市政・議会

第1節　“世替わり”への対応 …… 443
(1)日本復帰と那覇市　(2)軍用地の返還と跡地利用　(3)那覇港管理権の市への移行
第2節　平良良松市長と市政 …… 446
(1)自衛隊配備反対運動　(2)モノレール建設の取り組み
第3節　日本復帰と那覇市議会 …… 447
(1)“世替わり”の中の市議会　(2)新生那覇市議会の発足　(3)那覇市長選挙前の「混乱市議会」　(4)市議会の機関と機能

第２章　第2期平良良松市政と議会

第1節　平良市長再選と市政 …… 451
(1)平良市長再選　(2)自衛隊員の住民登録問題　(3)平良市長の施政方針
第2節　市議会議員選挙 と議会の活動 …… 454
(1)市議会議員補欠選挙　(2)市議会議員一般選挙　(3)市議会の各種委員会　(4)米軍基地をめぐる諸決議　(5)条例の制定
第3節　市民生活と市政 …… 460
(1)救急診療所の設置　(2)琉海ビル陥没事故　(3)小禄･幼稚園での不発弾爆発問題　(4)那覇市と西原村の境界の一部変更について　(5)パイプラインからの油流出事故　(6)環状2号線　(7)県外大型店舗･ダイエーの進出問題　(8)与儀小学校の分離校建設問題

第３章　第3期平良良松市政と議会

第1節　平良市長3選と市政 …… 465
(1)市長選と市議補欠選　(2)市議会自民党員が自民党を集団脱党　(3)平良市長3期目のスタート　(4)「あけもどろの都市･なは」　(5)上之屋の返還軍用地跡地利用計画　(6)環境衛生公社問題　(7)昭和52年度施政方針　(8)つぶれ地の補償問題　(9)昭和53年度施政方針と市立病院の建設　(10)サンビセンテ市と姉妹都市締結　(11)昭和55年度施政方針
第2節　与野党伯仲となった市議会と議会の活動 …… 473
(1)市議会議員選挙　(2)県立高校通学区域の設定要請　(3)那覇市議会基地立ち入り調査　(4)特別職の給与改正　(5)学校用地の取得

(6)尖閣列島に武装した中国漁船団　(7)ハブ対策条例　(8)国体誘致決議　(9)市議会議員「年賀・暑中見舞い」廃止　(10)「7・30交通変更」(11)モノレール導入問題　(12)那覇空港の民間専用化への意見書

第3節　市民生活と市政 …… 485

(1)若狭地区住宅改良事業　(2)市立病院・漫湖公園・希望ヶ丘公園　(3)「栄町」町名案で論争　(4)自衛官成人式参加で混乱

第４章　第4期平良良松市政と議会

第1節　平良市長4選と市政 …… 489

第2節　市議会議員選挙と議会の活動 …… 490

(1)市議会議員選挙　(2)正副議長選挙　(3)議会の活動

第3節　市民生活と市政 …… 500

(1)公設市場の改築と農連市場の移設問題　(2)ゴミ分別収集　(3)都市基盤整備

第５章　第１期親泊康晴市政と議会

第1節　親泊市長の誕生 …… 503

(1)革保激突の市長選・市議補選　(2)親泊候補の選挙公約　(3)比嘉候補の選挙公約　(4)親泊候補“革新の砦”守る

第2節　親泊革新市政の発足 …… 507

(1)自衛隊問題で議会空転　(2)自衛隊弾薬庫新設と軍民共用反対行動　(3)12月定例会一般質問　(4)難産の助役・教育委員人事

第3節　親泊市長の施政方針と議会 …… 512

(1)昭和60年度施政方針　(2)施政方針に対する会派代表質疑

第4節　革保逆転の市議会議員選挙 …… 517

(1)6月定例会と市議選前哨戦　(2)自衛隊機事故と那覇空港の民間専用化要請　(3)市職員汚職事件で綱紀粛正決議　(4)軍用地強制使用訴訟で議会紛糾　(5)市議会議員選挙

第5節　逆転議会と平和行政の継承 …… 527

(1)平和行政のシンボル「憲法9条の碑」　(2)親泊市長の核廃絶要請文　(3)非核都市宣言と市議会の反核宣言　(4)「核兵器廃絶平和都市宣言」決議　(5)NAHAマラソンと自衛隊参加問題　(6)海邦国体開催　(7)日の丸・君が代問題と市議会決議

第６章　第2期親泊康晴市政と議会

第1節　親泊市長再選と市政 …… 539

(1)市長選挙･親泊康晴再選　(2)親泊市政の特徴と「あけもどろの都市･なは」　(3)「平和都市」実現のために　(4)市民福祉と住みよい都市づくり　(5)「文化都市」実現のために　(6)市の公共工事不正発注

第2節　市議会議員選挙 …… 547

(1)市議会議員選挙　(2)正副議長選挙　(3)市議会補欠選挙

第3節　議会の活動 …… 548

(1)議会の権限　(2)那覇市議会の主な条例の制定　(3)決議、意見書、同意、その他の案件　(4)その他の活動

第4節　市民生活と市政 …… 562

(1)「パレット市民劇場」設置条例　(2)「老人憩いの家」設置条例　(3)「福州園」開園　(4)尚家文化財市へ無償譲渡　(5)那覇保健センターオープン

第７章　第3期親泊康晴市政と議会

第1節　親泊市長3選と市政 …… 565

(1)市長選挙･親泊康晴再選　(2)第3期親泊市政の基本方針　(3)平和問題への取り組み　(4)那覇市情報公開条例裁判　(5)ごみ問題への取り組み　(6)新都心開発事業と都市モノレール事業･新庁舎建設問題　(7)福祉への取り組み　(8)文化･国際交流　(9)その他の主な事業

第2節　市議会議員選挙 …… 577

(1)市議会議員選挙　(2)市議会議員補欠選挙　(3)正副議長選挙と各委員会正副委員長の選任

第3節　議会の活動 …… 579

(1)県市議会議長会に復帰　(2)特別委員会の設置　(3)恒久平和宣言決議と核実験強行に対する抗議決議　(4)議員の個人質問権　(5)秘密会議録の公開問題　(6)ケーブルテレビの導入　(7)那覇市議会編史さん事業　(8)主な条例の制定　(9)決議、意見書、同意、その他の案件

第4節　市民生活と市政 …… 587

(1)那覇市玉陵及び識名園　(2)とよみ大橋開通　(3)なは女性センター

第８章　第4期親泊康晴市政と議会

第1節　親泊市長と市政 …… 589

(1)市長選挙　(2)新那覇市行政改革大綱の策定　(3)第3次那覇市総

合計画基本構想の策定　(4)親泊市長退任挨拶
第2節　市議会議員選挙と議会の活動 …… 594
(1)市議会議員選挙　(2)正副議長選挙　(3)助役･収入役の選任同意　(4)主な条例の制定　(5)その他主な議案　(6)会派の動向　(7)決議、意見書　(8)その他の動き
第3節　市民生活と市政 …… 615
(1)「那覇市壺屋焼物博物館」オープン　(2)「ふれあいプラザ安謝」完成　(3)「子どもの街」宣言　(4)「那覇市立病院急病センター」オープン　(5)漫湖ラムサール条約登録認定　(6)「那覇市NPO支援センター」オープン　(7)介護保険制度スタート　(8)サミット開催　(9)首里城跡など世界遺産に登録

第９章　第1期翁長雄志市政と議会
第1節　翁長市長誕生と市政 …… 619
(1)市長選挙　(2)翁長市長就任　(3)助役、収入役人事
第2節　市議会議員選挙と議会の活動 …… 620
(1)市議会議員選挙　(2)正副議長選出　(3)会派の結成　(4)各種委員会委員選任　(5)翁長市長市議会初登壇　(6)基本姿勢と緊急政策課題　(7)国旗･日の丸掲揚実施表明　(8)自衛隊との関係　(9)自衛官募集事務受託と議会の対応　(10)初の女性助役問題　(11)那覇軍港移設問題　(12)ごみ処理施設問題　(13)行財政改革　(14)安謝保育所の民間委託　(15)学校給食業務の民間委託　(16)政務調査費の交付に関する条例制定　(17)議員定数削減問題　(18)那覇市暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例の制定　(19)市町村合併問題　(20)住基ネットと個人情報保護条例の改正
第3節　市民生活と市政 …… 636
(1)那覇市制施行80周年記念式典　(2)那覇市制施行80周年記念事業と議会　(3)那覇市情報公開訴訟最高裁判決　(4)「観光那覇、だいじょうぶさあー」安全宣言　(5)家庭ごみ回収有料化実施　(6)沖縄都市モノレール(ゆいレール)開業
第4節　意見書、宣言及び抗議決議 …… 640

第10章　第2期翁長雄志市政と議会
第1節　市長選挙 …… 649
第2節　市議会議員選挙と議会の活動 …… 650
(1)市議会議員補欠選挙　(2)会派の動向　(3)副議長の選任　(4)市

議会議員一般選挙　(5)議長、副議長選任　(6)各種委員会委員と組合議会議員の選任

補遺

1. 第17回選挙当選市議会議員と議会の活動 …… 657
2. 第18回選挙当選市議会議員と議会の活動 …… 677

参考資料

歴代三役 …… 689

あとがき …… 695

那覇市議会史編さん委員会委員名簿 …… 696

那覇市議会史編集委員会委員名簿 …… 697

『第1巻 通史編 那覇市議会の歩み』執筆者一覧 …… 698

序章　議会制度の変遷

第１節　戦前期

（１）琉球処分・旧慣温存（明治５年～同 16 年）

明治４（1871）年 11 月、岩倉具視（いわくらともみ）を全権大使とする米欧訪問団が日本を出発した。その頃、宮古島を出発した年貢運搬船が台湾に漂着し「生蕃」に殺害される事件が起きた。この報告は翌年、明治５年４月に外務省に伝えられたという。これを受けるように明治政府は琉球側の「慶賀使」派遣を要請し、琉球側の使節団は同年９月３日東京に着いた。一行に対し明治政府は「詔勅」の形で「琉球国王尚泰を藩王となし華族に陞列するの詔」を出した。つまり琉球王国は藩となったのである。その後、この問題をめぐり清国との間で様々な交渉がなされたが、その台湾事件の交渉の全権を担ったのは征韓・征台論者の副島種臣（そえじまたねおみ）であった。しかし同年６月から９月にかけて米欧訪問団が帰国すると征韓派と外遊派との間でいわゆる征韓論争の結果、征韓派は議論に破れ下野した。いわゆる明治６年政変である。しかし台湾出兵は結局、征韓論の西郷隆盛の弟、西郷従道によって強行され明治７年４月４日に台湾に日本軍は上陸した。その間の７月 12 日に明治政府は琉球藩事務を外務省から内務省管理に移し、内務卿の大久保利通を北京に派遣し交渉させて 10 月 31 日「日清互換条款」等の「議定書」を締結させた。この議定書には「琉球は日本に属する」という意味の条文が取り込まれていたが、この頃から大久保等を中心に「琉球処分」が検討され始めた。

明治９年５月 17 日には太政官は達を出して、内務省出張所に裁判事務、警察事務などを付託させたが、他方前年から冊封、進貢などを禁じ松田処分官を派遣した。

こうした中、明治 12（1879）年４月４日太政官布告第 14 号が出され「沖縄県を設置、首里に県庁を置く」とした。初代県令には鍋島直彬（なべしまなおよし）が任命された。当時の「県」とは、今日の地方自治体としての県ではなく中央集権国家としての明治政府の「出先機関」として位置づけられるものである。沖縄県は６月 25 日沖縄県甲第３号布達を出して「諸法度の儀、更に改正の布告に及ばざる分は総て従前の通相心得る」べきとしたが、これが後年「旧慣温存」の根拠とされた（『一木書記官調査報告書』『沖縄県史　第 16 巻』）。

明治 14（1881）年５月 18 日に第２代沖縄県令として上杉茂憲（うえすぎもちのり）が赴任した。

上杉はその年 11 月から 12 月にかけて沖縄本島を巡回視察し、翌年八重山などを巡回したという。上杉は明治 15 年３月 11 日上京し「吏員改正の儀に付き上申」書を提出したが当初無視され６月 14 日正式に不採用、却下された。上杉は７月に那覇に戻ったが、８月明治政府が恐れていた事態が起きた。それは旧士族達の「反乱」すなわち「脱清人」である。脱清人とは清国政府に琉球国の救国すなわち存続を求めるようなものであった。この問題は 17 年にかけて沖縄県の大きな問題となった（『沖縄県史　第 12 巻』）。これに対しては明治政府は徹底的に弾圧していった。

明治 16（1883）年１月に岩村通俊（いわむらみちとし）会計検査院長が来県し、以降３か月にわたって沖縄県の各地を視察し、２代県令上杉の改革に不満をいだいていた旧士族層等の陳情を受け入れ、

上杉県令の更迭を上申した。明治 16 年 4 月 22 日会計検査院長を兼ねて第 3 代県令に就任した。旧王府役人の士族並びに間切役人農民の既得権を保証する形で彼らを取り込むことにしたのである。12 月 21 日付で岩村から西村捨三(にしむらすてぞう)が第 4 代県令として赴任した。

（２）改革の予兆（明治 17 年～同 28 年）

県令となった西村は明治 17 年 2 月、最後の国王、尚泰を一時帰県させて旧士族達を説得させるとともに秩禄処分を延期させて懐柔した。ちなみに秩禄処分は明治 43（1910）年になってやっと行なわれた。

明治 17 年 1 月、西村は士族対策として士族の分家、すなわち次、三男は平民籍となるのが明治 7 年太政官布告第 73 号により決められていたが、沖縄の華士族についてはこれを適用せずとする特例を提案し 2 月内務卿山県有朋(やまがたありとも)が太政大臣に許可を貰っている。

一方、西村は同じ 1 月に「那覇以下各役所へ事務委任の件」を出している。これはいくつかの事案について那覇以下の間切などに事務を委任する形をとりつつ各間切の事務をいわば「取り込む」あるいは「囲い込む」ものといってよい。つまり上杉とは異なる形で琉球王国の間切などの事務を「近代的」明治政府の下に包摂していくものと言ってよい。

さらに西村は人心が落ち着いたと思われる明治 18（1885）年、沖縄県乙第 77 号達により「間切及村方に於て旧藩中内法村約束」について、各間切に対して「内法」調査を命じ、各間切は明治 18 年から 19 年に成文化して「間切内法」や「村内法」として届けた。なおこの内法制定の過程で県からの指導で様々な改定がなされた。たとえば身売りは「奉公」に改定された。こうした県の「指導」で改定されたものが「間切内法」「村内法」として明治 23（1890）年に制定された。これは西村の一大功績であろう。明治 18 年 12 月 23 日、それまでの太政官制度に替わり今日に続く「内閣制」に替わった。それを受け、それまでの布告や達に替わり法律、勅令が使われるようになった(勅令第 1 号　明治 19.2.24　公文式)。

明治 19 年、内務大臣の山県有朋は 3 月に視察のため沖縄にやってきた。4 月 27 日西村に替わり、大迫貞清(おおさこさだきよ)が第 5 代の県令に任命されたが、大迫在任中の 7 月 19 日に県令は「県知事」に名称が替わった。その大迫も 20 年 1 月には進退伺いを出して 4 月 14 日には福原(ふくはら)実(みのる)に替わったが、福原在任中の 11 月 21 日伊藤総理大臣が陸軍・海軍大臣を引き連れて来県した。

明治 21（1888）年 4 月 25 日法律第 1 号として「市制」と「町村制」が公布され、本土では翌年から、市町村制が施行され市会、町村会が開催されるところとなったが、町村制 132 条には北海道、沖縄県、勅令指定の島嶼には適用されないと記されたことで、沖縄県では市会、町村会は開設されなかった。9 月 18 日福原に替わり内務省社寺局長の丸岡莞爾(まるおかかんじ)が県知事に任命された。丸岡は「予算協議会」を設置したと言われる。予算協議会は間切の予算を協議する場であるが、沖縄の議会史では画期といってよい。その中身はともかく新しい第一歩を踏み出した出来事といってよい。

「沖縄旧慣地方制度」(『沖縄県史　第 21 巻』所収）に興味ある記述があることに気づい

た。この資料は昔からよく知られた資料であるが、那覇、首里をはじめ各間切の第1項「行政区域」つまり間切内の村名や、第2項「住民」、さらに役人の役職名や職務権限などが調べられている。調査したのは沖縄県の内務部第一課で明治26年4月1日発行となっていて、かつては沖縄県の間切制度研究などに使われていた。しかし那覇、首里の『公事帳』は現在不明であるので今回『沖縄旧慣地方制度』を読み返していて興味あるものを見つけた。それは第6項「内法」の項目に続く第7項としてある「公会」である。

それによれば那覇には「四町会」と「村会」が、泊村と久米村にも「村会」があり、首里には「平等会」と「村会」が、真和志、小禄間切には「間切会」と「村会」があったと記している。これはかつての王府時代にはなかったものであり、また文献資料などにもない。会議事項をみると「内法処分」があり、内法制定後に設置されたものかと考えられる。これまで文献、当時の資料などにもほとんど触れられていないことで、あるいは実質余り体を為さないものであったのかもしれないが、いずれにしろ、形だけだったとしても、予算協議会の後に設置されたと考えられるもので沖縄における初めての「民会」「議会」と考えてよい。那覇四町会の「会員」は「人民惣代」で那覇役所の「主取、中取」＝書記官を選出するものに過ぎないのではあるが、いずれにしろ、予算協議会とこれらの「民会」は丸岡知事の時代に形作られたと考えられるものであり、新しい時代への「ステップ」と考えたい。

明治22（1889）年、10年後の議会開催を約束した明治政府は2月11日「大日本帝国憲法」を公布し、同日に法律第3号として「衆議院議員選挙法」を公布した。同法の111条は沖縄、北海道、小笠原には適用せずと規定していた。

翌年、明治23年には第1回の衆議院選挙が行なわれ11月には第1回帝国議会が開かれた。またこの年5月17日には法律第35号「府県制」と第36号「郡制」も公布されたが、これらも沖縄などには適用されなかった。

明治25（1892）年7月20日丸岡知事の後任に奈良原繁（ならはらしげる）が赴任した。後年、「琉球王」とも呼ばれた人物で15年あまり沖縄県知事を務めた。しかしこの年の暮れから宮古では人頭税廃止運動が起きた。王府時代の宮古の役人に対する不満が爆発した事件である。当初、奈良原知事は「役所機構の改革」を農民に約束したと言われるが、宮古の役人の反対に会い頓挫したという。その結果、宮古の農民は翌年、明治26年の第5回帝国議会に請願するところとなった。この請願を受ける形で明治政府も沖縄県改革に本格的に乗り出すこととなった。内務省は法科大学教授で書記官の一木喜徳郎（いちききとくろう）を派遣し、大蔵省は主税官の仁尾惟茂（におこれしげ）を派遣するとともに県収税長の祝辰巳に税法調査を命じた。

こうした中、明治27年8月1日、日清戦争が勃発し、翌28年4月17日に下関条約を締結し終結した。この戦争で日本が勝利したことにより沖縄では日本帰属意識が強くなったと言われている。明治政府にとっても未決着であった領土・国境が明確になったと言ってよい。台湾が植民地となったからである。

（3）区制、間切島制と区会の設置（明治29年～同40年）

こうした結果、明治29年3月5日勅令第13号「沖縄県郡編成法」とともに第19号「沖

縄県区制」が公布されて、沖縄県は那覇区、首里区、島尻郡、中頭郡、国頭郡、宮古郡、八重山郡の 2 区、5 郡となった。またこれにより、那覇、首里には「区会」が設置されることとなった。

区会は県知事が任命する区長が議長となる「変則的」な「議会」ではあるが、とりあえず沖縄の那覇と首里に正式な議会が誕生したのである。選挙権、被選挙権も直接国税 2 円以上を納める 25 歳以上の男子のみではあったが、選挙によって住民代表を選ぶ仕組みが漸く始まったのである。議員は名誉職であったが明治 29 年 6 月に選挙が行なわれたと記録されている。

一方、真和志、小禄などの間切については明治 30（1897）年 3 月 29 日に勅令第 56 号「沖縄県間切島吏員規程」が公布され 4 月 1 日から施行された。これはまずは「間切」を整理して、ということであろうか。しかし、これも間切長はじめ収入役や書記、村頭に至るまで県知事が任命するというものであった。

ほぼ 2 年後の明治 31 年 12 月 21 日勅令第 352 号「沖縄県間切島規程」が公布され 32 年 1 月 1 日に施行されることとなった。これにより間切には間切会が設置されることとなったが、間切会については県知事がこれを定めるとして 1 月 23 日に沖縄県令第 3 号として「間切島会に関する規程」が制定された。それによると議員は任期 2 年の名誉職とされたが、議員選挙については従前の例によるとされ、先に指摘した「間切会」が実際行なわれていたと考えられるのであるが、選挙権、被選挙権とも詳細は不明である。旧慣から近代的なものに変質していったと思われる。

こうした区会、間切会が始まった頃、もう一つの改革すなわち土地・租税制度の改革である地租改正が沖縄では土地整理事業として進められつつあった。明治 31 年 6 月には地租改正費が衆議院、貴族院を通過し 7 月には土地整理事務局が設置され明治 32 年 3 月 10 日に「沖縄県土地整理法」が公布されて 4 月から土地整理事業が県下で行なわれていった。また上京していた謝花昇（じゃはなのぼる）は 31 年 12 月 10 日に辞職して衆議院議員選挙法の改正を訴える運動、いわゆる民権運動を始めていた。衆議院議員選挙法は明治 33 年 3 月 29 日に 22 年の選挙法が改正公布され、その 111 条には沖縄県の 2 区 3 郡から、すなわち本島から 2 人の定員が認められたが、その実施は勅令で定めるとするものであった。

土地整理事業は宮古の人頭税廃止の請願を極めて意識したもので宮古、八重山には明治 36 年 1 月から地租条例、国税徴収法が適用された。土地整理の結果、県民の私的土地所有が認められることとなったが、地租が金納とされるものであった。土地整理事業は 36 年 10 月に終了し沖縄本島にも 37 年 1 月から地租条例、国税徴収法が適用された。

明治 37 年 2 月 10 日、日露戦争が始まり、戦争は長期化して 38 年 10 月 16 日にようやく終結した。同年、沖縄では 10 月 30 日「戦勝祝賀大運動会」が開かれたと当時の新聞にはあるが、東京では講和条約に不満を持った民衆が暴動を起こす日比谷焼討事件が起きた。日本は産業革命後の帝国主義という新しい歴史段階に入っていった、と言ってよい。

（4）改正区制、特別町村制（明治 41 年～大正 8 年）

明治 40（1907）年 3 月 15 日勅令第 45 号「沖縄県間切島並伊豆、小笠原名称区域変更」

と第 46 号「沖縄県及島嶼町村制」（以下、島嶼町村制と略）が出された。前者はこれまでの「間切」や「島」を「町・村」とし間切島内の「村」を「字」とするものであった。それにともない、間切長・島長が町村長に、村頭が区長に改称され、間切会・島会も町村会となった。これは明治 37 年頃から検討されていたようである。

勅令第 46 号はいわゆる「特別町村制」（以下、特別と略）と言われているものであるが、明治 21 年に制定されたいわゆる「一般町村制」（以下、「一般」と略）といくつかの点で異なっていた。まず町村長であるが「一般」の場合、町村会の選挙で選ばれたのに対し、「特別」の場合、郡長の具申によって県知事がこれを任命するものとされた。議長はどちらも町村長であるが、「一般」の場合、町村会で町村長が選べたのが何より異なる点である。「一般」の場合、町村長は名誉職もしくは有給であるのに対し、「特別」の場合有給となっている。選挙権は 25 歳以上の男子で一戸を構え、2 年以上住民として居住し負担を分任し直接国税を納めるものとする、のは同じである。但し「一般」の場合国税 2 円以上とする規定は「特別」には何故か入っていない。

この 2 つの勅令は明治 40 年 10 月 12 日内務省令第 24 号と第 25 号によって明治 41 年 1 月 1 日より施行するとされた。ところで何故、特別町村制なのかということについて言えば、この勅令は「島嶼」すなわち島々、離島に関する町村制なのである。沖縄だけでなく伊豆諸島、奄美大島といった島嶼地域に対する制度である点に注意する必要がある。ちなみに後に沖縄が一般に移って後もこの勅令は島嶼町村制として残り伊豆諸島などには戦後までこの町村制が残ったのである。

特別町村制が施行された明治 41（1908）年の 3 月 16 日に改正「沖縄県区制」が公布された。これは前年の島嶼町村制に合わせるとともに、この間の明治 29 年以来の様々な制度の改正に合わせたものであった。

内務大臣は改正の理由を①事務が繁多になったこと、②区は債権を発行することができないので新しい事業を経営するのに不便であること、③島嶼町村制と権衡を欠くこと等をあげている。改正とはいっても全面改正の形をとっている。改正点の 1 つに区公民資格の 1 つであった直接国税 2 円以上の「2 円以上」は消えている。また区長の任期は当初 6 年の案があったようであるが結局 4 年となり、「区会が区長候補者 3 人を推薦し」内務大臣の裁可を受ける者を区長とする、とされた。以前の区会と大きく異なるもので、区会の権限が強化され、これにより那覇、首里の地元出身の区長に道が開かれた。また区に助役が必置となり、これも区会が選挙で選び県知事の「認可」でよいものとなった。特別とはいえ以前の区会から大きく前進したものとなったと言ってよい。助役も区会が選挙して県知事の「認可」となり、また区会議員の任期は 6 年から 4 年に改正になった。

明治 41（1908）年 2 月 27 日法律第 2 号「府県制中改正」と第 3 号「沖縄県の負担及国庫補助に関する法律」が出され、沖縄県に府県制を実施するのは時期尚早としつつ、その理由の 1 つが様々な法律にある国庫補助の特例、沖縄県については他府県と異なり特別な国庫補助があったことによるものと思われる。いずれにせよ明治 42（1909）年 3 月 12 日勅令第 20 号が出され「沖縄県に関する府県制特例」によって、特例付きの府県制が実施されることとなった。県会に参事会が置かれない特例ではであったが、ここにようやく「県会」が設置されることとなった。これを受け、明治 42 年 5 月第 1 回の県会議員選挙が行な

われた。

一方おくれて明治 45（1912）年 3 月 29 日、法律第 58 号によって沖縄県に衆議院議員選挙法が施行されることとなった。これは 33 年の改正衆議院議員選挙法を受け継ぎ沖縄本島 2 区 3 郡から 2 人のみの定員とするもので宮古、八重山は含まれなかった。5 月 12 日に初めての衆議院議員選挙が行なわれた。

（５）一般町村制（大正 9 年～昭和 19 年）

こうした中、沖縄では大正 7（1918）年 3 月 28 日には那覇区会議長の当間重慎（とうまじゅうしん）から県知事宛「区制廃止に関する意見書」が出され、5 月 13 日には「沖縄県特別県制並に区町村制撤廃期成会」が結成され、15 日には首里区制問題調査委員が設置されたという。特別県制、特別区制、特別町村制について、特に、県知事の強い権限について疑問が出てきたのである。

大正 8（1919）年 5 月 22 日、法律第 60 号「衆議院議員選挙法」によって沖縄県における衆議院議員選挙は 4 区 5 人と改められ宮古、八重山も選挙区に入れられた。

翌大正 9（1920）年 3 月 23 日勅令第 45 号によって一般町村制が沖縄にも施行されることとなり 27 日に勅令第 59 号によって一般府県制が沖縄にも施行されることとなった。5 月 17 日勅令第 193 号によって「沖縄県及島嶼町村制」から「沖縄県及」の 4 文字が削除されて沖縄県にも一般の町村制が施行されることとなった。

これを受け大正 10 年 4 月 9 日法律第 58 号によって市制が改正になり附則に「沖縄県の区を廃して市をおかむとするときは第 3 条の例に依る」とされた。第 3 条は「市の廃置分合を為さむとするときは関係ある市町村会及府県参事会の意見を徴して内務大臣之を定む」とあり、大正 10 年 5 月 20 日内務省告示第 88 号によって「大正 10 年 5 月 20 日より沖縄県那覇区及首里区を廃止其の区域を以て那覇市及首里市を置く」とされ、那覇市と首里市には一般の市制が施行されることとなった。それより首里市は 5 月 20 日に、金城、寒川、山川、真和志、池端、大中、桃原、当蔵、鳥堀、赤田、崎山、儀保、赤平、汀良、久場川、平良、石嶺、大名、末吉の 19 町となる。

大正 14（1925）年 3 月 29 日普通選挙法が成立（5 月 5 日公布、大正 15 年施行）したが、その 2 週間程前の 3 月 19 日（4 月 22 日公布）に治安維持法が制定された。これにより翌大正 15 年 6 月 24 日「市制」「町村制」が法律第 74 号、第 75 号によって改正となり、前者は第 9 条に「帝国臣民たる年齢 25 年以上の男子にして 2 年以来市住民たる者は市公民と」するに改め、後者は第 7 条に同じく「町村公民と」するとした。これにより明治 21 年以来の制限選挙は、男子のみではあったが「普通選挙」となった。普通選挙法の適用による最初の衆議院議員選挙は、昭和 3（1928）年 2 月 20 日に実施され、5 人が当選した。

大正 15（1926）年 5 月 5 日法律第 47 号「衆議院議員選挙法」は沖縄を 1 区 5 人と改めた。またこの年 12 月 26 日開催の第 51 帝国議会は「沖縄救済に関する建議」を採択し 5 か年間の産業助成費の支出を決めた。

（６）昭和恐慌と戦時期（昭和４年～同 20 年終戦）

昭和 4（1929）年 10 月 24 日ニューヨーク株式市場で株が大暴落して、世界中にその影響が広がっていった。世界恐慌の始まりであった。日本でも昭和恐慌として次第に不況となっていった。そういう中で小禄村会は財政上から尋常小学校の廃止を決議するにいたった。こうした中で、昭和 6（1931）年 9 月 18 日満州事変が勃発し日本は中国への侵略を進めていった。

昭和 8（1933）年に「沖縄振興 15 カ年計画」が計画され、同年 9 月 26 日勅令第 253 号「沖縄県振興事務職員増置」が出され沖縄振興が図られることとなったが、結果から言えば遅すぎた。

昭和 12（1937）年 7 月 7 日に日中戦争が勃発し、日本は中国でのさらなる泥沼の戦争に入っていった。

昭和 13(1938)年 4 月 1 日には国家総動員法が制定されて国を挙げて軍事一色となった。

昭和 15（1940）年 10 月に、議会は天皇政治を翼賛するもので、政党によって政権を争奪すべきでないとの趣旨で大政翼賛会が発足し、その指令のもとに 12 月 10 日沖縄県でも波上宮の神前で沖縄県支部の結成式が行なわれた。

大政翼賛会が発足した後の昭和 17（1942）年の衆議院議員選挙や県会議員選挙などで、県翼賛壮年団が選挙運動の先鋒を務めたという。翼賛会による非推薦候補者を親英米的、自由主義的とのレッテルをはり、妨害した。そういう状況の中で、首里市会議員選挙では翼賛会推薦の議員が 8 割余を占めたという。

昭和 16（1941）年 2 月 24 日衆議院議員、府県会、市町村会議員延長に関する法律が公布されたため、議員の任期が 1 年延長された。それをうけて、昭和 16 年は那覇市・首里市と 6 市会議員選挙の年であったが、選挙は翌年になった。昭和 17 年 6 月の市会議員選挙を控え、両市とも翼賛市会の誕生を目ざし、詮衡委員会が開催されたということである。翼賛市会へと移ったことになる。

昭和 16（1941）年 12 月 8 日真珠湾攻撃によって太平洋戦争が勃発したが、45 年 8 月 15 日多大な犠牲の上に日本は連合国に無条件降伏し満州事変以来の戦争の時代に終止符を打った。

第２節　アメリカ統治期（合併前）

（１）戦後市政・村政の時代（1945 年 3 月～1948 年 1 月）

1945 (昭和 20) 年米軍は 3 月 26 日慶良間に、4 月 1 日読谷、北谷に上陸するとともに「ニミッツ布告」を出した。これにより日本の施政権を否定し海軍軍政府を置いた。戦闘は 7 月頃にはほぼ収束し、沖縄の人々は「収容所」に集められた。収容所の中で住民代表がアメリカ軍によって 8 月 15 日石川に集められ、20 日に更に 15 人が選ばれて「沖縄諮詢会」が発足した。9 月 12 日「地方行政緊急措置要綱」が米軍政府回状第 208 号として公布された。これにより「収容所」が「市」に見たてられ、初めての選挙が行なわれた。選挙は 25 歳以上の女性を含む住民であり、戦後の日本本土より一早く男女平等・同権の民主的選挙が行なわれた。9 月 20 日には市会議員選挙が行なわれ、25 日に沖縄島「16 市」で市長選

挙が行なわれた。

ちなみに本土では 1945（昭和 20）年 11 月に衆議院議員選挙法が改正され男女平等となり、実際の選挙は翌年の昭和 21 年 4 月の衆議院議員選挙であった。

1945 年 10 月 23 日にはアメリカ軍政府によって収容所からの住民の「移動」、すなわち元の居住地への移動についての方針が示された。11 月には先遣隊が那覇市へ移動したというが真和志地区などは 46 年 8 月頃までかかったという。

1946(昭和 21)年 1 月 29 日GHQは南西諸島を日本の行政から分離することを宣言した。これによって沖縄は本土から切り離された。

同年 4 月 4 日米軍政府は市町村長を任命したが、那覇市長には当間重剛が任命された。7 月 1 日には 20 人の「那覇市市政委員」が任命された。首里では 1 月 23 日仲吉良光（なかよしりょうこう）が市長に任命され、「首里市市政委員会」は 7 月 1 日に任命されている。真和志では 1 月 21 日に金城和信（きんじょうわしん）が村長に任命され、6 月に 18 人の村政委員が任命された。小禄では 2 月 8 日に上原三郎（うえはらさぶろう）が村長に、5 月には村政委員 17 人が任命されている。市政委員、村政委員は戦前の議員を任命した。市・村政委員は市長・村長の諮問機関であった。

なお那覇港の荷役を担うため 1947（昭和 22）年 5 月 1 日に沖縄民政府告示 18 号によって山下町をはじめとする地域に特別行政区として「みなと村」が設置された。みなと村にも 5 月に村政委員 12 人が任命された。

1946 年 4 月 22 日「沖縄中央政府」が組織されたが、12 月 1 日には「沖縄民政府」となり、4 月 26 日には「沖縄議会」も発足したが、沖縄議会は中央政府知事の諮問機関であった。

1947（昭和 22）年 12 月 2 日米軍政府特別布告第 25 号「選挙」が出され、「民主的選挙に基づき民衆により首長・議会議員を選出することは望ましい」として市長・村長と議員の選挙が翌 1948（昭和 23）年に行なわれることになった。

この間、1946（昭和 21）年 11 月 3 日には帝国憲法が改正され「日本国憲法」となり、翌年 5 月 3 日施行されたが、もちろん沖縄にはその効力は及ばなかった。

この頃の議会の記録をはじめ多くの記録が残念ながら残っていない。

（２）公選市町村長の時代（1948 年 2 月～1952 年 3 月）

1948（昭和 23）年 1 月 12 日米軍政府指令第 4 号「沖縄群島における市町村長及市町村議会議員選挙」による市町村長選挙が 2 月 1 日に、2 月 8 日には市町村議会議員選挙が行なわれ 3 月 1 日にそれぞれ就任した。同指令第 4 号には「沖縄群島市町村議会議員及び市町村長選挙」という選挙法が添付されており、同法の第 2 条には「沖縄人たる年齢 20 年以上の者で 1 カ月以来市町村の区域内に住所を有する者」は選挙権を有するとして男女に等しく普通選挙を認めるものであった。これにともない 3 月に第 1 回議会が開催されたが残念ながら現在会議録は残っていない。

選挙の結果、那覇市長には仲本為美（なかもといび）、真和志村長に翁長助静（おながじょせい）、小禄村長に長嶺秋夫（ながみねあきお）、みなと村長に国場幸太郎（くにばこうたろう）が選ばれた。首里市は 2 月 12 日にやり直しの結果、兼島由明（かねしまゆうめい）が選ばれた。なお当初の議員は、那覇市が 26 人、首里市が 26 人、真和志村が 26 人、小禄村も

26 人で、みなと村は 22 人であった。

「市町村制」の公布が遅れて、新しく始まった議会も当初、首長が議長を務めるという変則的なものであった。

1948（昭和 23）年 7 月 21 日米軍政府指令第 26 号「市町村制」が公布された。同法は第 6 条で「市町村の区域内に住所を有する者は市町村の住民」とし住民は「その市町村の選挙に参与する権利を有する」者とされた。この指令は 8 月 15 日より有効とされた。この指令により 1950（昭和 25）年 9 月の第一日曜日に次回の選挙が行なわれる（第 16 条）とされた。また議会の議員は市町村の「有給吏員」との兼任が禁じられ、議会の議長、副議長は議員の中から選ばれる（第 26 条）ものとされ、市町村長は議員を兼ねることは出来ない（第 59 条）とされた。ここにようやく戦後の混乱から立ち直り、議会の本来の姿になったといってよい。

米軍政府は当初、知念半島等にいたため与那原に「首都」をとする意見もあったようであるが、その後 1949（昭和 24）年に那覇に移動したため同年 11 月 9 日にシーツ軍政長官が「那覇市を首都とする」と発表した。

1950（昭和 25）年 7 月 7 日米軍政府布令第 17 号「市町村議会議員及び市町村長選挙法」が改正公布された。第 2 条で 20 歳以上に選挙権を認め第 3 条で 25 歳以上に被選挙権を認めている。第 1 条で選挙は 4 年に 1 回 9 月の第一日曜日に行なうとしている。

1950（昭和 25）年 8 月 1 日に「みなと村」は那覇市に合併されたが、その区域の一部は真和志村の区域だったため後の真和志市と那覇市の合併の際に問題となった。当初、真和志村とみなと村を那覇市に合併する予定であったが、真和志村議会はこれを 7 月 29 日に拒否した。みなと村は那覇市に合併されたが、これに伴い 9 月に新しい那覇市の第 1 回臨時会が開催された。1948（昭和 23）年 3 月から 1950（昭和 25）年 9 月までに 16 回の那覇市の議会が開かれた。

1950 年 8 月 31 日に軍指令第 26 号市町村制の一部改正に伴い、9 月 10 日の市・村議会の選挙は、議員定数が削減された。

1950（昭和 25）年 9 月 10 日に那覇市議会議員選挙が行なわれ、定数改正で 12 人となり、9 月 30 日の議会で議長、副議長を選出した。首里市議会議員は 10 人、真和志村議会 10 人、小禄村は定数 10 人となった。

1950（昭和 25）年 11 月沖縄群島政府が設立され、そのほか、宮古、八重山、奄美にも群島政府が設立された。

（３）市町村自治法の時代（1952 年 4 月～1954 年 8 月）

1952（昭和 27）年 2 月 29 日の布告「琉球政府の設立」によって 4 月 1 日に琉球政府が設立された。前年の 9 月 8 日に調印された対日講和条約（サンフランシスコ平和条約）がこの年 4 月 28 日に発効し、その第 3 条で沖縄は日本の施政権から切り離された。

1953（昭和 28）年 1 月 12 日琉球政府立法第 1 号として「市町村自治法」が制定された。第 5 条で人口 3 万人以上を「市」、2 万人以上を「町」とした。

これにより真和志村は総人口 4 万 8000 人余りであったこともあり、1953 年 1 月 20 日村議会で市昇格について全員一致で可決した。同年 10 月 1 日、真和志村は市制を施行した。

この間真和志村議会は1948（昭和23）年3月から1950（昭和25）年8月までに27回の定例・臨時議会が開催された。

また同法で議員定数が定められた結果、那覇市（28人）・首里市（20人）・真和志村（25人）・小禄村（22人）に定数が増加したため、同年3月29日には一斉に議会議員補充選挙が行なわれた。

戦後、那覇市に米軍基地が多く設置されていたが、1952（昭和27）年頃から少しずつ返還され始めた。これはサンフランシスコ条約締結の結果として、連合国の日本占領終了を意味するもので、それに伴い沖縄の米軍基地も新たな対応が必要になってきた。その一環として軍用地を返還する一方で、米軍は1952年11月1日に米民政府布令第91号「軍用地の契約権について」を公布して、琉球政府主席が地主と契約して米軍に賃貸することにしたが、地代が安いということで契約に応じる者はいなかった。そこで翌1953年4月3日に布告令第109号「土地収用令」を公布し土地の取得、収用ができるようにした。これに基づき同年の4月11日には真和志村の安謝、銘苅の土地など県内の各地で強制収用を行なった。

みなと村の廃止合併に伴い首里、小禄、真和志などの合併も1950年頃から話し合われたようであるが、結局、1954（昭和29）年7月15日に首里市議会は那覇市との合併を決議し、小禄村議会は7月18日に合併決議をした。これを受け7月28日に那覇市議会でも合併決議がなされ9月1日に合併の運びとなった。

この間、那覇市議会は1950（昭和25）年9月から1954（昭和29）年9月までに38回の定例・臨時議会が開催された。

首里市議会は1948（昭和23）年3月から1954（昭和29）年8月までに62回の定例・臨時議会が開催された。

小禄村議会では1948（昭和23）年3月から1954（昭和29）年8月までに53回の定例・臨時議会が開催された。

（4）土地闘争と瀬長市政（1954年9月～1957年12月）

首里、小禄との合併を受け、1954（昭和29）年9月12日に那覇市議会議員選挙が行なわれ30人が当選した。10月1日に臨時議会が開かれ正副議長も選出されたが小禄村の開票が選挙無効となり、10月16日に再選挙が行なわれ11月2日に議会で改めて議長副議長を選出した。

1955（昭和30）年5月19日立法院は「軍用地四原則」を可決した。四原則とは地代の一括払い反対、損害賠償、適正地料の補償、新規土地接収反対の4項目である。これを契機に軍用地＝土地問題は全琉あげてのいわゆる「島ぐるみ闘争」となっていったが、那覇市でも「土地を守る会」が結成され市長の当間重剛が会長であった。しかし、その当間は1956（昭和31）年10月25日に琉球政府主席の比嘉秀平（ひがしゅうへい）が急死したため11月1日行政主席に任命された。

当間の後任の那覇市長選挙が同年12月25日に行なわれたが、沖縄人民党の瀬長亀次郎（せながかめじろう）が当選した。これに対して米国民政府は那覇市の銀行資産を凍結するなどの弾圧を加えた。

那覇市議会では市長の不信任案を出したが、1957（昭和 32）年 6 月 18 日市長は市議会を解散し8月4日選挙が行なわれたが､市長を不信任する決議を行なえる数にならなかった。市議会解散の直前の 6 月 5 日アイゼンハワー大統領は｢琉球列島の管理に関する行政命令」を発表し､｢高等弁務官」を民政府の長とする政策を打ち出した。

結局、高等弁務官は 1957 年 11 月 23 日に布令第 17 号改正第 7 号によって破廉恥罪に処せられた者は市長になれないとした上で、高等弁務官布令第 2 号を出し､｢市町村自治法の一部改正」として不信任決議が議員総数の過半数が出席して同意する単純過半数なものにすることとした。それによって 11 月 25 日市議会で不信任案が 16 対 10 で可決された。

1957 年 12 月 17 日に琉球政府告示で、これまでもめてきた真和志市は那覇市に編入合併された。この間、真和志市議会は 1950 年 10 月から 1957 年 12 月までに 68 回の定例・臨時会が開催された。

第３節　アメリカ統治期（合併後）

（１）大那覇市の誕生（1958 年）

1958（昭和 33）年 1 月 12 日に市長選挙が行なわれ民連（民主主義擁護連絡協議会）の推薦する兼次佐一（かねしさいち）が当選した。2 月には真和志市合併による真和志区域（15 人）の市議会議員補充選挙も行なわれた。ブース高等弁務官が 5 月には赴任し、7 月になり高等弁務官は軍用地料の一括払い方式を放棄するとした。9 月にはＢ円からドルに切り替えられた。1958 年は第 22 回臨時会から第 27 回定例会が開催され、1959 年は第 28 回臨時会から第 34 回定例会が開かれた。

（２）自治権拡大運動（1960 年～1965 年）

1960（昭和 35）年は日米安保条約の改定の年であったが、激しい抗議行動などで結局自然延長となった。一方、沖縄ではこの年、沖縄県祖国復帰協議会が結成された。

1961 年 2 月にキャラウェイが第 3 代高等弁務官として就任した。7 月 23 日には市議会議員選挙が行なわれた。結果は対米協調派が圧勝した。

1961 年 12 月に市長選挙で西銘順治（にしめじゅんじ）が当選し、翌年 1 月に就任した。1962 年 12 月議員定数が改正されてそれまでの 30 人から 44 人となった。

1962 年 12 月 25 日、那覇市議会運営委員会規程が決定し、翌年 1 月 1 日施行となった。それをうけて、1963 年 1 月 30 日議会運営委員会が設置され、会派登録制となった。その時の会派は、十八日会（16 人)、無所属クラブ（5 人)、沖縄人民党（3 人)、社会大衆党（2 人)、公明政治連盟（2 人）の 5 会派であった。

1964 年 1 月に「那覇市民憲章」が宣言された。3 月には議会は名誉市民を選定したが、元市長で元主席の当間重剛とキャラウェイ元高等弁務官であった。8 月にはワトソンが第 4 代高等弁務官に就任した。

1960 年は第 35 回臨時会から第 41 回定例会が開催され、1961 年は第 42 回臨時会から第 48 回定例会が開かれた。

（３）主席公選（1965 年～1969 年）

1965（昭和 40）年 1 月に佐藤栄作首相が訪米したが、この頃から、沖縄の返還問題が日米の間で懸案事項になっていったと考えられる。同年 2 月 7 日には米軍は北ベトナムへの爆撃を開始して、泥沼の戦争に突入していった。7 月 18 日市議会議員選挙（定数 30 人）が行なわれた。8 月 19 日に佐藤首相が来沖したが、復帰要請団にホテルを取り囲まれて帰れなくなる事態が起きた。9 月には市役所庁舎が落成した。

1965 年 9 月 29 日、市議会の会派結成があった。市政クラブ（14 人）、新風会（4 人）、公明会（4 人）の会派を結成した。久高議員が「無所属クラブ」から「沖縄人民党会派」へ、「民主党」会派自然消滅。

1965 年 12 月に市長選挙が行なわれたが西銘順治が再選された。

1966 年にいわゆる「裁判移送問題」が起きたが、これに対し那覇市議会も 6 月 21 日「選挙訴訟裁判及びサンマ課税裁判の民政府裁判所への移送命令に抗議し、その撤回を要求する決議」を可決した。

1967 年「地方教育区公務員法」「教育公務員特例法」のいわゆる教公二法をめぐって、2 月 24 日に教職員会のデモが立法院を取り囲んだ。結局同法は廃案となった。12 月に那覇市では議会議員に初めて期末手当が支給された。

1968 年 3 月 9 日、那覇市・首里市・小禄村の合併後の第 1 回市議会から数えて 100 回目の議会が開かれた。

1968 年 7 月 15 日琉球政府立法第 74 号として「市町村議会議員及び市町村長選挙法」が公布され、これにより 1950（昭和 25）年米国軍政府布令第 17 号に替わり復帰前の選挙法として役割を果たした「民立法」である。

1968 年 2 月 11 日アンガー高等弁務官は立法院本会議の開会式で 11 月の立法院選挙と同時に主席公選を実施すると発表した。

11 月 11 日に主席選挙と立法院議員選挙が同時に行なわれたが、主席選挙に立候補した西銘順治の後任の那覇市長選挙は 12 月 1 日に行なわれた。その結果、那覇市長には革新の平良 良 松 が当選した。その間の 11 月 19 日には嘉手納基地でＢ52 が墜落・爆発・炎上する事故が発生。那覇市議会は 12 月 19 日に「Ｂ52 機と核基地即時撤去、原潜寄港の即時取り止めを要求する決議」を全会一致で可決した。

（４）復帰対策（1969 年～1972 年 5 月）

1969 年 2 月 4 日、Ｂ52 撤去要求のゼネストが計画されたが、屋良主席が中止させた。3 月には那覇市議会では「議会会議規則」と「委員会条例」が可決制定された。7 月 20 日には市議会議員選挙が行なわれた。

選挙後の 8 月 4 日、新しい会派が結成された。即ち、沖縄社会大衆党（6 人）、公明会（5 人）、沖縄人民党（4 人）、沖縄自由民主党（4 人）は、後に沖縄自由民主党と無所属議員で新政会（14 人）、志武会（1 人）の各会派であった。

1969 年 11 月 22 日佐藤・ニクソン会談で 1972 年の沖縄返還が決定した。

1970 年 10 月那覇大橋が開通し、11 月には市民会館が落成した。11 月 15 日にいわゆる

「国政参加選挙」が実施されて、戦後初の国会議員が誕生した。

1971 年 6 月 17 日「琉球諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」いわゆる沖縄返還協定が調印された。国会はこれを 11 月 17 日にいわゆる強行採決で可決した。また 12 月 31 日には法律第 129 号「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」が制定されたが、その第 3 条は「従前の沖縄県は、当然に、地方自治法に定める県として存続するものとする」とされていて「当然に」という表現が微妙なニュアンスである。ちなみに第 7 条には「沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする」とあって、県とは大きく異なるものである。関連 4 法なども制定され、これらにより沖縄返還が準備されて 72 年 1 月 8 日に 5 月 15 日の返還が決定した。

那覇市議会では、復帰に伴う 70 以上の関係条例の制定、改定が昭和 47 年 4 月 18 日から 5 月 30 日の第 140 回臨時会においてなされた。日本復帰により教育委員公選制などは廃止されることとなった。

また 1954（昭和 29）年 10 月の第 1 回臨時会以来 140 回を数えた那覇市議会は復帰とともに議会の回数を数え直すこととなった。

第 4 節　復帰後

（1）復帰後 I 期（昭和 47 年～同 58 年）

那覇市議会は昭和 47（1972）年 5 月 15 日午前 1 時 51 分に本会議を招集し、那覇市議会事務局設置条例規程を可決し、「祖国復帰宣言決議」を可決した。その日に「那覇市議会報」が 99 号で終刊となった。

復帰によって「地方自治法」（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）と「公職選挙法」（昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号）が適用されることとなった。

1971 年のドルショックは 8 月まで 1 ドル 360 円だったものが 73 年 2 月には 264 円に下がった（円高）。復帰はこうした状況の中で行なわれた。

昭和 47 年 6 月 28 日第 1 回市議会が開かれた。7 月 5 日「なは市議会だより」が発刊された。11 月 19 日の市長選挙で平良良松が再選され、12 月 1 日就任した。

昭和 48 年 7 月 29 日市議会議員選挙が実施され、会派にも変動があった。8 月になり、会派が結成された。次のとおりであった。民主クラブ（14 人）、沖縄人民党（8 人）、革新クラブ（8 人）、公明党（7 人）、市民クラブ（5 人）、社民党（2 人）。また、11 月に沖縄人民党会派を、日本共産党那覇市議会議員団に会派名称を変更した。

昭和 51 年 11 月 14 日市長選挙が行なわれ平良良松が 3 選された。

昭和 52 年 7 月 24 日市議会議員選挙が実施され、8 月には会派が結成された。民主クラブ（19 人）、革新クラブ（8 人）、日本共産党那覇市議会議員団（7 人）、公明党（7 人）、民社党（2 人）。

昭和 55 年 12 月市長選挙が行なわれ平良良松が 4 選された。

昭和 56 年 7 月 19 日市議会議員選挙が実施され、それに伴い 8 月には会派に動きがあった。民社党（2 人）、民主クラブ（19 人）、公明党（7 人）、日本共産党那覇市議会議員団（6 人）、革新クラブ（2 人）、日本社会党（2 人）の会派が結成され、会派を結成しない無所属

議員が 6 人いたが、8 月に 1 人が革新クラブ会派へ加入した。昭和 57 年 3 月 29 日新垣正達ら 7 議員が民主クラブ会派を脱会し、自由民主党会派を結成した。その後も異動があった。

昭和 57 年は、基地使用の期限が切れる年であった。昭和 47 年の復帰以来、2 度の特別立法によって基地の強制使用（拒否地主）を行なってきたが、この年からいわゆる「土地収用法」によって米軍基地に提供しようとした。那覇市も平良市政のもとで市有地の提供を拒否したのであるが、これに対する強制使用認定処分の取り消しを求める訴えを那覇市が起こした。これをめぐって議会は紛糾した。昭和 56 年の 11 月の「第 89 回市議会では諸会派は、同議案に対し強力に抵抗し、議長が一時軟禁状態となり、警察官導入という異常な状態にまでなった。その結果、市議会は流会し同議案は審議未了となった」（『那覇市議会史　3 巻下』解説・徳田）12 月の「第 90 回市議会で、同承認議案は、再び審議され、表決でも可否同数となり決着がつかなかったため議長裁決で同議案はやっと承認された。しかし、その後も同議案をめぐる与野党の対立の溝は埋まらず、副議長をはじめ、4 常任委員長と議会運営委員長が辞任する事態まで発展し、議会の混乱が沈静化するまでには暫くの時を要した」。

（２）復帰後Ⅱ期（昭和 59 年～平成 7 年）

昭和 59 年 11 月市長選挙が行なわれ親泊康晴（おやどまりこうせい）が当選した。

昭和 60 年の国勢調査で、人口が 30 万人を超えたので法定議員定数は 48 人となったが議員減員条例を制定して 44 人に据え置いた。昭和 60 年 7 月 14 日市議会議員選挙（定数 44 人）が実施された。結果、自民 9、共産 7、公明 7、社大 3、社会 3、民社 2、無所属 13 となった。

昭和 63 年地方自治法が改正されて、各自治体で地域独自の休日制定は出来なくなった。そのためそれまで6月23日を慰霊の日として休日としてきた沖縄県では反対の声が上がり平成元年 6 月 12 日の第 157 回定例会で那覇市議会も全会一致で「慰霊の日休日廃止に反対し、その存続の特例措置を求める意見書」を採択した。その後、地方自治法が改正となり存続可能となったため那覇市議会は平成 3 年 9 月 20 日の第 183 回定例会で「那覇市の休日を定める条例」を制定し復活させた。

昭和 63 年 11 月 20 日市長選挙が行なわれ親泊康晴が再選された。

平成元年 7 月 9 日市議会議員選挙（定数 44 人）、その結果自民 3、共産 7、公明 7、社大 2、社会 3、民社 1、無所属 21 となった。選挙後の 8 月には、会派が次のように結成された。政友会（22 人）、市民社社クラブ（8 人）、日本共産党（7 人）、公明党那覇市議団（7 人）。平成 3（1991）年 4 月 2 日法律第 24 号の地方自治法が改正になった。主な改正点は①議会運営委員会が設置できるようになったこと（第 109 条の 2）、②参考人制度も設置可能になったこと（第 109 条 5 項）、③機関委任事務についても議会の検査権、監査請求権が認められるようになったこと、④議会事務局に次長が設置できるようになったことであった。

平成 4（1992）年 11 月 8 日市長選挙が行なわれ親泊康晴が無投票で 3 選された。

平成 5 年 7 月 18 日市議会議員選挙（定数 44 人）、党派内訳は次のとおり、自民 5、公明党 7、共産党 6、社大 3、社会 2、民社 1、無所属 20。その結果、会派の結成があった。清

政会（21 人）、平成会（3 人）、公明党那覇市議団（7 人）、市民クラブ（7 人）、日本共産党（6 人）。

（３）復帰後Ⅲ期（平成 8 年～同 17 年）

平成 8（1996）年 11 月 17 日市長選挙が行なわれ親泊康晴が 4 選された。

平成 9 年 7 月 13 日那覇市議会議員選挙（定数 44 人）、選挙の結果議会の会派の結成があった。日本共産党（7 人）、市民クラブ（7 人）、政和会（11 人＋3 人）、ビジョン・ユイ（2 人）、民主クラブ（4 人）、公明那覇市議会団（6 人）、さわやか市民の会（3 人）。

平成 11（1999）年 7 月 16 日法律第 87 号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が制定されて、地方自治法の一部改正が行なわれた。

平成 12 年 7 月に沖縄サミットが開催されたが、この年 11 月 12 日には市長選挙が行なわれ翁長雄志（おながたけし）が初当選した。1968 年から 33 年続いた革新市政にかわり保守・自民党の候補が当選した。もっとも翁長は「イデオロギーの時代は終わった」が口癖であった。

翁長市政が誕生したことで、議会内の会派にも異動が生じた。11 月に市民の会（10 人）。無所属倶楽部が「志（こころざし）」会派を結成した（3 人）。さわやか市民の会、民主クラブが会派構成要件を満たさず自然消滅、その他の動きもあった。

平成 13（2001）年 9 月 11 日ニューヨーク同時テロが勃発した。

平成 16（2004）年 12 月市長選挙が行なわれ翁長雄志が再選した。

第１部　戦前期

第１章　琉球処分と旧慣温存の時期

第１節　沖縄県設置後の沖縄・那覇

明治５（1872）年琉球王国を藩とした明治政府は、明治４年に外遊した岩倉具視（いわくらともみ）などが明治６年に帰国すると、いわゆる岩倉など外遊派と征韓派の対立となり、西郷隆盛（さいごうたかもり）など征韓派が内閣を飛び出すこととなった。いわゆる明治６年政変である。明治４年の琉球人の台湾漂着に始まる「琉球処分」はこうした外遊派の留守の間に始まったのである。しかし「留守政府」が企画したと言われる諸改革は外遊派によってその後推進されたと言われる。明治５年８月の学制、明治６年１月には徴兵令、７月には地租改正などである。

一方、明治６年政変で下野した板垣退助などはいわゆる自由民権運動を活発化させていった。他方、旧士族達の反乱、佐賀の乱が明治７年に起きている。政府は自由民権運動を弾圧する一方で明治 11 年７月「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」のいわゆる３新法を公布して地方の統制を強めようとしたと言われるが、府県会ではますます反政府の自由民権派が強くなっていったと言われる。明治９年には地租改正に反対する運動、地租改正一揆や西南戦争も勃発した。

明治 12 年８月 12 日、浜離宮で会談する明治天皇（左）と前米大統領グラント将軍（後は太政大臣三条実美）。この会談で、琉球分島案が協議された（那覇市歴史博物館提供）

こうした中で、明治政府によって「琉球処分」は行なわれていったのである。その後のことになるが、明治 14 年８月北海道官有物払い下げ事件に端を発したいわゆる明治 14 年政変が起き、大隈重信（おおくましげのぶ）が免官となった 10 月 12 日、政府は明治 23 年を以て議会を開設する詔勅を出した。こうした中で明治政府は明治９（1876）年２月「日朝修好条規」などの国境に関係する条約を結んでいったのである。沖縄県設置はこうした中で行なわれていった。

旧慣温存は明治 12 年６月 25 日沖縄県甲第３号布達「諸法度ノ儀、更ニ改正ノ布令ニ及ハサル分ハ、総テ従前ノ通相心得申ヘク、此旨布達候事」とする県の訓令にあるとするが、この種の訓令は東京府を始め他の府県にもあるものである。これはあくまでも県の訓令であり、国の旧慣温存は別なものであり国の政策にある。

明治 12（1879）年４月４日布告第 14 号「琉球藩を廃し沖縄県を置かれ候条この旨布告候事」として沖縄県が設置されたが、その但し書きに「但し県庁は首里に置かれ候事」とある。しかし実際は那覇の西村にあった内務省出張所をそのまま使ったという。首里城は陸軍が接収し、そもそも大きすぎて使い勝手が悪いとして、内務省出張所を使っていたよ

うである。その後、6月12日に首里の大美御殿へ引っ越す予定とする文書があるが、これも場所の関係や建物の構造などの問題があって難しく、さらに中城御殿の話も出たようであるが、これは尚泰の家族が住んでいて具合が悪いと云うことになった。(『沖縄県史』P343)結果、明治13（1880）年4月27日沖縄県令鍋島直彬から内務卿松方正義に「沖縄県々庁位置及新築之儀ニ付伺」が出され、先の布告の変更、すなわち県庁は那覇に設置することとし、新築することの許可を求めている。この結果、明治13年6月21日に太政官布告第32号として那覇に改定された。しかし、連絡が不十分で7月21日鍋島は電報で新築許可について問い合わせたが、内閣は6月に既に指令を出したと回答している。

明治初期、海軍省水路部の調査による那覇の鳥瞰図『那覇市勢要覧　市制施行60周年記念号』

後年の記録によると、明治12年4月那覇役所が開かれ「親見世役所」と称したとあるが、『沖縄旧慣地方制度』(『沖縄県史　21巻』)には明治12年9月にそれまでの「那覇里主所」を以って「親見世役所」として那覇の事務を取扱わせたとある。あるいはこれが正確かと思われる。また同年10月那覇役所と久米、泊役所分掌したともあるが、『沖縄旧慣地方制度』に依れば同年10月「親見世役所」内において久米、泊村事務を取扱わせ、「久米役所」「泊役所」と名称を定めたとあり、明治13年2月親見世・久米村・泊村の3役所を合せて「親見世役所」と呼んだとある。さらに同13年6月「親見世役所」を「那覇役所」と改称したとあり、それまで久米村に含まれていた久茂地は一村落のようになっていたので「久茂地役場」を明治12年9月設置したとある。

一方、首里は明治12（1879）年9月「首里役所」を置いて首里三平等（15ケ村）を「管理」させたとある。13年4月「三平等役場」を設置して、同年7月には「三平等役場」を廃止して「七ケ村役場」を設置したとある。『首里市制施行十周年記念誌』(『那覇市史　第2巻下』P81）によれば、明治12年9月30日に「首里役所」を設置し三平等15ケ村を管轄させることにし、同年10月12日に旧高所に「首里役所」を設置し15日に開庁したとある。3等県属の伊藤忠雄が派遣されたが、同年12月1日伊藤属は退職し後任には8等属岡村徳兵衛が配置された。13年4月8日には岡村属が辞任し、後任に10等属の吉川恭治が配置されたとある。

吉川は同年5月20日にわずか2か月足らずで辞任し、後任に「親見世役所」詰の5等属愛野静夫が6月23日まで兼任した。以下

13年6月24日4等属滝脇信敏、首里役所長となる。これ以前は役所詰

16年1月4等属大野義幹、役所長

18年11月4等属戸田敬義、県庶務課兼任

19年1月2等属百緒喬利が所長3月から中頭郡役所所長兼任

21年2月県庶務課長、1等属浅沼介朗兼任

21年5月三等属奥川恭安

23年7月西常央、就任

管轄地域は真和志村役場（真和志、山川、町端）、金城村役場（金城、寒水川）、赤田村役場（赤田、崎山）、汀志良次村役場（汀志良次、久場川）、赤平村役場（赤平、儀保）、当蔵村役場（当蔵、鳥小堀）、桃原村役場（桃原、大中）とある。

明治12年9月にそれまでの王府「行政」から決別し始めたと思われるが、『沖縄旧慣地方制度』にはその月に①大純川村、与那覇堂村を山川村に合併②立岸村を金城に合併③内金城村を金城村に合併④上儀保村、下儀保村を儀保村と改称したとあり、役場の開設に併せて村の合併を行なったようである。

現在、明治12年12月13日付けの上申書（『沖縄県史』P408）「沖縄県下首里三平等並那覇久米泊四村事務取扱所ノ件」がある。それによると初代県令の鍋島直彬は明治14年4月14日に第2回内国勧業博覧会を観覧のため東京に行ったが、5月18日辞任し、同年6月14日に2代県令の上杉茂憲が東京を出発し25日には来県しているので、上京中に交代したものと思われる。1年後の15年3月6日付で上杉県令は「吏員改正之儀ニ付上申」を出したが、結局5月19日に内務卿の山田顕義は地方役場吏員更正せざるとした。

内務卿の山田が太政大臣の三条実美にあてた伺には改正しない理由を

「廃藩置県に当たっては彼に在りて古来未曾有一大変動を喫著し驚悸未だ全く治らず猶疑懼を抱き居候情勢に付今又役場吏員更正の激変を与ふるときは為に彼をして益々厭新慕旧の情を増大ならしめ其疑懼（ぎく）の念と共に固く結して解くるの期なく恐くは他日施政上の障害を醸成するに至る亦計るべからず故に今日に在ては可成彼れの政治慣行を破らずして彼をして冥々の中に旧を忘れ新に向ふの心を涵養せしむるを以て要務」とすると述べている。すなわち沖縄の人々の意識が変わらない間は難しいということであろう。

上杉が改革に乗り出そうとした明治15年2月には清国へ密出国して清朝へ琉球救国を訴える脱清人事件が起きた。その後も明治17年頃にかけて次々に脱清人が逮捕される事件が起きた。こうした中、明治16年4月22日、「改革派」の上杉に替わり岩村通俊が会計検査院長兼任で沖縄県令になった。岩村は上杉の「改革」を止めたと言われるが、同年12月21日付で西村捨三に替わった。

明治17（1864）年1月18日県令西村捨三から内務卿山県有朋にあてた「那覇以下各役所へ事務委任の件」の文書が残っているが、それによると「該役所長を以て仮に他府県の郡区長に準じ県令の職権内を以て」「委任し其委任条件内に係る事項については各府県名を以て互に往復し及人民に対し達指令」させるものとし「那覇首里主取準17等各間切地頭代」は「戸長相当」とみなし諸事取り扱わせるとしている。

その内容は①災害被災者の救援に関すること、②行旅病人に関すること、③船舶鑑札に関すること、④難破船、漂流物に関すること、⑤有禄士族名簿に関すること、⑥出勤時間

の延長、⑦製糖斤数調査のこと、⑧甘蔗坪数調査のこと、⑨ソテツ、芭蕉植え付けのこと、⑩租税賦課のこと、⑪学事年報のこと、⑫小学校臨時休業のこと、⑬伝染病予防のこと、⑭役所員、学校訓導の出勤のこと、⑮主取、地頭代は勧業委員などを務めること、⑯津口手形付与のこと、⑰送入籍のこと、⑱家督相続並びに婚姻・出生・死亡届に関すること、⑲神社祭典、寺院法会のこと、⑳身代限財産取り扱い、㉑検死立ち会い、㉒家宅捜索のこと、㉓訴訟のこと、㉔軽罪裁判のこと、㉕砂糖樽など賦課のこと、㉖旧慣により山林保護のことなど、それまで王府時代には間切で行なっていた事務を始め、明治になって始まった新しい事務などが含まれており、これが、近代的役所への始まりではないかと思われる。

明治14年政変の際、政府は10年後の議会開催を約束したのであるが、下野した大隈重信が立憲改進党を結成するなど自由民権運動はさらに農民の不満にまで広がっていった。明治17年には当時松方デフレと呼ばれる財政政策の中、困窮した農民が起こした秩父の農民「暴動」のようないわゆる「諸激化事件」が起きた。政府はこれらを弾圧しつつ、明治18（1885）年12月23日太政官制度を廃止し「内閣制」を組織しつつ国会開設、憲法制定に向けて準備を進めていった。

第２節　明治20年代の沖縄・那覇

明治21（1888）年4月25日法律第1号として「市制」「町村制」が公布された。その第132条には北海道と沖縄県および勅令指定の島嶼には適用しないと規定された。

明治22年2月11日「大日本帝国憲法」が発布されたが、同じ日に法律第3号「衆議院議員選挙法」が公布され、その第111条は北海道及び小笠原そして沖縄県には適用せずとされた。選挙権は直接国税15円以上納付している25歳以上の男子のみの制限選挙であった。23年第1回衆議院議員選挙が行なわれ帝国議会が開催されていった。

西村県令は明治19年4月27日に辞任し大迫貞清（おおさこさだきよ）に替わった。大迫は20年4月14日福原実（ふくはらみのる）に替わり、21年9月18日丸岡莞爾（まるおかかんじ）に替わった。

明治21年、丸岡知事が間切村に各村総代による予算協議会を設置する「訓令」を出したという（「予算協議会と居住人」『沖縄の歴史』比嘉春潮（ひがしゅんちょう））。

この前年から、各地の屋取に住む旧士族も旧百姓と同じ公費を負担することになったという。公費とは間切や村の地方費（番所費、学校費、衛生費、勧業費など）である。その訓令と思われるものが明治21（1888）年に出された「間切島村歳入出予算協議会総代選挙概則」（『沖縄県史　第14巻』）である。

それによれば、間切島総代の毎村2名を選出しこれを以て定員とするとあり（第1条）、村総代は3名以上5名以下を選出するものとする（同条）とある。間切協議会の総代は各村2名、村協議会の総代は各村3ないし5名とある。

選挙権を有するものは25歳以上、被選挙権は満30歳以上の男戸主で、その村に家屋宅地を有し1年以上居住したもの（第2条）である。但し、白痴、瘋癲（ふうてん）禁固刑以上の刑に処せられたもの、身代限りの（破産）処分を受けたものは選挙権・被選挙権がない（第2条）。総代の任期は2年とし、再任を妨げない（第6条）。地頭代は間切島村の

選挙を監督し、掟はその村の選挙事務を整理する（第3条）。選挙の期日は地頭代がこれを定め、各村に通告する（第4条）。総代人が決まったときは村掟はただちにその姓名を地頭代に通知し、地頭代は役所長に届け出るものとする（第5条）。

『真和志市誌』（『那覇市史　第2巻』P144）によれば、総代は「村民の中から代表として、指名して選ばれた」とある。そして「予算というものを議すると云うより、予算をお受けする、或いは鵜呑みにするだけであった。純然たる代議制度ではなく、単なる集合協議して決する」場所でしかなかった、と記している。

これに対し比嘉春潮は、「総代選出は投票などによらず、旧慣によって有権者たる住民が集まって、指名選挙によって選出するのが普通であった」として裏付けている。さらに公費負担することとなった屋取、居住人が総代になる権利も得たのでその中には「予算について大いに意見を述べる者が多かった。ただ、ややもすれば単に負担の軽減をのみもくろむため、見当ちがいの発言もあって、当局をてこずらせることもたびたびあったが、居住人の参加によってこの予算協議会が、公共団体の行政に住民が参加するといういわゆる自治制の萌芽となり、同時に二重帳簿による封建的弊政を幾分牽制し得た効果があった」としている。

明治27（1894）年に沖縄県に調査に来た一木喜徳郎（いちききとくろう）はこの「準則は実際に行われざるものの如く諸間切の吏員に問うも準則の規定如何を知るもの少なく又間切に依りては準則の規定は実際に適合せざるに付別段の方法に依りて選挙する旨をこたえるものあり」として選挙の方法についても報告している。一木はまた、「居住人は百姓地の分配を受け又は間切村の吏員となり及間切村の公共事務に関する協議に与かることを得ず又一方に於いては貢租及公費を負担するの義務なかりしも今日に於いては勧業教育衛生の3費目に限りて居住人も亦公費を負担することとなり島尻及国頭に於いては公費予算協議会に列席すべき総代を選挙するの権を得たり」と書いている。そして「予算協議会に於いて盛に議論を闘わしたるも士族の総代なりき想うに将来地方行政上の紛紜（うん、みだ・れる）は必ず是等士族の輩より出つるなるべし」と書いている。

『沖縄旧慣地方制度』は明治26年4月1日付で沖縄県内務部第一課が作成したものであるがその中には次の事項がある。おそらく明治25年頃の「記録」と考えられる。

公　会

一、会議方法

一　会議方法は規定したるものなく臨時開くものにして其慣行上に於ても亦た各地同しからさるを以て左に地方を分つ

首　里

平等会

一　会員は各村人民惣代として中取筆者を以て之に充つ

但時宜により泊村より人民惣代出席することあり

一　会長を置かす幹事は平等学校中取を以て之に充つ

一　議決法は多数を以て決すと雖とも平等学校奉行に於て事の重大にして実行し難しと認

むるときは変更又は取消さしむることあり
一　会場は平等学校を以て之に充つ
村　会
一　会員会頭衆（按司親方の位を有するもの又は年齢60以上の者）並15歳以上のを以て之に充つ
一　会長を置かす幹事は中取を以て之に充つ
一　決議法は多数を以て決すと雖とも頭衆に於て事の重大にして実行し難しと認むるときは会員に協議するか又は専断を以て変更又は取消さしむることあり
一　会場は村学校を以て之に充つ

那　覇

四町会
一　会員は人民惣代として主取中取を撰出す
一　会長を置かす幹事は会場所在の主取中取を以て之に充つ
一　決議法は多数を以て決す
一　会場は各学校を臨時撰定す
村　会
一　会員、会長、決議法、会場は首里村会に仝し
一　幹事は主取、中取を以て之に充つ

泊　村

村　会
一　会員、会長、幹事、議決法、会場は渾て首里村会に仝し

久　米　村

村　会
一　会員、会長は首里村会に仝し
一　幹事は惣役、長史を以て之に充つ
一　決議法は多数を以て決すと雖とも惣役長史及諸大夫に於て事の重大にして実行し難しと認むるときは会員に協議するか又は専断を以て変更又は取消さしむることあり
一　会場は明倫堂を以て之に充つ

『沖縄旧慣地方制度』において書かれている間切についての内容は、蔡温の時代の1735年に制定された『間切公事帳』がそのまま「引用」されているのであるが、上記の間切会や村会のような「公会」についての規定は間切公事帳にはない。

これが、いつ組織されたのか現在不明であるが、先の予算協議会の「基礎」をなすものであろう。先の一木の「公共事務に関する協議」などが村会、間切会などかと考えられるが、いずれにしろ村会などは王府時代にはなかったものであり、おそらく明治21年の予算協議会の前に組織したものと考えられる。可能性としては、明治18年頃の内法調査の際ではないかと思われるが、今後の課題としたい。

しかしながら、形式的とはいえ「公会」は沖縄、那覇における初めての「議会制度」と

言ってよいだろう。

丸岡知事は25年7月20日に奈良原繁（ならはらしげる）に替わったが、その間に300冊あまりの「旧慣調査書類」を編集したと言われている。

明治25（1892）年7月20日丸岡に替わって奈良原繁が県知事となった。奈良原は「琉球王」とも呼ばれたが明治41年までの16年近く県知事を務めた。

明治26年11月第5回帝国議会に「沖縄県宮古島島費軽減及島政改革請願書」が提出されたが、議会が解散したため審議されなかった。翌年の27年第8回帝国議会では「沖縄県政改革請願書」が衆議院・貴族院で採択された。いわゆる「宮古島人頭税廃止運動」である。この宮古の農民の運動を奈良原知事も意識していたものと思われるが、先に引用した『沖縄旧慣地方制度』が県内務部第1課によって出されたのが明治26年4月1日で、『沖縄旧慣地制』が6月15日に出されている。

これを受け政府もようやく旧慣改革に乗り出すこととなったといわれるが、大蔵省は仁尾（にお）主税官を派遣して税法その他の旧慣調査を行なわせた。今日『仁尾主税官復命書』として知られるものであるが、仁尾は「先旧慣法を吟味し地籍を精査し旧制租税の改正及土地所有権分与の事を決行し又地方制度の根本より之が改革を図るにあり」として地租改正、地方制度改正の順に進めるべきとしているが、関連して当時の間切や村について「現今の村区画たる極めて狭小にして将来これを自治区（町村）とするも其自治の成績を挙ぐる能わざるの恐あり其間切は」「到底郡制以て擬するに足らず役所区画も亦」「郡治以上の機関として之を存置するには数尚多きに過ぐる」ので役所の数をへらし、間切を自治区とするのが適当としている。

同じ年に内務省は前掲の一木を派遣している。一木は『一木書記官取調書』の中で「地方制度の改正は土地制度の改正に先ちて之を行うの適実なるを認む」として仁尾とは違っている。また一木の報告には「県庁の上申は各間切に間切会を置き其議員は財産の有無に拘らず一定の資格ある者をして選挙せしめんとするものなり此の如き選挙法の今日に行ふべからざるは言を待たずと雖も沖縄地方制度を定むるに当り全く議事機関を欠くは蓋し策の得たるものに非ざるべし会議の習慣は古来より存在し人民は別に会議に列席して討論を為すに非さるも単に協議を受けたるの事実を以て満足」するので、そうでないと宮古島の人頭税廃止運動のような不満が爆発すると書いている。

第２章　特別区制と間切島規程

第１節　区制制度と区会の組織

明治 27（1894）年 8 月 1 日、日清戦争が勃発した。当初、日本が負けると思われていたが、翌 28 年 4 月、日本が勝利する形で終わり日本は巨額の賠償金と植民地台湾を手に入れた。これにより、沖縄県の帰属がはっきりするとともに、いよいよ沖縄県の再編成、あるいは沖縄県の近代化が始まった、と言ってよい。近代化とは地方制度の改革、租税・土地制度の改革などであるが、地方制度の改革は、議会の設置を含むものであった。その出発点となったのが区制と間切制度である。

明治 29（1896）年 3 月 5 日に沖縄の地方制度に関するいくつかの勅令が出された。まず勅令第 13 号「沖縄県の郡編成に関する件」が公布され、那覇と首里は特別区（勅令第 19 号）となり、その他の地域は島尻、中頭、国頭、宮古、八重山の 5 つの郡に編成された（同令、第 1 条）のである（4 月 1 日施行)。区制は沖縄県と北海道に設けられた特別な制度であった。勅令第 14 号は島尻、中頭、国頭の 3 郡に郡長を置き（同令、第 1 条)、那覇、首里に区長をおくが、那覇区長は島尻郡長を、首里区長は中頭郡長を兼任する（同令、第 3 条）とするものであった。勅令第 15 号は郡の書記人数に関し那覇、首里の書記をそれぞれ 6 人とし、勅令第 16 号では那覇、首里の区長を兼務する郡長を高位の郡長とするため、地方高等官すなわち県の職員クラスの中に含めるとするものである。ちなみにこの年の島尻郡長は太田（おおた）祥介で、中頭郡長は斎藤用之助（さいとうようのすけ）であった。勅令第 18 号は那覇、首里の役場吏員を廃職つまり解雇するのに伴い一時金を出すとするものであった。

こうした、いわば「準備の勅令」を経て勅令第 19 号「沖縄県区制」（全 98 個条、以下、区制と略す）が公布された。勅令とは今日の政令にあたるもので、今日では法律に基づいて政府が定める法令であり、明治時代は勅すなわち天皇の命令のような形で政府が定めるものであった。

この区制は区となった地（第 1 条）すなわち那覇、首里に行なわれるもので、区制によって区は法人となり近代的な行政、区画制度となった（第 2 条)。区は「法律命令を以て定めたる範囲内における公共事務並びに従来法律命令もしくは慣例により又は将来法律命令により区に属する事務は官の監督を受けてこれを処理する」（第 2 条）とあり、今日とは違い官すなわち国の監督の下にある地方組織に位置付けられていた。区住民は区の財産などを共用する権利があり、区の負担義務を負うとある。（第 4 条）同条には、ただし特に民法上の権利義務を有するものあるときはこの限りにあらず、とあるが、これはおそらく部落有地を意識したものであると思われる。一方このとき、民法はまだ制定されていなかった。

この区制では帝国臣民で公権を持ち、満 25 歳以上の、一戸を構え、禁治産者でない者で、①2 年以上、区住民であり②区の負担を分任し③土地所有者もしくは直接国税 2 円以上納める者を「区公民」とされた（第 5 条)。土地所有者とあるが、王府時代から那覇と首里は宅地とされていたため、まだ、土地整理が行なわれていないがこの条文になったのであろ

う。

区制は第 27 条から第 45 条に第 3 章区会として区会の組織および選挙について規定し、第 46 条から第 59 条において区会の職務権限と庶務規定について定めている。また第 13 条から 16 条にかけて区長の権限に関し区会との関係が規定されている。

（１）区会議員

区会議員は選挙によって選ばれるがその数は30 人以内で内務大臣の許可を得て県知事が定めるものとされた（第 26 条)。

区公民はすべて選挙権を持ち（第 27 条）原則的には被選挙権も持つ（第 30 条)。

しかし同じ選挙人でも 3 級に区分された。1 級は直接区税の納付者の総額の 3 分の 1 に当たる者をいうとあるが、ようするに直接区税総額の 3 分の 1 に当たる区税を納めた者が 1 級ということである（第 28 条)。那覇区の直接区税総額が 90 円であった場合高額納税者上位 5 人の合計が 30 円であればこの 5 人が 1 級ということである。この場合これらの高額納税者は平均 6 円納めていたということになる。その次の 3 分の 1 の 30 円を 60 人が納めていればこの 60 人が 2 級となる。この場合平均 50 銭納めていたことになる。残りが 3 級である。その上で各級ごとに 3 分の 1 を選挙するが、被選挙人は同級内の者には限らないとある。

こうして区には区会が置かれることとなり、ここに始めて今日の議会につながる組織ができたのである。

県知事は必要と認めれば内務大臣の許可を得て選挙区を設けることができるものとされた（第 29 条)。

選挙人はすべて被選挙権を有するが、県の官吏、区長他、区の吏員、検事、警察官、小学校教員などは被選挙権がないとしているが、今日でいえば、辞職して立候補するのと同じことかと思われるが（第 30 条)、当選してこれに応じるときは所属長官の許可を得るようにとあって必ずしも今日と同じではない。また同条には神官僧侶その他の諸宗教師も被選挙権がないとあるのが興味深いが、江戸時代、宗教師が教師のような役割を果たしていたところから来たのであろうが、今日の政教分離の原則につながると考えた方がよいのかもしれない。

区会議員は「名誉職」であり、議員の任期は 6 年であるが、3 年ごとに半数を改選するものとし、初回の場合は抽選で改選議員を定めるとしている（第 31 条)。ところで名誉職とは第 5 条に、「相当の理由なくして名誉職を拒辞」したり「任期中退職し」たり、「無任期の職務を少なくとも 3 年間担当」しなかったり、「その職務を実際に執行せざる者」にたいしては処分規則を内務大臣が定めるものとされた。その規則は「区会の議決により 6 年以内の」区公民権停止か、6 年間区税の 4 分の 1 を増加できるとされた。名誉職であり、無給ということになるので辞退者が増えては困ると言うことであろう。そのための罰則を設けてよいということである。

区会議員に欠員が生じたときは 3 年ごとの改選のときに欠員選挙を行なうのを原則とした（第 32 条)。

（２）区会議員選挙

選挙は区長が60日前に選挙人名簿を確定し､50日前に7日間関係者の縦覧に付して後、異議申し立てや、訴願の手続きを経て5日前までに確定したようである（第33条)。選挙は区長が少なくとも7日前までに選挙の場所や日時、等級毎の議員数などを公告するものとされた（第34条)。3級、2級、1級の順に選挙された。

選挙係は名誉職で区長が選任した（第35条)。選挙人は選挙会場において協議もしくは勧誘をなすことはできない（第36条）とあるが、あるいはこれに類することが起きかねなかったのであろう｡投票は被選挙人の氏名もしくは住所氏名を記す(第37条)とあるのは、立候補制ではないところからであろう｡それを受けて第38条の無効となる投票の中に被選挙人の「何人たるを確認しがたきもの」というのがある。投票数の多数で決まらないときは年長者を当選とする（第39条）のも名誉職たる議員といったところであろう。選挙係は選挙録を作成し6年間保存することとなった（第40条)。当選を辞するときは5日以内に区長に申し立てる事とある（第41条)。選挙の効力の異議申し立て（第42条）は7日以内に県知事に行うとされ、選挙規定に違反した場合その選挙は無効とし（第43条）そのさいには再選挙を行うものとした（第44条)。また議員の中で資格要件がない場合は失職するものとし、あるいはないことが分かった場合は県知事に申し立てて決定するもこと（第45条）などが定められている。

区会の議決事項（第46条）は①歳入出予算をさだめること、②使用料や区税などを定めること、③区有不動産の処分に関すること、④基本財産の処分などに関すること、⑤予算外の新たな義務負担などに関すること、⑥区有財産の管理方法に関すること、⑦区にかかる訴訟、和解などに関することなどとなっている。

区会は区長の報告書を請求して区有財産の管理並びに収入支出の正否を検査することができるとされた（第47条)。そのために5名以下の委員で区長などの立ち会いの下で関係書類や金庫を「検閲」できるとしていた。

区会議員は選挙人の指示または委嘱を受けてはならないとされた（第48条)。

区会の議長は区長もしくは区の書記である（第49条）が、これは今日の市議会とは大きく異なるものであろう。区長やその委任を受けた官吏吏員はいつでも会議に出席し議決には加われないが発言はできた（第50条)。

区会は区長が会議の必要があるとき会期を定めて開けるものとされ、4分の1の議員が請求した場合には相当の理由があるときは開かれるものとされた（第51条)。招集並びに議題の告知は3日前に行なうものとし、議長が開閉した。

区会の定足数は半数の出席議員とされたが、同一事案につき再回の場合はこの限りではなかった（第52条)。

議決は過半数の賛成で可決とし可否同数の場合は議長が決するのは今日といっしょである（第53条)。議員の自己もしくは家族の一身上に関する事件については区会の承諾がなければ議事に参加できない（第54条)。

区会は公開が原則であるが、議長の意見で傍聴禁止も認められていた（第55条)。議長が会議を総理し議事進行を決し議場の秩序を保持するものとされた（第56条)。区会の書

記は区長の任命する区書記か付属員とし、議事録を作成させた。しかし会議とその傍聴に関する規則は内務大臣がこれを定とめるとされた（第 57 条）。また規則に違反した議員に対しては 5 日以内の出席停止または 2 円以下の罰金をもうけることができるとされた。またこの規則とは別に区会は県知事の許可を得て会議規則や傍聴規則もうけるべきとして、その際も出席停止 5 日以内、罰金 2 円を規定できるとした（第 58 条）。

これを受けて明治 29 年 3 月 11 日内務省令第 3 号「沖縄県区会ノ会議及傍聴ノ紀律並取締ニ関スル規則」が公布された。前者は傍聴規則であるが、前者においてはまず議員は「無礼ノ語」を用いたり、他人の身上について発言できないとする（第 1 条）。「議場の秩序」を紊（みだ・す）議員について発言の制止、取り消し、退去、出席停止などについて定める（第 2 条、第 3 条）。また傍聴人は「公然と可否」を表明したり、喧騒による妨害を禁止し、違反した場合の退去、処分などについて定める（第 4 条、第 5 条）。

同じ日に内務省令第 4 号「始メテ沖縄県区制ヲ施行スルニ付必要ナ事項ヲ定ムル」が公布されたが、第 1 条で区制実施後 2 年間は区制第 5 条の要件を満たすものは区の負担がなくとも区公民とした。また第 2 条では、2 年間は議員の等級を分けないものとし、第 3 条で地租改正までは土地所有者とみなす規則は県知事が定めるものとし、第 4 条では区の広告式に関する区規則を広告する方法は県知事が定めるものとした。

区制に戻ると、第 57 条により内務大臣が定めた規則以外に区会が独自に県知事の許可を得て会議規則や傍聴規則を設けるべきとし（第 58 条）、会議規則違反の議員に対して 5 日以内の出席停止や、2 円以下の過怠金を課することができるものとされた。また区会での選挙方法も会議規則で規定できるとされた。区会には区の職員をして書記となし、庶務すなわち会議録を作成させたのであるが、議長は会議録を添えて区長に報告するとあるのは、区長が議長でなかった場合に備えての規定であろう（第 59 条）。

区会はこのように選挙によって選ばれるので、場合によっては区長と意見が対立する事があり得るのであるが「区会の議決その権限を越えまたは法律命令の背くと認めるときは」区長は自己の意見に基づき、監督官庁の指令により理由を示してこれを再議に付すか取り消す事ができるとされた（第 13 条）。再議に付しても改めないときは区長は県知事に申し立てて決定を得ることができるとされた。区会の議決が公益に害ありと認めるときも同様であった。県知事の決定に不服ある区会は行政裁判所に出訴できるものとされた。また区会において「必要な収支に関し否決した」時や削減されたときも区長は監督官庁の指令により再議に付したり県知事の決定を得ることができるとされた（第 14 条）。

区会が招集に応じなかったり、その結果、区会が成立しなかった場合は区長は県知事に報告し、知事の指揮を要請し「その議決すべき事件を処分」することができるとされた（第 15 条）。これは区会が議決すべき事件を議決しなかった場合や議了しなかった場合も同様で、区長は次回の議会に報告すればよいとされた。

さらに同一の事件について再会が成立しない場合や、議員が退席せざるを得ず定足数が足りないときなどにも同様とされた（第 16 条）。

このように区会は区長の権限が極めて強く、その結果区会の権限が極めて弱いものであった。何故、区会の権限は弱かったのか。1 つには、沖縄は新しく県となった地域であり、

国、県の意向が反対に会う可能性があり、そうした事態を避けるためと考えられる。またこの段階で沖縄県、那覇、首里の財政は必ずしも豊かとは言えず、国やその出先機関である「沖縄県」にとっては「金を出す以上口も出す」というのが当時の明治政府の姿勢であったと言ってよいだろう。

この区制は明治29（1896）年3月10日に内務省令第2号が出され同年4月1日実施とされた。

第２節　那覇区政と区会

（１）太田祥介区長時代（明治29年4月～同31年8月）

明治30（1897）年4月までの『琉球新報』は現存しないため、初期の区政・区会についてはよく分からないが、幸い泉正重著『那覇市政史』が残っていて少しだけ記述が残されている。それによると明治29年4月那覇区の吏員が18人任命され、6月14日に第1回選挙が行なわれ議員24人が選出され、そのうち8人が区の吏員であったという。

当選者は次のとおりである(当選者の選挙区、等級、得票は不明)。

新崎寛達	糸数昌慶	大田寛太	大灣政平	嘉数詠顯
兼島景禄	國吉眞喜	國吉眞輔	小渡鴻翥	小橋川 紹裕
崎山朝叙	志多伯棟	島袋和忠	新嘉喜倫順	楚南能任
照屋興行	比嘉賀徳	普久里宗業	屋嘉宗禮	山里永錫
山城正樂	與儀元麟	饒平名紀能	饒平名知高	

選挙区は第1選挙区が泉崎、東、西で投票総数104票、第2選挙区が久茂地、久米で投票総数112票、第3選挙区が若狭町、泊で投票総数98票であったという。同書で泉は「当時一般に民度未だ低く従って選挙の本質及び議員の職責が充分に理解されていなかったかして、自ら進んで逐鹿場裡に栄冠を競うたのでなく、多くは半ば義務的にその選挙区の民意に強要された観がなきにしも非ず」状態であったと記している。初代の区長は太田祥介で、最初の区会は明治29年6月25日に南陽館で開かれ、そこで提案された歳出予算は7646円で内区税は1700円あまりと記している。泉はこのころの区財政は「国庫の支弁に仰いだ」と記している。

泉によればこの頃電気鉄道敷設に関して諮問されたという。その内容は「当時、東京府在住の侯爵大久保利和外4名から27万円の資本金を以て那覇首里間に電気鉄道を敷設したいから許可して貰い度い」というものであったとあり、区会は満場一致で賛成したようであるが、その後実現はしなかったというものである。

泉はさらに明治30年1月29日の区会に水道起債案について「島尻郡各間切特別共同貯蓄金から9千円を借り入れ、之を以て島尻郡真和志間切天久村の坂仲樋川から那覇区字東の那覇警察署裏まで鉄管を敷設して引水し之を一般区民に廉価を以て供給する」という話を載せている。しかしこの件も結局実現しなかったという。『那覇市水道史』(『那覇市史　第2巻下』)によると明治40年度、41年度にも調査費を計上したとある。

（２）斎藤用之助区長時代（明治 31 年 8 月～同 41 年 5 月）

明治 31（1898）年島尻郡長の更迭で 2 代目の区長になったのは斎藤用之助で、以後 10 年間那覇区長を務めた。以下この頃から『琉球新報』が断片的に区会の動きを伝えているので順を追う形で見ていきたい。

明治 31 年 4 月 1 日第 2 回の選挙が行なわれた、2 年足らずであるがその理由はよく分からない。第 1 選挙区（西、東、泉）が 1 級議員 3 人、2 級議員 3 人、3 級議員 3 人、第 2 選挙区（久米、久茂地）が 1 級議員 2 人、2 級議員 2 人、3 級議員 2 人、第 3 選挙区（泊、若狭）が 1 級議員 3 人、2 級議員 3 人、3 級議員 3 人の計 24 人であった。

当選者は次のとおりである。

第 1 区第 1 級	4 票	山里永錫（やまざと）	47	再	3 票	當銘加那（とうめかな）	28	新
	3 票	山口惠知（やまぐちけいち）	41	新				
第 2 級	19 票	比嘉賀慶（ひがけい）	39	新	18 票	大灣政儀（おおわんせいぎ）	44	新
	18 票	宮里喜眞（みやざときしん）	28	新				
第 3 級	42 票	鉢嶺清才（はちみねせいさい）	33	新	41 票	嘉数詠顯（かかずえいけん）	49	再
	40 票	宇良宗輝（うらそうき）	53	新				
第 2 区第 1 級	2 票	小渡鴻翥（おどこうよう）	36	再	2 票	亀島明良（かめしまめいりょう）	45	新
第 2 級	7 票	新崎寛達（あらさきかんたつ）	48	再	7 票	古波蔵宗書（こはぐらそうしょ）	37	新
第 3 級	21 票	安次嶺文照（あしみねぶんしょう）	46	新	20 票	東恩納寛大（ひがおんなかんだい）	38	新
第 3 区第 1 級	8 票	安次嶺榮長（あしみねえいちょう）	43	新	7 票	國吉眞輔（くによししんぽ）	45	再
	－票	國吉眞喜（くによししんき）	32	再				
第 2 級	14 票	島袋和忠（しまぶくろわちゅう）	52	再	13 票	知念嘉運（ちねんかうん）	51	新
	14 票	饒平名知高（よへなちこう）	47	再				
第 3 級	37 票	伊波興廷（いはこうてい）	51	新	37 票	備瀬知助（びせちすけ）	48	新
	36 票	崎山朝叙（さきやまちょうじょ）	57	再				

（『琉球新報』明治 31.4.3、『那覇市政史』）

この年 10 月 8 日には区会が開かれ出席議員 23 人との記事があるが、各議員には「議員番号」が決められたようである。議案にもまた番号が付せられたようで、この区会の第 17 号議案は明治橋立て替えに関する議案であるが、明治橋は 2 年後に「墜落」した。又第 19 号議案は軍事公債を売却して農工銀行の株を百株購入しようという提案である。この日は 3 案件のみであったが番外、すなわち議員以外のおそらく区職員の説明の後「1、2 の質問ありたる後、3 議案とも原案通り確定議」とあって可決の意味であろう。この日午前 8 時から 12 時頃までの区会であったと記録されている。

明治 32（1899）年の 1 月 27 日より 30 日まで区会が開かれ 16 件ほどの議案の内 2 件が「委員付託」に付され、残りは原案とおり可決された。議案には、明治 32 年度歳入歳出予算の件、明治橋 32 年度歳入歳出予算の件、明治橋々銭を特別会計とする件などであった。新聞はこのことを「議員諸氏の熱心なる故にや議事の進行案外に捗りし」5 日間開会予定が 4 日で終わったとして「那覇区のため慶すべし」としている。

那覇区役所　公会堂が完成するまで、区会は主に区役所会議室で開かれた（那覇市歴史博物館提供）

同年7月19日に1日開会の予定であったが、21日に区会が開かれて「32年度歳入歳出追加予算」などが審議されたが、「多少の修正ありたれども」原案どおり可決したとある。なおこの会から南陽館ではなく区役所内で区会は開かれるようになったようである。この月は28日にも区会を開会し「臨時委員実費弁償額及支給方法の件」「伝染病予防予算の件、委員関連2件」が審議され、区会議員から選出した委員と議員以外の医師などが委員に選ばれた。この年11月12日にも区会が開かれたようで「追加予算」が異議なく可決通過したとある。

なおこの2年ほど前から謝花昇（じゃはなのぼる）らの沖縄倶楽部は参政権運動を行なっていたが、那覇区では「各字の人士数度会合して協議を凝らせしも」ついにまとまらなかった、との記事もある。

明治33（1900）年1月26日に区会が開会され31日まで7日間の予定で開かれたようであるが、この会では33年度歳入出予算などが話し合われたが、前年からの懸案の那覇区水道敷設費追加予算として1万7000円を可決し、その土地は「一般の土地収用法により収用する」とある。これに対して2月には泊の有志が泊、前島、兼久にも水道を引くよう斎藤区長に要請している。

明治33年5月26日から27日まで区会が開かれたが第17号議案の奥武山を公園とする件は原案どおり可決されたが、第18号議案の松尾山の区有地を寄付する議案が否決されて、関連の第19号議案は議事に付されないままであると記されている。この結末は記されていない。

明治33年12月7日の記事では区会が開催されたようであるが、又、南陽館で開催とあり、また議案は21号から28号までとあるので議案は年間を通して番号がふられたと考えられる。なお26号議案は「西の海の埋め立て」についての申請を区会は「少しく修正の上」可決したようである。これについては、新聞は社説で埋め立て後の道路の確保について注意を呼びかけている。

34年は1月30日の9時から区会が開会されたようであるが、2号議案は35年度歳入出予算であったが、ここで注目すべきは新小学校令改正の結果、尋常小学校は授業料を徴収しないこととあることである。なお1号議案は特別税戸数割中税率改正であったが、「那覇区においては商人の所得金高を推定するにもっとも困難にして多くは隠蔽するに至るべし」と新聞は記しているが、議案は「一読会、二読会を省いて直ちに確定議」となったとある。これに関連して第13号議案は所得金を隠蔽して届け出たる者の所得金高推定の件が委員に付託されることとなったとある。第3号議案と第4号議案は明治橋関連の予算などであるが、当時、明治橋は渡橋銭として通行料を徴収していたようで、関連して小禄間切儀間、湖城両村への交付金の話が出てくる。

この年、半数改選であったが２月７日付の新聞に４日からの区会において抽選を行ない半数に当たる 12 人の氏名が載っている。なお、退職議員は各級から４人ずつで、１級議員（亀島明良、國吉眞輔、小渡鴻翥、當銘加那）、２級議員（大灣政儀、島袋和忠、比嘉賀慶、宮里喜眞）、３級議員（安次嶺文照、宇良宗輝、嘉数詠顯、東恩納寛大）である。

これに伴い２月 10 日より 16 日まで選挙人名簿を縦覧するとの記事がある。また、この選挙で那覇区の選挙人は第１選挙区は各級とも増えたが、第２区の１、２級、第３区のすべてが減少していると伝えている。なお前回は名簿は見つからないが、この年の１級選挙人の名簿を見ると大和人、いわゆる寄留商人と思われる人の名前が多く見られる。なおこの選挙から「候補者予選会」なる準備を那覇各部すなわち各地で開き候補者を決定している。

明治 34（1901）年４月１日に半数改選の第３回選挙が行なわれたが、その選挙の場所は個人の家であったようで第１選挙区の３級が午前８時から午後１時まで２級が正午から午後２時まで、１級は午後３時から４時までであったようである。なお抽選の結果であるので選挙区によっては級によっては選挙がないか、あるいは級によっては複数名選挙という変則的なものであった。選挙の結果は第１選挙区の１級に寄留商人らしき人が当選し、第２選挙区では２人が当選したが同点のため「年長者」である那覇人が当選した。後日の新聞には「寄留商人は大いに奮激し今回の選挙においては是非とも内地商人より選出することに協議一致した」とある。

当選者は次のとおりである。

第１区第１級	中馬辰次郎（ちゅうばたつじろう）	46 歳	新			
第２級	渡久地政昜（とぐち）	31 歳	新	比嘉賀慶（ひがけい）	42 歳	再
	山城正擇（やましろせいたく）	27 歳	新			
第３級	小嶺幸之（こみねこうしん）	31 歳	新	屋慶名政方（やけなせいほう）	52 歳	新
第２区第１級	大田徳明（おおたとくめい）	44 歳	新	比嘉賀但（ひがかたん）	46 歳	新
第３級	池宮城承恩（いけみやぎしょうおん）	54 歳	新	名嘉眞大興（なかまだいこう）	36 歳	新
第３区第１級	古謝將賢（こじゃしょうけん）	32 歳	新			
第２級	金城順盛（きんじょうじゅんせい）	45 歳	新			

選挙後初の区会は明治 34 年７月５日午前８時から区役所で開会したが、冒頭抽選によって議員の席順を定めたようで、これが議員番号なのであろう。

９月 11 日にも区会を開会し、議案の第 24 号は奥武山区有地のみならずすべて公園地域にというもので、関連して第 25 号で御物城を官より無償払い下げを可決している。10 月１日、11 月 25 日にも区会を開会し３件の議案を審議している。

明治 35（1902）年は１月 29 日に区会を午前９時より開会し 19 件の議案を審議したとある。ここでは奥武山公園地管理規則や使用料規則などが審議可決された。この日は５時頃閉会したが、翌日は午後１時から４時頃まで開会し議案によっては第三次会との記事が見える。31 日も午前９時より午後３時頃まで開会した。

明治 35 年５月 23 日にも区会が開会され「水面埋め立てに関する諮問」の件が通過したとある。６月 28 日は午後１時から区会が開会され 30 年に決議された水道敷設の件が中止

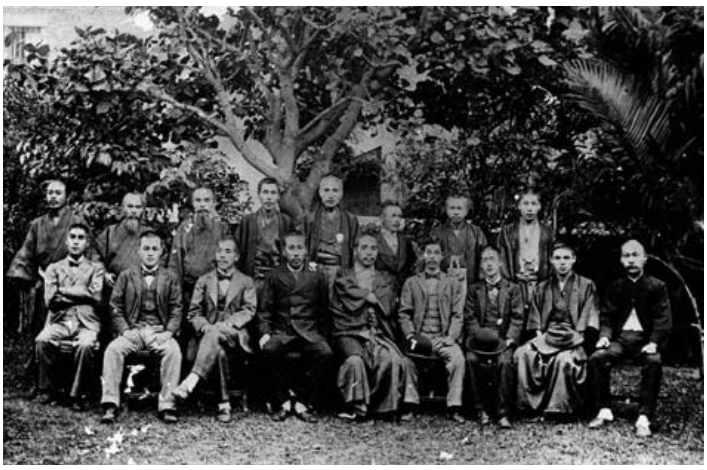

那覇区伝染病予防委員　明治35年11月那覇区役所内
（那覇市歴史博物館提供）

の決定がなされた。11月4日午前に区会が開かれ6件の議案が議決され、11月17日には臨時区会が午前9時より区役所で開会され7件の議案が審議された。

明治36（1903）年1月28日午前9時から予定通りに開かれた区会は、第2号議案が「部長及び代理者の実費弁償額報酬額及び支給方法」の改正であるが、これが29年区制実施の際制定されたものであったという。また第3号議案は「手数料徴収方法」で印鑑証明などの書類の謄本などについて1件10銭の手数料を徴収するもので、これが手数料の始まりかと思われる。議員からは「異議無し」として賛成多数で「1次会は直ちに通過せり」と新聞は記している。第14号議案は生徒授業料未納額棄却に関する件で明治29年より33年の授業料を徴収見込みなしとして確定議となった。

明治37（1904）年は1月25日から「通常区会」として会期10日の予定どおりに、29日まで行なわれ26件の議案が審議された。この年から土地整理の結果、地租が徴収されることとなり、那覇区では地租付加税を徴収することとなりその賦課徴収方法3箇条が議決された。

明治37年4月1日第4回選挙（半数改選）と補欠選挙が同時に行なわれることになったが、この年、小禄間切の儀間、湖城が那覇区に編入された結果、選挙区が第4選挙区として増え、定数はこれまでの24人から3人増え、27人となった。

当選議員は次のとおりである。

第1区第1級	大嶺柳吉（おおみねりゅうきち）	42歳	新	藤井平兵衛（ふじいへえべえ）	44歳	新
第2級	玉城克全（たまきかつぜん）	40歳	新（補欠）			
第3級	伊差川英文（いさがわえいぶん）	29歳	新			
第2区第1級	又吉昌祥（またよし）	36歳	新	國吉國基（くによし）	56歳	新（補欠）
第2級	安慶名汝翼（あげなじょよく）	46歳	新	石川正延（いしかわせいえん）	37歳	新
	大田實太（おおたじった）	52歳	再			
第3級	仲地唯隆（なかちいりゅう）	33歳	新			
第3区第1級	知念嘉榮（ちねんかえい）	40歳	新			
第2級	安次嶺榮輝（あしみねえいき）	39歳	新	饒平名知高（よへなちこう）	53歳	四（補欠）
第3級	國吉眞喜（くによししんき）	38歳	四	崎山朝叙（さきやまちょうじょ）	63歳	四
第4区第1級	渡邊佳助（わたなべ）	52歳	新			
第2級	當山昌重（とうやましょうじゅう）	61歳	新			
第3級	金城牛（きんじょううし）	63歳	新			

（『琉球新報』明治37.4.3、『那覇市政史』）

4 月 18 日区会が招集されて予算の減額が行なわれた。11 月 16 日の区会では雑種地を道路敷地として贈与する件などが協議された。

明治 38 年 5 月 19 日の『琉球新報』に一巴のペンネームで「那覇区経営」と題して、区当局と区会へ苦言の声が寄せられた。那覇区の改革について述べた後、現状を批判する中で区会について「区会が自己の地位を自覚して活動せざるに起因する者と謂うべきなり、区会の議員中にも或いは一二の人は充分の意見を有せざるにあらざるも、其の多数に於いては議事機関たるの資格なく区長の意見を頂戴する方々のみ」と、痛烈に批判している。6 月 8 日午前区役所内にて 38 年度予算追加の件などが協議可決された。10 月 16 日にも同様の件などが協議された。

次回の区会は明治 39（1906）年 1 月 27 日より開会したが、新聞によると前回の区会において「特別税戸数割改正」は否決され、今回提出再議にかけられて二次会を通過し 2 月 1 日に可決し閉会したと伝えている。2 月 23 日にも開会し 5 件ほどを協議可決した。

同年 5 月 1 日午前 9 時、区役所において臨時区会が開会されたが、議案は第 25 号から第 27 号までの 3 件である。これらはいずれも埋め立てに関する件であり、25 号においては久茂地一帯で、これは 26 号議案の電気鉄道敷設と関係するものである。さきに泉正重著『那覇市政史』にあった明治 29 年の大久保利和（おおくぼとしかず）の電気鉄道敷設構想が頓挫して以来の話であるが、当時人々は埋め立てが目的ではないかと噂していたようである。区会ではそのことを指摘しつつ許可を出した。27 号議案は崇元寺から泊にかけての埋め立てであるが、区会はこれも許可して午後 1 時散会したと新聞は伝えている。これに対して『琉球新報』は 3 日に「那覇区会の決議を論ず」として暗にこの埋め立てを批判している。

明治 39 年 5 月 12 日付の新聞は 2 月 1 日に可決した「特別税戸数割賦課徴収方法」の改正は区制 92 条に基づき内務・大蔵両大臣の認可を得たことを伝えている。その内容は 20 日付の新聞に「区公告第 15 号」として全文 11 箇条が載せてある。

10 月 15 日午前 10 時より 39 年度歳入出予算追加など 3 件が 9 名の委員付託となり幼稚園補助金などが二次会を通過したが、17 日午前 10 時よりの区会でいずれも通過した。19 日 12 時前にも区会が開かれたようで、電鉄との関連の埋め立ては、埋め立て願いを県知事に提出し、県はこれを主務省に手続きしたところ 2 万 8000 坪は鉄道事業に必要ないとして不許可になったため、あらためて 3000 坪の埋め立てについての諮問などが審議可決された。これについて『琉球新報』は社説で「埋立の再出願」と題し「事業は奨励すべきも貧利はこれを排斥」すべきとして、那覇区会の審議を紹介している。それによると、議員が条件をつけて許可すべきと質問したのに対し、当局がその条件はいかなるものかと聞いたところ、

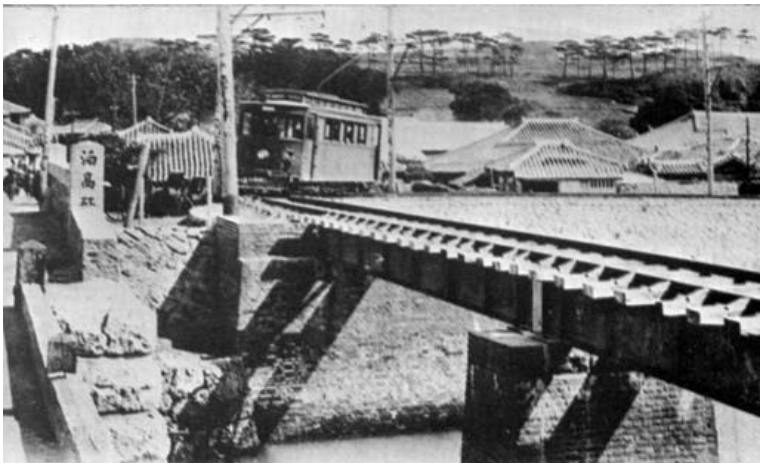

路面電車が開通したのは大正 3 年 4 月。写真は泊高橋
『那覇百年のあゆみ』

議員は電鉄事業の成立するような条件にすべきと答え、当局は「会社が設立せられ又株式などの募集済み」の上でなければ許可しないと答えている。それまで当局のいいなりとされていた区会の面目躍如といえるやりとりであり、数少ない区会の様子を伝える記事である。

明治39年7月の区会で可決された「特別税芸妓貸座敷税に関する規則」は8月11日付で那覇区から内務大蔵両大臣に稟請したが10月5日区制91条、92条により許可され26日発布され全文7か条が新聞に載っている。

明治40年1月24日より「例会」で25日も引き続き開会、26日と27日は委員会と28日は本会議と新聞は伝えている。それまで何人かの委員付託から委員会と呼ぶようになったものと考えられる。29日は午前10時20分より開会11時10分閉会し4件の議案が「多少の修正を以って決議確定」と報じている。

この年区会議員選挙のため1月31日より議員選挙名簿調査に着手し2月9日に終えたと報じている。縦覧期間は2月10日より16日までとなった。3月5日区会を開き議案を可決確定した。明治40年3月16日島嶼町村制の勅令が公布された。3月23日3議案について可決確定した。4月1日に第5回選挙（半数改選）と補欠選挙が同時に行なわれたが寄留商人らしき名前が5人ほど見える。

当選者は次のとおりである。

第1区第1級	当間重慎（とうまじゅうしん）	32歳	新				
第2級	玉城克全（たましろかつぜん）	43歳	再	柴田政太郎（しばたせいたろう）	45歳	新
	前田英次郎（まえだえいじろう）	35歳	新				
第3級	大坪岩次郎（おおつぼいわじろう）	49歳	新	永田長恭（ながたちょうきょう）	48歳	新
	比嘉賀慶（ひがけい）	48歳	四（補欠）				
第2区第1級	小渡鴻翥（おどこうよう）	45歳	三	勢理客知恒（じっちゃくちこう）	41歳	新
	屋慶名政方（やけなせいほう）	58歳	三（補欠）				
第3級	仲尾次政昆（なかおじせいこん）	46歳	新	名嘉眞大興（なかまだいこう）	42歳	三
第3区第1級	親泊英功（おやどまりえいこう）	47歳	新				
第2級	饒平名知高（よへなちこう）	56歳	五				
第4区第1級	安里昌喜（あさと）						
第2級	國吉眞忠（くによししんちゅう）	51歳	新				

（『琉球新報』明治40.4.2、『那覇市政史』）

ところで、この選挙で2人の選挙人が代理人に選挙投票させたため訴願がなされ県知事が裁決の結果、2人が投票した第4区の1級選挙がやり直しとなり、安里昌喜の当選は無効となった。その結果5月2日に再選挙が行なわれ、宮里新が当選した。

明治40（1907）年5月27日午後3時より区会開会し電気鉄道敷設の件ほか1件について議決した。7月11日と12日に那覇築港短縮の件につき区会を開会。議案第31号で42年までの3か年に工期を短縮するため負債を起債するものであった、がこれを請願するというものである。9月9日より臨時区会が開かれ議案の33号から38号までが提案され委

員会を経て、18 日午前本会議、19 日午後 2 時より本会議議案 41 号、議案 42 号を可決議了して閉会した。10 月 16 日も午後 3 時より開会 5 議案を確定議午後 5 時過ぎ閉会した。12 月 2 日午前 10 時臨時区会開会、3 件確定議にて終了。

第３節　首里区政と区会

（１）西常央・斎藤用之助区長時代（明治 29 年 4 月～同 31 年 8 月）

首里区会についても資料は少ないが『首里市制施行十周年記念誌』がある。明治 29(1896) 年 6 月第 1 回選挙が行なわれたが、選挙区、得票、年齢等の詳しいことは分からない。その中に「各選挙区議員の選挙も、6 月 14 日を以て、無事終了を告げたり。茲に特記すべきは、頑固派中有権者少なからざるに無量見冷淡なるより、各区共に悉く棄権したるを以て、当選議員は総て開化派なり」として、有権者を頑固派、開化派に分けた統計を載せている。

当選者は次のとおりである。

第 1 級	佐久本喜章	外間完董	本村朝昭	比嘉盛約
	花城清宜	仲田朝株	松島朝董	幸地朝瑞
第 2 級	譜久山朝宜	眞境名安宏	奥島憲始	仲里朝茂
	與古田良長	新里蒲	奥原宗貞	屋良朝主
第 3 級	伊是名朝睦	豊見城盛和	玉城加眞	喜舎場盛忠
	照屋寛完	久高友長	牧港朝佐	座喜味盛範

（『首里市制施行十周年記念誌』）

（２）朝武士干城区長時代（明治 31 年 8 月～同 41 年 4 月）

首里区長は明治 29（1896）年 6 月に斎藤用之助が就任して、31 年 8 月に朝武士干城に引き継いだ。

明治 31 年以降の区会の動きは新聞から拾っていきたい。明治 31 年 4 月 1 日の第 2 回区会議員選挙では第 1 区の 1 級議員 3 人、2 級議員 3 人、3 級議員 3 人、第 2 選挙区の 1 級議員 3 人、2 級議員 3 人、3 級議員 3 人、第 3 選挙区の 1 級議員 2 人、2 級議員 2 人、3 級議員 2 人であった。また、議員の任期は 6 年となり、3 年ごとの半数改選となった。

当選者は次のとおりである。

第 1 区第 1 級	4 票	豊見城盛和	4 票	譜久山朝宜	3 票	伊是名朝睦
第 2 級	9 票	高嶺朝清	9 票	本村朝昭	8 票	宮城啓脈
第 3 級	37 票	眞境名安宏	36 票	外間完董	33 票	佐久本喜章
第 2 区第 1 級	2 票	仲田朝株	2 票	津嘉山珍章	2 票	仲里朝茂
第 2 級	6 票	久高友長	6 票	花城清宜	6 票	新里蒲
第 3 級	16 票	與古田良長	16 票	比嘉盛約	16 票	太田朝助
第 3 区第 1 級	1 票	幸地朝瑞	1 票	座喜味盛範		
第 2 級	7 票	安良城盛能	7 票	小橋川朝眞		

第3級　37票　知念績昌（ちねんせきしょう）　35票　久場里芳（くばりほう）

（『琉球新報』明治31.4.3、『那覇市政史』）

この中で2区の3級議員に当選した太田朝助は3等郵便局長であったため所属長官の許可が下りず辞任したため13日に再選の結果、賀根村嘉庸（がねむらかよう）が当選した。

明治32（1899）年6月6日に区会を開会し、明治32年度歳入歳出追加予算、区基本財産使用処分、区有土地の貸付料制限を定める件の3件の議案を審議したとある。

同年8月8日に区会を開会し伝染病予防委員選挙の件など4件を審議した。8月9日にも再度、区会を開会し3件の議案を審議した。

明治33年1月23日開会予定のところ、出席定員不足にて28日、第13回首里区会を開くとあるが、これは29年以来の回数であろうか、今のところ確認できない。首里区会はこの中で教育費予算の中から年々500 円を支出して貸費留学生を他府県に派遣し、成業の後返還させるいわゆる奨学金を議員建議案として提案し、満場一致で可決したことが記録されている。また7月の記事の中には区会議員の建議で首里図書館建設についても満場一致で可決したことが出てくる。

明治34(1901)年1月28日に区会が開会されたが議事はすべて議員付託で休会となり、委員会を設置することとなり、予算調査委員会など3つの調査委員会を設けた。2月1日に区会を開会し6号までの議案が可決された。また区会において抽選にて半数の12人を退職させた後正午閉会した。その時の退職議員は各級4人ずつで、第1級（伊是名朝睦、豊見城盛和、譜久山朝宜、當銘加那）、第2級（高嶺朝清、花城清宜、安良城盛能、小橋川朝眞）、第3級（佐久本喜章、外間完董、眞境名安宏、比嘉盛約）である。新聞によると首里では31年に比べて第2選挙区の1級をのぞいて選挙人が減少しているという。

首里区会議員の第3回選挙（半数改選）と補欠選挙が4月1日に行なわれた。なお、第1選挙区が首里小学校、第2選挙区が首里役所、第3選挙区は赤田の個人宅で行なわれた。

当選者は次のとおりである。

第1区第1級	伊是名朝睦（いぜなちょうぼく）	譜久山朝宜（ふくやまちょうぎ）	外間完董（ほかまかんとう）
第2級	亀山朝奉（かめやまちょうほう）		
第3級	佐久本喜章（さくもときしょう）	豊見城盛和（とみぐすくせいわ）	東恩納盛贇（ひがしおんなせいいん）
第2区第1級	新崎盛信（あらさきせいしん）		
第2級	照屋寛完（補欠）（てるやかんかん）		
第3級	與儀喜柱（よぎきちゅう）	新里康昌（補欠）（しんざとこうしょう）	
第3区第1級	幸地朝瑞（こうちちょうずい）		
第3級	我那覇朝功（がなはちょうこう）	屋嘉比政兄（やかびせいけい）	

（『琉球新報』明治34.4.3）

明治34（1901）年7月5日12時より区会を開会し34年度歳入出予算追加など6件ほどが審議された。

明治35年1月29日から2月5日まで8日間の日程で区会を開会予定で18件の議案があった。29日午前11時50分区役所内で開かれたが出席議員は16人であった。議長朝武士

干城の開会の挨拶のあと、2 番議員が議案は 3 日前に配布すべきとかみつく場面があったと記している。

明治 35 年 10 月 8 日午前 10 時 30 分より臨時区会を開会し伝染病予防委員の補欠選挙を行なった。12 月 19 日午前 9 時より 7 つの議案について臨時区会を 1 日開会したとある。しかし実際には午前 11 時開会したようで議案の 4 号までを 12 時 35 分まで審議し 13 人の出席で閉会したとある。

明治 36 年 1 月 27 日午前 11 時に区会が開会され 7 つの議案について審議することとなり、委員付託に付され 28 日から 30 日にかけて調査（審議）されて後 31 日午後 12 時 10 分再び区会が開催された。なお 3 月 9 日の記事の中に「通常区会」において首里区会は首里城の敷地借受と建物払い下げを議決し陸軍省へ出願したとある。これは 8 月 14 日に許可が下りることになった。

明治 36 年 9 月 23 日臨時区会が午前 11 時より開かれ伝染病予防委員の選挙が行なわれ区会議員 2 人公民 2 人医師 1 人が選ばれた。10 月 12 日にも午前 9 時の予定が 11 時から臨時区会が開会され 36 年度追加予算の件など 3 件が可決された。

12 月 10 日は午後 1 時 10 分より臨時区会が開会され第 1 号から第 6 号までの議案が審議された。第 3 号議案は「首里区地租附加税賦課徴収方法」であるが、これは土地整理事業終了に伴い、明治 37 年 1 月から地租が徴収されるのに伴うものである。議案の第 4 号は明治 35 年 12 月公告第 14 号督促手数料徴収方法の第 1 条を改正するものであった。

明治 37 年 1 月 28 日より 6 日間の予定で通常区会が開会されると新聞にあったが、29 日午前 11 時 20 分より開会した。議案の第 1 号は 37 年度歳入出予算案であるが 2、3 の質問の後、委員付託として調査させ、期間は 5 日間委員は 5 人とし、議長の指名として終っている。別な議案は満場一致をもって可決確定している。

明治 37（1904）年 4 月 1 日は第 4 回選挙（半数改選）と補欠選挙にあたるが、第 1 選挙区が首里区尋常高等小学校守礼門側、第 2 選挙区は首里区役所内、第 3 選挙区が首里区立女子工芸学校で行なわれた。

当選者は次のとおりである（選挙区、得票は不明）。

第 1 級	浦添朝宣（うらそえちょうせん）	知花朝章（ちばなちょうしょう）	仲里朝茂（なかざとちょうも）	宮平良應（みやひらりょうおう）
第 2 級	賀根村嘉庸（がねむらかよう）	新里康昌（しんざとこうしょう）	仲里朝株（なかざとちょうじゅ）	與古田良長（よこたりょうちょう）
第 3 級	安良城盛能（あらしろせいのう）	桑江良正（くわえりょうせい）	知念績昌（ちねんせきしょう）	津嘉山朝興（つかざんちょうこう）
	久高友長（くだかゆうちょう）（補欠）			

（『那覇市議会史　第 2 巻』）

4 月 22 日正午より区会が開かれ 20 人の議員が出席し、第 1 号議案として 37 年度歳入出予算について第二読会、第三読会を省いて原案どおり確定議となった。これは 1 月 25 日の区会で審議されたもののようである。4 月に改選議員が出たので新年度に入っての審議なのであろうか。

明治 38（1905）年 1 月 26 日より区会が開会され第 2 号議案が 38 年度歳入出予算案で、第 7 号議案が明治 29 年区規則、第 4 号「区有財産管理規則」第 11 条第 3 項の改正でその他を含め 7 件の議案であった。原案どおり可決し 27 日より 29 日までは委員会を開いて、

30日区会を開会すると新聞にはある。

明治39年2月2日に閉会したとある。この年37年の選挙で議員となった賀根村、嘉陽の両氏が区制第5条により資格要件を欠くため区制第54条により失職の決定を与えられたという。一方、宮平は38年以後直接国税2円未満で自然失職とあり前の2人は別の理由で失職させられた、と考えた方がよい。区制第45条は「その資格要件を有せざる者あるときはその職を失う」とし、「該当する者あることを発見したるときは」県知事に申し立てて決定することとある。第5条の区公民の資格要件を欠いていた者であろう。

明治39（1906）年4月26日頃、電気鉄道敷設につき「首里区会議員会」を開く予定と新聞にはあるが、区会のことであった。この日区会は、電気鉄道敷設に関する諮問案を満場一致で可決している。

この年、県令第24号により10月1日より平良、石嶺が首里区に編入されることになり第五部（第4選挙区）、新川は第七部に編入することとなった。

明治40（1907）年1月28日より6日間通常区会を開き平良、石嶺、新川編入に伴う公民権取得に関する件などが審議された。28日午前11時より開会し出席議員13人で15議案が予定されていた。29日からは3日間委員会で、2月1日午後1時50分から区会が開会された。

2月15日付けの新聞に、これまでの24人の議員から27人に定員を増やし補欠2人、改選12人に加え平良、石嶺の第4選挙区からの3人計17人が4月1日の選挙で選ばれるとある。その結果、明治40年4月1日に選挙（半数改選）と補欠選挙が行なわれ17人の新議員が誕生した。

当選者は次のとおりである。

第1区第1級	高嶺朝申（たかみねちょうしん）	渡嘉敷通昆（とかしきつうこん）	譜久山朝宜（ふくやまちょうぎ）
第2級	亀山朝奉（かめやまちょうほう）		
第3級	久高友長（くだかゆうちょう）	外間完董（ほかまかんとう）	東恩納盛賛（ひがおんなせいいん）
第2区第1級	名護朝助（なごちょうすけ）（補欠）		
第2級	新崎盛信（あらさきせいしん）	喜屋武幸永（きゃんこうえい）（補欠）	
第3級	神谷厚安（かみやこうあん）		
第3区第1級	讀谷山朝慶（よみたんざんちょうけい）		
第2級	比屋根安榮（ひやねあんえい）	比嘉武太（ひがぶた）	
第4区第1級	宮城安正（みやぎあんせい）		
第2級	安里昌行（あさとしょうこう）		
第3級	久場里仁（くばりじん）		

（『琉球新報』明治40.4.3）

9日臨時区会が開かれてと屠獣場使用料規則の改正など2件の議案が可決確定した。

明治40年10月9日午前10時より臨時区会を首里区役所会議室にて開会し40年度予算歳出変更の件、官有地譲受けの件を審議し満場一致で可決し12時散会したとある。

第４節　間切島規程と間切会の組織

区制の制定実施を受けて明治 29（1896）年 12 月 28 日内務大臣、樺山資紀から総理大臣松方正義（まつかたまさよし）に「沖縄県間切島吏員規程に関する件」が提出され閣議が要請された。あけて明治 30 年 3 月 22 日は法制局の審議を経て閣議にかけられたようである（『沖縄県史　第 13 巻』P662）。

同議案は、明治 30（1897）年 3 月 29 日に天皇が裁可し、勅令第 56 号「沖縄県間切島吏員規程」（全 26 条、以下、吏員規定と略す）が公布された。これにより、旧慣による間切制度に近代法による根拠が与えられるとともに、新しい組織の根拠となるものであった。間切は王府時代以来の間切で今日の市町村であるが、島は渡名喜島、粟国島のような島のことである。今日でも、粟国島は 1 つの島で粟国村であるが、「間切島」とは間切と島が同格の意味があることになる。

吏員規程によると、まず、間切には間切長 1 名と書記若干名が置かれることとなったが、書記の定員は県知事が定めるとされた（第 1 条）。17 世紀以来の地頭代や大掟や首里掟などに代わるものとされた。また、収入役 1 名は置くとするものの、場合によっては知事が書記に兼務させることができるとされた（第 2 条）。これによって、数十名の間切役人から小禄間切では 4 名の書記（『沖縄県史　第 13 巻』）、真和志間切は 3 名に削減できたのである。また間切内の各村すなわち現在の部落にはそれまでの掟（ウッチ・おきて）に代わって村頭 1 名を置くとしたが、県知事が必要と認めた場合は、数村で 1 名、あるいは置かなくてもよいとしたので（第 3 条）、小禄は 7 名、真和志は 6 名とされた。

しかし、間切長、収入役、書記、村頭は県知事が任命する（第 4 条）こととされた。また間切は郡の郡長の下に置かれ、郡長は収入役に対し身元保証として金円もしくは物件を差し出させることができ（第 2 条）、また県知事の許可を得て郡長は間切あるいは村に附属員を任命し置くことができるとされた（第 5 条）。小禄間切には間切に 2 名、村に 5 名、真和志間切は間切に 3 名、村に 5 名が予定されていた。

また、郡長は必要なときは県知事の許可の下、臨時もしくは常設の委員を任命し置くことができた（第 6 条）。また県知事は内務大臣の許可の下で数間切に 1 名の間切長やその他の間切吏員を置くことができるものとしていた（第 7 条）。

間切長は上司すなわち郡長や県知事の指揮、監督を受けて間切を統括し、法律命令もしくは慣例により間切の行政事務を担任するもので、間切長の担当する事務は内務大臣の許可を得て県知事が定めるものとした（第 8 条）。

書記は間切長の命令を受けて庶務に従事し、間切長に故障ある時は上席すなわち上級の書記が間切長の職務を代理し、また書記に間切長の事務の一部を臨時に代理させることもできた（第 9 条）。

収入役は間切の収入を受領しその費用の支払いをなすとともに、その他会計事務を掌るとされた（第 10 条）。

村頭は間切長の命令を受け、村内に関する間切長の事務を補助執行するものとされ、間

切長は郡長の許可を得て村内に関する事務の一部を村頭に委任することができた（第 11 条）。第 5 条の間切あるいは村におかれた附属員は、それぞれ間切長、村頭に属し、その命令を受けて庶務に従事することとされた。

第 6 条の臨時もしくは常設の委員は間切長の指揮監督を承けてその事務の一部を分掌し、または一時委託により事務を行うものとされ、その職務権限の細則は郡長が定めるものとされた（第 13 条）。

間切吏員の処務規定は県知事の許可を受けて郡長が定めるものとされた（第 14 条）。

間切島会

このように、間切の吏員は県知事や郡長の指揮監督（第 8 条）の下に置かれ、逆に言えばこの時期の郡長は小禄間切､真和志間切の吏員に対して大きな権限を持つこととなった。このことは、次に見る沖縄県間切島規程にはっきりと出てくる。

この勅令は公布の 3 日後の明治 30（1897）年 4 月 1 日から施行されるとされた（第 26 条）。

吏員規程の施行のおよそ 2 年後の明治 31（1898）年 12 月 21 日に勅令第 352 号「沖縄県間切島規程」（全 20 条、以下、間切島規程と略す）が公布された。

この規程により吏員規程で新しく始まった間切は「法人」とされた（第 1 条）。つまり近代的な組織として制度化されたということである。間切は官すなわち国の監督を受けて法律命令の範囲内において「公共事務」ならびに法律命令または慣例によって「間切に属する事務」を処理するものとされた。間切吏員の組織、任免、庶務権限、庶務規定については別に定めるものとされた（第 2 条）

この間切島規程により「間切島会」が設置されることになった（第 3 条、以下、島は略する）。ここに近代的議会制度が小禄､真和志地域にも設置されることになったのであるが、那覇・首里の区会より 2 年ほど遅れた。間切会の組織、選挙、職務権限、庶務規定、間切長と間切会との権利義務関係、間切会の監督に関する事項は内務大臣の許可を経て沖縄県知事が定めるものとされた（第 3 条）。間切会も区会と同じく県知事あるいは郡長などが大きな権限を持つものであった。

間切の財産、営造物の管理に関する事項は法律命令に規程があるものを除き県知事が内務大臣の許可を得て定めるものとされた（第 4 条）。

間切に必要な費用や法律命令や慣例により間切の負担に属する費用は間切が支払う「義務」があるものとされ、その費用は間切税、その他の間切の収入から支払うものとされた（第 5 条）。

それまで「間切公費」は「間切税夫役現品」として存することとなった。つまり間切の税は、土地整理が行なわれていないので旧慣による夫役（労働力提供）や現品（現物）が存するとされた。ただし間切税を新設、廃止する場合は間切長は「間切会」の議決を経て内務大臣の許可を必要とするとされた（第 6 条）。間切税の賦課徴収も王府時代のままとされたが、その変更、新設にさいしても「間切会」の議決を経て県知事の許可を必要とし、特に規定を要するものがあるときは県知事がこれを定めるものとされた（第 7 条）。間切税

の夫役や現品にかわる金円すなわち現金などの滞納者については国税滞納処分の例によるものとし、追徴、還付、免除などについても国税の例によるとした（第 8 条）。また間切は負債を起こすことができるものとしたが、負債に関する事項は内務大臣の許可を得て県知事がこれを定めるものとした（第 9 条）。こうした県知事、内務大臣が大きく間切行政に関与するのは那覇区、首里区も含め財政力がいちじるしく弱かったためと考えられる。

間切の会計年度は政府と同じとしたが、間切の歳入出予算、決算に関する事項は県知事が定めるものとされた（第 10 条）。

「間切内一部の財産又は営造物に関して」は法律命令に規定があるものの他は間切の財産、営造物の例により間切長がこれを管理しつつも会計は別とする（第 11 条）。「間切内一部の財産又は営造物に関する事務」のため郡長は県知事の許可へて「村会」を設けることができるとされた（第 12 条）。これは要するに村の財産すなわち部落有地などに関するものであるが、本土でもいわゆる町村制に同様の規定があり入会権との関係で問題の多い規定であり、また別会計のため後に市町村合併の際に「財産区」として残った地域もある。村会に関する「組織、選挙、職務権限、庶務規定、その監督」については県知事が別段の規定を定められるとし、その他は間切会に関する規定を準用する（第 13 条）こととなった。

またいくつかの間切で事務を共同で行なう「間切島組合」を設けることができるとしたが、組合に関する事項は県知事が内務大臣の許可を得て定めるものとされた（第 14 条）。

吏員規程では明確でなかったが、間切島規程において間切行政は第一次において郡長が監督し、第二次に県知事、第三次において内務大臣が監督することが明確にされた（第 15 条）。宮古、八重山は第一次において県知事が第二次において内務大臣が監督するものとして区別されている。これは宮古島の人頭税廃止運動などの影響であろう。監督官庁は間切行政の監督のため必要なる命令を発し、処分をなすことができるものとされた（第 16 条）。間切長または収入役が故障ある時に必要があれば県知事は間切の費用で官吏を派遣し、その職務を管掌させることもできるとした（第 17 条）。

第 18 条ではこの勅令に規定するものの外、間切行政に関し必要な事項を内務大臣の許可のもと、県知事が規定を定めることができるものとし、この勅令の施行するために必要な事項は内務大臣が定めるものとした（第 19 条）。また、この規定は明治 32 年 1 月 1 日より施行することとされた（第 20 条）。

この規定を受けて明治 32（1899）年 1 月 23 日付で、沖縄県令第 3 号「間切島会に関する規程」が制定された。

間切会の定員は村人口千人あたり議員 1 名の割合とあるので、ほとんどの村は 1 人とされたが、郡長が特別の理由ありと認めた場合は、知事に報告し、指揮を受けて定員を増減できるとされた（第 1 条）。

今日の市議会と大きく異なるのは議員が「名誉職」とされたことである。任期は 2 年とし、補欠議員は前任議員の残任期間とされ、退職議員は再選できるとされた（第 2 条）。名誉職ではあるが一応、旅費と手当は支給されるが、その額、支給方法は間切長が郡長の認可を受けて定めるものとされた（第 3 条）。

選挙に関する事項については、「従前の例」によるとされ、旧慣が続くこととなった（第

4条)。旧慣は明確ではないが明治21（1888）年の「間切島村歳入出予算協議会総代選挙概則」によれば、「間切島総代の毎2名を選出しこれを以て定員とし村総代は3名以上5名以下を選出するものとする」とある。

間切会の議決事項は、①歳出入予算について、②間切有不動産の処分、譲受けに関すること、③間切有の基本財産、積立金・穀の処分に関すること、④予算外の間切の新たな負担義務を有することや間切の権利の抛棄（ほうき）について、⑤その他、法令により議決を要する事項となっていた（第5条)。

間切会の議長は間切長とするのも今日の議会とは大きく異なるものであろう。間切長が故障ある時の議長の代理も間切の書記とされていた（第6条)。会議は議長が必要ある時に開くものとし、3 日前に議題を通知するものを原則とし、緊急の場合はその限りにあらずとされた（第7条)。また議決事項でも問題が軽易なものは、間切長が議員各自の意見を聞いて決することが出来るとされていた（第8条)。議会の定足数は過半数とされていたが、同一議事の審議が再回の場合はこの限りにあらずとされていた（第9条)。議決は過半数により議決されるとされ、可否同数の場合は議長が決するものとされた（第10条)。

議長は会議を総理し、会議の順序つまり議事進行を決め、会議の開会、閉会を決め、議場の秩序を保持するものとされた（第11条)。議長である間切長、間切吏員に議事顛末、出席議員の氏名を記録した議事録を作成させ、議長と議員2名の署名を必要とした（第12条)。また間切長は郡長の許可を経て会議規則を制定できるものとされた(第13条)。結局、間切長が議長であり議事の準備、議決の承認、執行するところであり（第14条)、間切長を始め間切吏員が県知事の任命する者であることを考えるならば、この時期の議会は国(明治政府）の派遣する県知事の翼賛議会といってよい。

そのため仮に議会が収支に関し「不適当な議決」をした場合、間切長は自分の判断すなわち「自己の意見」や郡長の指揮によって議会に理由を明示して再議にはかることができ、議決が改まらない場合は郡長に報告して指揮を要請できることとし、場合に寄っては再議にかけなくても郡長の指揮を要請できるものとされた。

また間切会の議決がその権限を越えていたり、法立命令に違反していると判断した場合、間切長は「自己の意見により」または郡長の指揮によって「理由を示せば」、その議決をただちに取り消すこともでき（第15条)、または再議に付して改めない場合はこれを「取り消すべき」としている。郡長の指揮とは「命令」というものであろう。

さらに議決が「公益に害する」場合と認めたときも自己の意見により、または郡長の指揮により「理由を示して」再議に付し、議決が改まらない場合も郡長に報告し指揮を仰ぐこととされていた（第16条)。

臨時緊急の案件については、議会を招集する時間がない場合、あるいは議会招集に応じない場合、もしくは議会が成立しない場合、郡長の指揮により間切長が案件を処分できるものとされた（第17条)。この場合は次期議会に報告するものとされ、また議決を得るべき事項にして軽易なもので議員の意見を聞いてすませた事項についても郡長に報告の後、間切会に報告するものとされた（第18条)。

このように間切会は県知事、郡長の権限が極めて強く、また、彼らのもとにある間切長

の権限も強いものである。後年、沖縄の歴史で「特別制度」あるいは差別的なものとして語られる所以であろう。

第５節　真和志・小禄の間切制と間切会

この時期の新聞には残念ながら真和志、小禄の間切会に関する記事がほとんど見あたらない。また沖縄戦などの結果、間切会の記録も残っていない。現在、わずかに『真和志市誌』『島尻郡志』（『那覇市史　第２巻下』）などが残っているだけであるが、その中から間切会に関係すると考えられる箇所を抜き出してみた。

まず『真和志市誌』はこの間切会の設置によって「市町村自治の基礎を樹立するに至り、これより自治民権思想が漸く発達した」と述べていて、後年、それなりに評価していたことが分かる。また間切会は間切の「住民の中より各村の総代が選挙した議員が組織し」たと書いている。また他方、各字から１人ずつ選出したとも書いてあり、総代が選出されてそれらの総代などが間切長の推薦で県知事宛「稟請書」を郡長経由で県知事に出したようである。これは間切長や収入役も同様であった。

初代の真和志間切長は識名出身の嘉数松助（かかずまつすけ）で、「古波蔵地先の海岸一帯１万余坪の埋立て工事、与儀兵舎敷地１万 2000 坪の払下げ、楚辺、上間線の郡道計画、真和志小学校（母校）の新設その他黒糖品質の改良」等をあげている。これらに関する記録はあまりない。嘉数は明治 38 年辞任したと記している。また別の所では３代目の新垣元教（あらかきげんきょう）が明治 39 年に間切長を拝命したが、楚辺、上間線の道路開鑿を明治 40 年に起工し 41 年に竣成したと記している。

同書に依れば明治 22（1889）年には島尻郡全間切で「組合」を作ったという。この組合は各間切長交代で組合管理者を務めたとある。これは明治 34 年に島尻郡役所に事務所を移すところとなり、管理者は郡長にして郡役所廃止まで続いたと記している。組合事務として取り組んだ事業は土木、勧業、教育が三本柱であり、土木では道路と建築に関する技術者を採用して組合内の工事の監督に当たらせたという。郡道についてはその改修工事を明治 39 年に起工したとしている。また明治 36 年に南北明治橋を架設し 44 年に糸満街道とともに県に移管したという。また別の箇所では「明治 30 年頃に来て、初めて島尻が各間切の基本金を運用して島尻組合の事業として、先ず那覇より南風原を経て与那原に至る、いわゆる与那原街道を改修し、次いで与那原から知念、玉城に通ずる佐敷街道を開通させ、更に糸満街道」を開通させたとある。

勧業については、農業が中心であり、「農事巡回教師」を採用して「農作物の肥培管理、施肥状況、畜産、果樹その他副業の改良奨励」について指導したという。また「農業試験場を設け、製糖改良試験、蔬菜類の栽培試験、甘蔗、肥料等の試験」等を通じて郡内の農家の指導を行なったとある。

教育については明治37年6月に創立された糸満水産補習学校を組合立島尻水産学校として明治 43 年に県立移管まで組合が管理していたと記している。

明治37年4月23日県令を以て、東風平、具志頭の2ヶ間切の組合立として「東具農業補習学校」として島尻農学校を設立したが、明治40年4月から小禄間切外14ヶ間切組合立島尻農学校となったとある。これは43年真和志に移転し大正年間に廃止したという。

また「明治35年12月、小禄(ママ)村に初めて女子の実業補習学校を設置しようとの議が起り、機織、染色、裁縫の実習科を置き、兼ねて修身、国語、算術、図画の普通科も併置した。修業年限は2ヶ年で、女子補習学校を設けようと、当時間切議員、耕作当の了解が出来、翌36年1月間切会に提出したが、当時種々の事情があって、形勢不利となったので間切長赤嶺亀助(あかみねかめすけ)は極力その説得につとめ、小禄間切立女子実業補習学校が」設立されたと記されていて、小禄間切会の様子が垣間見える貴重な記録がある。この学校は明治38(1905)年、文部大臣の認可を受けて組織変更して「徒弟学校」となったという。明治41年には「糸満町外15ヶ組合立島尻女子徒弟学校」となった。この形成不利の状況については別の箇所に「当時豊禄高等小学校分離の説が双方の民間に起つて間切議員が之に和し、遂に西部小禄尋常小学校に高等科を併置することゝなり、補習学校設置の問題は形勢が不利」となったとある。その結果、明治36年4月6日県指令で設立認可され4月17日入学式を行なったという。

真和志間切の小学校では、明治32年になって、教員は皆制服を着け、帽子をかぶるようになったという。明治33年改正小学校令が実施され、さらに就学率が向上して児童数が増加し教室が狭隘となり、仮教場を設置したり半日制の二部授業を行なったりしたという。明治36年4月には小学校に高等科を真和志小学校では併置したという。明治37、8年の日露戦争後はさらに就学率が高まったようである。「明治39年には、6ヶ年義務教育の延長準備として、従来の4年制であった尋常校に2ヶ年程度の高等科、補習科を併置して来たが、明治41年、6ヶ年義務教育が実施され」るようになった。明治43年5月24日には真和志小学校から安里小学校が分離独立したとある。

真和志間切、小禄間切については、間切会の記録が残っておらず、以上、間切会が関与したと考えられる教育について記録を探してみたものである。

第３章　改正特別区制と特別町村制

第１節　改正区制制度と区会の組織

（１）沖縄県区制から改正区制へ

明治 29（1896）年 3 月、勅令第 19 号で制定された『沖縄県区制』は、首里と那覇に区制を設け、区会を発足させた。また同年、勅令第 13 号により『沖縄県郡編制』が公布され、国頭、中頭、島尻、宮古、八重山の 5 郡が置かれ、「2 区 5 郡制」による近代的地方制度がスタートした。翌明治 30 年には『沖縄県間切島吏員規程』（勅令第 56 号）の制定、明治 31 年には『沖縄県間切島規程』(勅令第 352 号)が制定され、小禄、真和志間切など各間切への適用となった。琉球処分以来、長く王国時代の制度を手直しする程度の旧慣の下にあった地方制度がようやく改革へと動き出したのである。

とはいえ、すでに他府県に公布、施行されていた『郡区町村編制法』『府県会規則』（明治 11 年）や『市制町村制』（明治 21 年)、『府県制』『郡制』（明治 23 年)などの地方制度と比べると、自治の範囲がきわめて制限されていて、官治性の強いものであった。たとえば首里区長は官選の中頭郡長の兼任であり、那覇区長はやはり官選の島尻郡長の兼任であった。議決機関である区会の創設は地方自治の面から特筆されるのであるが、とはいえ議長は官選区長の兼任となるなど「名ばかりの議決機関」（新里金福「特別区制の施行」『那覇市史　通史篇　第 2 巻　近代史』）と評される代物であった。

かようにお仕着せの地方自治として出発した「区制」は、首里、那覇の住民にとって、それほど大きな意味をもったとは考えにくい。旧慣の下、無税であった両区の住民は「区制」施行によって始めて国税を賦課されたことは、大変な出来事であったが、大多数の住民は直接国税 2 円以上を納められるわけでもなく、納めて区会議員の選挙権、被選挙権を得られるわけでもなかったのであり、官選の区長や書記らともほとんど無縁であったろう。名誉職たる区会議員にも如何ほどの意味を見出していたか、はなはだ疑問であろう。第 1 回の首里区会の議員すべてが開化派であったが、これは選挙人の多数を占めていた頑固派が全員棄権したためであったという(「首里市制施行十周年記念誌」『那覇市史　第 2 巻下』)。政府、県によるお仕着せ制度への取り込みに対する旧支配層のささやかな抵抗といったところであろう。

とはいえ問題含みの、欠陥だらけの制度であっても、年数を重ね、関わる人々も経験を積んでいけば、自ずと新たな展開へとつながっていくものである。旧慣のうちでも最大の懸案であった「土地整理事業」の完成は、土地制度、税制が他府県同様となるなか、それに伴い、地方制度も、選挙制度も他府県並みを要求していくこととなる。

（２）改正区制の概要

明治 41（1908）年 3 月 16 日、勅令第 43 号『沖縄県区制(改正)』が公布され、4 月 1 日から施行された。旧区制施行から 12 年、区制は新たな地方制度として生まれ変わったのである。時を同じくして「間切島制」に関する制度も『沖縄県島嶼町村制』（勅令第46号)として装いを一新している（子細は第 4 節)。

さて、旧区制と比較しながら改正区制について、その特徴をみていこう。

旧区制での7章構成は基本的に引き継がれているが、第2章の章名が「区行政」から「区吏員」に変更されている。区長はじめ他の区吏員の選任の方法が変更になったことを反映しているのであろう。条文数も旧区制の98条が改正区制では136条と38条も増えているが、これも区長選任方の変更などを受けて、第2章の第1款の吏員の任免関係条文が区制の4条から改正区制では11条となり、関係する第3章の「区会」の条文が合計34条から47条に増えたことに繋がっている。

では具体的な改正部分についてみていこう。まずは「区公民」についての規定である。区内に住所を有する者は「区住民」で、その内、一定の条件を満たす者が「区公民」であり、その条件とは、「一戸を構える満25歳以上の男子」で「2年以来区の住民」であり、「区の負担を分任」する者、ここまでは両区制とも同じであるが、この後、旧区制は「区内に於いて土地を所有し、もしくは直接国税2円以上を納むる者」とされていたが、改正区制では「直接国税を納むる者」という文言だけで、土地所有は不問に付され、税額も消えている(第6条)。「区公民」は区会議員選挙の選挙権及び被選挙権を有することになるが(第7条)、第6条の文言の改定は「区公民」の要件を緩和した、その増員を意図した、ということになるのだろう。ただ直接国税は納めていないが、先祖代々の土地はある、といったケースも想定されるのであり、その場合、旧区制では「区公民」たりえた者が、その資格を失うこともあった、となるのだろう。それでも総体では公民の増加に繋がったと考えるべきであろう。

（3）区吏員の選任

次に改正区制の眼目ともいうべき区長を始めとする区吏員の選任方等々の変更についてである。旧区制では「区ニ区長区書記ノ外必要ノ附属員ヲ置ク」(第8条)、「区ニ収入役1名ヲ置キ区書記ノ中ニ就キ沖縄県知事之ヲ命ス」(第9条)とあって、区に区長以下の吏員を置くことを規定し、収入役については区書記の中から沖縄県知事が任命する、としているが、区長をどう選任するかといった条文はない。区長選任に関する条文は『沖縄県郡編制』の第3条で、「沖縄県那覇・首里ノ各区ニ区長及ビ区書記若干人ヲ置キ、那覇区長ハ島尻郡長ヲ以テ之ニ充テ、首里区長ハ中頭郡長ヲ以テ之ニ充ツ」とされていた。島尻、中頭郡長などは知事の選任とされており、結果首里・那覇の区長は知事が任命した官選の区長だったことになる。その区長の選任方法が改正区制では、変更になったのである。

第2章第1款の第10条に「区ニ区長及助役各1人ヲ置ク」、第11条に「区長ハ有給吏員トシ其任期ハ4年トス」とあり、続けて「内務大臣ハ区会ヲシテ区長候補者3人ヲ推薦セシメ上奏裁可ヲ請フヘシ」「区長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ズ」とある。第12条の助役の選任についてもみておくと、「助役ハ区会之ヲ選挙シ沖縄県知事ノ認可ヲ受クヘシ」となっていた。区長については、区会が候補者3人を選任して内務大臣に推薦し、内務大臣はこれを受けて天皇に上奏して裁可を請うて、任命となり、助役は区会での選挙で候補者を決定し、沖縄県知事が認可するとなっていた。また収入役については、第16条で「収入役及副収入役ハ区長ノ推薦ニ依リ区会之選定シ沖縄県知事ノ認可ヲ受クヘシ」とある。旧区制では沖縄県知事任命の島尻、中頭郡長が兼任した首里、

那覇区長が、改正区制では区会が推薦した３人から選任されることとなり、旧区制では設置がなかった助役も置かれることになったが、これも区会の推薦がもととなっていた。収入役も沖縄県知事の任命から､区長の推薦､区会の選定を受けて知事が認可するとなった。最終的な決定権は未だ内務大臣の上奏認可、県知事の認可であったが、旧来の制度からするといずれのケースも区会の権限が大きく伸張したことになる。

（４）区会の概要

区会について旧区制と改正区制を比較しながら見ていく。まずはその「組織」と「選挙」についてである。要点を整理して示すと以下のようになる。

①区会議員の定数（第 40 条）－ 30 人以下で旧区制と改正区制で変化はない。

②選挙人の資格（第 41 条）－ 区公民たる者で変化はない。

③区公民の資格（第６条）－ 先述したが直接国税の額の規定など若干の相違がある。

④選挙人の等級（第 42 条）－ ３級に分けるで変化はない。区公民つまり選挙人の納めた直接区税の総額の３分の１を負担した者を１級、残りの３分の１を負担した者を２級、残りの者全員を３級とする規定である。

⑤選挙区（第 43 条）－ 旧区制では沖縄県知事が必要と認めるときは内務大臣の許可を得て選挙区を設けることができるとされ、また「選挙区ノ数及其ノ区域並各選挙区ヨリ選挙スヘキ議員ノ員数ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ沖縄県知事之ヲ定ム」(旧区制第 29 条)とあって、県知事の権限がはなはだ大きなものとなっていた。しかし改正区制では､「区ハ区条例ヲ以テ選挙区ヲ設クルコトヲ得（下略)」とあり、続けて「選挙区ノ数及其ノ区域並各選挙区ヨリ選出スル議員数ハ前項区条例ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」とある。選挙区の新設、区域の設定など区会で定める条例で行うことが規定され、区の主体性が大幅に認められたことになる。

⑥被選挙人の資格 － 選挙権を有する区公民で変化はない。除外される者の沖縄県の官吏や区の吏員、警察官、神官、小学校教員等などについても変化はない。

⑦区会議員の任期（第 46 条）－ ４年となり、旧区制の６年で３年ごとに半数を改選する、から変化している。

⑧選挙人名簿の調製（第 47 条）－ 選挙の前 60 日を期して調整。選挙 50 日前から７日間区役所で関係者の縦覧に供す、で旧区制と変化はない。

⑨選挙の告示（第 48 条）－ 選挙の７日より以前に選挙会場、投票の日時、各級より選挙すべき議員数などの告示を行う、等など変化はない。

区会の組織と選挙を旧区制との比較でいうと、議員定数や選挙人、被選挙人資格など基本的な規定に変更はないが、議員の任期が６年から４年となった他、選挙区の新設、区割りなど県知事の権限から区条例に基づくこととなり、区会の権限の範疇（はんちゅう）となったことが大きな変化といえる。

次に区会の「職務権限及処務規程」について見ていこう。要点は以下の各条である。

①区会の定義（第 65 条）－ 第２款「職務権限及処務規程」の冒頭に置かれた条文で、「区会ハ区ニ関スル事件及法令ニ依リ区会ノ権限ニ属スル事件ヲ議決ス」と記されている。旧区制には存しない条文で、区会の職務、役割、其の権限について言及したもの、定義し

たものとして重要である。

②区会の議決すべき事項（第66条）－ 区の歳入歳出予算や区有財産、不動産の管理、処分などに関する規定である。旧区制の7項から11項に増えている。増えた4項は第66条の第1項目に置かれた「区条例及区規則ヲ設ケ及改廃スル事」と第2項の「区費ヲ以テ支弁スヘキ事業（以下略）」、第4項の「決算報告ヲ認定スル事」、第10項の「区吏員ノ身元保証ニ関スル事」である。第1項で規定された区条例の制定、改廃の権限は区会の主体性を考える上で極めて重要である。旧区制ではその権限が無かったのであり、区長ら区の執行部の提案する議案を審議するしかなかったが、改正区制にいたってようやく他府県の市制下の市会での「市条例」制定権同様に「区条例」や「規則」を制定しうる権限を得たのである。区、区会自治の面からしても大きな前進といえる。また第4項の「決算報告の認定」も重要な権限である。旧区制では「歳入歳出予算を定む」とされながら、決算についての規定はなく、区行政の予算執行をチェックする権限がなかった。ここにきてようやく入り口と出口双方のチェックができるようになったのである。これまた当然のことではあったが、区会の主体性の大きな前進といえる。

③監督官庁への意見書の提出（第69条）－ 「区会ハ区ノ公益ニ関スル事件ニ付意見書ヲ監督官庁ニ呈出スルコトヲ得」とある。新たな条文でこれも区会の権限、主体性に関するものといえる。

④区長を議長とす（第71条）－ 「区会ハ区長ヲ以テ議長トス」とあって、旧区制と同様である。ただ区長に故障あるときの代理者が旧区制では「其ノ委任ヲ受ケタル区書記」とあったものが、改正区制では「助役其ノ職務ヲ代理ス」と変わっている。この条文は未だ区会が区長、区行政と対等の関係ではないことを物語っている。官選区長の時代とは違うのだが、それでも区長が議長を兼任するのは区会の主体性を損なうものであることは明白である。

⑤区会の招集、会期（第73条）－ 区会は区長が招集するが、議員の3分の1以上の請求があれば区長は区会を招集すべしとある。旧区制では議員の4分の1以上の請求でとなっていた。基本的に区会の開催は区長が必要だと判断した時に、会期を定めて区会を招集するとされていた。開会の3日前までに告知すべしとある。議員の発議による開催も可能ではあったが、未だ定例会の規定がなく、区長、区行政主導の区会だったことが分かる。

区会の職務権限と処務規程は、旧区制からすると改正区制では、大きく前進といえる。区会に条例の制定権が認められたことを始め、歳入歳出予算を定めることと一体の決算の認定権が加わったことも重要である。区会が区の下請け機関から一歩も二歩も前進したことになる。が、未だ区長が区会議長を兼任し、区会の招集も区長が必要ある時とされるなど、限定的であったことも忘れてはならない。

区制の概要の最後に改正区制の「第6章　区行政ノ監督」について触れておこう。第122条に「区行政ハ第一次ニ於テ沖縄県知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス」「監督官庁ハ区行政ノ監督上必要ナル命令ヲ発シ処分ヲ為スコトヲ得」とある。また第125条に「内務大臣ハ区会ノ解散ヲ命スルコトヲ得」とある。旧区制にも同様の条文が存している。区行政も区会も沖縄県知事や内務大臣の監督の下にあって、最終的な権限は知事や大臣に属していることを示しているのである。地方自治に関する『市町村制』や『府県制』

が帝国議会の審議を経て成立した法令に基づくものであるのに対し、『沖縄県区制』も本節の『沖縄県区制(改正)』も勅令により定められた中央政府直轄のものであってみれば、多くの場面で、県知事や内務大臣が登場するのも当然であるともいえる。

とはいっても冒頭でも記したように、いくら制限つきの自治であっても、制度ができて運用されていけば、そこに様々な動きが生まれ、区政をめぐってあるいは区政と区会の対立、県政と区政、区会等などのドラマが展開されるのは必定である。改正区制下での那覇区会、首里区会については第２節以降で具体的事例、事件を通して見ていく。

第２節　那覇区政と区会

明治 41（1908）年の改正区制施行から大正 10（1921）年の市制施行までの 13 年間が改正区制の時代である。この間、第１節でみたように、区長の選任方法や位置づけ（名誉職から有給吏員へ）が変わり、区会議員の任期も６年から４年となっていた。そうしたなかで４代３人の区長が登場し、区会議員選挙が第６回、第７回、第８回と３回行なわれていた。以下那覇区政と区会の動きを見ていく。順序としては区会が区長候補３人を推薦して諸手続を経て、区長の任命に至るので、区会議員の選挙を経ての区会の成立から始めるのが筋だともいえるが、区長の選任や区政を中心にそこに区会がどう関わったかといった観点で見た方が分かり易いと考える。それに改正区制の規定で区長は新たに選任となったが、区会議員は旧区制時代の第５回区会議員選挙で選出された議員が、改正区制施行でも改選とならず、引き続き現職に止まった。こうしたことからも各区長の任期を軸にそこでの区会議員選挙、区会の動静を見ていくことにする。

（１）喜入休区長時代（明治 41 年 5 月 15 日～同 44 年 8 月 25 日）

１．喜入区長の誕生

勅令第 43 号『沖縄県区制(改正)』が明治 41 年４月１日に施行されると、島尻郡長で那覇区長を兼任していた斎藤用之助（さいとうようのすけ）があらためて那覇区長職務管掌となり、新区長候補の選出、助役の選挙を行なうべく、臨時区会が招集された。27 人の議員中 25 人が出席しての投票の結果は、国頭郡長の喜入休がほぼ満票の 24 票を得て、第一候補者に推薦されることとなった（「那覇市政史」、『那覇市史　２巻中の 2』P309）。

第１回区長候補者　24 点　喜入休（きいれきゅう）　　１点　無効
第２回区長候補者　18 点　中馬孝吉（ちゅうまこうきち）　　３点　喜入休　　２点　小嶺幸得（こみねこうとく）
第３回区長候補者　18 点　伊波普猷（いはふゆう）　　３点　小嶺幸得
１点　中馬孝吉　　謝花寛顕（じゃはなかんけん）　　富永実達（とみながじったつ）　　白票１点

ついで助役選挙は、仲本政世が当選した。

22 点　仲本政世（なかもとせいせい）　　２点　國生行正（こくしょうゆきまさ）　　１点　無効

（『琉球新報』明治 41.4.2）

こうして改正区制下の初代民選区長に喜入休が就任し、助役に仲本政世、さらに区長の推薦となる収入役には城間恒登が就任した。

ところで、この初代民選区長の人選を巡っては、実のところ二転三転していた。改正区

制の実施を目前にした3月下旬、新区長は現那覇区長である斎藤用之助でほぼ決まりとみられていた。島尻郡長でもあるため、島尻郡の有志が盛んに留任運動を展開していたが、那覇区会の有志も奈良原知事や日比事務官に斎藤の区長就任を働きかけていた。知事ら上司、先輩の勧告、斡旋により、斎藤も区長就任を受諾したのであるが、斎藤の推す助役候補の神田橋武二についてはすんなりとはいかなかった。意見区々するため予選投票で決するとなった。多分に区会議員による予備選挙であろうが、結果は次のとおりである。

那覇区の紋章　明治42年に作製された。蘇鉄葉にて縄を巻き、その中に区の字を現し「縄区」にて「那覇区」を象徴したものである。

9票　神田橋武二　　5票　仲本政世　　5票　当間重慎　　2票　謝花寛顕
(1票)　比嘉賀学　他

神田橋が最多票を得てはいたが、票は割れており、過半数にも届かなかった。さらには助役の年俸が斎藤の希望する600円ではなく500円とされ、調整の結果、本年は500円だが、次年の明治42年には600円とすることで妥協を図った。斎藤がこの案で神田橋と交渉したが、「御免蒙む」と辞退された。ここに至って、斎藤は区会が斎藤の意見を尊重する気がない、として区長就任を辞退、島尻郡長こそ自分の天職となすべし云々ということになった。

斎藤の区長就任辞退を報じたのは3月28日付の『琉球新報』の記事であるが、そこから次の候補を大急ぎで人選することとなった。4月1日の『琉球新報』は候補者として、伊波文学士、富永実達、岸本賀昌を有力とし、他に喜入休、中馬孝吉を挙げ、助役候補に仲本政世、國生行正、当間重慎らを挙げていた。4月1日の投票前日まですったもんだしていたのである。

選挙の結果、喜入休がほぼ満票だったことからすると、なんとか事前の調整がまとまったことを表していよう。ところが、4月2日の『琉球新報』は、「喜入氏諾否不明」と報じ、翌4月3日の記事でようやく「喜入氏承諾せり」と記し、承諾の旨を受けて、ただちに区会が招集され、区長及び助役の給料額が議定され、区長1200円、助役500円を支給することを可決していた。

なお、喜入新区長の就任は、国頭郡長を兼任している関係からか、官吏恩給法の改正法の施行との絡みで、裁可が延び延びとなっていた。首里は知花朝章新区長が早々に裁可されていたが、喜入の就任は5月15日で選挙後の推薦から1か月半が経過していた。

喜入区長を支えていた助役仲本政世は、就任1年を越えた明治42年6月、病に倒れた。後任助役の人事は、同年7月21日の区会で選挙が行なわれ、以下のとおり山城正馴が当選した。

当選　17票　　山城正馴　　次点　8票　　仲濱政敷

2．第6回区会議員選挙

明治43（1910）年4月1日、第6回区会議員選挙が行なわれた。従来の選挙では議員の任期は6年で、3年ごとにその半数が改選となっていたが、改正区制では任期が4年で全員改選となっていた（第46条)。那覇区会も明治43年1月15日に臨時区会を開き区条例の改正を行ない、4月1日の選挙を迎えた。選挙区域及び区域内の議員数には若干の変動

があったが、議員定数 27 人に変化はなかった。

さて、選挙は第 1 区から第 4 区までの区域ごとに、1 級から 3 級に区分されていた。定数 27 人に対し立候補者は 35 人、12 選挙区中の 7 選挙区で定数と立候補者数が同数の無風選挙区となっていた。以下選挙の概要である。

投票日	選挙区	当日有権者	投票者数	投票率	定数	候補者数
明治 43.4.1	第 1 区第 1 級		3		3	3
	第 2 級		19		3	3
	第 3 級		169		3	5
	第 2 区第 1 級		10		3	3
	第 2 級		41		3	4
	第 3 級		121		3	3
	第 3 区第 1 級		12		2	2
	第 2 級		25		2	2
	第 3 級	375	51	13.6	2	3
	第 4 区第 1 級		10		1	1
	第 2 級		48		1	3
	第 3 級		166		1	3
明治 43.4.13	第 3 区第 3 級	375	220	58.7	2	3

第 3 区第 3 級は投票率が 13.6％で、当選有効得票に達しなかったため無効となり、4 月 13 日に再選挙が行なわれていた（前掲「那覇市政史」P309)。

次に開票結果である(当選者)。

第 1 区第 1 級	渡久地政瑚（とぐちせいこ）	35	新	高嶺朝申（たかみねちょうしん）	49	新	小嶺幸之（こみねこうしん）	40	三
第 2 級	前田英次郎（まえだえいじろう）	38	再	麓純義（ふもとじゅんぎ）	47	新	柴田政太郎（しばたせいたろう）	48	再
第 3 級	大坪岩次郎（おおつぼいわじろう）	52	再	小嶺幸得（こみねこうとく）	65	新	山城高興（やまぐすくこうこう）	53	新
第 2 区第 1 級	渡口政成（とぐちせいせい）	27	新	小牧藤次郎（こまきとうじろう）	39	新	当間重慎（とうまじゅうしん）	35	再
第 2 級	照屋林顯（てるやりんけん）	43	新	外間現敬（ほかまげんけい）	46	新	大田徳明（おおたとくめい）	53	再
第 3 級	亀島明良（かめしまめいりょう）	57	再	仲尾次政昆（なかおじせいこん）	49	再	安慶名汝翼（あげなじょよく）	52	三
第 3 区第 1 級	崎濱常惠（さきはまじょうけい）	45	新	饒平名紀順（よへなきじゅん）	41	新			
第 2 級	親泊英功（おやどまりえいこう）	50	再	國吉眞福（くによししんぷく）	50	新			
第 3 級	国吉真徳（くによししんとく）	31	新	伊波興廷（いはこうてい）	63	三	＊再投票の結果		
第 4 区第 1 級	上原眞益（うえはら）	36	新						
第 2 級	當間高得（とうまこうとく）	29	新						
第 3 級	宮里實（みやざと）	45	新						

（前掲「那覇市政史」、『那覇市史　第 2 巻上』P251）

選挙の結果、当選者 27 人中新人が 16 人と 59％を占め、再選が 8 人、3 選が 3 人となっていた。

ところで、3 選を決めた伊波興廷は明治 31（1898）年の第 2 回選挙で初当選、3 年後の

明治34年の第3回選挙で再選、そして今回の当選が3度目となると、途中で一度選挙に出なかったか、落選した可能性がある。明治34年の第3回選挙当選後、任期の6年後の選挙は明治40年の第5回選挙である。ところがその選挙の当選者名簿に「伊波某」の名前はない。先のごとく推測する所以である。また、同じく3選目の安慶名汝翼は、第4回、第5回、第6回選挙と3回連続当選であった。さらにもう一人の3選組は40歳の小嶺幸之である。伊波同様に第2回、第3回、そして今回の第6回での3選である。12年前に28歳の若さで当選し、その後一度は落選か不出馬を経験し、第6回で返り咲いたことになる。

さて、この3人のケースでみると、旧区制での「議員任期6年、3年ごとの選挙で半数ずつ改選」との規定は実態を反映してないかにみえる。安慶名汝翼の第4、5、6回選挙での当選は任期が3年だったことを表している､ことになる。「那覇市政史」の第2回区会議員選挙の項では、「明治29年第1回選出の区会議員の任期は満2年にして満了し､同31年4月第2回の改選が行はれたが…」とあり、第3回区会議員選挙の項では「明治31年4月の第2回改選以降、同40年4月第5回改選に至る4回の議員の各任期々間は満3年で云々」とある(前掲『那覇市史　第2巻中の2』P307)。区制の規定と実際の運用での齟齬(そご)なのか、「那覇市政史」の問題か検討を要しよう。

遅刻議員に罰金　明治43年6月29日に議会開会時間の遅刻議員は50銭、無届欠席議員は1円の過怠金を徴収する内規を設け、不幸にも、当日3分の遅刻をした山城高興と5分の遅刻をした渡口政成に即過怠金が科された。徴収した過怠金は毎年通常区会後の親睦会で、福引に使われた。大正2年3月31日の『琉球新報』にも同様の記事があり、長い間続いていたようだ。この頃の議員報酬は明治34～43年が1日50銭、明治44年から1日1円に増俸したが、それでも、その日の報酬が消えるほどの罰金である。

ところで、3区第3級の再投票について確認しておこう。1回目の投票では13.6%の投票率で有効得票に届かなかったために再投票となったのであるが、これについては選挙直前に「那覇首里区会議員選挙について注意」とする記事が新聞に載っている。注意事項は7点にわたっている。たとえば「1. 投票には爵位、職業、身分、敬称を書いても可」や「1. 同一人にて数級に当選したる時は告知を受けて5日以内に何れの選挙に応ずるか申し出ずるべし」などとある。が、再投票に関わるのは次の事柄である。「1. 選挙は有効投票の多数を得たる者を以て当選とす然れども左の得票あること(を)要す」として「1区の1級は1(票)、1区の2級は1、1区の3級は17」と規定されていた。当該区の有権者数などから最低得票のラインが設定されていたことになる。そこで問題の3区3級の場合はというと、「38票」とある。定数2の2位でも38票なければ当選とはならないのである。ところが、第1回の投票では、1位の国吉真徳が37票、2位の宮城亀が12票、3位の親泊英功が2票で、1位の国吉も有効投票数に届かなかった。そのために再投票となっていた(『沖縄毎日新聞』明治43.3.31)。

3．喜入区長と区会－公有水面埋め立て問題

喜入区長の任期中、那覇区では直接、あるいは間接的に多くの出来事があった。たとえば区長就任直前の明治41（1908）年3月には、渡地・仲島遊郭が廃止され、辻遊郭と統合されていた。同4月には沖縄県の懸案であった那覇築港事業がスタートした。近代的港湾としての整備である。翌明治42年4月には、特別府県制が施行され、それにともなって6

月には第１回の県会議員選挙を経て県会がスタートした。明治 43 年２月には那覇・首里間で電話が開通、同４月には沖縄電燈会社が設立されていた、等々である。

そうしたなかで区と区会にとって最大の問題は、明治 43 年 11 月に表面化した公有水面埋め立て問題であった。同年６月、那覇区会は区内字東の硫黄城下の北明治橋側から、泉崎、壺川に至る一帯の水面（約２万 6000 坪）の埋め立てを議決し、その筋（内務省）へ許可申請をした。ところがその後、県の日比重明（ひびしげあき）知事は、新たに県道を敷設するため県の事業としてほぼ同一の区域の水面埋め立てを県会に提案したのである。日比知事は、区の埋立事業では主務省が許可しない、県道を通す名目でなければならないとして、区の要求を突っぱね、県予算を組み、埋立地域の図面も作成させていた。那覇築港も動きだし、那覇港から既存の佐敷街道（後の与那原街道とほぼ重なる）へと接続する県道の敷設は一応筋が通った理由といえよう。しかし、那覇区及び区会が埋立にかけたのは、那覇区の将来のため、発展のため多くの事業に取り組んでいかねばならないが、那覇区にはこれといった財源がない、ために公有水面を埋め立て、その売却を通じて各種事業の財源に充てようというものであった。それを日比知事は県道敷設に名を借りて横取りしようとしている、上級自治団体(県)が下級自治団体(那覇区)の基本財産を取り上げんとしている、との反発がまき起こったのである。

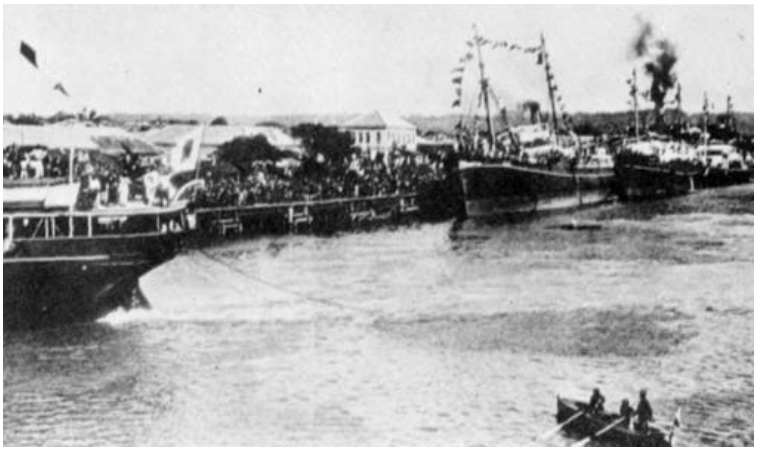

那覇港　築港により大型汽船も横づけされた
『那覇百年のあゆみ』

同問題は 11 月になって一気に政治問題化した。11 月 14 日、麓純義ら 20 名の区会議員は連署して、埋立問題についての区会の開催を喜入区会議長に請求した。請求書の文面は以下の如くであった。「区ノ公益ニ関スル事件ニ付キ監督官庁ニ意見書ヲ提出致度候条、至急区会招集相成度、沖縄県区制第 72 条ニ依リ此段請求候也　明治 43 年 11 月 14 日　麓純義以下 20 名ノ署名(略)」。

翌 15 日招集された区会では、監督官庁への意見書提出で意見が一致し、起草委員に麓純義、当間重慎、渡久地政瑚が決まり、翌 16 日には区会の名を以て意見書を可決した。内務大臣に充てた意見書では、年々発展を遂げている那覇区の現状を述べ、今後の発展を期するために埋立事業が不可欠なことを強調し、ひるがえってこの間の県の対応を強く非難していた。「…熟々惟フニ…単ニ県道ノ建設ヲ理由トスルモ其成功ノ暁ハ幾クモナクシテ県道内部ノ水面区域ヲ県営トシテ埋立テントスルモノナルコト明白ナリトス　換言スレハ那覇区自治団体ノ発展ヲ妨ケ且ツ其基礎ヲ薄弱ナラシムルモノナリ　要之県知事ノ立案ハ名ヲ県道ニ藉リテ実ヲ埋立ニ取ルモノニシテ那覇区将来ノ公益ヲ阻碍スルノミナラス併テ本区会ノ決議ヲ無視シタル行為ナリト認ム」。

ところで、翌 17 日には広く区民の輿論を喚起するとして奥武山公園で区民大会が開催されていた。琉球新報社、沖縄新聞社、沖縄毎日新聞社の各紙に区民大会の広告も依頼していた。県当局は狼狽の一方、喜入区長に文書を発して恫喝、区会議員や那覇区部長らの参

加は職務上不都合云々、と威嚇した。が、区民大会は5000人余が参加する大集会となった。「那覇市政史」は「弾圧に抗して予定通り奥武山公園に区民大会を開催したが、是が沖縄に於ける政談演説会の嚆矢…」と評していた。ついで11月27日には第2回の政談演説会が、辻の端道の明治座で開かれた。屋外にまであふれた群衆を前に麓純義ら10人の弁士は、日比知事の失政を追及し、その更迭を要求していた。

埋め立て問題は、県の横やりめいた対応もあって区民の自治意識の高揚に大きく寄与する結果となった。その先頭に区会の各議員が立っていたことは、地方自治意識の成長という点で評価されよう。さて、埋め立て問題は翌44年まで尾を引いたが、その結末はというと、結果として、内務省は那覇区の埋立申請を不許可とし、県に許可を与えた。様々な理由があったが、いずれにせよ那覇区は、埋め立て事業に要する多額の経費を賄うことが出来なかった。償還を控えた多額の借金があり、新たな起債も難しかったからである。結論に至るまで、那覇区では、喜入区長始め、区会の面々が上京して主務省への陳情、また区民大会決議をうけて県議会高嶺朝教議長あて「陳情書」（明治43.11.25）を送るなど可能な限り取り組みをみせていた。

（2）当間重慎区長時代（明治44年10月9日～大正8年11月1日）

1．当間区長の誕生

民選初代区長であった喜入区長は、任期満了を待たずに明治44（1911）年7月29日付で辞表を提出し、8月25日に認可書が県庁に届いた。これを受けて助役の山城正馴は、8月29日に当間重慎、麓純義、山城高興ら区会の有力メンバーを集めて後任区長の人選について打ち合わせを行なっていた。その後9月2日には、山城高興宅で予選会が開かれたが、すでに大勢は定まっているとして、大多数の賛成を得て、当間重慎を推薦することに決定した。その区長選出の区会は9月16日に開かれた。4人欠席で出席議員は19人といい、定数の27人から4人欠員がでていたことになる。『那覇市議会史　第2巻』(P434)によると、明治43年9月に國吉真徳逝去、同43年11月に大坪岩次郎辞職とあって2人欠けたことは分かるが、あとの2人は不明。あるいは当日の欠席者は6人だろうか。

さて欠席者のなかには区長選出が確実な当間重慎（旅行中）もいたが、出席議員19人の満場一致で区長の第1候補となった。ついで第2候補、第3候補の投票が行なわれた。結果は以下のとおりである。

第1候補者　19票　当間重慎
第2候補者　13票　斎藤用之助
　　3票　伊波普猷
　　1票　小嶺幸得　　山城正馴　　奈良原繁（ならはらしげる）
第3候補者　11票　伊波普猷
　　3票　斎藤用之助
　　1票　日比重明　　岸本賀昌（きしもとがしょう）　　外間現敬（ほかまげんけい）　　前田英次郎（まえだえいじろう）
　　山城正馴　　大隈重信（おおくましげのぶ）

投票はつつがなく終了し、第1候補当間重慎、第2候補斎藤用之助、第3候補伊波普猷と決まった。が、「奈良原繁　1票」と得票が読み上げられると「満場皆哄笑す」、と『沖

縄毎日新聞』(明治 44.9.17) は記し、続けて「…当日の議場は第 1 候補選挙までは稍真面目に執行されしも第 2、第 3 の選挙に及びては議員中不真面目の者ありて議場をして道化芝居化したるに至りては堂々たる区会議員の態度として不謹慎の譏を免れず、例えば日比重明や奈良原繁まで投票するは先ずよしとして大隈重信まで投票せるに至りては本人は洒落れたつもりか知らねど没常識も甚だしき沙汰の限りと云うべし…」と評していた。

２．当間区長の施政

瓦斯区営案　当間区長の時代に取り組んだ事業に「瓦斯(ガス)区営案」がある。明治 45 年 5 月、区会で瓦斯事業のため 15 万円の起債案が決議された。同 6 月には県知事の認可を得て、そのまま内務省も無事通過、後はというところで、大蔵省の大きな障壁が立ちはだかった。当間区長は上京し、日比知事や岸本代議士の応援も得て、東奔西走したが、大蔵次官は終始反対の立場を崩さなかった。同様の目的で上京していた久留米市長との共同戦線も奏効しなかった。次官の反対の理由は、第 1 に国家経済及財政上の見地からするもので、鉄道、電気、瓦斯などの派手な事業は、その材料の多くを外国に仰がねばならず、結果として輸出入に甚だしい不均衡を生じ…国家経済の逆勢を醸す云々。第 2 に瓦斯事業の如き営利事業に向て低利資金を出す事は根本からしてその目的に背馳するもの…、となっていた。当間区長の経過報告を受けて、区会ではさらに内務、大蔵両大臣あて陳情書を提出するなど手を尽くしたが実現をみることはなかった。この事業は大正 3 年に至って渡久地政瑚、喜入休、岸本賀昌、仲吉朝助など有力な民間有志で会社を立ち上げる計画があったが、やはり実現することなく挫折した。

課長制度の創設　区役所の事務刷新を計り、事務の簡捷と能率の増進を期すとして、大正元年 12 月に至って事務の分担を定め、課長を配置した。

第 1 課　庶務、税務、衛生、戸籍
第 2 課　学務、兵事、勧業、土木
第 3 課　出納

仲濱助役の就任　明治 42 年 7 月に就任した山城正馴助役は、大正 2 年 7 月に任期満了となった。当初再選を希望していた山城助役で、そのまま助役に推すこととなっていた。しかし、新人物を挙げて事務の刷新を計る必要有り、との声が大きくなり、選挙の結果、

12 票　仲濱政敷　　9 票　山城正馴

と、なって仲濱新助役の誕生となった。給料は 700 円と決定した。因みに改正区制下での区長の給料は、初代区長以来 1200 円となっていた。

字の廃止と新町名　那覇区の王国時代以来、7 つの字によって構成されてきた。が時代に対応すべく、やがて来る市への昇格に備えるためでもあったのだろう、大正 2 年 10 月、従来の字を廃止して、新たな区画割と新町名の制定が画策された。区会議員が二分され、一方の 11 名は区画委員、もう一方の 11 名は町名委員となった。そして区の原案の 22 町が示され議論が始まった。当初案は他府県同様のケースが目立ったが、議論を経て現行に繋がる町名となっていった。若干例を示すと、西(→西本)　築地(→西新)　天神(→天妃)　楚辺原(→美栄池　現美榮橋)などとなっていた。戦前の那覇の町名はここでの 24 町に後に旭橋町が加わっての 25 町であった。

東町焼け跡整理問題　大正2年2月11日､久米の旧家湖城家から出火した火は瞬く間に東町の大半を焼き尽くした｡いわゆる東町大火である｡区の中心地区の1万1700坪余､410数軒が灰燼に帰していた。大火の後始末となる焼け跡整理で、区と区民が法廷で争ったのである。区は焼け跡整理の名目で市街区域の道路拡張を計画、主務省から認可された起債も一時引き受け手がないなど難航したが、日本赤十字社に引き受けてもらって漸く整理に取りかかった。区は道路拡張のための敷地の買収を開始したが、評価額の食い違いや交渉の不手際などトラブルが発生、区は土地収用法適用申請の手続きを取るに至って、地主10名が区を相手取って訴訟に及んだのである。大正4年に至って、仲裁に入った県の斡旋で認定価格に応じた地主9名は訴訟を取り下げたが、なお1名は不服として法廷で争った。那覇地裁の判決は区の勝利となったが、地主は納得せず長崎控訴院に上訴したが、そこでも敗訴して、区の勝利で決着となった。この裁判沙汰は区民財産権侵害に対する異議申し立てであり権利意識の高まりを示すものであった。この事案について区議の渡久地政瑚は区民と法廷で争うとは以ての外と当局を非難、区長に辞表を叩き付けて辞任していた。

３．第7回区会議員選挙

大正3年4月1日、第7回の区会議員選挙が行なわれた。当間区長の下での最初の選挙であった。選挙の概要は以下のとおりである。

投票日	選挙区	当日有権者	投票者数	投票率	定数	候補者数
大正3.4.1	第1区第1級	6	5	83.3	3	3
	第2級	12	7	58.3	3	3
	第3級	296	245	82.8	3	4
	第2区第1級	14	14	100	3	4
	第2級	59	52	88.1	3	4
	第3級	339	300	88.5	3	4
	第3区第1級	16	14	87.5	2	3
	第2級	49	41	83.7	2	3
	第3級	386	296	76.7	2	3
	第4区第1級	15	11	73.3	1	2
	第2級	42	37	88.1	1	2
	第3級	244	147	60.3	1	2

12選挙区のうち、無風は第1区の第1と第2選挙区のみで、後は3議席を4人で、2議席を3人で、1議席を2人で争う少数激戦となっていた。トータルな数字は、定数27人に対して立候補者数は､37人となっていた｡投票率も概ね高く､関心の高さを伺わせている。

次に開票の結果である(当選者)。

第1区第1級　5票　岸本賀昌（きしもとがしょう）　47　新　　5票　小嶺幸之（こみねこうしん）　44　四

5票　渡久地政瑚（とぐちせいこ）　39　再

第2級　3票　前田英次郎（まえだえいじろう）　42　三　　2票　小牧藤次郎（こまきとうじろう）　43　再

	2 票	柴田政太郎	52	三			
第 3 級	78 票	崎濱秀主	39	新	72 票	永田長恭	55	再
	58 票	黒木一二	47	新			
第 2 区第 1 級	4 票	山城正馴	42	新	4 票	小澤朝蔵	45	新
	3 票	當間重祿	48	新			
第 2 級	15 票	仲尾次政昆	53	三	13 票	大田徳明	57	三
	12 票	山崎粂次郎	57	新			
第 3 級	91 票	仲地唯謙	29	新	74 票	照屋林棟	48	新
	70 票	古波蔵必達	28	新			
第 3 区第 1 級	5 票	親泊英功	54	三	5 票	安次嶺榮華	35	新
第 2 級	20 票	大見謝恒亨	41	新	14 票	國吉眞喜	48	六
第 3 級	129 票	伊波興廷	67	四	95 票	呈光良	47	新
第 4 区第 1 級	7 票	上原仁徳	35	新				
第 2 級	19 票	仲本政春	35	新				
第 3 級	111 票	高良篤知	29	新				

（『那覇市史　第 2 巻中の 2』P314～315、『那覇市議会史　第 2 巻』P434～435）

選挙の結果をみると、新人が 16 人、再選以上が 11 人となっている。最多当選者は第 3 区第 2 級で 6 度目の栄冠を勝ち得た國吉眞喜である。年少者は第 2 区第 3 級の新人仲地と古波蔵の 2 人が 29 歳と 28 歳、第 4 区第 3 級で当選した高良も 29 歳となっていた。最年長は今回で 4 度目の当選を果たした第 3 区第 3 級の伊波興廷で 67 歳であった。

ところで選挙後、第 2 選挙区第 1 級の小澤朝蔵の当選に対し、異議申し立てがなされていた。区会議員選挙における異議申し立ての嚆矢とされる。申立人は山田有範というが、「那覇市政史」では、同選挙区で落選した城間恒加が親戚筋にあたる山田を使って申し立てたとする。申し立ての中身は、小澤が国定教科書の一手販売を行なっており、このことは那覇区に物品を供給している特別な関係と見なされるので、当選無効ではないか、とする申し立てであった。しかし当間区長名での決定書は、区と小澤との関係で一手販売は事実であるが、両者の間で何ら継続的な契約などはなく、区制の当該項に該当しないとして却下されていた。このケースは落選者の言いがかり的な側面もあるが、それでもなお、条文を踏まえての申し立てなど、権利意識の高まりを指摘することができる。

４．当間区長の再選

明治 44 年に区長となった当間区長は、大正 4 年 10 月 8 日に任期を迎えた。翌日区長候補者選出の選挙が行なわれ、以下の 3 人が候補者として内務大臣に推薦された。

第 1 候補者　23 票　当間重慎
第 2 候補者　21 票　仲濱政敷
第 3 候補者　21 票　山城正馴

裁可の通知が届いたのは 11 月 2 日で、この日、当間重慎は 2 度目の区長就任となった。

なお、三役についてまとめてみておくと、助役は大正2年8月に就任した仲濱政敷が任期途中で引き継いでいた。収入役は改正区制の初っぱなの明治 41 年以来、一貫して城間恒登が任じていた。この間明治45年に再任されていたが、大正5年4月にその任期も終了となった。しかしここでも区会の満場一致でまた再任となっていた。

那覇区役所庁舎　大正6年上之蔵町に建築着工『那覇市勢要覧　庁舎落成記念特集』

上之蔵町に建設された市庁舎　当間重慎市長の構想でスイス風の設計といわれた。市庁舎はバンガロー風で「深く掘って高く築く」と、那覇市民の心意気を象徴したものといわれたが反対に、その塔の高さから「バカ塔」と呼ばれた。後に改造され、塔は「火の見やぐら」の役も兼ねるようになり、「時報のサイレン」が鳴った。記念行事やお祭りの際には、「電飾」をするなど、那覇市の美観と偉容を誇示した。

大正6年には仲濱助役が任期満了となり、後任の選挙が行われていた。候補者は仲濱、前助役の山城正馴、区書記の島袋全発（しまぶくろぜんぱつ）、県視学渡嘉敷唯功（とかしきいこう）、県会計課長比嘉賀学（ひがががく）の5人である。4、5月頃から新聞紙上には関連記事がしばしば掲載され、応援も含めて熾烈な競争が行われていた。6 月には各候補者の区政への意見が連載された。最終的に島袋、比嘉の両氏が下りたことで、3 人による争いとなっていた。同年8月6日の投票の結果、

9票　山城正馴　　8票　仲濱政敷　　6票　渡嘉敷唯功

となって、過半数獲得者がなかったため、上位2名による決選投票となり、その結果、

13票　山城正馴　　9票　仲濱政敷

で、山城助役の誕生となった。

５．落平道路費問題

同問題は、落平街道修築工事の請負金額が区の予算額より 1819 円超過し、その取り扱いを如何にするかで大騒ぎとなった事件である。大正2年段階で 9035 円で組んであった予算を状況をみて追加すればいいからと区会で削って 5500 円としていたところ、工事が済んでみると、足りないとなったのである。大正 5（1916）年 2 月のことである。この頃区当局と区会の関係は良くなかったようで、区当局は区会の空気が険悪であるとして、急ぎ工事責任者たる秦技師に辞表を出させて、収拾を図ろうとした。しかし区会は追及の手をゆるめず、当局が過年度支出金として区会の承認を得ようとするも、これを否決、再議に付すも再度否決されていた。最後は知事の裁決を乞う事となったが、県当局は当間区長ならびに秦技師に各々不都合があったとして過怠金 25 円を科していた。

６．第8回区会議員選挙

大正 7（1918）年 4 月、任期満了を迎えた区会議員の選挙が行なわれた。大正 10（1921）年には市制施行となったので、結果として最後の区会議員の選挙となった。定数 27 人に対

し立候補者が 42 人と区会選挙史上最大の激戦となった。投票前から新聞紙上では当間区長の失政をならし反区長を掲げる区民派と区長擁護派の動向がたびたび報じられていたので、両派が自派の候補者を積極的に立てた結果が、立候補者の増加に繋がったのだろうか。ともあれ新聞も『琉球新報』は区民派、『沖縄毎日新聞』は区長派に分かれて選挙の前哨戦を演出していた。

ではここで選挙の概要をみておこう。

投票日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
大正 7.4.21	第 1 区第 1 級	10	9	90.0	3	4
	第 2 級	31	21	67.7	3	6
	第 3 級	290	238	82.1	3	6
	第 2 区第 1 級	6	6	100	3	3
	第 2 級	50	43	86.0	3	5
	第 3 級	419	329	78.5	3	4
	第 3 区第 1 級	8	6	75.0	2	4
	第 2 級	55	51	92.7	2	3
	第 3 級	427	360	84.3	2	3
	第 4 区第 1 級	21	15	71.4	1	1
	第 2 級	61	54	88.5	1	2
	第 3 級	289	119	41.2	1	1

当日有権者数の合計は 1667 人で、投票者数は 1371 人、トータルの投票率は 82.2％となっていた。未だ納税による制限選挙であるが、有権者の数は選挙ごとに増加を続けていた。投票率も第 7 回とほぼ同様で、80％を越えていた。そんななか第 4 区の第 3 級は 41.2％と極端な低投票率となっていた。これは多分に定数 1 に立候補者も 1 人で、現在なら無投票となるところだが、往事はそれでも投票が行なわれていたのである。定数と立候補者数が同一の無風選挙区は、他に第 2 区第 1 級、第 4 区第 1 級の計 3 選挙区であった。定数が複数だとたとえ無風であっても選択の余地があるが、定数 1 は信任投票的になるため、どうしても投票率は低調となるのだろう。

ところで今回の選挙は選挙区の改正も行なわれていた。改正の理由は大正 3 年 6 月 1 日から施行された町名改正に即したものであった。大正 3 年 4 月 1 日に執行された第 7 回選挙の際にはまだ町名改正の許可は下りておらず、従来どおりの字単位での選挙区設定となっていた。因みに改正なった選挙区は以下のとおりである。

第 1 区　西新町、西本町、辻町、東町、上之蔵町、通堂町

第 2 区　久茂地町、松下町、天妃町、久米町、美栄橋町、上泉町、下泉町、壺屋町

第 3 区　若狭町、松山町、前島町、高橋町、崇元寺町、牧志町

第 4 区　山下町、住吉町、垣花町

次に開票結果である(当選者)。

第 1 区第 1 級　　3 票　渡久地政瑚（とぐちせいこ）　43　三　　3 票　崎濱秀主（さきはましゅうしゅ）　43　再

	2票	小牧藤次郎	47	三				
第2級	7票	矢野雄造	38	新	5票	富永實忠	43	新
	4票	森亀次郎	61	新				
第3級	＊78票	小嶺幸慶	36	新	54票	久場景述	48	新
	51票	山崎粂次郎	61	再				
第2区第1級	4票	黒木一二	51	再	4票	平尾喜三郎	46	新
	4票	仲地唯謙	33	再				
第2級	12票	當間重祿	52	再	11票	西平賀荘	30	新
	9票	濱崎藤次郎	44	新				
第3級	95票	友寄英偉	31	新	94票	照屋林棟	52	再
	86票	小渡有良	31	新				
第3区第1級	2票	國吉眞喜	52	七	2票	勝連盛常	54	新
第2級	20票	謝花寛裕	58	新	19票	崎山朝賢	51	新
第3級	123票	伊波興廷	71	五	120票	高良郎作	44	新
第4区第1級	15票	上原仁徳	39	再				
第2級	32票	宮里實勝	49	再				
第3級	118票	高良篤知	33	再				

（『那覇市史　第2巻中の2』P317～18、『那覇市議会史　第2巻』P435、584～85）

なお、当落に影響はないが、『那覇市議会史　第2巻』に基づく上記の選挙概要の投票数も「那覇市政史」も「新聞集成2」もすべて数字が区々している。

さて選挙の結果は、新人が14人、再選以上が13人であった。最多当選は第3区第1級で7度目の当選を果たした國吉眞喜である。國吉は大正10年の第1回市会議員選挙にも当選しており、区議、市議通算8期の最多を記録していた。また5度目の当選となった伊波興廷は71歳で、歴代区議の最高齢を記録していた。

この選挙の最大の関心は、連日区議選報道がなされていた区民派を標榜する反区長派と区長を擁護する区長派の勢力図の帰趨であった。反区長派は、当間区長の失政をならしていたが、それは東町の焼け跡処理問題、落平道路問題、焼け跡問題がらみでの区民との訴訟問題、さらに大正6年5月の県議会議員選挙で、選挙違反に問われ罰金70円に処せられ、区長の服務規律にも違反したとして過怠金25円が科され、その上県議選に限っての事だろうか、選挙権、被選挙権の5年間の停止が命じられていた。その他、那覇区庁舎の改築と議事堂の新築工事に6万円余の予算を計上していたことも、区の財政が厳しい状況

那覇区公会堂　大正6年8月に着工。1階に議場が設備された『沖縄県那覇市版　三州コロタイプ7月号』（野々村孝男氏提供）

を理解してない、問題山積のなかで喫緊の事業ではないといった批判であった。反区長派は『琉球新報』と組んで当間区長及び区長派の非を連日書き立て、一方の区長派は『沖縄毎日新聞』と組んで、反区長派を埋立問題で那覇区と対立した尚順（しょうじゅん）ら首里閥の手先と非難していた。両派の争いは激しかったが、たとえば泊の高橋町を地盤とする区長派の國吉眞喜は、反区長派の長老である伊波興廷の当選を阻止すべく、地元の第３区第１級だけでなく伊波の出馬する第３区の第３級にも出馬し、伊波の地盤の前島などで運動を展開していた。併せて牧志から高良郎作を区長派として出馬させ、同派で３級の定数２を確保せんとした。また区会で当間区長批判の急先鋒である仲本政春議員の落選を目論見、選挙区の第４区第２級で宮里實を候補として、那覇から多くの運動員を送り込んでいた。しかし垣花、湖城などに強力な地盤をもつ仲本の牙城の攻略に苦戦。選挙戦の途中で候補者を宮里實勝に差し替えて仲本に挑んでいた。

そして選挙の結果はというと、区長派の圧勝であった。反区長派寄りの『琉球新報』の身びいきの予想では、反区長派 13～14 議席、区長派 6～7 議席、中立 6～7 議席となっていたが、結果は反区長派が 7 議席、区長派 14 議席、中立 6 議席であった。第３区第３級で伊波を落選させることは叶わなかったが、同選挙区で泡沫候補とも見なされた高良郎作は当選した。また『琉球新報』では当選確実とみられていた反区長派の第２区第２級の小澤や普久嶺、第３区第１級の呈らが落選、激戦の第４区、垣花の仲本政春もよもやの落選となった。

ただ、こうした派閥は概（おおむ）ねその都度の便宜的なもののようで、焼け跡問題や落平道路問題で区会と当局の関係が悪かったために問題がこじれたり、長引いたりした側面もあった。区長や当局との関係に於いて、区会がそれなりの距離感、判断をしていた、といえるのだろうか。それだと地方自治の成長ということになるのだろう。

（３）山城正馴区長時代（大正 8 年 11 月 28 日～大正 10 年 5 月−日）

当間区長が大正８年 11 月１日に２度目の任期満了を迎えるにあたり、後任の区長問題が区会でも喧しくなっていった。謝花、富永、勝連、小嶺区議らは，当初堀口前警察部長を推したが、区会の賛同を得られそうにないため、平尾、濱崎、矢野、小渡、上原、西平、伊波、照屋区議らと合流して、現助役の山城正馴を推すこととなった。一方、留任するつもりの当間区長は、黒木、崎濱、久場、國吉、当間、森、高良、仲地、崎山、山崎、友寄の諸議員の支持を得て譲る気配はなかった。両派とも結束が堅く、互いに切り崩すのは容易ではなく膠着の様相となった。12 票対 11 票と数の上で有利な山城派は１票差で勝利できるので、時期がくればと悠然と構えていたようである。こうした事態に当間派は結局、当間区長を説得して断念させ、11 名が揃って山城派に合流、区議全員の 23 名が大同団結することとなった。ところで区議 23 名で全員となると、理由は不明だが辞任なりなんなりで４名が欠けていることになる。23 名の名前は分かっているので、それからすると宮里實勝、小牧藤次郎、渡久地政瑚、そして高良（郎作か篤知のいずれか）の４名となる。

さて、区長選挙は 11 月９日に行なわれ、投票の結果は、

第１候補者　　23 票　山城正馴

第２候補者　　12 票　崎濱秀主　　次点　11 票　謝花寛裕（じゃはなかんゆう）

第3候補者　　23票　大嶺詮松（おおみねせんしょう）

全会一致で山城正馴の当選となった。なお、俸給は原案どおり 1400 円（当間区長の 1 期目、2 期目ともに 1200 円であるが、今回は区長俸給値上げが提案されたことになる）が可決となり、前当間区長には賞与金として 4500 円が提案され可決された。

ところで収入役は、改正区制の施行以来、城間恒登が足かけ 13 年間一貫して務めていたが、大正 9 年 4 月 11 日に任期満了で退任。後任に高良盛慶が推薦され、区会では全員一致で承認した。高良収入役の俸給は従来の 700 円からアップして 750 円と決定。前城間収入役には賞与金 700 円の件も異議無く可決となった。

次に助役人事は山城助役が区長に就任して後、半年あまりも空席のままだったが、大正 9 年 6 月に至って、助役選挙の区会を招集、出席議員 21 人の投票の結果は以下のとおり。

当選　17票　大嶺詮松

2票　東恩納寛文　　1票　山元盛陞　　1票　謝花寛裕

大多数の票を得て大嶺詮松が助役に選出された。俸給は従来どおり 700 円で可決。就任は 6 月 10 日であった。

区制の時代はこの山城区長が最後で、大正 10 年 5 月にはいよいよ市制の施行となる。区制時代を通じて那覇区会も区民も、様々な場面を経験しながら地方自治について実践的に学んでいった。

第３節　首里区政と区会

明治 41（1908）年 4 月の改正区制施行により、首里区においては従来の官選区長に替わって民選区長が選出された。初代の民選区長となったのは知花朝章で、知花は大正 10 年 5 月の市制施行時まで 13 年あまり、4 期にわたって区長の職にあって首里区の発展に尽力した。この間、区会議員選挙が明治 43 年に第 6 回、大正 3 年に第 7 回が、大正 7 年に第 8 回が行なわれていた。

本節では知花区長の下での区政の大略と区会の様相などについてみていくが、那覇区などとの比較も踏まえて首里区の特徴についても考えていく。

（１）知花朝章区長の時代

改正区制施行の明治 41（1908）年 4 月 1 日、民選区長選出のための区会が、招集された。招集したのは、首里の官選区長も兼務していた中頭郡長の朝武士干城（あさぶしかんじょう）で、代理区長の職責で臨時区会を招集し、議長として区長の選出を行なった。翌 4 月 2 日付の『琉球新報』の記事によると、区会では投票によらず指名で区長を選出するとの意見が大勢であったため、それに従い、委員を決め、委員の指名をもって推薦候補とした。その結果は以下のとおり。

第1候補者　知花朝章　　第2候補者　外間完董（ほかまかんとう）　　第3候補者　與古田良長（よこたりょうちょう）

いずれも区会議員である。同日、助役の選出も行なわれ、区書記の上野（うえの）吉澄を推薦となった。また 4 月 5 日の区会で収入役の選任が行なわれ東恩納盛贇を選任した。各々の就任は、助役が翌 2 日、収入役が指名の 5 日、そして区長は内務大臣による上奏裁可をへて後

となるため４月 24 日であった。

ここで首里区の三役の就退任について整理しておく。

○ 区　長　　知花朝章　　第１期　明治 41.4.24～同 45.4.－
第２期　明治 45.4.27～大正 5.4.－
第３期　大正 5.5. 3～ 同 9.5.－
第４期　大正 9.5.16～ 同 10.5.－

○ 助　役　　上野吉澄　　第１期　明治 41.4.2～同 45.3.－
第２期　明治 45.4.1～大正 4.9.25
喜屋武盛正（きゃんせいせい）　第１期　大正 4.6.3～ 同 8.6.－
第２期　大正 8.6.3～ 同 10.5.－

○ 収入役　東恩納盛賛（ひがしおんなせいいん）　第１期　明治 41.4.6～同 45.4.－
第２期　明治 45.4.5～大正 2.9.－
仲吉朝周（なかよしちょうしゅう）　第１期　大正 2.9.23～同 6.9.－
第２期　　同 6.9.23～同 10.5.－

以上の三役体制で、知花区政は推進されていた。

（２）区会議員選挙

改正区制の時代の３度の選挙についてみていく。

○第６回区会議員選挙

投票日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
明治 43.4.1	第１区第１級	3	2	66.7	3	3
	第２級	11	10	90.9	3	4
	第３級	344	218	69.4	3	6
	第２区第１級	7	4	57.1	3	3
	第２級	35	17	48.6	3	5
	第３級	315	107	34.0	3	9
	第３区第１級	5	3	60.0	3	3
	第２級	27	18	66.7	3	3
	第３級	299	129	43.1	3	6
明治 43.4.12	第２区第３級	315	171	54.3	1	3

＊第２区第３級は当選者３人中１人が有効投票数に達せず再選挙となっていた。

第６回選挙は、定数 27 人に対し、42 人が立候補していた。定数と立候補者数が同一の第１区第１選挙区など４選挙区を除くと、他は何れも激戦で、ことに第１区第３級と第３区第３級が２倍、第２区第３級が３倍の倍率となっていた。ただその割に投票率は芳しくなく、トータルだと 48.6％に止まっていた。

なお、今回、選挙区の変更があり、従前の４区から３区となった。変更後の各選挙区域

は以下のとおり。

第1選挙区（金城、寒水川、真和志、町端、山川、桃原、大中）

第2選挙区（当蔵、鳥小堀、赤田、崎山、新川）

第3選挙区（儀保、赤平、汀志良次、久場川、平良、石嶺）

さて選挙の結果である(当選者)。

第1区第1級	伊是名朝睦	仲吉朝助	譜久山朝宜
第2級	渡嘉敷通昆	豊見城盛和	外間完董
第3級	高宮城朝三	當眞嗣守	渡嘉敷直志
第2区第1級	柏常碩	高嶺朝教	仲里朝茂
第2級	翁長良欽	喜屋武幸永	金城良行
第3級	大城朝謨	具志堅政治	湊川孟貞
第3区第1級	比屋根安榮	宮城安正	讀谷山朝慶
第2級	安良城盛能	浦添朝宣	與那原良奎
第3級	久場里仁	志堅原良暢	比嘉武太

伊是名朝睦、仲吉朝助、豊見城盛和、高嶺朝教など後の首里市長や県会議員、衆議院議員など多くの名士が名を連ねているが、『那覇市議会史　第2巻』など確認できる資料では年齢や当選回数などの情報が欠けていて、残念ながら子細は不明である。

那覇区の場合と異なる点はいくつか指摘できる。まず基本的に首里の地元出身が圧倒的で、それも士族層の出身ということである。御殿・殿内と称されるかつての王子、按司家や親方家と繋がると推測される人士も多い。またそのためにということでもあるのだが、首里以外の出身者が少ない、特に那覇で目立つ寄留商人などがほとんどいない。「柏常碩」は他府県出身であろうが、寄留商人か否かなど詳細は不明。また士族の出身でないのは「比嘉武太」だけであろう。

○第7回区会議員選挙

投票日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
大正3.4.1	第1区第1級	3	1	33.3	3	3
	第2級	26	16	61.5	3	3
	第3級	328	256	78.0	3	4
	第2区第1級	5	4	80.0	3	3
	第2級	32	27	84.4	3	4
	第3級	334	239	71.6	3	3
	第3区第1級	9	7	77.8	3	3
	第2級	47	34	72.3	3	4
	第3級	291	220	87.6	3	4

第7回選挙は立候補者が31人と激減していて、定数と同数の立候補者しかいないいわゆる無風選挙区が5区、残り4区が定数3人に対し4人が出馬している少数激戦選挙区となっていた。投票率はトータルで74.9%と前回より大幅に上がっていた。

さて選挙の結果は次のとおりである(当選者)。

第１区第１級	伊是名朝睦	仲吉朝助	譜久山朝宜
第２級	粟國永傳	渡嘉敷通昆	豊見城盛和
第３級	佐久本喜永	渡嘉敷直志	外間完董
第２区第１級	伊江朝助	高嶺朝教	與儀喜恒
第２級	翁長良欽	田名眞亮	眞壁朝昭
第３級	喜屋武幸永	金城良行	具志堅政治
第３区第１級	浦添朝宣	志堅原良暢	讀谷山朝慶
第２級	知名定孝	與那原良儀	與那原良奎
第３級	大宜味朝隆	渡慶次朝宣	宮城安正

前回の選挙で指摘した首里人らしからぬ「柏」と士族出身でない「比嘉武太」が消えている。それと再選組が多いが、選挙級数を変えているケースが目につく。

ところで、第１区第１級で当日有権者が３で、投票者が１人とある。それで当選者３人というのはどういう計算になるのだろうか。「改正区制」の第３章第51条に「…確定名簿＝登録セラレタル毎級選挙人ノ数其ノ選挙スヘキ議員数ノ３倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ」(『那覇市議会史　第２巻』P32）とある。つまり、第１区第１級の場合、選挙人（有権者）が３人で議員数（定数）３人の３倍の９人より少ないので、連名投票が可能となる。今回の選挙では、１人の選挙人（有権者）が連名（連記）投票で、３人の候補者全員の名前を書いた、ということになるだろう。

○第８回区会議員選挙

投票日	選挙区	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
大正7.4.1	第１区第１級	3	2	87.6	3	3
	第２級	32	27	84.4	3	4
	第３級	282	247	87.6	3	4
	第２区第１級	3	2	66.7	3	4
	第２級	46	39	84.8	3	3
	第３級	291	193	66.3	3	6
	第３区第１級	6	6	100	3	4
	第２級	51	48	94.1	3	5
	第３級	271	233	86.0	3	5

第８回の選挙は立候補者が38人､無風選挙区は２選挙区だけであとは厳しい戦いとなっていたようである。投票率はトータルで80.9％となっていた。

なお町名改正（大正３年６月施行）により選挙区地域名が以下のとおり変更となっていた。

第１選挙区　金城町、寒川町、山川町、真和志町、池端町、大中町、桃原町
第２選挙区　当蔵町、赤田町、崎山町、鳥堀町
第３選挙区　儀保町、赤平町、汀良町、久場川町、平良町

市制施行に向けて従来の字から町名へと改正されたが、その反映として選挙区地域名の変更であった。

さて選挙の結果は次のとおりである(当選者)。

第1区第1級	久高友輔	比屋根良任	譜久山朝宜
第2級	粟國永傳	豊見城盛和	外間完董
第3級	久志助克	佐久川寛義	平田嗣順
第2区第1級	伊江朝助	尚琳	嵩原安佐
第2級	翁長良欽	喜屋武元持	田名眞亮
第3級	石川逢喜	國吉眞聰	山城範益
第3区第1級	志堅原良暢	宮城安正	讀谷山朝慶
第2級	浦添朝宣	知名定孝	與那原良奎
第3級	兼城賢通	渡慶次朝宣	與那原良儀

選挙後ほぼ1週間たった4月9日、尚琳が辞職したことで、次点の尚球が繰り上げ当選となっていた。因みに尚球は尚琳の実弟で、『廃藩当時の人々』など著したジャーナリストである。前回選挙から連続となるが後に衆議院議員となる伊江朝助が当選しており、また後に首里市長となる久高友輔、嵩原安佐らが今回から登場している。

（3）知花区長の施政

3期13年余りの知花区長の施政について、『首里市制施行十周年記念誌』は「(知花区長は)…相当の治績を遺している。先（ず）其の主なるものを数ふれば、首里城の地所払下げ、市立工業徒弟学校の県立移管、市制施行の実現であらう」(『那覇市史　第2巻下』P84)、としている。

首里城の件は、国が廃藩時に接収した首里城を明治42（1909）年に首里区に移管したことをさしている。首里区は結局首里城をもてあますことにはなるのだが。市立工業徒弟学校は、明治35（1902）年に首里区が琉球漆器振興のために創設した首里区立工業徒弟学校のことであるが、区の財政では経営が厳しく、知花区長時代の大正 8（1914）年に県立移管に成功していた。後の沖縄県立工業学校の前身である。

併せて「第2次区域拡張」として朝武士区長時代に西原間切平良村と石嶺村の一部と南風原間切の新川村の一部を首里区に編入した「第1次区域拡張」に続いて、西原村の字石嶺の残り地域と字末吉を首里区に編入したことを挙げている。市制施行の準備であるとする。

首里区は廃藩以後、沖縄の新たな中心都市となった那覇区の発展を余所に廃藩以来あらゆる面で停滞状況に陥っていた。知花区長時代の首里区の人口も就任した明治41（1908）年の2万5142人（戸数5326）から退任前年の大正9（1921）年には3万406人（戸数6476）となっていた。ここでの人口増や戸数増は2度にわたる区域拡大による周辺地域の編入による結果で、それがなくてはそれこそ十数年間、人口もほとんど停滞していたのである。那覇区は明治23年には首里と拮抗する2万6455人であったが、同33年には3万6189人、同43年には5万3023人、大正9年には6万2020人と大幅な人口増をみていたのに比較す

ると厳しいものもあり、市制施行に向けて人口の増加、停滞の打破は大きな課題だった。

第４節　特別町村制度と議会の組織

（１）『沖縄県間切島規程』から『沖縄県及島嶼町村制』へ

沖縄県の地方行政単位である間切・島に関する法令は、明治 20 年代から整備が本格化していった。本章第１節でも触れたが、明治 29（1896）年に勅令第 13 号で『沖縄県郡編制』が公布され、『沖縄県区制』（勅令第 19 号）とあわせて「2 区 5 郡制」をスタートさせた。小禄、真和志の両間切は 5 郡中の島尻郡に属していた。ついで明治 30 年に『沖縄県間切島吏員規程』（勅令第 56 号）が制定された。同規程は間切行政を担当する役人に関するもので、トップの地頭代が間切長、島のトップも島長となった。その下に収入役と書記を置くと定められ、間切下の村には村頭が置かれた。翌明治 31（1898）年には『沖縄県間切島規程』（勅令第 352 号）が制定された。翌年には同規程を補足する県令第 3 号の『間切島会ニ関スル規程』が公布された。これらは間切吏員及び間切島会の組織、職務、権限などに関する規定である。間切島会については各村の代表（総代）が選挙して議員を選出した。議員らは間切島税についての審議など行なった。

間切長や収入役、書記も県知事の任免であり、間切島会の権限も大きく制限されたものでしかなかったが、これが近代地方自治の出発であった。『沖縄県間切島規程』の施行からから 10 年、新たな地方制度として明治 41（1908）年に『沖縄県及島嶼町村制』（勅令第 46 号　以下では「島嶼町村制」と略）が制定された。未だ特別制度ではあったが、多くの点で一般制度並みに近づいていた。以下の項でその内容について、みていくことにする。

（２）「島嶼町村制」の概要

明治 40（1907）年 3 月 15 日、勅令第 46 号として『沖縄県及島嶼町村制』が制定され、翌明治 41 年 4 月 1 日から施行された。同勅令は従来の間切島に関する法令である『沖縄県間切島吏員規程』と『沖縄県間切島規程』、県令の『間切島会ニ関スル規程』を踏まえながらも特別町村制の導入を図ったものである。どこがどう変更されたのか、主な改正点はなにかなど確認しながら、その特徴をみていこう。

『沖縄県間切島吏員規程』と『沖縄県間切島規程』の吏員に関する条文が、第 2 章の「町村吏員」に対応し、『沖縄県間切島規程』の間切会に関する規程と『間切島会ニ関スル規程』が第 3 章の「町村会」に対応している。個々の条文については次項で触れる。

ところで、この「島嶼町村制」について言及する際、真っ先に指摘されるのは、この勅令によって、従来の間切・島が町村と改称され、間切下の村が字と改称された、ということであろう。たしかに間違いではないが、しかし、「島嶼町村制」の全 7 章 102 条のどこにも、「間切」を「町村」と改称する、「村」を「字」と呼び替えるといった条文はない。特別制度ではあるが、他府県同様の「町村制」を適用するのであるから、地方行政単位は「町村」でその下に「字」があるのは当然、ということなのだろうか。勅令の「島嶼町村制」の条文は、冒頭の第 1 条からして「本令ハ町村制ノ規定ニ依リ沖縄県及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ町村ニ之ヲ施行ス…」とあって、この法令が施行されてない町村に町村制を施行

するとしている。「間切・島」に町村制を施行する、ではないのである。「間切・島」という行政単位、区画の存在は完全に無視された、といえるのではないか。

（３）町村吏員

ここでの眼目は町村長の任免である。「間切島吏員規程」では、従来の間切の役人体制（地頭代－首里大屋子－掟－文子等）が大幅に見直され、「間切ニ間切長１名、書記若干名ヲ置ク…」（第１条）、また「間切長、収入役、書記、村頭ハ沖縄県知事之ヲ任免ス」（第４条）となっていた。これが「島嶼町村制」では「町村ニ町村長、収入役及書記ヲ置キ有給吏員トス」、「町村長、収入役ハ島司、郡長ノ具申ニ依リ府県知事之ヲ任免ス」、また「書記ハ島司、郡長之ヲ任免ス」（第８条）となった。間切長が町村長と改称なったが県知事が任免する点は変化なかった。その一方で書記や村頭が県知事の任免から島司、郡長の任免となった。村頭は王国時代の「村掟」に相当する者であるが、「島嶼町村制」では「区長」と改称されている。

（４）町村会

旧法令下での間切島会は、町村の議会なので町村会と改称されている。町村会の議員は当該町村内の選挙権を有する住民による選挙で選ばれた。選挙権を有するのは、「町村内で一戸を構える満25歳以上の男子で、2年以上町村の住民で、直接国税を納むる者」（第27条）となっていた。町村会は8名以上20名以下と定められ（第26条）、議員は任期4か年で名誉職（第30条）、議長は町村長（第43条）となっていた。

町村会の職務は、旧来の①歳入出予算の議定をなす事、②間切島有財産の受け入れや処分に関することに加えて、③町村規則の制定、改廃、④町村費を以て支弁スヘキ事業の議決、⑤法令外の使用料、手数料、町村税などの賦課徴収に関すること、⑥町村に係る訴願訴訟及和解に関すること等々、広がっていた。なお、明治 41（1908）年に沖縄県令第 11 号で「町村会議員ノ定数」が公布されており、町村人口に応じて、2 千人未満で 8 人、4 千人未満だと 10 人、1 万人未満で 16 人、1 万 5 千人以上で 20 人と定められていた。

第５節　小禄村政と議会

明治 41（1908）年の「島嶼町村制」施行以後、小禄間切は小禄村となり、間切長は村長となり、村会も設けられた。大正 10（1921）年に一般の町村制が適用されるまでの間、特別制度下の小禄村政と村議会についてみていくことにする。

この間に、2人の村長がおり、4度の村会議員選挙が行なわれている。が、残念なことに資料の多くが失われており、依るべき資料のないため子細を知ることは困難である。がともあれ村長と村政からみていこう。

（１）村長と村政

『那覇市議会史　第２巻』(P621)によると、「島嶼町村制」施行をうけて明治41年4月に初代村長となったのは上原正得（うえはらせいとく）である。同 43 年 3 月まで務めたとある。初代村長につ

いての記録はそれだけで、当時の収入役が誰であったのかも不明である。

この時期の村政に関わる記録に「小禄徒弟学校」の組織変更についての記事がある。『島尻郡誌』の「小禄村」関係部分にその経緯が記されている。それによると明治 35 年に女子の実業補習学校設立の儀がおこり、翌 36 年県の認可を得て、小禄間切女子補習学校として設立となった。第 1 回の卒業生を出した明治 38 年に組織を変更して徒弟学校と改称した。運営は国庫補助などあったが、村民の負担も大きく、明治 41 年に至って、「島嶼町村制」の施行もあってとされるが、組合立への移管が話し合われ、上原村長が就任した後の同年 6 月に島尻郡糸満町外 15 か村組合立島尻女子工業徒弟学校となった。

次に第 2 代の村長は上原義弘（うえはらぎこう）である。同人は明治 43 年 4 月から大正 9 年 3 月まで、村長を務め、一般制度の町村制適用で、民選村長として引き続き大正 9 年から 13 年までその地位にあった。2 代、3 代の村長は別だが、昭和 7 年から同 16 年まで 4、5、6 代村長も務めていた。小禄村政草創期の最重要な人物といえるが、残念ながら関係資料をほとんど欠いており、その事績は不明である。なお大正 2 年 11 月 9 日の『琉球新報』に「小禄村役場落成式」の記事があり、役場が字当間にあったこと、落成式の余興に綱引きが盛大に行なわれた、ことが分かる。

（２）村議会

先述したが、明治 41（1908）年から大正 9（1920）年までに村会の選挙は 4 回行なわれていた。しかし、当選者のデータが残されているのは、明治 41 年第 1 回選挙と大正 5 年の第 3 回選挙の記録だけである。ともあれ順番にみていこう。

○第 1 回選挙（明治 41 年 6 月 14 日執行、定数 18 人、任期 4 年）

議員名簿（18 人）〔任期　明治 41 年 6 月 14 日～明治 45 年 6 月 13 日〕

赤嶺亀（あかみねかめ）	赤嶺亀（あかみねかめ）	安次嶺晨光（あしみねせいこう）	上原加那（うえはらかな）	上原亀（うえはらかめ）
上原親助（うえはらしんすけ）	大城兼義（おおしろけんぎ）	金城牛（きんじょううし）	金城樽（きんじょうたる）	具志加那（ぐしかな）
具志三郎（ぐしさぶろう）	國吉加那（くによしかな）	小橋川徳（こばしかわとく）	平良牛（たいらうし）	高良愼吾（たからしんご）
照屋徳三（てるやとくぞう）	長嶺顯昌（ながみねけんしょう）	□地牛（ちうし）		

議員定数が 18 人なので、当時の小禄村の人口が先の町村会議員の規定からして、1 万人以上で 1 万 5 千人以下ということになる。さて、議員の顔ぶれをみると、後に県会議員や貴族院議員となる大城兼義がいるが、その大城を始め、多分に全員が地元小禄村の出であろうと思われる。余所者が入り込む余地がないということであろう。

○第 2 回選挙（明治 45 年 6 月 14 日執行、定数 18 人、当選議員不明）

○第 3 回選挙（大正 5 年 6 月 14 日執行、定数 18 人、任期 4 年）

議員名簿（18 人）〔任期　大正 5 年 6 月 14 日～大正 9 年 6 月−日〕

赤嶺蒲（あかみねかま）	赤嶺仁和（あかみねじんわ）	安次嶺晨之（あしみねせいし）	新垣武太（あらかきぶた）	上江田永良（うえだえいりょう）
上原牛（うえはらうし）	上原亀（うえはらかめ）	上原興永（うえはらこうえい）	上原正得（うえはらせいとく）	大城兼義（おおしろけんぎ）
喜屋武義正（きゃんぎせい）	金城幸次郎（きんじょうこうじろう）	金城樽（きんじょうたる）	金城弘（きんじょうひろし）	高良真吉（たからしんきち）
高良隣徳（たからりんとく）	當間亀（とうまかめ）	與儀牛（よぎうし）		

第 1 回選挙の当選者でもあったのは大城兼義と上原亀、金城樽であるが、上原と金城は

同姓同名も多々いそうで、断定はできない。高良隣徳が登場しているが、高良は教育者として県立二中の校長となり、その後は政治家として県会議員、議長まで務めている。議員の顔ぶれはやはり地元勢のみと言えそうである。
○第4回選挙（大正9年執行、定数24人、当選議員不明）

第６節　真和志村政と議会

明治41（1908）年「島嶼町村制」の施行以後、大正10（1921）年の一般町村制の施行までの間、真和志村では，3人の村長が登場し、村会議員の選挙が4回行なわれていた。残された資料で村政と議会の順に概略してみよう。

（１）村長と村政

○初代　新垣元教（あらかきげんきょう）（明治41年4月～同44年）

真和志村の初代村長となったのは新垣元教である。明治41年4月から同44年まで同職にあった。『真和志市誌』をもとに記すと、新垣は識名の出身で、もと小学校の教師である。明治39年に間切長を拝命したとあり、特別町村制施行後そのまま初代村長に任命されたことが分かる。その施政で特筆されるのは楚辺－上間線の道路開鑿であるとする。明治40年に起工し、翌41年に竣工、延長1里余の郡道を開通させた、とある。ただ、特別町村制下での初代村長としては、新制度の機能をうまく活用できず、さしたる実績はあげられず、明治44年に辞任した、という。

○第2代　屋比久牛蔵（やびくぎゅうぞう）（明治44年4月～大正8年8月）

識名の出身。明治25年に16歳で島尻高等小学校を終えて間切番所に奉職。以後一貫して役場務めで、間切書記をへて、明治38年に当時の収入役に任じられた。新垣初代村長が間切長を拝命した際の収入役であった。その後、村長の辞任にともなって、明治44年2代目村長に任命された。財政に強く、手堅い村政運営の手腕は高く評価されていた。が、何事にも慎重でその手堅さも消極的、積極性を欠く嫌いがあったとの評価もなされていた。大正6年に那覇区に接する壺川、楚辺、松尾の住民が那覇市に編入したい旨請願するという問題が起こった。学童の通学と教室の問題が発端であった。この地域は村にとって将来大いに発展の見込める地で，現に相応の財源となっていた。この問題は村が認めるわけもなくやがて沈静化したようである。大正7年にも学校がらみで問題が起こっていた。真和志小学校の増築問題で、村会の議決も得て工事は進んだが、途中で村内北部の議員から異議が唱えられたのである。村で2校も学校を運営する財政的余裕はない、南北の中間に1校だけ作るべきとの主張であった。これは無理な相談で応えるまでもなかったが、世界大戦とその後の不況の煽（あお）りで、工事費が高騰。工事予算5万円が3万円の追加で8万円に膨れあがった。学校はその後大正9年に完成をみるが、屋比久村長は8年の夏に任期途中で辞任した。

○第3代　花城長茂（はなしろちょうも）（大正8年9月～同9年6月）

首里山川の出身。もと軍人で日清、日露の戦役に従軍した。その後、招聘されて沖縄県

立第１中学校の体操教師となった。大正の初期には辞職して悠々自適の暮らしのなか、空手道場を開いていたが、屋比久村長の辞任を受けて選ばれて第３代の村長に就任した。村長としてもっぱら一般町村制への移行を円滑に行なえるよう尽力するのが精一杯で、疲弊する村政の再生などにあたるゆとりなどなかった。大正９年６月、任期満了とともに職を去った。

（２）村議会

真和志村でも明治41（1908）年から大正９（1920）年までに村会の選挙は４回行なわれていた。しかし、当選者のデータが残されているのは、やはり明治41年第１回選挙と大正５年の第３回選挙の記録だけである。ともあれ順番にみていこう。

○第１回選挙（明治41年６月14日執行、定数16人、任期４年）

議員名簿（16人）〔任期　明治41年６月14日～大正元年６月13日〕

新垣蒲（あらかきかま）	新垣仁羽（あらかき）	安和朝茂（あわちょうも）	太田朝敷（おおたちょうふ）	嘉数三吉良（かかず）
嘉数仁和（かかずじんわ）	嘉数松助（かかずまつすけ）	兼城常次郎（かねしろつねじろう）	神村盛仁（かみむらせいじん）	神谷次良（かみやじりょう）
古波蔵仁和（こはぐらじんわ）	島袋嘉那（しまぶくろかな）	城間加那（しろまかな）	玉城亀八（たまきかめはち）	仲村渠松（なかんだかりまつ）
宮里喜定（みやざときてい）				

定数16人とあるので、定数を定めた規定からすると、当時の真和志村の人口はおよそ８千人以上１万人以下、ということが分かる。さて、議員の顔ぶれをみると、当時天久村に住んでいたという太田朝敷の他、安和、神村など首里、那覇の人士のいることがわかる。が、ほとんど地元出身者であることも容易にみてとれる。

○第２回選挙（明治45年６月14日執行、定数16人、当選者不明）

○第３回選挙（大正５年６月14日執行、定数16人、任期４年）

議員名簿（16人）（任期　大正５年６月14日～大正９年６月−日）

新垣次郎（あらかきじろう）	新垣次郎（あらかきじろう）	嘉数松助（かかずまつすけ）	兼城常次郎（かねしろつねじろう）	金城樽（きんじょうたる）
東風平朝良（こちんだちょうりょう）	古波蔵樽吉（こはぐらたるきち）	崎間松態（さきま）	城間清利（しろま）	城間次郎（しろまじろう）
玉城亀（たまきかめ）	玉城三郎（たまきさぶろう）	仲村渠松（なかんだかりまつ）	比嘉亀小（ひが）	普久原朝賞（ふくはらちょうしょう）
宮里加眞（みやざとかま）				

○第４回選挙（大正９年執行、当選議員不明）

さて顔ぶれを見ると東風平と普久原は元来首里系であることが分かる。あとは地元出身となろうか。第１回選挙と同一人と思われる人物は３人、嘉数松助、兼城常次郎、仲村渠松である。第２回も含めて連続となるのだろうか。

第４章　一般市制と町村制

第１節　市制制度と議会の組織

（１）改正区制から一般市制

明治 41（1908）年 3 月 17 日、勅令 43 号『沖縄県区制(改正)』が公布され、首里・那覇両区の自治は旧来の「区制」から大きく前進した。具体的には区会による区長候補者（3 人）の選出や区条例の制定、改廃などが可能となるなど区会の権限の拡大であった。とはいえ未だ特別が冠された制度の下にあり、運用していく中で不都合やさらなる自治の拡大を求めて、「他府県並み」の制度、一般市制の公布が求められていくことになる。

改正区制の時代（明治 41～大正 9 年）の間、区会議員選挙が第 6 回（明治 43 年)、7 回（大正 3 年)、8 回（大正 7 年）と 3 度行なわれた。第 6 回選挙での有権者数は不明だが、定数 27 人に対し、立候補者 35 人であった。第 7 回では有権者数は 1478 人、立候補者は 37 人、第 8 回は有権者数 1667 人で、立候補者数は 42 人であった。投票率は各選挙とも概ね 80%台後半となっていた（『那覇市議会史　第 2 巻』附録「選挙執行一覧」)。選挙では有権者数が増大し、立候補者数も増加している。このことは徐々にではあっても区政、区会への関心、区会議員への関心が高まっていったことを示しているのであろう。

また那覇区は、明治 43（1910）年に「公有水面埋立問題」で県当局と争い、大正 3（1914）年の「東町焼跡整理問題」では区民と対立、大正 5（1916）年の「落平水道問題」では区会と対立した（詳細は 3 章)。「公有水面埋立問題」では区会議員の呼びかけで県に抗議する 5000 人規模の区民大会が開かれていた。こうした区政と区会をめぐる動きも区民の政治意識、自治意識を高めていった。

特別制度撤廃の声は大正にはいると次第に大きなものとなっていった。大正 5（1916）年 12 月 6 日の『琉球新報』は「特別制撤廃問題」と題して次のように記している。「本県に於ける特別制撤廃問題の提唱されたる、既に久し。然して県知事に依りて政府に交渉を試みたる、一再に止まらず。然かも政府当局は時期尚ほ早しとなし、敢へて耳を仮(貸)さんとせず。依然として県民の要望を容れざるに似たり…」(句読点－筆者)。この前日の 12 月 5 日には岸本賀昌（きしもとがしょう）、護得久朝章（ごえくちょうしょう）両代議士も交えて県会議員の特別制廃止に関する協議会が持たれていた。その協議会は 12 月 7 日の県会終了後、鈴木邦義（すずきくによし）県知事と意見交換を行なっていた。協議会を代表して高良亀造（たからかめぞう）議員が「沖縄県は明治 42 年に県制が施行されて以来、特別自治制が現在まで続いているのは遺憾である…本県の自治制度は、自治の精神からみると名実相整わず、立憲治下における自治の根本精神に背馳すること甚だしいがゆえに吾人はあくまでも県民を侮辱せる制度の撤廃に努力しなければならない…」と述べた。鈴木知事は「議員諸君の希望は一応聞いておこう」と述べただけだったので、満場あっけにとられたという。さらに伊江議長から見解を問われた知事は、一般県制を施くにも自ら実力が伴っていなければならないと暗に“時期尚早”だとする考えを述べたという(『那覇市史　第 2 巻』大田昌秀（おおたまさひで）「国政参加と県政・区制の展開」P494)。知事と県選出代議士、県会議員ら沖縄側の意見は一致しなかったが、特別制撤廃は県の重要課題と認識されていった。

こうした流れは那覇区会にも確実に及んでいた。大正６（1917）年 12 月 26 日には臨時那覇区会で仲本政春（なかもとせいしゅん）他 2 名の連名による「特例廃止意見書」提出についての動議が出されていた。この動議は成立せず、次期区会への提出を条件に提出は見送られた（『琉球新報』大正 6.12.27）。

大正７（1918）年２月に那覇通常区会（2～27 日）が開かれ、特別区制廃止に関する意見書起草委員の選任が行なわれた。同年３月 27 日那覇臨時区会が開かれ、「特別区制廃止に関する意見書」を決議し、那覇区会議長当間重慎（とうまじゅうしん）名で、沖縄県知事鈴木邦義と内務大臣男爵後藤新平（ごとうしんぺい）あてに送っていた。同意見書は那覇区の現況の人口（5 万 3000 人余で全国 76 都市中 39 位）、戸数、財力、学童数や商業学校の経営などを述べ、他市に比して遜色なしとした上で、「当区は更に進んで上下水道市区改正其他文明都市の事業を経営せんとする暁に際し、現行制度の下にありては協同的自治の目的に添ふ能はず、故に一般市制と同じく当局と議長とを区別し、議員の熟儀を得せしめ、参事会を設けて慎重なる議案を定めしめ…而して大正７年度を期して新に所得税法施行せらるゝを以て、制度上他の市と何等の懸隔あるを認めず、均しく国家の負担を分つに充分なる民力あると共に一般自治制を運用する能力あるを信ず、故に従来の特別制度を改めて一般市制を施行するは独り当区民の嘱望のみならず亦以て県民の嘱望に属せり…冀くは区民の衷情を諒せられ、特別制度を廃止せられんことを謹んで請ふ所以なり。茲に沖縄県区制 69 条に依り意見書を提出す」と結んでいる（『琉球新報』大正 7.3.28）。様々な要素からしても一般市制へ移行するのに何らの障碍もない、むしろ現制度は那覇の発展の阻害要因となっている、として特例の廃止を訴えているのである。

こうした沖縄県、知事、那覇区など沖縄側の改正要求を受け、政府もようやく制度改正に取り組み出した。最初に手をつけたのが多額納税者への選挙権の付与である。大正７年３月に勅令第 23 号によって「貴族院議員多額納税者互選規則」が適用施行された。

また大正８年には法律第 16 号の改正で、衆議院議員選挙法が改正され、沖縄選出議員の定数２人が５人となり、さらにこれまで除外されていた宮古、八重山も選挙区となり、両郡民に参政権が認められた。また大正９（1920）年４月１日には、『沖縄県及島嶼町村制』の規定が除外され一般町村制が施行された。

そして翌大正 10（1921）年５月 20 日内務省告示第 88 号で「那覇市及首里市ヲ置ク」とされ、４月９日に改正された「市制」の法律第 58 号が、５月 20 日に沖縄県に適用された。特別制度の下から解き放たれ、他府県と同様の市制となったのである。

（２）「市制」の概要

大正 10（1921）年５月 20 日、沖縄県への「市制」の法律 58 号適用により那覇区と首里区はともに市となった。他府県においては明治 21（1888）年の「市制」施行で多くの市が誕生していたが、沖縄県は特別制度の下にあり、明治 29（1896）年の「区制」制定で首里・那覇が区となり、明治 41（1908）年の改正区制を経て、大正 10 年に至ってようやく他府県並みの「市制」適用となったのである。

では「市制」と旧来の「改正区制」では、どこがどう変わったのか、比較しながら見ていくことにする。

さて、「市制」は10章181条からなっており、「改正区制」の7章136条と比較すると章立ても条文数も大幅に増えている。章の配列も第1章の「総則」に続けて「改正区制」では「第2章　区吏員」、それから「第3章　区会」となっていたが、「市制」では「総則」の後は「市会」、ついで「参事会」、その後に「市吏員」となっている。吏員よりも市会が優先ということだろうか。ところで増えた3章はというと、「第3章　参事会」と「第5章　給料及給与」、そして「第8章　市町村組合」である。「参事会」と「市町村組合」は「市制」で初めて登場してきたもので、「給料及給与」は「改正区制」では「第2章　区吏員」の「第3款」に置かれていたものが、章に格上げとなっている。

以下に具体的に旧来の制度からの変更部分について順にみていくことにしよう。

（3）市公民の規定

「第1章　総則」の「第2款　市住民及其ノ権利義務」に「市公民」についての規定がある。①男子で25歳以上の者　②独立の生計を営む者　③2年以来市の住民たる者　④2年以来直接市税を納める者(第9条)、以上を満たす者が「市公民」であり、「市公民」は「市ノ選挙ニ参与シ市ノ名誉職ニ選挙セラルル権利ヲ有シ名誉職ヲ担任スル義務ヲ負フ」(第10条)、つまり「市会議員」の選挙権、被選挙権を有するということである。明治31年の「区制」では①～③の他「区の負担を分任する者」で「直接国税2円以上を納むる者」が「区公民」であり、「改正区制」もほぼ同様の規定であったが、「直接国税を納むる者」と変更されていて「2円以上」が削除されていた。それが、「市制」では「直接国税」の規定が消えている。「2年以来直接市税を納める者」とは「区制」の「区の負担を分任する者」のことと同義であろう。こうした条文の改正は有権者を増大ならしめた。なお、大正15（1926）年の「市制(改正)」は普通選挙法施行という画期的な改正であったが、条文は次のとおりであった。「帝国臣民タル年齢25年以上ノ男子ニシテ2年以来市住民タル者ハ其ノ市公民トス…」(前掲『那覇市議会史　第2巻』P65)。ここに至って「市住民」＝「市公民」となり、同一市町村に2年以上住んでいる25歳以上の男子は「市税負担」の有無に関わらず、すべからく選挙権、被選挙権を持つことになったのである。

普通選挙法の施行により基本的に25歳以上の男子は市会議員の選挙に立候補できることになった。その後昭和10（1935）年の改正で、立候補に際して200円を供託することが定められた。子細は後段に譲るが、沖縄では顕著ではないが、全国的には立候補者の乱立を防ぐためだったのだろう。「供託金」制度の始まりである。

（4）市会

次に市会についてみていく。市会となっての変化は議員定数が増加したことである。区会では定数27人であったが、市会は人口により定数が定められており(第13条)、5万以上の人口を有する那覇市は36人となった。首里市は5万人に届いてないため30人で変化は無かった。因みに大正14（1925）年の那覇市の人口は5万4643人、首里市は2万0582人であった。(前掲『那覇市議会史　第2巻』P629)。

また「選挙人ハ分チテ2級トス」(第15条)とある。区制では「3級」で3分されていたものが、2分となったのである。分割の方法は3分の場合と基本一緒で、直接市税の総額

の2分の1を負担した納税者を1級とし、残りの納税者を2級とするというものである。大正14年の那覇市での具体例でみると、1級の有権者が1009人、2級が約6000人で各々定数18人を選挙していた。因みに3級に分けられていた改正区制時代の大正7(1918)年、那覇区の第1区選挙区をみると、1級有権者10人、2級31人、3級290人で、各級の定数はいずれも3人であった。この改正区制時代に比較すると、納税規定の緩和などもあって選挙人が大幅に増加し、3分割から2分割になったことで、一握りの有力者が議会を独占するといった構図は是正されていった。

ところで、先の「市公民」の項でも触れたが、1926（大正15）年の「市制(改正)」で、いわゆる普通選挙が施行されたとしたが、それによって選挙人の等級分けは意味を持たなくなった。市会の第3回選挙（昭和4年）以降、1、2級といった等級分けや、等級とセットになっていた選挙区の設定も廃され、全市一選挙区となった。

市会議長の選任も変化した。「改正区制」では「区会ハ区長ヲ以テ議長トス」とあったが、「市制」では「市会ハ議員中ヨリ議長及副議長1人ヲ選挙スヘシ」(第48条)となった。行政の長が議会のトップを兼任するという、官治性の強さをまざまざとみせつけていた制度の改正であった。

（５）参事会

「市制」の施行にともない設置されたもので、市制を要求するなかでも「参事会」の設置がない云々との主張もあった。参事会は市長、助役、名誉職参事会員で構成された（場合によって市参与も出席）(第64条)。名誉職参事会員の定数は6人（但し書きで、12人までの増員は可）で、市会において市会議員から互選で選出された（第65条)。市参事会は市長が議長を務めた（第66条)。ところで昭和4（1929）年の「市制（改正)」で参事会員の定数が10人と改定された（但し書きで、15人までの増加は可）(第65条)。

市参事会　大正10年5月20日に市制が施行され、議決機関として、市会とは別に市長や助役、現職の議員6人で構成する「市参事会」が置かれた。市長は議会に提出する議案を先に参事会を開き意見を徴したり、また、市会を開かずに参事会で処理をする、といった重要な役割りを果たしていたので、議員の中でも更に優秀な議員が選出された。

さて「市制」での参事会の職務権限は、次のように規定されていた。

「一　市会ノ権限ニ属スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
一　市長ヨリ市会ニ提出スル議案ニ付市長ニ対シ意見ヲ述フル事
一　其ノ他法令ニ依リ市参事会ノ権限ニ属スル事件」(第67条)

参事会は、行政のトップと議会の有力者で市会の議案など事前に調整する機関ということになろう。

（６）市吏員

市長選任の方法は区長の場合と変化無く、市会で候補者3人を選挙して、内務大臣が上奏して裁可を乞う、というものであった。それが大正15（1926）年の「市制（改正)」で、「市長ハ市会ニ於テ之ヲ選挙ス」(第73条）となった。市会の選挙のみで市長を決定でき

るようになったのである。一方、助役の選任はというと、区会時代は、「区会が選挙して、沖縄県知事が認可」となっていたが、「市制」では「市長ノ推薦ニ依リ市会ガ之ヲ定ム」（第75条）となった。区制時代、市長と行政のナンバーワンとナンバーツーが対立する構図が間々見られたのは、そうした選任方法の所為も影響したのであろう。市政の長の市長が自ら推薦となれば反目し合うこともなくなったに相違ない。ただし、区制も市制も改正市制にあっても、市長、助役の解任や罷免の規定が無い。それぞれ自発的な退職、辞意表明などについて内務大臣の許可（区制、市制）、市会への30日以前での辞意表明（改正市制）といった規定があるのみである。第2代の麓純義（ふもとじゅんぎ）市長時代、市長が不信任案を突きつけられても、突っぱねて居座り、市長や市会が嫌がっても助役が職に止まれたのである。

また市をいくつかの区に画し、その区に区長などの有給吏員を置いたが、その定数に関して、「市に必要な有給吏員は市長がこれを任免す」「…定数は市会の議決を経て之を定む」（第86条）とある。「区制」では区長が任免権を持ったが、定数を定めるのは沖縄県知事となっていた。

以上、改正区制から一般市制への制度の変更について、条文を追いながらみてきた。地方自治の面からすれば大きく伸長したことは間違いない。しかし、市長でさえ直接選挙で選べない状況だったのであり、官治の側面は未だ根強かったということになろう。

第２節　那覇市政と議会

本節では、大正10(1921)年の市制施行から戦時体制への移行となる直前の昭和13(1938)年までの那覇市政と議会について見ていく。この18年の間に、6人の市長が登場し、市会議員の選挙は5回行なわれた。市会議員選挙を受けて、新議員が議会で新市長を選出する仕組みであり、本来なら市会議員選挙を軸に議会と市政を見ていくべきともいえるが、やはり市長、さらに行政との関係で議会の動きなど見る方が分かり易いと思われるので、各項は各市長の代ごととし、その中で議会の選挙についてもみていくことにする。

（１）当間重慎市長時代(大正10年9月2日～同12年9月22日)

１．第1回市会議員選挙

大正10（1921）年5月20日、那覇に市制が施行されたことで、従来の区制による区長や助役はその職位が失効となり、区会議員も議員たる資格を失うこととなった。市会議員選挙が実施され、そこで新市長が選出されるまで、市の行政を預かり、選挙を取り仕切ったのは、最後の那覇区長を務め山城正馴（やまぐすくしょうじゅん）で、市長代理という肩書きであった。

那覇市初の市会議員選挙は8月1日に第2級議員、8月2日に第1級議員の選挙が行なわれた。各級とも定数18人で計36人、区制時代の定数27人からすると一気に9人の増員となっていた。立候補者は1、2級とも42人で倍率2.3倍の激戦であった。ところで前節の「市制」制度でも触れたように区制時代の3等級に分けての選挙から半歩進んで、2等級分割となってはいたが、未だ等級別の選挙であり、選挙人、被選挙人も直接市税を2年

以上納める者と規定されていた。では当日の有権者は何人かというと、データが欠けていて不明である。しかし、投票者数は2級が4267人、1級が901人である（前掲『那覇市議会史　第2巻』附録)。そこで区会議員選やその後の市議選での投票率（70数%から90%そこそこ）からおおよそ80%とみると、有権者は1級が1100人余、2級が5300人余となる。4年後の第2回選挙（大正14年）の有権者は1級が1009人、2級が約6000とあるので、ほぼ妥当な数であろう。

整理してみると次のとおりである。

投票日	等級	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
大正10.8.1	2級		4,267		18	42
大正10.8.2	1級		901		18	42

次に開票結果である(当選者)。

第2級	213票	登川守正	34	新	203票	渡嘉敷真英	29	新
	180票	牧志真喜	33	新	171票	小渡有良	34	前
	153票	勢理客知勇	35	新	152票	大城清英	34	新
	144票	國吉真緝	41	新	139票	仲本将佐	43	新
	138票	外間宏匡	44	新	133票	伊江朝睦	32	新
	128票	饒平名知新	59	新	127票	仲本政春	42	前
	122票	仲吉朝悦	50	新	122票	小橋川紹顕	38	新
	121票	新崎寛優	51	新	121票	新嘉喜倫篤	30	新
	118票	國吉真喜	55	前	117票	山田有幹	34	新
第1級	42票	山川朝棟	43	新	41票	並川亀次郎	56	新
	40票	伊藤雅二	48	新	39票	金城紀光	47	新
	35票	比嘉賀学	47	新	33票	仲地唯謙	36	前
	32票	與那原良真	51	新	31票	濱田平畝	53	新
	30票	永井吉太郎	49	新	29票	前田英次郎	49	前
	29票	嘉数詠憲	30	新	28票	西平賀荘	33	前
	27票	岸本幸厚	35	新	27票	桑江夢熊	36	新
	27票	黒木一二	54	前	26票	大峯柳吉	59	前
	25票	宮城亀寿	45	新	25票	崎山嗣朝	34	新

（前掲『那覇市史　第2巻中の2』「那覇市政史」P319)

選挙の結果は、1、2級とも若手30代の新人議員が大量当選を果たしていた。2級は18人の当選者中前職は3人に過ぎず、あとの15人は新人が占めた。1級も前職は18人中5人に止まった。区会時代からの中堅、ベテラン議員の多くがが落選の憂き目を見たのである。落選者の中には、後に琉球古典音楽家として知られる池宮城喜輝（後に池宮と改姓）や歌人と知られる山城正忠、後に那覇市立商業学校の校長や県議を務めた崎浜秀主、沖

縄県立高等女学校の校長を務めた秦蔵吉（はたくらきち）、有力寄留商人の古野島吉（ふるのしまきち）などもいた。選挙区が4区に分けられ、さらに3つの等級に分けられていた区制時代の選挙は、たとえば第1区の第1級の選挙だと選挙人の有権者が10人、立候補者4人、それで定数の3人を投票で選出していた。3級では二百数十人の選挙人が6人の候補者の中から3人を選出といった具合であった。それが、この第1回市会議員選挙では、区域割りがなくなり、等級はのこったものの1、2級とも全市域が対象である。立候補者も区制時代と比較して概（おおむ）ね倍以上増加していた。こうした制度上の変化と他府県並みの一般市制のもとでの選挙であるという時代状況が有権者の投票行動に大きく影響したのであろう。ところで、2級議員当選者は全員地元沖縄の出身者で、1級は寄留商人等々が7〜8人となっていた。

これら新市会議員が当選証書を受けて初会議を開き、最初に投票議決をするのが、正副議長の選出であり、そして新市長の候補者選びである。

２．当間市長の誕生

大正10（1921）年8月16日、新市会が招集され正副議長の選出と参事会員の選挙が行なわれた。その結果、議長は黒木一二と金城紀光両氏が同数の18票となったが、同数の場合は年長者、ということで黒木一二の議長就任が決まった。副議長は與那原良真が半数の18票を得て選出された。参事会員には、事前に調整がなされたか、全員6票ずつで、大城清英、伊江朝睦、並川亀次郎、前田英次郎、仲本政春、伊藤雅二が選出された。

那覇市章　大正10年12月19日制定。ナハの字を円形に図案化、無限に膨張発展していく那覇市の姿を表したもの。当時の収入役・高良盛慶が製作。

8月18日、いよいよ市長候補者の選出が行なわれた。県から小西地方課長が立ち会う中、山城市長代理の開会あいさつの後、先日選出された黒木議長が議長席について投票が開始された。そして投票の結果は、以下のとおりであった。

第1候補者	19票	当間重慎（第2、3代区長）			
	9票	山城正馴（第4代区長）			
	8票	白票			
第2候補者	21票	饒平名知新			
	4票	前田英次郎			
	4票	山城正馴			
	1票	山川朝棟	仲本政春		
第3候補者	17票	大峯柳吉			
	4票	金城紀光			
	2票	黒木一二	崎山嗣朝		
	1票	仲本政春	当間重慎	濱田平畝	前田英次郎
		比嘉賀学	伊波普猷	加藤高明	

これを受け、初代那覇市長の第1候補に当間重慎が選出された。ところがここから一悶着が起こり、那覇市会波乱の幕開けとなっていった。投票結果に異議申し立てをしたのは、

市長の第１候補者争いに敗れた山城市長代理派であった。彼らの主張は、８月 16 日の正副議長選挙で、議長は同数、副議長は半数の投票で、いずれも有効投票の過半数を得てない。ために「市制」の第 55 条の規定に従えば、正副議長ともに決戦投票をなすべきであったが、それをせずに当選者としたのは違法である。違法の議長の下で行なわれた市長候補者投票は無効であり、「市制」第 90 条によって改めて市会を招集して正副議長選挙からやり直すべき、というものであった。

この主張のもと、８月 30 日、山城派は市会を招集したが、当間派のボイコットにあって市会を開会できなかったため、督促状を出して翌 31 日 18 人の出席を確保して開会にこぎつけた。始めに山城市長代理のあいさつ、ついで長老の大峯議員が議長席に着き、開会を宣した。始めに議長選挙が行なわれ、黒木一二が 17 票　無効票１票で黒木議員が議長に選出された。その後、黒木議長のもと、参事会員選出をやり直し、副議長もやり直し選挙を行ない、與那原良真に決まった。そしていよいよ市長候補者選挙に突入となった。

第１候補者　　16 票　　山城正馴
第２候補者　　仲吉朝悦
第３候補者　　大嶺詮松

以上をもって市会は閉会となった。が事態はただちに次の段階へと移行した。この那覇市会の顛末を聞くに及んだ和田沖縄県知事は、ただちに山城派によるやり直し選挙などの取り消しを通達した。以下が通達文である。

「大正 10 年８月 31 日、那覇市長臨時代理者ノ那覇市会ニ対シ、市長候補者及市参事会員ノ再選挙ヲ行ハシメタル件ハ市制第 161 条ニヨリ之ヲ取消ス

大正 10 年８月 31 日

沖縄県知事　　和田　潤」

この通達で山城一派の暴走は取り消され、山城正馴も市長代理の職を免じられた。替わって県の小西地方課長が那覇市長職務管掌に任命された。当間重慎は９月 22 日に至って天皇の裁可を経て、那覇市の第１代市長に就任した（前掲『那覇市史』「那覇市政史」P320）。

これが当間重慎の市長就任の顛末である。市会を舞台に元区長と前区長が市長の椅子を争うのもあり得ることであろうが、議事日程進行の過程で、瑕疵を指摘して処理すべきことを、最後の最後に思い通りにならないとして、違法性を訴えるなど姑息と言うほかない。区政時代以来の党派的対立が陰湿な形で表面化したもので、「市制」という新たな制度、折角の自治の伸長も非生産的な泥仕合で消耗していたともいえよう。

３．当間市長の治績

①就任早々の大正 10 年 10 月２日、市制施行から約半年を経て、「市制施行祝賀会」が盛大に取り組まれた。王府時代末期（明治初年頃）以来、久しく途絶えていた「那覇の大綱引」が復活したのもこの時であった。

②治績ではないが、同年 10 月 18 日の市会で、助役選挙が行なわれ、同年２月２日以来空席となっていた助役に比嘉賀学が選出された。さらに収入役の改選も行なわれ高良盛慶が再任された。同日の議題で三役の俸給額が提案され、原案から１割減で可決された。因みに市長は 2700 円、助役は 2000 円、収入役は 1200 円であった。

③当間市長は「都市計画、市区改正、ガス公営等種々施設経営を講じ、就中水道敷設の急務なるに着目して計画を樹立しつつあった」という。2 度に亘る区長時代、すでに水道敷設のための調査を進め、兼城村の報得川、北谷比謝川の漏池（むるち）などを視察していた。それで市長に就任すると、基本調査は完了しているので、多年の懸案も解決間近と期待された。水源地で最も理想的なのは「比謝川漏池」とされたが、「距離が頗る遠く、工費が莫大なるため躊躇逡巡の色あり」と評されていた(『那覇市史第 2 巻下』「那覇市水道史」P318－320)。

終生「那覇人」として生きた当間は、若くして琉球新報社に勤めたが、そこを辞して那覇人の銀行をと同士らと設立した「那覇商業銀行」の書記となった。また『琉球新報』及び首里閥、さらには寄留商人とも対抗すべく『沖縄毎日新聞』を発刊して社長となった。区長時代から那覇市長と 3 度目の那覇の経営者となり、那覇市の将来を様々に思い描いていたであろうが、病魔に冒され、就任 2 年目の大正 12（1923）年 9 月 22 日、任期半ばで卒した。享年 47 歳であった。

那覇市制施行祝賀行事。通堂通りで大綱引きを行ない、旗頭を持って気勢を挙げているのは庁舎付近の通り（那覇市歴史博物館提供）

（2）麓純義市長時代（大正 12 年 12 月 6 日～同 14 年 7 月 14 日）

1．麓市長の誕生

当間市長の急死により、市会は後任の市長候補を選出することとなった。当間市長を支えていた同志会系の議員が助役の比嘉賀学を擁立したのに対し、反対派の議員らは、政友会の代議士であった弁護士の麓純義を担ぎ、ここに両派による激しい選挙運動が展開された。麓代議士は奄美の出身で、弁護士資格を得た後、明治 31（1898）年には大島郡選出の衆院議員となっていたが、やがて那覇に移り、弁護士を開業しつつ、大正 9（1920）年には沖縄選挙区から出て当選、政友会に属していた。市会議長の黒木や寄留商人の伊藤、実業界の仲本ら反当間派がその麓を自派の候補として擁立したのである。約 1 か月に及んだ選挙運動を通じて商銀系の青年同志会議員（5 人）の取り込みに成功した反市長派は、大正 12 年 11 月 8 日の市会での候補者選出で、麓票 18 票を確保、比嘉の 11 票、青年同志会の白票 5 票で、麓は第 1 候補者となった。その後の投票で、第 2 候補に山川朝棟、第 3 候補に伊藤雅二を選出した。ついで市長の俸給が審議された。提案された原案は 4500 円であった。これに対し、当間派の嘉数議員は、当間市長の俸給審議の際、財政逼迫の折からとして、原案の 3000 円に異議を唱えて、1 割減の 2700 円としていたことから、その倍近くの 4500 円というのは無謀であり、市民に過重な負担を強いるものではないかと異を唱えた。これを受けて麓を擁立した仲本議員は、「市長給料額の当不当は専らその人物力量手腕によるべきもので、吾人は麓氏としては 4500 円が至当なりと思考す」と応酬、採決の結果原案通り可決された。

かくして麓純義が第２代の市長就任となったのであるが、市会の派閥の争いは止まるところを知らず、ことごとく対立する構図となっていた。これがやがて市会の解散命令へと繋がっていくのである(前掲『那覇市史』「那覇市政史」P321－322)。

２．比嘉助役問題

麓市長誕生から２か月余りの大正 13 年２月 20 日の市会で、比嘉助役に対する不信任が決議された。提案者は市長派の仲本政春議員ら 19 名であった。不信任の理由について決議案は次のように記していた。「市助役比嘉賀学氏ハ曩キニ市長選挙ニ際シ…現市長麓純義氏ト最後迄猛烈ニ競争セシニ拘ラズ、今猶ホ現職ニ止マリ恬トシテ顧ミサルハ政治道徳ヲ無視シ…多大ノ弊害アルノミナラス…市政ノ運用上幾多ノ支障ヲ来ス…仍テ同氏ハ速カニ辞職スヘキモノト認ム」云々。つまり市長選で敗れた比嘉助役がその後も市長の補佐役たる助役職に止まっているのはおかしい、辞職すべきであるというのである。比嘉助役は断然この辞職勧告を拒否した如くで、さらに一年以上も同職に止まっていた。

助役（反対派）が市長（市長派）に嫌がらせしているやにもみえるが、それが可能だったのは、新市長も市会の多数派も助役の首が切れない、罷免できないからである。「市制」の第 75 条は助役の任免について以下のように記している。「助役ハ市長ノ推薦ニ依リ市会之ヲ定メ…府県知事ノ認可ヲ受クヘシ」「助役ハ府県知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルヲ得ス」。助役は市長が推薦し市会が承認し、府県知事の認可を受けて任命される。府県知事の認可がないと任期中の退職は認められない、とある。比嘉助役は当間市長の推薦で市会が承認し、県知事の認可を受けて就任したのであり、任期途中の現在、本人の辞意表明がなければ、麓新市長も市会も打つ手が無かったのである。

大正 13 年２月 20 日那覇市会は比嘉助役の不信任を決議した。比嘉助役は不信任案決議から１年２か月を経た大正 14 年４月 23 日に至って、ようやく辞表を提出した。この間麓市長への不信任決議（後述）、県知事による市会の解散命令（後述）もあって、第２回市会議員選挙の前にけじめをつけたというところだろうか(前掲『那覇市史』「那覇市政史」P322－323)。

３．麓市長への不信任決議

比嘉助役の不信任案で揺れた市会は、その３か月後、今度は麓市長への不信任案を可決していた。大正 13 年５月 22 日、議員 28 人の出席で開かれていた市会で、嘉数議員が突然、日程変更の動議を提出、金城紀光議長（同年３月、黒木議長の死去を受けて就任）がすぐに賛否を問うと 16 対 12 で可決、すると嘉数議員は、市長へ辞職を要求する決議書を提出した。その決議書は以下のとおり。

「麓市長ハ這般ノ衆議院議員総選挙ニ際シ、市会議員ノ諒解ヲ求メズ、断然県下第４区国頭郡ヨリ立候補ヲ宣シ、尚ホ其目的ヲ達成センカ為メ厳正公平ナルヘキ市吏員並ニ市小学校職員ヲ選挙運動ニ関与セシメタルハ公職ニアル市長トシテ不謹慎極マル処置タリ、加之麓市長ハ自己ノ権勢慾ヲ満サンカ為メ、那覇市ニ於テ選挙界ヲ攪乱シ延ヒテ民心ヲ混惑悪化セシメ其融合ヲ破壊シタルハ市民周知ノ事実ニシテ市長トシテ其職責ヲ涜スモノト認ム／仍テ同氏ハ速カニ引責辞職スヘキモノナリ／右決議ス

大正 13 年 5 月 22 日

市会議員　　仲地　唯謙外 15 名」

決議書は、麓市長が①市会議員の了解を得ずして、先の衆議院議員選挙で沖縄 4 区の国頭郡から立候補したこと、②市吏員や市の小学校職員を選挙運動に関与させたことは公職にある者として不謹慎である、③自己の権勢欲のため那覇市で選挙界を攪乱し、民心を混惑悪化させてその融合を破壊した云々として市長に辞職を迫っていた。因みにここでの衆議院議員選挙は同年（大正 13）5 月 10 日投票の第 15 回選挙で、麓市長は前回からの連続当選を果たしていた。名誉職であった当時の議員は、兼職が多く、麓市長が衆議院議員でありながら那覇市長を務め、市会議長の黒木は県会議員でもあった。つまりここで問題とされているのは、兼職そのものではなく、市会議員の了解なしに立候補したことであり、それに②と③が加わったとなろう。ただ③の選挙界を攪乱云々はよく分からない。

さて、市会に提出された決議案は、市長派の仲本、大城議員らが否決すべしとしたが、反市長派が押し切り可決した。これを受けて登壇した麓市長は釈明するとともに、引責する理由もないので断じて辞職しないと拒否した。この市長不信任騒動は輿論に訴えられ、5 月下旬には那覇市公会堂で県民大会が開かれるにいたった。そこで衆院議員や県議、市議らが次々と立って、岩元知事、麓市長の辞職勧告が決議された。別途に数回開かれた市民大会では麓市長による市政の壟断、綱紀の頽廃を責め、辞職を迫っていた。

４．那覇市会の解散

麓市長の不信任案決議後、市会は当局の提出した天妃小学校増築の追加予算を審議せずとして一蹴していた。市側はただちに県の参事会の裁決を仰ぐこととし、大正 14（1925）年 1 月 22 日の定例参事会に附議した。県参事会は、市会の不審議問題は市長の不信任決議から惹起したものであり、多数議員の意志を無視して原案承認となれば、自治体への干渉となる…研究する必要ありとして翌月の参事会まで保留とした。そして翌月、県参事会は増築にかかる市の起債 3 万 3000 円の原案に対し、3000 円を減額して可決した。

大正 14 年度予算を審議のための市会が同年 2 月招集された。2 月 10 日の市会は市長と全面対決となった。不信任案を決議された市長が今なお現職に居すわるのは非立憲の甚だしきものであるとして、当局の提出した議案に対し不審議の動議を提出、絶対多数で成立させた。ここに至って亀井県知事は監督権を発動し、沖縄県達第 9 号で市会の議案不審議の決議を取り消した。「…議案諮問等ニ対シ之ヲ審議セスト議決シタルハ違法ナリト認ム…」云々。この取り消しで 2 月 23 日再び市会が招集され議案審議となるはずであったが、大混乱の末、またしても不審議が議決された。同 27 日亀井知事は県達第 10 号でまた取り消しを命じる一方、内務省の指示を仰ぐべく鶴田豊（つるたゆたか）地方課長を上京させ、予算案については県参事会に代決させることとした。それで参事会は、5100 円余を削減して成立させた。

そして 4 月、内務省は那覇市会の解散を命じた。4 月 10 日付の解散命令書は同 18 日知事宛てに届き、即日那覇市会に伝えられた。

「内務省沖地第 20 号

沖縄県那覇市会

市制第 162 条ニ依リ其ノ市会ノ解散ヲ命ス

大正 14 年 4 月 10 日

内務大臣　若槻　禮次郎」

因みに、市制第 162 条は「内務大臣ハ市会ノ解散ヲ命スルコトヲ得」とあり、その場合、「3 月以内ニ議員ヲ選挙スヘシ」と規定している。

これを受けて県は知事名で那覇市長あて、文書を送達し、市会への伝達を命じている。

「沖縄県訓令乙第 84 号

那覇市長

別紙那覇市会解散命令書市会ニ伝達セラルヘシ

追而市会ニ伝達ノ上ハ其ノ日時ヲ即時報告アリタシ

大正 14 年 4 月 18 日

沖縄県知事　　亀井　光政」

ところで、内務大臣の命令による市会の解散は全国でも稀な例で、明治 23 年の甲府の事例（議長選挙の混乱）から昭和 3 年の東京（瀆職議員大検挙）まで 12 例しかない（昭和 6 年現在）。多くの場合、那覇市と同様に市会と市長との対立での不信任問題、予算審議不能など市会の機能不全が大きな要因であった。大正 14 年の那覇市会の解散は 11 番目の事例であった。

市会の解散命令を受けて、事態は市会議員選挙へと動き出していくことになるが、ここに来て、不信任を突きつけられてから 1 年 2 か月、市長派との軋轢の中で職に止まり続けていた比嘉助役が突然辞表を提出して職を去った。4 月 23 日のことである。

５．第 2 回市会議員選挙

内務大臣による解散命令をうけての第 2 回市会議員選挙は大正 14 年 6 月に執行された。

この選挙は、麓市長を信任するか否かを問う選挙であった。市会が市長候補を選挙するのであり、反麓派の勝利は市長失脚に直結するからである。市長派、反市長派入り乱れての激しい選挙戦が展開された。

選挙は 2 級が 6 月 27 日（「那覇市政史」6 月 28 日とある）、1 級は 6 月 29 日に執行された。各々の選挙の概要は以下のとおりである。

投票日	等級	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
大正 14.6.27	2	約 6,000	4,774	79.6	18	26
大正 14.6.29	1	1,009	913	90.5	18	28

次に開票結果である（当選者）。

2 級	343 票	崎山嗣朝（さきやましちょう）	38	再	328 票	池宮城喜輝（いけみやぎきき）	40	新
	319 票	安慶名徳潤（あげなとくじゅん）	36	新	245 票	福山義雄（ふくやまよしお）	56	新
	231 票	高安高俊（たかやすこうしゅん）	38	新	224 票	牧志眞喜（まきししんき）	37	再
	204 票	木内梅吉（きうちうめきち）	43	新	201 票	宮里良永（みやざとりょうえい）	42	新
	199 票	石川逢篤（いしかわほうとく）	29	新	196 票	城間恒加（しろまこうか）	44	新

	191票	勢理客知勇	39	再	189票	親泊康善	51	新
	175票	我喜屋則達	34	新	163票	嘉手川重利	36	新
	152票	山田有幹	38	再	151票	伊波興本	58	新
	137票	小橋川朝明	38	新	135票	渡嘉敷眞英	33	再
1級	74票	長野時之助	45	新	64票	尾花仲次	47	新
	60票	川畑黙志	39	新	50票	浦崎永揚	59	新
	50票	上原克忠	34	新	44票	嘉数詠憲	34	再
	44票	宮里辰雄	32	新	42票	児玉利吉	34	新
	39票	花城永渡	48	新	37票	仲地唯謙	40	再
	36票	伊藤雅二	52	再	33票	濱田平畝	57	再
	32票	國吉眞文	44	新	31票	金城紀光	51	再
	26票	高良四郎	48	新	26票	岸本幸厚	39	再
	26票	新嘉喜倫篤	34	再	26票	山田親徳	33	新

（前掲『那覇市史』「那覇市政史」P324）

選挙の結果、反市長派が多数を占めたようであるが、それは後述する。全体的に当選者を見ると、前回同様1級、2級とも新人が多数おり、再選者は計12人で3分の1に止まっている。落選した2級の仲本、1級の山川、西平は市長派の前議員で、なかでも仲本は有力議員で参事会員でもあった。この3人と今回当選した12人を合わせても前議員で立候補したのは15人に過ぎず、残り21人は立候補してないのである。このことの意味するのはなんだろう。市政への関心、寄留商人グループの利益代表として、地元の代表として、平民派と首里閥の代弁者として云々もいたであろうが、議員が名誉職であってみれば、家業や本職との兼業となる。相応の収入に見合った義務と責任で担がれて一度くらいは議員に、といった感覚の御仁が多かったのではないか。さらに言うと、前回2級で落選した24人中今回再挑戦したのは2級の池宮城、高安、伊波の3人（今回は3人当選）、1級は24人中1人も再挑戦していないのである。整理してみると、前回の立候補者84人中当選者36人、落選者48人。当選者で今回立候補者のは15人で今回の当選者は12人、落選者で立候補したのは3人で今回は全員当選、新人は36人立候補して21人当選となっていた。

当選者も落選者も大半は1回切りの挑戦で良しとしていたのではないか。

さて個々についてみると、前回1級で最下位当選者だった崎山嗣朝が今回は2級でトップ当選を果たしている他、1級の落選者に慶留間知徳がいた。

6．麓市長の辞職

市長派敗北との選挙の結果を受けて、麓市長は選挙後時を置かず7月1日には、亀井知事に辞表を提出し、15日に辞職した。新市会の招集を待たずに辞職したことについて、市長は「新市会の成立に先つて辞職したのは、その市会の推薦する人が市長として最も適任者であるが故に、その選択を市会の自由意志に任せる為めである。」と述べたという。これ

について泉正重は「…（麓市長は）只管市会解散に至った紛擾の責を感じた為めで、氏の態度は明らかに立憲的である…万一麓市長が任期の残存せるを口実に現職に齧りついたであろうなら、那覇市政の紛擾は一段と激化され…であろうことは決して勝手な推理ではあるまい。」と記していた（前掲『那覇市史』「那覇市政史」P324　読点は筆者）。「市制」第 73 条の規定で「市長ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ任期中退職スルコトヲ得ス」となっていた。市会が不信任案を決議し、市長が拒否して審議不能に陥ったのがこの間の経緯であり、内務大臣の命で市会を解散し、反市長派が勝利した新市会で再度市長の不信任案が可決されても、任期中の市長の罷免は難しい、市会やあるいは知事から内務大臣に罷免の上申は叶わないのであろうか。先の比嘉助役と同様に結局、本人の辞意によってしか辞めさせることはできなかったのである。

市長に続いて収入役の高良盛慶も任期を残しながら 7 月 20 日に辞任と決した。初代市長当間重慎の就任直後の大正 10 年 10 月に就任してから 2 代の市長に仕えたが、新市長が信頼する収入役を自由に人選できるようにというのが理由であった。

（３）岸本賀昌市長時代（大正 14 年 10 月 19 日～昭和 3 年 2 月 28 日）

１．岸本市長の誕生

大正 17 年 7 月 1 日に提出された麓市長の辞表は受理され、7 月 15 日正式に内務大臣の認可を受けた。これより先、辞表の提出を受けた亀井知事は、ただちに県の地方課長の鶴田豊を那覇市長職務管掌に任命した。そして 7 月 7 日には新市会が招集された。市会では早速、正副議長の選挙となった。当時市会は那覇派の三日会系、平民派の憲政会系、衆院 2 区など郡部系の十日会、そして実業団の四つのグループに分かれていた。議長候補も各グループの推薦も有りで、多士済々であったが、金城紀光を議長に推す三日会と伊藤雅二を副議長に推す実業団が手を組んで、金城－伊藤を当選させていた。次いで参事会員選挙に移り、6 票ずつを獲得した長野、尾花、川畑、嘉数、國吉、仲地が当選した。

市会招集から市長候補については各派から多彩な人物があがっていた。沖縄 1 区つまり那覇選出の衆院議員である岸本賀昌、県会議長にして沖縄県農工銀行頭取、政友会沖縄支部長の仲吉朝助、市立那覇商業校長の崎浜秀守、初代当間市長の長男で将来が嘱望されるものの若干 30 歳の当間重剛、さらには海軍少将の漢那憲和、市長職務管掌の鶴田豊などなどであった。様々な合従連衡が試みられた如くであるが、無産派議員である山田、高安、小橋川など憲政会系が十日会に合流、三日会の岸本派支持となったことで、岸本派は俄然有利な情勢となった。無産派は岸本支持にあたって 4 つの条件を出していた。①高等小学校授業料廃止の件、②那覇高女乃至商業学校の何れかを県に移管する件、③公益質屋設置の件、④市有財産整理の件である。これらはその後具体的な展開をみせていく。さて岸本派では助役に小嶺幸慶、収入役に仲地唯謙の推薦を公約していた。そして 9 月 24 日、市会において市長候補者選挙が行なわれた。結果は、

第 1 候補者　　28 票　　岸本賀昌
　　8 票　　鶴田豊

圧倒的な支持で岸本の当選が決まった。第 2 候補、第 3 候補は議長の指名となった。

第2候補者　　花城永渡
第3候補者　　伊波興本

岸本市長10月19日就任、10月27日の市会で、市長の俸給が3000円、助役が2000円、収入役は1200円として承認された。

２．岸本市長の業績そして病魔

岸本市長は就任以来、無産派の条件を公約とし、その実現に奔走した。庶民金融機関である公益質屋の建設、市立高等女学校の県への移管問題、また市民と沖縄電気株式会社との電灯料値下げに関わる紛擾問題などに取り組んだ。

殊(こと)に市立女学校の県への移管に関しては、大正15年5月の市会で各派から委員が任命されて「意見書」（前掲『那覇市史』「那覇市政史」P301）を作成、市会で採択して市当局（及び県にもであろう）に提出された。また父兄有志も移管期成会を組織して、県に「陳情ノ趣旨」(同上「那覇市政史」P301－302)を提出していた。那覇市選出の県会議員も県会で建議案を提出し同一歩調をとった。こうした一連の動きが功を奏し、昭和3年には移管が実現する運びとなった。県立第二高女の誕生である。

市の積年の課題である上水道敷設事業も具体化に向けて大きく前進させた。水源地を宜野湾大山の青小堀と定めて具体的な調査が開始されていた。

多方面で市の課題に積極的に取り組んだ岸本市長であったが、任期を全うすることなく病に倒れた。昭和2年2月、衆院議員として議会出席のため上京した岸本市長は、病に倒れ慶応病院に入院した。口腔底癌であった。手術して平癒を待ったが、翌3年2月病状悪化し、同月28日に卒した。享年61歳であった。

（４）小嶺幸慶市長時代（昭和3年3月24日～同6年7月20日）

１．小嶺市長の誕生

岸本市長の突然の死去で、後任市長をどうするか、予算審議中の市会では各派の思惑が交錯していた。昭和3（1928）年3月4日の『大阪朝日新聞』は「噂にのぼる那覇市長の後任」として「現助役の小嶺幸慶氏の昇格説…三日会は…初代市長当間重慎氏の…長男…重剛氏を推すらしく…一部では…台湾高雄州の内務部長…城間常人氏をおしては云々」との記事を載せていた。故岸本市政を支持してきた十日会では､「市長の下で公益質屋の建設を企図し、市立高等女学校の県営移管を実現せしめ、尚ほ上水道案に対しては一心同体之が研究画策に参与し…名助役としての手腕を揮って来た…」と小嶺助役を評価、後任市長として最適任者であるとして､3月19日に花城永渡､嘉数詠憲、小橋川朝明、高安高俊、池宮城喜輝、岸本幸厚、宮里良永、伊波興本、我喜屋則達、

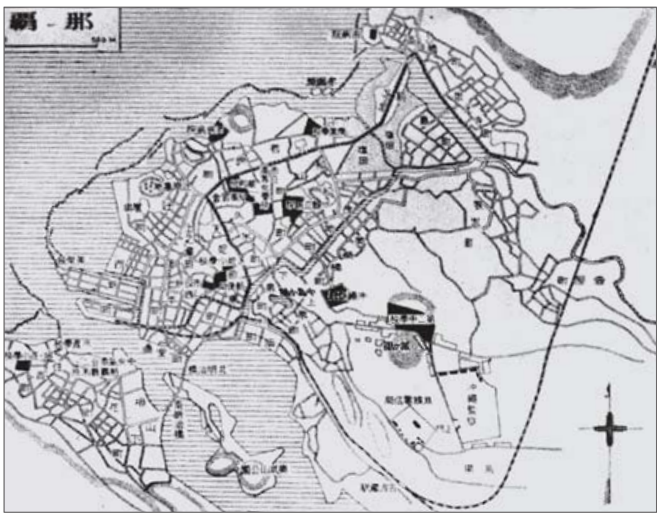

昭和初期の那覇市街図『那覇市勢要覧　市制施行60周年記念号』

牧志真喜の 10 人で次の声明書を発表した。「吾人は現助役小嶺幸慶氏を市長適任者と認め極力その当選を期す」と。

十日会のこの動きに三日会など一部反対もあったが、上水道の実現を期して実業団グループ(寄留商人ら)も合流、小嶺氏の勝利は決定的となった。3 月 24 日招集の市会で選挙の結果、小嶺幸慶は 18 票の過半数を獲得、当選した。なおこの時の対立候補が誰だったのか分からない。昭和 6 年小嶺市長の後任市長選の際、「かつ小嶺前市長と市長の椅子を争ひ惜敗せる云々」と金城について紹介していて、それだと金城紀光が対立候補だったことになる。しかしその際、金城は市会議長選挙で 1 票差で小嶺市長派の花城永渡に敗れており、惜敗はこのことを指していると考えられる。市長選にも議長選にも出馬とは考えられないので先の金城の紹介記事は誤りであろう。さて市長の選任については、前述したが、大正 15(1926)年の「市制」改正により、従来の「市会ヲシテ市長候補 3 人ヲ選挙推薦セシメ」内務大臣が上奏裁可を請う、とあったものが、「市長ハ市会ニ於テ之ヲ選挙ス」となり、市会での選挙のみで選任されることになっていた。

小嶺市長が誕生すると、次は空席の助役人事であった。各派思い思いの助役適任者を物色し、市長候補にも名前の挙がった当間重剛や沖縄朝日新聞社長の当眞嗣合(とうましごう)が取りざたされたが、当人らの承認を得られず沙汰止みとなり、他にも名の上がった人はいたが手詰まり状態となっていた。その後約半年を経て法学士の平良加の推挙で当局派が合意し、9 月 8 日に市会を招集して、先ず岸本前市長に弔慰金 4000 円を贈ることを満場一致で承認、次いで助役推挙に移ると、三日会系は異見を述べて退席、こうして十日会、実業団、5 人組の賛成で、平良助役の就任を決め、俸給も原案どおり 2000 円で可決された。

さて、長く懸案であった那覇の公設質庫（公設質屋）は、10 月に至って、その資金 5 万円を簡易保険と内務省社会事業費から借り入れることが決定し、ようやく開設のメドが立っていた（『大阪朝日新聞』昭和 3.10.4)。

２．第 3 回市会議員選挙

昭和 4（1929）年 6 月 27 日、任期満了にともなう第 3 回の那覇市会議員選挙が執行された。大正 15 年の選挙法改正で、普通選挙法が施行され、25 歳以上の男子に選挙権、被選挙権が認められた。1 級、2 級の市税納税額による区分けも無くなった。事前の選挙関連新聞記事は、定数 36 人に対し候補者は 70 人内外で激戦が予想されるとしていた(前掲『大阪朝日新聞』昭和 4.5.22)。6 月 5 日の市会で議員選挙の投票分会を設ける案が可決されていた。各分会は次のとおりである。

第 1 分会　　上ノ蔵町、久米町、天妃町、若狭町、松山町、松下町
第 2 分会　　久茂地町、美栄橋町、壺屋町、前島町、高橋町、崇元寺、牧志町
第 3 分会　　住吉町、垣花町、山下町

（前掲『大阪朝日新聞』同 6 月 7 日）

投票分会とは、つまり本会場以外の投票所のことである。旧来の選挙ではない、普通選挙である。有権者の数も当然大幅に増えるはずなので、投票所を 3 か所増やした、ということであろう。具体的な場所は本会場が那覇市公会堂で、他に那覇尋常高等校（位置からして第 1 分会）であるが（『大阪朝日新聞』昭和 4.6.28)、第 2、第 3 分会は記載がなく不

明である。『市制(改正)』(大正 15 年) に「投票分会ヲ設クルトキハ市長ハ確定名簿ニ依リ分会ノ区劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ…」(第 21 条ノ 4) とある。分会の設置は市長の専権に属するやに見えるが、上記新聞からすると市会での審議を要したことになるのだろう。

6 月 7 日には「那覇市会議員選挙」が市長名で告示された。『市制(改正)』(大正 15 年) の「第 22 条」で「市長ハ選挙ノ期日前 7 日目 (第 39 条ノ 2 ノ市ニ於テハ 20 日目) 迄ニ選挙会場 (投票分会場ヲ含ム…)、投票ノ日時及選挙スヘキ議員数 (…) ヲ告示スヘシ投票分会場ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ区劃ヲ告示スヘシ」との規定を受けたもので、那覇は第 39 条の 2 の「勅令ヲ以テ指定スル市」であり、27 日の選挙実施の 20 日前での告示であった。告示他、関連事項は以下のとおりである (前掲『大阪朝日新聞』同 6 月 9 日)。

「選挙期日は 6 月 27 日午前 10 時より、選挙会は 28 日午前 8 時と決定」

「選挙費用は 300 円まで、選挙事務員 (運動員) は 10 名、立看板 45 個以内」

選挙会が投票翌日の午前 8 時からとあって、翌日開票して当選人の確定を行なったことが分かる。さて、選挙費用や事務員、立看板の制限枚数など、元からの規定か、普通選挙のため新たに設けられたのか、改定したのか等々不明である。

ともあれ選挙費用の 300 円は市長や助役らの年俸の約 10 分の 1、1 か月の給料プラスαで、現在なら 100 万～150 万円程度であろうか。公定の選挙期間は 20 日間であるが、実際の選挙運動はそれ以前から始まっているのだろうから、その程度の選挙費用では到底済まなかっただろう。6 月 15 日付の『大阪朝日新聞』は「普選の精神を没却すな／醜悪なる行為が多い／那覇市会議員選挙」と題する記事を掲げ、「那覇市々議選の立候補者数すでに定員 36 名を突破し…政戦気分昂まりつつあるが、先の県議選で普選の大精神を裏切り、戸別訪問乃至買収戦が行はれて以来、その余波が今回の市議選にまで波及し、公然とそれらの醜行為が敢行されてゐて…最初立候補の意思があったものも買収の件で二の足をふむもの多く…今回出馬し得るものは金権乃至権力階級に極く確固たる地盤のあるもの…普選最初の市議選としてはあまりに無産大衆の代表者が少いやうで…」と選挙戦中盤を総括していた。選挙戦は最終的に立候補者 59 名となり、終盤には連日、市長派、反市長派ともに立会演説会を開くなど、白熱した選挙戦が展開された。

昭和 4 年 6 月 27 日の選挙の概要は次のとおりである。

当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
9,579	8,212	85.7	36	59

次に開票結果である(当選者)。

390 票	金城紀光 (かなぐすくきこう)	55	三	313 票	尾花仲次 (おばなちゅうじ)	51	再
262 票	長野時之助 (ながのときのすけ)	49	再	247 票	嘉手川重利 (かてがわじゅうり)	40	再
240 票	仲本政春 (なかもとせいしゅん)	50	再	226 票	古野進 (ふるのすすむ)	30	新
217 票	板橋叶 (いたばしかのう)	43	新	210 票	高良四郎 (たからしろう)	52	再
206 票	濱田良平 (はまだりょうへい)	31	新	201 票	崎山嗣朝 (さきやましちょう)	42	三
199 票	宮里辰雄 (みやざとたつお)	36	再	193 票	木内梅吉 (きうちうめきち)	47	再

192 票	仲本為美	35	新	176 票	友寄隆起	42	新
172 票	牧志眞喜	41	三	164 票	山田親徳	37	再
161 票	渡嘉敷眞英	37	三	158 票	城間康雄	36	新
155 票	山田有幹	42	三	155 票	眞栄城守康	51	新
151 票	仲本政篤	44	新	149 票	喜屋武長隆	42	新
147 票	當間恵治	39	新	140 票	阿波連本堅	53	新
139 票	川津博	42	新	138 票	花城永渡	52	再
138 票	宇良宗樽	37	新	133 票	宮里良永	46	再
130 票	肥後茂良	32	新	127 票	長嶺善裕	30	新
121 票	仲村英賢	47	新	118 票	植木新太郎	37	新
116 票	我喜屋則達	38	再	115 票	仲村渠盛慶	35	新
113 票	高安高俊	42	再	106 票	伊波興本	62	再

選挙の結果は、市長の水道事業計画を支持する市長派が多数をしめた。再選、3 選議員が 18 人、新人が 18 人当選した。再選、3 選議員の平均年齢が 45.0 歳であるのに対し、新人議員は 39.2 歳と随分若返っていた。また 1 級、2 級の別がある制限選挙から、普選となることで影響を受けるのは、1 級の資産家議員との予想もあったが、結果は逆で寄留商人が 9 人に増えるなど実業界は勢力の伸長をみていた。

３．議長選出他

市会議員選挙が済むと、次の焦点は議長選挙である。市長派、反市長派はそれぞれの候補者を押し立てて、市会初招集の 7 月 15 日に向けて激しい多数派工作を展開した。十日会を中心とした市長派が推したのは代議士で前議員の花城永渡で、反市長派が推したのは前議長金城紀光（三日会）であった。当時の各派の陣容は以下のとおり。

○三日会（4 名）　金城紀光　嘉手川重利　崎山嗣朝　高良四郎
○十日会（9 名）　花城永渡　牧志真喜　喜屋武長隆　川津博
阿波連本堅　我喜屋則達　高安高俊　宮里良永
伊波興本
○無産派（1 名）　山田有幹
○実業団（3 名）　尾花仲次　木内梅吉　長野時之助
○中立 5 人組（5 名）　古野進　濱田良平　當間恵治　仲本政篤　友寄隆起
○公正会（11 名）　眞栄城守康　宮里辰雄　渡嘉敷眞英　山田親徳
肥後茂良　仲村(英賢)　仲本(為美)　植木新太郎
仲村渠盛慶　長嶺善裕　城間康雄
○一人一党（無派閥か）　仲本政春　板橋叶
＊所属不明　宇良宗樽　（『大阪朝日新聞』昭和 4.7.6）

いよいよ運命の 7 月 15 日市会が招集され、議長選挙が行なわれた。事前に無産派の山田議員が棄権することが確定的であり、いずれ 1 票を争う伯仲した戦いと観念されていた。そして投票の結果は議長に花城永渡、副議長に長野時之助が選任された。

議長選は予想に反して市長派が制し、副議長は反市長派が勝利した。反市長派と見られていた古野議員が議長選で花城議員に、副議長選では長野議員に1票を投じたからとされている。

この後、参事会員と各種委員会委員の選挙が行なわれた。

○参事会　参事会の定数は昭和4年の『市制(改正)』で6人から10人に増員されていた。

友寄隆起　仲村渠盛慶　肥後茂良　濱田良平　古野進　木内梅吉
尾花仲次　仲本政篤　板橋叶　眞栄城守康

さらに各種委員会　この市会からか土木委員、学務委員、水道委員が選挙決定された。

○土木委員（5名）　喜屋武長隆　城間康雄　仲村英賢　長嶺善裕
渡嘉敷眞英

○学務委員（参事会員）　濱田良平　仲村渠盛慶
（7名）（市会議員）　阿波連本堅　宮里良永　伊波興本
（市 公 民）　小橋川朝明　山城正心

○水道委員（市会議員）　牧志眞喜　植木新太郎　當間恵治　仲本政春
（10名）　高安高俊　我喜屋則達　川津博
（市 公 民）　池宮城喜輝　富永実忠　伊藤雅二

（前掲「那覇市政史」P326－327）（『大阪朝日新聞』7月16、18日）

４．市制10周年記念祝賀式

大正10（1921）年5月20日に市制が施行されてから、満10周年を迎えた昭和6（1931）年5月20日、記念祝賀式が挙行された。早朝から煙火（花火）があがり、午前10時から市公会堂で盛大に記念式が始まった。小嶺市長の式辞、花城市議会議長の式辞、さらに来賓の井野次郎（いのじろう）県知事（川口内務部長代読）の祝辞、被表彰者総代仲本政春議員の答辞があり、3期以上の市（区）会議員及び15年以上勤続の市吏員並びに小使に表彰状と記念品が贈呈された。因みに表彰された3期以上の市（区）会議員は以下のとおりである。

國吉眞喜（8回）　仲地唯謙(4回)　親泊英功(3回)　仲尾次政昆(3回)
柴田政太郎(3回)　牧志眞喜(3回)　渡嘉敷眞英(3回)　金城紀光(3回)
崎山嗣朝(3回)　山田有幹(3回)　仲本政春(3回)
学務委員　城間恒淳

市会議員選挙が第3回選挙だったことからすると、3回以上を数える議員は、区議員時代も含むことになる。國吉眞喜は第1回区会議員に当選して以来、区会議員を7回、市会議員を1回務めていた。仲地唯謙の4回区会議員で2回、市会議員で2回であった。その他議員も区会から市会への時代、その礎を築いた先達であった。

式典は午前11時過ぎに修了。午後3時から市庁舎で大祝賀会が催された。

それより先に、市内8小学校及び県立第二高女、昭和高女では各校に集合、旗行列を催した。夜は綱引行列はじめ各種の余興（仮装行列など）が行なわれていた。

（『那覇市史』「那覇市政史」P327－328、『大阪朝日新聞』昭和6.5.21）

５．水道事業

那覇にとって、上水道敷設は何はさておいても取り組まねばならない、最重要課題であった。歴代の区長、市長は鋭意水道敷設に精力を傾けていた。官選区長の太田祥介は天久の坂仲樋川の水を引いて那覇の西、東に供給せんと計画したが、果たせなかった。民選区長の喜入休は調査費を要求したものの時期尚早として具体化しなかた。2 代目の当間重慎は、北谷村の比謝川漏池（むるち）の水質検査の結果を踏まえて同地を水源地としての計画を立てたが認可されず。ついで兼城村の報得川からの取水をも検討した。

また国場川、友寄川に小禄川、落平湧泉を加えた水源案などが検討され、比謝川漏池も併せて基本調査が行なわれたが、財政的な制約もありそれ以上の進展とはならなかった。当間をついだ山城区長の時代、財政的余力が無いなかで水道敷設は具体化するには至らなかった。

那覇市上水道水源地及水道調査する那覇市会議員
『沖縄県人物風景写真帖』

大正 10 年那覇区に市制が敷かれ､初代市長に当間重慎が就任した。先の基本調査の結果、理想的なのは比謝川漏池とされたが、遠隔地で莫大な工費を要すため逡巡、躊躇する中、市長が病に倒れた。当間の後を襲った麓市長は、当間が目論んでいた鑿井調査を実施した。市内 4 か所で 300 尺（90m）～600 尺（180m）の井戸を掘っての水質検査の結果、飲料水には不適切、水量も不十分との結果となっていた。

大正 14（1925）年、麓市長退職を受け、岸本市長が就任した。この頃那覇での井戸の水質検査を行なった民間業者は、湧水に注目、宜野湾村の「内青小堀」「アラナギ川」「後原川」を恰好の水源候補池とした。岸本はこれを受けて具体的に動き出した。昭和 2 年 2 月、議会で調査費を可決。6 月には中央の主務省（内務省）に「水道敷設申請書」を提出した。同時に提出した「那覇市水道目論見書」によると「…宜野湾村字大山 4 カ所、字大謝名 1 カ所、同嘉数 1 カ所、都合 6 カ所を水源とし…自然流下に依り眞和志村字天久の排水池に送り、再び自然流下法に依り市内に配水する…総工費 850,000 円を計上、竣工期間 2 カ年の予定…」であった。12 月、水道関係追加予算を市会で可決、併せて工事費の起債が許可されたことで、日本勧業銀行那覇支店より資金借入を行なった。

ここに至って、岸本市長が突如、病に倒れた。急きょ後任市長となったのが助役の小嶺で岸本の計画を実行することとなった。事業は若干変更が生じたが、それは経費の増額（2%）、事業期間を 3 年から 4 年へ、資金の据え置き期間を 3 年から 5 年へ、工事期間を昭和 3 年 4 月起工、同 5 年 6 月竣工を、4 年 2 月起工、同 6 年 6 月竣工に修正、などの変更であった。水道敷設事業は莫大な資金を要すること、起債で賄うことへの不安などから反市長派はことあるごとに反対し、議会では 1 票差で可決といった綱渡りの状態を繰り返していた。昭和 4 年の第 3 回市会議員選挙でも市長派は辛うじて過半数を制したが、議長は市長派、副議長は反市長派といった具合で、万全ではなかった。とはいえ事業は着実に

前に進んだが、最大の難問は水源地の土地所有住民の反対運動であった。政友会対民政会といった中央の政争も絡んで泥沼化していた。水道事業は暗礁に乗り上げたかにも見えた。が最後の手段で、土地収用法による水道用地を収用に踏み切ったのである。昭和6年1月に申請し、5月に認定され、ただちに収用を実施したのである。その後工事は急ピッチで進められ、当初予定より2年ほど遅れたが、昭和8年11月に竣工、同月2日ついに通水式を迎えた。前日夜、仕掛け花火で幕を開け、同2日は昼は通水式、旗行列、夜は打ち上げ花火、提灯行列などが取り組まれた。時に市長は小嶺幸慶から照屋宏に代わっていた。

市内配水管布設工事（波之上通り）
『那覇市水道50年史』

6．小嶺市長の失脚―収賄事件

昭和6（1931）年6月17日付けの『大阪朝日新聞』に「那覇市収入役／仲地氏自殺を図る／公金2万円費消から」との衝撃的な見出しが躍った。同記事によると同月15日、那覇市収入役の仲地唯謙が上泉の同家の墓地で、昇汞水を飲んで悶絶しているところを、付近の人に発見され、応急手当の甲斐あって一命を取り止めたというものであった。市内有数の素封家である仲地家の長男で、慶応に学び、商業銀行に勤め、区市会議員として4度も当選し、市制施行10周年の式典で表彰もされていた仲地氏が公金を遊興費に使い込んだとは俄には信じられない、と不思議がられた。6月25日に至って、小嶺市長が「痛く責任を感じて」「辞表を提出した」。後任市長の噂や市長の翻意を求める市長派グループと市政は混沌としていた。公金2万円横領の所為で、市吏員に6月分の給料が払えない、といった事態も起きていた。

7月前半、収入役の横領の後始末に追われ、監督責任を取るとして辞意を表明した小嶺市長は、とばっちりを受けた被害者として同情を集めているやにみえたが、7月16日の『大阪朝日新聞』は「小嶺那覇市長の収賄、瀆職事件発覚／水道工事の請負問題に絡み」として大々的に市長の汚職事件を報じた。同17日には「つひに辞職す」となった。この水道工事に関わる贈収賄事件は大きな広がりをみせていった。業者からの贈賄を仲立ちした鹿児島市議の小倉東と小嶺市長、また県議で宜野湾村長の島袋盛春も9月には収容され、10月に入って起訴された。さらに10月中旬沖縄県町村長会長にして県議、北谷村長の伊禮正幸も収容された。他にも地元有力者の県議や業者が収容起訴された。トータルの起訴者は小嶺市長以下7人となっていた。この疑獄事件については断片的に残る新聞記事で見るしかなく詳細は不明だが、概（おおむ）ね以下のようなものだったろう。水源地の住民の反対運動と村会全員一致しての反対決議、村会まで巻き込んだ政友会と民政党の政争（シルー・クルー）にも手を焼いていた小嶺市長は、金銭でもって反対派の懐柔、買収を行なった。その際の資金は小倉を介してもたらされた業者からの贈賄であり、実際の地域住民との接触や地域ボスらとの交渉として島袋宜野湾村長や伊禮北谷村長に小嶺市長から工作資金が流れた、ということであろう。因みに小嶺市長が小倉から受け取った額は1万数千円～2万円、島

袋宜野湾市長に渡ったのは1700円という。小嶺市長は、水道実現のための工作資金として使ったと供述したが、小倉の証言や検事の追及では工作資金は数千円程度で、後は着服したとされていた。

昭和８（1933）年５月に論告求刑、同６月８日の判決では、小嶺前市長に懲役１年、追徴金１万1800円となった。小倉は懲役８月、贈賄の寺方は懲役10月、追徴金1000円、伊禮北谷村長は懲役５月（執行猶予３年）、島袋前宜野湾村長は懲役６月、追徴1700円（執行猶予３年）などとなっていた（『大阪朝日新聞』昭和8.6.9）。

（５）照屋宏市長時代（昭和６年８月12日～同10年８月11日）

１．照屋市長の誕生

昭和６（1931）年７月20日、水道疑獄事件で辞表を提出した小嶺市長の辞任を那覇市会は満場一致で可決した。同日市参事会（任期２年）の改選が行なわれ以下の10人が当選した。

伊波興本　　宇良宗樽　　尾花仲次　　我喜屋則達　　木内梅吉　　仲村英賢
仲本政篤　　肥後茂良　　牧志眞喜　　山田親徳

そして、那覇市会は後任市長の選出に向けて一気に動き出した。すぐに候補に上がったのが、市会の長老で政友会支部長の金城紀光と前台湾鉄道部勅任技師で那覇市水道期成会会長の照屋宏であった。金城は市会の議長を務め、市長選でも小嶺に惜敗した経緯があるとするが、市長選についてはそうした記録はない。構図としては反小嶺市長派、政友会系が金城を推し、市長派、民政党系が照屋を推していた。小嶺市長の辞任以後、両派の多数派工作の様子が連日新聞紙上で報じられていたが、８月９日の『大阪朝日新聞』は「照屋氏の当選確か　金城氏つひに断念し」と照屋の勝利を告げていた。８月12日招集の市長選挙の市会では、金城の辞意表明（立候補断念）もあって、投票の結果は照屋宏26票、白票６票の圧勝となった。

２．照屋市長の市政

照屋市政はいくつもの課題に直面していた。なかでも①税金滞納問題であり、予算問題、②市会との対立問題である。

①税金滞納問題　昭和６（1931）年10月10日の『大阪朝日新聞』は那覇市の諸税滞納額が16万5000円に上る、と報じていた。６年度予算額は63万3400余円の実に４分の１が滞納となっていた。市の財政は危機的状況であった。上記新聞は「小学校教員の給料も半額支払い」という面目なき現状を指摘し、「この際一切の情実を排して滞納処分を断行する」としていた。また同月21日の『大阪朝日新聞』は「那覇市

昭和６年から昭和10年頃の那覇市会議員と照屋宏市長（前列中央）『沖縄県人物風景写真帖』

の吏員／今月もまた俸給が貰へぬ」として、「去る9月俸給半額支払いをなし、吏員を泣き笑ひさせた那覇市当局は、本月に入りいよいよ財政難を裏書きし、明日の俸給日を控へ市の金庫には約3000円の金しかたなく、今月もまた俸給不払のやむなきに至った…」として、とりあえず手元の3000円で下級吏員の俸給を先に払い、収入のあり次第、漸次高級吏員の俸給にあてるが、全員に支払えるのがいつになるか不明と報じていた。こうした現状を受けて、市当局は本年度予算の大幅削減に踏み切っていた。小学校の営繕関係予算を大幅に執行停止するなど計9万4000円余りを削減し、63万余円の当初予算を53万8000円余としていた。

ところで昭和6年は県内各界の代表らによって「沖縄県振興促進期成会」が結成され、「沖縄振興計画」の動きが活発となっていた。大正末から続く「そてつ地獄」と呼ばれた不況のなか、県も市も租税の滞納がピークに達し、財政の危機に見舞われていたのである。そこで政府の財政支援を求めたのが「沖縄県振興計画」だったのであるが、政府の取り組みは結果的に「未曾有の国家財政難の折柄」そして戦時体制への移行の中、一部の執行に止まることとなる。

因みに昭和7年度の当初予算は39万8000円余、昭和8年度は40万4000円余と大幅な緊縮予算となっていた。この間も市税の滞納は続いており、滞納整理もなかなかはかどらい状況であった。昭和7年の4月、21日の吏員と教員の俸給1万7000円の支払いを前に市の金庫には9000円しかなく、大急ぎで徴収を行っても3000円がやっとで、5000円は不足する。一部支払いを延期するか、借り入れをしなくてはならない状況であった（『大阪朝日新聞』昭和7.4.21）。

②市会との対立　昭和6（1931）年8月に、相手の金城候補が辞退したことで32票中26票を獲得という圧倒的支持で市長に当選した照屋市長は、市税の多額の滞納など市財政の危機的状況を受けて、当初予算63万円を約15%削減した更正（補正）予算を編成したことで、その審議をとおして市会の厳しい追及を受け、対立を深めていった。市当局の予算削減、縮減への不満を噴出させた市会は、当局が削減した久茂地小学校の4教室増築費4000円は那覇尋常高等小学校校舎建築の残りから支出するとして、その校舎建設費は市債で賄うとの修正議案を市会で可決していたが、（県）当局は許可しないはずで市当局は苦境に立つことになる、と新聞は報じていた。実際、久茂地校の問題は7年度にも引きずっており、起債で対応は叶わなかったと思われる。

昭和7（1932）年の9月の市会でも、久茂地校増築問題、天妃校運動場拡張問題、仲地前収入役公金費消に対する賠償金徴収問題などで照屋市長を激しく追及していた。さらに同12月の市会では、これらに加えて9月に任期満了で退任した平良助役の後任人事問題も争点となった。当間重剛を推す市長に対し反市長派は市議の渡嘉敷唯功他を挙げていた。学校問題などで市長不信任案の提出もありうるという緊迫したなかでの審議となったが、助役推薦では不利とみた市長派が全員欠席し、反市長派18人での審議となり、当間助役案は否決された。

翌8年2月、8年度予算40万4000余円の緊縮予算として市会に挙げられたが、このうち4000円は基本財産の繰り入れで賄うとされていたため、議員の猛反発を招いていた。基本財産の流用は認めない、つまり基金の取り崩しはだめだというのであろう。そして3月

5 日の市会でついに市長不信任案並びに辞職勧告決議案が提出された。市長派議員 10 人が退出し、反市長派・中間派 21 人で採決が行なわれ 18 人の賛成で 2 案とも可決された。大正 13 年 5 月 22 日に第 2 代の麓市長が不信任案を突きつけられて以来、2 人目のことであった。時に予算の修正案可決していた。基本財産 4000 円を崩さず代わりに、教員給与を 1000 円、市長交際費 300 円、三役旅費 200 円、技師給与 480 円、予備費 500 円などで 5080 円を削減し、昭和女学校補修費 120 円、夜間中学補□費 90 円、商業学校備品費 100 円など 1080 円を追加して、都合 4000 円を削減した修正予算案を成立させていた。

照屋市長は「不信任決議は光栄の至り、ある時期には辞めるが今辞めると市民が困る」との談話であり、記者も市長は「心境の変化微塵もなく相変らず至って朗らかである」と記していた。ただその後も、助役の選任もままならず、市会での市長追及は相変わらず厳しかった。第 4 回の市会議員選挙が 6 月に迫るなか、5 月の市会で再三の責任追及に激高した市長は選挙の結果如何に関わらず、辞職すると答弁していた。

３．第 4 回市会議員選挙

昭和 8（1933）年 6 月 27 日、任期満了にともなう第 4 回市会議員選挙が行なわれた。52 人が立候補したこの選挙は、照屋市長が選挙後辞任すると宣言していることもあり、後任市長選の行方にも関わり、また空席の助役人事の件もあって、市長派、反市長派いずれが多数を占めるのか注目を集めていた。

さて選挙の概要は以下のとおりである。

1.

当日有権者	投票者数	投票率	定数	候補者数
9,894	8,586	86.8	36	52

（『那覇市議会史　第 2 巻』P585）

投票会場は前回の本会場（市公会堂）他 3 分会場から 4 分会場にふえていた。各々の投票数は次のようになっていた。

2.

市公会堂	那覇尋常高校	甲辰校	泊　校	垣花校	計
1,853 票	1,887	1,788	1,679	1,387	8,587

（『大阪朝日新聞』昭和 8.6.29）

1 と 2 の表で投票者数が 1 票異なっているが、いずれが正しいかは不明である。さて開票の結果は以下のとおり(当選者)。

352 票　尾花仲次（おばなちゅうじ）　再　市
266 票　仲本政春（なかもとせいしゅん）　再　反
253 票　國吉真厚（くによししんこう）　新　中立
226 票　安慶名徳潤（あげなとくじゅん）　元　市
217 票　長野時之助（ながのときのすけ）　再　市
213 票　山田有幹（やまだゆうかん）　再　無産
205 票　仲本為美（なかもといび）　再　反
178 票　伊波興本（いはこうもと）　再　反
174 票　仲村渠盛慶（なかんだかりせいけい）　再　反
286 票　長嶺將快（ながみねしょうかい）　新　反
255 票　平尾喜一（ひらおきいち）　新　中立
232 票　又吉世澤（またよしせいたく）　新　市
219 票　佐久川長吉（さくがわちょうきち）　再　市
215 票　仲村英賢（なかむらえいけん）　再　反
206 票　山田親徳（やまだしんとく）　再　市
183 票　宮里良永（みやざとりょうえい）　再　市
175 票　高安高俊（たかやすこうしゅん）　再　反
---票　比嘉明信（ひがめいしん）　新

171票	嘉手川重利	再	市	169票	糸嶺篤忠	新	反
161票	宮里亀	新	中立	158票	麓純義	新	反
158票	池宮城喜輝	元	反	157票	宇良宗樽	再	反
156票	木内梅吉	再	反	153票	川平朝傳	新	中立
147票	小谷良助	新	反	145票	宮城無々	新	中立
142票	高良四郎	再	反	141票	外間政成	新	反
138票	川津博	再	市	136票	城間康雄	再	反
136票	崎間麗徳	新	中立	132票	島袋常教	新	中立
---票	翁長博徳	新		13-票	大城彦五郎	新	

市＝市長派　　反＝反市長派　　中立＝中立派　　無＝無産派

選挙の結果、市長派が11人、反市長派は16人、中立が8人、無産が1人となった。選挙結果を報じた『大阪朝日新聞』(6月30日)は「絶対多数にて　反市長派制勝す」とし、新旧の別でいうと、新人が16人、再選が17人、元議員が2人となっていた。

さて、この後の市会の日程は 1. 市会議長、副議長、参事会員、土木委員、学務委員の選定、2. 8年度戸数割賦課決定である。この他に選挙前の発言どおり市長が辞職するのかどうか、そして空席が続く助役の選任問題である。7月8日選挙後初の市会が招集され、各役員などが選任された。議長には事前の話し合いもあって満場一致で元市長で最長老の麓純義に決まった。副議長選では長野と池宮城が18票の同数となったため、年長者優先で長野時之助が選任された（以前にも同様の事例がある。市会での申し合わせ、慣例であろう)。参事会は次の10人が選任された。

宇良宗樽　　大城彦五郎　　尾花仲次　　川津博　　川平朝傳
木内梅吉　　國吉真厚　　崎間麗徳　　城間康雄　　仲本政春

(なお参事会員の任期は2年で、昭和10年に改選された。その際の10人は次のとおり)。

宇良宗樽　　川平朝傳　　木内梅吉　　國吉真厚　　仲本為美
仲本政春　　宮城無々　　宮里亀　　宮里良永　　山田親徳

ところで副議長選の得票でも分かるように、選挙後の多数派工作で市長、反市長派ともに18票ずっと拮抗する勢力となっていた。反市長派は金城紀光を一致して市長に推していたが、市長派は照屋市長が辞表を出しても、再度照屋を市長に推すとして譲らなかった。市長、助役をめぐるの対立はまだしばらく引きずっていた。

また市会は選挙後から別の問題も抱えていた。当選効力への異議申し立てである。1票差で落選した肥後、石川両氏が提出したもので、無効票の中に自身への投票が前者は8票、後者は5票あると主張したのである。この申し立てを受けて市会では12人からなる審査委員（会）を設けて審査させた。7月24日、審査会の報告で、肥後票が2票上積みされて133票、石川票はゼロで131票のままとなった。この結果、肥後の当選、132票で最下位当選者とされた島袋常教は一転落選となった。正式には県参事会（9月12－14日開催）での採決で決定（『大阪朝日新聞』昭和8.9.16）とある。ただし島袋市議は訴訟を起こしており、その決着は翌9年10月19日の上告審で、上告棄却、懲役3月、追徴金178円50銭の判決

が確定した。と同時に市議を失格していた。ただ、その間市会と県参事会で繰上当選とされた肥後の身分はどうなっていたのだろうか。肥後の市議身分の確定が何時のことかはよく分かってない。

さらに選挙違反事件の摘発もあった。7 月後半高良議員が起訴されたのに、続いて 7 月末には当選から落選とされた島袋議員が買収容疑で収容された。8 月には城間議員が収容となった。この 3 人は最終的に議員失格となっているが、いつの時点で失格となったのか不明である。「市制」(改正)では議員の失格条項が定められているが、選挙違反に関しては「罰金ノ刑ニ処セラレタルトキ」(第 38 条第 2 項)とある。11 月 28 日招集の助役推薦の臨時市会では懸案の助役が、当間重剛に決していたが、その際、市長派 18 人に麓議長を加えた 19 人で開会されていた。反市長派 16 人は欠席とある（『大阪朝日新聞』11 月 30 日)。これからすると、市長派は先に自派の島袋を選挙違反で失っていたが、代わって当選した肥後が市長派についたということになろう。一方で反市長派は 16 人で､2 人を欠いている。これは選挙違反で失格となった高良、城間の両氏ということではないだろうか。

なお、8 月末～9 月には市会副議長選挙をめぐる買収事件が発覚していた。市長派、反市長派で 6 人もの収容者を出していた。先の選挙違反で収容中の 3 人と併せて 9 人もの議員が刑務所に収容されるという異常事態であった。新聞は「那覇市議／補選免れぬか」と見出しを打っていた（『大阪朝日新聞』同 9 月 12 日)。しかし、ここでの 6 人は一部起訴に至った議員もいるが、最終的に議員失格には至っていないようである。

ここで毎年の市会で議論となる戸数割賦課税について見ておこう。辞典的には、明治 11（1878）年に設けられた地方税で独立の生計を営む者に賦課された。税額は所得額と資産状況によって定められた、とある。昭和 8 年度の那覇市の戸数割賦課の内容は、「所得 1 円に対し賦課額 2 銭 5 厘 6 毛／資産 1 円に対し賦課額 1 厘 7 毛 6 糸納税義務者は 1 万 3254 名、免除者 323 名。賦課総額は 10 万 4794 円」となっていた。

４．その後の市会

昭和 8 年の市会議員選挙の結果如何に関わらず、辞任すると宣言していた照屋市長は自派と反対派が拮抗したことで、結局市長の座に止まった。市会は相変わらずことあるごとに市長派、反市長派で対立していた。選挙違反などで議員の失格などがあり、勢力の均衡が崩れる場面もあったが、どちらかと言えばといった流動的な議員もいたのであろう、いつの間にかまた同数で拮抗状態となっていた。

昭和 10 年 2 月 8 日､市会議長の麓純義が脳溢血で急死した。享年 71 歳であった。第 2 代の那覇市長であり、那覇市会議長も務め、衆議院議員に 4 度も当選し、沖縄県政友会の長老であった。那覇市会にとって大きな損失であった。

後任議長の選挙は2月16日招集の予算市

昭和 9 年 6 月に開催された那覇市臨時市会（市公会堂)『沖縄県那覇市版　三州コロタイプ 7 月号』(野々村孝男氏提供)

会の2日目、17日に行なわれた。市長派が副議長の長野時之助を推し、反市長派は当初同派最年長の伊波興本を挙げていたが、当日は安慶名徳潤を仕立てた。両派の持ち票は16票で同数であったが、結果15票対16票で反市長派の安慶名の勝利となった。ところで安慶名は昭和8年の選挙で当選を報じた新聞では、市長派とされていた。新聞の間違いか、それともその後、反市長派に転じたのかは不明である。しかし、先述したが派閥はある程度流動的な部分もあったと見た方が分かり易いのではないか。

（6）金城紀光市長時代（昭和10年8月12日～同14年8月11日）

1．金城市長の誕生

照屋市長の任期満了の昭和10（1935）年8月11日が迫る中、7月に入ると後任市長をめぐる動きが活発化していった。反市長派は何度目かの正直となるか金城紀光での挑戦である。それに対し市長派は照屋市長の再選案から、漢那前代議士、当間助役昇格案などまとまらなかった。安慶名市会議長の斡旋で市長派、反市長派、中立派の大同団結となり、金城紀光を市長に、市長派の要望を容れて当間助役は留任でまとまった。照屋市長も大満悦と報じられた。

8月6日、市長選挙の市会が招集された。那覇市公会堂で多くの市民が見守るなか、市会開会となった。「冒頭で長野議員が市長選挙を投票によらず、市会全員が満場一致で議長指名により推薦したいと述べ…安慶名議長は衆議院議員、医学士金城紀光推薦の旨を述べ、全員嵐の如き拍手を以てこれを可決した…」。その後安慶名議長のあいさつ、ついで照屋市長のあいさつがあり、それを受けて金城新市長が就任あいさつを述べた。この模様を報じた8月8日の『大阪朝日新聞』は記事の最後に「任期を満了した市長は照屋市長をもつて嚆矢（こうし）とする、なほ市長在任中に後任市長の選挙をなしたのも今回がはじめてであり、那覇市政の明朗化を物語るもので、市民も今後の強調市会に期待をかけている」と記していた。大同団結して、事前の根回しで無投票というのが必ずしも賞賛される訳ではないが、年から年中、市長派、反市長派でいがみ合っていたことに鑑みると、時にこうした協調姿勢もありえていいということであろう。

2．金城市長の市政

金城市政の取り組むべき課題は、前照屋市長が退任にあたって指摘した以下の事業であった。「当面の問題は下水道の完備、庁舎の改築、都市計画の実施、社会事業…」である。那覇市は上水道の完成を見、都市計画にも着手しつつあり、近代都市として下水道の敷設は欠くべからざるものと認識されていた。市財政の関係で全市の下水道を一気にとは行かないが、急を要するところから起債許可をまって取りかかりたいとしていた。また都市計画に関しては、以前から必要性が説かれていたが、市制施行10周年記念祝賀会で当時の小嶺市長は、都市計画法に基づく近代都市づくりを目指すとして、大那覇市建設の抱負を述べていた。照屋市長代にも都市計画はたびたび話題に上ったが、具体的には周辺地区との合併であった。金城市政下での昭和12年3月、県庁に都市計画沖縄地方委員会が設けられ、那覇市の都市計画について会議が開かれ、都市計画の区域、下水道に関する…内務大臣の諮問事項を審議し、答申案を決定していた。その文言は「区域は那覇市の人口飽和状態そ

の他を理由に那覇市および隣接の小禄、真和志、豊見城の各村を編入することとなり、下水道は那覇市の現状より見て、設備の急を要するものと認め云々」となっていた(『大阪朝日新聞』昭和 12.3.25)。さらに同 14 年 6 月 28 日には「那覇／首里／両市に合併機運／真和志村の参加が必要／金城那覇市長語る」の見出しで、首里の伊豆見市長が金城市長に合併を申し込んだと記していた。これは県の都市計画並びに風致保存調査指導のため来県中の内務省の北村技師の意見で「本県に於ける都市計画は首里、那覇両市…一括して計画を樹立した方が良い…首里を風致区にして那覇を商工業都市にするのも一案である」(『琉球新報』昭和 14.5.11)とされていたこともあったからである。しかし、金城市長が同年 8 月退任したことで合併問題は一旦沙汰止みとなった。

３．第 5 回市会議員選挙

任期満了にともなう第 5 回の那覇市会議員選挙が昭和 12 年 6 月 27 日に行なわれた。この選挙から立候補に際して 200 円の供託金が義務づけられているが、立候補者がそれによって減少したとはいえず、51 人が立候補していた。内訳は前議員が 27 人、元が 4 人、新人が 20 人となっていた。

選挙の概要は次のとおり。

当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
10,726	8,946	83.4	36	51

開票結果は以下のとおり(当選者)。

311 票	尾花仲次	再	百貨店経営	293 票	我那覇生精	新	漁業組合長
286 票	金城清栄	新	司法書士	285 票	山田親徳	再	商業
253 票	長嶺將快	再	新聞記者	237 票	平尾喜一	再	商業
228 票	長野時之助	再	会社員	227 票	嘉手川重利	再	無職
224 票	佐久川長吉	再	店員	221 票	宮里亀	再	農業
219 票	宮里辰雄	元	会社重役	214 票	友寄隆起	元	陶器業
202 票	翠宮城邦儀	新	無職	200 票	祖慶良輔	新	砂糖問屋業
200 票	濱田良平	元	造船業	198 票	山田有幹	再	公務自由業
198 票	又吉世澤	再	砂糖委託問屋	194 票	翁長博徳	再	会社重役
190 票	高安高俊	再	新聞社長	190 票	當銘喜保	新	大工
189 票	宮里良永	再	牛乳搾取業	187 票	小田義春	新	新聞記者
183 票	仲村英賢	再	公務自由業	176 票	仲本政春	再	商業
176 票	小谷良助	再	製樽業	175 票	比嘉明信	再	農業
166 票	長嶺但保	新	工業組合書記	165 票	眞榮田世勲	新	歯科医師会書記
154 票	糸嶺篤忠	再	石炭販売	154 票	大城佑章	再	石炭製造業
149 票	伊波興本	再	事務員	148 票	高良三郎	新	牛乳営業
147 票	仲村渠盛慶	再	会社員	146 票	木内梅吉	再	商業

146票　仲本為美（なかもといび）　再　商業　　144票　宇良宗樽（うらそうたる）　再　旅館業

当選者は前議員が27人中23人、元議員は4人中3人、新人は20人中10人であった。選挙後の初議会は7月12日に招集された。そこでの議案は、市会議長選挙の件、同副議長選挙の件、名誉職参事会員選挙の件、都市計画地方委員3名選挙の件、12年度戸数割賦課の件、同賦課免除の件であった(『大阪朝日新聞』昭和12.7.11)。

市会の議長、副議長の選出は、候補が4組もでて様々に駆け引きが行なわれたが、結局前評判に上がっていた議長長野時之助、副議長仲本政春で決着していた。

同日選出された市参事会員10人は以下のとおり。

糸嶺篤忠　伊波興本　宇良宗樽　木内梅吉　翠宮城邦儀
祖慶良輔　長嶺將快　仲村英賢　宮里亀　宮里辰雄

(昭和14年、改選での市参事会員は以下のとおり。)

糸嶺篤忠　伊波興本　木内梅吉　佐久川長吉　比嘉明信
眞榮田世勲　宮里亀　宮里辰雄　宮里良永　山田有幹

さて、市会では都市計画地方委員3人が選挙されていたが、先述した県庁に設けられた都市計画に関する委員会の那覇市会代表である。先の委員会は3月に第1回会議が開かれていたことからすると、市会はそこに委員を送り込んでいたはずだが、選出した云々の記録は見いだせなかった。

昭和13（1938）年6月、那覇市校長会は教員の制服を決定した。国防色のカーキ服の採用である。夏冬兼用、制帽は戦闘帽が有力としていた。那覇市役所でも300吏員一斉にカーキ服を計画しているとあり、市内の学校、役所職は非常時型のカーキ色に塗りつぶされる云々（『大阪朝日新聞』昭和 13.6.3）とある。さらに首里市会では次回の市会から市議全員が国防服でとの提案を満場一致で決定していた。

時代はいよいよ軍靴の響く時世となっていったのである。

第３節　首里市政と議会

本節では、大正10（1921）年の市制施行から昭和13（1938）年までの首里市政と議会についてみていく。この間、市長は初代の高嶺朝教（たかみねちょうきょう）から、第2代仲吉朝助（なかよしちょうすけ）、第3代久高友輔（くだか）、第4代太田朝敷（おおたちょうふ）、第5代高安玉兎（たかやす）と5人を数え、市会の選挙は、第1回の大正10(1921)年、第2回大正14（1925）年、第3回昭和4（1929）年、第4回昭和8（1933）年、第5回昭和12（1937）年の5回行なわれていた。区政時代から市政へ、日本一貧乏な首里市政がどう展開し、如何に活路を見いだそうとしたのか。市会はそれにどう対応したのか。各市長の市政を中心に、市会議員選挙と市会の動きを併せてみていく。

（１）高嶺朝教市長時代（大正10年9月13日～同14年9月12日）

１．第1回市会議員選挙

首里市初の市会議員選挙は、大正10（1921）年8月1日に行なわれた。同年5月20日の市制施行で、首里区が首里市となったため、従来の区長も区会議員もその資格を失っていた。ために市会議員選挙を経て市会が成立し、市会が市長を選出するまでの間、市長代

理として市政を取り仕切ったのは前区長の知花朝章（ちばなちょうしょう）であった。

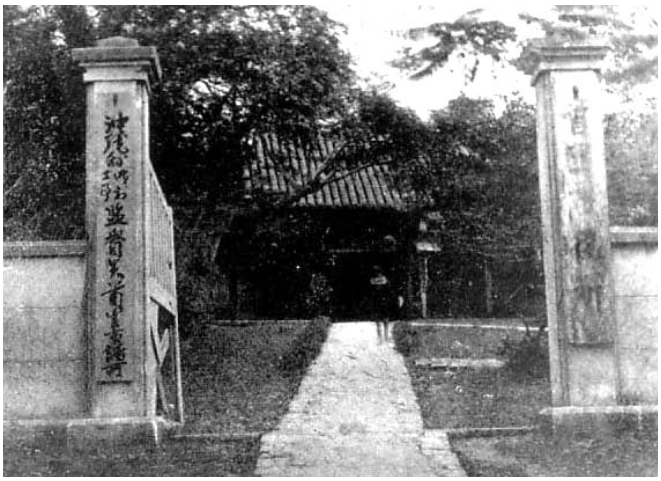
戦前の首里市役所正門（那覇市歴史博物館提供）

さて、首里市の市会の選挙は第１級議員、第２級議員ともに８月１日に行なわれた。定数は「市制　第13条」の規定で「人口５万未満ノ市」で30人であった。因みに那覇市は「5万以上15万未満ノ市」で36人だった。30人は第１級に15人、第２級に15人の配分となっていた。当日の有権者は大正10年６月３日付の『沖縄日日新聞』では第１級が約500人で第２級が約2600人で、また、１級の税額は直接市税15、６円以上で戸数割等に依ると27級等以上に該当するとある。現在のところ、この期の新聞資料の残存がほとんどなく、那覇市のように『那覇市政史』といった選挙の情報を含む資料も残されていないため、立候補者の人数も、投票者数、投票率などすべて不明である。それでもさすがに当選者については『首里市制施行十周年記念誌』などで確認することができる。

選挙の結果は当選者以下のとおり。

１級	当眞嗣合（とうましごう）	尚琳（しょうりん）	粟國永傳（あぐにえいでん）	新垣政愼（あらかきせいしん）	浦添朝宣（うらそえちょうせん）
	喜屋武元持（きゃんげんじ）	具志堅政富（ぐしけんせいふ）	久高友輔（くだか）	久場守延（くばしゅえん）	玉城亀（たまきかめ）
	富原守昭（とみはらしゅしょう）	長元長悦（ながもとちょうえつ）	比嘉盛昇（ひがせいしょう）	比屋根良任（ひやねりょうにん）	宮城能宏（みやぎのうこう）

２級	安次嶺寛容（あしみねかんよう）	石川逢喜（いしかわほうき）	糸洲朝明（いとすちょうめい）	金城康敦（きんじょうこうとん）	護得久朝章（ごえくちょうしょう）
	佐久川寛義（さくがわかんぎ）	城間理王（しろまりおう）	嵩原安佐（たけはらあんさ）	玉城尚秀（たまきしょうしゅう）	知念榮信（ちねんえいしん）
	西平守貞（にしひらしゅてい）	平田嗣順（ひらたしじゅん）	宮城安榮（みやぎあんえい）	山口榮規（やまぐちえいき）	山城範益（やましろはんえき）

選挙の情報が乏しいので得票数も、新人か否か、落選者も分からないが、それでも多少の指摘はできる。区議時代から引き続いて当選したのが、浦添朝宣や後に市長となる久高友輔、嵩原安佐の他、粟國、喜屋武、比屋根、石川、佐久川、平田、山城と10人いる。また、王子家（宜野湾御殿）の尚琳、尚泰王の五男の玉城尚秀がおり、按司家の浦添、護得久がいた。議員30人中、他府県人を含む余所者は多分にゼロで、旧士族でない者は玉城亀と城間理王の２人だけと推測される。未だ圧倒的に首里の士族層のみの議会であった。

８月の議会で議長に当眞嗣合、副議長に尚琳が選出された。

首里市章　大正10年５月20日、首里市制施行。

市会の大仕事が市長の選出であるが、「首里市長選挙は競争相手がなく、前代議士高嶺朝教が市会において満場一致で推薦され…」（『那覇市史　通史篇　第２巻』P536）とある。高嶺は高嶺御殿（按司家）の出で、明治15年に第１回留学生として、太田朝敷や謝花昇（じゃはなのぼる）らと江湖に上り、学習院や慶応で学んでいた。帰県後は明治42年の第１回県会議員選に首里区から出て当選し、県会議長を務め、大正元

年の沖縄発の衆議院議員選挙でも当選を果たしていた。さらに首里区の区議も長く務めていた。こうした経歴から満場一致の市長選出となったのであろう。

２．高嶺市政

『首里市制施行十周年記念誌』から高嶺市長時代の4年間の治績を拾い上げると次のことが挙げられる。

①大正11（1922）年末、県下他の都市に率先して市農会を創設し、農政改革の端緒を開いた。

②産業施設の組織改善に力を致し、首里市養蚕組合今日の活動組織の基を築いた。

③首里城正殿の復旧問題。老朽化した首里城正殿を県社沖縄神社の正殿として、特別保護建造物の指定を受けて、永久に保存されるようになった。伊東忠太博士、鎌倉芳太郎氏の尽力に依っている。

④大正10年12月24日には、首里教育部会長に就任し、子弟の教育に尽力、大正13年1月、第3小学校を増築した。

市会との関係については特段記述もないので、概ね良かったのであろう。

（２）仲吉朝助市長時代（大正14年9月21日～同15年9月3日）

１．第2回市会議員選挙（大正14年8月1日）

高嶺市長が任期満了で退いたのを受け、第2代の市長に選出されたのが仲吉朝助であった。が、それ以前に高嶺市長の下で、第2回の市会議員選挙が大正14（1925）年8月1日に行なわれていた。この選挙についても投票者数、立候補者等々子細は一切分からない。

選挙の結果は当選者以下のとおり。

1級	久高友輔	玉城尚秀	粟國永傳	伊佐眞榮	伊野波盛應
	喜屋武元持	久場守延	佐久本政良	玉那覇有宏	知念清規
	照屋寛忠	当眞嗣合	徳村政輝	野崎眞叙	宮城安得

2級	糸洲朝明	我那覇朝重	桑江良和	佐久川寛義	知念宏茂
	當間文清	比嘉加野	比嘉昌源	百名朝眞	平田嗣順
	眞壁朝昭	宮城永吉	宮城能宏	山城範益	吉田嗣浩

さて、議員の顔ぶれを見るとすっかり代わっている。再選されたのは、久高、玉城の正副議長など10人で、残り20人は新人であった。前回の第1回でも区会での等級とずれがあったが、今回も1級と2級で入れ替わった人もある。また御殿、殿内など名家の出身者がほとんど見あたらない。8月の議会で議長に久高友輔、副議長に玉城尚秀が選出された。

このメンバーで高嶺市長の後任として仲吉朝助を選出していた。

２．仲吉市政

仲吉朝助は奈良原繁知事の下、土地整理事業を推進するとともに、沖縄産業の基礎となる諸資料を収集、『琉球産業制度資料』などとして刊行していた。県庁を退いて後、沖縄県農工銀行の頭取となり、また県会議員ともなっていた。

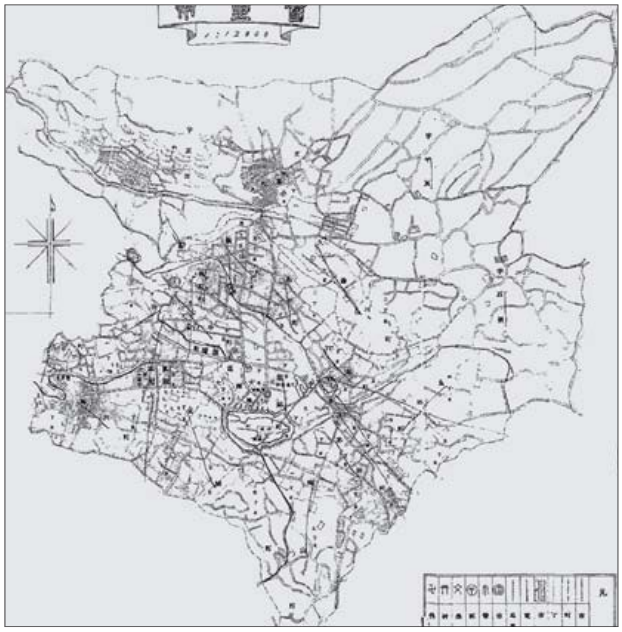

大正 14 年頃の首里市（小澤書店出版）

その治績として「財政極度に窮迫せる折柄とて、初等教育の施設改善に備ふる為め、沖縄県女子師範学校の代用付属小学校を本市に誘致せるが如きは、先づ以て其の功績の大きなものであろう。更に社会政策的見地に立ちて、公設質舗を設けたのも…異彩を放っている。」と、『首里市制施行十周年記念誌』には評されている。公設質舗は市町村など公益法人によって設立された地域住民向けの金融機関で、昭和２年３月の「公益質屋法」公布以前に一部市町村では設立されていた。県内では大宜味村（大正 10 年設立）、北谷、今帰仁村（大正 12 年同）が早いが、首里市は仲吉市長代に着手し、設立は次の久高市長代の昭和２（1927）年 10 月１日であった。なお那覇市は翌昭和３年の設立であった。

ただ残念なことに仲吉は、市長就任やがて１年というときに急逝した。

（３）久高友輔市長時代（大正 15 年９月 26 日～昭和４年６月 15 日）

任期途中で倒れた仲吉市長の後を受けて、急きょ後任市長に推されたのは市会議長の久高友輔であった。久高議長は９月に市長就任のため議長を辞職し、選挙により粟國永傳が議長に就任した。『首里市制施行十周年記念誌』は久高市長の治績について、「極度に窮迫せる市の財政建て直しに全力を傾注し、且つ又相当の苦心を嘗めさせられた。氏は先ず一面に於いて、起債政策を以て当面の窮状を救ふに努め、他面に於いては又極度の緊縮政策を以て臨んだ。斯くて漸く財政整理の曙光を認めた。尚ほ社会事業の一端として市立の職業紹介所を創設し以て失業者救済の道を講じた云々」と記している。

起債政策云々は首里市の市債４件の内、３件が久高市長時代のものだからである。各市債の内容は①大正 10 年の起債１万 2,000 円で災害復旧費として－第２小学校の風害復旧、②昭和２年－1 万 4,900 円－財政整理の一端として過年度支出に充当、③同２年－1 万円－県立一中の改築、地元として１万 5,000 円寄付することになっていて、5,000 円は前年度納入、不足分の１万円起債で充当、④同２年－2 万円－公設質屋経営の資金、となっていた。

大正 14 年頃の首里三箇　崎山・赤田・鳥小堀
『那覇市史　通史篇　第２巻』

①の償還はすでに始まっていたが、④は起債の昭和２年から、②、③は起債翌年の昭和３年からであった。昭和３年の償還額は総計で 4865.31 円、同４年が 6904.33 円等々となっていた。償還期間は 11 年～16 年で、完済は昭和 17 年と

なっていたと「首里市制十周年記念誌」には記されている。昭和6年の歳入が10万8,815円の市にとって大きな負担であり、久高市長ならずとも緊縮政策は当然であったろう。

さて、久高市長の治績を改めて見ておくと、市債2万円を逓信省簡易保険局から借りて公設質舗の創設をなしたのが昭和2年10月1日であった。また市立職業紹介所は昭和4年6月5日に職業紹介法が施行されており、久高市長の仕事とすると、辞職が6月15日なので、時を於かずして紹介所を創設したことになる。さらに法令に基づいているのであろうが、細民（貧窮民）の生活の保護指導にあたる方面委員3人を昭和2年10月25日に設置している。現在のケースワーカーに類する生活保護世帯の担当者なのであろう。市内を三分して「真和志ノ平等方面」「南風ノ平等方面」「北西ノ平等方面」として各1人を配置していた。

こうした久高市政に対して市会はどう対したのか、注すべき資料が無いため分からないが、万やむを得ないといったところであったろう。

久高市長は昭和4（1929）年6月15日、病により任期途中で退職した。在職2年余であった。

（4）太田朝敷市長時代（昭和4年6月18日～昭和9年3月-日）

1．太田市長の誕生

久高前市長の辞職は突然だった。昭和4年6月18日の『大阪朝日新聞』はそのニュースを次のように報じていた。「6月15日の市会は出席議員17名で、突如久高市長の辞職承認並に後任市長選挙の追加議案を提出し、満場一致久高現市長の辞任を承認し、電光石火的に後任市長に現琉球新報社長の太田朝敷氏を選挙した、久高氏の辞任理由は病軀その任にたへずといふだけであるが、同市は来る8月1日による第一次の市会議員選挙を執行されるので市民は今回の市長選挙を不審に思っている」。この記事からすると、久高市長は以前から辞意を漏らしていて、この日市長の辞任と後任市長選挙を行なう手はずになっていたのであろう。でなければ満場一致での辞任承認と後任市長選挙での太田朝敷（おおたちょうふ）新市長選出はなかったはずである。

翌19日の新聞の続報は、18日夜、新市長批判並に旧勢力打倒の市民大会が開催され、太田新市長、助役以下17名の市会議員の引責辞職の要求決議案を決議した、としている。15日の市会に出席した17名の議員以外の欠席した13名はその2議案に反対していたのではないか。その少数派のメンバーが議会外で、一部勢力の横暴で久高市長を辞任に追い込み、寝耳に水の後任市長選挙を強行したとして、市民大会に訴えたのであろう。首里市にとって、市会にとっても2派の分かれての対立は久方ぶりだったとされる。

6月18日就任した太田市長は、早速市役所入りをはたし、開会中の市会で挨拶し、市吏員へもあいさつ、市内の各学校を訪問した後、市長室に納まった、という。そこで15日の市会で決まった年俸1700円のうち1000円を市内の貧民救済資金として提供していた。この問題はその後もしばらく尾を引いた。6月23日には第2回目の市民大会が開かれ、市長不信任、辞職勧告の決議文を採択、市長に突きつけていた。一方太田市長推薦の市会では太田氏推薦の事情の宣伝ビラを市民に配布し、近日中に経過報告演説会を開催して市民の疑惑を解くとしていた（『大阪朝日新聞』昭和4年6月19日、20日、25日）。太田市長誕

生の経緯は、結局不明であるが、反対派を数の力で押し切ったであろうことが、事態をこじれさせたと言えそうである。市長派、反市長派の対立を抱えたまま、市政は８月の初めての普選による市会議員選挙へと突入していった。

２．第３回市会議員選挙（昭和４年８月１日）

初めての普選選挙がこの第３回の市会議員選挙であった。定員 30 人に対し立候補者が 36 人で、内訳は市長派 18 人、反市長派 18 人と拮抗し、いずれが多数を制するか、大いに関心を集めていた。有権者は 3924 人で 80 票内外が当選圏内と予想されていた。

選挙の概要は次のとおりである。

投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
昭和 4.8.1	3,924	3,446	87.8	30	36

開票結果は次のとおり(当選者)。

154 票	粟國永傳（あぐにえいでん）	144 票	徳村政輝（とくむらせいき）	137 票	玉城尚秀（たまきしょうしゅう）
135 票	伊野波盛應（いのはせいおう）	130 票	知念清規（ちねんせいき）	130 票	新垣恒敬（あらかきこうけい）
126 票	金城盛亮（きんじょうせいりょう）	114 票	眞榮城玄明（まえしろげんめい）	114 票	宮城能宏（みやぎのうこう）
114 票	宮城安信（みやぎあんしん）	114 票	比嘉昌源（ひがしょうげん）	113 票	桑江良和（くわえりょうわ）
104 票	儀武息睦（ぎぶそくぼく）	104 票	山口房良（やまぐちほうりょう）	103 票	嵩原安佐（たけはらあんさ）
101 票	豊里友三郎（とよざとともさぶろう）	98 票	當眞嗣守（とうましし ゅ）	94 票	我那覇朝重（がなはちょうじゅう）
92 票	渡嘉敷宗賀（とかしきそうが）	91 票	比嘉加野（ひがかの）	90 票	津嘉山珍璘（つかざんちんりん）
89 票	伊豆味元睦（いずみげんぼく）	89 票	奥原宗專（おくはらそうせん）	88 票	眞志喜朝睦（ましきちょうぼく）
87 票	嵩元盛昌（たけもとせいしょう）	83 票	宮城加那（みやぎかな）	83 票	伊佐眞榮（いさしんえい）
82 票	當間文清（とうまぶんせい）	69 票	城間雄蔵（しろまゆうぞう）	65 票	新城安序（あらしろあんじょ）

さて選挙の結果は前回同様というべきか、新人が大量に当選し、顔ぶれは大幅に入れ替わった。前職の再選は 11 人、元職が１人、新人は 18 人となっていた。市長派、反市長派いずれが体制を制したか新聞は触れておらず不明であるが、断片的には、当局支持派の粟國派６人、反当局派の嵩原派４人といった記述が見えている。

新議員を招集しての初市会は昭和４年８月 12 日に開会した。太田市長が当選を祝すあいさつを述べた後、正副議長、参事会員選挙があり、学務委員の推薦が行なわれた。

議長に粟國永傳、副議長に玉城尚秀が選出された。

○参事会員（任期２年）　新垣恒敬　伊佐眞榮　伊豆味元睦　儀武息睦　當間文清　渡嘉敷宗賀　徳村政輝　豊里友三郎　眞榮城玄明　眞志喜朝睦

（昭和６年改選）

新城安序　伊野波盛應　奥原宗專　桑江良和
＊知念榮信　津嘉山珍璘　渡嘉敷宗賀　徳村政輝
眞榮城玄明　眞志喜朝睦

＊知念は比嘉昌源辞職(年月日不明)により繰上げ当選

○学務委員　　山口房良　　知念清規　　桑江良和　　金城盛亮
嵩元盛昌(以上　市会議員)
玉那覇有宏(市民推薦)
(『大阪朝日新聞』昭和 4.8.14)(『那覇市議会史　第 2 巻』P555)

議長、副議長選挙などを踏まえると、議長に当選した粟國永傳率いる当局派が改選前の 17 人を確保したと言えそうである。反市長派たる嵩原派は 13 人で、勢力の拡大ならなかったのだろう。

３．太田市政

太田が市長として取り組んだのは、産業復興であった。首里の産業は泡盛、養蚕、織物などであった。太田の時代、産業団体や各生産組合が多く創設されている。昭和 4 年 12 月には、組合員数 61 人の首里製紙組合が創設されている。宝口や山川など王府時代以来の紙漉職人の組合であろう。また 10 人～20 数人の組合員で構成される園芸生産出荷組合も市内で 21 組合が設立されていたが、創設は昭和 6～10 年の間である。概ね各町単位で養蚕組合も設立されていた。赤平町養蚕実行組合などである。各組合は 10 人～20 数人の組合員で構成されていた。13 組合すべて昭和 6 年の創設で、その 13 組合の連合体が首里市養蚕業組合で、同 6 年の 12 月 28 日に設立されていた。これら組合の設立は太田市政の産業振興策が後押ししたのであろう。

『那覇市史　通史篇　第 2 巻』では太田の産業奨励の事例として、首里の重要産業である泡盛の移出奨励につとめたことや養蚕を奨励し、昭和 5 年には養蚕農家のための共同蚕室を設け、汀良町に 4200 円で乾繭場を建設、ために同年の繭蚕の生産が 4194 貫で価格が 1 万 4842 円に上ったとしている（P538)。

４．市会の諍(いさか)いと太田市長の再選

昭和 4 年選挙以後の首里市会は、粟國市会議長率いる多数派の市長派（忽会）が、さらに勢力を拡大して昭和 6 年後半には 21 名になっていた。ところが、同 6 年 12 月 3 日、突然副議長の玉城尚秀が仲間ともども 7 名で忽会から脱退、13 名となった忽会は同 28 日解散した。市会の各勢力の行方に市民の関心が集まっていた(『大阪朝日新聞』昭和 6.12.3)。市長派、反市長派の確執の原因が奈辺にあるのか、太田市長を選んだところからはじまったのかどうか分からないが、離合集散を繰り返しながら対立は続いていた。

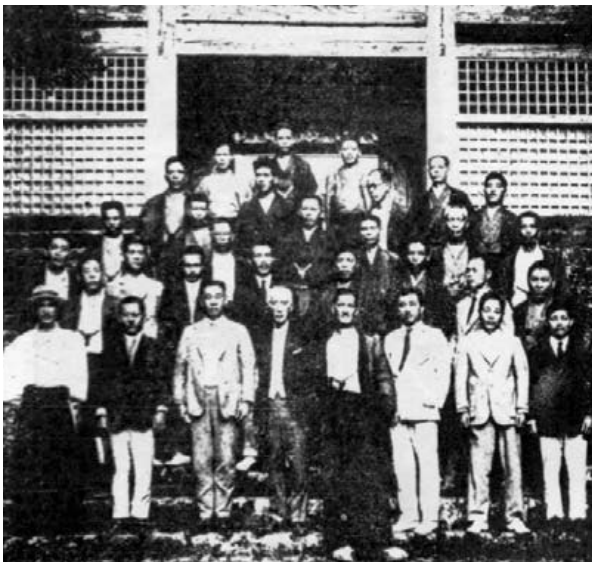
昭和 6 年頃の首里市会議員と市三役
『首里市制施行十周年記念誌』

昭和 7（1932）年 3 月の市会終了後の市長招宴が辻の料亭で催されたが、その席上、市会で惨敗した反市長派議員による料亭の器物を損壊し、女郎たちを殴打する事件が起こった。翌日にはこれに憤慨した市長派の議員が仕込み杖を

振り回して暴れた。この事件は結局８名が関わる暴行事件となったが、５月に至って全員初犯であることを考慮して起訴猶予となり。でもこれでは済まず、同７年７月に再度反市長派による市長派議員への殴打事件が起こっていた。熱湯を無理やり飲まそうとして拒否したら殴打したというもので、原因等々は全く不明である(『大阪朝日新聞』昭和 7.7.10)。

そうこうしているうちに太田市長の任期の同８年６月が迫ってきた。69 歳と老齢の太田氏は退いて悠々自適な生活をするらしい云々、市長再選か、それとも後任市長か、次第に喧しくなっていった。市長の対抗馬として名前が挙がったのが沖縄新聞社長で前代議士の当眞嗣合、また助役高安玉兎の昇格説もあった。そしていよいよ昭和８年６月 17 日の任期直前の６月 15 日、市長選挙が行なわれた。

太田朝敷　　16 票　　当選　　当眞嗣合　　12 票

太田市長の再選となり、昭和 12 年まで務めることになった。

５．第４回市会議員選挙

３週間の選挙戦は、新聞報道によると深く静かに潜行して展開されていた。定員 30 人に対し立候補者 34 人の少数激戦で、選挙戦は熾烈を極めた。

８月１日の投票当日、おりからの台風接近で、20m内外の風雨の中、人々は投票場に足を運んでいた。投票率は随分低下するものと予想された。

選挙の概要は次のとおり。

投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者
昭和 8.8.1	3,801	3,174	83.5	30	34

開票結果は以下のとおり(当選者)。

135 票	宮城能宏（みやぎのうこう）	126 票	儀武息睦（ぎぶそくぼく）	125 票	玉城尚秀（たまきしょうしゅう）
121 票	徳村政輝（とくむらせいき）	117 票	知念武雄（ちねんたけお）	113 票	佐久本政良（さくもとせいりょう）
110 票	山口房良（やまぐちほうりょう）	109 票	城間雄蔵（しろまゆうぞう）	107 票	嵩元盛昌（たけもとせいしょう）
105 票	當間元英（とうまげんえい）	97 票	眞志喜朝睦（ましきちょうぼく）	97 票	比嘉安心（ひがあんしん）
97 票	金城盛春（きんじょうせいしゅん）	94 票	新垣恒敬（あらかきこうけい）	94 票	渡嘉敷宗賀（とかしきそうが）
93 票	喜屋武元持（きゃんげんじ）	89 票	新垣太良（あらかき）	88 票	眞榮城玄明（まえしろげんめい）
87 票	知念清規（ちねんせいき）	85 票	津嘉山珍璘（つかざんちんりん）	83 票	仲村渠誠輝（なかんだかりせいき）
81 票	新城安序（あらしろあんじょ）	80 票	金城盛亮（きんじょうせいりょう）	78 票	宮平良常（みやひらりょうじょう）
73 票	金城次良（きんじょう）	71 票	渡嘉敷直清（とかしきちょくせい）	67 票	知念榮信（ちねんえいしん）
88 票	金城良欣（きんじょうりょうきん）	67 票	徳村政能（とくむらせいのう）	66 票	嵩原安佐（たけはらあんさ）

選挙の結果、前職の再選が 16 人、新人が 12 人、元職が２人であった。反市長派の大物嵩原安佐は最下位で滑り込んでいた。３期目を目指した桑江は落選。元市長の久高友輔は、投票２日前に出馬を決断したとのことで届かなかった。それにしても首里は毎回新人の割合が高い。１期務めて交代、２期はご免被るといったことなのだろうか。

さて、当選者の色分けがどうなったかというと、新聞の記すところでは、市長派、反市長派ともに 15 名ずつとなる。役員選挙はきっと揉めるだろうと予測していた（『大阪朝日

新聞』昭和 8.8.10)。

昭和 8（1933）年 8 月 10 日に開かれた初市会で正副議長選挙や参事会員選挙など行なわれたはずであるが、その関連の記事が見つかっておらず、不明である。ただ参事会員については次のとおり。

○参事会員（昭和 8 年選出、任期 2 年）

新垣恒敬　新城安序　金城良欣　城間雄蔵　知念榮信
當間元英　徳村政輝　比嘉安心　眞榮城玄明　宮平良常

（昭和 10 年改選）

新垣恒敬　金城盛春　金城良欣　城間雄蔵　知念榮信
知念清規　知念武雄　當間元英　仲村渠誠輝　宮城能宏

ところで、太田市長の片腕である助役は第 2 代市長の仲吉市長以来、久高市長、太田市長の 1 期目と 9 年間務めてきた高安玉兎であった。高安の任期はこの 8 年 12 月までとなっていた。収入役の野崎眞叙（のざきしんじょ）も太田の 1 期目とほぼ重なる昭和 4 年 12 月に就任し、8 年 12 月に任期満了を控えていた。2、3 候補はあるもののこの両者は他を持っては替えられないとして、再度登用と見られていた。一旦は選任されたようであるが、昭和 9 年 2 月になって、助役人事は突然、反市長派が一中教頭の西平守由を推薦するい至った。この段階で、市会の市長派はわずか 12 人の少数派に転落しており、市長は反市長派の提案を受け入れざるを得なくなっていた。高安助役、野崎収入役とも 9 年 2 月に退任している。市会は 3 派に分かれて抗争を繰り返していたようで、太田市長は泥仕合に愛想をつかして辞意を表明した。3 月のことである。市長を翻意させるのは難しいと判断した市長派議員は、嵩原派と取引して、太田市長の辞任と高安前助役の昇進が内定した。

（５）高安玉兎市長時代（昭和 9 年 3 月-日～同 13 年 3 月-日）

１．高安市長の誕生とその市政

太田市長の辞任を受けて、市会は高安玉兎を後任市長に選任した。10 年近く助役として 3 人の市長を支えてきた力量と人望があったからだろう。市長派、反市長派が高安で合意、妥協しえたことがそのことを物語っているだろう。ただ、子細については新聞記事なども欠いており、依るべき史料が乏しいため、高安の当時の評価なども推測の域を出ない。

さて、高安市長の時代の治績としてあげられるのは、首里バスの営業であろう。バス事業いついては、高安市長の手になる『首里市記念誌　市営バス 1 周年』（昭和 11 年 5 月首里市役所発行）に詳しい。かいつまんで見ていくと、バス事業への関心は、昭和元年頃、時の仲吉朝助市長が着目し、助役だった高安に調査研究を命じたことから始まったという。高安にとって、バス事業はその初発から関わっていたことになる。バス事業はすぐさま人力車夫の失業、救済問題とも関わり、早急に

首里市営バス　昭和 10 年 1 月 23 日に創立、那覇-首里間を往復した。看板に「首里市章」がみえる（那覇市歴史博物館提供）

は結論がだせないとして保留となっていた。この間の昭和４年頃、新垣バスが首里－那覇間で営業を開始し、電車と競合を始めた。電車は昭和８年に営業を停止したが、この頃から首里市営バスの話が持ち上がるようになり、太田市長の代に計画の推進が決まった。そして種々資料の収集整理など行ない、着々と準備を進め、昭和８年 10 月 29 日の市会に、太田市長が市営バス事業案を提案したのである。市会の賛同を得て、同年 11 月 15 日、県経由で主務省たる鉄道省に事業免許申請書を進達した。その免許指令が下りたのが昭和 9 年 10 月 31 日のことであった。ただし、「一路線一営業主義」との鉄道省の方針に反しているので、将来に亘っては新垣バス営業権を買収することになる。首里市営バスは翌 10 年 1 月 27 日から首里－那覇間で営業を開始した。新垣バスとの競合競争に勝ち抜くため首里人結束して市営バスを応援した。新垣側は「一路線一営業主義」を盾に様々に首里市営バスの非をならしたが、結局競争に敗れ、営業権もバスその他事業一切を首里市に譲渡した。昭和 11 年 3 月 11 日の契約で、譲渡額は 8 万 4000 円であった。以上が市営バス事業のあらましである。バス事業は当初から黒字で、首里市の厳しい財政を潤した。

ところで新垣バス買収直前、市会では無届欠勤問題で西平助役の不信任が出され、新城収入役も欠勤が多いとして、辞職勧告がなされていた。新垣バス買収のニュースはそんな問題を吹き飛ばす朗報だと新聞は報じていた（『大阪朝日新聞』昭和 11.3.13）。

ところで、昭和 12 年２月、市営の公設質舗での横領事件が発覚、全容解明のための検査でしばらく閉鎖といった状況に立ち至っていた。新城収入役は責任を取って辞任したが、市会は助役、市長はどう責任をとるのかと、厳しく追及していた（『大阪朝日新聞』昭和 12.2.10）。

２．第５回市会議員選挙

任期満了にともなう市会議員選挙が昭和 12 年８月１日に行なわれた。定数 30 人に対し 50 人が立候補して激戦が展開された。第４回と同様、投票日はまたしても嵐だった。

選挙の概要は次のとおり。

投票日	当日有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数
昭和 12.8.1	3,696	3,184	86.2	30	50

選挙結果は以下のとおり（当選者）。

117 票	宮城康太郎（みやぎこうたろう）	111 票	玉城尚秀（たまきしょうしゅう）	100 票	金城盛春（きんじょうせいしゅん）
99 票	徳村政輝（とくむらせいき）	--票	宇良宗寛（うらそうかん）	88 票	田場典詮（たばてんせん）
88 票	城間雄蔵（しろまゆうぞう）	87 票	嵩原安佐（たけはらあんさ）	83 票	宮城能宏（みやぎのうこう）
81 票	城間理王（しろまりおう）	81 票	照屋参多（てるやさんた）	78 票	知念清規（ちねんせいき）
77 票	松堂厚章（まつどうこうしょう）	76 票	金城榮徳（きんじょうえいとく）	75 票	津嘉山珍璘（つかざんちんりん）
73 票	比嘉俊一（ひがしゅんいち）	72 票	松島良恭（まつしまりょうきょう）	71 票	久高友喜（くだかゆうき）
67 票	與那嶺清義（よなみねせいぎ）	67 票	眞境名元仁（まじきなげんじん）	66 票	田場典弘（たばてんこう）
64 票	田場盛功（たばせいこう）	62 票	新垣尚紀（あらかきしょうき）	62 票	儀武息睦（ぎぶそくぼく）
61 票	知念朝榮（ちねんちょうえい）	61 票	渡嘉敷宗賀（とかしきそうが）	59 票	名嘉原安教（なかはらあんきょう）

59票　當間史一（とうま しいち）　　57票　玉那覇有喜（たまな はゆうき）　　57票　末吉永元（すえよしえいげん）

注　昭和13年玉城尚秀議員辞職し、伊豆味元睦繰上げ当選

開票結果を報じた新聞の見出しは「市長派に凱歌　新人の進出が目覚しい」である。前職が11人、元職が1人、新人は18人となっていた。落選組に前職が多く名を連ねている。初市会は8月13日に行なわれ、正副議長が選出された。議長には城間理王、副議長には宮城康太郎が選出された。

第４節　町村制度と議会

（１）「町村制」の適用

明治40（1907）年3月15日、勅令第46号『沖縄県島嶼町村制』が公布され、県下の間切・島が町、村と改称され、未だ特別制度の下ではあったが、町村制が施行された。地方の自治の点からすると大きな前進であった。

しかし、特別制度から一般の、他府県並みの町村制へといった要求は、沖縄県も、区制の下にあった那覇、首里区も同様であった。第1節で触れたように、特別制度撤廃の声は大正期に入ると一段と大きくなっていった。大正5（1916）年12月6日付の『琉球新報』は論説で「特別制度撤廃問題」をとりあげ「…特別制度を撤廃し以て県民をして他と均等の権利を得さしむるに如かざるなり…」と訴えていた。県会では大正7年3月に「沖縄県特別自治制度撤廃に関する建議案」を決議し、那覇区会でも同年3月、「区制廃止に関する意見書」を決議、沖縄県知事と内務大臣あてに送っていた。こうした沖縄の要求が諸制度改革へと繋がっていった。

大正10（1921）年5月20日、ついに「町村制」（大正10年改正）が沖縄県に適用された。他府県同様の町村制の適用であった。

（２）「町村制」の概要と町村公民の規定

「町村制」は9章159条からなっており、「沖縄県島嶼町村制」の7章102条と比べると章が2章、条文も57条と大幅に増えている。総則の内容など細かな規定が設けられたことや町会や町村吏員の章でも条例が増えている。以下具体的にどこがどう変わったのかなど見ていく。

「第1章　総則」の「第2款　町村住民及其ノ権利義務」に「町村公民」についての規定がある。第7条に「町村住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ町村公民トス…」とあって①帝国臣民たる男子で25歳以上の者、②独立の生計を営む者、③ここ2年間その地の住民である者、④ここ2年間町村の町村税を納める者、が「町村公民」とされた。「島嶼町村制」では「直接国税を納める者」と規定されていたが、町村税を納める者に変わったのである。町村公民と町村住民との大きな相違は、町村会の選挙権、被選挙権である。公民でない単なる住民には選挙権も被選挙権も無かったのである。

しかし、大正15（1926）年には「町村制」の改正があって、納税義務条項が廃止される。普通選挙法の公布である。

（３）町村会

町村会の議員定数は、「島嶼町村制」では「8 名以上 20 名以下」（第 26 条）と規定されていた。それが「町村制」では町村の人口に即して規定された（第 11 条）。たとえば「人口千 5 百未満ノ町村　8 人」「人口千 5 百以上 5 千未満ノ町村　12 人」「人口 2 万人以上ノ町村　30 人」等々である。また選挙人を 2 級に分けてもいい(第 13 条)とある。従来区分はなかったが、区分も可能というのは選挙人、被選挙人をさらに税額によって分けることを意味しており、富裕層への優遇といえる。

（４）町村吏員

町村長の選任は「島嶼町村制」では、「島司郡長の具申ニ依リ府県知事之ヲ任免ス」（第 8 条）となっていたが、「町村制」では「町村長ハ町村会ニ於テ之ヲ選挙ス」「助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村会之ヲ定ム」（第 63 条）となっていた。従来は助役の設置もなかったが町村長の推薦で町村会が承認となっている。また旧規定では町村長は有給吏員とされていたが（第 8 条)、「町村制」では一転「名誉職トス」（第 61 条）と規定し、その上で「有給町村長及有給助役…」（第 63 条）の条文もあり、有給もあり得た、多分にほとんどが有給だったろうが、無給が基本としている。

この他にも改正点は多々ある。多くの面で自治の側面は広がったのであり、何より他府県並みとなったことは大きい。しかし、日本の自治はまだまだ官治性を強く残したものだったことはよくみてとれる。

第５節　小禄村政と議会

本章で対象として扱うのは、「町村制」施行から軍事体制へと突き進む手前の昭和 13 年頃までであるが、この次期を含む明治～大正、昭和の小禄地域に関する史料は至って少ない。ことに村政や議会といった、本来行政文書が多く集積されるはずだが、戦災も所為もあるのだろうが、ほとんど残っていない。村政や議会に関する記録は、『那覇市議会史　第 2 巻』に収録されるわずかな史料のみといった心細い状況である。その史料を踏まえて小禄の村政と議会についてみていく。

（１）この期の小禄村長

大正 9 年に特例廃止で一般町村制が適用された小禄村では、早速議会（村会）により、村長を選出したようである。従来は島尻郡長の具申、それを受けて県知事の任命によって官選村長が生れたが、官選ではない、民選の村長第 1 号となったのが上原義弘(大正 9 年 4 月～同 13 年 7 月)であった。上原は直前の官選最後の村長でもあった。明治 43（1910）年から大正 13（1924）年まで 15 年間村長を務めたことになろう。

戦前の小禄村『小禄村誌』

上原義弘を次いで民選第 2 代の村長となったのが上原興

永であった。3代まで2期務めている。2代目の任期が大正13年7月～昭和3年3月まで、3代目が昭和3年4月から同7年3月までで、都合8年間務めていた。

その後を次いで第4代、5代、6代と3期村長職にあったのが上原義弘である。都合9年だが、3期目は任期途中で退いている。

この時代、小禄は県道の整備（明治末）や小禄飛行場（昭和8年）などなど王府時代の純然たる農村から大きく変化していった時代であり、各々の村長の働きも大きかったであろう。

（2）村会議員選挙

この期の村議会議員選挙の記録多少残されている。昭和7年の第7回選挙と昭和11年の第8回選挙である。この2回を含め内容は欠いているが定数が24人だったことが記されている。ということは「町村制」第11条の規定から「人口1万人以上2万人未満ノ町村」の範疇だったことが分かる。

さて昭和7年の第7回選挙についてみると、当選者は以下の24人である。

〔任期 昭和7年7月1日～同11年6月30日〕

赤嶺壮一	新垣亀	新崎五郎	上地利一	上原蒲
上原綱一	上原幸榮	上原信雄	金城賀信	金城樽
金城弘	瀬長樽	高良敬一	高良太郎	高良利雄
高良與一	照屋博	當間三郎	長嶺清盛	長嶺弘
仲村渠清一	仲村渠善三	波平謙一	與儀永亀	

ついで昭和11年の第8回選挙について見ておく。当選者は以下の24人である。

〔任期 昭和11年7月1日～昭和15年6月30日〕

赤嶺賢信	赤嶺三郎	赤嶺眞益	赤嶺壮一	赤嶺樽
赤嶺松	新垣錫	新垣松	上江洲次郎	上地利一
上原幸榮	上原幸清	上原善徳	上原信雄	上原良源
大嶺信得	金城加那	國吉忠雄	高良利雄	高良與一
當間樽	長嶺宗榮	長嶺長盛	與儀清福	

2回の選挙の当選者を見ると、ほとんどが地元小禄の出身者であることがわかる。それと首里、那覇などと異なり、未だ樽、松、亀、蒲、加那といった沖縄風の童名を持つ人の多いことが分かる。それと、24人中、再選組は5人のみであとの19人は入れ替わっている。議員が名誉職で、一度くらいはといった思いでやってはみたものの、ほんとに一度でいいとなったのではないだろうか。勿論、落選した可能性もあるが、やはりそれにしてもであろう。

６節　真和志村政と議会

真和志村の戦前期の史料はやはり多くはない。戦後の早い時期に『真和志市誌』(1956年)がまとめられているので参考になるが､戦前の新聞などにもほとんどとられることがないため、村政や特に議会については記すのは困難である。ともあれ村長、ついで議会選挙についてみていく。

（１）眞榮城村長の治績

大正 10 年頃から昭和 13 年辺りの真和志村長は、わずか 2 人である。というのも 1 人で 5 期も務めていたからである。民選最初の村長は城間岩太(しろまいわた)で大正 9 年 7 月から同 13 年 6 月までの 1 期を務めている。そしてその後を継いだ眞榮城守行(まえしろしゅぎょう)が、第 2 代から第 6 代目まで 5 期村長を務めているのである。年月日でいうと大正 13 年 7 月から昭和 17 年 10 月までである。通算で 19 年である。眞榮城は『真和志市誌』で「村長在職 19 年の思い出」として､村長時代の多くのことを書き残している。それから少しばかり拾うと、

昭和 11 年 7 月に当選した真和志村会議員
(村役場玄関前)

①大正 13 年に 33 歳で 5 代目村長に就任した（官選時代から通算して 5 代目)。それから昭和 17 年 51 歳で辞任するまで 19 年にもなった。

②役場の移転を行なったこと｡間切番所時代の役場から新しい庁舎を建てて引っ越した。

③真和志校より国場に至る道路の建設。手持ちの資金で起債もせずに行なった。

④小学校を 2 校（楚辺と大道校）を新設した。

⑤公益質屋を設けたが、産業組合の発達で利用者が少なくなったので整理した。残存資金は定期預金としてある。

⑥農業試験場の設置受け入れ。

等々である。真和志が昭和の 17 年頃には、首里市の人口を上回っていたようで、財政的にも余裕があり、ために多くのことに取り組めたことが分かる。なお、眞榮城は村長に選挙されるまで、琉球新報の編集局長を務めており、記者として県庁その他、政財界にも知己が多いとか、事情に通じているなど、有能な村長だったことが分かる。

眞榮城玄吉の思い出話　戦前は、弁当代、交際費などすべて自弁で、議会開会中は“日当 1 円也”を支給され、弁当をぶら下げて議会に通った。従って、数年議員を務めると私財を手放す例も多かった。(昭和 3 年～19 年村会議員)

（２）村会議員選挙

真和志村における当該時代の選挙も、昭和 7（1932）年と昭和 11（1936）年の 2 回についてのみ、当選者名が知られている。

さて、昭和7年、第7回選挙の結果は次のとおりである。当選者は22人である。

〔任期 昭和7年7月1日～同11年6月30日〕

大城喜相	嘉数弘義	嘉数正助	嘉数 昇	兼城常次郎
嘉納兼元	漢那安好	金城幸眞	東風平朝用	城間亀助
城間岩太	知念近康	比嘉憲興	比屋定 理榮	普久原 朝信
眞榮城玄吉	眞榮城守行	宮城亀千代	宮城 春 烈	宮里榮亮
宮平仁和	屋比久 牛 蔵			

ついで昭和11年、第8回選挙である。当選者は24人である。

〔任期 昭和11年7月1日～同15年6月30日〕

新垣亀	新垣喜永	泉水 朝 久	上地直瑾	大城喜相
嘉数 昇	嘉数松雄	漢那安好	喜名 朝 幹	金城光順
久田友 昌	謝花舒寛	城間亀助	城間岩太	高良盛幸
仲程實 長	仲嶺盛義	比屋 定 理榮	眞榮城玄吉	眞榮城守行
眞榮城盛守	宮里榮 亮	屋比久 牛 蔵	與儀松助	

真和志村の場合、地元出身者が多いのは当然であるが、首里系や那覇系も混じっている。古くは屋取人数、近くは仕事やらなにやらで真和志に居住しているのであろう。ここ真和志でも再選は9人で、残り15人は新人（返り咲きもいるだろうが）である。名誉職が大きな原因なのであろう。ただこうした名簿だけでは、活動も何も分からないのが、残念である。

第５章　総動員体制と沖縄戦

第１節　日中戦争と総動員体制

（１）日中戦争と精動運動

昭和 12（1937）年 7 月、北京郊外蘆溝橋での日中両軍の小衝突事件が引き金になって全面的な日中戦争が勃発した。日本政府ははじめ短期戦で収拾できるとの見通しで名称も「北支事変」、つぎに「支那事変」と小規模な軍事衝突とよそおっていたが、中国側の軍民の抵抗は予想以上に激しく、戦闘は長びき、やがて泥沼の長期戦へはまり込んでいった。国内では国家総力戦にそなえた銃後国民の戦時体制が整備されていった。

政府は国民を戦争協力に動員するための国民精神総動員運動（精動運動）の必要性を考慮し、同年 8 月「国民精神総動員実施要綱」を策定した。運動の推進団体として国民精神総動員中央連盟を結成、「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」を統一スローガンとした各種の大会や運動を展開していった。

沖縄県においても銃後県民の戦意高揚のための精動運動は県当局の主導で実施に移された。県は中央の指示に従って、県知事を長とする「国民精神総動員実行委員会」を結成し、7 月下旬に県民大会を開催した。後援団体には在郷軍人会沖縄支部、国防研究会、国防婦人会、愛国婦人会、町村長会、市町村会なども名を連ねており挙県運動として動き出した。

自治体では翌昭和 13（1938）年初頭から市会・村会が続々と「聖戦遂行」の決議を行なった。小禄村の場合をみると、2 月 11 日、村役場に吏員、区長、村会議員、学校職員及び男女青年団、婦人会、在郷軍人分会、消防組合の幹部を招集し、市町村長会議における知事の訓示、地方長官（知事）会議における各大臣訓示を伝達し、非常時局に処する村民の心構えを強化すべく次の如く決議し実行を申し合わせた。

「時局は今や一大転機を画し長期交戦に入るに到れり。吾等は此の重大時局に当たり更に新たなる決意の下に国民精神を総動員し以て銃後の強化と時難克服に邁進せんことを期す」

初期の精動運動は「精動強調週間」「国民精神作興週間」「肇国精神強調週間」などに見られるように、比較的に軽い精神的、形式的な内容であったが、戦争の長期化と泥沼化にともない、いくたびか軌道修正が行なわれて、次第に国策遂行の末端活動という性格に変容し国民生活を圧迫するようになる。

昭和 14（1939）年 9 月から、「興亜奉公日」が設定された。これは毎月 1 日を全国統一の行動日と定め戦時生活刷新の徹底を図るもので一斉に住民参加の諸行事が実施された。この日は、禁酒禁煙、享楽施設の休業など、「戦場の労苦をしのび自粛自省これを実生活に具現する」という趣旨のもので、なかには辻遊郭の遊女たちがこの日を公休日と勘違いするなど、まだそれほどの重圧感はなかった。

昭和 15（1940）年 10 月の大政翼賛会の発足とともに、精動運動は「万民翼賛」をスローガンに掲げる翼賛運動に引き継がれ、運動体も改組された。以前のかけ声だけの精神運動を、戦時体制に対応させた、ファシズム的政治運動に発展させたもので、実施項目も戦時統制の色彩が濃厚となり、興亜奉公日も「遊ばせぬ奉公日」と看板を塗り替えて、現実

的な国策遂行の実践を上から押しつけてくる形に変容していった。

さらに昭和16（1941）年12月8日の太平洋戦争の開戦からは、毎月8日を行動日とし、名称も「大詔奉戴日」と改められた。実施内容もより戦時色が濃くなり、「国民生活綱要」にもとづいて、宮城遙拝、黙祷、戦没軍人の墓参、傷痍軍人・出征軍人遺家族の慰問、料理屋・遊技場等の娯楽施設の自粛自戒、飲酒・喫煙の節約または禁止、婦女子の派手な化粧・服装の廃止などが主なものであるが、沖縄県の場合はこの刷新項目のなかにとくに重点項目として「標準語励行」が加えられた。

大詔奉戴日には、官公庁、学校、会社をはじめ、部落常会などで国策宣伝のラジオ放送を聴くなど、全国一斉に総動員の網が張り巡らされた。

沖縄県における精動運動の特徴は、明治以来のヤマト化・皇民化教育の路線の延長線上で「標準語励行運動」と「風俗改良運動」が、県当局の異常なまでの熱心さで推進され、文化団体との間で方言論争などの議論を巻き起こすまでに至ったことである。

（２）戦時下の市会

昭和12（1937）年6月、2･26事件後の政治建て直しを期待されて発足した第一次近衛文麿内閣は、皮肉にも日中戦争（北支事変・日華事変・支那事変）の勃発という非常事態に見舞われ、期待された軍部独走の抑止どころか、戦時内閣としての対応を迫られる立場になった。戦争遂行のための国論統一をはかるために「挙国一致・尽忠報国・堅忍持久」のスローガンを掲げて「国民精神総動員運動」を発足させ、全国的な国民運動にひろげていった。沖縄県でも7月22日に県民大会を開き、「北支事変」を勝ち抜くための県民世論の統一強化をめざす決議が行なわれた。藏重久（くらしげひさし）知事も特別に「諭告」を発し、非常時における県民の一大覚醒を促した。全国的に国民の戦意が高揚するなかで10月7日には国民精神総動員第1回沖縄県実行委員会が開かれ、昭和14年6月には沖縄県庁内に国民精神総動員事務局が設置され、官民一体の「精動運動」が県行政の一環として具体的に動きだした。

精動運動は政界にも波及した。2･26事件以後の軍部の政治介入で政党政治や自由主義的な言論活動や社会活動などが弱体化していくなかで、戦争遂行のための「挙国一致」を大義名分にした国民運動は政党を解体に追い込み議会制民主主義を形骸化させる方向へ雪崩をうっていた。具体的な政治運動としては、40年4月以降、ナチス・ドイツの台頭に刺激されて新体制運動が起こり、運動の果実として40年10月にあらゆる政治勢力を統合した一元的な政党として大政翼賛会が結成されるのであるが、新体制確立をめざすファッショ的革新運動は精動運動の中から「政治刷新」を唱えて現れていたのである。

旧来の沈滞した政党政治を刷新しようという動きは沖縄県でも若手官吏や新進政治家の間から表面化していたが、精動運動に乗じて「時局柄」というキーワードを切り札にして政治刷新をめざす動きが顕著になっていた。

沖縄政界において、政治刷新の第一の目標は「シルークルー政争の解消」であった。沖縄の持病とまでいわれた白黒政争は衆議院、県会、市会・村会の議員選挙のたびに繰り返されていた。こうした派閥抗争は「一致協力」を呼号する精動運動当局から「時局柄好ましくない」と批判された。

白黒派閥抗争は一説によれば琉球処分前後のシルー（白党）・クルー（黒党）の対立が源流だとされるが、大正時代に特別県制が撤廃され、大正 10（1921）年に那覇、首里に市制が施行されたころから、国政選挙や県会議員選挙における政友会と民政党の対立が沖縄にも及んできた。市長選挙は市民による直接選挙ではなく、市会に於ける間接選挙であった。市会において指名推薦がなされ、議員の投票によって選出されるのであるから、必然的に市会議員は市長に対して与党と野党に分かれ、市長交代のたびに議員の争奪戦による多数派工作の事前運動が水面下で激化した。そのため市会が開かれず、最も重要な審議事項である新年度予算案や市税特別税の戸数割賦課の審議が期日までに間に合わなくなるという異常事態に陥ったこともたびたびあった。また時には市長派、反市長派がともに立ち往生して市長の席が空席になるという混乱に至ることもしばしばあった。

首里市の場合は伝統的に白黒政争が激しいことで知られていたが、昭和 13（1938）年 3 月に行なわれた市長選挙でも、下馬評では現職市長と現職助役の一騎打ちと予想されていたが、ほかに経済界から第三の候補者が名乗りをあげたために勝敗の票読みが立たず、三つ巴の候補が拮抗して動きがとれなくなり、さすがに有権者議員も嫌気をさして票が動いたために新人の第三候補者が漁夫の利を得るといった番狂わせもあった。ところが市会が開かれる段階では、「反当局派」が僅差で多数を占めたために当局から市会に提案された原案がことごとく否決される事態となり、当局派は「反対のための反対だ」と批判したが、当局派が連袂辞職を申し合わせて辞表を提出するなど一時は市会解散の瀬戸際までもつれたことがあった。

時局柄「円満協調・一致団結」が叫ばれるこの時期、沖縄政界はちょうど旧来の「白黒政争」から新体制運動による「翼賛政治」へと転換する曲がり角の時期であった。そのことを強く印象づけたのは同年夏の那覇市の市長選挙であった。

那覇市の場合も、過去の市長選挙は市制発足以来ほとんど市会議員が四分五裂した抗争の歴史であった、と言われるほどに他市村におとらず白黒政争のはげしい政治風土であったが、昭和 14（1939）8 月の市長選挙は異例ずくめであった。第 6 代市長金城紀光（かなぐすくきこう）は同年 8 月 11 日で任期満了となり早速市会において後任市長の選挙を実施すべきであった。市政界の長老連はかねてから協議して今回の選挙は現状維持で、金城紀光市長－当間重剛（とうまじゅうごう）助役の体制を継続する方針を決めたが、市会議員のなかには市政刷新派による当間市長待望論が強く、金城派と当間派に分かれて議員の争奪戦がひそかに進んでいた。当間助役自身の意向が注目されていたが、8 月 12 日に当間は助役職の辞表を出したので金城、当間一騎打ちが確定して本格的な票読み戦に突入したが、情勢は金城派 14 人、当間派 17 人、中立議員 4 人と判明した。金城市長派は中立議員の切り崩しに躍起となったが効を奏せず、勝算のない選挙市会を開くことを拒否して目下開会中の市会は戸数割賦課などの重要議案をも抱えながら硬直状態に陥ってしまった。そこで淵上房太郎（ふちがみふさたろう）知事は伝家の宝刀ともいうべき監督権を発動して、平良辰雄（たいらたつお）振興課長を管掌市長に任命して両派の調停に介入した。市長の任期が切れたあとは当間助役が市長代行を務めた。こうした県の強制介入はきわめて異例であったが、県庁局はその理由を次のように説明している。

「現下国家各般の状勢は出来る丈相克摩擦を制圧し一億一心総親和をもって時局克服に

対処することこそ真に望ましいところである。県としては那覇市が昔日の紛糾の事態を繰返す如き事なく飽くまでも適正円満裡に運営されんことを切望し、併して将来の市自治の健全なる発展を研究して止まない。之特に今15日市長職管掌を派遣する所以である。吾々は那覇市会が一日も速やかに最も円満理に市長選挙を了せられ執行機関として今後の市政の躍進に備えられんことを切望してやまぬ」

異例の管掌市長派遣の理由は以上のとおりであろうが、このとき淵上知事の腹案のなかでは新体制派として頭角を現してきた青年政治家当間重剛（45歳）への期待があったことはその後の知事の猛烈な調停活動（選挙介入）をみれば明かである。淵上知事の調停が効を奏し、8月29日開会の市会では満場一致で当間重剛が第7代市長に選ばれ、20日間におよぶ市会の空転は解消されたが、舞台裏では、淵上知事が開会中の議場に再三電話をいれて議員の説得工作を行なっていたのである。

（3）大沖縄市構想の顛末

沖縄県で都市計画法の適用を受けた都市は那覇と首里の二市だけであった。那覇市は昭和11（1936）年11月に臨時市会を招集して都市計画法に基づく都市計画区域決定の諮問案を提出した。諮問案は「那覇、真和志、小禄、豊見城の一市三村を都市計画の区域とする案だった。ところが一方の首里市の方は昭和初期の慢性的不況による市財政の危機から完全に回復したとはいえず、都計事業にも単独で取り組める状態ではなく、県への報告も上げきれない状態であった。

県当局には、昭和12（1937）年に都市計画沖縄地方委員会が設置され、「本県の都市計画は首里、那覇両市が別々に計画されているが、この両地域を一括して計画を樹立し、首里を風致地区に、那覇を商工都市とするのも一案である」と勧告した。これに共鳴した伊豆見元永（いずみげんえい）首里市長と金城紀光那覇市長は意見交換して「首里・那覇両市を合併して那覇を商工区、首里を住宅区とした理想的な都市計画をつくろう」という方向で合意しつつあったが、まもなく金城市長は任期満了を迎え、再選をめざす市会議員の多数派工作にも失敗して退陣、両市長の合意は反故になった。

市会の満場一致で金城市長の後任の席を獲得した当間重剛新市長は、さっそく都市計画の権威である丸山芳樹（まるやまよしき）工学士を招いて7か月におよぶ綿密な調査を行ない、二市三村合併の「当間構想」を練り上げた。

昭和14年9月、当間市長は市会における就任挨拶で、市政の最重点施策として、那覇、首里、真和志、小禄、豊見城の二市三村の合併による「大沖縄市建設計画案」の趣旨を次のように説明した。

「わが那覇市に市制が施行されてから満18年を経ており、その間、人口約7万、戸数約1万5千に達し、全国149市のうち65番目に位し、地域（面積）から見ると全国都市中、岸和田市に次ぐ狭い都市である。人口稠密ということは、それに関連して対処すべき幾多の問題が生まれてくる。例えば市民の保健・衛生・交通・産業などがその主なるものであって、殊に交通機関は速度の速い、しかも重量の大なるものに発達しつつある趨勢に鑑みて道路が縦横に修築されその上幅員が広くならなければならないと考えている。その解決

のためには、地域の拡張が必要であり、結局近接市村との合併が解決されなければならない。これは那覇市の意思のみで解決できるものでないので他の自治体の協力を得て実現させたい方針である」(『沖縄日報』昭和 14.9.8)

要するに、当間構想の原型は、近隣自治体を吸収併合して農業・畜産業・水産業・工業をも含めた近代的な広域産業都市としての“大那覇市”を建設することであったが、関係市村から那覇中心の吸収合併というイメージには反発される懸念があったので「大沖縄市」という仮称にした。

昭和 16（1941）年 1 月に第 25 代沖縄県知事に就任した早川元（はやかわはじめ）知事は、就任早々から当間市長の大沖縄市建設構想に共鳴し、県としても同計画の実現に尽力することにした。新体制知事の異名をもつ早川知事は持論の南進論の立場から大沖縄市建設構想を「大東亜建設の南進拠点基地の建設」と位置づけて当間市長と連携して積極的に内務省に働きかけた。市と市の合併は内務省の直轄事項であるから早川知事も那覇市のために進んで内務省に足を運んで働きかけた。間もなく内務省から那覇市への照会があって、市は「市町村の廃置分合及境界変更を必要とする理由書」を県を経由して国に提出した。当間市長の見通しでは、来る 11 月 3 日の明治節には合併への第一歩を踏み出せるだろうと楽観していた。

ところがそれには越えるべき大きなハードルがあった。内務省へは、「主唱者たる那覇市に対して首里市及び隣接の島尻郡小禄、豊見城、真和志の 3 か村は大体合併を承認した」と報告してあるが、正式には各市村会の決議を得なければ国の認可は得られない。しかし各市村会の内部ではそれぞれに事情をかかえていた。一般論としては賛成でも個々の問題となると賛否両論が渦巻いて必ずしも合併同意に固まってはなかったのである。

首里市民には「首里親国」のプライドがあって対等合併論が強いうえに、昭和恐慌で破綻の危機に瀕していた市財政も市営バス運行の独占化などで財源が安定してきていた。豊見城村の場合はもともと都市近郊農業地帯として財政も健全であったので自ら広域合併を希望する動機はなく、途中から計画区域からも外された。真和志村にも独自の立場があった。総論として大沖縄市建設に異論はないものの、那覇市が地域狭小で飽和状態になりつつある一方で隣接する真和志は人口増加が著しく近い将来に市に昇格する可能性大であるから対等合併の保証がないかぎり合併を急ぐ必要はない、という意見が強かった。

各市村会とも合併をめぐる賛否両論が流動しているさなか、昭和 17（1942）年 10 月、大沖縄市構想の主導者である当間市長が早川知事の意向で大政翼賛会沖縄県支部の事務局長に登用された。時局柄、副知事に相当する重職である。後任市長の選任は「一致団結」を建て前とし「白黒政争の根絶」をモットーとする翼賛運動の影響で自由選挙を回避して、諸派水面下で駆け引きに日時を費やした。開会中の市会も秘密会を重ねて指名推薦者の調整を続けたあげく、昭和 18 年 3 月 11 日、急転直下、満場一致で第 8 代那覇市長に崎山嗣朝（さきやましちょう）

佐久川長吉の思い出話　崎山氏の市長選運動で、どっちつかずの無所属議員 5 人の票の動きを探り、抱き込みをするため、5 人が某所で会合をもったので河野弁護士と一緒に床下に潜り、その動きをスパイしたりした。若い議員たちで、崎山氏をかつぎ出し勝利させたことは痛快だった。また、その頃の市議は大学出身者や専門学校出身者がだいぶおり、意見もなかなか活発で発言内容も立派なものだった。(戦前・戦後を合わせて 20 年那覇市議会議員を務めた)

を選任し、4か月ぶりに市長の椅子が埋まった。

崎山新市長は市会で新任の抱負を述べたが、重点施政方針として、①市役所内の刷新、②大那覇市合併問題の見直し、③水道問題の委員会制度、④決戦体制の確立、を列挙した。

後任新市長は前任者の「当間構想」を白紙に戻したのである。市長は方針転換の理由として、「合併問題は市にとって最も重要な問題」であり、当市としては市会と協力して十分慎重を期して研究を進める。いずれ方針を決定して実現を期していく」と説明した。満場一致で崎山新市長を擁立した市会議員たちの意向を反映した発言であることは明かだった。意外にも、那覇市会の本音は当間構想に対する反対論が強かったのである。

大沖縄市構想の熱心な推進者であった早川知事は那覇市の豹変に慌てたのであろう、4月6日、合併問題の折衝で上京するに先立ち、那覇市長、首里市長、小禄村長を県庁に招いて、合併問題に対する県当局の方針を説明して積極的な協力を求めたが、いずれも市会、村会の意見がまとまらず「即時合併は時期尚早」との反応だった。早川知事は納得できず、反対意見の強かった小禄村会に対しては村議全員を集めて自ら説得に努めた。県当局の熱心な説得に小禄村会の場合は村議一同表面的には賛同の意思を表明した。一方、これまで合併論の牽引車だった那覇市会が意外にも合併反対の意見に傾いてきたため、県当局は那覇市会の意見を直接に聴取することを求めた。崎山市長は直ちに全市議を招集して、臨席した県内政部長の方針説明を聴いたうえ、市議の意見交換を行なったところ、結局、市議の大多数は「時期尚早」を理由に反対という結論が出た。二市二村合併構想は発信源の那覇市の市長と市会から一蹴されたのである。

早川知事は上京して内務省にこの経緯を説明して政府の意向を伺ったところ、「関係市村の意見を無視してまで強制合併を行う方針はなく、議決機関の賛意を得て正式に願い出てくれば十分検討して許可しよう」という回答を得た。

早川知事はなお大沖縄市建設構想には未練があって、翼賛壮年団や一部町内会を動かして合併促進の運動を呼びかけたが、昭和18年7月1日、早川知事は解任となり、後任に泉守紀（いずみしゅき）が第26代沖縄県知事に任命された。新知事が暗礁に乗り上げた県都合併問題にどう対処するか注目されたが、泉知事は次のように答えて、あくまで「白紙」の態度を堅持した。

「ともかく十分研究したい。各関係市村が下から盛り上がる力で県都問題を要望するか或いは決戦下早急にこれが実現を必要と認めた場合はともかく、県当局自ら慌てて大騒ぎするのは徒らに摩擦を起こすようなものだ。十分検討してから何とか解決の途を講じたい」（『大阪朝日新聞』（昭和18.9.19）

結局、戦時下の大合併構想は成否の鍵をにぎる関係市村会の時期尚早論で流産となるが、やがて襲いかかってくる鉄の暴風に焼き払われた廃虚の中から、戦後再建の青写真として大那覇市構想はふたたび芽を出してくるのである。

（4）国家総動員法と国民生活

昭和13（1938）年1月、第一次近衛内閣は日中戦争（支那事変）における国民政府と人民の徹底抗戦に手を焼き、「爾後国民政府を相手にせず」の声明を発して国民政府との和平交渉をうち切った。日中戦争は見通しの立たない泥沼の消耗戦となり、銃後の国民生活にも戦死者の増加と生活物資の窮乏化という戦争の影響が直接的にふりかかって来るように

なった。

一方で、国民の戦意高揚をはかるために精動運動はますます強化され、一般国民には戦争の真相は知らされないまま､銃後の強化を鼓舞する掛け声が全国津々浦々からあがった。沖縄県でも藏重知事が市町村長会を招集して地方長官（知事）会議における各大臣訓示を伝達し、非常時局に処する県民の心構えを強化すべく訓示を行なった。これを受けて各市町村では役場に市町村会議員、役場吏員、区長、学校職員、男女青年団、婦人会、在郷軍人分会、消防組幹部を招集し、大臣訓示等を伝達したほか、市町村としての決議を行なった。

小禄村の場合は昭和 13 年 2 月 11 日に次のような決議を行なっている。

「時局は今や一大転機を画し長期交戦に入るに到れり。吾等は此の重大時局に当たり更に新たなる決意の下に国民精神を総動員し以て銃後の強化と時難克服に邁進せんことを期す。小禄村民一同」

長期戦となった戦局の下、政府と軍部は新段階に対応すべく国内における軍需動員の本格化を急いだ。国家総力戦の遂行にあらゆるエネルギーを集中するために、経済・社会面の戦時体制への転換が緊要とされ、軍部は各界からの強い反対意見を強引におしきって、昭和 13 年 4 月 1 日、国家総動員法の公布を強行し、国民生活は戦時経済の厳しい時代を迎えた。

国家総動員法はそれまで単発的に出されていた戦時統制法を集大成したうえに、さらに物資・資金・労力・物価・言論出版・大衆運動などの統制にもおよび、国民生活の末端にいたるまで国家権力の強制力によって戦争協力に動員するものであった。しかも同法は具体的には随時政府が発する勅令によって無制限に発動されるもので、戦局が悪化するにつれて政府は同法をたてに戦時動員法や勅令や省令等を乱発して、銃後の国民生活は衣食住にいたるまで国家総力戦の遂行に集中するために強力な統制下に置かれることになった。

政府は国家総動員法に基づいて年次計画を策定し実施したが、昭和 13（1938）年度計画をみると､「長期持久戦時体制の確立」という基本目標のもとに､①物価統制､②消費節約､③輸出振興、④廃品回収、⑤貯蓄徹底、⑥生活簡素化などの十大方策を掲げ、早くも国民生活は「欲しがりません勝つまでは」の耐乏生活に追い込まれていたことがわかる。以後 7 年間におよぶ戦時統制経済の拡大強化はやがて国民生活を破滅に追い込むことになる。

国家総動員法の具体化は、「ソテツ地獄」（昭和大不況）からの脱却をめざして「沖縄振興十五ヵ年計画」を推進中であった沖縄県にも例外をゆるさなかった。戦時経済の破綻と統制の強化は経済基盤の弱い沖縄県にとくに深刻な影響をもたらした。軍事費の急増により振興事業の予算額は昭和 12 年度をピークに年々削減され､おまけに戦時インフレの影響で振興計画関係の予算は空手形同然になった。

軍需工業が皆無の沖縄県のような典型的な農村では､「銃後農村の建設」という国策のもとに、①戦線に兵士を供給すること、②軍需工場に労働力を供給すること、③食糧を増産し供給すること、の三大任務が要求された。

しかし、この三大任務は、当時の沖縄農村にとっては二律背反の無理難題というものだった。兵役や徴用で働き手をとられた農家には老人と子どもをかかえた女性しか残っていない。しかも農機具も肥料も不足がちな状態でどうして増産が達成できるか。県や市町村

の農業会はジレンマに陥っていた。

労力動員による働き手の払底は、農村社会を破壊的状況にまでおとしいれ、結局、後進県沖縄の救済策として期待された振興計画そのものが20%程度しか達成できず、農村救済どころか新たな「ソテツ地獄」に県民を追い込む結果となった。

とくに飯米の不足は深刻だった。沖縄県の年間米穀消費高は食糧米約36万石、酒造用米約2万石、計38万石であるが、これに対して県内生産高は約13万石にすぎず、需要の約3分の2にあたる約20万石は台湾を中心とする県外からの移入に頼らざるを得なかった。

もともと日本全体が食糧の20%は海外に依存し、とくに米穀の22%は輸入と移入に依存していた。それが戦争の拡大と長期化によって輸入が激減し、昭和15（1940）年には輸入食糧の占める割合は9%に低減した。

県では昭和15（1940）年4月から「沖縄県臨時飯米配給要綱」を首里市と那覇市を中心に実施に移し、切符制による飯米配給を開始した。配給は1人1日2合に制限され、食堂などの営業用には割り当てがなかった。この影響で、甘藷は2か月間で約7倍の値に暴騰し、飯米確保のため砂糖を横流しする動きもあって、砂糖販売統制をゆるがす事態にまでなった。おまけに昭和17年には沖縄諸島は40年来の大干ばつに見舞われ、食糧事情はいよいよ窮迫することになる。

県と町村は昭和14（1939）年以降、食糧増産運動に拍車をかけたが、その重点は甘藷の増産であった。ある意味で沖縄の強みは、飯米の不足をイモ食で補うことができる点にあった。昭和16年からは「食糧増産運動」は「戦力増強」とともに二大国策とされ、全国的に増産運動が展開されたが、労力不足になやむ県内にも例外は許されず、県から割り当てられた目標の達成に昼夜兼行の増産運動が展開された。実際に農村では月明かりで農作業にいそしむ姿も見られた。

（５）新体制運動下の村会議員選挙

昭和15（1940）年4月以降、ナチス・ドイツが破竹の勢いでヨーロッパ各国を席巻していたとき、日中戦争で泥沼にはまって窮地に立たされていた日本も、「バスに乗り遅れるな」を合言葉にナチス型のファッシズムの道へと突き進んでいった。昭和15年7月、第二次近衛内閣が成立して「基本国策要綱」が策定された。新国策は、武力南進（大東亜共栄圏構想）と日独伊三国同盟路線を対外政策の両輪として戦争の拡大強化をめざしたが、この方針を推し進めるために、「強力なる新政治体制を確立し、国策の総合的統一を図る」ことを内政の基本政策とした。

戦時下の近衛内閣の呼びかけで発進した新体制運動は、政党や組合や諸団体などを次々解体させ、やがて一国一党的な大政翼賛会政治に収斂されていく。その前哨戦となる動きが昭和15年7月に実施された町村会議員選挙に見られた。沖縄県では県下49町村で議員選挙が一斉に行なわれた。

小禄村・真和志村では、昭和15（1940）年7月1日に村会議員選挙が行なわれた。当選者は次のとおりであった。

小禄村会議員当選者（定数24人）。

赤嶺賢信（あかみねけんしん）　赤嶺松（あかみねまつ）　上江田清助（うええだせいすけ）　上江田善永（うええだぜんえい）　上地利一（うえち）

上原 勇	上原榮治	上原亀英	上原幸榮	上原良源
大城政昌	大嶺眞英	金城三郎	金城 弘	國吉忠雄
平良亀	平良亀助	高良加□	高原 弘	當間樽
長嶺照雄	長嶺樽			

真和志村会議員当選者（定数 24 人）。

赤嶺宗徳	伊佐亀千代	石橋好真	大城喜相	嘉数 昇
嘉数松雄	漢那安好	喜名朝幹	金城光順	金城眞榮
久田友昌	城間次郎	城間推好	勢理客完永	玉城樽助
仲嶺盛成	仲村渠加那	仲村渠清吉	比嘉憲光	比嘉俊雄
比屋定理榮	眞榮城守行	山城正太郎		

次回の村議会議員選挙は、昭和 19 年 7 月に行なわれる筈であったが、非常時体制の中、法律第 33 号により、小禄、真和志の村会議員選挙は 1 年延期されることとなった。

県当局としては「光輝ある紀元 2600 年祭の意義ある選挙であるから、県が強力に推進してきた国民精動総動員運動の精神を発揮して、旧来の白黒政争を一掃する絶好の機会だと認識して各町村に県職員の選挙監視官を配置して指導と監視にあたらせた。県当局が意図する理想選挙は、一党一派にとらわれた既成の政治勢力を排し、時局認識に目覚めた新人・若手政治活動家の進出と、白黒抗争による乱立を排して出来れば話し合いによる無競争選挙に持ち込むことであった。

投票の結果は、新聞報道で見るかぎり、第一の特徴は、投票率が大幅に低下したことが目につく。国家総動員法による労務徴用で多くの働き手が県外に流出していることの反映である。第二の特徴は、新体制運動の効果で新人が多数進出した反面、翌年の県会議員選挙の前哨戦という意味合いもあって、村長派と反村長派に色分けされた抗争対立が相変わらず続いている現状である。なお、真和志村では立候補者 37 人が 24 議席を争ったが、眞榮城守行村長の与党の地盤はゆるがず当選者 20 人という絶対多数を占めたことが特記されている。また、小禄村では定員 24 人に対して立候補者 26 人で実質的に無風選挙で、上原義弘村長の地位を揺るがす影響はなかった。

真和志、小禄などの島尻、中頭一帯を状況巡視した県の安倍地方課長は今回の戦時下選挙の状況を次のように総括した。

「どの町村でも新議員が相当進出しているし町村議全体の更新が行われたのであるから、心機一転して国家のため県のために、町村自治の振興のために此の際再出発をしてもらい、いやしくも一党一派に偏するが如き事なく全体主義に基づき、時局の波にさおさして共存共栄のために、国策への協力に努力してほしい」（『琉球新報』昭和 15.7.2）

（６）翼賛運動下の地方選挙

政治における新体制運動を、さらに底辺にまで拡大し、国家総動員法下の国民生活の末端まで「尽忠報国」の実践を浸透させて、戦争遂行に協力させようとする具体策が、大政翼賛運動であった。

大政翼賛運動は、①戦時統制経済の全面的再編強化、②大政翼賛会を中軸とした政治新体制、を二本の柱としていたが、要するに国家総動員体制に国民を駆り立てるための官制の動員組織であった。国民を総動員するには、単純な上意下達の動員ではなく、国民の側から自発的に盛り上がるような運動と組織が必要であった。

しかし、新体制運動も、結局、国民の民主的な要求を抑圧しながら国家官僚が上意下達で仕組んだ国策運動であったから、結局は国民を戦争への道へ動員する独裁的なファッシズム運動に変質していった。

昭和15（1940）年10月12日、大政翼賛会が結成された。これより前、昭和15年9月27日に日本政府は日独伊三国同盟に調印し、日中戦争の泥沼にはまっていた日本はファシズム陣営の側に立って第二次世界大戦へのめり込んでいくことになる。一方で戦争の長期化に閉塞感を感じていた一般国民にとっては、ドイツ、イタリアとの軍事同盟は力強い援軍を得たような期待感で迎えられた。

三国同盟と大政翼賛会を併せて歓迎する国民的な祝祭行事が各地で開かれた。

沖縄県では、10月13日、「大政翼賛三国同盟を祝う沖縄県民大会」を奥武山で開催した。4万人を動員した大運動場の演壇で、淵上房太郎知事の告辞に続いて当間重剛那覇市長が式辞を述べた。当間市長は45才の新鋭政治家で、沖縄の新体制運動をになう新星と期待された人物であった。式辞の中でも第二次世界大戦に突入したドイツ、イタリアを賛美し、長期化した日中戦争の打開のためにさらに戦争拡大を図っている日本との軍事同盟の意義を説いて、大政翼賛会の下での挙国一致・新体制の樹立を訴えた。

首里市では10月15日、沖縄神社前広場（首里城正殿御庭）に参集して武運長久祈願祭をとり行なったあと、引き続き記念運動場で「大政翼賛会三国結盟市民大会」を開催し、式典に続いて市中行進を行なった。

那覇市では10月31日、予算市会が開かれたが、議案の審議に先立ち長野議長から、「新体制を翼賛する那覇市会の固い決意を表明するために宣誓を行いたい」との提案があり全員賛同、拍手をもって次のような宣誓を決議した。

「吾等聖旨を奉戴し一切の私心を去り過去に泥（なず）まず、個々の立場に捉われず協心戮力臣道践に全力を尽くし以つて叡慮を安んじ奉らん事を期す。」

大政翼賛会沖縄県支部は昭和15年12月10日に波之上神社で結成式を挙行し、翌年1月には県庁内に事務局を設けて下部組織の整備にとりかかった。支部長には淵上知事の後任として1月7日に着任したばかりの早川元知事が就任した。

支部長の下に常務委員会が置かれた。知事の推薦で、革新活動家として県民の期待を集めていた護得久朝章（ごえくちょうしょう）、桃原茂太（とうばる）、柴田米三（しばたよねぞう）、平良辰雄（たいらたつお）、当間重剛、来間泰邑（くりま）など10人の常務委員が任命された。さらに全市町村支部に模範的な若手活動家10人前後を抜擢して推進委員に任命して津々浦々に翼賛運動の網がはられた。

組織はできたが実際に組織運営の衝にあたるのは事務局である。早川知事は、組織部長に来間泰邑、庶務部長に尚謙（しょうけん）という新進気鋭の人材を登用した。さらに昭和17（1942）年10月、同会の機能強化のために、当時、“新鋭青年市長”として注目されていた当間重剛那覇市長を抜擢して事務局長に就任させたのも新体制色のアピールに役立った。那覇市

長の席を投げ打って翼賛会入りした当間重剛は、県支部長である県知事の事実上の代理として戦時下の県民動員に辣腕をふるうことになる。

沖縄県翼賛壮年団の初代団長には産業組合連合会会長の平良辰雄が就任、翼賛会県支部の来間組織部長が事務局長を兼任した。団長は１年半後に那覇市長の当間重剛が後を継いだ。翼賛壮年団の活動は大きく２つの分野にまたがっていた。1 つは、団員自身の心身の鍛練であった。団はしばしば錬成会を開いて、厳冬の海で禊ぎを行なったり、国民礼法を行なったり、駆け足訓練や奉仕作業などの団体行動を行なった。2 つ目の活動は、各級常会の推進委員になって「常会徹底事項」を下部組織に徹底させる活動に従事したり、戦意高揚の宣伝活動、時局認識の講演会、配給業務の指導、供出の督励、闇取締り、禁酒運動など、住民の戦時生活に密着した活動を展開した。

城間雄蔵の思い出話　昭和 17 年の翼賛選挙の頃、衆議院議員から市町村議員にいたるまで、立候補者は翼賛会が定員一杯で推薦を立てていた。翼賛会推薦といえば、大きな力があり、官選の弾圧ともとれた。私は儀武、渡嘉敷、真栄城らといっしょにあえて非推薦で立候補したら、巡査に監視された。だから支持者も寄り付かず、ポスターを貼ればその下に“出たい人より出したい人を”というビラをベタベタ貼られた。しかし、非推薦の 4 人ともみごとに当選したのは、痛快だった（昭和 4 年から昭和 29 年合併まで首里市会議員）。

翼賛壮年団が最も重点目標として力をいれたのは翼賛体制の確立をめざす翼賛選挙の選挙運動だった。真の狙いは沖縄政界の悪弊ともいうべき白黒政争の根絶にあった。とくに首里、那覇の市会における市長選挙をめぐる紛擾は市制発足以来の持病ともいうべき深刻な問題であった。

当時、両市の市長選挙は市会議員のみが選挙権をもつ間接選挙制であった。従って、那覇市会 36 議席、首里市会 30 議席の市会は市長派と反市長派の二大派閥に分立し、さらに小人数の派閥の離合集散によって市政が左右されるという派閥政治が続いていた。昭和 13（1938）年の首里市長選や翌 14 年の那覇市長選挙においても、選挙戦の抗争が激化して、「乱麻のごとき市長選」とか「泥仕合の市長選」といわれて混乱をきわめ、市政の空白を埋めるために県当局が乗り出して管掌市長を任命するとか、県知事が仲介の労をとるなどの異常事態をまねくことが常態化していた。昭和 13 年の首里市長選で辛うじて混戦を制した伊豆見市長は、白黒政争の選挙戦をふりかえって、「国民精神総動員の趣旨に副い一致協力して時局対策に邁進すべき時に、いつまでも黒白政争を続けるわけにはいかない。従来政争の激しかった町村さえ時局に目覚めて政争を解消して一致協力へ向かっている」と述懐している。

時代はたしかに動いていた。新体制の下で県内政界でも政党はすべて消滅、旧党員はことごとく翼賛会に加入し、県会も大政翼賛会への協力を宣言して「決戦県会」に様変わりしていた。

そういう状況の中、昭和 17 年 6 月 5 日に那覇・首里両市の市議会議員選挙が実施された。

那覇市会議員当選者（36 人）。

富山徳潤（とみやまとくじゅん）	宮里良永（みやざとりょうえい）	石川清輝（いしかわせいき）	糸嶺篤忠（いとみねとくちゅう）	上原仁慶（うえはらじんけい）
宇良宗樽（うらそうたる）	大城佑章（おおしろゆうしょう）	大湾喜忠（おおわんきちゅう）	我那覇生精（がなはせいしょう）	上運天賢良（かみうんてんけんりょう）
嘉味田朝春（かみだちょうしゅん）	金城清栄（きんじょうせいえい）	具志頭得助（ぐしちゃんとくすけ）	翠宮城邦儀（ぐしみやぎほうぎ）	河野之烏（こうの）

小谷良助	佐久川長吉	佐藤好雄	島袋全發	城間康昌
瀬名波良持	高良三郎	當間眞吉	當銘直喜	中孝徳
長田紀善	長嶺但保	仲本為美	仲村渠盛慶	比嘉榮眞
比嘉加栄	真栄田世勲	牧志眞喜	山口保仁	山里将貞
山田有幹				

首里市会議員当選者（30人）。

伊豆見元永	徳村政輝	新垣尚紀	新垣淑信	泉川寛文
上里忠良	翁長良昌	嘉数政男	儀武息睦	久高友喜
古波蔵安静	古波蔵均秋	志堅原良恵	島村方明	城間雄蔵
田場盛功	田場典弘	玉城尚秀	玉那覇有喜	玉那覇有宏
津嘉山珍璘	照屋寛宜	渡嘉敷宗賀	野原朝直	花城清用
眞榮城玄明	松堂厚章	宮城永蔵	與座盛喜	與那嶺清義

昭和17年の衆議院選挙や県会議員選挙などの、いわゆる翼賛選挙においては翼賛会推薦候補への一本化を画策したものの、非推薦の立候補を防ぐことができず、結果として、翼賛壮年団は先頭に立って推薦候補者の運動の先鋒をつとめ、非推薦候補者に対して「親英米的」とか「自由主義者」「反軍思想家」などのレッテルを貼りつけ、陰に陽に妨害活動を行なった。その結果、沖縄県では、衆議院議員定員5人のうち4人の推薦候補が当選、県会議員選挙においても7割、首里市会議員選挙では8割3分の議席を翼賛議員が占めた。

（7）町内会・部落会、隣組

昭和15（1940）年9月、内務省は「国策を汎く国民に透徹せしめ、国策万般の円滑なる運用」を目的として、「部落会、町内会等整備要領」を公布して翼賛運動の下部組織として隣組制の整備に取りかかった。

部落会・町内会ー隣組の制度はもともと自力更生運動や精動運動の実践班として組織されたのが始まりだったが、これを戦争遂行の国民統制組織に改編強化したのが今回の内務省令のねらいだった。

戦時訓示を聞く那覇の婦人たち『那覇市水道50年史』

従来の精動運動や国民運動が掛け声のわりには一般国民の生活から遊離しがちであった反省から、政府は新しい隣組組織の性格を「隣保団結の精神」に基礎をおいた自治組織と規定し、ナチス型の「下からの自発的な国民運動」をめざしていた。しかし、内務省の方針は「時局に即応し常会を通じて敏速かつ計画的に国策を徹底せしむること」と明示しており、部落・町内常会ー隣組の実際の機能は戦時行政の末端

機関という枠組みに繰り込まれていき、結局は「上意下達」の日本型ファッシズムの下部組織になっていった。

内務省訓令は、隣組の目的として次の４点を示している。

①隣保団結の精神に基づき市町村住民を組織統合し万民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行せしむること。

②国民の道徳的錬成と精神的団結を図る基礎組織たらしむること。

③国策をひろく国民に透徹せしめ国策万般の円滑なる運用に資せしむること。

④国民経済生活の地域的統制単位として統制経済の運用と国民生活の安定上必要なる機能を発揮せしむること。

日中戦争は泥沼化し、国家総動員法の下での戦時経済も破綻しつつあったから、軍需動員を維持するには消費節約と国民貯蓄による国民生活からの収奪を一層強化するしかなかった。政府が示した「隣組の目的」も国民生活を犠牲にした経済統制の機能が眼目であったことは言うまでもない。

県当局は、中央からの指示に従って、県訓令「部落会町内会等整備要領」を策定し、精動事務局（のち振興課、地方課）が主管となって市町村におろして組織化をすすめた。昭和 16 年 10 月末現在、県下に 780 の部落会・町内会、約 1 万 1000 の隣保班（隣組）が結成され、1 年以内にほぼ県下全域に組織化が完了した。

那覇市では、昭和 15 年 10 月に公会堂において市内 26 か町の町会長が参集し、市当局から提案された「那覇市各常会組織試案」を検討・協議した結果、まず下部組織となる隣組の確立をはかり、隣保班（隣組）・町内会・市常会へと上層組織へ組み立てていく方針を決定した。町会の名称を「町内会」に統一し、衛生組合、納税組合、貯蓄組合などを解消して町内会に一本化し、既存の自治振興委員会、選挙粛正委員会、農村経済更生委員会、社会教育委員会、米配給委員会などもすべて町内会の上部組織である市常会へ統合されることになった。

町内会（部落会）は毎月 1 回常会を開催することが義務づけられていた。常会では、毎月情報局から発表される「常会徹底事項」が伝達され、ただちに各隣組において実行するとともに、その結果を常会に報告することが義務づけられていた。毎月の「徹底事項」の中には、燃料・電力の消費節約といった国策協力から、完全咀嚼、食前食後の感謝の言葉、といった生活の細部に至る注意事項が列挙してあった。

このほか、町内会（部落常会）から降りてくる業務は、住民登録、配給制度の管理運営、移動及び人口統計、生活必需物資の配給、戦時国債の割当消化、貯蓄の奨励、金属類の回収、徴用・勤労奉仕作業の割り当て、戦災証明、防空訓練、警察情報の提供（防諜対策）、疎開事務など、戦時下の住民生活のあらゆる分野に隣組が関与し、互いに助け合いながらも同時に監視しあって、住民の思想・行動までが統制の対象となった。

首里市会では昭和 17 年度更正予算には多彩な戦時予算が盛り込まれているが、なかでも各町内会においては上部から降りてくる時局事務が急激に増大しており、これに対処するために町内会長の活動範囲を拡大強化する必要があり、町内会事務補助費を大幅に増額して 1 か町内会に平均 10 円宛都合 19 か町分を計上して町内会活動の強化をはかることにした。

第２節　十・十空襲と沖縄戦

（１）太平洋戦争の推移と小禄飛行場

昭和 16（1941）年 12 月 8 日、ラジオ放送は対米英開戦の臨時ニュースを繰り返し流していた。「大本営陸海軍部午前 6 時発表。帝国陸海軍は本未明西太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」

国民は緒戦の大勝利に狂喜した。沖縄で開局したばかりのラジオ放送に沖縄県民も同じく歓声を上げた。しかし破竹の勢いで西太平洋を制圧した日本軍もわずか半年で戦力の限界に達し、昭和 17 年 6 月のミッドウエー沖海戦では主力航空母艦四隻を撃沈された。これによって日米の海空戦力は逆転し、制空・制海権を失った日本軍は米軍を中核とする連合軍の反攻の前に敗退を続けることになる。とくにガナルカナル島では半年間にわたる攻防戦で日本軍は次々と兵力を投入し続けて作戦を強行したが、海軍の航空兵力を消耗しつくし、補給線をたたれて孤島のジャングルのなかに多くの餓死者を出し、ついに昭和 18 年 2 月初旬に同島からみじめな撤退をよぎなくされた。

昭和 18（1943）年 9 月、大本営は従来の戦争指導方針を変更して千島から内南洋（中・西部太平洋)、西部ニューギニア、ビルマを結ぶ線を「絶対国防圏」と定めて戦線の再編・強化をはかった。沖縄からの開拓移民が多いサイパン島、テニアン島などを含むマリアナ諸島がその最前線にたたされた。風前の灯となったこれらの島々を後方から支える戦略基地として沖縄本島を中心とする南西諸島に強力な航空基地を建設する計画が浮上してきた。いわゆる「不沈空母」構想である。

沖縄における航空基地の建設では、海軍の小禄飛行場が先行していた。

小禄飛行場は昭和 8（1933）年から 9 年にかけて南西諸島を管轄する海軍佐世保鎮守府が沿岸警備と緊急避難の拠点として喜界島から南大東島までを結ぶ簡易飛行場として設定したものだった。沖縄における航空時代の幕開きであった。

列島の海軍飛行場群の中核をなす小禄飛行場は、昭和 8 年に小禄村鏡水、大嶺一帯に建設工事を開始し、昭和 9 年 5 月に完成した。当初は長さ 750m、幅 50mの滑走路をＬ字型に連結した簡易な構造で、沿岸警備用の小型機が発着できる規模しかなかった。

昭和 10 年 10 月、飛行場は通信省航空局の管理に移され、名称も那覇飛行場と改め、福岡～那覇～台北線の旅客機が週 1 便ほど運行した。昭和 12 年 7 月に日中戦争（支那事変）が始まり、その影響もあって那覇飛行場を離着陸するダグラスDC３型機の便数は急増し、駐機場も手狭になったので昭和 15 年には逓信省航空局によって敷地を 23 万㎡に拡張し、滑走路も 1500mに延長された。

昭和 17 年 12 月の太平洋戦争勃発とともに那覇飛行場は南方への玄関口として戦略的な重要拠点となった。駐機場には陸海軍の軍用機が常駐し、飛行訓練も活発に行なわれ、軍事色が濃くなってきた。昭和 17 年半ばごろからは沖縄近海にもアメリカの潜水艦が出没し、南方から軍需物資を運んでくる輸送船船団に被害があいつぎ、南西諸島の航空基地の機能強化が緊急の課題となってきた。海軍佐世保鎮守府は小禄村大嶺と鏡水に新たに約 13 万 2000 ㎡の用地を確保し、昭和 18 年から国場組、宮本組などの地元土建会社に請け負わせて拡張工事を施工した。

昭和 18 年８月、飛行場の管理は再び海軍に移管され、名称も「海軍小禄飛行場」に戻った。そのころは小型飛行機が敵潜水艦の接近を監視する哨戒活動が主だったが、やがて小禄には沖縄航空隊（司令官羽田次郎大佐）が常駐するようになり、小禄飛行場は完全に海軍の航空基地となった。

第１回目の小禄飛行場用地『小禄村誌』

翌昭和19年になると沖縄近海を通る輸送船が敵潜水艦の雷撃をうけて沈没する被害が多くなり、南西諸島の航空基地の重要性が注目され、同年 1 月、佐世保鎮守府は奄美から沖縄諸島にかけての既設の海軍飛行場群＝小禄飛行場、南大東飛行場、宮古島飛行場、石垣島飛行場の拡張整備に着手することになった。小禄飛行場の拡張計画は、滑走路を拡張して対潜水艦用の小型機を常駐させた。将来は艦攻１隊が常駐できるように滑走路を 1500ｍに拡張、航空作戦基地として使用できるように風水害対策をほどこすというものだった。

小禄飛行場の建設工事では防衛召集や労務徴用などで地元住民を根こそぎ動員しての整備作業に拍車がかけられた。村内に海軍設営隊が駐屯し、現地召集された防衛隊を中心に徴用労務者や男女青年団、婦人会、男女学徒の勤労奉仕隊などの協力を得て昼夜兼行の建設工事が続いた。小禄、豊見城、那覇の住民の可働者のほとんどは徴用令状で動員されて交代制で数日から十数日間の重労働に通勤した。遠くは島尻郡全域から泊込みで交代勤務に応じた青年男女も多かった。ピーク時には１日平均 3000 人の民間人労務者が働き、数百台の荷馬車が近隣市村に割り当てられた。作業時間は１日 10 時間余におよんだ。地域住民は、徴兵や徴用や防衛召集で男手を取られたあとの農村にさらに過重な勤労動員が押しつけられたので、戦場化にそなえた食糧増産運動にも十分時間をとることが叶わず、やがて戦時食糧の枯渇にゆきつく結果をまねいた。

昭和 19（1944）年に南西諸島の防備を目的に新設された第 32 軍（沖縄守備軍）の麾下部隊は４月以降逐次沖縄諸島の各地に展開しつつあったが、海軍部隊の方も早晩米軍が沖縄に侵攻してくることを予想して４月 10 日に沖縄方面根拠地隊（司令官新葉亭造少将）を新設、小禄海軍飛行場を中心に防備態勢を確立した。南方戦線の経験から米軍の猛烈な砲爆撃に耐えるうる航空基地を維持するためには掩体施設を強化し要塞化をめざす必要があった。拡張整備工事はさらに延々と続き、昭和 19 年８月からは陸軍飛行場設定隊の応援を得て緊急作業が行なわれ、９月末にはほぼ計画通りの航空作戦基地としての飛行場が完成した。

しかし同年 10 月 10 日の十・十空襲では完成したばかりの飛行場は第一撃の攻撃目標になり、地上の飛行機はほとんど撃破され、滑走路には大きな弾痕ができた。破損した滑走路はただちに飛行場部隊の決死の活動によって修復され、翌々日からは台湾沖航空戦に出撃する飛行隊の中継基地として重要な役割をはたした。

翌昭和 20（1945）年になると年頭早々から沖縄全域は米軍の相次ぐ空襲にさらされた。

各地の飛行場はそのつど銃爆撃を受けて滑走路をはじめとする諸施設が破壊された。空襲がやむと飛行場設定隊や現地召集の防衛隊が危険をおかして修復作業にとりかかり、飛行団の作戦行動を必死になって支援した。

昭和20年4月1日、米軍は沖縄本島の読谷、嘉手納の陸軍北飛行場と中飛行場を第一の目標として上陸作戦を展開し、やがて島の南端の航空基地である小禄飛行場にも攻撃の矛先を向けてきた。

小禄飛行場には6月4日に米海兵師団が上陸、地下陣地に立てこもる海軍部隊（沖縄方面根拠地隊）との間に地上戦闘が12日間続いた。攻撃する米軍にも多数の戦死者が出たが、総兵力1万人のうち現地召集の防衛隊員が3分の1を占める陣容では抗するすべもなく、10日間の戦闘の後部隊は解散、大田實（おおたみのる）司令官は13日未明に自決して沖縄海軍部隊は消滅した。大田司令官は自決に先立って海軍次官宛に沖縄戦の実情を詳細に報告した電文を送った。内容は沖縄県民が献身的に軍に協力したあげく悲惨な戦場をさまよう姿を叙述したあと、次のような有名な文言で締めくくっている。

「…陸海軍沖縄に進駐以来、終始一貫、勤労奉仕、物質節約を強要せられて、ご奉公の一念を胸に抱きつつ遂に…（不明）…報われることなくして、本戦闘の末期を迎え、実情形容すべくもなし。一木一草焦土と化せん。糧食6月一杯を支えるのみなりと謂ふ。沖縄県民かく戦へり。県民に対し、後世特別の御高配を賜らんことを」

（2）全島要塞化と疎開問題

昭和19（1944）年2月、日本海軍のトラック島基地が米軍機動部隊の奇襲攻撃をうけて壊滅した。中部太平洋の日本軍の航空戦力は危機的状態に陥りマリアナ諸島の防衛も危うくなってきた。ここにいたって大本営（最高戦争指導部）は絶対国防圏を後方から支えるために、これまで軍事的には空白にひとしかった南西諸島に緊急に飛行場を建設して「不沈空母」として利用する新作戦構想をうちだした。

同年3月、「今後とるべき戦争指導大綱」で「航空兵力を中心とする陸海戦力の飛躍的充実」のために台湾と南西諸島の防衛強化に重点をおく方針が示された。これを実行するために第32軍（沖縄守備軍）が新設され、沖縄島を中心とする南西諸島に配備されることになった。

第32軍の主な任務は、南西諸島の航空基地（飛行場）の整備・補給・警備であったが、軍が新設された昭和19年3月現在、海軍の小禄飛行場のほかには航空基地といえる設備は皆無にひとしかった。

4月1日に正式に軍の指揮を開始した渡辺正夫（わたなべまさお）軍司令官は各部隊に次のような注意事項を指示した。

①全力を尽くして速に飛行場設定を完成すること。②地方民衆を使用し又之と協同作業するを以て特に森厳なる軍紀を保持し活模範を示すこと。③飛行場の直接警戒及び警備特に防空の万全を期すること。

緊急に飛行場を建設するためには「地方民衆」の協力が不可欠であった。このことが60万県民の運命を左右することになるのである。

太平洋戦争の緊迫した戦局のもとで沖縄全域の「不沈空母」化は昼夜兼行の突貫工事で進められた。この大土木工事には、渡辺軍司令官の指示にみられるように「地方民衆の使用と協同」が不可欠だった。県民の協力には物質的な協力と労務提供の２種類があった。物質的には、軍用地の提供、資材と食糧の提供が市町村を通じて部落会と隣組に課されてきた。

飛行場の用地接収には国家総動員法が適用されたので地主の意向は無視された。

飛行場工事への労務動員は、国民動員令に基づいて県動員課と国民動員署が軍の要請をうけて割当計画をつくり、これを市町村から部落会におろし、区長の責任で区民に交代制で割り当て、およそ２週間期限の勤務に送り出した。建設工事は少数の飛行場部隊と現地徴用労務者の共同作業で進められたが、工具といえば、軍用トラック、トロッコ、スコップ、ツルハシのほかはろくな土木器具もなく、軍民混在しての人海戦術に頼るほかなかった。

徴用工の最大の不満は食事問題で、食糧難の時代に労務者が溢れているので毎日の食糧調達に困難をきたし、空腹をかかえての重労働がつづいた。

農家では、出征や軍需工場への徴用で男手が不足しているうえに相次ぐ飛行場建設の労務動員で食糧増産にも支障をきたすようになり、おまけに甘藷や木材や縄などの物資供出も割り当てられてくるので苦難の連続であった。

沖縄中が軍民一体の飛行場建設と陣地構築に明け暮れていた最中、どこからともなくサイパン玉砕の報が伝わってきた。サイパンには多数の沖縄出身の移民がいる。肉親、親族の悲劇の報せは県民に大きなショックをもたらしたが、巷には誰いうとなく、「次は沖縄だ」という噂が流れた。

サイパン島の日本軍と日本人移民が悲惨な玉砕を遂げた昭和 19 年７月、政府は緊急閣議を開いて沖縄からの本土へ８万人、台湾へ２万人の老幼婦女子の疎開を決定、７月中には完了するように県知事宛てに指示してきた。沖縄県民の疎開は、サイパンの悲劇を繰り返さないという政府の判断でもあったが、むしろ沖縄決戦必至という戦況で、島嶼作戦における軍の食糧確保と作戦行動の自由を妨げられたくないという軍の意向も強く反映したものだった。従って、戦闘能力のある青壮年男女、警防団員、医師、役所吏員等は疎開が禁じられていたから疎開は家族離散を意味し、人びとを躊躇させた。

県は、警察部所管の下に特別援護室を設置して、県－市町村－町内会・部落会－隣組を通して疎開を呼びかけたが、家族離散と異郷での生活不安があって希望者は少なかった。十・十空襲以前に疎開したのは本土出身の県庁職員や寄留商人の家族や、学校単位の学童疎開が主だった。

学童疎開は、「家族の分散によって血筋を絶やさない」という悲壮な決心で踏みきる家族が多かった。国民学校３年生から６年生までの計 5586 人が宮崎、熊本、大分の３県に慌ただしく送り出された。しかし、８月 22 日、疎開学童を乗せた対馬丸が悪石島沖で米潜水艦に撃沈され、疎開学童 750 人余を含む 1400 人余の乗船者が犠牲になった。遭難者の大半が那覇の学童であり市民であった。県民の動揺を恐れた官憲はこの大悲劇をひた隠しにしていたが、情報はどこからともなく流れ出て、疎開業務に一層ブレーキをかけた。このころから沖縄近海には米潜水艦がさかんに活動しており、疎開そのものが危険な旅になってい

た。

結局、政府と県が計画した集団疎開は、「7月中の10万人疎開」どころか、翌年3月の沖縄戦開始までに最終的に県外疎開者は本土に約6万人、台湾に約2万人、総数7万3000人にとどまった。

（3）十・十空襲

昭和19（1944）年10月10日、沖縄全域で軍民あげて飛行場建設と陣地構築に全力をふりしぼっていた最中に米軍の機動部隊の艦載機のべ約1400機が沖縄諸島の軍事施設と県都那覇市に大空襲をかけてきた。ハルゼー提督指揮の第三艦隊隷下の第一機動部隊から発進した艦載機の編隊は午前6時すぎに沖縄守備軍の不意をついて空襲を開始した。第一次攻撃は小禄、読谷山、嘉手納、伊江島の飛行場をねらって大量の爆弾、ロケット弾、機銃掃射を浴びせてきた。第2波、第3波と続く空襲では船舶、無線施設、港湾施設などが目標にされ、午後1時からの第4波、第5波は那覇の市街地に向けられた。爆弾と機銃に続いて大量の焼夷弾が投下され市街地を焼きはらった。猛火は夜半におよび県庁や一部のコンクリート建物を残して約9割が炎上した。

十・十空襲　空襲直後の那覇港および那覇市街
（沖縄県公文書館提供）

この空襲でこうむった損害は、死傷者785人、那覇、渡久地、運天の港湾に停泊中の艦船155隻、完成まじかな各飛行場の滑走路と付属施設が大破し、また周辺離島の連絡船や漁船もおおかた沈められて孤立状態に陥った。軍関係では飛行場と港湾、その他の軍事施設の損害のほかに、500万発の弾薬と約1か月分の軍用食糧と大量の燃料を焼失し、このことが以後の作戦にも深刻な影響をおよぼす打撃となった。

県民の側からすれば、「無敵皇軍」と豪語していた友軍が、敵機動部隊の来襲を予知できずに奇襲攻撃をゆるしたことと、軍民一体となって建造した高射砲や機関砲などの対空砲火が艦載機の低空攻撃に対してほとんど無力にひとしかったことが失望感や不信感を招いた。

一方、米軍にとっては、来るべきフィリピン攻略作戦の前に後方航空基地となる南西諸島の軍事施設を無力化したばかりか、空爆とともに行なった沖縄全域の空中撮影が今後の作戦計画に大いに役立つことになった。（『那覇10.10大空襲』大田昌秀）

この空襲によって那覇市の市庁舎は焼失した。市役所の証憑種類や重要書類や記録は市長室後方の奉安殿内に保管してあり、一部は公会堂と市庁舎の間の防空壕に避難させたが、その他多くの行政書類が短時間にことごとく灰と化した。

市は 11 月 15 日から真和志村松尾原の焼け残った県庁横の「紅房」内に仮事務所を設けて罹災者の救護と近隣村や国頭疎開の事務にとり組むともに市行政の再建に取り組んだ。罹災者へ救援物資を配給するほか､罹災者を対象とした県内外への疎開事務に取り組んだ。

11 月 15 日付『沖縄新報』には次のような広告が掲載されている。

「那覇市民の家屋並家財焼失せる罹災者にして現在市内に居住せる者は現住所と旧住所並家族人員数氏名年齢記載の上市役所へ申告されたし。申告願に戦時災害保護法に依る応急救助費支給せらるゝに付 11 月 25 日迄に速かに申告せられたし。／追而、申告用紙は市役所に於いて交付す。但し、従来那覇市民にして現在那覇市以外に居住せる者は其の居住地の市町村に於いて救助費支給せらるゝにつき至急申告相成度し｡事務所　県庁隣紅房内」

同じ紙面に､「真和志村敢闘」という見出しで隣村真和志村民が罹災者救援に活躍した様子が次のとおり報じられている。「島尻郡真和志村では十･十空襲後那覇市から罹災者がドッと流れこみ、現在は非農家を 1 万 3 千人も抱えて 6□農家の食糧増産によって生活を賄っているが、そのため供出割当の如きも軍部への要求を満たしつつあおり 2 万村民の食糧確保のため各部落農家は供出割当名簿をつくり供出完遂に必死の努力を鍬に叩き込んでいる」

那覇市は大空襲で大方が廃虚と化し、市民は離散し、市役所の建物も書類もほとんど焼失し、市職員の多くは九州や国頭に疎開し、自治行政の機能はほとんど失われてしまったが、それでも各所に事務所を分散して疎開事務や罹災市民の救護、焼け跡整理などの最低限の業務はほそぼそと維持し続けた。

11 月下旬には防空対策として仮事務所を各所に分散し、本部を牧志町の牧志クラブに、戸籍課を牧志 2 丁目に、勧業課と衛生課を壺屋町においた。さらに昭和 20（1945）年 2 月中旬からはこれらの事務所を真和志村の安里八幡宮付近の民家に移した。

（４）戦時行政

那覇市では昭和 19 年 11 月 20 日、市議全員協議会を開いて、罹災者の救済と市の復興対策について協議したが、市域の 9 割が焼失し、数万の市民が離散し、約 1 か月たって復帰してきた市民わずかに 1 万 3000 余人という寂しさでは何から手をつけていいか戸惑うばかりだった。それでも 11 月 30 日には再び臨時市会を開いて、空襲災害復旧の暫定予算編成の件を審議した。

沖縄県も 11 月 20 日、「戦時災害対策本部」を設置して次の方針を発表した。

①罹災民の那覇復帰は可及的にこれを避け、他の市町村に吸収居住させる。

②那覇市の整備については暫定的に復帰者住宅、焼失官公庁の再建を主眼とする。
　平坦地、焼跡は甘藷畑、野菜畑として開墾させる。

③那覇市民の大半であった中小商工業者を軍需関係労務、食糧増産関係労務に労務転換をする。

④国民学校児童を市内復帰と他市町村転置に分け措置する。

⑤罹災開業医は衛生課嘱託に任命し、移動救援隊として保健衛生に当たらせる。

⑥島内、県外の疎開を続行する。

輸送力は県民生活や戦力に影響するとあって、その復旧がいろいろ考案されたが、山原

船は半徴用の形で統制下に置かれていたので、市民の疎開や物資輸送などで活躍したのは荷馬車であった。荷馬車は空襲の被害も少なかったので、一般民間輸送のほかに軍の工事などに百台単位で徴用されることがあった。

県当局では、空襲後の新しい都市計画の構想なども検討したようだが、年が明ける正月早々からB29爆撃機が侵入して偵察飛行や空襲もしばしば繰り返される戦況となり、島内は急速に山原疎開や県外疎開などで浮き足立ち、現地に踏みとどまる人びとも非常時食糧の確保で夜も昼もない慌ただしい生活が続いた。

十・十大空襲で現代戦の破壊力を初めて体験した県民は、浮き足だって県外疎開を希望するものが急増した。沖縄の戦場化は必至という予測が広がり、「家族の分散」をむしろ真剣にかんがえる空気になってきた。以後、軍用物資を運んできた輸送船は帰りには疎開者を満載して那覇港を出て行ったが、しかし沖縄近海は敵潜水艦に包囲されて戦場化している状態であり、軍用船の往来そのものが激減してきたので県の疎開事務は思うようにはかどらなかった。

12月中旬、沖縄守備軍は「南西諸島警備要領」を決定し、沖縄県に対し次のような住民対策を要請した。

①戦闘能力、作業力のある者は、戦闘準備および戦闘に参加する。
②60才以上の老人、国民学校以下の児童、これを世話する女子は昭和20年2月末までに戦闘を予期しない本島北部に疎開する。
③各部隊は自動車、舟艇で住民の疎開を援助する。
④その他の住民の中で直接戦闘に参加しない者は、戦闘作戦準備作業、農耕、その他の生業に従事し、敵が上陸する直前、速やかに本島北部に疎開する。
⑤県知事は本島北部に疎開する住民のために食糧を集積、居住設備を設ける。

軍司令部も沖縄県も県外疎開には過大な期待を持たずに、国頭疎開に県行政の重点を移したのである。

（５）戦場行政

十･十空襲後の県行政の課題は食糧確保と人口移動（疎開）の2本にしぼられた。しかし肝心の県庁は大空襲の打撃で麻痺状態に陥っていた。県庁や知事官舎は焼失をまぬがれたにも関わらず泉守紀知事は早々に県庁を普天間の中頭地方事務所に移したために罹災者救済の緊急事務さえ混乱した。そのうえ、県知事はじめ県庁の幹部や専門職員はほとんど本土出身者であったために戦争の足音が高まると共に、本土出張を名目に沖縄を離れたまま帰任しない幹部職員や教職員が続出し、ついには泉知事までが12月中旬に住民対策を内務省と協議するという名目で軍用機で長期出張したまま沖縄へ帰任せず、県行政は空白状態に陥っていた。泉知事は、たえず無理な要求を押し付けてくる軍との間に折り合いが悪く、以前から沖縄を離れたがっていた、という世評だった。敵上陸必至の孤島県に最後まで踏みとどまった県庁幹部はやがて摩文仁岬の戦場で島田叡（しまだ さとし）知事とともに殉職する荒井退造警察部長だけになった。

内務省では、現地軍に非協力的な泉知事に見切りをつけ、昭和20（1945）1月12日、東京出張中の泉知事に香川県知事への異動を発令し、後任には大阪府内政部長の島田叡を任

命した。島田新知事は、1 月 31 日に決死の覚悟を胸にひめて単身で赴任してきた。2 月 7 日、新知事は県庁の部課長会議を開いて戦場行政の新方針を打ち出した。県は昨年 7 月以来全力をあげて県外疎開の業務を進めてきたが、ここに至って軍の作戦方針に協力して戦場行政に転換するというものだった。

戦場行政の方針は、県行政の業務を①県民食糧の確保、②老幼婦女子の国頭地区への緊急避難の 2 点に集約し、平常業務はすべて停止し、県庁職員を人口課と食糧配給課の 2 課のみに集中させた。国頭疎開の対策として、国頭地方事務所を強化し、塩屋署を新設し、旧土木課の職員を派遣して避難小屋の築造にあたらせるなど、疎開受け入れの準備を開始した。だが馬車や船はおおかた軍の徴用になっているため短期間での人口移動に対して組織的な対策は打ち出せなかった。

沖縄県は県庁本部を城岳の壕に移していたが、2 月 10 日、城岳隣の県立二中の校舎に 2 市 2 郡の市町村長、学校長、翼賛壮年団長を集めて緊急市町村会を開いた。軍参謀から「敵機動部隊が沖縄に来攻することは必至である」との正式見解が発表された後、県からは、中南部地区から老幼婦女子約 20 万人を国頭地区に疎開させる計画について説明があり、その輸送方法等について検討された。

翌 2 月 11 日には疎開計画は早速実行に移され、内政部に人口課が新設され、県内外の疎開事務を一元的に担当することになった。土木課や警察部も疎開業務に協力することになった。とくに首里、那覇から大量に移動してきた退避者のために、土木課は専属の設営班を編成して国頭山地の各所に避難小屋を設営した。

最大の難問は民間食糧の確保だった。軍司令部からは 6 か月分の民間食糧を確保するように要請があったが、当時県には 3 か月分の配給米の備蓄があるのみだった。軍には 6 か月分の食糧が確保されているがこれを民に分けることは拒否された。不足分は台湾から移入する計画であったが、海上輸送の情勢が悪化したため思わしく進まなかった。県部課長会議は次のような結論をだした。

①芋の生産に重点をおくが、消費の現状から大家畜をつぶして食糧にあてる一方、家畜の減少によって浮く量を人間の食料にふりむける。
②雑穀もできるだけ確保して主食にあてる。
③北部地区をはじめ全島にわったって、蘇鉄を採取して備蓄食糧とする。
④台湾総督府との直接交渉で、相当量の台湾米を移入する。

島田知事は、国頭地方事務所長の要請で台湾から飯米を調達するために、食糧営団の職員を引き連れて台湾に飛び、知事じきじきに交渉を行ない台湾米の確保に成功したものの、これを運ぶ輸送船の手配ができなくて、結局知事は手ぶらで帰ってきた。

国頭地区には首里、那覇を中心に約 15 万人の疎開者が移動してきたが、県の国頭地方事務所が実施できたことは、飯米配給を 4 月 1 日分から 5 月 20 日分まで一括配給してあとは打ち切ることだった。後から来た避難民に対しては何ら援護の手を差し延べることはできず、多くの避難民は飢餓線上に放置されて、栄養失調とマラリアで多くの命を失った。

沖縄戦が始まった直後の 3 月 25 日、県庁は首里城の軍司令部に近い繁多川壕に移動して戦場行政を継続した。4 月 27 日、繁多川の県庁壕で南部地区の市町村長、各警察署長が集められて会議が開かれた。中部戦線で軍司令部のある首里の攻防をめぐる激闘が続いてい

る最中であった。会議は終日におよび島田知事からは住民の避難誘導と食糧確保のことが強く要請され、これ以後県庁は「沖縄県後方指導挺身隊」に改編された戦場行政を継続する旨説明された。5月6日、内政部と経済部の残存職員を沖縄県後方指導挺身隊に編成し、さきに警察部が編成していた警察警備隊とともに、最後まで戦場行政を継続すべく島田知事と荒井（あらい）警察部長の統率のもと「鉄の暴風」の中を県民の避難誘導に奔走した。5月末、軍司令部の首里撤退後も各地の洞窟壕を移動し、島尻の最果ての轟壕で挺身隊を解散したあと、6月18日、島田知事と荒井警察部長は数人の側近とともに軍司令部壕に合流すべく摩文仁に向かったまま消息を絶った。

南部地区各村でも後方指導挺身隊の各町村分遣隊が編成され、役場の重要書類の避難と保管、暗夜の中での甘藷植付け、住民の避難誘導、各避難壕への情報伝達などで駆け回った。挺身隊編成の約1か月後の5月下旬、首里城の司令部陣地は陥落し、軍司令部は最南端の摩文仁の洞窟壕に移動した。そして6月23日、第32軍の牛島軍司令官と長参謀長が自決して日本軍の組織的抵抗は終わった。

那覇市は十･十空襲によって壊滅的打撃を受け、行政書類もおおかた焼失し、本来の行政の機能は麻痺してしまい、市職員の多くは九州や国頭地区に疎開して、焼け野原になった市内はついに元の姿に復活することはできなかった。市職員も大部分は九州や国頭地区に疎開していき、残留した少数の職員で疎開事務や罹災市民の救護、焼け跡整理の残務整理をこなしていた。

沖縄戦が始まる約1か月前の昭和20年2月中旬、富山徳潤（とみやまとくじゅん）那覇市長は、九州疎開の市民の慰問と疎開地視察のために沖縄を離れたきり消息が途絶えてしまった。沖縄戦が始まると約40人の職員は一応単独自由行動をとることを決め、兼島景義助役以下十数人が首里市西森の首里市役所壕に合流した。4月27日の繁多川壕での市町村長会議に出席した兼島助役は、島田知事から那覇市長に任命されたが、4月30日、兼島新市長は少数の市幹部と共に南部に撤退、市長、収入役以下同行の各課長はことごとく戦死、生存者は国吉良健（くによしりょうけん）ただ1人となった。

（６）沖縄戦の戦闘経過

米軍の沖縄攻略作戦の開始

昭和19（1944）年10月、米統合参謀本部は十・十空襲の戦禍を踏まえて、当初の台湾攻略作戦を変更して硫黄島－沖縄の攻略作戦に変更し、「アイスバーグ（氷山）作戦計画」（沖縄攻略作戦計画）を策定した。昭和20年3月17日、硫黄島では1か月におよぶ地上戦闘のすえ日本軍守備隊は全滅した。米軍の攻略の矢は次の沖縄諸島に向けられた。

昭和20年3月23日、米機動部隊が沖縄本島へ空襲を開始、翌日から南部・島尻地区へ艦砲射撃を行なった。沖縄戦が始まった。

米軍の最初の目標は沖縄本島の西方に浮かぶ慶良間諸島を占領して、艦隊の停泊地と補給基地を確保し、長距離砲をすえて日本軍司令部がある首里方面を砲撃することであった。

3月26日早朝、米歩兵一個師団が舟艇を並べて上陸を開始した。慶良間諸島には海上特攻隊（海上挺進隊）がひそかに配置されていたが、約300隻の特攻艇はほとんど砲爆撃で

破壊され、戦隊は山中に退避して小型銃器をもってゲリラ戦に移行した。上陸部隊の前面に放置されパニックに陥った島民は、かねて部隊から指示のあったとおりに支給された手榴弾などで「集団自決」を実行した。

本島上陸作戦

慶良間諸島に足場を固めた米軍上陸部隊（第十軍）は、昭和 20 年 4 月 1 日、沖縄本島の中部西海岸に上陸作戦を開始した。艦船約 1500 隻、陸軍・海兵隊七個師団、18 万 3000 人、さらに後方に控える後続部隊や補給部隊、海軍部隊などを合わせると総勢 54 万 8000 人にのぼり、中部太平洋のどの激戦地に比べても数倍する大規模な兵力だった。

猛烈な艦砲射撃と爆撃で海岸線をたたいたあと、上陸部隊が上陸用舟艇と水陸両用戦車群を並べて幅 13 キロの密集隊形で読谷山村と北谷村の海岸に殺到してきた。

これを迎え撃つ沖縄守備軍（第 32 軍）は、正規部隊は二個師団半、防衛隊や義勇隊などの補助兵力を合わせても 11 万人余にすぎず、敵上陸部隊を水際で正面から反撃すれば 1 週間ともたない劣勢であった。守備軍は、飛行場守備の従来の任務を変更して、本土決戦の時間をかせぐための持久戦を続けるために首里北方の地下陣地に主力部隊を移した。

上陸地点の読谷山村や北谷村には飛行場建設や陣地構築に協力してきた数千人の村民が敵前に放置された。米軍の急進撃で逃げ場を失った読谷、北谷の住民のなかには絶望的な「集団自決」に追い込まれた者も多数いた。

上陸部隊は、4 月 5 日までに中頭郡の大部分を制圧し、上陸地点の渡具知に海軍軍政府を開設し、避難民対策の軍政を開始した。米軍の“捕虜”になった数千人の避難民は収容所のなかで早くも戦後の「アメリカ世」の生活を始めていた。

中・南部戦線の激闘

首里城の地下壕に司令部を置く沖縄守備軍は、首里北方の地下陣地に主力部隊を配置して持久戦の構えをとった。嘉数、前田高地の自然の要害を主陣地にして、右翼を運玉森、弁が岳、左翼を天久台地一帯に布陣して首里城を中心に強固な陣地帯を築いていた。

米軍の主力部隊は、4 月 5 日から戦車隊を先頭に立てて宜野湾・浦添方面に一斉攻撃をかけてきた。守備部隊は、地下の陣地壕で猛烈な砲爆撃に耐えながら至近距離からの砲撃で敵戦車に多大な損害を与えるとともに、日没をまって地下から這いだして敵陣地に夜襲をかけて撃退した。

中部戦線の一進一退の攻防戦は南北わずか 20 キロの区間で 50 日余も続き、守備軍が意図する持久戦になった。米軍も、日本軍の強固な抵抗にあって予想以上に大きな損害をだし、2 か月間の戦死傷者は約 2 万 6000 人にのぼった。

5 月 23 日、米軍は安里川を渡って那覇市内に進攻してきた。十･十空襲とその後の砲撃で市内はすっかり瓦礫の山と化していた。破壊された街の中に数人の敗残兵と沖縄人を発見したにすぎなかった。那覇東部に入ると、豪雨と泥沼と化した低湿地帯は戦車が立ち往生している間に、城岳一帯に立てこもっていた日本兵から散発的な銃撃をあびて若干の被害がでたが、25 日には牧志を占拠し、さらに 28 日には国場へ進出した。6 月 1 日には識名に移動して、南部撤退への護りを固めていた日本軍を撃破して、首里を背後から包囲した。

5 月中旬までに中部戦線の守備軍の主力部隊は約 85％にあたる約 6 万 4000 人が戦死、「軍の戦力は消耗しつくした」と軍司令部も判断し、だれもが残存部隊の総突撃をもって沖縄

戦は終わるものと信じていた。しかし軍司令部は5月22日の作戦会議で突如作戦方針を変更して島尻・喜屋武半島への撤退をきめた。沖縄戦は本土決戦を有利にするための「時間かせぎの捨て石作戦」になったのである。

沖縄守備軍の残存部隊は5月25日ごろから南部（島尻郡）の喜屋武半島に移動を開始した。梅雨の泥道に足をとられながらの撤退作戦は難渋した。約1万人と見積もられる負傷兵を輸送する車両はなく、全軍の備蓄食糧が1か月分しか残ってない状況では戦闘能力のない重傷患者の世話をする余裕はなく、野戦病院では歩行不能の重傷患者には自決用の毒薬や手榴弾を与えて放置するほかなかった。

軍司令部も5月末に津嘉山壕を経由して摩文仁の洞窟壕に移動したが、海軍部隊の大田実司令官は小禄海軍飛行場の地下陣地から動かず、約1週間の戦闘のすえ壊滅、5月13日、大田実司令官は有名な「沖縄県民カク戦ヘリ。県民ニ対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」の電文を打ったあと地下壕内で自決した。

島尻地方のサンゴ石灰岩の台地には無数の地下洞窟（ガマ）が点在し、地元住民や首里・那覇方面から移動してきた避難民が避難生活を送っていた。そこへ突如として戦闘部隊が移動してきたので、南北7キロ足らずの喜屋武半島には約3万人の軍隊と十数万人の避難民が雑居して袋のネズミになった。

6月上旬、米軍は喜屋武半島に総攻撃をかけてきた。守備軍は八重瀬岳～与座岳の断崖線で抵抗したが、中旬には米戦車部隊が断崖線を突破して岬の台地に侵入し、地下洞窟に立てこもる日本兵や避難民に爆雷や火炎放射やガス弾で馬乗り攻撃を加えてきた。

断末魔の戦場では、日本兵による壕追出し、食料徴発、幼児虐殺、投降阻止のための住民殺害など、忌まわしい事件が多発した。極限状況下の長期間の避難行動の行きつくところは、「人間が人間でなくなる」状態だった。

6月18日、米第10軍司令官バックナー中将が南部戦線の戦闘状況を視察中、日本軍の攻撃をうけて戦死した。軍司令官の死にパニック状態となった米軍は付近の避難民や負傷兵に至近距離から無差別に掃討を加えて多くの犠牲者をだした。

6月23日未明、牛島軍司令官は長参謀長とともに摩文仁岳の洞窟壕内で自決して、守備軍の組織的抵抗は終わったが、軍司令官の最後の命令は「最後迄敢闘シ悠久ノ大義ニ生クベシ」という遊撃戦（ゲリラ戦）への移行を命じたものであった。残存兵は国頭地区に潜行して山林地帯でゲリラ戦を続行したため沖縄戦はさらに長引き、嘉手納基地の米軍司令部で両軍代表による降伏調印式が行なわれたのは、日本政府の降伏調印から5日後の9月7日のことだった。

第２部　アメリカ統治期
（合併前）

第1章　那覇市

この章での「那覇市」は、1957年12月に合併して成立した現在の那覇市のことではなく、それ以前の「旧那覇市」のことであるが、単に「那覇市」と記すことにする。

序　説

（1）那覇市壊滅

1945（昭和20）年4月1日、米軍は沖縄本島に上陸、同4日には読谷山村（当時）比謝に軍政府を置き、米国海軍軍政府布告第1号を発布した(布告の発布は4月1日とされた)。布告は、米国太平洋艦隊及び太平洋地区司令長官兼南西諸島近海軍政府総長・米国海軍元帥ニミッツ（Chester W. Nimitz）の名によるもので、「ニミッツ布告」と呼ばれる。概要は、①沖縄住民のすべての管轄を海軍軍政府が行う　②日本の行政権を停止する　③すべての住民は米軍政府の命令に服すること　④現行法規は施行持続する　⑤日本の司法権を停止し、当面軽犯罪者には警察官の権能を行使させる　⑥官庁・市町村その他公共機関職員は（担当）米国軍士官の命令下、その職務に従事すること―など、統治の基本を示したものであった。

沖縄住民を熾烈な地上戦に巻き込んで多大な犠牲を出した後、アメリカ軍は広島、長崎に原爆を投下して日本を敗戦に追い込んだ。沖縄戦を生き残った住民は肉親と全財産を失い、戦前の沖縄県の行政、立法、司法、教育、あらゆるシステムが瓦解した地点から「戦争難民」として、日本という国家の域外にはずされ、ゼロから出発することになった。

1921（大正10）年に市制が施行された那覇市は、戦前6万5000の人口を擁し、官公庁、銀行、新聞社、商店が集中する沖縄県の中心都市だった。第二次大戦末期、1944（昭和19）年10月10日の空襲（十・十空襲）で市街地の90％が消失、市役所庁舎も焼け落ちた。米軍が上陸した中部から南下してきて、那覇が激戦地になる前夜の1945年4月25日、真和志村繁多川の避難壕内で開かれた南部市町村長緊急会議を最後に完全消滅し、ほぼ四半世紀の歴史を閉じた。

沖縄県は1945年2月10日、沖縄守備軍（32軍）司令官命により、県外疎開（九州に6万5000～7万人、台湾へ7500～1万人と推定される）後に残った中南部住民のうち防衛召集された青壮年、動員学徒（師範・中学・高女生)、国民学校（小学校）高等科生を除く60歳以上の男子、6年生以下の子ども、女性など10万人をヤンバル（北部山岳地帯）に疎開させることになった。県人口課ではこれら各市町村民を北部町村に割り当てた。那覇民は、国頭村と大宜味村に割り当てられたが、十・十空襲後、親戚縁者を頼って疎開して行った人々も少なくなかった。

（2）キャンプ（収容所）

戦火をくぐり、あるいは壕内に潜んで生き残った人々は、捕虜と民間人に分けられ、中北部のキャンプに収容された。のちにいう戦争難民になった時期は人それぞれであった。

アメリカ軍上陸時の 1945 年 4 月 1 日、アメリカ軍は早くも非戦闘員をシビリアン（民間人）として「保護」している。南部での激戦が続く間も捕らわれた住民のキャンプでは学校ができている（1945 年 5 月 8 日、石川学園）。住民はキャンプを脱走したり、敗残兵に襲われたり、スパイ容疑で処刑されたり、「自決」に追い込まれたり、経験は一様ではなかった。住民はアメリカ軍の日本攻略作戦の都合で、いったん収容されたキャンプにとどまることなく、40 か所以上もあったキャンプをたびたび移動させられた。その間に命を落とした人も数知れない。

6 月 22 日、日本軍の組織的抵抗が終わったものの、なお掃討戦が行なわれて、7 月 2 日に米軍の勝利宣言が出された。7 月 25 日には、石川では収容された住民向けのアメリカ軍の宣撫新聞『ウルマ新報』が発刊されている。

キャンプでは、地区隊長の下に、治安を受け持つCP（民警官）が任命され、その他は作業班に分けられて、清掃、衛生、食糧配給、米軍のための労務などを行なった。班長が任命され、キャンプを統括するメイヤー（村長、市長）が任命された。

（３）住民自治―米軍政の諮問機関

かつては美里村の一集落だった石川に、読谷村の海軍軍政府が移された。8 月 15 日に日本の敗戦・終戦が決定したときには、キャンプはそれぞれの地区隊長の下に 9 つの地区に集約され約 32 万人が収容されていた。この日、軍政府は 39 の収容所から、CIC調査（身元調査）に基づき審査した 114 人の住民代表を集め、軍政府の諮問機関を置くこととし、沖縄諮詢会が組織された。互選によって、委員長に志喜屋孝信が選ばれた。16 の軍政地区（知念、前原、胡差、石川、漢那、宜野座、古知屋、大浦崎、瀬嵩、田井等、辺土名＝以上沖縄本島＝、粟国、伊平屋、平安座、久米島、慶良間＝以上本島周辺離島）が指定され、アメリカ軍の地区隊長の下に民政が行なわれた。

地区は沖縄本島のほぼ東側を海軍、西側を陸軍が占領、各地区に専任将校がいて、住民を隔離管理し、独立地帯のようであったという（『当間重剛回想記』）。家族・親族ばらばらのまま、通行は遮断され、他地区に「越境」するとたちまち逮捕されて「金網」と呼ばれる拘置所に入れられ、さらし者にされた。時にはそれぞれの越境者を「捕虜交換」することもあったという。海軍軍司令本部の方針は徹底せず、トラブルも起こった。一例が、『ウルマ新報』が海軍軍政府の宣撫・広報紙として発行されていたなか、1945 年 9 月、羽地で地区隊長の支援で発行された『新沖縄新聞』が、軍政府の許可なく発行したとしてつぶされ、発行人上地一史（うえち かずふみ）は即決裁判で処罰された事件である。

那覇市民の多くは、大宜味、石川、古知屋、宜野座、中川、田井等、金武、久志に集められていたが、ほかにも、全地区に散らばっていた。

1945 年 8 月 20 日、米海軍政府の下に補助・諮問機関としての「沖縄諮詢会」が発足した。ムーレー（Charles Ira Murray）軍政府副長官の信任で、カルドウェル（John T. Caldwell）とワトキンズ（James T. Watkins）のコンビが民政、政治復興を進めていった。カルドウェル計画の骨子は「可能な限り直ちに戦前の県庁の枠組みを復活し、住民に地域の問題を管理させることによって、米国の最低限の負担で沖縄経済を復活する」ことだったという。

「戦前の地方政府（都道府県）は占領軍の目的に理想的に合致していた。軍政府を東京の政府に置き換えれば、既存のシステムは、予算と人事を大きく節約する有用な手段となりうる。同時に戦前にも選挙による議会があり、それは状況によっては沖縄の民主化の基盤となりうる」からであった。つまり、知事は「東京政府の手先であった。高度に中央集権化した日本の制度では、県知事は県内では権限を独占していたが、東京に密接に結びついていたため、実際上裁量権はほとんどなかった。ほとんどの場合、知事は東京からの命令を県庁にただ伝達するだけであった。彼はそれに従って県庁を適正に運用する責任を負っていた」（宮里政玄『日米関係と沖縄』）。

このシステムを占領下の沖縄に当てはめると、知事は沖縄民政府の運用に責任を負っているが、戦前内務省を通じて命令を受けていた日本帝国政府の代わりに、総務部を通じて命令を受ける米軍政府がある―というわけである。

（４）初めての選挙

1945年9月12日付米海軍政府「回状」第208号は、沖縄本島各地区における村長（mayor）と村会議員（coucilmen）の選挙規定を定めた。諮詢会と諮って作成した第208号「地方行政緊急措置要綱」により、9月20日に12の収容地区（市）で市（村）会議員選挙が25日に、市（村）長選挙が行なわれた（従来、mayorは「村長」ではなく「市長」、councilmenは「村会議員」でなく「市会議員」と訳されることが多かった。まだ混乱は残る）。

この選挙で初めて婦人選挙権が行使された。ただ、この女性に対する選挙権付与は、諮詢委員の多くが反対する中で、米軍の命令として実施された（通訳日系二世丸本正二陸軍中尉証言。沖縄タイムス社編『沖縄の証言』）といわれる。後に沖縄側から高く評価されたのとは裏腹に、ワトキンズペーパーによると女性の権利とは何の関係もなかったと断じる研究者もいる。婦人参政権は、戦争で男子の犠牲者が多く、「沖縄の習慣から家族を政治の場に持ち込む新しい方法が必要だ」ったからであった（宮里『日米関係と沖縄』第1章）。

市長選挙は市会議員により、候補者が3人指名され、その中から一般投票で選んだ。前原市の当間重剛のように、議員からは筆頭で推薦されながら一般投票で落選した有力候補者は、市会議長になることもあった。市会議員は「要綱」に「名誉職」と規定されていた。

10月27日、初の市長会議が開かれ、軍政府は市に8課（庶務、産業、財政、教育、社会事業、衛生、工務、労務）を置くことを命じた。「要綱」には、市長は市を統括・代表し、諮詢会の事業計画に関連して、市全面に有機的活動を期すべし―とうたわれていた。助役、吏員、技手の任命権は持ったが、実際上、権限も一定の職責もないお飾りの市長だった。「いわば、米軍と住民との仲を取り持つ連絡事務官といったお粗末な〈公職〉にすぎなかった。強いて内容づけようと思えば、沖縄人労務者の〈調達係〉人夫頭みたようなものだった」「〈われわれが要求しているのに、満足に労務者を出しきれないではないか。そんな市長はブタ箱にぶち込んでやる〉。軍の作業に沖縄人をかりたてなければならない軍政府のある将校が、そんな激怒(ママ)をとばしたことさえあった」（『平良辰雄回顧録』）。

行政の形は作ったが、自治には程遠かった。「市」と呼ばれた12の住民収容地区は、食

糧事情など大きな格差があり、市長らはアメリカ軍に対し平等な配給を求めるのに懸命だったが、軍政府は諮詢会に直接の陳情を許さず、地区隊長に要請し解決させる、あるいは地区隊長を通じて、迂回して軍政府へと陳情するよう求めた。また、逆の場合も、諮詢会は執行機関でなく、あくまで米軍の諮問機関であるため、市に直接指令を出すことを認めず、軍政府からの指令などは、諮詢会から地区隊長を経て各市長に届くという面倒なシステムであった。

第１回の市長会には、北の田井等市、南の知念市など、石川市から遠隔の４地区の市長は参加できないような交通事情でもあったが、10 月 23 日の市長会議では、餓死者も出る北部の劣悪な食糧事情がるる訴えられた。南部、伊江島などの離島、北谷など米軍基地になった地域の避難民が困窮を極めた。一刻も早く旧居住地へ帰還させることが、地区隊長や諮詢会にことあるごとに訴えられた。

（５）那覇市への帰還

1945 年 10 月 23 日、米海軍政府は各地区隊長に住民の旧居住地への移動計画案の要綱を指示した。市域を新たに沖縄本島９地区、周辺離島５地区に分け、人口を定めた。南部は知念市３万 7060 人（旧知念村、佐敷村など５村）と糸満市７万 730 人（旧那覇市、首里市、真和志・小禄・豊見城・高嶺・真壁・摩文仁・喜屋武の９市村）の２地区とされた。糸満地区隊長に古知屋地区隊長のプランナー大尉が配置された。

入市当時の壺屋風景『那覇市勢要覧　市制 70 周年記念誌』

10 月 30 日、中城を皮切りに、ふるさと帰還が始まったが、那覇、首里、真和志、小禄の後に町村合併で一市となる「なは圏」には戦闘部隊が残り、最も開放困難とされる地域であった。指定移動先となった旧糸満町には、古知屋ほか北部・中部各地に分散していた町民だけでなく、那覇・首里をはじめとする各市村民が移動してきて、一大都市となっていた。

各地にいた旧那覇市民の懇請で、ようやく陶業と瓦製造のために旧市域への入植が許され、11 月 10 日城間康昌（しろまこうしょう）を先遣隊長とする陶工や瓦製造工ら「陶器産業先遣隊」103 人が壺屋に、11 月 15 日大城鎌吉（おおしろかまきち）を隊長とする設営隊が牧志に入った。米軍宿舎に取り囲まれ、見るかげもなく荒廃してしまった土地で、焼け残った窯に火を起こし、一方瓦を焼く工業を起こすことから那覇市の復興が始まったのである。

（６）那覇壺屋区設置

1946 年１月、市民の受け入れ態勢が緒についたところで、旧那覇市会議員の城間康昌らが地区隊長に要請した結果、１月３日糸満市（地区）管轄内で「壺屋区」が設置された。

旧真和志村助役辺野喜英長（べのきえいちょう）が区長に任命された。壺屋の焼け残った民家に区役所と警察を構え、治安、産業、教育、遺骨収集の実務が始まる。まもなく真和志村民が自村には帰れず、激戦地跡の摩文仁村米須に「真和志村」を設営し、金城和信（きんじょうわしん）村長の下、行政機構を整備した。辺野喜がその助役として転出したのを受け、城間康昌が2代目区長になった。

米軍政府が、入植は技術者のみと限定して一般の移動を禁止したにもかかわらず、親戚、知友を頼って移ってくる旧那覇市民は絶えず、辺野喜区長時代の区役所調査で、1946年1月31日現在、1班から4班まで983人だった人口は、2代目城間区長時代の3月15日現在は1279人に増えていた。人口は増え続け、先遣隊の1人、陶工の島常賀（しまじょうが）によると、トラック一杯の人びとが毎日到着した。島は区役所の産業課から宿舎係になって、1つの家屋に5〜6家族も押し込んだという。

1946年3月には、旧那覇市街に残存していた戦闘部隊の移動で、石川から知念地区の（親慶原）に移動していた軍政府も、那覇への再移動の方向に転じた。「壺屋区」は4月4日には「那覇市」に昇格、糸満地区隊長の任命で当間重剛が市長になった。

「壺屋区」時代は4か月であったが、警察、小学校ができ、住民はがむしゃらに働いた。無通貨・無償配給時代で、区役所の職員といっても無給の区長・班長が、配給業務、補助食糧確保、道路・家屋の修理、農耕地開拓、建設、保健衛生、治安維持に奉仕的に携わり、一般住民はその指揮下に、労働を提供したり、団体で行動したりという仕組みであった。

第1節　当間重剛市政と市政委員会（1946年4月4日〜同年6月30日）

（1）旧首長の任命

「糸満地区壺屋区」が「那覇市」として独立したのは1946（昭和21）年4月4日で、糸満地区隊長によって市長に当間重剛が任命された。「那覇市」とはなったが、依然として米軍の物資集積場や兵舎に取り囲まれた壺屋と牧志の小さな集落であることに変わりはなかった。

前述のように、米軍政府は旧市町村の首長を新しい市村の首長にすえることを決めた。欠員の場合、助役が任命されたが、那覇市では市長の富山徳潤（とみやまとくじゅん）は本土に渡り不在、代わって戦時中に島田叡（しまだあきら）県知事から特例措置で任命された前助役の兼島景義（かねしまけいぎ）市長は戦死したため、その前の那覇市長だった当間が任命されたのであった。

当間は、1945年9月20日の「地方行政緊急措置要綱」による選挙の際は、前原地区で市（村）会議員に当選し、市長選挙では市議会議員による3人の候補投票のトップで指名されたが、一般投票で落選した。前原市議会議長を務めた後、46年2月に糸満地区に移動した。アメリカ軍は住民を元の居住地に帰還させた45年末ごろから、旧市町村長を首長に任命する方針だった。そこに至るまで、行政組織の変更が幾度もあり、当間那覇市長の就任はほぼ決まっていたが、お預けという形になっていた。その間、当間はかねて自ら諮詢会法務部のもとで法務委員会をつくり研究・整備にとりかかっており、糸満地区の簡易裁判所判事になっていた。那覇市長は兼任で、糸満から那覇に通う一方、週に1度は簡裁判事として石川市の連絡会議に通ったという。

那覇市は４か月間の壺屋区時代に、復興の礎が築かれ、区制事務も開設されたが、行政的にまだ軌道に乗っていなかった。無給の区役所職員は「公職者ではなく、役職員というのがほんとうだ」という状態で、市民 1300 人に対し、50 人という大所帯であった。当間市長は糸満地区の行政庁総務・照屋知広（てるやちこう）を助役に任命して、行政機構の整備にとりかかった。事務を簡素化し、最小限に分課職制を布いて、職員を 20 人に減らした。水産組合の組織を支援し、配給では足りない補助食糧確保のため、住民と農業組合との協力態勢に力を入れた。

当間市長就任時は、制度が拡充されていった時期である。就任まもない４月 11 日、米海軍軍政府副長官ムーレー大佐の招集で、石川に諮詢委員、全島の市町村長、各地区に配された地方行政総務、ほか財政、法務、公務、公衆衛生、農務、水産、教育、宗教など各分野のリーダー約 100 人が集められた。席上「中央政府」創設が告げられ、その長の選挙が行なわれた。3 人の候補者を選ぶ投票で当間市長は第一候補の志喜屋孝信（しきやこうしん）諮詢会委員長、第二候補の又吉康和（またよしこうわ）同総務部長に次いで第三候補に選ばれた。

（２）最初の議会、市政委員会

1946 年４月 22 日、軍政府は指令第 156 号「沖縄民政府に関する件」によって中央政府を創設した。24 日、志喜屋孝信が「知事任命に関する布告」で知事に任命された。この過程で、ムーレー副長官は知事を「Governer」と呼んだ。軍政府が海軍から陸軍に移管された後、知事は英語でも「Chiji」と改称された。統治者はあくまでアメリカ軍であり、知事は統治者ではないとされたことになる。「中央政府」も 46 年 12 月には「沖縄民政府」と変わった。

４月 26 日には、「沖縄議会」が知事の諮問機関として発足した。軍政府の命令があるまで選挙は行なわず、旧県議会議員（翼賛議員、定員 30 人、任期満了が 45 年４月）を任期延長して任命、空席は軍政府が議員と知事の勧告を受けて任命するものと定められた。

市町村では、市町村長の諮問機関として「市町村政委員会」が設置された。最初の議会である。これも戦前の翼賛議員を任命、欠員が生じたときは、欠員議員の出身字（あざ）（部落）民の中から、市・村長が推薦委員 10 人を選定、その推薦した候補者から市町村長が適当と思う者を知事に申請して認可を受けることとした（1946 年５月４日米海軍軍政府指令第５号「村会議員空席の補充」、同５月６日沖縄民政府行第５号「市町村政委員会設置に関する件」）。議会とは名ばかり、議長は市・村長が務め、その諮問にこたえて行政に協力する立場であった。

1946 年７月１日、那覇市市政委員 20 人が任命された。この日、終戦以来、血であがなった沖縄基地保有を大前提に民政を担当し、住民の行政組織の基礎を作った海軍と交代して、陸軍が軍政府を引き継いだ。

市政委員を知事に申請した当間市長は、６月 30 日限りで簡易裁判所判事と那覇市長を辞めている。市政委員とは入れ違いになった。記録では当間那覇市長辞任は判事の仕事に専念するためとされてきた（『那覇市概要』1951 年刊行ほか）。民政府知事の辞令には「依願

退職」となっている。

（3）不明な当間市長辞任の理由

当間自身によると、戦前旧那覇市長時代に大政翼賛会の沖縄支部事務局長（支部長は県知事）を務めた前歴のため、公職を辞めさせられたのだという。「さしずめ私は沖縄でのパージ第1号というところか」（『当間重剛回想録』）。

当間は、前年1945年8月14日、米軍政府によって沖縄諮詢会の会議が開かれた前日、前原のテント小屋に米軍CICの日系二世が大政翼賛会について詳しく聞きにきて、翌日の諮詢会出席を断られた。同じく翼賛壮年団長だった平良辰雄（後に、沖縄群島知事）とともに米軍から排除されたとされる。しかし、軍政府の通訳を務めた丸本正二・二世（陸軍中尉、海軍政府に出向の形で派遣されていた）によれば、当間・平良とも戦犯容疑ではなかった。45年9月の「地方行政緊急措置要綱」による最初の選挙では、志喜屋孝信諮詢会委員長が軍政府政治部長モードック中佐を訪ねて、当間・平良の市長選挙出馬の是非をただしたところ「戦争も終結したので差し支えない」との回答を引き出したという（『沖縄の証言』沖縄タイムス社編）。平良は田井等市長に当選、当間は前原市会議員による3人の市長候補者にトップで選ばれたが、一般投票で落選し、前原市会議長になった。

なお、判事（4月15日付）兼那覇市長（4月4日付）就任まで、前歴が隠されていて、在任中に発覚したというわけではなかった。沖縄民政府設立時の有識者による知事候補推薦で第三候補に選ばれたときも、ムーレー副長官、ワトキンズ総務部長ともに異議を述べた記録はない。

7月1日、米軍政府が海軍から陸軍へ引き継がれ、米軍の指揮系統が変わることと関連があるのだろうか。

当間は1946年6月以降3か月ほど浪人した後、糸満で弁護士になり、48年に経済部長として沖縄民政府入りするまで公職を離れていた。1946年に陸軍軍政府が琉球列島貿易庁を設立したとき、志喜屋知事が沖縄側代表の貿易委員として推薦したのに対し、軍政府はスキューズ保安部長を通じ、「当間重剛ではいかん」「理由は知らんが、東京の極東軍司令部からそう言ってきた」と断ってきたという（『当間重剛回想録』）。

沖縄での公職追放については明文化されておらず、1947年12月、市町村選挙法制定準備の段階で沖縄議会において議論され､軍政府がマッカーサー司令部に伺いを立てた結果、沖縄には適用しないことが決まった（第2節で詳述）。

かくて、当間市長時代は選挙による市議会創設前の市政を3か月間担って終わった。

第２節　東恩納寛仁市政と市政委員会（1946年7月1日～1948年2月28日）

（1）任命市長と任命議員

当間重剛市長退任の翌日、1946（昭和21）年7月1日付で元沖縄県八重山支庁長の東恩納寛仁が市長に任命された。同時に20人の市政委員が任命された。（別記）

米軍政府はこの日、7月1日をもって海軍から陸軍に代わった。東恩納市政（1946年7

月１日～48年２月28日）の１年半は、ようやく那覇市が復興の緒につき、行政が確立していく時期であった。戦争中から陸軍と共同あるいは単独で占領行政を預かり、終戦直後の1945年９月以来住民管理に当たってきた海軍軍政府は、陸軍に引き継ぐに当たり、沖縄を研究してきた将校たちによる統治の仕上げとして、あくまで沖縄を占領し続けるという方針に沿って、住民自身が軍政に代わり沖縄を管理する制度、組織、機構整備の基礎固めをして引き揚げた。

そこから始まった東恩納市政は、市民のふるさと帰還受け入れ、生活建て直し、自治制準備を担った。

那覇市政委員

阿波根直信、伊波興光、大城鎌吉、*大城佑章、翁長博徳、川條常顕、金城英惇、*金城清栄、*具志頭得助、*佐久川長吉、*城間康昌、城間康信、*高良三郎、高良一、渡口精賀、仲村英賢、比嘉廉、平敷慶久、平安座得馨、*真栄田世勲

市政委員に任命された20人のうち、戦前の元市会議員は、陶工を率いて先遣隊として最初に壺屋へ入った城間康昌をはじめ７人（*印）。補充された13人も、設営隊として壺屋に入植し、住居建設・製瓦を始めた大城鎌吉以下、米軍地区隊長に陳情して壺屋区役所設置、学校設営など、荒廃しきった土地をたくましく拓き、戦後の那覇の礎を築いた人々が多い。

市政委員会は正しい意味での議会とは言いがたく、「市町村長の推薦で知事によって任命され、必要に応じてこれを招集するといった有名無実的なものであった」（当間重民、当時沖縄民政府行政課長。『沖縄大観』1953年刊、所収）。1945年「地方行政緊急措置要綱」に基づく収容所時代の選挙による市議会・市長制度から自治の後退という見方もあった。しかし「制度上は数歩後退したといえるが、当時の市町村とは戦争によって破壊しつくされた郷里へ帰った設営隊とも称すべきもので、住宅、役場、学校の応急建築、荒蕪地の開拓と食糧の増産、（米）軍補給食糧の配給等が仕事の全部であって、必ずしも公選による理事者と議決機関を必要としなかったのである」（当間重民、同上）と当事者は受け止めていた。復興の意気に燃えた人々は、ふるさと再建への足がかりとして、市長とともに渾身の力をこめて那覇市建設にまい進した。

（２）旧那覇市民の受け入れ促進

何はともあれ、本島中北部を中心に、各地の収容地で困窮してふるさと帰還を待ちわびる旧那覇市民を迎え入れることが最重要課題だった。まだアメリカ軍によって、壺屋に「技術員」（陶器製造）、牧志に建設技術者とその家族に限ると厳しく規制されたにかかわらず、縁故、知友を頼って旧市民が勝手に入ってきた。

那覇のアメリカ軍が占拠する土地の開放は遅々として進まず、1946年１～４月16日マリアナ諸島や旧委託統治地から２万9800人の民間人が引き上げてきたのをはじめ、同年８月17日、日本本土からの戦時疎開者など帰還者556人が到着して以来、中国大陸、台湾などから毎週4000人ペースで帰還してきたが、なかでも最も多い旧那覇市民は行き所がなかった。中城村久場崎、越来村キャンプ・キャステロ（インヌミヤードゥイ）に着くと、石川、宜野座、金武などに縁故を頼って住みつく。あるいは沖縄民政府が米軍政府に陳情し

て、中部のアメリカ軍が引き揚げた跡地にテント小屋を設けて収容するしかなかった。糸満に行った300人が受け入れてもらえず、上陸地キャンプ・キャステロ（越来村）に舞い戻ったこともあった（沖縄民政府1946年9月6日部長会議報告）。

東恩納市長は、那覇人の帰還要請とともに受け入れ態勢に力を入れた。『那覇市概観』は、東恩納市長の功績として次のように記している。沖縄民政府工務部と交渉して、住宅建設の資材を獲得した。商務部と折衝して食糧増配の対策を講じ、引揚者などで人口の急増に伴う食糧事情窮迫に備え、北部国頭方面、南部島尻方面の生産地市町村に呼びかけて、補充食糧の移入供給計画を実施した。旧農事試験場用地の一部の開放にこぎつけ、各区に割り当てて芋の増産に努め、成果をあげた。燃料不足対策として薪を、また建築のための資材を北部・久志村の明治山から那覇市民のために伐採させた。さらに、米軍に働きかけて労務を提供、流入してくる市民の就職問題解決に実績を残した。

（3）人口増加と食糧・住宅難

人口は東恩納市長就任の1946年7月には1930人だったのが、同年12月には8079人となり、急増ではあったが、他の地域に比べれば、まだ緩慢だった。1年後の1947年12月には1万3953人に及んだ。さらに東恩納退任の翌48年2月には1万4371人となった。

住宅難に加え、生産地でない那覇市の食糧不足は深刻だった。当初は復興作業の一方で警官と米憲兵隊（MP）に護衛されて、芋掘りに住民こぞって出かけた。配給は市政の主な業務であった。わずかな役職のほかは米軍に職を求めるしかなく、「軍作業」に従事する人口が増加した。46年12月には、民作業396人に対し、軍作業360人だったのが、47年12月には民665人、軍1031人。東恩納市長退任、仲本為美（なかもといび）次期市長に引き継いだ48年3月には、軍3427人という急増ぶりだった。

1946年3月、特別布告第7号「紙幣、両替、外国貿易及び金銭取引」によって、「通貨なし経済」から「貨幣経済」に移行したことで、通貨が流通し、瓦製造、陶器造りは繁栄を極めた。陶器組合、水産組合、養豚組合や家畜組合もでき、ようやく生産活動が緒についた。とはいえ、48年11月1日「自由経済」（米軍政府指令第33号）が実施されるまでは統制経済で、生産品はすべて市に供出することとされ、市民には売店を通して配給された。市の財政はアメリカ軍がまかなった。46年7月からアメリカの占領地域の住民を飢餓、疾病、社会不安などから救済するために設けられた援助資金（ガリオア資金）が沖縄に割り当てられ、物資が送られてきた。それらアメリカ軍の補給物資と農民らの供出品を市営の売店で売り、そのマージンを市の費用に当てた。また、物価と賃金も統制されていた。

（4）市役所の移転　“自治体”の連携

市役所が1947年1月移転した。住民の帰還が始まった1946年1月壺屋区時代以来、1区1組の、戦禍を免れた瓦葺民家に置かれていたのが、のちに平和通りとなる地にテントを張って仮事務所を設置したのである。十数人の職員がいたが、米軍払い下げの野戦用机があるだけで、備品とてない。1947年11月17日に襲った台風フロラのために周辺は水浸しになり、幕舎は押し流された。中に安置してあった遺骨の箱が水に浮き、東恩納市長が

米軍の雨合羽で指揮する中、職員は泳ぎながらそれをかき集めるために悪戦苦闘したという。

ないない尽くしの中で、芸能が盛んであった。故郷移住と同時に、戦前の芸能人や市役所女性職員が同好会を作り、米軍部隊慰問と称して沖縄舞踊を見せ、見返りとして市役所の備品、医薬品から、建築資材まで貰い受けてくる。また、三和村（激戦地の廃墟に旧真壁村、喜屋武村、高嶺村が合併して建てられた）の慰問公演では芋を全市民に配給できるほどのトラック３杯分もらったという時代であった（平田つる子＝当時那覇市役所勤務、のちに初の女性出納課長＝「終戦直後の那覇市役所」『那覇市史　資料篇』第３巻８「市民の戦時・戦後体験 2」収録)。

かくて、フロラ台風後の 1947 年 11 月には、開南の３度目のコンセットの市庁舎に移転した。診療所用のコンセットもアメリカ軍の配慮による廃品で建設した。

そうした中、1947 年末、開南から中央劇場（1947 年３月建立）通りへかけて、自然発生的に市（いち）ができた。50 人ほどの男女が露天を広げたが、統制経済下､農民の供出すべきとされている農産物、アメリカ軍からくすねた「戦果」品、アメリカ軍流れ品や配給品などとバーターした奄美大島・宮古・八重山など周辺諸島や遠く台湾から仕入れた日用雑貨類その他、生活を補う禁制品ばかりで、闇市であった。のちに、交通の邪魔にならないこと、本島内生産品に限ることを条件に、壺屋から牧志に至る地に移し、自由市場として黙認することになる。これが「平和通り」として 60 年後の現在まで繁栄することになる。

1949 年頃の那覇市場前通り『那覇市水道 50 年史』

さて、任命市町村長の間で、自然発生的に合い寄り助け合う、近隣相互の親善提携が起こり、同一地区内で環境の似た小さい地域的な市町村長会が誕生した。1947 年には旧郡を単位とする南部、中部、北部の地区ごとの市町村長会に発展、全沖縄の組織結成を目指した。

東恩納那覇市長は南部市町村長会長として、住宅事情の急迫をクレイグ軍政府副長官に訴えるなどしている（1947.8.12)。

（５）選挙法の制定へ

沖縄のアメリカ軍は陸軍に変わり、東京の極東軍総司令部（FEC＝Fan East Command）の下にあるフィルライカム（フィリピン・琉球軍司令部 PHILRYCOM＝Philippin-Ryukyus Command）の、さらにその下にあるライカム（RYCOM＝Ryukyus Command）の統治下に置かれていた。1947 年４月８日沖縄民政府と軍政府の連絡会議は民政府創立１周年（４月 24 日）の記念行事を協議したが、席上軍政府総務部長レイトン中佐はマッカーサー司令部から 1945 年８月 20 日以降知事が出した法律、命令、規定、諭告を６通ずつ「報告提出せよ」

との要求があったことを伝えている。

同年5月2日には、同軍民連絡協議会で、レイトン中佐から来週マッカーサー司令部から司政官が2人来る、1人は選挙指導のためだと予告し、

①市町村長の選挙で、年齢・選挙権及び被選挙権はどうしたらよいか。

②部落の自治を行うためにいかなる権限を与えるか。

③将来選挙法を作成しなければならないが、総務・司法両部で委員会を設け、研究されたい。これからつくろうとするものは臨時的である。

④市町村の選挙後に沖縄議会議員の選挙を行う。

⑤知事は来週月曜までに委員会を設置されたい。

と達しがあり、沖縄民政府はその日のうちに内部で協議した結果、知事は次のとおり選挙法作成委員を口頭で任命した。

又吉康和（総務部長）、前門昇（司法部長）、仲村兼信（警察部長）、山田有幹（社会事業部長）、仲宗根秀彦（総務課長）、当間重民（行政課長）

5月9日の同軍民連絡会議には、東京の極東軍司令部から来島したティルトン司政官*注が列席して、レイトン中佐、ホーリー氏軍政府法務官（選挙担当）、東通訳（東江盛勇二世）出席の下に選挙法の軍政府案、軍政府副長官クレイグ陸軍大佐の名による「沖縄地方の選挙対策及び要求事項に関する件」を手交した。軍政府側が「必ずしも、軍政府案によるものでなく、これを参考にしてやる」とした上で、ティルトンが、マッカーサー司令部の方針と軍政府案の趣旨、民側の検討課題を要旨以下のとおり説明、指導した。

①マ司令部の第一の狙いは自由選挙を行うことである

②自由選挙のため、選挙法をつくる

③候補者、投票者ともそれぞれ同じ権利、機会を与える

④沖縄の歴史において最初の婦人参政権を得ることになる

⑤選挙者は代理人を許さない

⑥過去の市町村選挙において村（市町）会議員が村長を選んだのと異なり、村（市町）民の直接選挙にする

⑦選挙費用の使途を市町村民に公開する

⑧選挙委員会を組織、その下で選挙を行う。選挙委員は人民に対して責任を負い、市町村長とは対等。（日本では市町村議員が選挙委員を選ぶが、初めてのため、任命とする

日本ですでに4回の選挙（知事、市町村長、国会議員、県会議員・市町村会議員）が行なわれて成功した。その実績の上に沖縄にも日本の選挙法を「写して」施行するのが、民主主義の方法であることが強調された（『琉球史料』第1集）。実際は日本の知事にあたる琉球政府行政主席の公選は20年以上も実施されなかった。

＊注、「民政府会議録」1949年5月9日付では、キルトンとなっている（『琉球史料　第1集』掲載）。当時の沖縄民政府総務部の嘉陽安春は同会議に出席していたが、キルトンは誤記で、マッカーサー司令部で日本の地方自治制度改革の指導にあたったティルトン少佐であると指摘している（嘉陽安春『沖縄民政府』）。

（６）公職追放問題

沖縄民政府では選挙法起草委員会が軍政府とともに立案の研究を進める一方、1947 年 6 月 12 日、議長である又吉康和副知事が第 7 回沖縄議会を召集して、「選挙法立案下命に関する件」を提示、軍政府からの諮問第 11 号「選挙対策要求事項及び示唆」を付託した。

東恩納那覇市長は、沖縄議会の補充議員（戦前の県議会議員の欠員を埋める、知事が任命した議員）で、当初財政委員を務めていたが、このとき、議会の選挙法答申案作成委員長になった。沖縄議会では軍政府の示唆にある候補者資格のうち「軍国主義的経歴を有する者及び政策樹立の地位にある官公吏の禁止」（日本の公職追放令）が論議を呼んだ。

日本本土では、連合国軍総司令部（GHQ）が 1945 年秋、戦時中の政府要人や日本軍の中枢にいた人々を戦争犯罪人として逮捕し、翌 46 年 1 月 4 日には、軍国主義・国家主義や侵略の推進者・極端な国家主義などの団体の有力分子・大政翼賛会や翼賛政治会活動の有力分子を公職から追放せよという指令を出していた。47 年 12 月 23 日には、連合軍による戦犯裁判（極東裁判）の死刑判決を受けた東条英機（とうじょうひでき）元首相ら 7 人のＡ級戦犯が処刑されている。公職追放令は地方にも及び、官・公・言論・教育界と幅広く行なわれた。

沖縄議会では意見が分かれた。不必要・反対論（嘉数昇（かかずのぼる）、仲宗根源和（なかそねげんわ）、与儀清秀（よぎせいしゅう））、追放賛成論（瀬長亀次郎（せながかめじろう））であった。東恩納委員が修正案を出し、「軍国主義的経歴を有する者は審査委員会を設け之を審査せしむること」として、6 月 26 日答申した（『琉球史料』第 2 集）。沖縄民政府は答申に基づきさらに軍政府に草案を提示した。同年 12 月 2 日米軍政府は特別布告 25 号「選挙」（市町村長並に議員）として公布。翌 1948 年 1 月 12 日同指令第 4 号「沖縄群島に於ける市町村長及市町村議会議員選挙」に基づき、2 月 1 日市村長選挙、2 月 8 日議員選挙が行なわれた。

なお、沖縄議会答申案後、「公職追放」については現地軍政府の一存では決定できないとして、ホーリー軍政府選挙担当官が上京、マッカーサー司令部と協議の結果、沖縄には追放令を適用しないという方針が確定したという（『沖縄民政府』、著者の嘉陽安春は当時民政府選挙法起草委員会主管参与員）。

第３節　仲本為美市政と議会（1948 年 3 月 1 日～49 年 11 月 1 日）

住民が旧居住地に定住することができた沖縄に、ようやく公選市町村長が誕生し、初めての市町村議会が生まれた。民主化、自治制確立を求める、政治意識、言論への意欲が高揚、復興へ向け一歩前進した。地方行政組織整備が進んだ。組織されたばかりの政党が沖縄の将来への主張を始める。新聞の発刊が相次ぐ。経済活動も活発になり、人びとはたくましく復興への足取りを進めるが、なお、アメリカ軍に依存せざるを得ない状況下、しばしば占領行政の強引さに苦しんだ。

那覇市議会が発足した。残念ながら、台風被害などで資料消失、1948 年第 1 回定例会から 1951 年第 13 回定例会までの会議録が存在せず、草創期の詳細は不明である。

（1）初の市町村選挙

1948（昭和23）年2月1日市町村長選挙、同8日市町村議員選挙が行なわれた。米軍政府特別布告第25号「選挙（市町村並に議員）」（47年12月2日）に基づく米軍政府指令第4号「沖縄群島における市町村長及市町村議員選挙」は、議員定数を以下のとおりとした。（イ）2千人未満の人口の市町村では12人（ロ）2千人以上5千人未満16人（ハ）5千人以上1万人未満22人（ニ）1万人以上2万人未満26人（ホ）2万人以上30人。

同指令添付の選挙法要綱は、選挙権20歳以上、被選挙権25歳以上とした。また、議会議員選では議員定数で有効投票総数を割った数の4分の1、市町村長選では有効投票総数の8分の1の得票を必要とした。ために、首里市、石川市のように最高位と次点の候補者2人による決選投票をするところも出てきた。ただしそれはこの回限りであった。

那覇市（有権者市長選5455人、市議選では6660人に増える）は、首里市、真和志村、小禄村とともに、定数26人。人口2万人以上で定数30人は、石川（有権者1万0604人）、具志川（同1万6009人）、本部（同1万0205人）で、戦前の農漁村だった住民収容地に、今なお土地が開放されない那覇市はじめ南部と伊江島など離島の人々が残存していたことを物語る。

ふるさと復興に情熱をかけていた人々は、初めての本格的な選挙に勇み立った。立候補者名はなるべく簡便に、「イス（伊集）」「リキ（里紀）」など、姓だけあるいは名だけをカタカナ書きにした謄写版刷りのビラが街中に張り巡らされ、演説会は活況を呈した。とりわけ女性の参加意識が高く、各地で立候補者があり、投票率男性88%、女性81%。奄美、宮古、八重山を含め、14人の女性議員が誕生した。首里市の武富セツは549票､2位のベテラン佐久本政敦284票の2倍近く、全市町村を通じ群を抜く最高得票で当選した。

喜久山朝重の思い出話　戦後すぐの議員は校長兼議員という方もいた。泉崎に新庁舎が建設されるまでは、戦後は議場という場所はなく、グラウンド跡の時には水道局のコンセット庁舎のタイプ講習場を利用した。天妃の時代は職員室を借用していた（1953年から1977年までの8期24年余那覇市議会議員を務める）。（『那覇市議会史編さんだより』第3号一部抜粋要約）

那覇市では、市議会議員選挙は、定数26人に対し35人が立候補した（有権者6660人、投票総数5717票）。女性議員は出なかったが、若手が進出した。一方任命の市政委員が真栄田世勲以下11人の当選を見た。

当選者は次のとおり。

具志頭得助、仲井真元楷、阿波根直英、新垣松助、池宮城秀厚、浦崎政俊、大城鎌吉、大城佑章、翁長博徳、金城英淳、金城仁徳、久田友得、小橋川秀義、佐久川長吉、島袋秀永、城間康昌、高良三郎、高良一、渡口精賀、長嶺義忠、仲村喜忠、仲本政斉、比嘉加栄、普天間直健、真栄田世勲、森山昌宜

これに先立つ市長選挙では、沖縄議会の行政・議会運営のエキスパートとして選挙法立案に尽力した東恩納市長と戦前の県会議員で沖縄議会議員の仲本為美が立候補、仲本2778票：東恩納2186票で仲本が当選した（有権者総数5455人、投票総数4963票）。

前記指令第4号により市長、議員とも3月1日就任した。那覇市議会は3月4日初会議を開いた。

（２）議会は開かれたが

議会は開かれたが、議会の権限や運営についての基準を定めた根拠法となるべき「新町村制」が軍政府との調整に手間取って間に合わなかった。沖縄民政府は 1948 年 2 月 27 日、総務部長名で沖総第 95 号「助役、収入役について」を各市町村長に送り、市町村行政がとどこおらぬよう、（とりあえず）助役、収入役を選任することを指令した。また、今議会に限り、市町村長が議長となること、その下に助役・収入役選任の同意を得ることとした。

これにより、初市議会は、仲本市長を議長に、又吉嘉永助役と高良亀五郎収入役案に同意可決するという変則的なものになった。さらに、4 月 12 日の沖総第 173 号「市町村議会運営について」はこれを追認し、「新町村制」制定までの間、議長は市町村長が務めることを通達した。実質は市政委員会の延長で、市町村長の諮問機関と位置づけられたのである。

この間、米軍政府は全市町村長を招集して、これまでの統制経済を自由経済に移行させることを予告した。実現するのは同年 11 月になる。

市町村長は、すでに任命首長時代から横の連絡を取り、北部、中部、南部の地域ごとの連絡会を組織していたが、公選首長となり、1948 年 4 月 28 日初めての沖縄全地区市町村長会を結成した。自治への渇望は強く、「知事並びに議会議員公選促進に関する件」「市町村制に法的な根拠を制定するよう」決議し、要請を行なっている。

（３）仲本市長 20 か月の市政

仲本為美は昭和 7（1932）年県会議員に初当選しており、戦前から知られる政治家である。戦後の任命沖縄議会議員をしながら市長に就任した。就任すると道路の整備改修を最優先事項とした。東恩納市長時代に進められたガーブ川の排水工事を完成し、さらに道路整備にとりかかった。困難視されていた城岳二中前～十貫瀬に通じる幾条もの道路改修を、多くの市民の反対を押し切り必要な土石を城岳を切り崩して調達し、敢行した。樋川・与儀線（二中前～与儀試験場）、樋川・壺屋線（樋川～壺屋）、市場通り線、中央線（開南～浮島ホテルと開南～市場の西北二叉線）を整備し、また松尾線（松尾交番～千歳橋）、10 区線（市場交番～牧志）、5 区線（国際劇場～十貫瀬、ガーブ線）も着工した。

那覇市では 1947 年暮れごろから、開南中心に道路沿いに自然発生的に生まれていた闇市が、自由経済移行以前の統制の網をくぐってできていたが、それを島内生産品に限ることを条件に、2 度目の市役所跡地、現在の那覇市場の場所に移転させ、「自由市場」として公認の市場を設置した。移転後、業者はたちまち 500 人ほどに増加した。できた市場監督を置き、市場使用人共済組合を結成させ、使用料代わりの徴収金を取って市場の整備に当てるなどして、繁栄の基礎を築いた。

仲本為美市長一番の自慢話　開南交番所付近の「ヤミ市」を警察署長にかけ合い取り締まりを緩和させるとともに、民政府工務部に折衝して、公設市場を開設したことである。公設市場といっても、「ヤミ市」とかわりはなく、市場の名前も「自由市場」といっていた。

人口はいよいよ増加し、仲本市長就任の 1948 年 3 月に 1 万 5000 人だった市人口は 49 年 10 月には 2 万 3000 人を突破した。しかし、住宅建築はすすまず、規格住宅 1733 戸、規格住宅以上のもの 814 戸、仮小屋 949 戸、テント 46 戸という状態であった。貧困家庭も多

く、全世帯数 6147 のうち「救済世帯」が 308 世帯もある（1949 年）。社会事業課では救済委員会を組織して、これら戦災被害者の援護に当たる一方、戦没者の遺骨収集と遺留品預かり、遺族への引渡し業務にも追われた。

労務実態は、稼働能力者 9878 人中、民間作業者 7829 人、軍作業者 1903 人と記録されている（1949年）。那覇市やその周辺ばかりでなく、北谷、具志川、越来、北中城と中部のアメリカ軍部隊にも職を求めている。これら軍作業員が持ち帰る禁制の「戦果品」が、那覇市場を賑わせるという構図になった。

仲本市政はさらに、社会教育・文化面でも東恩納市政時代に立ち上げられた女性、青少年はじめ市民を対象にした講演会、成人講座等々を推進するなど、多くの実績を残した。これら政策が評価された仲本市長だが、任期半ばの 1949 年 10 月 29 日、米軍管理権侵害で那覇署に逮捕された。11 月 1 日には、沖縄民政府に設置された自治委員会（委員長志喜屋孝信知事）によって、①米軍管理権侵害②管理財産の不当使用③那覇市出納事務を調査する責務を怠り、収入役の公金横領発生に対する監督不行き届き④発電機の不当所持の理由で助役・収入役とともに罷免された。庶務課長賀数世隆の代理市長を経て第 4 代当間重民に代わった。

（４）土地問題

那覇市の復興にとって最も深刻な問題の 1 つが土地問題だった。旧市街地はアメリカ軍の基地として囲われ、立ち入り禁止であった。米軍政府は軍施設から 1 マイル以内での民間施設の建設を禁じ(布令第 1 号)、那覇市周辺でも違反すると容赦なく取り壊しを命じた。急増する人々の生活をまかなう農耕地はない。また戦災によって土地の所有関係を示す公簿・公図は消失していた。激烈な地上戦とその後の米軍の基地建設工事で、地形も変わってしまっている。行政運営は絶えず土地問題に悩まされ続けた。

米軍政府は 1945 年 10 月、住民の旧居住地帰還に先立ち、「旧居住地移住の計画と方針」を発表、特別措置として、「土地割当制度」を実施した。住宅・農地など個人の私有地や公有地を、市町村長や米軍地区隊長の権限で割り当て、利用させようというものである。ただし、「将来の法律上の所有権には影響を与えない」とされた。また、土地所有者は、割り当てを受けて住居を構えた人々から地代を取ってはならないことになっていた。ふるさとに帰った多くの人々は、この割当土地に住んだが、那覇市のばあい、最もその比率が高かったのは言うまでもない。

米軍政府は、土地所有権を明らかにしていくために、土地所有権関係資料の収集を指示した。那覇市でも仲本市長時代に米軍の指示に基づいて、土地所有権委員を組織して、本格的に調査を進めたが、この調査を、所有権認定がすぐにも行なわれると受け取った地主たちが居住者や農耕者に返還を求めたり、地代を要求してしばしばトラブルが起こった。「勘違いをするな」と、軍政府・沖縄民政府はたびたび警告を発している。所有権認定が行なわれたのは 1951 年である。

土地問題が困難を極めた要因の一つは、元国有地・県有地のすべてがアメリカ軍の財産管理官の管理下に置かれたことにある。那覇市での米軍管理地は、旧沖縄県農事試験場、

県営鉄道嘉手納線・与那原線関連敷地、沖縄県庁関連敷地、港湾及び関連敷地、県道道路敷、公園などで、市街地の真ん中に位置するところが多い。こうした土地を那覇市などが使えないことは復興に大いに支障をきたした。農事試験場地を開放して、まだ帰ることのできない旧那覇市民の住居にしてほしいという陳情が沖縄民政府に提出されている。そして、仲本市長自身、アメリカ軍が管理する土地の使用に係るトラブルが一因で失脚したのである。

（５）「市町村制」公布

那覇市議会は助役・収入役の選任に同意可決した第１回議会（1948 年 3 月 4 日）から第 9 回(49 年 8 月 19 日)までが仲本為美市政時代である。第 2 回会議までが仲本市長の招集、議長で運営された。第 2 回は、3 月 1 日に戦後初の税制実施（米軍政府指令第 7 号）を受けての条例設定案 2 件と、48 年度予算案の議決が求められているが、記録消失のため結果は不明である。

その後、1948 年 7 月 21 日、待ちに待った「市町村制」（軍政府指令第 26 号）が公布され、8 月 15 日に施行された。これで、市町村がはじめて法人と規定され、執行機関の構成、住民の権利と義務、議会の権限や議員の身分、執行機関と議会の関係等々、民主的な市町村行政の大綱が定まった。骨格は日本本土の新憲法制定に基づく地方自治法に習っていた。市議会は条例の制定・改廃、予算の議決・決算の認定を、市は市町村税・使用料・手数料の賦課徴収、財産の設置・処分等々を行なう権限が与えられた。

制度制定を受けて、同年 9 月 2 日の第 3 回那覇市議会は、議長に具志頭得助、副議長に仲井真元偕を選出、那覇市議会会議規則、議会傍聴人取締規則など議会運営の手続きから定例会開催条例、那覇市歳入歳出決定認定を決議した。

「市町村制」が公布されたために、一般の自治に対する関心は一層高まり、教育連合会など有識者団体も、住民自治に関する市民啓蒙の勉強会を全島的に開催して、政治意識高揚につとめた。1948 年 7 月以降、それまで『うるま新報』1 紙しかなかった新聞も、『沖縄タイムス』『毎日新聞』『沖縄ヘラルド』と刊行が相次いでいる。『うるま新報』も米軍政府や沖縄民政府の広報紙・機関紙の性格を脱し、1947 年には民間企業になっていた。ラジオはまだ聞けず、新聞は米軍の許認可、用紙の配給を受け、軍政府批判は法度という限定された言論の下とはいえ、情報が極端に少ない時代から、政治家の動向を監視しうる民主化の時代に緩やかに移行しつつあった。

ひとまず、市町村段階で自治制度が確立した。任意団体だった全地区市町村長会は、「市町村制」の定める市町村長の職責遂行のための協議機関となり、48 年 8 月 23 日の第 3 回総会で「沖縄市町村長協議会」と改称した。「市町村制」では次のように規定されていた。

「市町村長は市町村の事務または軍政府の政策若しくは軍政府の政策に基づく民政府の政策による事務の連絡調整を図るため、その協議により規約を定め、市町村長の協議会を設けなければならない」。そしてこの規定に基づく沖縄市町村長協議会の行動が、後述する配給停止事件を解決に導いた。

（６）港湾労務者問題と配給停止騒動

1948 年 8 月 18 日、米軍政府が沖縄民政府に全市町村に設けられていた公設の「売店」の閉鎖を指令し、全沖縄を震撼させた。売店閉鎖は即食糧配給の停止となり、食糧の 80%を配給に頼っている住民の死活に関わることだった。閉鎖指令の理由は、沖縄本島中の市町村が港湾労務者の提供を怠り、荷役作業が停滞しているというのであった。

米軍の輸送物資は、住民向けの建築資材、食糧など民需が大きな比重を占めていた。米軍政府は労務提供は市町村の義務だとして、提供人数を割り当てて労務者を要求した。沖縄民政府の志喜屋孝信知事もたびたび市町村に促進を求めてきたが、労働条件があまりにも悪いなどあって、それが果たせないでいた。売店閉鎖によって沖縄中大騒ぎになり、志喜屋知事は閉鎖解除を求めて陳情に継ぐ陳情を重ねた。就任後最初の難事に直面した公選首長は、志喜屋知事の強い要請を受けて市町村長会を開き、労務提供促進を決議（第 3 回総会)、民政府、知事と一体となって軍に陳情した。婦人連合会なども陳情し、労務提供を誓う那覇市民大会が開かれた。軍の強行策は、軍政府副長官クレイグ大佐から次のグリーン大佐への交代時の間隙に、大きな権限を持ち、米軍内の序列でグリーン大佐の上位にあった補給部長チェス大佐の判断に基づくとされている。那覇市議会をはじめ、市議会・執行部一致の要請運動で、米軍政の売店閉鎖は食い止められた。（第 2 章「みなと村」第 1 節参照）

（７）配給食糧値上げ騒動

米軍政府は 1949 年 1 月 1 日、沖縄民政府に対して、食糧補給率の 50%から 35%への引き下げと配給料金の引き上げ（市価の 60%まで）を指令してきた。

1946 年 8 月以来の日本本土引き揚げ者が持ち込み、闇ルートからも流入してくる日本円と米軍の支出超過とで、通貨が過剰流通する一方、アメリカ軍の補給物資は不足し、住民の食糧供出も不振にあえいで闇取引が蔓延していた。加えて、軍労務者が持ち出したアメリカ軍物資と、当時往来が禁じられていた奄美、宮古、八重山の諸島伝いに、日本本土、台湾、香港までも広がっていたルートで日用品などと交換する密貿易が盛んであった。物価騰貴が激しく、インフレが深刻化した。統制物価は崩れ、統制経済は破綻していた。

軍政府は、1948 年 5 月 1 日琉球銀行を設立、7 月 16 日には日本円とＢ円の混合だった通貨をＢ円に統一し、11 月 1 日には統制経済を廃して自由経済へと転換した（特別布告第 33 号)。その上でインフレ抑制のため、課税、輸入物資価格引き上げで通貨を吸収しようとした。配給食糧の大幅値上げは大打撃になった。市価の 60%を目安にとはいうものの、実際、米が従来の配給価格の 6 倍、小麦粉が 9.1 倍になる、さらに配給品の値上げは闇値を 5 倍、10 倍と釣り上げ、社会不安を起こすまでになったのである。

那覇市議会は、値上げ中止陳情などの対策を協議、また市議会主導で 2 月末、婦人連合会や青年団とともに配給食糧値上げ中止請願市民大会を開催した。軍政府は、1 か月後、食糧配給価格の 50%引き下げの措置を取った。

食糧配給をめぐる売店閉鎖令と食糧値上げという 2 つの事件は、住民の自治確立への動きを加速化させた。1949 年 3 月全島市町村議員連盟が結成され、市町村長協議会とともに、

「市町村制」も議会の運営上まだ不備があり、特に中央政府（沖縄民政府）との関係があいまいであり、その是正を求め、自治法の早期立法を要請活動した。軍政府・民政府ともその必要を認め、検討に入ったが、実際の制定は日米講和条約発効後の 1953 年になった。

（８）仲本市長の逮捕と市議会

仲本為美市長が那覇署の摘発を受けたのは、那覇市公営市場建設のため、那覇市 1 区 11 組の地で営業していた線香製造工場に立ち退きを求めたことに端を発した。

同地は不在地主の所有地で、米軍政府布告第 1 号により、「遺棄財産」として国・県有の公有地同様アメリカ軍の管理財産とされていた。1945 年 10 月の軍政府「旧居住地移住の計画と方針」では、緊急の特別措置として「土地割当制度」により、個人私有地、公有地を市町村長や地区隊長の権限で土地を割り当てて利用させることになっていた。工場主は台湾引揚者で、東恩納寛仁前市長から土地使用許可を得て線香製造業を営んでいた。仲本市政下の那覇市当局が有無を言わさず同工場敷地内に 13 軒の店舗を建てさせたのに対し、工場主は米軍政府財産管理課と契約を結んで、地代も払うという挙に出た。那覇市も米財産管理課に使用許可申請を出したが、許可が下りていなかった。

仲本市長が米軍財産管理権侵害と管理財産の不当使用を問われて、10 月 29 日拘束されると、かねて市議会で追及されていた助役の汚職も再度問題になった。沖縄民政府は前述のように「市町村制」の規定（第 65 条）により、11 月 1 日地方自治委員会を招集、三役の罷免を決定した。

那覇市議会は、11 月 3 日、市役所で懇談会開催、席上市長罷免をめぐり、市場公設を勧告したのは市議会であるから、市議会も責任をとって総辞職すべきだという意見が出た。前年 1948 年 12 月 7 日の第 4 回市議会（定例会）は、市場を公設市場とすること、市場使用料を徴収して市財源に繰り入れることを勧告、市は同年 4 月からこれを実施していたのである。しかし、総辞職・解散論は議決機関と執行機関を混同するもので、議会に責任なしとする反論が通ったという（『沖縄タイムス』1947.11.3、『うるま新報』同 5 日）（議事録なく詳細不明）。

同じ席上、市議会懇談会は仲本辞任後の市長選挙はできるだけ無投票にしたいと申し合わせ、米軍政府、沖縄民政府に協力できる人物選定に取り掛かることを取り決めた。『沖縄タイムス』『うるま新報』とも那覇市の不祥事を厳しく論難、また市議会の申し合わせ無投票市長推薦は民主主義に反すると批判的な投書、論説（『うるま新報』1948.10.8　社説など）で、民主政治への関心を高めた。まだ社会状況は混乱期を脱していなかったが、政治家や官僚の不正に対する市民の批判の目が育ってきていた。

仲本市長の罷免に伴い、臨時市長に賀数世隆庶務課長が任命された。

第４節　当間重民市政と議会（1949 年 12 月 6 日～1952 年 2 月 7 日）

（１）仲本市長辞任後の選挙

1949（昭和 24）年 11 月 1 日仲本市長辞任を受けて、11 月 20 日市長選挙が行なわれた。

沖縄民政府の行政課長・当間重民（市議会推薦）、沖縄人民党公認の仲里誠吉、戦前の第4代那覇市長・小嶺幸慶の三つ巴選となった。初めての政党公認である新鋭の仲里、ベテランの小嶺を抑えて当間重民が圧勝した。

当間重民7364票／仲里誠吉1386票／小嶺幸慶706票

有権者1万1661人、投票率82.53％

選挙戦は、第1回の市長選・市議選（1948年2月）と違い、48年後半の新聞発刊で、候補者の動静が広く伝えられ、広告欄に推薦広告が並んで、一面派手でにぎやかになった。しかし、有権者には郷土再建の意気と民主主義到来の期待に燃えた最初の選挙（投票率92.74％）ほどの熱気はなく、投票率は10ポイント強低下した。

新市長は12月6日就任、任期は「市町村制」に基づき、仲本前市長の任期の残余期間ではなく、4年とされた。助役にマッカーサー司令部翻訳官の経験がある沖縄民政府情報課長・嵩原久光、収入役に戦前那覇市庶務課長、戦後同衛生課長でこのころ沖縄無尽会社経営の大湾政順を起用、市議会も全員一致で、同意した。

当間重民は、戦後初代那覇市長（任命）・当間重剛の弟、父重慎は戦前初代那覇市長。親子2代、3人も市長職に就く名門那覇人である。那覇市の復活が人事面では戦前との連続性を示しているかのようだ。とはいえ、戦前那覇市長として市民長年の悲願だった水道敷設事業にめどをつけた功績が知られる小嶺幸慶が、当間の1割未満、2位仲里の約半分しか得票できず敗退した。それは清新な戦後派リーダーに期待を寄せる戦後市民の動向も示していた。

（2）国際情勢と沖縄政策の変化

1949年10月1日、米軍政府長官にジョセフ・R・シーツ陸軍少将が就任した。沖縄統治の方針が変わった。

終戦当初軍政長官はニミッツ海軍元帥、スティルウェル陸軍中将、スタイヤー陸軍中将等々と代わり、上位の司令官で、住民にとっては雲上人だった。沖縄の民政に当たるトップは大佐級の軍政副長官であった。沖縄民政府や市町村長らの交渉相手は軍政府各分野の部長で、その上でムーレー海兵隊大佐、クレイグ歩兵大佐、グリーン歩兵中佐（のち大佐）といった副長官が統率し、指令や命令の署名者であった。肩書きも軍隊の所属もめまぐるしく変わった。しばしば恣意的、場当たり的な政策を押し付けた。

シーツ就任以前は、沖縄の統治の方針が確定していなかったこと、国際情勢に対応する米軍の戦略やそれに基づく指揮系統が絶えず変わったためであった。のちの研究者はそう指摘する。沖縄は「忘れられた島」（『タイム』誌のフランク・ギブニー記者）になっていた。

仲本市長から当間市長に代わった時期は、「沖縄内外の情勢が米ソの対立の悪化に伴い大きく変わりつつあったころであった」（宮城悦二郎）。その兆しは仲本市長就任のころから現れ始めていた。1948年3月、ベルリン共同管理をめぐるソ連と米英仏との衝突、ソ連の西ベルリン封鎖で生じた米ソ対決、さらに中国大陸では共産党の毛沢東の勝利目前、国府

軍が台湾に追い出さるという状況が背景にあった。

東西冷戦の深刻化は米国の対日政策、対沖縄政策に強い影響をもたらした。日本に対しては、米国は講和条約の交渉を進めつつ経済復興のための援助政策をとった。かつての敵国を西側の一員として、“反共の砦”にする政策への転換が始まった。

沖縄に対しても、統治政策の転換が始まった。「市町村制」が公布された 1948 年 7 月には、フィリピン・マニラのフィルライカムの下にあったライカム（琉球軍司令部）が分離して、東京の極東軍司令部の直属下に置かれた。極東軍司令部の中に琉球民政局が設けられた。琉球軍指令長官シーツが軍政府長官であった。9 月 8 日新任の琉球民政局長ウェッカリング准将が来訪した機会に、志喜屋知事が、6 項目（建築資材の輸入から、沖縄民政府の知念から那覇への移転まで当面の問題）促進の陳情と併せて、「民政議員および知事の公選」を陳情した（同 18 日）。ウェッカリングはこのとき大学建設敷地視察のため、山城篤男（やましろあつお）文教部長の案内で首里城跡を訪ねている。

1949 年には米陸軍省要人、調査団の訪沖が相次ぐ。これら調査団の勧告に基づき、対沖縄政策は「救済政策」から本格的な「経済政策」へと転換した。1948 年度までの沖縄援助は救援物資等に限られ、援助額は 1394 万 9000 ドルであった。1949 年度からは経済復興のための工業・建築資材、機械、輸送用の車両や部品、肥料・種子なども加わるようになり、援助額も 1949 年度 2485 万 6000 ドル、1950 年度には 4958 万 1000 ドルと飛躍的に増加した。

1949 年 9 月、極東軍司令部の要請で米陸軍省の「農業・経済復興」のための調査が実施された。その報告書は、復興政策実施の前提として、中央行政府の設立、軍政府の再編、民間民政官の任命等を勧告している。経済的側面では日本本土その他の外国との貿易促進のための制度上の整備、琉球通貨の再評価、農業振興のための財政・金融機関の設置、肥料の輸入、灌漑施設の建設、畜産業の育成、また、土地所有権の確定、国有地の民移管等を勧告している。

米軍布令第１号改正１号により、米軍施設から１マイル以内の民間建設は厳禁されていたので、都市計画にも支障を生じており、これを直ちに修正するようにと、報告書には明記されていた。

（３）シーツ善政と那覇市

こうした背景のもと就任したシーツ軍政長官は、住民に最もアピールする形で、転換した政策を次々実現していったのである。就任早々、まず沖縄の経済復興策に取り組むことを宣言した。那覇市を商業都市として港湾・道路を改修し、沖縄の首都にする、那覇港の一部を残して那覇は全面開放されるだろう、50Ｂ円対 1 ドルの交換レートを 120Ｂ円対 1 ドルに改定する、琉球復興金融基金の設置、基幹的な企業の育成、米軍基地関係工事による雇用の拡大、教育・人材育成面では琉大の創設、米国留学制度の本格化、教育長制の実施、政治面でも任命知事の沖縄民政府に代わって「群島政府」（奄美、沖縄、宮古、八重山）を設立する、また米軍の再編も行なわれた。4 つの群島の米軍政府を沖縄で統括して、琉球軍政本部（ライカム）を置いた。綱紀を粛正して怠惰・無能な将兵を追い出した。米誌

『タイム』のフランク・ギブニー記者にリークして、これまで沖縄がいかに無能・怠惰な軍人たちの掃き溜めになっていたかを報道させるなど、鳴り物入りだった。

従来の、突然の市町村売店（配給所）の閉鎖、配給食糧の値上げ、食糧補給率の引き下げ、建造物設置の禁止、電気補給ストップ等と、軍政府の理不尽、恣意的な禁止令が襲ってきて、そのたびに沖縄民政府以下、行政・議会、官民挙げて陳情に駆けずり回る。ひしひしと被占領民の情けなさを味わっていた住民は、繰り出される“シーツ善政”を熱狂的に歓迎した。

那覇市では戦前からの懸案である都市計画に対しても、シーツは那覇港を太平洋航路のどんな大型船舶も収容できるよう改修するため現在測量中である、泊港は漁港に改修、久茂地川以東の土地を開放するなど、具体案を示した。

那覇市議会では、1949年12月22日シーツ声明にこたえ、軍政への協力と軍布告指令遵奉の恭順を誓う市民大会を那覇劇場で開催した。具志頭得助・仲井真元楷正副議長と真栄田世勲・阿波根直英、仲村喜忠の3議員があいさつして、シーツ長官への感謝決議を採択した。市議長らは、嵩原助役とともに、翌23日那覇市民を代表して長官に直接感謝状を手渡し、激励を受けた。1年前の食糧値上げ、補給率切り下げに対し市民大会を開き、米軍政府アクトン経済部長に陳情して冷たい扱いを受けたのがうそのような変わりようであった。

一方、米本国では、49年5月6日、1950年度予算に5000万ドルの沖縄軍事施設費が計上された。国際情勢の悪化に対応してアリューシャン列島から日本本土、南西諸島、フィリピンにいたる防衛線を引いて中国封じ込め政策を強化する方向が定まり、沖縄の重要性が確認された。沖縄恒久基地化の建設工事が始まった。米国が沖縄の民生向上に積極的な施策をとりだしたのと、沖縄の長期保有、基地強化は表裏一体だった。

（4）米軍新政策下の那覇市政

当間重民市長は、①都市計画の樹立②保健衛生と環境の整備③各種公設施設の具現化④社会事業の拡充⑤市政の完成―に全力を尽くすことを掲げた。

当時の那覇市人口3万3415人。1950年には4万4510人、51年5万6030人、急激な増加ぶりだった。しかし、住宅難、生活難は相変わらずであった。那覇市内の家屋はわらぶき住宅1265戸、瓦ぶき655戸に対し、テントが2330戸であり、島内収容所や海外から引き揚げてきた人々は、雑居家族がひしめく不自由な生活をしいられていた。また、市当局の調べ（49年11月）では、市町村役場職員5人家族の平均月収1082B円、所得税73B円、配給品代949B円61銭、差引残高59B円39銭。これでもまだいいほうで、配給品代を1度に支払うことができない、あるいはまったく払えない市民も大勢いた。

市の財政は1951年度の歳出歳入予算額（決算）が1328万4470B円、なかで都市計画費は54万4500B円。52年度は4643万1679B円の総予算中、都市計画費は倍増して103万3228B円である。そもそも一般財源が乏しく、多額の負担を要する事業に回すのは無理で、都市計画に着手しても状況はきわめて厳しかった。資金、資材、機動力、ほとんどを米軍に頼らざるを得なかった。のちに米軍の締め付けに利用される構造を内包していたのであ

る。

とはいえ、シーツ長官の積極的な都市計画への協力、民生向上策の実施は当間市政を助けた。当間重民当選の翌日、1949 年 11 月 22 日、米軍指令で那覇市に課せられた工業用電気の余剰分を住民に振り向けていた電灯点灯の禁止が解禁になった。それまでの軍命による点灯ストップで、終戦直後のランプ生活に逆戻り、ようやく娯楽を得るようになった劇場も休業を余儀なくされて、暗い気分に陥っていた市民は生気を取り戻し、復興がまた一歩進む兆しを見た。

シーツの就任で、当間重民市長が示した、父重慎、兄重剛がやり遂げえなかった都市計画という公約は急速に進展した。兄重剛はこのころ沖縄民政府行政法務部長として全面的に協力した。1950 年 8 月のみなと村の合併問題では、真和志村が主張した真和志への合併案、9 月の市町村選挙後実施案を排して、選挙前に実施する決断を下し、決行している。

（５）緒についた都市計画

人々がまず戦争で荒廃したふるさとに戻り、遺骨収集・死者の追悼、食住の確保、教育開始､と最低限の生活から､ようやく将来への展望を持とうとしたのが都市計画であった。

戦後の都市計画は、沖縄民政府が樹立・実施するものだと沖縄民政府自身が信じ、那覇市も同じく、市は側面的から実施に協力する姿勢をとっていた。沖縄民政府は、1950 年 2 月には主管課を設置して、委員会で那覇市を中心に首里、真和志、小禄、みなと村の一市三村にまたがる首都建設計画を立てた。だが軍政府は、沖縄民政府が 3 度も出した都市計画案を却下して、那覇市がやるべきことだと指示してきた。『那覇市概観』（1951 年 8 月）によると、その経過は以下のとおりである。

シーツ新政策下の米軍政府は、1950 年 3 月 22 日、那覇市の都市計画は那覇市が主体となって計画・実施すべきで、沖縄民政府は参考的な意見は言えるが、那覇市を拘束することはできないと指令してきた｡那覇市は 3 月 25 日都市計画委員会を招集して市の方針を決定し、2 日後の 27 日には市議会にかけて都市計画の大綱を決定した。残念ながら、市議会での論議は記録が消失している。

市は軍政府締め切りの 3 月 31 日に間に合わせて那覇市都市計画図を作成､当日軍政官府首席民政官シェーファー大佐に提出した。4 月 13 日、那覇市三役と沖縄民政府首脳が軍政府に呼び出された。シーツ長官、副長官ハインズ陸軍准将出席の下に、軍政府首脳が 2 時間余にわたり那覇市の都市計画案を検討の結果、シーツは認可の署名をした。

6 月 1 日には那覇市に都市計画課を置き、関係条例の草案作りにとりかかった。市議会は 6 月 6 日都市計画委員会を設置した。6 月中に草案ができ、市は 7 月 3 日第 1 回市議会の都市計画委員会に軍政府の認可を受けた計画案を説明、「那覇市都市計画条例」「那覇市街地建造物制限条例」を付託して審議に入った（議事録消失)。

認可事項は①地域制（住居、商業、工業地域）②幹線道路計画③公園及び④上下水道⑤河川及び排水路⑥埋立計画であった。幹線道路計画は現在の道路を十分利用し、残存恒久建築物を最高度に生かしているので､軍の占領政策に反するところがないから最適とされ、特に泊の埋立計画は（開放されていない）垣花町、住吉町、山下町の住民を収容する地域

として適切な計画とされた。

当間市長は、土地所有権確定の調査を本格化し、都計の専門家石川栄耀（いしかわひであき）（早大教授）を招いて指導を仰ぎ、第一歩である市村合併問題では、真和志村との紆余曲折をへつつ、みなと村の吸収を実現した。難題だった辻・若狭地域の墓地の移転、泊港周辺の埋立てに米軍政府の協力を得てめどをつけ、第1次道路計画は安里三叉路道路入口～那覇署前の牧志街道とした。

この間、市議会は全面的に市長を支援し、諮問1か月後の8月1日には、都市計画案と関係2条例案を可決、同日告示された。

（6）第2回市町村議員選挙

シーツ軍政長官は1950年7月3日、「住民自治機構の画期的変革」を約束、軍政府特別布告「群島政府の知事及び群島議会議員選挙」を公布した。これに先立ち、6月15日「臨時琉球諮詢委員会」を設置（琉球軍政本部指令第5号）して、新しい機構の整備にとりかかった。諮詢委員会は群島知事・同議会議員選挙と市町村長・同議会選挙法について審議し、その答申に基づいて、群島政府・同議会議員選挙法と、市町村長及び同議会議員選挙法（1948年1月制定の改正）が公布された。沖縄施政の自治に関する面でも大きな転換が実施段階に入った。

9月3日、市長が任期半ばの那覇市を除く市町村長選挙、同10日同議会議員選挙、同17日沖縄・奄美・宮古・八重山4群島政府知事選挙、同24日同議会議員選挙と日曜ごとに投票という日程が組まれた。歴史的な民選知事が誕生するとあって、島中沸き立った。

ところが、選挙10日前の8月31日、沖縄軍政官府は突如、布令第26号「市町村制」の一部改定を行ない、議員の定数削減を通達してきた。改定法では、人口割り議員定数が（A）5千人未満6人（B）5千人以上1万人未満8人（C）1万人以上2万人未満10人（D）2万人以上12人と変わった。前回1948年2月の選挙で人口1万4000人、有権者5455人、定員26人、石川市・具志川市・本部村の30人に及ばなかった那覇市は、人口全島最多の3万8792人と膨れ上がっていて、全地区唯一の12人と決められた。同じ26人だった首里市、真和志村、小禄村は2万人未満で10人と大幅減となった。

今回の突然の定数削減について、アメリカ軍当局は地方財政確立のために経費節減を図り、米本国並みの人口割にしたと説明した（マックルアー軍政長官談話）。『沖縄ヘラルド』社説（9月4日）は、その意図は諒としながら、「財政支出に議員の人件費の占める割合は比較的少なく、寧ろ町村吏員が不要に増大して、その人件費のほうが大きい。人件費の面から地方財政を積極的に節約するには寧ろ議員数よりも町村役場吏員を減じて、課税負担を軽減すべきであろう」と批判した。

那覇市議会は、8月30日最後の臨時会で、民政府付加税を廃止して自転車税以下12種目の新税を那覇市に移行する「那覇市税賦課徴収条例」の改正案、1951年度歳入歳出追加更正予算など5議案を可決し、記念撮影、分散会まで開いた。しかし突然の米軍政官府の定数改訂命により、9月1日あらためて定例会を開いて、12人に減らされた新議員定数を可決した。

那覇市では、投票日 45 日前告示という選挙法に基づいて、7 月 27 日には旧「市町村制」による定数 30 人として選挙管理委員会の告示が行なわれ、すでに 67 人の候補者が激しい選挙運動を展開していた。12 人の定数に対し、候補者は 5 倍。想定されていた得票の 2 倍以上取らねば当選できないという異常な事態のうえ、毎週いくつもの選挙が重なって、投票も混乱した。

（７）新市議会・市民の覚醒

当選した 12 人は、新人が上位 2 人をはじめ 5 人、現職 5 人、ほか戦前の元議員などであった。現職では旧議会の仲井真元偕副議長ら 5 人が落選した。沖縄婦人連合会推薦の女性候補者も、旧定員なら当選圏内に入る得票をしながら惜敗した。投票率は、前回 1948 年 2 月実施の第 1 回（85.84%）をしのぐ 89.26%であった。

当選者は次のとおりである。

真栄田世勲、城間康昌、阿波根直英、新垣松助、上原仁慶、浦崎唯治、大城鎌吉、金城棟義、親里嘉英、比嘉朝四郎、備瀬知良、辺野喜英興

落選議員の間から、群島知事や同議員選挙の投票用紙が紛れ込んだために無効になった票をめぐり不満が噴出した。那覇市議選では 2 人が選挙管理委員会の裁定に不服を申し立て、争いは中央巡回裁判所に持ち込まれて長く紛糾が続いた。他方、地方では、集落ごとの申し合わせ候補者割り当て方式の無風選挙も少なくなかった。

1950 年 8 月 31　改築された那覇市庁舎で市議会議員と市職員（前列左から 5 人目は当間重民市長）。庁舎の標札は英文

「ボス支配」を象徴する集落の議員割り当て制には､女性たちが憤激した。「婦人議員が進出しようとすると平和を乱すなどとのキベン（詭弁）を弄し手をかえ、品をかえ抑えようとしている。かかる事は公選の趣旨に反しているので、その弊害を取り除いてくれるよう婦人課長（注、沖縄民政府に設置されていた)､婦連会長は軍政官府法務部へ陳情することになった」(『うるま新報』1951.9.2）という記事が見える。新聞も、また 1949 年 12 月以来発刊されていた『月刊タイムス』『うるま春秋』などの雑誌も、競って女性たちの怒りを特集した。ジャーナリズムの勃興によって、2 年前の選挙では見られなかった活発な言論が繰り広げられた。

新議員による臨時議会は 9 月 30 日開会、議長に真栄田世勲、副議長に城間康昌を選出した。冒頭、市場通りなど道路を占拠する大道商人からの道路使用料徴収条例、米軍の安里給水所譲渡（払い下げ）陳情案件の決議などが日程に入った。これに先立ち次の宣誓文を作成決議した。

「われらは公正にして無私、且つ大乗的立場より市の復興発展と市民の福祉のため尽瘁

する事を誓う」(『うるま新報』1951.10.1)。

少ない議員による議会運営、市政参画をいかに実効あるものにするか。市議会は 10 月 10 日の協議会で 3 部門①社会（教育、学芸、社会事業、保健衛生、労務）②建設（建設、復興、都市計画、交通、土木、電気、水道）③総務（人事、財政、行政一般、経理、勧業、消防）の委員会設置を決定した。当間重民市長は、「市町村制 88 条に規定されている各部門ごとに常設または臨時の専門委員を置いて、重点的に企画研究すること」を提案した。日本の自治法では相当の権限を与えられているので、それに近づけたい―。市議会では 1 部門委員を任期 1 年の交代制にし、各部門月 1 回の集会、全部門そろって同じく月 1 回の意見交換会を開いて市政研究を始めた。

激烈な競争を強いられて当選した議員たちは、自治の原点に立ち戻って、新しい段階に入った那覇市復興につくす意気に燃えていた。一方落選した候補者も市政に関心を持ち続けると言明、11 月 21 日山田真徳（やまだしんとく）を会長とする市政研究会を結成、活況を呈した。

（8）自治への夢とその後退

市議選の 1 週間後の 1950 年 9 月 17 日に群島政府知事選が行なわれ、平良辰雄（たいらたつお）が当選した。9 月 24 日には群島議会議員も選出された。

当間重民市政時代は、米国の政策の転換により、那覇市の首都化方針確定、沖縄民政府・米軍政府の知念から那覇への移転（1949 年 7 月、12 月）、やがて群島政府の民選知事・群島議会の出現など、自治機構の整備拡充（50 年 9 月）と夢がふくらんだ時代だった。那覇市は、軍用地の開放・那覇市域の拡大と発展期に入った。那覇市にとって米軍政府とは「嵐はこれからというときの同床異夢の軍民蜜月の時代」（宮城悦二郎『那覇市史　3 巻 1　戦後の都市建設』）であった。だが自治の夢はあえなく破れる。

1950 年 12 月、米軍政府はマッカーサー極東軍総司令官を「民政長官」とする「琉球列島米国民政府」（USCAR。略称「米民政府」）に改編された。50 年 7 月 27 日に離任したシーツからマックルアー陸軍少将、シャーマン陸軍准将、現任のロバート・S・ビートラー陸軍少将と引き継がれてきた琉球軍政長官は、米民政府の「民政副長官」として奄美・沖縄・宮古・八重山の 4 群島を貫く全琉球列島の統治に当たることとなった。

1951 年 4 月 1 日、民選群島政府知事が誕生する一方で、「琉球臨時中央政府」（司法府、行政府、立法府からなる）が設立され、米民政長官によって比嘉秀平（ひがしゅうへい）が臨時行政府主席に任命された。この年 9 月 8 日、サンフランシスコで開かれていた連合国の講和会議で「対日講和条約」が調印された。同時に「日米安全保障条約」が締結された。平和条約第 3 条では「琉球は将来アメリカの信託統治地域とすることを国連に提案し、可決するまでの間、米国が司法・立法・行政のすべてを握る」ことが決まった。

12 月には「立法院選挙法」公布、明けて 1952 年 2 月 29 日、米民政府は布告第 13 号「琉球政府の設立について」と基本法「琉球政府章典」を公布した。3 月 2 日には立法院議員選挙が行なわれ、4 月 1 日、米民政府長官に任命された比嘉秀平を行政主席とする「琉球政府」が誕生した。

いずれ行政主席の公選を行なうことは約束されながら、実現のめどはないまま、米施政

下に置かれることが国際的にも認められた。沖縄現地では 50 年以来日本復帰運動が起こっていたが、日本から切り離されたまま、1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和（平和）条約が発効する。

（９）都市計画の促進

当間重民市政時代はまた、行政と市議会の蜜月の時代でもあった。みなと村の合併問題、真和志村との境界問題に一致団結して取り組んだ（「みなと村の解消」参照）。また泊港埋立問題では、群島政府平良辰雄知事・群島議会と鋭く対立して、那覇市の権利を守った。

平良群島政府知事は、群島組織法第 2 条により、公有水面の埋立は政府の権限であるとして、1951 年 3 月、泊港南側沿岸の埋立計画書を米民政府に提出し、ガリオア資金の貸与を申請した。泊港埋立地を民間に貸し付けて、全島道路維持費を捻出したいというものだった。那覇市はすでに都市計画の一部としてシーツ長官の認可を得ている。当間市長はアメリカ軍用地が占拠して自分の土地に帰れない旧垣花・住吉・山下町民の代替住居地として、同埋立地はぜひ必要と強く主張した。市議会も 3 月 31 日の緊急協議会で、泊港の群島政府直営反対、那覇市営を打ち出し、泊町はじめ各町復興期成会と歩調をそろえて米民政府に働きかけ、世論に訴えた。平良知事・当間市長と米民政官との粘り強い交渉の結果、1952 年 1 月 29 日には、埋立は米軍が行ない、約 3 万 8000 坪を市有地とすることが通達された。

都市計画はいざ着手となると隘路が多かった。総工費 24 億 4000 万Ｂ円という資金、軍用地の存在、土地所有権確定、潰地・失地問題、区画整理、移転問題と課題は限りがなかった。なかでも軍用地は市の半分だったのが一部返還で減っていったとはいうものの、53 年段階でも市総面積の 25％を占めていた。土地所有者の権利主張も強くなっているうえ、無秩序に住みつき、商工活動をしている人々の工事反対にも直面した。

当間市長は、1951 年 9 月に東京、横浜、神戸、名古屋、広島、福岡など戦災都市復興状況を視察した。多くの示唆を受けた中で、当時地方財政のドル箱となっていた競輪事業に目をつけ、「都市計画の促進の財源造成のため」那覇市でも競輪事業案を提起、「琉球臨時中央政府」に援助を求めた。市議会もその実現に期待をかけた。競輪場問題はその後三代にわたる市政と那覇の社会をゆるがした。

当間市長は沖縄の激変の最中、那覇市再建の道半ばで 52 年 2 月 7 日、癌で死去、那覇市議会は臨時会を開き、那覇市葬挙行を決め、2 月 9 日に那覇高校で執り行なわれた。当間重民は、都市計画に着手した市長として功績をたたえられ、「都市計画の父」（市葬を伝える広報から）と評価された。また、墓地などを整理して住宅地・商業地として開発・発展させたのを記念して、辻・若狭町、後の前島の一帯に「重民町」の名がつけられた。

第５節　又吉康和市政と議会（1952 年 4 月 11 日～1953 年 9 月 22 日）

（１）市長に又吉康和就任

1952（昭和 27）年 2 月 7 日の当間重民市長の死去を受けて、3 月 27 日那覇市長選が行な

われた。前沖縄民政府副知事で、現役の琉球新報社長の又吉康和と、元那覇市長（戦後第3代、1949年11月罷免）仲本為美の一騎打ちとなった。

サンフランシスコ講和条約発効（4月28日）を前に、琉球列島米国民政府の下で琉球政府発足（4月1日）の新体制の準備が整い、3月2日に第1回琉球立法院議員選挙が行なわれた。市町村議会は、改正「市町村制」による少人数定数（那覇市12人）のままだった。

那覇市議会は、故当間市長後継者には、将来国際都市として発展する那覇市の山積する課題を解決できる知事級の人物を市議会全員一致で推薦することを決めた。①人格高潔、②都市計画を強力に推進できる、③米軍に信用があるという3条件を満たさなくてはならないとして、6人の知名士を検討した。この動きは世論の反発を買った（「市会一致で特定候補者が物色されたら、それを天降り式に市民に押し付ける積りなのか」『沖縄タイムス』1952.2.18　社説など）。しかし、真栄田世勲議長が、議員個人の自由な考えで行なうもので市民に押し付けるつもりは絶対にないと言明して、又吉を推薦、出馬を要請し、又吉は応諾した。

選挙の結果は、又吉1万1950票に対して仲本9533票、又吉が2417票差で当選した。投票率は前回（1949年3月82.53%）からさらに下がって、74.50%だった。有権者が第1回（48年2月5455人）から第2回（49年1万1661人）で倍増、さらにこの選挙では前回比2.5倍を超える2万9132人に達している。那覇市への急激な人口流入を物語る。

戦後第5代、又吉康和市長は1952年4月11日就任した。又吉は、第二次大戦前に琉球新報社編集局長、同社長を務めていた。1940（昭和15）年の一県一紙統合の国策により沖縄朝日新聞社と合併した沖縄新報社の常務監査役にも就いた。戦後は終戦直後の沖縄諮詢会総務部長から沖縄民政府副知事として占領下行政の中枢を担った。その後、うるま新報社長となり、『琉球新報』の名を復活させた。米軍の信頼の厚い、文字通り「知事級の大物」だった。又吉は、53年9月22日の急逝による退陣までの1年半、新聞社社長を兼任した。

又吉市長は市政を担う課題として5つの柱を掲げた。

（1）都市計画の実施促進①那覇市、真和志村の合併促進②旧市内の開放促進③走路網の整備④上下水道網の実施⑤電気問題の解決⑥埋立計画の実施。
（2）健全財政の確立①琉球政府より重要施設に対する補助獲得②税外収入の増額と税法の合理化③市有財産の合理的運営④借地料の整理。
（3）教育文化施設の充実。
（4）民生の安定。
（5）商工業の保護育成。

又吉は都市計画には、「市政全般の一大バックボーン」（施政方針演説）として最も力を注入した。短い市政担当期間に実現したことは多く、当間重民が都市計画をスタートさせた功績に続いて、その実施段階を担い「大那覇市の基礎を固めた市民の親」「都計実践の父」と評されている。

（2）又吉市政の時代背景と議会

又吉康和市長の就任まもなく、琉球政府が発足した（米軍布告13号「琉球政府の設立」

による)。その基本法「琉球政府章典」(布令第 68 号) で、那覇市は琉球の首都と規定され、また市町村自治法制定がうたわれた。4 月 28 日平和条約発効、第 3 条で、琉球は日本から切り離され、米国が国連の信託統治を決定するまでの間、米国を唯一の施政権者として司法・立法・行政のすべてを委ねることとなった。

翌 1953 年 1 月 12 日、立法院において民立法による「市町村自治法」が成立した。日本の地方自治法を踏まえ、①市町村の自主性・自立性の強化、②住民自治、③議会の地位の確立を明確にした。議会の権限についても、①議決機関、②選挙機関、③調査機関、④諮問機関とその機能を定め、執行機関に対する議決機関として対等な立場であることを明確にした。「市となるべき町村」は人口 3 万人以上と規定され、議員定数も極端な少人数が改訂された。那覇市は 28 人、任期は 4 年と規定された。これに基づき 53 年 3 月 29 日、全琉球で市町村議会議員選挙が行なわれた（後述)。

中央は、行政主席が米民政府副長官の任命であり、立法院は議員公選だが副長官の拒否権が保留されており、司法府は上訴裁判所首席判事も副長官の任命と、住民念願の自治は後退したが、地方自治は民主主義の理念に基づく制度にやや拡充をみた。

東西冷戦のただなか、1950 年にぼっ発した朝鮮戦争を背景に、米民政府は強硬な反共政策を推進した。基地の建設工事は雇用を生み出した。しかし半面、土地接収、建設業者による沖縄住民を最低ランクに位置づけた過酷な労働条件を伴い、いびつな経済発展を見せた。住民とアメリカ軍統治との間にあつれきが生じ始める。教職員・青年層による日本復帰運動が進んだ。

アメリカ軍が占拠していた土地の開放が進み、区画整理、港湾整備と拡大する那覇市であったが、一方近隣自治体では、いったん居住が許可された土地を基地建設用地として強制接収される真和志村や小禄村との間で違いがあった。真和志村の行政と議会は、米軍政批判色を濃くし、日本復帰運動へ傾斜していく。これに対し、那覇市の行政と議会は一致協力、首都建設にまい進し、対米融和的な穏健路線を選んだ。しかし、アメリカ軍の強圧的な施政に対する住民の不満や不平が嵩じるとともに人権意識が強まり、又吉市政の後半、市議補充選挙後の市議会はしばしば与野党が対立し、議論が白熱していく。

（３）市議会議員補充選挙

1953 年 1 月 12 日「市町村自治法」が公布された。那覇市議会は定数 28 人となり、3 月 29 日、16 人の補充選挙が行なわれた。19 人が立候補したが、前回（1950 年 8 月）の超激戦に比べ低調で、投票率も 57.98%、31 ポイントも落ち込んだ。

当選者は次のとおりである。

渡口政行（とぐちせいこう）、長嶺将真（ながみねしょうしん）、糸数昌秀（いとかずまさひで）、佐久川長吉（さくがわちょうきち）、渡口麗秀（とぐちれいしゅう）、嘉数盛一（かかずせいいち）、嘉手納武（かでなたけし）、喜久山朝重（きくやまちょうじゅう）、儀間真喜（ぎましんき）、宜保為楷（ぎぼいかい）、島袋嘉順（しまぶくろかじゅん）、泉正重（いずみせいじゅう）、金城兼市（きんじょうかねいち）、安里松蔵（あさとまつぞう）、大湾喜三郎（おおわんきさぶろう）、山城思太郎（やましろおみたろう）。

なお、選挙に先立ち、3 月 3 日の第 24 回市議会（定例会）で議会事務局設置条例を可決、初代事務局長に新垣良正（あらかきりょうせい）を任命、5 人の職員を配置した。3 月 18 日には比嘉朝四郎を日

本本土都市計画と議会運営状況視察のため、東京に派遣した。選挙後初の第 26 回市議会（臨時会）は同年 4 月 16 日に開会した。この臨時会同年 4 月 16～18 日）で「常任委員会条例」を制定、4 委員会の委員を選任した。

・総務財政委員会（10 人）委員長泉正重　　副委員長佐久川長吉
・文教厚生委員会（6 人）　同上　阿波根直英　　同上　長嶺将真
・建設委員会（10 人）　　同上　大城鎌吉　　同上　新垣松助
・懲罰委員会（6 人）　　同上　城間康昌　　同上　大湾喜三郎

また臨時出納検査立合人の選挙を行ない、城間康昌、浦崎唯治選任した（3 月 3 日）。

第 27 回市議会（臨時会、同年 5 月 20 日）では、市役所を牧志町 2 丁目から旧市内の天妃町 2 丁目に変更する条例を賛成多数で可決。那覇市内でわずかに戦災から残された天妃小学校跡に市役所が移転し、教室不足で 3 部授業を余儀なくされていた壺屋小学校が旧庁舎を使うことになった。一部は残して 6 月 1 日、那覇市牧志連絡所として発足した。

戦前の天妃国民学校に那覇市庁舎を移転。1965 年 9 月頃までの 12 年間使用した（那覇市歴史博物館提供）

（４）都市計画事業の進展

又吉市長は、就任後初の施政方針（1952 年 5 月 5 日第 17 回臨時議会）、議員補充選挙後の施政方針（53 年 6 月 9 日第 28 回定例議会）発表で、日本の都市計画事業が国策として費用の大半を国庫が負担していることを強調、戦災復興のため、諸事業費用の琉球政府負担と政府・市の合同負担のための「首都建設法」「都市計画法」の制定を求めた。

1953 年 8 月 17 日、立法院で「都市計画法」が成立、那覇市に適用された。琉球政府補助が行なわれるのは翌 54 年 9 月である。これを待たず、那覇市議会は 52 年 10 月 25 日、第 21 回臨時会で、又吉市長が提起した起債 7000 万Ｂ円を承認した。又吉市長が米軍政府ルイス首席民政官（准将 51.6～53.6 在任）に強く要請した結果、52 年 8 月、琉球復興金融基金（復金）の融資対象を個人住宅や企業、産業団体に限定していたのを、市町村にも広げる規定改正が行なわれて（『沖縄タイムス』1953.2.11 夕刊）那覇市への融資が実現したものである。

復金は、米軍政府時代にガリオア援助物資売り上げ代金を見返り資金として活用するよう琉球銀行に委託して創設された。53 年 2 月 7 日、琉球政府を経て 6700 万Ｂ円の融資が米民政府の認可を得た。都市計画事業別には道路工事・河川浚渫・護岸工事・埋立工事・下水道工事となっている。都市計画の総事業費は 8 億Ｂ円を超すと想定され、初年度 53 年度は道路工事、護岸工事、河川浚渫工事、埋立工事、上下水道工事などに約 1 億Ｂ円が見積もられた。一般財源からは 3000 万Ｂ円しか充当できない。起債により、牧志街道を拡幅して、「奇跡の 1 マイル」と呼ばれた国際通りへと発展させる基礎を築くなど第１次計画

を促進した。この復金の「7000 万Ｂ円融資金」は、のちにアメリカ軍によって瀬長市長弾圧・追放の具に使われ、那覇市議会を嵐に巻き込むことになる。

1953 年拡幅工事前の牧志街道。1955 年頃「国際通り」と命名『那覇市勢要覧　戦後 50 年特集』

1954 年拡幅工事が完了した牧志街道（『那覇市勢要覧　戦後 50 年特集』

（５）町村合併

首都那覇の都市計画には、首里・那覇・真和志・小禄の二市二村合併が必要とされた。みなと村の那覇市合併によって生じた那覇・真和志のしこりが残ったが、大きな立場で合併に取り組むべきという住民の願いは強かった。

1952 年 8 月 13 日、真和志村長宮里栄輝・議会議長新垣正栄、首里市長兼島由明らの発案で、二市二村議会の首都建設研究懇話会が那覇市長室で開かれ、4 市村から首長以外の 5 人の委員を出して、大那覇市実現のための研究機関とすることを決めた。那覇市議会は 8 月 26 日に協議会を開いて、専門諮詢会設置を決め、議長真栄田世勲以下、市議と有識者山田有幹ら 5 人の合併研究委員を選任した。9 月 13 日には 4 市村による「二市二村合併研究委員会」（山田有幹委員長、西銘順治副委員長）が那覇市で発足した。

第 2 回委員会（9 月 25 日那覇市で開催）は、組織運営について協議した。第 3 回委員会（10 月 20 日真和志村で開催）は、各市村とも二市二村同時合併の基本線を確認、合併の時期は各議会に一任と決定した。

第 4 回委員会（11 月 15 日首里市で開催）で、首里・真和志・小禄 3 市村が「53 年 7 月 1 日合併」を主張したのに対し、那覇市議会は「1954 年会計年度中とする」と山田委員長に回答していた（10 月 25 日第 21 回臨時会）。これが波紋を呼び、合意はならなかった。さらに第 5 回委員会（1953 年 2 月 28 日小禄村で開催）で、那覇・首里・小禄の「二市二村同時、1953 年 10 月 1 日合併」案に対し、真和志が首里・小禄を除く那覇・真和志の「一市一村」案を出した。一挙に二市二村の合併は無理だとして、段階的に実施すべきだという主張であった。

しかし混迷は第 6 回（53 年 3 月 9 日）、第 7 回（同 7 月 10 日）まで延々と続き、各市村にも、執行部と議会が一体となり、意欲的に取り組んだにかかわらず、三転四転の末ついにまとまらないまま、構想を打ち出した又吉市長は 53 年 9 月 22 日死去した。翌 10 月 1 日真和志村が市に昇格して、問題は「三市一村合併問題」となって、次の当間重剛市長に引き継がれた。

この間、又吉市長は最優先課題とした真和志村との合併について「①都市の面積②政治

的経済的結びつき③公共施設の合理化④観光都市の創造⑤密集家屋の適正配置⑥学区の再編などの観点から、同一の計画の下に推進すべき」として、「従来の行きがかりを一掃して」合併に努力することを隣接市町村に訴えるとともに、那覇市議会の協力を求めた（1953年6月9日施政方針)。しかし、那覇市議会は、都市計画推進に那覇市より財政の乏しい隣接市村を抱え込むことに逡巡する意見もあり、積極的な合併論は後退していた。他市村も議会が当初の意気込みを失い、賛否が交錯するようになっていった。

1953年9月8日の第29回市議会（定例会）で、混迷を深める合併問題をめぐり、島袋嘉順の緊急動議により那覇市議会主催の公聴会を開くことが提起された。反対論が強く賛成9、反対13で否決された。

（６）土地区画整理事業と泊埋立地譲渡

那覇市は美栄橋地区の整理事業に着手、3万2000坪の整地、建物移転、墓地整理、道路工事を行ない、換地事務に着手した。さらにアメリカ軍が行なった泊埋立地を那覇市に譲渡させたのも又吉市政の大きな功績と評価されている。泊港南岸の3万2000坪の埋立地が無償譲渡され、海運業、荷役業、倉庫業など港湾運営に不可欠な業務を配置する産業用地として整備された。また、都市計画のために移動を余儀なくされた人々の受け入れ住宅地としても活用されることになった。

（７）市営競輪場設置計画

1952年9月9日の第20回市議会（定例会）は、通堂町3丁目と隣接湿地3700余坪の公有水面埋立を重点的に審議、可決している。奥武山公園に総合グラウンドと競輪場の建設が計画され、そこに住み着いていた港湾工事関係従事者や民間住宅50戸の立退き先確保のためであった。

当間重民前市長が戦災復興都市視察で得てきた「急迫せる市の財政状態打開のため」(「事務引継ぎ書」より）の、日琉合弁の競輪会社設立（資本金2000万Ｂ円）企画は、一旦沙汰止みになっていた。又吉市長が就任早々直面した財源不足、税外収入は那覇市場の使用料が大半を占め、市民税を従来の200Ｂ円から300Ｂ円に引き上げざるを得ない状況下、巨額の収入が得られるというふれ込みの競輪事業は魅力的であった。

市は国際競輪振興委員会と委員海老沢光宏（えびざわみつひろ）を理事とする亜細亜興産株式会社と契約を更新し、立法院で競輪関連法制定の運びとなった。事業は、資本金2000万Ｂ円のうち1500万Ｂ円は日本側負担、500万Ｂ円地元負担とした。競輪場は奥武山公園1万坪を予定し、運営はすべて日琉合弁の株式会社に委任という内容になっていた。市議会議員も真栄田世勲議長以下が発起人になった。しかし、戦後の荒廃からようやく立ち直って環境浄化運動も盛んになり、競輪場問題はその矢面に立たされた。いったん挫折し、又吉市政下で具体化した建設計画は、当間重剛市政下でさらに激しい論争となる。

（８）日本復帰運動の進展と那覇市議会

1953年9月8日の第29回市議会（定例会）は島袋嘉順ら3人の「対日平和条約第3条

による沖縄諸島の完全日本復帰について」の提案を賛成 7、反対 15 で否決した。

1950 年 9 月、群島知事・群島議会議員選挙のころから、沖縄の日本復帰志向が表面化していた。50 年暮れ頃から、教職員や青年層を中心に祖国復帰が叫ばれ、署名運動が始まった。1951 年 1 月 27 日「日本復帰青年同志会」が結成された。4 月 29 日社会大衆党、沖縄人民党が中心になって「日本復帰促進期成会」が結成された。9 月のサンフランシスコ講和会議へ向け、青年同志会は有権者の 72%の署名を集めた。3 月 19 日には、沖縄群島議会はじめ 4 群島議会が日本復帰要請決議を行なった。

1952 年 4 月に発足した立法院も、遠まわしの表現ながら日本復帰要望を決議をした。沖縄の地位が決まった後ではあるが、復帰運動は徐々に広がった。市町村議会でも特に 1953 年 12 月の奄美大島の復帰を前に復帰決議が相次いだ。いち早く復帰決議をした真和志村は、軍用地接収問題に反対決議を行ない、またのちには政争が激しく、翁長助静と宮里栄輝の 2 派に分かれて、市長選挙の投票をめぐり、あるいは合併問題でも議会が紛糾するなど嵐が絶えないのに比べて、那覇市議会は元来当間重民市政、又吉康和市政を通じて無風地帯だった。そこへ一石投じたのが島袋嘉順、大湾喜三郎、金城兼市の 3 人民党員と、是々非々主義の泉正重らであった。補充選挙後の議会は、これら議員の軍政批判、弱い者切り捨てともみなされる強引な都計推進に異を唱えるなどで意見が活発にかわされた。

（９）土地接収と反対闘争

第29回市議会（定例会）では日本復帰決議は否決したが、やはり人民党島袋嘉順ら 3 議員の提起による「軍使用地問題の処理に関する特別委員会設置」については、全員一致で可決した。

討論で、米軍の土地とりあげの実情から地代未払いの不当性を盛り込んだ文案は「長たらしく穏便でない」（比嘉朝四郎）という意見もあった。しかし、原案通り承認され、緊急に委員選任の動議（親里嘉英）があり、真栄田世勲議長指名で 11 人の委員を選任した。9 月 11 日の第 1 回委員会では委員長に新垣松助、副委員長に佐久川長吉が選ばれた。

その後又吉市長の急逝（同年 9 月 22 日）後、立法院行政法務委員会から軍使用地代臨時処理法の立法資料の照会を受け、当間重剛市長就任（同年 11 月 11 日）と時期を同じくして那覇市の軍使用地の実態、地主の意見等々の資料収集、調査研究に当たった。その詳細な報告が第 31 回市議会（定例会）で行なわれた。新垣委員長は那覇市議会の取り組みの遅れを指摘、市の土地特別委員会と連携して早急に調査を進め、軍用地問題の処理に当たることを提案している。

米民政府は 1952 年 11 月 1 日、布令第 91 号「契約権」公布し、翌 53 年 4 月 3 日には布令第 109 号「土地収用令」を、同年 12 月 5 日には布令第 26 号「軍用地内における不動産の使用に対する補償」を次々公布して、賃貸契約に応じない地主の同意なしに強制接収を行なった。沖縄本島中部がその対象になったが、那覇市周辺でも真和志村安謝・銘苅、小禄村具志など、土地明け渡し命令を突きつけ、「銃剣とブルドーザーによる土地とりあげ」と、住民の反発・抵抗を呼んだ。各市町村に土地問題委員会が設けられ、適正地料要求や強制接収反対の運動が広がっていく。那覇市議会特別委の報告後、54 年 4 月 30 日、立法

院は「軍用地の処理に関する請願」を全会一致で可決した。

1954年はアメリカ軍の反共政策がピークに達した年で、抵抗の核となった人民党をターゲットに弾圧を強行し、さらに教職員を中心とする復帰運動にまで広げていた。那覇市議会はまだ嵐の前の静けさを保っていた。

1953年9月22日、又吉康和市長は腸内出血で急逝した。66歳であった。市議会は同日、急きょ臨時会(第10回)を開き、又吉市長の首都那覇の建設に貢献した功績を讃えるため、那覇市葬を決議した。市葬は9月24日市役所前広場でとり行なわれた。

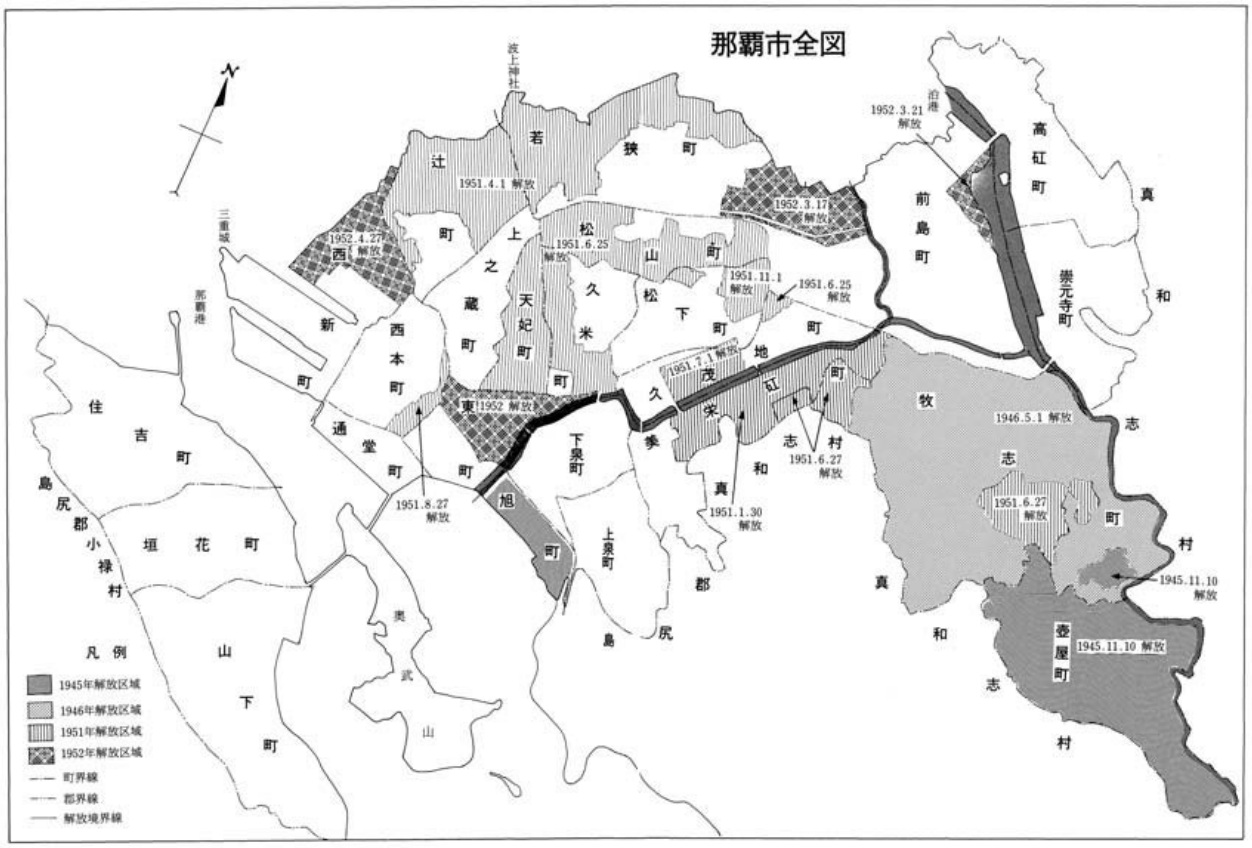

旧居住地の返還図『那覇市史　第3巻1　戦後の都市建設』

第6節　当間重剛市政と議会（1953年11月11日～1956年11月10日）

（1）当間市長の出現と議会

1953（昭和28）年11月8日、又吉康和市長の急逝に伴う戦後4回目の那覇市長特別選挙が実施された。保守当局派の推す上訴裁判所首席判事・当間重剛と、沖縄人民党公認の那覇市議会議員・島袋嘉順の一騎打ちで、1万3403票対5979票となり、7424票差で当間が当選した。地方自治体首長選挙に初の政党公認候補の出馬となったが、市議会は人民党以外の16人が一致して当間を支持、投票率52.88%、3月29日の市議選以上に低調であった。

当間市長は11月11日に就任し、市議会には12月8日、第31回定例会に初出席した。

当間重剛市長は3度目の登場である。戦前第7代目の市長、戦後初の任命市長、そして戦後第6代目の市長になった。在任中に都市計画が大きく進展して、首都としての骨格が

できた。一方、この時期は米軍用地接収をめぐり沖縄住民が地料の一括払いや買上げ反対、新規土地接収反対、地料の引上げなどの要求を揚げて初めて決起し、高揚させた激動の時代であった。当間市長は法律家としての自負の上に、徹底した合理主義、現実主義を貫いて強圧的な米軍当局と融和策をとりつつ、経済発展を図る市政を展開した。

市議会は、市長を支える与党派・野党派の色分けがいよいよ鮮明となり、しばしば対立した。それとともに市民の政治意識、権利意識がこれまでになく高まった。それに応じて、軍事基地の維持と安定使用を図る米軍政の抑圧は苛烈を極め、住民との軋轢が顕在化し、那覇市議会にも波及した。市議会は常に穏健路線が主流であった。

比嘉秀平琉球政府行政主席の急逝により、当間市長は米軍当局から主席に任命され、56年 11 月 10 日、就任満 3 年で退任した。

（２）大那覇市構想

「私が市長に立候補したのは那覇市百年の大計の礎を造らねばならぬと考えたから」(就任あいさつより）と述べた当間市長は、三市一村（真和志村が市に昇格して、従来の二市二村が三市一村となった）合併による「消費都市から生産都市」への転換を強調した。当間市政最大の課題は、当間重民前々市長が策定し、又吉康和前市長が実現に向かってスタートさせた都市計画を大きく展開することだった。もっとも、選挙スローガンに①軍用地の開放、それに基づく②区画整理の実施、そのための③軍補助金の獲得④水道の完備⑤戸籍の整備とともに都市合併も挙げたが、当間は内心では都市合併には賛成ではなかったという(『当間重剛回顧録』)。大那覇市構想による都市計画は、戦前第 7 代市長時代に立案し、戦争で中断した長年の悲願ではあった。しかし、戦争でゼロに帰してしまった那覇市はまだ復興しておらず、首里、真和志、小禄はさらにひどい状況だった。那覇市の負担は重くなる。まずは那覇の復興が先という考えは、市議会の大勢も同じで、真和志市との合併をめぐって露呈する。

当間重剛市政時代に、那覇市は近代都市としての骨格を組み立てた。廃墟の壺屋に 104 人が移住してから 10 年ほどで 17 万都市へ、復興から未来への礎を築く大仕事であった。国の支えがまったくない当時、事業の推進は、統治者である米軍の資金援助なしには不可能であった。米国民政府は 1956 年に 8700 万Ｂ円（当時のレートで 2 億 6100 万日本円）の首都建設費援助を決定した。そして、米軍当局は、東西冷戦下の厳しい国際状況下、沖縄に東洋最大の軍事基地を構築するため、資金援助を与え、高まり始めた日本復帰、土地収用反対運動を抑圧する具として利用した。那覇市と那覇市議会は、苛烈な弾圧を加える軍政と、抑圧に抗う民衆運動と衝突する渦に巻き込まれる。

（３）都市計画の進展

1953 年、当間市長は初めて登壇した 12 月 8、12 日の第 31 回市議会（定例会）で、(1) 泊港臨港地区内（南岸）3 万 5000 坪余の地域及び地区制定、(2) 泊埋立地への施設住民受入の 2 案件を提出し、行政主席から諮問を受けた公有水面埋立及び同使用を諮問した。翌 54 年 1 月 21 日の第 32 回市議会（臨時会）で市の原案を修正のうえ、承認された。また競

輪事業の促進方が議員発議で決議された。

又吉市長以来、提出が4度目に当たる真和志市合併を予定した泊港計画原案は以下のとおりである。(1) 泊港臨港地区内（南岸）の地域と地区の制定案　①港湾業務地区（1760坪)、②倉庫地区（4130坪余)、③商業地域（1万0040坪)、④工業地域（8283坪余)、⑤住宅地域（8185坪余）に区分したい。(2) 泊埋立地受入計画案　①官公署（税関、植物検査所など)･船舶業･荷役業･倉庫業等々港湾運営上必要欠くことのできない業務を行う者、②水産業・水産加工業・機械工業・製造業等々泊港の繁栄に寄与する事業を行う者、③住宅は、那覇市の都計事業のため移動を余儀なくされた者、所有地を全部軍用地に収用された者で返還の見込みがなく移動を必要とする者、戦前の市有地長期借用者で住居を求める者を受け入れる。また、軍用地に接収されて行き場のない垣花一帯の住民も厳格審査の上割当を決定する、泊一帯の住民は前島町市有地をなるべく割当てる―。

当時の那覇市は「鶏小屋、牛小屋、カバヤー（引用者注、人の住むテント小屋）が密集している。何れ間引きをしなくてはならないし、都市計画事業のため立退きさせられる方々も相当数あると思う」（金城兼市議員）という状況であった。第31回市議会（定例会）では、3万人の自分の土地に入れない人々の住宅を優先すべきとの意見が続出して、継続審議となった。特別委員会で研究の結果、第32回市議会（臨時会）で住宅地域に配慮して修正した以下の答申案を可決した。(1) については、①泊港を商業漁業港とする②倉庫地区は貫通道路以南の2135余坪を住宅地域にも切り替えできるよう伸縮性を待たせる③工業地域は面積を3分の1に縮小、残りを住宅地域に増加する。(2) については、受け入れ委員会の学識経験者に軍用・公共用のために土地を失った各地域の地主を選任することを決めた。

泊港の機能の確定は、都市計画に大きな進展をもたらした。54年7月2日、真栄田・城間正副議長が、琉球政府の比嘉秀平主席、立法院の平良幸市（たいらこういち）議長に対し、都市計画事業に政府援助を要請した。日本本土のばあい国の負担5割と謳われているのに鑑み、琉球政府のばあいにも「予算の範囲」を明確に義務付けるよう求めた。8か年計画の全予算は11億2800万円であった。

（4）首里･小禄の吸収合併と議会

市議会は、市長の進める三市一村合併は最善と認識しながら、隣接市村の動向が影響して、すんなりとは意思統一できない状況が続いた。1954年1月21日の第32回市議会（臨時会）では、議員発議による「三市一村の早期合併早期実現促進」決議を、促進・時期尚早両論で大荒れのなか、全議員26人のうち採決拒否8人（反対、保留）が退場、18人の賛成多数で採択した。真和志市議会が二市（那覇・真和志）合併か、三市（首里市を含む）か、あるいはまた三市一村か（小禄を含む）決めかねている現状から、再調整を求める声が根強く残った。

合併論は、さらに54年6月15日に行なわれた当間市長と宮里栄輝真和志市長との会談で、当間市長が合併に伴う「選挙なし」を表明したところから、二市か、三市か、三市一村かの議論が「対等合併」か「編入合併」かに変わった。対等合併は、那覇市長選挙が必

要になる。編入合併は、編入されたために生じる人口増加による議員定数増加分の議員補充選挙のみとなる。真和志市は反発、これを受け那覇市議会は賛否両論で内部対立した。9月に予定されている地方選挙への思惑もあり、当間市長を維持したい那覇市議会与党派と近隣市村も納得ずくの民主的解決を主張する野党派との間で激しい議論となったのである。当間市長は合併までの在職と公約したにかかわらず、合併後も居直ることを表明したとして、6月21日の本会議では編入強硬派の真栄田世勲議長と、慎重派の泉議員が渡り合う場面も現出した。

真和志市議会は7月3日、16対5の圧倒的多数で編入反対を決議、三市一村合併は瓦解した。翌4日、那覇市議会の野党派議員4人、前議員らが那覇高校校庭で議会報告会を開催し、編入合併は事実上那覇市当局が三市一村合併を放棄したものだと、激しく当間市政を批判した。

首里市は、市議会が5月31日に、真和志・小禄と提携した三市一村合併の早急な実現を決議、さらに7月15日に編入合併を決議した。7月23日には、市町村自治法第2条に基づき立法院決議を求める「首里市を廃し、那覇市への編入を申請する件」を可決した。小禄村も同じく1月18日に、三市一村合併を決議し、7月18日に編入合併を可決した。

琉球政府は比嘉秀平主席、与儀達敏副主席、宮里内政局長が真和志市を含む三市一村合併の調整に乗り出した。しかし不首尾に終わり、真和志市は8月15、16日に住民投票を行ない、26.5%の投票率ながら、編入反対が賛成を上回った。これをもって真和志市は市議会を開かず、那覇市への合併反対が決まった。

那覇市議会では、7月28日の第35回臨時会で、真和志市を残したままの合併に逡巡する声はあったが、「三市一村のステップとして」と確認のうえ、21人中1人退場、賛成多数（15対4）で首里・小禄の市村を那覇市の区域に編入することを承認した。これを受け、立法院は1954年8月28日の本会議で、二市一村合併を賛成多数で承認（16対10）、琉球政府は30日地方自治法第3条に基づき、54年9月1日を期して首里市、小禄村が那覇市に編入される告示（140号）を発表した。この合併は「ドーナツ合併」と称された。

この過程で、当間市長は立候補の際合併を公約、しばしば「合併が実現すれば身を引く」と語ってきたのを、「自分でなければ勤まらない」（小禄村議会で7月18日）と明言して、6万（那覇）市民の市長が選挙なしに16万人（合併後総人口）の市長に「居座る」形を目指した。那覇市議会の有力与党議員の圧力によるもので、非民主的と非難する向きもあった（『沖縄タイムス』1954.8.5夕刊）。

大那覇市建設第一歩
きょう歴史的祝典の盛観
1954年9月1日（夕刊）『琉球新報』

1954年9月12日、合併後最初の市議会議員選挙が行なわれた。選挙当日の有権者数は、前回（53年3月20日）より約1万5000人増の5万3812人、定数30人に47人が立候補した。投票率は前回より約10ポイント上昇の68.35%で、那覇

地区19人、首里地区6人、小禄地区5人が当選した。勢力分布は、与党系23、野党系4、中立3であった（『琉球新報』）が、小禄の投票分会場で、投票日翌日開票のはずが、慣例に従い当日開票したため意義申し立てが行なわれ、裁判の結果、上訴裁判所で選挙無効の判決（翌55年8月）が下りた。このため1955年10月16日に再選挙が行なわれた。

旧那覇市議会は、市議選挙中の1954年9月7日の第37回定例会で終わりを告げた。

新那覇市の第1回市議会（臨時会）が同年10月1日に開かれた。選挙中に新議会の議長をめぐる琉球政府や政党の推薦、実業人の介入など外部勢力の暗躍が世論の批判を浴び、自省して無派閥の泉正重議員が議長に、副議長に長嶺将真議員が全員一致で公正に選出された。旧首里市選出議員から、数百年来旧琉球国王が居城を構えた「首里」の名称を存置することが提起され可決された。

9月5日、全琉30か市長選で首長選挙が行なわれた。真和志市では現職宮里栄輝と前市長翁長助静が戦い、「合併第一主義を標榜する」(9月7日当選あいさつ)翁長が8858票で、宮里7473票に大差をつけて当選した。

首里・小禄合併後、那覇市は大那覇市構想の下に都市計画区域を、(新)那覇市全域、真和志市全域、豊見城村の一部まで及ぼすよう、琉球政府に申請したが（1955年5月)、豊見城村の反対で那覇市と真和志市の行政区域全域と決定した（1956年3月)。都市計画施設として、区画整理による用途地域（住居・商業・準工業)、防火地域、準防火地域、臨港地域、風致地区、街路、学校、公園、霊園、広場、バスターミナル、停留所、火炎および排水路、埋立、緑地が決定した。

当間市長は、3年の任期中に、①首里市、小禄村合併を実現（54年9月）②那覇都市計画の区域を合併市村の全域に広大③都市計画事業を道路、区画整理、上下水道、河川浚渫、埋立、護岸と多面的に推進した。大那覇市の骨格はこの時期に基礎ができた。在任中真和志市を除く「ドーナツ合併」期間が続くが、紆余曲折を経て、1957年12月に真和志市との合併が実現した。

（５）軍用地問題と島ぐるみ闘争

又吉康和市長在職の1953年9月8日の第29回市議会（定例会）で、人民党議員3人の提唱により「軍使用地問題の処理に関する特別委員会」（委員10人、新垣松助委員長）が設置され、琉球立法院行政法務委員長から軍使用地代臨時処理法の立法資料について照会されていた。当間市政となって初の、53年12月8～12日の第31回市議会（定例会）にその審議結果が報告された。

特別委は、①「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例」による評定委員会決定（51年）の割当土地賃貸料②那覇市の現在の一般の賃貸料と割当土地賃貸料決定時の一般賃貸料③軍使用地地料に関する地主の要望事項④地代決定の基準（軍用地の適正価格）は何によるべきか、算定方法と額⑤契約期間―の5項目を検討した。しかし、地主の確定もできず②項以下の調査が困難であることから、久茂地、久米、若狭、松山、西本、前島、高橋、崇元寺、東、下泉、上泉、山下、垣花、住吉、旭、辻、通堂、松下の18か町の関係地主92人中10か町57人からの聴取と関係資料を提出してまとめ、市民（地主）による「那覇市

軍用土地委員会」結成の運びとなった。

このころ、他の市町村では、軍用地の面積、そのうち地料支払い決定分の額、うち何%が支払われているか、地主側の要求・要望など確実な数字的資料に基づきそれぞれの市町村の実情を把握していた。那覇市の立ち遅れを知った市議会軍用地特別委のメンバーは衝撃を受けている。

本会議では、特別委報告の早急・詳細な実態調査、那覇市の軍用土地特別委員会・地主側委員会との密接な連携を確認し、立法院の軍用地特別委、地方の市町村軍用土地委員会連合会（土地連合会、土地連）とともに、「米軍が一方的に決定した賃貸料は受け入れられない。相互合意による適正妥当な価格でなければならない」という意思表明を決議した。

那覇市の軍用地特別委員会の調査（1953年12月31日現在）により、市内の軍用地は約37万坪、市民使用地約72万坪、全体で108万坪のうち約3分の1が米軍使用と分かった。

土地開放が進む中、新規接収も盛んで、これに先立つ1953年12月5日、小禄村具志の、波座間原で米軍の道路開さく工事のブルドーザーの前に土地所有者の農民が座り込み、武装兵が排除する騒動が起こっていた。米国民政府は、かねて検討していた軍用地料の「一括払い」を中心とする土地保有策を打ち出した。

琉球立法院は、1954年4月30日「軍用地の処理に関する請願」を全会一致で決議、行政府は①一括払い反対②適正補償③損害賠償④新規土地接収反対を米側に求めた。これがやがて「軍用地問題に関する四原則」として住民運動のスローガンに掲げられ、軍用地問題は官民一体、地域、階層、党派を超えた大闘争に発展していく。

那覇市議会では54年10月8日、首里・小禄合併と市議選の後に第1回臨時会で軍用地特別委を改めて設置した。最初（53年9月8日）が人民党議員からの提案だったのに対し、今回は超党派4人の提案で委員14人、委員長には上原永盛（うえはらえいせい）を選出した。市町村軍用土地委員会連合会（土地連）からの照会事項①地料の一括払い（無期限使用、20年分）②布令139号「非琉球人の土地取得権の付与」についての意見伺いの審議を付託された。第2回定例会（同年12月14～17日）の本会議に報告された。この段階では、「先決問題は賃貸料値上げの早期実現」が地主の要求で、「一括払いの是非を論ずるに当たらない」として、了承された。なお、本会議は人民党の真栄田義晃（まえだぎこう）議員が逮捕されて（後述）欠席のまま（同定例会限りで失職）であった。この時点で軍用地は那覇36万8000坪、小禄320万坪と報告されている。

1955年3月4日、立法院は「一括払い反対」を決議する。同11日に宜野湾村伊佐浜で米軍武装兵が出動して、住民を排除し、土地を強制接収する事件が起こり、土地問題に対する人々の関心が高まっていた。5月19日、立法院は改めて土地問題四原則を全会一致で確認した。5月22日には軍用地問題解決促進住民大会が開かれ、23日には、比嘉秀平行政府主席、長嶺秋夫（ながみねあきお）立法院議員、桑江朝幸（くわえちょうこう）土地連合会長ら6人の軍用土地問題折衝代表団が渡米した。那覇市議会は5月26日の本会議で四原則を全面支持する激励電を採択した。

渡米折衝団一行の米下院軍事委員会小委員会での証言・要請にこたえて、10月25日下院軍事委特別分科委員会のメルビン・プライス委員長を団長とする調査団が来沖、4日にわたって公聴会を開き、基地を視察した。翌1956年その結果が陸軍省に報告され、「プライ

ス勧告」として、6月8日沖縄に伝えられた。要請した沖縄の土地四原則のほぼ全部が否定され、わずかにあまりに安い地代の是正（適正補償）を認めたのみだった。それとて沖縄側の要求からは程遠いものだった。とくに一括払いに関して、裏切られた住民の憤懣が爆発する。比嘉主席は米政府に一括払い再考慮を、日本政府にはその阻止を要請した。6月14日、軍用土地連合会が主導する形で、行政府・立法院・市町村長会・軍用土地連合会の四者協議会は「プライス勧告阻止、領土権死守、鉄の団結」などを決議、四原則が通らなければ総辞職も辞せずと意思確認し、米民政府ムーア副長官に申し入れた。

これを受けて、56年6月15日那覇市議会は、開会中だった第12回定例会で緊急に「軍用地問題の鉄則である四原則を堅持し…、四者協議会の決定を全面的に支持し協力する」と決意表明し、四者協に送達した。翌16日四者協は「四原則貫徹本部」を設置した。教職員会、青年連合会など16民間団体も呼応して、運動展開を決議した（18日）。

6月20日、那覇市で4万人、真和志市1万5000人集ったのをはじめ全島各地（56か市町村）で、超党派の「四原則貫徹住民大会」が開催された。各界・各層、一般市民の全参加者は16万人と記録されている。

6月21日には市町村議会議長会が四者協に合流することを決定し、23日四者協は「五者協」になった。あらたに運動の輪が広がり、25日には那覇、コザで教職員会など民間主導による第2回住民大会が開催され、琉球大学生がジグザグデモをするなど、文字通り住民総決起の様相となった。会場からの発議で日本政府と国民に訴える本土への代表派遣が決まり、安里積千代（あさとつみちよ）ら立法院各派代表3人、市町村長会から翁長助静真和志市長が選出された。歴史に残る「島ぐるみ闘争」の熱気が全島を覆い、6月28日米民政府は、琉球政府当局者が軍用地問題で総辞職すれば直接統治も辞せずと発表した。

未曾有の沖縄住民の決起は全国に報道されて、日本本土の沖縄への関心を高めた。1956年7月4日、4人の「渡日代表団」を迎え、東京・日比谷公園で自民党から共産党までの政党、組織や市民団体など超党派による「沖縄問題解決促進総決起大会」が開かれ、弱腰の日本政府に問題解決を要求した。大会は沖縄問題解決国民運動連絡会議（沖縄連）結成を決めたが、発足まもなく自民党や保守団体が抜けて革新系の組織となる。沖縄の「島ぐるみ闘争」も、7月半ばには分裂の兆しを見せた。

比嘉主席が「琉球政府は米民政府と沖縄との調整役」説を述べ（7月16日、民主党総務会）、当間那覇市長は米コロンビア放送のテレビ記者、ピーター・ポイントのインタビューに答えて、解決すべき最重要問題は適正補償で、「一括払いには必ずしも住民すべてが反対ではない」と語ったと伝えられた（『沖縄タイムス』1956.7.16）。

当間発言は大反発を受けた。社大党、人民党の野党、立法院副議長、土地連合会などが激しく糾弾し、首里青年会は市長退陣を要求した。当間市長は四原則貫徹のため各市町村で結成された「土地を守る会」の那覇市の会長でもあった。那覇市議会では、7月20日開会の第13回臨時会で、緊急に一括払い発言について激しく追及した。主として人民党3議員が論陣を張ったが、当間主席が一括払いを望む人たちとして引き合いに出した垣花地区、小禄地区選出の議員からも、内外に影響を及ぼす那覇市長としてあるまじき発言だと糾明された。2日目の23日には緊急質問を受けた上、市長は運動に不安を与えたと一応の

謝罪をした。

その後いよいよ燃え盛る「四原則貫徹」の住民闘争は、那覇市職労結成など労働運動や、祖国復帰運動を推進する波及作用を伴いつつ、8 月まで大小さまざまな集会を開いた。7 月 28 日には那覇高校で、「15 万人参加」と伝えられている最大規模の全住民大会が開かれ、これは初めて「県民大会」と銘打った。これら住民集会は、こぞって比嘉主席、当間那覇市長の退陣要求決議を行なったが、那覇市議会は終始冷静だった。

1956 年 7 月 28 日　四原則貫徹県民総決起大会（那覇高校）
（沖縄タイムス社提供）

四原則貫徹運動は分裂した。7 月 28 日の県民大会で本土派遣代表として選出され、米民政府のパスポートを得て全国を回った立法院議員、人民党・瀬長亀次郎、社大党・兼次佐一について、市町村長会・同議会議長会総会は 8 月になってから、「市町村長会・同議会議長会が選出したものではない」と声明を出すことをめぐって紛糾した。

米軍が、基地依存経済のコザ市などで米兵らの「オフリミッツ」令（立入禁止）を出し、困った業者が四原則貫徹運動に殴り込みをかける騒動を起こしたり、県民大会参加、デモ行進をした琉球大学生のリーダーを処分するよう琉大当局に圧力をかけるなど、運動への反撃が行なわれたのである。1956 年 7 月から 1 か月近く、東京はじめ日本本土に滞在した瀬長亀次郎の行動は日本政府の公安当局に監視された。日本共産党員に会ったことなど逐一沖縄の米軍当局に報告されている（県立公文書館保管文書）。

8 月には、当間市長の主張するように「一括払い」を受け入れて、まとまった資金を経済活動に活用するという「現実対応」の経済人（琉球銀行総裁ら）が当間支持活動を展開、妥協の道を歩みだした。

その騒ぎの中、10 月 25 日比嘉主席が急逝した。後継主席として、当間那覇市長が 11 月 1 日東京の極東軍司令部でレムニッツア司令官（大将、琉球米民政府長官）によって任命された。1956 年 11 月 10 日、当間重剛市長は大那覇市形成最後の課題、真和志市との合併を残して退任した。

当間重剛は主席になっても軍用地問題を最大の課題としてその解決に取り組んだ。しかし、最終的には、一括払いを受け入れた。さらにアメリカ軍は久志村辺野古の地主と直接交渉をして、新規接収反対の原則も崩れた（56 年 12 月）。適正補償については毎年払いで、賃貸料を 2.26 倍に引き上げるという成果を残した。

しかし、四原則貫徹運動は、さまざまな権利獲得・民主化運動と日本復帰運動を促進した。そして、那覇市に沖縄人民党委員長の瀬長亀次郎市長出現という大きな嵐を招きこんだ。

（6）米軍政の圧力と那覇市議会

1954年1月21日、第32回市議会（臨時会）は議員招集で開催されたが、沖縄諸島祖国復帰期成会からの要請で復帰決議案を審議した。提案者の泉正重議員は特別委員会に付してもいい旨発言したが、城間康昌副議長の「地方議会のやるべきことではない、時期的に適当でない」という主張で却下された。又吉康和市長時代、53年9月8日の第29回定例会（出席22人中賛成7人）以来2度目の否決であった。

真和志市議会は53年10月2日市昇格最初の臨時議会で、市議会が市民の先頭に立って祖国復帰運動に参加することを宣言､「平和条約第3条の廃棄又は権利放棄による即時完全復帰を請願する」という決議を採択している（13対10)。奄美大島が1953年12月に復帰した背景もあり、沖縄の「首都」の議会の動向が注目されたが、那覇市議会は全沖縄の市町村の中で「日本復帰を決議しなかった唯一の市」(『沖縄タイムス』1954.8.3夕刊）と批判的な目で見られた。

1954年10月、首里・小禄合併後第1回の臨時議会開会中（1～8日）の6日、立法院議員の瀬長亀次郎（沖縄人民党書記長）が逮捕された。53年12月以来奄美大島出身者は「非琉球人」として「外人登録」を必要とするようになっていた（米民政府指令第15号「奄美大島に戸籍を有する者の臨時登録」)。その違反で追放処分になりながら沖縄から退去しなかった人民党員2人を匿った犯人隠匿幇助罪（いんとくほうじょざい）であった。翌7日には､瀬長釈放要求のビラ・ポスター作成中の立法員議員大湾喜三郎、那覇市議会議員真栄田義晃、前議員島袋嘉順、真和志市議会議員屋慶名盛永、の3人を含む人民党幹部が捕らえられ、拘留された。逮捕者は44人に上った｡那覇市議会は翌8日の日程の中で欠席議員3人の1人として真栄田義晃の名を挙げるにとどめている。12月の第2回定例会でも同じであった。米軍事法廷で瀬長は2年の懲役刑の判決を受け、19人が有罪となった。これを「人民党事件」と呼んでいる。

この事件は、米軍政の非道を強く民衆に認識させ、人権意識や政治意識を高める結果となった。1955年10月16日に行なわれたやり直し選挙は、30人の定数に47人が立候補した。選挙戦中､「低調」といわれたが、投票率は合併直後の前回（1954.9.7）より3ポイント高い71.33%、意識票の伸びが指摘された。逮捕され釈放された元議員島袋嘉順が1691票の飛びぬけた最高得票(2位は1209票)で当選したのをはじめ、真栄田義晃、宮城清三郎（みやぎせいさぶろう）の3人の人民党公認候補全員が当選した｡「従来当間市長の政治力があまりにも強く、議会の自主性が疑われていたが、人民党3人の進出は市会の温順なる那覇市の行き方に変化を与えることになろう」(『沖縄タイムス』1955.10.19　社説）と論評された。女性議員嘉数ツルも返り咲いた。勢力分布は当局派20人、中立5人、野党5人となった。

選挙投票日の風景　1955年10月16日のやり直し市議会議員選挙の当日の選挙風景は、例によって、投票場への道の両側には、運動員がズラリと垣をつくり、支持する候補者の名前を刷り込んだ紙片を手に持ち､会釈まじりに、いちいち丁寧に差し出す。真面目に全部受け取っていたら束になる厚さになってしまうほどであった。

新聞は候補者の政策浸透や市民の要望を特集して（『琉球新報』「市政に対する私の抱負―那覇市議選に臨む私の決意」連載、『沖縄タイムス』「こんな人を選ぶ」)、有権者の関心

を高める努力をした。外野から民主化の波が寄せてきつつあった。

選挙の当選者は次のとおりである（得票順）。

島袋嘉順、玉那覇有義、泉正重、渡口麗秀、比嘉佑直、嘉数ツル、照屋正徳、辺野喜英興、大山盛幸、糸数昌剛、備瀬知良、高良一、宮里敏慶、長嶺将真、新垣善太郎、上原光男、喜瀬康一、喜久山朝重、上間長和、赤嶺慎英、渡口政行、森田孟真、比嘉朝四郎、崎山喜達、仲井真元楷、真栄田義晃、宮城清三郎、高良清二、久高友敏、儀武息睦

やり直し選挙後初の議会、第７回臨時議会が 1955 年 11 月 2 日開かれた。今回も議長選任の裏工作が盛んで、戦後那覇市議会史上初めて議長選挙が行なわれた。泉正重 16 票、高良一 10 票、島袋嘉順 3 票、白紙 1 票で泉が再任された。副議長には長嶺将真が選出された。高良一ら 12 人は「二日会」を結成し、新聞広告で「一党一派に偏らざる厳正中立な立場」で市政刷新に努力する旨を声明した。

（７）競輪事業

当間重剛市長が就任後初めて出席した 1953 年 12 月 8 日の第 31 回市議会（定例会）は、競輪事業について、前々市長時代以来の懸案だがはかどらない、税外収入の見地からも早急な建設が望ましいとして、「市長が委託会社と折衝し促進方を図るよう」議員発議で決議した。

1954 年 12 月、合併後の第 2 回市議会（定例会）では、立法院と提携して戦災都市復興を（広島、長崎同様）国庫負担で行なうよう日本政府に要請することを決めた。米施政下で、日本政府の介入は許されず、わずかに平和条約第 3 条の範囲内で、援護法による軍人軍属への給付金や、日本留学生援護などにとどまっていた。

当間市長、市議団は日本政府に対する意思表示をするためと、日本本土の都市計画、競輪事業、共同墓地経営状況視察のため、1954 年末から 55 年 2 月にかけて全国関連都市を歴訪した。当間重民市長時代に競輪事業経営をめざすきっかけになった川崎市の現状は、市財政に貢献して評価された 3 年前と大きく違うことなどから、泉議長らは慎重姿勢に転じた。

やり直し選挙で議会が空白中という 9 月 8 日、当間市長は市町村自治法第 114 条に基づく専決処分で、懸案の競輪事業（那覇市営自転車競技事業）に関して、本土業者と受託契約を締結し、“日琉合資”による那覇競輪株式会社を発足させていた。

競輪場誘致は当間重民市長時代からの懸案事案であった。1951（昭和 26）年 9 月、周囲の反対をおして本土の業者と契約までこぎつけてあった。これを又吉康和市長が引き継ぎ、53 年に激しい反対を押し切って立法院に持ち込み、「自転車競技法」の制定・公布まで実現させた。しかし、この直後、日本本土の受託会社が破産したため、事業計画はすべて水泡に帰してしまったという、いわくつきの経緯があった。当間市長は市議選挙の最中にもかかわらず、専決処分で 9 月 8 日付で受託会社と競輪事業施行についての契約を結んだ。来る議会では、この契約を承認するかどうかが焦点であった。

その間タイ、ビルマなどアジアに進出する第一歩を沖縄に築く意図を持っていた事業受

託会社、亜細亜興産株式会社の出資者が、詐欺事件から疑獄に発展した保全経済会だったため、事業はつぶれ、足踏みしたままだった。1955年8月、全資本を日本が持って経営したいとあらためて熱心に持ちかけてきた。市当局は、同年8月3日の市議会全員協議会に新しい受託会社の堀江耕治を呼んで説明を受けた。これで議会の賛同を得たと解釈していた。

55年11月2日、首里・小禄との合併、やり直し選挙後最初の第7回市議会（臨時会）は、競輪事業をめぐって、「かつて見ないほど」（『沖縄タイムス』1955.11.5）大揺れした。

競輪場用地として、奥武山市有地の居住者（戸数62）の移転計画を立て、移転時期を同年12月中旬をめどとし、移転先は若狭町市有地としてすでに10月22日当事者に通告済みであり70万B円を計上していた。個々の交渉も計画し、早期競輪場建設工事着工のため、とりあえず臨時的に松山町に仮設住宅を建てて移転させるという。

議論は、財政上の利点を主張する当間市長支持派の一方と、反対側は、賭博事業は教育・社会環境上悪影響を与え、言語道断という面（島袋嘉順ら）からと、経営上不安を拭えないという面（高良一ら）からの2面があり、平行線をたどった。そこで①居住者立ち退き問題②事業施行（市長提案以下同じ）③自転車競技場設置④市有地貸与⑤那覇市自転車競技事業特別会計設置⑥市債を起こすこと⑦1956 年度事業特別会計歳入歳出予算案の検討を、一括して総務財政委員会（委員長高良）付託となった。

総務財政委でも賛否両論相半ばし、結論が出ず、11月8日、再開本会議で会期を再度12日まで延長をすることを決め、総務財政委では10日の公聴会にかけた。公聴会には21団体を招致したが6団体は欠席、15団体が参加した。反対：沖縄教職員会、沖縄婦人連合会、沖縄青年連合会、通り会連合会、社会福祉協議会、沖縄PTA連合会、那覇地区PTA連合会、子供を守る会、沖縄キリスト教協会、沖縄新聞社の10団体。条件付賛成：那覇地区教育長個人、同教育委員会委員長個人、琉球新報社の3 個人・団体、賛成：那覇地区体育協会、商工会議所（個人）の2団体。10対5で圧倒的反対の世論を反映した。

どうなる競輪きのう公聴会
那覇市会総務財政委：傍聴人ぎっしり
賛成五・反対一〇
反対論にわれる拍

1955年11月11日『沖縄タイムス』

しかし、なお決着つかず、11月12日の再開全員協議会は、さらに10日間再々延長を決めた。11月16～18日高良委員長が、東京はじめ各地を視察した結果に基づいて委員会としては住民立退き問題を優先的にとりあげることとして、補償費に関しては115万円に修正し可決した。競輪事業契約については、21日の財政総務委員会で①初年度事業着手前に契約補償金200万を前納させる②次年度以降200万円以上の収益を上げなかった場合、契約破棄し事業を廃止させる③その際施設は市が没収するという3条件をつけることとして審議、賛成4人、反対4人と伯仲した。経営面の不安から反対の急先鋒だった高良委員長が、委員会条例7号により1票を投じて、（苦渋の）賛成票で委員会賛成を裁決した。

これを受け、11 月 22 日の再開本会議は、付帯意見 3 点をつけ、賛成 19、反対 10（議長を除く）で可決した。その後も社会教育 5 団体が琉球政府に競輪法撤廃を申し入れ、南部市町村議会議長会が「影響は近隣にも及ぶ、世論無視の決定は民主議会のあり方にもとる」と、那覇市議会に競輪事業の中止ないし保留申入れを決議するなど、世論の非難ごうごうであったが、那覇市は資金導入を外資導入審議委員会に申請した。同委員会は「純粋な経済問題として」（与儀審議委員長談）審議の結果、琉球経済振興への貢献を原則とする米民政府布令第 90 号「外資導入」に適合しないとして、却下勧告を全会一致で採択し、米民政府に答申した。これに基づき米軍民政官は 1956 年 12 月 17 日正式に却下した。

那覇市議会は、外資導入審議会で審査中の 1956 年 7 月 20 日、第 13 回臨時会で、当間市長に対し、受託会社との契約を解除するよう要請決議（久高友敏緊急動議）を全会一致で採択した。6 年にわたる競輪事業計画は瓦解した。

第７節　瀬長亀次郎市政と議会

（１）瀬長革新市長の誕生

四原則貫徹運動で激動した 1956（昭和 31）年が暮れ、沖縄政界と那覇市民の関心は、さきの後任主席問題をめぐる政治劇から、次の後任市長の選挙の動向に焦点が移っていった。

那覇市民は、2 代目の任命主席の誕生で、宿願であった知事公選と自治権獲得が遠ざかったことに失望したが、植民地的軍事支配体制下であっても、立法院議員と市町村長の場合は自由選挙の機会が認められていたから、12 月 25 日に予定されている特別市長選挙をひかえて市民の期待と関心が高まっていた。軍用地問題、復帰問題、人権問題、思想・言論弾圧事件、自治権無視の任命主席問題等々、暗い谷間の時代の世相に不満をうっ積させてきた市民にとって、今回の市長選挙は、そのうっ憤を晴らす絶好の機会でもあった。

那覇市議会の各会派は候補者の人選をめぐって水面下で活発な動きをみせていた。56 年 11 月 13 日、沖縄人民党（3 人）を除く保守、中道系 27 人の議員が一堂に会して、全員が一致して、「都計を強力に推進できる大物候補」を擁立することを確認したものの、具体的な人選になると各派の調整が難航した。

当間主席もムーア副長官の指示を受けて、財界人とともに保守候補一本化の工作に動きだした。当間主席の構想では、民主党と社会大衆党（社大党）とは思想的な違いはないのだから、保守・中道が反人民党で結束し、超党派で統一候補を擁立できるという見通しを立てていた。そこで最初に白羽の矢を立てたのが平良辰雄（たいらたつお）（元社大党委員長）であったが、社大党では左派と右派の対立という内部事情があって意見がまとまらず、平良辰雄は自分から立候補を断った。

反主流保守系の同志会であった「二日会」でも、中心人物の仲本為美（なかもといび）と当間主席との対立感情がからんで、反当間の 8 議員が統一行動の破棄を宣言して「旧二日会」と称して独自行動をとるなど、保守系候補の一本化工作は難航した。

結局、当間派から仲井間宗一（なかいまそういち）（上訴裁判所首席判事・弁護士）、旧二日会から泉正重（いずみせいじゅう）（元那覇市議会議長）、さらに仲本為美（元那覇市長・立法院議員）が出馬を表明、保守陣営の

足並みは乱れた。

のちに泉正重は立候補を辞退したが、仲本為美は支持者の強力な後押しもあって譲らなかった。仲井間側から、「今選挙は人民党との対決である」から一本化に協力してくれと申し入れたが、仲本側は応じなかった。結局、保守陣営は仲井間候補（当間派）と仲本候補（旧二日会派）に分裂した状態で選挙戦に突入せざるを得なかった。

一方の革新陣営では、はやくから人民党書記長の瀬長亀次郎（せながかめじろう）が立候補を表明し、党中央として各団体に民主勢力の結集を呼びかけた。11 月 13 日には社大党への共同闘争を申しいれた。瀬長は「市議会の保守統一の動きは、日本復帰運動と四原則貫徹運動を妥協路線にみちびく動きである。日本復帰、四原則貫徹、主席公選で一致できる進歩的勢力を結集してこの選挙を戦おうではないか」と提起した。共闘の要請をうけた社大党では内部で意見が分かれて全党あげての共闘は実現しなかったが、兼次佐一（かねしさいち）が支部長である社大党那覇支部では瀬長支持者が多く、事実上の協力関係を下から作り上げることに成功した。

瀬長陣営には全沖縄のあらゆる地域からカンパや激励が寄せられたほか、本土からも社会党、共産党、労農党などの革新政党や総評、農民組合、平和委員会などからも支援が寄せられた。立法院選挙は小選挙区にわかれて行なわれるため、那覇市長選挙は単一で行なわれる自由選挙としては最大の政治決戦であった。それだけに、四原則貫徹運動が分裂と妥協にむかって停滞しつつある政治情勢のなかで、沖縄住民がどのような政治意識をもっているかの試金石にもなり、本土のみならずアメリカ本国や海外諸国のマスコミが大きな関心をもつ選挙であった。

瀬長亀次郎候補は、人民党弾圧事件で逮捕され、弁護人なしの軍事裁判で懲役 2 年の刑を受けて下獄、1 年 4 か月の服役を終えて去る 4 月に出獄したばかりだった。彼が自由の身となった直後の 6 月に土地四原則を否定するプライス勧告が発表されて、土地闘争は「プライス勧告粉砕」の合い言葉で最高潮に達する。瀬長書記長はただちに四原則貫徹の民衆運動の陣頭に立って政治活動を再開、7 月 28 日の県民大会の決議で本土派遣代表団に選ばれ、兼次佐一とともに本土の各民主団体を行脚して沖縄の実情を訴え本土同胞からの支援を要請してきたばかりであった。本土側が今回の那覇市長選に大きな関心を示したのも瀬長、兼次の本土行動が一つの要因になったのであろう。

56 年 12 月 6 日、瀬長亀次郎、仲井間宗一、仲本為美の 3 人が立候補を届け出て、20 日間の選挙戦が始まった。各候補の政見発表はおおよそ次のとおりであった。

仲井間候補、①真和志の合併、②首都建設、③道路・公共施設の建設。

仲本候補、①首都建設事業、②道路・河川の改良、③真和志の早期合併、④軍用地問題の早期解決、⑤商工業農業の振興、⑥社会福祉事業の拡充。

瀬長候補、①対内的問題＝市政の民主化、中小商工業の保護育成、徴税の民主化、市民第一の総合的都市復興事業、地方自治体強化、真和志の対等合併、区長制の復活。②対外的問題＝祖国復帰実現促進、土地を守る四原則の貫徹、主席公選と民主的権利の擁護。

選挙戦がはじまると毎晩のように各地で巡回演説会が催されて前記のような政策が発表されたが、どの候補の演説会がより多くの聴衆を集めきれるかをマスコミなどは注目していたが、圧倒的に瀬長候補のほうが人気は高かった。米軍の情報機関は各地の演説会場で

の聴衆の反応を詳細に探知・分析して、演説会の回数や聴衆の集まり具合からみて「瀬長優勢」と判断していた。

12 月 26 日の開票結果は、瀬長候補＝1 万 6592 票、仲井間候補＝1 万 4648 票、仲本候補＝9802 票、となった。

瀬長候補の勝因には、一般的には保守陣営で統一候補が出せなかったことが指摘されているが、深層を探れば時代の流れを反映して市民意識に大きな変化が起こっている事実に突き当たるに違いない。この時期、55 年 1 月の「朝日報道」を皮切りに、本土との情報と人の交流がさかんになり、とくに土地闘争を通して本土の民主勢力との連携が進んだことで、沖縄民衆が公然と米軍支配に抵抗して日本復帰と四原則貫徹を要求する行動に立ち上がるようになり、これらの動きを支持する市民意識が投票行動に表れたことが指摘できる。また、旧首里市地区と旧小禄村地区に瀬長票が多かったことは、旧那覇市偏重の都計事業を進めてきた前当間市政への不満も反映していたものと思われる。

当選した瀬長候補は勝利宣言で、「私の勝利は 11 万市民が四原則貫徹と祖国復帰を熱望している証拠である。勝利のかげには日本の革新勢力と沖縄の革新勢力の結合がある」と指摘した。

全国注目の選挙の結果は各界に大きな衝撃をおよぼした。ある外国紙は、「琉球の首都に赤い市長が誕生した」とセンセーショナルに書きたてた。

「赤い市長誕生」のニュースは本土各紙も一面記事で報じられて、日本から分離されて孤絶状態にあった沖縄住民が「祖国が近くなった」と実感するという効果もあった。そして、この結果に最も衝撃を受けたのは米国政府と米民政府であったし、日本政府も、「赤い市長」の誕生が、日本復帰問題や軍用地問題にどのような影響をおよぼすか注目していた。

（２）アメリカと保守派の瀬長市政攻撃

瀬長革新市政が出現すると、劈頭から米民政府と保守勢力は連合して猛烈な反撃に出た。米民政府、琉球政府、市議会保守派、経済界は一斉に瀬長市政への非協力を宣言し、次々に圧力と妨害の手段を繰り出して、「赤い市長」追い出しに躍起となった。

第一矢を放ったのは、瀬長市長との直接対決の場に立たされた那覇市議会の野党・保守派議員たちであった。瀬長当選が確定した翌 27 日午後、人民党議員 3 人を除いた 25 議員（久高友敏、上間長和議員は欠席）は会合をもって、瀬長市政に対する対応策を協議したところ、「今後反共の態度を鮮明にして瀬長新市長に対し全く非協力の態度をとる」と決定、次のような声明文を発表した。「那覇市長選挙で瀬長候補が最高点を得たが、人民党は明らかに共産主義活動を為す党であり、反米感情をあおって市民を攪乱する政党の書記長が市長では、那覇市民生活の混乱と破壊が次々と現実に現れて来るのは必定である。我々27 名の議員は那覇市の興隆と繁栄のために欺まんと扇動を政治の策とする瀬長亀次郎氏には絶対に協力出来ないことを宣明し、沖縄の復興を後退せしめ、貧困と不安に追い込む人民党の破壊活動に対決すべく反共の態度を鮮明にし、強靱な団結をなすことを表明する」

同じ日に、当間重剛主席も次のような談話を発表した。「人民党市長による市政担当は実際問題として不可能であり、那覇市の復興を 4 ヵ年間遅らせる。民側に“人民党非合法化”の意見もあるのでバージャー首席民政官に報告した。人民党と対決するには、従来の主張

である保守提携はますます必要だ」

以後、瀬長市政への非協力声明や非協力署名運動は、那覇市部課長会議、建設業協会、金融協会、民主党那覇連合支部、波の上バー組合などへ広がっていき、競うように新聞に声明や署名を発表した。瀬長市政は四面楚歌の荒海へ船出したのだった。

各団体の声明に共通しているのは、瀬長市長と人民党は共産主義者であり自由主義世界を攪乱する破壊主義者である、という反共主義の立場を濃厚に示していることである。瀬長新市長の施政方針も聞かないうちに各界から一斉に反共合唱の声があがったことは、背後で指揮をとる演出家の存在を示唆している。いうまでもなく、「赤い市長誕生」のニュースが世界中に流されて最大の衝撃を受けたのは米民政府であったはずである。反共主義を振りかざして瀬長市長への非協力を誓った各界の保守勢力は、ほどなく米民政府が強権を発動して人民党を非合法化して瀬長市長を罷免することになるだろうと予測し期待していたようである。しかし、沖縄問題をとりまく世界の情勢はマッカーシー旋風（50年代前半、米国内の赤狩り政策）のころとは大きく変化していた。沖縄統治に絶対的な強権をふるうアメリカといえども、日本や米国内の世論に配慮しなければならず、かつての人民党弾圧事件のように米民政府が“伝家の宝刀”を抜いて反共弾圧を強行できるような情勢ではなくなっていた。島ぐるみ土地闘争が契機となって、本土の日本自由人権協会やアメリカ本国の米国自由人権協会から調査団がやってきて、沖縄の現状を世界中に報告してきた。講和条約第3条で沖縄基地の排他的自由使用を公認されて、絶対的な支配権をにぎる米軍といえども人権問題で国際的な非難をあびることは避けなければならなかった。人民党の非合法化案も立法院に調査委員会を設置させたが、革新勢力が進出した立法院では結局立法化を断念するほかなかった。

米民政府が考えた次の戦略は、“カネ攻め水攻め”策であった。那覇市の戦災復興都市計画事業への軍特別補助金打切りを切り札にして、そのころとみに政治介入の姿勢を強めている財界グループを動かして瀬長排撃の先鋒に立てる作戦だった。

12月28日、米民政府は、瀬長候補の当選を理由に、那覇市の銀行預金を凍結し、都市計画事業への融資と補助金を打ち切る旨の声明を発表した。沖縄の中央銀行ともいうべき琉球銀行は、発行株の51％を米国が握っているので米民政府は思いのままに金融政策を操作できるのである。アメリカの声は天の声であった。米民政府の意向を受けて、琉球銀行を筆頭に沖縄の全金融機関が連名して、「金融協会としては全会員一致を以って、人民党及びその同調者に対しては一切の融資を断ると共に、党員並びに同調者の雇傭を拒否する事を決議す」という声明を新聞広告で発表した。

1957（昭和32）年1月5日に正式に就任した瀬長新市長は早速、預金凍結、軍特別補助金と市債の中止という米軍の報復措置に直面した。米民政府に金融凍結と補助金停止の理由説明を求めたが、回答はなく面会も拒否された。米軍側に代わって富原守保（とみはらもりやす）琉銀総裁が回答してきた。「那覇市長が軍民政府、市民の支持を得られないのみならず、市政運営上最も重要な地位を占める議決機関の協力を得られない現状では、計画通りの事業遂行は難しいとみられる。よって琉銀としては融資の再開はできない」というのが回答であった。

琉銀総裁の論理に対して、瀬長市長は、「地方公共団体は営利団体とは異なる。瀬長市長

が軍民政府、市民、市外住民から支持協力を得られないということは一方的見解であり、また大多数の市吏員と市議会に信任されず協力を得られないということは否定する。先に提出した計画書は市吏員が作ったこと、市会が議会において都計事業推進のため、速やかに資金凍結解除と融資再開を決議したことからして、琉銀総裁の断定は間違っている」と反論した。

追い打ちをかけるように、瀬長市政への“水攻め”が始まった。那覇市では市民の急増とともに生活用水の供給が逼迫したため、具志頭村の水源地から水道をひくことで合意をとりつけてあったが、米民政府はバージャー首席民政官の副官を現地に派遣し、村当局と村議会に圧力をかけ、1 月 26 日の村議会で「瀬長氏が市長である限り、具志頭村の水源地は那覇市には貸さない」という決議をさせた。瀬長市政に対する“水攻め”が始まったのである。

金融協会の資金凍結に続いて、都計事業にかかわる琉球建設業協会（国場幸太郎会長）も瀬長市長批判の声をあげた。「那覇市の融資並びに補助が中止されると現在施行中の久茂地川補修工事は勿論、今後の都市計画工事に大きな支障をきたし、請け負っている土建業者に経済的打撃を与えるとともに、那覇市の復興にも大きな影響を与えることが予想される」と談話を発表し、瀬長市長に反対する署名運動を行い、約 300 人の賛同署名を集めた。

“赤い市長”誕生の衝撃は、極東軍司令官を兼務するレムニッツアー琉球列島民政長官にも及んだ。ワシントンと世界の反響にあわてたレムニッツアー長官は、新年早々に東京から沖縄現地にやってきて、ムーア副長官、バージャー首席民政官らの現地スタッフと協議のうえ、沖縄政財界の重鎮を呼び集めて、「赤い市長」対策の秘密会議を開いた。当間重剛主席、与儀達敏立法院議長、大浜民主党総務会長、富原守保琉銀総裁等とならんで泉正重那覇市議会議長と長嶺将真副議長もよばれていた。軍補助金停止・資金凍結・融資拒否・預金封鎖・水道供給停止などの圧力で外堀を埋めたあとは、那覇市議会が本丸攻めの主戦場になるからである。

国際世論に神経をとがらせるレムニッツアー民政長官は、伝家の宝刀を抜いて瀬長追放を断行することは困難であると判断していた。首斬り役を沖縄側に押しつけようという意図を次のような発言ににじませていた。民政長官は、「アメリカの国民の税金をつぎ込んで築いた自由主義陣営の防衛基地である沖縄の首都那覇市で、共産主義を奉ずる人民党書記長瀬長亀次郎が市長に当選したことは、世界に大きな反響を呼んでいる。那覇市民だけでなく沖縄全住民は自らの手で共産主義と対抗し、その勢力を沖縄から駆逐する態勢を整えてもらいたい」と要望し、とくに那覇市議会の正副議長に向って、「那覇の議会自体でしっかり闘ってくれ」と戦闘開始の号令をかけた。

（３）那覇市議会の与野党攻防

各方面から注目されるなか、瀬長市政下初の第 17 回市議会（臨時議会）が 1957 年 1 月 28 日から始まった。第 1 日目は、瀬長新市長が施政方針を発表した。市長は市政に対する基本姿勢を以下のとおり述べた。「沖縄の現状は、真の民主主義をいかに育成し、これをかちとり、市民の生活の向上と安定をはかるかを要求している。今沖縄において、特にその中心都市である那覇市において、私が全身全霊を打ちこんで守りぬかなければならないこ

とは、犯されつつあるブルジョア民主主義である。したがって市長の市政に対する基本的態度は、ブルジョア民主主義を守り、育成することである。市民の利益を守り抜くぬくために一切の不正と不義をはねかえして、不当な干渉と圧迫をはねかえして、不当な干渉と圧迫に対して徹底的に抵抗するヒューマニズムの精神が私の市政に対する思想的根拠である」。

「人民党と瀬長は共産主義者であり破壊主義者である」と断定し宣伝する米民政府の主張を信じて、マルクスの思想や共産主義を宣伝するアジ演説でもやるのではないかという一部の「期待」に反して、瀬長市長の市政演説は、終始民主主義とヒューマニズムに貫かれており、むしろアメリカの植民地的軍事支配で侵害されつつあるブルジョア民主主義（欧米型民主主義）を擁護する立場を強調するのだから、市長の思想的立場を否定する理由がみつからなかった。反人民党会派の議員のなかからも動揺する色がみられた。

長嶺将真の思い出話　一番印象に残っているのは、瀬長亀次郎さんが那覇市長に当選したころのことである。軍から予算がでず、銀行も協力せず、議会もことごとく瀬長市長に反対し、結局保守派を集めて倒した結果になった。人民党から非常に憎まれた。これは時代の流れで、その道を通らなければならなかった宿命みたいなものだと思う。つまり、米軍の圧政の下でいろいろ大変な時代であった。土地代も1坪がコーラ1本程度の値段という、非常に圧迫され、苦難の時代だった（10・11 代副議長）。（『那覇市議会史編さんだより』第2号より一部抜粋要約）

議論は、銀行の資金凍結にどう対処するかに絞られた。資金凍結をめぐって瀬長市長の反米的な行動を批判する意見と責任追及で議場は白熱した。結局、臨時議会では市長不信任案までは上程できず、島袋嘉順（しまぶくろかじゅん）議員（人民党）が提出した、「琉銀に対する資金凍結解除要請決議案」を25対3で否決して、反対に、「都市計画事業その他の建設事業をストップさせた責任は瀬長市長にある。3 月定例会までに資金凍結を解除して、都市計画事業・水道事業・区画整理事業を再開してもらいたい」とする要望書を決議するにとどまった。

第18回市議会（定例会）は3月26日、波乱含みで幕をあけた。議場には、前年末に金融協会が出した、「人民党および同調者には融資を断り、雇傭もしない」と決議文が配布され、開会前から緊張がみなぎっていた。

開会すると、市長提案の10議案はすべて問題なく可決され、議論は、懸案の資金凍結問題に集中した。野党側からの厳しい追及に対して市長は、「資金凍結問題は民間金融機関からの借り入れなどによって8割までは自己財源で解決された」と答弁した。

反市長派（うち当間派）は、かねてから署名運動などを行なって、不信任案提出の工作を進めていたが、市長不信任の要件である4分の3（23人）の確保に難航して、休会戦術をとって署名集めに奔走していた。不信任案には当間派18人は全員賛成署名に応じたが、市長選挙以来ひきずってきた当間派と反当間派（旧二日会）の亀裂は修復できず、旧二日会系の8議員は、不信任は時期尚早と判断して賛成署名には応じなかった。不信任強硬派は会期を4日間延長させてなお旧二日会の説得に努めたが、「資金凍結問題は8割まで解決された」とする市長答弁によって、当間派が主張する市長不信任案の根拠がなくなったとして同調しなかった。

この間に、米国民政府のギーリス民政官は反当間派（旧二日会）の幹部を呼んで、不信

任案がだめなら市長退陣勧告案で一本化するようにと説得にかかったが、これがかえって逆効果になって、結局、この案も不発に終わった。

４月２日、市議会は８日間の日程を終了、結局、市長不信任をめぐる攻防は６月議会に持ち越された。

一方、瀬長市長側は反瀬長派の不信任工作に対抗して、市民世論をバックにした反撃を開始した。3月議会が終わろうとする3月30日夜、久茂地広場で「市政報告市民集会」を開催した。参集者５万人の熱気がみなぎるなかで、瀬長市長は１時間半にわたる熱弁をふるって次のような報告を行なった。

①就任以来市長に加えられた一切の攻撃に対する戦闘準備がこの３ヶ月間で完了した。

②資金凍結は実質的に解決した。軍特別補助金による道路、河川等の工事は本来琉球政府がやるべき工事であるので、今後は政府が施工することに主席と話をつけた。

③総評などから送られてきた救援カンパと市の資金で市民集会所を建設する。

④当間市政時代の保守派の不正や汚職などは６月までに明るみにだして摘発する。

⑤瀬長市長の出現で那覇市政は麻痺するどころか、市民の支持が強まり、納税率は10%も上がり、職員の給料の遅配もない。

⑥市政報告市民集会は今後も毎月開催する。

1958年度予算を審議する６月の市議会（定例会）は、市長不信任問題のヤマ場となった。議会は６月11日に招集されたが、当間派などの野党議員は予算審議などはそっちのけにして、市長不信任の成立に必要な定数確保に奔走していた。米民政府のバージャー首席民政官は、旧二日会に圧力をかけて動揺議員の切り崩しをはかった。切り崩し工作は功を奏し、６月16日までに、同会は不信任賛成５人、反対３人に割れたので、全体として不信任成立に必要な議員数を確保できる見通しがついた。

６月17日、第３回目の市会議は、議場周辺に多数の傍聴者が押しかけ、私服警官が警備の目を光らせるなかで開会された。ただちに瀬長市長不信任案が上程された。不信任の理由は、①新年度予算の実現性の否定（金融協会の融資拒否により歳入欠陥が生じる）、②琉球政府の非協力声明、③「琉銀の資金凍結措置は適切」と認めたバージャー首席民政官から富原琉銀総裁への書簡など、もっぱら財政問題に絞られ、瀬長市長の政治理念を正面から攻撃することは避けていた。米民政府の本音である共産主義・日本復帰運動・土地問題四原則を正面から攻撃する従来の戦術では、市民の支持が得られないからである。島ぐるみ土地闘争の経験をとおして市民の政治意識は急速に進化していたのである。

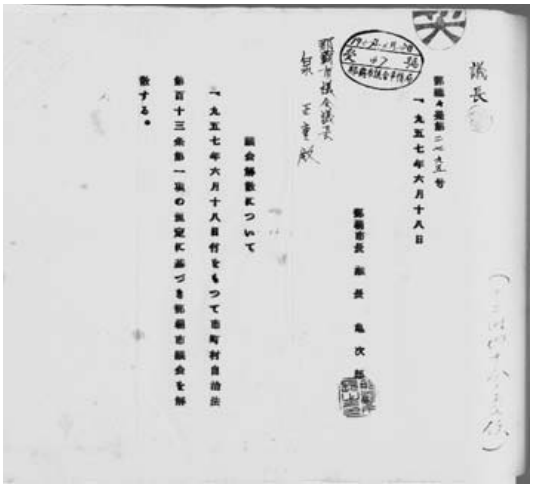

1957年６月18日　瀬長市長の那覇市議会解散通知文書「那覇市議会関係文書」

旧二日会の儀武息睦（ぎぶそくぼく）議員が反対演説を行なった。①一応やらしてみるのが市民の世論である。②納税率が向上しているのは瀬長市政が市民から支持されている現われである。③就任１年以内に解職要求できるのは無投票当選の場合だけである、と反対理由を述べた。

採決の結果、賛成24、反対6で市長不信任案は可決された。反対議員の内訳は、人民党員3人、旧二日会の3議員（儀武息睦、兼次佐一、久高友敏）であった。

不信任議決を受けた瀬長市長は、「アメリカ、沖縄財界人の圧力に負けた屈辱の議会に、私は解散を命じる。不信任に賛成した議員を市議会から追放するよう市民に要請する」と宣言し、翌6月18日、市町村自治法第113条「市町村議会が市町村長を不信任議決したときは、直ちに市町村長に通知され、その場合市町村長は、その通知をうけた日から10日以内に議会を解散することができる」の規定に基づいてただちに解散を命じ、発表と同時に告示した。

瀬長市長問題をめぐる長い攻防戦は、57年8月4日に実施される特別市議選に持ち越されることになった。

那覇市会解散を告示
けさの市会 当局側出席せず流会
議会なき那覇市政
市長の専決処分で予算執行

1957年6月18日（夕刊）『沖縄タイムス』

（4）特別市議選で不信任決議流れる

瀬長市長不信任決議に対して、市長は対抗手段として市議会を解散、市議会議員選挙が1957（昭和32）年8月4日に実施されることになった。

市議選にむけて、政界は反瀬長・保守派と瀬長支持・革新派の両陣営に二分されて活発な多数派工作が始まった。

保守派は主席官舎を本陣にして、西銘順治、稲嶺一郎らの新進政治家が中心になって準備会を編成し、反瀬長勢力の結集へ向けて同志獲得に動き出した。保守分裂によって敗北したさきの市長選挙の結果を教訓にして、野党議員と保守派の結集に第一の目標をおき、同時に中間政党の社大党に対しても共闘を呼びかけて、同党右派の抱き込みをはかった。

米民政府と琉球政府が連携して援助資金を凍結し、那覇市政がマヒ状態に陥ったために、当間主席派と民主党はもとより社大党の内部にも反瀬長感情が高まりつつあった。こうした流動した状況下で、57年7月、当間派、社大党（本部）、民主党が結束して反瀬長の政治団体「那覇市政再建同盟」が結成された。

7月3日、那覇劇場に約700人の賛同者が参集して「那覇市政再建同盟（再建同盟）」の結成大会が開かれた。大会は、再建同盟の目的として、①瀬長市長不信任の完遂、②都市計画事業の早期実施、などを確認し、執行委員長に泉正重市議会議長、事務局長に知念忠太郎などの役員を選出したあと、市政批判演説会に移り、仲井真元楷、崎間敏勝、西銘順治らがそれぞれ演説を行ない、瀬長市政を激しく攻撃した。

この時期、軍用地問題は重大な局面を迎えていた。辺野古では米軍が新規接収、一括払いを進めつつあり、6月16日からワシントンで行なわれる岸・アイゼンハワー日米首脳会談でも軍用地問題と施政権返還問題が焦点になっていた。しかし、再建同盟の運動方針では、復帰問題や軍用地問題には一切ふれず、もっぱら市政問題に争点を絞り込んでいた。復帰問題や軍用地問題では革新勢力には勝てないという弱点を抱えていたからである。このことを、大会宣言は次のように説明している。

「我らは那覇市の問題を他の琉球的規模の諸問題とは区別する。たとえば軍用地問題は

軍用地主の要望を支持するが、那覇市政はこれらの解決の場ではない。これらの問題を混同させ混乱させ、市政の尊い一票を詐取することがあってはならない」

これとは対照的に、瀬長市長は軍用地問題や復帰問題を正面に掲げて那覇市政にかぎらず、①土地を守る四原則の貫徹、②早期日本復帰の実現、などの全県民的な政治課題を正面に掲げ、続けて、③資金凍結や市長不信任決議など、米軍と親米保守派による地方自治と民主主義の破壊に断固抵抗する、と宣言して、民主勢力の統一戦線の構築を訴えた。

この呼びかけに応えて、不信任反対議員、人民党、社大党那覇支部の兼次佐一支部長を中心とする党内左派が提携し、祖国復帰と土地四原則と日本復帰に賛同する一般個人も加わって、7 月 14 日に「民主主義擁護連絡会議（民連）」を結成した。保守か革新か、アメリカ追随か祖国復帰か、二者択一の明確な課題を市民に提起する訴えは幅広い市民の政治意識を目覚めさせ、市議選一回かぎりで終わることのない、次に続く“民連ブーム”へのエネルギーを引き出したのだった。

民連の選挙運動は演説会を数多く開催して、直接市民に語りかけ訴えかける手法であった。当時の選挙戦の模様を新聞特集記事は次のように描写している。

「瀬長の主張が最も効果的に語られた場は、深夜に及んだ演説会だった。有権者は瀬長派や反瀬長派の主張を直接聞き、投票に臨んだ。演説会場が民主主義の実践の場であったともいえる。瀬長派は人々の共感を集め、幅広い支持を取り付けるのに成功した。米国も演説会の効果を次のように分析している。『親族関係で固定票を獲得するという従来のやり方に変化が見られ、政治集会やポスターが有権者の判断に大きく影響した。保守派はその戦術をとらず、また熱心でもなかった。瀬長派による選挙運動の熱心さやその効果は、57 回の政治集会で 4 万 5000 人も動員した数字に現れている。反瀬長派は 24 回の集会にわずか 1 万人にとどまった』」（『琉球新報』「不屈・瀬長亀次郎日記 46」2008. 1. 31）

瀬長市長は、選挙戦中でも議会の空白期間中に行使できる専権事項を活用して、自主財源をフルに活用して暫定予算を組み可能な範囲内の事業を進めていくほか、汚職の摘発、税制の適正化、人事の民主化、区長制の復活などをも積極的に進めていった。

軍特別補助金の停止で中断されていた都計事業の一部も、市民の協力で再開することができた。なかでも、旧市政下で横行していた利権と汚職と不正に次々とメスを入れていく行政面での実績は、瀬長市政への市民の信頼を広げて、納税率をアップさせる効果を上げるとともに市議選にも有利に働いた。

保守勢力の大同団結をめざした再建同盟の出現は、従来になく活発な選挙運動を展開させる推進力になったが、民主党の長老たちのなかには、再建同盟の新人たちの動きに冷淡であったり、依然として当間派と反当間派の間のわだかまりが払拭できず、保守統一は完璧とはいかなかった。再建同盟の説得にもかかわらず立候補者の調整は難航して、定数 30 議席に保守派から 27 人が出馬するという乱立状態になった。対する民連側は、立候補者を瀬長市長の防衛に必要な最低限の立候補者数を立てて堅実な布陣を敷いた。

社大党は党中央で右傾化が進むなかで、左派の那覇支部からは民連候補として兼次佐一と浦崎康華（うらさきこうか）が立候補、社大党としてははじめて 2 人が当選するという皮肉な結果となった。

保革両陣営が激突する那覇市議選は、つまるところ、市長不信任の再可決を阻止するのに必要な 11 議席をめぐる攻防戦であった。那覇市民だけでなく、沖縄全島、さらには本土

の政界、労働組合、民主団体、マスコミなども民連が 11 議席をとれるかどうか、固唾を呑んで注目するなかで、8 月 4 日の投票日をむかえた。雨天にもかかわらず、投票率は前回市議選（55 年やり直し選挙）を上まわる 72.26％に達した。翌 5 日の開票の結果、民連の瀬長支持派は 12 議席（人民 6．社大 2．無所属 4）を獲得、再建同盟の反瀬長派は 17 議席で、改選前より 7 議席減らした。この他に中立議員 1 人が当選した。

当選者は次のとおりである（得票順）。

兼次佐一（民連）、真栄田義晃（民連）、仲宗根梶雄（同盟）、平良真次郎（中立）、島袋嘉順（民連）、比嘉朝四郎（同盟）、赤嶺一男（同盟）、石原昌進（民連）、瀬名波栄（民連）、久高友敏（民連）、仲松庸全（民連）、儀武息睦（民連）、宮城実（同盟）、渡口麗秀（同盟）、宮城清三郎（民連）、高良一（同盟）、上原文吉（民連）、大山盛幸（同盟）、浦崎康華（民連）、高良清二（同盟）、渡口政行（同盟）、新垣松助（同盟）、崎山喜達（民連）、備瀬知良（同盟）、辺野喜英興（同盟）、糸数昌剛（同盟）、宮里敏慶（同盟）、玉那覇有義（同盟）、比嘉有直（同盟）、喜久山朝重（同盟）

瀬長派（民連）勝利の報は沖縄のマスコミならず、本土の全国紙やアメリカの有力紙などにも大きく報道された。各界識者の批評を総合すると、瀬長支持派（民連）の勝利の原因は次の諸点に要約できるだろう。

①島ぐるみ要求であった土地四原則をふみにじって強行された新規接収・一括払いに対する市民の危機感と怒りの表明。

②都計資金の凍結、軍特別補助金の停止、銀行の融資拒否など瀬長市政に対する露骨な干渉・圧力・妨害に対する市民の反発。

③人民党支持者の多い小禄地区にオフリミッツ令（米兵立入禁止令）を出すなどの選挙妨害に対する市民の無言の抵抗。

④ナイキ基地・原爆基地化に反対する市民の平和意識の現れ。

⑤祖国復帰の実現を願う意思表示。

市議会議員選挙の結果は、瀬長支持派議員の大幅進出で瀬長派の勝利という判定になった。しかし、12 議席を確保したとはいえ、少数与党に変わりはなく、市政運営は険しい道のりが続くことになった。

勢力分野が一変した那覇市議会では、市長不信任案と新年度（58 年度）予算編成をめぐって前例をみない変則的な戦術の応酬が続くことになった。与党会派の民連では、議会で市長不信任案が提出された時は 13 人の議員が一斉に退場して、自治法で定める議決の要件を消滅させる作戦が申し合わされていた。市町村自治法では第 113 条によって改選された議会が 2 回目の不信任議決を行なう場合は、「3 分の 2 以上の議員が出席してその過半数で可決」されると規定し、1 回目よりはハードルを高くしてある。従って、瀬長市長信任派の 12 人が欠席作戦をとれば不信任案の提出は不可能になる。

9 月 10 日午前 10 時、第 20 回市議会（定例会）が開会された。議長に高良一、副議長に渡口麗秀を選出し、各委員会の委員の選任、軍用土地特別委員会の設置などを終えたあと、注目の市長不信任案は、渡口副議長の就任挨拶が終わるやいなや、ひき続き同議員の口から緊急動議の形で提出された。かねて欠席戦術を申し合わせていた与党議員たちはこの抜

き打ち的な動議に慌てて近くの窓から飛び出して､かろうじて不信任議決を回避した。新聞では､「珍奇な与党の欠席戦術」と揶揄されたが､以後､民連議員団は 19 日間の会期中に同様の戦術を繰り返した。さまざまな曲折を経て、現行法規での市長不信任は不可能であることが明らかになり、不信任案は不成立のまま終幕となった。

1957 年 10 月　琉球政府により引渡しを拒否された総評からの支援物資（建築資材）を視察する瀬長市長『写真でつづる那覇　戦後 50 年』

野党議員団が“瀬長降ろし”のために攻撃のマトにしたのは、6 月から始まる新年度（58 年度）予算案であった。9 月定例会には 58 年度予算案が提出されていたが､不信任派議員は「故意に」審議を引き延ばし、1 か月刻みの暫定予算だけを認めて市長の業務にブレーキをかける作戦をとっていた。

瀬長市長は本土の自由法曹団の支援を受けながら、予算案審議が進まない事態の打開策として法的措置をとることを決断した。11 月暫定予算案の提出を拒否して、議会の出方を見守った。予算審議は完全にストップした。そこで市長側は自治法に規定された「議会が審議すべき事項を故意に審議しない場合」に市長に与えられる権限を活用して、新年度予算を専決処分で執行することに踏みきった。自己財源による専決処分予算で、泉崎橋、中之橋、久茂地橋、泊ポートターミナルなどの工事を再開させ、区画整理事業も全面的に着手された。

（５）軍による瀬長市長追放

これに対し、市議会野党側は専決処分無効の訴えを起こして対抗することとし、11 月 2 日、正副議長が原告となり市長を被告とする訴訟を琉球中央巡回裁判所に提起した。中央巡回裁判所は､「地方自治体内部における機関対機関の争いは､政治的手段で解決されるべきであって、法廷に持ち込まれるべき性質のものではない」として却下した。上訴裁判所における上告審でも同様の理由から却下した。米軍任命の裁判官でありながら、三権分立の原則を守って毅然とした判断を下したのである。

こうして当間主席と再建同盟と財界人グループが、連携プレーで繰り出したあの手この手の瀬長市長排撃策はことごとく不発に終わり、残る手段はいよいよ米民政府が伝家の宝刀を抜くしかないところまできた。実は、瀬長市長を退陣させる確実な方法は、真和志市との合併を実現して、合併後の新市長を選出すればよいのである。瀬長市長は選挙公約に「真和志市との対等合併」を掲げていたから、真和志市民の強い要望である対等合併が実現するのではないかと予想されたが、瀬長市長は非協力派との対応に追われて合併問題に着手できないままで過ぎた。従って、双方が「合併による市長選」で合意すれば瀬長辞職問題は合理的に実現できるはずだが、これには米民政府が難色を示した。軍諜報機関などからの調査報告によれば、軍と親米派による瀬長市長いじめの策動はますます瀬長支持の市民世論を広げており、再選挙となれば瀬長が再選される公算が大きいことは火を見るよ

り明らかだった。

“赤い市長”の息の根を止めるには、高等弁務官も多少とも手を汚さなければならないと判断した。強権発動によって瀬長市長を完全追放する方法としては、57年6月に公布されたアイゼンハワー大統領の「琉球列島の管理に関する行政命令」によって配置された高等弁務官の権限の一つである「琉球公務員に対する罷免権」を発動するという方法も選択肢に残されていたが、さすがに露骨すぎて内外の世論からたたかれると判断したのか、ムーア高等弁務官は熟慮の末、民立法で制定された「市町村自治法」と「改正市町村長選挙法」、さらに布令で制定された「市町村議会議員選挙法（布令第17号)」と「琉球政府章典（布令第68号)」のなかから瀬長辞職と再選阻止に必要な部分を一挙に改正するという強硬手段を選んだ。

11月23日、ムーア高等弁務官は瀬長市長追放のための布令改正を公布した。

改正点は次の4点であった。

①再度の不信任案は議員総数の過半数（現行は3分の2以上）が出席し、出席議員の過半数で不信任が議決できる。

②不信任議決で市町村長が失職した場合は、議会は市町村長代理を選任できる。

③市町村長と議会との間に解決不能の争いがあるときは､行政主席がこれを決定できる。

④市町村長や市町村議会議員も、立法院議員と同様に、破廉恥罪の前科を立候補の欠格条件として追加する。

市議会において再度の不信任議決を行なう場合、旧条例では「3分の2以上の出席で過半数の同意」が必要であったのを、改正条例では「過半数の出席で過半数の同意」に改めてハードルを低くしたのである。これで反瀬長派（再建同盟）は現在の議席数で瀬長市長の不信任案を可決することが可能になった。

さらに、布令第68号に、「破廉恥にかかる罪に処せられた者でその特赦を受けない者は立法院議員の被選挙権を有しない」とある条項に､「市町村長及び市町村議員」を追加することによって、瀬長が市長や立法院議員などの公職に就けないように、被選挙権を完全に奪うという露骨な強硬措置であった。

1957年11月25日　瀬長市長不信任案を再度可決する市議会（那覇市歴史博物館提供）

改正布令は57年11月24日に公布された。翌25日10時から、それまで流会続きであった那覇市議会が再開された。欠席戦術をとっていた与党議員も出席、与野党27議員（3人欠席）で開会された。野党（再建同盟)側はかねての打ち合わせどおり、開会冒頭に市長不信任案を提出するや、高良一議長は、提案理由説明や質疑討論を省略して直ちに採決にはいった。議場をとりまく約500人の傍聴人の罵声や怒号が飛び交うなかで採決は行なわれ、賛成16、反対10、棄権1で不信任案は可決された。中立派の平良議員は､「軍の手によって自治体の問題を解決させようとす

ることは、自治体の破壊である」と、退場して棄権した。

瀬長市長不信任の成立をうけて、午後からは代理市長の選任を行ない、琉球政府情報課長の東江誠忠（あがりえせいちゅう）を選任して、正月以来紛糾してきた瀬長市長追放問題に終止符がうたれた。

11 月 26 日夜、民連、人民党、社大党那覇支部、那覇市区長会が共催して「自治体への不当弾圧抗議市民大会」がハーバービュー広場で開催され、約 10 万人（主催者発表）の市民が参集、本土からも東京沖縄県人会、日本社会党、総評、自治労など 50 団体からの激励電文が寄せられた。壇上では各弁士が口々に、「今回の布令改正は自治体への不当干渉であり、民主主義を踏みにじるものである」「布令改正をして瀬長を追い出したことは米国の黒星で、市民の勝利を意味するものだ」「次の市長選挙に統一候補を出して売国勢力と対決しよう」などと訴え、早くも市民の関心は次の後任市長選挙へと向かっていった。

11 か月におよんだ「赤い市長騒動」の衝撃は、米国民政府の強権発動によって終止符が打たれたが、伝家の宝刀ともいうべき布令を公布してまで瀬長市長を追放した露骨な措置は、アメリカ側にとってむしろダメージの方が大きかっただろう。民主政治の原則を踏みにじってまで沖縄の自治権に干渉したアメリカのやり方は、日本本土やアメリカ本国のマスコミにも大きく報道され、軍事優先の米軍統治の実態を内外に露呈し、本土の沖縄返還運動にも拍車をかける「効果」をもたらした。

瀬長革新市長は追放されたが、続く 58 年 1 月の後任市長選挙で、「第二のセナガ」を標榜して出馬した民連公認の兼次佐一候補が、保革一騎打ちの激戦を制して瀬長市政の後継者となった。58 年 3 月の立法院議員選挙でも、民連は 1 議席から 5 議席に躍進し、いわゆる「民連ブーム」が政治の潮流を大きく変えるエネルギーになった。

島ぐるみ土地闘争と瀬長市政の出現という政治ドラマは、沖縄民衆の意識が「忍従の民」から「抵抗の民」へと脱皮していくうえで大きな力となった。「歴史をつくるのは民衆自身の主体性だ」という民主主義の根本を体得したという意味で、瀬長市政をめぐる 11 か月の政治ドラマは「民主主義の生きた教室」になったと評価されるだろう。

会期が１番長い議会　1957 年 9 月 10 日開会した第 20 回定例会が、瀬長市長の不信任決議で空転、流会等で会期延長を何度も繰り返し、閉会したのは 11 月 30 日で、この議会は 82 日間続いた。

会期が１番短い定例会　1968 年 9 月 17 日に行なわれた第 105 回定例会はたったの 1 日間行なわれ、上程議案も予算関係の 2 件という、上程議案の最も少ない議会を記録した。主席公選に立候補する西銘市長が 10 月 20 日に退職する最後の“花道”となる議会のはずだった。が、議会での「市長の辞任の承認」が上程されていなかったため、翌 10 月 11 日に臨時議会が開かれた。

第２章　みなと村

第１節　みなと村の設置

（１）港湾作業隊の村

1947（昭和 22）年 5 月 1 日、沖縄民政府は告示第 18 号で「1947 年 5 月 1 日ヨリ当分ノ間左記区域ヲ以テみなと村ヲ置ク」と通達した。

①旧真和志村字楚辺原の一部、美武田原、長作原の一部、阿手川原、赤畑原

②旧那覇市通堂町の一部、山下町

と区域が指定されている。1950 年 8 月 1 日、那覇市に吸収合併されるまで 3 年 3 か月間存在した特別行政区の誕生である。初めから「当分の間」という前提で設置された行政区であり、アメリカ軍に協力する港湾作業隊のための村であった。「これが最初であり、最後であり、これからもこの種の目的の村の設置はないであろう」（3 年間同村助役を務めた渡口麗秀（とぐちれいしゅう）の話、『那覇市史　資料編　第 3 巻 8』）といわれる異色ずくめの村だった。その人工的な性格は、呼称にも表れているといえよう。沖縄の町村は伝統的に「町」は「ちょう」、「村」は「そん」と呼ばれてきた。みなと村は当事の村民の証言によれば「そん」と呼ばれたことはなく、終始「むら」と呼ばれた。英語では「Port　Village」であった。縦

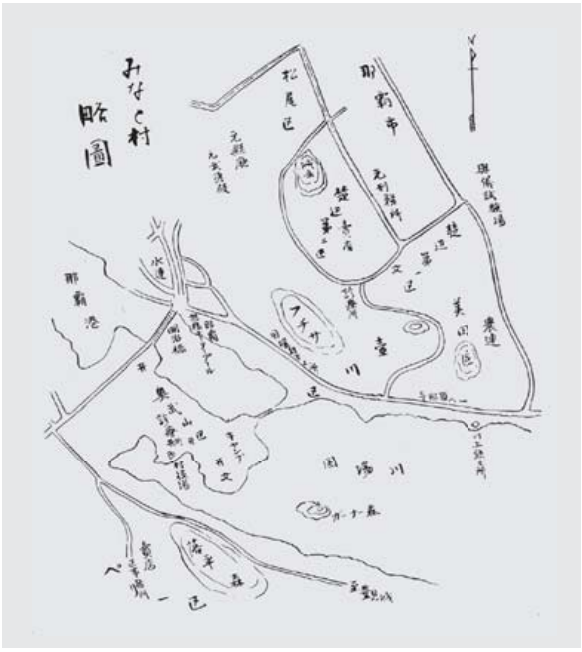

みなと村の地図『みなと村のあゆみ 資料編』

沖縄戦直後、アメリカ軍は旧日本軍捕虜を荷役作業などの労役に使った。石川市の屋嘉収容所のほか嘉手納、中城、奥武山、小禄、楚辺などに 2 万人もの捕虜がいた。アメリカ軍は港湾の荷役作業や施設建設などの作業に沖縄人労務者を確保できず、これら捕虜を 46 年秋まで釈放、復員を延期して使役した。その数 1 万 2000 人といわれる。

46 年 11 月、捕虜帰還に伴い、アメリカ軍政府はそれまで軍が直接管轄していた那覇港の港湾荷役作業を、沖縄人を補助的に運営する方針を立てた。当初は、石川市や具志川市（当時）天願にまとまっていた、垣花を中心とする旧那覇市住民が作業隊を組み、トラックで通勤した。

アメリカ軍は、金武湾一帯に日本本土攻略のための物資を搬入・集積する港湾を築き、具志川村天願の港湾をホワイトビーチと称した。終戦後はそのまま民間への放出物資に振り替え、沖縄諮詢会から沖縄民政府に移動した時期、民間用の「天願倉庫」を設置した。沖縄戦を体験、あるいは日本本土、海外（日本の「外地」＝旧植民地や委任統治地）から引き揚げてきて、ふるさと那覇に帰れない人々が、石川市やホワイトビーチ近くのキャン

プ（民間人収容所）に住み、天願倉庫への民需物資荷揚げをはじめ港湾作業に従事していたのである。それらの作業隊員が、GMC（２トン半トラック）を 10 台も連ねて、ホワイトビーチと那覇港を往復した（元みなと村作業隊員比嘉良夫の話、2000 年 2 月那覇市議会史編さん室主催座談会）。

まもなく先遣隊 100 人が、PW（旧日本軍捕虜）帰還後のこの一帯に、設けられたテント張りのがらんとした宿舎に入った。アメリカ軍政府のワーラー民政官をマネジャーとして、その下に沖縄側マネジャーの大湾喜三郎が管理していた。

那覇港湾作業隊の規格住宅。みなと村楚辺区域（那覇市歴史博物館提供）

アメリカ軍は、沖縄民政府の松岡政保工務部長に命じて奥武山を中心に、ペリー（旧山下町）、壺川、楚辺、松尾一帯に 800 棟の規格住宅を 1 か月で完成させた。12 月 1 日には戦前から終戦直後へかけて、本土で建設業を手広く営んで知られていた国場組代表・国場幸太郎を作業隊総支配人に任命、同 15 日那覇港湾作業隊を組織させた。

国場は、疎開者など日本本土からの引き揚げが始まる前の 46 年 6 月 30 日、熊本から密航で沖縄に入ったのだが、7 月初め、志喜屋孝信沖縄民政府知事を訪ねたところ、知事は海軍から陸軍に代わったばかりのアメリカ軍政府長官ヘイドン准将（その後少将）と副長官クレイグ大佐に引き合わせた。軍は知事に対し、軍施設労働者の調達を求めていたのである。以後、国場は軍政府長官・副長官の命を受け、アメリカ軍施設工作隊として住宅建設、病院、米軍用リゾートなどの施設建設を手がけるようになっていた。

那覇港湾作業隊の総支配人の人選に当たっては、沖縄民政府が当間重民（当時沖縄民政府行政課長。戦前貴族院議員・のち那覇市長）、山田有幹（当時民政府社会事業部長。大正～昭和初期無産運動指導者、中学校長）と国場の 3 人を市長級の人物として推薦した中から、米軍政府は国場を選んだという（国場幸太郎『私の戦後史』）。

12 月、まず仲士（沖仲士・船渠仲士）900 人、トラック運転手 400 人、倉庫労務者 300 人など，1900 人を集めることが発表され、なるべく那覇出身者からという方針の下、作業隊員のみに規格住宅１軒を与える条件で集められたが、作業隊員はほどなく近隣農村出身者にも及んだ。

（２）初期村政

1947 年 5 月 1 日、みなと村誕生、港湾作業隊総支配人に国場幸太郎が村長に任命され、呉我春信助役（戦前県食糧配給課長）の下に、村政が出発した。呉我助役が 3 か月後に水産連合会（水連）会長に転じたため、庶務課長の渡口麗秀（戦前県地方課吏員）が受け継

いだ。翌 48 年 4 月には、港湾作業の強化を図るため、アメリカ軍によって旧真和志村の字二中前 1 区、松尾、県庁前、旧那覇市の上泉町が編入された。みなと村の総面積は 23 万 0384 坪となった。

村役場は旧奥武山公園内世持神社跡に設立された。庶務課、産業課、商務課、衛生課の 4 課を設け、全地域を奥武山、ペリー、壺川、美田、楚辺一、楚辺二、松尾の 7 行政区に分けた。全体が港湾作業隊のための地域として建設された村だが、美田区だけは、石川市で結成されていた平良辰雄（たいらたつお）を会長とする農業組合連合会（農連）が与儀農事試験場跡に移転を許され、独自に設営隊を出して職員住宅をつくっていた。みなと村創設前は、戦後も真和志村の管轄行政区域だった。みなと村創設の際併合したため、のち、那覇市への合併問題が起こったとき、他の旧真和志村域とともに、トラブルのもととなる。

発足当時のみなと村の人口は 6469 人、出身地別に見ると那覇市が 4817 人で圧倒的に多く（75%）、次いで真和志村 418 人、首里市 159 人、小禄村 49 人、ほか沖縄全域にわたる。1949 年 3 月の統計でも人口増は那覇出身者が中心で、総人口 7638 人中 5376 人だが、豊見城村（47 年の 33 人から 241 人）、東風平村（40 人から 129 人）、具志川村（32 人から 134 人）、久米島（17 人から 149 人）と、中北部農村や離島からの人口集中がみられる。

アメリカ軍の港湾作業を沖縄人が担うという「特殊な使命を帯びた村であるから」（『みなと村要覧』1949 年編）、各行政区の区長は作業隊と表裏一体となって特殊使命を完遂するよう、作業隊員を兼務した。住民は規格住宅の居住権を与えられていた。多くの人が衣食住に困窮しているとき、みなと村ではひとまず住と食を保障されていたのが魅力で、作業員が集まった。ただ、代わりに月に何時間という作業時間のノルマが課された。自分の都合で港湾作業隊をやめると、即居住権を失い出て行かなくてはならない。作業中の負傷がもとでノルマを達成できないと、やはり出て行かなくてはならない。村としても能率を高める努力が必要だった。作業隊ができた当初は生活に必要な施設もなく、能率は上がらなかった。後述のように村政の努力で生活向上が図られ、能率向上につながったという。

（３）村政委員会から村議会議員へ

みなと村設立と同時に、村政委員に 12 人が任命された（1947 年 5 月）。

上原太郎（うえはらたろう）、宇久真成（うくしんせい）、大城安宅（おおしろあんたく）、儀間真喜（ぎましんき）、儀間真光（ぎましんこう）、田仲康栄（たなかこうえい）、玉城尚、渡嘉敷邦光（とかしきともよせりゅうほ）、友寄隆保（なかむらりょうさい）、中村良才（ひがしんさぶろう）、比嘉真三郎。（1 人不明）

村政委員中 8 人が作業隊リーダー或いは労務管理関係者である。

1948（昭和 23）年 2 月 1 日の戦後第 1 回市町村長選挙が実施され、みなと村は無投票で、現職の国場幸太郎が再選された。同月 8 日の村議会議員選挙は定数 22 人になり、宇久真成以下、村政委員の全員が当選した。議員も過半数を仲仕班長、チェッカー班長、区の作業隊長といった港湾作業隊従業員が占めた。3 月 1 日、市長、議員が就任、議会議長に楚辺労務出張所員・友寄隆保、副議長に楚辺初中学校長・宇久真成が選ばれた。しかし、全島的に女性候補が進出して、民主主義実践の活気にあふれたこの選挙について、みなと村では候補者数など記録がなく（無投票説もある）、元住民にも選挙・投票の記憶がないという（前記座談会）。新聞が沖縄民政府の機関紙の『うるま新報』だけだったこともあり、議会

の活動状況も不明である。1950 年の合併問題が生じたとき、突如として議会の審議や決議がクローズアップされる。

みなと村の村政運営の基本方針は次のようなものだった。そして精力的に実践された。

（A）村民経済生活の安定対策①生活協同組合設立②那覇港作業隊員の待遇改善（賃金値上げを軍・民政府に陳情）③副業奨励（村内空き地に公設市場、個人店舗を設置、副収入を得る対策を講じる）④一坪農園奨励強化

（B）体育奨励

（C）健全娯楽施設の設置（演劇場設立、演芸公演）

（D）教育施設完備（幼稚園充実強化、校舎・教具の充実）

（E）電灯及び水道施設完備

（F）衛生奨励（各家庭に簡易浴場の設置奨励、下水道の完備など）

（G）村内道路の補修維持

初等学校本校、分校で児童 1600 人近く、幼稚園が 2 か所で園児 140 人余、診療所、水産組合、農業組合とそろい、スポーツは隆盛、青年会・婦人会活動も活発で、1 万人そこそこの小さな村ながら民生面が充実、生気に満ちた共同体は村民の誇りであったという。

那覇市の軍用地開放が遅れ、壺屋と牧志の狭隘な土地に住民が押し込められていた時期で、一時はみなと村が那覇の中心であるかのような活況を呈した（国場前記『自伝』）。48 年 5 月、創立 1 周年祝賀式典には、当時人気の、また唯一の楽団「南の星楽団」を呼び、意気が上がった。49 年 1 月には城岳に那覇市唯一の運動場「城岳グランド」が落成して、那覇市周辺のスポーツ振興に寄与した。

みなと村創立 2 周年祝賀市民運動会
（那覇市歴史博物館提供）

（４）配給停止事件、請負制度移行を促進

アメリカ軍は沖縄人の労務者を必要としたが、軍直轄では労働を調達するのに難渋した。那覇港湾作業を民間が請け負うことで解決できるとの共通認識が強まったのは、1948 年のアメリカ軍政府による配給停止（8 月 17 日琉球列島米軍政本部指令第３１号「村販売店の閉鎖」）事件であった。

全沖縄を震撼させたこの事件は、48 年 6 月 8 日軍政府労務部長が「那覇港作業隊割当供出に就いて」で、市町村に対し、続々と那覇港湾に入る復興資材、食糧の荷役作業に全市町村から労務者を提供するよう指令したのに、市町村が応えきれなかったことから起こった。各市町村では、他の軍作業や農耕、民間工場などの業務に従事して人手が足りない上、港湾作業は重労働で待遇が悪い。労務者集めは困難で、そのころ出勤率が 50％を割っていた。

軍政府は７月 16 日の軍・民政府会談で、輸送部隊からの 800 人要求に対し 300 人しか出勤しないと怒り、「全住民に徹底させよ」と、新たに 1000 人の労務供出を命じた（『沖縄県史料』戦後 3「沖縄民政府記録 2」）。

那覇港に大量に輸送されてくる物資は、軍需品よりも以上に民需品の比率が高かった。アメリカ軍当局としては、受益者の市町村が労務を提供するのは義務だと考えていた。沖縄民政府労務課は、離島を除く沖縄本島全市町村に対し、那覇市 20 人、首里市 18 人、みなと村５人、小禄村 23 人等々を割り当てて協力を要請した。市町村によっては、報奨金を出して軍の要求に応えようと努力するところもあった。ところが、この制度も他の軍作業に従事すべき労務者を引き込むとして軍に禁じられ、進退きわまった市町村長らは、結成まもない沖縄全地区市町村長協議会で討議（８月 ６ 日）、供出労務者の給料・食糧の改善、衣料及び日用雑貨の特配などの待遇改善を決議し、沖縄民政府を通じて軍政府に陳情した（８月 13 日「港湾作業労務者待遇改善に関する請願」）。

それにかまわずチェス補給部長の独断で、17 日に配給停止令が出たのであった。しかも、本部村のように供出の義務を果たした町村にまで、懲罰的な売店閉鎖措置が及だ。志喜屋知事は軍政府に指令の中止を陳情する一方、懸命に市町村長説得に努めた。同８月 23 日の緊急市町村長会評議員会では、説明に来たチェス補給部長に対し宮城（みやぎ）久栄（きゅうえい）会長が、「労務者の出勤振りがわからないが、知る方法はないか」と質問、補給部長が「後で民政府労務部へ報告しておくから調べよ」というやりとりが見られる。

チェス補給部長はこのとき、「47～48 年の米国から沖縄群島に送った物資の総額（7000 万ドル＝35 億Ｂ円）と、住民が市町村売店を通じて支払っている金額（約 2000 万Ｂ円）との落差を述べ、「1000 円の物品を６円で手に入れている」などと説明している（『うるま新報』８月 27 日）。「ただ同然で配給されている物資の荷役作業を怠るのは、市町村長にも責任がある」というアメリカ軍側の論理も、労務者の勤務状態さえ知らされないままでは、住民には伝わり難い。

この時期には『うるま新報』（沖縄民政府機関紙から、1947 年４月１日に民営化）、『沖縄タイムス』（48 年７月１日創刊）、『沖縄毎日新聞』（48 年７月 12 日創刊）があるが、週３回刊、タブロイド版１頁程度であった。ラジオは一般家庭にはない。

みなと村村長の国場幸太郎は、「労務者の生活安定のため芋と薪を提供してほしい」と市町村長会議に要請したが、待遇改善は軍・民政府の責任だと反発されたという（前記「私の戦後史」）。沖縄民政府不信の声が高まった事件だった。

弾圧的な軍政府の姿勢に、結局沖縄民政府、沖縄全地区市町村長協議会、各市町村議会がこぞって労務の完全供出を誓い、食糧配給停止問題は一応収束（８月 25 日販売店閉鎖一時中止通知）を見ることになる。８月 25、26 日の沖縄全地区市町村長会総会の初日に中止令がもたらされ、首長らは軍労務管理７項目を討議、市町村は米軍への労務者供出に協力することを決めた。同時に沖縄民政府が分担すべき責任の一つとして、港湾作業の請負制度の採用をアメリカ軍に要請するよう求める決議を採択した（９月３日『うるま新報』、『沖縄タイムス』）。アメリカ軍によって義務化されている労務の不振打開策は港湾作業などの

請負制以外にないという要請が強くなっていく。

こうしたなか、アメリカ軍政府は 10 月 26 日統制経済を解き、自由経済に踏み切った（特別布告「自由経済」）。この間も、沖縄民政府は、港湾作業は沖縄の復興と直接つながる重要性があるとして、「労務者の完全供出労務能率増進を期し、種々研究の結果労務問題を解く鍵として労務の請負制採用方を軍政府に陳情」（『沖縄タイムス』1948.11.17）していたが、11 日ライカム（Rycom、1948 年 5 月フィリピン・琉球司令部 Phil-Rycom から独立した琉球軍司令部）係官から、請負制移行が各作業隊に示達された。同 20 日には中城村のライカムで国場幸太郎、金城田助（きんじょうたすけ）、宮里安光（みやざと）、新城信一ら 5 人の間で入札が行なわれ、国場が落札した。国場組は那覇港湾、ホワイトビーチ、金武湾などアメリカ軍輸送部隊の使用各港湾で、沖仲士による貨物の荷役積載陸揚げを 49 年 6 月までの契約で行なうことがほぼ決まった（『沖縄タイムス』同上）。

ところが、年明け 49 年 3 月 15 日実施予定のところ、アメリカ軍は予算の都合で容積トン当たり 128Ｂ円が支出できなくなったとして、契約を破棄した。労務供出は従来どおり再び市町村の責任に逆戻り、勤務成績不良、「労務能率」不振の悩みは先延ばしされた。

みなと村では、水産組合員（約 50 戸）が、居住条件の労務の供出も鮮魚の供出も不成績という理由で、立ち退きを迫られていた。9 月に至っても、セメントや建築木材、農業用資材、肥料等々が那覇港、勝連港に着き、滞貨が深刻な問題となった。

1949 年 8 月 24 日、沖縄民政府の志喜屋知事は、アメリカ軍政府アンドリウス総務部長と会見、港湾作業の能率増進について意見を交換した際、あらためて請負制を要請した。しかし、アンドリウス総務部長は、道路工事などの請負は可能だが、港湾作業には困難として、次の条件付をつけて保留とした。▽港湾作業労務者の出勤率が悪いので、沖仲士を日本から連れてくるか、沖縄人がもっと協力してやるか、研究すること。▽みなと村の家屋は作業隊員のために建てたもので、理由なく作業を怠る者には立ち退きを命ずる。▽今後みなと村に家屋建築を申請する場合、労務者が不足したとき、家族から 1 人は必ず港湾作業に出勤する条件で許可証を与える（『うるま新報』1949.8.26）。

ようやく請負制が実現したのは、シーツ新政策（後述）で米軍政が転換した 49 年末 12 月である。

第２節　みなと村の解消

みなと村は、アメリカ軍が恣意的に那覇市と真和志村から切り取って、米軍の都合に合わせて建てた村だった。沖縄の指導者たちが、軍作業にたずさわらなくては収入の道が得られない住民と、アメリカ軍の専横ともいえる労務提供要求をいわば奇貨（きか）として、暮らしの経済的向上を実現した、戦後沖縄を象徴する村だった。

1950（昭和 25）年 1 月、アメリカ軍の直轄だった那覇港湾作業は国場組の請負となり、民間に移行した。港湾作業のためにつくられた特別行政区域「みなと村」は存立の意味がなくなった。村廃止で最終的には那覇市へ合併されたが、それまでにみなと村当局・同村

議会、那覇市・同市議会、真和志村・同村議会の間で、合併方法について議論が分かれることになった。

みなと村の歴史は、わずかに残る行政資料（1949 年発行）や、不十分な当時の新聞記事、那覇市議会史編さん事業等による関係者からの聞き取り証言がある程度で、それらをもとにさらに資料収集・検索のうえ、記録した森根良一編『特殊行政区域　みなと村のあゆみ〈資料編〉』（1982 年 3 月 5 日発行、私家版）が貴重な記録となっている。その中に村議会の構成や議員の選出地域、経歴などを垣間見ることができる。

さらに、那覇市への合併後の国場幸太郎村長から当間重民那覇市長への事務引継ぎ書（1950 年 8 月 18 日付）簿冊物品目録に、簿冊 428 冊（綴）として「みなと村議会会議規則・傍聴規則」1 冊、「みなと村条例綴」1 冊、「みなと村議会決議録」2 冊が記されている（『那覇市史　那覇市の都市計画』所収）。

当時の新聞紙上でも、みなと村議会の動きを知ることは困難だが、皮肉にも村解消が課題になった時、にわかにその動向がクローズアップされることになる。

（１）沖縄議会とみなと村

食糧配給停止事件に続く、軍政府による食糧補給率引き下げ、値上げ指令騒動は、中央でも議会制民主主義・自治を望んだ住民の期待を打ち砕くものとして問題化した。

沖縄民政府の諮問機関の形で発足した沖縄議会（民政府議会）では、1948 年 8 月 31 日の第 13 回議会で、沖縄民政府が軍労務問題の経緯を報告し、「議会法」を諮問した際、議員側から、沖縄議会が議会法に基づく議会本来の機能を発揮しえていたら、配給停止問題も円滑に解決できたであろうと指摘された（前掲『琉球史料』Ⅱ）。このころ沖縄議会は又吉康和副知事が議長となり、当初月 1 回開催された会議が年 3、4 回しか召集されない、重要事項を諮問しないなど、非民主的な運営だとして、議員の不満が積もっていた。

食糧配給停止事件は、任命だった沖縄議会議員の民選、知事公選促進の議論も活発化させた。同年 7 月初め以来の沖縄民政府の「労務供出」をめぐる市町村への度重なる協力要請も、アメリカ軍にものが言えない任命知事との間に信頼感を欠いた市町村長、議会議員には徹底しなかった。

また、請負制度移行への要請は、付随する「みなと村の解消」後は那覇市への合併という議論を巻き起こした。前記議会法による選挙区について「那覇市みなと村は 1 区とする」旨の意見が付されている。沖縄議会議員にみなと村・那覇市一体化の考えがあったことをしのばせる。

前記沖縄議員らの希望で「みなと村の那覇市への合併」が出たのは、続く 12 月 9 日の第 14 回議会である。その次の 1949 年 3 月 8 日の第 15 回議会は会議録が欠落し、第 16 回議会の 49 年 3 月 25 日に飛んでいる。1949 年 1 月 1 日、アメリカ軍政府が沖縄民政府に指令してきた食糧補給率の引き下げ（50%→35%）と代金の引上げ（市価の 60%）が引き金となって、全議員が沖縄民政府の非民主的な議会運営に抗議する形をとって、総辞職を表明した。このため、直接は軍政府に抗議できないので、間接的な手段に訴えざるを得なかったのだが、第 15 回議会は流会した。

沖縄議会の総辞職申し出は、4 回にわたり軍政府副長官グリーン大佐の強硬姿勢によって拒否され、最終的には議会運営改革で一応決着を見た。しかし、軍政府はこれを契機に、旧県議会議員を中心とする任命の沖縄議会を解散して、新たな任命議員による「民政議会」設立という、自治を否定する制度制定を強行した。

1949 年 5 月 11 日、軍政府は沖縄民政府を通じ、各市町村長に 2 人ずつ人物を推薦するよう命じた。これに基づき推薦された中から、10 月 19 日に 13 人を任命して、同 22 日沖縄議会（民政府議会）を解散した（1949 年 10 月 1 日軍政府指令第 20 号、沖縄民政府政令第 1 号）。新しい民政府議会議員は、全沖縄を 10 区に分け各 1 人と、島尻、中頭、国頭 3 地区の代表各 1 人、軍政府の承認を得て知事が任命、民政府の諮問に応え、知事を補佐するとした。議員選挙が行なわれると期待していた住民にとって、衝撃的な自治の後退であった。

だが実はこの時期、米国は沖縄政策の転換を準備しており、新政策遂行の担い手として、1949 年 10 月 27 日ジョセフ・R・シーツ少将が軍政長官として就任する。これまでのアメリカ軍の恣意的な統治を改め、沖縄復興、経済振興、自治へ向けた行政・司法・立法の制度確立をはかった。これは、恒久的な軍事基地建設計画と併行して促進される。

那覇市は仲本為美に代わり当間重民の市政となり、首都大那覇市建設めざして都市計画が動き出した。国場幸太郎の港湾作業請負は 12 月 31 日、シーツ長官に承認され、1950 年 1 月 3 日、那覇港湾埠頭で国場組の出初式が行なわれた。みなと村は、その設置にあたっては、1946 年 12 月国場幸太郎を支配人とする港湾作業隊編成以来わずか 4 か月ほどで実現した。港湾作業のための特別行政区域みなと村の解消には、村の存立理由がなくなってから 1 年半を要した。

（２）みなと村の解消と合併をめぐる混乱

みなと村の那覇市への合併案が記録に現われるのは、沖縄議会 1948 年 12 月 9 日の第 14 回議会が最初のようだ。この日は志喜屋知事の行政報告に続き、議員側の希望として、「みなと村は行政上那覇市に合併した方が良いと思うから考慮してもらいたい」という意見が出ている（琉球政府文教局刊『琉球史料Ⅱ　政治編（2）』1955 年）。

みなと村民の世論は、那覇市合併に固まっていたが、真和志村の異議申し立てで混乱した。アメリカ軍の必要により恣意的に線引きされたみなと村は、一部を除き、旧真和志村の村域に建てられたようなものであった。1950 年 3 月 20 日、真和志村議会はみなと村の行政復帰について臨時会を開き、戦前の真和志村区域は真和志村に、那覇市区域は那覇市に返すべきだとの意見をまとめた。大城三郎議長、宮里栄輝副議長らが沖縄民政府と交渉を始めた。

一方同日、当間重民那覇市長、翁長助静（おながじょせい）真和志村長、国場幸太郎みなと村長および沖縄民政府幹部は、みなと村で協議した。国場みなと村長は、村解消後の住民（作業隊員）の宅地確保を要請、当間那覇市長、翁長真和志村長も了解した。

この時点では、真和志村、那覇市とも都市計画という大局的な見地から、自主的歩み寄

りで協力する余地を残していたが、真和志村議会の意見が割れた。みなと村内の旧真和志区域を真和志村に返還してもらった上で、那覇市、真和志村の１対１の対等合併をすべきという主張が強く出たのである。

こうした中、1950 年 4 月 28 日、みなと村議会は全会一致でみなと村の解消と那覇市への合併を決議した。決議文はみなと村誕生満３年の５月１日、友寄隆保議長の名で真和志村長宛てに提出された。現在決議文は議会会議録が消失して皆無のため、本市議会史にも収録されていないが、旧真和志村役所保存の 1946 年以降の重要書類に見ると次のとおりである（『那覇市史　那覇市の都市計画』所収）。

「1950 年 5 月 1 日

みなと村議会議長　友　寄　隆　保

真和志村長　殿

我がみなと村議会は去る 28 日の臨時議会に於て議案第 17 号（みなと村の解消と那覇市合併の件に就いて）慎重審議の結果全会一致を以って、原案第 17 号を可決し直ちに決議文を作製し別紙決議文の通り決議せる事をご報告申し上げます。

（別紙）

決　議　文

我が沖縄の国都(ママ)たるべき那覇市都市計画の大成を念願し大乗的見地より将来悔なき理想的都市建設の為我がみなと村議会は村民の尤も要望する即ち本村を解消し那覇市への合併の総意を尊重し万難を排して早急に本臨時議会を通じて此際全会一致を以って極力その実現を期す。右決議す。／1950 年 4 月 28 日／みなと村議会」

同日友寄議長、宇久真成副議長ほか３議員と渡口麗秀村助役は那覇市を訪ね、当間重民那覇市長に同決議文を手交し、善処方を要望した。

6 月 6 日、アメリカ軍政官府は全域軍用地だったみなと村の施設が置かれている奥武山地域を除く全区域を、軍港湾輸送部隊の管轄から開放し、知事の管下に戻すことを通達してきた。しかしこれで問題は解決したわけではなかった。

おりしも改正市町村議会議員・市町村長選挙法による地方選挙、および群島知事・群島議会議員選挙法による初の民選議員・首長選挙が９月に行なわれることになり、問題は複雑になった。全会一致の決議で行なわれた 4 月 28 日のみなと村議会で、渡口麗秀助役はみなと村の大半が旧真和志村区域であることから、真和志村・同議会の意向を尊重し、一市三村（那覇市、みなと・真和志・小禄の３村）合併案を提案した。真和志村がこれに同意しない場合、即時那覇市への合併運動をすべきだという二段構えであった。

宇久真成・村議会副議長は、旧那覇市の役所、商店街、倉庫などが壮麗をつくし、「塵芥捨場、屠殺場、火葬場、糞尿捨所などを（例えば）小禄に持ち込む」ような不公平な併合の懸念を指摘した。大都市への合併は住民の負担軽減と公共福利施設から受ける恩恵の増加を意味するが、しかし併合された村部が場末化するのは困るという考えがあったのである。

みなと村議会はしかし、「小禄、真和志は第二義的な問題で、みなと村は全村民の要望により、即時単独合併すべきだ」として前記の決議を行ない、真和志村、沖縄民政府にもそ

の意を伝えた。

沖縄民政府は、みなと村、那覇市、真和志村の各市村議会に諮問して答申を得たうえで、9 月選挙前に合併実現を図ることにした。諮問を受けた各市村議会は、7 月 29 日、次のとおり決議して、それぞれ沖縄民政府に答申した。

みなと村　①真和志村とみなと村を那覇市に合併した場合、全那覇市民総意による新市長を選挙すること②2 村の合併が不可能の場合は 4 月 28 日の決議を尊重すること―を条件に合併決議。

真和志村　那覇、みなと、真和志の一市二村の自治体を解体のうえ、対等の立場で市長選挙をすれば合併賛成。みなと村だけとの合併の場合、真和志村区域を返還するという従来の主張を答申。

那覇市　みなと村の併合を全会一致で決議、答申。

その後ひとしきりもめたのち、沖縄民政府は、真和志村を除くみなと村（真和志村区域を含む）と那覇市の合併、実質吸収合併を決定して、8 月 1 日に告示した（沖縄民政府告示第 24 号）。

1950 年 8 月 12 日、3 年 3 か月続いたみなと村が解消され、8894 人（1877 戸）の村民が新那覇市民となった。みなと村役場に那覇市役所出張所が置かれた。住民の住んでいた規格住宅は権利が与えられ、のちに改築して住んだり、（地主の要求で）立ち退きになった場合は、沖縄民政府や那覇市から新しい土地の割り当てを受ける措置がとられた。

9 月 10 日に行なわれたみなと村合併後の那覇市議選は、従来那覇市 26 人、みなと村 22 人計 48 人の定数が、改正「市町村制」により 2 人に減らされた。有権者は前回（1948 年）の 6660 人に対し、1 万 8383 人と 2.7 倍強に増加、立候補者 67 人という超激戦を勝ち抜いて、前みなと村壺川区長の比嘉朝四郎（ひがちょうしろう）が当選した。みなと村の前議員・村吏員の立候補は 7 人で、前助役・渡口麗秀（17 位）や前副議長・宇久真成（26 位）、議員・儀間真喜（25 位）が那覇市旧法定数なら 26 人の枠内に入る得票をしながら惜敗した。

みなと村の那覇市への合併は、大那覇市構想推進のさきがけとなった。みなと村は那覇市出身者も 7 割を占めていたことから、那覇市への併合を容易にした要因となったであろう。しかし、その土地の大半が真和志村域であったところから、真和志村に大きな不満を残し、真和志との合併問題を長期にわたり紛糾させる原因となった。

第３章　首里市

第１節　仲吉良光市政と議会

（１）敗戦後の首里

首里市民が敗戦を迎えたのはそれぞれの避難先・疎開先であった。首里市街は空襲、艦砲射撃、日米両軍の地上戦で壊滅的な打撃を受け、赤瓦が軒を連ねていた市街地は石灰岩が白くむき出しになっていた、と言われている。敗戦を迎えたとは言え、すぐに首里に戻ることはできなかった。沖縄の住民はアメリカ軍の支配下に置かれ、アメリカ軍の意向でしか動けない状態にあった。

激戦の跡　首里龍潭周辺『那覇市勢要覧　市制施行 70 周年記念誌』

1945（昭和 20）年 8 月 22 日、アメリカ軍は諮詢会を発足させ敗戦後の沖縄の統治に乗り出した。発足当初の諮詢会の課題は、全島の被災住民を収容していた 16 地区の収容所に、住民自治による行政組織を設定することであった。アメリカ軍政府回状第 208 号「地方行政緊急措置要綱」（1945.9.12）のもとに、諮詢会は市長・議員選挙の準備に取り掛った。沖縄本島内に設置された 12 市で、1945 年 9 月 20 日に市会議員選挙、9 月 25 日に市長選挙が実施された。首里の人々も収容されていた各収容所（市）で投票することになった。

敗戦後の最初の議員・市長選挙の時、初めて女性にも選挙権が与えられ、女性も 1 票を投ずることになった。避難先の各収容所に収容されていた首里の人々は、一日も早い郷里への復帰を待ち侘びていた。

首里建設先発隊第一陣（那覇市歴史博物館提供）

1945 年 10 月 23 日、アメリカ合衆国軍政府は各市町村民の元居住地区への移動計画を発表したが、すぐに全面的な移動ができた訳ではなかった。移動計画が発表された後も、首里の人々は避難先での生活を余儀なくされていた。

アメリカ軍政府が 1945 年に制定した糸満地区には、那覇・首里・真和志・小禄が含まれており首里も糸満地区の隊長の管轄下に置か

れることになった。知念市に収容されていた元首里市長の仲吉良光（なかよしりょうこう）は、周囲にいた首里の有志たちと共に一日も早い首里への移動を考えていたものと思われる。仲吉は有志たちと共に糸満地区隊長プランナー大尉をしばしば訪問し、親交を深めて行く中で首里の開放を強く訴えた。

1945 年 12 月 14 日、隊長の許可を得て、仲吉が先遣隊の隊長ととなり、知念市から 44 人が先遣隊として首里に入った。先遣隊の役割は、避難先で生活している首里の人々を受け入れる準備をすることであった。そのため先遣隊には助産婦、看護婦等の女性も含まれていた。

（２）市政の復活

アメリカ軍政府は 1945 年 12 月に「行政機構改革要綱」を発表し、帰還先では戦前の市町村長・助役が臨時に市町村長・助役に任命されることになった。

1946（昭和 21）年１月 23 日、仲吉良光はアメリカ軍によって首里市長に任命された。市長は酒造場の豪から掘り出した泡盛などを手土産にアメリカ軍隊長と交渉し、食糧・被服・テントなどの生活物資の補給を受けるなどして、他地区より早い復興が実現した。糸満地区隊長プランナー大尉と親しくなった仲吉は、家屋建築のための資材調達のことでも大尉と交渉したと言われている。首里の西森に塵捨場を作り、その塵捨場に材木等を捨てさせ、首里の人々はそれを拾って家屋建築にとりかかった。女性は主に茅刈りを行ない家屋建築を進めたという。避難先から帰還してくる市民を受け入れるための住居確保に、市長は先頭になって働いた。敗戦直後の首里の写真をみると、テント小屋が連なっており、テントの確保も市長がやらなければならない大きな仕事であったことになる。バラックの建設は現在の鳥堀、汀良付近から始まり赤平、当蔵、赤田、崎山方面に広がっていった。

アメリカ軍との交渉を続けた市長は、他の有志と共に首里市の復興のために尽力した。しかし議会は存在しなかった。市の機構についても記録や資料がないため、明確にできない状況である。

『JA首里 55 周年記念誌』には、「その頃すでに首里城の復元など文化財の復旧も含めた＜新都市建設に関する請願＞をアメリカ軍に提出し首里の復興の青写真を描いていたのである」と書かれている。仲吉良光はアメリカ兵が放置した『ライフ』誌やアメリカの新聞から、戦後のアメリカ合衆国についての情報を得ていた。アメリカ軍に「講話会議には沖縄を日本に返すようにワシントンに意見具申してほしい」と陳情すると共に、沖縄の日本復帰のことを口にしていたということで、アメリカ軍から煙たがられるようになったという。

1946 年 4 月 4 日、アメリカ軍政府は全島的に市町村長には旧市町村長を任命することにした。その時点で首里市長には既に仲吉良光が発令されており、首里市長の任命はなかった。が、1946 年 5 月 1 日には小湾喜長（こわんきちょう）が仲吉に代わり首里市長に任命された。仲吉はわずか 3 か月余で首里市長の座を外された。沖縄の日本復帰のことなどを口にした仲吉は煙たがられ、沖縄の日本復帰運動は東京でやった方が有効だとのことで、アメリカ軍によって市長の座を追われることになった。1946 年 8 月、仲吉は沖縄を離れ、東京へと旅立った。

第２節　小湾喜長市政と議会

（１）首里市政委員

1946（昭和 21）年５月１日、小湾喜長は仲吉良光の後をうけて市長に任命された。戦後２代目の市長であった。

５月９日、沖縄民政府は沖縄総務部長名で各市町村長あてに、「市町村政委員会設置ニ関スル件」の文書を発送した（読点挿入）。

「今般、市町村政ノ運用ヲ円滑ナラシムル為、市町村長ノ諮問機関又ハ協力者トシテ、市町村政委員会設置スル様、軍政府ヨリ指示ノ次第モ有之候ニ付テハ、左記ニ依リ、至急報告相成度、此段及通牒候也。

記

１、市町村政委員ノ定数ハ、原則トシテ、戦前ノ市町村会議員及其ノ定数ヲ以テ組織ス。（以下略）」

それに基づき、小湾市長は、戦前の市会議員を中心にして首里市市政委員の人選を行ない、1946 年７月１日に知事に報告した。市政委員には次の人たちが選ばれた。

新垣尚紀、翁長良昌、儀武息睦、城間雄蔵、玉城良欣、田場典弘、玉那覇有宏、當間史一、渡名喜守明、名嘉原安教、仲村誠輝、仲村渠新英、比嘉良実、眞榮城玄明、眞境名元仁、宮城永蔵、宮城康太郎、諸見里朝彰

市政委員の任期は、1946 年７月から 1948 年２月 29 日までであった。市政委員は市長が市政を行なっていく上での協力者であり、諮問機関であった。

市政委員会の記録も小湾市長に関する記録も保存されていないため、両者の間でどういう協議がなされたのか、首里の復興についてどう考えていたのかも明確にはできない状況である。

（２）住宅難と食糧難

仲吉前市長の後を継いだ小湾市長も、前市長同様に首里に戻ってくる首里の人々に、住む家を提供するために奔走したと思われる。

1946 年８月５日の『沖縄新民報』は、「那覇首里／両市長の異動／市勢拡張はこれから」の見出しで首里市の状況を次のように報じている（読点挿入）。

首里市の破れた姿は筆舌ではとても表現が出来ない、ここでは仲吉初代市長が躍起となり、旧鳥堀、赤田、崎山、汀良町に復興住宅が建設され、優秀な復興振りを見せていた、今回仲吉氏は勇退し、後任市長には小湾氏が就任したが、両市の重たる役員は次のとおりであった。

▲首里市助役 花城清用　▲収入役 名城嗣頼　▲庶務課長 與儀清三

▲産業課長 西平守機　▲庶務課長助役兼任　▲社会事業課長 與那覇政牛

新聞は首里市の役員氏名を上記のとおり報じている。仲良市長時代の助役であった花城清用が、小湾市長に代わってからも助役を務めていたことが分かる。那覇市役所に残された職員の発令関係書類でもそのことは分かる。

1946 年 9 月 1 日	願ニ依リ事務取扱ヲ免ス	商務課長事務取扱	花城清用
1946 年 11 月 16 日	願ニ依リ退職ヲ命ス	助役	花城清用
1946 年 11 月 16 日	命助役月俸金参百四拾円給与	庶務課長	與儀清三

小湾市長は 1946 年 11 月 16 日に花城助役に代わって與儀助役を発令したことになる。

小湾市長にとって、市民のための住宅建設は取り組まなければならない業務であった。テントの払い下げを受けるために、糸満地区の隊長との交渉は続けなければならない仕事であった。交渉が成立すると、知念にあった沖縄民政府に配車をお願いした。まわされてくるGMCのトラックでテントを輸送し､テントが張れそうな場所にテントを張っていったということである。

住民の食料はアメリカ軍からの配給物資に頼っていたが、それで十分という訳にはいかなかった。当然食糧を確保することも市長の大きな仕事であった。1946（昭和 21）年 6 月 1 日に首里農業組合を設立し、市長が組合長を兼任し食糧増産に取り組むことになった。

小湾市長は東京農業大学専門部を大正 2（1913）年に卒業し、帰郷後は県の農業関係機関で働いており、戦後農業振興にも深い関心があったと思われる。

1948（昭和 23）年の原勝負の際、あいさつをしている最中に、市長は脳溢血で倒れた。

第３節　兼島由明市政と議会

（１）初の公選市長兼島由明

アメリカ軍政府特別布告（1947.12.2 公布）「沖縄群島市町村長及び市町村議会議員の選挙」に基づき、1948（昭和 23）年 2 月 1 日戦後初の首里市長選挙が実施された。

市長選には高嶺朝光（たかみねちょうこう）、兼島由明（かねしまゆうめい）、與儀清三、與儀清榮（よぎせいえい）が立候補し選挙戦が展開された。投票の結果は、順に 2697 票、2545 票、2120 票、33 票となった。しかし、高嶺朝光の投票数 2697 票は法定得票数即ち有効投票数の 8 分の 3 に足りないということで､再選挙となった。2 月 12 日に再選挙が実施され、兼島由明が 4133 票、高嶺が 3521 票を獲得した。再選挙の結果兼島が市長に選ばれ、戦後初の公選市長となった。

その後、アメリカ軍政府布令第 17 号「改正市町村議会議員及び市町村長選挙法」（1950.7.7）が公布され、そのことをうけて、1950 年 9 月 3 日に市長選挙が実施された。その際の市長選挙には、現職の兼島由明と新人の西平守由（にしひら）が立候補した。結果は現職の兼島が再選された。両候補者の得票数は資料がなく不明である。

兼島市長の 2 期目の在職中に、首里市が那覇市に合併されたため最後の首里市長となった。

（２）市議会議員の選挙

戦後市議会議員の 1 回目の選挙は、1947 年 12 月 2 日公布の「沖縄群島市町村長及び市町村議会議員の選挙」に基づいて､1948 年 2 月 8 日に実施された。1 回目の選挙の状況は、那覇市選挙管理委員会の『選挙の記録』や首里市議会の会議録の添付資料から見ると、次の 26 人が当選したことが分かる。当選者は 3 月 1 日にその職についた。議員の名前の前の

数字は、会議録の添付資料から収録した議員席次である。

1　儀武息睦（赤田）	2　久高友敏（鳥堀）	3　石川逢常（赤田）
4　渡名喜聰（儀保）	5　金城幸祥（金城）	6　知花包吉（平良）
7　武富セツ（赤平）	8　古堅厚亮（鳥堀）	9　金城松助（石嶺）
10　當間嗣種（崎山）	11　佐久本政敦（崎山）	12　玉那覇有喜（赤田）
13　松本完可（桃原）	14　新垣尚紀（末吉）	15　豊平良顯（当蔵）
16　屋嘉比柴健（汀良）	17　山城範英（崎山）	18　渡嘉敷宗賀（真和志）
19　上間長和（当蔵）	20　比嘉良實（赤田）	21　宮城崇徳（末吉）
22　識名盛恒（赤田）	23　喜納屋真（赤平）	24　田場典弘（石嶺）
25　仲松庸幸（寒川）	26　福地友章（大名）	

1949 年１月 15 日、豊平良顯が一身上の都合で辞職したため、眞境名元仁（寒川）が 1949 年１月 27 日付で議員となった。

第 1 回目の首里市議会議員選挙に、武富セツが女性として初めて立候補し、549 票を獲得し見事に１位当選したと、『うるま新報』(1948.2.24) は報じている。武富セツは首里市の最初の女性議員となった。

2 回目の市議会議員の選挙は 1950（昭和 25）年 9 月 10 日に実施された。それより前、同年 7 月 7 日にアメリカ軍政府布令「改正市町村議会議員及び市町村長選挙法」が、公布されたために実施された選挙であった。

選挙戦が展開されている最中の 8 月 31 日に出されたアメリカ軍指令で、「市町村制」の一部改正が行なわれ、首里市議会の議員定数が 26 人から 10 人に減らされた。そのことによる選挙の状況を『沖縄ヘラルド』(1950.9.4) は、社説で「議員縮減と其の後」と題して、「9 月 1 日軍からの内報で突然市町村議員の大幅縮減が発表された。投票期日が差せまって、各候補者とも票数獲得に大童になっていた矢先、出鼻をくぢかれた様な恰好になってしまって、候補者諸氏の落胆や周章ろうばい振りが察知される。」と書いている。

2 回目の市議会議員選挙には『那覇市議会史　第 2 巻』によると、立候補者数は 12 人であった。当選した議員の氏名は次のとおりであった。

久高友敏、金城幸祥、山城範英、石川逢禄、玉那覇有義、友寄賢一、城間富睦、大山盛幸、石川苗興、上間長和

1953（昭和 28）年１月 12 日「市町村自治法」が施行され、市町村議会議員の定数が改正された。首里市においても議会議員の定数が 10 人から 20 人となった。1953 年 3 月 29 日に議会議員の補充選挙が一斉に実施された。首里市においても 10 人の補充選挙が行なわれた。その際にも立候補者数は 12 人であったと、『那覇市議会史　第 2 巻』には記載されている。

当選者は次のとおりであった。

嘉数つる、儀武息睦、佐久川寛貞、城間雄蔵、知花包吉、渡嘉敷宗賀、野原繁雄、浜元盛斉、眞境名元仁、屋嘉比柴俊

補充選挙によって選ばれた 10 人の議員を含めた 20 人の議員は、首里市が那覇市に合併される 1954 年 8 月末までその職にあった。

（３）正副議長の選出

1948（昭和 23）年２月８日の１回目の選挙で選出された市議会議員は、３月１日からその職についた。第１回目の議会は、同年３月 12 日の午後４時 40 分から城東初等学校（のち、首里中学校）で開かれた。議会は発足しても議長は市長が務めるようにとの指示があったため、3 回目の議会までの議長は市長が務めた。また、市町村議会は従前の市町村政委員会と同様、諮問機関として運営するようにとの通達があり、議会は市長の諮問機関であった。

1948 年７月 21 日、アメリカ軍政府は指令第 26 号「市町村制」を公布し、その施行を 1948 年８月 15 日とした。それによって、自治が認められるようになった。首里市は「市町村制」施行日の翌８月 16 日に４回目の市議会を開いた。ここで初めて、議員の中から議長が選出された。

諮問機関として位置付けられていた議会が議決機関となった。武富セツを仮議長の座に着いてもらい、戦後１代目の市議会議長の選出が行なわれた。議長選出にあたり、事前に通知がなかったということで、次の議会で選出したほうがよいという意見も出たが、各自その場で自薦、他薦の弁を行ない、議長選出をしたほうがよいということになり、その後選出に移った。

戦後初の議長に儀武息睦、副議長に渡嘉敷宗賀が選ばれた。予算審議をめぐる議会内での対立から、正副議長は 1949 年９月 18 日の臨時会で辞職を表明し、その職を離れた。

1949 年 10 月 31 日に第 14 回市議会（臨時会）が開かれ、正副議長の選出が行なわれた。戦後２代目議長に松本完可、副議長には玉那覇有喜が選出された。2 代目の任期は 1949 年 10 月から 1950 年９月までであった。

1950 年９月 10 日に市議会議員の選挙が実施され、定数が 10 人に縮減されたため、選挙の結果 10 人の新しい議員が生れた。新しい議員による第 22 回市議会（臨時会）が開かれた。その議会で正副議長が選ばれたはずであるが、記録が残ってない。3 代目議長に久高友敏、副議長には大山盛幸がその席に着いた。任期は 1950 年９月から首里市が那覇市に合併されるまでの間、すなわち 1954 年８月までであった。

（４）初期の議会と体制整備

公選議員による市議会は成立したが、初期の議会は議決機関ではなく、前の市政委員会と同じように諮問機関として位置付けられていた。議会の議長は市長が務めた。議会の体制が不備のままに議会はスタートすることになった。

第１回の市議会は、1948（昭和 23）年３月 12 日開催され、当選した 26 人が全員出席した。第１回市議会で市長から提案された人事案件、助役に稲嶺成珍（いなみねせいちん）、収入役に桑江良芳（くわえ）を承認した。第１回市議会は人事案件の処理だけであり、４時 46 分には閉会した。

市町村長協議会は、議会の位置付けをはっきりさせる必要もあって、1948 年４月 28 日に「市町村制」の制定を要請した。そのようなこともあって、アメリカ軍政府は同年７月 21 日付で「市町村制」を公布し、施行を８月 15 日とした。市町村は法人として復活し、地方自治制が確立されることになった。公布された「市町村制」には不備があり、1951 年１月に「市町村自治法」が制定された。

首里市の第４回市議会は、「市町村制」が施行された日の翌日８月16日に開かれた。「市町村制」に基づき正副議長の選出が行なわれ、議長に儀武息睦、副議長に渡嘉敷宗賀が選ばれた。以降、議事は議員によって選ばれた議長のもとで処理された。

議決機関として機能するようになった首里市議会は、議会運営上に必要な諸規則を制定して行なった。

1948年９月29日第５回市議会が開かれ、「首里市議会定例会条例設置について」が９月29日に提出され、その日に可決されている。首里市議会の定例会の開催月を６月・９月・12月・３月と決めた。定例会・臨時会というのは、第６回議会から言われるようになったことになる。第６回市議会が12月であったので、「第６回定例会」と言うようになった。

定例会の開催される月は決まったが、開催日をどうするかということは、1950年９月の第22回市議会（臨時会）で話し合われた。青年層の幹部が議会の傍聴を希望していたこともあり、できるだけ市議会は土曜日に開催してもらいたいとの意見もあったという議員の発言もあり、定例会の開催日を15日に、臨時会は土曜日に開催することになった。

1948年９月29日第５回市議会に、議会運営に必要な規則「首里市議会規則案」が提出され、会議録署名人のことや懲罰のことなどが議論された。提出された規則案には不備があるとのことで、第５回市議会では保留になった。議会規則設置のことが、第６回市議会（定例会）でも不備だとして保留になり、採決されなかった。そのことについて、議員からまず議会規則を審議すべきであるとの意見も出た。議会規則なくして議会の運営はできない。臨時議会を請求したが、それも取り消されており、議長の権限についても議論された。その規則が訂正可決されたのは、1949年１月27日第７回市議会（臨時会）においてであった。

「首里市議会傍聴人取締規則設置について」は、1948年９月29日第５回市議会に提出され、その日に可決された。同年12月の第６回定例会では議会のあり方についても論議されている。

某議員は次のように述べている。市政に対する質問、意見はすべて議会の場で慎重にすべきである。当局に対する質問を当局は揚げ足取りであるとか、当局をいじめていると考えてはいけないと思う。市当局に対し、意見がある時は市会で言わずに個人的に聞けと言う話もあるが、これは政治からの逃避である、と。

これに対し、別の議員はこう述べている。「市町村制」で市長と市議会の関係も示された。完全な自治ではない。アメリカ軍から自治制について現在試験されており、運用いかんによっては将来に悪い結果を及ぼすのではないかと思われる。現在の沖縄の議会は協力機関であって、議決機関であるとは考えない。市会も市政の協力機関だと考える。それなのに、議員の市当局に対する態度は常に攻撃的である。議員諸君に、市政に対しても少し人間味のある清濁合わせ呑む雅量を持つべきだと希望する。首里市会を沖縄の模範市会たらしめんことを希望する。

これに対し、某議員は私の質問を不愉快に感ずるか、又市長を攻撃するものだと思われるかお尋ねしたいと、市長の見解をただしている。戦前１億総親和という言葉で当時の政府にただ協力するように教えられた。今後もこれを繰り返すことがあってはいけない。市議員と当局との間に質問応答があって後、問題を解決していくことで市政を明朗にしてい

くことができるのではないか。

兼島市政の初期の議会においては、アメリカ統治下での議会をどう位置付けるか、議員からの質問をどう理解するか、議会をめぐるやりとりが激しく行なわれていたことが分かる。

（５）常任委員会及び特別委員会

1953 年 9 月 15 日開催の第 51 回市議会（定例会）に、第 13 号議案として「首里市議会常任委員会及び特別委員会規則制定について」が提出され、その議案は 9 月 21 日に可決された。議会の運営を円滑に行なうために常任委員会、特別委員会が必要とのことで設置が決まった。

常任委員会は次の 5 つの委員会で、それぞれ 8 人以内で構成され、9 月 22 日に選任された。

総務委員会（定員 8 人）　大山盛幸（委員長）、渡嘉敷宗賀（副委員長）、石川苗興、石川逢禄、上間長和、城間雄蔵、浜元盛斉、山城範英

財務委員会（定数 8 人）　屋嘉比柴俊（委員長）、友寄賢一（副委員長）、儀武息睦、金城幸祥、佐久川寛貞、城間富睦、玉那覇有義、野原繁雄

産業委員会（定数 8 人）　玉那覇有義（委員長）、儀武息睦（副委員長）、上間長和、嘉数つる、知花包吉、浜元盛斉、眞境名元仁、屋嘉比柴俊

土木委員会（定数 8 人）　佐久川寛貞（委員長）、山城範英（副委員長）、石川苗興、石川逢禄、大山盛幸、城間雄蔵、知花包吉、眞境名元仁

厚生委員会（定数 6 人）　金城幸祥（委員長）、野原繁雄（副委員長）、嘉数つる、城間富睦、渡嘉敷宗賀

特別委員会としては、「首里バスの市営移管促進特別委員会」が設置され、1953 年 10 月 9 日に委員が選任された。定数 20 人で全議員によって構成されていた。特別委員会の委員長は城間雄蔵、副委員長には佐久川寛貞が選ばれた。那覇市に合併されるまで委員会は存続した。

（６）兼島市長の行政説明

1948 年 4 月 29 日第 2 回市議会が、首里中等学校で開かれた。その議会において兼島市長は首里市の行政説明を行なっている。就任 2 か月目の時点の説明であり、前市長と市政委員のもとでの復興についても説明が及ぶことになる。兼島市長が議会とともに市の経営をしていくために、首里市の現況を説明し共通の理解をしておく必要を考えていたためになされた説明であったと思われる。

第 2 回市議会の主たる目的は、市長の行政説明を聞くことであったが、質疑も行なわれた『那覇市議会史　3 巻上』。戦後の首里市の状態が分かるのでその概要を記すことにする。

＜人口動態について＞　1948 年 3 月末現在人口 18,850 人であり、最近数か月の趨勢をみると、漸増の気運にあり、毎月 100 人から 50 人程度の増となっています。その増加は出生による自然増と見るのが適当と思われます。

＜土地の所有権確認作業について＞　戦災により土地台帳が焼失し、所有権確認の上か

らも土地調査が必要であり、1947 年以来土地調査委員の努力により、調査は略々完了しており、事務的な照合が少々残っている状況です。この調査が完了すれば各方面の事業を遂行する上で非常に参考になり、基礎となると考えています。

＜産業方面について＞　普通農事は、耕地面積 245 町歩内で、主食となる甘藷作は 208 町歩、水稲作付 4 町歩で、収穫年予想高甘藷 681,720 貫、水稲 69 石となっている。自給農家 474 戸、補給農家 1,236 戸、非農家 2,944 戸となっています。耕地は補給配給物資とも深い関係があります。土地割当変更の許可申請は前任者時代から相当山積しておりましたが、これは慎重検討の結果許可に関する基準を定め、逐次解決を与えて行きました。耕地については割当を受けたが、未開発のまま放置されている荒廃地が相当ありますので、その再配分を行ない、荒廃地の開発を期す様に各区農事実行組合長に通達しております。

畜産関係は、目下畜産熱が澎湃として起こりつつありますので、市としても区単位畜産会の育成を企図致しており、既に数ケ所の組合の設立を見ております。家畜の受け入れについては、あらゆる方途を講じ、移入を考えるつもりです。これについては議員にもご協力を願いし、宮古や大島方面へ調査にでかけております。近いうちに豚 60 頭が到着の予定です。

林業関係ですが、戦争で最も被害の大きかった当市は、山林という山林は殆ど枯死し、老松古木は一緑を残さず、一面に石塊と芒（すすき）ケ原と化しています。げに造林は急務であり、体験豊富な技術者を技手に採用し、植林に専任せしめることに致しました。ハイスクールにご依頼致しまして、学校の苗圃で今「モクマオウ」の苗木育成中であります。立木伐採についても制限し、臨時措置要綱を制定し、萌芽造林の見込ある立木は、可及的にこれが伐採を許可しない方針で緑化に努めるつもりです。

水産関係について。当市には既設の水産組合がありますが、漁船、漁具の不整備で不振の状態であります。現在刳船一艘しかありません。その面にも力をそそぎたいと思います。淡水魚については龍潭池、蓮池があり、養殖を図りたい。その管理方法について考究中であります。

工業関係についてみると、市内に鉄工場、木工場、製菓製パン場、繊維製品工場、履物工場、製麺所、製靴工場、板金加工場等大小 108 の工場があります。その発達は当市経済発展の一助として、重要部内に当たりますので、これを助長し、援助して行くつもりであります。

首里市の復興は、経済復興即ち産業的繁栄を企図するのがその重点と思いますので、産業 5 か年計画を樹立し、それを実施したい。今大体の成案を得ましたので、これは次回の市議会の諮問事項にでも致したいつもりです。

＜労務方面について＞　市内の純可働能力者 5,474 人で、只今全員就業ということになっています。民関係労務 3,830 人、軍関係労務 1,644 人、外に軍住み込みが 1,207 人です。結局軍で働いているのが 2,851 人ということになります。労務動員については軍民共に申し込みがあるに拘らず、その目的を達し得ず、配置計画に支障を来している現状です。これは悪性インフレの波にはいかんとも致し難く、正規の給料では雇傭の困難なるを如実に示しているところであります。奨励の計画は職業紹介を円滑にならしめる上から職業技能別名簿を調整し、以て適材が適所にうまくはまるよう努力致したいつもりです。

＜社会事業について＞　社会事業の主管する住宅建築問題でありますが、当市について要建築棟数 3,788 棟、既設棟数 2,278 棟、これから建てるべき棟数 1,510 棟で、大体 60％方竣工したわけであります。家屋の建築については一般民家の配給のことは、市と首里監督事務所と会議の上、各区へ割当て区長に通知します。今回 5 次割当が 145 棟ありましたが、右の方法で割当てし、既に資材は各自入手しつつあると思います。規格の資材は入荷しても、屋根用「キチ」が入荷せず屋根が葺けない状態であり、民政府工務部に陳情したが埒が明かず、市としては明治山に伐採隊を組織して送り込み、「キチ」を伐採せしめ、市に運ばしており、既に 3,000 束も伐採しております。救済関係ですが、現在救済人員 647 人、救済世帯数 311 戸で、全市人口の 3％に当たります。救済人員は本年 1 月で約 1,000 人ありましたが、2 月に民政府社会事業部から 650 人程度に縮減せよということになり、目下 647 人となっております。

＜商務課及び売店について＞　沖縄においては住民食糧の 60％内外と衣類雑貨の大部分が、アメリカ合衆国の補給物資で賄われております。その物資は殆ど全部が、市販売店を通じて市民に渡っております。商務課及び売店の仕事たるや実に重大です。

私は就任後直ちに全従業員を集めて、その職責の大なるを自覚せしめ、市民のために公明にして確実なる配給を講ずるよう伝達した。配給の方法や基準については総て沖縄民政府補給部や中央倉庫より指令がありますが、いつも 2 万市民の有利を考えて色々な策を立てています。最近米の配給について、全部非農家に配給せよとの指令をうけましたが、自分等としては、たまに配給された米であるから、何とか非農家、農家といわず全市民に配るつもりでわざわざ民政府補給部及び中央倉庫とも相談しましたが、中央の配給政策を動かすことが出来ず、やむを得ず非農家だけに配給したわけです。

それについてデマが飛びまして、「見ろ兼島は非農家ばかりの味方をしているじゃないか」というようになり、実に遺憾に思う次第です。市民の利便を考慮し、この度北部方面に第三売店を設置するつもりで、平良区に現在地均しをしております。売店の使命と致しましては入荷した品は可及的速やかに市民に送ること、これをモットーとして当たらせています。

教育について、今回 6・3・3 の制度が採用され、中等学校まで義務制であります。

戦後すぐの首里市役所

土木方面ですが永らく崩壊して市民が不便を感じていました赤平区の上橋口の橋梁は 4 月 6 日竣工いたしました。

以上、首里市の置かれている状態の全般についての説明となっているが、特に住のこと、食糧に付いてのことが前市政との関係で述べられている。食糧の配給については大いに気を使ってあたっていたことが理解できる。前市政との関わりの中で説明されており、記録が残っていない

前市政のことも、この行政説明を通して垣間見ることができる。

（７）行政説明に関わる質疑

市長の行政説明が終るとすぐに質問が出ている。第２回市議会の会議録から、議員の質問と当局の答弁を抜き出して、議員の考えていたことを見ることにする。

（会議録はカタカナ書きになっているが、ここではひらかなに直した。）

26 番議員（福地友章）　第三売店は何日頃までに出来上るかお伺ひします。

議長（市長）　売場は第二売店から１棟持ってこられるが、倉庫事務所に相当（約６円）の経費がかかるし、現在行きなやみ状態にあり、来るべき雨期までには完成したいと思うが何日頃までに完成出来ると云う予想はつかない。

26 番の福地議員は大名出身議員であり、質問の売店は市長が話していた平良区に建設する売店のことである。既存の売店は大名の人々にとって離れた場所にあり、第三売店の建設を一日も早くと望んでいたことが伝わってくる。

15 番議員（豊平良顯）は次のことを質問している。市長の説明の中にあったことや、言及されてないことをも質問している。

①文化都市としての計画があるかどうか
②市会は諮問機関たる事を市民に明示せられたきこと
③市町村長会の経過
④各区の畜産組合の設立が自然発生的で、各区ともまちまちである。市に於て統一せられ市の連合会を設立せられたし
⑤同様に、各区の町内会もまちまちであるから統一せられたし
⑥配給問題は、他の地区より遅配又は配給量すくなきとの事であるが事実なりや
⑦公民館経営実態について説明せられたし　（略）

助役（左記説明す）

①文化都市問題　文化復興、社会事業、産業委員会を設置し、衆知をあつめて都市計画をなしたい
②市会が諮問機関であると云う事は区長会に於ても伝達してあるし、又は市内要所に張出して市民に知らしたい
③町内会等の下部組織については新らしき法令（市町村制）に即応し統一した組織を編成したい

15 番議員（豊平）　将来文化都市計画に支障を来さない様に、現在で首里城を中心とする記念運動場、師範附属小学校跡、尚家跡、第二小学校跡、約３万坪は確保して貰ひ度い

議長・助役　文化都市計画に遺憾なきを期したき旨を答ふ

６番議員（知花包吉）　今回の豆の配給は自給農、補給農同一量だったが如何なるわけか

商務課長　地区中央倉庫の食糧の配給組織を説明す　知花議員の質問に対しては豆は副食物として配給したい旨を答ふ

７番議員（武富セツ）

①公設市場は開設出来ないか
②物の移動がはげしいが取締り出来ないか
（豊平議員の質問があり、産業課長が答弁しているが略す）
議長（市長）
①現在の闇市場に対する市当局の見解を述べ、公設市場を設立出来ない旨を説明す
②農産物の市外への闇売については充分警察と連絡をとり取締りたい旨を述ぶ
（略）
18 番議員（渡嘉敷宗賀）
①昨今家屋を建築するには相当金がかかるが如何なる伴か又は市は貧困者の家屋建築には如何なる方法を講ずるや
②最近城下より石をトラックで運搬しておるが、市と交渉があるや
③公民館は民政府の所有だと云うことだが、そうであるか、そうであれば市で貰ひ受ける事は出来ないや、又公民館の使用規定を定めて貰ひ度い
首里市の復興について、市議会において活発に議論されたことが伝わって来る。

（８）売店閉鎖・配給

兼島市長は第２回市議会（1948.4.29）において、すでにみたように市の全般的な行政説明を行なった。その中で雇傭のこと、物資の配給のことを次のように述べている。

市長は雇傭関係について求人は多いが、対応する側で支障をきたしている状態であることを説明している。その原因は悪性インフレが進み、正規の給料での雇傭は困難である状態にあると説明している。住民食糧の 60％内外と雑貨の大部分がアメリカ合衆国の補給物資であり、その物資のほとんど全部が市の販売店を通して市民の手に渡っている。販売店の任務が重大であるとして従業員に自覚を促している。が、後に配給をめぐって問題が生じ､販売店のことが市議会でも取り上げられることになる｡食糧品等の補給との関わりで、軍への労務提供が課されていた。が、兼島市長の説明にあるように悪性インフレのため、軍への労務提供がうまくいっていなかったことが分かる。

1948 年 7 月 30 日に、第 3 回全沖縄市町村長会がみなと村で開催された。いろいろと協議事項はあったと思われるが、港湾作業労務供出に関して殆ど全日程を費やした、と『うるま新報』(1948.8.6) は報じている。市町村長会に軍政府の労務係将校オーカー大尉等が出席し、港湾作業への労務供出について市町村長会の会合で話し合われたと報じている。アメリカ軍政府にとって必要な港湾作業労務の確保が難しい状況の中で、市町村長会の会合の議題になったものと思われる。

市町村割当となっていた港湾作業の労働は重労働であっただけに希望者が少なく、どの市町村でもその供出に四苦八苦しているとも、新聞には書かれている。港湾作業労務の待遇改善を訴える市町村長会側の要求に対し、アメリカ軍政府のオーカー大尉は次の如く述べたと『うるま新報』(1948.8.6) は書いている。

「1 千名の港湾労務者は是非必要である。沖縄の労務者が得られぬときは、結局各地区倉庫を閉ざして住民の食糧を減らし、沢山のフィリピン労務者をもってくる外はない。軍作業に対しては褒賞として食糧・衣料・日用雑貨等の配給も憂慮されている。賃金値上げ

を計画中であり、物価が上れば昇給せしめ、円と物との均衡のとれた支払いをする。上げすぎると物価はなお上昇し、インフレになるので、現在は困難である。現在1箇月百万ドルの食糧・衣料が配給品として入荷している」

毎日1千名の労務者を必要とし、それに応じきれないと各地区倉庫を閉鎖し、住民の食糧を減らすとまで言っているが、沖縄側からの労務者供出はアメリカ軍政府が考えていたようには進まなかったことになる。

1948年8月18日、アメリカ軍政府は港湾労務者の供出を怠ったという理由で、市町村売店の閉鎖を指令した。そのニュースは全島に伝わり、大きな問題となった。売店が閉鎖され食糧が入荷しないと住民の生活に直接響くことになる。売店閉鎖のことで沖縄中が大騒ぎとなった。

沖縄民政府もその打開に動きだした。市町村長会は志喜屋知事の強い要請で労務者提供促進を決議した。市にとって売店は市民に物資を販売する場だけでなく、市の財政を支える施設でもあった。売店の利益が市の財源となっていたので、売店の閉鎖は市にとっても大きな痛手であった。

1948年8月首里市においては、公民館で販売店閉鎖に反対する集会が開かれた。兼島市長他市議会議員数名、青年会代表、軍労務者代表がそれぞれ軍作業の成績向上を強調、労務完全供出を誓った。市当局も議会側も販売店閉鎖を食い止めるために立ち上がることになった。

首里市の初の女性議員武富セツは、売店閉鎖の件が問題になるや、首里市の婦人会員を引き連れ、軍政長官に「私たちが荷役作業をしましょう」と迫った。陳情につぐ陳情で、8月25日以降とされていた売店閉鎖は1日だけで食い止められた（『戦後をたどる』）。

第2回市議会においても配給のことについての質問が出ている。首里市は他の地区より遅配又は配給量が少ないと言われているが、事実かという質問も出ている。インフレで物価高となり、一般市民の生活困窮者が次第に増加の傾向にあり、考えなければならない問題だとして、議員は配給について発言している。そういう状況の中で食糧の自給体制の確立、増産対策が必要な時に非農家に転じる農家が多いが、その対策はどうなっているのかと市当局に質問している。

先にも見たように、1948年8月になると売店閉鎖のことで一挙に問題が大きくなり、売店存続の対策が各地で話し合われた。首里市では配給をめぐり不平不満が市民間にあったとみえて、『沖縄タイムス』（1948.11.24）は「首里市／配給米の量目不足に抗議／当局に臨時市会や公聴会要求」の記事を掲載している。首里市内第一売店区域の一部赤平、赤田両区の婦人会側が配給米の手取量目に大分の減りがあると、問題にしていた。配給をめぐる不平不満を放置出来ないとみた議員13人（儀武息睦・渡嘉敷宗賀・屋嘉比柴健・福地友章・仲松庸幸・金城幸祥・渡名喜聰・武富セツ・喜納屋真・比嘉良實・松本完可・新垣尚紀・山城範英）は、「物資配給問題について」「都市計画について」の議案についての臨時議会を招集するよう、1948年11月19日付で市長宛てに要請した。

第6回市議会定例会（同年12月16日）に、「物資配給問題について」「都市計画問題について」が議案として提出されている。「物資配給問題について」は12月16日に可決されたが、「都市計画問題について」は継続審議として処理されている。配給をめぐり売店に特

権があるのかということが議論されている。1949 年 3 月 28 日の第 9 回市議会（臨時会）では売店の売り上げと予算の編成のことが議論されている。その中で、1949 年 7 月から配給物資の半減のことが議論され、その対策はどうなっているのかとの質問が出た。

1950 年代になると、配給について市議会では話し合われなくなりつつあった。1950 年 12 月の第 24 回市議会（定例会）において売店処分のことについての質問が出ている程度である。

（９）助役・収入役の選任

市長が公選された。市議会議員も公選された。公選された人たちがその職に就いたことで、戦後の首里市の組織も徐々に整備されてきた。

第１回首里市議会が、1948 年 3 月 12 日に開かれた。先にも見たように議長は市長が務めた。第 1 回市議会に市長は助役と収入役の人事案件を提出した。助役に稲嶺成珍、収入役に桑江良芳が選任同意された。公選議員による初仕事となった。

1950 年 9 月 3 日、兼島市長が市長選挙で再選されたことにより、新しい助役に大宜見達（おおぎみたつ）、収入役に上地安昭（うえち）の人事案件が、同年 11 月 16 日の第 23 回市議会（臨時会）に提出され、選任同意がなされた。が、その後 1952 年立法院議員選挙違反に問われた大宜見助役は辞表を提出し受理された。

市長は第 40 回市議会（定例会）に助役に上地安昭、収入役に勝連朝建（かつれんちょうけん）の人事案件を提出し、1952 年 6 月 13 日の市議会で選任同意がなされた。那覇市との合併まで上地助役はその職にあったが、収入役については別の動きがあった。

収入役勝連朝建の病気休養ということになり、市当局は 1954 年 1 月 19 日の第 55 回市議会（臨時会）に、「首里市副収入役設置条例制度について」と「収入役代理者選任にあたり議会の同意を求めることについて」の議案を提出した。「首里市副収入役設置条例制度について」は、1 月 22 日に「副収入役設置条例」の議案は撤回されている。一方、「収入役代理者選任」の人事案件は 1 月 22 日に可決されている。與那原良哲（よなばるりょうてつ）が収入役代理者になった。

収入役勝連朝建の死去にともない、1954 年 3 月 22 日の第 56 回市議会（定例会）において市議会は、提出された人事案件、外間朝清（ほかまちょうせい）を収入役にすることについて同意した。外間は那覇市との合併までの僅かの間収入役の職にあった。

（10）市議会の流会騒動と正副議長

1949 年 7 月の第 12 回市議会（臨時会）に「1950 年度歳入歳出予算について」が議案として提出された。これをもとに首里市の予算案が審議されることになっていたが、予算案をめぐって、議員間に対立が生じ議会は流会することになった。会議録もないため、第 12 回市議会（臨時会）の開会月日もはっきりしないし、何故流会騒動が起きたのかについても詳細のことは分からないが、当時の新聞報道から騒動を見ることにする。会議録が残ってないということは騒動との関わりがあったのではなかろうかと推測される。

1949 年 9 月 6 日の『うるま新報』は、予算案審議をめぐり「首里市議会／流会騒ぎ再現」

という見出しで、首里市議会の流会騒ぎを報じている。再現云々との見出しからすると、以前にも首里市議会では流会騒ぎがあったことを伺わせる。

市当局が提出した予算案の中の職員待遇をめぐって対立が議会内に生れ、それが流会騒ぎの引きがねになったものと思われる。

儀武議長、渡嘉敷副議長の率いる旧勢力は、職員の優遇措置に反対し、市民負担の軽減を先にすべきだという主張であった。これに対し市議会を明朗にしようという革新的議員は提出された予算案を了とし、1950 年度の予算案を可決しようとの動きをとった。職員待遇改善の趣旨は、他市町村並みに職員の待遇を改善しようというものであった。

1949 年 9 月 1 日の本会議において、革新的議員によって吏員優遇案の予算案が可決される形勢が出てきた。議事を進行すればこの予算案が可決される状況になった。議長はそうなると困ると判断し、議長の勧めで議長派議員が欠席戦術をとり、審議不能にした。9 月 2 日の予算案審議中に、副議長や他の議員が革新派議員を場外に呼び出したりしたため離席者が出た。議長は定足数に足りないとして、流会を宣言し、議長一派は議場を引上げた。審議が続けられなくなった。

9 月 3 日に革新的な議員を含む多数の議員は、議長対して、審議中につき議会を招集して欲しいとの依頼状を発した。議長は多数派議員の申し入れを拒否した。革新的な議員たちは市町村制に基づき、9 月 4 日議会を開き、仮議長を選出して予算案の審議を再開した。市当局提出の吏員優遇案を認めると同時に、議長派の主張する市民負担の軽減をも狙って予算の修正案を可決した。それに対し、議長は 4 日の革新的な議員たちによる議会は違法であり、確定議も無効であり、取消しを要求するつもりだとコメントした。

一方、市当局は議長による流会宣言、審議拒否、仮議長選出による審議について、沖縄民政府行政課へ照会した。行政課は革新的な議員のやったことは違法ではないと判断を下した。それに対し、議長は 9 月 14 日午後 6 時から催告市会を招集、議員 5 人の出席のもとで 9 月 4 日の決定は無効だとして、予算案の修正議決を行なった。沖縄民政府行政課は催告市会の招集は出来ないとの判断を下した。紛争が続いている中の 9 月 15 日、第 13 回市議会（定例会）が開かれた。その定例会で市政の明朗化を期して積極的に活動している革新的な 15 人の議員の連署で、正副議長の背任行為を理由に不信任案を提出し、正副議長の辞職を勧告した。議長は勧告に応じかねる旨を言明し、辞職の意志のないことを表明した。が、革新的な議員たちは議長の追及をやめなかった。16 日には市長に臨時議会の招集を要求した。

9 月 18 日（日曜日）の午前中に、市議会（臨時会）が開かれた。臨時議会の冒頭において、議長・副議長はあっさり辞職を表明し、自宅に引き揚げた。革新的な議員を主体にして、玉那覇議員を仮議長に選出して議事を進めた。

儀武議長・渡嘉敷副議長の辞職表明は議員の辞任を意味しない旨のことを確かめた喜納議員が緊急動議として、両氏の除名案を提出した。19 対 4 の圧倒的多数で、これを可決した。遂に両氏は議席を追われた。議員の除名は「市町村制」第 54 条で成立すると説明されている。

何故、流会騒動、正副議長の除名ということが起きたのだろうか。予算案をめぐることだけでなく、政治的な対立もくすぶっていたのではないかと思う。流会の発端となった第

12 回市議会、それから第 13 回市議会の会議録が存在しないため、議会内でどういう議論がなされたか、はっきりしない。

1949 年 10 月 31 日に第 14 回市議会（臨時会）が開かれ、その議会において戦後 2 代目の正副議長が選出された。議長に松本完可、副議長に玉那覇有喜が選出され、議会も正常に復することになった。

（11）公設市場の設立

1948（昭和 23）年 4 月 29 日の第 2 回市議会において、武富セツ議員が「公設市場は開設出来ないか」という質問をしている。これに対し市長は、闇市場に対する市当局の見解を述べ公設市場を設立出来ない旨を説明した、と会議録には記されている。市場は市民の生活との関わりで大事な施設であり、1949 年には再び市場のことが市議会で取り上げられるようになった。市当局にとって公設市場は、市財政の面からも検討せざるを得ない状況にあったのではないかと考えられる。

避難先から首里に戻った人々は、売店（配給所）を通して補給物資で生活していた。補給物資が十分な訳もなく、周辺農村から持ち込まれる物資を購入して食糧の補いとしていた。自然発生的に首里市内にも市場ができた。

1949 年 4 月 28 日の第 10 回市議会（臨時会）に、「首里市公設市場設置について」及び「首里公設市場使用料条例設置について」の議案が提出された。公設市場は新設するのではなく、既存の赤田市場を公設市場にし、市場の使用者から手数料を徴収し、税外収入として活用することを考えていた。赤田市場を公設市場にするということについて、議員から質問が続出した。が、結局当局提案の赤田市場を公設市場にするということで、提出された両議案とも 4 月 30 日に可決された。

終戦後、首里市には自然発生的に儀保・汀良・真和志・赤田に市場ができ、市民はそれらの市場を利用していた。赤田を公設市場にするということに対し質問がでた。赤田を公設市場にすると、他の市場はどうなるのかとか、既存の市場への影響についての懸念が質問という形で出てきた。汀良の市場は赤田より繁昌しており、汀良市場のすぐ隣に公設市場を設置する必要があるのかどうか。農村からの物産が集まるところに、自然に市場ができており、無理して 1 か所にする必要はないとの意見も出た。赤田 1 か所ではなく、汀良・真和志・儀保にも公設市場を設置してはどうかとの意見もあった。

市場は汀良、真和志、儀保の順にできたと思われるが、市場の建設について市はどれだけの援助をしたのか。業者は自己の生活のために金を出し合って小屋を建てて営業を始めており、那覇が使用料を取っているからといって、首里も取るというのはどうかと思う、事情は那覇とは大分違う、市長は建設するに必要な資材がなかったというが、社会事業課では毎日相当量の資材を運搬している。資材がないわけはないと、比嘉良實は議員は当局を追及している。

工務課の自動車は建築資材運搬に使われるはずだが、薪等も運搬している。それは建築資材であるのか、家の建設に必要なキチ小もナーベーラ棚に使用されているようだが、その点はどうなっているのか、と松本完可議員は質問している。

将来、是非とも市が市場を買い取るように努力してもらうということで、結局提出され

た公設市場に関わる議案は可決された。赤田の市場が公設市場として運用されることになった。

その後、第 39 回市議会（臨時会）に、1952 年 5 月 5 日「首里市公設市場使用料条例廃止について」が提出され、5 月 13 日に修正可決された。

（12）釣堀・屠殺場の使用料

首里市は税収以外の歳入が少ないため、財政のやりくりに窮していると予算審議の度に議論されている。また、納税思想が非常に希薄な市だとして議会でも論じられた。税外収入を増やすことで市の歳入を増やし、市の復興を考えていたのである。税外収入として使用料の徴収を考えていたのが、当時の首里市の考え方であった。

使用料のことを見ることにする。第 7 回市議会（臨時会）で釣堀使用料徴収のことが議論された。1949 年 1 月 27 日に釣堀使用料徴収のことが、議案として提出され、その日に可決されている。古堅厚亮議員は龍潭を利用して、釣堀使用料を徴収し収入の増加を図ることはよいが、現在どれ位の魚がいて何年くらい続けられるのか、又その魚類の減少に対してどのような対策を講じられるか、と市当局の考え方をただしている。１か年どの程度の収入を見込んでいるのかも質問している。

議論されたが、結局税外収入につながればよいということで議案は可決された。使用料徴収との関わりで､屠殺場設置のことも質問が出た｡屠殺場の使用料条例設置については、1949 年 4 月 30 日第 10 回市議会（臨時会）で成立した。知花包吉議員は屠殺場を設置しなければ業者が不便を感じるだけでなく、市としても折角の財源を放棄することになる、規則にとらわれず早急に設置して、市の収入をあげてもらいたいと、市当局の早い事業計画を促している。

（13）琉球大学の敷地問題

1948 年公選の市長・議員が誕生し、市の復興についての議論が議会で行なわれた。1948 年 4 月の第 2 回目の議会で市長の行政説明が行なわれ、その後の質疑のなかで首里市の都市計画らしきことが質問、答弁という形で話し合われている。

首里城跡を中心に文化都市を形成し、そこを中心にして 3 万坪の土地を確保して欲しいとの質問に対し、市当局は文化都市計画に遺憾なきを期したいと答弁している。具体的には文化都市計画が出来ていたわけではないが、首里市を文化都市として整備していきたいと、市長も議員も考えていたことがわかる。

1948 年の暮、首里城跡に琉球大学を創設することが決まった。ために、首里城跡を中心にした首里市の文化都市計画は手をつける前に考え直さざるを得ないことになった。しかし、首里市では文化都市の建設への動きが残っていた。1949 年 7 月 12 日に文化都市の建設をめざし、市議代表、美術協会その他文化団体代表十余名の委員をあげて、文化地帯造成期成会を結成した、と『沖縄タイムス』（1949.7.17）は報じている。

社会が落ち着いてくると、財政需要が増えることで市当局は、財政のことで腐心していた。市は市内の学校経費に窮しており、その財源として浮かび上がってきたのが、琉球大学が使用している市有地 1 万 2000 坪の賃貸料を琉球大学に請求することであった。市は

財源として 14 万 4000Ｂ円を市の歳入として見こんでいた。

首里市は戦後の法整備が進む中で琉球大学から賃貸料が取れると判断し、市の窮状を訴え賃貸料を請求した。琉球大学側も琉球大学の一存では借地料の処理はできないとして、市の要求に添えない旨解答してきた。その際に琉球大学は、「首里市の文化都市としての構想の中における琉大等の地位と使命に鑑み、現琉大用地である市有地を琉大に寄贈して頂きたい」（『沖縄タイムス』1953.5.11 夕刊）との要望を寄せた。首里市は予定どおり琉球大学からの借地料がとれないことになった。市は歳入から借地料を削除し、首里市の予算を組まざるを得ないことになった。一方、首里市では那覇市への編入合併の話し合いが進んでいた。それは、1954 年 9 月 1 日と決まった。

合併を前にして、1954 年 8 月下旬首里市議会の最後の議会が開かれた。8 月 23 日の議会では、8 月 19 日に提出されていた淡水プール移管の議案を処理すれば最後の議会は終る筈であったが、第 21 号議案「財産処分について」（琉大敷地寄贈について）が 8 月 23 日に提出された。合併前しかも最後の議会でもあり、議会として態度を決めなければならなくなった。首里城跡でもあり、那覇市への合併を控えており首里市議会だけで処理できない議案となった。那覇市との調整があり、文化財関係機関との調整があり忙しい最後の議会となった。

首里市議会は 1954 年 8 月 23 日の議会で、琉球大学が使用している市有地を琉球大学に寄贈することを可決した。

（14）バス問題

１．市営首里バス

戦後、住民の移動はアメリカ軍のトラックに頼るしか方法がなかった。避難先から首里に戻った人々にとっても日常的に使える交通機関は存在しなかった。知念地区から首里に移動した際にも、アメリカ軍に便宜を計ってもらっていたと思われる。

住民が日常的に利用できるバスが登場するのは 1947 年 8 月であった。アメリカ軍トラック（GMC２トン半トラック）20 台が、アメリカ軍から沖縄民政府に提供され、バスの運行が始まった。初期のバスは、提供されたトラックに幌をつけ、後方に昇降階段のついた改造バスであった。初期のバスは公営バスであった。

1950 年になると、高まる輸送需要に公営バスだけでは対応ができなくなった。交通機関の整備は急を要するものであった。そういう中で、民間のバス会社が設立された。民間のバスはガリオア資金によって日本本土から輸入された大型バス（59 台）が使われるようになった。

首里バスも 1950 年に設立された。首里市は沖縄戦の前、市営バスを経営しており、戦後の首里バスも市営バスとして出発した。『沖縄ヘラルド』（1950.7.16）は、「首里市復興祭」という見出しの記事の中でバス事業のことを書いている。バス事業の運営は市民の熱望であったが、去る 1950 年 4 月から実現し、現在 5 台のいすゞバスを運行させその収入は市の財源となりつつあると述べている。首里市は 1950 年 4 月以降市営バスとして、バス事業に乗り出したのである。

1950 年 4 月 28 日の第 19 回市議会（臨時会）に「1951 年度首里市特別会計乗合自動車

歳入歳出予算について」の議案が提出され、5 月 8 日に可決された。第 19 回市議会（臨時会）で首里バスのことが議論されている。市営バスの会計と一般会計とを一緒に取り扱うと、バス事業の金を流用しがちになるのではないか、との質問も出ている。また、市営バスは繁栄するが首里市は衰微する状態にあるが、その対策はあるのかとの質問も出ている。また、運行に必要な燃料のこと、乗務員のことなどが議論されている。

いすゞ自動車 4 台の購入費として 104 万Ｂ円を計上しているが、市議会ではうち 103 万Ｂ円を借入れることを議決している。１日 6000 人位の乗客で１万 1000Ｂ円位の収入を上げているが、将来新車を増やした場合収入が上がるのかについても論議されている。バスに関わる特別会計の承認をめぐって、バス経営についての質問が出ている。市のバス経営が市民全体の上から良いことか、判断に苦しむとの意見も出ている。バスに乗る人は物を売買する人で那覇へ殺到し、首里を利するところは少ない。首里市のためには首里に全島の人を誘致する方策が必要ではないかとの意見も出ている。大学もできた。教育都市にスポーツ殿堂、総合グランドを設ける計画はどうか、との質問もあった。沖縄民政府の誘致運動も強力に推進して市の発展を期したいと、バスを市の発展にどう結びつけるか、という趣旨の意見の中で、教育都市としての発展を考えてはどうかという質問も行なわれている。

市長はもっと信念をもってバス事業にあたってもらいたい、との意見も出ている。議会との関わりで微妙な問題にもなるが、バス委員に諮り善処したいと、市長は発言しているが、市長の命令であればバスに関わる問題は処理できると思うとの意見も述べられている。

２．首里バスの民営化

市営首里バスは公営事業であり、アメリカ軍との関係がバス事業を左右することになった。公営のバスに対しては軍からの車両の割当がなかったのである。バス事業に対してバスの購入補助ができないことになると、営業が行き詰まってしまうことになる。それを打開するために、浮上してきたのが市営バスの民営化であった。バスの確保を図り営業を続けていくために民営化に行きつくことになった。

『沖縄タイムス』（1951.5.4）は、「首里市営バス／民営準備進む／8 月臨時会開く」の見出しで、市営首里バスの民営化の動きを報じている。発起人は議員 10 人と市三役の 13 人で、株の 60％は市当局が保有することになり、残り 40％の株は現在の従業員と発起人（13 人）及び少数の希望者で引き受ける模様と報じている。その報道が市民の間に疑惑を生むことになったと思われる。

『うるま新報』（1951.5.12）は、「首里バス会社組織／世論聴いて採択／市議会意見まとまらず」と、次のように報じている。5 月 8 日の第 28 回市議会（臨時会）に提案された特別会計財産市営バスの処分問題は、10 日再開の議会で 4 時間に亘る審議の末の採決で 5 対 5 の対立でまとまらなかった。遂に久高議長の断により、12 日青年会主催の公聴会にかけ、直接市民の声を調達することに決定し、市当局側の即決するという案は否決された。

当局が 60％にあたる 3 万株を保有することについては異議はないが、発起人（市三役と全議員）が一様の株を持つことを即決せんとする当局案に対し、玉那覇・石川（苗）・山城・友寄・金城の 5 議員が反対し、市民の声を聞けと譲らなかった。市民の足であるバス

を発展させ、市の恒久的財産として保護育成するところに狙いはあるが、当局側はバス事業界の激しい競争の中にあって急を要するので早目に可決し、その後公聴会で経過報告せよといい、反対側は新会社の組織が分かり、市民の期待するところも判明した上で慎重に処理したいとし、見解が根本的に相違していた。

３．公聴会

そのような状況の中、1951 年 5 月 12 日午後 4 時から、首里劇場において青年会主催の公聴会が開かれた。バス問題は市民の大きな関心事ということもあり、大勢の市民が集まった。尚詮（しょうせん）会長挨拶の後、兼島市長、久高議長から経過報告があり、その後多くの意見が出た。議員が 1 人当たり 400 株を所持するとはどういうわけかと、延々3 時間余に亘って質問が繰り返された。特に蓮池埋立問題や琉球大学開学式典の際には、率先して公聴会を開いた市当局が、このバス民営化という重大問題について、市民の声を求めようとしなかったことに対して非難が浴びせられた。

市営か民営か、民営なら如何なる組織にするかについて調査が行なわれた。その結果は次のとおりとなった。

△民営　　株の大半を市当局が持ち、残りを市民一般から公募する。149 人で 43％

△従来通り市営　　83 人で 27％

△民営　　株の大半を市当局がもち、残りを市三役、議員および従業員が持つが 57 人で 19％

△民営に移す　　全株を一般公募　3 人で１％

その結果に対し、兼島市長は民営に移し、株の大半を市当局が持ち、残りを市民から公募するということは自分の意思とも一致するので民意に添うて、この方法をとっていきたいと自分の考えを述べた。

第 28 回市議会（臨時会）が 1951 年 5 月 17 日に開かれた。そこでは市営バスの民営化が論じられた。市当局はバス関連施設等の評価を 300 万Ｂ円としたのに対し、中山バスは 600 万Ｂ円と評価したため、中山バスに市営バスを譲渡することについての可否も論議された。中山バスの申し入れを受けて、議会は秘密会議を開いた。その後本会議が開かれ、中山バスの申請を全会一致で却下し、持ち越しになっていた市案、すなわち資本金 500 万Ｂ円、株式 5 万株の内の 3 万株（60％）に当たる 300 万Ｂ円（バス 6 台分）を、市当局が現物出資し、残り 40％の 200 万Ｂ円（2 万株）を一般公募することを可決した。市長は議員の質問に対し、公聴会における公約を実行すると言明し、市民の足を潤沢にし、財源を確保する狙いから真に協力できる者に株を与え、自分は監督する立場に立ち、議員諸君と共に財産を保護育成する権利と義務を果たしたいと語った。

首里バス会社は 7 月 26 日付で認可され、民営の首里バス株式会社となった。

４．公営企業への動き

市営バスが民営化されて 2 年後の 1953 年の第 48 回市議会（臨時会）において、「首里バス公営企業に関する決議案」が協議案として提出された。そのことについて、1953 年 4 月 25 日の『沖縄タイムス』は「再燃する首里バスの公営／市会が研究会つくって検討」

と題して市議会の動きを次のように報じている。

発議者の意向が市財政の確立のためという点にあり、また民営移管は車両購入のためやむなくとられた処置だったとして、この際可能であれば再び公営にしようとの意見がまとまった。このような市議会の意向が一応まとまったため、午後にはこの問題に関して２つの委員会をつくり、一方は公営の可否について政府の意向を打診し、他の委員会は市営にした際の市財政への影響を検討したいというものである。

協議会では議論はあったが、市議会の意向は市営賛成に落ち着いた。協議会の終了後一時休憩し、25 日午後 4 時半本会議が開かれた。城間雄蔵議員から「首里市営バス企業に関する決議案」が提出された。その際に、市町村自治法第 57 条と日本の判決例を持ち出して、首里バスに関係のある久高友敏・大山盛幸正副議長、渡嘉敷宗賀議員の退場を迫ったため、一時議場はその可否論争で騒然となった。票決の結果 8 対 7 で退場を可決した。正副議長の退場後儀武息睦議員が議長の席につき、提出された案「首里市営バス企業に関する決議」案を残りの 12 人によって全員一致で可決した。

その後、仮議長のもとで次の本会議を 27 日午後 2 時に開会することを決め散会した。これに対し兼島市長、議会の正副議長はこれを強く非難した。議会の運営の仕方が適法か違法かで争われることになった。

民営後僅か 2 か年で、今度はバスの公営化という動きが議会で話し合われるようになった。首里市の貧弱な財政事情が基底にはあったことになる。税外収入を増やすことで市の財政を豊かなものにし、首里市の復興をと考えていたのである。

民営から公営企業への移管について市議会は決議を行ない、市長に働きかけ、市長をして株主の了解を取り付けて欲しいと意見書も採択したが、市営への道は容易なものではなかった。

市議会は第 52 回臨時会を開き、1953 年 10 月 8 日に「特別委員会設置について」の議案が提出され、翌 9 日に可決し特別委員会を設置した。この特別委員会はバスの市営移管を研究するためにも設けられたものであった。委員は全議員があたることになった。一方ではバスの特別会計決算をめぐり、与野党が対立し市長を告発するという事態も起きていた。都市合併の話も進み、結局市営へのバスの移管は実現しなかった。

５．バス特別会計決算をめぐる与野党の対立

1953 年 6 月 15 日第 49 回市議会（定例会）が開催された。第 4 号議案として「1952 年度首里市特別会計歳入歳出決算承認について」が提出された。特別会計の決算承認の審議が始まり、バス会計に関わる疑問点が追及された。「特別会計歳入歳出決算承認について」の審議は波乱含みであった。市議会は 6 月 26 日午後 2 時半から再開された。市長から 24 日の議会での答弁の訂正があった。その後、問題になっている特別会計の再監査について監査委員から報告があった。次のとおりであった。

①関係証票書類には決算印がない。

②車輌賃貸料が議決なしに支出されている。

③引継当時の大山専務の給料が、市会の協議に反して市特別会計から出されている。

④部品代の支出に数字の食い違いがある。

⑤移管のさい封印の上、市が保管していた切符が、市長の知らぬ間に大山専務が無断使用している。

切符問題をめぐり、当局の責任追及がなされたが、市長は自分が知らないことだと答弁した。大山専務は休会中の場を借りて、自分個人の責任であると釈明を行なった。それでも当局への追及が続き、6 月 29 日に議案は否決された。否決に至る経緯を『沖縄タイムス』（1953.6.30）の記事に見ると次のとおりであった。

バスの 1952 年度特別会計でもめ続けてきた市議会は、6 月 29 日午後 2 時 40 分再開した。その日は傍聴人も多数押し掛け、緊迫した空気の中での議会となった。開会と同時に議長から「特別会計決算の是認に関し、監査委員からは市長に意見書を出してあるのか」との質問が出、同議案の承認をめぐって鋭い論争が展開された。城間議員からは「市町村自治法により、監査委員は監査の結果意見があれば意見書を市長に提出することができる。その意見に基づいて市長は執行せねばならないと思うが、52 年度は意見書の提出があったか。あったとすれば、市長は 52 年のこのバス会計に種々の疑点があることからして責任を果してないと思うが如何？」との質問があった。それに対し市長は「51 年度までは意見書があったが 52 年度はない。だから監査委員は認定したものとみなす」との答弁があった。

儀武委員長から「先の議会から判明しているように、予算を超過して支出がなされているなど、種々の疑点から認定できない」との発言があり、採択に入った。ついに 10 対 6（出席 18 人、議長を除く）で否決にされた。異例ともいえる決算否決となり、議場も騒然となった。その後も市長の責任追及が続いた。

特別会計決算が否決された不当な点に対し、市長は責任を取るべきなのにその責任を明らかにしてないとの理由で野党議員 11 人は、1953 年 8 月 10 日も検察庁へ市長兼島由明、現首里バス社長上江洲安健の両氏を告発した。告発の理由は、第 49 回市議会（定例会）で監査委員から報告のあったものとほぼ同じ内容のものであった。理由の中にあるバス切符を無断で使用したのは窃盗と封印破棄の罪になり、車輌賃貸料の違法支出は使途不明であるのと、事務所建設費として 2 万円支出されているのに事務所は建設されていないといった 2 項目は、背任罪に該当するので調査してほしいと告発状に記されているとしている。

この告発について、野党議員の間では市長のこれまでの無責任を理由に、行政訴訟も準備しているという状況であった。訴訟沙汰になったことについて野党議員は「要するに市長不信任ということになるわけだ」とも言っている。告発に対し、兼島市長は「自分にやましい点はない」と語ったという。

特別会計決算の否決、市長の検察庁への告発などによって、首里市の与野党の政治的対立は激化しようとしていた。野党が行政訴訟も視野にいれているのに対し、市長は与野党議員とも数次に亘って政策を協議した。野党議員側のとった態度に対し、市長や関係者や一部市民も激怒しているので、ただではすまされないと、市長は野党側議員を非難している。対立は激しくなった。

市長は 1953 年 9 月 4 日に、告発された理由に対し反論したと、1953 年 9 月 6 日の『琉球新報』は報じている。事実無根だという声明書を発表したと書いている。

前にも書いたように、市議会は第 51 回定例会で「株式会社首里バスを首里市営バスに返譲することについて」意見書を可決している。それを受けて、1953 年 10 月 9 日第 52 回

市議会（臨時会）では、首里バス市営移管促進特別委員会が設置され、バスの市営移管を研究することになった。特別委員会の委員は市議会の全議員ということになった。この時期は、首里市は都市合併という大きな問題をかかえており、またバスをめぐって問題が生じていたし、バス問題で激しい対立が生じないようにとの配慮のもとに、全議員を特別委員会の委員とする特別委員会の設置へとつながったものと思われる。

（15）都市計画と合併問題

１．首都建設

那覇市・首里市・真和志村・小禄村・豊見城村を合併し、大都市を建設しようとの動きは、戦前に既にあった。が、沖縄戦への突入で首都建設のための市村の合併の計画も消えてしまった。

1948 年 4 月 29 日に第 2 回市議会が開かれ、兼島市長はその議会で首里市の行政説明を行なっている。が、特に都市計画についての説明はなされてないが、議員からは都市計画の質問が出ている。

豊平良顯議員の質問。「民政府の都市復興専門委員会には委員として、市長、議長もはいっていると思いますが、これは首都問題が中心となり、二市一村の合併問題が出ると思うが、それについて御意見を伺いたい。私は勿論合併問題には賛成でありますが、それについて商業地帯、工業地帯の設定があると思われるが、首里は観光地帯として首里城を中心とする 5 万坪を確保して、観光、文化地帯の中心にして戴く様にして貰いたい。琉球大学の施設はその計画の中に含めて欲しい」。

市長答弁。「先日都市計画専門委員会が民政府で開かれたが、首都問題で首里・那覇・真和志の合併問題が出て、市としての意見を求められたが、相当の施設をして戴く事を条件として、合併に私個人として賛成しておいた。又、都市計画は市町村別々に計画する事はいけないから、計画する時に互に合議して工務部長が成案するとの事であった。復興期成会をつくる事は私も賛成で、市議を中心としてつくって貰って、大いに市の復興に協力して戴きたい」。

市議会での議論から、首里市の都市計画は首都建設との関わりで考えられていたことが分かる。首都建設のためには市・村の合併は当然のこととして受けとめられていたようである。合併によってそれ相当の施設を首里にもってくることで、首里市の復興をも視野に入れていたことになる。

２．合併の動き

戦後、首都建設との関わりで市・村の合併問題が早い時期に浮上してきた。

1949 年 10 月 6 日の『沖縄タイムス』は、那覇・真和志の合併について、近く沖縄民政府が諮問するという記事を掲載している。首都建設に向けての動きがあったことになる。1950 年 2 月 14 日の『沖縄タイムス』は「いよいよ乗り出す“首都建設”／那覇を中心に一市三村／民政府に主管課を設置／きのう大綱方針を決る」と報じている。市町村合併が浮上してきたことになる。みなと村の解消のこともあり、それを機に市村合併で首都建設を考えるようになった。一市三村とは那覇市・真和志村・小禄村・みなと村のことであり、

新聞に報道された時には首里市のことは表面に出ていない。

また、1952 年 8 月 11 日の『沖縄タイムス』の社説は、「全住民待望の首都建設」として兼島首里市長は那覇・真和志・首里を一丸とする大都市建設の構想を抱いている。同市議会も合併に賛意を表していると言うし、何れ市民の意志を確かめたうえ、熾烈な合併運動が展開されることであろう、と記している。兼島首里市長は、市長を 2 期つとめており、自分の最終の奉公にしたい、とも語っているという。又、首里市長は合併なくして首里市が発展していく道はないとも考えていたようである。

首都建設を目標に市村の合併について、首里市が積極的であったことを、1952 年 8 月 24 日の『琉球新報』は報じている。「首都建設を促進／首里市合併に積極的」との見出しで首里市の合併についての動きを伝えている。「首里市では 23 日午後 3 時から市会議室で二市二村合併問題について公聴会を開催した。…去る 13 日那覇市役所における二市二村の市村長ならびに議会議長の懇談会以来、合併問題は再び市民の大きな関心事となっているが、これが反映して当日の公聴会には八十余名の市民が参加する盛況さで、合併に反対するのは一人もなく、その早期実現を図る活発な意見が続出した。まず兼島市長から都市合併問題の経過報告があり、…『首里市、真和志村、那覇市の「良さ」は合併して始めてその真価を発揮出来る』との結論に達し」た。

と、合併への前向きの発言があり、首里市の発展には合併が必要だということを述べている。兼島市長には前にも触れたように自分の任期中に合併を実現したいとの強い思いがあったことになる。

合併促進のため、首里市の合併研究委員 5 人（西平守由、原田貞吉、阿波根朝松、真栄城喜福、久高友敏）と合併研究委員を賛助する賛助委員（各界代表）が選出され、合併研究が始まった。

首里市では、1952 年 9 月 9 日に市会議室で二市二村合併問題研究委員並びに同賛助委員が集まり、都市合併問題に対する初の懇談会を行なった。その際首里市としての都市合併に対する考え方を次のようにまとめた（『琉球新報』1952.9.10）。

▽首里市としては伝統を破壊することなくこの際合併した方が文化、産業その他各面で一段と住民の福祉を増進するということを、住民の一人一人が納得するよう合併の意図を明確にする。

▽合併前に諸条件や名称に拘泥する事は軌道に乗りつつある二市二村合併を遅延させるおそれがあるので、首里市としてはこの際無条件で合併を促進する。

▽今から予想される諸問題は合併が実現した暁、各区の選出議員に一任したらよい

▽この問題は那覇・首里・真和志・小禄の二市二村が琉球の首都建設と言う大乗的立場から協力して行けば、早急に実現出来る。

首里としては合併問題について、市長・議長・研究委員等が近く米国民政府副長官を訪問し、助言を求めると 9 月 10 日の新聞にはあり、市長をはじめ議会としても合併実現に向けて動いていた。

３．合併の時期について

1952 年 11 月 10 日第 44 回市議会（臨時会）に「二市二村の合併の時期について」の諮

問が提出された。首里市議会は合併の時期を検討し、「合併の時期は 53 年 7 月 1 日が適当である」との結論に達し、提出された案を可決した。既に那覇市議会では 1954 年度の合併が良いと決めていたが､小禄･真和志が 1953 年の 7 月 1 日の合併を決めていたこともあり、兼島首里市長は真和志と歩調を合わせた方が良いとの考えを表明した。首里市としては合併の有無ではなく、いつ合併するかという秒読みの段階に入ったことになる。合併の時期について他市村との関わりで、その後二転三転することになるが、首里市としては早い合併を考えていた。

那覇市の大那覇市建設諮詢委員会で、10 月 1 日の合併が出た。関係市村ではそれについての態度決定を急がねばならない中で、首里市の都市合併研究委員会はこれまでの 7 月 1 日合併は予算等の調整から無理だとして、那覇市の打ち出した 1953 年 10 月 1 日の合併が大体適当だとの意見にまとまったが、1953 年 5 月末の段階で 10 月 1 日合併も無理だという結論に至った。首里市の合併時期の決定は、那覇市の動向に左右されて、その都度考え直さざるを得なかった。

合併をめぐり那覇と真和志の話し合いは難航していた。一日も早い合併を望んでいた首里市は、1954 年 1 月 28 日の第 55 回市議会（臨時会）で合併促進についての次の決議を行なった。

「1953 年 12 月 24 日付行政主席の諮問第 11 号には『那覇、真和志、首里、小禄の三市一村を包含した区域を決定した方が適当と思われる』とあり、首都建設の問題については那覇市、真和志両議会の歩み寄りによって実現が可能になることは論をまたないことである。依って本市議会は琉球の理想的首都が現実の姿に立脚して早急に建設されることを願望し、行政主席及び立法院の斡旋により一日も早く実現する様、全会一致をもって促進することを決議する。」

合併時期がなかなか定まらないことに首里市はいらいらしていたようである。首里市議会はそのことで、同年 5 月 3 日に第 48 回臨時会を開き、再決議を行なった。

「本市議会は那覇市議会、真和志市議会、小禄村議会と相提携して、三市一村合併が早急に実現することを再決議する。」

合併をめぐり那覇市と真和志市の話し合いがうまく噛み合わなくなった。その頃、首里市の兼島市長と市会の大山副議長の両人は那覇市役所に当間重剛市長を訪問し、那覇市の方針に賛同し、9 月 1 日を期して合併したいと首里市の立場を伝えた。首里市は真和志市の出方を見ていたが合併への動きがないのを見て、合併のことを那覇市に伝えることになった。

４．合併

1954 年 7 月 15 日の第 60 回市議会（臨時会）は「都市合併について」のみを審議するために開かれた市議会であった。その臨時会で 16 対 2 で首里市議会は都市合併を可決した。

同月 23 日に第 61 回市議会（臨時会）が開かれ、「首里市を廃し那覇市に編入を申請することについて」が議題となった。市長は提案理由を次のように説明した。これは「那覇市、小禄村と一緒に 9 月 1 日を期して、那覇市へ編入合併する意味で、自治法第 3 条に基づいて議決を求める為に提案した次第であります」。

引き続き上地安昭助役によって、合併についての説明がなされ審議となった。前回の第60回市議会（臨時会）で合併については可決されていたので、大きな議論もなく採決に入った。その時城間雄蔵議員は前回の議会で、三市一村の合併でない二市一村の合併について反対したので、この議決には参与したくないのでということで退場、それに渡嘉敷宗賀議員も退場し、残りの議員でこの議案は可決された。

同年７月 28 日、第 35 回那覇市議会（臨時会）において、首里市を那覇市の区域に編入することについての議題を 15 対 4 で可決した。8 月 28 日、立法院本会議で都市合併についてを 16 対 2 で、二市一村の編入合併を可決した。30 日には合併が告示された。

こうして 1954 年 9 月 1 日合併は実現した。

1954 年、合併直前の首里市議会議員（首里市役所玄関前）

第４章　小禄村

第１節　上原三郎村政

終戦後の小禄村は大部分が米軍が使用する基地であった。ために、終戦になっても他の地域と違い、小禄村の人々は自分たちの旧居住地に移動できない状態に置かれていた。

小禄村は終戦後糸満市（地区）の隊長の管理下に置かれていた。隊長の許可を得ないと何もできない状況だった。小禄へ移動についての隊長への働きかけは、有志によってなされたことが村の人々の証言で分かる。『字鏡水創立五百年記念誌』）によると、高良恵三（たから けいぞう）は次のようなことを話している。「収容所では食糧が乏しかったので、新垣善太郎（あらかきぜんたろう）さんも一緒でしたが、2 人で小禄地区は小禄に帰してくれという運動を展開したんです。糸満、田井等、各地に米軍の隊長がいるので、糸満地区までででかけて、そこの隊長に〈小禄住民を早く移動させてくれ〉と頼んだのです。すると〈あんたら、こっちへ来て休んでいけ〉といって（留置所）に入れられた」。

1945 年 6 月　日本兵や避難民が小禄の仮収容所に収容され、サトウキビをかじって飢えをしのぐ（『小禄村誌』）

小禄に移動させて欲しいという働きかけは他の所でも行なわれていたものと思われる。その際糸満地区隊長に頼みに行った人々の中に上原三郎（うえはらさぶろう）がいたらしい。英語が話せたこともあり、移動隊長・村長に米軍隊長から任命されたのであろう。

上原三郎は、若い時に移民としてハワイに渡航した。昭和 16（1941）年に上原は故郷の小禄に帰って来た。その頃日米関係が悪化し、結局ハワイに戻ることができず、沖縄の地で沖縄戦を過ごした。終戦となり沖縄は米軍の支配下に置かれた。上原三郎が 1946（昭和 21）年 2 月 8 日移動隊長・村長に就任し、終戦後の小禄村がスタートした。助役には上原（うえはら）春助、収入役には長嶺寿亀（ながみねじゅき）についてもらい、村長や移動隊長としての役職を遂行したことになる。

上原三郎の村長在任はわずか 2 か月であった。議会が存在した訳でもなく、記録も残っていないため村長の遂行したことはわからない。村長は住宅用資材の確保、食糧の確保のために米軍との交渉に明け暮れたであろう。

疎開先から旧居住地の小禄への移動は 1946 年 2 月に許可されたが、大部分が米軍の軍用地として使用されていたため、人々が移動し住むことができたのは字高良の津真田原という狭い地域であった。小禄村 12 か字の人々がその津真田に集住することになった。

配給所が設置され、食糧の一部は配給所を通して配給されたが、それだけでは足りず、

人々は食糧の確保に苦労に苦労を重ねた。共同作業による芋掘りから、はては「戦果」と呼ばれる米軍の物資の盗みもした。また、米軍の塵捨場から物を探しだし、生活に利用した。

第２節　上原義弘村政と村政委員会

（１）上原義弘、村長に任命

終戦直後の沖縄本島はいくつかの地区に分けられ、その地区を管轄する米軍の隊長が配置されていた。前節でも書いたように小禄村は糸満地区（市）に編入され、糸満地区隊長の管轄下にあった。小禄村の戦後初代村長の上原三郎は糸満地区隊長によって任命されたが、米軍政府の沖縄統治の方針が打ち出されることになり、上原三郎村長は僅か２か月余で更迭され、上原義弘（うえはらぎこう）が沖縄中央政府（後の沖縄民政府）によって戦後２代目の小禄村長に任命された。

米軍政府は沖縄統治に当たり、1946 年 4 月 1 日に 1 つの方針を打ち出した。即ち、終戦後の市町村長は原則として戦前の市町村長を任命することにするという方針であった。それを受けて、1946 年 4 月 10 日に辞任した上原三郎村長のあとに、沖縄中央政府は上原義弘を村長に任命した。

戦前の金城善栄（きんじょうぜんえい）村長は自決しており、かつて小禄村の村長を務めたことがあった上原義弘が村長に任命されることになった。上原義弘は村長に任命された時 75 歳の高齢であった。義弘は戦前小禄村長や県会議長を務めたことがあり、米軍政府の村長任命の方針に叶う人であった。助役には上原政春（うえはらせいしゅん）、収入役には長嶺寿亀を任命し村政にあたった。

（２）村政委員の任命

1946 年 5 月 9 日「市町村政委員会設置に関する件」が公布された。それを受けて市町村に市町村政委員会が設置され、市町村政委員が任命されることになった。委員には戦前・戦時中の村会議員を中心に、村長が推薦した人が任命された。

小禄村においては村長の推薦をうけた 17 人が、1946 年 5 月に知事によって任命された。委員は村長の相談相手になり、終戦後の村政の運営に関与することになった。村政委員には次の人々が任命された。

赤嶺康祐（あかみねこうゆう）、新垣次郎（あらかきじろう）、新崎武三（あらさきたけぞう）、上江田幸次郎（うえだこうじろう）、上原政春（うえはらせいしゅん）、上原光男（うえはらみつお）、上原米蔵（うえはらよねぞう）、上原良源（うえはらりょうげん）、大嶺真英（おおみねしんえい）、平良亀（たいらかめ）、平良金寿郎（たいらきんじゅろう）、平良仁宝（たいらじんほう）、平良雄一（たいらゆういち）、照屋正徳（てるやせいとく）、照屋林（てるやりん）、長嶺亀千（ながみねかめち）、長嶺清盛（ながみねせいせい）

村政委員会の記録が存在しないので、諮問機関としての委員会が村長からどのような相談を受けたのか、村長をどう支援したのか明確なことは分からない。避難先から帰ってきた村民のほとんどが、字高良の津真田原に集住することになったため、村民同士の反目があり、その和解、解決に村長とともに村政委員も苦労したであろうことが推測できる。

（３）終戦直後の小禄

帰村が許可されたため、小禄の人々は避難先から続々と旧居住地に戻ってきた。しかしながら、村のほとんどが米軍使用地として利用されており、住民が元の部落で生活できる状態ではなかった。住む家とともに食糧の確保は急を要することであった。

配給所として売店が設置され、主たる食糧品は売店を通して無償（後に有償）で支給されたが、それだけでは生きていけなかった。村民は共同作業で食糧探しを行なった。放置された畑に集団で出かけ、芋を掘りおこして持ち帰り、皆で分け合って食糧とした。共同作業するすぐ側は米軍基地であり米兵もいた。その米兵が襲って来ることがあり、それへの警戒も必要であった。米兵の動きを監視しながらの芋掘り作業であった。

1948 年　戦後最初の瓦ぶきの小禄村役場。建材には、米軍払い下げの廃材を利用した。那覇市との合併後は「小禄支所」になる

住民地区への米兵の出入りにも随分と気を使った。次期の長嶺秋夫村長の時に議会が発足し、1948 年 3 月 13 日の最初の議会に「飛行場監視ニ係ル請願巡査設置ニツイテ」の議案が提出され、提出された 3 月 13 日に可決されている。治安の悪い状態が続いており、2 代目の上原義弘村長時代は米兵による問題も頻繁にあったものと思われる。

第３節　長嶺秋夫村政と議会

（１）村長選挙と村会議員選挙

1947（昭和 22）年 12 月 2 日、米軍政府特別布告第 25 号「選挙」が公布された。翌 48 年 1 月 12 日には「沖縄群島に於ける市町村長及市町村議会議員選挙」が、米軍政府指令第 4 号として公布された。同じ日に各市町村に選挙管理委員会が設置され、村長選挙、村会議員選挙へと動き出すことになった。

1948 年 2 月 1 日、小禄村では村長選挙が実施された。長嶺秋夫と上原良源が立候補し、村長選挙を戦った。2748 票で長嶺秋夫が村長に当選した。村長選挙の 1 週間後の 2 月 8 日に、小禄村議会議員選挙が実施された。議員定数は 26 人であったが無投票となり、立候補した 26 人全員が議員として選出された。当選した議員は次のとおりであった。

上原良源、平良雄一、赤嶺康祐、赤嶺保三郎、新垣次郎、新崎武三、上江田幸次郎、上原亀英、上原孝三郎、上原政春、上原忠勇、上原松雄、上原光男、上原米蔵、大城弘賢、具志三郎、具志敏一、平良栄太郎、平良仁宝、高良弘吉、照屋正徳、照屋忠蔵、照屋林、當間樽、吉武進　（不明 1）

選挙後の 1948 年 3 月 13 日に第 1 回小禄村議会が開かれ、人事案件が提出され、その処

理が行なわれた。助役に長嶺良松（ながみねりょうしょう）、収入役に長嶺盛良（ながみねせいりょう）の選任が同意された。住民によって選出された議員による議会であったが、前村長時代の村政委員と同じように村長の諮問機関として位置付けられていた。議長は村長が兼ねていた。

第１回の議会は人事案件のほかに、「飛行場監視ニ係ル請願巡査設置ニツイテ」が議案として提出されている。第１回目の議会に飛行場監視の巡査設置の議案が提出され、可決されていることからして、基地に隣接していたために治安がよくなかった状況にあったことがかいま見えてくる。村当局・議会の村政運営の中で基地との関わりが、大きな比重を占めていたのであろう。

また、第１回目の議会に、「飛行場捨処理ニツイテ」の議案が提出されている。その議案も米軍基地に関係するものである。飛行場から出るごみをどう村として利用するかが議会で議論されたのである。飛行場から出るごみを利用して、諸々の物に加工し、それを売って財を成したという話も残っている。村としては捨場のごみを勝手に処分させずに、村が一元的に管理し、入札させ、それで得た金を村の財源にと考えた。村役所庁舎の建設は塵捨場からの収入でなされたという。

1952 年 8 月 25 日第 2 回村議会（定例会）（通算第 30 回）でも、捨場収入のことが問題になっている。捨場収入をなんとかして土地を米軍基地にとられて失った部落に、土地を失った代償として支給するよう考えて頂きたい、土地を失った 7 部落のおかげで生じた恩恵だからとの意見が述べられている。また、捨場収入は本村の大きな財源であり、適正確保のため委員をあげて管理すべきだとの次のような質疑もなされている。

長嶺秋夫の思い出話　戦後の小禄は、大半が米軍基地に占領され村民の殆どは先祖伝来の部落を離れて周辺に住みついた。その日暮らしだった。それでもいち早く学校を開始し、役場、区の行政の確立に努力した。米軍基地からの廃物、廃材を基礎に全県トップで瓦屋根の村役場を建設したことは、南部の他町村からうらやましがられた（当時村長）。（『那覇市議会史編さんだより』第 5 号一部抜粋要約）

赤嶺三郎議員「捨て場収入については当局の方で適正を期して居られるとは思ひますが、本議員が仄聞所に依りますと入札の際談合が行はれて居るとの事ですが、真偽の程は分かりませんが、とにかく此の捨場収入こそは本村に取って大きな財源でありますので、此れが適正確保は必要であり、そうするには委員を挙げて其の管理に当たらせる可きであると思ひます。」（捨て場問題の後、村有土地賃貸料の適正徴収、電柱税についても触れて居る。昨年度は電柱の本数が余りにも少数だと思ひますので、今后は電柱と見做され、或いは使用されて居るものは、立木であろうと電柱税として課税す可きであります。）

長嶺秋夫村長「只今 9 番議員から捨場入札の際談合が行はれて居るとの事ですが、此れは事実無根の単なる風評に過ぎません。絶対に斯かる談合と云う様な不正はありませんが、最近捨場収入が減少して居る事は事実であります。其の理由は部隊整理が一応けりついた為でありまして、決して談合に依る収入減ではないのであります。だから捨場委員の設置が必要とせんでも良いと思ひます。」（電柱税については、本年度から御意見の通り雑木でも立木でも構はずに電柱と見做されるものは全部課税致します）。

（２）議長選出と議員の選挙

1948（昭和 23）年 7 月 21 日、米軍政府指令第 26 号「市町村制」が公布され、自治権が

ある程度認められるようになった。その制の施行は1948年8月15日であった。「市町村制」施行後最初の小禄村議会が9月13日に開かれた。通算4回目の議会であったが、会議録欠落で議会の様子は判然としない。その日の議会には議案として、「小禄村議会議長選挙ノ件」「小禄村議会副議長選挙ノ件」が提出されており、正副議長の選挙が行なわれたことがわかる。

議長に上原良源、副議長に平良雄一が選出され、議会で選ばれた議長のもとで村議会が運営されるようになった。それで、村長による議長兼務は解消することになった。

1950年5月25日の第15回村議会（定例会）に、「議員及議長辞任に関する件（上原良源)」が提案され可決された。議長の上原良源が議員・議長を辞任した。同じ日に、新しい正副議長の選挙が実施され、議長に上原雄一、副議長に新垣次郎が選出された。

『続那覇市議会史関係略年表（稿)』の1948年8月1日のか所に、「市（町）（村）議会会議規則（準則）効力を発す…市町村長に議会解散権、市町村長・議員の任期を4年とする（現在の首長・議員は1950年9月まで）定例会は4回」とあり、1948年2月に選出された長嶺秋夫村長や村議会議員の任期は1950年9月末までということになった。

1950年7月7日に「市町村議会議員及び市長村長選挙法」が公布され、小禄村でも村長と村議会議員の選挙が行なわれることになった。村長選挙は同年9月3日に実施され、長嶺秋夫が再選された。村議会議員の定数は26人であり、それを前提に立候補予定者は準備を進めていたが、投票日の10日前の同年8月31日に「市町村制」の一部が改正された。それにより、小禄村の議会議員の定数が10人となり、立候補予定者や関係者は戸惑ったと思われる。

同年9月10日に小禄村議会議員の選挙が実施され、次の10人が当選した。

照屋林（360)、赤嶺慎英（416)、赤嶺一男（339)、赤嶺三郎（388)、新垣善太郎（330)、上原光男（397)、上原義廣（383)、具志彦次（315)、平良亀助（316)、照屋正徳（407)

当日の有権者5871人、候補者数11人であった。

（『うるま新報』1950.9.12）

選挙後10人の議員による最初の議会は、10月5日に開かれた。第17回臨時会であった。冒頭「議席決定の件」が提出され承認された。引き続き正副議長の選挙の件が提出され、選挙の結果、議長に照屋林、副議長に赤嶺慎英が選出された。その議会で、「定例議会招集条例設定の件」「定例議会期日設定の件」が提出され可決されている。村議会も運営の規則などが整備されつつあった。

『うるま新報』（1950.9.12）によると、村の議員9人が新人で、1人が前の議員であったと報じ、先の選挙では新人の活躍が目覚ましかったとしている。

新しく選ばれた10人による第17回村議会（臨時会）は、「一時借入金に関する件」の審議ではかなり厳しい議論があったことが推測できる。

特別会計の油代のことは新議員は知らなかった。公金を一部企業者のために流用した当局は銀行に利息を払って借りることになる。当を得てない。「一時借入金に関する件」は撤回されたいとの意見もあった。審議打ち切りはおかしい、村の財政問題をいかによくするかそれは議会の務めである。審議を続行し、借入金を12万円に修正して可決してよいということになり、村提案の14万円を12万円に修正可決されている。新議会は新しく村政に

ついて研究していく必要があるとの意見も出ている。また、健全な財政運営についても議員からの注文が出ている。

1953 年 2 月、村議会議長照屋林が逝去したため、議会は新たに正副議長を選ぶことになった。2 月 27 日の第 6 回村議会（定例会）（通算第 34 回）に、急施議案として「議長選挙について」「副議長選挙について」が提出され、正副議長の選挙が実施された。議長に赤嶺慎英、副議長に照屋正徳が選出された。那覇市に編入合併する 1954 年 8 月まで正副議長の職にあった。

1953 年 1 月 12 日「市町村自治法」が制定され、市町村議会議員の定数に変更が生じた。ために、小禄村議会議員補充選挙が 3 月 29 日に実施された。その結果、次の 11 人が当選した。小禄村議会議員は 21 人となった。小禄村議会議員としての最後の選挙となった。

赤嶺保三郎、上原政春、上原隆正、大嶺善吉、金城亀栄、瀬底清喜、平良善助、高良恵三、照屋幸智、當間三郎、宮城清三郎

（３）議会の動き

第 17 回村議会(臨時会)は､議員の大多数が新人で占められていたこともあったためか、新しい風が議会に吹き込まれたかのように活発な議論が展開されたことが、会議録から読み取ることができる。村当局提案の議案を一部修正したり、新議会は新しく村政について研究していく必要があるとか、議員の議会運営への意気込みを読み取ることができる。健全な財政運営についても議論されている。

第 18 回､第 19 回と議会が開かれていく中で､村議会の体制整備がなされていっている。第 18 回村議会（臨時会）では、「小禄村議会会議規則設定の件」が 1950 年 11 月 9 日に可決されている。それまで議会は会議規則のない中で進められていた。その臨時会で「小禄村議会傍聴人取締規則設定の件」が可決されている。

第 18 回臨時会で「1951 年度小禄村追加更正予算議決の件」すなわち、職員の増俸を実施する案については、村民の担税力はあるのか、徴収方法の説明を願いたい、市長給料の増俸は 1 日 5 円となっている軍作業員に比較して少額すぎる増額されたいと、当局に迫っている。役所で働いている職員の給料も軍作業員の給料との比較で論じられていた。この議案は 11 月 9 日に修正可決されている。

またこの臨時会では、乗合バス事業の発足のことも議論されている。乗合バスは議会の研究会で議員全体が賛成したので、緊急動議として提出するとの発言もあったが、議案目録には出てないので議会での突っ込んだ話し合いはなかったようである｡第 19 回定例会に 25 号議案として「屠殺場設置に関する件（袋廻原海岸側)」が提出され、可決されているが､第 18 回臨時会でも屠場設置は議会も早急に協力してやりたいとの発言がなされている。自分の村で生産したものは自分の村の屠殺場を利用して屠殺する。本村は他の町村より養豚業は盛んだが、屠殺は那覇・糸満・南風原の屠場でなされている、それらの屠場のほとんどが小禄人の業者によってなされている。当局の屠殺場の計画はどんなものか質問が行なわれている｡それが第 19 回の定例会へとつながったものと思われる｡その他野菜生産についても議会で議論されている。

戦前本村は他町村には負けない野菜生産村と言われていた。駐在技術員や村の技手が直

接農家に栽培の指導をしていた。その結果成績を上げた。砂糖生産は今はできないが、消費地の那覇市を控え、野菜はいくら作っても大丈夫売れる。優良種子の入手等をよく考えて指導面に力を入れて欲しいと、勧業施策についても質問が出ている。

第19回定例会に、議員動議として第26号議案「小禄村中等学校独立促進の件」が、1950年11月25日に提出されている。緊急動議を提出する理由として、前議会でも議決になっているが、具体的に進展が見られないと当局に質問している。（村議会は第13回臨時会で第18号議案「小禄中等学校独立設置ノ件」、第19号議案「小禄中等学校敷地設定ノ件」が1950年1月24日に可決されている）教育面で初等生、中等生が誇りと希望をもって進学への自覚を促していくことが、我々父兄の義務であると思う。敷地問題でも決定なっているとのことだが、ガリオア資金が打ち切りになる1952年度を控えて資金のある間にお膳立てし、1952年度以内には中等学校の独立を実現したい。中等学校独立のことは専門委員にばかり任せず、議会としても研究すべきであると論じられ、議案に提出された11月25日に可決されている。教育振興に寄せる議員の意気込みが伝わってくる。

長嶺秋夫村長は第22回村議会（臨時会）、（1951年4月22日）で、1952年度予算編成方針の説明を行なった。その中で、軍用地の開放について軍部隊と積極的に交渉を進めていることを説明し、議会で問題になった中等学校の独立の件についても触れている。議会においては、中等学校の独立のことが説明にあったが、予算に編成されてないが今年度中に実現するのかと、村長に質問している。

村の財政が村民から徴収する税で賄われていることから、議会においては村民税のこと、自動車税賦課徴収のこと、興業税賦課徴収のことなどが議案として提出され論議されている。配給所の売り上げで村の財政をまかなっていたのが、村民の負担する税が財源になることで、如何に税を賦課し徴収するかで知恵を絞らざるを得なくなった。議会もそのことを議論することになった。

1953年5月3日第9回臨時会（通算第37回）において、「小禄村議会委員会条例制定について」が可決され、次の常任委員会が設けられ委員が選出された。

総務財政委員会（定数8人）　赤嶺三郎（委員長）、上原政春（副委員長）、赤嶺一男、赤嶺慎英、上原光男、上原義廣、具志彦次、平良亀助

建設委員会（定数7人）　赤嶺保三郎（委員長）、新垣善太郎（副委員長）、金城亀栄、瀬底清喜、高良恵三、照屋幸智、宮城清三郎

文教厚生委員会（定数5人）　上原隆正（委員長）、平良善助（副委員長）、大嶺善吉、當間三郎、照屋正徳

1953年5月5日の会議で、強制立ち退き土地取り上げに対する特別委員会が設置され、10人の委員が選出された。

議会の体制も徐々に整えられていった。

（4）新部落建設

1948年2月1日、戦後最初の小禄村長選挙が実施され、長嶺秋夫が当選し3月1日に就任した。就任早々に村民の居住区のことで悩まれたという。その頃のことを長嶺秋夫は次のように語っている。

高良、宇栄原に引揚者が密集しているんでしょう。毎日争いなんです。本当の地主が自分の家屋敷に入れないのです。狭い家に沢山の人が移動してきて住んでいるものですから、住んでいる人たちが（家を）半間くらい伸ばそうとしても地主が許さない。だから村長のところには連日当事者同志が来てケンカするのです。

「ヤーグヮーチュクラサン（家を作らせない)」からなんとかして欲しいといえば、一方地主は「自分の土地に入ろうと思うから（住んでいる人を）出して欲しい」などと村民同志がやり合うのです。この軍用地に土地をとられて行き場のない人と、軍用地外の地主が対立を解消しない限り、小禄の村政は運営できないんです。

（「字鏡水創立五百年記念誌」『那覇市史』より転載）

また、赤嶺慎英は終戦直後の津真田原地域での生活の様子を、次のように語っている。

小禄住民は津真田に密集していたのだが、小禄と具志部落に移動していきました。だが、軍用地にとられ、行き場のなくなった住民と旧地主との間に対立がエスカレートしていきましたね。それで、それではいけない。新部落を作ろうと発想した（同上書)。

赤嶺一男は終戦後の小禄の状況をこう語っている。

1952 年 9 月現在で小禄村議会の議員は 10 人で、偶然にも戦前からの自分の屋敷に住んでいる地主の人が 5 人、他人様の土地に身を縮めているのが 5 人、村長さんが長嶺秋夫さんで、偶然そういう議会勢力になっていました。…地主とそこに掘立小屋を建てて住んでいる私達との問題が出たのです。…そこで 5 人の議員が集まって、どうしようか相談しました。5 人とも新部落建設の方向で一致しました。…5 人の所属する字の区長を宮城の区事務所に集めて議員の考えを話したら、みんなも賛成しました。…規約は作っていなかった。当時の金で 1 戸 1000 円（Ｂ円軍票）を積立ることを決め各字の区長がそれを集めることになった（同上書)。

集めた金を新部落建設の基金にし、土地買収委員を決め土地を買うことを決めた。土地に関する情報を集め字小禄の起伏の多い原野を買うことにした。新部落建設は小禄村の事業ではなく、期成会を結成しての有志による事業であったが、対外的な交渉には村の力を借りなければならなかった。部落建設に村は 25 万円の補助金を交付しており、補助金交付に関する予算の審議では議会で新部落のことが論議されたのであろう。村長も小禄村の村政運営には、津真田地域の密集居住状態を緩和することが必要と感じており、新部落建設には積極的に関わることになった。

1950 年代　小禄村の「新部落」（那覇市歴史博物館提供）

1953 年 1 月 20 日、鏡水・大嶺・安次嶺・当間・金城の 5 か字民による新部落建設期成会が発足し、会長には村長であった長嶺秋夫が選出された。翌 21 日、村の三役、関係村会議員、関係字の区長の連名で、琉球政府行政主席比嘉秀平（ひがしゅうへい）宛てに、

「新部落建設移動に関する陳情書」を提出し、政府の援助を願い出た。

（５）立退強制接収

米軍の沖縄上陸により沖縄は米軍の占領下に置かれた。米軍は沖縄の占領後の施策を特に持っていなかったが、第二次大戦後の東アジアの政治情勢の影響を受けて米国は占領した沖縄の統治策を変えた。

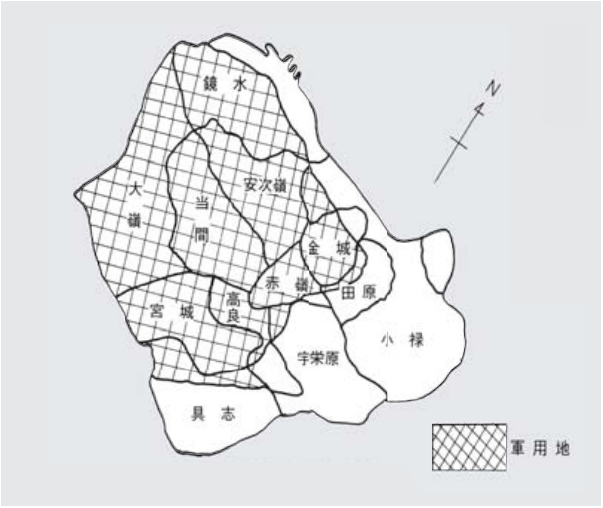

小禄村の字区分と軍用地。(『小禄村誌』)

1949 年 5 月に、米国は沖縄の長期保有を決定し、1950 年 1 月には米統合参謀本部議長らが来日し、「沖縄・日本の軍事基地強化」を声明した。翌 2 月にはGHQが「沖縄に恒久的基地建設を始める」と発表し、沖縄における基地建設が進められた。

米民政府は沖縄の土地を基地として使用するために布令を公布した。即ち、1952 年 11 月 1 日米民政府布令「軍用地の契約権について」を公布し、土地の賃貸契約によって土地使用権を得ることを目論んだが、期間の長いことと賃貸料があまりに安いことから、その契約に応じたのは全地主のわずか 2%であったといわれる。

基地建設には土地が必要であり、必要な土地を確保するためには自由契約でなく、米軍が使用したい土地を強制的に接収できるようにするため、1953 年 4 月 3 日、布告第 109 号「土地収用令」を公布し、土地の強制接収を本格化した。

1953 年 2 月 21 日付で、軍から「那覇航空基地附近の立退きについて」と題し、飛行場付近は 2 月 28 日までに、その他は 4 月 30 日までに立ち退くようにと、立退地域を指定して指示してきた。小禄村の関係地域の住民は、われわれは軍が強制立ち退きを命ずる法的根拠はないとの信念のもとに立ち退かぬ決意を固め、土地立退協会を組織して対策を講じた。また、高地区域では勝手にガソリンタンクを設置しつつあった。

一方、2 月 23 日付で次のような陳情を行なった。「当村は総面積の 75%を既に軍用地として取られており、残り 25%の狭い土地におしこめられ、1 人当耕地 26 坪で農業をしている。しかも、道路の関係で村内に住宅地としての適地なく、現在立ち退きを命ぜられている地域は村内唯一の住宅地であり、これを取り上げられると、村内に移転すべき土地がない。それ故該地域の使用を取り消してもらいたい」。

小禄村議会はその件で臨時議会を開いた。1953 年 3 月 19 日第 7 回臨時会（通算第 35 回）が開かれ、急施議案第 4 号「那覇航空基地附近立退きについて」が 3 月 19 日に提出され、議会において議論された。提案どおり、宮城全地域、高良、具志、宇栄原、赤嶺一部地域への立ち退きに反対し、急施議案第 4 号を 3 月 21 日の本会議で可決し、軍用地の強制接収に対する議会の態度を鮮明にした。

1953 年 5 月 3 日に第 9 回臨時会（通算第 37 回）が開かれた。議案として急施議案第 5 号「強制立退土地取上に対する特別委員会設置について」が提案され、3 日に可決され特

別委員会が設置された。

特別委員会設置については承認されたが、委員の選び方については議論されている。

新部落建設期成会の赤嶺一男は、特別委員会の委員の選任について次のように意見を述べている。理想からすると村一円が建前だが、理想と現実は必ずしも一致しない。ざっくばらんに云うと、この立退問題に果たして寝食を忘れて事に当たってこられたかどうか。仮に私が特別委員になったと考えた場合、新部落建設問題と立退問題の両方がかち合った時はどちらを取るのか、言わずと知れたことである。だから心からやれる環境にある地元出身議員の方々が員数にとらわれずに委員になってもらった方がよい。

委員の選出方法で議論が続いた。

村民によって選ばれた議員の立場から、地元非地元という地域感情にとらわれずに 10 人の適当な人物を委員に選任した方がよいという結論を得た。5 月 5 日に次の 10 人の議員が委員に選任された。

赤嶺慎英（委員長）、赤嶺三郎（副委員長）、赤嶺保三郎、上原政春、上原光男、大嶺善吉、具志彦次、瀬底清吉、照屋正徳、宮城清三郎

立ち退きを迫られている地域で立退対策協会が結成されていた。その対策協会の運動やその他に関して補助申請の件は予算に計上されており、正当な理由があれば支出しなければならない。自主的立場で結成された対策協会の費用は加入者が出し合うべきもので、補助を認めることはできない。新部落建設は一切を自分たちで出し合った。補助申請には反対、対策協会は自主的運営をすべきである、との議論も行なわれた。

立退問題対策については小禄村の問題として議会で取り上げられている。1953 年 5 月 25 日の第 10 回村議会（定例会）（通算第 38 回）は、第 23 号議案「1953 年度小禄村歳入歳出予算追加更正について」を可決した。その後休会となり、休会中に軍用地立退問題対策についての突っ込んだ検討がなされたことが推測できる。

1953 年 6 月 5 日、第 11 回村議会（臨時会）（通算第 39 回）が開かれ、「立退指令に関する意見書承認の件」が提出された。前回の臨時会終了後に話し合いが持たれており、そこから出てきたものと思われる。

立ち退きに関して、村議会として意見書を出すべきとの空気が議会内にあった。特別委員会で作成検討された意見書について、赤嶺三郎副委員長から説明が行なわれた。結局、米国側としては極東を守るために必要という軍の立場を理解して欲しい。村長にも責任はないから余り騒がないようにして欲しい。軍土地関係の後藤二世も、懸命にやっているという話であり、村長の話と変わらない。青年会の演説会に対する村議会の後援問題は静粛にやって貰いたい。騒ぐことで陳情中の 263 戸は強制立ち退きになるかも知れないという説明であった。これに対して「土地収用令」の強権が発動されてからでは遅い、我々は 1 万 4000 村民の代表であり、この死活問題についてはどこまでも犠牲的にやるべきだとの意見が出た。

提出された「立退指令に関する意見書」は 6 月 5 日の本会議で決議された。意見書は村議会名で立法院、行政主席、民政副長官宛てに送られた。

「立退指令に関する意見書」の要求は次の 5 項目であった。

①布令第 109 号〔土地収用令〕を撤廃する事

②住宅立退きは絶対にさせない事
③軍用地は最小限度に縮減する事
④土地の使用についてはあくまで地主の権利と意志を尊重する事
⑤現在の耕地は住宅の耕作用として最大限に許容さらるべき事

1953年10月24日に、米民政府後藤課長（二世）から村長に口頭で、波座間原の工事には協力して欲しいとの話があった。11月18日付で、波座間原の工事に関することで軍から主席宛てに文書による通知があった。これに対して11月29日に部落会の幹事会が開かれた。その頃部落の周辺では工事が行なわれていた。これ以上部落の農地を失わないようにしようと、部落常会を開いて次の申し合わせをした。「万一軍が同地域の工事を始めたら鐘をたたいて合図する。合図を聞いたから部落民はすべて現場へかけつける」。並行して軍上層部へ陳情すべく、部落民の間で署名運動を行なった。

1953年12月に、具志部落で、アメリカ軍によって土地の接収が強行された。「5日朝、小禄村具志部落では、同字波座間原（はざまばる）で道路開削工事を始めた軍のブルトーザー〔以下、ブルドーザーとする〕に具志部落二百余名がかけつけて、その作業を阻止し、軍側は情勢の悪化に備えて、一個中隊程の武装した兵隊を現場におくり、警察本部でも西平隊長以下50名程の警官を急派するなど、騒動があった。「午前中、軍民の調査官等が現場で長嶺村長等から事情を聴取していたが、12時半、武装した兵隊の手で、ブルドーザーの側に座りこんだ部落民を解散せしめて、一応落着をみた。しかし兵隊たちは午後も引続いて該地域を警戒して、部落民の立入りをとめ、部落民は自字のクラブに集まって終日対策協議を続け、依然として不安な空気を漂わしている」（『沖縄タイムス』1953.12.6）。

12月7日午前、「小禄具志部落民約500名は…〈土地を守れ、平和のために〉とのノボリを掲げながら、行政府に押しかけ、上原かま戸土地委員長、上原［亀治］具志区長、上原青年副会長、国吉土地委員の4名が［比嘉秀平］主席と会見、具志部落の土地収用に対する善処方を要請した。政府側は泉副主席、宮里内政、仲村警察部長、中今官房次長、稲嶺行政課長らが立ち合ったが、代表はまずこれまでの経緯を述べ、決議文を主席に手交し、この問題に対する善処方を要請した。その結果、主席は軍の［が］土地［を］必要とするのは防衛のためであり、それら一応協力すべきであるが、そのための生活保障は充分考えてもらうべきだと説明、部落民の気持ちも充分副長官に伝え、円満解決を図る旨確約した。その後、代表者の要請により、11時から、主席は庁舎うらに集まっている部落民に会い」、「代表からみなさんのお気持ちをきいて実状はよくわかった。小禄村は多くの土地を軍用地に取られ、非常に苦しんでいることは充分承知している。またこの村民の協力に対しては軍もこれを認めている。そのため私も関係各局長をつれて現地を視察したことがあり、その際具志部落の実状もよくみてきた。しかし現在の状勢は

1953年12月20日　小禄村具志の住民と民政府土地課による土地問題で座談会（沖縄県公文書館提供）

米国としては軍事基地を特に必要としており、これは吾々自身は勿論、自由諸国の防衛のためであり、それに対する協力も必要と思う。だが勿論、一部の犠牲に対しては全部でその責任を持たなければならないと思う。…この問題についてはみなさんの代表、村当局、政府と緊密な連絡をとり、軍に対して出来る限りの生活を保障してもらうよう、強力に努力したい」と話した。「その後、部落民は、更に次のような要望事項を主席に提出、11 時半、立法院への陳情に向った」。その要望 6 項目は次のとおりである。

①現在までの経過報告につき主席の意見をききたい。
②この工事進行中の地域はなんらの契約も結ばれてないから、正式な契約締結までこの工事の中止を考慮してもらいたい。
③この土地への適切な措置と賠償支払いを考えてもらいたい。
④現在の土地に現在のまま耕作を保障してもらいたい。
⑤支払いずみの金はいかなる性質のものか、吾々は講和発効前の使用料として受け取った。
⑥住民の生きるための要求に対して、武力による解決はしないでもらいたい。

（『沖縄タイムス』1953.12.7 夕刊）

12 月 12 日、第 6 回村議会（臨時会）（通算第 46 回）に、急施議案第 3 号「軍用地取り上げについて」が提出され、16 日の本会議で可決された。土地取り上げについて、立法院でも問題となり立法化が進められており、それとの関係で提出された議案であった。立法院で立法化しても軍の施設に直接反対できるのか、ということが議会で論じられた。軍用地取り上げはあらかじめ地主の承認を必要とするとあるが、軍がこの要求を通さない場合議会としてどのような処置をとるのか、アメリカがやることは絶対にないと思う、平和条約第 3 条撤廃も即時復帰も小禄の土地接収問題も、住民の団結でしか解決できない、提出された急施議案第 3 号は立法化を促進する要請だから賛成する、軍用地の接収問題は小禄村だけの問題ではない、と議会で議論されている。

第４節　長嶺良松村政と議会

（１）長嶺良松、村長となる

1948 年の村長選挙で選ばれた長嶺秋夫村長は 2 期目の中途 1954 年に、立法院議員選挙に立候補するため村長の職を退いた。そのため、同年 5 月 2 日に村長選挙が実施され、長嶺良松（ながみねりょうしょう）が当選した。長嶺良松は無所属で出馬し、人民党の国吉辰雄（くによしたつお）に大差をつけての当選であった。長嶺良松は長嶺秋夫村長のもとで助役を務めており、前村長の施策を推進する立場にあった。

同年 5 月、村長就任後の最初の議会、第 10 回村議会（臨時会）（通算第 50 回）に助役、収入役の人事案件を 5 月 15 日に提出し、その日に可決された。即ち、助役に赤嶺一男（あかみねかずお）、収入役に長嶺建太郎（ながみねけんたろう）が就任した。

長嶺良松が村長に就任した頃の小禄村村政の大きな問題は、那覇市との合併問題であった。小禄村の村政の方向は那覇市との編入合併に動いていた。長嶺良松村長は前村長とともに村政の中枢にいて、合併問題とも深く関わってきており、長嶺村政は那覇市への編入

合併をどう処理していくかであった。

（２）那覇市への編入合併

那覇市を中心にして周辺市村の合併による首都建設については、戦前からの課題であった。太平洋戦争の勃発、そして沖縄が戦場となったため首都建設の話は遠くへ押しやられた。が、戦後社会が落ち着いてくるにつれ、那覇市では首都にふさわしい都市計画が浮上してきた。そういうことを背景に都市合併の話が出てきた。

『沖縄タイムス』（1950.4.5）は社説で、「一市三村の合併」という見出しで、那覇市の都市計画は那覇市に限定して考究されているが、「この際構想を大きくして、那覇、港、真和志、小禄の一市三村を…包含する都市計画にまで発展せしめてはどうだろうか」と書いている。

また、『沖縄タイムス』（1950.4.29）は「小禄村は港村当局から一市三村合併の交渉をうけた」と報じている。その記事によると、そのことについての小禄村議会の意見は、「那覇市との合併に際し、対等条件で都市第一次計画に織り込み実現されるなら賛成だが、第二次計画に流されるなら同意しかねるということで、大体一致している」と報じている。

1952 年 8 月 13 日午前 10 時 30 分から那覇市長室で、那覇市・首里市・真和志村の首長および議会議長等が出席し、合併についての懇談が行なわれた。その席上、大都市の建設合併問題については、小禄村も協議に参加したいとの意向がかねてから窺われたということもあって、懇談中に小禄村長に電話で意向を聞いた。小禄村民の世論も村議会の意見も均しく合併に一致しているとの回答が村長からあり、小禄村も合併の話し合いに加わる態度が鮮明となった。二市二村の合併へと動き出した。13 日の話し合いの中で合併研究委員会（仮称）の組織について話し合われた。首長を除き、各市村から 5 人の委員を選ぶことになった。委員については各自治体に任された。

小禄村では、1952 年 8 月 25 日の第 2 回村議会（定例会）（通算第 30 回）で合併研究委員会の委員 5 人が選ばれた。選ばれた委員は次の 5 人であった。

上原光男（議員・商業）、赤嶺三郎（議員・農組専務）、赤嶺慎英（議員・沖漁連常務）、長嶺良松（助役）、平良雄一（劇場主）

合併について、議会としても研究しなければならなくなった。第 2 回定例会で直接合併のことは議論されていないが、消防隊の制服購入の予算計上について、次のような議論がなされ、小禄村が変わりつつあることを認めている。「本村は既に都市的形態を帯びている。都市的施設をあらゆる面でなすべきで、その観点から消防隊の制服購入費を本予算に計上してもらいたいと」（新垣善太郎議員）の発言もなされている。小禄村の人々が小禄村はもう農村ではなく、都市だという意識を持つようになり、そういう流れの中で都市合併が考えられていたことになる。

1952 年 11 月 7 日の第 4 回村議会（臨時会）（通算第 32 回）は、琉球行政府主席からの「二市二村同時合併の時期について」を議題として審議が進められた。村議会は諮問のあった合併の時期、1953 年 7 月 1 日に合併が実現すれば賛成だとして、11 月 7 日に答申した。しかし、小禄村議会は那覇市と真和志村の合併の取り組み方に疑問を投げている。1953 年 7 月 1 日の合併に賛成だが、この時期を失すれば合併研究委員会を即時解散すべきだとの

意見も出ている。同時にこの７月１日には合併は実現しそうもないので、実現の時期を見ることにしたいとの意見もあったが、諮問案には賛成している。

1953 年 3 月 1 日の『琉球新報』は、「都市合併持ち越し／首里・小禄、那覇に同調」の見出しで合併について報じている。その中から、小禄村に関わるものを摘記することにする。「二市二村合併研究会は 28 日、ひる 2 時から小禄村役場で開催された」。真和志村の西銘委員から真和志村の市昇格運動についての経過報告があった。当日は那覇市側が提出した「10 日 1 日合併」について話し合われた。

「首里・小禄各委員から“住民は那覇の積極的な動きに順応しており、住民の盛りあがる輿論と意欲は早期合併の気運にある。10 月では遅すぎるほどだ”と双手を上げての絶対的賛成論が唱えられ拍手を浴びた」。一方真和志側委員は 10 月 1 日合併に難色を示した。「首里・小禄の委員が“ここまで進展した二市二村早期合併の態度をひるがえす理由は何か”と詰め寄ったが、真和志側は言を左右にし、“今ここで結論を出せとするなら、吾々は同研究委をやめる他ない”と、頑として譲ら」なかった。

当間那覇市長は三市一村の合併の時期は 9 月が適当であると、声明を出したことについて、『沖縄タイムス』（1953.11.16）は小禄村の反響を記事にしている。「大いに賛成だ／いつでも応ずる用意あり」との見出しで、村議会議長赤嶺慎英の談話を紹介している。「将来に悔を残さぬよう、理想的な都市の建設をやって貰いたいと、我々はかねてから希望している」として、当間那覇市長が主導権をもっと持つべきだとしている。また、助役の長嶺良松は議長と同じように、「当間市長の声明をどこまでも支持する。…現在の構想も戦前の豊見城の一部と与那原まで包含した最初のプランには及ばぬ位のものだ。近頃三市合併とかということも耳にするが、将来大規模の商空港を期待されている小禄飛行場を持った我が村が除外されるということはとんでもない話で、当間市長の構想にもその価値は充分にみとめられていると思う。むしろ実質的には首里市などよりも、我が村がいち早く都市としての形態をとり得ると考えている。合併後の都計への期待の中には、農連前道路を漫湖を突切って飛行場までの直線路にすること、その他いろいろある」云々。

議長も助役も、那覇市長の 1954 年 9 月合併説には両手を上げて賛成している。

（３）小禄村の廃止

1954（昭和 29）年 1 月 18 日、第 7 回臨時議会（通算第 47 回、会議録では 8 回）に、1953 年 12 月 24 日付の行政主席からの答申照会文「諮問第 2 号都市計画法第 2 条第 2 項による答申について」と、関連して「三市一村合併について」が議案として提出されている（注：『那覇市議会史』では第 7 回臨時会となっているが、「会議録」では第 8 回臨時議会となっている。以降も議会の回数に差異がある。通算の回数は筆者が付したものである）。

赤嶺慎英議長は冒頭で、「この 2 議案は小禄村始まって以来の重要問題でありまして、移り変わって行く小禄村将来の為に真剣に御審議下さい」とあいさつしている。主席の諮問は、那覇・真和志・首里・小禄の市村を包含した区域を以って、那覇市都市計画区域として決定した方が適当であると思うが、貴村の意見を問う、というものであった。議会に参与で出席した長嶺良松助役は、「三市一村の合併はすでに一昨年の 11 月 7 日に諮問第 1 号によって決定なっております」、これは「本村の既定方針でありますので、これに併行する

為にも、諮問第２号は当然な事だと思います」、「是非本案通りの答申をしていただきたいと思います」と、村の立場を述べている。休会、懇談があり、全員賛成でこの２議案は可決された。

合併をめぐり各自治体それぞれ考え方があった。真和志市の編入反対で合併問題も新しい展開を見せるようになった。しかし小禄村は、他市との合併なくしては村民の福祉はありえないとの考えで、合併には積極的であったことになる。

1954 年 6 月 30 日、第 11 回村議会（臨時会）（通算第 51 回）「小禄村歳入歳予算について」は一応持ち帰って研究することになった。そこで議長を代行している照屋正徳副議長が休会を告げ、休会のまま合併協議に移った。その際、編入合併について賛成、反対の意見があり、票決がなされたが、編入合併に賛成 14 名、反対２名、よって「14 対２で編入合併を議決致します」と、まとめられた。

1954 年７月「4 日、小禄村の赤嶺議員ら議員代表３氏及び同村出身の長嶺秋夫立法院議員が那覇市を訪問、〈真和志が抜けても予定通り９月までに編入を実現されたい〉と要請」した（『沖縄タイムス』1954.7.5 夕刊）。

そういう状況の中で、那覇市は首里市・小禄村のみを編入して新首都の建設に邁進する方針を決め、その時期を 1954 年９月１日として必要な諸手続きを早急に進めることになった。

小禄村の那覇市への合併は合意され、手続きを残すだけとなったが、そのことについて、小禄村大嶺の上原次郎が議会や村当局のやり方に疑問を呈している。「長嶺前村長初め我等の選良諸賢が…御活躍のこと」に「敬意を表したい」としながらも、当局・議会は「ここで一寸足踏みをしながら村民を振りかえる必要はないでしょうか」と、「未だに公聴会はおろか、村民に知らしめる会合をもち得ないのはどうしたことでしょうか。議会当局は報告演説会を聞いて下さるようお願いしたい」と、投書している（『沖縄タイムス』1954.7.16 夕刊）。

合併問題の最後の態度決定することになる小禄村議会（1954 年度第１回臨時会　通算第 52 回）が、1954 年７月 17 日に開会された。議案は、「急施議案小禄村を廃し那覇市編入を申請することについて議決を求めることについて」であった。議長は開会にあたり次のようにあいさつしている。「本案は先日来検討に検討を重ねて来ましたが、本村の将来を大きく左右する問題でありますので、先日の協議会に於て話し合った通り、更に慎重に期す為に休会して公聴会に移り、村民の声を聞いた上で再開し審議致し度いと存じます」。

1954年８月　合併直前の小禄村議会議員と長嶺良松村長

議事日程の質疑があった。公聴会後すぐ本会議を開き、議決すべきという意見と共に公聴会後、2、3 日おいて本会議を開き議決すべきという意見もあった。合併問題で公聴会を開くのは初めてであった、とも言わ

れている。当間那覇市長や東江財政課長も村議会に出席したこともあり、公聴会前に当間市長と東江課長の間に、合併に関わることについての質疑応答が行なわれた。議会は休憩となり、午後 5 時 15 分公聴会が開始された。

「宇栄原赤嶺義信、赤嶺栄一、高良具志幸榮、他数氏が交々立ち上がって大同小異の賛成論に終始す」と、会議録（1954.7.17）には書かれている。

公聴会が閉会し、6 時 45 分会議は再開された。再開が宣せられるとすぐに、上原義廣議員は編入合併に反対の意見を述べている。「原案に反対であります。理由、1 つ、合体でない編入は民主主義に反する。2 つ、沖縄の首都建設の観点からして、真和志を除いての合併は無意味。3 つ、沖縄全住民の世論は三市一村の同時合併である。以上の観点から反対であります」。これに宮城清三郎議員も賛同した。

上原光男議員は次のように発言している。「今先の公聴会の意見もよくわかりましたので、今晩の村民大会の意向も聞いた上で、明日の午後 3 時に改めて決議した方が良いと思います。今日はこれで休会したらと思いますが」。

赤嶺三郎議員は次のように発言している。「吾々議員の意志はすでに決まっておりますが、村民の声を聞くだけは聞いて参考にする意味からも、明日の 4 時再開した方が良いと思います」。

何世代にもわたっての生活の場であり、村に誇りを持っていた小禄村が廃止されることは村の人々にとっては苦渋の選択であった。小禄村の存在感を示すために編入でなく、対等合併をという考えのもとで提出された議案に抵抗を感じた議員もいた。しかしながら、全体としては小禄村の将来の発展、住民の福祉を考えると編入合併でもよいと考える人々が多かった。合併しなければ小禄村の将来の発展はないと多くの住民は考えていたのである。小禄村といえば農村であり、農業で村を支えていたが、戦後村のあり方に変化が生じ、従来の村のあり方では村の発展、住民の福祉に期待を持てないと思う人々が増えていったことになる。北小禄地域の住民は、編入合併でもよいから早目の合併を望んでいた。議会では舌鋒厳しく編入合併に反対する論を展開する議員もいたが、状況は対等合併を許さない状況に置かれていた。

翌 18 日午後 6 時、村議会が再開された。その前に、全体協議会に移り、前日の青年会主催の村民大会のことが話し合われた。赤嶺三郎議員から前夜の村民大会の様子が話された。「昨夜の村民大会は編入合併に反対の青年幹部の主催するものにして、実際の白紙の立場ではなかったと思う。青年のやる事は理想と現実を織り込んでやって居るが、政治の現実は決してそうではない」と話している。

議事を進める中で、赤嶺慎英議長は次のようなことを発言している。「村民大会の骨子は去った 30 日の編入議決に村民の耳をふさいでやったという事が原因だ。大会のプランの結果からして、30 日の議会に於ける賛成議員と反対議員の意見を聞き、その後で自由登壇式にやる予定のものが、村民と議会の討論になってしまいにやむにやまれず自重論を持ち出して、ようやく大会を閉じさせた。閉じさせる事に於ても村民大会の名を活かして、1 万 4000 村民の名に於てを削ずる事にした。集まった青年の 98%までが議決に反対して居る。それを押し切って再議決するかどうかを今日の協議会に於て決定して頂きたい。去った 30 日の議決は果して粗浅であったか。議会の黒星だとの決めつけに対し議員各位の

御意見を拝聴したい。

18日の全体協議会における議長の意見聴取に対して、上原光男議員は次のように意見を述べている。「早くやった為に青年会から黒星だといわれて居るが、我々議会が事務上、又一昨年の又吉市長時代から懸案の問題である為に、善は急げと早くやったのであって、今北小禄側では早く那覇に行きたいが、合併になるのを待って居る。合併はどうなったかと待ち兼ねて居る。昨日の村民大会の決議に対しては北側に言わしめると、どうかと思う。決して議会の黒星ではない。北小禄側は編入でも良いと大賛成である」。

また、新垣善太郎議員は次のように述べている。「私共はこの問題に対しては研究もし、公聴会も持ち、根本の強い意見を聞いてやった。昨日の公聴会に於ても賛成だった。所が又昨夜の村民大会の結果になって居るが、私共は村民大会の決議がほんとに村民の声であるかどうか、検討す可きである。いろいろ議論もされて居るが、北小禄側の動きは小禄村の政治上の大きな問題であるが、更に慎重を期す為に今一応各部落毎に常会を開いて、もっとしっかりした根拠を持って可決す可きだ」。

「何れにしても 30 日の議会はミスだったかもしれないと思う」と大城善吉議員は自分の意見を述べている。議論が続いた。「一寸位おくれても村民の意志がまとまるまで待っていても、決しておそくないと思います」との宮城清三郎議員の発言もあった。

しかし、議長は票決へと議事を進めた。「小禄村を廃して那覇市編入を申請せんとする議案が上程されてから、公聴会、村民大会とあらゆる角度から検討され、最後のテストの結果を下す段取り、これが本日の議会であります。議員各位におかれましてはすでに腹は決ったものと信じます。これ以上論陣を張っても堂々廻りでどうにもならないと思いますので票決します」。

その後も編入合併賛成、反対の発言があったが、起立によって票決された。不賛成3名、賛成14名であった。

1954年7月18日午後9時40分であった。

その後、8月28日第2回村議会（臨時会）（通算第53回議会）が開かれ、「急施議案第2号三役の退職慰労金等支給について」が審議され、可決された。この議会が小禄村議会の最後の議会となった。

小禄村は9月1日那覇市に編入合併された。

第５章　真和志村・市

第１節　金城和信村政と村政委員会

（１）戦後の真和志村

沖縄戦が始まると、真和志村民は村外へ避難せざるを得なかった。北部に疎開した村民、南部に難を逃れた村民は、疎開先避難先で敗戦を迎えた。戦争が終わると人々は困難な生活を強いられた。村民は原村の真和志村に一日も早く戻りたいとの思いを持っていたが、敗戦で沖縄はアメリカ軍の占領下におかれ、移動するにしてもアメリカ軍の指示に従わざるを得なかった。

1945（昭和 20）年 10 月に、米軍政府は旧居住地区への移動計画を発表し、収容キャンプから旧居住地区への移動が始まったが、真和志村民が元の居住地区に移動し落ち着くまでには時間がかかった。

11 月 10 日、国頭村の避難先から陶器、瓦工業を起こし復興をはかるために、先遣隊が壺屋に移動した。宜野座に避難していた約 200 人の村民が、12 月 25 日に親泊（おやどまり）仲信を中心に摩文仁村字米須に移動した。一方、知念に難を逃れていた真和志村の人々も移動についてアメリカ軍に働きかけていた。翌 46 年 1 月 18 日に真和志村民の摩文仁村米須及び糸洲への移動命令があった、と『那覇市議会史関係略年表』に記されている。

敗戦後に知念市学務課長であった金城和信（きんじょうわしん）は、1946 年 1 月 21 日に他の村民と共に糸満地区隊長C・B・プランナー大尉に、糸満市長と共に真和志村民の移動について折衝した。一行は既に移動指令が出ていた米須一帯をも視察した。地区隊長に折衝した 2 日後の 1 月 23 日、金城和信は米軍によって真和志村長に任命された。ここに戦後の真和志村がスタートした。その日から村民の米須一帯への移動が開始された。村民保護のために自警団が組織された。隊長に内間（うちま）安信、副隊長に屋慶名（やけな）政徳外 1 名があてられた。米須に一応の受け入れを終了した 1 月 31 日の人口は 4337 人であった。食糧についてはアメリカ軍からの支給がある程度あったが、それだけでは間にあわず食糧調達には苦労したという。

金城和信は村長に任命されると、行政機構の組織に手をつけた。任命されて 1、2 か月の間に真和志村に必要な施設を設置して行った。助役に辺野喜英長（べのきえいちょう）、受け入れ事務をなす庶務課長に屋冨祖太郎（やふそたろう）、配給関係の事務をなす社会事業課長に金城真栄（きんじょうしんえい）、労務課長に義永栄善（よしながえいぜん）、産業課長に神村盛英（かみむらせいえい）、工務課長宇良宗亀（うら）、衛生課長橋口一雄（はしぐちかずお）、病院長に浦崎（うらさき）政成、自警団長内間安清（うちまあんせい）外職員 30 人をあてた。

同年 2 月 5 日、金城村長は地区隊長に対し、他村の人たちが元の居住区に帰還するに拘らず、真和志村民は摩文仁村に仮住いさせられており、一日も早い帰還ができるようにと、地区隊長に次の陳情を行ない、移動について懇願した。

一、軍に対し充分協力するから、地区隊長在任中に真和志村への移動ができるよう御尽力して貰いたい。

二、移動前に真和志村地域に農耕をなす先発隊を派遣させて欲しい。

三、現在、軍作業は知念、石川、野嵩地区より就業せしめているが、真和志村民にも就業せしめて貰いたい（『真和志市誌』）。

散っていた真和志村民が米須に集まって来た。1946 年 2 月 28 日現在の人口は男 3498 人、女 4772 人計 8270 人と記されている。米須における住民受け入れには限度があり、移動受入地を糸須キャンプに求めるようになった。

（２）収骨作業と慰霊塔

真和志村民が移動して来た米須一帯は激戦地であった。ために、日本兵を含め多くの沖縄の人々が命をおとした場所でもあった。遺骨が放置されていた。真和志村の人々にとって、遺骨を収集し、死んだ人々の霊を弔うことは、先ずやらねばならないことであった。金城村長を中心に真和志村として、遺骨を集めることに取り掛かった。敗戦後の真和志村の尊い大きな仕事であった。

1946 年 2 月 25 日、26 日の 2 日間で多くの収骨をおこなった。2 月 27 日「魂魄の塔」の完成と共に収骨した。546 柱を合祀して、27 日の午前 11 時から慰霊祭を挙行した。その後も「魂魄の塔」への納骨作業を続けた。4 月には「姫百合の塔」の慰霊祭を挙行した。「健児の塔」の建設にも村民は深く関わった。

（３）豊見城村・真和志村への移動

村民の願いは一日も早い真和志村へ移動することであった。

1946 年 4 月 3 日の村民全体の朝会において、金城村長は米須からの移動決定を報告した。4 月 20 日、米須から豊見城村嘉数への移動が計画され、行政区画が次のように編成された。繁多川・真地・識名・上間・仲井真・国場・古波蔵・大道・安里・上之屋・天久・安謝・銘苅・古島・真嘉比・松川・壺川・楚辺・二中前・松尾・樋川・与儀・寄宮の 23 区となった。各区に隊長を置き、各テント毎に班長を置いて連絡網を作った。

同年 5 月 5 日、糸満の米須から繁多川区を先発にして豊見城村嘉数への移動が開始され、5 月 30 日に松川区を最後に、移動が完了した。更に 6 月 30 日には真玉橋に移動した。8 月になると真和志村民の旧村内への移動が開始され、国場区・仲井真区が移動した。

村内への移動が許可されたとはいえ、全区が移動できた訳ではなかった。一部区域を除いて全面的に村内移動許可が出たのは、1947 年 1 月のことであった。

（４）村政委員

1946 年 5 月 9 日、沖縄民政府は総務部長名で各市町村長あてに「市町村政委員会設置ニ関スル」件の文書を発送し、市町村長の諮問機関としての市町村政委員会の設置を指示した。

委員には戦前の市町村議員を中心に、村長が認めた者を知事に申請した。委員の発令は 1946 年 6 月であったとあり、真和志村住民が未だ豊見城村に仮住いをしていた時ということになる。任期は、「1946 年 6 月～1948 年 2 月 29 日」であった。任命された委員は次のとおりであった。

石橋好真、泉朝久、大城喜相、嘉数正助、嘉数昇、金城光順、金城真光、金城盛徳、城間亀助、祖慶次郎、高原盛幸、仲嶺盛義、仲本光輝、比嘉健亀、比屋定理榮、譜久原朝信、眞榮城玄吉、山内武夫

村長の諮問機関であった村政委員会に関する記録は残っていないので、その活動状況がはっきりしないが、真和志村内への移動等について村長と共に働いたものと思われる。

戦後最初に助役に任命された辺野喜英長も、米須から豊見城村への移動、そして村民が待望していた真和志村への移動と、金城和信村長と共に苦労したが、1947（昭和 22）年 6 月 28 日に助役は死亡した。村長は、8 月 1 日に翁長助静を助役に任命した。

第２節　翁長助静村政と議会

（１）村長選挙と村会議員選挙

アメリカ軍政府は、米軍政府特別布告「沖縄群島市町村長及び市町村議会議員の選挙」を 1947（昭和 22）年 12 月 2 日に公布した。それを受けて他市町村と同じように、真和志村でも村長・議会議員の選挙が行なわれることになった。

村長選挙に立候補したのは、金城和信村長のもとで助役を務めた翁長助静と、宮里栄輝であった。1948 年 2 月 1 日に投票が実施された。その結果は翁長助静が 2806 票、宮里栄輝が 2651 票と、僅かな差で翁長候補が当選した。翁長は戦後最初の公選市長として 3 月 1 日に就任した。

村長選挙に引き続き村会議員選挙が同年 2 月 8 日に実施されたが、無投票で立候補者全員が当選した。当選した議員は次のとおりであった。任期は 1948 年 3 月 1 日から 1950 年 9 月 24 日までの約 2 年 6 か月であった。

大城三郎、宮里栄輝、伊差川徳明、浦崎清太郎、大城宗一、嘉数昇、金城貞秀、国吉真一、潮平集徳、城間亀助、城間誠安、平良良松、高良正文、知念清吉、仲宗根朝盛、比屋定理榮、真栄田義長、真境名元正、松田賢善、宮城善正、宮里義太郎、森田孟松、森山紹盛、山城盛昌、屋良朝順、與儀仁清

第１回村議会は 1948 年 3 月 5 日に開催された。議会は提出された人事案件の承認だけであった。助役に金城幸暉、収入役に屋富祖太郎を承認した。1 回目と 2 回目（同年 6 月 1 日）の村議会は村長が議長を務めた議会であった。議会は発足したが、当初は村長の諮問機関として位置付けられていた。

6 月 1 日の第 2 回村議会に、翁長村長は議案として「真和志村歳入歳出予算審議の件」を提出し、その議会で予算編成方針の説明を行なっている。予算編成の具体的な説明の前に、村長は、予算は村議会の議決を経て知事の認可を受けることになっており、提案した予算書は沖縄民政府の承認を得たものである、と説明している。

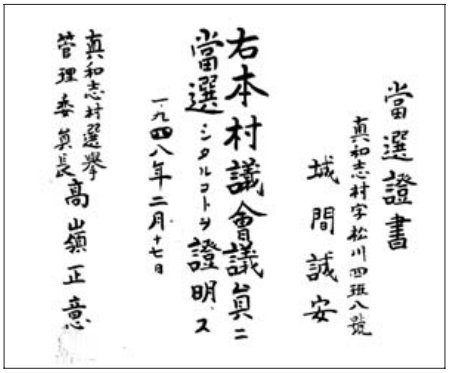
當選證書
真和志村字松川四班八番
城間誠安
右本村議會議員ニ
當選シタルコトヲ證明ス
一九四八年二月十七日
真和志村選挙
管理委員長 高嶺正意

1948 年 2 月　戦後初の真和志村議会議員選挙の当選證書

そのような形での議会の出発であったので、議員からは議会のことについての質問が出た。村議会は、

諮問機関か決定権を有するか、との議会のあり方についての質問が出ている。村長は予算編成方針のなかで、村議会が諮問機関なのか議決権を有するかという問題について、予算編成の件について言えば、村議会の議決を経て知事の認可を得るということになっている、というくらいしか分かりませんと答弁している。

議員の議会のあり方についての質問に、村長は市町村長会でもその件については随分問題となり、辛辣な質問が沖縄民政府に向けられました、と答弁し近日中に市町村条例を発布するということになったことを述べている。

予算審議の中で、歳入不足金 24 万 7000Ｂ円の金額をどのようにして村民に割り当て負担させるかということについて、村長が次のような 3 案を提示説明し、それを受けて議会で議論されている。

一案　24 万円を各戸に適宜に按分して割り当てるやり方、平均 80 円を幾段階かに分けて負担させる。

二案　売店から販売される商品に対し、原価の１割だけを寄付してもらうやり方

三案　前者と後者の折衷案

第 2 回村議会では議会のあり方について真剣に論議されており、また真和志村の現状と振興についても話が出ている。企業が真和志村の土地に手を伸ばしている。将来は土地問題として重大になってくる。企業許可申請には相当の手数料を掛けてもよい。食糧のことを考えると、甘蔗奨励よりは甘藷の方が先決問題だと思うとの発言もあった。売店での配給物資も減少しつつある中で、どうしていくかという中から出た発言であった。

（２）正副議長の選出と議会体制の整備

1948（昭和 23）年 3 月 1 日に発足した村議会は、沖縄民政府の指導で、議長を市長が務める前の村政委員会同様、諮問機関として位置付けられていた。そのことについて市町村会でも各市町村議会でも、単なる諮問機関なのか、議決権は有しないのかとの質問が出た。市町村会における厳しい質問の中で、沖縄民政府は市町村条例の発布を早めざるを得なくなった。

7 月 21 日、アメリカ軍政府は指令第 26 号「市町村制」を公布し、その施行を 8 月 15 日とした。自治が認められるようになった。「市町村制」公布後の 8 月 31 日に、真和志村では第 3 回目の議会が開催された。「市町村制」に基づき、村議会の正副議長が 8 月 31 日の村議会において選出された。議長に大城三郎、副議長に宮里栄輝が選出された。これ以降議会は議長のもとで運営されることになった。

副収入役選任の件も議案として提出され、金城 勇（きんじょういさむ）が副収入役として承認された。議会を運営していくための規則「真和志村議会会議規則」も、3 月 31 日の議会で可決され、その日から施行された。同じ日に「議会傍聴人取締規則」も可決され、その日から施行された。

12 月 8 日の第 4 回村議会では、「真和志村議会定例会に関する条例」も可決され、定例会は「5 月、8 月、11 月、2 月」に開かれることになった。が、その後変更された。議会に関する条例等が次々に可決され、議会の体制が整えられていった。

第 4 回村議会において各種委員会の構成の件も可決されている。村議会の最初の委員

会と構成委員は次のとおりであった。

経済部（定数6人）　平良良松（委員長）、浦崎清太郎、高良正文、比屋定理榮、真境名元正、森山紹盛

土地部（定数6人）　嘉数昇（委員長）、金城貞秀、城間誠安、真栄田義長、宮里義太郎、與儀仁清

工務部（定数6人）　宮城善正（委員長）、伊差川徳明、国吉真一、城間亀助、仲宗根朝盛、屋良朝順

教育部（定数6人）　潮平集徳（委員長）、大城宗一、知念清吉、松田賢善、森田孟松、山城盛昌

委員会制度も1949年6月の第10回村議会（臨時会）に、「委員制度廃止の件」が提出されたが否決され、委員制度が続くことになる。

（3）村長の予算編成方針

1949（昭和24）年4月23日の第8回村議会（臨時会）で、1951年度予算編成方針の説明を1950年3月30日の第21回村議会（臨時会）で、1952年度の予算編成方針の説明を1951年3月30日の第9回村議会（臨時会）で行なっている。

翁長村長は、1952年度の予算編成方針の説明で真和志村は、人口3万数千人を占め逐年激増の傾向にあり、中以上の生活能力を有するものが大部分で、このことが村の租税能力増加を物語るものとして、都市の性格をもっていると説明し、首都建設もこの現実を基盤としてなさねばならないとしている。

1950年度の予算編成方針の説明の中､1950年度から村費は各市町村税で負担することに確定しているため､市町村は負担軽減に努めることが必要だと述べている｡そのため、支出面では区長給料、役場吏員給料の引き下げ、区書記、幼稚園の廃止を行なったと説明し、予算の緊縮をはかることを説明している。

真和志村は売店の売上金が高額であり､その使途を計算すれば1950年3月まではこれで間に合うが、村民の負担のこともあり緊縮を図ることを考えていると述べている。また、映画館の設置もあり3軒の興業による収益で、村民の負担を比較的軽くすることができるとしている。

1949年4月23日の第8回の村議会（臨時会)、1949年5月7日の第9回の村議会（定例会）では村の復興のこと、村営の水道事業、電気事業を起こす必要があることが論じられている。古波蔵の干拓は見込みがあり、実現すれば村の基本財産になるとの発言もあり、当局の取り組みを迫っている。村民が生活していくうえでの基本的な施設の整備についての発言がなされている。

転入者の手数料10円をもっと上げて欲しいとの議員の発言は､税外収入の確保を図ると共に、激増しつつある転入者に歯止めをかける意図もあったのかなとも思われる。真和志村の変わり様が議員の質問の中に読み取れる。那覇市との間で問題になりつつあった村の境界のことについても質問が出ている。真和志村が向かうべき方向を確定してない時期であり、都会となることに重点を置かず、農村としての復興方面にも力を入れるべきとの発言も議員からはなされている。米軍政府、沖縄民政府が那覇市に移転すれば

真和志村への人口流入となり、農耕地との関わりが出てくることになる。議会人も十分に考慮して可耕地確保のことは検討すべきである、と所信を表明している。村が人口を受け入れる上から耕作可能な土地と不可能な所を調整する必要があるとの発言もなされている。真和志村の将来について議員は活発な意見を披瀝している。

（４）人口増加について

他所からの人口流入が激しく、それへの対応が迫られていた。水道、電気、道路等生活基盤の整備がなされていない上に、農村としての色の濃い真和志村に人口流入が続くと、農耕地の確保のこともあり、人口流入は大きな問題であった。それにブレーキを掛けようとの意図もあったと思われるが、転入者の手数料をあげようとの意見もあった。居住者の受け入れについて、議会に報告され議会で承認するという手続きもとられていた。

そのため､議会としてもその対応に迫られ議員提出という形で､｢受入方針確立の件(真和志村居住者受入に関する条例)」が 1949 年 6 月 13 日の第 10 回村議会（臨時会）で成立している。それにより転住者の受け入れは議会での承認を得ることになった。

その頃のことを『うるま新報』(1949.6.27）は「受入れを村議会／真和志村」の見出しで､｢昨年来毎月 5、6 百人から千人近くも人口増加しつゝある真和志村では、軍民両政府の那覇移転を目しょうに控え、愈々急膨脹が予想され、現在 1 万 7 千の人口は本年末までには 2 万を突破して那覇市を凌がするものと見られており、同村では将来の都市計画や農耕地の宅地転換による農民の生活対策等に悩んでおり、村議会側でもこれと協力一体となって対策を講ずるため、6 月の村議会で受入は村長の権限ではあるが、毎月の受入数が議会に提出、審議することに決定した」と、報じている。

1949 年 9 月 24 日の第 14 回村議会（臨時会）に「受入条例改正の件」が提出された。その背景には、真和志村の進む方向は都市化と農村部落の両方が考えられるので、居住者の受け入れは議会の承認とすることを廃止し、報告でよいという考え方があったと同時に、3 か月前に「受入条例」を制定したのは議会が権力を奪うために村民を搾り上げるためにやったのではなく、受け入れ問題は村当局だけでは荷が重すぎるということがあった。主権は軍政府にあり、真和志・那覇への受け入れについては検討が加えられており、面倒のときは改廃してもよいとの議論もなされている。しかし、議会は「受入条例改正の件」を否決している。

（５）２期目の翁長村政と議会

1950（昭和 25）年 7 月 7 日、米軍政府布令「改正市町村議会議員及び市町村長選挙法」が公布された。それをうけて、9 月 3 日に真和志村長選挙が実施され、翁長助静（おながじょせい）候補が当選し 2 期目の翁長村政が始まった。前回の村長選挙と同じように翁長候補と宮里栄輝（みやざとえいき）候補の一騎打ちとなった。結果は翁長候補 4629 票､宮里候補 4628 票の 1 票差であった。宮里陣営にとって納得いかないものであったが、9 月 5 日福原選挙管理委員長は「翁長助静を村長に決定します」と宣言した。

翁長当選ということをめぐり、宮里陣営から選挙管理委員会への異議申立てが行なわれた。選挙無効に関する異議申立てと無効票決定に関する異議申立てが、9月8日に選挙管理委員会になされた。選挙管理委員会は9月21日委員会を開き、異議申立ては成立しないと決定した。

1950年1月　落成した真和志村役所

異議申立てが認められなかった宮里陣営は、9月22日に中央巡回裁判所に選挙の一部無効と翁長の当選無効の上訴を行なった。そういう状況下での2期目の翁長市政のスタートであった。

前記の米軍政府布令で村会議員の選挙も、9月10日に実施された。定員26人での選挙であったが、投票直前の8月31日に米軍指令が出され、「市町村制」の一部が改正され、議員定数が大幅に削減され10人となった。29人が立候補を決めていたので、激しい選挙戦となった。その選挙で選出された議員は次の10人であった。

新垣正栄、山田英盛、浦崎清太郎、大城三郎、奥浜清吉、我那覇宗徳、金城貞秀、平良良松、高良正文、比屋定理榮

10月2日に第1回村議会（臨時会）が開かれ、正副議長の選出が行なわれた。議長に新垣正栄、副議長に山田英盛が選出された。

「助役の選任に関し同意を求むるの件」も異議なく同意され、義永栄善が助役に就任することになった。この村議会において「定例会に関する条例制定の件」も可決されている。

11月9日の第2回村議会（定例会）に、「1951年度真和志村歳入歳出追加予算審議の件」「1951年度真和志村家屋税賦課額議定の件」が提出され、審議されているが、11月13日に審議未了となっている。両議案は12月2日の第3回村議会（臨時会）にも提出されたが、4日の会議で保留となり可決されていない。翁長村長支持の議員と宮里支持の議員がおり、その対立があったことが推測できる。選挙結果が大きく議会に影響していたことを思わせる。

第3回村議会での議論を読むと、両派の対立があったことを感ずる。その時の議会での発言を抜き出してみることにする。

○追加更正予算については、村理事者が替われば方針も変わって又更正するということになるから保留したい。6月7日の議会でサービス税賦課審議の際議員から反対意見が沢山出たが、村当局はいかにも自信ある答弁だった。結果は141万円の中5か月経過した今日なお12万円しか徴収されていない。予算を通過させておいて執行不能になれば、他の税に切替えて予算を提出する無責任甚だしい。今日のタイムス新聞（12月4日―引用者注）では村長は裁判判決に上訴するとのことだが結果どうなるか。決着するまで保留すべきだ。

○予算の立て方が甚だ粗漏である（略）。理事者が代われば政策も変るから、それまでは既決予算で運営したい。職員増俸のためサービス税に求めたが議会を欺瞞したに過ぎない。議会は当局の尻拭いではない。

○那覇との比較だが、これは貧乏人が隣りの金持ちの真似をするようなものだ。サービス税について村長は自信あると判断した以上、万全の策を講じなければならない。今までの村長の言は全部空論であったとしか言えない。ここ十数日中には理事者も決定するし、軍も行政裁判は早急にやれとの命令だそうだから、新しい行政に入るまで本案は保留したい。

すでに、1950 年 11 月 7 日に中央巡回裁判所の方から翁長の当選無効の判決が出、翁長村長が上訴していることもあり、議員の間では近々の内に判決が出ることを予想しての発言で、翁長村政を厳しく追及していたことが分かる。

村長選挙の結果をめぐり議会内にも対立があり、そのことは村政のためによくないと議員も考えるようになった。そのことが党派的対立を派生させ行政に影響もでたので、議会が両者の調停和解のため懸命の努力をせざるを得ない場面もあった、と新垣襄二（あらかきじょうじ）元村議会議員は語っていた。

1951 年 3 月 27 日の第 8 回村議会（臨時会）で、「1950 年度真和志村歳入歳出決算報告認定の件」を認定した後、緊急動議として那覇市との合併問題が取り上げられた。そのことについて『うるま新報』（1951.3.28）は「昨年 9 月選挙以来、現村長派・反対派に分れて対立を続けた真和志村に、最近村議会を中心に村民間でも漸く和合団結の気運が濃厚となり云々」と説明している。首都建設について全員一致で決議した声明書に次のことが記されており、議会人が議員自身も含めて真和志村の対立の解消融和を考えていたことになる。「目下係争中の理事者の問題は近く厳正な裁決が下されるであろう。吾等はこの問題に冷静に対処し、なん人がこれに当るとも、議会の運営をわい曲することは絶対にないことを宣言する」と、議会人としての立場を宣言し、両派の対立に終止符を打つことを考えていた。

その議会の取り組みを『うるま新報』（1951.4.1）はおおよそ次のように報じている。

「現在上訴中の真和志村の村長問題にからむ政治的感情の対立は、村の行政面にも大きな支障を来し憂慮されているが、昨今の重大課題となっている首都建設を目的とする那覇・真和志合併促進問題が具体化されるにつれて、村長問題の早期解決が要望され、きのう（3 月 31 日）真和志村議会は秘密会議を開催、この問題の最後的決定を審議したが、結局大乗的な見地から、現村長翁長助静の引退を承認し、翁長は退職決意声明書を発表した」。その中で村政の安定充実ひいては早急な首都建設の実現を念頭に辞意を決定するにいたった、と述べている。翁長・宮里の「政治的対立を上訴裁判の判決まで持ち越すことは其の判決の如何に拘らず、現在の不安定性、不明朗性を払拭することは困難な状況にあり、…一身の立場に拘束されず…進退を決意した」、「幸いにして議会も対立抗争の完全解消を宣言したし、…光風霽月の心境を以って三ケ年半の役所生活に感激裡に終止符を打つことが出来る」として辞意を表明し、上訴を取り下げることになった。対立解消のために議会は粘り強く取り組んだことになる。

第３節　宮里栄輝村・市政と議会

（１）宮里村政と議会

翁長村長が辞意を表明し、上訴を取り下げたことで、7 か月も続いた選挙問題は終息へと向った。

1951（昭和 26）年 4 月 21 日、中央巡裁は翁長助静の当選無効を判決し、その結果が村選挙管理委員会にもたらされた。4 月 25 日、村選挙管理委員会は会合を開催し、村長に宮里栄輝の当選を決定し、その日の内に宮里は村長に就任した。

当選が確定した4月25日､宮里村長は｢今後はまず白黒対立の解消に努力すると共に、村財政の強化確立に努め、那覇市合併に行き着くまでの仕事、例えば道路補修、農村としての、また消費地としての諸施設も完成させ、一路那覇合併の態勢へと邁進したい」と、抱負を語っている（『うるま新報』1951.4.26)。

村長選挙問題が解決するまでには両派の議員の度重なる交渉がなされ、その中で助役人事も話し合われたものと思う。翁長村長時代の助役義永が宮里村長・市長在任中の助役を務めた。

1951 年 5 月 1 日の第 10 回村議会(臨時会)以降は宮里村政のもとでの議会となった。前村長末期の議会の状況と違い、議会に提出された議案は同意、可決がなされているが 5 月 31 日の第 11 回村議会（定例会）に提出された「那覇市簡易水道敷設について（那覇市請願)」は否決されている。そのことについての審議の中で、真和志村の水道敷設のことが質問されている。人口増加の中で生活基盤の未整備が大きな問題になっていた。ある議員は「水道敷設については議会の議決になって相当に進捗しているはずだが、今頃那覇市が水源地請願をしたから水道問題が再燃している。復興課長も努力が足りなかったことになる」と、当局の取り組みに苦情を述べている。水道敷設は復興費との関係で思うようにはかどっていない。

水道敷設について、議員の発言は続いた。｢先に議会で栄町、三原一帯に自治体で水道を敷設することを議決したが、復興費の削減等で挫折している。村営では差し当たり困難故、蒐集したパイプは栄町、三原に払い下げて、区で水道を経営させた方がよい。栄町、三原一帯は朝から晩まで水汲みに時間を費やしている。財政面よりして、村としての水道敷設は困難である。個人経営でもよいから早く実施すべきである。村内需要を満たすだけの水源はない。寄せ集めてもよいから早急に給水したい。村内の水源を村外に譲るのは問題である」との発言がなされている。

8 月 23 日の第 14 回村議会（定例会）で、｢真和志村税賦課徴収条例改正について」が提出され、23 日に可決されてはいるが、その際に議会からの厳しい発言が出ている。即ち､｢税の賦課は議会に与えられた権限であり､村当局の調査が正しいか否かを検討することは議会の権限である。村当局のみの考えで賦課するとなれば議会の存在はないのと同じである。村長の意見通り税の賦課について、議会にはからないでやるとすれば、議員は徴税に協力することは困難である｡村当局は課税について各戸歩いて調査できるか、議会と村当局が一体となって精密な調査をしてはじめて公平な賦課ができることになる。当局のみの考えで賦課するとその責任は負えない」と、批判している。

翌 1952 年 6 月 5 日の第 20 回村議会（定例会）に、「1953 年度真和志村歳入歳出予算について」の議案が提出され、宮里村長は予算編成方針の説明を行なった。その際に、会計年度の変更を政府から指示され、1953 年度予算は 1952 年 4 月から 1953 年 6 月までの 15 か月間の予算を編成することになったことを説明している。

水道の問題については、栄町、三原を中心にして、役所付近の部落への簡易水道についてもふれている。水源地については識名園の池を浚渫して貯水池にしたい、とも説明している。土木関係では７～10 人程の常置人を置いて修理維持に努めたいと述べている。

「都市形態を有する本村としては、衛生問題は切実な問題であり、常置の労務者をおいて塵芥処理に当らせる。栄町市場は経営困難であり、市場組合に経営を任している。与儀市場は道路上で仮市場を経営しているが、相当の収入を上げている」。

戦後の混乱期でもあり、道路上の家についても発言がなされている。道路上の家は早急に撤収させることとか、建築現場をよく見て回ること、礎石を据えてからの見回りでは遅い、と村当局のやり方に注文をつけている。安里、大道への人口流入が激しく、人口 3000 人以上になると、区長１人では仕事の処理はできないと、村当局の反省を促している。

「栄町は最近不振であり維持も困難である。村財政の財源の多くは栄町に負うており、栄町の不振は村財源にも影響が生ずる。当分鈴蘭灯だけでも補助しなければなるまい」と、当局への事業実施を迫っている。

「予算に都市計画費を計上したことは喜びに堪えない」との評価もなされている。「本村は那覇・首里の中間にあって、農村を含む都市の形態を具備している。本村を市に昇格させるべく種々の条件を具備しなければならない」と、市昇格についても議論がなされている。

（２）二重課税の問題

1953（昭和 28）年 6 月 11 日、第 31 回村議会（臨時会）に「1953 年度真和志村歳入歳出追加更正予算について」等の議案が提出され、歳入が予算どおりではないとのことで質問が展開されている。

不動産取得税や事業税の徴収の効果が上がらないのはどうした訳か、経済不安定の時期数字通りの税収がないのは課税方法にも問題があるのではないかとの質問が出ている。不動産取得税や事業税の如き浮動性のものは賦課しても徴収困難、ただ数字を並べただけでなく数字に近い金が集まるよう努力されたいと、当局の予算の編成の仕方、税徴収への一段の努力をと釘をさした。

第 31 回村議会（臨時会）では二重課税のことが問題となっている。那覇行政区の土地税は那覇と真和志からと二重になっているというがどうなのか、との質問がきっかけで二重課税のことが論じられている。

二重課税の問題は前々から予測できたことであり、起こるべくして起きた問題であった。那覇市の行政区になっている真和志村の土地の返還について村議会での決議があり、真和志村は強い調子で那覇市に土地の返還を迫っていることが、当時の新聞の記事から推測することができる。二重課税について、『沖縄タイムス』（1953.1.3 夕刊）は「何れ

にせよ行政府当局には早く解決しないと該地域に対しては那覇真和志の両方が課税するということにならぬとも限らぬと警告を発しているので何とか解決の方法を講じると思う」と、二重課税の懸念を記している。

二重課税は敗戦後避難先から那覇市民が戻ってきた際に、那覇市の大部分がアメリカ軍が使用していたため、市民は元の居住地には入れない状態にあった。ために、当時の那覇市長と真和志村長の話し合いで、真和志村の土地を那覇市に貸し与えるということになった。アメリカ軍の移動で那覇市の開放が進んだが、一旦那覇市が借りた土地はそのまま那覇市の行政区に編入される結果となった。ために、那覇市に貸し与えられた真和志村の土地に対し、那覇市も真和志村も土地税を課するということが生じた。

那覇市の行政区になっている土地への課税は二重課税となっているが、何れも法に基づいている､と議員は理解し議会で議論している｡那覇市でもその二重課税については、両派に分かれて議論していると、聞いているとの議員の発言で、那覇市においても問題になっていたことがわかる。真和志村としては、権利主張のためにも当然の行為だが、そのことがいざ裁判になった際、村としても証拠書類を収集する必要がある。今のところ、琉球の自治権は軍が握っているが、軍の方では土地台帳に準拠して那覇市の行政区になっていても真和志の土地と認めていることを、盛んに意見が述べられている。

1953 年 6 月 22 日の第 32 回村議会（定例会）において、宮里村長は 1954 年度の予算編成方針の説明を行ない、議会でも問題になっている土地に対する二重課税のこと、土地返還のこと、水道問題等にふれ、争うべきものは争い、協調すべきは協調して虚心坦懐に当たる積もりであると、所信を表明している。

二重課税のことはその後も議会で問題になっている。『沖縄タイムス』（1954.12.19 夕刊）の「記者メモ／合併決議と失地問題…」の中に次のように書かれている。「合併決議の前に行われた追加更正予算審議では､真和志の失地問題が持上げられた｡すなわち『神里原、松尾など旧真和志の失地に対しては、54 年度には課税しているのに 55 年度には課税しないのか』というのが問題になったわけだが、土地台帳は当市が持っているんだが、若(も)し課税しないというなら市長は土地台帳を那覇市へ渡しますかなど、痛いところをつかれ、当局は大分窮地に追いつめられていた」。

（３）接客人税

真和志村の財政にとって栄町からの歳入が、大きな比重を占めていたことが議会の議論を通して伝わってくる。

1950 年 6 月 7 日第 24 回村議会（臨時会）の一般質問を見ると、栄町に人々が集まってきていたことが分かる。附加税徴収の件で議会で質問がなされている。沖縄民政府から正式の指示があったのか、また認可されたのかについても質問されている。栄町を中心に業者が集まっている。過重な税を課して業者を税でしぼりあげることのないようにしてほしい。料理屋で 1 日 1000Ｂ円の収入に 400Ｂ円の附加税を課すと、客足も少なくなり事業放棄者が出ないかと、村の収入源となっている栄町のことが議論されている。

この村議会には「村附加税条例の制定」の議案が提出され、栄町の業者のことについても気を配った発言や、条例制定に否定的な発言も相ついだが議案は可決された。附加

税は栄町だけの問題ではないが、栄町が問題になったのは真和志村にとって、栄町は歳入という面で大きな位置を占めていたためだと思われる。

栄町は客が集まる地域であり、しかも村の歳入に大きな比重を占めていたこともあり、衛生問題、水道問題等についても議会や当局が配慮していたことが分かってくる。

1949 年旧一高女跡地に栄町が建設され、真和志村の中心地となった。写真は、1957 年頃の栄町市場『那覇百年のあゆみ』

1953 年 6 月 22 日、第 32 回村議会（定例会）において接客人税が、問題になっている。接客人税については料理店、小料理店、飲食店も区別して実際利益をあげているのかよく調査すること、接客人税の徴収方法は業者を集めて懇談する必要があると思うが、どうなっているのか。質問が相次いでいる。

接客人税は悪税として廃止したいとの発言があり、議会の大勢は悪税だということを認めている。女給に対し年 600Ｂ円の税は酷である。女給の 30～40％は子持ちで、しかも多くは離島から出て来て就き易い職ということで、女給になっている有様である。5、6 軒以外は転々として別の仕事に替えているのが多い状態である。そのことをふまえて、接客人税の廃止を望むと、発言している議員もいる。

接客人税は徴収可能な額を計上すべきである。女給は生活が苦しい、課税しても絶対に払えない。結局は主人の負担となる。根本的には撤廃を望むと、一般質問の中で発言している。

他方、議会の二部委員会では、接客人税を置くということが税法にある以上課税は当然であり、1 等から 10 等に分けて毎月徴収したいとの結論を得ていた。接客人税を撤廃するとは村としては伝えない。本村だけでなく、接客人税は全琉の問題である。接客人税は徴収の際無理のないようにすることである。接客人税の廃止により、交付金その他で村が損することがあってはならないということになった。

第 32 回村議会（定例会）に提出された「1954 年度真和志村歳入歳出予算について」は、歳入の接客人税については諸々の意見がでたが、二部委員会の主張通り提出された議案を認めることになった。

提出された予算案に、青年会、婦人会への補助費を計上すべきとの議員の主張が認められ、6 月 22 日提出された議案は 6 月 26 日に修正可決された。

（４）土地返還要求

真和志村と那覇市との間に土地返還問題については、翁長・宮里両村長の時代にまたがっている。この問題が生じた原因には、2 つの出来事があった。その 1 つは敗戦後真和志村民が摩文仁から豊見城村へ、豊見城村から旧居住地の真和志村への移動が許可され、村民は真和志校・村役所周辺の一部に移動していた頃、楚辺・樋川・松尾・二中前

等が開放された。当時の金城和信村長は土地がなくて困っている那覇市の状況を見かね、東恩納寛仁（ひがおんなかんじん）那覇市長と口頭で上述の土地を暫定的に貸すことを約束した。その後 1949 年 9 月 27 日付の沖縄民政府告示で、当分の間那覇市と真和志村の境界を 27 日より左のとおり変更するとして暫定的に境界を定めた。「真和志村字西原の一部、神里原、船増原の一部、樋川原、真地原、楚辺原の一部、石川後原の一部、松尾原、右土地を那覇に編入し、那覇・真和志の境界とする」。

その 2 は、1947 年 5 月 1 日に特別行政区みなと村が創設されたことであった。その際、真和志村の字楚辺、字壺川がみなと村に分割されたが、みなと村が解消の時に真和志村に返還されることなく、みなと村は一括して那覇市に併合された。真和志村にとって、那覇市に組み込まれた土地は、真和志村に返還されるべきだとの基本的な考えを強く持っていた。

議会においては土地返還について、機会ある度に意志表示を行なっていた。その動きを見ることにする。

1949 年 6 月第 10 回村議会（臨時会）において、6 月 14 日に沖縄民政府知事宛てに次のような「真和志村行政区域確定に関する意見書」を可決している。

「終戦後那覇市民移動に際し、真和志村長と那覇市長協定下に、真和志村字樋川、字二中前、字松尾を那覇市民の暫定的受入地域として那覇市に貸与し、又港村創設の際は真和志村字楚辺、字壺川が同村に分割されましたので、右 5 字住民は今日自分の原住地に帰れず、村内の一角で不自由な生活を続けなければならぬ窮状に置かれています。

我々議員一同はもとより、実現を要望すると共に、将来は右地域に対する行政権も当村に復帰することを信ずるものであります。これは将来に亘る問題でありますが、前記地域以外における本村と那覇市間に境界の確定せない地域がありまして、その解決が本村行政上当局に緊急重要なる問題であります。（略）

市町村制が公布せられ地方税制が実施せられた今日、村民課税の問題とも関連しますので、本問題は早急に解決しなければならぬことを痛感します。広汎なる重要な地帯を那覇市並びに港村に割かれ、村勢発展上幾多の不利と不便を忍んでいる本村の現状に鑑み、当然本村に帰すべくして帰せざる地域を速に本村行政下に収め、対那覇市境界を判明せしめる様、賢明なる御措置相煩し度く、市町村制第 22 条に依り別紙境界図を添付して右意見書を提出します。

1949 年 6 月 14 日　　真和志村議会（第 10 回臨時会）　　沖縄民政府知事　宛」

真和志村議会が行政区域確定の意見書を提出したことに対し、「那覇市議会側では、首都建設の見地から問題を解決すべく、民総務部への意見提出の猶予方を陳情」した（『うるま新報』1949.7.11）。

沖縄民政府は、1949 年 10 月 27 日真和志村と那覇市との境界線決定の告示を行なった。真和志村議会が「区域確定に関する意見書」の中で真和志村に帰属すべきだと問題にしていた地域、「真和志村の西原、宮城原、神里原、船増原、樋川原、真地原、楚辺原、石川後原、松島原の一部を那覇市に編入」することを決定した。

1950 年 3 月 20 日の第 20 回村議会（臨時会）において、「みなと村解消に対する行政

区域復帰に関する件」が提出され、その日に審議可決された。そのことについて、『沖縄タイムス』(1950.3.21) は、「戦前の真和志村区域は真和志村へ、那覇市区域は那覇市へ復帰させるのが当然であると意見一決、21 日正副議会議長、前村長の金城和信及び真栄城守行の 4 氏が代表者として、民政府と交渉することになった」と、報じている。

みなと村が解消されるとき、みなと村地域の土地がどうなっていくかということが、真和志村にとっては大きな関心事であった。みなと村のことで、「3 月 21 日、真和志村代表村議会議長大城三郎氏、副議長宮里栄輝らは又吉副知事を訪問、みなと村の帰趨について意見交換したが、那覇市・真和志村双方共都市計画の立まえもあり、時節柄大乗的見地から自主的歩み寄りで協力することを申合せた」(『うるま新報』1950.3.22)。

1950 年 3 月 23 日の第 20 回村議会（臨時会）において、みなと村の帰趨問題で更に協議を行なっている。「一部に那覇市と妥協して円満に解決しようとの穏健論も出たが、結局港村の元真和志行政区域は一応返還させて貰い 1 対 1 の立場で都市計画について那覇と協議することに意見一致し、近く代表が那覇市と折衝することになった」(『うるま新報』1950.3.25)。

7 月 24 日には、「翁長村長が宮里栄輝・嘉数昇両氏とともに、志喜屋知事を訪れ、善処方を訴えた所、知事も〈真和志、那覇、みなとの言分を十分検討の上内示をして、軍に伺いを立て最終的決定に運びたい〉と言っているので、同村では近く那覇市と談合することゝなった」(『うるま新報』1950.7.25)。

土地返還をめぐり当局も議会側も一緒になって返還要請活動をしていたのである。

しかし、1950 年 8 月 1 日に那覇市にみなと村が合併され、総人口 4 万 4554 人の那覇市となった。そのことに対し、真和志村ではみなと村だけが合併され、真和志村が除外されたことに村民は憤慨した。首都建設の計画から真和志村が外されること等に対する不満もあったと思われる。

『うるま新報』(1950.8.3) は、「首都建設に渦まく波紋／真和志村合併除外に憤慨／“陰謀”なりとばく論／村民代表が民政府に大挙陳情」の見出しで、みなと村が那覇市に合併されたことについての真和志村の状況を次の様に伝えている。「みなと村の那覇への合併告示により、首都建設から除外された真和志村では、村を挙げての重大問題なりとして、きのう各議員、区長、字有志等 70 名招集、午前 10 時より村役所で緊急協議会を開き、民意を反映した意見交換を行い、大要左の如き声明書を作成、トラック 2 台に便乗、民政府に押しかけ、知事と会見、声明書を読み上げた」。

声明書は次のとおりである。

「琉球の首都建設へ積極的に貢献せんとする村民の総意に依り、7 月 22 日付知事諮問案に対する答申書提出せしに、民政府は故意に答申書をわい曲し、抜き打ち的に港村単独編入の知事告示を発表するに至った。我々は今回の民政府の措置が首都建設の美名の下に、単なる港村を那覇市への合法的にうばいさらわんとする陰謀であり、同時に首都建設の規模を小区域に止めた責任を真和志村に転嫁せんとする合図なりとせざるを得ない。

一、…人口経済商業交通の交流状態からみて、両市村を行政上二分することは住民の福利上不当なり。

二、軍の支持する那覇市の都計は、真和志村・港村を包含して始めて意義が重大であり…。

三、…今回の知事の決定は、自らの主張を放棄して、那覇市・真和志村を二分するの放れ業を演じたこの事実は、真和志村議会の意志をじゅうりんすると共に、真和志村民、否全琉球人民の真なる要望を阻止したるものと云わざるを得ない。…故に真和志村内の凡ゆる力を結集して、今回の民政府の措置に断乎として抗争する云々と共に、之を江湖の批判に訴えて、初志を貫徹せんとするものである。

真和志村民代表合同協議会」

真和志村にとっても都市合併による首都建設は実現したい課題であった。みなと村解消時に那覇市、みなと村、真和志村の合併で首都建設をと真和志村は考えていた。みなと村の多くが真和志村の区域であり、那覇市との合併となると真和志村の意向も主張できる態勢をととのえるという意図も真和志村にはあったと思われる。那覇、真和志は大乗的見地から区域等については話し合っていきたいという裏には、上記の意図が潜んでいたのであろう。

みなと村の那覇市への合併に対する声明書は、首都建設から真和志村が外されたことへの抗議ともなっている。みなと村が那覇市に合併されたことにより、那覇市の規模が大きくなり、真和志村の意図したことが阻まれたことになった。

1950 年 8 月 3 日、「翁長村長、正副議長ほか議員、区長代表らがフライマス行法部長を訪問、真和志村除外について具申し」た。これに対してフライマス部長は「みなと村全部を那覇市に合併したということは今聞いてびっくりした。知事ともよく談合して解決せよ」とのことだった。そこで一同は沖縄民政府で知事、当間行法部長と会見し、「みなと村の旧真和志村区域を真和志村に返還して貰いたいと事情を述べ、問題解決までは飽くまで抗争する旨強硬な態度を堅持する決意を伝えて引上げた（『うるま新報』1950.8.4）。

1952 年 11 月 4 日、「市村の区域」に関し行法委員会で宮里真和志村長と嵩原那覇市助役が意見を述べたが、対立した両者の意見であった。宮里村長は真和志としては合併問題を控えているため境界問題は伏せていたが、合併が駄目となると境界問題を持出さんとならぬ」と述べている（『沖縄タイムス』1952.11.5 夕刊）。

11 月 17 日、第 23 回村議会（定例会）において、「真和志村区域返還要求について」の議案が 4 議員（浦崎清太郎・比屋定理榮・平良良松・高良正文）によって緊急提出された。決議文は次のとおりである。

「戦後暫定措置として那覇市民居住地に指定された左記地域に対し、1953 年 1 月 1 日以降一切の真和志村行政を施行せんとするにつき、その返還を要求する。

記

1．真和志村字楚辺　1．真和志村字二中前　1．真和志村字松尾　1．真和志村字樋川
1．真和志村字壺川　1．真和志村字与儀前原の一部、船増原の一部、西原の一部
1．真和志村字古波蔵、行田谷原の一部、長作原の一部、1．真和志村字寄宮、宮城原の一部

右議決す。

1952 年 11 月 17 日　真和志村議会（第 23 回定例会）
行政主席　那覇市長　宛」

1952 年 11 月 27 日、「宮里真和志村長、新垣同議長は、又吉那覇市長宛」、元真和志区域を「来年１月１日を期して、真和志村の行政を施行したいので返還して貰いたいという文書とともに、同問題に関する同村議会の決議文を送った」（『沖縄タイムス』1952.11.28）。

文書に対する那覇市からの回答がないため、1952 年 12 月 29 日の第 25 回村議会（臨時会）で、1952 年 11 月 17 日に決議した「真和志村区域返還要求について」を再決議した。30 日朝、村長、全議員揃って行政府に主席を訪れ、返還のことを申し入れた。那覇市を相手にするのではなく、政府を相手にすると真和志村側は述べている。主席訪問後宮里村長は、「合併第一主義からまずは市への昇格だということに方向転換してきている」と話した（『沖縄タイムス』1952.12.30 夕刊）。

1953 年 6 月 22 日、第 32 回村議会（定例会）において、宮里村長は 1954 年度予算編成方針の説明を行ない、その中で市への昇格について次のように所信を述べている。市への昇格は「53 年度における村政の大きなねらいだったが、実現せずして新年度を迎えるのは慚愧に堪えない。…さらに検討し、是非実現するよう隠忍自重して促進に当たる考えである」と表明し、那覇市との間に問題になっていることにも触れている。二重課税になっている土地税の問題、土地返還や水道問題等問題が多いが争うべきは争い、協調すべきは協調して虚心坦懐解決に当たる積りであると述べている。

那覇市との問題は、合併のこと、首都建設のことが基底にあって、その交渉の状況によって左右されていたことが感じられる。

（５）軍命による強制立ち退き

真和志村の人々は敗戦後避難先・疎開先からまっすぐに真和志村の地に戻れた訳ではなかった。糸満の米須に結集し、豊見城村に移り、その後真和志の地へと移動した。アメリカ軍の許可ある地域にしか居住は許されなかった。移動してきた真和志村の人々は荒れた土地を耕し、何とか農業による生活のめどが見えてきた時に、アメリカ軍から平野・天久・上之屋一帯を軍用地として使用するということで、1950 年 6 月 22 日強制立ち退きを命じられた。この問題も翁長助静村長から宮里栄輝村長の時代にまたがっている。

「20 日、翁長真和志村長は軍政官府フライマス行法部長に呼ばれ、泊高橋から安謝に到る一号線路の東側、旧沖鉄嘉手納線西側の天久・上之屋・松原・安里二区の大半は軍用地候補になっているので、一次・二次に分け、指令の日より 60 日以内に立退きになると予告せられたが、第一次として天久・上之屋・平野 352 戸、1418 名が移動する」と、『沖縄タイムス』（1950.6.23）は報じている。

立退きの話があって１週間程して６月 30 日、第 25 回村議会（臨時会）が開かれた。そこで「上之屋、天久、平野区立退きに関する件」が提出され、論議されている。その中で次のようなことが論じられている。

真栄田義長議員は、「私も立退きを命ぜられている一人であります」といい、「我が字

が現在の所に移動するとき」、すでに「軍用地になっている［いた］関係で」、ここに「移動［することは］困難となっていましたが、前村長金城和信氏や眞榮城守行氏等の運動により、〈いずれ［軍が］必要の際は使うかも知れぬから、その時は立退き［を］命ぜられてもよい〉との条件のもとに［この場所に］入ったのであります」。それを「この度、急速に立退かねばならぬようになった」ものである、自分たちは「今回で第５回目の移動となる」、話が急なので、「我々区民」は「具体案を未だ持たぬのであります」と述べた。

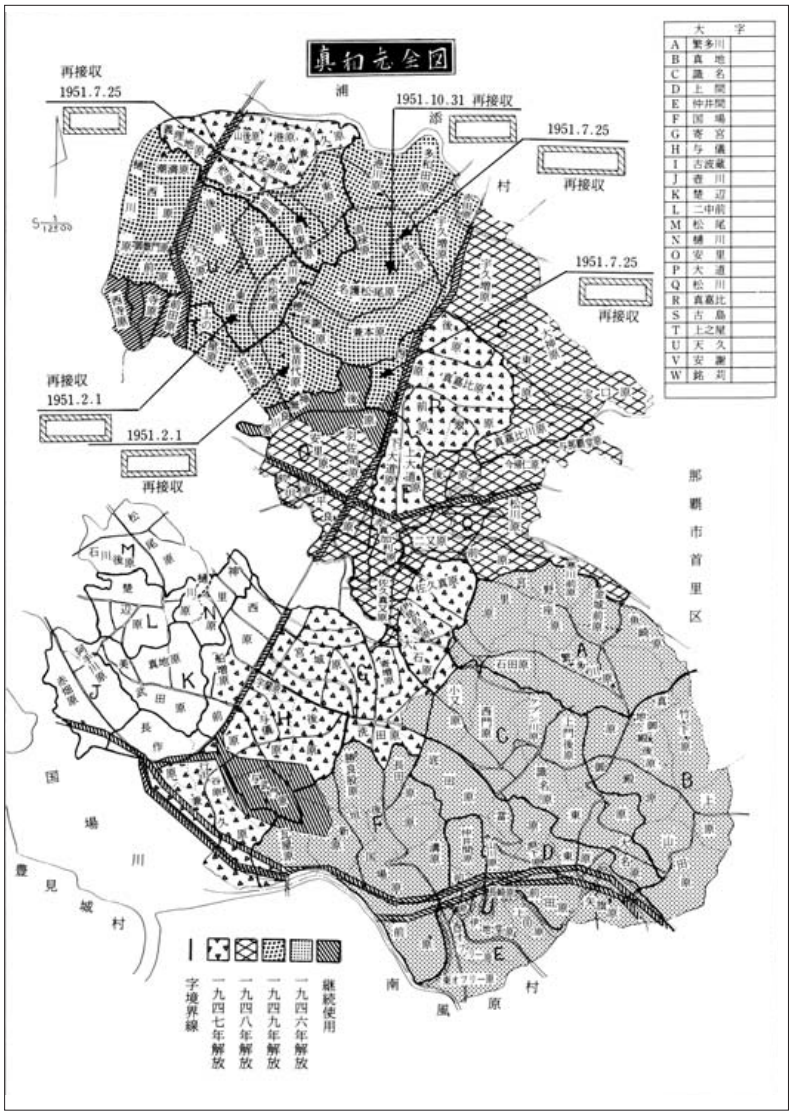

旧居住地の返還図『那覇市史　第３巻１　戦後の都市建設』

金城貞秀議員は、「移動を命ぜられた区民に衷心から同情する次第であります」と前置きして、「我が真和志村民は。米須から嘉数へ、嘉数から各部落へと移動また移動で、しかも自力で移動し、最後に落ち着いたかと思ったら３ヶ年にして、また立退き」させられるというような「運命に立ち至っています」といいつつ、移動には「１戸１万円［の］住居費用」と、「土地代」がかかる、「この際、村予算を切りつめて、１戸当り 3,000 円位の補助が出来るよう、本年度予算を勘案するよう願います」と提案した。これには真境名元正議員も賛同している。

議論は、補助のあり方、軍への援助要請、篤志や寄付を求めるなどのほか、移転先について、寄宮から神里原に至る一帯の農業試験場用地や、1 号線の西方の旭農園や、古島などを挙げて進められている。

結論として、「適当なる移転先の選定並びに移転に必要なる資材･資金等の補給に関し、軍政府に強力なる陳情運動を展開すること」とし、それを担う委員を５人選任した。

1951 年 3 月 30 日、第 9 回村議会（臨時会）の予算編成方針説明の中で、村長は「天久・上之屋の立退者に対して村として援助できないことを遺憾に思います」と述べ、「銘苅・松原・平野も早晩立退きの運命にあるが、これに対する処置も準備せねばならない」と、強制立退きに対する苦汁を吐露している。

1952 年「9 月の 30 日、真和志村に対して［米国］民政府当局から、真和志村の平野区全区（工業高校敷地も含む）と、これに銘苅・安謝の各々一部を住宅公社の延長工事に

使用するから、同地域の住民は来る 11 月の 10 日までに立退いて欲しいと、口頭で指令があったので、村当局では早速全地域の区長を集め通知し」た。しかし「銘苅の区民達が、〈今回の指令で将来銘苅全地域が立退きになるのは一目瞭然であり、これは我々の生活権を脅かすものである〉と代表大城実盛区長以下 96 名の連署で村当局を通じ軍への陳情方を願い出てきた」(『沖縄タイムス』1952.10.8 夕刊)。

立退きについて、銘苅や安謝からも立法院への陳情が行なわれた。立退指令は区民の死活問題である。既に占領状態も終り、基本的人権、土地所有権も確認されていることでもあり、充分な配慮を乞う旨の陳情が行なわれた。

銘苅区民からの立退きについての陳情に対し、1952 年 11 月 21 日、米民政府のホール行政課長から陳情の認可はできないとの通知があった。そして 1953 年 4 月 3 日に、米国民政府は布告第 109 号「土地収用令」を公布し、土地の強制接収を本格化することになった。直後の 4 月 11 日、安謝・銘苅に米軍武装兵が出動し、土地の強制収用が始まった。その接収が「土地収用令」適用第１号となった。

「11 日朝 7 時ごろ、安謝部落東側の畑地に集まっていた数台のブルドーザーが一斉に動き出し、午前中には一帯の畑地約 4、5 千坪がすっかり削り取られてしまった。驚いたのは部落民で、〈せめて残っている藷(いも)だけでも収穫しよう〉と右往左往するブルドーザーの間でトコトンまで頑張るものやら、部落はずれの小丘に集まって茫然と、刻々変貌する畑地を眺めているやら…。一方、比嘉俊栄区長等有志者が、直接作業にあたっている三幸土建職員に事情をたずねたところ、居合わせた米人が〈こちらでは何もわからぬ。DE［地区工兵隊］にいって聞いてくれ〉と突っパネられ、区長等はその足で村役場をおとずれ、続いて琉球政府に比嘉主席をたずね、主席から〈善処方、軍と交渉する〉との返答を得た。途方にくれてブルドーザーの作業にみいっている安謝部落天久の〇〇さん（45）の話、〈昨晩のうちにブルドーザーが集まって来て、今朝は起きぬけに作業を始めている。アッという間もない出来事だ。朝のうちはMP［軍警察］なども警戒にあたっているようだったが、こんな風に自分達の汗みずながした畑があっけなく削り取られるなど、夢にも思わなかった〉」。「安謝部落、銘苅部落などの地元では地主達が動き出し、早朝から銘苅部落代表等が役所に押しかけ、宮里村長に〈一度交渉して中止され安心していたのに、今ごろになって強権発動はひどい〉と泣きつき、村長同道で軍に〈中止方〉を陳情すべくでかけ、安謝部落でも、代表を琉球政府に派遣した」(『沖縄タイムス』1953.4.11 夕刊)。

1953 年 4 月 18 日、第 29 回村議会（臨時会）が開かれた。島袋盛文議員から緊急動議で「銘苅・安謝立退問題について」が提出され、特別委員会に付託された。4 月 23 日、第 30 回村議会（臨時会）が開かれ、同じく島袋盛文から「立退問題に関し陳情文提出について」及び「意見書決議文」が提出され、その日に修正可決されている。それは「強制立退に関する意見書」として、村議会名で、立法院議長、行政主席、米国民政府副長官宛てに送付されている。

強制立退の指令が出たことにより、村議会もその対応に追われることになり、矢継早やに村議会が開かれることになった。「立退問題の意見書」をまとめるに当たっては、「揉め抜く真和志村会」と『琉球新報』(1953.4.24) は報じている。

ずっと降りて1956年6月13日、第57回市議会（定例会）に高良正文議員が動議として、「軍用土地賃貸料一括払い反対決議（軍用地四原則貫徹要請決議）」を提出し採択された。「軍用地は当市と深い関係があるので、この際市の態度を明らかにして四者会議へ決議を提出したい」との趣旨であった。

軍用地問題は大きな問題となり、1956年には四原則貫徹本部も設置され、1956年6月25日には那覇高等学校で「住民大会」が開かれた。

（6）宮里栄輝市政

1．市昇格

先に決議した土地返還についての那覇市から回答がないため、1952年12月29日の第25回村議会（臨時会）において、土地返還の件を再決議し、宮里村長と全議員が揃って行政主席を訪ね土地返還のことを申し入れた。その際に、村長は合併第一主義から市への昇格について考えていきたいと表明した。それ以降、村当局と村議会は一緒になって市昇格に取り組むことになった。

1953年1月20日、第26回村議会（臨時会）において、「真和志村を真和志市にすることについて」が村当局から議案として提出され、満場一致で議決された。この議案は「本村は市町村自治法第5条第1項による市の要件を具備して居りますから、1953年2月15日より、真和志村を真和志市にしたいので議会の議決を求めます」となっている。市昇格の手続きについては、地方自治法で具体的なことが示されていないため色々議論もあったが、村議会は1月20日の議会終了後直ちに協議会に移り、真和志村としては差し当たり「認可申請」の手続きを取らず、「報告」の形で政府に届け出ることになった。

宮里村長は村議会における市昇格の議決をうけ、「これから市としての今後の発展を考え、都市計画等に力をそそぎたい。これはしかし那覇市との合併問題とは直接何の関係もなく、合併問題は合併問題として考える」との談話を発表し、市昇格に向けて主席への折衝を開始した（『沖縄タイムス』1953.1.21）。

1953年2月15日より市に昇格するという告示方を行政府に申請したが、その手続きについて琉球政府行政課と立法院安里行政法務委員長との間に意見の食い違いが生じた。そのために、1月23日に行政課から真和志村の提出した申請書が返却された。真和志村では行政課の見解に従い、市町村の廃置分合を規定した市町村自治法第3条により、1月24日再申請することになった。市昇格の手続きは、「真和志村を廃し真和志市にする」との真和志村の申請に基づき、行政主席が立法院の議決を経てこれを定めるようになることになった。

真和志村からの、市昇格の再申請で真和志村の市昇格についていろいろと意見が出た。『沖縄タイムス』（1953.2.19）は「10月1日期して合併／那覇市積極的に意志表示」と報じ、那覇市長が積極的に合併に向けて動いている旨を伝えている。宮里村長は那覇市の動きに対して、「村議会の意向をきかずには何とも言えない。那覇市が10月1日合併案をもっているといってもそれはまだ決ったものではない。従ってすぐに真和志の市昇格問題をどうするという事も考えていないし、いままでの方針通り市昇格手続きはすすめる」と述べ、市昇格の推進を続けると述べている。

その後『琉球新報』(1953.3.14)は､「真和志村の市昇格／都市合併の世論に反す／政府発表」との見出しで､市昇格のことに触れている｡「政府としては、本件が新自治法による最初の市昇格の取扱いであるため、その重要性に鑑み調査研究に万全を期すと共に、本件の処理が現に世論として要望されている首都建設ないし都市計画の今後の推移に関連又は影響すると判断したため、その処理の慎重を期した」という。その折宮里村長からの撤回申し出により、3月13日に書類を返戻した。

1953年10月1日真和志村が市に昇格。11月の市昇格祝賀の旗行列（大道小学校）（那覇市歴史博物館提供）

『琉球新報』(1953.4.24)に「市昇格問題経過報告」の記事が出ている。村議会は4月23日の第30回村議会（臨時会）の閉会後「引き続き協議会にうつったが、宮里村長から市昇格問題について政府との折衝状況報告があったが、之によると、22日、同村長は比嘉主席と会見、市昇格問題についての意見交換を行い、善処方を要望したところ、主席から異存ないと回答」した。そこで、同日「市昇格認可申請書」を提出した。「立法院の議決を得て主席が認可するもようである」。

6月22日から､第32回村議会(定例会)開催中の25日､村議会は全体協議会を開き、市昇格問題を取り上げ、その実現促進を期することとなった。議会の動きを受けて、村長と議長等はその日、25日に立法院を訪れ市昇格の議案の早急な上程を要請した（『沖縄タイムス』1953.6.26)。

市昇格について､『沖縄タイムス』(1953.9.30 夕刊)は「あすこゝ［呱呱］の声あげる真和志市／農業は僅かに7%／33年の村政にさよなら」の見出しで、1953年10月1日に市政に移行することを報じている。

真和志市政始め式は、10月1日朝9時半、市役所会議室で行なわれた。琉球政府主席代理宮里内政局長から市昇格の告示を伝達、同局長の祝辞、職員代表義永助役の挨拶があって幕をとじた、と『沖縄タイムス』(1953.10.2)は「喜びに満つ真和志市」の見出しで報じている。

２．市議会

市になって最初の市議会は、1953年10月2日に開かれた第35回臨時会であった。ここで行政主席名による「真和志村を真和志市とする処分」と題する告示第112号が報告された。市になったため、市議会でもそれに応ずる条例が審議可決された。「真和志市議会事務局設置条例について」が10月2日に提出され、その日に修正可決された。

最初の市議会で､「沖縄諸島の即時完全祖国復帰決議案」を可決した。その決議案は第34回村議会(臨時会)に動議として､9月18日に提出され保留付託された議案であった。

復帰決議については賛否両論あり、13 対 10（欠席 2）で可決された。

11 月 16 日の第 36 回市議会（定例会）において、「1954 年度真和志市歳入歳出予算追加更正予算について」「真和志市税賦課徴収条例改正について」の審議が行なわれ、11 月 19 日に可決されたが、当局の提出した農業所得をめぐり、議員は具体的な数字を上げて、当局の考え方を追及している。

すなわち、甘藷年収 7200Ｂ円は単価 2 円、坪当生産高 12 斤としているが、腑に落ちないとして、その参考資料を示してほしいと質問している。甘藷の夏植は一般には旧 5 月、6 月、7 月で 1 年分を植付け、大抵 1 年畑においている。1 年 1 作が適当であり、価格も 2 円は高い。市場へ出すのは坪当り 3〜4 斤位で他はくず芋で斤当り 60 銭位と当局に迫っている。他の議員も甘藷の 2 年 3 作は大きな見積りで畑を休ますことが出来ない。2 年 2 作が適当であり、斤当り 2Ｂ円以下だと説明している。市に昇格したとはいえ、農家が結構存在していた真和志市は、農家への課税にも依存し農家の所得にも細かく目をそそがれていたことになる。

歳入面では予算通りに税収がなかったとみえ、課税をめぐっても議会での質問がでている。栄町における料理屋、飲食店は 1951 年から転廃業者が多い、中には債務に追われて夜逃げする者も出ている。課税については考慮して欲しい。栄町に鈴蘭灯の設置を補助し、町を賑やかにしては、との発言もある。栄町を賑やかにし、税収へと結びつけたい考えがあったことが推測できる。

この定例会に提出された「追加更正予算」には、市昇格記念事業費が計上された。市昇格を記念するために 5 万円程度で「真和志市沿革誌」を編纂しようとのことも論議されている。

1954 年 5 月 17 日第 42 回市議会（臨時会）に「都市合併促進について」の決議案が提出され、「都市合併に対する声明書」を決議している。首都建設の世論が昂まりつつある中で、真和志市議会もそれに背を向けることができず、1954 年 5 月 17 日に「声明書」を決議したものと理解できる。声明書の後半に議会の考えていることが次のように述べられている。「敢て真和志市議会が譲りがたきを譲って、四市村同時合併を決意する所以のものは、主張の譲歩によって懸案の合併を実現し、大を以て新首都建設に積極的協力の実を示し、小を以て那覇市との間に横たわる癌症を解決し、更に四市村の提携協調によって 15 万市村民の繁栄に寄与せんがためであり、又、在任中に合併実現を公約せる市民への責任を果たさん為である」。

1954 年 6 月 7 日の第 43 回市議会（臨時会）で、動議として「都市合併について政府へ意見書提出について」が提出され、行政主席宛ての首都建設についての意見書が可決されている。「真和志市議会が従来の主張を譲って茲に四市村同時合併への指向しましたのも、那覇・真和志における教育、文化、社会面をはじめ、産業、経済、金融、交通、運輸等の現実が既に不離一体化しているにかかわらず、依然として 2 つの行政区域に劃されておりますことは何としても不自然であり、当然なさるべき行政上の合併措置が人為的に阻まれているとの批判もなされているのでありまして…」（略）

1954 年 6 月 21 日の第 44 回市議会（定例会）に、「1955 年度真和志市歳入歳出予算審議について」の議案が提出され、審議に先立ち宮里市長の施政方針についての説明が行

なわれている。

1953 年 10 月に市に昇格し名実共に都市的発展を遂げつつある。真和志市の歳入面をみると、税外収入が薄弱故に市税の増となっている。市民の生活安定を常に念頭においてはいるが市民の福祉増進のためには事業をせねばならない。止むを得ず市税を増やさざるをえない。市民税として 54 年度は１人 200Ｂ円、55 年度は 300Ｂ円へなり、家屋税もいくらか増やしている。苦しい財政事情を説明している。

市の二大事業は上水道事業と土木事業だと説明し、上水道事業では那覇水道より水を買うことになり､そのことは那覇市と折衝中としている｡1 期工事は 54 年度内に行ない、三原、松川、大道、安里 1 区・2 区の水道工事を行ない、2 期工事、3 期工事を行なうことを予定し、費用は起債、補助金でもって事業を推進すると説明している。市としての生活基盤整備を早急にとの思いがあったことになる。中小工業の育成と大工業の誘致に留意したいと説明し、予算が大分膨張した旨のことを述べている。問題になっている都市合併については現在見通しはないと述べている。

議会では、施政方針に対する質問が行なわれている。水源を那覇市に求めるのであるが、そうなると水道料金は相当額上がる。それよりは真和志内に水源を求める考えはないのかとの質問もあった。増税も止むを得ないが、三市一村の中で納税率が悪いのはどういう理由か｡納税率が悪いのは納税技術の問題ではなく､市民の力がないためである。地方からでてきた者が都市ではどうにか生活が良くなるだろうと思っており、資力のない人が増えたためではないか。確かに那覇市との比較では税が高い、徴税率も悪い、これは徴税技術の問題ではなく市民に力がないためだと思うと、議員は発言している。

那覇市と提携しないと、真和志市の発展はどうなっていくのか、ということを議員は思っていたのではなかろうかということを感ずる。

第４節　翁長助静市政と議会

（１）市長選挙と市議会議員選挙

1954 年 9 月 5 日、戦後 3 回目の市長選挙が行なわれた。その選挙も前回、前々回と同様に宮里栄輝候補と翁長助静候補の一騎打ちとなった。両候補とも都市合併を公約の最初に掲げて選挙戦に臨んだ｡｢今度の選挙戦が都市合併問題に関連しているだけに深刻な激戦の様相を呈している」と、『沖縄タイムス』(1954.9.3) は報じている。

選挙の結果は、翁長候補者が 8858 票、宮里候補者が 7473 票、1385 票の差で翁長が当選した。翁長助静は 9 月 21 日に 2 代目市長に就任した。

市長選挙から 1 週間遅れの 9 月 12 日に、市議会議員選挙が実施された。｢合併実現とからんで議会分野を争う注目の真和志市議会議員選挙。12 日の投票は折からの台風ジューンとかち合ったため、各投票区とも激しい風雨をついてのズブ濡れ投票に終止。市長選を上回ると予想されていた投票成績も…投票率 6 割 2 分の低調選挙に終った」(『琉球新報』1954.9.13)。その議員選挙も合併問題が大きくからんでいた。34 人が立候補し、次の 26 人（定数）が当選した。

森田孟松、奥浜清吉、新垣正達、伊佐真福、大嶺良英、嘉数仁和、垣花恵綱、許

田世輝、金城賢勇、金城貞秀、国吉真政、久場景善、新里義雄、高良正文、大工廻盛山、知念清吉、渡嘉敷浩三、新田宗政、野村朝賢、比嘉憲昌、古堅宗秀、又吉久正、町田宗永、屋慶名政永、山内武夫、山城盛善

「議会の分野は結局…翁長派 12、宮里派 10、中立 2、人民党 2 と決まった。この結果から推して、与党的傾向をもつ中立派が当局へ回ることは確実視されており、議会の勢力分野も翁長陣営の勝利をもって逐鹿戦に終止符を打った」（『琉球新報』1954.9.14）。

1954 年 9 月に当選した真和志市議会議員

新しく選ばれた議員による最初の議会は、1954 年 9 月 30 日第 46 回市議会（臨時会）であった。正副議長の選挙が行なわれ、議長に森田孟松、副議長に奥浜清吉が選任された。議会の同意を求める助役の人事に関する議案が提出されたが、否決されている。与党系の議員の多い議会で、東江助役の同意が得られなかった。市長派、前市長派の水面下での確執があったのであろう。1954 年 12 月 14 日の第 48 回市議会（定例会）において、護得久朝俊の助役就任に同意が得られた。

議会の常任委員会は第 1 部委員会から第 4 部委員会までおかれていたが、1957 年 2 月 22 日から総務委員会、産業財政委員会、建設委員会、議会運営委員会に名称が変わり、那覇市との合併まで存続した。特別委員会も 8 委員会が設けられていた。特別委員会は次のとおりであった。

①都市合併促進特別委員会（1954.12.17～1957.2.22）定数は 10 人であったのが、1956 年 3 月 30 日に定数 15 人となった。
②特別委員会（1956 年度真和志市上水道事業特別会計予算）（1955.6.28～6.30）定数 8 人
③特別委員会（1956 年度真和志市歳入歳出予算）（1955.6.28～6.30）定数 10 人
④特別委員会（真地区配電工事補助の陳情処理）（1955.12.22～1956.4.4）定数 6 人
⑤特別委員会（蔡温橋又吉道路間舗装工事による潰地補償の陳情処理）（1955.12.22～1956.6.18）
⑥特別委員会（議会事務局設置条例の一部を改正する条例、真和志市議会の委員会が調査等を行う場合の委員の調査雑費に関する条例制定）（1956.10.9～10.13）定数 10 人
⑦固定資産税実態調査特別委員会（1956.10.13～12.27）定数 23 人、（1956.12.27～1957.5.30）定数 10 人
⑧旧真和志市行政区域実態調査特別委員会（1957・10・28～12・6）定数 10 人

（２）翁長市長の施政方針

翁長市長は、1954 年 12 月 14 日の第 48 回市議会、1955 年 6 月 21 日の第 51 回市議会、1956 年 6 月 13 日の第 57 回市議会、1957 年 6 月 17 日の第 63 回市議会で、市の歳入歳出の予算編成案を議会に提出して、施政方針を説明している。1957 年の暮れには那覇市に合併されるが、それに至るまでの翁長市長の施政方針をみることにする。

第 48 回市議会（定例会）においては、「全沖縄の自治体の在り方は住民の福祉増進にある」が、「我が真和志の存在を考えると複雑であ」る。「那覇と密接不離の関係にある真和志市を検討したとき、全琉第二の都会としての価値において１番との差が余り大なるものがあります」。「住民の永遠の福祉のために政治面においても那覇と一体となり、緊密な連絡のもとに友情的に行なわれるべきであ」る。「あらゆる角度から考えると、既に首里・小禄が合併されている今日、いつまでも行政区を那覇と異にすることはあり得ない」。「合併の方法については事務的方面から考究することは勿論」だが「政治的方面からも、那覇や立法院との連絡を緊密にし、早期実現を計るべきである」と述べ、選挙公約の那覇市との合併を前面に打ち出している。

前市長時代の「二大事業たる上水道施設や土木事業の変更を加えた」。すなわち、「上水道事業は住民生活に密接の関係がある」ので、「色々検討の結果、那覇の上水道事業を真和志市に延長して施行させたい」、「そのため 1100 万円［Ｂ円］の起債を取止めた。「与儀８班、安里 1.2 区、栄町あたり」の配管施設は「那覇市に施行させたい」と、那覇市との合併を前提にした施策を打ち出している。「政府財政調整交付金」は「真和志市だけ」が増となっていると述べ、「これは議長初め議員さん方の働きのおかげである」としている。

第 51 回市議会（定例会）における 1956 年度の施政方針には、真和志市の状態は「他の市町村に比し複雑な様相を呈している」と述べている。人口５万 5000 人となり、「職業は複雑多岐」、「人口は戦前の１万 5000 人に対し４倍になっているが、住民の経済力は 4 倍に達していない。やるべき仕事は多くして財政が伴わないというのが現状である。「住民の負担能力から見ても安里の一部を除いて他には別だん増しているとは言えない。税外収入が少ないのは、重要な線は隣接那覇市におさえられ、本市はその余恵を蒙っているに過ぎないからである」と、市の財政事情の苦しいことを説明し、住民の負担を急激に重くせず、「漸進的に仕事を進め」ていくことにしたいとしている。

第 57 回市議会（定例会）においては優秀な施策をなすよう努めているが、財政上その他の関係で２、３年来の状況と大した変化がない」と述べている。人口６万 1000 人を擁する琉球第二の都市的形態を有し、地域的にも又複雑な格好を呈し」ており、それから抜けでるためには「那覇市との早期合併は市当局及び議会の一致した見解で」あるが、那覇市が「積極性がない」のは「遺憾に思う」と、進まない合併についての思いを述べている。また、那覇市との合併の線に沿い、機構の改革、人事の刷新、区長制度等のことは検討せねばならないとしている。

第 63 回市議会（定例会）での施政方針が、真和志市としての最後のものとなった。「戸数１万 3000 戸（[1957 年］３月末現在）、人口６万 4700 人」となっている。「納税義務者の業態別」からみると、「農業 800、水産業 129、商業 1249、サービス自由業 660、軍作

真和志市安里三叉路付近の繁華街（那覇市歴史博物館提供）

業 1150、労務業 3200、会社員・公務員 5000 人、その他」となっている。「一言に言えば真和志市は〈勤労大衆の街〉であり」、「施策の展開もこの現実的凝視の中から生れて来るべきだ」と思うと語っている。真和志市として、「重点的に考えなければならない点は、約 1000 を占める農業水産業であ」る。「水産業に対してはその振興策を練りつつあ」る。「農業生産面については所謂田園都市の構想の下、その発展に力を尽くしていきたい」としている。人口の膨張、住宅地帯の拡大に眩惑されることなく、農耕地の保護育成、即ち個々の農家の経営の多角化、適地適産等に継続的配慮が必要だ」としている。

「合併問題は、真和志市民を勇気づけると同時に、反面一抹の弱点を露呈する怖れもなしとしない」と述べ、「合併のみに束縛されることなく、自信のある独自の道の確立にも充分意を払うべきだ」と述べている。人口は増加し、住宅の密集地となり、そのことが真和志市の市政に大きくのしかかっていた。

市長の施政方針を受けて議会ではいろいろと論議されている。次にそのことをみることにする。

（３）市議会での論議

市長に就任した翁長助静は、1954 年 9 月 30 日の第 46 回市議会（定例会）に助役選任の同意を議会に求めたが否決された。人事案件を除く議案は可決処理されている。同年 12 月 14 日の第 48 回市議会（定例会）に、「上水道第 2 期工事の配水管敷設工事並びに給水工事を那覇市へ施行させることについて」を提出し、真和志市独自での上水道敷設を取り止めて那覇市に施行させるとして、前市長の時に決まった起債を取り止める説明があり、議会は市長の提出した案を可決している。この市議会（定例会）で助役に護得久朝俊が選任された。

1954 年 9 月 1 日、首里市・小禄村が那覇市に編入合併されたことで真和志市としては、首都建設への参画が難しくなる懸念もあり、早目に合併をという気持ちが議員に芽生えて来た。そのため、編入合併を主張した翁長市長のもとでの合併をということで、合併に関する論議がなされている。

すなわち、「都市合併促進に関する決議案」（12 月 17 日提出、同日可決）と、琉球政府行政主席と立法院議長宛ての「市町村合併促進に関する立法請願についての意見書」（12 月 17 日提出、12 月 20 日可決）が、第 48 回市議会で処理されている。

合併が実現しなかったのは基本になる法の裏付けがなかったためである。多年の要望である。合併は方法論で敗れ、ひとり真和志のみ取り残された、一日も早い合併を実現

すべきであると議会で議論されている。市の財産を増やすことが真和志市の発展には必要だとして、第 48 回市議会に「公有水面埋立申請要望決議案」も動議として提出されている。が、市当局の計画書ができてないとのことで第 4 部委員会に付託された。埋め立てについての議会の意志表示が必要だとして委員会に付託されたのである。

税収については議会でたびたび論議されている。例えば 1955 年 6 月 21 日の第 51 回市議会（定例会）においても、税徴収の成績は 56％で、よい成績ではない。その原因は何か、課税が不当に高いのか、徴税の技術上の問題か、納税思想の問題か、今後検討すべきとの議員からの発言があった。「二中前区区長人事について」の陳情があり議会で検討されている。区長人事の件は市長の方で処理して欲しいということで結論が出ているが、議論の中に市長選挙の影が落ちているのを感ぜられる。

第 51 回市議会においては、都市合併についても質問が出ている。1954 年の市長選挙のスローガンに掲げた合併について、市長に協力して議会も早期合併を決議したが、最近宙に浮いた感じで、1956 年度の予算にもその施策がないし、市長の施政方針にも触れられていない。その真相を聞きたいとの議員からの質問が出ている。

1956 年 3 月 29 日の第 56 回市議会（定例会）で、4 月 3 日、市長と大工廻議員とのやり取りのなかで市長は「真和志は社大党が揃って立法院議員に当選したのだから行政も社大党の君等だけでやり給え、僕はあと 2 か年寝て暮すと暴言を言った。これは本心か」との強い調子の質問が出ている。他の議員から「大工廻議員の今の発言は当を得てない。市長とのこんなやり取りは改めて市長弾劾演説会でも開いてやったらよい」との発言があり、議員同志でのやり取りがなされている。市長選挙とのからみ、与野党的立場での議論が時に議会で行なわれていたことが伺える。

1956 年 6 月 13 日の第 57 回市議会（定例会）において、動議「軍用土地賃貸料一括払い反対決議（軍用地四原則貫徹要請決議)」が提出され、議会の冒頭で決議されている。軍用地使用料一括支払いが発表され、沖縄側は軍用地四原則を掲げてアメリカの方針に反対している中での市議会の決議となった。

早期合併をと言っているが一向にはかどらない、合併できないとき失地回復の考えがあるのか、との質問が出ている。合併の姿がはっきりしないとの発言もある。

1956 年 10 月 10 日の第 58 回市議会（定例会）において、区長廃止のことが可決されている。区長制のない那覇市との合併の事を考えて外堀を埋めていく作業であった。第 59 回市議会（定例会）には区長存置についての陳情があったが、議会では不採択となっている。議会では早い合併へと動いていた。

1957 年 11 月 29 日の第 67 回市議会（臨時会）に、第 1 号議案として「真和志市を廃しその区域を那覇市に編入することについて」が提出され、11 月 30 日に可決された。長年の真和志の要望が実現した議会となった。

1957 年 12 月 6 日、第 68 回市議会（臨時会）が開かれ 14 日まで続いた。真和志市議会の最後の議会となった。合併に伴う処理すべき事案が提出され、可決された。1957 年 12 月 17 日真和志市が那覇市へ編入のため、真和志市議会議員は総辞職した。

第５節　首都建設と合併

（１）みなと村の解消と合併問題

みなと村が必要でなくなったため、1950 年 3 月 15 日で港湾作業隊の家屋が全部解放されることになった。真和志村では同年 3 月 20 日に第 20 回村議会（臨時会）が開かれ、第 2 号議案として「みなと村解消に対する行政区域復帰に関する件」が提出された。戦前の真和志村区域は真和志村へ、那覇市区域は那覇市へ復帰させるのが当然である、と意見が一致し議案は可決された。3 月 21 日、正副議長、前村長金城和信及び真栄城守行の 4 氏が代表者として沖縄民政府と交渉することになった。

みなと村の解消で関係市村が意見交換を行ない、那覇市と真和志村は大乗的見地から自主的に歩み寄り協力することを申し合わせたが、真和志村議会は元真和志村行政地域は一応元の地域に返還させて貰い、その上で 1 対 1 の立場で都市計画について協議することを決めて那覇市と協議することになった。

港湾作業隊の行政区域であったみなと村は、旧奥武山運動場一帯を除く全村域が、1950 年 6 月 6 日付文書で軍より解放され、知事の管理下に移された。那覇市は同年 6 月 10 日に那覇市議会議長等が志喜屋知事を訪ずれ、みなと村の那覇市への合併を陳情した。

みなと村の解消をめぐり、那覇市・真和志村はそれぞれの立場で沖縄民政府への働きかけを行ない、お互いに意見交換を行なった。沖縄民政府は久しく懸案になっていた真和志村・みなと村両村の那覇市への合併に関し、同年 7 月 27 日に市・村の議会に諮問を行なった。答申は 7 月 31 日までに行なうよう指示した。

「真和志村を那覇市に合併する件」で知事から諮問があり、それを受けて 1950 年 7 月 29 日、第 26 回村議会（臨時会）が開かれた。諮問案が 7 月 27 日に到着し、これを 31 日までに回答せよとは余りに突然であり、村民の運命を決する重大問題を短日時に回答せよとは村民を無視した専制的なやり方だとの意見も出た。答申の猶予はならないこともあり、議会では 7 月 29 日に答申が可決された。

諮問に対する答申をまとめる中で次のようなことが論議されている。

戦前のことになるが 9 年か 10 年前に、県当局との話し合いの中で首都計画が持ち上がったことがあった。その時は那覇、小禄、真和志、首里、豊見城の地域にわたっての計画であったが、今回は那覇市、みなと村、真和志村の三者が一体となっての首都建設であり、それには賛成である。むしろ積極的にやるべきであるが、その際には三者とも機構を解消し新都市計画を進めるべきである。新首都への編入ならよいが、那覇市への編入合併ではなく解散して首都建設すべきである。その際には市長選挙をすべきであるとの意見が出ている

真和志村からの答申は次のとおりである（『沖縄ヘラルド』1950.7.30）。

１、な覇、真和志、港一市二村は民政府の指示する時機に於いて、その行政体を解消し、合ぺい後の全住民によって新首長並びに新ぎ会ぎ員の選挙を行うものとす

２、新首長、新ぎ会ぎ員の就任するまでは現在の市村の行政事務を継続する。但し解消の時期は当該一市二村と十分連絡の上決定相成り度い、若しその時機が 8 月 10 日までに決定しない時は一市二村の首長並びにぎ会ぎ員の選挙は特べつ処置

をもって適当時期延長相成り度し

３、前記に反する単なる港村とナ覇市のみの合ぺいに対しては該村の占むるち域が大半戦前の真和志村の行政ち区であって港湾作業隊の一時的軍使用ちなると認めるが故に港村の解消と同時に同村の旧真和志村ち域に返還せられ度い

真和志村の意向は一市二村の合併で首都建設には賛成だが、条件として三者の行政機構を解体して新しい市長、議員を選挙するということであった。みなと村だけの那覇市への合併には反対である、要求が容れられなければ合併は止め、みなと村にある旧真和志村域の土地の返還を要求するということも議会で議論された。

（２）二市二村の合併

那覇市・真和志村・みなと村の合併による新首都建設に対し、真和志村議会は諮問の仕方があまりに時間が短すぎると、不満を表わしながらも期日通り答申した。答申は合併しその際に三市村の機構を解体し､新たに市長､議員を選出するという条件を付した。合併による首都建設は沖縄戦以前からの課題であり、しかも那覇市・みなと村の大部分は旧真和志村の区域であったということもあり、那覇市に編入合併でなく選挙によって首都の市長は選ぶべきだとの考えを持っていた。

1950 年 4 月末にみなと村議会は､みなと村解消と那覇市への合併を全員一致で可決した｡那覇市議会もみなと村を那覇市へ合併すると決議した｡それに対抗するかのように、真和志村議会はみなと村の旧真和志地域の行政は真和志村に復帰させるべきものであると、知事に意見書を提出した。同年 7 月末には知事の諮問に答えて、真和志村は条件を付して那覇市・みなと村との合併による首都建設に賛成した。

それに反し、8 月 1 日、那覇市にみなと村が併合された。真和志村の希望が容れられない形でも合併となり、真和志村民には不満が残った。合併による首都建設は避けられない状況にあった。真和志村の考え方は那覇市への編入でなく、対等合併ということであった。当時真和志村では村長選挙をめぐり係争中であったし、合併による首都建設への参加、選挙にからむ対立などもあり、多くの問題を抱えていた。

1951 年 3 月 27 日、第 8 回村議会（臨時会）で、動議として「首都問題に関し議会の態度を闡明することについて」が提出された｡「緊急動議として那覇市との合併問題を採りあげ、現在上訴中の村長問題が裁決され、たとえ誰が村長になろうとも村民福祉の為には大同団結して〈新市民に依る市長、議員の改選を行う〉との条件で首都建設に邁進することを全員一致で決議、次のような声明書を発表して、積極的に運動に乗り出すことになった」(『うるま新報』1951.3.28)。

「吾等は村民の選良として従来の対立意識を払拭し村民大衆の福利増進を根本理念として現下吾が村が直面する左記重要課題に対し大同団結して善処することを誓う

一、略（選挙をめぐる係争中のこと）

一､那覇真和志両市村の合併による首都建設の問題は絶対至上命題として再確認する。然し､吾等は新理事者決定後凡そ 6 ケ月を限度とする準備期間をおくを適当と認め、その間渋滞せる村政を整理革新し有機的合理的合併態勢を確立して首都建設の実現に邁進する

一、両市村の合併に伴い両方の執行並に議決機関を解散し新市民の総意によって新たにこれを選出することは民主々義の原則であり又合併の常識としてあくまでこれを堅持する」

合併による首都建設に対する真和志村議会の態度が明らかにされている。合併問題は後ずさりできない状況にあった。

那覇市・真和志村の合併は、両者の考え方の溝が埋まらず合併の話し合いは足踏み状態にあった。『沖縄タイムス』（1951.11.25）は「真和志村も都計課新設／市昇格への気運／棚上げの合併問題よそに」の見出しでその頃の動きを報じている。真和志村は独自の都市計画を考え、その上合併へ向けても有利にするために市昇格への動きをにおわせている。

1952年に入ると大同合併の動きが出てきた。那覇市長・真和志村長の間に首里市を含めた都市建設の話し合いがもたれたと、『沖縄タイムス』（1952.5.23）は報じている。また、1952年7月5日の同紙は「合併問題進展す／那覇真和志両議会がちかく懇談会」のことを記事にしている。合併への動きが当事者間に静かに行なわれていたことが分かる。1952年8月11日の同紙の社説は、「合併による大都市建設は全住民が待望している」、「合併が実現しない理由は奈辺にあるかは誰もが感知している」。「合併の動きをみせながらその内実は政治勢力のかけひきがあって、一向纏まりがつかなかった」とも書いている。「政府も確乎たる首都建設の政策を持つべきである」と、政府を批判している。

また、『琉球新報』（1952.8.14）は合併問題を次のように報じている。「兼島首里市長、宮里真和志村長が合併問題の件で又吉那覇市長に会見を申し込んだところ、8月13日にそれが実現し話し合いとなった。その最中に、小禄村の長嶺村長に電話を入れ小禄も首都建設のための合併には賛成との返事をもらい、那覇市、首里市、真和志村、小禄村の二市二村合併のことが了承された。二市二村合併へと動きだした。合併研究委員会（仮称）を組織し、合併についての研究の道が開かれた。各市村から首長を除いて5人の委員を選出することになった。人選は各市村議会に一任することになった」。

合併研究委員会

二市二村合併研究委員会は、1952年9月13日に初回の研究会を開き、委員長に山田有幹（やまだゆうかん）、副委員長に西銘順治（にしめいじゅんじ）を選んだ。第3回目の合併研究委員会は真和志村役所で開かれ、この会合で真和志村の研究委員会の西銘委員から、「いつ合併するか」ということが、研究委員会にとって最初にして最後の重要課題であるので、真和志村委員会を代表して来年7月の年度代りを期して、合併することが適当な時期であると思うので、これを議決して二市二村の議会に提案したいと、緊急動議が提出された。委員会では活発な意見が出た。那覇市は市自体の都市計画事業を実施しつつあるので、すぐに合併することを決めることには反対だとの意見を出している。研究会での話し合いの結果、「二市二村を同時に合併する」「合併の時期に関する二市二村の議会の意見」を聞くことになった。

真和志村では1952年11月8日、第24回村議会（定例会）に「二市二村合併の時期について」が提出された。まずは真和志・那覇の合併が急務、小禄・首里を入れるとぼう

大になり、あつかいできないことになる。合併の時期は那覇市の言い分でもよい、那覇市が合併について良いというまで、合併研究委員会は中止しても良い。二市二村の合併時期は真和志村委員が提案した 1953 年 7 月 1 日を支持したい。那覇市の都市計画を軌道にのせてからという主張通りだと、二市二村合併研究委員会の存在もあやしくなる。都市合併は全琉的世論であり、遅かれ早かれ実現することになる。真和志村は那覇市に貸与している土地の返還要求の準備を進めるとか、市への昇格準備を進めたいという意見が、合併の時期をめぐる議論の中で話されている。

『沖縄タイムス』（1952.11.13）は「首都建設／真和志村は強腰に出る／注目される 15 日の研究委」の見出しで「合併の時期をめぐって那覇市側と他の市村側の見解に食い違いが生じ、合併問題は前途に暗影を投げている」と報じている。同紙に宮里村長の談話が掲載されている。村長は「12 日に真和志村としては従来の方針、即ち今年度末合併の意向にかわりないとし、それが容れられなければ合併研究委員会の存在も意味がない」。「真和志村としては従来の方針をあくまで維持し、これが容れられなければ研究委員会を解散し、独自の市昇格運動を推進するといっている。一部では合併が出来なければ土地の返還だといっているが、村当局は土地返還問題と合併問題は離して考えるべきだ」と述べている。

15 日の研究委員会は珍しく激論をたたかわし波瀾をまき起こしたと、『琉球新報』（1952.11.17）の「金口木舌」に報じられている。委員会が休会して待機の姿勢をとったのは喜ぶべきことだと書いている。真和志村議会では合併研究委員会の存在は必要ないとの発言もあったが、合併研究委員会は存続することになり休会ということになった。二市二村の合併も暗礁に乗り上げてしまった。

（３）市昇格から合併へ

二市（那覇・首里）二村（真和志・小禄）の合併が具体的な話へと進展するかに見えたが、各市村の思惑等があり合併への道筋は見えなかった。真和志村は市昇格へと動き、1953 年 10 月 1 日真和志市制が施行された。市昇格により合併問題の解決を促進するものとして市民に大きく期待されたが、合併への動きは緩慢であった。

1954 年 5 月 17 日、第 42 回市議会（臨時会）が開かれ、決議案「都市合併促進について」が提出された。真和志市議会は多年の懸案である都市合併実現を促進するために声明書を決議した。決議をめぐる議論を拾いだしてみる。

「来る 9 月（1954 年）に市長及び議員選挙を控えているが、合併問題には進展がない。那覇市と真和志市との合併に対する見解が異なっている。那覇市の主張する三市一村合併に大乗的に同調しなければいつまでも合併は実現しない。真和志市が従来の二市合併に固執していては合併出来ない。真和志市は段階的に二市の合併を主張しているが、那覇市は三市一村合併を堅持して譲らない。小禄村も三市一村を決議している。その際個人的不利や多少の不利益を全部捨てて譲歩すべきだ」。それに対する反論も出た。「先の議会では二市合併で、止むを得ない場合は三市までと決議したのに、急に三市一村の合併を声明する意味が分からない。市民の世論も聞かずにすぐに決めることは出来ない」との意見も出た。が、結局 21 対 1 の表決で「都市合併推進に対する声明書」は決議され

た。二重課税問題、失地返還問題の解決には合併以外にないという方向へと動いた。声明書は最後に次のように結んでいる。

「我が真和志市議会もここに大乗的立場に立って枉ぐべからざるを枉げ、従来の主張に一歩を譲って那覇、真和志、首里三市に小禄を加え四市村の同時合併に同調することとし、茲に本年8月を期して合併実現の用意あることを宣明するものである。敢て真和志市議会が譲りがたきを譲って四市村同時合併を決意する所以のものは、主張の譲歩によって懸案の合併を実現し、大は以て新首都建設に積極的に協力の実を示し、小は以て那覇市との間に横たわる癌症を解決し､更に四市村の提携協調によって15万市村民の繁栄に寄与せんがためであり、又、在任中に合併実現を公約せる市民への責任を果たさん為である。右声明する

1954年5月17日　真和志市議会（第42回臨時会）　真和志市議会長　宛」

真和志市議会は合併に対する態度を確認すると同時に他に表明したことになる。

1954年6月7日の第43回市議会（臨時会）においては動議としての「都市合併について政府への意見提出について」が可決され、政府行政主席宛てに送付されている。他方合併に反対する動きもあったことも分かる。

1954年6月25日、第44回市議会（定例会）に「編入合併反対について」の陳情案件が提出されている。1954年7月3日に真和志市議会全体協議会が開かれ、その協議会において那覇市への編入合併反対を16対5で可決したため､三市一村の合併問題は流産したと報じられた。真和志市には対等合併という考えが残っていたことになる。合併はするが、対等にという考えは続いていたことになる。

1954年8月15日、真和志市は那覇市への編入合併のことで住民投票を実施した。結果は、投票総数6795票、賛成2680票、反対4013票、無効94票、白紙8票ということになり、真和志市市民は那覇市への編入合併に反対の意志を表示した。三市一村の合併の一角が崩れた｡が､1954年9月1日那覇市への首里市と小禄村の編入合併は実現した。

1954年9月5日には真和志市の市長選挙が実施された。立候補者の宮里は住民投票の結果をふまえて対等合併を打ち出した。翁長候補は方法論は第二義的なことであり、市民福祉の立場から合併第一主義を掲げての選挙戦となった。選挙の結果は翁長候補が当選し、合併へと動きだした。方法論は影が薄くなっていった。

1954年12月17日の第48回市議会（定例会）において、動議として「都市合併促進に関する決議案」と「市町村合併促進に関する立法請願についての意見書」が提出され、両議案とも可決された。首里市・小禄村の那覇市への合併で、真和志市が取り残されることになった。真和志市としては、首都建設計画から外されることになるかも知れないという不安があつたと思う。又、他地域からの人口流入の多い真和志市の世論も合併へと傾いたものと思う。合併問題が度々出たが、実現しなかったのはそれを促進する基本法の裏付けがないことに原因があるとして、合併促進の立法請願書を主席と立法院議長あてに送付することになった。多年の要望の合併は方法論で敗れ、ひとり真和志のみが取り残された。一日も早い合併をという意見も議会で述べられた。

1956年11月2日、翁長助静真和志市長は東京滞在中の当間重剛那覇市長あてに「合併への緊急措置にご高配を懇請する」との電報を打った。当間市長は主席への就任が噂

されていた時期であった。

1957 年 9 月 18 日の第 65 回市議会（臨時会）で、「那覇真和志両市に対する行政主席の早期合併勧告要請についての意見書」を可決し、20 日に主席へ提出した。

意見書要旨は、「両市合併の懸案は那覇市の政治的諸因によって棚上げされている。同一の経済圏、生活圏に 18 万市民が包含されているのに合併が人為的に阻まれている。合併が遷延すれば、2 区域に対する二重課税の問題も悪化する。合併の好機は当に到来していると信ずる。よって主席が市町村合併促進法に則って速やかに両市に対し、早期合併実現の勧告措置を講ずるよう強く要請する」（『沖縄タイムス』1957.9.20）。

1957 年の後半期合併問題は進捗の度を早めた。

1957 年 11 月 28 日 10 時半から主席室で、行政主席、行政課長を交え真和志市側から翁長市長、護得久助役、森田議長、那覇市側から辺野喜合併委員長、渡口副議長が出席して合併協議会を開き、那覇・真和志合併の日取りとそれに伴う事務処理について打ち合わせた。その結果、12 月 17 日を期して両市の合併を行なうことになった。と、『琉球新報』（1957.11.28 夕刊）は報じている。その記事の見出しに、「編入合併決まる」と見出しを付けている。編入合併致し方ないということになったことが理解できる。合併に向けて立法院も臨時議会を開いて、1957 年 12 月 17 日に合併が実現するような日程になっている」（『琉球新報』1957.11.28）。

1957 年 12 月 17 日　那覇市と真和志市との合併で表札を取り替える東江誠忠臨時那覇市長と翁長助静真和志市長（那覇市歴史博物館提供）

真和志市議会は、那覇市との合併決議の前に合併後の新市の建設策定書を作り、それを承認してから合併決議を行なうべきだとの議論が 1957 年 11 月 29 日の第 67 回市議会（臨時会）でなされた。1957 年 12 月 17 日真和志市が那覇市へ編入合併された。その日に真和志市議会議員は総辞職した。長年の懸案であつた合併問題も解決した。

〔補章１〕軍用地問題

この章は、他の諸章とは異なって、現在の那覇市ないし同市議会の枠を超えて、沖縄本島地域全体との関わりで、主として軍用地問題に絞って叙述するもので、他の諸章と重複する部分がある。

（１）琉球政府の発足と市町村自治法

1951（昭和 26）年 9 月に対日講和条約（サンフランシスコ平和条約）が締結されて日本は連合国（中心は米国）の全面占領から解放されて独立を回復した。だが、沖縄は同条約第 3 条によって無期限に日本本土から分離され、奄美諸島をふくめて「琉球」という名称でアメリカ合衆国の統治下におかれることが国際的に確定した。同条約は翌 52 年 4 月 28 日に発効したので、以後 20 年間沖縄住民にとって「4・28」は「屈辱の日」として記憶されることになった。

講和後の世替りの激動のなかで那覇市民にとって画期的な変化は、旧那覇市の全面開放であった。アメリカ軍占領によってオフリミッツ区域（立入禁止区域）になっていた旧那覇市街区域の多くが、サンフランシスコ条約の調印とほぼ時を同じくして、軍港付近とハーバービュー地区をのぞいて全面的に開放されたことだった。

また、条約発効直前の 52 年 4 月 1 日に発足した琉球政府の基本法となる布令「琉球政府章典」には、「琉球政府の首都は、沖縄島の那覇とし、住民投票によるのでなければこれを他の如何なる場所にも変更することができない」と規定された。

県都那覇市の復活は、49 年 7 月に知念地区にあった軍政府と民政府が旧市内に移転してきたころからきざしがみえていたが、実際に占領軍の方針として明確にうちだされたのは 49 年末の「シーツ政策」からである。49 年 2 月のアメリカ大統領のトルーマン・ドクトリンによって、それまで放置されていた沖縄の統治方針が明確化され、恒久基地化と民政安定を基本とする沖縄政策の現地実行者として、シーツ陸軍少将が琉球軍政長官に赴任してきた。シーツ政策は沖縄全島に恒久基地を建設するとともに民政の安定を目的とする経済復興政策を実施して“シーツ善政”として琉球住民から歓迎された。

そのころ、那覇市の関係者は軍政府に日参して立入禁止区域の開放と戦災復興の援助を要請していたが、49 年 12 月に当選間もない当間重民（とうまじゅうみん）市長が就任挨拶のためシーツ軍政長官を訪問した際に、長官は那覇市の将来について、「那覇市は商業都市として、できる限り土地を旧所有者に返して首都建設を実施したい」旨の構想を予告し、続いて、50 年 3 月 22 日付の軍政長官書簡によって、「都市計画の立案は那覇市の権限」であると指示された。

50 年 3 月、市当局は都市計画委員会と都市計画課を新設して「那覇市都市計画大綱（マスタープラン）」の作成に着手し、51 年 3 月に臨時議会を招集して大綱案を提案、市議会でも都市計画委員会を設けて検討、承認の運びとなった。市議会を通過した都計大綱は 4 月にはシーツ長官の認可を得て、いよいよ本格的な都計事業が始動したのだった。

これらの経緯があって琉球政府章典に「首都」としての位置づけが明記されたが、同時に、実施段階にはいった首都建設事業は、後に述べるように、再出発間もない新生那覇市に「二市二村合併による大那覇市建設」という大きな課題をかかえこませることになった。

1953（昭和 28）年１月、琉球政府立法院による民立法で「市町村自治法」が制定された。これによって、紆余曲折を経てきた市町村の基本的要件と権能が明文化され、地方自治の基本精神に則った市政が軌道にのることになった。市町村の区域（従来の境界を存続）・法人格・行政事務などのほか、「市となるべき町村」の要件としては「人口１万人以上を有すること」とあり、この条項に依拠して真和志村は 53 年 10 月１日に市に昇格する。また、自治法にはのちに「市町村の廃置分合、境界変更の勧告」の条文が追加されることになるが、無秩序な帰還市民の増加によって、境界が複雑にいりくんできた那覇と真和志にこの条項が適用された。

「市町村自治法」は議会について、第 2 章で包括的に関係事項を規定している。第 32 条で「市町村には議会を置くこと」に始まって、議員の定数、任期（4 年）、権限、招集及び会期、議長及び副議長、など 11 節にわたって詳細に規定されていて、おおむね日本本土法と軌を一にする内容になっている。同法によって合併前の二市二村の議員定数は、那覇 28、真和志 26，首里 20，小禄 22、となり、定数を満たすべく、53 年３月 29 日に補充選挙が行なわれ、那覇市 16 人、首里市 10 人、小禄村 11 人、真和志村 15 人が新たに議席を得ることになった。

（２）首都建設計画と合併問題

那覇市街地区の全面開放にともなって各収容地区で不自由な避難生活を送っていた市民が続々と帰還してきた。しかし、十・十空襲で焦土と化したうえに米軍が居座る那覇港を中心とした旧市街地はながく立入禁止になっていたため、道路・水道・電力などのインフラ整備の計画は後回しにされていた。帰還市民は区画整理もこれらのインフラ整備もできてない立入禁止区域周辺に無秩序に流入してきたために、スラム街同然のいびつな市街区域が膨張していった。市民生活は混乱に陥り、とりわけ那覇と真和志の境界地帯に過剰に人口が集中したために、両市村のあいだに深刻な境界問題が発生していた。このような時期の、市政の焦眉の課題は都市計画の確立であった。

新生那覇市の都市計画事業は、初期と中・後期では大きく性格を変えている。戦災復興事業として始まった初期の都計事業は、1950（昭和 25）年３月に那覇市議会において制定された「都市計画及び市街地建築条例」に基づいた「那覇市都市計画大綱」が起点になっていた。条例の定めるところは、避難生活の延長として各地に散らばっていた市民をいかに早急に旧居住地へ帰還させるかが第一の目標であった。しかし、那覇市から提出された計画案に対して、米軍当局からは「軍の占領政策と反することなく復興の線を米軍の作戦と一致させよ」という制約がつけられていた。

アメリカ占領軍の軍事優先政策のもとで、那覇軍港施設の拡張のために住吉町、山下町、垣花町、通堂町、西町一帯は都市計画から除外された。代わりに、拡張工事のために海没する住吉町、垣花町、山下町の町民を移住させる代替地として、泊港の浚渫工事と並行して泊南岸の埋立工事と若狭の墓地整理などが優先的に着工された。

1952（昭和 27）年 11 月、都市計画事業８ヵ年計画（総事業費８億 4800 万Ｂ円）の第一次工事が始まった。道路、公園、上下水道、泊南岸商港施設、河川浚渫、排水路などの総

合計画のうち、第一次工事として治水対策のポイントとなる国場川、安里川、ガーブ川、久茂地川の改修工事から着手された。財政難のさなか、事業費は都市計画法による琉球政府補助、年次起債、水道事業収入、競輪収入を財源とする計画だったが、財源問題から発生した競輪事業計画がやがて当間重剛（とうまじゅうごう）市政の評価を二分する政治問題に発展した。

初期の都計事業に転機がきたのは、53年2月、日本本土から石川栄耀（いしかわひであき）工学博士を招聘して、進行中の都計事業の指導・助言をあおいだ時に始まる。石川博士は山形県出身で、東京都建設局長や戦災復興委員などを歴任したあと、早稲田大学の教授となっていた。全国の戦災都市の復興都市計画の指導にあたり、都市計画の権威として知られていたが、たまたま那覇市役所の花城直政（はなしろなおまさ）建設部長の恩師という縁故もあって、渡航制限の厳しいなか、遠路招聘して都市計画を直接指導してもらうことになったのである。

2週間の現地調査・研究に基づいて「石川構想」とよばれる新都計の報告書ができあがった。石川構想の核心は、那覇、首里、真和志、小禄の二市二村と豊見城の一部を対象区域とする広大な首都建設の計画であった。予算規模も、事業費31億B円を見積もる大事業であった。後に豊見城区域は村当局が編入に反対したので対象から外されたが、二市二村の合併による大那覇市建設構想は、戦前（昭和12年）当間重剛市長時代からの宿願であったので、合併そのものに異論はなく、那覇市が石川報告書のパンフレットを発行して、都計事業と合併問題を抱き合わせた合併促進を呼びかけたところ、二市二村の役所と議会の合同による合併研究委員会が設置され、具体的な研究が始まった。こうして、都計事業と合併問題は車の両輪となって、関係自治体の最重要課題に位置づけられることになった。

戦後の都市合併問題は、みなと村の廃止にともなう一市二村合併構想から始まった。みなと村は那覇軍港の整備と荷役を行なう労務者の居住地として、米軍の要請によって形成された一時的な行政区であったが、行政区域のなかには楚辺、二中前、樋川、壺川、松尾などの旧真和志村の区域が含まれていた。那覇に隣接する人口密集区域を失った真和志村の議会は、1949（昭和24）年の6月と9月に、真和志区域の返還を要請する意見決議を行なったが、沖縄民政府は一方的に現状維持の境界変更の行政処分を行なったために、境界問題は那覇と真和志の長年にわたる感情対立の火種になっていた。

那覇と真和志の境界問題は、みなと村をふくめた一市二村の合併で解消できるはずだった。那覇市議会は、50年7月、「真和志村、みなと村を那覇市に合併する件」を全会一致で可決した。しかし、那覇市側の意向は「二村編入合併論」であったので両者のあいだに溝ができた。真和志村としては、合併そのものには前向きであっても、合併の方式は「那覇への編入」ではなく、「対等合併」を前提とし、合併と同時に新市長の選挙を行なうべきだと主張した。この見解に立って、真和志村議会は、「一市二村の自治体の解消のうえ対等の立場で市長選を実施すれば合併し、要求が容れられなければ合併は止め、みなと村にとられている旧真和志村の村域の返還を要求する」という内容の意見を決議している。

ところが、50年8月1日、那覇市は真和志村を置き去りにしてみなと村を編入合併したため、真和志村民は激怒して抗議声明を発するという結末となり、以後、真和志村民の那覇市に対する不信感が尾をひき、両者の合併問題が7年間も紆余曲折をたどる一因となった。

このような経緯を経て、関係市村の行政と議会の懸案事項となっていた合併問題はその後もながく尾をひき、那覇・首里・真和志・小禄の二市二村合併を前提として計画された「石川構想」は当面は片肺飛行で進めるほかなくなった。

1953（昭和 28）年 6 月、琉球政府立法院で制定された「都市計画法」に基づいて新たな都市計画を決定する必要があったので、那覇市は真和志村を除く行政区域のみを対象とした都市計画案を作成して琉球政府に申請した。政府はただちに審議会を開いて都市計画区域と西新町他 10 町（旧那覇市街区域）の土地区画整理事業を決定し、告示した。同年 8 月に新計画を実施するにあたって再度来島した石川栄耀教授は、新たな都市計画を実現するにあたっては、あくまでも真和志を含めた二市二村合併が不可欠であると強調した。

石川構想に基づく新都市計画が具体化するについて、合併議論が再び活発化した。真和志村は 53 年 10 月に地方自治法に基づいて市制に移行した。真和志市の誕生を迎えて那覇市議会は、54 年 1 月にふたたび「三市一村合併」案を審議し、賛成 17 人、反対 8 人の多数で可決した。合併決議案は他市村を編入合併する内容であった。これに賛成した与党議員の言い分は、「三市二村合併案は石川構想の理論に基づくものであり、他市村もかならず歩み寄ってくる」という見通しであった。これに対し、反対・保留の 8 人の言い分は、真和志側の意向に配慮して、「真和志市の合併協議会と再調整が必要だ。一方的な決議は不穏当」というもので意見が割れていた。

那覇市議会の合併決議に対して、真和志市議会も 54 年 4 月に合併問題を審議し、那覇市の都計区域に那覇・首里・真和志・小禄の三市一村を含める案を適当と認めた上で、あくまで対等方式による合併を主張する決議を可決した。要するに、吸収（編入）合併か対等合併か、都市計画が先か三市一村合併が先かの 2 点で、那覇と真和志の主導権争いが以後数年も続くことになる。

当間重剛那覇市長と与党議員が吸収編入の方針に固執する理由は 3 つあった。①那覇市と真和志市を比較すると、予算規模で 1 億円対 2000 万円の差があり、真和志市の財産は那覇市の 10 分の 1 であり、対等とはいえない。②対等合併は異例で、首都への編入が自然である。③新市長選挙のない編入の方が事務的にスムーズで、住民福祉にマイナスにならない、というものであった。

琉球政府の比嘉秀平（ひがしゅうへい）行政主席も那覇と真和志の調停に乗り出し、一時は当間那覇市長と宮里栄輝（みやざとえいき）真和志市長のあいだで条件付合併論がまとまりかけていたが、宮里市長の助役就任案をめぐって調整がつかず、結局、真和志側は住民投票で編入合併の賛否を問うことにした。

1954（昭和 29）年 8 月 15 日、悪天候のなかで実施された“嵐の中の住民投票”の結果、賛成 2680 票、反対 4013 票の大差で編入合併反対の民意が示され、この結果をふまえて真和志市側は「一市一市の対等合併」の方針に立ち戻って編入合併から離脱することになった。

この結果を受けて 54 年 9 月 1 日、真和志市を除外して首里市と小禄村を那覇市に吸収する形で、いわゆる「ドーナツ合併」が実現した。

結局、戦前から持ち越されてきた大那覇市構想の実現は、瀬長市長追放という激動を経

た後の 57 年 12 月まで待たなければならなかった。

（3）島ぐるみ土地闘争と那覇市の対応

1953（昭和 28）年 9 月 22 日、又吉康和（またよしこうわ）市長（52 年 4 月就任）が急逝した。那覇市は臨時議会の決議をうけて、那覇市役所において市葬を主催した。後任市長を選出する特別選挙は 11 月 8 日に実施された。当間重剛候補（上訴裁判所主席判事）と島袋嘉順（しまぶくろかじゅん）候補（沖縄人民党）の一騎打ちとなり、当間候補が大差で当選、当間新市政が発足した。当間は戦前戦後を通じて 3 度目の那覇市長就任であった。

新任市長は、12 月定例会で就任後初の施政方針演説を行なった。当間市長の基本政治姿勢は親米的な保守主義であった。大物政治家としての豊富な経験と人脈を生かして政権基盤を固める一方で、経済と行財政を重視した現実主義的スタンスでアメリカ軍の協力を得て戦災復興都市計画事業を粛々と推進することを最優先すると公約した。

その後の実際の市政運営では、「隣接市村との合併」と「都市計画事業の推進」に取り組み、第一段階として、真和志ぬきの二市一村合併を実現して当面する都市計画事業をひとまず軌道に乗せることに成功した。問題の多かった“ドーナツ合併”については、「合併後の新事業を推進するために内政面各種の調整に終始したい」と、真和志市との合併が実現するまでは、都市計画の全面的な展開は保留して可能な範囲内に留め、それまでは内政面の整備と充実という、堅実な現実対応の実務を積み上げていく方針をとった。54 年 6 月には、都市計画法に基づいて、真和志を除く土地区画整理計画を琉球政府に申請、政府審議会の審査を経て土地区画整理を決定、告示まで進めたのも当間市政の成果として評価された。

1956（昭和 31）年 1 月、立法院で「首都建設法」が制定され、2 月に公布された。併せて、那覇市の都市計画事業に米国民政府から特別補助金 8700 万円が予算計上されることが決定された。那覇市議会は 3 月 2 日、軍特別援助に伴う一般関係会計の追加更正案を可決した。さらに同 3 月には都計法に基づく「那覇都市計画マスタープラン」を策定し琉球政府から認可された。事業規模の拡大にともなって財政問題が市政の重要課題として浮上してきた。

1956 年 6 月、当間市長は第 12 回定例会で昭和 31 年度施政方針を発表し、次のような施政方針を示した。①首都建設事業の継続的な推進、②産業の振興、③社会福祉の向上、④内政面の刷新及び合理的運営、⑤健全財政の堅持。

56 年 6 月といえば、米軍の「銃剣とブルドーザーによる土地接収」に全島民が怒りを爆発させ、「四原則貫徹」をかかげて島ぐるみの土地闘争が燃え上がった最中であった。しかし、当間市政のスタンスはあくまで親米的現実主義を堅持して、高揚しつつあった四原則貫徹運動にも日本復帰運動にも距離をおいて、ひたすら「首都建設の歴史的大事業」といわれた都計事業をはじめとする内政に重点をおいた。ただし、都計事業にしても、真和志ぬきでは全体計画を思い切って進めるわけにはいかないので、真和志市との合併が実現するまでは可能な範囲内にとどめておき、当面は合併問題の解決を優先させるという腹案を持っていたようである。

米軍当局は、講和後の長期的な沖縄統治政策に基づいて、旧那覇市街地を首都建設のた

めに開放する一方で、反共の防波堤としての恒久基地の建設という大義名分をふりかざして、那覇周辺地域の農地や集落を強制的に接収していった。

1952（昭和 27）年 10 月、真和志村の銘苅、平野、岡野、安謝（約 200 戸・約 20 万坪）に対して、12 月 10 日を期限に立退命令を発したのが土地問題の発火点であった。寝耳に水の立退命令に住民は驚愕狼狽して、比嘉行政主席と立法院に命令取り消しの陳情をくりかえしながら動こうとしなかった。米軍は、講和条約締結以前はハーグ陸戦条約（陸上戦闘の規則及び慣習）などの法規を根拠にして軍用地を使用していたが、講和後の土地収用は根拠が不明確で法的にも問題があった。住民はあくまでも立退き反対で抵抗をやめなかった。

53 年 4 月、米民政府は布告第 109 号「土地収用令」を発布して、賃貸契約に応じない地主にはDE（工兵隊）が土地の評価額と使用料を一方的に示したうえで、通告から 20 日後には強制収用を行なうことができるようにした。軍事優先政策の産物ともいうべき「土地収用令」はただちに真和志村の銘苅と安謝の一部に適用され、土地も作物も家屋も、そして集落共同体も、ブルドーザーにまるごと敷きならされて、巨大な米軍基地に変貌していった。続いて、伊江村の真謝・西崎、北谷村の伊佐浜、そして 53 年 12 月には、那覇空軍基地の拡張のために小禄村具志で、強制接収が行なわれた。土地取上げに反対してブルドーザーの前に座り込んだ住民を約 300 人の武装米兵が力ずくで排除していった。こうして故里から引き裂かれた人々は、以後数十年にわたって“余所ムラ”で肩身の狭い寄留生活を送らなければならなかった。

以後、全島に広がっていく強権的な土地接収の背景には、アメリカの冷戦体制下の極東戦略という国際情勢の変化があった。53 年 11 月、沖縄を視察したニクソン副大統領は、「共産主義の脅威が続く限り、米国は沖縄の軍事基地を保持しなければならない。沖縄は米国だけでなく、世界の自由諸国、とくにアジア自由諸国防衛の基地として重要である」と米国の沖縄統治の基本方針を説明した。

ニクソン声明をふまえる形で、銘苅、安謝、具志などに土地収用宣告書を公布したオグデン副長官は「遺憾ではあるが、共産主義の侵略を防ぐ基地建設のためにはやむをえない」と武力による土地接収を正当化しようとした。

合衆国および米民政府のこうした反共主義と軍事優先政策がやがて、「赤い市長追放事件」や「キャラウェイ旋風」に代表される軍当局の自治権への介入という政治問題をひき起こす原因になるが、当間市政にはアメリカの統治政策に対する批判的な主張はみられない。

当間市長の米軍に対する協調路線が最も明確に示されたのは、「プライス勧告反対・四原則貫徹」をスローガンに掲げた島ぐるみ運動に対する独自の対応であった。

1955（昭和 30）年 5 月、相次ぐ強制土地接収と、土地を追われた住民の陳情運動が世論を動かし、琉球政府立法院は、①地代一括払い反対、②損害賠償、③適正補償（軍用地料値上げ）、④新規土地接収反対の「土地問題四原則」を全会一致で決議した。

反対運動は、立法院だけにとどまらず、行政府（行政主席）、市町村土地連合会、市町村会、市町村議長会、教職員・婦人・青年・労働団体などが「四原則貫徹」で結束した。55 年 5 月、四原則要求をたずさえて渡米代表団が派遣され、これに応えるかたちで合衆国下

院軍事委員会からプライス議員を団長とする調査団が派遣されてきた。沖縄住民は期待をこめて調査団を熱烈に歓迎したが、1 年後に発表された報告書「プライス勧告」は、県民の悲願である四原則をことごとく裏切る内容だった。

「プライス勧告」が発表された直後の 1956（昭和 31）年 6 月、沖縄住民は一斉に怒りの行動に立ち上がった。立法院は 6 月 9 日に緊急本会議を開いて「四原則貫徹」の態度を確認し、日本政府に対する要望書を採択した。12 日、比嘉秀平行政主席は、プライス勧告の再考慮をうながす要請文をアメリカ政府に打電するとともに、日本政府に一括払い阻止を要請した。14 日、立法院・行政府・市町村長会・軍用土地連合会の四者協議会が開かれ、「プライス勧告阻止・領土権死守」を決議して、16 日、米民政府のムーア副長官に対して、「四原則が通らなければ主席、立法院議員は総辞職も辞さない」とする決意書を突きつけた。比嘉任命主席の退陣説はこの時から政界でくすぶることになる。

6 月 20 日、全琉一斉に、市町村単位で「住民大会」を開催、全琉で 15 万 5000 人余が参加し、「歴史的民族の大集会」となった。この日、那覇市は「軍用地四原則貫徹住民大会」を美栄橋広場で、真和志市も同大会を大道小学校で開催した。

6 月 23 日、四原則貫徹四者協議会に市町村議会議長会が加盟して「五者協議会」に拡大、ますます高まる勢いで、6 月 25 日、第 2 回住民大会が那覇市とコザ市の 2 会場で開催、コザ会場（諸見小学校）約 5 万人、那覇会場（那覇高校）約 10 万人が参加した。

四原則貫徹運動は島ぐるみ闘争へと発展し、7 月 28 日に那覇高校校庭で開催された「四原則貫徹県民大会」には約 15 万人が参加して運動は最高潮に達した観があった。

初期の四原則貫徹運動は五者協議会（行政府・立法院・市町村長会・市町村議会議長会・軍用土地連合会）を中心とする官公主導の性格が強かったが、下部から盛り上がる県民の運動エネルギーは各市町村、地域ごとに「土地を守る会」を結成し、これを基礎にして、7 月 18 日、五者協を支援する協力組織として、民主党、社大党、人民党の三政党と教職員会、青年団協議会、婦人連合会、琉大学生会などの民主団体 20 団体が加盟して「沖縄土地を守る協議会」が結成され、会長に屋良朝苗（やらちょうびょう）沖縄教職員会会長が選出された。

那覇市でも、7 月 19 日に「那覇市土地を守る会」が結成され、会長に当間市長、副会長に仲本為美（なかもといび）市会議員（土地連）を選出した。会則には「軍用地問題解決の四原則貫徹を期することを目的」とし、目的達成のために「軍用土地無期限使用料の一括払いの企図及び新規接収に反対し、且つその実施の事態が発生した場合は、各方面と連絡折衝を行いこれが解決促進と阻止対策」を講ずると謳っている。行政・議会・土地連・市民団体が結集して発足した「土地を守る会」は、早速 7 月 28 日の県民大会に、守る会の幟のもとに多数の市民が参加したのだった。

ところが、「基本的人権擁護のためあくまで郷土を守ろう」というスローガンを正面に掲げた県民大会の雰囲気は、組織の拡大と運動の高まりとともに政治意識が鮮明に打ち出され、「祖国の国土を死守する民族の抵抗運動」といった性格を帯びてきていた。

大会決議には那覇市民にとって関係の深い事柄が 2 項目あった。「7・28 四原則貫徹県民大会」の大会決議は、①県民代表を祖国へ送ろう、②任命主席が県民の先頭に立つのは矛

盾、比嘉主席の退陣を要求する。③当間那覇市長は一括払いについての態度をあいまいにして対外的に悪影響を与えた、これを解消するために退陣を要求する、となっていた。

県民大会で当間市長への退陣要求が決議された背景には、次のような経緯があった。当間市長が米国テレビ記者のインタビューに答えて、「所有権を獲得しないという前提で適正補償を認めてくれるならば、経済変動を起こさない限り、一括払いにはあえて反対ではない」と語ったことが地元新聞に報道されたのである。

7 月 20 日の那覇市臨時議会では、この件について緊急質疑が行なわれ、市長の真意をめぐって長時間にわたって議論が交わされた。結局、当間市長は談話の内容について全面的に陳謝を行ない、今後は、「那覇市土地を守る会」の会長として、全那覇市民が一丸となってプライス勧告粉砕にあたるべく決意を表明した。こうした経緯があって、7 月 28 日の県民大会では、当間市長の一括払いに対する態度は曖昧である、との理由で退陣要求の決議となったわけである。

比嘉行政主席の場合は、五者協の一角をなす立場にあるとはいえ、過去には「一括払いは地代をいっぺんに払って農民の生業資金に供したいとの考え方であって、軍の親心に感謝したい」と対米従属的な立場を表明した経緯もあって、任命主席の辞任要求には合理的な根拠があった。ただし、比嘉主席の後任として当間市長の名もあがっている関係もあり、両者が共通して一括払いに対する態度を曖昧にしていることは、政局がらみの憶測も走って、島ぐるみの四原則貫徹運動に亀裂が生じる予兆ともいえた。以後、当間市長は比嘉主席の急逝によって後任主席に任命され、就任第一声で「土地代金の払いは、私としては一括払いでもよいと思っている」と明言しており、四原則貫徹運動は一括払いの評価をめぐって亀裂が拡大して、運動は低迷に向かうことになる。

7・28 県民大会はこのほかに「県民代表を祖国へ送ろう」と決議した。派遣代表に選ばれたのは瀬長亀次郎人民党書記長、兼次佐一社大党那覇支部長、喜舎場朝順琉大学生会代表の 3 人であった。瀬長、兼次両氏が県民大会の派遣代表として渡日したことは、四原則問題にかぎらず、その後の那覇市政や沖縄の復帰運動に影響をおよぼす大きな一歩となった。

瀬長亀次郎人民党書記長（立法院議員）は、54 年 10 月の米軍による人民党弾圧事件で、又吉一郎豊見城村長ら 40 人の人民党関係者とともに逮捕され、軍事法廷で懲役 2 年の刑を受け沖縄刑務所に投獄されていたが、16 か月の服役の後に出獄を許され、1 万余の市民が集まって開催した出獄歓迎集会に迎えられ、早速、四原則貫徹運動の先頭に立っていた。

瀬長、兼次両名をくわえた県民大会派遣団は 8 月上旬に本土へわたり、第 2 回原水爆禁止世界大会に参加するほか、総評、日教組、沖縄県人会などの民主団体を歴訪して土地問題の現状を訴えたほか、沖縄県民の祖国復帰と反戦平和への県民世論を訴え、本土同胞の支援と連帯を要請した。この時の代表団の訴えが、やがて復帰運動や平和運動で本土と沖縄の連帯の基礎を築く機会になり、ひいては瀬長市政や兼次市政に対する本土からの支援の絆を構築する一歩となった。

（４）やりなおし市議選と人民党事件

1954（昭和 29）年 9 月 1 日の首里、小禄の編入合併のあと、9 月 12 日に合併後初の市議会議員選挙（定数 30 人）が行なわれた。同日、編入合併からはずれ真和志市でも市議選挙（定数 26 人）が実施されていた。

那覇市では、この記念すべき市議選挙で思わぬトラブルが起きた。旧小禄村の投票分会場の開票作業では旧慣どおりに規定の時刻よりも前に事前開票したために紛糾し、選挙法違反で訴えられ、上訴裁まで争った結果、翌年 8 月に選挙無効の判決となり、10 月 16 日に出直し選挙が行なわれることになった。

この騒ぎの最中に、さらに市民を震撼させる政治事件が発生した。人民党弾圧事件である。逮捕された党員のなかには現職の那覇市議会議員も含まれていた。

1950（昭和 25）年から数年間、アメリカ本国ではマッカーシー旋風（マッカーシー上院議員が主導するアカ狩り）が猛威をふるったが、講和発効後の沖縄においても、植民地的な統治権をにぎる軍権力による反共思想弾圧の嵐が吹きまくった。52 年 8 月、ビートラー副長官は立法院本会議で演説して、「琉球人民党（沖縄人民党）の言行は、それが明らかに共産主義と呼ばれる恐怖すべき病気の媒介者であることを十分立証している」と述べ、人民党壊滅作戦の開始を宣言した。以後、ビートラー声明は、沖縄政界における反共攻撃の踏み絵として猛威をふるい、琉球政府に防共対策委員会が設置され、立法院で防共法制定の議論が始まり、祖国復帰運動の拠点である沖縄教職員会への出版物の発禁や屋良朝苗会長の本土渡航拒否、布令第 145 号による労働組合運動の締めつけ、立法院議員選挙の小選挙区制への改定、祖国復帰運動や主席公選、労働三権の確立、軍用地接収反対、原水爆基地撤去運動などの民主的な大衆運動の封圧などと続き、そして、沖縄版マッカーシー旋風の決定版が人民党弾圧事件であった。

1954（昭和 29）年 9 月から 10 月にかけて、人民党の幹部・党員 44 人が連鎖的に逮捕・投獄された。事件の発端は、奄美大島出身の人民党幹部両名が、米民政府から復帰運動を行なったことを理由に強制退去の命令を受けたことに始まる。両名は退去命令を不当として拒否し、沖縄島内に潜行して姿を隠した。間もなく潜行した 1 人は逮捕されたが、彼の自白から彼らをかくまった理由で、瀬長亀次郎立法院議員、又吉一郎豊見城村長らが犯人隠匿罪等で逮捕され、不当逮捕に抗議する人民党幹部の多くが布令第 1 号「集成刑法」を適用されて、武装警官隊によって一網打尽となったのである。弁護人なしの軍事法廷で有罪宣告された者のなかには、人民党書記長・瀬長亀次郎立法院議員、大湾喜三郎（おおわんきさぶろう）立法院議員、又吉一郎豊見城村長、島袋嘉順前那覇市議、真栄田義晃（まえだぎこう）那覇市議などが含まれており、あきらかに政治的意図のもとに人民党幹部を狙い撃ちした弾圧事件であった。

世間を震撼させた人民党弾圧事件に対して、新生那覇市の有権者は、投票行為で無言の抵抗の意思を表明した。人民党弾圧事件で逮捕された島袋嘉順元議員のトップ当選を始め、弾圧で大打撃を受けた人民党の候補者のなかから 3 人が当選したのである。

1955（昭和 30）年 10 月 16 日のやり直し選挙の結果、那覇市議会の構成は、与党 20 議席、中立 5 議席，野党 5 議席となった。当間派ともいわれる与党は全議席の 3 分の 2 を占める勢いで当間市政は安定感を強めたが、一方で、市長の政治力が肥大化して議会の存在

感が弱くなった、との批判もあった。

（５）当間任命主席の誕生と軍用地問題の結果

1956（昭和 31）年 10 月 25 日、琉球政府初代行政主席比嘉秀平が急逝した。軍用地問題をめぐる四原則貫徹を掲げる島ぐるみ運動が高まるなかで、いったんは「四原則要求が通らなければ辞職する」とまで表明した立場であったから、主席の急逝は各方面に大きな衝撃を広げた。巷間では暗殺説や自殺説がささやかれたが、死因は狭心症であった。

琉球政府の発足とともに、米民政府の民政長官によって任命された行政主席には任期はなく、主席公選までの臨時的なポストであると考えられていた。52 年 4 月 1 日に琉球大学構内で開催された琉球政府の創立式典で、司会のルイス首席民政官は「自由公選による政府を樹立するのが米国民政府の方針であり、住民自治は、あとに残された行政主席の公選で達成されよう」という挨拶を行ない、列席した立法院の公選議員や政党関係者に近々主席公選が行なわれるとの期待をもたせた。ところが、「公約」は実行されなかった。さきの立法院議員選挙で日本復帰をとなえる社会大衆党などの革新勢力が進出したこともあって、主席公選は沖縄統治政策にとって不利になると判断された。アメリカ側としては主席公選の実施を無期限に引き延ばして、民主主義と三権分立制に反する任命制に方向転換せざるをえなかった。こうして任命された比嘉主席は、以後 4 年間、絶対的権力をもつ琉球列島米国民政府（民政長官〈東京〉－民政副長官〈沖縄〉）の忠実な代理人の役割を果たして、米軍の軍事優先政策を補完していたのである。こうした自身の立場を比嘉主席はみずから主席「緩衝地帯」論で説明していた。とくに、銃剣とブルドーザーで村ごと奪われた銘苅、具志、伊江島、伊佐浜の農民たちの陳情に対して、矛盾の板挟みになった任命主席はなすすべもなく苦悩するばかりだった。「プライス勧告反対・四原則貫徹」で結束した島ぐるみ運動におされて、比嘉主席も表向きは立法院と歩調を合わせて連袂（れんべい）辞職の意志を表明したものの、主人格の米民政府の前では実行する見通しは立たなかった。米琉、軍民の「緩衝地帯」となって苦悩した比嘉主席の急逝に、人々は同情を禁じ得なかった。政敵といわれた人民党の瀬長亀次郎書記長も、「気の毒の一語につきる。軍用地問題の心労が命をちぢめたのだろう」との談話を発表している。

比嘉主席急逝の衝撃は、沖縄政界に液状化現象を引き起こした。野党は、社大党、人民党、無所属そろって即時公選を要望するキャンペーンを展開したが、与党の民主党は党内で意見が割れて明確な方針を打ち出せずに動揺していた。主席公選は十年来の沖縄の民意であり、民主党にとっても政策の第一公約であったが、同時にアメリカ側の意向を忖度（そんたく）して任命主席に推薦すべき人物の選定を急ぐべきだ、という意見も強かった。

一方、財界人たちも今回の後任主席の推薦には積極的に動いた。財界人の牙城である琉球商工会議所の会頭は、琉球銀行の富原守保（とみはらもりやす）総裁であった。琉球銀行は株式の 51％をアメリカがにぎる中央銀行である。富原総裁は米民政府の統治政策を金融財政面から支える大きな影響力をもっており、今回の後任主席問題でも、その影響力を発揮して積極的に政界に働きかけたが、続いて起こる「瀬長市長追放騒動」でも琉銀総裁と商工会議所は露骨に政治に介入してくるのである。後任主席問題で揺れたこの時期、沖縄財界は一種の政治団体のように後任主席の担ぎ出しに水面下で活発に動いていた。

ワシントンからの情報では、比嘉初代主席が琉球列島米国民政府民政長官兼極東軍司令官のリッジウエイ大将（在東京）から任命されたように、後任の行政主席もレムニツアー民政長官によって任命されるであろうという観測が流れてきた。マスコミでは後任候補者として当間重剛那覇市長と松岡政保（まつおかせいほ）民主党顧問（松岡電力社長）が有力視されていたが、財界人は推薦する人物として当間氏にマトを絞っていた。財界人が当間氏を推薦する理由は、軍用地問題に対する当間市長の独自のスタンスに期待したからである。当間市長は、一括払い容認論者として県民大会で退陣要求を突きつけられていたが、財界人にとっては一括払いは経済活性化に有益であると歓迎していた。また、四原則貫徹運動に対抗して、軍当局はコザなどの中部地区にオフリミッツ令（アメリカ兵の立入禁止令）を発動して、基地周辺のサービス業界に打撃となっていた。軍当局のこのような報復措置を回避するには、親米派である当間氏が適任と見られたのである。当間氏は与党民主党とは無関係で、民主党の建前論に拘束されることもないので、早くから任命主席に推薦できる有利な立場にあったのも好都合だった。富原琉銀総裁を先頭に、財界人は頻繁に米民政府を訪問して当間那覇市長の推薦に奔走した。

後任主席が空席のまま（神村孝太郎（かみむらこうたろう）副主席が代行）、10 月 29 日に故比嘉秀平主席の葬儀が行なわれた。東京から来島したレムニッツアー琉球列島民政長官をはじめ軍官民１万人が参列して、盛大な琉球政府葬になった。葬儀が終わった後、レムニッツアー民政長官は、現地最高責任者のムーア副長官とともに、沖縄の政財界の有力者と会見して、後任主席に対する与党、財界の意見を聴取した。

政府葬から 3 日後の 56 年 11 月 1 日、レムニッツアー民政長官は当間重剛を第 2 代目の琉球政府行政主席に任命した。辞令交付式は東京の米極東軍司令部の長官室で、ムーア副長官も立ち会って簡単に行なわれた。同日、極東軍情報部から電撃的な主席任命の発表が伝わると、沖縄現地は大騒ぎになった。主席公選の期待があっけなく裏切られたという失望感は、政界のみならず一般住民のあいだにも広がった。親米派の民主党にとっても衝撃は大きかった。民主党はもともと比嘉主席を支える政権与党として結成されたものである。比嘉主席の急逝で支えるべき党首を失い、後継者もまだ定まってない時に、党人でもない当間重剛に行政主席のポストをさらわれてしまった格好で、与党としての権力基盤も不安定になってしまった。このことが影響して、党内や保守陣営の内部に動揺と亀裂が生じ、まじかに控えた那覇市長選挙にも団結力を発揮することができず、ひいては瀬長市政下の市議選挙でも民連ブームにおされて、保守陣営の低落傾向につながっていく。

とはいえ、当間重剛が親米保守派の重鎮であることに違いはなかった。当間は那覇市長時代から、米民政府と比嘉前主席と協調して親米現実路線の政治的立場を守っていた。1954（昭和 29）年 1 月のアイゼンハワー大統領の年頭教書で、「沖縄の米軍基地を無期限に保有する」という声明が発表されると、比嘉主席の「復帰尚早論」に歩調を合わせて、「現実を無視した復帰運動はもう一度考えなおす必要がある」と発言、軍用地問題で四原則貫徹の島ぐるみの運動が燃え上がっているさなかにも、「一括払いに必ずしも反対ではない」と発言して、市議会で厳しく追及された「実績」があった。米民政府があえて与党民主党の

意向も聞かずに、抜き打ち的に当間に白羽の矢を立てたのは、目下混迷している軍用地問題に打開の道筋をつける役割を当間に期待したからであろう。当間新主席は米軍側の期待に応えるかのように、任命式直後の第一声で、「軍用地料は一括払いでもよく、要は使い道であり、一括払いでも分割すれば毎年払いと変わらない。それが永久占領の既成事実にはならない」と発言した。四原則貫徹で一致して五者協に結束している保守派の団体関係者は困惑の色をうかべたが、その後の流れをみれば、この当間発言が四原則貫徹運動に転機をもたらす分水嶺になったことは明らかである。

当間新主席の一括払い容認論を待っていたかのように、56 年 12 月に、久志村辺野古で、76 万余坪の新規接収と地料の一括払いを内容とする土地賃貸契約が締結された。「土地を守る総連合」では、この事態の急変を受けて、「契約破棄か立法院議員の総辞職、土地を守る総連合理事の退陣か」で議論が沸騰したが、民主党は、「四原則はどこまでも原則である。条件ではない。不安が解消すれば反対すべきではない。新規接収も最少限に止め補償が完全になれば反対ではない」という声明を出して方針を転換した。当間主席は民主党とは無関係の立場であるが、民主党は新主席と懇談した結果、「主席と民主党は同じ立場である」ことを確認した。

当間主席は、辺野古の新規接収・一括払いに対しても、「（主席は米国政府の代行機関であり）主席の立場としては四原則は守れない。米軍と地主の間の現地折衝にまかせて辺野古のように地主が同意なら主席が出るまでもない」と、主席「代行機関」論に立って四原則貫徹の五者協議会からの離脱を示唆した。

四原則貫徹運動の分裂を見透かしたように、57 年 2 月、米民政府は布令第 164 号「米国土地収用計画」を公布、条件付妥協派の意見を取り込むように、一括払いと新規接収についての具体的な規定を次のように定めた。①5 年以上の土地使用の場合は一括払い。②5 年以下の使用期間の場合は分割払い。③接収地に対しては米国は所有権を獲得せず地役権を設定。④米国防長官が任命した判事による土地裁判所を設置する。

57 年 3 月、「土地を守る総連合」事務局は、新布令の内容をおおむね容認する方向で、「軍用地問題実践具体案」を提示した。「原則」と「実践案」は次元が異なるという論理で、事実上、「土地を守る四原則」を放棄して、一括払いと新規接収を容認するという運動方針案であった。事務局案に対して、民主党と市町村議長会は支持、社大党と人民党は反対し、①土地布令（164 号）の撤回、②日本政府を入れた三者会談方式を要求、③四原則堅持、を主張した。

事務局案をめぐって「土地を守る総連合」は分裂し、島ぐるみ土地闘争は事実上分裂することになった。情勢の変化をみすかすかのように、米軍は 4 月 18 日に、辺野古の新規土地接収に新布令を適用した。続いて、5 月 4 日に那覇市の垣花、住吉、山下、鏡水地域の住宅地と農地に対し、土地収用にともなう一括払いを実施、これが布令第 164 号による一括払いの第 1 号となった。

那覇市への新土地収用令の適用に抗議して、5 月 18 日、「那覇市土地を守る会」は「一括払い反対市民大会」を開催、約 3000 人が参加した。大会宣言は次のように当間新主席へ抗議の声をあげている。「アメリカ軍は先に公布した布令 164 号の適用第 1 号として、沖縄

の表玄関であり喉元である那覇港一帯の土地25万余坪に対し､限定付土地保有権を設定すると通告した。この収用の通告に際し、アメリカ軍と当間主席は、所有権は地主に残ると弁明しているが、実際は土地使用料の一括払いによって、土地を永久に買い上げようとしている。これは地主の意思を無視した所有権、私有財産権の否定であり、日本の領土権の侵害である」。

この時期、歴史的な抵抗運動として世界的に注目された「島ぐるみ土地闘争」は内部分裂で崩壊の危機に瀕したが、各地に組織された「土地を守る会」は、四原則をねばり強く守って運動を続けていた。とくに瀬長、兼次の革新市長を続けて選出した那覇市民の政治意識に代表される沖縄住民の世論を、アメリカ政府も無視することができなくなり、58年4月ごろから、布令第164号「米国土地使用計画」の見直しが始まり、58年6月には、第2次渡米代表団（当間主席・安里積千代立法院議長・赤嶺法務局長・与儀達敏立法院議員・桑江朝幸土地連会長・渡慶次嘉善市町村長会副会長）のワシントン折衝の結果、「プライス勧告を撤回し、沖縄現地において高等弁務官と沖縄側の折衝で解決すること」で合意した。米国政府は沖縄民衆のねばり強い抵抗に立ち往生して、ついに一括払いを断念したのだった。

1958（昭和33）年8月、ワシントン合意に基づいて「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」が設置され、3か月間におよぶ会議を経て、軍用地問題は一応の合意をみた。58年8月11日、“ブース宥和政策”の担い手であるブース高等弁務官は、次のような現地折衝会議の合意事項を発表して、数年におよんで島中を鳴動させた軍用地問題に一応の幕をおろした。

【現地折衝会議の合意事項】

①地主との土地契約は不定期賃貸権、および5年以下の賃貸権に分ける。
②地目別の年間使用料の新しい査定により賃貸料は平均2倍になった。
③使用料は毎年払いとし、特殊事情下にある者には1回にかぎり10年以下の前払い。
④土地使用料の再評価は5年毎に行う。
⑤賃貸契約終了の時は米国が土地を復元するか、これにかわる補償・債務を裁定する。
⑥契約の交渉と締結は琉球政府が行い、所有権は地主に残る。交渉による契約が結ばれない場合のみ強制収用に訴える。
⑦限定付土地保有権は新しい賃貸借権に切替えられる。
⑧土地借賃安定法を制定する。
⑨演習地の補償は使用期間中とする。
⑩新土地計画は1958年0月0日から施行される。

当間任命主席の誕生は、主席公選を要求し続けた県民世論に背を向け、四原則貫徹運動に決定的な分裂をもたらしたと同時に、瀬長市長、兼次市長を登場させる政治環境を生みだし、那覇市の革新市政と市議会がはげしい攻防戦を展開する要因を誘発したのだった。

〔補章２〕「大那覇市」誕生

この章は、現在の那覇市域が確定するまでの経過をたどるもので、「補章１」と同様に、他の諸章と重複する部分がある。旧那覇市、みなと村、首里市、小禄村、真和志市（村）の各章で、それぞれを主人公に描いてきたのとは異なり、相互の関係を重視しながら、「大那覇市」の誕生を描くものである。

（１）「みなと村」の解消に伴う合併問題

戦後、那覇港の周辺に、港湾作業を担当する人びとの居住地として「みなと村」が設定されていた。国場幸太郎（こくばこうたろう）が村長に任命されていたが、その役割が終わり解消されることとなった。もともとは真和志村の区域と那覇市の区域のそれぞれ一部を切り取ったものであったため、みなと村の解消に当たって、その区域を那覇市に所属させるか、または戦前の所属に戻して、那覇市区域と真和志村区域に分割するかという問題が浮上した。

沖縄民政府（沖縄県知事）は、1950（昭和 25）年 7 月 27 日、「真和志村、みなと村を那覇市に合併する件」という文書を、関係市村に送付した。日付は「7 月 22 日」となっている。那覇市議会は、28 日に全員協議会で議論し、29 日に本会議で全員賛意を表明することにした。みなと村でも 29 日に議会で審議して、合併したら市長選挙を実施するよう要請した。

真和志村長あてにもその文書がもたらされ、翁長助静（おながじょせい）村長はこれを村議会に諮った。第 26 回真和志村議会（臨時会）は、これをうけて 7 月 29 日に審議した。

知事からの文書は、次のように述べている。まず、「主題に関する左記理由に対し、市町村制第 3 条に基づく貴村議会の意見を徴して、7 月 31 日まで、市町村制第 22 条により答申相成りたい」とし、以下に 5 項目の「理由」を掲げている。

「1　みなと村設置の〈特殊な使命〉は、港湾作業及び軍作業が請負制になったため、今日その存置の意義を失ったものと思考する。

2　那覇市、真和志村、みなと村の禁止区域［アメリカ軍使用地域とされていた］が、全面的に開放された結果、従来の当該市村の区域、地域及び行政権に基づいて、現在の区域、地域及び行政が種々の変動を来し、ために市村行政に相当の困難を生じ、尚又、みなと村の村制廃止が必然的な場合は、更に一層の困難が両市村に発生するものと考えられる。

3　現在の那覇市、真和志村の人口、経済、商業、交通の交流状態からみて、両市村を行政上二分することは、住民の福利上、不当なものと思考する。

4　軍の支持する那覇市の都市計画は、真和志村、みなと村を包含して始めて意義が重大であり、必ずそうでなければならないと考える。

5　那覇市、真和志村を一体にしての沖縄の首都の建設は、政府の最も重大な政策でなければならない」。

那覇市と真和志村を合併するように勧めているのである。議論の結果まとめられた村議会の「答申書」は次のように 3 項目にわたっている。①「那覇、真和志、みなと、一市二村は、民政府［琉球列島米国民政府］の指示する時期に於て、その行政体を解消し、合併後の全住民に依って、新首長並びに新議会議員の選挙を行うものとする」。②「新首長並び

に新議会議員の就任する迄は、現在の市村行政事務は継続する。但し、解消の時期は、当該一市二村と充分連絡の上、決定相成りたい」（以下、略）。③「単なるみなと村と那覇市のみの合併に対しては、該村の占むる地域が、大半戦前の真和志村の行政地区であって、港湾作業隊の一時的軍使用地なるものと認むるが故に、みなと村解消と同時に、同村の旧真和志村地域は、当村へ返還せられたい」。これに「付記」が付いていて、最終的には「琉球首都建設」が目標であると「強調」している。

つまり、真和志村は、この勧告をやんわりと拒否したのである。真和志村と那覇市とみなと村との合併には賛成だが、合併したら首長と議員の統一選挙を実施して、彼らが就任するまではそれぞれの市と村を存続させる、またみなと村の旧真和志村地域は真和志村に返還してもらうというのである。

この間の那覇市議会の記録は残っていないが、『沖縄タイムス』（1950.3.29）の次の記事が、この問題をよく整理している。

「戦後、特殊村として生れた『ミナト村』は、港作業の民請負が去る1月から実施されたのとつづいて、軍指令で同地域が軍用地から解放されたのとで、特殊行政地区としての性格が全く無くなり、その解消は早晩来るべき問題として、関係方面の間で論議されているが、戦前、那覇市（当間重剛氏市長時代）が主唱した大都市形成への構想が、この港村［以下、「みなと村」と表記する］の帰属問題を機として、再び10年振りに動き出そうとしている。それは首都建設とも関連、現在すすめられている那覇の都市計画とも将来結びつく問題であり、今のところ具体的な動きは未だみられないが、ここに関係筋の意見を聞いてみる。

民行政部［沖縄民政府行政部］（当間［重剛］部長談）＝最初みなと村は那覇市に合併、4月1日から実施する予定であったが、真和志村では返還方を希望していたし、真和志は最近商工業地としての発展策を講じているので、那覇の都市計画をこの2村に及ぼし、新たに大都市をつくることは種々の点からどちらも有利ではないかと思う。結局、これは知事の権限にあり、知事は各関係市村に対して諮詢の上、多方面から研究の上、解決されよう。出来れば9月の市町村長選挙を機会にやりたい。

那覇（当間［重民］市長談）＝都市計画との関連もあるので、みなと村解消の場合は那覇に併合せねばならぬと思う。都計は計画倒れにならぬように迅速に行わなければならぬので、真和志村を含めた首都という問題もあぶ［虻］蜂とらずにならぬよう、趨勢によって現実的に無理のないように処理していきたい。

みなと（渡口［麗秀］助役談）＝大都市への合併は住民の負担軽減と、公共福利施設から受ける恩恵の増加を意味する。大都市実現の際は、現在のみなと村住民は恐らく重要商工業への労務提供根源地となろう。この際、大乗的な歩み寄りが必要だ。ただ都市計画に当り、併合農村が場末に置去り的な存在にならぬよう、中心□［部］偏重を排すべきであると思う。

真和志（翁長［助静］村長談）＝なかなか微妙な問題で、村民の意向も賛否いろいろあると思うが、市部を主、村を従とする併合でなく、9月の改選期を期して、双方1対1の立場からの合併、首都建設なら、村民も大方賛成すると思う」。

つまり、いずれも那覇市と真和志村とみなと村の合併によって、大都市を建設し、一体として都市計画を実施したいということで一致しているが、真和志村はそれを「吸収合併」ではなく「対等合併（双方１対１の立場からの合併）」として実現したいということであった。この「吸収・対等」問題がずっとくすぶり続けることになる。

この問題では、当間重剛が終始関わっている点も興味深い。彼は、戦前にも那覇市長を務め、昭和 16（1941）年に、市町村合併による首都大那覇市構想を提起していたのであった。それは、戦時体制下の行政機構の再編強化策に基づいて、那覇市・首里市・小禄村・真和志村・豊見城村の二市三村の合併による「県都大那覇市建設構想」として浮かび上がり、これに対して首里市と真和志村は全面的に賛同を表明し、県も国防等の見地から適当と認めていたが、那覇市と小禄村の意見がまとまらず、戦争にまきこまれて合併には至らなかった経緯がある。

そして当間は、この「みなと村」解消と関連した合併問題の時点では、沖縄民政府行政部長を務めていて、その立場から深く関与している。さらに当間は、この後那覇市長となり、首里市と小禄村を吸収合併し、また残る真和志村（のち市）との合併の主体ともなっていくのである。

沖縄民政府からの意見聴取は７月 22 日に発せられ、31 日までに回答するように求められていたのであるが、８月１日、沖縄民政府は、旧真和志村の地域を含めて、みなと村の全地域を那覇市に併合すると告示した。真和志村は、選出されたばかりの那覇市長を退任させて新しい市長の選挙をすべきなどの条件をつけており、那覇市との合併には実質的に反対しているとみなし、除外された。日程に余裕のないことを見れば、沖縄民政府の措置は既定方針だったとも考えられる。

これに対する真和志村・村議会と村民の反応はきびしく、合併を希望しているのに除外された、市長選挙が行なわれなければ「対等合併」にはならない、少なくとも戦前の真和志村地域は真和志村に返すべきだ、と主張し続けた。

（２）「二市二村合併」段階と真和志村議会

合併問題は、那覇市と真和志村の合併問題として残ったが、そこに首里市と小禄村が名乗りを上げて、「二市二村合併」問題となっていった。

1951（昭和 26）年３月 27 日、第８回真和志村議会（臨時会）は、「声明書」を採択した。これは、議員間の誓約書とみなすことができる。「那覇、真和志両市村の合併による首都建設の問題は、絶対至上命題として再確認する。しかして、我等は新理事者決定後、凡そ６ヶ月を限度とする準備期間を置くを適当と認め、その間渋滞せる村政を整理革新し、有機的合理的合併態勢を確立して、首都建設の実現に邁進する」。「両市村の合併に伴い、両方の執行並びに議決機関を解散し、新市民の総意によって、新たにこれを選出することは民主主義の原則であり、又、合併の常識としてあくまでこれを堅持する」。

1952 年８月 13 日、首都建設のための懇話会が開かれ、那覇市の又吉康和市長・真栄田世勲議長、首里市の兼島由明市長・久高友敏議長、真和志村の宮里栄輝村長・新垣正栄議長らが参集した。電話で連絡した長嶺秋夫小禄村長も参加したいとの意思表示があったので、

ここで小禄村を含めて「二市二村合併」をもって首都建設することに決定し、各市村から5人、計20人で構成する「二市二村合併研究委員会」を組織することにしている。各市村での合併研究委員の選任は、首里市と小禄村が8月25日、真和志村が27日、那覇市が30日である（新聞報道）。

9月25日、第2回の「二市二村合併研究委員会」が開かれ、委員会規則、委員会の予算などを決定した（『沖縄タイムス』9月26日）。10月20日には第3回の委員会が開かれ、西銘順治委員（真和志村）から合併の時期はいつがいいか早く決めるべきだとの提案があり、関係議会に対して「二市二村の合併の時期について、次回の委員会までに回答を求めることになった。この提案には仲井真元楷委員（那覇市）が「時期決定までに研究すべき問題が多いと難色を示した」が、押し切られた。これにより、関係市村は合併時期をいつとするか回答を求められることになった（同紙、10月21日）。

11月8日、第24回真和志村議会（定例会）は、「二市二村合併の時期について」議論した。そこで、議長の新垣正栄議員から、次の報告がなされている。「那覇、真和志の合併については、しばしば取り上げられた問題であるが、最近では、首里、小禄も合わせて大都市を建設しようとの世論になって、合併［研究］委員会を設けて研究することになったのであります。委員会は今まで3回開催されたが、その結果は、那覇、真和志の間に見解の相違を生じたのであります。合併の時期は、那覇市としては、目下7,000万円［B円］の復金［琉球復興金融基金］借入れで、旧那覇市の復興を主にした都市計画を実施することになっているので、大体その目鼻がついてから、即ち来々年の7月以降を主張しているのだろうし、真和志としては合併を早急に、即ち来年7月1日を期してやりたいとの意見であります。…私見を申し上げると、那覇市としては到底再考［は］あり得ないと思うので、今更折衝の必要［は］ないのであります。合併時期は［那覇市を除いて］一市二村の委員の一致した通り、来年7月1日としたい。合併時期にからんで起こる問題は、那覇、真和志の行政区域返還要求だと思う」。

ここで「合併研究委員会」というのは、「二市二村合併」のそれである。新垣議員は、その「真和志村側の委員」の一人である。また、末尾の「行政区域返還」というのは、戦前の真和志村区域にありながら、那覇市に所属させられている区域の返還を要求するという問題を指している。議会では、新垣議員ら「村側委員」の提案のとおり、「二市二村合併の時期は1953年7月1日とし、二市二村合併研究委員会委員長宛報告すること」が決まった。

なお、同じ第24回定例会で、11月17日、「区域返還要求について」が議題となり、その日のうちに「決議文」が決議された。「戦後暫定措置として、那覇市民居住地に指定された左記地域に対し、1953年1月1日以降一切の真和志村行政を施行せんとするにつき、その返還を要求す」として、地域名を列挙している。真和志村字楚辺・字二中前・字松尾・字樋川・字壺川、そして字与儀の前原・船増原・西原の一部、字古波蔵の行田谷原・長作原の一部、字寄宮の宮城原の一部、である。

（３）「二市二村合併」と首里市・小禄村

首里市と小禄村については、次の経過をたどっている。

1952（昭和 27）年 11 月 10 日、第 44 回首里市議会（臨時会）は、「二市二村合併の時期について」首里市当局から諮問を受けた。「二市二村（那覇市、首里市、真和志村、小禄村）合併の時期は何年何月がよいか、その適当な時期について諮問します」というものである。兼島由明（かねしまゆうめい）市長は「先の土曜日に、真和志村役所で、小禄、真和志、首里の一市二村の村長、議長が集まり、対策をした」と話し、その内容は議事録には記録しないこととしている。これには久高友敏（くだかゆうびん）議長も委員として参加していた。久高議長は、真和志の議会も小禄も、「来年 7 月 1 日」が適当だとしている、と話している。しかし那覇市が消極的で、「1954 年」を主張している状況であり、久高は「もし那覇が 7 月は適当でないと言った時は、自（おのず）から解消されると思います。那覇がぬけたら合併委員会ということはあり得ないと思います」とも発言している。議会は、諮問に答えて「来年［1953 年］7 月 1 日」がよいと可決した。

11 月 7 日、第 4 回小禄村議会（臨時会）は、「二市二村同時合併の時期について」を議題とし、小禄村合併研究委員会から「1953 年 7 月 1 日」を適当としたいとの「諮問」を受けて、「二市二村同時合併時期に対する意見書」を全員一致で採択している。「二市二村合併委員会」の事情説明に立った長嶺良松（ながみねりょうしょう）助役は「同時合併が一番適当な方法であるとの意見の一致を見ましたが、その時期につきましては異論百出致しまして、…結局真和志は来年 7 月が合併最適の時期であると主張して譲らず」、首里と小禄は「意思表示」はせず、「那覇は最初から時期尚早論で、真和志の案に反対したのであります」と、不一致の状況を説明している。

那覇市の場合は、これらとは異なっていた。10 月 25 日、第 21 回那覇市議会（臨時会）は、「二市二村合併研究委員会」委員長から「二市二村合併の適当なる時期について」意見を求められて、次のように決定した。「標記の件については 1952 年 10 月 25 日の那覇市臨時議会に於て、左記の通り回答することに全会一致可決されました」として、その時期は「1954 年会計年度中とする」としている。

那覇市の態度は、次のようなことである。「合併問題は二市二村の住民の意志に依るべきだが、地域的に中軸をなす那覇市がその鍵を握っており、この歴史的大事業には慎重を期すべきだ。今や軍の協力で 7 千万円の起債も実現の運びとなり、市民の利益をもたらす泊埋立、道路拡張、河川浚渫（しゅんせつ）の工事は着手され、土地を失ってさまよう旧市の住民が、その安住の地を得つつある現在、当局並びに議会は、旧那覇市民の受入に対する責任を完遂（かんすい）すべきで、吾々は市民の代表である以上、市民の幸福、有利な立場を考え、都計の目鼻がつき開放予定地へ住民が入れるような形勢を整えてから合併へ持っていくべきだ。また、那覇市は琉球の首都であり、その首都が都市計画の目鼻もつかず合併することは、混沌たる合併であって、真の合併ではない。市民の世論や時期を考慮して、54 年［1954 年］7 月以降を最適とすることに全会意見一致、時期尚早を回答することにな」った（『琉球新報』10 月 26 日）。

こうして、この段階での合併は流産した。

（４）「三市一村合併問題」と真和志市議会

1953（昭和 28）年 1 月 20 日、宮里栄輝村長から第 35 回真和志村議会（臨時会）に「真和志村を真和志市にすることについて」が提案され、満場一致で可決された。これは立法院議長に請願がなされ、10 月 1 日に、行政主席・比嘉秀平（ひがしゅうへい）の名で、「真和志村を真和志市とする処分」が告示された。これにより、「二市二村合併問題」は「三市一村合併問題」ないし「四市村合併問題」となった。

1954 年 5 月 17 日、7 人の議員からの提案で、第 42 回真和志市議会（臨時会）が開催され、「都市合併に関する声明書」を市議会として決議したいという提案がなされた。真和志市議会は、那覇と真和志の合併を先行させて、「次いで首里、小禄に及ぼすことを既定方針にしてきた」し、「関係市村の同調を要望してきた」のである。しかしながら「その後の動きは緩慢にして低調を極め」、ただ「歳月を経過するばかり」で、「最近に到っては合併機運は全く停止状態となり、棚上げの格好となっている」。そのことは「真（まこと）に遺憾」ではあるが、ことここに到っては、真和志市議会も「従来の主張に一歩を譲って」「四市村の同時合併に同調することとし、茲（ここ）に本年 8 月を期して、合併実現の用意あることを宣明するものである」。これには、屋慶名政永（やけなせいえい）議員が「真意がわからない、市民の世論もきかずにすぐ決めることはできない」として、1 人反対したが、賛成 21 で、原案が可決された。

6 月 7 日、第 43 回真和志市議会（臨時会）は、首里市議会が「三市一村合併」を満場一致で決議したとの、兼島由明首里市長の通知を受け取り、かつ自らの「三市一村合併に関する意見書」を、琉球政府行政主席あてに提出することを議決した。これは、5 月 17 日の「声明書」と同一の趣旨であり、また琉球政府の方針とも一致したものである。

12 月 14 日の第 48 回真和志市議会（定例会）でも、11 人の共同提案に基づき、「都市合併促進に関する決議案」が審議され、「早期合併」を訴えたこの議案が満場一致で可決された。また、「都市合併促進特別委員会」（10 人）の設置も決まった。引き続き、12 月 20 日には、琉球政府主席・比嘉秀平と琉球政府議会議長・大浜国浩（おおはまくにひろ）あての「市町村合併促進に関する立法請願決議案」が、原案どおり可決された。

（５）首里市と小禄村の那覇市への編入合併へ

しかしながら、那覇市・首里市・小禄村の「二市一村合併」が先行して実現していった。

1954（昭和 29）年 1 月 28 日、第 8 回小禄村議会（臨時会）では、長嶺助役は「三市一村の合併は、すでに一昨年の 11 月 7 日に…決定になっております」としつつも、その後「真和志の情勢が変わり、…意見がわかれて居るのであります。真和志が小禄を入れたくないと云う理由は、…小禄村が貧乏だからと云う事です」などと発言している。ともあれ、議会は、すでに「決議したもの」であるが、この時もまた可決した。

6 月 30 日、第 12 回小禄村議会（臨時会）は、休会中に合併協議会を開催し、その内容を会議録に適記している。長嶺良松（ながみねりょうしょう）村長は、那覇市が編入合併を主張して譲らず、真和志市はこれに反対している、首里市と小禄村は編入でもいいという態度であることを説明している。これに対して、宮城清三郎（みやぎせいざぶろう）議員が「私は合併するとなれば、対等に三市一村を

合併す可きだと思う。私は編入合併には真っ向から反対する」との発言をしているが、表決の結果、反対 2、賛成 14 で議決された。そして合併折衝委員 7 人（議会 5 人、当局 2 人）を議長（照屋正徳副議長）の指名で決定した。

2 日後の 7 月 2 日、議会を再開し、議長（照屋副議長）から「合併折衝委員は 6 月 30 日の議会散会後、那覇市長と議長を訪問し…、当日の本村の議決を報告しました処、喜んで大那覇建設に邁進するを誓っておられました」と報告された。

7 月 17 日、第 1 回小禄村議会（臨時会）は、「急施議案」すなわち急いで実施すべき議案として「小禄村を廃し那覇市編入を申請することについて」を審議したが、議会としての意思に変更はないものの、当日の夜「村民大会」があるので、その様子を見てから決定しようということになって休会し、翌日再開した。再開の前に全体協議会が開かれているが、その記録が残されている。「昨夜の村民大会」の様子は次のように報告されている。参加者約 1000 名くらい、はっきりと合併不参加をとなえる人だけが発言した。この大会は編入合併反対の青年幹部が主催したもので、「夕べの場面を見て、あのまま村民の声だと受け取る事は危険である」という意見が大半で、わずかに「私達は若い青年の純真な批判は村の発展だと思いますので…対等合併に対する村民の意志を尊重す可きだと思います」との発言もあったが、票決の結果、不賛成 3、賛成 14 で可決された。

首里市の動きは、次のとおりである。同年 5 月 3 日、第 58 回首里市議会（臨時会）は、「本市議会は、那覇市議会、真和志市議会、小禄村議会と相提携して、三市一村合併が早急に実現することを再決議する」と決議した（その会議録は欠）。しかしながら、真和志市の脱落が決定的となって「二市一村合併」として進んだ。

7 月 15 日、第 60 回首里市議会（臨時会）で「二市一村合併」について議決された。会議録は欠けているが、『琉球新報』が次のように報じている（7 月 1 日）。上地安昭助役が、13 日と 14 日に各区で開かれた公聴会の結果を「賛成の区＝寒川・山川・当蔵・鳥堀・崎山・儀保・赤田・末吉・汀良、反対の区＝真和志・池端・桃原、やむなく賛成の区＝金城・石嶺・大名、公聴会なし＝大中・赤平・久場川・平良で、集計すると賛成 9 区、反対 3 区、三市一村が理想だが止むなく賛成が 2 区［3 区］の結果となった」と報告した。これをうけて反対の 2 議員の説得に努めたが応じないため、採決した。

第 61 回首里市議会（臨時会）は、7 月 23 日、「首里市を廃し那覇市へ編入を申請することについて」決議した。期日は「1954 年 9 月 1 日」となっている。また、「財産処分を定めることについて」の決議では、「本市が那覇市に編入になった場合、本市の所有する一切の財産（権利義務）は、編入と同時に那覇市に帰属する」となっている。

城間雄蔵議員は「去る 15 日［の］本会議で、本員は沖縄の 80 万住民の要望はどこまでも三市一村合併［である］という意味から、真和志市を飛びこえてやることについては反対しました。…この件を議場から議決に参与したくありません。依って本員は退場します」と発言し、渡嘉敷宗賀議員も退場する中で、この議案は議決された。

1953 年 9 月 8 日、第 29 回那覇市議会（定例会）は、「那覇市議会主催で合併問題に関する公聴会の開催について」との、島袋嘉順議員からの緊急動議を受けて審議したが、否決した。那覇市と真和志村との「一市一村合併」か、それに首里市と小禄村を加えた「二

市二村合併」かについて、公聴会を開催しようというものであった。

1954 年 1 月 21 日、第 32 回那覇市議会（臨時会）は、親里嘉英ら 17 人の議員から提出された「三市一村合併について」を審議し、採決に反対する泉正重ら 7 人の議員が退場するなか、18 人の賛成で可決された。それは、「那覇、真和志、首里、小禄、以上三市一村合併の早期実現を期し、強力に促進すること」というものであり、当間重剛那覇市長も「私は本案が全会一致で以て決議されることを希望するものであります」と発言したものであった。

7 月 28 日、第 35 回那覇市議会（臨時会）の冒頭で、当間市長が「都市合併問題」に触れ、「三市一村の中、遺憾ながら真和志市のご協力が得られなかったのでありますが、首里市議会並びに小禄村議会に於きましては、先般那覇市への編入の議決を致されまして、既に行政主席宛に申請の準備も出来て居るやに聴いておりますので、本日茲に、首里市並びに小禄村編入の議決をお願いする為に、本会議を招集した次第であります」とあいさつした。そこでは、「首里市及び小禄村を那覇市の区域に編入することについて」が提案された。なお、首里市議会と小禄村議会の決議が資料として配布された。論点は「編入合併」か「対等合併」かという点にあったが、これについて当間市長は、日本本土の例から見て都市合併はすべて「編入合併」であり、「例のない対等合併をするよりは、多くの例に従って、尚且つ那覇市の地位を尊重することによって、編入が正しいと思うし、又那覇市自体の現状から致しまして、それが望ましいというのが市理事者としての私の今までの主張であります」と述べている。この議案は賛成多数で可決された。宜保為楷議員は「近い真和志」を飛ばして「遠い首里・小禄」と先に合併するのはおかしいと発言して退場した。当間市長はそれをうけて、「我々は何処までも三市一村の線で行くという念願を持ちたい」し、そのための「努力は今後も払いたいと思う」が、「万一不幸にしてこれが出来ない場合、真和志が永久にあの線を固辞するならば」それを「残念に思う」、「信念をもって私は那覇市の市利市欲（ある新聞がこういう言葉を使っておりますが）此の市利市欲に捉われなければならない現実に立っております」と発言している。

翌日の 7 月 29 日、比嘉主席が、当間那覇市長・宮里真和志市長を政府に招請して、三市村合併への最終調整勧奨文を手交し、両市長の協調方を要請したが、新しい展開はなかった。

（6）合併から外れていく真和志市

首里市と小禄村が、那覇市への編入合併を受け入れる方向であったのに対して、真和志市はこの流れに乗らなかった。この経過は、市議会会議録ではたどれないが、新聞報道がくわしく伝えている。

1954（昭和 29）年 7 月 3 日の真和志市議会の全体協議会で、多くの傍聴人の見守る中、約 1 時間半にわたる討論を経て採決され、16 対 5 で編入合併は否決された。これにより、当間重剛那覇市長は「一切、手を引く」といい、宮里栄輝真和志市長は「残念だが、真和志市として繁栄の道を進める」と述べた（『沖縄タイムス』7 月 4 日）。

当間那覇市長は「人民党と協調する真和志市及び真和志市議会なら、こっちからご免蒙

る」とも発言した（『琉球新報』7 月 4 日夕刊）。その那覇市でも、7 月 4 日市議会野党側が「議会報告演説会」を開催し、市政を批判した。登壇したのは、喜久山朝重、儀間真喜、宜保為楷、糸数昌秀の各議員、島袋嘉順前議員、市政研究委員の宮城無々、三島英明の両氏である（『沖縄タイムス』7 月 5 日夕刊）。

一方、琉球政府は与儀達敏副主席らが、7 月 17 日、「三市一村合併」の方向で那覇市議会代表らと会談し、これは那覇市のみの問題ではなく、真和志市を除く合併は無意味であるとの立場であったが、那覇市側は「自治体の自主性」にまかせるように主張し、真和志市を除く合併を譲らなかった（『琉球新報』7 月 18 日、19 日）。

7 月 29 日には、比嘉主席が当間那覇市長と宮里真和志市長を招請し、「首都建設という軍・民政府の構想から、いま一段と両市が手をとり合って円満合併に協力して貰い度い」と強く要望した。琉球政府の「勧奨覚書試案」は、①「真和志は合併の方法に拘泥することなく合併を行うこと」。②「那覇市長は合併後、合併事務を処理し、首都としての都市計画を完了し、これが実現の見通しがついたときは市会に諮って、任期中といえども市長公選を行うよう努力すること」。③「合併の日を 1954 年 9 月 1 日とする」。④「那覇市長は合併された市村の応急の問題（水道、道路等）処理に努力すること」。⑤「合併後、市会の承認を得て、那覇市長は、市長の諮問機関として臨時合併審議委員会を設け、委員に真和志市長、首里市長、小禄村長若しくはその推薦する者を以て充て、合併に伴う重要事項を諮るものとする」。⑥「那覇市長は、合併された二市一村の有給吏員の身分を引継ぎ保障するものとす」。⑦「琉球政府も、首都建設のため、能う限りの援助を行うものとする」となっている。会談を終えて、当間那覇市長は「要は真和志の出方一つだよ」といい、宮里真和志市長は「これでは真和志は承服しないと思うが、一応は諮ってみる」といい、調停は絶望的な結果が予想された（『琉球新報』7 月 29 日夕刊）。また、同じくこの会談後に、当間那覇市長は「真和志の線でいけば、永久に合併の時期は来ない」「とにかくもう議論する時期ではない。すでに機は熟している」「真和志吏員の引受けは全面的に行うが、仮りにいるとすれば人民党員もしくは同調者を引受けるわけにはいかない」といい、宮里真和志市長は「政府が調停に乗り出したことに感謝する。しかしこの調停内容は、…従来真和志が主張し続けた主旨とは大分距離がある」「この調停…を以って市民、議会を納得させる自信はない」と発言した（『沖縄タイムス』7 月 30 日）。

そして那覇市は、その日のうちに「首里市、小禄村の二市村を編入により合併したい」という趣旨の申請書を琉球政府に提出した（『沖縄タイムス』7 月 30 日）。

8 月 2 日、真和志側では、宮里市長、新垣議長ほか当局派議員が、嘉数昇宅に集まり、合併問題に関する政府調停案について検討した。そこで協議された「条件」案は次のようなものであった。①「執行機関代表者は当間那覇市長とし、他の 3 市村長は合議機関として専任させる」。②「合併後の執行者代表の任期は 1 ヵ年とする」。③「1955 年度予算は、現在の行政区域に適用せしめる」。④「現行条例、規則も、特別のものを除く外は、1 ヵ年間そのまま適用せしめる」。⑤「職員は全員引きつぎ、その身分を保障する」。⑥「その他の機関に対しても、相互に協定して、その機能発揮に遺憾のないようにすること」、以上である（『沖縄タイムス』8 月 3 日夕刊）。

8月3日、真和志市議会は全体協議会を開催し、「合併問題が最後の重要段階にあるということから、一挙に結論づけるのを避け、結局、那覇市側に今一度の譲歩をうながすよう、政府勧奨の練りなおしを要求する」ことになった（『琉球新報』8月4日）。このことを同紙は「都市合併も一歩飛躍したものとして注目される」と書いた。

8月4日、琉球政府は、真和志市有志の嘉数昇（生命保険社長）を招き、与儀副主席、宮里内政局長と3人で話し合った。内容は公表されていないが、真和志市議会与党議員が申し合わせた「編入に対する6条件」について「検討を加えたようである」。政府側は、条件①については、自治法の改正が必要だから「ほとんど不可能」、条件②については、「当間市長の任期を切ることも法規に反する」、条件③については、予算の地域執行も「事業上困難」と、それぞれ否定され、その他は「さして問題ない」とした（『沖縄タイムス』8月5日）。

8月5日、真和志市議会は全体協議会を開いた。新垣議長から「議長調停案」が提出されたが、これをめぐって活発な討論が展開されるとみられたが、「結局、賛否両派が一体となってこそ、この歴史的事業も可能ということになり、採決の結果、21対1の多数をもって議長案を決定した」。その議長案は、次のとおりである。「政府勧奨の第5項（臨時合併審議会）をつぎの機構・権限をもつ那覇市行政運営委員会とする」とし、以下4項目を掲げている。①「本委員会の委員は、那覇市長の他に真和志、首里、小禄の現議会から推薦される者各1名ずつをもって構成し、那覇市長を委員長とする」。②「委員の任期は、市長改選までとし、市長改選と共に本委員会は解散するものとする」。③「委員は常勤とする」。④「市行政の執行に当っては、すべて本委員会全員の承認を得べきこと」。このほか、「他の6項目については、いずれも貴意了承となっているが、特に〈各市村の現行条例・規則を、本年度中存置する〉という1項を加えている」（『琉球新報』8月6日）。

真和志市は以上のことを、その日のうちに政府側に伝えた。真和志市側は「これ以上譲れない最後案」だとしたが、与儀副主席は「この回答が最後的なものなら、決裂の外はない。那覇市がケルことは確かだ。第一、運営委員長と市長という、執行面に2つの頭がおることは矛盾している。市長と委員長兼ねる当間市長でも、行政上の〈人格〉は違う。意志決定者が市に2人もおることになり、調整は難しい」、「たとえ那覇市がOKしても、立法でこの条件を満たすことは不可能である」などと発言した。与儀副主席はまた、「それより、われわれとしてはむしろ、宮里市長が那覇市の助役を引受けられることをすすめたい。那覇市も喜んで迎えるということである」と持ちかけた。そして、「こうして執行機関にとびこむことによって、逐次廃止になる真和志の条例を、那覇市の条例にくみ変えることができて、総ては一挙に解決すると思う。或いは諮問機関を強化するか、2つの中1つだ。ここまで御苦労をかけて、お互（たがい）に頑張ったのだから、あと一踏（ひと）ん張りだ。議長の力で議会を承諾させて貰い度い」と続けた（同紙、同日付）。

8月6日、琉球政府は、真和志市側に回答した。①「運営委員会の委員は、真和志市、首里市、小禄村の現議員が推薦する者各1名を以て構成し、委員長は委員の互選によることとし、条例で定める」、②「合併後に派生する合併関係の諸問題を円滑に処理するため、新市会の承認を経て、適当な諮問機関（仮称・那覇市行政運営委員会）を設置する。その職務、権限、任期、報酬等については、市町村自治法に抵触しない限りにおいて、条例で

規定する」、③「真和志の特殊な条例・規則については、新那覇市条例で存置できるよう、市会で決定する」（同紙、８月７日）。

８月７日と８日のことは不明だが、『琉球新報』は、真和志市の宮里市長、新垣議長らは「政府改訂調停案の受諾で円満解決に傾きつつある」と報道している（『琉球新報』８月10日夕刊）。８月９日、議会当局派の緊急協議会が開かれた。「一部議員の強硬な“編入反対”と“住民投票で決すべき”との意見もあってまとまらず、結論を得ぬままに一両日中に議会招集を行うことにして…散会した」、状況からして「大勢は円満合併に大きくかたむいて来たことは、殆んど確定的といわれる」（同上紙）。

このような会議は８月10日にも行なわれている。そこでは、「開会当初から問題の“11名議員辞職云々”をめぐって、会場は憤慨する議員達で混乱状態に陥り、協議はついに何らの進展もみられぬまま、深更に至るまで大もめにモメぬいた」と報道されている（同紙、８月12日付）。この報道によると、「当局派議員の一部に“辞表提出”“議長不信任”の声があがったのは確かであるが、大勢はあくまで合併実現を指向しつつあり、当局派すなわち同志議員にとっては、全くの寝耳に水となったわけ」とある。大いにもめたが、「議長の責任をもって、辞表提出説の否定を市民に声明することになって、やっと落ち着いたといわれる」。

８月11日、新垣真和志市議会議長らは、琉球政府に与儀副主席を訪問、会談後に新垣議長は「議員の辞任届は何も出ていない。…18-9日ごろ議会を招集、欠席議員がおって定数に足らなかったら、再招集状を発し、それでも出席しなかったら、残る議員だけで処理したい」と語り、与儀副主席は「事態はむずかしい。目標は見出したがフン切りがつかないというのが真和志の現状だ。政府の調停はこれで終わるが、何れにしろ議員の辞職の動きに市民の反論があったのは、見上げたものだ。あとについては何もいえない。目標を見出しながら、世論も冷（つめた）く、何らの動きもないのは惜しい」と語った（同上紙）。

８月12日、比嘉行政主席は談話を発表した。「真和志市の一部議員が辞職するという新聞報道がなされているが、これは自治権を放棄する行動であり、かかる行動のないよう希望する。編入に対する賛否について、自治体としての意志決定をやりとげ得なければ、もはや自治能力なしと断定されても致し方ない次第で、沖縄の自治権拡大を期しつつあるときに、これに逆行するが如き辞職などという考え方で、議員としての使命が達成されるものでないことを深く認識してもらうよう強調しておきたい。猶、立法院の会期も終了に近づいているもので、来週早々提案するよう準備を命じてあるから、この際、真和志市の態度を早く早急に決定して貰い度い」（同紙、８月12日）。

８月12日、新垣議長は記者会見をして、「合併問題に対する全市民の声をきくため、来る15日、“那覇市への編入合併の賛否”を問う市民投票を行うことを発表した」。13日と14日は周知期間、15日は投票日、16日に開票、17日真和志市議会、18日那覇市議会、19日政府提出、20日立法院提出という日程も発表した。また政府は、「首都建設を目標に、三市一村の円満合併に約１ヵ月間、縷々（るる）那覇、真和志両市に勧奨を続けてきたが、かぎをにぎる真和志が合併の必然性をつかみながら、住民の意志の反映がないため、難渋して、遂に異例の市民投票という事態まできたことに対し、これ以上の調停は強制の感を与えるおそれありとして、政府は勧奨を打ち切る方針を決定、自治体の自由意志によって決定さ

せることになった」と声明した。比嘉主席は、「17 日真和志の最後決定を見計らって、立法院に提案するよう」指示した（同紙、8 月 13 日）。

8 月 15 日に「編入合併」で住民投票が実施され、16 日に開票した結果、総数 6792 票（投票率 26.5%）のうち、編入賛成 2651 票、編入反対 3974 票の結果となった（『沖縄タイムス』8 月 18 日）。

真和志市の那覇市への合併は、この時点で消え失せた。

（7）那覇市と首里市・小禄村の合併実現

1954（昭和 29）年 8 月 18 日、琉球政府の比嘉秀平行政主席は、琉球列島米国民政府のジョンソン首席民政官を訪問して、「二市一村合併」促進を報告するとともに、立法院に対してその「合併申請書」を送付して、議決を要請した（『琉球新報』8 月 19 日）。ジョンソン民政官は、行政主席の処置としては「他にとるべき方法はないと思う。だが真和志を含まぬ大那覇市の誕生は遺憾である」との回答書を送った（同紙、8 月 21 日）。

『琉球新報』は「真和志アトの祭り／合併逃げてドーナツ残る」との見出しをつけて、真和志市側の取り組みの遅さを指摘した（8 月 28 日）。「長い間モタつき続けた真和志の合併問題も、今更どうすることも出来ず、手遅れのままドーナツ合併を見送ることになった」（見出しと関連させれば、ここは「ドーナツ合併を見送ることになった」ではなく、「ドーナツ合併に終わった」とすべきところ）。新聞は、この合併が真中の真和志市を飛び越えて、首里市と結んだことを「ドーナツ合併」と表現していたのである。

立法院は、8 月 28 日、これを賛成 16、反対 10 で可決した。琉球政府は、8 月 30 日、「市町村自治法第 3 条第 1 項の規定により、1954 年 9 月 1 日から首里市、小禄村を廃し、その区域を那覇市に編入する」と告示した（告示第 140 号）。

1954（昭和 29）年 9 月 1 日、「首里市、小禄村を編入し、人口 11 万に歴史的飛躍をとげた大那覇市建設記念祝賀式典は、1 日午前 9 時 30 分から沖映本館で、はなばなしく行われた。この日、オグデン副長官、ジョンソン首席民政官、比嘉行政主席、仲井間上訴裁首席判事、政府各局長、全島市町村長ほか、旧那覇、首里、小禄二市一村民ら千名近くが集まり、沖映ステージ正面には那覇市旗をかかげ、左右各会社、団体から贈られた花輪が飾られ、先ず幸喜那覇市総務部長の開式にはじまり、当間那覇市長から…あいさつがのべられたのち、オグデン副長官、ジョンソン首席民政官、比嘉主席、仲井間上訴裁首席判事、富原商工会議所会頭、比嘉全地区市町村長会長、真栄田那覇市議会議長から祝辞がのべられた。ついで当間那覇市長から市政功労者 29 名に対し表彰状が贈呈され、盛大な祝賀式典の幕を閉じた。ひきつづき祝宴にうつり、琉球芸能界の大モノ・真境名由康、島袋光裕両氏らを中心に古典劇が催され、大那覇市の発展を祝した」（『琉球新報』9 月 1 日夕刊）。

（8）翁長真和志市長のころ

1954 年 9 月 5 日、真和志市長選挙で、翁長助静（村時代の村長経験者）が現職の宮里栄輝を抑えて当選した。翁長 8858 票、宮里 7473 票であった。これは、宮里候補が先の合併見送り派、翁長候補が合併推進派とみなされての選挙であり、那覇市との合併問題への前身につながるものと見られた。「これまで那覇市への対等合併を主張しつづけた宮里市長に

変り、翁長新市長によって、那覇市とともに首都建設へのたくましい第一歩を踏みだすわけである」(『琉球新報』９月７日)。

９月７日、第37回那覇市議会（定例会）は、市長から提案のあった「首里、小禄が那覇市に合併に伴う区設置の暫定処置に関する条例（案)」を審議し議決した。それには「区は従来首里市、小禄村において設置してあった区とする」「公布の日から施行し、1954 年 9 月１日から適用する」とある。同日はまた、「那覇市役所支所設置条例制定について」の提案もあり、那覇市役所首里支所を（首里）大中町１丁目１番地に、那覇市役所小禄支所を（小禄）高良24番地に設置することと、「支所の取扱う事務」の規定が含まれている「条例」が議決された。さらに、「差し当たり首里市、小禄村の定員を含めたものを一応定員条例として制定したい」と幸喜克彰総務部長の説明した提案も議題となり、議決された。最後に当間市長があいさつして、「首里の名称は何とか残さなければならないと思っております」と述べた。

首里の名称を残す問題は、第１回那覇市議会（臨時会）の10月８日の会議で、儀武息睦ら６人の議員から、那覇市長あての「〈首里〉の名称存置方に関する意見書（案)」として提案され、可決された。

（９）那覇市と首里・小禄合併先行後の二市合併問題

1955（昭和30）年５月23日、第４回那覇市議会（臨時会）は、比嘉朝四郎ら３人の議員から提案された「都市合併研究特別委員会設置について」を審議した。これは那覇市と真和志市との合併について調査研究するというものである。これは原案どおり可決されたが、それに先立って泉正重議長が、両市合併についての「経緯」を報告している。泉は議長としてこの問題にかかわり、真和志市の関係者と３回会った。最初は、「那覇市も首里、小禄を合併して落ちついている今日、更に真和志市の合併も考慮してもらいたい」と話し、２回目は、琉球政府の稲福官房次長を加えて、法的な諸問題の説明を受けたが、そこで当間那覇市長は「那覇市に真和志市が合併され」ても「直に真和志の住民が今日以上に総てに於て、利益が享受されるといったような一つの夢を、余り大きく期待されては困る」と発言したという。３回目は当間那覇市長からの申し出で開かれ、真和志市側も市長、助役、正副議長が出席し、「今日真和志の財政状態が非常に苦しい」こと、自分らは合併を公約しているのにそれが実現していないことに対して責任を感じていること、真和志地区の市議の議席数を確保してほしいこと、などが提起されたという。そして真和志市側は合併には積極的であり、このような委員会の設置は望ましいとの意見を添えている。

６月14日、第５回那覇市議会（定例会）は、「合併問題に関する審査経過について特別委員会の報告」（中間報告）を受けた。「都市合併研究特別委員会」の辺野喜英興議員は、そこでの「質疑事項中の主なるもの」４点を挙げ、また真和志市議会の特別委員会では、各種意見があって一致していないことを指摘している。そうして「発案性は真和志議会委員会に持たせ、こちらは受身の立場で相談に応ずるべきだという結論」に達したと報告している。当間市長は意見を求められて、真和志市との合併は「無条件で受け入れる」が、

那覇市側が「財源を裂いてやるということは出来ない」、ただ合併による経費節減の利益分を真和志に還元することはできる、と話している。

第7回那覇市議会（臨時会）に入って、11月7日、上間長和ら12人の議員から「都市合併特別委員会設置について」提案があり、原案どおり可決された。メンバーは15人とされた。11月12日、同委員会の調査研究を、議会閉会中の継続審査とすることが決まった。

12月13日、第8回那覇市議会（定例会）は、その報告を受けた。都市合併特別委員会の辺野喜英興委員長は、次のように報告している。「初回の委員会」では「発案性は飽く迄も真和志議会特別委員会に持たせ、那覇市としては受身の立場で臨む方針が決定され、第2回目の委員会では、…論議の焦点は合併に伴う議員の議席数の問題にあった」、しかしながら「那覇市議会議員選挙無効判決により…審査が中断された」。なお、この問題に対する委員会の「基本的態度」の「主なるもの」として、3項目を挙げている。それはもっぱら真和志側から選出する議員の定数に関することである。そして、「真和志側との折衝委員」を決めた、とある。

一方、1956（昭和31）年12月27日、第59回真和志市議会（定例会）は、「都市合併特別委員会」の新里義雄委員長から報告を受けた。これは11月20日の全員協議会で基本的には報告済みといい、「その後の那覇市議会は、3月末を期して合併するとの腹をもっているようであります」と付け加えるにとどめている。そのうえで、合併促進法も公布されており、それに基づく「合併促進協議会」が発足するまで「特別委員会」は存続するのかを議論して、存置することを確認した。これは、翌57年2月22日の第60回真和志市議会（臨時会）で、再び「特別委員会」の報告を受けて、その解消を決定している。つまり、法に基づいて合併を進めていくために、両市から委員を出し合って「合併促進協議会」を作ることになった。そこでこの議会では、その「準備委員」を選出することになったのである。委員会は市議会としてのそれではなく、市としてのそれと位置付け、当局3人、議会2人の5人とすることになった。

（10）当間市長の行政主席就任と合併問題

この間、1956（昭和31）年10月25日に比嘉秀平行政主席が急死して、11月1日にはレムニッツアー民政長官によって、後任主席に当間重剛那覇市長が任命された。

12月4日、第16回那覇市議会（定例会）は、都市合併研究特別委員会の報告を受けた。辺野喜英興委員長は、「当間市長の行政主席就任を契機として、真和志議会に於ては、当間前市長の公約もあること故、後任市長選挙手前に是非両市の合併を実現させたいという機運になり、11月2日に真和志側議会議員数名が、非公式ながら那覇市議会議長に善処方申し入れがなされたのであります」。そこで委員会を数回開催して審査した。「初回特別委員会を11月7日に開催」、真和志側の意見として、「この時期を失してはいけない」、「市長選挙前に合併を実現し、真和志側も市長選挙に参加」したい、「議員の議席数」にはこだわらない、などが報告され、審議した結果、「真和志側としては無条件でもよいといった処まで来ている様で、その熱望も此際容れて、早く一致点を見出し、市長選挙に参加できる様取り計らうべきだという積極意見」と、市長選挙終了後でもいいという「慎重意見」があっ

た。しかし、結論を出す前に「市町村合併促進法」を勉強しようということになり、琉球政府の行政課長らを招いて説明を受けた。そのうえで合併問題について話し合われ、「市長選挙前の合併が、法的にも事務的にも可能か」が焦点となり、11 月 15 日に「両市小委員会の合同研究会」を開催した。

そこでは、事務的にも法的にも無理であるが、琉球政府が特別措置を講じてくれればどうにかなるということになり、翌 16 日に琉球政府を訪ねたら、すでに「日程参考案」などが準備されていたものの、特別措置が必要であるし、それを琉球政府や米国民政府（琉球列島米国民政府）が措置してもらえるかが問題だということになった。18 日は那覇市の特別委員会を開催して、経過を報告し質疑を受けた。当間重剛主席も、無理をしてまで合併を急ぐことはないとの見解であるし、米国民政府も軽率には扱わないだろうし、那覇市当局も事務的に難しく 1957 年 6 月末がいいとしている。20 日に、そのことを真和志市側に伝えたところ、23 日、「今回の市長選挙前合併が実現できなかったことについて痛く失望し、一時は施す術を知らない位に気抜けした」が、那覇市が熱意を持ってよく協力してくれたことに感謝し、「市長選挙後の早期合併実現を期待する」との回答があった。以上のように報告された。これをうけて「那覇、真和志両市の合併問題については、特別委員会の審査報告を承認し、…只今の合併特別委員会は存続の形でやって、何れ市長選挙後に両市連絡の上、[市町村合併促進法に規定する]協議会に切り換えるし云う風に持って行きたい」という議長のまとめを了承した。

（11）瀬長市長不信任問題と二市合併問題

1956（昭和 31）年 12 月 25 日、当間市長の後任をめぐる那覇市長選挙が行なわれ、翌日開票の結果、瀬長亀次郎（せながかめじろう）が当選した。しかしながら、市議会は市長不信任の機会を探っており、そのため市長派議員は欠席戦術を取っていた。したがって、多くの議案が議員提案として審議された。

1957（昭和 32）年 9 月 16 日、開会中の第 20 回那覇市議会（定例会）で、辺野喜英興ら 6 人の議員から「都市合併特別委員会設置について」の提案があり、設置が決まった。「全琉の首都・那覇市の構想は、真和志市との合併によって、基本的総合計画の現実性が期待されるので、合併を促進することは、諸般の情勢の推移から必要な要望であり、且つ住民注視の懸案であります」と、その趣旨を述べている。10 人の委員も選考された。

『沖縄タイムス』は、「マヒ市政の打開と都市合併」と題する「社説」を掲げて、次のように論じた（9 月 17 日）。「委員会設置を可決したきのうの議会は、17 名議員側が中心であったことからおして、瀬長市長不信任実現への突破口をそこへ求めようとするものではないかと思われる」、「瀬長市長も、その信任派の議員も、対等合併を市民へ公約していることである。たとえ不信任派が瀬長追い出しをこの合併問題にからませるからといって、“すじ”だとか“理論”だとかを売物にしている瀬長一派とあれば、この問題だけは、あとへ引くわけにはいかぬであろう」、「最も合法的であり、“すじ”も通ることであり、両市の市民にとっては、那覇市政のゴタゴタを転じて、懸案の合併が実現するとなれば、不幸中の幸い。真和志側もこの機会を逸せず、協力して一挙に合併実現へといきたいものである」。

2 日後の 9 月 18 日、第 65 回真和志市議会（定例会）は、行政主席・当間重剛あて、「那

覇、真和志両市に対する行政主席の早期合併勧告要請についての意見書」を満場一致で決定した。これは、ようやく動き出していた合併が「那覇市の政治的諸因により、容易に実現を見ず、最近に至っては全く棚上げの恰好になっている」ことを憂い、「これをいたずらに遷延すれば、首都の建設も市民の福利増進も阻まれるばかりでなく、延いては旧真和志行政地域の復元問題や、この区域に対する二重課税の問題を悪化せしめ、両市の友好関係に好ましからざる事態を招く」といい、「合併の好機は正に到来している」ので、「真和志市議会は、行政主席が市町村合併促進法に則って、速やかに、両市に対し早期合併実現の勧告措置を講ぜられるよう、強く要請するものであります」と結んでいる。

このことを『沖縄タイムス』は、次のように解説している（9月19日夕刊）。「与野党の対立でもみ合う那覇市会で、ただ1人中立を標榜する平良真次郎議員が、真和志市との合併問題という形で投げだした現状打開策に、真和志市会が合併への好機と飛びつき、ここに瀬長市長退陣問題は新たな展開をみせてきた」。「こうして合併問題は新しい局面に突入したが、［瀬長市政の］野党側ではこの真和志市会からの申し入れに対し」、次のような考えを示したという。①「那覇市会［野党側］としては、合併問題も重要であるが、これはさらに重要な問題である瀬長市長不信任案が解決してから考えるべきだ」、②「真和志市会との話し合いには、一応礼儀として応ずるが、市民の世論は併合合併を望んでいる」。したがって、「瀬長市長退陣問題と合併問題は切り離すべきだという意向が強く、今のところ瀬長市長不信任案が完全な行詰りをみせない限り、合併問題により瀬長市長を退陣にもっていこうということは考えてないようだ」。「一方、那覇市会与党側では、真和志市会からの申し入れに対し、最大限の好意をもって受け入れており、…合併問題をめぐっての与野党、真和志市側の動きが、瀬長退陣問題ともからんで、今後微妙な動きを見せるものと思われる」。

真和志市議会の申し入れを受けた那覇市議会の対応については、「那覇市会同盟派が合併より不信任問題が先決という態度を変えないため、再び暗礁に乗上げた形となっている」と報道された（『沖縄タイムス』9月20日）。

9月22日、『琉球新報』は「都市合併を促進せよ」と題する「社説」を掲げて、次のように論じている。「硬直した那覇市政の現況を打開するハケ口として、真和志市との早期合併論も巷間に伝わっている折も折、真和志側では臨時議会の議決により、那覇市との早期合併を打ち出し、主席にも意見書を提出しているが、両市の合併は多年の懸案であり、現那覇市議諸公も選挙の際いずれも公約としてとりあげているので、時期の問題はさておき、合併自体については誰れしも異存のあろう筈はない。…数において多数を擁する野党側として打つ手は、不信任強行か、真和志との合併実現化、この2点のうちどちらを採るかということになろう」。「合併問題に関する限り、与野党の意見調整も案外スムースにいくのではなかろうか」。「瀬長市長は嘗つて合併には賛成だが、自分を追い出すための合併ならいやだといっていたが、両市の合併は瀬長氏一個人の問題ではないのであって、行き詰まりの那覇市政に、真和志側の今回の合併要望が打開のいと口ともなり、両市の合併、そして新首長選挙へと一挙に促進されるとしたら幸いである」。瀬長市長追放の手段としての合併論だといえよう。

（12）瀬長市長の後任就任前の合併実現

第 67 回真和志市議会（臨時会）は、11 月 29 日、「真和志市を廃し、その区域を那覇市に編入することについて」「1957 年 12 月 17 日から施行する」という翁長助静（おながじょせい）真和志市長の提案を受けて審議したが、合併促進協議会の委員を選出して、そこで「新市建設計画書策定書」を作って、その後にこの議案を処理することになった。

翌 30 日、同じ議題が日程に上り、まず「那覇・真和志の合併促進協議会」の模様の報告を受けた。報告した町田宗永（まちだそうえい）議員は、「本日午後 9 時 30 分から、…那覇・真和志合併促進協議会が開催され、…新市建設計画策定書の真和志の分と那覇側のものと調整した訳でありますが、いろいろ検討の結果、結論として、…さらに検討を加えて、12 月 10 日迄に両市市会がこれを議決決定することに…議決いたしました」と述べた。そこで当初の合併議案を採決しようとの動議があり、異議なく可決された。次に、「議員の定数について」の議案は、合併後の議員の定数を 45 人にするというものであったが、議論の結果、これを 57 人とすると修正して、満場一致で可決された。しかし、これについては、翌 12 月 1 日の第 68 回市議会（臨時会）で、那覇市と同一にしなければならないとの説明があり、45 人とすることを再決議した。

同じ会期の 12 月 10 日、「那覇市真和志市合併条件協定書について」が市長から提案され、助役の定数、副収入役の設置、職員の処置、財産の処分、市税の賦課、議員の任期及び定数、字名、予算の執行、上水道事業、条例の存置、市道の認定、部課の設置、道路潰地の補償の 13 項目が、全会一致で可決決定された。

それより前、9 月 10 日に開会された第 20 回の那覇市議会（定例会）のうち、10 月 10 日、都市合併特別委員会の「審議の経過並びに結果」が報告された。辺野喜委員長は、10 月 8 日に委員会を開いた、「合併すべきであるという基本方針を前提として折衝すべきではある」が、真和志市側と話し合った上で「再度委員会を招集する」ことになった、引き続き「議会閉会中の継続審査」を認めてほしいとし、了承された。

瀬長亀次郎那覇市長が、不信任決議をうけて辞任したあとの 11 月 28 日、就任したばかりの東江誠忠（あがりえせいちゅう）市長臨時代理者のもとで、同じ第 20 回の市議会で、辺野喜英興ら 17 人の議員の提案で、「真和志市を本市に編入することについて」、「議員の定数について」及び「都市建設計画の策定について」が審議に付され、全会一致で決議された。

12 月 1 日、立法院の招集があり、4 日、米国民政府に提出して、7 日に承認され、9 日は資料調整して、10 日、第 21 回那覇市議会（定例会）に上程された。その日は、当局提案の「真和志市を廃し、その区域を那覇市に編入するに伴う両市合併条件の協定について」及び「真和志市を廃し、その区域を那覇市に編入するに伴う那覇市建設計画について」を審議した結果、賛成多数で可決された。その後は 12 日に立法院に提出し、15 日に決議してもらって、17 日に合併告示がなされるという日程になるということを、東江市長代理者が説明している。

第３部　アメリカ統治期
（合併後）

第１章　兼次佐一市政と議会

第１節　民連ブームと那覇三大選挙

（１）「大那覇市」誕生祝賀と真和志市合併

1958（昭和 33）年の新年は、那覇市民の華やかな祝賀行事の熱狂のなかで幕を開けた。

1 月 5 日、真和志市の編入によって名実ともに琉球の首都となった人口 18 万 6000 人の大那覇市の誕生を祝う合併祝賀行事が挙行された。合併祝賀式典は午前 9 時半から那覇高校校庭に設けられた式場に関係者約 500 人が整列して盛大にとり行なわれた。「大那覇市構想」は、先人たちが戦前から取り組んできた歴史的な大事業であったので、その実現の瞬間に立ち会った関係者の感激は大きかった。

那覇真和志合併成る
主席きょう告示
＝立法院全会一致の可決で＝
真和志市消え大那覇誕生
大那覇市建設への一大エポック画す
道路工事に八百万円
小禄名護本部に民府が

1957 年 12 月 17 日『琉球新報』

まず東江誠忠臨時市長、高良一市議会議長の主催者挨拶があり、続いて市政功労者の表彰、バージャー民政官、当間重剛行政主席等の来賓から祝辞があり、式典は 11 時に幕を閉じた。表彰された市政功労者は当間重剛、上原義弘、長嶺秋夫、故兼島由明（2 期以上在任者）に続き、市議会関係者からは次の 16 人の長期在任議員が表彰された。儀武息睦、城間雄蔵、渡嘉敷宗賀、久高友敏、大山盛幸、玉那覇有義、上間長和、備瀬知良、喜久山朝重、渡口麗秀、比嘉朝四郎、辺野喜英興、高良一、照屋正徳、上原幸栄、赤嶺謙信。また、市職員 16 人、一般 2 人、真和志関係 7 人も表彰された。

市街地では商工会議所主催の仮装車両のパレードや児童生徒の旗行列や提灯行列が繰り広げられ、新生大那覇市は終日はなやかムードに満ちあふれていた（『琉球新報』1958.1.5 夕刊）。

ところで、この祝賀ムードの水面下でもう一つの熱気を帯びた動きがあった。1 月 12 日に市長選挙、2 月 2 日に市議会議員補充選挙を控えていたからである。合併祝賀の華やかなイベントは前年の「瀬長市長追放劇」の暗い記憶を払拭せんがための演出だったかもしれないが、瀬長追放は米軍統治者による民主主義の理念を踏みにじった不当な手段という印象が強く、来るべき 2 つの選挙は市民の声が選挙の結果にどう反映されるか、各方面から大きな関心をもたれる選挙であった。

真和志市との合併問題は、後任市長選挙と密接な関連をもって急転直下に進展したものであった。那覇市と真和志市との合併問題は 54 年 9 月のドーナツ合併（首里、小禄の編入）後に持ち越された積年の重要課題として引きずっていたが、編入合併を主張する那覇市側と対等合併にこだわる真和志市側が互いに譲らずにらみ合いの状態が続いていた。那覇市政綱領で「那覇、真和志両市の対等合併の実現」を掲げて当選した瀬長市長の誕生で、真

和志側は対等合併に拍車がかかるものと期待を膨らませたが、瀬長市長就任の直後から米軍や財界からの反共攻撃で軍の補助金の停止、琉球銀行による資金凍結、融資拒否、預金封鎖、水道供給停止等々、革新市政に対する露骨な締めつけが行なわれ、また那覇市議会でも瀬長市長の不信任決議をめぐって与野党の攻防が１年近くも続き、合併問題どころの騒ぎではなくなっていた。

ところが、瀬長市長追放の後に続く後任市長選への流れは期せずして棚上げ状態になっていた両市合併を一挙に推し進める追い風となった。ただし対等合併の方向ではなく、対等合併論からみればどさくさまぎれの編入合併への逆風とみる向きもあった。

（２）瀬長後任市長選をめぐって

1957 年 11 月 25 日、那覇市議会において再度の市長不信任案が可決され、瀬長市長が失職すると、政界は後任市長候補の人選をめぐって目まぐるしく流動した。とくに社大党の内部事情は複雑だった。同党那覇支部（兼次佐一支部長）は人民党と共闘して民連（民主主義擁護連絡協議会）をつくり、瀬長市政の擁護の立場をとってきた経緯から、早くから兼次支部長を“第二の瀬長”として民連の統一候補に擁立する方針を鮮明にしていた。

これに対して、社大党本部では安里積千代（あさとつみちよ）委員長を擁立する動きもあったが、瀬長追放で強権をふるったムーア高等弁務官の強い意向で、市長選には社大党を含めた民主党や当間派などの保守勢力を結集して米軍からみて“好ましい人物”を擁立してほしいという要望が内々に示された。

11 月 27 日、ムーア高等弁務官の意向を受けて、当間重剛主席は主席公舎に平良辰雄（たいらたつお）前沖縄群島知事と翁長助静（おながじょせい）真和志市長を招いて、秘密裏に三者会談をもって後任市長選の作戦を練った。平良辰雄は、社大党内部のゴタゴタで安里積千代委員長の擁立が危ぶまれるなかで、民主党と社大党右派の保守陣営から第三の有力候補として浮上してきた人物であった。

三者会談の席で反民連候補として出馬を要請された平良辰雄は、おおよそ次のような決意と条件を示したといわれる。「市長選挙への出馬の腹は決まっている。社大党からの推薦を望んでいる。現真和志市民に選挙権を与える選挙前合併が望ましい」

当間主席は那覇市長時代からの編入合併論者であったが、瀬長市長追放を好機とみて合併問題のとりまとめに動きだしていた矢先だったから、平良候補の提案は渡りに舟であった。翁長真和志市長も選挙前編入合併に同意した。

平良候補の擁立が固まると、当間主席と那覇市議会の保守派は平良候補を勝たせるための戦略を練った。首里地区や小禄地区は人民党や民連の影響の強いところであるが、真和志はもともと社大党の地盤だから社大党公認の平良候補に有利であろうという分析から、今回の市長選挙に真和志の有権者も参加させたほうがいいと判断された。結局、平良候補の意向に沿って、選挙前合併のほうが一石二鳥になるという結論に達した。真和志側でも真和志市民が参加することのメリットを勘案して、対等合併という年来の主張をとりさげることに風向きが変わった。

ところで、瀬長市長追放で強権をふるったムーア高等弁務官は、市長追放劇の続編とも

いうべき後任市長選でも、陰に陽に沖縄政治の重要な場面に登場して直接的に指揮棒を振るったが､そこにはアメリカの沖縄統治政策の長期的強化という政策の意図が現れていた。

1957年6月5日、アイゼンハワー大統領は「琉球列島の管理に関する行政命令」を発表した。冒頭に「米国議会が琉球政府について法律で別段の定めをしない限り、平和条約第3条によって本国に与えられた行政・立法・司法上の権力はこの命令によって行使される」と規定されており、アメリカの沖縄統治の基本法ともいうべきものである。この大統領命令によって東京在の極東軍司令官が兼務していた「琉球列島米国民政長官」と在沖米軍司令官が兼務していた「民政副長官」の制度を廃止して、米国国防長官が任命する「高等弁務官」をおいて「琉球列島米国民政府（USCAR)」の長とした。従来の、東京在の極東軍司令官を経由しての沖縄統治制度に比べて、大統領－国防長官－高等弁務官というルートで命令系統を合理化し、現地常駐の高等弁務官に大きな権限を与えるという組織改革は、現地住民の要望や意見を尊重するという沖縄重視の改善面もあったが、軍用地闘争で爆発した沖縄住民の不満と抵抗を緩和して、沖縄占領統治の恒久化と核基地の拡大強化をねらった植民地主義的な統治形態とも解釈された。

土地闘争と革新市政誕生の衝撃から打ち出された新沖縄統治政策に基づいて任命された初代高等弁務官ムーア中将が行なった最初の仕事が布令の改定による“赤い市長”の追放であったのだから、その後に続く後任市長選挙は大統領行政命令と高等弁務官の威信にかけても勝たねばならない政治戦であったのであろう。

ムーア高等弁務官の“天の声”をうけて､「選挙前合併」と「平良辰雄擁立」の両面作戦の方針は瞬く間に固まった。社大党本部は安里委員長擁立案を降ろして、平良辰雄を復党させて公認候補とし、これに市政奪還をめざす市議会保守派連合の月曜会や民主党、当間派などが相乗りして“第二の瀬長”を標榜する兼次佐一（かねし さいち）候補との一騎打ちの構図ができあがった。

真和志合併問題については那覇市議会においても首都建設構想の立場から積極的に作業が進められてきたところであった。三者会談の合意を受けて、合併作業は最終段階にはいった。1957年11月28日に那覇市議会は真和志市を那覇市に編入することを可決し、30日には那覇市真和志市合併促進協議会を立ち上げて、具体的な検討事項について協議にはいった。12月10日、那覇市議会は、真和志市を廃し、その区域を那覇市に編入することに伴う両市合併条件の協定について可決した。続いて立法院も12月16日の本会議で「真和志市を廃止し、那覇市に編入する議案」を全会一致で可決した。この流れを受けて真和志市議会も那覇市への編入合併を議決し、12月17日の琉球政府告示をもって正式に編入合併が告示された。同時に真和志市議会は議員総辞職で幕を閉じ、那覇市議会の補充選挙として真和志地区において定数15議席の補充選挙が実施されることになった｡補充選挙は翌58年2月2日と公示された。市長選、市議補選に続いて3月16日には第4回立法院議員総選挙もひかえていた。

1958年の年明け早々にくり広げられた合併祝賀行事の華々しさも、ある意味で、那覇市三大選挙の激烈な政治戦の幕開けを告げる打ちあげ花火であったかもしれない。

（３）民連と社大党の対決へ

1958（昭和 33）年は年明け早々から那覇市長選挙（1 月 12 日）、那覇市議会議員補充選挙（2 月 2 日）、第 4 回立法院議員総選挙（3 月 16 日）と、那覇市民の民意を問う重要な選挙が相次いだ。

那覇三大選挙は、那覇市民のみならず全琉球住民が注目する政治決戦であり、米軍統治下の沖縄住民が瀬長市長追放に象徴される米軍の「圧政」にどのような反応を示すかに内外から注目が集まっていた。新年早々から日本本土やアメリカ本国から多数の記者団が乗り込んで来ており、沖縄問題を世界に訴える絶好の機会でもあった。

一連の選挙で最も注目されたのは、瀬長市政擁護を目的に結成された民主主義擁護連絡会（民連）の動向であった。民連は 57 年 7 月に瀬長市長に対する米軍の強権発動に対抗するために人民党、社大党那覇支部などが中心になって結成した応急的な協議体であった。したがって、規約や方針などもなかったが、来るべき三大選挙をひかえて政治団体としての組織の整備が必要となって、57 年 12 月に総会を開催して会則と運動目標を決定した。ここで確認された「運動目標」は市長選および市会議員選挙、立法院議員選挙において民連推薦候補が統一政策として掲げるものであった。

①原水爆基地化に反対し、平和を守りましょう。②祖国復帰を実現し、日本の独立をかちとりましょう。③四原則を貫徹し、国土を守りましょう。④軍事優先政策に反対し、県民の民主主義をかちとりましょう。⑤大統領行政命令、高等弁務官制度を撤廃し、日本国憲法および民主的諸法律を全面的に沖縄に適用させましょう。⑥市長追放布令など、自治体破壊の高等弁務官布令を撤廃し、地方自治体を祖国復帰と生活擁護の砦にしましょう。⑦防共法など一切の悪法に反対し、自由と人権を守りましょう。⑧如何なる弾圧にも屈せず、日本人の魂と誇りを堅持してたたかいましょう。⑨祖国の独立、平和勢力との団結をかため、反動売国勢力にうちかちましょう。

民連は、この目的に賛同するすべての個人、団体で構成される大衆的組織の性格が強かったが、総会で選出された役員は、議長に瀬長亀次郎、副議長に浦崎康華、儀武息睦、事務局長に大湾喜三郎など、人民党の幹部や同調者で固めていて、後に人民党支配に反発する会員が民連を離れていく理由にもされた。ともあれ、この「運動目標」の 10 項目は、当時の沖縄が置かれていた客観的状況と、米軍統治下のきびしい社会環境のなかで沖縄住民が何を求めて行動していたかを知る指標として重要な意味をもつものであろう。市長選挙も、続く市会議員補充選挙も、民連が掲げた政治目標に大那覇市 9 万 9000 人の有権者がどのような判断を下すか、那覇市政のみならず沖縄問題の行方を占う選挙であった。

58 年 1 月 12 日、瀬長市長降任を選ぶ那覇市長選挙は内外の注目のうちに実施された。日本本土のみならず遠くアメリカ本国からも、新聞社や通信社の記者が十数名も来島した。勝敗の予想はまちまちだった。瀬長市長追放に対する那覇市民の審判がどちらへ傾くかという問題もあったが、編入合併によって初めて那覇市の選挙に参加する旧真和志村有権者の動向が不透明であったからである。

民連推薦の兼次佐一候補は選挙公約として次のような具体的な政策を掲げた。①都計事業の早期完成。②都計法を改正して都計に政府の負担を義務づける。③日本政府に戦災都市復興事業法を準用して都市復興資金を支出するように要請する。④水道事業は政府負担

とし水道料金を値下げさせる。⑤上下水道の整備。⑥公衆便所の設置。⑦区長制の復活。⑧原水爆基地反対。⑨四原則貫徹。⑩祖国復帰。

対する社大党公認の平良辰雄候補は、次のような公約を掲げた。①都市計画の再検討に基づく道路の建設。②水道料金と電灯料の値下げ。③軍の補助で琉銀から融資して事業と景気をよくする。④軍用地代一括払い阻止。⑤非民主的権力の排除と自治確立。

スローガンだけを見ると一見両候補の政策に大きな対立点はないように見えるが、決定的な違いは、米軍統治政策に対する基本的なスタンスであった。兼次候補は「あくまで軍政に抵抗して日本復帰と四原則貫徹を期し､軍の基地保有に反対していく」と宣言したが、平良候補は演説会や新聞広告で次のようにきびしく民連を批判した｡「抵抗のための抵抗は本当の政治ではない。抵抗ばかりして１､２人の英雄を押し立て、多数の市民が苦しむのは本当の政治ではない。民連は自分だけを愛国者とし、他を売国奴呼ばわりするが、それは民主主義を破壊するものだ」

米民政府や保守陣営としては、日本復帰論者として知られている平良候補を全面的に信用していたわけではないが、次善の策としてとりあえず社大党公認の平良候補に市政奪還の期待をかけるほかはなかった。

市長選は単に那覇市政の方向を左右するにとどまらず、沖縄全住民を巻き込んだ保革が激しくしのぎを削る天下分け目の政治戦であった。ムーア高等弁務官や当間主席も市長選には決戦態勢で臨んだ。それだけに、選挙戦の駆け引きのなかから思わぬ副産物も生まれた。真和志市との編入合併の実現、凍結されていた軍特別補助金の一部解除、琉球銀行の融資再開などがあげられるが、さらに重要な果実は、高等弁務官の政治判断で数年間も難航していた「教育四法」案がついに通過することになったことだった。

教育四法（教育基本法・教育委員会法・学校教育法・社会教育法）の民立法化は沖縄教職員会や教育行政関係者が長年にわたって請願運動を続け、立法院でも再三にわたって可決したが、米民政府（米軍）は頑として承認せず再三廃案にされた長い経緯があった。米軍側は表には出さなかったが、真の理由は、教育基本法案が沖縄教育の基本理念として掲げた文言が問題になったのである。その前文は次のような文章から始まっていた。「われわれは日本国民として人類普遍の原理に基づき、民主的で文化的な国家および社会を建設して世界平和と人類の福祉に貢献しなければならない」。

「日本復帰を唱える者は共産主義者である」と決めつける米軍側からすれば､「日本国民として」という文言は容認できるものではなかった。しかし、この１年間の那覇市民が爆発させた軍政批判と反米感情の高まりに米民政府は手をやいていた。強引な瀬長市長追放に対する住民感情を緩和するうえでも一定の譲歩はやむを得なかった。米民政府が平良候補へのテコ入れとしてはらった代償の一つが「日本国民としての教育」を容認することだったのだ。この那覇市長選挙は米軍統治者に踏み絵を踏ませるような切羽詰まった決戦でもあった。

立法院は３度目の教育四法案を採択して琉球政府主席宛て送付してあったが、米民政府からの承認が得られず、法案は行政主席のところで止まっていた。主席署名の期限は 58 年１月８日であった。市長選挙の投票日である 12 日は目前に迫っていた。もし米民政府の反対でこの法案を三たび廃案に追い込むとなれば、教育四法民立法化運動を支持する那覇

市民の反感をかって平良候補には不利になるだろう。選挙の形勢は五分五分という観測もあった。追い詰められたムーア高等弁務官は当間主席と相談して法案を承認することを決断した。ムーア高等弁務官は期限ぎりぎりの１月７日付けで「教育四法案承認」の書簡を当間主席に送った。翌８日、当間主席が署名して教育四法案は公布され、同年４月１日から施行されることになった。

（４）兼次佐一、市長に当選

注目の那覇市長選挙は１月 12 日に実施された。投票率 72％という数字が市民の関心の高さを示していた。翌 13 日の開票の結果は、内外に大きな驚きの波紋を広げた。民連が擁立した兼次佐一候補が３万 5491 票を獲得して、社大・民主両党が支持する平良辰雄候補の３万 4507 票に 984 票の僅差ながらも当選したのである。平良候補の圧勝を確信していた米民政府と保守陣営にとって、反米的市長が続けて誕生したことは痛烈な打撃であった。瀬長前市長の後継者である兼次候補の勝因は、米軍の強権発動による瀬長市長追放に対する那覇市民の批判と抵抗が根本にあったことは明らかだった。

市長選挙で兼次佐一当選で、万歳を叫ぶ民連幹部。下段右から松島朝永、兼次佐一、瀬長亀次郎、又吉一郎（『市民の友』第 85 号）

「日本国民としての教育」という沖縄教育の基本理念が那覇市長選がらみの政治的配慮で米民政府が承認したという出来事は、単に教育四法民立法化運動の勝利というだけにとどまらず、1960 年代に高揚期をむかえる祖国復帰運動の道しるべとして大きな意味をもっていた。その意味でも、50 年代後半に行なわれた２つの大きな那覇市長選挙は、沖縄の戦後史に大きな影響を残したというべきだろう。

48 歳という若さで新生大那覇市の市長に選ばれた兼次佐一は、その勝因と今後の市政に対する抱負を次のように語った（『琉球新報』1958.1.14）。「この選挙の勝利は、市民が布令でもって前瀬長市長を追放したことに対し反対の意思表示をしたものであり、この反抗心が祖国 9,000 万同胞の支援を得たことが勝利の原因である。私は民連のスローガンを政策として遂行し、四原則貫徹、原水爆基地化に反対しつつ明朗な那覇市を建設する」

民連推薦の兼次候補の勝利は、那覇市議会の反民連派にとっても驚天動地の衝撃だった。市議会内では民主党、社大党、無所属などの議員が月曜会に結集して、社大党公認の平良候補の当選のために全力を傾注してきただけに、平良落選のショックは大きかった。今回の民連の勝利により２月２日に行なわれる真和志地区の特別選挙（定数 15 人）も野党保守派に不利になるばかりではない、那覇市議会の現勢力分野は与党 11 人、野党 17 人、中立１人であるが、仮に特別選挙で勝利したとしても市長不信任に必要な議席数には遠く及ばないだろうから、瀬長市長追放劇の再現は無理であろうと判断された。不信任案提出は断念して、当分は新市長の出方を見守るしかなかった。

一方、敗れた平良候補は、「私は反抗のための反抗はよくないと市民に訴えたが、大多数の市民は〈反抗のための反抗〉を支持した。私の役目はこれで終わったので二度と政界には出ない。アメリカはこの際一層の反省をすべきだと思う」と敗者の弁を語り、米軍の強権的な市政介入への批判も遠慮しなかった（同紙同日）。

ムーア高等弁務官も反米的立場をとる民連・瀬長派の兼次候補が勝利した選挙結果については大いに落胆したが、今回の選挙の結果、米国政府の沖縄政策が変わることを強調したうえで、次のようなステートメントを発表した。「那覇市の選挙は、自由世界においてのみ知られている民主的方法に基いて行われた自由選挙を通して市長を選んだ。兼次氏が選出されたこの民主主義の同じ理念に基き、責任をもってその職責を果たすことが、市長当選者兼次氏の責任である」（同紙同日夕刊）。

兼次新市長は、このムーア高等弁務官のステートメントのなかの「民主主義」というキーワードを逆手にとって、市議会における施政方針演説で次のように述べている。

「（都市計画事業の財源の確保について）私は確信をもっています。即ち米国民政府も琉球政府も補助金の打ち切りを全面的に解除することであり、琉銀の融資も再開されるという確信であります。その理由を申し上げます。ムーア高等弁務官は１月 14 日に私の市長当選についてステートメントを発表しておられますが、その内容は（中略・前記同文）。私もムーア高等弁務官の考えと、私の考え方が期せずして一致しているところに以上の確信がえられたわけであります。私は市長としての私に課された使命は、市民に公約した政策の実行であると申しのべましたが、それはムーア高等弁務官が述べた民主主義の理念にもとづき責任をもってその職責を果たすということであります」

この発言がどのような意味を持つかは、その後の兼次市長の政治的スタンスの変化にあらわれてくるであろう。

（５）市議補選と民連の前進

市議補充選挙には定員 15 人の 2 倍を超える 31 人が立候補した。

市長選の結果、市議会 29 議席の勢力分野は、兼次市長の与党となる民連派 11、野党の月曜会 17、中立 1 となっていたが、新たに補充される市議の選挙の結果が兼次市政の行方を大きく左右するとあって、両陣営とも激しくしのぎを削る選挙戦を繰り広げた。

２月２日の投票の結果は、森田孟松（社大）、金城幸信（社大）、儀間真祥（民連）、玉城正次（民主）、金城賢勇（中立）、玉井栄次（民連）、普久原朝光（中立）、具志清裕（民連）、屋慶名政永（民連）、黒潮隆（民連）、金城武一（中立）、仲尾次盛夏（民連）、大城清徳（中立）、久場景善（民主）、金城重宜（民連）の 15 人が当選した。兼次市政与党の民連の圧勝であった。

これにより市議会全体の党派別議席数は、民連 18、中立 5，民主 2，社大 2，月曜会 17、となり、会派としては第一党の民連（与党）と第二党の月曜会（野党）が拮抗する形勢となったが、先の市長選との絡みで、社大党と中立派がどちらに廻るかで議会の与野党の勢力図が変動するという不安定な勢力分布でもあった。

（6）立法院議員選挙と民連の退潮

市長選挙と市議補充選で連勝した民連は、上げ潮ブームに乗った勢いで次にひかえた1958年3月16日の第4回立法院議員選挙の躍進をめざして全島的な運動を展開していた。来るべき立法院選挙は、この運動を全琉規模に拡大して、祖国復帰・平和・民主主義の政治綱領を掲げた全琉的な統一戦線へと発展させる絶好の機会であった。遠大な将来図を描いていた民連は、この立法院選挙では、①祖国復帰の実現、②四原則の貫徹、③原水爆基地反対、④大統領行政命令撤廃、⑤日本国憲法および民主的諸法律の適用、市長追放令の撤廃など、民族統一戦線による復帰運動の構築を視野にいれた選挙公約を掲げ、全琉 29 選挙区のうち 19 選挙区で候補者を立てた。

人民党を中軸とした民連が急速に勢力を拡大していく選挙情勢は、米民政府にとって看過できない脅威であった。米側は当間主席を通じて社大党を引き込み、民連ブームをおさえ込むためにさまざまな選挙対策を繰り出した。選挙戦の終盤、民主党と社大党が連名で両新聞の広告欄に出した次の声明もその一端であった。「中共（注・中華人民共和国のこと）の声明によって明瞭な様に、彼ら（注・人民党のこと）の支持する中共は沖縄の主権は支那にあると明言している。（中略）中共の主張する沖縄の主権は中共にあるということは、とりもなおさず沖縄を中共に所属せしめる意図だと断言してはばからない。（中略）彼らは目的完遂のためには手段を選ばず住民の生活を犠牲にすることは何とも思っていません」。

選挙結果は、社大党 9、民主党 7、民連 5、無所属 8 となり、社大党は那覇地区で民連をおさえて市長選挙の雪辱を果たしたうえに、後に無所属から 1 人加わって 10 議席で院内第一党の議席を獲得した。対照的に、民主党が得票数でも議席数でも半減したことは、必ずしも有権者の意識が米民政府の沖縄統治の現状を支持もしくは容認しているとはいえない。むしろ、社大党躍進の第一の勝因は、米軍が押しつけてきた軍用地の一括払い方式に反対して立法院議員の安里積千代社大党委員長が辞表を叩きつけて抵抗の姿勢を貫くなど、軍用地問題が部分的にせよ一定の解決をみるまでに社大党の奮闘が有権者の共感を獲得したことにあったとみられる。

では、自他共に「抵抗」の本家を自負する民連はどうかといえば、議席数自体は 1 議席から 5 議席に増えたものの、肝心の那覇地区でほとんどを社大党に奪われたことに象徴されるように、市長選挙時の勢いに比べて「民連退潮」の傾向は否めなかった。民連の仲松那覇市議会議員（当時）が後に、「大衆運動の中核となるべき労働組合の組織化がおくれ、組合活動が未熟だったのが民連退潮の原因であった」と語っている。

民連退潮傾向の原因は他にもあった。しかも「退潮」から「分裂」「消滅」へ向かっていく流れが、今選挙戦のなかで表面化しつつあった。根底には民連の組織内部に根ざした路線問題があった。端緒となったのは沖縄社会党の結党であった。

（7）沖縄社会党の結党

人民党とともに民連の中核メンバーであった社大党左派の若手党員たちは、かねてから日本社会党関係の資料を取り寄せて社会主義理論の研究会を持っていた。兼次佐一、宮良（みやら）

寛才（かんさい）、黒潮武秀（くろしおたけひで）、仲村栄（なかむらさかえ）、新垣善春（あらかき）らは瀬長市長追放事件を契機に、社大党本部の「右傾化」に反対して脱党、人民党と共闘して民連に加盟、市長選挙と市議補選をともに戦って勝利に導き、その勢いで次の立法院議員選挙に間に合わせて新党結成の準備を進めていた。

1958（昭和 33）年２月 16 日、那覇市内で沖縄社会党の結党大会が開催された。立党宣言で「共産主義を克服し、人民の意思に基づく議会を通じての主権確保の手段を求め、究極の社会主義社会の建設を期する」と米軍協調の民主党との路線の違いを明言し、綱領では「共産党を克服し民主的に平和のうちに社会主義革命を遂行する」と、人民党との繋がりが強いとみられていた日本共産党と一線を画して独自色を強調した。組織的には日本社会党の地方支部の性格をもち、戦後初の本土政党と系列化した社会主義政党の誕生であった。

新党のシンボルとして那覇市長に当選間もない兼次佐一を議長に選出、党運営の責任者には宮良寛才事務局長があたった。

沖縄社会党が沖縄人民党と共闘して全島の民連支部を総動員して戦った立法院議員選挙は、当初の予想を覆してわずか５議席に留まり、新生社会党の古巣の社大党に院内第一党の地位をゆるしたことは、民連の行方に暗いかげりを落とした。

もともと社会党は「共産党を克服する」と宣言して発足したのだから、人民党の立場とは相容れない性格をもっていた。民連内部で社会党と人民党のあいだに亀裂が表面化するのに時間を要しなかった。

民連内部の人民党と社会党の対立は、すでに労働運動の分野での指導方針をめぐる論争と対立に表われていたが、より決定的な対立関係に至ったのは兼次市政に対する両党のスタンスの相違が表面化してからである。

第２節　兼次市政と政党の動向

（１）兼次市長の施政基本方針

1958（昭和 33）年１月 20 日に就任した兼次佐一市長は、３月 24 日午後、就任後はじめて開かれた那覇市議会第 23 回定例会において施政演説を行なった。瀬長前市長の「弔合戦」を勝ち抜いた新市長の初登壇に市民の関心は高く、「傍聴席には定刻前から数十人の市民がつめかけた」（『沖縄タイムス』1958.3.24 夕刊）。

「市政に臨む基本方針」と題する施政方針は、「第二の瀬長」と銘打って就任した新市長だけに、どのような過激な発言が飛び出すかと注目されていたが、演説の内容は、①対議会対策について、②一括払い反対について、③都市計画事業について、④市財政計画について、⑤新年度予算の事業について、の５項目を柱にして淡々と進められ、とくにムーア高等弁務官や当間行政主席、市議会野党に対する批判は皆無だった。

〔市政に臨む基本方針〕

①議会との関係について

「私は施政の基本方針を、日本民族としての誇りをもつ那覇市民の、自主性を発揮できる〈市民のための市政〉を確立するという点におき、議会に対しては超党派的な立場を堅

持して、議会と市当局の共同責任のもとに市民福祉の増進をはかっていきたいと考えています。と申しますのは、市町村自治法の示す通り、市町村自治体における行政運営をなすにあたっては、議会と市当局の双方が理解と協力の精神を発揮し、執行機関と議決機関の各々に与えられた権限を行使することによって初めて、その目的が達成できるしくみになっているからであります。さらに琉球政府章典に明確に規定されている通り、“市町村の組織および運営に関する事項は地方自治体の本旨に基づいてこれを立法する”とあり、日本国憲法でも「市町村自治体の自主性を可能な限りにおいて認める」と規定されている。「従って、〈市民のための市政〉を確立することがわれわれの当然の義務であると考えている次第であります」。

②一括払い反対について

「那覇市民の問題であると同時に、沖縄全県民の重大問題である軍用地使用料の一括払い」、すなわち「布令 164 号に基づく限定付土地保有権の取得を目的とする地料の一括払いに対しては、昨年 12 月 28 日の第 21 回那覇市会において受領拒否の決議が行われ、さらに立法院、市町村長会、軍用土地地主連合会、土地を守る総連合会においても同様の決議が行われています。米軍当局は、かかる全県民の一括払い反対の意志を無視して、これを強行しているのであります。ここに私は世論を尊重し、日本の領土主権を守り抜くために、地代の一括払いを拒否し、適正地料の毎年払いを実現させるべく積極的に努力する方針であります」。

③都市計画事業について

「那覇市の現状からいたしまして、大那覇市建設に全力を注ぎたい所存でございます。幸いにしまして当間元市長時代にうち立てられた那覇都市計画マスタープランがございますが、その後、瀬長市長、東江臨時市長によって、このマスタープランの線にそうたいくつかの事業が計画され、現在続行中のものもありますので、私もこの計画にのっとり、さらに真和志市合併条件の新都市建設の基本方針に基づいて大那覇市建設に全力を傾注したいと思います」。

④市財政計画について

都市計画事業を推進するにあたって考慮すべきは、「裏付けとなる財政の問題であります」。「瀬長前市長の就任と同時に、米国民政府並びに琉球政府は好ましからぬ市長なりとして那覇市に対する補助金を打ちきり」、「さらに琉球銀行は…融資を拒否したのであります。そのために、自己財源をもって泊のポート・ターミナル、霊園等の工事などを行ってまいりましたが、その後追放された瀬長市長の後に臨時市長として就任されました東江市長時代にうちきられた補助金のうち 8,265,000 円を解除する口答指令があったため、久茂地線、ハーバービュー線、牧志延長線の工事を続行することになっています」。

私は、「米国民政府も琉球政府も補助金の打ち切りを全面的に解除する」ものと「確信」している。というのは、「ムーア高等弁務官は 1 月 14 日に私の市長当選についてステートメントを発表しておられますが、その内容は、〈那覇市の選挙民は、自由世界においてのみ知らされている民主的方法に基づいて行われた自由選挙を通じて市長を選んだ。…民主主義の同じ理念に基づき責任をもってその職責を果たすことが市長に当選した兼次氏の責任である〉となっています」。「私は市長としての私に課せられた使命は、市民に公約した政

策の実行であると申し述べしたが、それはムーア高等弁務官が述べた民主主義の理念にもとづいて行われる政治は、ひとり那覇市長のみに要求されるべきものではないのであります」。「若し米国政府が、市長になった個人に対する好き嫌いの上から、自ら出したところの指令、伝達を取消して之れを履行しないようなことがあるとすれば、それこそ民主主義の理念を失った行為であり、責任を以って職責を果すと言う政治行政の担当者に課されている使命を忘れたものとして全世界の物笑いになるものだと考えています」。

⑤1959年度予算で実施する事業

「最後に、市民に公約しました政策のうち、1959年度予算を以って実施したいと考えている主なものを申しげ」ます。

①区長制度の復活、②水道料金の値下げ、③国場川の埋立事業

兼次市長の施政方針は那覇・真和志合併年度の59年度統一予算案に反映されることになったが、6月10日の（第24回市議会定例会）における市長の施政方針では、次のような重点事業の説明が行なわれた。

（1）市町村合併促進法に基づく建設計画策定の実施。
（2）首都建設法（56年2月立法）に基づく新都市5カ年計画の実施。
（3）久茂地川、安里川、ガーブ川護岸並びに浚渫工事
（4）商工観光課および農林水産部門の主管課の設置による生産振興策
（5）水道敷設事業の推進
（6）土地区画整理事業の促進

これらの事業を推進するにあたって市長は議会の超党派的な協力の必要性を強調したが、与党となった人民党の議員からは、予算案に民連の選挙公約が反映されてないという不満がでてきた。13日に再開された予算審議でも、兼次市長の施政方針に対して人民党議員から激しく追及された。市長は「市当局と市議会は協力してやるべきであり、賢明なる理事者は市議会とあえて衝突はしない」と反論、つめかけた150人余の傍聴人を含めて議会室は怒号と失笑につつまれ、人民党が反兼次の立場を鮮明にしたことは誰の目にも明らかになった。

人民党は与党とはいっても議席数からすれば少数派であり、予算案そのものは月曜会などの賛成多数で議会を通過した。

（２）兼次市長の柔軟路線

「市政に臨む基本方針」でも明らかなように、兼次市政の特徴は、前瀬長市政の高い政治理念を掲げた反米抵抗路線と決別して、米軍当局や琉球政府、市議会野党（月曜会など）とも超党派的に協調して、当面の市民生活に直結した公約を一つ一つ実現していくという現実主義的な政治姿勢であった。公約実現のためには米軍当局の財政的援助が不可欠であった。第一歩として、瀬長市政時代に米軍当局と琉球政府（当間主席）と財界によって強行された制裁的な財政締めつけを解除させなければならない。兼次市長は、米軍当局の不当な締め付けを非難・攻撃するのではなく、自ら米軍当局に歩み寄って協調関係を築いていく妥協的な路線を選択した。選挙中は民連ブームのスターとして、米軍統治への抵抗を激しく叫んでいた兼次市長が、当選後は一切「抵抗」という言葉を口にしなくなった。明

らかに民連の抵抗路線から距離をおくスタンスであった。

兼次市長は就任早々から米民政府のバージャー首席民政官、米国領事館のデミング総領事に会見を申し込むほか、政敵である当間主席や富原琉銀総裁にも積極的に話し合いをもちかけた。1959 年 2 月 5 日には米国民政府、琉球政府、琉球銀行に対して資金凍結と融資再開を正式に要請した。反米路線から親米への「転向」ともみられる新市長の変貌に、出身母体の民連側から「裏切り」とか「反動化」とか非難されるのも当然の成り行きだった。

市長自身は態度変更の理由を、「何から何まで民連の指示は受けない。議案、政策本位でいく」とか、「那覇復興のためには米側の援助が必要で、その協力を求める。抵抗するということは、市長として市政運営の上から抵抗するのではなく、不当な弾圧がある場合に抵抗するということである」などとマスコミを通して答えた。

兼次市長と与党の民連・人民党との関係に決定的な亀裂が表面化するのに時間はかからなかった。市長は、就任演説で明言したとおり、超党派で米民政府、琉球政府、財界、市議会保守派などの要人と積極的に接触して協力関係を構築していこうと努めた。相手側も魚心あれば水心で、資金や融資の凍結を徐々に解除していき、懸案の都市計画事業は本格的に再開される見通しが開け、市長は自信をもつことができた。しかし同時に、こうした市長の柔軟路線が民連ブームにのって勢いのついた人民党からは厳しい批判の声があがった。

59 年度予算が審議された 6 月議会で、市長が所属する社会党はまだ結党したばかりで市議会に 1 議席も確保しておらず、市議会内の勢力分布は月曜会などの野党 17 議席に対して人民党を中心とした民連の与党は 11 議席の少数与党でスタート、議案を通過させるためには野党の協力が不可欠というジレンマに立たされていた。

議会の質疑応答では、与党の人民党が市長に民連の選挙公約を履行するように迫ったことに対し、月曜会や中立派の野党議員が市長擁護にまわるといった奇妙な逆転現象が出現した。

（３）荒れた「市政報告市民集会」

7 月 15 日夜、久茂地広場で民連主催の「兼次市政、当間税制抗議市民大会」が開催され、兼次市政の行方に関心の高い約 1 万人の市民が詰めかけた。壇上で瀬長前市長をはじめとする人民党の弁士は、兼次市政を徹底的に攻撃、「大会決議」では兼次市政の問題点を次のようにきびしく指摘した（『琉球新報』1958.7.16 夕刊）。

「兼次市長は民連 20 の政策を公約して市長に当選したが、就任後 6 ヵ月の那覇市政は、当間任命主席につながる月曜会派議員への屈従と媚びへつらいの市政であった。とくに 59 年度予算の編成に当って、前年度より 1000 万円の予算縮小を見ながら議員報酬、正副議長交際費の増額、議会、市長用乗用車 2 台の購入をしている。これは公約を裏切る憎むべき行為であり、これを市職員が批判したからというので辞めて貰いたいと放言するのは言語同断である。われわれは市長が直ちに臨時議会を招集し 59 年度予算を市民の利益になるよう組み替え、さらに市職員の政治的活動の自由を保証することを大会の名で要求する」

9 月 22 日夜、こんどは市当局主催で兼次市政初の「市政報告市民集会」が久茂地小学校

で開かれた。同夜の市民集会は前夜に牧志ウガンで開かれた社大党演説会の聴衆が那覇署に押しかけて荒れたことから、今後の成り行きが注目されて聴衆も約１万人が詰めかけていたが、予想通り大荒れに荒れた集会となった。翌日の新聞は「市民集会騒乱事件」の模様を詳細に報じている（『沖縄タイムス』1958.9.23）その要旨を揚げる。

9時15分、兼次市長は演説を終えると聴衆から書面でだされた、那覇市役所で問題になっている臨時雇員の賃金引下げ問題、市議報酬の値上げ問題、民連に関する市長の見解などの質問に答えようとしたが、興奮した聴衆は壇上によじ登って市長を引きずり降ろし、掛け声をあげながら市長を取り巻いて帰そうとしない。そこへパトカーに先導された警官隊約160名が駆けつけ市長を救出して那覇署に保護した。数百人の群集は怒号と投石で反撃、政府前広場から那覇警察署にかけておしかけて『兼次市長を出せ！』と騒いだので那覇署は布令144号の不解散罪を適用して警官隊ともみ合う群集のなかから約25人を現行犯で逮捕した。

市民集会報告

市政報告演說會大あれ 昨夜

椅子乱れ飛ぶ

兼次市長警官が救出

演台に投石も

群衆、那覇署へデモる

1958年9月23日『沖縄タイムス』

（４）兼次市長不信任決議案とその否決

兼次市長と人民党の対立は、58年9月29日開会の第26回市議会（定例会）の終幕でヤマ場を迎えた。10月11日、本会議の冒頭、人民党議員団はついに開会冒頭で「兼次市長不信任案」の緊急動議を提出した。不信任案の要旨は次のとおり。

「兼次市長は民連の政策をかかげて民連の支持によって市民多数が選んだ。しかし、就任後は市民の福祉と称して超党派を打ち出し、基地権力者、任命主席と通じる月曜会と結託して正、副議長交際費、議員報酬の値上げを行って300万円の血税を費い、遂に土木賃金を千円引下げ、土木費も600万円削減を行った。これに対する市民の怒りは市民集会で爆発したが、これを人民党の扇動とわめき、労働者、市民の反撃を受けた。いまや民主統一戦線から脱落して基地権力者に結びつく戦闘的な尖兵になりさがり、提案権が議決に先んずるのも知らないで議会が決めたと逃れており市長として無用の長物となった。そこで市長の不信任を提出する」

市長不信任案はさきの連続した市民集会の熱気と混乱の流れのなかから生まれたものであり、市民の関心は高かった。早々と傍聴席は満員となり議場から溢れた市民のために屋外にスピーカーを設置する“盛況”であった。

議場では、提案理由に続いて月曜会派議員から要旨次のような反対理由が述べられた。

「兼次市長は市民福祉を打ち出しており、一党一派の政策を実施しないからといって就任間もない市長に退陣を迫るのは酷だ。またこれに同調することは月曜会が民連の政策に従うことになるので賛成することはできない」

討論のあと、野次と怒号のなかで行なわれた採決の結果は、賛成7、反対28で否決された。

ところで、この定例会では、思わぬ副産物が飛び出した。不信任案が否決された直後、人民党の議員から「議員報酬引下げ案」の動議がだされた。予算案で、土木費や土木賃金は削減しながら、正副議長交際費や議会議員報酬を増額したのはドル交換（9 月 16 日実施）で打撃をうけた市民生活を犠牲にして市議会報酬を値上げしたのは不公平であるので元の水準に引下げるべきだ、という提案である。

この動議も、賛成 17、反対 18 で否決になったが、わずか１票差というのが議場を驚かせた。議員報酬値下げ案には、人民党議員のほかに中立、月曜会派からも賛成にまわった議員がいたわけである。

月曜会はもともと寄合い世帯的なところがあって派内の結束が弱かったために同一歩調がとれなかったわけだが、この出来事があとに尾を引いて、やがて賛成票を投じた仲宗根梶雄ら 4 議員が月曜会から脱退して「しせい会」を結成、月曜会も会派を解消して「五月会」に衣替えをした。

社会党にも変動が起きた。社会党は兼次市長の母体であるだけに民連主催の市長糾弾集会などには参加せず、むしろ批判的な態度をとっていた。同党はシンボル的存在である兼次市長を支持する立場を守っていた。21、22 日両集会の混乱に対して、社大、社会の両党は、「9 月 21，22 両日の騒動事件は人民党の計画的な扇動によるものである。人民党は日本共産党の戦術をそのまま移した、共産党の暴力的革命戦術と対決してあくまでたたかう」という主旨の声明をそれぞれ発表した。人民党はこれらの声明に反論し、両者の間に非難合戦が繰り返された。

民連の中核団体である社会、人民の両党は、アイランド・エンタープライス社や我那覇鉄鋼社の労働争議の指導をめぐっても対立していたが、兼次市政の評価をめぐる問題でも対立が表面化した。1958 年は、軍用地問題、核・ミサイル兵器による基地の強化、通貨のドルへの切り替え問題と経済政策の転換、労働問題などの重大問題が起こった年だが、民連は内部の不統一で民主勢力の結集という適切な対処ができなかった。

兼次市政の評価をめぐる内部対立が激化して、民連（民主主義擁護連絡協議会）は事実上の解体状態に陥った。一時期、飛ぶ鳥も落とす勢いだった民連も、58 年 9 月の地方首長選挙と市町村議員選挙では、立法院選挙で勝った地盤でさえ民連候補の敗退が相次ぎ、民連退潮の流れは決定的となった。

兼次市政の初期の時期は市長擁護の立場を守って人民党を批判していた社会党であったが、だからといって超党派路線の兼次市長のスタンスを全面的に支持していたわけではない。党の執行委員会議長というトップの地位にありながら、社会主義革命の旗印を放棄したような「現実路線」に対しては、党内の若手党員からも不満が高まりつつあった。

兼次市長は、「私は公平な市政運営を約束して当選したのだから、社会党や人民党のいいなりにはならない」と不満分子の忠告をしりぞけた。ついに党内の不満が爆発する時がきた。59 年 12 月 6 日、沖縄社会党は中央執行委員会（中執）を開き、兼次佐一市長と側近の浦崎康華市議会議員の 2 人を除名処分にした。兼次市長は与党をもたない孤立無援の市長になったのである。

（５）社大党の退潮と方針転換

この時期、政党の消長がめまぐるしく起こったが、1958 年 3 月の第 4 回立法院議員選挙で 7 議席から 10 議席に躍進して院内第一党となった社大党も大きな変動に揺れた。

58 年 5 月に初代高等弁務官のムーア中将の後任として就任したブース高等弁務官は、軍用地問題で激動した沖縄の内政を安定させるために、住民要求をあるていど受け入れるような柔軟政策を打ち出した。いわゆる「ブース宥和（ゆうわ）政策」である。

ブース高等弁務官は 58 年 11 月、日米共同支配体制への転換という政治状況の変化に対応した宥和政策の一つとして、「行政主席任命の第一党方式」を発表した。人民党と社会党はあくまでも「主席公選」を要求する住民の立場を堅持して新政策に反対したが、民主党と社大党は賛成の立場を表明した。当間主席とつながりのある民主党が賛成にまわるのは当然であったが、社大党は、たまたま前回の立法院選挙で第一党となったので渡りに舟といわんばかりに第一党方式にとびついたのであった。その結果、社大党は次の総選挙で苦杯をなめることになる。

1960（昭和 35）年 11 月 13 日の第 5 回選挙で社大党は惨敗した。保守合同によって強化された自由民主党が 22 議席を獲得して堂々の第一党の座を獲得したのに対し、第一党主席指名をねらっていた社大党は、安里積千代委員長が落選したのをはじめ、院内議席は 10 人から 5 人に半減してあっけなく第二党に転落した。社大党の風見鶏のようなアメリカ迎合主義が有権者から嫌われたのであろう。

この苦い経験を教訓にして、社大党は 1960 年 9 月の党大会で「復帰政党宣言」を行ない、60 年代の中盤からは主席公選を眼目とする自治権拡大闘争と復帰運動に全精力を傾注して、革新勢力の中心的役割を担うことになる。

第３節　ブース宥和政策と琉米協調路線

（１）ブース高等弁務官の凍結資金解除

1958(昭和 33)年 5 月 1 日、後任としてブース中将が 2 代目高等弁務官に就任した。ブース高等弁務官は着任早々から、大統領行政命令の本旨である「沖縄基地の安定強化と住民福祉の増進」という二刀流の統治政策にただちに取り組んで、いわゆる「ブース宥和政策」といわれる新政策にとりかかった。

ブース高等弁務官に与えられた第一課題は、従来の日本政府の関与を排除した軍事優先政策を見直し、柔軟な宥和政策によって日本政府の協力のもとに沖縄住民の経済的向上と福祉の充実をはかり、冷戦下の極東戦略のキーストーン（要石）としてますます重要になってきた沖縄の核基地の安定的維持を図ることだった。

1958 年 7 月、ブース高等弁務官は「軍用地料の一括払い方式を完全に放棄する」という声明をだして、数年来ひきずってきた軍用地問題に一定の区切りをつけて、宥和政策の第一歩をしるした。

続いて同年 9 月にＢ円軍票から米ドルへの通貨切替えを実施、同年 10 月に琉球開発金融公社を設立、住宅資金・産業資金の融資など矢継ぎ早に経済政策をうちだした。ドル経済への移行によって日本本土からの投資が容易になり、沖縄経済の振興につながると考えら

れたのである。

ブース宥和政策の重要な柱として、経済援助の拡大とともに自治権の拡大があった。沖縄住民が長年にわたって要求してきた自治権拡大に対して、ブース高等弁務官は、「立法院の第一党から行政主席を任命する」という第一党方式を発表した。第一党方式は当間行政主席の与党である民主党が賛成、さきの立法院総選挙で院内第一党となった社大党が条件つきで賛成、人民党と沖縄社会党が反対と、評価が分かれたが、アメリカが宥和政策の一環として一歩譲歩の姿勢をみせたことは明らかだった。

ブース宥和政策は、那覇市が抱える最大の難問である都市計画事業への資金凍結問題を打開するうえでも追い風になった。瀬長市政への経済制裁として強行された補助金の凍結策は、東江臨時市長のころから部分的に解除されていたが、民生安定を増進するブース宥和政策によって那覇市の都市計画事業への援助規模は飛躍的に増額されることになった。

59 年 1 月、アイゼンハワー大統領は年頭教書で沖縄の無期限保有を宣言するとともに、沖縄関係予算の大幅増額を議会に要請した。同月、米民政府は瀬長市長時代に凍結していた那覇市都市計画事業への補助金・融資を再開し、都計費 90 万ドルを予算計上した。

（２）ガーブ川のはんらん

1958 年初頭にスタートした兼次市政と合併市議会にとって発足早々に出来した市政上の緊急課題は、ガーブ川の水害対策と治水問題であった。

2 月「7 日午前 1 時ごろから降り出した豪雨のため、各地で浸水被害が続出、那覇市内など 574 戸が濁流に浸され」た。「とくに那覇の平和通りや神里通り商店街の被害は甚だしく、人間の首筋までくる濁流で、大半の商店が水浸し、…旧正月のカキ入れ時に大きな打撃を与えている」。「この浸水騒ぎは戦後最大といわれているが、降雨量もさることながら、排水施設の不備が大きな原因となっており、河川の拡張はもとより、都市計画の基本的な検討が望まれている」（『沖縄タイムス』1958.2.7 夕刊）

ガーブ川の上に乱立した水上店舗群は、不衛生であるうえに安全面からも問題であった。

改修前のガーブ川のはんらんで浸水する新栄通り
（那覇市歴史博物館提供）

今回の水害も水上店舗の存在と河川の浚渫・改修工事の遅れが原因であることは明らかであり、台風のたびに年中行事のように浸水騒ぎを繰り返しながら何らの根本的な対策を行なわず放置してきた市の行政責任に対し市民から非難がわきあがった。

当間重民（とうまじゅうみん）市長時代に根本的な改善策として、与儀・古波蔵に放水路を開削して、上流の雨水を漫湖に注ぐ工事が計画されたが、予算規模が大きすぎていつしか立ち消えになっていた。今回の水害被災はその規模の大きさからしても一刻の猶予もゆるさぬ市政上の緊急課題であった。

那覇市議会では、2 月 8 日午後 3 時から全体協議会を開き、水害対策や被害者救済について協議した。その結果、ただちに正副議長と市長が琉球政府に救済を要請するとともに、

とくに被害の大きい公設市場の使用者に対しては、市場使用料税の減免を講ずること、根本的な治水対策については市当局で腹案を作成して近く臨時議会を招集して検討することを全会一致で決議した。

ガーブ川と水上店舗（1950 年代）（那覇市歴史博物館提供）

２月 10 日午前、兼次市長、高良一議長、渡口麗秀副議長がそろって琉球政府の知念朝功（ちねんちょうこう）官房長と会い、浸水被害者に対する救済と浸水防止に対する根本的な対策について陳情した。

市議会の決議に基づいて作成した陳情書には、この問題が単に一時的な救済策だけでなく、那覇市都市計画事業の根幹にかかわる大事業であることが下記のように詳細に説明されている。

①救急措置について　２月７日の豪雨によって平和通り一帯、公設市場等の浸水面積は８万 8000 坪に及び損害額は約 8000 万円と推定されるが、罹災者の中には倒産者も出ることが予想される。これらの罹災者に対して、政府でも早急に調査検討の上△食料品等の特配、△更正資金の貸付方について、特別措置を講ずるよう金融機関にあっせんしてもらいたい。△市当局としては公設市場使用料の中止または減免を考慮中であるが、政府でも所得税の減免措置を考慮してもらいたい。

②河川法の準用について　今回の水害の最大の原因はガーブ川の上に無秩序に乱立した水上店舗の存在であるが、安里川とガーブ川は河川法による河川としての認定されてないため、行政上多大の困難をきたしている。両河川は公共の利害に重大な関係があるので河川法の準用をお願いしたい。（後略）

上記の「河川法準用」云々の陳情は、ガーブ川の浚渫・改修工事には水上店舗の撤去が必要であるがガーブ川そのものが河川法の認定を受けてないために市で撤去することができない、那覇市としては琉球政府で早急に河川法を準用してもらって撤去したい意向を表明したものである。

１月 20 日に就任したばかりの兼次市長にとって、ガーブ川治水問題は市長として最初に取り組んだ重要課題であった。さきの琉球政府への陳情に続いて、市としても独自にガーブ川水上店舗対策委員会を設置し、軍民両政府の補助金を増額してガーブ川治水工事を政府事業として着工する約束をとりつけた。

２月 28 日、那覇市議会は第 22 回臨時会を開いて「ガーブ川水上店舗早急撤去要請」を決議し、具体的に次のような項目を要請した。①水上店舗を可及的速やかに撤去し、遅くとも３ヶ月以内にその撤去を完了すること。②合法的建築物についてはその補償をなすこと。③尚、市営市場の水害罹災者については、市場使用料の免除、市税の減免等の措置を講ずること。④その他の水害罹災者については、市税の減免等の措置を講ずること。

（３）ガーブ川改修工事と財政援助

1958 年３月、兼次市長は、ガーブ川改修工事や国場川埋立事業などの都計事業を推進す

るためには日米琉政府からの財政援助を重視し、「市民のための施政を確立する点に施政方針を定め、議会に対しては超党派的立場を堅持する」と言明、支持母体の民連からは批判をうけながらも、米民政府や保守勢力とも協調して都計事業を再開させると公約していたので、ガーブ川災害対策は兼次市政の超党派現実路線の可能性がためされる試金石にもなった。

兼次市政の特色の１つは、米国民政府への協調と同時に、日本政府からの経済援助を導入しようと積極的に行動したことであった。従来、排他的単独支配を沖縄統治の基本方針としてきたアメリカ政府は、日本復帰をとなえる勢力を反米主義者とみなして圧力をかけ、一般住民が日本本土と交流することすら警戒して渡航制限を厳しくしていた。ましてや米軍統治下にある沖縄の自治体が日本政府の援助（日政援助）を導入するなど、数年前なら口にも出せないことだったかも知れない。兼次市長としては祖国復帰を基本綱領とする民連の立場からして当然のことであったかも知れないが、政治情勢の潮時が幸いしたともいえる。

兼次市長はブース宥和政策を受けるタイミングで市議会で施政演説を行ない、「ガーブ川改修工事や国場川埋立工事などの都計事業を日米琉政府からの財政援助によって推進する」という方針を発表した。

市議会でも市長の方針と歩調を合わせて、同年６月 17 日、アメリカ政府の日本政府援助導入の方針をうけて「那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請」を決議して、代表団を東京へ派遣した。戦災復興事業とガーブ川治水事業とを抱き合わせることによって、瀬長市長時代から続いていた資金凍結によって立往生していた都市計画事業を本格的に再開させる契機とした。

同年３月 15 日、那覇市は南美栄橋横でガーブ川改修工事の起工式を行なった。ガーブ川改修工事は、周辺住民の立退き補償問題ともからんで、膨大な経費と時間を要する大事業であり、国場川埋立工事や浄水場拡張問題とともに那覇市の三大懸案事業であったため、数年間も市議会で激論と混乱が繰り返されたが、資金面では高等弁務官からいわゆる「弁務官資金」が交付されるなど、日琉両政府にとっても重点施策として位置づけられて、日米琉政府の財政援助によって継続され、総事業費 67 万ドルで 1965 年３月に竣工した。

（４）区長制復活問題

兼次市長は 1958 年３月の那覇市議会（定例会）における施政演説で、1958 年度予算で実施する事業項目の筆頭に「区長制の復活」を掲げた。これは瀬長市政から引き継いだ懸案の一つであった。

終戦直後の区長制は、軍政下で収容地区の住民の生活救援と秩序維持を目的とする軍政の補助機関として、1945 年９月に制定された「地方行政緊急措置要綱」によって制定されたもので、戦前の部落会・町内会にならった行政の末端組織として、諸物資配給制を実施するための応急的な便宜措置であった。避難民の旧市町村への帰還とともに市町村が復活し、瀬長前市長の区長制復活案は、行政の民主化と住民自治を確立することを目標とした構想だったが、旧来の区長制は行政の協力機関、伝達機関として行政サービスの浸透とか区民の実情把握などに有効に機能したが、人選は首長による任命制であったため、ボス化

したり選挙の集票マシンとして機能するという弊害があった。

那覇市では、当間重民市長時代（1949年12月～52年2月）に財政負担の過重を理由に区長制は廃止され、自主的な町内会・部落会は存続したものの、専従区長が不在のために組織維持が困難になり自然消滅する地区も増えていた。瀬長市長は住民自治の原則に立って、区長は選挙制とし、市民本位の民主的市政運営を実現するための基礎組織として再出発させる構想で、区長制復活案を市議会に提案したが、野党側からは「区長制は人民党の党勢拡大に利用されるおそれがある」として反対意見が強くて継続審議にまわされ、さらに市議会は市長不信任案をめぐって混乱が続いたために、結局、審議未了となって兼次市政に持ち越された。

兼次市長は瀬長前市長の衣鉢を継いで「区長制」の復活を議会に上程したが、1960年9月1日付で「自治会制」が制定されて、実質的な区長制が復活した。自治会制も区長制と同様、行政サービスを末端まで浸透させる末端組織として「徴税書の配布、出張徴収、広報誌の配布など、専ら市の行政上の協力機関、伝達機関の有するもの」で自治会の役割は大きいものがあったが、地域住民が自治意識をもって自主的に組織を確立し民主的に運営しなければならない性格のものであり、制度発足時の組織率の低さが将来への課題として残された。

（５）首都建設計画の再開

1958年度後半期は兼次市長と議会の対米柔軟政策と、ブース高等弁務官の宥和政策という2つの歯車が噛み合って、懸案の都市計画事業を中心とする主要事業が急速に動き出した時期であった。

まず、第2代高等弁務官ブース中将の着任をむかえて、1958年7月1日、第24回市議会（定例会）は懸案の都計事業問題を打開すべく、次のような「那覇市都市計画事業に対する請願決議」を行なった。

「戦後13年、琉球の政治経済の中心たる那覇市の都市計画事業は、軍民両政府の絶大なる御援助と御指導に依り着々と進捗しつつあり、ここに改めて深甚なる謝意を表する次第であります。思い見るに那覇市の都市計画事業に要する費用は完成を見る迄に莫大な経費を要するものであって、現在の進捗状況は僅かに20%にも達しない実情であって、この現状をこの侭持続するに於いては、那覇市の都市計画の完成は正に100年の河清を待つの感を深くするものであって、市民と共にまことに憂慮に耐えない次第であります。翻って当市の財政を検討するに、専ら自己財源に依存するを余儀なくせられ、この一大事業を完成せしめる事は到底不可能な状態にあるのであります。つきましては、那覇市今日の実情と善意を酌まれ、都市計画事業を促進せしめられる様、特別の御配慮を賜り度く、第24回那覇市議会の議決により請願いたします」

請願の宛先は、「大統領、上下両院議長、国防長官、高等弁務官、民政府」となっているが、焦点は新任高等弁務官の反応を打診するねらいがあったものと思われる。

請願に対してブース高等弁務官はただちに反応を示した。10月1日、弁務官は都市計画に対する琉銀の復金融資の凍結解除を示唆し、実施事業の優先順位をあげるように指示した。

翌59年1月9日、ブース弁務官は、「首都建設委員長の大田副主席に書簡をおく」り、米国民政府補助金30万ドルの交付と復興金融公社（復金）融資60万ドルの凍結を解除して、合計90万ドルの都計事業費として支出することを承認した。これはさきに琉球政府と那覇市等で構成する首都建設委員会から弁務官宛てに送付された都計事業9事業に対して、要請を全面的に承認する旨書簡をもって回答したもので、2年余におよんで頓挫していた那覇市の都計事業に対して、本格的な再出発を告げる号砲であった。後に歴史的文書となった「ブース書簡」に対して、那覇市議会はさっそく次のような感謝決議を行なった。

59年2月4日、第29回那覇市議会（臨時会）は、ブース高等弁務官、バージャー民政官、行政主席、立法院議長、首都建設委員長宛てに次のような「民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議」を行なった。

「那覇市に於ける都市計画事業は、瀬長市長の出現によって那覇市政は不安定になり、1956年12月以来、特別補助金の打切りと共に復金融資は封鎖せられ、ついに本事業の全面停止を余儀なくされるに至ったのであります。斯くて2ケ年の空白は首都建設に10ケ年以上の遅延を招来せしめる結果になったといわれている事は誠に遺憾の極みであり、市政に参与する小職等としてひとしくその責任の重大さを痛感し、米琉両政府に対し陳謝の意を表するものであります。爾来2ケ年の間、議会は全力を尽して市政を常道に返すべく鋭意努力して参ったのであります。幸いにして政情の変動は今日漸く容認せられ、待望久しきに亘る特別補助金の交付と復金融資の再開について、ブース高等弁務官閣下の書簡によって明確にされ、愈々本格的首都建設事業が推進せられるに至りました事は、偏えに那覇市に対する軍民両政府の深い御理解による御英断と、立法院及首都建設委員会の絶大なる御助言の賜でありまして、小職等之に報ゆるに尚一層の努力を致すべく決意を新たにするものであります。（後略）」

（6）戦災都市復興事業

那覇市議会は率先して戦災都市復興事業費の要請運動に立ち上がった。これまでも市の建設部長らが陳情に上京したことはあったが、日本政府の反応はにぶかった。本土同胞の心情に訴えて国民世論を喚起するには、市議会の決議をたずさえて陳情団を派遣するという大々的な運動を起こす必要があった。

1958年6月17日、第24回那覇市議会は全会一致で「那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議」を可決した。

「沖縄は去る太平洋戦争で全島が激戦場となり、すべてが灰燼に帰し、剰（あま）つさえ全県民の祖国復帰の悲願も空しく、対日講和条約第3条によって、戦後14年今猶米軍の占領下におかれております。この間、沖縄の政治経済の中心たる那覇市に於いては、歴代市長を初め当市議会も、軍民両政府の援助により、戦災復興に鋭意努力を続けてきましたが、その事業の完成が未だ20%にしか達してない状態であります。もとより沖縄に於いても1956年に都市計画法が漸く策定、実施を見るに到ったが、これは祖国における戦災復興関係諸法規と異なり、政府の財政負担については何等の明文もなく、尚琉球政府の財政規模に於いては、那覇市への補助金の支出に多くを期待できない実情であります。この様な現状は経費の殆どを依存財源に求めねばならない那覇市の復興事業の将来に大きな不安を投げ与

えてます。戦中、広島・長崎以上の犠牲を強いられた沖縄の首都那覇市は、この様に戦後も複雑な政情下に悩み続け、その戦災復興は日本のそれと比べ雲泥の差があります。日本は他国に対しましては､戦争の責任を感じて賠償を払っており､また贈与致しております。然るに同胞の住む沖縄の戦災復興に対しては、何等財政的援助を与えておりません。吾等は祖国日本政府が広島・長崎同様、否それ以上の財政的援助を沖縄に与えて貰うことは至当な事だと思料致します。斯かる見地から日本政府が誠意を充分に披瀝すれば、施政権者たるアメリカ政府も必ず了解してくれるものと信じます。依って那覇市の戦災復興事業に対しては、日本政府に於いても積極的な施策を講じ、本土における現行戦災復興諸法規に準じて､可能な限りの財政的援助を与えられる様､那覇市議会の名において要請致します」。

これは衆議院議長、参議院議長、日本政府に宛てられた。

高良一議長は陳情団の派遣にあたって、米国民政府のバージャー首席民政官を訪問して日政援助要請行動に対する理解と協力を求めた。バージャー民政官はムーア高等弁務官やワシントン政府の指示をあおいだうえで､「アメリカ政府も那覇市の復興のためには協力する」という前向きの回答をひきだした。米軍当局としても市議会代表団の本土渡航を拒否する理由がなかったのだろう。以後、沖縄から日本政府への要請行動が活発になるが、突破口を開いたのはこの那覇市陳情団であったし､ひいては60年代の日本復帰要請行動の水先案内役になったといっても過言ではないだろう。

7月7日､那覇市派日代表団は空路東京へ向かった｡市議会からの代表団員は高良議長、新垣、平良、久場議員。市当局側は兼次市長と知念都計課長が参加した。

那覇市では本土陳情に出発する前に、那覇市戦災復興5ヵ年計画を策定し、道路工事、霊園、公園、橋梁、河川及排水、総合運動場、埋立、海岸護岸、港湾、区画整理、上下水道、市庁舎・公会堂など23事業におよぶ予算額を積算して、総額約100億円（日本円）の要請資料を持参していた。

戦災都市復興援助陳情団の上京は沖縄と本土の政治的な距離を縮め、悲願の日本復帰への道を踏み固めたという意味でも意義深いものがあった。次の高良議長の談話にもパイオニアとしての自負がにじみでている（『琉球新報』1958.7.18)。

「首都那覇市の復興は首都建設法に基づいてなされるが、これを具体化するには大幅の援助が必要で、この点16日の高等弁務官の言明は心強いものがある。約100億円（日円）の補助を本土政府に要請するため渡日するが、これは講和発効前に受けた損失を政府に直接補助して貰おうというもので､広島､長崎両市の例からもこれは十分可能なことである。本土政府も沖縄から陳情があれば真剣に考慮すると語っており、これだけにぜひ獲得できるという自信のもとに強力に折衝を進めていきたい」

（7）「沖縄市」への改称問題

1957年12月に真和志市が編入合併して、人口18万6000人の大那覇市が誕生したが、人口はその後も急速に増え続け､翌年には20万人を突破した｡米国民政府による資金凍結などで揉めてきた都市計画事業もようやく本格的に始動の運びとなり、那覇市と琉球政府が首都建設法に基づいて設置した首都建設委員会が窓口になって、大規模な工事が動き始めていた。那覇市は名実ともに沖縄の「首都」になったことは誰一人疑う者はなかった。

ところが、いま一つ名称変更問題が残っていた。新生大那覇市の呼称については未定であった。三市一村合併によって誕生した近代的大都市にふさわしい名称に改めるべきだとする世論は早くからあった。そして、新名称も誰いうこともなく「沖縄市」で定着していたのである。戦前から始まった合併問題の当初から「沖縄市」と呼びならしていたので、「沖縄市」以外の新名称は誰も考えてなかったのであろう。マスコミの論調も「沖縄市」支持が強く、2 月 18 日付『琉球新報』は「沖縄市への改称に望む」と題する社説を掲載、「首里、小禄、真和志の編入合併により、那覇市は先ず第 1 段階の脱皮を遂げたのであるが、今度はその第 2 段階の脱皮期にきたともいえよう。その進発には名実ともに沖縄の首都にふさわしい沖縄市誕生にふみきることである」と、市議会通過は「当確」といわんばかりの観測で書き、反対論の存在については、「沖縄市への名称変えに反対意見や慎重論も一部にはあるが、その立論は大かた消極的であり、懸念する点も地名への愛着にしぼられる。だが沖縄市に改称されたからといって文化的、歴史的意義をもつ地名が抹殺されるというわけではなく、区制を採用することによって、その名称は存置されるのだから、この問題もさしたる障害にはならないだろう」と楽観視している。市役所が行なった市民アンケートでも賛成多数という結果がでていた。積極的な反対運動も論戦もなかったから、かえって問題の所在が見えてこなかった。そこに集団的な盲点があったのだろう。

58 年 10 月、兼次市長は那覇市行政区画整理委員会に「沖縄市」改称案を諮問し、全会一致で決定したので、59 年 3 月 16 日、第 30 回市議会（定例会）に「市の名称を変更する条例」案を提案した。

市長は提案理由を大略次のように説明した。

「①…沖縄市への改称問題は歴史的宿題であると考えているのでございます。遠くは明治時代の末期に端を発し、大正年間の末之が具体化し、続いて昭和 14 年には愈々その実現運動へと動き出したものの、戦争という悪魔のために…その目的は達し得なかったのであります…過去に於いて行うべくして行えなかった多年の懸案を、われわれにとっては是非実現しなければならない課題であると考えている次第であります。

②…首里や真和志、小禄及び那覇が一つになって今日の大那覇市が実現したというこの厳然たる事実を確認する上は、それにふさわしい市名に改めるということについて、些かの異論もあろう筈はないと考える次第であります。

③…合併に依って失われつつある。合併前の二市一村の由緒深い地名を後世に残すための行政措置の上からも必要でございます。那覇市首里区という置方は、その呼称の上から一種の差別感を与えるものがあるので、…全地域を総称する沖縄市が最も妥当、且つかっこうな名称であると確信します。

④…当市の人口その自然増による増加は勿論のこと、農村からの転入による所謂社会増等を考え合わす場合は、20 年を待たずして 30 数万人に達するものと推定されるのであります。…将来地域を拡げる場合にも、沖縄市の看板が、那覇市のそれに比べて如何に利便を与えるか…。…日本内地に於ける県庁の所在地の市名が、殆ど県名と同じであることからして…改称することによって、海外及び在日県人を初め全市民の精神生活の面に与える影響も決して少ないと考えるものであります。

⑤…沖縄市改称の世論は熟しております…」

右の市長説明の結論部分で「世論は熟している」という判断に問題があった。

さらに、同議案は特別多数議決案件であるため「出席議員の３分の２以上の賛成を必要とする」という必要条件がついているにもかかわらず、市当局でも各会派内でも十分な分析と根回しを行なっていなかった。

３月 16 日に始まった３月定例会の会期は 16 日間と決まり、市当局から 13 件の議案が提案されたが、大方の予想を裏切って、16 日間の会期中ほとんど「沖縄市」改称問題でもめた波乱の議会となった。

沖縄市ついに流産
賛成18名で否決
賛否両派が激しく争う
自主的な記念行事
一切を水に流そう
1959 年４月１日『琉球新報』

まず 16 日､議会開会前に会派ごとの協議会が開かれたが、五日会では沖縄市改称をめぐって内部分裂が起こり、反対議員が退場したので会議は流会となった｡五日会では 18 日にも協議会を開き、会派結成以来初めて全議員 27 人が出席して議論したが、賛成派と反対派が激しく対立して、会派解散を主張して退場、ふたたび流会という騒ぎになった。一方、人民党と民連の会派でも賛否両論が激しく対立したが、数回の協議の末にようやくに「時期尚早・市長議案の撤回」で派内統一がはかられ、会期最終日の 31 日再開された本会議では、人民党から議案撤回の動議が出されて表決の結果、賛成 20、反対 19 の多数決で「議案撤回」を可決したが、兼次市長が撤回に応じないために、ついに最終的な採決へ突入、出席議員 39 人のうち 18 人が賛成、特別議決に必要な賛成 26 人に達しないどころか、過半数の反対にあって「沖縄市」は葬り去られる結果となった。

議員同士の議論は、賛成側も反対側も積極的な理論がなく、出身地によって地名に対する愛着に濃淡があるため意思統一が難しく、結局は情と理の葛藤のなかで「沖縄市」は流産になってしまったのである。新聞は「産婆の誤診で流産」という表現で兼次市長の対応の甘さと、与党を持たない超党派政策のもろさを指摘していた（『琉球新報』1959.4.1)。

沖縄市改称問題をめぐる議会の紛糾で最大の犠牲をこうむったのは保守派の五日会であっただろう。五日会は本会議にむけた議員協議会で「沖縄市改称」をめぐって賛否に分裂、激論の末に賛成派 12 人が脱党を宣言、覆水盆に返らず、五日会は主流派（当間派）８人だけの小会派に転落した。これにより、59 年４月現在の議会内勢力分野は次のように変動した。人民党７人、社会党３人、五日会主流派８人、五日会脱党派 12 人、社大党１人、しせい会４人、民連派３人、無所属２人、中立２人、計 42 人。

（８）琉米協調のシンボル「ホノルル姉妹都市」

ムーア高等弁務官と米国民政府は“第二の瀬長”を標榜して当選した兼次市長の登場にショックをうけ、また民連推薦議員が躍進した市議会に対しても警戒心をゆるめなかったが、ブース高等弁務官に代替わりしてからは兼次市長の超党派協調主義をムーア宥和政策にとりこもうと、むしろ積極的に兼次市長を支援する態度をみせた。1959 年１月 15 日付の『市民の友』は一面トップに「息ふき返す都市計画事業」と大見出しで特集を組み、そ

の下に満面笑みをたたえてブース書簡を手にした兼次市長の写真を掲載している。

米軍側が兼次市長との対応策を転換した変わり目は、高等弁務官の交代や土地問題の一応の結着という情勢の変化もあったが、なによりも 58 年 7 月の市民集会における民連・人民党による兼次市政批判が転機になったのであろう。米国民政府の兼次市政に対する方針は、民連主催の市民集会を経て、9 月の首長選挙における民連勢力の衰退、大荒れの市政報告市民集会、その後の社会党・社大党と民連の対立といった情勢の変化のなかで、兼次市政を積極的に支持し、琉米協調路線のモデルをつくりあげようとの計算があったと思われる。

1960（昭和 35）年に実現したハワイ・ホノルル市との姉妹都市縁組みも、小粒ながらも琉米協調主義の一つのモデルといえるだろう。

前年 59 年 8 月、兼次市長は東京でアメリカ大使館を訪ね、ホノルル市との姉妹都市関係の成立に協力してくれるように要請した。ホノルル市はすでに広島市と姉妹都市関係を結んでおり、駐日マッカーサー大使らは他の都市を勧めたが、市長は沖縄とハワイが歴史的に親密な関係があることを強調してホノルル市にこだわった。大使は後日、ブース高等弁務官と駐琉領事に電報を送り、那覇市長の希望が実現するように支援をしてほしいと伝えている。これらの関係者の尽力もあって、両市の都市提携は 60 年 1 月に実現した。那覇市議会は 3 月 15 日の第 36 回定例会で次のような決議を可決した。「那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議」と題する決議文は、次のような短い文章である。「1960 年 3 月 8 日、米国ハワイ州ホノルル市議会は那覇市の都市提携申し入れを受諾決議した。那覇市議会は、両市民の連携によって両都市間の経済文化の交流を増進し、相互の信頼と理解を深め、以って貴市と本市の友好親善に資することを確信し、茲に両市の提携成立を宣言する」。

1960 年 1 月 10 日　ハワイ・ホノルル市と那覇市の姉妹都市締結式『那覇市勢要覧　市制施行 70 周年記念誌』

その前に那覇市議会が 59 年 12 月 23 日に決議した「ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について」には両市の提携の意義について次のように具体的に述べている。

「近年、都市の国際提携が盛んになってきた。『姉妹都市』の縁組みというのがそれである。規模や伝統や性格の似た都市同志が広く、文化、産業、学術などについて提携、交流し、親善友好の関係を一層深め、更に観光産業、貿易等の伸展にも発展し、市民生活の相互理解を強めると共に国際親善に寄与することを目的とするものである。ハワイと沖縄とは地理的環境、気候風土、産業移民の歴史的背景等により親近の間柄にあり、特に戦後は各方面の交流が頻繁になり、親近の情は益々深くなって来た。こゝにおいてハワイ・ホノルル市と那覇市が都市提携を結び、相互交流を深め、国際親善に寄与せしめたい。

本件を強力に推進するため第 34 回議会の議決を得たく提案する」

（９）軍用地問題の収束

1958（昭和 38）年 4 月、ムーア高等弁務官が立法院本会議において、「軍用地料の一括払いを含む土地収用計画は現在ワシントン政府当局で見直しを目下再検討中である」という主旨のメッセージを発表した。予想もしなかったアメリカ側の柔軟姿勢に全議員が驚いたという。

こうした情勢の変化を踏まえて、立法院も、①軍用地料の一括払い阻止、②施政権返還要請、③原水爆基地化反対、を決議した。つまり、「四原則貫徹」から譲歩して「一括払い反対」に焦点を絞ったのである。続いて、ムーア高等弁務官は当間主席・安里議長・仲松上訴裁首席判事を呼び集めて、「米軍地区工兵隊に対し、一括払い中止を指令した」と説明した。

1958 年 5 月に就任したブース高等弁務官は、「米琉相互の利益に関する諸問題を討議する目的で代表団をワシントンに派遣するように」と招請した。沖縄側はただちに勧めに応じて、第二次渡米代表団派遣した。代表団は、当間主席を団長に、安里立法院議長、與儀民主党総裁、桑江軍用土地連合会長、渡慶次市町村会副会長、赤嶺法務局長らで構成された。

ワシントン交渉の結果、「プライス勧告を撤回し、土地問題の解決は現地において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決する」という合意が成立し、8 月 11 日から 11 月 3 日にかけて沖縄現地で「琉米合同土地問題現地折衝正式会議」が開催され、数年来に最大の政治問題に一応の終止符が打たれた。これにより一括払いは阻止できたが、四原則貫徹を放棄した妥協の産物であった。

（10）米軍関係事故の続発と抗議決議

アイゼンハワー大統領行政命令とムーア高等弁務官の宥和政策により、軍用地問題の一応の収束、ドル切替えや財政援助の増額、日本政府からの経済援助を導入した民生安定策など、沖縄住民の不満を緩和する政策が次々と打ち出されたが、これらの宥和政策がねらいとするものは要するに「太平洋の要石」と称される沖縄の核戦略基地の強化と安定維持という基本目的と表裏一体の動きだった。この時期沖縄各地で発生した米軍基地をめぐる事件や事故の多発が「アメとムチの政策」の実態を示している。

1959 年 4 月、沖縄本島にミサイル・ナイキ基地が完成、11 月から発射演習がはじまる。

同年 6 月 30 日、石川市宮森小学校に、訓練中の米軍ジェット機が墜落、小学生 11 人を含む 17 人が死亡、重軽傷者は 121 人にのぼるという大惨事を引き起こした。米兵パイロットはパラシュートで脱出して無事だった。パイロットが無傷で無事だったという事実が人々の感情をいっそう刺激した。

米軍機の墜落事故はその後もさらに続く。1961 年 12 月、具志川村川崎の民家にジェット機が墜落、死亡 2 人、重傷 4 人、民家の 3 戸が全焼した。

さらに 1962 年 12 月、こんどは嘉手納村屋良に給油機が墜落、死亡 2 人、重軽傷 8 人、民家 1 戸が全焼した。

あいつぐ米軍機事故は偶然とは思えなかった。市街地の上空で戦場さながらの飛行訓練を繰り返せば事故が頻発することは避けられない。根本には、軍事を優先するアメリカの

政策のなかに、沖縄住民の生命を軽視する思想と感覚がひそんでいると感じられた。

その人命軽視感覚をみせつけるような事件が発生した。1959 年 12 月、金武村のキャンプ・ハンセンの黙認耕作地内を歩行中の農婦を、マリン兵が猟銃で射殺するという事件であった。米兵は彼女をイノシシと間違えたと犯意を否認した。かりに事実だとしても人間をイノシシと誤認するような感覚の根底に沖縄人蔑視が透けてみえるわけで、島中に怒りが広がった。

これらは基地の島で日常的に発生している基地被害の氷山の一角にすぎないが、とくに宮森小学校の米軍ジェット機墜落事故は、その被害の大きさだけでなく、巨大な空軍基地や軍港や米軍住宅地などの米軍施設をかかえる那覇市民としては対岸の火事として黙視するわけにはいかなかった。市民の不安と怒りを代弁して、市議会は直ちに「Ｚ機墜落事故に関する要請決議」を採択した。

「去る 30 日、石川市宮森小学校内に於けるＺ機墜落の事故は、一瞬にして学童を含む市民多数の生命と財産を奪った。このことは戦前戦後を通じ、沖縄に於ける未曾有の一大悲惨事であり、誠に痛恨の限り無き次第であります。茲に当市議会は、罹災者に対し衷心から哀悼の意を表すると共に、軍当局の責任に於いて今後斯かる不祥事が再発しないよう、万全の方策を樹てられ、尚罹災者に対しては可及的速やかに賠償その他について充分適切なる措置を講じて頂きます様、那覇市第 32 回議会の議決により要請いたします。」（1959 年 7 月 1 日）。

同様の基地関連被災は那覇市でも頻発しており、6 月 3 日にも与儀ガソリンタンクから燃料油が噴出するという騒ぎが発生した。この時も市議会は「与儀ガソリン・タンク移転方要請決議」を決議したが、この決議文からも日常的に危険と隣り合わせて暮らさなければならない「基地沖縄」の住民の実情がまざまざと浮かび上がってくる。

「6 月 3 日、与儀在ガソリン・パイプが故障し、ガソリンの噴出騒ぎがあって、付近の市民は不安におののいております。新聞報道に依ると、当ガソリン・タンクにはジェット機用の引火力の強い燃料が入っていると伝えており、万一火災が起こると与儀・古波蔵一帯は火の海となり、流出したガソリンは都心を流れるガーブ川や久茂地川まで流れた場合もありますので、那覇・真和志全体が、第二の古仁屋となるおそれもあります。漏洩騒ぎは、今度が始めてではなく毎年行事のように繰り返され、昨年も同様な騒ぎが 2 回ありました。9 年前に与儀 5 班の排水溝に流れているガソリンに、人家の台所より引火し爆発音と同時に火災が起り、尊い人命を失った事実があります。最近高圧線が危険だとして、那覇市内の 1 号線より移転するようになって感謝しておりますが、市民は高圧線以上にガソリン・タンクを危険視しており、21 万市民の生命と財産をこのような危険から守り、未然に防止するために、是非那覇市内からガソリン・タンクを移転して下さるよう、那覇市議会の名において要請致します」（1959 年 7 月 7 日）。

この時期、人びとの安全を脅かしたのは直接的な事件や事故ばかりではない。核戦争の恐怖が実感としておおいかぶさってくるのがこの「核基地の島」の現実だった。

1959 年 11 月、米陸軍は沖縄基地内で初めてミサイルの発射実験を行なったが、翌 60 年 3 月、ブース高等弁務官は全島 8 か所にミサイル基地を建設すると発表した。ナイキ・ハーキューリーズ、メースＢなどの核ミサイルが現実に沖縄に持ち込まれてきたのだ。

那覇市議会は「メイスＢ持込みとその基地建設に反対する決議」を行なった。

「米軍は、去る3月31日『沖縄にメイスＢの基地を建設中である』と発表し、その持込みの準備を進めている。この発表は、那覇市民を含めた全県民の上から平和の保障をとりさるものである。今、全県民は日夜大きな不安のとりこになっている。同時に沖縄が戦争の危険にさらされることに反対し、アジアおよび全世界の人々と共にますます熱烈に平和をのぞんでいる。このため、琉球立法院は去る3月31日、このメイスＢの持込みとその基地建設に反対する決議を全会一致で採択した。この決議は、いかなる国も核兵器の製造、実験、使用を禁止すべきであるとして、その沖縄への持込みに反対した昨年5月10日の立法院の決議を無視していることに対する強いふんまんをこめた再度の決議であり、全県民の意志を完全に代表している。われわれはここに那覇市議会の名において立法院の決議に全面的な支持をおくり、メイスＢの持込みとその基地建設に強く反対する」（1961年4月11日）。

（11）祖国復帰運動の高揚

1960年代は沖縄の祖国復帰運動の高揚期であった。サンフランシスコ平和条約が発効して同条約第3条により沖縄が日本本土から分離されて8年目の1960（昭和35）年4月28日、「屈辱の日」に全琉球の労働組合、教職員会、青年団体、婦人団体、学生自治会など20団体が結集して、那覇市内で復帰要求県民大会を開催し、沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）が結成された。大会後、参加者は日の丸の小旗と提灯を打ち振って那覇市の目抜き通りをデモ行進した。この時期、日の丸は祖国日本のシンボルであると同時に日の丸掲揚を禁圧してきた米軍当局への抵抗の意思表示でもあった。この日のデモ行進が以後10年余も続いた「4・28復帰要求統一行動」や北緯27度線上の沖縄・本土海上集会の第一歩となった。

復帰協は、島ぐるみ土地闘争の経験から学んだ、全琉の主要団体を網羅した組織であったから、「祖国復帰」で一致できるすべての団体が幅広く結集する組織であったが、実際の運動は復帰要求にかぎらず、基地問題、人権問題、教育問題、生活擁護問題など当面する諸問題を解決するための統一的な運動体に発展していった。

復帰協の運動方針として毎年掲げられた行動目標には、時々刻々に沖縄民衆が直面した次のようなさまざまな「沖縄問題」が集約されている。

①平和条約第3条の撤廃。②日本政府に対し沖縄返還要求の対米要求をせまる。③潜在している日本国憲法の顕在化に努力する。④国政参加を実現しよう。⑤国家経費を日本政府に支弁させる。⑥国会において沖縄問題特別委員会の設置を実現する。⑦日本政府に対し沖縄特別措置法を制定させる。⑧主席公選を実現する。⑨国県有地管理の民移管と軍事基地使用国有地の地代支払いを要求する。⑩思想・言論・出版・集会・団結・渡航の自由について完全保障を獲得する。⑪軍縮と平和共存政策を支持する。⑫植民地主義全廃運動を展開する。⑬新安保条約の本質を知らしめる運動を展開しよう。

ここにはまだ基地撤去問題も安保問題も表面には出ていない。復帰運動が全国のベトナム反戦運動と連帯して公然とベトナム反戦と基地撤去、安保条約破棄を掲げるのは60年代後半に復帰運動がピークを迎えてからである。

1960年5月、復帰協の呼びかけに応えて那覇市議会も「沖縄諸島の祖国復帰要請決議書」と題する復帰要請決議を行なった。

「沖縄の祖国日本への復帰は多年に亘る民族的悲願として、之れが完全復帰は全住民の斉しく熱望する所であります。依って本問題の解決と促進の前提として、対日平和条約第3条の規定については、あく迄も日米相互の理解と信頼に基づいて、これを早急に廃止し、その実現を図られ、沖縄諸島の完全復帰を日本政府に於いて強力に推進される様要請致します。」（1960年5月3日）。

1960年6月、発足したばかりの復帰協が全国的な「晴れ舞台」に登場した。アイクの愛称をもつアイゼンハワー大統領が、本土の安保闘争の高まりに阻まれて東京訪問を断念、予定を変更して沖縄に立ち寄ることになった。復帰協はただちに復帰要請デモを組織して県民に参加を呼びかけた。要請項目は、①沖縄の祖国への返還、②日の丸掲揚の自由、③渡航制限の撤廃、④主席公選、⑤国家的経費の負担、などであった。6月19日、嘉手納基地に降り立った大統領は軍用道路1号線をオープンカーで琉球政府に向かったが、那覇市街地にはいると歓迎の星条旗の小旗よりも抗議を表す日の丸と赤旗が増え、沿道では1万5000人の米軍武装兵とデモ隊がにらみあっていた。大統領一行は危険を感じたのか帰りのコースを変更して、琉球政府・米国民政府ビルから裏道を通って那覇飛行場へと直行した。

アメリカ政府も、もはや沖縄民衆の日本復帰を要求する声を無視することはできなくなった。61年6月、ワシントンで池田首相とケネディ大統領の首脳会談が行なわれた。日米首脳会談に向けて、立法院は県民世論を代表して、「沖縄の施政権返還問題を日米の重要な議題としてとりあげ、日米の理解と協力により促進していただくよう池田総理に要請する」と決議した。池田・ケネディ会談では沖縄問題が主要議題に取り上げられたが、アメリカ側は沖縄返還には触れないで、「極東の緊張が続くかぎり、アメリカは沖縄における現在の地位を維持する」と、従来の無期限占領の方針を確認するにとどめた。

しかしケネディ大統領は、沖縄基地を安定的に維持するためには沖縄住民の不満を解消するために新たな住民福祉の改善策が必要だと判断して、ケイセン大統領補佐官を団長とする調査団を沖縄現地に派遣した。

1961年10月に来島したケイセン調査団に対して、第47回那覇市議会（臨時会）は1961年10月16日、「米国調査団に対する要請決議書」を採択した。

「今回米国貴調査団が遠路はるばる御来島下さいました事を心から歓迎致します。来島早々昼夜の別なく真しに調査をなされておるその御苦労に対し満こうの敬意と感謝を申上げる次第であります。この機会に那覇市において多年に亘り訴えて来ました下記重要懸案を速やかに解決して頂く様その実態を御調査下されたく、那覇市第47回議会の決議を以って要請致します」。それには次の10項目が列挙されている。

①水道公社占有水源地（比謝川、長田川）の那覇市への譲渡並びに水源開発に関する技術的援助について
②高圧線の地下埋設について
③国場川油送管下の川口拡張について
④与儀在のガソリンタンクの早期移転方について
⑤軍1号線道路の地下道設置について

⑥安謝港湾の浚渫並びに埋立について
⑦小禄地区におけるゼット機の騒音防止について
⑧1号線を以って遮断されている夫婦岩に通ずる汐渡橋排水溝の開通について
⑨市内軍用道路の排水溝施設の完備並びに軍施設から民間地域に通ずる排水施設の完備について
⑩首都建設委員会において策定された首都建設事業 15 ヶ年計画実現のための早期財政援助について

なお、10 月 21 日にも「施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書」を可決し、「施政権の返還」、「琉球の財政援助」、「パイン貿易自由化」について要請している。

（12）保守合同と市議選・市長選

強硬政策から柔軟政策に転換したブース高等弁務官は沖縄住民の積年の要求であった「主席公選」の要望にも一定の譲歩を認めて、行政主席の任命を「第一党方式」に改めると発表した。民連は「第一党方式は後方から与党を操って政治を動かす典型的な植民地政策である」と批判して反対した。社大党も従来「主席公選」を主張してきた建て前からはじめは反対の意思表示をしたが、弁務官は「これは大統領行政命令の枠内での次善策である」として公選要求は退けたため、現第一党の社大党内に動揺がおきた。当時、立法院の勢力分野は、社大党 10、民主党 9、新政会 5、民連 5 で小党が分立していたが、社大党はさきの総選挙で躍進して第一党になっていた。現在第一党の地位にある同党にとって「第一党方式」は絶好の機会である。そこで社大党は「第一党方式」を歓迎することに方針を転換した。

しかし、ブース高等弁務官の態度は単純ではなかった。当間重剛（とうまじゅうごう）現主席の任期は 59 年 11 月に切れるが、ただちに第一党方式を実施するには準備が間に合わない。当間主席の後任はとりあえず立法院の意見を反映させるために「院内各党派から候補者を推薦し、その中から高等弁務官が任命する」という暫定措置で任命する、と言明した。

社大党はここでさらに動揺した。現在第一党の地位にある同党としては、「主席任命第一党方式」は歓迎すべきことだが、今回の候補者推薦方式となるどう対応するかで賛否が割れた。論議の末、「次期主席からは院内第一党の代表を主席に任命する」という高等弁務官に確約させて候補者推薦に応じようということで落着し、社大党からは安里積千代（あさとつみちよ）委員長を推薦した。

一方、小党分立で離合集散を繰り返していた保守系 3 派は、「主席任命第一党方式」の提示を受けてすばやく保守合同へと動き、59 年 10 月 5 日には「沖縄自由民主党」を結成した。名称の通り、日本本土の自由民主党と連携した新党の誕生であった。保守勢力の統合は実はブース弁務官のはじめからの構想であって、今回の「保守合同」はブース構想による筋書きだったといわれている。

ブース弁務官は、後任行政主席の候補者として推薦された社大党推薦の安里積千代、自民党推薦の当間重剛、松岡政保（まつおかせいほ）、大田政作（おおたせいさく）と個別に面接した結果、10 月 21 日、大田政作に白羽の矢をたてた。

1961 年 7 月　ところ狭しと貼られた那覇市議選のポスター（那覇市歴史博物館提供）

第 3 代行政主席に任命された大田政作は、就任直後から次の第一党方式に備えて自民党の組織拡大に全力を傾注した。全琉に 50 支部､那覇市ほか 5 地区に連合支部を確立、党員も 8 万人という組織拡大を成功させた。大田党首に率いられた自民党は、60 年 11 月の立法院総選挙では 29 議席中自民党が 22 議席を獲得するという大躍進を遂げた。

続いて、61 年 7 月 23 日に実施された那覇市議選挙では、定数 30 人に対して 80 人が立候補するという乱戦になったが、結果は保守合同の勢いに乗った自民 9、社大 2、人民 4、社会 0、無所属 15 という結果で、政党候補が不振であったなかでも自民党が第一党となった。

当選者は次のとおり（得票順)。

安見福寿（無・新)、友利栄吉（無・新)、又吉久正（無・現)、比嘉佑直（無・現)、渡口麗秀（自・現)、楠見長礼（無・新)、名城嗣夫（無・新)、赤嶺慎英（無・前)、森田孟松（社大・現)、喜久山朝重（自・現)、大山盛幸（自・現)、金城力夫（無・新)、宮里敏慶（自・現)、赤嶺一男（自・現)、儀間真祥（人・現)、金城吾郎（社大・新)、久高友敏（人推・前)、具志栄治（無・新)、黒潮隆（人・現)、比嘉朝四郎（自・現)、辺野喜英興（自・現)、金城武一（無・現)、武村朝良（無・新)、平良真次郎（自・現)、赤嶺保三郎（無・新)、平良亀助（無・現)、久場景善（自・現)、真栄田義晃(人・現)、高良一（無・現)、上原隆正（無・新）

第２章　第１期西銘順治市政と議会

第１節　西銘市長誕生と市政・市議会

（１）市長選挙で西銘順治当選

1961（昭和 36）年 12 月 17 日、那覇市長選が行なわれた。社会大衆党（社大党）、沖縄人民党、沖縄社会党などは、「沖縄県祖国復帰協議会」（復帰協）傘下の各団体を網羅した「那覇市政民主化共闘会議」（民闘）を結成し、社大党の宮里栄輝を統一候補に立てたが、激しい接戦の末、沖縄自由民主党（自民党）の西銘順治が当選した。得票は、西銘 3 万 2290 票、宮里 3 万 1552 票、他に現職の兼次佐一（無所属）2 万 5959 票、大宜味朝徳（国民党）464 票であった。

1961 年 12 月　那覇市長選挙立ち合い演説会。左から兼次佐一、西銘順治、宮里栄輝、大宜味朝徳（『那覇市勢要覧』1962 年）

翌 62 年 1 月 12 日に就任した西銘市長は、翌日、助役、部長らを別々に市長室に招き、それぞれ辞職を勧告した。そして、22 日、経済民生部長に慶佐次盛宏、建設部長に花城直政、企画室長に新里博一を任命した。少し遅れて 24 日、総務部長に城田清才、真和志支所長に玉城定仁を任命した。

16 日開会の第 49 回市議会（臨時会）で、就任のあいさつをした西銘市長は、2 月 1 日開会の第 50 回市議会（臨時会）に対して、第一（総務）助役に古堅宗徳を、第二（建設）助役に新垣義徳を選任することに同意を求め、承認された。また、消防隊長に宮平栄治を任命することにも同意を得た。

2 月に入って、西銘市長は、17 日、市長選挙で反対の立場にあった 7 人の課長クラスに辞職を勧告した。そして、辞めなければ「格下げ」にする、とした。彼らは「首を切られる覚えはない」と抵抗し、那覇市職員労働組合も辞職勧告の撤回を申し入れた。市議会でも、大山盛幸副議長や、4 人の無所属議員らも動き、西銘市長に再考を促した。結局、課長クラスの人事異動は進めるが、格下げはしない、ということで決着した。

（２）1962 年初頭の政治情勢

西銘順治が市長に就任した 1962（昭和 37）年初頭の政治情勢は、次のようなものであった。

まず、国際的には、アメリカがベトナム内戦に積極的な介入を始めている。ケネディ大統領は、1961 年 5 月、「アメリカ特殊部隊 400 人と、軍事顧問団 100 人の南ベトナム派遣を決定した。ケネディは在任の 2 年 10 か月の間に軍事顧問団を、国際的に認められている 685 人から 1 万 6000 人に増やし、一方で情報収拾、撹乱、誘惑、宣伝工作などのために工

作員を北ベトナムに侵入させた」（亀山旭『ベトナム戦争』P93）。このことは、それ以後、アメリカ軍基地を抱える沖縄に、多大な影響を与えることになる。

日本では、1960 年の「安保条約」問題は、6 月に新条約案が「自然成立」のかたちで決着し、岸信介内閣は倒れ、7 月に池田勇人内閣が発足した。池田内閣のもとでの「国民所得倍増計画」は、1950 年代半ばから進行していた「経済成長」の波を、さらに政策的に押し上げようというものであったが、例えば製造業の生産指数は、1955 年を 100 とすれば、60 年は 185、65 年は 344 と伸び、まさに経済の実態と対応する状況にあり、「政治の時代」から「経済の時代」へと転換しつつあった。

沖縄については、1961 年 6 月には「池田＝ケネディ会談」があり、日米両政府の沖縄援助を増額する方向づけがなされた。その沖縄では、56 年ピークの「島ぐるみの土地闘争」が終息し、その後の「民連ブーム」も 58 年ごろには終息し、高揚した時代がやや影薄くなりかけたころ、1960 年に「沖縄県祖国復帰協議会」が結成された。このことにより、「祖国復帰」という、それまでは潜行していた共通の目標、真の目標が浮かび上がってきて、民衆の中に運動が広がり始めた。

琉球立法院は、それまでもたびたび開会冒頭で沖縄の日本復帰に関する要請決議を行なってきた。1962 年 2 月 1 日も、「施政権返還に関する要請決議」を満場一致で採択したが、このなかで、1960 年 12 月 14 日に国連総会で採択された「植民地解放宣言」を援用し、国連本部や国連加盟国に送付したために、大きな反響を呼び起こした。これが「二・一決議」の名で広がっていき、復帰運動に対する激励となった。

（３）1962 年 3 月の「市政の大綱」

このようななかで登場した西銘市長は、1962 年 3 月 12 日、第 51 回市議会（定例会）において「市政に臨む基本方針」を発表した。「時期的にいささか異例の事ではありますが」と断りつつも、「市政の大綱」を述べている。すでに議決された「泊浄水場拡張工事を中心とする市水道施設の拡張工事」は進める、「泊安謝間の埋立工事や、市場つき市営住宅の建設計画」は、この議会に提案してある、「毎週金曜日の午後を『市民相談の日』として設定」する、などを述べたうえで、「私の施政方針の根幹をなすものは、都市計画事業の推進にある」と宣言した。そして、それを「国家的事業として、日米琉政府の共同責任において促進する体制を確立することに基本的な行政の目標を置きたい」と表明している。

ここで登場する「日米琉」（日本・米国・琉球）という枠組みには、次のような背景があった。1959 年 10 月に、アメリカ軍によって琉球政府の行政主席に任命された大田政作は、60 年 7 月に上京して、本土の政財界と交流し、その支持を取り付けつつ、「日米琉懇話会」の構想を提起した。先にも見た 61 年 6 月の「池田＝ケネディ会談」も、沖縄について日本政府がかかわっていく方向を認めたといえる。このような流れを追い風として、那覇市の都市計画も「国家的事業」として位置づけ、日米政府、また琉球政府の援助を得たいというのである。

これに対して、多くの議員から質疑が提起された（『那覇市議会報』第 43 号）。

西銘市長は、5 月 3 日、この「市政の大綱」の考えに則って、那覇市の戦災都市復興事業などに対する日本政府からの援助を要請するために上京し、19 日に帰任した。

（４）水不足解消への取り組み

第 49 回市議会（臨時会）は、1962 年 1 月 16 日の 1 日だけ開かれた。そこでは、市当局から「琉球開発金融公社からの融資による泊浄水場拡張計画にともなう、牧港から泊浄水場間の原水送水管敷設工事の契約問題について」が提案され、同意可決された。工事にあたっては、軍との関係があるため、工事の代行者を「琉球水道公社」（M・ケリー総裁）にすることが条件となっており、12 日にその契約が締結された。

3 月 12 日、那覇市は第 51 回市議会（定例会）に対して、「予算外義務負担並びに分水協定の締結について」提案した。水道は、アメリカ軍が設けた「琉球水道公社」が水源の大半を押さえ、この公社が「原水」のままあるいは「浄水」して、市町村に販売するという仕組みになっていた。当局の説明によれば、水道公社の施設も、実は「ポスト・エンジニアによって運営されている」という。那覇市は、自己水源がほとんどなく、この水道公社に水の供給を頼らざるを得なかった（2 万 6000 トンのうち 1 万 6000 トンの水を買っている）。この提案は、その仕組みを追認して、契約を交わそうというものであり、2 年前の議会にも提案されながら、いろいろと問題点を指摘されて、提案を取り下げたことがあった。それを検討し直し、水道公社とも折衝を重ねたうえで、再度提案されたものである。当局も議会も、基本的にはこの仕組みそのものに不満をもっているが、契約せざるを得ないという認識であった。

その日は建設委員会付託となり、26 日にその審査報告を受けた本会議は、その不満を前面に出した人民党の反対はあったものの、大勢はこれを容認して、27 日に原案通り承認可決した（特別決議）。その副産物として、3 月 26 日、那覇市議会は、高等弁務官と水道公社総裁にあてて「長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議」を、全員提案で可決した。「幸いに長田川、比謝川の水源は地理的にもっとも有利な条件を備えており、那覇市の羨望するところである。しかるに、両河川の水利使用権は琉球水道公社に属し、同公社によって送水ポンプ場並びにダムが建設され、事業の運営もなされているが、この施設から送水された原水は、那覇市に供給することを第一の目的としている。この時日に鑑み、かつ水道の公益性を慎重に考察するとき、この施設を市に譲渡して運営させることがもっとも望ましく効率的であり、那覇市民の福祉増進にも大きく貢献すること必定である。よって那覇市議会は、先に来島された米国調査団にも強くこれを訴えた。今回、再び長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡されるよう要請する」。

これに対する琉球列島米国民政府（民政府）の回答が、7 月 17 日にもたらされた。「長田川と比謝川の水源地施設の譲渡は、検討の結果、できないとの結論に達した」。

9 月 29 日、第 53 回市議会（定例会）は、全員提案の全会一致で、「那覇市水道事業に対する援助要請」を可決した。「上水道は、住民生活の基本的施設として、環境衛生、産業上はもちろん、公益性の観点から必要欠くことのできない施設である。日本本土における水道事業は、その整備に当り、国庫補助及び長期低利融資がなされ、水道事業の助成措置が講じられ、充実した水道施設が整備され、水道行政の運営に遺憾ない措置がなされている。那覇市の水道事業は、逐年増加の一途をたどり、市民へ十分な給水がなされず、水道施設資金として 1953 年度より 9 次にわたり 1984 年までの償還期限で、借入元金 171 万 7,433 ドル 32 セントと、借入利子 73 万 4,845 ドル 56 セント、合計 245 万 2,278 ドル 88 セント

の巨額を投じている現状で、市独自の財政力では今後の水道施設の拡張が不可能である。ひいては水道事業の一環である水源開発や水道料金の値下げ等にも関連し、水道事業の公共性すなわち市民福祉にも支障を来たしているのである。このときに当り、水道法の立法をみたことは時宜に適した措置であり、那覇市の水道事業の現状を検討され、大幅な援助をしていただきたく、第 53 回那覇市議会の議決により要請する」。

泊浄水場拡張工事は、1962 年 4 月 13 日に起工式が行なわれた。列席者は、主席民政官代理シューツ副民政官、大田政作行政主席、長嶺秋夫立法院議長、西銘順治那覇市長、高良一市議会議長、琉球開発金融公社の宝村信雄総裁らであった。市民 1 人当たり 1 日平均給水量が 120 リットルであるのを、浄水能力 5000 立方メートルのアクセレーターを 2 つ新設して、160 ないし 230 立方メートルに引き上げようというものである。他に配水池も設置する。63 年 11 月 12 日、泊浄水場拡張工事は落成した（総工費 85 万ドル）。

1963 年 5 月　異常干ばつで井戸で順番を待つ人々（沖縄タイムス社提供）

1962 年 12 月、那覇市は「水道 5 か年計画」を策定した。

1963 年は、72 年ぶりの異常干ばつに見舞われた。4 月初めから 12 月上旬まで深刻な水不足が続いたのである。那覇市水道部では、全市内に節水運動を展開し、水道施設のない地域にはアメリカ軍輸送部隊、黒丸宗味噌醤油、赤丸宗味噌醤油、丸三ヨーグルト、琉球石油の各社の協力を得て給水し、どうにかピンチを切り抜けた。

（５）高圧線の地下埋設を求める

1962 年 3 月 12 日に開会された第 51 回市議会（定例会）は、「高圧線を地下埋設に変更する要請決議」を、全員提案の形で採択した。「架空高圧線を地下埋設に変更することは、全住民の切実な要望であり、再三に亘る主張である。しかるに、この住民の意志を踏みにじって、真和志及び首里の一部に架空高圧線の架設を計画し、強制測量がなされていることは、附近住民の生命と財産に脅威を与えるばかりでなく、年々発展していく那覇市の将来の都市計画を阻むものである。このことについては、琉球政府立法院が 1960 年 7 月 9 日に決議された要請によって明らかである。さきに琉米土地諮問委員会において、那覇市が高圧線の地下埋設を主張したのに対し、〈地下ケーブルは工事費が高くつく〉との理由で拒否したことは、住民に与えられた権利、即ち生命と財産に対する安全度を軽視されることで、許さるべきことではない。尚、架空高圧線を地下埋設に変更した場合、日本本土の専門技術者の説によると、①天災地変以外に故障が起こらないし、故障が起きてもその故障箇所の発見にそう労を要さず、送電しながら修繕できる。②工事費についても、さほどの差額がないと云うことである。以上の観点から考察するときに、何故架空高圧線を架設して住民を極度な不安に陥れるのか、その真意がはかり知れない。琉球住民の施政権者は

全住民の安定と福祉の向上を計る義務を負うており、一層高い人間性に立脚して、架空高圧線の架設決定を再考慮し、地下埋設線に変更されることを強く要請する」。

これは、3 月 15 日に議決された。

（６）国県有地の換地問題

第 51 回市議会（定例会）はまた、1962 年 3 月 26 日、「那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議」を、全員提案の形で採択した。「都市計画事業の一環として、那覇市が 1955 年度から 5 ヵ年継続事業として行政主席の認可を得て施行した土地区画整理事業は、既に行政主席の換地処分認可を受ける段階にありますが、その地区内にある日本国有地並びに沖縄県有地の区画整理について、別紙写の通り、日本政府の承認を得ていますが、国県有地の管理者である貴政府の換地処分の承認が得られないため、土地区画整理登記並びに清算事務はいうまでもなく、地区内の地主 3,583 名、5,695 筆、総面積 2,346,118 ㎡（709,699.9 坪）にも亘る土地所有者の権利が不当に拘束されて、本事業の推進を阻む大きな原因となっています。このことについては、これまで数回に亘って要請してきましたが、処理されずに今日に及んでいるのは、まことに遺憾に堪えないことであります。よって本市議会は、土地区画整理事業の円滑な運営ができるよう、一日も早く区画整理地域内の国県有地の換地承認していただくよう強く要請します」。

（７）泊、安謝間の公有水面埋め立て

第 52 回市議会（定例会）は、1962 年 6 月 8 日に開会されたが、6 月 13 日、泊、安謝間の公有水面埋め立てにかかわる工事請負契約の締結 5 件が上程された。

説明に立った花城直政建設部長は、次のように述べた。「泊、安謝間の公有水面埋立に関する事業計画につきましては、1959 年 10 月 14 日の議会の議決を得て、施工準備を進めてきたところ、1960 年 6 月 1 日、琉球開発金融公社より本事業に対し融資許可があって、急を要しましたので、1962 年 6 月 11 日に指名競争入札に付したのであります。その結果、それぞれの議案どおり、請負額落札者が決定して、仮契約を締結したのであります。仮契約は、〈議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例〉の第 6 条の第 1 項の規定に該当するので、提案した次第でございます。本事業全体の埋立面積が 38 万 3,113 ㎡のうち、今回の埋立総面積は 20 万 8,279 ㎡で、事業も早期に完了するために、これを 5 工区にわけたのであります。残りの 17 万 4,833 ㎡についても、年次計画をたてて実施することになっております」。

この 5 件の案件は、それぞれ議決に付され、その日のうちに可決された。

（８）1963 年度施政方針

1962（昭和 37）年 6 月 8 日、西銘順治市長は、第 52 回市議会（定例会）で、「1963 年度施政方針について」報告している。これが、西銘市長の本格的な政策発表ということができる。

「先ず最初に都市計画について申し述べます」として、1956 年に決定された都市計画は実情に合わない面が出てきたとし、具体的には「中心地区の市街地改造計画を早急に立案

し、…1964 年度を起算年度とした長期計画を立案したい」と述べている。この考えに基づいて「本年度の都市計画事業につきましては、公営住宅の建設費を始め、基幹道路の舗装、河川改修等、85 万ドル余に及ぶ政府直営、並びに本市への補助金として計上されておりますのでこれが施行に万全を期すと同時に、更に市財源により、一般土木事業として主要道路の舗装工事を始め、排水路の新設及び改良事業を実施し、交通の円滑化と排水不良による浸水地域の改善に向けて努力する」としている。その他、墓地整理のための「識名霊園の用地買収」、「泊・安謝埋立事業」の続行、「工業用地及びセンター用地の造成」、「水上店舗の移転」を促しての「ガーブ川の改修工事」、これに関連した「公設市場の改築」、また飲料水不足対策としての「琉球水道公社から原水及び浄水」の購入、水源の開発（長田川・比謝川の水源地の取得、安謝その他の水源開発）、送水管の敷設、泊浄水場の拡張、市内排水管の増設、さらに住宅問題では、「6 区、7 区、8 区、9 区の」「不良住宅街の解消」、「東町、辻町の市営住宅」建設などを進めることを発表している。

なお、産業政策としては、商工業（とりわけ中小企業）の振興、観光事業の指導育成、農林水産業の格差是正を挙げている。このほか、失業対策事業にも触れている。

最後に機構改革案を提出したこと、市の財政運営は、自主財源だけでは限度があるので、日米琉の各政府の援助を受けたい、それはすでに増加していると述べて、演説を終えている。

市議会では、翌 9 日から 12 日にかけて、「施政方針に対する一般質問」が行なわれた（『那覇市議会報』第 44 号）。

（９）ガーブ川水上店舗問題

1962 年 3 月 6 日、市議会は全体協議会を開き、都市計画事業によるガーブ川改修工事に伴い、立ち退きを求められている「水上店舗組合」「花屋通り会」の営業継続の善処方についての陳情を審議した。議場には、関係者約 100 人が押しかけた。当局から実態調査の結果が報告され、水上店舗組合は 484 軒、花屋通り会は 72 軒あるが、完成後の面積は 2933 平方メートルであるので、現在の水上店舗組合だけに割当てるとしても、1 軒当たり約 4.4 平方メートル（1.1 坪）にしかならない、したがって花屋通り会が入る余地はない、花屋通り会は改修後の公設市場に収容したい、との説明であった。

1961 年 12 月 12 日　ガーブ川改修に伴う道路拡張で、永久立ち退きを要求されている水上店舗組合が反対、抗議するガープ川陳情団（琉球新報社提供）

この花屋通り会の移転地は、8 月 2 日、新栄通りに仮営業所を設置することで、市と通り会の間の話し合いで決まった。

8 月 28 日、ガーブ川改修工事の起工式が行なわれた。同工事は、これまで 3 回も入札が流れ、また水上店舗や地主との立ち退き問題もこじれて、約 1 年近くももたつき、一時絶望視されて

いたものが、ようやく起工にこぎつけたものである。総工費は 31 万ドル、工期は 450 日間である。起工式で鍬入れをした大田政作行政主席はあいさつして、次のように述べた。「ガーブ川は毎年のように水害を起こし、付近住民の苦労は大きなものがあった。それが民政府の援助もあって工事が実現したことは、水害を解消し、米琉親善と琉球経済の発展に大きな成果となる」(『琉球新報』1962.8.28)。

（10）「市町村自治法」の改正に伴う「市議会会議規則」の改正

1962 年 6 月 13 日、第 52 回市議会（定例会）は、「那覇市議会事務局設置条例」の一部を改正して、議会事務局に庶務課と議事課の 2 つの課を設けた（7 月 1 日施行)。

同年 8 月 1 日、西銘市長は、市の行政機構を改革した。これにより、5 部 1 室 2 所 23 課に再編された。翌年 7 月 1 日にも機構を改革し、建設部に下水道課、住民建設課を設置し、水道部に総務、経理、料金、給水、公務の 5 課を増設した。

同年 8 月 22 日に、琉球政府立法院は、「市町村自治法」の一部を改正している。その内容は、『那覇市議会史』第 2 巻（議会の法規・組織）P153 以下に収録されている。

これに伴って、同年 12 月 25 日に、市議会で関連規則が改正された。1 つは、「那覇市議会会議規則」の制定で、1953 年に制定されていた同名の規則は廃止された。全 117 条にのぼるその内容は、次のとおりである。「第 1 章　総則」は、参集・欠席・議席・会期・定足数などを規定し、「第 2 章　議案及び動議」は、議案の提出・一事不再議・動議・表決などを規定し、「第 3 章　議事日程」「第 4 章　選挙」「第 5 章　議事」「第 6 章　発言」「第 7 章　委員会」「第 8 章　表決」「第 9 章　請願」「第 10 章　秘密会」「第 11 章　辞職及び資格の決定」「第 12 章　規律」「第 13 章　懲罰」「第 14 章　会議録」と続き、「第 15 章　補則」で終る。

2 つは、「那覇市議会委員会条例」で、1953 年制定の同名の条例は廃止された。同じく、「那覇市議会傍聴規則」が制定され、以前の「那覇市議会傍聴人取締規則」は廃止され、「那覇市議会運営委員会規程」が新しく制定された。議会運営委員には 13 人が選出され、委員長に赤嶺慎英、副委員長に又吉久正が就任した。

3 つは、議員定数の一部改正で、30 人を 44 人とした。これは、新法の「人口 30 万人未満の市の場合」が適用されたものである。

6 月 26 日、「那覇市副収入役設置条例」を廃止して、収入役職務代理を定めることについて可決され、収入役に渡口政行（とぐちせいこう）が就任した。

（11）那覇市役所庁舎の建設

第 52 回市議会（定例会）は、6 月 27 日、「那覇市役所庁舎建設に関する要請決議」を、全会一致で可決した。「首都建設事業の進展は、人口の増加に著しい影響を齎らし、今や那覇市の人口 23 万を擁するに至り、国際都市的性格を帯び、飛躍的発展をなしつつあるとき、市長は施政方針にも述べられたように、今年度は日、米、琉政府による大幅な援助を期待しているとのことであり、那覇市役所庁舎建設は、まことに時宜的に当を得たものと思考する。庁舎建設の理由として、①最近、外地よりの渡航が頻繁で、現在の仮庁舎では対外的に拙い、②市の機構改革にともなう職員の増員、事務能率向上面からも、市民へのサー

ビス面からも、市庁舎の建設は絶対必要である。③現在那覇市の学校教育施設の狭隘と校舎の不足は、その需要を満たし得ず深刻であり、そのためには現在の仮庁舎を速やかに教育委員会に返還すべきである。④旧市街地の復興促進にもなる。

市庁舎の建設は、首都建設事業の一環としても、市民の福祉のためにも、財源の獲得に最善の努力を傾注され、財源の見通しがつけば、本年度内で追加し、もしくは1964年度当初予算に是非計上し、早期実現を図られるよう、第52回那覇市議会の議決により要請する」。

討論の中で、西銘市長は、「問題は資金の捻出と償還財源をどこに求めるかということ」としつつ、高等弁務官に会って、「非細分地の軍用地料を…一括前払いしてもらえば市庁舎が建設できるがということを申し上げましたら、話し合いしてみようということになっているわけでございます」と述べている。

（12）「ケネディ新政策」と日米政府の沖縄援助

西銘順治市長の「日本復帰」についての姿勢は、「全住民の悲願でもあるので、これに反対する者は1人もいないと思う」が、市長という立場では「どうにもならない事柄」であるというものであった。しかし、アメリカが日本政府の沖縄に対する関与を認め始めたという情勢を利用して、「日米琉」の3政府に、都市計画事業の推進を中心とした市の事業に援助を得たいとしている。この点が、野党から「援助ムードによって、政治の基本をなすところの施政権問題がスリかえられないか」と懸念されたのである（第51回市議会）。

しかし、日本復帰をめぐる状況は、しだいに動き始めていたと見られる。

1959（昭和34）年11月1日、アメリカ上院外交委員会は、民間の研究機関に委託調査させた「コンロン報告」発表したが、その中では主席公選や、将来の復帰を是認して、基地は維持し、文官の高等弁務官をおくなどが提起されていた。また、61年10月5日には、アメリカ国家安全保障問題担当大統領特別補佐官ケイセンを団長とする調査団が来沖し、のち「ケイセン報告」発表した。ここでは、アメリカ軍雇用員の待遇改善、開発融資資金の増額、琉球政府への権限委譲、住民への規制緩和などに触れていた。さらに、翌62年2月4日、ジョン・ケネディ大統領の実弟・ロバート・ケネディ司法長官が来日し、日本滞在中の経験から「日本の沖縄への関心は想像以上に強い」と大統領に報告した。

これらすべてを背景として、1962年3月19日、ケネディ大統領が沖縄新政策を発表し、「私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の利益が沖縄が完全に日本の主権の下に復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならない事態にある」。具体的には、プライス法の改正、教育・福祉の本土並み引上げ、開発資金の増額、日本政府援助に関する継続審議をうたった。そして、「琉球列島の管理に関する大統領行政命令」を改正し、それまでアメリカによる直接任命だった主席を、立法院による指名に基づくとし、人権保障の明確化、民政官の文官制などを表明した。

これを承けて、6月12日には小坂善太郎（こさかぜんたろう）外相とライシャワー駐日大使との会談が行なわれ、日本政府の沖縄調査団が3次にわたって派遣されるなど、沖縄援助について進展が見られた。11月2日には大平正芳（おおひらまさよし）外相とライシャワー駐日大使との会談が行なわれ、「日米琉技術委員会」の設置が決定した。アメリカ議会（上院）でも、9月21日、プライス法（琉

球経済援助法）に規定されている援助額の上限を、1200 万ドルに引き上げた（政府提案は 2500 万ドル）。

これらは、すぐにも日本復帰を認めるということではなく、むしろ当面はその要求を退けつつ、アメリカの統治を継続するということに主要な側面があったが、復帰が日米両政府の間での検討課題として浮上したことを示している。

（13）プライス法による対沖縄援助減額と復活要求

アメリカ議会（上院）が、1962 年 9 月 21 日、プライス法（琉球経済援助法）に規定されている援助額の上限を、政府提案は 2500 万ドルではなく 1200 万ドルにしたことをめぐって、9 月 21 日、第 53 回市議会（定例会）に、具志栄治（ぐしえいじ）議員から緊急動議が出された。休憩中に作成された要請文案には「プライス法案［法］は、沖縄の戦災復興促進のため、米国施政権者の当然なる義務と思考し､大統領声明による 2500 万ドルの沖縄経済援助費に対し、大いに期待していた」、ところがこのような事態になって、「市民並びに沖縄住民は不満と憤激に堪えない」､「かかることは国連憲章並びに国際信義の精神にもとり、施政権者の良識を疑うものである」､「琉球政府行政主席並びに立法院」は「職を賭して強力に…復活を期すよう努力されたい」と述べている。

また「惟うに沖縄の政治は奇形児的であり、所在も権利及び義務もすべて大統領行政命令に謳われているとおりである。その為には立法院における相次ぐ廃案、連発される布令等により、沖縄の政治は民意によるものでなく、高等弁務官の施政によるような感を受ける」というくだりが含まれているが、これは次に見る「キャラウェイ旋風」に言及したものである。

黒潮（くろしお） 隆（たかし） 議員は、アメリカの補助金というものは､「沖縄を軍事植民地支配しよう」という意図の下になされるものであり､「お願いします」というのはおかしいと反対討論をしているが、賛成多数で可決された。

（14）「キャラウェイ旋風」

ケネディ大統領の新政策に現れたアメリカ側の柔軟な方向への政策の展開は、下院軍事委員会と国防省がこれに反発し、現地の沖縄ではキャラウェイ高等弁務官の不服従によって、その実現を阻まれたと評価されている。1962（昭和 37）年 3 月 5 日、弁務官は金門クラブで演説し､「アメリカに統治されている沖縄で、自治を要求することは不可能であり、自治政府とは一種の神話でしかない」という趣旨のことを述べ､「自治神話論」として反発を買った。

立法院で可決された法案のいくつかが弁務官によって拒否された。62 年 6 月 26 日、所得税の減税を中止するよう、琉球政府に提示した。日米の沖縄援助計画に悪影響を及ぼすとの理由であった。翌 63 年 6 月 20 日、琉球政府は、この指示を受け入れ、立法院で審議中の所得税改正（減税）法案を撤回した。これに関して「生活と権利を守る県民共闘会議」は 7 月 11 日に抗議集会を開いた。

62 年 4 月 24 日に､「米琉合同外資導入審議会」に申請されていたアメリカン・エキスプレス銀行（アメックス）の外資導入免許は、弁務官の意を受けて、行政主席によって 63

年4月27日に認可された。その4日前に、立法院は、そのことに反対の意思を表明していた。8月15日、アメリカ民政府が労働争議に介入し、ソフトドリンク社（沖縄）の労組員3人を逮捕させた。

また、経済界の「汚職や腐敗の摘発」という名目で、いわゆる「直接統治」が進められた。同年8月30日に、布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」を改正し、琉球政府内務局の金融検査庁の権限を強化した。これに基づく相次ぐ検査の強行のなかで、「5銀行と2保険会社の全重役が入れ替わり、そのうち3銀行の重役は汚職事件で告発された」。銀行の統合合併も強力に進められ、「1963年後半から1964年前半に至る短期間に、7行あった相互銀行が2行に、4社あった損害保険会社が2社へと一気に整理統合された」（琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』P664-677）。

同年11月30日、弁務官は、琉球政府による宮古島水利開発を中止させた。

人々は、これらのことを「キャラウェイ旋風」と呼んだ。

1963年12月10日、第60回市議会（定例会）の開会冒頭に、久場景善（くばけいぜん）議員から、「先月ケネディ大統領が世界平和推進さなかに倒れたことは、世界中の人が非常に慨嘆していることである。よって当議会においても開会劈頭、故ケネディ大統領に対して、1分間の黙祷することを議会にお諮りします」との動議が提出された。これに対して、黒潮隆議員が反対の発言をしたが、具志栄治議員が賛成し、結局は多数意見で動議が成立し、1分間の黙祷が捧げられた。

（15）公営住宅建設用地をめぐって

第53回市議会（定例会）は、9月21日、西銘市長から「公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて」が提案され、慶佐次盛宏（けさじもりひろ）経済民生部長から説明があった。「本年度から〈公営住宅法〉及び〈公営住宅の建設等の特例に関する立法〉に基づいて、公営住宅の建設がなされたのでありますが、当市における住宅問題は、その重要性が年とともに増加してきますので、今後、年次でもって計画的に公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、宅地として造成したいと考えまして、提案内容の通り、首里久場川町に7,800坪の土地を取得いたしたいと思います」。

この日は経済民生委員会に付託され、9月29日にその報告を受けた。久場景善委員長は、面積は7,827坪、仮契約書案のうち一部を修正し、予測される補償問題に対しては、100余りの墓地用地について対処したい、との当局の説明を受け、了承したと述べた。墓地の処理について若干の議論があり、地主だけでなく、小作者との問題もあることを認識し、市当局が契約書案を修正したが、継続審査になった。

10月30日に第54回市議会（臨時会）が開催され、同日、この契約問題が議題となった。慶佐次盛宏経済民生部長は、次のように説明した。「すでに9月の議会におきまして一応御審議をお願いしたわけでございますが、参考資料である仮契約書の内容について、もう一度地主とも折衝する意思はないかとの議会側の申し入れに対しまして、当局といたしましてはこれを受け入れまして、その後地主との摂政を続けてきたわけであります。その間におきまして、取得をすることについては2つの要素が含まれるものと考えまして、その2点について折衝を続けてきたわけでございます。1点は、墓地の移転に必要な土地を取得

するということ、2点は、墓地の移転に必要な経費を負担するということであります」、その結果、地主は墓地移転用地を市に無償で提供する、移転に要する実費経費は市が負担する、ということで「話し合いがついた」。そこで、議案の一部を訂正して、審議にゆだねたい。

そこで経済民生委員会の審査報告として、久場景善委員長が「墳墓の基数が実態調査の結果、購入予定地の7,800坪には228基あって、その構造別の内訳基数は、セメントブロック材による本格式の墓が9基、掘込式207基、移動式12基であるが、地形の現状からすると外部からは見えない埋没墳墓があるものとしてこれが約10基､なお本件土地に隣接する市有地には約160基あるので､総数にして388基で､その移転用地として売主から1,900坪の土地を無償で譲り受けることにした。次にこれらの墳墓の移転をさせるに当り、その構造物に対する補償については、原則として対象にならない解釈に立つが、本事業をスムースに執行するために祭祀費用、御魂の運送費、埋没した御魂の火葬費などについて改葬費として実費を支給し、その予算措置として3,846ドルを御審議願い、11月中に移転の完了をみたいとの説明と、執行当局の意向を了とし」たこと、これに対して委員会では質疑応答があったことを報告した。

質疑があり、討論に入って、儀間真祥（ぎましんしょう）、黒潮隆、久高友敏（くだかゆうびん）の3議員が反対討論、赤嶺慎英（あかみねしんえい）、大山盛幸の2議員が賛成討論をし、4対24で原案どおり可決された。翌年に入って、この問題は紛争となる。

（16）軍政下の諸問題

先にも見たように、アメリカのベトナム戦争への直接的介入が始まっていて、1962（昭和37）年2月6日、アメリカは「南ベトナム軍事顧問団」を派遣した。3月3日、在沖アメリカ陸軍はミサイル「リトル・ジョン」を沖縄に配備したと発表した。11月23日、同じ陸軍はミサイル「ナイキ」の実弾演習を始める。11月30日、空軍は水爆搭載可能の「F105戦闘爆撃機」を嘉手納に配備すると発表した。63年11月1日、アメリカ国防省は、在沖アメリカ軍の一部に対して、南ベトナムへの移動を命令した。

このような中で、1961年12月7日には、具志川村の民家にアメリカ軍ジェット機が墜落し、死者2人、重傷者4人を出し、3民家が全焼した。62年12月20日には、嘉手納村にアメリカ軍輸送機が墜落し、死者7人、重軽傷者8人を出した。翌日には、嘉手納村議会と中部市町村会が、それぞれ抗議決議を採択し、那覇市議会も12月25日、要請決議を可決した。また翌年1月7日には、琉球立法院も抗議決議を採択した。

第２節　西銘市長と市政・市議会

（１）1960年代前半の那覇市の課題

1963（昭和38）年1月22日付けの『沖縄タイムス』が「大弦小弦」で次のように書いている。「那覇市に欠けたものは多い。公園、公会堂、図書館、などの文化施設だ。これでは人口だけがふえ（24万人)、表通りが花やかなだけで、とりえのない町ということになる▼市民は、このカサカサした、ひからびた環境の中で、かわいた暮らしを営むほかはな

い。憩いも、情操を養うすべもない。不幸な市民。それでは首都の名が泣くのである。それればかりか、都市生活の機能という面からみても、すべてが欠陥だらけだ▼幹線道路の交通マヒ、市民の台所からはき出されるゴミの処理、デコボコの悪道路、住宅難と数えたらきりがないほどである。こんな町を放っておけばどうなるか、おそらく数年後には混乱もその極限に達するだろう▼だが、こんなことは一度に解決できるものではない。年次計画を建て、1 つ 1 つ気ながにやるほかはないのである。那覇市の新年度都計事業案も、その意味では立派な町づくりの長期計画といえる▼たとえば、国際通りの車の洪水をさばくには、支道をひらいて流れを緩和しなければなるまい。ゴミやし尿の処理にしても、ふえる人口を予想して、将来を見越して施設する必要があろう。そうなると金のかかることは当然で、金の工面が先に立つ▼市としては、これらの事業に使う総工事費約 420 万ドルのうち、60％の約 263 万ドル分は政府に補助させ、あとは市の財源と起債でまかなう計算である。首都の手前、政府に補助してもらうことはあたりまえである。見方をかえれば、首都建設法と都市計画法に照らして､政府は那覇市の町づくりに責任を負わなくてはならない。そこがおなじ自治体とはいえ、首都那覇市が他の市町村と違う点である▼西銘市長が与党政府の後押しで市長に立候補したわけは、都計など行政府の協力がなければできないという含みがあった。また公約にもそのことを強調している。西銘市長の強味はそこにあったといえる▼市長もそれを信じて、都計を一任してもらったのだから、この際補助をとりつけることは､市長の腕というより､政府にとっても共同の責任を果たすことになると思う」。

（２）国場君轢殺事件

1963 年に入って、2 月 28 日、那覇市内で、演習帰りのアメリカ軍のトラックが、信号を無視して、横断歩道上の中学生（上山（うえのやま）中学校生・国場秀夫（こくばひでお））をひき殺した。第 56 回那覇市議会（定例会）は 3 月 26 日、「米軍用トラック（G･M･C）による上の山中学校生徒事故死に対する抗議並びに要請決議」を、全員提案の全員一致で可決した。これについては、生徒会員 2712 名から「5 項目にわたる要請」があった。

「このたびの 1 号線（泉崎橋前）横断歩道における米軍用トラック（G･M･C）の信号無視による上の山中学校 1 年性国場秀夫君の事故死に対して、われわれは限りない憤りと深い悲しみを覚える。近年とみに、全琉における車両の増大と道路の狭隘から、自動車事故による死傷事件が相次いで発生し、日々の新聞、ラジオ等のニュースに暗い影を投じている。日本本土における〈交通戦争〉という呼称も、もはや対岸の火事ではなく、わが沖縄におけるわれわれの身辺にも焦眉の急として迫りつつある。このときにあたり、那覇市議会は、上の山中学校生徒会長〇〇君外生徒会員 2,712 名よりの 5 項目にわたる要請に基づいて、米軍

1963 年 5 月 23 日　国場君れき殺事件で無罪判決に対する抗議集会『写真につづる那覇　戦後 50 年』

当局並びに琉球政府に対し、第 56 回那覇市議会の名において強く要請する。

①今後絶対にかかる悲惨な事件を発生させないため十分防止策を講じてもらいたい。

②遺族に対して適正かつ十分な補償を速やかに行なってもらいたい。

③この交通事故の一切の調査とその処置をわれわれに公表してもらいたい。

④那覇市内 1 号線の車両のスピードを制限して人命の安全を守ってもらいたい。

⑤那覇市泉崎橋の 1 号線の横断に地下道もしくは架橋道を建設してもらいたい」。

しかしながら、5 月 1 日、アメリカ特別軍事法廷は加害アメリカ兵に無罪判決を下した。23 日には、これに抗議して、県民大会が開催された。

8 月 20 日、金武村と宜野座村で、アメリカ軍の銃や砲弾が落下するという事故が起こった。12 月 16 日、アメリカ軍那覇航空隊内の爆破作業で、豊見城村瀬長の 20 戸に被害が出た。

民衆の運動は、土地問題から復帰問題へとしだいに移行していきつつあった。1958 年に「原水爆禁止沖縄県協議会」（原水協）、「沖縄官公労働組合」（官公労）、1960 年に「沖縄県祖国復帰協議会」（復帰協）結成という前史をうけて、1961 年 4 月 4 日には「沖縄人権協会」（人権協）、6 月 17 日に「全沖縄労働組合連合会」（全沖労連）、6 月 18 日に「全軍労働組合連合会」（全軍労）、1963 年 3 月 12 日に「生活と権利を守る県民共闘会議」が、それぞれ結成された。

（３）久場川市営住宅用地をめぐる紛争

1963 年 3 月、この久場川の公営住宅用地をめぐって、売買あっせん業者と、そこの小作者との間で、紛争が起こった。農作物の補償問題が解決していないうちに、3 月 8 日から宅地造成に着工したためである。9 日には、小作人ら 7 人は那覇市を訪れ、「つぶされた畑の農作物を補償してくれ」と要請したが、新垣義徳助役は「その補償はあっせん業者がする契約になっている」と回答した。

第 56 回市議会（定例会）では、同年 3 月 25 日に、小作人側からの陳情書を不採択とした。小作人側は 26 日に、西銘市長を告訴した。罪状は「器物損壊罪」であった。4 月 26 日午前 10 時すぎから首里支所で、市当局と補償獲得期成会および支援団体との団交がもたれた。期成会から墓や農作物の補償など、5 項目の要求書が出されたが、市は農作物の補償問題にだけ応じた。これに不満だとする期成会との間で、結局は物別れとなった。

1963 年 4 月 25 日　久場川公営住宅問題で市側の整地強行再開に、新垣助役につめよる小作人たち（琉球新報社提供）

その後、市当局は、上訴裁判所執行吏と弁護士を伴って現場を訪れ、ブルを動かしたり、3 基の墓の遺骨収去にかかろうとしたが、およそ 200 人にピケをはられ、作業を阻まれた。市の要請を受けて、那覇署の警察官が出動した。その日は直接の衝突はなかったが、5 月 2 日、ブルが動き出し、320 人の警察隊が 2 列横隊に道路に並んだため、約 50 日も座り込みを続けていた農夫や墓主は、

抵抗はしたものの、ついには立ち去った。翌３日は警察官約 300 人が出動し、立入禁止区域に入っていた立法院議員の久高将憲、岸本利実、人民党委員長の瀬長亀次郎ら 14 人を威力業務妨害現行犯で逮捕した。その日のうちに、立法院議員の古堅実吉、平良良松、知花英夫ら抗議団が那覇警察署におしかけて、すぐ釈放せよと迫り、また労組の支援団も駆けつけて、警官隊ともみ合った。結局、逮捕者はその日の午後７時までには全員釈放された。那覇署の前では抗議集会が開かれた。

西銘市長は、墓の移転補償はしないが、貧困世帯に対しては、移転費、改葬費、墓の資材購入費、運搬費などとして 16 ドルを支払う予定であるとした。また、農作物の補償は、120 ドルから最高 385 ドルが支払われた。

（４）建設事業の補助金のあり方をめぐって

第 56 回那覇市議会（定例会）は 1963 年３月 26 日、「建設事業補助金並びに市負担対応費の規則制定方の要請決議」を、全員提案の全会一致で可決した。

「那覇市における都市整備は、首都建設法、都市計画法に基づいて実施に移され、その目的に沿うべく、那覇市基本計画によって漸次進行途上にあるが、その進捗率は全計画の13％程度に過ぎず、なお幾多の基本的な事業が未執行のまま山積している現状で、首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るような都市整備にははるかに遠いものがある。このことは、那覇市の自主財源が乏しいこともさることながら、政府の補助施策が十分に果たされていないことに基因する。本土における戦災都市復興や都市計画事業は、国家的な事業として、特別法並びに臨時措置法の適用を受けて、大幅な国県補助が約束され、かつ保証され、国の指導のもとに着実に推進されている。沖縄においては、首都建設法並びに都市計画法で、それぞれ都市計画の重要性を認め、財源の責任分野が示されているが、事業に要する補助金並びに政府が行う工事に対する対応費が明確に規定されていないために、事業の区分によっては工事費よりも対応費が倍化されるため、貧困財政をかこつ市財政をさらに圧迫し、経費負担が過重になるため、他の事業執行を遷延している現状である。これは、市町村財政法第２条の、市町村財政の自主的かつ健全な運営を助長し、いやしくも自律性をそこないまたは市町村に負担を転嫁するような施策を行ってはならないという財政法の基本的な方針にもとることになる。よって、市財政の健全なる運営と均衡が保てるように配慮され、補助金については政府予算の範囲内という表現を用いず、明確に事業種別の比率と、市が負担する対応費の算定については、本土の広島市､長崎市に適用された戦災都市復興臨時措置法に準じて､比率を明確に規定するよう、那覇市議会の議決により強く要請する」。

（５）市庁舎の建設、市議会の構成

第 57 回市議会（定例会）は、1963 年６月１日、市役所の庁舎建設にかかわる２つの議案の提案を受けた。１つは、那覇市役所位置の変更条例の制定であり、もう１つは、市庁舎建設債を起こすことについて、である。那覇市役所の位置の変更は、その新築移転のための建設資金のめどがついたので、庁舎位置の決定が求められるとして、元中央農業研究指導所あとと、警察署の隣りが検討されてきたが、最終的に警察署となりとしたいという

ものである。また、その建設のための市債を起こすのが２つ目の提案である。説明に立った新里博一企画部長は、建設工事費は 91 万 9000 ドル、その約半分の 40 万ドルを起債によって調達したい、残りの 50 万ドル余は、進行中の公有水面埋立地の売却処分と、庁舎建設費積立金で賄いたい、市民の関与できる市債とするため、起債利率は 7.5%と高めに設定し、据置期間なしの毎年１回元金均等償還とし、10 年以内に全額償還したい、「来年４月ごろ」に起債したい、と述べている。

６月５日、質疑が交わされた後、「新庁舎建設特別委員会」を設置することとなり、この委員会に２つの議案を付託した。6 月 24 日、平良真次郎（たいらしんじろう）特別委員会委員長は、次のように報告した。交通事情、官公署との関係、市民の利用度などから検討したが、当局提案の場所が適当である、「諸官庁が警察局の周辺に位置を占めており、市民が役所を利用するのは、その大半が戸籍関係証明書等の請求であり、市民の利便の点から見た場合には、警察局の隣りが適している」。そして、賛否の討論があって、表決の結果は賛成多数だった、と。

本会議では、黒潮隆議員が反対討論、宮里敏慶（みやさとびんけい）議員が賛成討論をして、4 対 23 で原案どおり可決された。同時に、「市庁舎建設債を起こすことについて」も、異議なく原案どおり可決された。

1963 年１月 30 日、議会運営委員会設置が設置され、11 人の委員が決まり、委員長・赤嶺慎英、副委員長・又吉久正（またよしきゅうじょう）が選出された。この時から会派が登録制となったが、その構成は次のとおりである。十八日会 16 人、無所属クラブ５人、沖縄人民党３人、社会大衆党２人、公明政治連盟２人。

７月 29 日、常任委員会の委員を選任した。正副委員長の氏名は次のとおり。

総務委員会　（委員長）赤嶺一男　（副委員長）又吉久正
建設委員会　（委員長）平良真次郎　（副委員長）比嘉佑直
経済民生委員会　（委員長）久場景善　（副委員長）平良亀助（たいらかめすけ）

（６）ガーブ川改修問題

第 57 回市議会（定例会）は、1963 年６月 16 日、ガーブ川改修工事の請負契約について市の提案を受けた。「ガーブ川改修工事は、むつみ橋から下流で、上流は 62 年度の米国援助、63 年度の琉球政府援助で、政府直営で南洋土建KKが工事をすすめている。しかし 64 年度は日本政府からの援助（80%）なので市直営でおこなわれる。市当局は、上流の工事との関係もあって、公入札にせず、南洋土建と随意契約を考えており、すでに仮契約をすませてある。請負額は９万９千ドル。工事は契約について議会の承認を得たあと、７日に着工して来年６月５日までに完了の予定」（『沖縄タイムス』1963.6.16 夕刊）。

こうして始まった改修工事は、アメリカ民政府から「待った」がかかった。民政府のマーフィー工務課長から琉球政府建設運輸局に対して、「全街区（むつみ橋―平和橋）の改修工事が完成してから店舗は建てるべきであり、つぎつぎ街区ごと建築するのはいけない」というので、建設運輸局はこれを施工業者と商店街組合に伝えた。商店街組合は施工業者に工事の継続を要請したが、施工業者である南洋土建自体がアメリカ民政府に呼ばれて、「工事をするのは勝手だが、そのかわりガーブ川改修工事の請負費は払わない」といわれ、結局工事はストップした。改修工事と店舗工事を並行して行なうことは、改修工事に支障

1962 年　ガーブ川改修で水上店舗が撤去される
（那覇市歴史博物館提供）

ガーブ川改修工事でガーブ川にふたをする
（那覇市歴史博物館提供）

となり、完工が遅れる、というのであった。4 街区からなるガーブ川商店街連絡協議会は、那覇市長、那覇市議会、行政主席、立法院議長に対して、「全街区完成後となると、12 月まで工事はできないことになる」と、一日も早く工事ができるように陳情した。この工事は、この組合員たちが、工事代金を調達して業者に発注しているものであった。そして、仮市場での営業が不振であるため、早く移転したいとの意向を持っていた(『沖縄タイムス』1963.6.21 夕刊)。

『沖縄タイムス』は、7 月 14 日付でこの事業の経過を整理している。このガーブ川改修工事は、那覇市の都市計画の一環として、1962 年 9 月 1 日に着工された。その間に、アメリカ民政府資金 25 万ドルを中心に民政府との調整が行なわれ、工事施工は琉球政府が責任を持ち、水上店舗の移転または工事に支障ある個所の立ち退きなどについては那覇市が責任を持つ、ということになった。そしてガーブ川商店街組合は仮市場へ、花屋通り会は新栄通りへとそれぞれ移転した。その移転の際に建設運輸局とガーブ川商店街組合との間に次のような確約が取り交わされた。①当初予定（566.9m）から縮小された部分（66.9m）も、本工事が完工したらすぐ始めてほしい、②工事が済んだところから部分的に工事検査を行い、店舗の建築ができるようにしてほしい。その後、ガーブ川商店街組合では、那覇市から建築確認を受け、地主との賃貸契約を結び、南洋土建との建築契約も取り交わした。そうして店舗の起工式が行なわれ、そこには大田政作主席、志村 恵（しむらめぐむ）建設運輸局長、長嶺秋夫立法院議長、西銘順治那覇市長も出席した。そこにアメリカ民政府の中止命令がきたのである。

9 月 20 日になって、ガーブ川水上店舗建築工事はようやく再開された。112 日ぶりのことであった。この日、大田主席は記者会見をして、条件つきで再開されるとした。条件は次のとおり。①63 年 9 月 20 日から 64 年 2 月 16 日まで、カルバート建設工事が予定の工程よりより遅れた時はいつでも工事をストップする、②再開の承認は、現在施工中の街区だけとする。もし業者が希望するなら、その他の街区の建築は民政府のカルバート工事検査の承認後とする、③当初の施工延長 500m の官制を 1964 年 2 月 16 日までとし、完成までは 31 万ドルの 10%の支出を保留する、2 月 16 日以降の遅延部分に対しては遅延金を課す。

1963 年 3 月 26 日、市議会は「那覇市公設市場条例」を可決した。

（７）1964 年度施政方針

1963 年 6 月 1 日の第 57 回定例市議会で、西銘順治市長は「1964 年度施政方針について」報告した（『那覇市議会史　3 巻上』P692-695）。みずからその「要約」として指摘したのは、「本市発展のためには、基本的な都市計画事業を中心とした行政が要請される」ということであった。

「最初に都市計画事業について申し上げます」とし、「本年度の都市計画事業は、新しく策定される都市計画の第 1 年度としての性格を加味し、主として幹線道路網の整備、河川改修、公園建設、下水道事業等が重点となっているのであります」と述べている。関連して区画整理事業が重要になるとし、寄宮、壺川、美栄橋、「第一地区」などに触れている。また「生活環境対策」として、上下水道の供給、清掃施設の整備、「環境衛生対策」として、ごみ・し尿処理、「住宅及び社会福祉対策」として、公営住宅の建設、不良住宅街の解消、「福祉対策」として、生活保護、児童保護、保育所など、「産業経済対策」として、都市化の進展を背景にした商工、観光、その反面で縮小を余儀なくされている農漁業への施策などを説明した。

これらを通して特徴的なのは、日米政府の援助の増大である。例えば、住宅対策では「1961 年公営住宅法が制定施行され、日米琉政府から住宅建設に対する財政援助が得られるようになり、新しい段階を迎えつつあります」とあり、また「市民多年の念願でありました保育所が、本土政府の援助により設置されることになっております」とある。

「最後に市庁舎の建設について申し述べます」として、工事費は約 91 万ドル、「うち 40 万ドルは市債の発行に求め、残り 50 余万ドルは旭町及び泊・安謝間の埋め立て地処分益その他で捻出する」と説明し、「庁舎位置」は「警察局隣を選定した」と報告している。

これに対して各議員からの質問と、それへの当局の回答があった（『那覇市議会報』第 43 号）。

（８）不良住宅街の改造と樋川火災

「スラム街の解消」を公約に掲げている西銘市長は、就任早々の 1962 年 1 月 26 日に、市内の行政視察を行なった。ガーブ川周辺、那覇市 6 区・7 区・8 区のスラム街である。この 3 つの区には、約 1700 軒の住宅が公共排水溝の上に乱立し、密集しており、ほとんどがトタン屋根、かやぶき屋根の掘立小屋であった。人の通行さえも難しい箇所もあった。

1962 年　「スラム街」を視察する西銘市長
（『那覇市議会報』第 43 号）

1963 年 9 月 21 日、第 59 回市議会（定例会）に、市当局から「不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について」及び「不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて」と題す

る議案が提出された。この２議案の提案理由は、次のように説明されている（花城直政建設部長）。「那覇市の不良住宅街は、相当広い範囲にわたっておりまして、第１次改造計画の対象区域だけでも 27 万 2000 平方メートル（約８万 1424 坪）ございまして、これを改造するのに相当の日時と膨大な予算が必要とされています。これを一挙に解決することは財政的に至難でございますので、これを年次計画によって解決する方針でございます。そこで本年度は…第１次改造計画の中でも比較的に家屋の密集度の高い字樋川・神里原の一部約 3000 平方メートル（926 坪）を改造モデル地区として指定し、初の都市改造を試みることになったものであります。用地の取得につきましては、関係地主の承諾を得まして、売買仮契約を締結いたしております。なお取得する用地に現在 70 戸の建物がありまして、これら関係人に対し公営住宅等に入居させる方針で目下交渉いたしております」。この地域は「ほとんど割当土地」だという。つまり、戦後初期の住宅難を急ぎ緩和するために、とりあえず地主の了解を得ることなく、行政の側で宅地を割り当てて、規格住宅を建設させたが、そのような地域であるというのである。ともあれ、９月 23 日は建設委員会に付託された。９月 30 日に、その委員会の審査報告がなされた。活発な議論がなされたが、賛成多数で可決された。

そのような議論の最中、10 月５日午前 10 時 15 分ごろ、那覇市樋川で火災が発生、折からの風でみるみる燃え広がって、全焼 25 棟、半焼９棟、面積で 1500 ㎡に及んだ。現場は、スラム街として那覇市が区画整理の対象としていた所で、家屋が密集している上に道路が狭く、消防隊の消火活動は困難を極めた。死傷者はなかった。焼けた住宅はトタン葺きが多く、ほとんどは戦後すぐに建てられたものだった。消火に当たった消防署は、消火栓の水圧が低くて難航し、市水道局はラジオを通じて全市民に「火事のため水道の使用を一時中止して、消火に協力して下さい」と呼びかけたりした。10 月７日、那覇市建設部は部課長会議を開き、①焼け跡には一切の建築を許可しない、②移転補償はしない、③土地を市に売る者には、別の市有地を貸与または売却する、などを決めた。10 月 19 日には、関係者に対する説明会が開催された。

11 月７日、「スラム街解消都市建設促進協議会」結成され、会長に黒潮武秀（くろしおたけひで）が就任した。

（９）みどり丸の遭難

1963 年８月 17 日、那覇―久米島間の定期航路に就航していた「みどり丸」が遭難して、死者 86 人、行方不明 26 人を出した。

「1963 年（昭和 38）８月 17 日午後０時５分ごろ、那覇市泊港外の俗称チヘビシ北西方 10km の海上で、久米島定期貨客船みどり丸（302.8 トン）が沈没した…。328 人の乗船者中生存者は 116 人、86 人が死亡、26 人が行方不明となった。乗船者の内訳は乗組員 15 人、乗客 213 人、乗客のなかには名簿もれの飛び乗りもかなりおり、遭難後の救助、創作活動の混乱を増幅させた。同船は那覇市高橋町の（資）砂辺海運（国場幸太郎社長）所属。琉球海運の先島航路船だったのを砂辺海運が買い取り、泊―久米島儀間港間の定期貨客船に就航させていた。みどり丸は、同日午前 11 時に泊港を出港したが、都近海を北上した熱帯低気圧の接近で、海上はかなりしけていた。それに加えて遭難現場は、三角波の荒い難所であった。大事をとって航路を変え、チービシの東側を航行中、横波を受けて船体が傾き

浸水、10 分後に沈没した。…琉球政府は、同事件に「災害救助法」を適用し、厚生局に大田政作行政主席を本部長とする救助本部を設置した。ただちに米軍航空機、ヘリなど 12 機、タグボートなど 25 隻の救助船を出動させ、荒波に投げ出された遭難者の救助、遺体の収容に当たられた。夏休みとあって、遭難者のなかには自動、生徒や旧盆で里帰りする家族連れがめだった」（馬場俊光執筆、『沖縄大百科事典』P566）。

那覇市は 8 月 22 日から、「みどり丸遭難者救援見舞金」を募集し、8 月 31 日には、西銘市長らが、みどり丸遭難の市民遺族 21 世帯を慰問した。

第３節　西銘市長の自民党離党

（１）「那覇市民憲章」の制定

1964（昭和 39）年 1 月 1 日、西銘順治市長は、「那覇市民憲章」を宣言、発表した。これは、前年の 11 月 28 日に、「那覇市民憲章制定協議会」が開催され、審議されてきて、同年 12 月 12 日の那覇市議会で採択されたものである。「那覇市議会報」第 53 号（64 年 1 月 20 日）は、「1964 年元旦、沖縄配電ホールで催された、那覇市の名刺交換会の席上、西銘市長が、市民憲章制定宣言を行なった。市民憲章は〈愛市憲章〉または〈建市精神〉ともいわれ、近代都市の複雑な市民生活を営むにあたって、自らの街を美しく住みよい街にしていくために、市民一人ひとりが是非とも守らなければならないモラル―道徳的規範であり、これは他からのおしつけや強制によって守らなければならない他律的なものでは決してなく、街づくりに参加する全市民及び諸団体が進んで守るべき自立的規範であることが特に強調されている」と報じている。

「那覇市民憲章

私たちは那覇市の市民であることに誇りをもち、みんなで明るく、住みよい街をつくるため、すすんで次のことを守ります。

1. 私たちはまちを美しくしましょう。
1. 私たちは公共物を大切にしましょう。
1. 私たちは時間を守りましょう。
1. 私たちは交通道徳を重んじましょう。
1. 私たちはだれにも親切にしましょう。」

同年 2 月 26 日、「那覇市民憲章推進協議会」が設立された。

（２）名誉市民に当間重剛とキャラウェイ

「名誉市民」の制度は、1961（昭和 36）年 12 月に始まる。第 48 回市議会（定例会）は、12 月 30 日に、「那覇地区琉米親善委員会」委員長のサムエル・E・サックス大佐に対して「名誉市民」の推挙を可決し、翌年 1 月 8 日、那覇市長からその称号が贈呈された。

1963（昭和 38）年 12 月 10 日の第 60 回市議会（定例会）で、那覇市長から「那覇市名誉市民条例制定について」提案があり、12 日に総務委員会に審査が付託され、その結果が 19 日に報告があり、本会議で可決された。提案理由は次のとおりである。「本市の市民または市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、または広く社会文化の興隆に貢献し、郷

土の誇りとして市民の尊敬の的と仰がれる者に対して、その栄誉と功績をたたえるとともに、市民の社会文化興隆に対する意欲を高揚するため」。これには「この条例施行の際、すでに名誉市民として顕彰された者は、この条例によって顕彰されたものとみなす」などの付則が付けられている。

1964（昭和 39）年 3 月 14 日、第 61 回市議会（定例会）は、当間重剛元市長と、キャラウェイ高等弁務官（現職）を「名誉市民」とするようにという那覇市の提案を受けた。説明に立った城田清才総務部長は、当間重剛元市長については、戦前における那覇市助役、そして「昭和 14 年 10 月から 16 年 12 月まで那覇市長に就任」、戦後すぐにも「軍から任命されて、3 ヵ月の短い期間」市長となり、「1953 年 11 月、戦後 4 代目（通算 15 代）の公選市長」を務め、「1956 年、琉球政府行政主席に就任」したという経歴と、その間の「功績」を説明し、ポール・W・キャラウェイ「閣下」については、琉球列島高等弁務官として、「那覇市の復興、特に都市計画の推進」に「功績」があったとした。2 日おいて 16 日の本会議で積極的な討論が展開された。

反対の意見としては、次のような意見が出ている。①［真栄田義晃議員］政治家の評価というものは意見が分かれる、またそれは時代とともに変化する、援助金は「宣撫工作費」である、植民地的な支配の当事者を名誉市民に推すことは「植民地根性まる出しにした非常に恥ずかしい話」である、「アメリカの統治を礼賛し、これを賛美することになる」、②［金城吾郎議員］援助などは、統治権者としてせねばならないことをやっているだけだ、昨今の「直接統治」といわれる事態は問題だ、③［黒潮隆議員］弁務官は減税を拒否した、琉球農連の山城栄徳会長、琉球銀行の富原守保総裁への干渉と圧力、那覇市への水問題での介入などを挙げ、「弾圧一本やりの弁務官」だ、④［久高友敏議員］兼城村から通っている高圧線の地下埋設のこと、バス統合の問題など、「沖縄県民の意思に反するような政治をひいているのがキャラウェイ高等弁務官だ」、これに「名誉市民の称号を与えた場合は、那覇の 25 万市民が非常に歓迎しておるということにしか」ならない。

また賛成意見としては、次のような意見が出ている。①［久場景善議員］直接接してみて、キャラウェイ弁務官の「真の偉大さ」を知った、教育問題にも福祉問題にも関心を寄せている、②［具志栄治議員］「たとえばガーブ川の浚渫問題」も「彼の努力による援助によ」ってできた、学校関係・福祉関係でも「相当の貢献をしておる」。

また、その他に、当間重剛には賛成でキャラウェイには反対だが、一つの議案になっているので、退場するとした森田孟松議員や、むしろ仲吉良光が適当だという大山盛幸議員もあった。

この議案は、賛成多数で可決された。

（3）「キャラウェイ旋風」その後

このような事態はその後も続き、1964 年 3 月 25 日の第 61 回市議会（定例会）には、真栄田義晃議員ほか 3 人の名で「キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議」が出されたが、賛成少数で否決されている。

また、同じく「キャラウェイ旋風」に関連して、4 月 25 日の第 62 回市議会（臨時会）では、金城吾郎議員外 29 名によって「祖国復帰に関する要請決議」が提案され、原案どお

りに可決された。「最近では高等弁務官の専制支配が露骨化し、琉銀［琉球銀行］をはじめ各金融機関への介入、農連［琉球農協連合会］の抜き打ち監査、布令の改悪による医薬品の統制、アメリカ銀行［バンク・オブ・アメリカ］の進出や開発公社［琉球開発金融公社］の株式取得等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は皆無の状態となっている。一方、渡航の制限はますます厳しくなり、県民の生命財産は脅かされ、労働者への弾圧は強くなっている」と指摘して、「よって那覇市議会は、国際世論の盛り上がりと全世界の良識の上に立って、日米両国はもとより、国連加盟諸国が〈その地域住民の意思に反した不当な支配〉がなされている沖縄統治の実態を再認識し、祖国日本の主権が速やかにかつ、完全に回復される措置を講ぜられるよう、強く要請する」。

（４）「日米協議委員会」と「技術委員会」の設置

1964 年 4 月、アメリカ政府と日本政府の間で「琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文」が取り交わされた。このなかでは、①日米両政府は、「琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島住民の福祉及び安寧を増進するための技術援助を供与することについて、引き続き協力する」、②日本国の外務大臣及び総理府総務長官と、アメリカ合衆国の駐日合衆国大使で構成される協議委員会を設置する、③議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者 1 人、日本国の総務長官が指名する政府職員 1 人及び琉球政府行政主席又はその代表者 1 人により構成される技術委員会を設置する、などが規定されている。

ここに初めて「日米間に沖縄問題だけを討議する機関＝『日米協議委員会』が設置された」（琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』P680）。それには経済問題だけに限定するとか、その経済問題でさえアメリカが主導権をにぎっているなどの制限はあるが、技術委員会の設置とも関わりあいながら、「これを契機に日政援助が公式に流入することになるが、これは琉球政府の財政を介して沖縄経済にインパクトを与える新しい要素がビルト・インされたことを意味するものであった」（同上書、P682）。

また、同日直ちに日米協議委員会の第 1 回会合が開かれ、「琉球諸島に対する援助の供与についての日本国と合衆国との間の協力取極（とりきめ）の実施のための手続」が締結された。

（５）西銘市長の「1965 年度施政方針」

1964 年 6 月 5 日、第 64 回市議会（定例会）で、西銘市長は「1965 年度施政方針について」報告している（『那覇市議会史　3 巻上』P695-698）。

まず、都市問題の現状について「民間の産業経済活動、市民生活の発展をさらに促進すべき都市建設事業は、かなり遅滞しているために、今日、交通事情の悪化をはじめ、都市衛生施設の不備、住宅不足、あるいは公共施設の欠如など、多くの都市問題を惹起している」と述べている。そこで、「1965 年度」においても「都市計画事業を中心とした行政が要請されている」とする。

「都市計画事業の推進」の項目では、道路関係では「開南交番前から平和橋間、1 号線から建運局間の主要幹線道路の新設、久茂地川西線と消防本部通り、並びに政府道路 46 号線から三原教会前を通って真和志 6 号線までのアスファルト舗装、さらにタール舗装に

よる市道の舗装」を挙げ、河川排水の整備では「ガーブ川の改修、泉崎橋の護岸工事を中心とする久茂地川の浚渫、その他排水溝の新設改良」を挙げ、また「与儀公園の整備、寄宮・壺川・真嘉比・古島３地区の土地区画整理、不良住宅街改良事業」に取り組むとしている。そして、「泊・安謝間の第１次埋立事業」が完了したが、なお「78,783 平方メートルを埋め立てる計画」だと述べている。

「生活環境対策の強化」の項目では、前年の「73 年ぶりの異常かんばつ」による水事情の悪化、「時間給水」の実施に触れ、その原因として、「年々増加している水道需要量」、「それをまかなう水源に恵まれていない」ことを指摘し、「自己水源の確保」「配水管の新設」「不良給水地域の改善」「漏水防止」に努めるとしている。その他、下水道施設、ごみ・し尿処理施設にも、財政的な見通しが立てば取り組むとしている。

「住宅および社会福祉対策」の項目では、新年度で「280 戸の公営住宅の新設」、前年度からの継続で「280 戸の建設」を示している。また「保育所の増設、敬老年金の制度化、青少年健全育成協議会の設置、失対事業従事者の待遇改善」などを強化するとしている。

「産業経済対策」の項目では、商工関係で、「特産品工業、商店診断、商工相談、各種品評会、観光事業」など、農林水産業関係で、「農業基本施設の整備、農業団体の育成、農機具の改善、漁業用網の整備」などに触れている。

最後に「那覇市の財政事情と市行政執行にあたる行政内部の体制強化」について述べている。日米琉政府の援助が増額してきたこと、中央税を地方税に移譲するよう引き続き要請すること、65 年８月には新庁舎が完成すること、などである。

これに対して、議員から質疑が行なわれた。

（６）1964 年における那覇市の農業

この施政方針では、農林水産業関係で、「農業基本施設の整備、農業団体の育成、農機具の改善、漁業用網の整備」に触れているが、当時の那覇市の農業の様子を、「1964 年農業センサス」で描いてみよう。農業センサスは、農家すべての悉皆調査で、5 年に 1 度実施されることになっていた。アメリカは、戦後まもない混乱の中でも、1950 年センサスを行なわせている（1951 年実施）。しかし、55 年はなされることなく、60 年のセンサスがずれ込んで 64 年センサスとなったものである（そのため、65 年センサスも実施されなかった。70 年も 71 年センサスとなっている）。

まず、農家戸数は 3058 戸で、「本庁」（合併前の那覇市）88 戸、首里 978 戸、小禄 781 戸、真和志 1211 戸となっている。ちなみに、40 年後の 2005 年センサスでは、総数 151 戸、本庁 9 戸、首里 33 戸、小禄 45 戸、真和志 64 戸である。2907 戸減少し、95％が消えたことになる。経営耕地規模別には、零細層が多く、1ha 以上は 57 戸にとどまる。そして、専業農家 696 戸、兼業農家 2362 戸（うち農業を主とする農家 586 戸、従とする農家 1776 戸）である。

農家の経営する土地の総面積は 826ha で、うち耕地は 634ha であり、それが田 2ha、普通畑 627ha、パイン園・バナナ園などの樹園地 6ha に分かれている。他は山林 61ha、草地 35ha などとなっている。なお 2005 年には、耕地 69ha、うち田ゼロ、普通畑 46ha、樹園地 2ha となっている。

家畜は、飼養農家数の多い方から順に、豚 1182 戸・8775 頭、にわとり 932 戸・13 万 8450 羽、山羊 239 戸・838 頭、役肉用牛 109 戸・147 頭、馬 55 戸・57 頭、乳用牛 25 戸・149 頭、水牛 1 戸・1 頭である。

まだ農家があり、農業があった時代である。市内に農地を見ることがほとんどないという現状からすれば、現在の 151 戸という農家は、その大半が那覇市居住の農家ではあるが、農地は別の市町村にあるという、「通い耕作」農家であろうと考えられる。

（７）西銘市長の自民党離党

「キャラウェイ旋風」と呼ばれるようになった高等弁務官の「直接統治」は、その弁務官によって任命されている大田政作（おおたせいさく）行政主席の「対米追従姿勢」への批判となって、野党は厳しく対決するし、また与党の自民党内にも動揺が広がっていった。

すでに触れた、1963（昭和 38）年 3 月 5 日の、キャラウェイ高等弁務官による「自治神話論」は、その大きなきっかけとなった。その趣旨は、沖縄はアメリカに統治されているのであって、独立の主権国ではない、そこで自治を要求するのはありえないこと＝「神話」である、自治を要求する前に責任を果たせ、というものであった。それは、実質的には、琉球政府と立法院を非難するものであった。立法院の長嶺秋夫（ながみねあきお）議長も、野党各派もこぞって反論したが、自民党は「責任政体の確立をめざす」との見解を発表したにとどまった。

しかし、そのくすぶりは止まず、3 月 27 日には、立法院に「高等弁務官の自治権侵害に抗議する決議案」が提出され（否決）、4 月 28 日には、「外国銀行の沖縄進出に反対する陳情」を全会一致で採択した。それにもかかわらず、琉球政府は、アメリカン・エクスプレス銀行（アメックス）の免許修正を認可して、地元銀行と同じ条件で営業することが認められた。そして、立法院で法案を準備中だった宮古島の水道問題に関して、11 月 30 日に、高等弁務官は、琉球政府による宮古島水利開発の中止を指令した。その翌年5月14日には、民政府布令「宮古水道公社の設立」を公布した。自民党は、16 日、この布令を無視することを決定した。64 年 3 月 3 日、立法院は、自民党反主流派の提出した 240 万ドル減税案を可決した。これも弁務官が 3 回にもわたって拒否していたものであった。4 月 3 日には、民政府布令「麻薬類及び特定の薬品類の取締り」が出され、本旨であるアメリカ兵の麻薬取締りとは関係がなく、一般市民に大きな影響のある風邪薬までも対象に入っていることから、アメリカへの批判が高まった。5 月 25 日、瀬長浩（せながひろし）副主席は、立法院での質問に答えて、「自治は後退、棚上げされている」と答弁した。

沖縄社会大衆党（社大党）は、1964 年 2 月 2 日、「米国の沖縄統治の決算」を発表して、アメリカの統治強化を批判し、「祖国復帰が一切の施策の政治目標」だとした。沖縄自民党は、3 月 20 日、「ケネディ新政策の評価と将来の課題」を発表し、キャラウェイの施政を批判、自治権拡大や、渡航の自由などに改善のあとなしと非難した。

64 年 6 月に入ると、3 日に、立法院は全体会議を開き、自治後退という現実を踏まえて、大田主席の政治責任追及を協議し、4 日、キャラウェイ弁務官が、大田主席を弁護して、「行政主席はリコールの対象にはならない」と記者会見で発表したにもかかわらず、10 日、「高等弁務官の直接統治批判、自治権拡大、行政主席公選の要請」を決議した。13 日、自民党の総務会が開催され、86 人が出席する中で、「経過説明を聞こう」という意見と、「主席が

いつ辞めるかだけ聞こう」という意見に分裂し、その場で「脱党届」が提出され、いわゆる「刷新派」が一斉に退場した。この中で、西銘順治（にしめじゅんじ）那覇市長は妥協を模索していたが、最終的には「刷新派」とともに退場した（沖縄タイムス社編『沖縄の証言―激動の 25 年誌』下、1973 年）。彼らは、院内政治団体「民政クラブ」を結成した。大田主席は、この事態をうけて、16 日、高等弁務官に辞表を提出したが、弁務官は「新主席任命の態勢ができていない」と受理せず、しばらくの間、保留された。そこで 7 月 27 日、立法院は、大田主席の即時辞任要求を決議したが、大田主席は「主席は高等弁務官の解任辞令がないかぎり、執務の義務がある」として辞任しなかった。

（８）「主席公選」を求める運動と保守系政党の分裂と再統合

沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）は 6 月 26 日、「主席公選・自治権獲得県民大会」を開催した。自民党（残留派）を除いて全立法院議員が参加し、デモの先頭に立った。大会はかつてない盛り上がりを見せた。各市町村議会も相ついで、主席公選要求の決議を行なった。

このような中で、8 月 1 日、キャラウェイ高等弁務官は更迭され、ワトソンが高等弁務官に就任した。

この保守派の分裂状態は長くは続かず、日本本土の自由民主党からの働きかけもあって、9 月 21 日、民政クラブは、立法院で不信任された主席はやめなければならないという慣行を確立するという理由で、後任主席の指名に応ずるとの態度をきめた。10 月 8 日に、「民政クラブ」を中心に「沖縄自由党」が結成され、自民党は 18 議席から 7 議席の少数党に転落した。

「保守派は、ワトソン高等弁務官の圧力のもとで後任主席候補に松岡政保（まつおかせいほ）をきめた。そして、10 月 29 日、主席指名のための議会が開かれることになった。復帰協を中心とする革新勢力は、全力をあげて主席指名を阻止することをきめた。29 日、早朝から約千人のピケ隊が立法院に集まって、与党議員の登院を阻止した。警官隊がこのピケを排除して与党議員を院内に入れたが、ピケ隊はぞくぞくふえて約 6 千人にふくれあがり、院内外をびっしりと埋めた。警官隊 700 人が動員されてその排除にあたり、数十人の負傷者と多数の検挙者を出してピケ隊ともみ合いをつづけた。…ついに夕刻になって、与党側はその日の議会を流会とした。しかし、翌 31 日早朝にピケ隊を排除して議会が開かれ、主席指名が行なわれた。…鉄かぶとをかぶった 600 人の警察官に守られながら就任式を行なった松岡主席は、〈指名主席は私が最後となるように努力したい〉（『朝日新聞』1964・11・1）と語った、いや語らざるをえな

1963 年 4 月　主席指名拒否闘争、主席公選要求（立法院ビル）
『写真につづる那覇　戦後 50 年』

かった」（中野好夫・新崎盛暉『沖縄問題二十年』1965 年、P185-196）。

10 月 9 日、ワトソン高等弁務官の徹夜をおしての直接調停を受けて自由･自民両党会談があり、松岡政保を次期主席指名候補に決定した。主席指名の立法院臨時議会は、立法院を取り囲んでの復帰協の闘いで、いったんは流会した。だが結局は、野党欠席のなかで松岡を主席に指名し、高等弁務官によって任命された。12 月、保守は再合同し、沖縄民主党が結成された。

1965 年 12 月 20 日に、アメリカのジョンソン大統領は「琉球列島の管理に関する行政命令」を改正し、行政主席は任命制から立法院による間接選挙制に変更された。復帰協など革新系の団体は、あくまで主席公選を要求して運動を展開し、1966 年 3 月には主席選挙に抗議するため、立法院を包囲し、野党議員も弁論で反撃したが、結局は退場することになり、民主党の議員だけで松岡政保を主席に選任した。それを、アメリカの高等弁務官が任命した。

（９）泊・安謝間及び奥武山周辺の公有水面埋立問題

1963 年 6 月 8 日、第 52 回市議会（定例会）に「工事請負契約の締結について」と題する 5 件の議案が提出された。当局（花城直政建設部長）の説明は次のとおりである。「泊・安謝間の公有水面埋立に関する事業計画につきましては、1959 年 10 月 14 日の議会の議決を得て施工準備を進めてきたところ、1960 年 6 月 1 日琉球開発金融公社より本事業に対し融資許可があって、急を要しましたので、1962 年 6 月 11 日に指名競争入札に付したのであります。その結果、それぞれの議案どおり請負額落札者が決定して、仮契約を締結したのであります。仮契約は、議会の議決または住民の投票に付すべき財産・造営物、または議会の議決に付すべき契約に関する条例の第 6 条の第 1 項の規定に該当するので提案した次第でございます。本事業全体の埋立面積が 38 万 3113 平方メートルのうち、今回の埋立面積は 20 万 8279.14 平方メートルで、事業も早期に完了するために、これを 5 工区にわけたのであります。残りの 17 万 4833 平方メートルについても、年次計画を立てて実施することになっております」。若干の質疑があって、その日のうちに可決された。11 月 15 日、泊・安謝間公有水面埋立が完成した（埋立面積 20 万 8000 平方メートル、総工費 57 万 8000 ドル）。

1964 年 3 月 14 日、第 61 回市議会（定例会）に「第 2 次泊・安謝間公有水面埋立について」が提案された。先の第 1 次の完工をうけてのものである。3 月 16 日に建設委員会に付託され、24 日に建設委員長（平良真次郎議員）の報告を受けた。「本案は、商工業用地域、住宅地域、近海航路船舶及び漁船の出入港を設置するため、土地造成したく」、その「免許を得たい」というものであり、問題になった那覇地区漁業協同組合の漁業権などについては、よく対処するとして、賛同を求めた。質疑と討論があり、可決された。

同日、奥武山周辺の「公有水面埋立免許申請について」琉球政府行政主席からなされた那覇市への「諮問」に関しても建設委員会報告があり、「公園の 312 坪、道路の 348 坪、計画外が 787 坪、計 1447 坪」が「都市計画上の道路用地として」必要であるので、「那覇市都市計画道路用地については、埋め立て実費で、琉球政府又は市に譲渡すること」という条件を付して、決定された。また、別の「公有水面埋立免許申請について」は建設委員会

に付託された。

第2次が完成したのは、65年5月20日である。

このことに関連して、那覇港の管理が問題化した。1964年3月25日、第61回市議会（定例会）は、「那覇商港の管理委譲に関する要請決議」を行なった。「那覇商港は琉球政府が、泊商港は那覇市が、それぞれ管理しているため、幾多の隘路が伴ない、沖縄経済のブレーキにもなっている。すなわち」として、4項目を掲げ、那覇市が泊・安謝間の埋め立てを進めているのに、「一貫した港湾計画の樹立」ができないでいる、「両港の機能を十分に発揮させるためには、港湾施設の近代化・機械化が必然的に養成される」のに、その対応が難しい、「港湾施設の利用料金に差がある」などを指摘して、琉球政府は「指導監督」を、那覇市は「運営」を分担することが必要であり、「那覇商港の管理を速やかに那覇市に委譲するよう強く要請する」となっている。これは「全員提案」となり、原案どおり可決された。

9月26日、第66回市議会（定例会）に、市当局から「埋立工事の請負契約を結ぶことについて」と題する3件の議案が提出された。

（10）国際通りから市外バスを排除する問題

琉球政府は、那覇市内の交通混雑に関連して、国際通りと開南通りには市外バスを通さないという方針で進めてきたが、那覇市と市議会はこれに反対し、1964年10月の第60回市議会（定例会）で「市外バス路線変更反対」の陳情を全会一致で採択した。

同年3月25日、第61回市議会（定例会）で、真栄田義晃議員外3名から「市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議」が提案された。これは建設委員会に付託して、継続審査となった。しかしながら、64年6月24日、第64回市議会（定例会）で、提案者から撤回の申出があって了承され、代わりに「市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議」に変更された。趣旨は、抗議の対象から那覇市長をはずして、琉球政府だけに絞るというもので、これも建設委員会に付託された。26日に同委員会から報告を受けて、可決した。

（11）割当土地問題

第67回那覇市議会（定例会）は、1964年12月19日、「『沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例の廃止に伴う措置に関する立法』の期限切れに依る借地人の生活不安を除く為の処置を要請する決議」を採択した。

「『沖縄群島割当土地臨時措置法』（略称）の時限である来年6月を間近にして、割当と地に居住する多くの市民の間では、生活を支える不可欠の要素たる〈住居〉の問題について、現在、深刻な不安が日ましにつのっている。事実、市内の各所では、一部割当土地の借地人に対し、当該地主が借賃安定法を無視した、不法・不当な借賃・敷金を要求し、それに応じない故を以て、立退きを要求するという事態が頻りに起こっている。このようなことは、同法の時限たる来年6月へ向って、日とともに多くなり、由々しい社会問題に発展するであろうことは、予測するに難くない」。「いわゆる割当土地なるものが、戦火によ

ってすべてが灰燼に帰してしまったという、戦後沖縄の特殊事情から生まれたものであることを考慮するとき、同法の期限切れを現状のまま放置した場合は、結果として、割当土地問題を借地人だけの一方的犠牲に於て解決されることりなり、このことはまことに不当といわなければならない」。したがって、「新たな借地契約に際しては、不法な借賃・敷金等の要求を取り締まることはもちろん、現在の割当土地居住者を優先させる等、強力な行政措置を速やかに講ずるよう要請する」。

1964 年 6 月 5 日、「那覇市敬老年金条例制定について」が提案され、10 日、経済民生委員会にその審査が付託された。その報告が 23 日にあって、可決された。

1964 年 6 月 26 日、「渡航制限撤廃に関する要請決議」が可決された。

第４節　市民生活をめぐる市と議会の活動

（１）第一次佐藤・ジョンソン会談

1965（昭和 40）年 1 月、就任早々の佐藤栄作首相は、ワシントンでジョンソン大統領と会談したが、沖縄については、双方が、沖縄のアメリカ軍基地が「極東の安全のため重要であることを認め」合ったうえで、次のように述べている。

「総理大臣は、これらの諸島［沖縄］の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明するとともに、沖縄住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は施政権返還に対する日本政府および国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益がこの願望の実現を許す日を待望していると述べた。両者は沖縄住民の福祉と安寧向上のため今後とも同諸島に対する相当規模の経済援助を続けるべきことを確認した。両者は沖縄援助に関する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足し、現存する日米協議委員会が今後は沖縄に対する経済援助の問題に止らず、引き続き沖縄住民の安寧の向上をはかるために両国が協力し得るほかの問題についても協議し得るよう、同委員会の機能を拡大することに原則的に意見の一致をみた」

4 月、日米協議委員会の機能拡大について、「琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会の機能拡大に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」が交わされた。「しかし復帰問題は、ライシャワー大使ものべたように、日米協の討議の対象とはならない」（宮里政玄『アメリカの沖縄統治』P247）とされた。

（２）都市計画と土地区画整理事業

「かかりすぎる対応費／政府の特別補助要請」という見出しで、1963（昭和 38）年 3 月 31 日の『沖縄タイムス』が、次のように伝えている。「那覇市の“都市づくり”は、政府からの工事費の補助はうけたものの、用地取得、建て物補償など、対応費がはるかに多く、そのため都計事業はマヒ状態にきている」。「那覇市では、崇元寺橋改修工事で、政府のおこなう工事費は 1 万 7500 ドルだが、用地取得のための市の負担が 4 万ドルにおよんでいる。64 年度に計画されている開南交番前から平和橋（将来は神里原十字路まで）までの都計道路（全長 120 メートル、幅員 18 メートル）開通工事も、政府の工事費 1 万ドルに対し、建

て物補償として市の対応費 10 万ドルが必要とされている。市は事業は計画したものの、対応費におびやかされたかっこう。西銘市長は〈工事費の補助でなく、補償費など事業費に対して補助してほしい〉と政府に訴えている」。

第 56 回市議会（定例会）は、1963 年 3 月 16 日、建設委員会がまとめた「建設事業補助金並びに市対応費の規則制定方の要請決議」を全員提案で可決した。「那覇市における都市整備は首都建設法、都市計画法に基づいて実施に移され、その目的に沿うべく那覇市基本計画によって漸次進行途上にあるが、その進捗率は全計画の 13 パーセントに過ぎず、なお幾多の基本的な事業が未執行のまま山積している現状で、首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るような都市整備にははるかに遠いものがある。このことは那覇市の自主財源が乏しいこともさることながら、政府の補助施策が十分に果たされていないことに基因する」と現状を指摘したあと、その法的問題を示して、「よって市財政の健全なる運営と均衡が保てるように配慮され、補助金については政府予算の範囲内という表現を用いず、明確に事業種別の比率と、市が負担する対応費の算定については本土の広島市、長崎市に適用された戦災都市復興臨時措置法に準じて、比率を明確に規程するよう、那覇市議会の議決により強く要請する。右決議する」とした。

1963 年 1 月 10 日、那覇市、都市計画事業その他の関連事業費として総額 416 万ドルを琉球政府あてに提出

6 月 24 日、那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業の施行について可決

7 月 29 日、泊、安謝間公有水面埋立工事の契約変更に係る事業現場を全議員視察、同工事の契約変更を可決

（３）西銘市長の「1966 年度施政方針」

1965 年 6 月 5 日、西銘市長は、第 73 回市議会（定例会）で「1966 年度施設方針について」報告している（『那覇市議会史　3 巻上』P698-701）。

那覇市は「政治、経済、文化の中心地として、年々発展をとげて」きた、しかしながら「人口の急激な都市集中化」という事態になり、「本市の場合、残念ながら、その都市発展は決して秩序と調和ある発展とは言い難いのでありまして、その結果、交通事情の悪化、住宅不足、公共施設の不備、あるいは、オープンスペースの欠如等、多くの都市病理現象を惹起しているのであります」、したがって「私は新年度におきましても、引き続き都市計画事業を中心とした、まちづくりの行政を施行していく所存であります」。

具体的には、「都市計画事業の推進」として、道路整備事業としては、「開南交番から平和橋間の街路、不良住宅改造道路の新設、泊中通り及び観音堂から琉球大学女子寮前の道路舗装」を、土木事業としては、「黒丸宗通りの舗装」を、公園事業としては、「与儀公園の継続事業と希望が丘公園の用地確保」を挙げている。また、不良住宅改良事業、区画整理事業、埋立事業に触れている。

次に「生活環境施設の整備」として、水道事業については、自己水源の開発と琉球水道公社からの分譲水の確保を、下水道事業については、引き続きアメリカ民政府との調整に努めることを表明し、環境衛生対策と保健衛生事業にも触れている。

さらに「住宅及び社会福祉対策」として、「376 戸の第 1 種・第 2 種市営住宅を新設する

とともに、市独自の事業といたしまして、市内若松に市場つき第３種市営住宅 69 戸を建設するほか、小禄宇栄原団地内にマーケット１棟を建設」することを示し、「保育所を２棟新設する」などとしている。

このほか、「産業経済対策」として、商工業振興対策、農林水産業対策をあげ、「来る 9 月には新庁舎に移転する予定であ」る、「職員厚生会を設置」するなどを表明している。

（４）那覇市の新庁舎落成

1962 年 6 月 27 日、第 52 回市議会（定例会）で、「市庁舎建設に対しての要請決議」（全員提案）が議題となり、全会一致で可決された。「庁舎建設の理由」には「①最近外地よりの渡航が頻繁で、現在の仮庁舎では対外的に拙い。②市の機構改革にともなう職員の増員、事務能率向上面からも、市民サービス面からも、市庁舎の建設は絶対必要である。③現在学校教育施設の狭隘と校舎の不足は、その需要を満たし得ず深刻であり、そのためには現在の仮庁舎を速かに教育委員会に返還すべきである。④旧市街地の復興促進にもなる」とある。

1965 年 9 月 10 日　落成した那覇市役所本庁舎

1963 年 6 月 1 日、第 57 回市議会（定例会）は、「那覇市役所位置の変更条例制定について」及び「市庁舎建設債を起こすことについて」の両議案が審議された。位置については、「元中央農業研究指導所あとと、警察隣の２つが候補にあがって」いるが、当局は「警察隣、つまり上泉２丁目７番地ほか 15 筆に」したいと提案した。しかし、6 月 5 日の会議で「新庁舎建設特別委員会」を設置することとなり、議題を追加して、11 人からなる委員会（委員長・平良真次郎議員、副委員長・久場景善議員）が承認され、この特別委員会に付託された。6 月 24 日の会議で、特別委員会の報告を受け、賛否の討論があり、反対４人で原案が可決された。もう一つの議案は、異議なく可決された。

新庁舎は 1965 年 9 月 10 日に完成した。地下１階、地上７階で、面積は１万 0215 ㎡、議会部門は３階に設けられた。議場の面積は 505 ㎡、ホール 140 ㎡、傍聴席 150 ㎡（150 人収容）、委員会堂 51 ㎡、議員会室 154 ㎡、議長室・副議長室・応接室はそれぞれ 56 ㎡、事務局長 35 室 35 ㎡、事務局 195 ㎡、図書室 74 ㎡（建設時蔵書 1,791 冊）、アンプ室８㎡となっている。9 月 18 日、午後１時から竣工報告祭、午後３時から記念式典、祝賀会が催された。

（５）公営住宅の建設と用地買収

1962 年 9 月 21 日、第 53 回市議会（定例会）に、「公営住宅建設予定用地の売買契約を結ぶことについて」という市長提出議案が上程された。趣旨は、公営住宅を年次計画的に建設するために必要な土地を取得して、宅地として造成していきたい、その第一歩として、「首里久場川町に 7800 坪の土地を取得したい」というものである。その日は経済民生委員

会に付託され、29 日に、その委員会から審査報告を受けた。「現地には 100 余の墓地がある」こと、その補償を誰がするのかなどが問題となり、「乙［市への売主］は、本件土地につき小作者との問題を解決し、その責を負う」へと議案の訂正もあって、継続審査となった。

第 54 回市議会（臨時会）は 10 月 30 日に開催され、閉会中に行なわれた経済民生委員会の審査報告を受けた。「墳墓の基数が実態調査の結果、購入予定地の 7800 坪には 228 基あ」ること、それとは別に「本件土地に隣接する市有地には約 160 基あるので、総数にして 388 基で、移転用地として売主から 1900 坪の土地を無償で譲り受けることにした」、「これらの墳墓の移転」の費用補償は、構造物は対象外、「祭祀費用、みたまの運送費、埋没したみたまの火葬費など」は実費支給とし、別途予算を組みたい、「11 月中に移転の完了をみたい」という当局提案を受けて質疑応答があったことが報告された。そして、これらの墓は「違法構造物」であり、補償の対象にはならないことも報告された。質疑・討論がなされて、出席議員 28 人に対して賛成 24 人で、原案とおり可決された。

62 年 11 月 26 日の『沖縄タイムス』は、次のように伝えている。「公営住宅建設用地は、“ウドゥン地”［御殿地］と呼ばれる元尚家の所有地。戦争ですべてが破壊され、混乱状態にあった終戦直後、付近の人々が丘陵地を利用して、掘り込み式の仮墓をつくり、戦没者や、壊された墓から祖先の遺骨を安置した。人里はなれ、墓地としてもかっこうな場所だけに、つぎつぎと墓がつくられた。当時は所有権も確認されず、とがめる人もいなかった。確認後も黙認状態。一帯は何時の間にか墓地帯に変わってしまった。問題はその土地を市が公営住宅用地として購入したことから始まる」。「当初から問題があった。補償するにしても取りこわしから建造、それにともなう葬祭などでどうしても 1 基当たり 100 ドルから 200 ドルは必要。隣接した市有地にある墓もふくめると 500 余。補償費だけでも 5 万から 10 万ドルという膨大な額になり、とても市の財政力では支払えない。そこで検討した結果、“不法建築物”として扱うという当局の態度が決まった。その根拠は①前地主に無断で建造している、②埋葬法にも違反している、といったもの。不法建築物に対しては立ちのきの補償もしないという原則をうち立てたものの、やはり戦後の特殊事情から派生した問題だけに、墓の代替地 1900 坪を提供、さらに 1 基当たり 16 ドル 85 セントの改葬費を出し、期間内に移転できない人に対しては、識名納骨堂で遺骨を預かるという線まで譲歩した」。

同紙は、10 月 30 日の議決についても、次のように報道している。「委員会でしっかり固めてあるから大丈夫と、当局は自信満々。日程に上ると当局の説明につづいて、野党議員は不法建築物だとして合法的に処理するという当局の態度をきびしく追及したものだ。しかし、2、3 人の議員が発言しただけで、質疑は打ち切られた。名城［嗣夫］議員が打ち切りの動議を提出、間髪を入れずに、高良［一］議長の打ち切りの宣言、まさに目にもとまらぬ抜き打ちの一刀を浴びせられたかっこうで、議場は一時騒然、黒潮［隆］議員、又吉［久正］議員らが、いきなり質疑を打ち切るのはどういうわけだ、議会政治の破壊だと議長にくってかかったが、そのまま採決にもち込まれ、23 対 3 の絶対多数で可決。ここでも又吉議員がふんがい、4 期の議員生活を通じてはじめての退席をした。当局は年内着工が遅れたばかりに議会承認を急いでいたことは事実である。こうした当局のあせりに議会も押しきられたかっこうだ」。

（６）那覇市議会議員選挙

1965 年 7 月 18 日、那覇市議会議員選挙が行なわれ、51 人の立候補者の中から 30 人の当選者が決まった。党派別には、民主 15（改選前 18）、人民 4（4）、公明 4（2）、社大 2（2）、無所属 5（3）となった。なお、新議員が 12 人となった。「民主党は 23 人の推薦候補を立てて西銘市政の長期安定化をはかったが、15 人にとどまった。創価学会（公明会）は、組織の威力をいかんなく発揮、4 候補全員が上位当選して選挙民の注目をあびた。人民党は新人の瀬長［フミ］候補が 3812 票の最高点で当選したのをはじめ 4 人が当選して現状維持。人民党は、57 年 8 月 4 日の第 6 回市議選で島袋嘉順候補が 2992 票の最高点で当選したのについで、2 度目の最高当選。社大党は 5 人立てたが、2 人が当選して現状維持」。「当選した無所属議員 5 人のほとんどが西銘市政に協力を約しているといわれ、西銘当局派は改選前の 18 人（十八日会 15 人と無所属クラブで民主党推薦を受けた 3 人をいれた）と同数か、あるいはそれ以上になるだろうと民主党側はふんでいる。改選前の反当局派は 8 人（人民 4、社大 2、公明 2）だったが、今回の改選で 10 人（公明 4、人民 4、社大 2）となり、2 人ふえた」（『沖縄タイムス』1965.7.20）。

1965 年 7 月 18 日　市議会議員選挙の速報掲示板

当選者は次のとおりである（得票順）。

瀬長フミ（人民・新）、金城重正（民主・新）、安見福寿（公明・現）、椿秀義（公明・新）、大浜長弘（公明・新）、友利栄吉（公明・現）、真栄城嘉園（無・新）、金城庄瑞（民主・新）、金城吾郎（社大・現）、喜舎場盛一（民主・新）、比嘉朝四郎（民主・新）、平良亀助（民主・新）、吉浜朝一（無・新）、渡口麗秀（民主・現）、山川正平（無・新）、赤嶺保三郎（民主・現）、仲本安一（社大・新）、辺野喜英興（民主・現）、喜久山朝重（民主・現）、高良一（民主・現）、大山盛幸（民主・現）、又吉久正（無・現）、久高友敏（人民・現）、平良真次郎（民主・現）、黒潮隆（人民・現）、仲宗根昌弘（民主・新）、赤嶺慎英（民主・現）、比嘉佑直（無・現）、儀間真祥（人民・現）、宮良永昌（民主・新）

『沖縄タイムス』は、同日の「社説」で次のように述べている。「那覇市議選挙の開票結果は、与野党の勢力分野には、そんなに大きな変化はみられなかった。従来、与党勢力を構成していた十八日会、無所属クラブの内部では、いくらか増減はあったけれども、それが民主党推薦という形でまとめられ、これに無所属を加えると、いちおう予想された 20 前後の議席は確保しているし、社大、人民の野党も、その得票数はともかくとして、そんなに議席に増減はなかった。しかし、こんどの市議選挙では、表面の議席数にあらわれなかった票の動向というか、新しい議席を支えている票の内容に、かなりの変化があったの

1965 年 9 月 30 日　市庁舎 3 階に新設された議場で初議会（第 76 回定例会）（『那覇市議会報』第 65 号）

ではないか。これらの変化は、それが急速ではないとしても、今後の那覇市政に、ひいては全体としての政治に、強く作用していく要因あるいは特色として、注目してよいのではないかと考えられる。その第 1 は 81%という投票率であろう。とくにそのなかで婦人の投票率がぐんと伸び、男子をはじめてリードしたことである。第 2 は新人の進出である。数において伸びたとはいえないけれども、その内容には厳しさがうかがわれる。第 3 は政党の積極的参加であり、たとい市議選挙が親類、友人、職場、地域が地盤であるとしても、政党の参加は、自治の近代化を方向づけているといえるであろう」。

8 月 5 日、議長に高良一、副議長に辺野喜英興が選出された。また、総務委員会（委員長は赤嶺慎英）、建設委員会（委員長は平良亀助）、経済民生委員会（委員長は安見福寿）の構成も決定された。

8 月 28 日、民主党を中心に「那覇市政クラブ」が結成されたが、民主党の 3 人は加わらず、無所属の 1 人とともに「新風会」に所属した。他の会派は公明会 4 人、人民党 4 人、社大党 2 人、無所属 2 人となった。

9 月 30 日、第 76 回市議会（定例会）が、新しい議場で開催された。

（７）佐藤首相の来沖

1965 年 8 月 19 日、佐藤栄作首相が、首相としては戦後初めて、沖縄を訪問した。首相は、那覇空港で「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって〈戦後〉が終わっていないことをよく承知しています」とあいさつして、注目を集めた。

1965 年 8 月 19 日　那覇空港での歓迎式典でステートメントを読み上げる佐藤首相『那覇百年のあゆみ』

「沖縄同胞のみなさん。私は、ただ今、那覇飛行場に到着いたしました。かねてより熱望いたしておりました沖縄訪問がここに実現し、漸くみなさんと親しくお目にかかることができました。感慨まことに胸せまる思いであります。沖縄が本土から分れて 20 年、私たち国民は沖縄 90 万のみなさんのことを片時たりとも忘れたことはありません。本土 1 億国民は、みなさんの長い間のご労苦に対し、深い尊敬と感謝の念をささげるものであります。私は沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって〈戦後〉が終わっていないことをよく承知しております。これはまた日本国民すべての気持ちでもあります。私が、今回沖縄訪問を決意いたしましたのは、なによりもまず、本土の同胞を代表して、この気持をみなさんにお伝えしたかったからであります」（『沖縄問題基本資料

集』P620-621)。

その夜、復帰協の「祖国復帰要求県民大会」から流れた１万人のデモ隊は、首相宿舎のホテル入口の１号線（現国道 58 号線）を占領してすわり込んだが、これを見物人らがとりまいて、ホテル前は約２万人の群集で埋まった。1 号線は約 400ｍにわたって完全に遮断され、バス、タクシー、一般車両等が数珠つなぎとなって、現場は午後９時過ぎには混乱状態に陥った。結局、総理一行は宿泊予定先を変更し、米軍施設内の迎賓館で一夜を明かすことになった。

「佐藤総理一行が沖縄現地の視察から得た〈貴重な認識と体験〉（沖縄を去るにあたっての佐藤首相挨拶）は、沖縄側の反応が歓迎、抗議あるいは阻止と複雑な様相を呈したにしろ、一行に対して沖縄返還問題の秘めた恐るべき潜在エネルギーを印象づけ、さらには援助増額等の経済主義だけで対処することの困難さを否応なく認識せしめたことはいうまでもなかった」（琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』P707)。

こうして「佐藤訪沖が、日本政府の沖縄問題に対する取組み過程において一つの転機になったといわれる」ようになった（同上書、P707)。総理府特別地域連絡局長として同行した山野幸吉は、その著『沖縄返還ひとりごと』（株式会社ぎょうせい、1982 年）で、次のように述懐している。

「私は、沖縄返還の思い出を書くにあたって、佐藤総理が就任されてから昭和 44 年 11 月の佐藤・ニクソン会談まで丸５年の間に、沖縄返還を推進した最大の出来事がこの〈総理の沖縄訪問〉であると考えた。この訪問によって、沖縄問題は、沖縄返還問題となり、沖縄関係者の問題から日本国民全体の問題に発展した。米国側も日本政府の沖縄返還に対する固い決意を読みとったにちがいない。マスコミもいまや沖縄問題に焦点をあてはじめたし、諸外国の関心もようやく沖縄問題にむきはじめたといえよう」(P54)。

佐藤首相は帰任するとすぐ、８月 27 日に「沖縄問題閣僚協議会」を設けた。第１回の協議会は９月１日に開催されている。これを受けて、またアメリカ側との折衝を経て、琉球政府の財政年度で 1967 年度（1966 年７月～67 年６月）の日本政府援助は、前年度の 648 万ドルから 1524 万ドルへと倍増し、この年初めてアメリカ政府のそれ（912 万ドル）を上回った。

（８）軍政下の諸問題

1964（昭和 39）年１月 25 日、アメリカ太平洋軍がハワイ、フィリピン、沖縄間の緊急大空輸演習（クイックリリース）を実施した。

1965（昭和 40）年２月７日、アメリカ軍はベトナムでの戦線を拡大して、ベトナム民主共和国（北ベトナム）に対する爆撃を行なった（北爆)。沖縄のアメリカ軍基地からの部隊の出動、その帰還が繰り返され、演習も活発になっていった。

「早くも２月７日夜には、沖縄本島中部に駐屯する海兵隊（第三海兵師団）が出動命令を受けている。翌８日には、地対空ミサイル・ホークを装備した第三海兵師団所属の航空ミサイル大隊が、嘉手納空軍基地から C130 輸送機で南ベトナムの北爆基地ダナンへ送られた。北爆基地の防空体制をかためた米軍は、さらに地上からの基地攻撃にそなえるという名目で、地上戦闘部隊をダナンへ派遣した。〈ダナン空軍基地周辺の自衛という限定作戦

任務〉（65 年 3 月 6 日米国防総省発表、『朝日新聞』1965.3.8）についたのも、沖縄に駐屯する第三海兵師団所属の部隊であった。

その後、アメリカ地上戦闘部隊の〈自衛という限定作戦任務〉は限りなく拡大されて、1967 年年頭には、朝鮮戦争最盛期を上回る約 50 万の米軍が派遣されるにいたったのだが、北爆開始と同時に派遣された部隊のほとんどは、沖縄常駐の軍隊であった。第三海兵師団や陸軍の第 173 空挺旅団（降下部隊）など、それまで沖縄に常駐していた地上戦闘部隊の大部分は、65 年前半にベトナムに送られ、一時は〈沖縄はカラになった〉といわれるほどであった。ゲリラ戦専門の陸軍第一特殊部隊なども常時、南ベトナムでの戦闘に参加していた。沖縄に本拠をもつ部隊のほとんどがベトナムへ出動していたのである。アメリカ本国から送られてくる海兵隊（第一師団）なども長期間滞在することはなく、ほとんど沖縄を通過するだけであった。

一方、6 月 17 日には、米戦略空軍のＢ52 長距離爆撃機が、グアム島から南ベトナム解放区にたいして渡洋爆撃を行なった。これよりさき 65 年 1 月、沖縄には KC135 空中給油機が配置されており、Ｂ52 は、嘉手納空軍基地のこの空中給油機を利用しつつ、渡洋爆撃を行なったのである。そして、7 月 28 日、台風避難という口実でグアム島から九州の板付（いたづけ）基地に飛来する予定だったＢ52 が、突如〈避難〉先を沖縄に変更し、そこから翌 29 日直接南ベトナムの解放区を爆撃した。また、65 年 10 月には、アメリカ本国から移駐してきた第二兵站部隊が、那覇市近郊牧港地区に大規模な補給・修理施設の建設をはじめた」（中野好夫・新崎盛暉『沖縄・七〇年前後』1970 年、P7-8）。

第３章　第２期西銘順治市政と議会

第１節　西銘市長再選と市政

（１）那覇市長選挙で西銘順治再選

1965（昭和 40）年 12 月 19 日、市長選挙が実施され、西銘順治市長が再選された。投票総数 10 万 6556 票、西銘 5 万 4277 票、平良良松（たいらりょうしょう）5 万 1526 票であった。その差はわずかに 2751 票、投票率は 79.82％であった。

この選挙は、11 月 14 日に行なわれたばかりの立法院議員選挙で、民主党が 19 議席を獲得した（野党 13 議席）ものの、那覇市域では惨敗していることをうけて、失地回復をめざす民主党と、これに攻勢をかける革新側（那覇市政革新共闘会議）の対決に、本土政界も支援合戦を繰り広げるなかで、行なわれたものであった。

那覇市政革新共闘会議の総決起大会（神原中）
（那覇市歴史博物館提供）

1 月 25 日の市議会で同意を得て、2 月 1 日、第一助役に古堅宗徳（ふるげんそうとく）、第二助役に新垣義徳（あらかきよしのり）を選任した。収入役については、市議会は 7 月 16 日に、渡口政行（とぐちせいこう）の就任に同意している。

5 月 11 日、久茂地川浚渫工事完成で、那覇市は、ジェラード・C・アダムス大佐、ウィリアム・H・マンヘンク中佐、ホーレンス・B・パーカー、ベクトーチ千里婦人、高良徹雄（たからてつお）、宮里育郎（みやざといくろう）の 6 氏に感謝状を贈呈した。5 月 13 日、米国民政府副民政官ジャック・P・ネピア大佐に感謝状と記念品を贈呈した。

（２）労組幹部の解雇問題と那覇市職労の分裂

当選した西銘市長は、翌月、1966 年 1 月 13 日、この選挙に絡んで、那覇市職員労働組合の岸本忠三郎（きしもとただざぶろう）委員長ら、役員・活動家 10 人を呼び出し、突如解雇を通告した。その対象者はしだいに増えていき、22 人になった。労組側は、これを組合弾圧、不当労働行為だとして解雇撤回闘争を展開することを決めた。

立法院の野党 3 派と那覇市議会の社大党議員団は、1 月 17 日、西銘那覇市長を訪ね、那覇市長選にからむ市職員の解雇問題について抗議、その撤回を要求した。県労協も 17 日、幹事会を開いて、13 人の解雇は組合への不当弾圧であるとし、抗議声明を発表した。

第 78 回市議会（臨時会）は、1 月 25 日、この問題をめぐって傍聴人が多数（約 150 人）詰めかけ、不法解雇についての請願を審議しようとしたが、請願は臨時議会では受け付けられないとの話になり、いったん休憩して議会運営委員会を開いて検討、請願は受理して総務委員会での継続審査にすることを決めた。再開された本会議で、野党議員らが緊急質問としてこの解雇問題を取り上げ、西銘市長も答弁したが、傍聴席からの激しいヤジがあり、与党議員から審議打ち切りの動議が出され、野党の反対を押し切って閉会となった（『琉球新報』1966.1.25）。

付託を受けた総務委員会は1月28日に開催されたが、市職労の組合員約10人が傍聴に詰めかけたため、これでは慎重審議ができないとの与党議員の提案で、傍聴人は排除された。審議に入ったものの、当局から具体的な解雇理由が示されていないので、審議のしようがないということになり、その理由が明示された後で審議を再開することになった(同、1月29日)。

自治労沖縄県本部は、2月5日、那覇市内の沖縄会館2階ホールで、この問題を取り上げて、「自治体労働者抗議集会」を開催した。集会には、コザ、大宜味、豊見城、糸満など26の単位労組から約500人が参加した（同、2月6日)。

那覇市職労は、1月21日、中央巡回裁判所に、西銘那覇市長と宮平消防長を相手取って、免職処分の効力停止に関する仮処分申請と、免職取り消しの本訴訟を提起した。市当局は「受けて立つだけ」と強硬な姿勢を崩していない（同、2月22日)。中央巡裁は、2月22日、審尋を開き、解雇された12人のうち岸本委員長ら8人の申請を妥当と認め、「本案判決が確定するまで免職処分の効力を停止する」との仮処分を決定した。これにより、先に解雇された8人は直ちに職場に復帰することになった。消防署員4人については、23日に審尋することになった。西銘市長は「まったく意外だ。審尋としてあまりに簡単すぎる。行政庁の処分で、こんなに簡単にできるかどうか疑問であり、裁判所の決定がなされた以上、本案で争う以外にない」との談話を発表した（同、2月23日)。

この問題は那覇市職員労働組合の分裂へと展開した。その第23回臨時大会の当日、3月25日、177人の脱退届が提出された。解雇問題をめぐって結成されていた「有志会」のメンバーで、彼らは4月9日、那覇市松尾の岸本ホールで「那覇市役所労働組合」の結成大会を開催した。参加者は約300人であった。委員長には有志会長の新城哲男、副委員長には仲本宗敏（なかもと）、事務局長には糸満博文（いとまんひろふみ）が就任した（同、3月26日、4月10日)。

4か月ぶりに市議会総務委員会で、5月30日、この解雇問題が審議された。先に提出されていた「不当不法免職の撤回」に関する請願の審査である。提出者の岸本労組委員長の趣旨説明を受け、質疑が交わされた（『沖縄タイムス』5月31日)。

一方、中央巡回裁判所では、6月3日、「免職処分取り消し請求事件」の公判が行なわれた（屋宜裁判長)。この日、市当局は、裁判所に提出した答弁書で、2人を除いて岸本忠三郎氏ら6人に対する免職処分を取り消し、「戒告処分」とすること、同じく消防職員も4人のうち1人を除いて「戒告処分」とすることを述べ、これらを公判審理から除くよう請求した。そのうえで、免職理由は、収賄の事実、市長を誹謗した具体的な言動、他の事件で刑事訴追を受けているなどの理由が述べられた（『琉球新報』6月4日)。

1967年4月28日、西銘市長は記者会見で、免職処分にした岸本忠三郎自治労委員長ら市役所職員、消防職員ら12人について、「自治労と何度も話し合った結果、全員について免職を取り消し、戒告処分にとどめることにした」と発表した。これにより、自治労も中央巡回裁判所に提訴していた免職取り消し請求を取り下げることにした。

（3）寄宮の区画整理問題

1966年3月22日開会の第80回市議会（定例会）で、「那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について」が提案された。花城直政建設部長の趣旨説明は、次の

とおりである。

「1964 年度以降事業を実施してきました、この寄宮地区区画整理は、当初施行面積 4 万 3920 坪と定め、減歩率が平均 25.46％で、減歩地積 1 万 578 坪 2 合 3 勺となり、そのうち公共減歩が 8411 坪 5 合 5 勺で、費用減歩を 2166 坪 6 合 7 勺とし、また費用負担については、政府 10 万ドル、市 10 万ドル、地主 6 万 5000 ドルをそれぞれ負担することにして、総事業費 26 万 5000 ドルの事業計画を立てて事業認可を得、1964 年度に於て 1 万 2875 ドルの政府補助を得て排水工事を実施し､65 年度に於て 6 万 2000 ドルの政府補助を予定して、10 万 4420 ドルの排水工事及び整地工事を実施する計画でありましたが、換地計画に対して地主選出の評価委員の不同意により、換地計画が頓挫をきたしたのであります。これにつきましては、地区の地主と十数回にわたり、説明会をもち、さらに地主の要望により公共用地の率 24.6％を 22.7％に引き下げると同時に、減歩率も 25.64％から 21.76％に引き下げて調整をなしたのでありますが、一部地主の反対に合いましたので、さらに調整を進め､6 万 5000 ドルの地主負担を大幅に軽減して 1 万 5581 ドルとし､政府と市で 24 万 9419 ドルを折半して負担することに、政府と調整がついたので、最終的な地主との話し合いを進めたのであるが、なお一部地主は不満だとして、負担軽減の陳情を提出しているのであります。このような事情で、65 年度の事業は不執行になったので、これを 66 年度に全額繰り越して、地主との交渉をもったのであるが、まだ一部地主の反対派あるけれども区画整理事業の重要性に鑑み、いたずらに遅延させることは、健全な都市発展を阻害する結果になると思料するので、今日までの地主および政府と調整したとおりの設計変更をなし、認可を待って事業の官制に邁進したいと思うのであります。今議会の同意を得たら所定の期間、地主に閲覧し、行政主席に認可申請をしたいので、よろしく御審議の程をお願いします」。

4 日後の 26 日、黒潮 隆（くろしおたかし）議員、又吉 久正（またよしきゅうじょう）議員、平良真次郎（たいらしんじろう）議員、赤嶺慎英（あかみねしんえい）議員から疑問などが提出され、やりとりが 2 時間半も続けられたが、建設委員会に付託された。4 月 4 日、その審査報告が本会議でなされた。平良亀助（たいらかめすけ）建設委員長は、当局の説明と、委員会での質疑の要点を整理して報告した。そして委員会としては､「表決の結果賛成多数で原案通り承認すべきものと決定」したとした。この委員会の報告を受けての議論も、1 時間の休みを挟んで 4 時間の質疑応答があった。討論に入る前に平良真次郎議員から「継続審議」の動議が提出されたが、否決され、その後、賛成・反対の討論がなされたが、人民党は反対、社大党は退場で採決に加わらず、公明会は「しぶしぶ賛成」となり、議案は可決された。

なお、その事業対象地区は、字寄宮洗田原、字国場後原・長田原、字上間底田原に及んでいる。

（４）寄宮の区画整理の強制執行

6 月 30 日、地主の反対にあっている寄宮地区区画整理事業について、那覇市は強行着工に踏み切った。しかし、地主側の抵抗にあった。

第 84 回市議会（定例会）は、7 月 5 日に開会され、その日､「寄宮地区工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分命令申請」が提案された。

提案理由を述べた花城直政（はなしろなおまさ）建設部長は、次のように述べている。「去る 6 月 30 日に、寄宮地区の排水工事を着手したのでありますが、百数十名の妨害に遭い、止むを得ず那覇地区警察署長に警察隊の出動を要請して、その実力行使によって工事の着工ができたのであります。同日夜半にナザレン教会後方に置いてある請負者長田組のブルが破損せられ、さらに 7 月 1 日午前中においては、区画整理課職員と請負者座波建設とによる測量のための立入りが、約 30 名の妨害により阻止せられました。このような状態では工事の推進が困難であり、立入禁止と妨害排除のための仮処分をしなければならないので、本議案を提案したのであります」。

6 人の質疑があり、討論に入って賛成と反対の意見が述べられ、採決に入り、人民党だけが反対し、賛成多数で可決された。

翌 6 日、中央巡回裁判所は、寄宮地区区画整理事業について地主側から出されていた「行政処分執行停止」の仮処分申請の申し立ての決定を行ない、地主側の主張を入れて、琉球政府に対し、「那覇都市計画事業寄宮地区区画整理事業の変更についての認可効力は本訴の判決あるまで停止する」と言い渡した。これによって、工事は停止された。これについて那覇市は、既定方針どおり、7 日中に仮処分申請を行なうと述べた（『沖縄タイムス』7 月 7 日）。

この件に関する「本訴」をめぐる公判が、9 月 25 日、中央巡回裁判所で始まった。この日は第 1 回口頭弁論で、地主約 50 人がつめかけて審理のもようを見守った。地主側の請求原因は、①大多数の地主が反対しているのに、現在の農地を宅地に転用することは、財産権の侵害である、②都市計画法は地主の権利保障が不充分で、無効な法令である、③これに基づいて事業を認可した行政主席の行為も、違法である、となっている。これに対して、被告琉球政府側は答弁書で、①都市計画事業は公共の福祉を目的とするもので、そのさい住民の権利をある程度制限することは容認されている、②この事業は、住民の権利を奪うものではなく、むしろ耕地を宅地にすることによって、土地の価値は高まる、③施行によって地主に損失が生ずれば、保障もする、などとしている（同、9 月 26 日夕刊）。

西銘那覇市長は、10 月 13 日、松岡行政主席に対し、「市行政の運営を円滑にするため、法律の改正と制定」を要請した。寄宮地区の区画整理事業が地主の反対を受け、裁判所の執行停止命令で停止していることを取り上げ、このような執行停止命令に対する当局側の対抗手段の規定が弱く、裁判所の決定後も行政機関から異議が出せるように改正すべきである、とした。

（5）立法院で松岡政保を主席に選出

1965（昭和 40）年 12 月 20 日に、アメリカのジョンソン大統領は「琉球列島の管理に関する行政命令」を改正し、行政主席は任命制から立法院による間接選挙制に変更された。復帰協など革新系の団体は、あくまで主席公選を要求して運動を展開し、1966 年 3 月には主席選挙に抗議するため、立法院を包囲し、野党議員も弁論で反撃したが、結局は退場することになり、民主党の議員だけで松岡政保（まつおかせいほ）を主席に選任した。それを、アメリカの高等弁務官が任命した。

（６）西銘市長の「1967 年度施政方針」

1966 年 6 月 6 日、西銘市長は、第 83 回市議会（定例会）で「1967 年度施政方針」を表明した。

「本市は…年々都市としての機能も充実し、発展をとげつつありますが、快適な市民生活を営むだけの都市施設は不充分であり、都市建設事業をはじめ、幾多の問題が今後の課題として山積しているのであります。従って、私は再任に当りましても、前期に引き続き、都市計画事業を中心とする施策に重点を指向したい所存であります」。

「近年は交通機関が発達し、市民の生活行動圏が拡大され、近隣市町村との経済活動が一体化するに至って」いるので、「今後の都市計画事業は、本市のみを対象にしたものではなく、近隣市町村を含めた広域都市構想のもとに計画を樹立しなければならないと考える」と述べて、道路の整備、「1 号線に横断歩道橋を架設する」こと、排水施設の整備事業、下水道事業、不良住宅街改造事業、埋立事業、土地区画整理事業、公園の整備、水道事業、住宅対策などに述べている。

さらに、社会福祉事業としての児童福祉・老人福祉・青少年健全育成・失業対策事業、環境衛生対策や保健衛生事業について触れたうえで、産業経済対策として、商工業、農林水産業のほか、観光事業についても言及している。

この施政方針は、市の財政と内部体制強化を課題として挙げて、結んでいる。

（７）「那覇市建設計画書」と当時の那覇市の状況

那覇市は、1966 年 8 月、「那覇市建設計画書」を策定し、印刷・公表した。編集は、市長公室企画課となっている。謄写タイプ印刷で、全 172 ページである。送り状には「この計画書は、本市が直面している都市問題のかずかずを年次的に打開し、将来のあるべき姿を展望したものでありますが、那覇市のまちづくりは一地方自治体としての本市のみの財政力ではいかんともしがたいものであり、首都建設という観点からも関係各位の積極的理解と強力な援助を要請するものであります」と記されている。

目次の大項目は、1. 総論、2. 事業計画、3. 財政計画、となっている。うち「事業計画」の中項目は、都市計画事業、生活環境整備、産業施設整備、社会福祉、一般行政、である。

さらにこのうち「一般行政」の項目では、①下泉町に本庁庁舎を建設中である、予算額は 40 万ドルの起債を含めて 100 万ドルである、1966 年 8 月末には完成予定であるが、67 年度も一部増築を計画していること、②首里支所は、今の敷地が個人有地であり、それを無償で使ってきたものであるが、そこに博物館が建設されることとなり、その土地を取得した琉球政府から明け渡しを要求されているので、移転予定であること、③消防の現状と計画、④行政区画の整理、に触れている。

消防の現状については、火災発生件数が、1961 年 120 件、62 年 186 件、63 年 289 件、64 年 205 件となっていて「毎年市民に莫大な損害を与えている」、常設の機構は、本部―署―出張所（松尾・真和志・首里・小禄・安謝）で、104 人の職員が隔日勤務を行なっており、他に非常勤の消防団が 9 つの分団としてあり、66 人が任務に就いている、などを記している。

行政区画の現状については、いろいろと混乱が出ているとして、「戦前の町界、丁目界で

あった道路」が改廃されて、「町界、丁目界が自由宅の真中を通っていたり」、1 つの番地が道路で分断されていたりする、また「戦前の畑、沼地、雑種地等」であった所は「1 筆地が比較的に大き」いこと、「近隣二市一村」が合併したので、「同一名称あるいは異字同音の地名が生じている」こと、などが述べられている。

生活環境整備のうち、清掃事業については、ごみ処理とし尿処理に触れている。「特別清掃地域人口約 230,000 人が 1 人 1 日約 600g のごみを排出するとみて、日量 138,000kg、年間 50,370,000kg のごみを排出している」、「那覇市のごみ処理作業は、市直営と汚物取扱業者によるものと 2 つの方法で収集処理されている」。直営は、週 1 回不定期で、車の絶対数が不足しているので「市民からの苦情がたえない」。「汚物取扱業者は、契約によってごみを処理しているが、企業である建前から、料金値上げや不法料金などで、市民とのいさかいが絶えない。また、指定された終末処理場まで運搬せず、市内の空地や近隣の河川に不法投棄する者もあって、非衛生になりがちである」。1964 年の場合、処理割合は、直営 48%、業者 25%、自己 27%とある。また、トラックだけでなく馬車も使われている。1964 の場合、トラック 45 台、馬車 31 台（すべて業者）となっており、前年まであった直営の馬車 13 台は廃止されている。「ごみの終末処理方法としては、全排出量を焼却炉又は高速堆肥化処理施設による処理が理想的方法と考えられているが、那覇市にはこれらの施設がないため、全収集量を埋立処理にゆだねている」。

し尿処理については、「下水道により全量処理されることが最も適当である。しかし那覇市における終末処理方法は、全収集量を貯留槽方式による農村還元の方法で処理している」。「し尿の 1 日の排出量は、約 230klになり、これらの収集運搬は汚物取扱業者によってされているが、最近は収集運搬もバキューム・カーによる近代化した方法に漸次移行しつつあるが、中には周囲に臭気を放散しながら、のろのろ進む馬車組もあって、非衛生的になりがちである」。し尿処理の場合も、「ごみ処理同様、業者間の収集区域の問題、不正料金の問題、終末処理の非衛生的処分、さらに最近の生活様式の変化や化学肥料の普及によって、し尿が肥料としての利用度が著しく減少し、その終末処理場など幾多の問題が山積している現状である」。

1960 年代前半まで、荷馬車がごみ処理車やし尿処理車として大いに活躍した『那覇市勢要覧　戦後 50 年特集』

（８）行政機構改革

1966 年 6 月、首里支所の住所を変更して、首里大中町 1 丁目 1 番地から首里当蔵町 2 丁目 10 番地へ移転した。首里支所庁舎は、9 月 16 日に完成した。延べ面積 653 ㎡、総工費 6 万 5880 ドルであった。また、真和志支所管轄だった銘苅、安謝、天久、上之屋を本庁管轄に変更した。

西銘市長は、7 月 28 日、人事異動を発表し、8 月 1 日には、行政機構改革を実施した。市長公室、財政部、土木部を新設し、1 室 7 部 36 課となった。3 支所で扱っていた課税と

土地事務一切を本庁に移管し、統合した。

（９）第７回立法院議員選挙と「裁判移送」

1965 年 11 月に第 7 回立法院議員選挙が行なわれた。争点は、沖縄民主党の「基地と施政権の分離返還論」か、社会大衆党、人民党、社会党 3 党の立法院選挙共闘連絡協議会の「安保体制打破による祖国復帰」か、ということに集約された。結果は、議席総数が 3 つ増えて 32 となったなかで、民主党が 1 議席増えて 19（得票率 47%）、社大党と人民党は増減なしの 7 と 1、社会党が 1 議席増えて 2、革新系無所属が 3 という配分になった。

この選挙の開票日に、中央選挙管理委員会はアメリカ軍の指示に従って、社会大衆党の友利隆彪（ともりたかとら）、瀬長亀次郎（せながかめじろう）などの 4 候補者に対して被選挙権がないという趣旨の「失格」を宣言した。この中で友利候補は、開票された得票数は 4722 票で、相手候補の 4206 票を上回っていたため、裁判に持ち込まれ、1966 年 2 月に中央巡回裁判所は「友利勝訴」の判決をいいわたした。

中央選挙管理委員会はこれを上告して、上訴裁判所で審議が進められていた 6 月 16 日、ワーナー民政官が琉球上訴裁判所首席判事あてに、この友利裁判（立法院議員選挙当選無効請求）とサンマ裁判（サンマへの物品税過誤納金還付請求）を、「アメリカ合衆国の安全、財産、利益に影響を及ぼす特別重要な事件」であるとして、琉球政府の裁判所からアメリカ民政府の裁判所に移すことを命令した。いわゆる「裁判移送事件」である。立法院も全会一致で移送の撤回を要求し、治安裁判所・巡回裁判所の判事 38 人も抗議声明を出し、沖縄市町村会や同議長会も含めた「裁判移送撤回共闘会議」が結成された。那覇市議会も、1966 年 3 月の第 83 回定例会で、「選挙訴訟裁判及びサンマ課税裁判の民政府裁判所への移送命令に抗議し、その撤回を要求する決議」を全会一致で決議した（6 月 21 日）。その中では「沖縄県民の強い要求を無視し、民裁判権を取り上げ、司法自治を侵害する高等弁務官の暴挙は断じて許せるものではない。よって、那覇市議会は市民の総意を代表し、高等弁務官が人権を無視した非民主的な移送命令を発したことに対し、強く抗議するとともに、速やかに撤回するよう強く要求する」と述べている。

11 月 2 日に高等弁務官がアンガーに引き継がれて後、12 月 2 日に判決が出され、友利勝訴とサンマ敗訴がいいわたされた。アメリカ軍はまた、12 月 7 日に布令を改正して、被選挙権を制限していた条項を廃止した。

（10）公設市場の新設問題

那覇市は、現在の西市場跡に、地下 1 階、地上 3 階の近代的な市場を建設する計画で準備を進めてきた。前年 3 月には、業者との調整がつかないとして、西銘市長が議案の撤回を口にしたが、議会側が中に立って斡旋した結果、いわゆる 4 条件つきで設計委託費を可決した。そこで、西市場から仮市場（藤原産婦人科医院裏。水上店舗建設中に暫定的に使用した所）へ移転させた上で、西市場の場所に新築する方向で進められてきた。しかし、西市場の地主と仮市場の地主から土地の返還もしくは買い上げの申し入れがあり、仮市場の用地 2000 ㎡を買収して、そこに建築することに決定した。なお現在の西市場は、新市場の完成後に地主に返還するが、それまでは従来の条件で市が使用することで、地主の了解

を取り付けた（『沖縄タイムス』1966.3.20）。

そこで、1966 年 3 月 19 日、那覇市の新垣第二助役（建設担当）は、「牧志公設市場を仮市場用地に新設する、9 月 10 月に着工、来年の 9、10 月には市民のための立派な市場を建設したい」と発表した。市場連合会幹部は、この発表に「寝耳に水だ」と驚き、市議会の野党各派も、思わぬ計画変更に戸惑った表情を見せた。与党の市政クラブや一部業者は歓迎している（同）。

3 月 22 日開会の第 80 回市議会（定例会）では、24 日にこの問題が取り上げられた。しかし、その会議録は『那覇市議会史』第 5 巻には掲載されていないので、後日それを閲覧して記述することにする。ただし、新聞の報道では、寄宮の区画整理事業なども含めて 20 人も発言したとある（同、3 月 24 日）。

市議会建設委員会は、6 月 1 日、市の計画案について、業者側と市当局から意見を聞いた。公設市場連合会は、新市場の予定地は裏通りになっていて、商売が成り立たないとしたが、市は何十回と話し合いを続けてきたが、もうこれ以上話し合う余地はないと、計画通り進めることを表明した（『琉球新報』6 月 2 日）。

第 83 回市議会（定例会）は、6 月 6 日に開会され、6 月 13 日に「牧志公設市場用地購入債を起すこと」が議題となったが、まず東市場について質疑が交わされた。初めは東市場の用地を地主に返して、西市場の用地を市が借りるということだったが、那覇市が市場の場所を変更して提案してきた、そこで東市場はどうするか、道路計画との関連はどうか、などの質問が出たが、総務委員会付託となった。

市議会総務委員会は､6 月 20 日､この問題に関する賛否の陳情書の処理を保留したまま、当局提案の「市場用地購入起債案」の審議に入ったが、傍聴人が多数詰め掛ける中で議論が続いた（同、6 月 21 日）。翌 21 日の総務委員会も大荒れに荒れた。与党議員が質疑打ち切りの動議を出し、表決に入って 5 議員が起立したとたん、傍聴に詰め掛けていた業者がテーブルを飛び越えて委員会室の中央におどり出した。市政クラブの辺野喜、金城、喜舎場、山川 4 議員を取り囲み、小突き回し、わっしょいわっしょいと指笛を吹き鳴らしながら気勢をあげた。このため委員会室は騒然となり、委員長の退場命令にも応ぜず、審議は 1 時間以上も中断した。与党議員団はようやく脱出したが、その後も 1 時間にわたって委員会室は傍聴人たちに占拠され続けた。そこで、市議会事務局は警察権の出動を要請したが、警察当局の都合で見送られた（『沖縄タイムス』6 月 22 日）。

1966 年 6 月 21 日　那覇市公設市場建設問題をめぐり、傍聴人が委員会室に乱入した事件発生、ガラ空きの総務委員会室（琉球新報社提供）

翌日（6 月 22 日）の市議会は、総務委員会、建設委員会、経済民生委員会が予定されていたが、まず議会運営委員会を開くこととした。しかし、約 200 人という多数の傍聴人が詰め掛けて、午前中は開会できなかった。そこに市政クラブが警察権導入を要請したとの情報が流れ､野党議員団がこれに厳重に抗議した｡ようやく開催された議会運営委員会で、

①警察官の出動要請を撤回する、②傍聴人は委員会で制限する、③議長職権で問題解決の斡旋に努力する、との合意が成立し、午後2時40分から3常任委員会とも審議を再開した。このうち総務委員会では、前日の質疑打ち切りの動議が成立しているかで、再び対立、結論を出さないままに3時50分閉会した（同、6月22日夕刊、23日朝刊）。

その後、新聞社も社説を掲げて論じたり、紙上で賛否両論を紹介したりした。しかし、6月25日、市議会総務委員会は、この起債案件を採決し、賛成5、反対3、退場1で可決した。また、建設委員会もこの案件を審議しようとしたが、反対業者らの乱入、壁・机をたたき、灰皿を投げ、委員長の机の上で仰向けになるなどの事態となり、審議未了のまま、本会議に回されることになった（同、6月27日）。

6月27日の本会議に、総務委員会からの報告がなされた。赤嶺慎英委員長は、当局の説明では、西市場の地主も仮設市場の地主からも、市に対して土地購入の要請があり、両者の提示した地価には大きな隔たりがあり、安い方の仮設市場の用地を購入することにしたこと、また賛否両業者からの意見聴取もしたこと、そのうえで反対・賛成討論の要点を挙げ、多数によって原案どおり可決した、と報告している。1人の質疑があり、継続審査の動議が出されたが、これは否決され、反対討論と賛成討論が2人ずつなされて、採決に付され、賛成多数で原案どおり可決された。『沖縄タイムス』は翌日、「反対業者の傍聴もなく、静かな中で簡単に可決されたため、与野党議員をはじめ、市当局者も拍子抜けしたかっこうだ」と報じた。

（11）アメリカ政府内での沖縄問題の検討

1964年4月の「日米協議委員会」の設置、ワトソン高等弁務官の就任のころを境にして、アメリカ政府も日本政府の沖縄援助を積極的に受け入れる方向に変化してきた。「米国はプライス法の授権額が低くおさえられていることもあって、1965年9月、日本政府に援助の大幅増額を要請し、1966年10月には一段と加速して年間3000万ドル以上とするよう要請するところとなり、ついにアンガー高等弁務官は1966年11月、沖縄住民の福祉向上に貢献するならばいかなる日政援助も受け入れる方針であると表明するに至った。また、援助供与で沖縄問題の悪化を防ごうとすることは、日本政府の方針とも一致するところであった」（琉球銀行調査部『戦後沖縄経済史』P782）。

日本復帰運動の高揚と、日本政府・佐藤内閣の沖縄問題への取り組みを背景として、アメリカ政府内でも検討が開始されていくが、これについては、宮里政玄（みやざとせいげん）『アメリカの対外政策決定過程』（1981年、三一書房）から引用しよう。宮里はこのなかで、日本国際政治学会編『沖縄返還交渉の政治過程』（1975年、有斐閣）にもよりながら、次のように要約している（P288－292）。

「いわゆる〈ケネディ新政策〉は、キャラウェイ高等弁務官の反対のためケネディの大統領在任中には実施されなかったが、その政策は次の2つの点で評価されなければならない。その1つは、日米協の設置は日本政府援助の大幅増額をもたらし、1967会計年度には日米の援助の比率が逆転するようになったことである。さらに1965年1月の佐藤・ジョンソン会談では、日米協の機能が拡大され、沖縄に対する援助だけではなくて沖縄住民の福祉向上のための問題についても協議できるようになった。あと1つは、国務省と陸軍省の

官僚のレベルで沖縄に対する関心が喚起されたことである。陸軍省は国際問題担当次官代理の職を新設し、沖縄問題を担当させた。こうして米政府内でも沖縄の復帰問題が検討されるようになるのである。

米政府内では 1966 年 6 月に沖縄特別作業班が形成され、沖縄問題に関する真剣な討議が開始された。…まず沖縄と本土で復帰運動が高まっていて、沖縄基地を維持していくためには、早急に手を打つべきだという…作業班の合意を得た後には、沖縄返還が沖縄基地の通常の軍事機能にどう影響を及ぼすかについて、具体的な検討を加えた。この研究から生れた結論は、沖縄返還によって失われる軍事機能は、爆撃のための出撃に空軍基地を使用するということだけであった。1966 年まで沖縄の返還問題を討議することすら拒否していた軍部は、翌 67 年にこの研究結果が出た後は、沖縄返還の必要性を認めるようになった。そこで問題は、沖縄を返還するかどうかではなく、いつ、どのように返還するかということになったのである。…

第二次佐藤・ジョンソン会談を境に、アメリカの対沖縄政策は急速に変化していった。琉球政府庁舎の 3、4 階を占拠していた米民政府が、那覇郊外の米軍基地内に移動したのは、象徴的な出来事であった。それ以後、法案の事前事後調整（琉球立法院に提案する法案について事前に米民政府の承認を得、また、法案が立法院を通過した後にも、それが発効する前に米民政府の承認を得ること）は、形式的なものとなった」。

第２節　日本復帰への道と那覇市政

（１）教公二法の制定をめぐる問題

「教公二法」問題も、沖縄教職員会を中心とした大衆運動を呼び起こした。これは「地方教育区公務員法」と「教育公務員特例法」の 2 法のことで、教員の身分の安定を図ることをねらいとしているもので、教職員会も当初はその成立を求めていた。しかし、その中に政治活動の制限、争議行為の禁止、勤務評定の実施などが含まれていることがしだいに問題とされるようになり、一転して反対に転換した。

1966（昭和 41）年 5 月に中央教育委員会から立法院への法案送付、不成立で休会中の継続審議を経て、翌年 1 月 25 日に文教社会委員会で民主党議員だけの強行採決という経過をたどった。この間、革新政党・団体は「教公二法阻止県民共闘会議」を結成し、2 月 24 日が本会議での攻防という段取りになった。

1967 年 2 月　公教二法阻止のため立法院を包囲する沖教祖、民主団体（那覇市歴史博物館提供）

「うすら寒い午前 4 時、すでに 2000 人以上が立法院周辺に集まっていた。5 時すぎ、完全装備の警官隊約 900 人が、すわりこんでいた請願団に向って進んできた。警官隊はいっせいにすわりこみをゴボウ抜きしはじめたが、ついに

請願団のなかに猛然とつっこみ、これを蹴散らそうとかかった。警官隊と請願団とは激しい乱闘となり、負傷者が続出した。6 時ころ、警官隊は主要な位置を確保したが、この間、教職員、労組員がぞくぞくとつめかけてきて、11 時には 2 万 5000 人に達していた。そして今度は請願団が立法院の玄関裏口を守る警官隊をゴボウ抜きしはじめた。警官隊も圧倒的な数の差に、たじろぐほかなかった。警官隊のピケラインは突破され、警備体制は総くずれとなった」（沖縄教職員会編『沖縄教職員会 16 年』）。この法案は、廃案とされた。

（２）教公二法問題と那覇市議会

この問題については那覇市議会でも議論された。第 89 回市議会（臨時会）は 2 月 6 日に開会されたが、翌 7 日、17 人の議員の提案、1 人の賛成で、「教公二法早期立法に関する要請決議」案が、緊急に提案された。提案者を代表して、喜舎場盛一（きしゃばせいいち）議員は、この法案の立法院での審議が麻痺状態に陥っており、特に教職員が 10 割年休行使などという名でストライキを行ない、ほとんどの学校が欠校になるなどは許されないことである、この問題については世論が真っ二つに割れているが、那覇市民の意見も表明しておきたい、と述べている。3 時間にわたる議論を経て、賛成多数で原案は可決された。

決議は次のように述べている。「教公二法は、学校教育を担当する教育公務員の特別な権利と特別な責任を定め、その身分を保障することと、地位を明確にすることにより、教育の中立性を確保し、次代をになう健全な日本国民を育成するにある。しかるに、同法案をめぐる昨今の政情はきわめて憂慮されるものがある。同法案は中教委で慎重審議されたものであり、かつ、たんねんに教育諸団体の意見を聞き、その絶対多数の賛成を得て立法院に送付されたものである。父兄は勿論、教職員の中にも教公二法に賛同をしている者も多く、いまや世論は絶頂に達した。議会政治を遵守し、正当な手続きをもって立法勧告されたにもかかわらず、暴挙によって院活動を阻止することは、最早議会政治を否定するものであり、許さるべき行動ではない。よって、一日も早く議会を正常に戻し、真に民主的教育の確立をめざし、英断をもって本土並教公二法の早期成立を強く要請する」。

2 月 24 日の請願隊鎮圧のために、那覇市の消防車が出動した。これをめぐって 3 月 16 日の市議会で、その法的根拠を問われ、宮平消防庁は「消防組織法第 22 条は警察の要請があれば、協力して住民の生命、財産を守ること」が謳ってあると答え、西銘市長は「警察当局から要請されれば、いつでも出す用意がある」と答えた。

（３）祖国復帰要請決議

第 91 回市議会（臨時会）は、1967 年 4 月 27 日、「沖縄の祖国復帰に関する要請決議」を全会一致で採択した。「沖縄が祖国日本より分断され、米国の施政下におかれてすでに 22 年の長期に至っている。その間、沖縄県民はたえず祖国復帰を訴えつづけ、本議会においても過去 8 回に亘り、その要請決議を行ってきたが、今日なおその実現をみないことは、沖縄県民の最も不満とするところである」。「沖縄をこのような地位においているのは対日平和条約第 3 条であるが、日本が国連に加盟している現在、その国土の一部たる沖縄を他国が統治することは、主権平等、民族自決を原理とする国連憲章に違反し、条約第 3 条は今日ではすでに無効であり、従って米国の沖縄統治は不法にして不当であるといわざるを

えない」。「よって本議会は、市民の総意を代表し、日米両国政府が沖縄県民の悲願を理解し、日本の主権を完全に回復させるために、沖縄の祖国復帰が速かに実現する措置を講ぜられるよう強く要請する」。

（４）ごみ処理場と国場川埋立・風致地区整備問題

第 93 回市議会（定例会）は、1967 年 6 月 6 日に開会され、ごみ処理に関する議案 2 件、国場川（漫湖）公有水面埋立・風致地区整備事業に関する議案 2 件が提案された。これらはそれぞれ、6 月 10 日、関係する委員会に付託された。

まず「那覇市ごみ処理場条例の制定」についての慶佐次盛宏（けさじもりひろ）経済民生部長の説明は、次のとおりである。「1967 年度事業として建設中でありました 50 トン処理コンポスト工場がほとんど完成いたし、現在試運転中でありますが、この試運転が終り次第、本格的操業に移りますので、自治法に基づき、その設置管理を条例で定めようとするものであります」。これは、6 月 26 日、経済民生教育委員会の報告を受けて、異議なく可決された。なお、このごみ処理場（南風原村字新川）の落成式は、7 月 1 日に開催され、アンガー高等弁務官、松岡政保（まつおかせいほ）主席、山川泰邦（やまがわやすくに）立法院議長ら多数が出席した。

また「ごみ処理場建設用地の取得」についての、同じく慶佐次部長の説明は、次のとおりである。「先に取得しましたごみ処理場用地約 1 万 6,000 坪の中に」ある土地に関して、土地単価について地主との折り合いがつかなかったが、「この度…話し合いがつきましたので、本案を提出いたしました。取得面積 369 坪、単価 14 ドル、取得総額 5,166 ドルとなっております」。これは 6 月 21 日、経済民生教育委員会の報告を受けて、可決された。

次に「国場川公有水面埋立」についての花城直政建設部長の説明は、次のとおりである。「漫湖は、1956 年に都市計画風致地区として決定され、その自然美と風致を維持する目的で指定されたが、現在は周辺の整備がなされてないため、土砂や汚物などが投棄されていて、年々水深が浅くなってきている。そのため、環境衛生を一層悪くしているうえに、河川としての効果を著しく低下せしめている現状である。現在、那覇市には市民のレクレーションの場が少ない現状にあり、したがって漫湖を浚渫して、ボート競技場に利用し、緑地帯として環境衛生をよくし、市民に憩いの場所をあたえるための整備を図りたいと思います」。6 月 26 日、経済民生教育委員会の報告を受け、質疑と賛否の討論がなされ、賛成多数で可決された。

さらに「漫湖風致地区整備事業債を起こすこと」についての当間重美財政部長の説明は、次のとおりである。「現在、那覇市においては、公園緑地が少ないので、市民の憩いの場となる公園緑地の整備を実施していく計画であります。本事業は、1956 年に都市計画風致地区として指定された奥武山漫湖の自然と風致を維持し、環境を整備するため、漫湖 16 万 5,000 ㎡の浚渫工事と、その土砂を利用して 7 万㎡の埋立造成工事をあわせて実施し、緑地を造成する計画であります」（事業費については、引用略）。そのための市債を起こすことに同意を求めている。これについては、6 月 26 日、総務委員会の報告を受けて、そのまま採決に移り、多数で可決された。

（５）西銘市長の「1968 年度施政方針」

1967 年 6 月 6 日、西銘順治市長は、第 93 回市議会（定例会）で「1968 年度施政方針」として、その所信を述べている。

「那覇市は、近年の琉球経済の高度成長と、日米琉政府の援助ならびに、市民のたゆまざる努力により、順調な発展をとげ、市民生活の水準も一段と向上してまいったのでありますが、ご承知のように、市街地は都市への近代的機能の急激な集積、交通機関の激増、加えて人口の急速な膨張に対し、それに伴う都市公共施設の整備が遅れたため、爬行状態が顕著となり、このことが産業経済・社会文化など、各面に多大な支障をきたしているのであります。このことにつきましては、私が市長就任以来指摘し、これらの対策にあたってまいったのでありますが、今後におきましても、都市整備を推進するため、公共投資を重点的かつ総合的に行うとともに、土地利用・道路その他交通施設・住宅・上下水道・環境施設等について、長期計画にもとづき強力に整備を推進していきたいと思います」。

冒頭でこのように述べて、以下、道路整備事業、排水施設整備事業、埋立事業、区画整理事業、不良住宅街改造事業、公園・緑地の造成事業、水道事業、住宅難緩和・解消、公設市場の建設、老人福祉対策、保育所の建設、ごみの終末処理場と下水道事業など言及した。そして、産業経済対策、安謝港の建設について述べたあと、市の財政問題と内部体制の強化に触れ、最後に、真和志支所の庁舎が老朽化しているので改築することにするが、そのさい新しい「市町村公営企業法施行規則」が公布されて、水道事業は公営企業として運営されることになったので、水道部を水道局として、それを主体とする庁舎にし、併せて消防出張所を配置するとしている。

（６）公営企業としての水道事業スタート

1967 年 6 月 6 日、第 93 回市議会（定例会）が開会されたが、その最終日の 6 月 27 日、「水源開発の早期実現に関する要請決議」が、全議員の提案により、全会一致で可決された。「那覇市における水不足は今に始まったことではなく、毎年、時間給水、断水を繰り返し、市民に多くの苦難を与えてきた。給水普及率並びに生活水準の向上、人口の都市集中化は、時間給水、断水にますます拍車をかける結果となり、市民に大きな不安と苦痛を与え、とくに夏季の最需要期を控え、一層憂慮される事態にたちいたっている。自己水源の水量は需要量の約 23%程度しかまかなえず､不足量の 77%は琉球水道公社に依存している現状である。那覇市は全琉人口の約 4 分の 1 を擁し、今後とも人口の都市集中化と相まって水重要も急激に増加の一途を辿ることは必至である。かかる現状を抜本的に打開するには､北部の豊富な水源を開発する以外にはないと思考する。よって米国民政府､琉球政府､立法院は、その責任において、速やかに中部以南の市町村の水不足を解消すべく、北部水源開発を早急に実現されるよう、強く要請する」。

7 月 1 日､「市町村公営企業法」が施行され、これに伴い、那覇市の水道部（玉城定仁部長）が「水道局」に昇格した。これにより、収入や人事権などが市長から管理者・水道局長に移管された。

（７）軍３号線の開放要求

第 93 回市議会（定例会）は、1967 年 6 月 27 日、「軍 3 号線の開放に関する要請決議」を全会一致で可決した。提案者は全議員である。「沖縄の交通事情は年を逐って悪化の一途たどっている。那覇市においては、交通事情を緩和するため、都市計画道路の開設、横断歩道橋を設置して、その対策を進めているが、車両の激増（年間約 1 万台）はいよいよ交通地獄の様相を呈しており、今日では大きな世論の焦点となっている。殊に明治橋以南の道路については、現在 1 路線（7 号線）しかなく、交通事情は最悪の状態にきており、これに対する何らかの対策を講じなければ、この地区の交通は完全にマヒしてしまう。この問題は、琉球政府ならびに米民政府の施策の一環として、早急に解決されるべきものである。現在、同地区には軍 3 号線（都市計画道路すなわち旧県道）が通っているが、第 1 ゲートから第 2 ゲートを結ぶ線を、那覇航空隊が独占使用している。これを開放し、沖縄住民に使用させるならば、この地区の交通マヒも大きく緩和されるものと思考する。よって、米民政府は真に沖縄住民の切実な願いを理解し、その路線を速やかに開放して戴くよう、市民の総意を代表し、ここに強く要請する」。

（８）水源開発に関する要請

1976 年 6 月 27 日の市議会は、全議員の提案で、「水源開発の早期実現に関する要請決議」を全会一致で可決した。「水道事業の重要性については、今更強調するまでもなく、日常生活に於いて最も不可欠の要素であり、また都市機能においても、1 日たりともゆるがせにできない重要な問題である。那覇市における水不足は今に始まったことではなく、毎年、時間給水・断水を繰り返し、市民に多くの苦難を与えてきた。給水普及率並びに生活水準の向上、人口の都市集中化は、時間給水・断水にますます拍車をかける結果となり、市民に大きな不安と苦痛を与え、とくに夏季の最需要期を控え、一層憂慮される事態にたちいたっている。自己水源の水量は需要量の約 23％程度しかまかなえず、不足量の 77％は琉球水道公社に依存している現状である。那覇市は全琉人口の約 4 分の 1 を擁し、今後とも人口の都市集中化と相まって、水需要も急激に増加の一途を辿ることは必至である。かかる現状を抜本的に打開するには、北部の豊富な水源を開発する以外にはないと思考する。よって、米国民政府、琉球政府、立法院は、その責任において、速やかに中部以南の市町村の水不足を解消すべく、北部水源開発を早急に実現されるよう、強く要請する」。

（９）上間発電所の建設問題おこる

琉球電力公社（屋田甚助（やだじんすけ）総裁）は、施設拡張の一つとして、那覇市字上間東原先に計画されている発電所建設に伴う土地買収を進めた。1967 年 7 月 14 日、その買収に反対する上間・識名・繁多川・真地の 4 地区代表が、那覇市役所・古堅宗徳（ふるげんそうとく）助役を、また市議会・辺野喜英興（べのきえいこう）副議長を訪ね、「今ある上間の変電所の設置に際しては、こんご発電所の拡張はないと約束していながら、土地の買収が起きている。われわれ零細農家は、これ以上土地を取られては毎日の生活にも困る」と、買収反対を訴えた。陳情団は、電力公社にも同じように訴えた。農業問題のほか公害問題も指摘されていて、変電所からの騒音でラジオやテレビの音も聞えないことがある、煤煙も降ってくるとされる（『沖縄タイムス』

1967.7.15 夕刊)。

市議会の総務委員会は､9 月 16 日、上間発電所設置反対の陳情を審議するために委員会を開き、屋田電力公社総裁を招いて設置計画などの説明を受けた。屋田総裁は､「電力需要を潤すために、上間に 1 万 5000kwの能力を持つガスタービン発電機 2 基を設置する。敷地は約 6600 ㎡で、およそ 3 分の 2 は契約が済んでいる。農民が心配するような被害や公害は絶対にない」と説明した。なお、陳情者からも反対理由などを聞いた（同、9 月 17 日)。9 月 20 日、市議会総務委員会は、問題の発電所設置予定地を視察した。現場には、上間・識名・真地など 7 地域の区民代表およそ 200 人が議員団を待ち受け､別の場所に移すよう訴えた（同､9 月 21 日)。9 月 28 日、総務委員会は､傍聴人およそ 100 人の見守る中で､この陳情を審議した。那覇市当局から、建設予定地と都市計画との関係などをただした。都市計画上、この地域は「準工業地域」とする計画であり､工場の設置が主となる予定の地区である､との説明がなされた。また、「発電所が建設されると将来どうなるかについては重要な問題であり、まだ検討していない」と答えた（同、9 月 29 日)。9 月 29 日の総務委員会は、この問題で「上間発電所問題対策特別委員会」を設置する方向を出し、議会運営委員会にゆだねた（同、9 月 30 日)。

1967 年 9 月 20 日　上間発電所予定地を現場視察する
那覇市議会総務委員会（琉球新報社提供）

第 95 回市議会（定例会）は、9 月 30 日､「上間発電所問題対策特別委員会」を設置することを決め、委員長に辺野喜英興議員、副委員長に比嘉佑直（ひがゆうちょく）議員が選任された。

1967 年 9 月 28 日　上間発電所問題で審議する委員会
（琉球新報社提供）

上間発電所問題対策特別委員会は、10 月 6 日に発電所設置に反対する地元住民代表の訴えを聞き､10 月 9 日に設置促進団体である沖縄工業連合会、那覇商工会議所、沖縄配電株式会社、製氷会社などの代表者から意見を聞いた。しかし、その日の午後に予定されていた沖縄電力公社からの意見聴取は、傍聴人の騒ぎが原因で中止された（同、10 月 7 日夕刊、10 月 10 日朝刊)。

（10）電力事情・公害と上間発電所問題

『琉球新報』は、10 月 13 日、解説記事を載せた。「沖縄の電力需要は毎年急激にのびており､年平均 2 万kwも増えている。そのうち 66 年の民間需要量の伸びは対前年比で 20.1%を示している。軍民の 1 日の消費量は 22 万 2650kwだが、夏場のピーク時にはそれを 3000

kwもオーバー、現在の施設はかなり無理をしているという。そのため公社では、上間のほかに70年までにガスタービン2基（3万kw）、さらに72年までに浦添村牧港に2500万ドルを投じて10万kwの発電機を新設する計画を立てている」。「上間発電所は1万5000kwのガスタービン2基と変電所を来年6月までに設置し、69年までにはあと1基（1万5000kw）を増設する計画である。場所は現在の発電所の近くで通称〈東原〉、敷地は6600㎡（2000坪）となっている。校舎ではすでに5280㎡の土地は購入ずみで、残り1320㎡の土地は地主との売買契約もすませていたが、地代を支払う段階になって〈反対運動が起こっているので、待って欲しい〉といわれ、地代はまだ支払っていないという。これは増設分の敷地になっているが、公社では2基分の敷地はすでに購入した5280㎡で十分であり、予定通りの土地購入ができなくても着工したい考えである。工期は来年6月いっぱいだが、それまでに完成しないと来年夏は節電しなければならないと強調している」。賛否「両者の公害論争は水かけ論の感がするが、地主らの真の反対理由は郊外もさることながら、むしろ発電所を増設することにより、将来住宅地として発展するのを阻害し、地価にも影響する―ということであろう。こんどの計画を容認すると、つぎつぎに周辺の土地も接収されるのではないかという懸念もあるという」。「地元の設置阻止委員会は、陳情や、議会の委員会があるたびに100人前後の農民を動員して、現場には闘争小屋を設けてぬき打ち接収に備えて動員態勢をしいている」。「一方、沖配、工連など経済団体は設置促進を働きかけ、立法院軍関係特別委員会でも審議されている」。

『沖縄タイムス』も、10月26日、次のように報じた。「発電機は三菱重工業製のガスタービン（ディーゼル発電機）とよばれているもので、この発電機に使う燃料が問題である。本土では硫黄分（人体に最も影響を与える）の多い中近東産の原油を使用しているという。公害の一番の原因は、重油を燃やしたときに出る亜硫酸ガスである。防止策は発生源である硫黄を除くことにあるが、企業自体がどう対処するかにかかっている」。

結局、この問題は、琉球電力公社が建設計画を変更して新しい段階に入った。12月14日、公社の屋田総裁は、「8日に、上間の地主代表に対して、送電線路（高圧線架設用地）の貸与を条件に、発電所の建設予定地を他に移すとの譲歩を提示して、地主の回答を待っている」と発表した。建設用地は軍用地内とした（『沖縄タイムス』12月15日）。

しかし、翌1968年5月13日、作業を進めるために電柱を積んだ電力公社のトラックを、土地を守る会の人たち約60人が道路に座り込んで阻止、紛糾した。警察官120人余りが出動したため、地主たちは座り込みを解き、作業が開始された。5月16日も座り込みがなされ、電力公社が警察官の出動を要請して、これを排除した。電力公社は地主の立ち入り禁止の仮処分申請をし、5月18日、那覇地方裁判所はこれを認めた。地主側の土地を守る会も、座り込みをした地点は軍側と契約されていない土地であるので、先の仮処分決定は及ばないとし、対抗して仮処分申請をするとしている（同、5月13日夕刊、5月17日朝刊、5月18日夕刊）。

（11）那覇市の住宅事情

『琉球新報』が、1967年9月22日、那覇市の住宅事情について、次のように報道している。「那覇市の住宅事情は、人口増加にともなって、ますます深刻な問題になっている。

バラックながらもわが家を持っているのはいい方で、多くの市民は借家住まいをしいられている。狭いながらもわが家を持ちたい―これが庶民の切実な願いである。ところが、公営、市営住宅の建設は人口増による需要をようやくうめる程度で、住宅難緩和策としては焼け石に水というのが実情だ。市民の 40％が住宅に困っているのだ。なんとかならないものか。住宅難の現状と対策はどうなっているのだろうか―」。その要点を抜き出してみると、次のごとくである。①7 月に 45 世帯収容の若松市営住宅が完成したが、優先入居者を除くと 20 室しか残らず、これに対して 600 人余りも応募があった。競争率は 30 倍である。②1960 年国勢調査によれば、住宅難世帯は全世帯の 37.3％（本土は 12.5）、住宅不足数は 2 万戸である。③勤労大衆にとって自己資金だけで住宅を建設するのは、相当の財産家でない限りまず不可能に近い。④住宅の工事単価は年々高くなるばかりで、3.3 ㎡（1 坪）当たり 300～350 ドルが相場だ。45.5 ㎡の家を建てるのに、4500 ドルないし 5000 ドルとなる。100 ドルの給与のうち 20 ドル貯金するとして、20 年以上も待たねばならない。⑤唯一の頼みは琉球開発金融公社の住宅融資金である。しかし、その資金も年間平均 400 万ドルだったのに、昨年から半分の 200 万ドルぐらいになっている。⑥昨年発足した琉球土地住宅公社は、すでに暖地の建設に着手していて、首里に 9 階建て（63 戸）のアパートを作る計画で、来年 6 月には完成する。豊見城にも 33 万㎡の土地に 1500 戸の暖地を建設する予定である。

（12）「両３年以内に返還時期合意へ」

1967（昭和 42）年 11 月 15 日、第 2 回目の佐藤（首相）・ジョンソン（大統領）会談の共同声明が発表された。この中で「両 3 年以内に返還の時期につき合意すべき」と謳われた。

「総理大臣と大統領は、沖縄及び小笠原諸島について隔意なき討議をとげた。総理大臣は、沖縄の施政権の日本への返還に対する日本政府及び日本国民の強い要望を強調し、日米両国政府及び両国民の相互理解と信頼の上に立って妥当な解決を早急に求めるべきであると信ずる旨を述べた。総理大臣は、さらに、両国政府がここ両 3 年内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調した。大統領は、これら諸島の本土復帰に対する日本国民の要望は、十分理解しているところであるとのべた。同時に、総理大臣と大統領は、これら諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割りを果していることを認めた。

討議の結果、総理大臣と大統領は、日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、かつ、以上の討議を考慮しつつ、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

総理大臣と大統領は、さらに、施政権が日本に回復されることとなるときに起こるであろう摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的及び社会的福祉を増進する措置がとられるべきであることに意見が一致した。両者は、この目的のために、那覇に琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会を設置することに同意した。…東京の日米協議委員会は、諮問委員会の事業の進捗について高等弁務官から通報を受けるものとする。さらに、日本政府南方連絡事務所が高等弁務官及び米国民

政府と共通の関心事項について協議しうるようにするため、その機能が必要な範囲で拡大されるべきことにつき意見の一致をみた。」

沖縄側では「即時無条件全面返還」ではないという不満が出されたが、日本政府は返還に向かって確実な前進が得られたと受けとったようである。

（13）各種の沖縄返還方式論

このころから各種の沖縄返還方式論が現われるようになった。

1965 年 4 月	自由民主党沖縄問題特別委員会の委員長・床次徳二（とこなみ）	宮古・八重山の地域別分離返還論
1966 年 2 月	同委員会	施政権の部分的復帰、 あるいは基地と施政権の分離返還論
6 月	同委員会	施政権の機能別分離返還論
7 月	森清（もりきよし）総理府総務長官	教育権の分離返還論（森構想）
1967 年 1 月	佐藤栄作首相	教育権の分離返還論否定と 「一挙全面返還論」（大津発言）
2 月	下田武三（しもだたけぞう）外務事務次官	沖縄基地の自由使用を条件とする返還論（下田発言）
3 月	政府の統一見解	基地の本土並み返還論
6 月	下田武三駐米大使	核基地付き返還論

こうして、事態は沖縄復帰の最大の問題であるアメリカ軍基地の取り扱いをめぐって揺れていくのである。

日本復帰運動の高揚と、日本政府・佐藤内閣の沖縄問題への取り組みを背景として、アメリカ政府内でも検討が開始されていく。

第３節　復帰加速化と西銘市長の辞任

（1）「日米琉諮問委員会」の設置

1968（昭和 43）年 1 月に、「琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会の組織および任務に関する交換公文」が交わされた。これは、前年 11 月の佐藤・ジョンソン会談での合意に基づいて組織されたもので、委員会は 3 人の委員で構成、日本国政府、アメリカ合衆国政府および琉球政府からそれぞれ 1 人の代表者を出す、「諮問委員会の目的は、琉球諸島の施政権が日本国に返還される時に、同諸島の経済的社会構造が日本本土におけるものと円滑に統合されるように準備を行なうため、ならびに琉球諸島の住民の経済的な安定、保健、教育および福祉を増進するため、高等弁務官の権限内にある経済的および社会的事項ならびに関連事項について、高等弁務官に対し、助言しおよび委員間で合意された勧告を行なうこととする」などである。

2 月には、「日本政府南方連絡事務所の機能拡大」について、外交文書を交換している。

（２）日本政府援助と「産業開発資金」

琉球政府の 1969 年度予算に係る日政援助は 3175 万ドルとなり、これに 778 万ドルの融資が付けられた。融資分の受け皿として、「産業開発資金特別会計」が設けられた。日本政府は、1968 年 5 月 21 日、「沖縄地域における産業の振興開発のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」を定めた。

（３）下水道工事と井戸水枯渇問題

那覇市の下水道工事と関連して、安謝一帯の井戸約 100 基が水枯れして、飲料水にも困るという問題が発生した。1968 年 2 月 7 日、第 99 回市議会（臨時会）で、儀間真祥（ぎましんしょう）議員が緊急質問を申し出たが、その質問を認めるかどうかで紛糾し、多数決で質問は封じられた（『沖縄タイムス』2 月 7 日夕刊、8 日夕刊）。2 月 27 日、安謝区の主婦らおよそ 120 人は市役所に押しかけて、西銘市長に「水がなくては生活もできない。水道を引いてほしい」と訴えた。市長は「要所要所に大型タンクを設置し常時水が出るようにしたい。下水道施工者であるDE（在沖アメリカ陸軍工兵隊）にもその旨申し入れてあるので、近く実現すると思う」と答えた。区民らは納得せず、あくまで水道施設を要求、もしそれができなければ工事現場の穴を埋めて、工事を中止させると、激しく詰め寄った。結局、当分は毎日給水車を配置するとともに早急にタンクを設置し、その間に具体的に調査、検討して、必要があれば水道を敷設する、損害賠償問題についても善処する、ということで話し合いがついた（『琉球新報』2 月 28 日）。

下水道工事のため、こんどは那覇市内の井戸水が枯れ、市内 4 か所の風呂屋が「これでは営業できない」と水道に切り替えた。4 か所とは、美栄橋町と牧志町の「みえばし湯」「みえ湯」「こがね湯」「みやの湯」である。3 月 18 日、那覇地区公衆浴場業組合の具志栄治（ぐしえいじ）組合長ら代表 4 人は、那覇市役所を訪れ、新垣第二助役に対し、水道への切替工事費、水道料金は市が補償すべきだと、訴えた。同組合によると、ガーブ川沿いに行なわれている下水道工事のため、土を掘りおこしたところ、水がどんどん湧き出し、これを市ではポンプで汲み出して久茂地川に流している。このため 4 つの風呂屋の井戸水はどんどん減り始めた、という（『沖縄タイムス』3 月 19 日）。

（４）ガーブ川沿いの下水道・歩道工事と諸問題

1968 年 3 月 13 日、市議会建設委員会は、市の建設部長と土木部長の案内で、那覇市牧志町・沖映通りの工事現場を視察した。この工事は、前年 6 月から進められているもので、「歩道をこれまでより高くするために、通りの両方の道路のヘリに土砂崩れを防止するガッター（壁）がつくられた。このガッターは 1m前後から 2mくらいのものもあり、しかも通りに面した家の軒下に接してつくられているため、家屋の出入り口が閉ざされたかっこうになっている。この通りは食堂、菓子屋、バー、理髪店などの商売をしている家が多く、この日、建設委員会のメンバーが現場に到着すると付近の人たちが数十人もつめかけ、〈店の入口がふさがれたために客足がバッタリ途絶え、開店休業を続けている〉〈商売ができないために、移転した店も多い〉〈自分の家に出入りするのにガッターにかけたはしごを登ったり降りたりし、まるで山登りだ〉として、①当面の生活費の補償、②家屋を歩道の高さ

まで上げるための工事費―の補償を訴えた。これに対し委員たちは〈予想以上の大きな被害だ〉と驚いた表情。委員たちは〈みなさんの要請が通るよう全力を尽くします〉と語っていた」（『琉球新報』３月 14 日）。

４月９日、建設委員会は、沖映通りの宮城嗣吉（みやぎしきち）通り会長を参考人として呼び、事情を聞いた。宮城会長は「工事着工前に市当局から説明を受けたが、専門的なことなので、歩道がどの程度上がるのか分からなかった。工事が進み、歩道のガッターが 1、2mに及び、通り会の各店の出入り口が塞がれたのであわてている」、「先年、私の経営している〈沖映〉を改築したさい、市当局に対し都市計画工事に伴って歩道の高さがどれくらい高くなるかを確かめた上で、その高さより十数cm高くして〈沖映〉をつくった。ところが、今度の歩道工事では当時、市当局が説明していた高さより 90cm 近くも高くなっており、都計の一貫性がない。この歩道はガーブ川のカルバート（川のふた）を高くしたことに伴って高くなっているものだが、同川からの水の氾濫を防止するためにはカルバートをこんなに高くする必要はない。これは明らかに設計上のミスである。必要とあらば本土から専門館を呼んで調査させてもよい」、「市当局は当然、被害者に補償金を支払うべきである」などと主張した（『琉球新報』４月 10 日）。

６月 13 日、沖映通り会の損害賠償要求陳情団（新垣哲男（あらかきてつお）代表）は、那覇市役所に押しかけ、新垣第二助役（建設担当）、花城建設部長と会い、38 万ドル余の物件・生活補償を要求した。これに対して新垣助役は、生活補償については支払ったケースがない、補償額は予算化されている８万 3000 ドルが妥当だと突っぱねたため、紛糾した（『沖縄タイムス』６月 13 日夕刊）。６月 25 日の建設委員会では、当局の算出した８万 3124 ドルの補償額を採択して、本会議に上程することを決めた（『沖縄タイムス』６月 26 日）。第 103 回市議会（定例会）は、６月 28 日、この議案を可決した（『琉球新報』６月 29 日）。

『沖縄タイムス』は、６月３日の社説で、下水道工事の問題点を交通問題の側から次のように論じた。「那覇市の下水道工事は、工区が都心部に迫るようになって、ますます交通混雑に輪をかけている。ただでさえ道幅が狭く、車両ラッシュでマヒ状態にあるところへ、方々で工事のための規制措置がとられているからだ」。「これまでの施工状況をみると、閑静な住宅街であろうと、往来の激しい幹線道路であろうと、一本調子で行われ、あまりに緩慢な感じを受ける。つまり、市民の利便とかスムーズな車両の通行をはかるといった配慮が、ほとんどなされていないように思う。商店街あたりから損害賠償の要求が出るのをみても、こうした不満が率直に表明されている」。工事を昼夜兼行で進めるようにすると予算が７割も膨れるというが、「予算の効率運用も、もちろん大事なポイントに違いないが、都市の機能保持についても、慎重に考慮すべき問題だ」。

（５）ごみ焼却場の建設

第 101 回市議会（臨時会）は、1968 年４月 18 日に開会され、その日、ごみ処理焼却工場の建設工事に関する請負契約について提案があった。花城直政建設部長の説明では、「1967 年度に完成しましたごみ処理場コンポスト工場に引き続き」なされるもので、「工事概要」は、建設場所がコンポスト工場隣の南風原村字新川伊武志川原 658 番地、敷地面積は 3,150.98 ㎡（954.84 坪）、建築面積は 455.60 ㎡（138.06 坪）。建築物は、地下１階、

地上３階の鉄骨造り、一部鉄筋コンクリート造り、屋根と壁は長尺カラー波型鉄板造り、塵芥焼却炉設備は焼却炉（能力８時間当たり 30 トン）２基。総工費は 56 万 5210 ドル、うち塵芥焼却炉設備が 43 万 6330 ドル、土木建築工事が 12 万 8280 ドル。

質疑は請負会社の選定をめぐって行なわれたが、慶佐次盛宏（けさじもりひろ）民生部長から、選定に当たっては、機械の構造と性能、本土各地での設置実績とその成績、建設費、アフターサービスの４点に注意を払いって検討したことが詳細に説明され、異議なく同意可決された。

（６）「奥武山競技場管理条例」の廃止と「町界・町名整理審議会」の設置

第 103 回市議会（定例会）は 1968 年６月５日に開会され、「奥武山競技場管理条例」の廃止と「町界・町名整理審議会」の設置が審議に付された。

「奥武山競技場管理条例を廃止する条例の制定」を説明した慶佐次盛宏民生部長は、次のように述べている。「奥武山競技場の管理につきましては、陸上競技場、庭球場、50m プールなど、次第に設備が増えてくるに従って、その管理については、運営経費面、財産施設の維持・改善面で困難性を増してくる傾向にありますので、市としてはかねてから財産所有者である政府［琉球政府］に対し、管理経費に対する補助金を増額するか、さもなければ政府による直営総合管理をしてもらうよう申し入れてありました。幸い政府は 1969 年度から直営管理の予算措置をしてあり、さらに 1968 年７月１日以降の管理事務委任を解除するという、文書による通知を受けました。従いまして、その管理事務を政府に返還し、関係条例を廃止するため、本案を提出いたしました」。

この議案は６月 10 日に建設委員会付託となり、６月 21 日に委員会報告を受けた。大山盛幸（おおやませいこう）建設民生教育委員長は、「収支の状況」を次の表のように説明を受けたと報告している。

維持管理費		使用料その他収入	
野球場	8,000 ドル	フェンス広告収入	5,000 ドル
陸上競技場	6,000～7,000 ドル	売店収入	1,800 ドル
競泳プール	9,700 ドル	野球場使用料	10%～20%
		競技場使用料	1,500 ドル
		プール使用料 （年間８ヶ月で）	2,500 ドル

「この収支状況から見ましても、政府有財産を市が管理することは好ましい状態ではないと、当局は説明を加えております」。「次に、管理を政府に移管するに伴って、その中にある市有地３万 0,512.58 坪の処遇について」は、既に 1959 年６月の市議会で、「３つの協力要件」が承認されている、それは市有地の無償提供（所有権は移転しない）、物件補償、道路建設の３つである、との説明であった。議員からは市有地の提供は無償ではなく、有償にできないかとの意見もあったが、既に約束したことであり、今はこれで進めて、いずれ検討したい、という当局の説明を了解して、全会一致で可決すべきと報告された。この報告のとおり可決された。

「町界・町名整理審議会」の設置については、６月５日の会議で、花城直政建設部長から提案理由の説明を受けた。「本市における住居表示が極度に混乱していることから、これ

をいかに改善するかについて、これまで調査検討してきました。その結果、地番整理による住居表示は困難であり、これに代わるべきものとして、現在本土で実施している新しい住居表示制度を採用するのが適当であるとの結論を得ました。このことから、本市では今後この基本方針に基づいて住居表示の改善をはかることを決定し、新年度から町界・町名の整理を実施することになっています。ところが、現行の那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例による委員会は、この町界・町名の整理を実施するにあたっての委員会としては、委員の構成が不備で、その任期についても定めがなく、またその名称も適当でないので､これを廃止し､これらのことを考慮に入れた新たな条例を制定する必要があります。以上のことから、委員の構成に関係官公庁および団体の代表と区域代表を加え、委員の任期を定め、名称を那覇市町界町名整理審議会として審議会設置条例を制定するため、この案を提出いたしました」。

この日は建設委員会付託となり、6 月 21 日にその報告が行なわれ、若干の質疑があったが、原案のとおり可決された。

（７）「市町村議会議員及び市町村長選挙法」の制定

立法院は、1968 年 7 月 15 日に、「市町村議会議員及び市町村長選挙法」（立法第 74 号）を制定した。第 1 章・総則、第 2 章・選挙権及び被選挙権、第 3 章・選挙に関する区域、第 4 章・選挙人名簿、第 5 章・選挙期日、第 6 章・投票、第 7 章・開票、第 8 章・選挙会、第 9 章・候補者、第 10 章・当選人、第 11 章・特別選挙、第 12 章・選挙運動、第 13 章・選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附、第 14 章・争訟、第 15 章・罰則、第 16 章・補則、全 211 条である。

（８）西銘市長最後となる「1969 年度施政方針」

1968 年 6 月 5 日、西銘市長は、第 103 回市議会（定例会）で「施政方針」を述べた。その冒頭で､「私は、まもなく市長としての職を去るのでありますが、1962 年 1 月 12 日に市長に就任して以来、市民の信頼と要望にこたえるため、常に市民のための市政、市民とともにあゆむ市政を念頭に、市民との話し合いのパイプとして〈市民相談の日〉を開設し、さらに公報公聴の充実強化をはかり、それをもとに一貫して市政運営の基本を〈計画的な市民福祉の向上〉におき､よりいっそう健康で明るい文化的な那覇市のまちづくりのため、常に〈調和と躍進〉を基調とし、誠意と勇気をもって全力を尽して市民福祉の向上にまい進してまいりました」と、自身の市政を総括している。

そして、都市計画事業の推進、道路の建設、河川・排水路の整備、区画整理事業、不良住宅改造事業、水資源の確保、市場と公会堂の建設、社会福祉行政、環境衛生対策、下水道事業、保険衛生対策、産業経済対策、新港の建設、市の財政と内部体制の強化に触れ、消防機能の強化を述べて、結んでいる。このうち、新港については､「新年度から日政援助をもとに 4 か年計画により、1972 年度完成をメドにして、今その 1 年次設計を完了し」たとしている。

（９）「沖縄の法的地位に関する政府の統一見解」

1968 年 9 月 7 日に、「沖縄の法的地位に関する政府の統一見解」が発表された。「①〈潜在主権〉の観念…〈潜在主権〉という言葉には、特別の定義はないが、立法、司法、行政の 3 権の行使を米国に認めてもなお日本に残っている領土主権の根源的なものというほどの意味である。…②日本国憲法の沖縄における適用…日本国憲法は、観念的には、同地域にも施行されていると解される。しかし、現実には、…憲法の具体的適用はない。③平和条約第 3 条と信託統治　サン・フランシスコ平和条約第 3 条は、…合衆国が必ず信託統治の提案を行なわなければならないとは規定していないし、また、提案することについて期限を切ってもいない。従って、米国が、信託統治の提案を行なわないことをもって、同条違反であるとか、米国による施政権行使の根拠が失われたとかいうことはできない。④国連憲章第 78 条と信託統治…⑤施政権の返還　米国がいずれは施政権を返還する意図を有していることは、1962 年 3 月 19 日のケネディ大統領の声明、並びに本年 1 月 13 日の佐藤総理・ジョンソン大統領共同声明によっても明らかである。施政権が全面的に返還される場合は､奄美大島のような処理の仕方になるであろう(日米間に協定を締結する。)それが、とりもなおさず、いわゆる〈祖国復帰〉ということである。施政権と基地との分離、あるいは施政権の段階的返還という構想が一部でいわれているが、当面は権限が拡大された日米協議委員会等を通じて、沖縄施政にわが国の意向を積極的に反映させることに努め、自治の拡大を含め、各分野における沖縄と本土との格差を解消し、本土とのつながりを深めることにより、本土復帰の日に備えることに努力すべきであると考えられる。なお、日米協議委員会では、施政権返還問題を討議の対象とされないことになっている。⑥沖縄問題の国連付託の可否…沖縄問題は、…日米友好関係を背景とする日米間の相互信頼に基づき解決を図るべき問題である。…⑦沖縄と安全保障条約…」(『沖縄問題基本資料集』P624－625)。

（10）日本政府の「一体化に関する基本方針」

日本政府の「一体化調査団」が来沖し、報告書を出した。政府は「一体化に関する基本方針」を閣議決定した。

1968 年 7 月、日本政府一体化調査団の報告書『本土・沖縄一体化調査報告書』が提出された。この調査団は、日米琉諮問委員会の派遣要請に基づいたものである。このような調査が次々と積み重ねられていって、沖縄の復帰対策は進んでいった。1968 年 11 月に「日本本土と沖縄との一体化に関する基本方針について」が閣議で決定されている。

「①沖縄の本土復帰に備え、本土と沖縄の一体化は明年度以降おおむね 3 ヵ年間で完了するものとする。②一体化の対象としては、とくに教育、社会福祉、産業基盤の整備、市町村行財政等に重点をおくものとする。③明年度の対沖縄財政援助費は、一体化推進の線に沿って拡充するものとする。④本土、沖縄の一体化施策の推進に当たっては、予想される沖縄経済の急激な変動を避けるため、必要な暫定措置を検討するものとする。⑤沖縄住民の有する戦前の日本郵便貯金等に関する債権については、できるだけ速やかにその解決をはかるものとする」(前出『戦後沖縄経済史』P772－773)。

（11）統計に見る 1960 年代の那覇市

那覇市が刊行した『第 10 回那覇市統計書　1970 年版』（1971 年 3 月 20 日）によって、1960 年代の那覇市の各種統計数値を見ることにする。圧縮したり、表記方法を変更したりした。

イ　市域の変遷

1921 年 5 月 20 日市制施行、面積 48,200 千㎡。1953 年 3 月 30 日、西新町 3 丁目地先公有水面埋立地 61 千㎡編入。1954 年 9 月 1 日、首里市 6,710 千㎡と小禄村 11,100 千㎡を編入して、23,691 千㎡となる。1956 年 8 月 10 日、那覇商港地区公有水面埋立地 12 千㎡編入。1957 年 12 月 17 日、真和志市 12,310 ㎡を編入して 35,012 ㎡となる。以下、公有水面埋立地 18 件があり、1967 年 8 月 18 日現在は 35,780 ㎡となっている。

ロ　軍用地

1969 年 12 月 31 日現在、10,753 千㎡、うち小禄地区が最も多く 7,653 ㎡、真和志地区 2,509 千㎡、旧那覇地区 579 千㎡、首里地区 12 千㎡。

うち市有地 77 千㎡、国県有地 1,876 千㎡、個人有地 8,383 千㎡、無番地 417 ㎡。

ハ　地目等級別、坪当たり年間最高借賃

宅地　1 等級 26 ドル 76 セント～30 等級 96 セント
田　　1 等級 1 ドル 05 セント～5 等級 34 セント
畑　　1 等級 1 ドル 05 セント～5 等級 34 セント
原野　1 等級 30 セント、2 等級 14 セント
山林　1 等級 30 セント、2 等級 14 セント
雑種地・池沼・公衆用道路・運河用地・溜池　1 等級のみ　24 ドル 72 セント
塩田・鉱泉地・公用地・公共用地・古文化財指定地　1 等級のみ　26 ドル 76 セント

ニ　台風（那覇で最大瞬間風速が 30m 以上のもの）

年月	台風番号及び呼び名	最大風速 m／s	最大瞬間風速
1961 年 9 月	第 18 号　ナンシー	28.4m	39.2m
1961 年 10 月	第 23 号　ティルダ	40.0m	58.2m
1962 年 7･8 月	第 9 号　ノラ	27.5m	46.5m
1962 年 11 月	第 28 号　キャレン	24.5m	36.4m
1963 年 6 月	第 4 号　シャーリー	37.7m	56.8m
1965 年 8 月	第 15 号　ジーン	26.7m	42.8m
1966 年 9 月	第 16 号　アリス	36.3m	55.3m
1966 年 9 月	第 24 号　ヘレン	29.5m	41.4m
1967 年 10 月	第 34 号　ダイナ	22.8m	30.8m
1968 年 9 月	第 16 号　デラ	31.2m	44.5m
1969 年 8 月	第 9 号　コラ	34.8m	52.5m
1969 年 9 月	第 11 号　エルシー	20.7m	32.0m
1969 年 10 月	第 12 号　フロシー	21.0m	35.6m

ホ　人口

1959 年 218,316 人、1961 年 231,787 人、1963 年 251,661 人、1965 年 259,251 人、1967 年 281,522 人、1969 年 296,366 人

ヘ　事業所数と従業員数（1967 年）

産業別	事業所数	従業者数				
		総数	役員	個人業主	家族従業者	常用雇用者
総数	15,971	83,458	3,033	14,284	3,695	62,446
漁業など	27	986	40	9	－	937
建設業	308	5,590	137	236	31	5,186
製造業	941	13,486	497	750	280	11,959
卸小売業	10,379	33,032	775	9,754	2,733	19,770
金融保険業	155	3,511	177	66	12	3,256
不動産業	171	517	78	115	10	314
運輸通信業	290	10,969	404	85	4	10,476
電気水道業	5	458	23	－	－	435
サービス業	3,584	14,634	899	3,164	562	10,009

（注）この他に、農業（109 所、256 人）、鉱業（2 所、19 人）がある。

ト　農業（1969 年）

農家戸数 1,279 戸、耕地面積 35,234a（田は首里崎山町に 79a、石嶺町に 2a、松川に 13a）。乳牛 164 頭、役肉牛 27 頭、豚 14,386 頭、山羊 302 頭、鶏 167,775 羽、馬 15 頭。

チ　住宅（1969 年 3 月 1 日現在）

住宅　65,700　居住世帯あり 60,300（同居世帯なし 55,900、同居世帯あり 4,400）
　　居住世帯なし 5,300（あき家一時現住者のみ 3,700、建築中 1,700）
住宅以外の人が居住する建物　910
外人専用住宅　1,200

リ　3 港別貿易額（1969 年）

輸入総額 421 百万ドル、那覇港 296 百万ドル、泊港 105 百万ドル、空港 20 百万ドル
輸出総額 95 百万ドル、那覇港　48 百万ドル、泊港　44 百万ドル、空港　4 百万ドル

ヌ　金融機関店舗数（1970 年現在。カッコ内は本店数）

総数 88（14）、普通銀行 24（2）、相互銀行 26（2）、政府機関 3（3）、商工信用協同組合 5（1）、生命保険 16（2）、損害保険 2（2）、信託 7（12）

ル　産業別市民所得（1969 年度）

総額 23,305 万ドル（100％）、農林水産業 635 万ドル（2.7％）、建設業 1,652 万ドル（7.1％）、製造業 2,536 万ドル（10.9％）、卸小売業 4,710 万ドル（20.2％）、金融保険不動産業 4,397

万ドル（18.8%）、サービス業1,813万ドル（11.3%）、公務3,716万ドル（15.9%）、軍雇用1,191万ドル（5.1%）、その他。

ヲ　市内の自動車台数（1966年4月30日現在）
総数25,237台（自家用23,019台、営業用2,218台）
（バス776台、トラック1,710台、普通乗用車8,158台、小型四輪4,210台、軽自動車3,445台、自動三輪340台、原付自転車5,836台、その他）

ワ　電話機数（1969年）
総数27,892（すべて自動式、68年には共電式が304あり）

カ　本土集団就職状況（1969年）
総数3,568人（中校卒393人、高校卒961人、一般1,367人）

ヨ　保育所数（1969年）
保育所数17、保母数120人、収容定員1,309人

タ　学校（1969年）
幼稚園数22（教員188人、児童数5,997人）
小学校数22（教員1,021人、生徒数34,021人）
中学校数12（教員670人、生徒数17,538人）
特殊学校3（教員98人、生徒数474人）
高校入学志願者数9,997人、入学者数6,153人、入学率61.5%

レ　テレビの普及率（1969年11月30日現在）
台数81,000、人口294,993人、世帯数71,619、普及率113.1%

（12）西銘市長の辞任、初の主席公選で屋良当選

1968年1月31日、ジョンソン大統領は、大統領行政命令を改正して、琉球政府の行政主席を公選にすることを発表した。2月1日、アンガー高等弁務官は、立法院の開会メッセージで、主席選挙は11月に実施すると発表した。

革新側は、沖縄社会大衆党、沖縄人民党、日本社会党が一致して、労働組合などを含め102団体で「主席・立法院議員総選挙革新共闘会議」を結成して、屋良朝苗（やらちょうびょう）（沖縄教職員会会長）を推した。自由民主党は西銘順治（にしめじゅんじ）（那覇市長）を立てた（10月20日、西銘市長は、市議会の同意を得て市長を辞任した）。争点は、屋良候補の「即時無条件全面復帰」と、西銘候補の「準備もできていないのに復帰すれば、昔のイモとハダシの苦しい生活に戻る」という時期尚早論との対立となり、11月10日に実施された選挙で、屋良が当選した。屋良23万7643票（53.5%）、西銘20万6209票、他に野底武彦（のかたけひこ）（無所属）279票であった。

同時に行われた立法院議員選挙では、革新３党は統一候補を立てたが、32 議席のうち 14 議席で、自民党の 17 議席に及ばなかった。他に自民党系無所属 1。この選挙で、長く被選挙権を奪われていた沖縄人民党の瀬長亀次郎委員長(元那覇市長)が議席を回復している。

主席選任制度の変遷と主席名

1952. 4	直接任命方式。民政副長官（→民政長官）が直接任命する。 1952. 4～56.10　比嘉秀平 1956.11～59.10　当間重剛
1959.11	政党推薦方式。政党の推薦した者の中から高等弁務官が任命する。 1959.10～60.11　大田政作
1960.11	第１党方式。立法院の第１党から高等弁務官が任命する。 1960.11～64.10　大田政作
1962. 3	立法院による指名方式。立法院が指名した者を高等弁務官が任命する。1964.10～66. 3　松岡政保
1966. 3	立法院議員による間接選挙方式。立法院が選出し、高等弁務官が任命する。1966. 3～68.11　松岡政保
1968. 2	公選制。1968.11～72.5　屋良朝苗

第４章　第１期平良良松市政と議会

第１節　平良市長の誕生

（１）那覇市長に平良良松当選

主席選挙が革新統一候補の当選、特に那覇地区では革新側の大勝という結果を受けての那覇市長選挙は、自民党側に不利とは見られていたが、保守系市議団 20 人が自分の選挙と同じように取り組み、その支持票をしっかりつかめば十分勝てるとし、西銘市長の下での第一助役を務めた古堅宗徳で戦うことにした。西銘順治市長の「実績」の評価を問うという方針の現われであった。しかし、内部には見送り論も出るなど、足並みの乱れがあり、公党の面目をかけるという意地の選挙となったにすぎない。

一方の革新側は、那覇市政革新共闘会議（宮里栄輝議長）として取り組み、社会大衆党の会計長・平良良松を統一候補とした。こちらは楽観ムードをいましめさえすれば当選できると踏んでいた。そして市域外からも、革新系議員、労組、青年、学生の活動家を動員して一致して戦う、とした。また、本土からの支援も受けいれた。こちらは「屋良政府を支える」ということをアピールした。

選挙の結果を左右するものとして、創価学会・沖縄公明会の票が注目された。公明会所属の那覇市議 4 人は、西銘市政に全面的に協力してきたことから、主席・立法院選では大半が自民側に流れるものとみられていたが、実際は 6 対 4 の割合で革新側に流れたとされ、自民党側はその協力を取り付けようとしたが、公明会としては「厳正中立」の立場であると表明した。

1968 年 12 月 1 日の那覇市長選挙で、当選お礼をする平良良松（右）と宮里栄輝（『那覇百年のあゆみ』）

那覇市長選挙の投票は、1968 年 12 月 1 日にあり、投票率は 78.54％という高さであった（前回も 79.08％）。革新統一の平良良松（沖縄社会大衆党）が 7 万 8611 票（67％）を獲得し、当選した。相手候補・古堅宗徳（自民党公認）は 3 万 8722 票で、その差は 3 万 9888 票という大きさであった。

平良は、12 月 11 日に那覇市長に就任した。

（２）Ｂ52 戦略爆撃機の墜落炎上と、市議会の抗議決議

1968 年 11 月 19 日、アメリカ空軍の嘉手納基地内で、戦略爆撃機Ｂ52 が離陸に失敗して墜落するという事件が発生した。「午前 4 時ごろ、嘉手納基地内で…発生した。現場は嘉手納村屋良から美里村（現沖縄市）知花に通ずる 16 号線（現沖縄―嘉手納線）より数十メートル離れた同基地内の離着陸地点。同機は離陸寸前に大音響とともに爆発・炎上したもので、未明の空がまっ赤な火柱に焦げ、キノコ状の噴煙が百数十メートルも噴き上げた。爆発音は遠く那覇までも届いたといわれる。墜落現場からは断続的に爆発音が響き、爆風

により屋良部落一帯の窓ガラスが割れ、付近住民が着のみ着のままで避難するという戦場さながらの大騒ぎとなった。現場から数十メートル四方には同機の焼けた破片・残骸などが散乱、16 号線は全面通行止めとなった。また同事故により知花弾薬庫近くの原野が延焼するなど米軍も大混乱した」(沖縄タイムス社編『沖縄大百科事典』、福地昿昭執筆)。

1969 年 1 月 30 日　那覇市臨時議会最終本会議で、保守議員から「2・4 ゼネスト回避決議」提出の動きがあったため、生命を守る県民共闘会議の約 130 人が傍聴に押し寄せ、緊迫した空気に包まれる（琉球新報社提供）

那覇市議会も、事件発生の当日、「Ｂ52 機と核基地の即時撤去、原潜寄港の即時取り止めを要求する決議」を可決した。「那覇市議会は、Ｂ52 機移駐後の去る 3 月 9 日〈那覇市民の総意を体し、全県民の生命と財産を守り、戦争の危機から開放するため、Ｂ52 戦略爆撃機の移駐に抗議し、その即時撤去を要求すると共に、出撃基地化に反対し、沖縄を戦争に巻き込む一切の戦争行為を即時取り止めるよう〉強く要求した。しかしながら、米軍当局はわれわれのこの切実な要求を無視し、今日までＢ52 機を常駐させ、ベトナム戦争に出撃させてきた。その結果、ついに今回の大事件を引き起こしたのである。この墜落爆発事故は、起こるべくして起ったものであり、怒りのためいまさらいうべき言葉を持たない。基地が存在する限り、このような事故はなくならないであろう」。

那覇市長選挙は、その 12 日後に行なわれたのであった。

革新陣営は、直ちに「いのちを守る県民共闘会議」を結成し、翌年 2 月 4 日に「ゼネスト」をうつことを提起した。これは曲折があって結局は回避され、当日は「共闘会議」主催の「Ｂ52 撤去要求県民大会」が開催されるにとどまったが、日米両政府をして沖縄問題の早期解決への取組み促進に駆りたてることになった。

また、那覇市議会は 1969 年 4 月 18 日、恒例で 12 回目になる「沖縄の施政権返還に関する要請決議」を全会一致で可決している。

（３）新市長就任初の定例市議会と助役・部長人事

就任まもない平良市長を迎えての第 107 回那覇市議会（定例会）が、1968 年 12 月 18～21 日に開催された。市議会の構成は、与党 6 人、野党 23 人（市政クラブ、新風会、公明会、無所属）であり（1 人欠員)、極端な少数与党体制であった。

もう一つの“国際通り”　1968 年 12 月当選した平良良松市長は、就任と同時に市長室、同応接室を市民に開放。市長自ら、廊下から市長室までを“国際通り”と呼び、市民との対話を重視した。しかし、“千客万来”に、対応する職員はてんてこ舞い。

平良市長は、12 月 18 日の議会に、第一助役に稲嶺成珍（琉球生命社専務)、第二助役に前田武行（弁護士）を提案したが、これは全会一致の同意を得た。19 日には一般質問が行なわれ、市政胎土、交通、下水道、安謝新港建設、衛生行政、上下水道料金値下げ、減税などについて質疑が行なわれた。

なお、23 日には、総務部長に親泊康晴、経済民政部長に平良浩、建設部長に水間平、土木部長に内間安春を、27 日には、市長公室長に平良清安（官公労書記長）をそれぞれ任命した。

平良市長の市政改革は、市長室・応接室の市民への開放、ガラス張りの入札として分割指名競争入札への移行、「市民相談室」の常設、「青空対話」の実施、職員採用に試験制採用などから着手されていった。

（４）那覇新港の建設

1969 年 1 月 20 日、第 108 回市議会（臨時会）が開催され、那覇新港の建設に伴う工事請負契約と物品購入契約の議案が提出され、22 日に建設委員会に付託された。

30 日、建設委員会の審査報告がなされたが、その中で比嘉佑直委員長は、この新港建設事業は 1972 年度の完成をめざして、本年度（1969 年度）から着工されるように計画されているもので、総工費 80 万 1474 ドル（岸壁工事費 30 万 8800 ドル、物品購入費 49 万 2674 ドル）、うち日本政府援助が 75%、琉球政府 15%、那覇市 10%の負担区分であることを述べた。そのうえで、この入札に際しては、琉球政府の補助指令によって、9 業者を特定して指名するように条件がついているとし、このことについて「委員会の意見」として、このような限定は好ましくない、政府と交渉して改めるべきだと要望を出し、これに対して市当局がその意向を受け入れたことを報告した。

また、比嘉委員長は、工事と 3 種の物品購入について、市の見積額と業者の落札額を示し、工事で 6 万余ドル、物品購入で 6 万 5000 余ドルの落札差額が生じていることを報告した。入札のあり方について、議員の中から、入札に際して業者の特定だけでなく、物品の特定も行なわれているので、実際上は「競争入札」にはならず、実質は「随意契約」となっているのではないかという疑問も提起されている。

議会は、この議案に同意を与えた。

（５）下水道条例の制定

1969 年 3 月 31 日、「那覇市下水道条例」が制定された。これは、2 年前の 67 年 9 月 4 日に立法院で制定された「下水道法」（同年 11 月 1 日施行）によって制度が変わり、公衆衛生の向上に寄与せしめることなどを取り入れたものである。制定に当たっては、日本政府建設省計画局長および厚生省公衆衛生局長通達による「標準下水道条例」と、大阪市や福井市などの条例を参考にしている。7 章 37 条からなり、第 1 章は「総則」（趣旨と用語の定義）、第 2 章は「排水設備の設置等」、第 3 章は「公共下水道の使用」、第 4 章は「行為の許可等」、第 5 章は「下水道敷の占用」、第 6 章は「雑則」、第 7 章は「罰則」となっている。

（６）平良市長の「1970 年度施政方針」

平良市長は、1969 年 6 月 9 日、第 113 回市議会（定例会）で 1970 年度（69 年 7 月～70 年 6 月）の施政方針を発表した。

まず、「市政の目標が市民のしあわせを守り、広範な行政の各分野におよぶ多様な市民の

権利が正当に守られるために最善の努力と施策を尽すことが地方自治の理念であることを確信し、新たな決意をもって市民の付託にこたえたいと思う」と述べて、「基本的問題」は施政権の「即時無条件全面返還」であること、それにかかわる「大衆運動の側に立」つ、「市政に対する不当な干渉や条件を排除し、自治権を拡大」すると宣言した。

柱としては、「民主市政を高める」、「明るいまちをつくり、こどもの福祉と市民生活の向上をはかる」、「教育と文化を発展させる」、「近代都市づくりをおこなう」の４点を挙げている。

（７）泊・安謝間公有水面埋立事業

この第 113 回議会では、「泊・安謝間公有水面埋立事業」に伴う工事請負契約が議題になった。当局の提案理由では、全体で 136 万 5081 ㎡の計画であるが、その第 4 次埋立工事第 2 工区、17 万 7862 ㎡について、18 社を選定指名し、競争入札をした結果を示し、その落札者と仮契約をしたとした。199 万 8800 ドルの予定価格に対して、落札額が 135 万 3075 ドルで、64 万 5725 ドルの減額になっていることについて、若干の質疑があったが、建設委員会に付託された。その審査結果を受けて、6 月 28 日、原案どおり同意された。

安謝の那覇新港建設工事が始まった。1969 年 3 月 17 日、その起工式が開催され、屋良行政主席、星立法院議長ら来賓を迎え、関係者多数の参加のもと、平良市長と、工事を請け負う南洋土建社の比嘉社長が鍬入れの儀式を行い、工事の安全と完工を祈願した。工費は 1811 万ドル（日本政府 75%、琉球政府 15%、アメリカ政府 9%の援助がある）、4 年計画で 72 年完工目標、2～5 万トン級の超大型船舶が同時に 2 隻以上接岸可能となる予定である。「那覇・泊両港で取り扱った貨物量は、55 年から 65 年までの 10 ヵ年で 10 倍に増えた。現在すでに飽和点を越えて許容量の 2～3 倍に達する貨物があるため、荷さばきに混乱をきたす一方、港湾が狭く、バース待ちのための滞船が慢性化するなど、港湾機能はマヒ状態に陥っている。那覇市をはじめ政府、港湾関係者は、かねてから新港の建設を急いでいた」（『沖縄タイムス』1969.3.18）。

（８）市議会議員選挙と正副議長の選出

1969 年 7 月 20 日、那覇市議会議員選挙が実施された。結果は、沖縄社会大衆党 6 人、公明会 5 人、沖縄自由民主党 4 人、沖縄人民党 4 人、無所属 11 人であった。

当選者は次のとおりである（得票順）。

玉城栄一（公明・新）、安見福寿（公明・現）、友利栄吉（公明・現）、椿秀義（公明・現）、大浜長弘（公明・現）、中村昌信（社大・新）、宮城武（自推・新）、金城重正（自推・現）、高良文雄（無・新）、仲村正治（無・新）、瀬長フミ（人民・現）、仲本安一（社大・現）、上原綱正（無・新）、平良信一（無・新）、久高友敏（人推・現）、金城吾郎（社大・現）、黒潮隆（人民・現）、島袋宗康（社大・新）、国吉辰雄（社大・新）、国吉辰雄（人民・新）、平良玄昌（無・新）、儀間真祥（人民・現）、喜舎場盛一（自推・現）、喜久山朝重（自推・現）、辺野喜英興（自推・現）、金城甚勝（社大・新）、又吉久正（無・現）、宮里敏慶（無・現）、比嘉佑直（無・現）、真栄城嘉園（無・現）

沖縄自由民主党の４人と無所属議員10人で「新政会」会派を結成した。与党は６議席から11議席へとほぼ倍増したものの、野党14議席には及ばなかった。なお、公明会５議席がどのような立場をとるか、未知数の部分は残った。

８月７日、第114回那覇市議会（臨時会）で、正副議長の選出が行なわれた。議長には辺野喜英興（沖縄自由民主党）が新政会14人と公明会５人の支持で当選したが、副議長の選出は紛糾した。同じ沖縄社会大衆党から金城吾郎と仲本安一の名があがり、曲折があったが、仲本が与党11人と公明会５人の支持で選出された。新政会は金城を推した。そして、常任委員会の委員長には、総務・黒潮隆、建設・比嘉佑直、経済民生教育・椿秀義が選任され、議会運営委員会の委員長には金城吾郎が選任された。

（９）毒ガス漏れ事故とその撤去

基地にかかわる問題は絶えなかった。1969年２月18日には、戦争の最中のベトナムに、沖縄の船員24人が派遣された。これを問題視すると、アメリカ軍は、乗船拒否した者は全員解雇すると脅迫した。３月13日、沖縄のアメリカ軍基地を拠点にして、「米韓合同空輸演習」が展開された。３月19日、琉球政府は、那覇商港底土からコバルト60の高い数値が検出されたことを発表した。

そして７月18日、『ウォール・ストリート・ジャーナル』は、沖縄にGB・VXなどの致死性の猛毒ガスが配備されていること、７月８日にこれらの毒ガス部隊でGBガスのガス漏れ事故があって24人のアメリカ兵が被害を受けたと報じた。７月21日、屋良主席はアメリカ民政府のカーペンター民政官と会見してこの事実を確かめるとともに、その撤去を要求した。復帰協、原水協、革新諸党も抗議声明を発表し、７月29日には「毒ガス即時撤去要求県民大会」を開催した。

８月７日、那覇市議会は、「毒ガス、細菌及び放射能兵器の即時撤去を要求する決議」を全会一致で可決した。「米国が、沖縄に核兵器を装備し、現にＢ52 爆撃機によるベトナムへの出撃を繰り返し、県民に不安と恐怖を与え、その撤去を要求している中に、サリンより10倍も強力な、致死性毒ガス、細菌及び放射能兵器が沖縄に配置され、現に事故が発生していることは、県民にとって一大衝撃である。1952年のジュネーブ協定書によって禁止されている毒ガス兵器を沖縄に配備していることは、毒ガス戦を禁止する国際協定に反し、世界人類への挑戦である。このことは、人道上絶対に許されるべきものではない。われわれは、米国がこのような兵器を沖縄に保有し、県民の生存権を無視した行為に対し、厳重に抗議すると共に、一切の毒ガス、細菌及び放射能兵器の即時撤去を、那覇市第114回議会の名において強く要求する」。

（10）繰り返される全軍労スト

1968年ころからアメリカ軍の基地従業員大量解雇の嵐が吹き始めた。全沖縄軍労働組合（全軍労）は、これに対して４月24日の「10割年休闘争」、69年６月５日の「24時間スト」などで対抗した。

「この日［６月５日］、全軍労は各基地の主要ゲートにピケを張り、県内の各労組、革新政党も支援に立ち上がって、まさに島ぐるみ闘争の形となった。これに対し、米軍は着剣

した完全武装の兵隊を繰り出した。銃剣下のストだ。いくつかのゲートで、米兵と労組員の小ぜり合いがあった。そんな中で、牧港兵站部隊城間ゲート（現浦添市）前では、武装兵が労組員らに襲いかかり、激励に行っていた安里積千代沖縄社会大衆党委員長が、銃剣で背広の袖口を引き裂かれ、けがをした。労組員も数人が負傷した」(『屋良朝苗回顧録』P153)。

1969 年 12 月 4 日、アメリカの四軍合同労働委員会は、1900～2800 人の軍雇用員を、70 年 1 月から 5 月にかけて 3 回にわたって実施することを発表した。全軍労は直ちに強力な解雇撤回闘争を展開することを宣言した。12 月 21 日には第 18 回の臨時大会を開催して「闘いの基本目標」を決定し、三波に及ぶ実力行使の計画を打ち立てた。1970 年 1 月 7 日に第一波 48 時間スト、1 月 17 日からは第二波 120 時間ストも闘われた。4 月 8 日になって、軍との間に「暫定的協定」が締結され、「1970 年 4 月 8 日から 6 月 30 日までの期間中に全軍労は集団行動は行わず、また米軍はその権限内でこれまで合同労働委員会が発表した範囲を越えた人員整理の実施を避けるよう、あらゆることを行って、双方が平和的な雰囲気で誠実な交渉を継続することに同意する」などの約束を交わして、闘争は一段落した（上原康助『基地沖縄の苦闘 ―全軍労闘争史』P405－406)。

（11）市内のアメリカ軍基地撤去要請

第 115 回市議会（定例会）は、1969 年 9 月 18 日から 25 日までの日程で開催された。その最終日に、「与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請決議」と「那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議」が、それぞれ全会一致で採択された。

「与儀ガソリンタンク」の決議文の要旨は、次のとおりである。「那覇市における与儀ガソリンタンクをはじめ軍使用土地は市全面積の 3 分の 1 に達し、都市計画上大きな障害となっているばかりでなく、とくに与儀ガソリンタンクは住居地域に隣接しているため危険を伴い、いついかなる事態が発生するか予測できないものがあり、市民生活を極度に不安におとしいれている。よって、与儀ガソリンタンク用地、マーニング社使用土地及び米軍住宅地域等、軍使用土地のすみやかなる解放を強く要請する」。ここで「マーニング社使用土地」とあるのは、現在の国道 58 号線の西側で、松山通りから久米町一帯に広がる地域が、アメリカの私企業マーニング（宅地貸出業）に占拠されていたものをいう。また、「米軍住宅地域」は、「牧港住宅地区」と呼ばれていた、上之屋・銘苅一帯の現在の新都心地域のことである。

また「国県有地の民移管」の決議文の要旨は、次のとおりである。「那覇市には 83 万余坪の国県有地があるが、これらの土地は米国民政府の管理下におかれ、都市建設計画の大きな障害となっている。われわれはこれらの国県有地をすみやかに民に移管し、近代的町づくりに使用できるよう強く要請する」。なお、この場合の「民」は、「軍」と対比した「民」であり、琉球政府や那覇市を含めた「民」を意味している。

（12）牧志公設市場問題

牧志公設市場問題は、那覇市議会での与野党攻防の一つの焦点であった。西銘前市長が進めた牧志公設市場の建設とそこへの移転促進については、業者の間で反対派・牧志公設

市場連合会（我那覇生吉会長、約 460 人）と、賛成派・市場開設期成会（西銘真栄代表、約 150 人）とに分かれており、革新は反対派を応援し、保守は賛成派とつながっていた。平良良松も市長になるまでは、反対派を支持していた。

1969 年 3 月 13 日付の『沖縄タイムス』は、次のように報じている。「那覇市の公設市場移転問題が再燃。当局は苦しい立場に追い込まれ対策に頭を痛めている。総額 70 万ドル余を投じて建設中の新公設市場は 90％完成しているが、西公設市場の組合員 464 人は移転に反対、現在の市場敷地を利用して新築することを希望しており、建設中の市場はあき家になる公算が強い。さらに、地主の上岡作太郎氏との賃貸借契約もからんできており、市民の台所“鮮魚・生肉市場”をめぐる紛争は白熱化してきた」。西銘市長のとき「新市場建設計画するものと並行して、現在の公設市場の地主・上岡作太郎氏との土地賃貸借契約についても検討を加え、〈新市場が完成すると同時に全員が移転、土地を地主に返す〉という契約解除の確約を行なった」。これを引き継いだ平良市政は、検討を重ねているが、「具体策がなく、苦しい立場に追い込まれている」。

第 109 回市議会（定例会）は、3 月 20 日から 31 日までの日程で開催された。その冒頭の 20 日、公設市場連合会の代表約 50 人が那覇市役所につめかけ、新公設市場への移転中止を平良市長に陳情した。22 日の議会でも質問が出され、平良市長は「これは 3 代の市長が取り組んできた問題である。市民の福祉向上をはかるという立場から検討中である」と答えた。

4 月 25 日、那覇牧志公設市場連合会の約 100 人は、新市場への移転反対を叫んで、平和通りと国際通りをデモ行進し、市役所前で抗議集会を開いた。

第 113 回市議会（定例会）は、6 月 9 日から 24 日までの日程で開催された。6 月 13 日、平良市長は一般質問に答えて、「市場の移転は既定方針どおり行ない開設する。用途の変更は考えていない」と、初めて市当局の方針を明らかにした。しかし、移転反対の業者団体は、あくまで反対だとの談話を発表した。6 月 28 日に事態はまた転換した。翌日づけの『琉球新報』は次のように報じている。「那覇市定例議会は 28 日午前 10 時から最終本会議を開き、…20 日間の全日程を終えたが、反対陳情につめかけた約 400 人の業者が、本会議終了後、自民党議員団をとりかこみ、激しく抗議するとともに、平良市長に対しても市場移転はしないという公約を守れと詰めよるなど、大荒れに荒れた。しかし、平良市長が、これまで議会で明らかにしていた〈既定方針どおり移転を行なう〉との態度を変え、〈移転はさせない。用途変更を検討する〉と回答したため、業者は午後 6 時半ごろ引きあげた」。「平良市長は〈議会対策上、継続事業は既定方針どおり行なうというほかなかった。しかし、みなさんがこれだけ反対しているので移転はさせない。用途変更を検討する。みなさんも現市場を今後ど

1969 年 6 月 28 日　牧志公設場移転問題で、反対陳情につめかけた業者（琉球新報社提供）

うしていくか検討してほしい〉と回答した」。

こうして、公設市場問題の行方は、市議選後に持ち越された。

（13）市議選後の公設市場問題

注目された1969年6月の市議選の結果は、すでに見たように、与党が絶対少数の状態を脱したとはいえ、過半数には足りず、公明会の5議席がキャスティングボードを握った形となった。一方、西市場の地主3人が、敷地の返還を要求してきた。今の業者が入居しないのであればと、別の業者から入居希望が出されてもきた。琉生住宅社は建物をまるごと借りたいといってきた。

第115回市議会（定例会）は、9月18日から25日までの日程で開催された。20日の議会については、当日の『琉球新報』夕刊は次のように報じている。「開会中の第115回那覇市定例議会の一般質問は、20日午前10時から行われたが、注目の牧志公設市場移転問題で、市当局と野党間で激しいやりとりが行なわれ、傍聴に押しかけた移転反対者が騒ぐなど、議場はヤジと怒号で、議事が一時中断するほど大荒れに荒れた」、「新政会の金城重正議員が平良市長の政治姿勢を〈八方美人の野良犬市政〉と決めつけ、市場問題を激しく追及したが、新市場移転に反対する業者約300人が傍聴席から激しくヤジと怒号をあびせかけ、議事が一時中断するなど騒然となった」、「この間、傍聴席の反対業者は金城議員の発言にひとつひとつ激しいヤジをとばし、また、市長の答弁には激しい拍手を送るなど、議場内は大荒れに荒れ、野党議員の中から〈これでは審議不可能だ。議長職権で議場を整理せよ〉との怒号がとぶなど、議事が一時中断するほどだった」。

1969年9月20日　牧志公設市場移転問題で市議会の傍聴に押しかけた移転反対者（琉球新報社提供）

報道は翌日の朝刊も続いた。「牧志公設市場問題で紛糾を続ける那覇市議会は、20日の午後も野党新政会の市当局追及質問が行なわれた。だが、午後5時40分、喜舎場盛一議員が〈なぜ6月議会での約束をホゴにし新市場を開設できないのか。もっと具体的な責任ある回答をせよ〉と迫ったのに対し、平良市長が〈業者が反対し、強制的な移転は不可能だ〉と簡単に答えたため、〈回答がおざなりで、議会軽視もはなはだしい〉と、野党新政会が怒り出し、同会の比嘉佑直議員を残し、12人の議員全員が退場した。／傍聴席から〈審議を放棄するのか〉〈責任をとれ〉など激しいヤジをあびながら退場した新政会のメンバーは、…業者の誤解を解く必要があるとして、我那覇生吉市場連合会会長ら業者代表を委員会室に招き、新政会の立場を説明した」。それは、市長が約束を破って議会を軽視していることが問題で、市場の移転が問題ではない、としたものであった。そこで、反対派は残る問題は地主であるとして、上岡宅に押しかけた。

9月21日の議会での質疑応答は、「追加更正予算」の審議という形で進められたが、明

らかになったのは次の諸点である。①市場使用料をめぐって、当初予算では収入見込額が1万4341ドルだったものが、市場の建設後に小間を割ってみると、貸出面積が減り、1万3125ドルになったこと、②現在の西市場は閉鎖して新しい市場に移転させることをめぐって、保険料計上の是非が論議されたが、従来から掛けられていた保険料を、当初予算では閉鎖するから必要ないとしたものの、継続使用となったのでまた組むことになったこと、③牧志市場は、地下1階が574平方メートル、小間数202戸、1階が518平方メートル、小間数125戸、2階が1000平方メートル、小間数12戸であり、入居業者には、1階は2平方メートル型が83戸、4平方メートル型が119戸、2階は86平方メートル型、あるいは50～100平方メートル型などの大口業者となること、④西市場の改築計画は、来年3月ごろまでに決まるであろうこと、それには3人の地主が反対しているということ、などである。

その日は、案件ごとに、総務委員会、建設委員会、経済民生教育委員会に付託された。

9月25日に、総務委員会の中村昌信副委員長から「審査報告」がなされて可決された。この日はまた、「与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請決議」と「那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議」が採択された。

（14）西市場の火災と臨時市場の設置

このようななかで、1969年10月19日、牧志公設市場の西市場が火災で焼失した。「牧志商店街の中心地にある牧志公設市場の店舗は、火災でがれきと化した。むね続きで木造建てのため、火の回りが速く、ほとんどの店舗が全焼。業者約200人が焼け出された。第3日曜日は公設市場が休みだったことと、市内の小・中学校で運動会が催されたため、ほとんどの業者が店じまいをし、内部に置いてあった衣料品や食料品を持ち出すことができなかった。被害額はかなりの額になりそう。同公設市場は移転をめぐって、いぜん移転賛成派と反対派の対立が激しいことなどから、放火の疑いもじゅうぶん考えられ、那覇署が関係者を呼んで事情を聞いている。幸いケガ人はいなかった」（『琉球新報』1969.10.20）。

「牧志公設市場の火災について、那覇市は、同日午後4時から緊急部長会議を開いて対策を検討した結果、①被災者に対しては市の条例などに照らして緊急に救済措置をする、②焼けた市場の再建については緊急措置として開南から大洋劇場前に抜ける道路に仮市場をつくり、③現在地には恒久市場の建設を進める―ことを決めた」（同上）。

10月23日、第116回那覇市議会（臨時会）が開催され、市当局から「更正予算」案が提案された。伊波静男（いはしずお）財務部長は、「今臨時議会に提案いたしました予算は、去る10月19日、牧志公設市場の生肉・鮮魚および食糧品の販売をしている西市場に火災が発生し、該市場は木造で、しかも密集地帯にあり、相当の被害を受けたので、これに対処するため、市といたしましては、西市場建設計画を推進し、早期着手をはかるため、現在の西市場の使用者を収容する仮説市場を開南交番から平和橋にいたる新設道路に建設する計画で、予算を編成した」と説明している。また水間平建設部長はその場所について、「開南交番のほうから大洋劇場のほうへ抜ける都市計画道路」、これが「出来上がって」いるので、「その車道の部分に仮説市場を作りたい」、坪数は309坪、構造は木造、トタン葺きと説明している。

これに対して、議員から、9 月の議会で認められた保険料は、契約されているかと問われて、親泊康晴総務部長は「去る 9 月の定例議会で折角議決されたにもかかわらず、現時点で火災保険の加入をいたしておりません」と答えて謝罪した。また、都市計画で認定された道路の上に、仮説市場を建設することは違法ではないかとの疑義に対しては、当局は違法ではないと答弁した。工期は約 1 か月から 1 か月半、仮説市場での営業期間は 1 年半から 2 年くらいになるだろう、収容小間数は 337～340 程度、とした。さらに、西市場（第二公設市場）への入居公募の状況については、409 の小間数に対して 270 人の応募があることが明らかにされた。

平良市長は、これまでも似たようなことがあったが、偶然にしては「あまりにも偶然が重なりすぎる」という質問に答えて、「今日まで那覇市で行政的に紛糾した議案がしばしばこの怪火によって解決されてしまったということで、市民の間に非常な不信と不安をかもしておる状態で」あるので、那覇署に厳重な真相究明を要請したと答弁している。

この議案は、反対討論と賛成討論を受けて、賛成多数で可決された。12 人が本土視察研修に出ていて、出席議員は 18 人でようやく過半数という状態で、10 対 6 の可決であった。

かくして、10 月 28 日に抽選によって入居者が決まった。「市商工課は 30 日、入居者の最終選考を終えたが、西市場からの入居希望者、ガーブ川改修工事のときの立ち退き者、母子福祉家庭など 240 業者を優先入居させ、残りの 184 小間数に対し、770 人が応募するという 4 倍強の激しい競争率となった」。「新市場は予定通り 11 月 1 日に開設、各業者も 7 日までには開店するようになっているが、7 日には開設祝賀パーティーが開かれる」（『沖縄タイムス』1969.10.31）。

（15）首里バスの譲渡

那覇市議会総務委員会は、1969 年 6 月 26 日、「株式会社首里バス」の那覇市所有 3 万株（3 万ドル）を民間へ譲渡とする陳情について審議し、4 対 3 の賛成多数で採択した。当局が検討中としている中、野党が多数で押し切ったものであった。「株式会社首里バス（上間長和・代表取締役社長）は、市の持ち株 3 万、民株 4 万の計 7 万株（1 株 1 ドル）の資本で運営されているが、首里バスの上間社長、桑江良雄専務ら 8 人の社幹部は、このほど〈市持ち株の 3 万株を民間に譲り渡してほしい〉と議会へ陳情した。陳情の主な理由は〈赤字が累積しているにもかかわらず、市有株があるため、合併合理化、あるいは民営企業としてのさまざまな対策がたてられない〉というもの」（『琉球新報』1969.6.27）。

これに対して平良那覇市長は、企業検査役が検査中であり、その結論を待つこと、また市が大株主だから赤字になるとは思えないなどと話している。

（16）日米共同声明と「1972 年返還」決定

日米両政府サイドの「核ぬき・本土並み返還」に対して、大衆運動の側はその欺瞞性を指摘し、それは「核かくし」であり「基地の自由使用」を認めるものであるとして、「即時無条件全面返還」を対置した。運動は、1969 年秋に予定されていた日米首脳会談が近づくにつれて、高まっていった。

1969 年 11 月 21 日、佐藤（栄作）・ニクソン会談に基づく「日米共同声明」が発表され

た。このなかで「1972 年（昭和 47 年）中に沖縄の復帰を達成するよう…協議すべき」とされ、沖縄の日本復帰が決定的になった。

11 月 28 日、閣議で「沖縄復帰対策閣僚会議」が設置された。これは関係閣僚に自由民主党の幹部を含めた組織であった。また、12 月 15 日にはそれまでの「沖縄問題等連絡担当会議」が改組されて、「沖縄復帰対策各省庁担当官会議」が発足した。閣僚協議会は、翌1970 年 3 月 31 日に「沖縄復帰対策の基本方針」を決定した。

同年 3 月 3 日、愛知揆一（あいちきいち）外務大臣とマイヤー駐日アメリカ大使との間で「沖縄の復帰準備に関する交換公文」が取り交わされ、日米協議委員会が復帰準備の全責任を負うこと、「復帰準備委員会」を設置することなどを決定した。これに基づいて、4 月 21 日の日米協議委員会で「復帰準備および準備委員会の作業のための原則及び指針」が採択された。なお、復帰準備委員会には委員としてランパート高等弁務官と日本政府の高瀬侍郎（たかせじろう）大使、顧問として屋良朝苗（やらちょうびょう）主席が就任した。

5 月 1 日に「沖縄・北方対策庁設置法」が制定され、沖縄・北方対策庁が発足した。

第２節　日本復帰への過程と那覇市の対応

（１）那覇市の復帰対策と機構改革

1970（昭和 45）年 1 月 13 日、那覇市は部長会議で「那覇市復帰対策協議会」を設置することを決定した。協議会議長には稲嶺成珍第一助役、副議長には前田武行第二助役をあて、各部長が委員となった。また各部局には「復帰対策専門部会」を設置することとした。これは、琉球政府が各部局に「復帰対策協議会」を設置するよう通達したことをうけてのことであった。

那覇市の「協議会」と「専門部会」は、3 月 9 日に発足した。基本的には、進行中の「新 5 ヵ年計画」を据え、市町村合併の推進、地方自治制度、地方公務員制度、消防行政制度の整備、財政、社会福祉事業、上下水道事業などを中心に検討していくこととした。

機構改革は、7 月 15 日に実施され、1 室・1 館・2 課・13 係が新設された。

なお 7 月 14 日、市議会は収入役に呉屋永得（ごやえいとく）の選任に同意し、16 日に就任した。

（２）土地区画整理事業に伴う町名の変更

1970 年 3 月 12 日、第 119 回市議会（定例会）が開催され、那覇市から「町、字区域の新設、廃止および変更について」提案された。提案理由によると、次のとおりである。「現在本市においては町界町名地番が非常に混乱し、市民生活に欠くことのできない通信、訪問等に非常な不便をあたえているだけでなく、市および政府の末端行政ならびに民間企業の業務遂行にも多大の支障をきたしている。これらの弊害を解消すると同時に、都市計画事業戦災復興土地区画整理那覇第 1 地区及び美栄橋地区は換地処分認可手続の準備段階であり、そのため換地処分に伴う土地の交換分合がなされるので、従前の町、字界及び地番の整理が必要となってきたのであります。この土地区画整理に伴う町、字界及び地番の整理については、1960 年議会に〈町界丁目及び町名の変更について〉提案し、その議決を得たのでありますが、土地区画整理地域内の国県有地の件で、民政府の換地承認が得られな

いままに告示を保留し、現在にいたっているのでございます」。

つまり、質疑も含めて整理すると、那覇第１地区と美栄橋地区での区画整理事業が完了して、換地処分がなされる段階に至っているが、このさい町の区域、名称について検討しようというのである。他の地域についても、同様の処理をしようという方向ではあるが、とりあえずこの地域に限定して提案されたのである。関連して「旧那覇市郊外あるいは旧真和志、小禄など…は、地籍図そのものが不備であ」るので時間がかかるという。なお、これについては、すでに 1960 年に議会の承認を得てあったが、アメリカ民政府の換地承認が得られず、そのままになっていた、とも述べている。このことについては「前向きに解決されるようなきざしが見えております」という。これは、総務委員会に付託された。

1970 年 6 月 15 日、第 121 回定例会で、総務委員会の報告を受け、原案どおり可決された。なお、委員会報告の中で、①従前の 24 町名が 11 町名に変更される、②美栄橋町、天妃町、松下町、崇元寺町などがなくなる、などが指摘されている。美栄橋町は久茂地町に、天妃町は久米町に、松下町は松山町にそれぞれ編入、崇元寺町は泊１丁目にする、とある。

（３）那覇新港の建設工事

1970 年３月のこの議会には、那覇新港の建設に伴う工事請負契約５件が提案された。1969 年度を初年度として始まったこの工事は、70 年度も継続され、マイナス 7.5m岸壁６バース 840m、取付岸壁 130m、マイナス 11m岸壁の錨定版 396.5mを建設し、これとともに面積 13 万 3500 ㎡の地域を水深マイナス 7.5mまで浚渫するものである。これにより、5000 トン級の６バースト物揚場 130mが 71 年４月に供用開始できることになる。これは、建設委員会に付託された後、その報告を受け、すべて同意された。

（４）仮設市場への移転問題

1970 年に入っても、公設市場問題は那覇市議会の与野党攻防のテーマであり続けた。

開南交番近くの路上に完成した仮設市場（仮市場）への移転をめぐって、業者が不安を訴え、なかなか移転に応じなかった。那覇市は、３月 12 日、与党議員と業者を含めた三者連絡会を開催し、業者全員の移転合意を取り付けた。しかしながら、一方には仮設市場地域住民の側でその撤去が訴えられてもいた。

第 119 回市議会（定例会）は、３月 12 日から 21 日まで開催された。その 14 日の一般質問で、仮設市場の建設費は無駄遣いだとしての質問に対して、市当局は、①仮設市場の建っている道路は、都市計画法の上では道路であるが、道路交通法上の道路ではない、②付近の住民の意見との話し合いがなされなかったことは落ち度と認めるが、市民に迷惑のないように処置する、と回答した。16 日にも議論が続いた。西市場の火災後、市と契約を結んでいないもぐり業者が 27 人もいるとの指摘に対しては、市はその事実を認めた。また議論の中で、西市場には、市と直接契約を結んでいないが、十何年も商売を続けていた業者が少なくない、１つの小間（こま）を時間差を設けて２人の業者が使っている、１つの小間を分け合って使っている、親や兄弟の小間を手続き抜きで譲り受けている、などの事例が明らかになってきて、市当局はその対処方法を検討している、と回答した。

仮設市場への移転は、那覇市が業者に対して、４月 30 日までにするように通達したが、

業者の大部分は不安だとして移転を拒否していた。4 月 27 日から移転が始まり、30 日までには 315 の契約業者のうち、110 の業者が移転しただけで、残りの 215 の業者は移転していない。この状況の中で、革新市政共闘会議（宮里栄輝議長）が話し合いでの解決の斡旋を試みたりしたが成功せず、市当局と業者の間は決裂状態になった。那覇市はついに「業者の市場占有と建築妨害排除」の仮処分を那覇地裁に申請し、法廷でも激論となったが、5 月 26 日、那覇地裁の和解勧告を、那覇市と業者側とともに了承して、業者は 28 日までに仮設市場に移転することになった。

他方、西市場の地主 3 人との間にも紛争が続き、那覇市からの土地収用申請、収用審査会によるその裁決、これに対する地主からの裁決処分取り消しの訴え、那覇地裁によるその却下という経過をたどった。

1970 年 4 月 21 日、第 120 回市議会（臨時会）が開催された。まず、4 月 25 日、「仮設市場への移転問題について」が上程され、質問を受けて、親泊康晴総務部長は、仮設市場への移転は、先に 4 月 1 日を目途にと答弁していたが、工事は完成していたものの、那覇保健所から不備を指摘されて伸び、移転は 4 月 30 日までを考えていると答弁した。

この問題は、6 月 9 日開会の第 121 回市議会（定例会）に引き継がれ、6 月 15 日、「専決処分した事件の承認について」が上程され、総務委員会に付託された。6 月 27 日になされた報告によると、次のとおりである。「牧志西公設市場は改築のため閉鎖し、そこの業者を仮設市場に移転させようとしたが聞き入れられず、当局は 4 月 30 日に、これらの業者の市場使用許可を取り消した。それでも妨害が続いたので、5 月 12 日、これら 234 名の市場許可のない者に対し、退去と明け渡し、立入の禁止の仮処分を申請した。その後和解が成立し、市は仮処分申請を取り下げ、業者は全員 5 月 28 日までに移転した。業者との和解協約は、①市当局と市場業者は、互いに協力して西市場の改築に当たること、②業者は 5 月 28 日までに移転し、那覇市は仮処分申請を取り下げる、③いったん取り消された市場使用許可を復活させる」となっている。これは、原案どおり可決された。

（５）平良市長の「1971 年度施政方針」

1970 年 6 月 9 日、平良市長は、第 121 回市議会（定例会）で、「1971 年度施政方針」を次のように述べた。「昨年の日米共同声明により、沖縄の施政権が 1972 年に返還されるようメドがつけられ、また那覇市制 50 周年の記念すべきときをむかえようとしている」。そして、前年は「4 つの柱」を立てて「市政を執行してきた」といい、「即時無条件全面返還を要求する県民大会に参加、反戦平和の立場から本土復帰を要求、全軍労働者の大量解雇に抗議し、Ｂ52 機・毒ガス撤去を要求してきた」し、また「米軍の原子力潜水艦の寄港と米軍基地の問題で共通のなやみをもつ佐世保・横須賀・那覇の 3 市協議会の設置」して、関連諸問題に取り組んだとした。さらに「那覇新港建設安謝第 4 次埋立て、公会堂建設、上下水道の整備促進、道路排水、公園の整備、住宅・保育所の増設など、まちづくりの基本的事業を積極的に進め」たほか、「ごみ・し尿処理体制の確立、下水道の供用開始と設備資金の貸出し、給食センターの設置、児童の交通対策、教育委員会とのタイアップによる学校運動場の開放、カギッ子対策など、市民福祉を増進する事業に専念してきた」、「市民のための市役所づくり」にも努めた、とした。そのうえで「私はこの 1 年の市政をここに

誇示しているわけではありません。むしろ那覇市政に要請されている問題の深さを思うとき、それは全く些細なものであることを痛感している次第であります」と述べている。

方向としては、「那覇市が近代的都市として発展するために」、①都市計画の推進における那覇市長の権限の確立、②財政の確立、③軍事施設の開放、この３つが「基本的な問題」だと指摘した。

③に関しては、「那覇市はその面積の３分の１が米軍施設として接収され、那覇市民はわずか2,600haの土地にひしめいている」ので、那覇市は「全国的にも類例をみない過密都市となっている」と述べ、そこに「毎年１万人近い」人口の流入があり、首里石嶺町、真和志南部などに「住宅の無秩序なひろがり」が進んでいる、「このような都市の変化は、単に増大する行政需要に対処するということだけでなく、都市発展の方向を根本的に検討し、これを大きな都市問題として解決する方策が必要とされる」、このことが「本土復帰を前にした那覇市政に要請されている」という。

（６）琉球政府の「復帰対策大綱」と日本政府の「沖縄復帰対策要綱」

1970年８月25日、琉球政府は「復帰対策大綱」を定めた。10月３日、琉球政府は「本土法適用に関する準備措置」を発表し、本土の法令を沖縄に適用するさいの構想を発表した。11月12日には、各界代表を網羅した「復帰対策県民会議」が設置されることになった。その会議は、翌1971年１月16日から８月18日まで７か月にわたり、14回、正味四十数時間に及んだ。その外に、小委員会が何回かもたれた。諮問第１号の11月選挙の可否が多数決になったほかは、すべて全会一致で決定された。

日本政府は、1970年11月20日、「沖縄復帰対策要綱」（第１次分）を閣議で決定して発表した。これには、教育・文化、厚生・労働、通貨・金融、産業・経済、交通・通信、免許資格等、公務員の、計７部門40項目がある。

1971年３月11日、復帰対策県民会議は主席の諮問を受けて「沖縄復帰対策要綱要請書」を提出した。これは日本政府の「復帰対策要綱」の第２次以降分の要請書である。３月23日、日本政府の「沖縄復帰対策要綱」（第２次分）が発表された。これには、沖縄県および市町村、琉球政府の関係機関、新全国総合開発計画、新経済社会発展計画の改訂等、沖縄振興開発金融公庫、教育・文化、厚生・労働、産業・経済、運輸・通信、司法・法務、免許資格、在沖外国人の在留資格の11部門55項目である。

琉球政府からの要請は、1971年４月、５月、７月、８月と更に続けられた。同年９月３日には「沖縄復帰対策要綱」（第３次分）が発表された。これには行政、税制、財政・金融、産業・経済、厚生、教育・文化、司法・法務、その他、計８部門56項目について規定している。

このうち、対策要綱第２次分に含まれている「沖縄県および市町村」は、次のようになっている。

（７）市内の軍用地返還問題

1970年４月６日、稲嶺第一助役は、ベネット・アメリカ民政府副民政官に対し、那覇市関係の軍用地の早期返還を要求した。これに対して、６月４日、アメリカ民政府は、「軍事

施設の移動のための資金調達が不可能で、那覇市内の米軍用地の開放はできない」と、文書で回答してきた。

第121回市議会（定例会）は、1970年6月9日から27日までの19日間の日程で開催された。初日の9日、平良市長は「施政方針」演説を行ない、その中で、「那覇市が直面している問題は、市の総面積の3分の1を占める軍用地を開放させ、都計を促進すること」などの必要性を説いた。

8月19日、琉球電力公社は那覇市に対し、山下町の区画整理地域内の軍用地（高圧線架設用地）については「山下町の区画整理地域内の高圧線施設6万9千ボルトの送電線は、71年4月1日までに撤去完了する予定であり、撤去後はこの地域を開放する」と回答してきた。

9月22日、那覇市は、与儀ガソリンタンク地域住民代表と「与儀ガソリンタンク用地開放懇談会」を開き、「与儀ガソリンタンク撤去促進市民協議会」（平良良松議長）を結成することになった。また、10月7日には、「マーニング社用地開放懇談会」が開催され、「マーニング社用地開放促進市民協議会」が結成された。11月2日、平良市長は、アメリカ民政府にフィアリー民政官を訪ね、「復帰記念国体の敷地として、那覇市上之屋の軍用地を返還してほしい」と要請した。

面積は、ガソリンタンク地区は約22.8ha、マーニング社用地は4.6ha、また上之屋地区は約200haである。

（８）基地にかかわる諸問題

那覇市議会は、1970年1月21日の第118回（臨時会）で、「軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議」を可決した。また、6月9日の第121回（定例会）で、「毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議」を可決した。

相次ぐアメリカ兵の交通事故に対するアメリカ軍憲兵（MP）による処理をめぐって、県民の不信が高まっていった。9月18日夜、糸満町で歩道を歩いていた金城トヨさんを、酒気運転のアメリカ兵がはね、即死させた。車は電柱にぶつかって止まっていたが、地元住民は長い経験から事故車を金城さんの初七日まで現地に保存して、正当な判断を要求した。アメリカ軍占領支配下では、沖縄側にはアメリカ兵の逮捕権も裁判権も無かった。住民のこのような抗議行動にもかかわらず、12月11日にアメリカ海軍上級軍法会議は無罪判決を出した。復帰協は、糸満町の米兵凶悪犯罪糾弾協議会と共催で、16日に抗議県民大会を開き、デモ行進を展開した。

同年12月20日未明、嘉手納基地の第2ゲートに近いコザ市胡屋で、ひとりの日本人を自動車ではねた犯人のアメリカ兵を、その事故処理に当たったアメリカ軍憲兵が被害者は放置したまま、例のごとく釈放しようとした。事故を目撃し、ことの成り行きを見守っていた通行人や付近住民、それにタクシーの運転手らは、このやり方に憤激し、憲兵に抗議した。憲兵は、民衆に「立ち去れ」と命令したが、抗議する人々の数はみるみる増えていき、投石するものも現われた。これに対して、十数人の憲兵が威嚇射撃を行なったことを合図に、民衆の怒りは逆に油を注がれた形となり、騒乱状態になっていった。MP車を引っ

繰り返して燃え上がらせ、あたりの路上に駐車していたアメリカ兵の車や、アメリカ人の車に、次々に火をつけていった。走っている車も強引に止めて、中からアメリカ人を引きずり出して車を焼くという激しさであった。民衆はしだいに行動範囲を広げ、基地のゲートの入口にも入り、空軍人事部の事務所やアメリカ人学校にも火がついた。アメリカ軍は、ついに 500 人の武装兵をくり出して催涙弾を発射したり、消防車を出動させて放水したりしたが、決定的な鎮圧までは手が出せない状況であった。騒ぎは午前 7 時すぎに納まったが、警察本部の調査によれば、自動車 65 台が焼かれ、4 台が破壊された。

那覇市議会は、12 月 21 日、「コザ市“騒動”事件に対する抗議決議」を採択した。「今回のコザ市における騒動事件は、相次ぐ米軍人犯罪に対する県民の怒りの爆発であり、糸満における婦人轢殺事件等に見られるように、軍事裁判が県民の人権を無視した一方的処理に対する抗議の現われで、まことに遺憾にたえない。斯かる不祥事件の発生は、すべて米軍の不当支配に起因するものであり、米軍当局に対し強く抗議すると共に、今後米軍人犯罪の裁判の公正を期し、軍紀の粛清と併せて、捜査権、裁判権の早期民移管を強く要請する」。

この年は、12 月 31 日（コザ騒動から 11 日後）にもう一つの大衆的なアメリカ軍への抗議行動があった。国頭村の伊部岳での、アメリカ海兵隊砲撃演習に反対する国頭村民の闘いである。住民の抵抗にあって、演習は行われなかった。

（９）那覇大橋開通、市民会館落成

1970 年 10 月 8 日、那覇大橋が開通した。全長 140.60ｍ、工事費 58 万 8000 ドルであった。

11 月 18 日には、那覇市民会館が落成し、式典が開催された。延べ面積 7010 ㎡、総工費 174 万 4000 ドルであった。

（10）第一公設市場の建設問題

1970 年 11 月の第 124 回市議会（臨時会）は、公設市場問題で大荒れに荒れた。まず、12 日の開会日に「工事請負契約」が提案された。これは「那覇市牧志公設市場の一部改築工事」で、「現在の木造セメント瓦ぶき平家［平屋］1,662.46 ㎡の市場をとりこわし、鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階 413.5 ㎡、地上 1 階 1,479.7 ㎡、地上 2 階 1,355.4 ㎡、塔屋 1 階 228.6 ㎡、塔屋 2 階 52.8 ㎡で、総計画面積 3,530 ㎡の市場改築を計画」したものである。これをある業者と仮契約したので、承認を求めるというものである。議案研究期間をとり、11 月 16 日に討論された。民主党を中心とした新政会は反対討論を展開し、特別決議（出席議員の 3 分の 2 が必要）であるが、27 人中 13 人の賛成しかなく、否決された。

11 月 30 日、第 125 回市議会（臨時会）が開催された。ここでも同じ趣旨の「工事請負契約」が提案されたが、即刻「不同意」とされた。賛成派やはり 13 人であった。

12 月 14 日、第 126 市議会（定例会）が開会され、多くの傍聴人を迎えて、市場問題がさらに議論されることになった。15 日は一般質問であった。当時の一般質問は、通告制で

あり、同じ会派であっても何人も質問できた。まず野党からという順序が決まり、新政会から７人が質問に立った。午前 10 時 10 分から午後６時 58 分まで、長時間にわたったが、公明党、人民党、社会大衆党は順番が回ってきても質問をせず、退場して「流会」となった。

野党の新政会がただしたのは、次の諸点である。①工事契約は２度にわたって否決されたのに、市はそれを特別決議に該当しないように、分割発注として強行している、②第二公設市場は不調だが、その対策をとらずそのままにしておいて、もう一つ市場を造る理由が分からない、③新しい市場の敷地の地主たちは土地の返還を求めている、その裁判所に対する申請に対して、市は執行停止の仮処分申請をしたが却下された、だから、土地は地主に返還すべきではないか、それでも業者と契約し、地鎮祭まで終えている、これはどういうことか、④市場の経営は民間にまかせてもいいのではないか、公共団体である市が開設しなければならない理由はあるか、などであった。

これに対する市の答弁は、次のとおりである。①については、承知しているが、執行者としては建設を進めるほかにない、法令に違反していない、②については、考えなければならないが、まずは新しい公設市場（西市場）の建設が緊急に必要である、市場が成り立つかどうかはやってみないと分からないが、成り立つと思う、そもそも第二公設市場は、前の西銘市長の時に野党の反対を押し切って造ったもので、その時はこれで市場問題は解決できると考えたのだろうが、そうはなっていない、その問題を引き継いでいるのだ、③については、仮処分申請は却下されたが、法的には問題のないように進める方向である、④については、長年そこで営業してきた業者たちの権利もあり、地主の権利だけを考えることはできないし、ここで市が公共の利益を考えて直接手を下さなければ、混乱の収拾はできない状態にあるから、などである。

流会直前に、新政会から特別委員会の設置が提案されたが、12 月 17 日にその審議が行なわれた。賛否の討論がなされた結果、賛成少数で否決された。

（11）日本政府援助の増加

琉球政府一般会計歳入決算額の増加の様子と、その中の、アメリカと日本の援助額の推移は表１に示した。1963 年度にはまだ 1%弱でしかなかった日政援助が、年々急増していき、1967 年度にはついにアメリカ政府援助を上回った事実が特に注目されなければならない。アメリカ政府の援助は 10%を大きく超えることはなく、1970 年度をピークにその絶対額も落ちていった。

琉球政府の 1970 年度は 1969（昭和 44）年７月から 70 年６月までであるが、それに対する日本政府の方針は、昭和 44 年度の日本政府予算の編成とからまりながら決定されていく。琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』は、この 1970 年度日政援助に影響を与えたこととして、①実質的に「一体化施策の初年度に当たる」こと、②1968 年秋に「三大選挙」が控えていることをあげている（P786）。結果は曲折があったものの、1969 年１月 13 日の日米協議委員会で 227 億円（6,319 万ドル、一般財政援助 174 億円、財政投融資 53 億円）とすることが合意された。前年度に対する増加率は総額で 48%であった、と述べている（P789）。

表１　琉球政府の一般会計歳入決算額の構成（1963～72 年度）

年度	歳入総額　（千ドル）					構成比（%）				
		自主財源	米政援助	日政援助	借入金他		自主財源	米政援助	日政援助	借入金他
1963	44,438	37,400	6,621	417	－	100.0	84.2	14.9	0.9	－
1964	51,468	43,585	5,220	2,664	－	100.0	84.7	10.1	5.2	－
1965	55,438	45,378	5,801	4,258	－	100.0	81.9	10.4	7.7	－
1966	66,405	53,424	7,091	5,890	－	100.0	80.4	10.7	8.9	－
1967	95,916	65,811	9,405	17,200	3,500	100.0	68.6	9.8	17.9	3.7
1968	113,613	82,068	9,657	21,888	－	100.0	72.2	8.5	19.3	－
1969	132,576	76,440	14,332	26,904	14,900	100.0	57.7	10.8	20.3	11.2
1970	158,844	87,146	15,627	41,371	14,700	100.0	54.9	9.8	26.0	9.3
1971	193,478	99,883	11,242	60,472	21,881	100.0	51.6	5.8	31.3	11.3
1972	231,065	106,680	5,468	100,368	18,555	100.0	46.2	2.4	43.4	8.0

（出典）『戦後沖縄経済史』付録「金融経済統計」

「こうした日米両国政府援助のバランス逆転は、沖縄返還が日米間の外交議題となったことを背景に、日本側の発言力を強化する契機となった。…一体化の合意を契機に援助決定の手続きが簡素化され、逆に日本側が主導権をとるに至った」(『戦後沖縄経済史』)。

アンガー高等弁務官は 1966（昭和 41）年 11 月に就任したが、そのころから立法院で審議決定する法案についての､アメリカ民政府との事前事後調整はしだいに形式化していき、ついにはまったく行なわれなくなった。

（12）那覇市の財政状況

日米、とりわけ日本政府の援助の増大は、琉球政府の財政規模の増大となったが、那覇市の財政も年々増加していった。歳入額は、1964 年度の 5,246 千ドルから、1969 年度の 13,567 千ドルへ、5 年間で 8,321 千ドル（2.6 倍）も増加している（表 2)。

表２　那覇市の歳入歳出累年比較　　（単位:千ドル）

年度	歳入			歳出		
	総　額	一般会計	特別会計	総　額	一般会計	特別会計
1964	5,246	3,817	1,429	5,055	3,727	1,328
1965	7,086	5,603	1,483	6,499	5,176	1,323
1966	8,888	6,999	1,889	7,992	6,395	1,597
1967	12,813	10,175	2,638	12,166	9,386	2,780
1968	14,066	11,441	2,625	12,335	9,894	2,441
1969	13,567	12,957	610	13,187	12,608	579

（出典）『第 10 回那覇市統計書』（1970 年版）

その内訳を、一般会計で見ると、まず予算額と決算額の開きが拡大している様子が見える。それは、「政府支出金」において顕著である（表 3)。これは、政府補助金を受けて行う予定の事業が予定どおり進まなかったことを示すのであろう。総額の増加に追いつけない事務体制の遅れではなかろうか。

また、水道事業の場合は、その営業収益を掲げたが、1966 年度の 1,279 千ドルから、1969 年度の 1,995 千ドルへ、3 年間で 716 千ドル（56%）も増加していて、その普及の進展ぶりがうかがえる（表 4)。

表 3　那覇市の一般会計歳入決算　（単位：千ドル）

科目		1966 年度	1967 年度	1968 年度	1969 年度
一般会計	予算額	7,262	10,983	14,094	16,965
	決算額	6,999	10,176	10,508	12,957
市税	予算額	1,691	3,191	3,971	4,666
	決算額	2,020	3,242	3,966	4,775
市町村交付金	予算額	336	636	1,333	1,750
	決算額	336	753	1,376	1,749
政府支出金	予算額	1,256	1,417	2,246	3,462
	決算額	1,032	1,150	1,054	2,072
その他	予算額	5,479	5,739	6,544	8,667
	決算額	3,611	5,031	4,112	4,361

（出典）『第 10 回那覇市統計書』（1970 年版）

表 4　水道事業年度別歳入決算　（単位：千ドル）

目　　科		6　6度 9	1年 7　6度 9	1年 8　6度 9	1年 9　6度 9	1年
水道事業収益	予算額	1,208	1,407	1,694	2,014	
	決算額	1,279	1,311	1,692	1,995	

（出典）『第 10 回那覇市統計書』（1970 年版）

（13）復帰前の「国政参加選挙」で西銘・瀬長ら当選

1970 年 5 月 7 日に、本土の国会で「沖縄住民の国政参加に関する特別措置法」が制定され、沖縄から衆議院議員 5 人、参議院議員 2 人を、復帰前から国会に参加させることが決定された。12 月 15 日に行なわれた選挙では、衆議院議員には、沖縄自由民主党の西銘順治（9 万 2596 票、元那覇市長)、沖縄人民党の瀬長亀次郎（7 万 6978 票、元那覇市長)、社会党の上原康助（7 万 3331 票)、沖縄自由民主党の国場幸昌（6 万 5104 票)、沖縄社会大衆党の安里積千代（5 万 3998 票）が当選し、参議院議員には 6 年議員に、票の多かった革新共闘の喜屋武真栄（21 万 2929 票)、3 年議員に沖縄自由民主党の稲嶺一郎（19 万 4510 票）が当選した。

第３節　日本復帰前夜の市政と議会

（１）「那覇都市開発５ヵ年計画」

那覇市は、1971（昭和 46）年 1 月、「都市開発 5 ヵ年計画」を策定した。6 月終了の 1971 年度を初年度とし、予算総額は 1 億 0618 万 7530 ドルとなる。「街路事業」（1300 万ドル）では、都市計画道路環状 2 号線、平和橋―大洋琉映館、蔡温橋―姫百合市場、汀良市場―政府道 5 号線（石嶺交差点）など、「公園・緑地・霊園整備事業」（515 万 4400 ドル）では、奥武山公園（運動公園）、与儀公園（普通公園）などである。

1971 年 3 月 15 日、那覇市議会は全会一致で、神山 政良（かみやませいりょう）を那覇市名誉市民の第 3 号に選定した。「氏は、戦前戦後を通じ、中央で活躍されている郷土の大先輩の一人で、広く子弟の教育のために尽され、また沖縄県人会会長および南方同法援護会評議員として、公共の福祉増進のため、那覇市をはじめ郷土沖縄の復興と祖国復帰推進に尽瘁（じんすい）され、市民の生活および文化の向上発展に貢献した功績は絶大であり、市民の尊敬を受けているところから、那覇市名誉市民に選定されたものである」（『那覇市議会報』第 94 号）。

（２）市議会、都市建設推進について要請決議

1971 年 4 月 2 日、第 128 回市議会（定例会）は、「那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議」を可決した。「26 年の長期に及ぶ施政権の分離は、沖縄県民にとっても大きな歪みと格差を生じせしめた。待望久しかった施政権返還を明年に控え、各自治体において復帰対策作業が急速に進められているが、公共施設を中心とする社会資本の充実、拡大が要請されている。特に那覇市の都市計画事業の立ちおくれは、あらゆる面で市民要求に応えられない現状である。那覇市の総面積の 3 分の 1 に及ぶ米軍用地およびその施設は、都市計画上大きな障害となっており、那覇市議会は再三にわたり日米両国政府にその早期開放と撤去方を強力に要請してきたが、いまだに実現されないことはまことに遺憾である。他面、平和にして文化的な近代都市建設には、膨大な資金を必要とするが、当市の財政事情からして、該事業の推進は到底困難な現状にある。よって日本政府は、その責任において軍用地の早期開放並びに沖縄に対する特別措置を講じ、那覇市の都市計画事業全般にわたる長期財政投資を継続して実施するよう強く要請する」。

（３）平良市長の「1972 年度施政方針」

1971 年 6 月 10 日、第 129 回市議会（定例会）で、平良市長は「1972 年度施政方針」を表明した。「新年度は、戦後長期にわたり〈日本国との平和条約〉第 3 条により、米国がとり続けてきた沖縄の軍事統治がおわり、沖縄が日本本土へ返還される年であります」。この 72 年度は 1972 年 6 月までとなるはずのものであったが、その 5 月 15 日に日本復帰が実現したために、5 月 14 日で閉じられることになったものである（なお平良市長は、1972 年 5 月 19 日に「昭和 47 年度施政方針」を表明しているが、これは 1972 年 5 月 15 日に始まる年度のものである）。

日本復帰を目前にした「過渡期に対処した市政の方針、行政課題」としては、3 つが挙げられている。第 1 は、「県都としての都市建設」に向けた課題で、「那覇飛行場を中心と

する軍用地、与儀ガソリンタンク地域、天久米人住宅地域、マーニング社占有地など、各地に散在する広大な軍用地にはさまれ、都市郊外への拡大が事実上この軍用地にはばまれている那覇市が、残された 25 平方キロメートルの土地に、道路、公園、学校、住宅、保育所をつくり、ごみ処理場などの公共施設を配置する」ことである。第 2 は、「市民生活を守り、民主的な自治の確立をめざす行財政上の対策を確立すること」である。第 3 は、「諸事業の効率的執行」である。

（４）大干ばつと時間給水をめぐる討論

日本復帰の前年の 1971 年は、自然も大きく荒れた。沖縄気象台の発表している「月別台風接近数」によれば、4 月に 1 回、5 月に 1 回、7 月に 2 回、8 月に 3 回、9 月に 2 回、10 月に 1 回、11 月に 1 回の年間合計 11 回に上っている。これは 1965 年と 66 年に並ぶ記録的な数である。最大瞬間風速で特に大きいのは、7 月の第 18 号（宮古 27.6m、石垣 37.6m、与那国 35.4m）、9 月の第 27 号（宮古 21.5m、石垣 32.3m、与那国 31.0m）、同じ月の第 28 号（宮古 43.9m、石垣 66.9m、与那国 64.0m）、11 月の第 35 号（那覇 34.1m、久米島 43.0m、宮古 28.3m、石垣 29.9m、南大東島 30.0m）である（沖縄県『沖縄統計年鑑』昭和 46 年版、1973 年）。

干ばつも例年になく厳しく、宮古では 3 月 15 日から 9 月 16 日までの 185 日の間にわずか 162mm しか降らなかった（宮古支庁農林水産課編『宮古の農林水産業』平成元年版）。この年の降水日数を過去 5 年平均と比べると、宮古が 127 日で 70%、石垣が 112 日で 64%である（沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部編『第二次沖縄農林水産統計年報』1973 年）。

第 130 回市議会（臨時会）は、1971 年 7 月 23 日、宮城武議員から提案（賛成者 11 人）のあった「時間給水解消のための緊急対策に関する意見書」を審議した。「文化生活の向上に伴う水需要の増大に対処するとともに、水資源の開発を促進し、市民生活が快適に営まれるよう、万般の措置を講じられたい」が主文で、これに「理由」が付けられている。「今、県民は 80 年来の干ばつで極度の水不足に直面し、市民生活を不安におとし入れている」、「その急場を打開する方途として、先に民政府より発表された石川浄水場より瑞ケ山貯水場の仮設送水パイプ敷設工事を早急に着手し、1 日も早く完成して、市民需要に応えられる措置を講ぜられるよう、強く要請する」。

その質疑と、緊急質問に対する当局の答弁などから、当時の水問題が次のように明らかになっている。「私どもが市民に節水を呼びかけたのは 7 月の 2 日でございます。ところが水道公社から時間給水の通告を受けまして、7 月 3 日から夜間断水をやっておりますが、すぐ翌日から隔日給水でＡ地区、Ｂ地区に分けて給水を始めた。そして間もなく 16 日から 30 時間断水をやるんだというふうに、こちらがその態勢を整えない前に次々と市民が非常な危機感を覚えるような措置をとられましたので、私はそれ程事情が窮迫しているのかということで、17 日に水道局長や水道事業管理者を伴って水道公社総裁を訪問いたしましたところ、“実は隔日給水ということにしたらかえって予定していたよりも水の使用量が多くなったので、この分でゆくとますます水の貯えのもちこたえがあぶなくなるということで、30 時間断水にしたい”ということでありますので、“これはやはり住民感情を十分把握しておる末端の事業者と十分打ち合わせてフイ打ちをしたり、あるいは必要以上に住民の危

機感をあおることがないようにその点は十分連けいをとって欲しい”ということを申し上げましたら、水道公社としても“自分たちが期待していたことがかえって住民を騒がせ、反対の結果が出たことは手際が悪かった”ということをはっきり言っております」(平良良松市長)。「現在の給水量」は「この 19・20・21・22 日の 4 日間を平均いたしますと 4 万 9,000 立方メーターとなっております」、このほかに「公社［琉球水道公社］から直接給水している」のが 1,800 立方メーターあるので、「現在の 1 日平均の給水量が 5 万 800 平方メーターでございます」(佐久川寛貞水道局長)。対策としては、「アメリカが人工降雨の専門家をアメリカから招へいして雨を降らせる」との新聞報道に接して、アメリカ民政府に確かめたところ、それに合う気象条件が来るのを待っているとのことだった、また「鹿児島県とかあるいはその他から水を送ってやるというお話もありますが、これは現実には余り効果のない話であります。ご好意はご好意としてありがたいことでありますが」云々、「一滴の水でも欲しいので折角いただくのであるから、これをありがたくちょうだいしなければならないということで、その準備態勢をするようにしております」(平良市長)。共同井戸の状況についての答弁（備瀬政太郎経済民生部長）は、次表にまとめることにする（単位は箇所)。

	総数	飲料用	洗濯用	不使用	使用不能
本庁管内	13	1	4	1	7
真和志地区	16	0	3	3	10
首里地区	19	5	7	5	2
小禄地区	15	1	8	2	4

また「那覇市内における過去にあった簡易水道」には、繁多川、上間、識名、首里金城町、天久の水源のほか、琉球団地の地下水もある、と答えている（佐久川水道局長)。

この議案は、異議なく可決された。

（５）高揚する日本復帰運動

沖縄の日本復帰は決定的になっていたが、その方式をめぐって「安保体制の再編と絡ませた復帰」か、「安保体制を打破して、軍事基地撤去の方向での復帰」かという対立が、最終的に決着をみる段階に入ってきた。復帰の前年、1971 年は、そのような対決の舞台を繰り広げた。

まず 4 月 28 日の「日米共同声明路線の返還協定粉砕・完全復帰を要求する県民総決起大会」を軸に、その 2 週間前から復帰協の統一行動が組まれ、14 日には国頭村辺戸岬から「県民無視の返還準備粉砕・真の返還をめざす大行進」が出発した。また 15 日には労働者の「4・15 統一スト」も取り組まれた。28 日の県民大会には 5 万人が参加し、同じ日に東京では「4・28 中央集会」が約 8 万人を集めて開催された。5 月 19 日には、復帰協の呼びかけで「ゼネスト」と集会、デモが行なわれた。「ゼネスト」の参加者は、51 組合、5 万人が 24 時間スト、その他時限ストに 7 組合、2000 人、年休行使が 6 組合、6000 人であった。

県民総決起大会には５万人、同じ日の「沖縄全県ゼネストに連帯し、沖縄全面返還、安保条約廃棄、春闘勝利をめざす５・19 中央集会」には２万 1000 人が参加した。

このようななかで６月 17 日に「沖縄返還協定」が調印された。復帰協はその日の午後６時から「県民無視の返還協定調印に抗議する県民総決起大会」を開催し、3 万人の抗議の声をひびかせた。自由民主党は、翌 18 日、立法院で協定調印に関して日本政府に感謝する決議案を提出し、単独で可決した。また、その夜は経営者協会などと一緒に「復帰だ、さあがんばろう県民総決起大会」を開催した。県民世論は二分され、賛否は伯仲状態であった。

６月４日に告示され、27 日投票の参議院議員選挙では、自由民主党の稲嶺一郎が 18 万 8085 票で、革新統一の金城睦（17 万 5289 票）を破って当選した。これは、革新勢力の統一に陰りが見えはじめたことをも示していた。

（６）「沖縄返還協定」調印

1971 年６月 17 日、「沖縄返還協定」が調印された。正式には「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」という。その内容は以下のとおりである（沖縄県総務部編『沖縄の米軍基地関係資料』1972 年、P2－4）。

「日本国総理大臣及びアメリカ合衆国大統領が、1969 年 11 月 19 日、20 日及び 21 日に琉球諸島及び大東諸島（同年 11 月 21 日に発表された総理大臣と大統領との間の共同声明にいう〈沖縄〉）の地位について検討し、

これらの諸島の日本国への早期復帰を達成するための具体的な取極に関して日本国政府及びアメリカ合衆国が直ちに協議に入ることに合意したことに留意し、

両政府がこの協議を行ない、これらの諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認したことに留意し、

アメリカ合衆国が、琉球諸島及び大東諸島に関し、1951 年９月８日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第３条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄し、

これによって同条に規定するすべての領域におけるアメリカ合衆国のすべての権利及び利益の放棄を完了することを希望することを考慮し、

また、日本国が琉球諸島及び大東諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むことを考慮し、

よって、次のとおり協定した。」

第１条　サンフランシスコ条約第３条に基づく沖縄に対するアメリカの施政権を放棄し、日本がそれを引き受けることを規定。

第２条　日米安全保障条約が沖縄にも適用されることを規定。

第３条　日本は前記条約に基づく施設及び区域の使用をアメリカに対して許すことを規定。

第４条　日本のアメリカに対する請求権の放棄など規定。

第５条　占領下の裁判の有効性を日本が承認することを規定。

第６条　琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産と権利義務が日本政

府に引き継がれることなどを規定。

第７条　アメリカの資産を日本政府が引き継ぐに当たって日本政府はアメリカに対して3億2千万ドルを支払うことを規定。

第８条　日本政府は沖縄島にあるVOA（ボイス・オブ・アメリカ）中継局の運営の継続を今後5年間は認めることを規定。

第９条　「この協定は、批准されなければならず、批准書は、東京で交換されるものとする。この協定は、批准書交換の日の後2箇月で効力を生ずる」とし、両代表が協定に署名したことを記している。

この沖縄返還協定には、7つの関連取極がある。

①ボイス・オブ・アメリカ中継局の運営の継続に関する交換公文、

②海没地の問題の解決に関する交換公文、

③合意された議事録、

④了解覚書（返還基地リスト)、

⑤了解覚書（沖縄の施政権の日本国への返還後の日米民間航空運送業務に関する了解覚書)、

⑥復帰後の沖縄における外国人および外国企業の取扱いに関する愛知外務大臣発マイヤー駐日アメリカ合衆国大使あて書簡、

⑦日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極、である。

（７）「沖縄国会」での「返還協定」批准と関連法律制定

1971年10月16日に召集された臨時国会は「沖縄国会」と呼ばれた。そこに政府から沖縄返還協定及び付属文書、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」、また「開発三法」といわれた「沖縄振興開発特別措置法」「沖縄振興開発金融公庫法」「沖縄開発庁設置法」、更に基地関係で「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」が提案された。先に「沖縄復帰対策要綱」として発表された諸項目で、法律で規定すべきものは、「改廃法」と「復帰特別措置法」の内容として吸収された。

11月10日、最大規模の「ゼネスト」が行なわれた。復帰協の下、労組（自治労48時間スト、43組合5万5000人が24時間スト、23組合6000人が時限スト、その他年休行使）や民主団体、学生、市民、農漁民、一部商店も決起するなど、ストに10万人が参加し、県民総決起大会には6万人が参加した。そのデモ行進のなかで、「革マル派」「中核派」などの暴力集団と警官隊との衝突があり、1人の警察官が死亡した。

革新主席を長とする琉球政府の内部も、大衆運動と行政との狭間で揺れ動いた。国会の開会前、それでも時期としては10月に入ってからであるが、これらの法案が決定され、発表されていく段階の10月15日になって、琉球政府内に「復帰措置総点検プロジェクト・チーム」を発足させた。その結果は、屋良主席の「建議書」として国会に提起されることになった。

10月22日の第133回市議会（臨時会）は、「〈沖縄返還協定〉に関する決議」を全会一

致で可決した。「那覇市議会は…今国会において批准および審議されようとしている諸法案については県民の正しい意思が反映されず、大きな不満を表明するものである。よって、那覇市議会は政府ならびに国会が完全復帰実現のため、返還協定および関連諸法案の審議にあたり、県民意思を正しく反映する措置を講ずるよう強く要請する」。

アメリカの上院では 1971 年 11 月 10 日に沖縄返還協定を可決して、批准が成立した。日本の国会では、11 月 11 日から沖縄返還協定及び関係付属文書の審議が開始されたが、早くも 11 月 17 日に、衆議院沖縄返還協定に関する特別委員会において、午後 3 時 15 分に自民党単独で強行採決され、その日 5 分遅れの午後 3 時 20 分に「建議書」を携えて羽田空港に降り立った屋良主席の声は国会には届かなかった。屋良主席は翌日佐藤首相に面会して、このことに抗議した。続いて 11 月 24 日、自民党と公明・民社の両党が同意して衆議院本会議が開会され、沖縄人民党の瀬長亀次郎議員、沖縄社会大衆党の安里積千代議員、そして日本社会党と日本共産党のすべての議員が欠席している中で、これらの議案が採決され参議院に送られた。参議院では 12 月 22 日、特別委員会と本会議双方で自民党の賛成多数で可決され、批准が成立した。

また、沖縄の復帰に伴う関係法案は、11 月 12 日に衆議院沖縄・北方問題特別委員会で審議が開始され、12 月 13 日の深夜、強行採決され、14 日には本会議で自由民主党の賛成で可決され、参議院に送られた。しかし、当初設定されていた会期は 24 日に切れるところから、その日は 3 日間の会期延長を決議して、27 日までとされたものの、継続審議となって国会は閉会した。その後も与野党の攻防が繰り返され、29 日に開会された第 68 通常国会で、参議院はその日のうちに沖縄・北方問題特別委員会と本会議で可決して衆議院に送った。衆議院では 30 日に沖縄・北方問題特別委員会の設置を決め、かつその日のうちに自民党単独で可決し、衆議院本会議まで一気に可決するまで持ち込んだ。

1971 年 12 月 31 日、沖縄国会で成立し、復帰の日から施行された「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（法律第 129 号）は、次のようになっている。第 2 章・沖縄県、では、第 3 条（沖縄県の地位）「従前の沖縄県は、当然に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める県として存続するものとする」。また第 3 章・沖縄県の市町村、では、第 7 条（市町村の地位）「沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする」。

（８）バスの「５社統合」問題

復帰を控えて、琉球政府通産局は、1972 年 4 月までに 5 社合併をめざし、まずは首里バス（上間長和社長、資本金 7 万ドル）と琉球バス（久保田（くぼた）盛広社長、資本金 52 万 5000 ドル）が合併する方向で準備を進めていた。その 2 社合併は、1971 年 5 月に合併仮調印が行なわれ、正式調印にこぎつけるばかりであった。しかし、資産評価などをめぐって紛糾していた。

那覇市は、①5 社統合は基本的に賛成であるが、一部企業家のための合併には反対である、②首里バスの大株主である那覇市が合併にブレーキをかけているとの見解がなされているが、株主不在の合併契約に問題がある、③資産評価は、20 余年前の帳簿をもとに査定しており、現実に即して再評価すべきだ、との立場をとっていた。

（９）「那覇市公害防止条例」の制定

第 135 回那覇市議会（定例会）は、1971 年 12 月 27 日、市当局提案の「那覇市公害防止条例の制定について」を全会一致で採択した。

那覇市が、市民から公害問題として訴えを受けたのは、70 年 6 月の「騒音防止条例制定促進のための陳情」「アルミメッキ工場の増設に反対する陳情」が最初であった。これを受けて市議会は、参考人・関係機関・企業側の 3 者から、実情や意見を聞き、実地調査も時間をかけて実施して、検討した結果、公害防止対策の必要性が認識されていった。それには、琉球政府に「公害防止法」の制定を求めることが必要だが、それを促すためにも、本土の例に学び、政府に先立って市の条例を制定しようということになった。これに対して市は、立法を待ってという立場をとっていたが、71 年 9 月 23 日に「公害基本法」が制定されたので、それに沿って那覇市の条例を制定することになったものである（『那覇市議会報』第 97 号 1972.2.1）。

「那覇市公害防止条例」は、全 19 条からなり、「市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する」ことを目的とし、市には「公害防止計画」の策定を、事業者には「つねに公害を防止するために必要な措置を講ずること」を、また市民には「郊外を発生させないようつねに努めること」と「その発生源および発生状況を監視」することなどを、それぞれ義務づけた。これに基づいて「公害対策審議会」も設けられた。

（10）「5 月 15 日返還」決定

1972（昭和 47）年 1 月 6～7 日の佐藤・ニクソン会談で、返還の日が 5 月 15 日と決定された。「日本側の主張する 4 月 1 日と米国側が予定していた 7 月 1 日との中間をとった」（『戦後沖縄経済史』P886。アーミン・H・マイヤー『東京回想』P60 に依拠している）といわれるが、それは両国の会計年度の開きの中間でもある。かくして、琉球政府の最終年度は同年 6 月 30 日に終わるべき 1972 年度が 5 月 14 日で終わることとなり、昭和を冠した日本年度は同年 4 月 1 日に始まるべき昭和 47 年度が 5 月 15 日に始まることとなり、両年度とも 10.5 か月ということになった。

琉球新報
号外
五月十五日返還決定
二十六年の米統治に終止符
佐藤・ニクソン会談で合意
首相、国民に協力求む

1972 年 1 月 8 日（号外）『琉球新報』

1972 年度	1971 年（昭和 46 年）7 月 1 日～72 年 5 月 14 日	10.5 か月
昭和 47 年度	1972 年（昭和 47 年）5 月 15 日～73 年 3 月 31 日	10.5 か月

（11）安謝新港建設と漁業問題・後背地処分問題

安謝地区における那覇新港建設によって、漁業が圧迫されており、その補償金はわずかであると、安謝クリ舟漁業会（大城満助（おおしろみつすけ）会長）が、1972 年 2 月 2 日午前 8 時から、那覇新港を封鎖した。このため、トラックが港内に入れず立ち往生し、また港湾業務はマヒした。

補償問題にあゆみ寄り
生活の実態調査へ
漁業会、実力阻止を解く
老後の生活豊かに

1971 年 8 月 12 日『沖縄タイムス』

漁民の数は 50 人で、「市の見舞金 3 万ドルは、これまで破壊された生活に比べると、涙金にすぎない。市が納得のいく額を提示するまで港を封鎖して闘う」と、強い姿勢を示した。那覇市は、1 月 31 日の話し合いで「1965 年に遡り、その当時漁業に専業していた人たちに、生活補償として 3 万ドルを予算措置すると提示していた。

2 月 5 日、この漁業会と那覇市の話し合いが行なわれ、漁業会は「3 万ドルの見舞金は、不満ながら了承する」とし、その代わり、船留場近くの土地を漁民に貸してほしいと要請し、市は前向きに検討することを約束した。これにより、那覇新港の封鎖は解除された。

3 月 24 日に開会した第 139 回市議会（定例会）では、那覇新港後背地の処分をめぐって紛糾した。一般質問の第 1 陣に立った喜舎場盛一議員が、那覇新港背後地の賃借契約について、市当局は約 7 万坪のうち 1570 坪を重機業者 12 人（沖縄フォーク業組合）に貸与したというが、うち 300 坪はフォークなど重機をほとんど持たない 2 人に貸しているのはおかしいとし、このような契約は破棄すべきだと追及した。喜舎場議員は、2 人のうち 1 人は学生である、とした。これに対し市当局は、彼らはかなりのフォークを持っていると答弁したものの、後で台数を訂正するなど、答弁が乱れたため、議場は混乱して十数回も休憩するという事態になった。

結局、2 人の業者を調査することになり、超党派の調査団が夕方から庁舎を出て、現地調査を行なった。帰庁後も対立は収まらず、新政会が「契約を破棄せよ」と主張するのに対して、市は「契約に際しての調査が不十分であったことは認めるが、契約は破棄しない」と答弁し続けたので、再び混乱し、午後 8 時半すぎ、新政会が退場した。議長代行の仲本安一副議長が、午後 10 時半に再開するとの「出席催告書」を各議員に出したが、同時刻になっても新政会は出席を拒否、定足数不足のまま閉会した（『沖縄タイムス』1972.3.28）。

3 月 30 日、本会議が開かれ、21 件の議案、陳情などを可決した後、金城重正議員（新政会）が質問し、「不適格者 2 人のうち 1 人は、市との折衝役を引き受け、他の組合員に、契約できたら 300 坪をもらうという署名、捺印をさせている。その 1 人は、他の組合員から 2600 ドルを受け取っているが、その使い道が明らかでない」などと、追及した。これに対し、市は「将来貸しフォーク業をやることでいい、300 坪や 2600 ドルのことは、組合内部の問題である、いま契約を破棄すれば損害賠償しなければならなくなる」などと、強気の回答をした。この問題は、平行線のまま、会期を終えた（『沖縄タイムス』1972.3.31 夕刊）。

安謝の第 4 次埋立が終了して、那覇市は、4 月 15 日づけでこの地域の町名を変更し、97.2ha（29 万 1 千坪）に及ぶ埋立地を、曙 1～3 丁目、港町 1～3 丁目とした。このうち曙町は第 1～3 次の埋立部分で、安謝と天久に編入されていた地域である。ただし、この地域の登記は、法務局の登記所が復帰前の混雑で処理できないとのことなので、しばらく旧地名と新地名を使うこととし、復帰後に改めて地番の変更を実施する（『琉球新報』1972.4.20）。

（12）寄宮地区の土地区画整理事業

1972 年 3 月の第 139 回市議会（定例会）は、27 日の会議で「那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例」を制定することと、「那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例」を制定する議案を審議した。

提案理由を説明した水間平建設部長は、次のように述べている。「寄宮地区土地区画整理事業は、1966 年 7 月に、地主側より提起されました〈土地区画整理事業認可取消請求事件〉に伴い、事実上事業が中断していましたが、1969 年 3 月以来、約 30 回にわたり、地主側と協議を重ねてまいりましたがその結果、去った3月19日、地主組合の臨時総会において、事業再開について合意し、協議が成立しましたので、1973 年度から施行する予定であります。事業再開にあたりましては、当初認可されました耕地整理法を準用しての事業では、建物等の密集度合や、権利関係の輻輳等を考慮した場合、耕地整理法による事業の実施は困難であるとの観点から、1969 年 7 月に立法制定されました土地区画整理法に基づき事業を実施することにしております。そこで土地区画整理法に基づく事業に移行するためには、旧都市計画法および耕地整理法により認可された事業を変更する必要がありますが、その変更認可申請に先がけて、土地区画整理法第 53 条の規定により、施行規程を条例で定める必要があります。また昭和 47 年度の国庫補助金交付申請との関係から、復帰前に事業計画の変更認可を得る必要があるため、議案第 14 号および 15 号を、それぞれ提案した次第であります」。

その日は建設委員会に付託となり、その報告が 3 月 30 日に行なわれ、それをうけて可決された。

4 月 28 日、那覇市と寄宮地区住民との間に和解が成立した。この寄宮地区土地区画整理事業は、1964 年に琉球政府によって認可されたものであった。ところが、寄宮地区の住民約 190 人は市の事業の進め方が住民を無視したものであること、住民に大きな負担をかけ過ぎていることをあげ、反対運動を展開した。特に総事業費のうち 20％が住民負担となっていることが問題とされた。那覇市は 1966 年、塀を壊す強行手段に出たが、住民側も座り込みなどで抵抗、機動隊も導入された。住民は組合を結成して、同年 7 月琉球政府を相手取って事業認可の取り下げ訴訟を提起した。裁判ではすぐ事業の停止が決定され、その後は事業はストップしていた。1971 年に入って市と住民側との話し合いが 30 回も繰り返され、72 年 4 月 25 日、市は住民の要望を大幅に受け入れて、事業を変更することを確約した（『沖縄タイムス』1972.4.30）。

（13）アメリカ軍人所有の軽自動車への課税問題

1972 年 4 月開会の第 140 回市議会（臨時会）は、5 月 9 日、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」が、市当局から提案された。これは、アメリカ軍人への軽自動車税の課税は、それまで「琉球政府税」であったが、日本復帰に伴って市町村が徴収することになるが、日米安全保障条約に伴う「日米地位協定」の定めによって、一般よりも低く課税することが規定されているので、そのための「市条例」が必要だとして提案されたものである。そのことによって、現行より低くなるなど、問題の多いものであったので、いろいろと議論が交わされたが、その日は総務

委員会に付託され、5月15日の会議で可決された。

（14）軍用地の契約拒否

復帰を目前に、防衛施設庁は、軍用地の再契約取りつけに奔走している。反自衛隊運動の高まりとともに、新地料の算定、手続きが遅れたため、施設庁のスケジュールは全般的に大きく狂い、作業を進めるのに必死の状態である。一方、民主団体や反戦地主の反発も強くなり、例えば伊江島では、村長が契約を強制しているとして、反戦地主が問題にしたりして、地主間の混乱も深まっていった。

このような中で、平良那覇市長は、1972年5月8日記者会見をして、「防衛施設庁と軍用地地主との間で軍用地の賃貸契約が進んでいるようだが、那覇市は契約には応じない」と発表した。また、軍用地地主にも、契約に応じないよう呼びかけた。

記者会見で平良市長は「自衛隊の沖縄配備には、当初から強く反対している。反戦平和を願うものにとって、これは当然のことだ。都市計画の面からみても、基地がどれほど健全な都市発展を阻んでいるか、誰でも分かる。那覇市は軍用地内にかなりの市有地を持っているが、これらのことから契約には応じられない」と、都市計画上からみた基地の弊害をあげて、契約拒否の態度を明らかにした。

とくに、防衛施設庁の契約の進め方には強い反発を示し、基地撤去の要求を完全に無視したやり方と、批判した。防衛施設庁の契約業務は、原則として市町村を通じて行なっているが、軍用地の再契約拒否、自衛隊の沖縄配備反対の声が大きい中で、革新色の強い市町村の場合は、自治体を介さずに、直接地主との契約を進めているといわれ、那覇市は一度も防衛施設庁から連絡を受けていない。平良市長は「連絡があっても協力はしないが、アメリカ軍でもこのような方法はとらないだろう」と、防衛施設庁のやり方を辛らつに非難した（『沖縄タイムス』1972.5.9）。

（15）「ニクソン・ショック」と市民生活

アメリカにおけるドル危機の進行を背景として、1971年8月15日、ニクソン大統領は声明を発表して、税制の改革によって失業問題を緩和すること、物価と賃金を90日間凍結することなどとともに、ドルと金の一時的な交換停止、輸入品に対する10%の付加税の賦課、主要国に対する為替相場調整の要請という内容からなる「新経済政策」をうち出した。当然に予想されるドル価値の下落は、沖縄県民に直接影響を与えるものであった。

円・ドル間の公定相場1ドル＝360円の変更によってドル価値が下落すれば、米ドルを唯一の法定通貨とする沖縄経済が深刻な打撃をこうむることが明白であり、その対策が求められた。8月27日、日本政府は為替の固定相場制をやめ、暫定的に変動相場制に移行することを発表し、翌日施行した。実質的な円切り上げであった。この日から沖縄の使用している通貨＝ドルの価値が相対的に切り下げられることになったのである。ドル価値の引き続く低下によって、本土からの物資のドルでの購入価格は、日々値上がりしていくことになった。

輸入価格の上昇は一般消費物価の上昇を招くことになるので、琉球政府と立法院は10月1日、「特定物資の価格安定に関する緊急臨時措置法」を制定し（10日施行）、「日本本

土から輸入する特定物資について、変動相場制等への移行にともなって生ずる貿易の障害を除去するため、輸入業者に対し、必要な助成措置を講ずることによって貿易の秩序を維持し、もって特定物資の価格安定を図る」ことをねらった。その特定物資には「施行規則」で 539 品目が指定された。これは本土からの輸入品の 85%をカバーするものである。また「特定物資の輸入にかかる為替差損相当額の補助に関する規則」も制定され、10 月 10 日から翌年 5 月 13 日までに、2071 万ドルの「為替差損補償」が輸入業者に対して支払われた。これは、日本政府によって 64 億 5000 万円（2080 万 6000 ドル）の予算が計上されて処理された。

しかし、この措置が物価安定に成果を上げるまでにいたらなかった。

那覇市議会は、9 月 24 日、「ドル危機に関する要請決議」を採択している。その要請事項は、「ドル通貨を即時円通過に切り替えること。交換レートは1ドル対360円とすること。変動相場制採用等一連の措置に伴う損失については、完全に補償すること。課徴金制度の適用を除外すること」となっている。

1971 年 10 月 8 日、日本政府は「通貨等切替対策特別給付金支給要綱」を発表したが、それは①通貨切替えは復帰時に行う、②流通ドルを確認するため、10 月 9 日、県民の所持する現金の提出を求め、保有高の証明書を発行する。③通貨交換時の交換レートは、その時点のレートを使うが、確認額については 360 円との差損分を交換時に給付金として支払う、④金融機関に対する預貯金および金銭信託に関しては、金融機関に対する各個人の借入金を差引いた純資産について、差損を給付金として支払う、⑤給付金の支給対象は、琉球政府章典第 68 号第 3 条に規定する琉球住民、沖縄に住所を有する日本国民および沖縄に永住する許可を受けた者で、法人は除外する、などとなっている。

同日、琉球政府は、県民の保有するドルおよび純資産を確認するため、銀行をはじめ信用金庫、農協、郵便局など全金融機関に、政府章典に基づく主席権限で一切の業務を停止するよう緊急命令を発し、また同日招集された立法院臨時議会に「通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法」を立法勧告、これが即日可決され公布された。

これに基づいて、①純資産については 10 月 8 日現在の残高、②ドル現金に関しては 10 月 9 日現在の所持高、の確認作業がそれぞれ行政主席の命により各金融機関によって実施された。

那覇市議会は、12 月 27 日、「円切り上げに関する要請決議」を採択した。「政府は去る 12 月 19 日、10 ヶ国蔵相会議の報告を受け、新しい円の交換レートを 1 ドル 308 円とする円きり上げを決定し、翌 20 日から実施すると発表した。われわれは、去る 8 月のニクソン・アメリカ大統領によるドル防衛政策発表、および円の変動相場制移行に伴い混乱するであろう沖縄の経済状勢に対処するため、ドル通貨を即時円通貨に切り換えることを中心とする 4 項目にわたる強い要請を行なった。しかしながら、われわれのこの要求に対し、具体的な施策をなすことなく県民の不安がますますつのるなかで円の切り上げを行なった事は、誠に遺憾であり、心の底から憤りを禁じ得ない。72 年復帰を目前に控え、今亦このような経済的〈琉球処分〉ともいうべき仕打ちを受けることは断じて許しがたい。よって那覇市議会は、日米両国政府がその責任において即時 1 ドル対 360 円の交換比率による円通貨への切換えおよびドル防衛政策発表以来、今日に至るまでの一切の損失を補償するよう強く

要請する」。

1972 年 5 月 15 日、沖縄は日本に復帰した。その日から 6 日間をかけて、ドルから円への通貨交換が実施された。その時のレートは、直近の相場から１ドル＝305 円とされた。1971 年 10 月 9 日現在の保有高に対して、復帰後に１ドル＝55 円（360 円－305 円）の差損補償が実施された。

（16）復帰前夜の市議会

復帰に向けた国レベルの法律も、次々に制定されていった。そのうち「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」は、1971 年 12 月 31 日に制定された。そのほとんどの条文は、復帰の日から適用するとされているが、その「第 3 章　沖縄県の市町村」は、次のように定めている（『那覇市議会史　第 2 巻』P171）。

第 7 条（市町村の地位）沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

第 8 条（市町村の条例等に関する経過措置）沖縄の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

第 9 条（市町村の機関に関する経過措置）この法律の施行の際沖縄の市町村の議会の議員、長、委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ）又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち沖縄法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によっても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2　この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和 48 年 3 月 31 日までの間、当該教育区の区域を一にする市町村の教育委員会の委員に職にあるものとみなす。

そして、「地方自治法」も沖縄県に適用されることになった（同上書、P172－183）。その第 6 章に、普通地方公共団体の議会についての規定がある。節の名だけ掲げれば、第 1 節から順に、組織、権限、招集及び会期、議長及び副議長、委員会、会議、請願、議員の辞職及び資格の決定、紀律、懲罰、議会の事務局及び事務局長、書記長、初期その他の職員となっている。

第 140 回市議会（臨時会）は、1972 年 4 月 18 日に開会され、日本復帰の日である 5 月 15 日まで、28 日間にわたることとなり、「復帰議会」と呼ばれた。ただし、4 月 19 日、21～30 日、5 月 6～13 日の 19 日間は休会することとなっていた。

日本復帰の日、1972 年 5 月 15 日、市議会は深夜、午前 1 時 51 分から 5 時までという異常な時間帯で開催された。4 月 18 日、20・21 日、25 日、29 日、5 月 1 日、6 日、9～11 日、13 日と開かれてきて、その後の 15 日の会議であった。この議会は、その後も 5 月 17～19 日、21～22 日、そして 30 日と続けられた。

この 5 月 15 日には、「祖国復帰宣言」が全会一致で可決された。「人類の歴史にその比類

を見ない戦争の惨禍を受けた沖縄は､祖国日本から分断され実に 27 年の長期にわたりアメリカの軍事的支配下におかれた。その間、人権は無視され差別と犠牲を強いられながらも平和を希求し、祖国への道を求めて多くの闘いを展開して来た。その闘いは人権の回復、自治権の確立、土地闘争等県民大衆の心情の発露であった。このような沖縄の闘いは、遂に祖国日本の国民世論となり、全世界の反響を呼ぶまでに至った。その結果、日米両政府の沖縄返還取り決めとなり、昭和 47 年 5 月 15 日の今日、我々は祖国復帰を迎えた。然しながら、返還の内容は必ずしも満足すべきものではなく、県民大衆の中に多くの不満をかもし出していることは誠に遺憾である。那覇市議会は、この県民の心情を率直に訴え、日本国憲法の下で民主主義の基本理念を活かし、市民の福祉増進を図ることを約し、戦争のない平和な文化都市づくりのため、市民とともに力強く邁進することを宣言する」。

なお、この第 140 回市議会で提出された案件は、条例が 76 件、予算が 10 件、報告その他が 7 件、諮問が 1 件、決議案が 4 件であり、撤回された 1 件のほかは、すべて原案可決または同意であった。

第４部　復帰後

第１章　日本復帰と市政・議会

第１節　“世替わり”への対応

（１）日本復帰と那覇市

昭和 47（1972）年 5 月 15 日、沖縄は日本に復帰して「沖縄県」が復活した。昭和 20（1945）年の沖縄戦で事実上のアメリカ軍占領下に入ってから 27 年ぶりのことであった。これにより「琉球政府」は解消し、「琉球列島米国民政府」もなくなった。しかしながら、膨大な面積を占めるアメリカ軍基地は再編されつつも基本的に残され、また日本の自衛隊が新たに配備されることになった。

昭和 47 年 5 月 15 日　沖縄復帰記念式典（那覇市民会館）（沖縄県公文書館写真提供）

1971 年 6 月 17 日に調印され、12 月 22 日に日本の国会で批准された「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「沖縄返還協定」とする。昭和 47 年条約第 2 号）が、効力が発効し施行された。同様に、前年（昭和 46 年）末に、いわゆる「沖縄国会」で審議議決された「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（以下「復帰特別措置法」とする。昭和 46 年法律第 129 号）など、一連の法律がこの復帰の日に施行された。これらは、復帰により、日本国の諸制度が沖縄県の区域において円滑に実施されるように制定されたものであった。

復帰特別措置法（以下「特措法」という）の第 3 条で、「沖縄県は、当然に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定める県として存続する」とされ、「沖縄復帰対策要綱（第 2 次分）」（閣議決定）で「みなす県知事及び県議会議員」だった知事・県議は、復帰特別措置法第 5 条（沖縄県の議会の議員及び知事の選挙）の規定により、「法律施行の日から換算して 50 日をこえない範囲内において沖縄県選挙管理委員会が定める日」に選挙されることになっていたが、それはその年の 6 月 25 日に実施された。知事選には、保守側が大田政作（おおたせいさく）（元琉球政府行政主席、自民党）、革新統一側は屋良朝苗（やらちょうびょう）（みなす知事）が立候補し、事実上の一騎打ちとなり、屋良 25 万 1230 票、大田 17 万 7780 票で、屋良が復帰後の初代県知事となった（投票率 76.32%）。県議選では、自民党 20、社大党 11、人民党 6、社会党 4、公明党 1、無所属 2、計 44 人が当選した（定数は 46 人）。

昭和 47 年 5 月 15 日　5･15 県民総決起大会　雨の中「真の復帰を求めて」与儀公園に結集、その後国際通りまでデモ行進（『写真につづる那覇　那戦後 50 年』）

また特措法第 7 条（市町村の地位）で「沖縄の市町村は、地方自治法の規定に

よる市町村となるものとする」、第８条（市町村の条例等に関する経過措置）により、「沖縄の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする」と、その継続性が確保された。さらに、第９条（市町村の機関に関する経過措置）も、「沖縄の市町村の議会の議員、長、委員会の委員、又は委員その他の職員」「教育区の教育委員会の委員」の継続性も規定されている。県だけでなく市町村も、「地方自治法」の謳う自治の本旨を享受することになる。それまでは琉球立法院が定めた「市町村自治法」（1953 年琉球政府立法第 1 号）の規定に沿って運営されてきたものであった。

一方、通貨の切り替え・交換が行なわれた。復帰時のアメリカ・ドルから日本円への通貨交換は、復帰前年に固定相場制（1 ドル＝360 円）から変動相場制へ移行していて、円高・ドル安が進んでいたため、1 ドル＝305 円で交換された。交換そのものはさして問題なく進められたが、円・ドル換算に伴うとまどいが見られ、そのため物価の高騰などが生じ、市民生活は混乱に見舞われた。

昭和 47 年 5 月 15～20 日　通貨交換
（那覇市歴史博物館写真提供）

（２）軍用地の返還と跡地利用

「沖縄返還協定」には「基地リスト」が付属しており、そのうち「Ａ表」は復帰後も継続してアメリカ軍が使用するもの、「Ｂ表」は自衛隊、運輸省に引き継ぐもの、「Ｃ表」は復帰時点で返還されるものである。那覇市に関わる「Ｃ表」の基地は、「那覇第二貯油施設」（俗称・与儀ガソリンタンク地区）や「那覇海軍航空施設」（那覇空港）であり、「Ａ表」の基地はハーバービュー・クラブである。

「那覇第二貯油施設」は「住民地域に隣接し、しかも現実にタンクやパイプラインからの燃料もれ等の事故が頻繁におこり、なかには流失ガソリンへの引火による死亡事故まで発生していたため、地域住民や那覇市から再三再四その完全撤去が強く要求され続けていたが一向に実現せずようやく本土復帰を目前にして沖縄返還協定基地リストＣ表に掲載されて、復帰前日の昭和 47 年 5 月 14 日に 196 千㎡が全面返還された」、関係地主は 107 人、筆数は 164 であった（沖縄県労働渉外部編『返還軍用地の施設別概要』昭和 53 年、P258）。

「那覇海軍航空施設」は「沖縄返還協定基地リストＣ表に基づいて復帰直前の昭和 47 年 5 月 14 日に 1,984 千㎡が返還され、そのまま運輸省及び自衛隊（共同使用）が飛行場（ナハ空港）として使用している。しかし、これは全面積の 70％で、残り 30％836 千㎡が返還されたのは実に 3 年後の昭和 50 年 6 月のことである」（同、P270）。

ハーバービュー・クラブは「那覇市の中心部に位置し、昭和 20 年軍事占領の継続として使用開始された施設で、米軍人、軍属の会議室、食堂、バー及びその他娯楽施設等が完備された社交場として復帰前まで使用されてきた」、「この施設は、沖縄返還協定基地リストＡ表に掲げられ、復帰後も継続して米軍が使用する施設になっていたが、復帰まもない昭

和47年8月14日、突然全面返還されたもので、復帰後最初の返還地域である」、「返還後の昭和47年11月～12月にかけ、17名の地主（21筆、10千㎡）は、民間企業に一括して土地を売却し、現在は大型ホテル用地として活用され、残る7千㎡が地域住民の生活道路として那覇市道に認定されている」（同、P249－251）。

「米軍人と民間政財界のトップクラスの社交場として知られていたハーバービュー・クラブが［8月］14日、返還された。同クラブは、沖縄返還協定に附属する〈了解覚書〉の中で、復帰後も引続き提供される施設としてのA表に含まれていたが、その後の日米合同委員会［日米地位協定の実施に関して協議することを任務とする組織］で復帰後90日以内に返還されることが決まっていた。沖縄県になってから米軍施設が返還されるのは、同クラブが初めて」。「返還式は那覇市泉崎の同クラブ午後2時に行われ」、平良市長も式典に出席した。「クラブの敷き地面積は1万6998平方メートル。…建て物面積は4989平方メートル。26人［県の資料では29人］の地主の私有地と県有地からなっている」。「これまでクラブで働いていた沖縄人従業員約70人は、復帰の時点で全員解雇され、以後、クラブはがらんどうの状態にある。この間、防衛施設庁によって管理が行なわれてきたが、返還によって土地はそれぞれの地主に返される。建て物は日本政府財産となるが、私有地上の国有財産の使用などについては地主の権限が大きく、…今後の建て物の利用方法に関しては[地主と］開発庁沖縄総合事務局との話し合いで決まることになりそう」（『沖縄タイムス』8月15日）。

旧3号線（那覇空軍第一ゲート〈鏡原〉～第二ゲート〈小禄〉に至る約3.5km）は、復帰後、国道331号線になったが依然、アメリカ軍に独占使用され、那覇と南部を結ぶ大動脈が封鎖された状況であった。昭和47（1972）年10月7日、「那覇市奥武山球場横広場で、国道331号線開放要求住民会議（金城睦会長）の住民総決起大会が1千人（主催者発表）参加して開かれた。大会では、〈国道を県民が通れないのは、復帰後もいぜん軍事が優先されている証拠だ。軍事優先によって県民の権利がはく奪されている。われわれはこれ以上の我慢はできない〉と日米政府をきびしく糾弾し、国道の即時開放、悪の根源である基地撤去を迫った。大会後、基地内実力突破を目ざして、デモ行進、第一ゲートのバリケードを一部動かして突破を図ったが、機動隊の規制に乗り出したため突破はできなかった。デモ隊は約45分間すわり込み、県警・米軍に抗議し、解散した」。大会には平良那覇市長も参加して激励のあいさつをした。また「大会宣言」「国道331号線等即時開放を要求する決議」を採択した（『琉球新報』10月8日）。同決議は、10月28日の市議会第3回（定例会）に陳情案件として提出した（陳情第46号「国道331号線〈旧3号線〉等開放に関する陳情）。

昭和47年10月7日　国道331号線等即時開放要求住民総決起大会（那覇市歴史博物館写真提供）

なお、那覇空軍基地内の331号線は、翌年7月30日をもって県民に開放された（1973

年7月30日『沖縄タイムス』)。これは「那覇空軍・海軍補助施設」の一部で、この日に「国道部分26千㎡が返還された」ものである（前掲、県資料、P265)。

（3）那覇港管理権の市への移行

それまで琉球政府の管理下にあった那覇商港が、復帰と同時に那覇市に移管された。「那覇市では、港湾の円滑な管理運営をはかるため那覇商港と泊港を一元化、名称も〈那覇港〉と改めた。また市では港湾行政は経済的管理中枢機能を確保するためにも重要だとし、市の機構に〈港湾部〉を新たに設置した。〈那覇港〉の名称は5月15日からスタートした。これまで親しまれてきた〈那覇商港〉〈泊港〉の名称は消え、那覇ふ頭［埠頭］、泊ふ頭に変わる。「那覇市港湾一元管理に伴う暫定措置に関する条例」によると、港湾の区域は、旧那覇商港の港湾区域と旧泊港の港湾区域を接合した区域となっている。…港湾部は管理課、計画課、建設課、那覇ふ頭、泊ふ頭の5課から構成されている。…同部の定員数は125人となっている」(『琉球新報』昭和47.6.1)。

第2節　平良良松市長と市政

（1）自衛隊配備反対運動

那覇市は自衛隊の沖縄配備に反対する立場をとり、自衛官の募集業務を拒否し、「防衛庁職員採用」に関するポスターの掲示もしなかった。さらに、自衛隊のごみ処理も市では行なわないとした。「自衛隊基地から排出されるゴミが那覇市の清掃工場で処理されていることを問題視し、市当局に対し…拒否するよう申し入れていた市職労［那覇市職員労働組合］（前原穂積委員長）と市保健衛生部との2回目の団交［団体交渉］が…開かれ、内間武義保健衛生部長は、「市の清掃責任者として、今後いっさい、自衛隊からのゴミの搬入、処理を拒否する」態度を明らかにした。“反自衛隊運動の日常化”が言われており、那覇市の決定は各方面に大きな影響を与えよう」。また「市首脳部、与党議員連絡会議での話し合い」で、平良市長は「自衛隊は違憲、配備反対という政治的基本姿勢の立場を確認」したこと、「自衛隊から排出されるゴミの搬入および処理は“廃棄物処理及び清掃に関する法律”と、那覇市の清掃行政の現状およびゴミ処理用地、施設等の現状からこれを断わる」とした。なお、「市の結論はすでに17日午後、陸上自衛隊沖縄分遣隊・西川三等陸佐に電話で伝えたが、自衛隊は〈“廃棄物処理及び清掃に関する法律”があることは知らなかった。ご迷惑をかけました。市の結論はやむをえないでしょう〉と話していた、という」(『沖縄タイムス』昭和47.8.19夕刊)。

（2）モノレール建設の取り組み

那覇市は沖縄国際海洋博覧会（海洋博）までにモノレールを建設しようと取り組んできたが、その路線については何度か変更を迫られた。当初は首里・石嶺と那覇空港を結ぶことにしていたが、8月の段階では那覇空港―奥武山―久茂地川―安里川―蔡温橋―バイパス―環状2号線―儀保―崎山の路線に決定した。ただし、海洋博に間に合わせることは難しいと見られている（『琉球新報』昭和47.8.24)。

9月25日の那覇市議会で、野党・新政会（自民党系）の宮城武（みやぎたけし）議員らはモノレール建設の調査費などを取り上げ、「補正予算にモノレール建設現況測量調査費を組んでいるが、これはどのような調査を行なうのか。また平良市長はモノレールを実現すると語ってきているが、確実に実現できるという確信を持っているのか」と問いただしたが、平良市長は「海洋博との関係で計画に変更はあるが、実現の確信はある」と答えた（『沖縄タイムス』9月26日夕刊）。

11月、那覇市は建設部の中に「モノレール建設準備室」を設置して、課長クラスの技官1人、係長クラスの技査1人・主査1人の計3人を配置した。なお、国会では「モノレール法」が成立して、建設費の国庫補助も期待できることになった。ただ、海洋博までの建設は「まだまだ予断を許さない」状況である（同紙、11月23日）。

第３節　日本復帰と那覇市議会

（１）“世替わり”の中の市議会

那覇市議会議員は、1969年7月の選挙で当選した30人（第17代議長・辺野喜英興（べのきえいこう）、第15代副議長・仲本安一（なかもとあいち））が、上記の復帰特別措置法により引き続き執行機関監視機能等に関する活動、議会運営に専心することが保障され、条例の経過措置及び請願・陳情など輻輳（ふくそう）する諸議題に対応する歴史的な過渡期の混乱などの行政経緯をみてきたのである。

5月15日、復帰の日の本会議は午前2時から異例の早朝議会となった。当日は開会冒頭「祖国復帰宣言」を採択し、新生那覇市議会の総意を表明した（前章参照）。

第140回那覇市議会（臨時会）は、復帰前の4月18日に開会されたが、最終日の5月30日には、「通貨切り替えに伴う差損補償および物価値下げに関する要請決議」及び「沖縄戦における同胞虐殺に対し、その名誉回復と遺族への完全補償要求に関する決議」、「アメリカ合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車税の税率を県民同率に賦課することに関する要請決議」の3本を可決することによって米軍統治下時代の「那覇市議会」の使命を終えた。

（２）新生那覇市議会の発足

復帰後第1回の那覇市議会は昭和47（1972）年6月28日に招集され、県議選立候補転出のため辞職した辺野喜英興議長に代わり、比嘉佑直（ひがゆうちょく）議員（新政会）が第18代議長に選出された。「新政会では、それ以前に、議長は与党から出すべきだと要請していたが、与党が比嘉議員を指名してきたため〈新政会に一任するというならいざ知らず、指名されたのでは内政干渉に等しい〉と反発、対策を練った。その中で、新政会独自の候補者を立てるべきだとの意見も現われ…たが、投票にもちこむと負けることが明らかであり、白票を投ずることに決めた」。「数

比嘉佑直の思い出話　復帰直後の最初の議長選出の時は各会派から要請されたが、復帰でなにもかも変わると理由で断ったら、平良市長が家まで訪ねて来て説得され、結局引き受けた。議会も昔のようによい意味での“話し合いでまるく収まる”風潮は影が薄くなってきたように思え、各会派に気軽に足しげく訪ねてよくよもやま話もやり、お願いをし、頭も下げて廻ることをモットーとした（第18・19代議長を務める）（『那覇市議会市編さんだより』準備号より一部抜粋）。

の上でも議長をとれる与党が、野党の議員をおしたてて議長候補にし、それを候補者自身も含めて野党が拒否するという珍現象となった」(『沖縄タイムス』6月29日)。

（３）那覇市長選挙前の「混乱議会」

昭和47（1972）年11月9日、復帰後初の那覇市長選挙が告示され19日に投票されることになった。それより前、9月30日、市議会野党の新政会が平良市長に対して、平良市長の固定資産税のミスや、牧志第一公設市場建設費追加分の支出は不正であると指摘して、市長の行政責任を追及し、退陣を要求した。これに対して与党側は、「選挙向け」のパフォーマンスとして批判した（『沖縄タイムス』10月1、2日)。

10月2日、那覇市議会は2つの決議を全会一致で採択した。「米軍の水道料金未払いに対する抗議決議」と「米軍人による日本人基地従業員射殺事件に対する抗議決議」である。水道料金の問題は、復帰して水道事業が沖縄県企業局に移管されたにもかかわらず、アメリカ軍が復帰前のように、市町村と契約もせず、全体の3分の1も使用し続け、特別に安い料金を要求しつつその料金を滞納していることを批判したものである。また射殺事件は、「9月20日、米海兵隊基地キャンプハンセン内において、米軍人により日本人従業員が射殺されるという事件」のことで、これに抗議したものである。

この日のことは「混乱議会」として報道されている（『琉球新報』10月5日)。「新政会は第一公設市場の工期延長に伴う損害賠償の案件が可決されると、突然、市長不信任動議を提出した。金城重正（きんじょうじゅうせい）議員（新政会）は…動議の趣旨説明を行ない平良市政を厳しく批判。これに対して与党席からは〈動議は採択もされていないのに趣旨説明を行なうとは何事だ。議会のルールを無視するな〉と怒声とヤジが乱れとんだ。ヤジで議会内の発言は全然聞きとれない状態がしばらく続いた。比嘉議長も金城議員の発言を再三制止したがききめはなかった。結局、市長不信任動議は反対多数で否決され議事日程にものぼらなかった。新政会はこれに怒って直ちに退場。議会は約1時間にわたって空白、やっと出席催告書を出して午後11時15分再開した」。「2日の混乱議会をめぐって与党は〈議会のルールを無視し、議会を私物化するものだ〉と激しく新政会を批判、また新政会は〈不信任動議を議事日程にものぼらない［のぼらせない］与党のやり方は多数の横暴だ〉と反論するなど、与野党の対立は市長選を前にエスカレートしている」。

（４）市議会の機関と機能

１．条例の制定

地方公共団体における意思決定機関としての議会は、多様な議決事項が地方自治法第96条に15項目が事例的に付与されているが、ここでは代表的なものとして、①条例の制定又は改廃すること、②予算を定める、③決算を認定すること、などがある。これらの事項は地方議会の行政運営の基本的な事項であり機能とされている。

復帰後初の市議会から、平良市長の第2期選挙前までに制定された新規条例の一覧を掲載する。なお、条例の制定改廃の議決があったとき、議長は、その日から3日以内にこれを長に送付することになっている(地方自治法第16条第4項)。条例及び一部改正条例は、公告式条例（「那覇市公告式条例」1961年条例第1号）により、市長の署名を経て『那覇

市公報』に掲載又は一定の場所への掲示の方法で一般住民へ周知する方法が採られている。したがって議会で可決された条例は、地方公共団体の住民を代表する議会の意思決定により制定された法規ではあるが「告示されるまでは効力が生じない」（高裁判決）とされている。ここでは一部改正条例（10 件）の項目掲載を省略した。

○1972 年月 6 月～12 月間に制定された新規条例

・那覇市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（条例第 88 号）
・那覇市国民健康保険条例（条例第 90 号）
・那覇市国民健康保険税条例（条例第 91 号）
・那覇市長選挙立会演説会条例（条例第 92 号）
・那覇市立那覇文化センター条例（条例第 95 号）
・那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例（条例第 5 号）

２．意見書・決議書

議会の権限のひとつとして、地方自治法は意見書の提出権を認めている。同法第 99 条第 2 項は「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる」と規定されている。昭和 25 年 7 月の行政実例によると「意見書」とは、当該地方公共団体の公益に関する事件につき議会の機関意思を意見としてまとめた書類とされ、従前（昭和 33 年 12 月 22 日行政実例）までは、国会、裁判所等は含まれないと解釈されていたが平成 12 年 5 月の地方自治法の一部改正（平成 12 年法律第 89 号）により国会にも意見書を提出することができることになった。

地方公共団体の議会が、法令に定められた事項以外の事項について議決機関として意思決定し、表明することを、法令に基づく議決と区別して「決議」と呼ぶのが通例とされている。決議は、その内容や提出先等について法律上の制限がないので、国会または行政庁でない機関、団体に対しても提出できるとされている。決議は、意見書と同じように取り扱われることが多い（『議会運営先例集―復帰後 33 年の中から―』那覇市議会事務局、平成 17 年 7 月）以下『先例集』とする）。

意見書及び要請決議は、該議決機関の変転する議会活動の動向が把握される。復帰後の初議会（昭和 47 年 6 月）の第 1 回議会（定例会）から会期ごと（3 回、5 回）に採決された要請決議書の項目を掲載する。意見書・決議は、『那覇市議会史　第 3 巻上、下』に収録されている。

３．委員会

地方公共団体の議会は、地方公共団体の意思決定、執行機関に対する監視機能等、広範な権限が与えられている。議会がこれら権限を行使し活動するにあたって全員が一堂に会して会議をもつことは行政の多様化、複雑化、専門化している現状を考慮すると、適切とはいえない。また、全議員がすべての行政部門の審議に参加することは議事の迅速性、正確性から適切でない場合がある。かかる議会の短所を補い、能率的で専門的な議会活動を行なうために設けられたのが委員会制度である。

自治法第 109 条で「普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置く」ことができる

という根拠法をうけて「那覇市議会委員会条例」（1969 年条例第 7 号）が制定され、昭和 47 年 5 月には全部改正条例（昭和 47 年条例第 83 号）が施行され、その第 1 条（常任委員会の設置）及び 2 条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）に規定されている。常任委員会は現行法上、委員会の種類は通常、行政部門別に常設される。なお、常任委員会の数は、地方公共団体の種類、規模等に応じて定められるが、地方公共団体の実情を考慮して採用されている。那覇市の常任委員会の各所管事項は、現行の行政部門別に振り分けられている。昭和 46 年 9 月～同 48 年 8 月の任期の各委員会の名称及び正副委員長は以下のとおりである。

○常任委員会

総務常任委員会（定数 9 人）　委員長に黒潮隆、副委員長に中村昌信

建設常任委員会（定数 9 人）　委員長に比嘉佑直、副委員長に島袋宗康

（※昭和 47 年 6 月 28 日、委員長に喜久山朝重選任）

経済民生教育常任委員会（定数 9 人）　委員長に大浜長弘、副委員長に国吉辰雄（社大）

○議会運営委員会（定数 9 人）　委員長に金城吾郎、副委員長に国吉辰雄（人民）

議会運営委員会は、従前は「内規」で設置されていた。その目的として「各会派相互の緊密な連携を保ち、市議会の円滑な運営を図るために協議し、議長の諮問に応ずる」ことが明記されている（1962 年 12 月 25 日「那覇市議会運営委員会規程」）。

○特別委員会〔任期 昭和 46 年 12 月 27 日～同 48 年 8 月 3 日〕

沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会（定数 11 人）

委員長に宮城武、副委員長に玉城栄一

同特別委員会は、「那覇市議会委員会条例」の第 6 条（特別委員会の設置）に規定され、議会によって付議された特定の事件を審査するために設けられた。

第２章　第２期平良良松市政と議会

第１節　平良市長再選と市政

（１）平良市長再選

昭和 47（1972）年 11 月 19 日、復帰後初の那覇市長選挙に、那覇市政革新共闘会議の推す平良良松（現職）と、那覇市を明るくする市民協議会（市民協）の推す翁長助静が立候補した。復帰後の社会不安の渦中であり、投票の低調が予想されたのであろうか、那覇市選挙管理委員会は「沖縄の選挙では初めての軽飛行機からの棄権防止呼びかけ」（『琉球新報』11 月 18 日夕刊）をし、また選挙啓蒙業務の一環として、投票の 3 日前に立会演説会を開催した。

平良候補は①反戦平和と民主的な自治の確立、②公害防止、福祉優先の市政の発展、③市民参加の市政、教育の民主的な発展、市民文化の向上の三本柱で市政運営を展開した。

一方、保守系の翁長候補は、市政の主人公は 30 万市民であり、市民本位の市政を確立するとの基本スローガンを掲げ、軍事基地の撤去、交通渋滞の緩和、保育所問題、河川の公害防止、観光立県等をアピールした。

選挙の結果は平良候補の再選となった。平良候補 6 万 7932 票、翁長候補 4 万 0678 票で、約 2 万 7000 票差で平良候補が圧勝した（投票率 58.98%）。新聞は「棄権率 41%（約 7 万 7000 人）」を取り上げ、これは戦後 2 番目に低い投票率だと論評し、復帰の内実を問う選挙にしては低調であると解説した。

当選した平良良松は、第 21 代市長として 2 期目の市政運営に磐石な体制で臨むことになる。対抗馬となった翁長助静は、保守系の市民協の公認候補として出馬したが、平良とは旧真和志村時代からの刎頸の交りをもつ旧知の間柄ながら、4 度目の政治対決であったと、平良は複雑な胸のうちを述懐した（『平良良松回顧録　―革新市政十六年』1987 年刊）。

12 月の第 5 回市議会（定例会）初日、稲嶺成珍第一助役、前田武行第二助役の選任の同意を求める案件が全会一致で同意をみることで平良市政の体制が確立される。

（２）自衛隊員の住民登録問題

昭和 47（1972）年 12 月 6 日、再選された平良良松市長は「米軍との共同使用基地内に住む自衛隊員には、自治体の行政権が及ばず、住民として登録するには法的にも疑義がある」として住民登録受け付けを停止し「基地内居住自衛官の住民登録の新規受付を暫定的措置により中止する」旨の通達を各支所へ発布した（『沖縄タイムス』12 月 8 日）。

12 月 19 日の市議会（定例会）では、野党・新政会の宮城武議員が「基地内自衛官の住民登録停止問題」をめぐって「登録停止は市民平等の原則に反する」「自衛隊員は国民ではないのか。居住・移転・職業選択の自由をどう理解しているのか」「自衛隊反対は理解できるが、隊員を差別することは許されない」と追及した。これに対して平良市長は「基地内自衛官については行政の各面から疑義が出されており、登録事務を続けていくことは問題だ。不測の事態も生じかねないため、登録事務を停止した」「この点については現在検討中

である」と答弁した（『琉球新報』12月19日）。

12月23日、自衛隊の一部の住民登録を那覇市が保留している問題について、自治省行政局長（皆川）名で「住民登録は、国民の権利義務行為の基礎であり、登録の受付拒否は、憲法に保障されている基本的人権にかかわる重大かつ延引の許されない問題であり、速やかに是正するよう最善の措置をとってほしい」と屋良朝苗（やらちょうびょう）知事あて書簡（「那覇市における住民基本台帳事務の適正なる執行の確保について」）を送り、通達指導をもとめた。

平良市長は、翌昭和48年2月16日の記者会見で「基地内居住自衛隊員の住民登録を17日から受理する」との方針を示した。これは全国革新市長会の基地対策委員会での最終的な意向を受けたものとされ、保留されてきた基地内居住自衛隊員690人の住民登録を74日ぶりに再開された（『沖縄タイムス』2月16日）。

一方、前年から保留となっている建築確認申請の審査を早急にしてほしいとの防衛施設庁からの申し入れに、平良市長は「基地内の自衛隊の住民登録を受理したのは政府首脳の国会答弁や、自治省などの回答から、自衛隊基地内でも自治権が及ぶという見解を示したこと、行政権が基地について形骸化していくなかで基地内の実態調査、都市計画法に基づく指定などがこれから進めることが可能」となったことなどを述べ、保留を解除する意向を示した（『沖縄タイムス』2月22日）。同年5月10日には、自衛隊基地内の違法建築に那覇市が文書で中止を要請した。建築法違反行為のまま施設・建築が強行されていることに、那覇市は「自衛地基地は地方自治法の行政権が及ぶことを政府は明言した」にもかかわらず違法建築続行行為に疑問を呈した。

（3）平良市長の施政方針

第2期平良市長の4年間の施政方針を見ると、那覇市の総合計画の策定、交通体系整備の一つであるモノレール建設、港湾の整備、軍用地の跡地利用など、15年から20年先の市政基盤となる内容が多々ある。また、不況の中の苦しい財政でも、市民福祉、教育、まちづくり等には市民に参加を呼びかけ、市民の意見を取り入れる姿勢も見られる。また、市民のニーズに応えられるよう行政内部の改善を強化なども見られる。それは、年々増加する予算額からも積極的な行政運営を進めていたことが分かる。

１．昭和48年度施政方針（昭和48年3月10日　第7回定例会）

①反戦平和と民主的な自治を確立し、憲法都市を実現する　②公害をなくし、市民生活と福祉優先の市政を発展させる　③市民参加の市政、教育の民主的な発展と市民文化の向上をはかる―を市政の3本柱として、引き続き自衛隊配備に反対するとともに、基地開放による住みよいまちづくりを強力に進めることを強調した。また、重点的な事業として、①総合計画の策定と軍用地開放、その跡地利用　②大那覇港の整備促進　③都市基盤と生活環境施設の整備　④交通体系の整備と都市機能の強化　⑤市民の生命と財産を守る対策　⑥市民福祉の拡充と制度の確立　⑦市民生活、中小企業、産業を守る対策　⑧教育を向上させ、心を豊かにする文化対策の強化　⑨執行体制と自治体の強化　⑩特別国体と海洋博への対処―の10項目の施策を示した。

昭和48年度の一般会計予算は131億5453万9000円で、前年度に比べ38億1619万4000

円増（23.9％増）。予算総額は 197 億 8533 万円。

２．昭和 49 年度施政方針（昭和 49 年 3 月 8 日　第 19 回定例会）

政府がインフレ対策の一つとして、総需要を抑制し、公共事業をひかえるという厳しい条件の中での市政のスタートとなったが、「常に反戦平和、地方自治の確立、市民福祉優先の政治理念に立脚して、市民の“平和で豊かな生活”を保障することを目ざして市政を運営してきたが、今後ともこの理念に立脚し、市民福祉の充実強化をはかり、立ちおくれている生活環境と都市基盤の整備を促進し、人間性の満ちあふれた豊かなまちづくりをします」と強調した。また、重点施策として、①市民の生命と財産を守る対策　②教育の振興　③社会福祉の充実　④消費者保護と中小企業等の振興　⑤軍用地の開放とその跡地利用計画　⑥都市交通体系の確立⑦都市基盤と生活環境の整備　⑧那覇港の整備―の 8 項目をあげている。

昭和 49 年度の一般会計予算は 163 億 1833 万 2000 円で、前年度に比べ 34 億円増（24％増）。予算総額は 264 億 2674 万 7000 円。

３．昭和 50 年度施政方針（昭和 50 年 3 月 10 日　第 29 回定例会）

一昨年の石油ショックを契機とした経済変動は、日本経済を根底から揺るがし、政府は石油ショックに伴うインフレーションを抑制するため、総需要抑制策を打ち出したため、地方財政の危機を招く事態となった。その打開策として、行政へのコンピューターの導入による事務の合理化、経常経費の消滅、行政機構の改善により、転換期にある地方行政財政に全力をもって対処し、常に市民の立場から行政を執行できる処置をとるとし、①不況から市民生活を守る対策　②生活環境と都市基盤の整備　③教育施設の整備強化　④市政の内部体制の改善強化―の 4 本を市政の柱としている。

昭和 50 年度の一般会計予算は 193 億 4561 万 2000 円で、前年度に比べ 30 億 2728 万増（18.6％増）。予算総額は 282 億 3490 万 3000 円。

４．昭和 51 年度施政方針（昭和 51 年 3 月 8 日　第 39 回定例会）

海洋博後の経済的落ち込みが深刻化し、基地労働者の解雇や企業倒産、雇用の減少により失業者が多くなっている中、市政を運営する基本姿勢としては、基地の開放、油送管の撤去、潰れ地の完全補償、地籍の確定など、政治的な問題の解決と市民福祉とまちづくりを強力に進める。そして、このような計画行政が執行できる内部体制を確立し、那覇市の基本構想がめざす、平和、生活、文化都市建設の方向性を確定する。―を明らかにした。更に行政運営として、①教育施設の整備　②市立病院の建設　③社会福祉の拡充　④中小企業の振興　⑤生活環境と都市基盤の整備　⑥那覇モノレール建設　⑦港湾建設の推進　⑧事務改善の推進による執行体制の強化―の 8 つをあげている。

昭和 51 年度の一般会計予算は 257 億 4199 万円で、前年度に比べ 63 億 9637 万 8000 円増（33％増）。予算総額は 348 億 4771 万円。

第２節　市議会議員選挙と議会の活動

（１）市議会議員補欠選挙

昭和 47 年 11 月 19 日の市長選挙と同時に実施された補欠議員選挙には 6 人が立候補し、投票率は 58.94％。次の 5 人が当選した（得票順）。

金城健一（社大・新）、渡慶次道信（市民協・新）、真喜屋武（人民・新）、玉那覇宏（公明・新）、野崎フミ（無所属・新）。

任期は、前任者の残任期間、すなわち昭和 47 年 11 月 21 日～同 48 年 8 月 3 日である。

補欠選挙後の会派の構成は、次のとおりである。

〔与党〕沖縄社会大衆党（6 人）、公明党（5 人）、沖縄人民党（4 人）、革新クラブ（1 人）
〔野党〕新政会（11 人）、市民クラブ（1 人）
〔無所属〕（2 人）

※昭和 48 年 11 月 1 日「沖縄人民党」が「日本共産党那覇市議会議員団」へ名称変更

（２）市議会議員一般選挙

昭和 48（1973）年 7 月 29 日、那覇市議会議員選挙が行なわれた。この選挙から法定議員数（定数）が 30 人から 44 人に増員となった。従前の定数の根拠法は琉球政府立法の「市町村自治法」第 33 条（市町村議会の議員の定数）1 項 5 号により 30 人を定数限度と定められていたが、復帰に伴い「地方自治法」第 91 条（市町村議会の議員の定数）の第 1 項 8 号により、直近の国勢調査の結果を反映して 44 人となった。

選挙結果は、立候補者 78 人が激しく競り合い、自民党 12（←10）、人民党 8（←4）、公明党 7（←2）、社大党 5（←5）、社会党 3（←0）、民社党 2（←2）、無所属 7 であった。

政党	当選者数	立候補者数	前回当選者数
自民党	12（現 6・新 4・元 2）	18（現 8・新 7・元 3）	10
人民党	8（現 4・新 4・元 0）	8（現 4・新 4・元 0）	4
公明党	7（現 2・新 5・元 0）	7（現 2・新 5・元 0）	2
社大党	5（現 3・新 2・元 0）	11（現 5・新 5・元 1）	5
社会党	3（現 0・新 3・元 0）	6（現 1・新 5・元 0）	0
民社党	2（現 0・新 2・元 0）	4（現 1・新 3・元 0）	2
無所属	7（現 3・新 4・元 0）	24（現 3・新 20・元 1）	7
合計	44（現 18･新 24･元 2）	78（現 24・新 49・元 5）	30

「今回の選挙は人民、公明両党の全員当選による躍進、社会党の善戦に終わった、といってもよいであろう」、「今回の選挙では、組織票が強い力を発揮したともいえる。人民・公明両党が全候補当選で完勝し、議席を倍増したのは、やはり組織的な運動によるものであったわけであろう」、「人民党は…共産党への合流を明確にしての選挙で、全候補当選の倍増は、下部組織が着実に強化されていることを示すものであろう」、「公明党も人民党同様に、その強力な組織で完勝した」、「社会党は初めて那覇市議会に 3 議席を獲得した」、「敗北した社大党はどうか。同党の低落傾向は、復帰前の国政参加選挙のときから、あらわれ

はじめていた。当時は選挙運動そのものに、まずい点があった、という見方もあったが、その退潮は今回の市議選で現実のものになってきている」(『沖縄タイムス』7 月 30 日社説)。

議員増により、議事堂の改装も行なわれ 45 議席となった。1 議席分は将来の議員増への対応を配慮したものである（同紙、8 月 2 日)。

市議員選挙当選者は次のとおり（定数 44 人、投票率 69・94%。得票順)。

中島徳良（公明・新)、大城勝夫（公明・新)、幸地正博（公明・新)、仲村正治（自民・現)、玉那覇宏（公明・現)、高良盛喜（公明・新)、金城重正（自民・現)、森田重男（公明・新)、大浜長弘（公明・現)、松茂良興辰（民社・新)、瀬長フミ（人民・現)、当真嗣州（人民・新)、新垣弘（自民・新)、山川正平（自民・元)、真栄城嘉園（無・現)、野崎フミ（無・現)、玉城定仁（自民・新)、中村正一（民社・新)、唐真弘安（自民・新)、友利玄雄（無・新)、平仲善幸（社大・新)、儀間真勝（人民・新)、中村昌信（社大・現)、国吉辰雄（人民・現)、我如古盛仁（人民・新)、浦崎直有（社会・新)、黒潮隆（人民・現)、屋宜宗一（無・新)、仲本安一（社大・現)、島袋宗康（社大・現)、高良文雄（自民・現)、古波蔵保吉（人民・新)、我那覇祥義（無・新)、新垣正達（自民・元)、嘉味田朝盛（自民・新)、喜久山朝重（自民・現)、大城栄徳（社会・新)、奥浜玄俊（社会・新)、真喜屋武（人民・現)、上原綱正（自民・現)、奥平順光（社大・新)、比嘉佑直（無・現)、座覇政道（無・新)、宮里敏慶（自民・現)。

改選後の会派の構成は、次のとおりである。

〔与党〕沖縄人民党（8 人)、革新クラブ（8 人)、公明党（7 人)、民社党（2 人)

〔野党〕民主クラブ（14 人)、市民クラブ（5 人)

8 月 10 日、改選後の第 11 回市議会（臨時会）が開催されたが、正副議長の選出に多党化の影響があって紛糾した。選挙の結果は、議長に保守系無所属の比嘉佑直、副議長には公明党の大浜長弘が選出された。

（３）市議会の各種委員会

「那覇市議会委員会条例」（昭和 47 年条例第 83 号）の一部改正条例（昭和 48 年条例第 34 号）により、従前の 3 委員会に、新たに保健文教常任委員会が置かれ、4 委員会となった。定数は各常任委員会とも、これまでの 10 人から 11 人に変更された。また、議会運営委員会と 6 つの特別委員会が置かれた。各委員会の正副委員長は次のとおりである。

1)常任委員会（定数 11 人）

①任期〔昭和 48 年 8 月 10 日～同 50 年 8 月 9 日〕

総務常任委員会　委員長に真喜屋武、副委員長に浦崎直有

建設常任委員会　委員長に島袋宗康、副委員長に高良盛喜

経済民生常任委員会　委員長に中村昌信、副委員長に玉那覇宏

保健文教常任委員会　委員長に黒潮隆、副委員長に野崎フミ

②任期〔昭和 50 年 8 月 10 日～同 52 年 8 月 3 日〕

総務常任委員会　委員長に真喜屋武、副委員長に浦崎直有

建設常任委員会　委員長に島袋宗康、副委員長に高良盛喜

経済民生常任委員会　委員長に中村昌信、副委員長に玉那覇宏

保健文教常任委員会　委員長に黒潮隆、副委員長に平仲善幸

2)議会運営委員会

①任期〔昭和 48 年 8 月 10 日～同 50 年 8 月 9 日〕

委員長に国吉辰雄（人民)、副委員長に大城栄徳

②任期〔昭和 50 年 8 月 10 日～同 52 年 8 月 3 日〕

委員長に仲本安一、副委員長に幸地正博

市議会野球雑感　昭和 49 年 8 月 3 日、奥武山で初の市議会各常任委員会対抗親睦野球大会を開催。日ごろは右だの左だのと言ってかんかんがくがくの議員諸君も野球となると超党派呉越同舟で和気あいあい。

その日の選手のいでたちは、プロ選手と見違うユニホームにスパイク組みあり、だぶだぶズボンに皮靴ありで色とりどり。年齢的にも明治から昭和の二ケタまで。

午後 1 時 30 分試合開始。飛球のこないことを祈りながら外野に立ち、バットに球が当たれば奇跡だと思いながら打席に立つ。炎天下の中珍プレーも続出。5 時間の熱戦激闘の末、凱旋は総務チームにあがる。数ある個人賞でM議員の「長老福祉賞」が光る。守って二塁、打って二塁打、明治の気骨あり。

議長の総評は「選手諸君の実技は口ほどでもないようだ」だった（奥平順光議員解説）

3)特別委員会

○渡慶次道信君の発言に関する調査特別委員会（定数 10 人）

〔任期 昭和 48 年 6 月 14 日～同月 18 日〕

委員長に金城吾郎

昭和 48（1973）年 6 月の第 10 回市議会（定例会）において、野党・新政会の渡慶次道信議員（自民党）が市職労のストの要因は「自治体を私物化している平良市政にある」と指摘したあと「安謝港の背後地処分問題に触れ、埋め立て地を選挙の功労者に分け与え、ある政党の中堅幹部と市の3人の幹部が図って第4次安謝埋め立ての処分決定をしている」として告訴の準備をしていると爆弾発言したため与野党が対立、発言取り消しを迫る与党側に対し野党が真相を究明すべきと紛糾、渡慶次発言の真相究明のため「渡慶次道信議員の発言に関する調査特別委員会」の設置を全会一致で採決した。渡慶次発言に対し市側が全面否定した。同議員の発言の処置をめぐって与野党が対立したが、各派交渉の結果「議員の発言は慎重に行うように」と比嘉佑直議長の注意勧告で与党側が懲罰動議を取り下げた。泰山鳴動したものの 7 月の一般選挙を意識し先走った議員の軽率な議員発言ではなかったか。

○決算特別委員会（定数 21 人）

〔任期 昭和 49 年 12 月 13 日～同 50 年 3 月 29 日〕

委員長に仲本安一、副委員長に幸地正博

○市立病院建設調査特別委員会（定数 11 人）

〔任期 昭和 50 年 6 月 27 日～同 52 年 8 月 3 日〕

委員長に真喜屋武、副委員長に大城勝夫

○浸水対策調査特別委員会（定数 11 人）

〔任期 昭和 50 年 6 月 27 日～同年 12 月 23 日〕

委員長に島袋宗康、副委員長に中村正一

○都市モノレール設置に関する調査特別委員会（定数 11 人）

〔任期 昭和 50 年 6 月 25 日～同 52 年 8 月 3 日〕

委員長に中村正一、副委員長に奥浜玄俊

昭和 50 年 9 月 25 日に設置された。この調査特別委員会は、モノレール導入のため、①都市モノレール計画、②都市開発計画、③運営方式等を中心に調査するものである。この特別委員会設置決議に際して「本特別委員会は、一つの調査事項の調査が終了するまで閉会中も継続調査することができる」とされた。同年 11 月 12 日には、国、県、那覇市の三者による「都市モノレール調査協議会」がスタートした。翌年 1 月の協議会では三者の分担業務（①総合事務局　路線と地質占有物件調査。②沖縄県　河川沿いルート比較調査。③那覇市　結接点（駅）の基本計画、環境調査、路線周辺関連市街地整備計画及び運営方法）が確定し、本格的に調査が始動した。昭和 51 年 7 月 12 日、調査特別委員会は北九州、東京等での運営計画の経緯、運営方式、財政計画等の実態調査を行ないその報告会見で「那覇市の乗客算定計画は甘い」と指摘した（『沖縄タイムス』7 月 13 日）。

○真喜屋武議員に対する懲罰特別委員会（定数 10 人）

〔任期 昭和 51 年 3 月 27 日～同年 6 月 28 日〕

委員長に屋宜宗一、副委員長に上原綱正

昭和 51 年 3 月の第 39 回市議会（定例会）の一般質問で共産党と民社党が対立し議会が空転した。共産党の真喜屋武議員が一般質問で「戦前の死の商人である民社党の春日一幸（かすがかずゆき）委員長の発言に名を借りて巧妙に…云々」と発言して、民社党の松茂良興辰議員が発言取り消しの動議を提出した。真喜屋議員は「春日一幸の『私の自叙伝』のなかで軍需品の生産に児童生徒約 200 人を動員したとの部分があり、従って死の商人という発言をした」と説明している。同問題は第 40 回市議会で審議未了となった（『沖縄タイムス』3 月 28 日）。

（４）米軍基地をめぐる諸決議

第 8 回市議会（臨時会）は昭和 48（1973）年 4 月 26 日、①「米軍戦車による轢殺事件に対する抗議決議」、②「軍港湾労働者の雇用保障に関する要請決議」、③「那覇軍港の返還を要求する決議」、④「国道 331 号線の即時開放を要求する決議」の 4 決議を全会一致で採択した。

①は「昭和 48 年 4 月 12 日、金武村のブルービーチ内で日本婦人が演習中の米軍戦車によって轢殺された悲惨な事件」に対して抗議するもの、②は「今回突如出された軍港湾労働者の全員解雇」に対して抗議するもの、③は「ベトナム和平協定以来閑散になった米軍使用中の那覇軍港」の返還を求めるもの、④は「国道 331 号線の一部を封鎖して（第 1 ゲートから第 2 ゲート間約 1.6 キロ）米軍が独占使用している」ことについて、その開放を求めるものである。

市議会は、5 月 8 日から 12 日の日程で 10 年ぶりに折衝団（団長・仲本安一（なかもとあいち）ほか 6 人）を派遣して、総理大臣ほか関係要路へ要請した（『琉球新報』4 月 24 日、5 月 8 日）。

昭和 49（1974）年には、①「軍関係労働者の大量解雇撤回に関する要請決議」（6 月 13 日）、②「OTH レーダー基地の即時全面撤去に関する決議」（8 月 29 日）、③「米軍 P3 機撤去跡地の民間空港移管使用に関する意見書」（12 月 21 日）がそれぞれ採択されている。

①は、復帰前に 6,833 人、復帰後の 2 年間で 4,019 人、「復帰前からの累計で、実に 10,852 人もの大量解雇がなされている」ことに対し、この「大量解雇に抗議するとともに、関係当局が速やかに米軍に対し、解雇撤回を強く働き掛けるよう要請する」ものである。②は、「米軍泡瀬通信施設に、大陸間弾道弾（ICBM）を探知する OTH レーダーの存在することが明らかになった」ことに関して、その「即時全面撤去を強く要求する」ものである。③は、これまで「那覇常駐の米海軍 P3 対潜哨戒機の沖縄からの全面撤去を強く訴えてきた」が、その撤去後の「那覇空港を民間空港に完全移管することを強く要求する」ものである。

また、昭和 50 年には「米軍の実弾射撃演習に抗議し、即時中止を要求する決議」（3 月 15 日）、「米兵による女子中学生暴行傷害事件に抗議し、海兵隊の即時撤退を要求する決議」（5 月 1 日）が、昭和 51 年には「米軍の実弾射撃演習に抗議し、即時全面中止を要求する決議」（7 月 3 日）、「実弾射撃演習の全面中止を要求する決議」（9 月 28 日）が、それぞれ採択されている。

（５）条例の制定

昭和 48（1973）年の第 13 回市議会（定例会）は、9 月 22 日に招集され、固定資産評価審査委員会の選任の同意案件ほか 2 件の決議が採択された。25 日には「特別職の報酬」について同報酬等審議会の答申を受けて、当局は報酬増額を上程した。市長、助役など三役と議員の給与を引き上げる「特別職給与・報酬条例の一部を改正案」には与党・人民党、野党・民主クラブが反発し、当局案が否定されたものの、最終的には人民党の修正案を退け原案が賛成多数で可決された。

昭和 50（1975）年 3 月の第 29 回市議会（定例会）最終日に、現行より 25％～45％の大幅増額の「特別職報酬」が、市当局の原案から 10％ダウンした額でもって各派の意見の一致をみて可決された。

同年 6 月の第 32 回市議会（定例会）は、水道料金、保育行政、交通問題などに議論が集中し、特に水道料金問題では当局を窮地に押しやった。27 日の最終日は、県企業局が 7 月 1 日から実施する水道卸料金の 99.5％の値上げ通告を受けて、市当局は 48.58％値上げ案を議会に上程した。与党の一角を担う公明党（7 人）は、生活防衛の立場から水道料金を含む公共料金の値上げに反対の立場をとった。空転議会となりその収拾が深夜におよび、時間切れで水道料金値上げ案は否決され廃案となり閉会した。「値上げをしなければ約 10 億円の赤字を抱えることになり水道行政は破綻」することになるが、与党の公明党が値上げ反対の立場を固持していることから、臨時議会を招集し再度上程しても採択される見通しがないとして市長の専決処分に付された。かかる処分について野党の民主クラブから「民主主義のルールを無視する暴挙」と断を下し横暴だとして市長の退陣を要求した。与党の公明党は「議会無視で革新市政にあるまじき独断」と批判した。議会において議決すべき事件もしくは決定すべき事件に関し、必要な議決もしくは決定が得られない場合の補充的手段として長が処分することを地方自治法第 179 条（長の専決処分）で認めている。伯仲

する議会にあっては、しばしば長の行使乱用が空転議会の要因となる。

この水道料金の値上げは、県が値上げしたことが原因であり、市議会は昭和50年３月15日、県知事と県議会議長にあてて「水道料金値上げ反対に関する要請決議」を採択した。

以下に、復帰後（1972年12月～1976年11月）に新規制定された条例のタイトルのみを列挙する（『那覇市議会史　第３巻下』）。冒頭に「那覇市」が入るものはそれを省略した。「一部改正」条例は155件あるが、略した。

議会定例会条例／交通安全対策会議条例／防災会議条例／災害対策本部条例／廃棄物の処理および清掃に関する条例／教育研究所設置条例／文化財保護条例／し尿処理業適正化審議会条例／那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例／駐留軍関係離職者等対策協議会条例／飼い犬条例／保育所の助成に関する条例／救急診療所条例／児童手当条例を廃止する条例／水産業振興整備対策協議会条例／清掃工場条例を廃止する条例／地方港湾審議会条例／消防賞じゅつ金等支給条例／土地開発基金条例／那覇市立病院建設基金条例／那覇市立病院建設基本構想審議会条例／伝染病隔離病舎条例／公民館条例／那覇市立図書館条例／心身障害児童適正就学指導審議会設置条例／財団法人那覇市環境衛生公社事業の総合調整および助成に関する条例／軍用地跡地利用審議会設置条例／財政調整基金条例／消防団員等公務災害補償条例／印鑑条例／社会福祉法人の助成に関する条例／あき地管理の適正化に関する条例／スポーツ振興審議会条例／障害児等特別措置委員会設置条例／付属機関の設置に関する条例／那覇市立病院建設基本構想審議会条例を廃止する条例／病院事業の設置等に関する条例。

上記の新規条例の中から２つの条例について触れる。

①草刈り条例　昭和51（1976）年３月の第39回市議会（定例会）で「那覇市あき地管理の適正化に関する条例」可決制定された。通称「草刈り条例」とよばれている。那覇市は沖縄海洋博覧会を機に「よいまちづくりをすすめる市民の会」を結成して、総ぐるみできれいな街づくり推進運動をすすめ、市内の環境保全に努めてきた。昭和48年４月に「那覇市廃棄物の処理および清掃に関する条例」が制定されたが、あき地の適正化、管理の徹底にまでは効力が及ばず、市内のあき地等は雑草等が繁茂し、生活環境は著しく損なわれているのが現状であった。そのため、火災や犯罪等が発生することが懸念され、周囲に迷惑を及ぼしかねないことなどから､行政指導を要請する市民からの陳情が寄せられていた。このあき地条例は、あき地の所有者、または管理者に管理義務を課し、必要な措置をとることにより周囲に及ぼす迷惑を配慮して環境の保全を確保する義務を負わせたものである。その目的（第１条）は「あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災または犯罪の発生を予防しかつ、清潔な生活環境を保持する」と謳い、第４条では「行政当局の指導または勧告」により適正管理を義務づけ、第５条では「行政代執行法による措置命令」を課している。『琉球新報』は、「“草刈り条例”を施行、適用第１号は首里桃原のあき地を大清掃。地主や自治会有志が自主的に行った」と報じた（４月15日）。

②飼い犬条例　昭和48（1973）年12月、第15回市議会（定例会）で「飼い犬条例」が可決された。その目的は「飼い犬の管理を適正に行わせることにより、犬による人畜その他に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ること」と謳われている。

第３節　市民生活と市政

（１）救急診療所の設置

「夜間急病センター」が昭和 49（1974）年 6 月 1 日からスタートした。5 月 29 日の第 20 回市議会（臨時会）において「那覇市救急診療所設置条例」の制定が全会一致でもって可決された。同日、四者（沖縄県、那覇市、沖縄県医師会、那覇市医師会）が「覚書」に調印した。このことによって設置運営に至ったものである。那覇地区医師会が運営してきた「那覇急病センター」は、この条例の施行の日（6 月 1 日）をもって那覇市の直営となった。「覚書」により、診療所の施設は県が整備し、建物の基本施設や備品、器具等も県から無償で貸与されることになった。救急診療所の位置は、那覇市与儀 196 番地、沖縄県立那覇病院内である（『沖縄タイムス』5 月 30 日）。

（２）琉海ビル陥没事故

昭和 48（1973）年 11 月 26 日、那覇市前島の国道 58 号線沿いの琉海ビル建設工事現場で地くずれが起こり、その周辺の長さ約 90m、幅 65m、深さ 8m、約 6000 ㎡が陥没した。奇跡的にけが人はいなかったが、民家 5 棟（他 3 棟が傾斜）、車 17 台が埋没する事故が発生した。市では事故発生とともに災害対策本部を設置した。翌 27 日になっても地くずれが収まらず付近住民 32 世帯の 107 人を避難させた。泊高橋から久茂地交差点にかけての交通は完全に遮断した。

昭和 48 年 11 月 26 日　琉海ビル陥没事故（『写真につづる那覇　戦後 50 年』）

2 月の琉海ビル着工当時から、付近住民は、地割れやコンクリート壁にもヒビが入るなどしたため、市当局に危険を訴えるとともに補償を要求していた。事故後、市当局は「被害を受けた市民とともに、納得のいくように万全の処置を講じたいと思う」と、広報『市民の友』で報じた。

（３）小禄・幼稚園での不発弾爆発問題

昭和 49（1974）年 3 月 2 日、小禄の沖縄聖公会聖マタイ幼稚園の下水道工事の現場で爆発事故が起き、死亡 4 人、重軽傷 34 人、家屋の全壊 14 棟の大惨事が発生した。爆発物は旧日本軍が戦時中に埋めた改造地雷とみられ、政府の戦後処理のありかたが問われた。事故後、沖縄県は「災害救助法」を発動し、被災者の救護に対処した。沖縄総合事務局、那覇市、県警は現場に災害対策本部を設置して対応にあたった。

那覇市議会は 8 日の第 19 回市議会（定例会）初日に、「不発弾爆発事故に関する要請決議」を全会一致で採択し、政府に不発弾事故処理と今後の不発弾問題への対応を訴えるため 7 人の議員団が派遣された（団長・金城重正）。議員団は関係要路に、被災者に対する早

期な適正補償、事故の再発防止のための調査、爆発物の国の責任で行なうよう要請した。

昭和 49 年 3 月 2 日　小禄マタイ幼稚園の不発弾事故
（那覇市歴史博物館写真提供）

『沖縄タイムス』は社説で「沖縄弁護士会は、爆発事故は不可抗力ではなく、終戦以来戦後処理にとりくむ事をしなかった政府の怠慢に由来している」として、旧日本軍が敷設した不発弾は国家賠償法にいう「公の営造物」に当たるという見解だが、法務省は営造物ではないという見解で、両者は対立する。不発弾について「第二次大戦において、国内唯一の戦場であった本県は、今なお不発弾等が多数発見されており、再び同様な爆発事故が発生することが予想され、極めて危険な状況下におかれている」と昭和 49 年第 1 回県議会定例会の意見書で指摘され「事故と補償と処理に当たる所管官庁を決め」処理態勢を固めてもらいたいと指摘した（3 月 14 日）。政府による責任所在についてはうやむやとなり、1 億 6 000 万円を見舞金（11 月 26 日閣議決定）のかたちで支給し「国家賠償法」の適用を避けた。地中には約 2,500 トンの不発弾が埋没し処理には 80 年から 100 年の年月がかかると推測されている。

（４）那覇市と西原村の境界の一部変更について

昭和 49（1974）年 12 月に招集された第 26 回市議会（定例会）において、建設委員会の付託案件が 21 日の本会議に上程され、原案が可決された。これは、首里の厚生園東方にあった高台の住宅地（通称・石嶺ハイツ）が、首里石嶺町 4 丁目と西原村字幸地の領域にまたがって建設され、西原村の区域約 1 万 3004 ㎡の 18 世帯が那覇市に編入されたものである。那覇市、西原村は地方自治法の定めによりそれぞれの議会に境界の一部変更届が提案され、両議会の議決を経て県知事に申請、知事はこれを県議会に諮り採決された。県議会から議決案件を受理した県知事は、自治大臣に対し境界変更届けを提出した。昭和 50 年 3 月 29 日付け『官報』第 14470 号に、自治省告示第 83 号「市村の境界変更」と公示されることによって 4 月 1 日付けで効力が発効し、那覇市に編入された。行政区域の変更は県下でこれがはじめての事例であるとされる（『琉球新報』昭和 50.1.9）。

なお、昭和 50 年 7 月 21 日付け、那覇市告示第 54 号でもって「町字区域および名称の廃止、変更について」を『那覇市公報』に登載し、境界変更見取図を公示した。

（５）パイプラインからの油流出事故

昭和 51（1976）年 1 月 26 日、壺川の通称「パイプライン通り」の路上に設置されているバブルボックス№12 の基底部の亀裂から大量のデイーゼル油が流失するという事故が起きた。市消防署の説明によれば、約 1 万 6 千リットル（ドラム缶約 90 本分）が、住宅密集地の側溝を通って国場川上流から漫湖に流入し、一部は那覇港海域まで拡散し汚染させた。同パイプは那覇軍港を起点に壺川、国道 330 号の与儀大通り、ひめゆり通り、環状線

を横切って浦添のパイプライン通り、宜野湾、キャンプクワエを経由して嘉手納飛行場まで北上するルートである。油流出事故の現場には、化学消防車等米軍及び市消防車が万全の態勢で対処した（『沖縄タイムス』1月26日）。

昭和51年1月26日　壺川の米軍油送パイプ油流出事故現場を視察する那覇市議会

那覇市議会は2年前の9月24日に、「米軍油送パイプ早期撤去に関する要請決議」を採択していた。「那覇市街地域に布設されている米軍油送パイプは、20余年を経過した今日、老朽化が著しい。そのうえパイプライン布設道路の大型車両の利用度も高く、再三にわたる油の流出事故が発生するなど、きわめて危険な状態にある。これら施設は、都市計画の障害となっているばかりでなく、国内法の規制および基準にも違反しており、大事故を誘発し、人命財産に多大な障害を与える恐れがある」。よって「米軍油送パイプの早期撤去を強く要請する」。

事故の起きた26日、第38回市議会（臨時会）が招集され、全議員で油流出事故現場視察を行なったうえで、再開された本会議で「米軍油送パイプの即時撤去に関する要請決議」を全会一致で採択した。この「パイプの老朽化について、本市議会はすでにその危険性を指摘し、その即時撤去を強く要請してきた」、「しかも本1月26日、壺川のパイプラインに油の流出事故が発生した」、「よって、那覇市議会は米軍当局に厳重に抗議するとともに、市民の生命と財産を守る立場から米軍の油送パイプの即時撤去を強く要請する」。

沖縄県議会も、2月の第1回定例議会で同パイプラインの即時全面撤去に関する意見書を採択し、政府関係要路へ要請行動を行なった。

陸軍貯油施設（FAC6076）の油送管は、北上ラインと南下ラインがあり、「1976年（昭和51）年7月8日の第16回日米安全安保協議委員会で、嘉手納町～読谷村間の無条件返還と、那覇市～宜野湾市間の大部分及び北谷町～具志川市間の送油管区域の大部分の移設条件付返還を合意」された（沖縄県労働渉外部基地渉外課編『沖縄の米軍基地』昭和54年）。なお同書によれば、昭和49年9月に沖縄県総務部消防防災課、土木部道路課を中心にパイプラインの実態調査を実施し、①パイプラインの殆どが昭和24年～昭和30年に敷設されたもので老朽化が著しい。②パイプラインに隣接して数多くの公共施設住宅等が所在する。③配管の敷設方法、安全制御装置等に多くの課題があり、国内法に定められた安全基準と大きな差異がある。として沖縄駐留米陸軍司令官に施設撤去を要請した。

昭和51年1月26日に決議した「米軍油送パイプの即時撤去に関する要請決議」をアメリカ総領事へ手交する那覇市議会（『なは市議会だより』第25号）

（６）環状２号線

環状２号線の通称で呼ばれる県道 82 号線（那覇～糸満線）は、復帰前の西銘市長時代に着工され、行政の継続事業として平良施政の交通体系整備へと引継がれた。その起点は国道 58 号線の安謝橋交差点で、そこから儀保を経由して国道 329 号線の一日橋交差点に至る約７キロの街路事業である。

復帰後は、昭和47（1972）年11月22日の第4回市議会（臨時会）において、市長提出議案の「工事請負契約」として上程された。議会の同意を得て「安謝橋～儀保間街路工事・第二工区（古島～儀保間）」が着工された。昭和51年1月31日、「安謝―儀保」間が全面開通した。「〈復帰記念事業〉と銘打って68年に着工された同事業、その後の経済変動もあって、〈若夏国体記念事業〉〈海洋博記念事業〉へと塗り替えられ、8年目に〈ポスト海洋博事業〉としてやっと日の目を見た。総事業費40億円の“もたつき事業”。同事業は現在工事が進められている、県施工の首里―金城町―一日橋〈環状2号線〉へ引き継がれる。将来は豊見城城跡裏―那覇国際空港―海中（湾岸）道路を結ぶ那覇都市圏環状2号線として、モノレールと合わせた都市交通体系が構想されている」（『琉球新報』1月31日夕刊）。

一日橋の交差点までのルートは、その後、昭和 53（1978）年に県の都市計画事業に移管されることによって完工した。

環状２号線は、那覇市の五大事業の一環として推進されたが用地賠償等の困難さが事業の遂行に８年以上の年月が費消された。この工事は３つの工区ごとに行なわれている。第一工区は、安謝橋～内間インターチェンジ間、第二工区は内間インターチェンジ～古島、第三工区は古島～儀保間である。しかし儀保町住民 21 人が、第三工区の用地買収が住民無視であるとして適正な補償を市当局に求めた。昭和 48 年３月には、建設省の公共用地の取得に伴う損失補償基準値に上積みしてもなお困難なため、裁定委員会への強制収用を示唆する事態となる。昭和 50 年２月には、第一工区の安謝の土地は、関係者五十余人が所有権を争い民事訴訟中のため、市当局は強制収用方針を決定し県収用委員会に裁定を申請した。戦時中の軍に接収された同地は、戦後のどさくさに紛れて、業者は現地主に売却し、これに不服を唱える旧地主が訴訟をおこしたものである（『沖縄タイムス』同年２月 14 日）。このようにしてこの環状２号線の事業は、８年目にしてようやく完工した。新聞は「40 億円のもたつき事業」と皮肉った（『琉球新報』１月 31 日）。

（７）県外大型店舗・ダイエーの進出問題

那覇市議会に、市内牧志に県外大型店舗ダイエーの進出に反対する陳情「大型店舗沖縄進出阻止に関する決議要請」（大型店舗沖縄進出阻止協議会）、進出を歓迎する陳情「ダイエーチェーンストア那覇進出を歓迎する陳情」（消費者代表翁長君代（おながきみよ））等が提出された。

昭和 49 年５月 11 日、市議会の経済民生委員会は、地元の小売店を中心に組織している沖縄県小売商組合連合会（黒潮武秀会長）に対し、進出阻止の参考意見を求めた。同連合会は、「沖縄は全国でも小売商店が多く、那覇市内の場合は１平方メートル当たりの人口は 1.79 人である。そこへダイエーなど大型小売店が入ってくると供給過剰になる」と述べ、「ダイエーの進出を認めることは 7400 人の小売店にとって死活問題である」と強調し、地元小売業者の保護を訴えた。

6月13日、ダイエー進出を歓迎する「かしこい消費者の会」（渡名喜藤子会長）の20人が、第21回市議会（定例会）の開会直前に押しかけ、「大型店舗沖縄進出に関する要請決議案」に反対する公開質問状を市当局に突きつけた。その日の議会の傍聴席では、決議案賛成の業者50人と反対する「かしこい消費者の会」が慌しく動く中、公開質問状の提出で休会に入り、予定していた決議は午後に持ち越され、民社党会派が退場した中、「本土の大型店舗の沖縄進出は地元中小零細小売業者の近代化促進の基盤が確立されていないために小売業者の崩壊は必至で経済社会面から重大な混乱が予想され、今後に大きな問題を残す。…よって那覇市議会は大型店舗の沖縄進出は時期尚早と考え延期方を要請する」決議を全会一致で可決した。

8月31日、国際中央通り会（永井長秀会長、157店舗）は臨時総会を開き、大型店舗ダイエーの進出を目前にひかえ、連帯を強め、商店街の近代化を図り自衛するために、同通り会を発展的に解散し、新たに法人組織の「国際通り商店街振興組合」を結成した。

ダイエーは当初計画より半年遅れ、昭和50年の5月4日にオープンした。

（8）与儀小学校の分離校建設問題

ここ2、3年来近隣市町村への人口流出で停滞ぎみだった那覇市の人口は、昭和48年2月末現在で30万3603人、市誕生以来はじめて30万人を突破した。人口の急増により、首里、真和志の学校は深刻な校舎不足となり、学校建設は緊急を要する課題である。

中でも超過密の与儀小学校の分離校建設については、第5回市議会（定例会）は、昭和47年12月23日、「与儀ガソリンタンク跡地（国有地）の譲渡要請決議」を採択した。「沖縄百万県民の四半世紀の長期にわたる祖国復帰運動の成果を踏まえ、昭和47年5月15日に祖国復帰が実現した。そして、諸権利の回復と同時に与儀ガソリンタンク用地も開放された。このことは30万市民の総意であり、かつ、那覇市議会の再度に亘る強力な要請によるものである。よって、与儀ガソリンタンク跡地を那覇市の都市計画に基づき学校用地として利用すべく早期に譲渡されるよう強く要請する」。これは、同地域にある38千㎡の国有地を、与儀小学校の過密解消と、新しい小学校の設立につなげようというものである。昭和48年2月17日には、超過密校の与儀小学校分離を推進する地域住民が国有地確保市民会議の結成大会を開催し、政府関係あての「国有地無償譲渡促進要請」と県知事、那覇市長あての「分離早期実現要請」を採択した。3月にはガソリンタンク跡地のうち3万6千㎡の国有地を学校用地として無償譲渡が決定したが、国は刑務所跡地を庁舎用地として利用したいとし、那覇市が同地の一部地域を公園指定解除の措置をとり、与儀ガソリンタンク跡地の国有地を学校用地にすることを正式に確定した（『琉球新報』8月13日）。昭和50年8月の第34回市議会（臨時会）で、全議員が与儀小学校の分離校新設敷地を視察し、同校設置議案を全会一致で可決した。翌年、跡地には古蔵小学校が開校された。

昭和50年8月　与儀小学校分離新設校用地を視察する那覇市議会（『なは市議会だより』第22号）

第３章　第３期平良良松市政と議会

第１節　平良市長３選と市政

（１）市長選と市議補欠選

那覇市長選挙は、昭和 51（1976）年 11 月 14 日に投票が行なわれ、翌 15 日に開票された。結果は、沖縄社会大衆党公認で、那覇市政革新共闘会議統一候補の平良良松（たいらりょうしょう）現市長が、無所属で新人の島田光則（しまだみつのり）候補に 5 万 2476 票の大差をつけて当選した。

「同市長選は［平良市長の］任期満了に伴うもので、当初、自民党が人選難で対立候補を見送り、平良の無投票当選と見られていた。ところが告示当日［11 月 4 日］になって、島田が突然立候補、一騎打ちの形となった。しかし、島田氏が無名で、自民党の公認が取れなかったことに対し、平良氏は社大党公認のほか、社会、共産、公明推薦で革新統一候補として早くから出馬態勢を固めていたため、圧倒的な強さが予想されていた。予想どおり、15 日の開票はスタートから平良氏が一方的にリードし、午前 10 時半には 2 万 8400 票を獲得して当確を決めた」（『琉球新報』11 月 15 日夕刊）。最終の開票結果は、平良候補が 6 万 2975 票、島田候補が 1 万 0499 票となっている。

なお当日は、那覇市議の補欠選の投開票も同時に行なわれ、国吉辰雄（くによしたつお）（社大・元）と比嘉勝秀（ひがかつひで）（自民・新）が当選している。

しかしこの那覇市長選挙はこれまでにない低調ムードで、14 日の投票率は 40.59％（有権者総数 18 万 6515 人、投票総数 7 万 5701 人）と史上最低の記録となった。その背景について、『琉球新報』（11 月 16 日）の社説では次のように解説している。

「その最大の原因は、すでに地方自治体、なかんずく那覇市長選挙が、市民のための、市民による選挙から、ほど遠いものになっているという市民の見方があるからだといっても過言ではない」。さらに、「選挙戦を通じて、平良候補は〈革新市政を発展させよう〉と訴え、島田候補は〈革新市政は行き詰っている〉と強調するだけで、具体的な政策論争がみられなかった」。さらに加えて、「平良候補の圧勝ムードが流れていたため、平良支持の有権者で、消極的棄権をした者も少なくないだろう。しかし、一方では、…具体的な政策論争に欠ける選挙に対する不信から、積極的に棄権した者も増大していることは否定できない」。

そのうえで社説は、「しかし、多くの市民が日常生活のなかから改善を求めていることも少なくない。交通難を解消する道路行政、保育所、学校の増設、汚れた市街の清掃、美化、区画整理、下水道の普及、中小零細企業の振興など、多数市民が痛感している問題で、市政の手が行き届いていないのが、余りにも多すぎる」。大差をつけて当選を決めた平良良松新市長に対し、これらの「ことを念頭に、3 期目の市政に当ってもらいたい」と注文している。

平良良松市長は、3 期目を迎える基本姿勢、そして向こう 4 年間の市政執行の基本姿勢と政策を次のように表明している。「私は革新市政に寄せる市民の信頼を全身で受けとめ、市役所全職員と心機一転、決意を新たにして市民に仕える覚悟である」。そしてその上で、これからの市政は「生活基盤を中心とした都市基盤を整備し、市民の生活と福祉

を一層高める施策を計画執行し、市民参加の下で推進していきたい」。そして向こう4年間の具体的な重点政策課題として、市立病院の建設と学校の過密化解消、若狭市営住宅の改築を中心とする都市開発事業、モノレールの導入などのプロジェクトを掲げている。

しかしここでもまた新聞は、「これからの4年間は、平良革新市政の真価を問う時期でもあるといえる。史上最低の投票率の中で、最高の5万票差を獲得したことは、それだけ市民が向こう4年間の平良市政に期待していることの表われと見ることもできる。それだけに〈3選〉をおごるのではなく、市民に仕える覚悟を具体的諸課題の実践として生かす必要があるだろう」と、再び注文をつけている。

（2）市議会自民党員が自民党を集団脱党

那覇市議会の「民主クラブ（13人、うち自民党員は11人）では、市長選に党独自の候補者を見送る動きが見られた9月25日、10人の議員が連名で県連に対し〈候補者を出さなければ、脱退する〉との申し入れを行っていた。民主クラブが市長選告示の4日午後、全体会議で〈脱党する〉ことを再確認したのは、この申し入れに沿うものだ」（『琉球新報』11月5日）。

市長候補擁立をめぐって自民党県連と対立していた、「民主クラブ」の自民党員金城重正（きんじょうじゅうせい）議員ら10人が、ついに集団脱党した。12月10日、残りの「民主クラブ」議員4人[11月補欠選で当選した比嘉勝秀議員加入]ともに、新会派を結成した。名称は「新政会」で、役員は金城重正会長、山川正平（やまかわしょうへい）幹事長、上原綱正（うえはらこうせい）政調会長、嘉味田朝盛（かみだちょうせい）会計長となっている。これには2人の自民党議員も加わっている（『琉球新報』12月16日夕刊）。

（3）平良市長3期目のスタート

第47回市議会（定例会）は、昭和51（1976）年12月15日に開会され、助役選任、条例の一部改正、補正予算案件など、26案件が執行部から提案された。この議会は平良市長3期目の初定例会であるため、冒頭、市長の市政担当あいさつがあった。また稲嶺成珍（いなみねせいちん）、前田武行（まえだたけゆき）両助役の任期満了に伴う助役選任では、前田助役の再任、17日付で離任する稲嶺助役の後任に親泊康晴（おやどまりこうせい）財務部長の昇格が提案され、承認された。会期は24日までの10日間であった。

まず冒頭であいさつに立った平良市長は、「引き続き3期目の市政を担当することになり、一層責任の重大さを痛感する。行政計画を進めるに当たって、私たちが堅持しなければならないのは、まず、市政から中央集権、独善、官僚主義を排し、全職員が自主、連帯、創造の意識をもち、市民のコンセンサスを得て市政を進めることである。次に、常に公正、公平、協同の立場を貫くことであり、市政を常に市民福祉優先という立場から見ることである」との基本姿勢を述べた。

このあと議事に入り、執行部から助役選任、監査委員選任、公平委員選任の3案件が一括提案され可決された。また同時に提案理由が説明され、会期初日の日程を終えた。決まった人事は、助役のほか、監査委員に城田隆（しろたたかし）と護得久朝俊（ごえくちょうしゅん）、公平委員に平敷静男（へしきしずお）（沖教祖委員長）である（『琉球新報』12月16日）。

（４）「あけもどろの都市・なは」

那覇市は、「あけもどろの都市・なは」と題する基本計画を立てた。昭和 50（1975）年 12 月 5 日、那覇市基本構想審議会の久場政彦（くばまさひこ）会長は、平良市長に対して、那覇市の基本構想「あけもどろの都市・なは」を答申した（『琉球新報』12 月 6 日）。那覇市は第 37 回市議会（定例会）に「那覇市の基本構想を定めること」を提案したが、12 月 23 日には「継続審査」となり、翌年 3 月 26 日の第 39 回市議会（定例会）で、一部修正のうえ可決された。平良市長は「昭和 52 年度施政方針」で、「那覇市基本構想を踏まえて運営する考え」を表明した。

昭和 52 年 1 月 26 日午後 1 時から与儀の中央公民館ホールで、「町づくりと市民参加を語る市民会議」を開いた。これは那覇市が将来の都市建設に向けて打ち出した「あけもどろの都市・なは」の基本構想に基づいて開かれたもので、「市当局からは平良市長をはじめ、両助役、部長クラスなどが出席し、市民からは代表として自治会、婦人会、老人クラブ、一般市民など、およそ 150 人が参加し、市に対する批判、提言などが出された」（『琉球新報』1 月 27 日）。

（５）上之屋の返還軍用地跡地利用計画

平良市政がまず最初に取り組まねばならない課題が、昭和 52 年 3 月 31 日付で返還される那覇市上之屋の返還解放地域の跡地利用計画であった。位置は国道 58 号沿いの一部区域で、面積は米軍牧港住宅地区 198 万㎡（60 万坪）のうちの、国道 58 号線沿いの一部地域、25 万 5000 ㎡（7 万 7000 坪）で、関係地主は 293 人いる。この地区は、住宅密集の那覇市都市計画のうえからも早期開放が望まれていた所で、市では当年から「軍用地跡地利用審議会」を発足させ、返還後の全体計画を検討してきた。

しかし、跡地利用計画を進めるに当っては、国と折衝を要する大きな問題があった。1 つは防衛施設庁に対して「返還された後、区画整理事業の終わるまでの地主に対する補償（地代）問題」、2 つ目は建設省に対して「区画整理事業を早期完了させるための返還前の事業認可」の 2 点である。地代補償については、返還後 1 年間は地代相当額の補償が制度化されているが、区画整理事業を終えるまでの補償が得られないという問題である。事業認可については、建設省は返還前の認可は困難との見解である。市は両省庁に対し、これらの問題の善処を要請しているが実現の見通しがたたず、苦慮しているが、市は引き続き折衝を重ねていく意向である（『沖縄タイムス』昭和 51.11.25）。

沖縄県労働渉外部編『返還軍用地の施設別概要』（昭和 55 年）には、次のように記されている。「昭和 52 年 4 月の部分返還に際して、那覇市長及び地主会は防衛施設局長あて、事前に次の趣旨の要請を行なっている。①地籍は国の責任において明確にすること。②地主に対する十分な復元補償をすること。③返還土地が跡利用できる状態になるまで、地主に管理費補償をすること。④一部返還では該土地の総合的な利用計画の策定が出来ないので、積極的に全面返還すること」。その「返還経緯表」には、昭和 40 年 25 千㎡、50 年 5 千㎡、52 年 4 月 30 日 229 千㎡、計 259 千㎡とある（P253）。

昭和 53 年 4 月、那覇市は企画部内に軍用地跡地利用対策室を設置した。これは、牧港住宅地区だけでなく、小禄とその周辺地域の問題にも対処するものである（『琉球新報』

4月13日)。

（６）環境衛生公社問題

急速に大都市化していく那覇市にとって、緊急の重要課題の1つが、まちの環境衛生問題である。昭和51(1976)年12月16日の第47回市議会(定例会)の一般質問で、大城栄徳(おおしろえいとく)議員（革新クラブ）は、約2億円といわれる那覇市環境衛生公社の赤字問題を取り上げ、市当局の見解をただした。大城議員は「年度末で約2億円の赤字が予想されるというがまことに遺憾である。公社の健全運営を図るためにどう改善して行くか」と追及した。これに対し、照屋保健衛生部長は「現在、職員が集金業務までやっていることは、し尿処理業務の能率化と適正化が図れない状態にある」。「このままだと年間1億5千万円程度の損失金が予想される」とし、その改善策として、「くみ取り業務と集金業務を分離し、同時にくみ取りを定日収集制に切り替えていきたい」。「現在、那覇市全域を40区に分け、40台の車両で処理しているが、契約くみ取り方式に替えれば25台ですむ。20台は浄化槽の清掃にふりむけ、営業収益を増すことができる」と答えた（『琉球新報』12月17日)。

（７）昭和52年度施政方針

第49回那覇市議会（定例会）は、昭和52（1977）年3月8日に開会され、冒頭、平良市長の施政方針演説が行なわれた。同議会は28日まで続けられ、昭和52年度一般会計予算案をはじめ、32案件が執行部から提案された。

平良市長の「昭和52年度施政方針」は、「はじめに」として、世界的には「米ソ両大国が経済水域200カイリを宣言した」こと、国内では「11月の総選挙の結果は、衆議院に」おいて「保革の伯仲」状態となったこと、「ロッキード事件」が起きたこと、などの情勢に触れている。

「市政運営の基本姿勢」では、この昭和52年度に立てた「那覇市基本構想」を踏まえて運営するとして、次に「基本施策」に進めている。

「平和都市の建設」に関しては、「私は、米軍と自衛隊の基地の機能強化や土地の恒久的な使用をめざす立法に反対し、沖縄県が政府に要請している『沖縄県における境界不明地域に係る地籍明確化のための法律』を特別立法されるよう努力すると同時に、市内の軍事基地の開放、米軍油送施設の撤去を引き続き強く要求します」とし、さらに「牧港米軍住宅地域」「小禄具志地域の返還土地」にも触れている。そして「平和都市への基盤づくりができるよう慎重に対処していく」と述べた。

「生活都市の建設」に関しては、(1)市民福祉の増進、(2)生活環境の整備、(3)都市基盤の整備、(4)交通施設の整備、(5)中小企業の育成と水産業の振興、を重点施策に挙げている。具体的には、「新年度には、市民の健康を増進させるための中核施設として、那覇市立病院の建設に着手」し、「昭和55年度開院をめざ」すこと、児童館の建設、福祉電話の新設、重度心身障害（児）者に医療費への助成、若狭市営住宅の改造、真地公営住宅の建設、8つの公園の建設、上水道の普及、下水道の布設、じん芥処理施設の建設などを示し、モノレールの建設促進にも触れている。

「文化都市の建設」に関しては、教育の重要性を指摘しつつ、「小中学校の新設、老朽校舎の改築、各学校の校舎の増改築、体育館、プール、特別教室の建設、教育備品の完備、学校敷地の購入など」を課題だとした。

この定例議会では、開会期間中、「市役所支所設置条件の一部改正」、「安謝新港での軍事物資の取り扱い」、「低調な議案質疑」、「那覇空港基地内の自衛隊弾薬庫建設」、「市営住宅使用料（家賃）未納問題」などが取りあげられて審議された。

（８）つぶれ地の補償問題

那覇市には「私道」など認定されていない道路が全道路の 20％程度もあり、その解消が大きな課題となっている。那覇市の「認定道路」の総延長は 26 万 0692m、その面積は 186 万 0432 ㎡であるが、「未認定道路」（私道）の総延長は 5 万 3314m、面積は 19 万 8979 ㎡である。那覇市としては「市道」に認定されているものについては一切の責任を持つが、「私道」の維持管理は土地所有者と付近住民でやってもらう以外にない、土地所有者がそれを無償で提供するなら「市道」に認定する、との立場を取っていた。地主の側は、永いあいだ道路として提供してきたのに、無償提供とは容認できないとし、利用者である地域住民も、舗装もせず、側溝はなく、隣接住居の建て替えもできないと、苦情を訴えていた（『沖縄タイムス』昭和 52.1.22 夕刊）。

昭和 52 年 10 月 8 日、「那覇市公用未補償地地主会」の結成大会が、那覇商工会議所ホールで約 100 人の地主を集めて開催された。要求は、①生活道路として使用されている私有地のすべての一括買い上げ、②補償方法は一括払いとする、③未補償地発生の原因は戦争にあるので、国の責任で買い上げること、である。この記事には「那覇市のつぶれ地は 5749 筆で、総面積は 38 万 2460 ㎡。道路数では 401 本にも達し、長さが 140 キロもある。那覇市内の道路の半分がつぶれ地だという。このうち一級道路が 12 万 2294 ㎡（32％）、二級道路が 3 万 1790 ㎡（8％）、その他の道路が 22 万 8376 ㎡（60％）となっている」とある。また建設省の意向を「一、二級道路は買い上げ補償をするが、その他の道路は関係市町村で面倒を見て欲しい」と伝えている（『琉球新報』10 月 9 日）。

同年 12 月 23 日、第 55 回市議会（定例会）は「つぶれ地補償問題に関する対策特別委員会の設置」を決議した。

昭和 53 年 3 月 9 日、第 57 回市議会（定例会）は、「沖縄県の交通方法変更事業に関する意見書」を全会一致で採択した。この「７３０（ナナサンマル）事業」に関わって、つぶれ地が問題化したのである。「この交通方法変更事業として行うバス停車帯、交差点改良、視距改良工事施工に関連する旧つぶれ地の補償については、なんら補償がなされず、事業執行の上で大きな障害となっている。よって、国は、交通方法変更に伴う事業については、市道においても、国道、県道同様、新旧つぶれ地の補償を完全に実施するよう強く要請する」。5 月 10 日、平良市長と市議会の代表が上京して、衆議院沖縄北方問題特別委員会に要請した。

昭和 54 年 7 月 9 日、「沖縄市町村道つぶれ地補償獲得促進協議会」（平良良松会長）の臨時総会が、自治会館で開催された。これは 7 月 3 日に同協議会と西銘順治知事との話し合いで、「今後の処理方法で大筋の合意を見たことを踏まえて開かれたもの」であった。

総会でも県側の提案を受け入れたが、その内容は、①一、二級道路の 7%を県道に昇格する、②一、二級道路の適用を拡大する、③一、二級市町村道対応費の 10 分の 2 を国の起債による地方交付税で補てんする、となっている。総会後、平良会長（市長）は西銘知事と会い、「満足すべきものとはいえないが、国、県の努力に一応の評価をし、解決の一歩を踏み出すことにした。残された問題は、事務処理の過程で折衝を続けていくことになったので完全解決ではない」と申し入れた（『琉球新報』7 月 10 日）。7 月 11 日、那覇市議会の市町村道未買収道路用地（つぶれ地）補償要請団（大浜長弘団長）一行 13 人が上京し、各方面と折衝した（『沖縄タイムス』7 月 13 日）。

昭和 55 年 7 月「1 日、福岡高等裁判所那覇支部は、那覇市を相手取った土地明渡（補償費）等請求事件、いわゆるつぶれ地補償（沖映通り）の訴えに対して、つぶれ地地主の要求を全面的に認める判決を下した。これは、私有地を本人の承諾なしに市道に認定、この間、いっさい補償が行われず、これを不満として提訴した裁判。つぶれ地は県内に数多くあり、この大半を抱えている那覇市の場合、同種の提訴が続くと、市財政の圧迫は明らか。つぶれ地対策が大きな課題となっている。／那覇市内のつぶれ地面積は 38 万 2460 ㎡（約 12 万坪）にも及び、401 カ所の市道にまたがっている。これは実に市道の 19.8%を占めている。同市の説明によると、これらの市道認定によってできたつぶれ地は、講和条約発効前、米軍が地主の同意を得ず道路を造り、その周囲に住宅が建てられた。その後、公道として維持するため、市道に認定したケースがほとんど。／市道認定にあたって、同意を得るために地主を捜したが、戦後の世情が混とんとした時代で、所有者が見つからないまま認定したケースも多い。／これまで、地主サイドから補償を求められる声は強く、ちなみに去る 47 年、同市が試算した買い上げ金額を見ると、実に 300 億余円の予算が必要。買い上げ価格の 8 割については国からの補助があるが、残り 2 割についてはし財政が負担しなければならない。同市の場合、今年度から買い上げをすることにしており、9 億 1900 万円の予算を計上している。8 割の国庫補助があるといっても、市にとってはかなりの負担だ。乏しい市財政のなかからのねん出に苦慮しているのが実情である。／こうしたなかで、先の高裁判決の内容は、買い上げ額とは別の借地料と損害賠償の請求。2322.9 ㎡のつぶれ地に対して、昭和 40 年から同 47 年までの損害賠償合計 417 万 8781 円、昭和 47 年から土地明渡または補償がなされるまでの間、年額 70 万 2690 円の支払いが命じられた。／この判決で示された補償がすべてのつぶれ地に適用されると、相当な金額にのぼり、また市の財政ではとうてい対応できない金額」と、報じている（『沖縄タイムス』7 月 24 日）。

（９）昭和 53 年度施政方針と市立病院の建設

平良良松市長は、昭和 53（1978）年 3 月 9 日、第 57 回市議会（定例会）で「昭和 53 年度施政方針」を発表した。まず「私が市長に就任いたしましてから、今年で 10 年目を迎えます」と述べて、軍事基地問題では、「米海兵隊による戦車道の建設、県道 104 号線越えの実弾演習に対して、私は強く抗議するとともに、その即時中止を要求するものであります」とし、「市政運営の基本姿勢」と「重点施策」を披露している。その中で、「昨年 9 月市立病院建設に着手し、現在、着々と工事が進められています。新年度は、病院

の附属施設として看護婦宿舎の建設に着手いたします。この病院建設事業は、昭和 54 年度までの３か年継続事業として実施し、昭和 55 年開院に支障のないよう全力を尽します。また、母子保健事業を充実するとともに、沖縄赤十字病院のガン治療施設の整備に対して助成いたします。児童福祉につきましては、若狭 3 丁目に市立保育所を新設するとともに、私立保育所の建設助成を行い、障害児保育を私立保育所に措置できるよう助成し、保育事業の強化を図ります」などと述べ、児童館の建設、特別養護老人ホームでいご園の増設助成、老人福祉電話の増設、あけもどろ学園の増設助成、障害者福祉電話の増設、あるいは、若狭改良住宅建設、真地公営住宅建設、8 つの児童公園の整備、土地区画整理事業などに触れている。交通方法変更の問題についても触れているが、それは別項で扱うことにする。

市議会保健文教常任委員会（友利玄雄委員長、11 委員）は、昭和 53 年 10 月 27 日午前、55 年開院を目標に建設が進められている那覇市立病院建設の現場を視察した（『沖縄タイムス』10 月 28 日）。

昭和 55 年 4 月 27 日、県内唯一の市立病院である那覇市立病院（田端辰夫院長）が完成し、内外関係者来賓約 500 人が列席して、落成開院式が行なわれた。総事業費は 83 億 7800 万円、地下 2 階、地上 5 階（一部は 9 階）の病院本館のほか、医師、看護婦宿舎、保育所を完備した総合病院である。開院は 5 月 1 日で、病床数 345 床、診療科目は内科、外科、小児科、眼科、産婦人科など 14 科、医師 33 人、看護婦 176 人、1 日平均の外来患者 644 人、入院患者 327 人が利用できる規模である（『琉球新報』4 月 28 日）。

（10）サンビセンテ市と姉妹都市締結

昭和 53（1978）年 9 月 28 日、那覇市議会（定例会）は、「ブラジル国連邦サンパウロ州サンビセンテ市と那覇市の姉妹都市締結の推進に関する決議」を全会一致で決議した。これは、サンビセンテ市からの申し入れを受けての親善交流推進の意思表明であった。「開会冒頭、提案者を代表して浦崎直有氏（社会・社大ク）が〈ブラジル移民 70 周年のこの年にブラジル国の市と姉妹都市を結ぶことは意義深い〉と前置き、〈文化、技術、経済交流を中心にサンビセンテ市民と交流を深めることは両市の発展に大きく寄与し、親善交流を通じて世界平和に貢献するものと確信する〉との趣旨の決議文案を読みあげ、提案。同市はサンパウロ市の衛星都市で、サンパウロ市民の保養所、観光地で有名。人口は 17 万人で沖縄県出身者約千人が住んでいる。同市の市長は県出身 2 世の伊波興祐氏（37）。今年 5 月、伊波市長から①文化交流、②漁業、観光の技術交流、留学生交換、③経済使節交換―などの申し込みがあった」（『沖縄タイムス』9 月 28 日夕刊）。

昭和 53 年 10 月 23 日　那覇市・サンビセンテ市姉妹都市提携（『那覇市勢要覧　戦後 50 年特集』1994 年）

その調印式は「10 月 23 日午前 10 時（日本時間 23 日午後 10 時）、サンビセンテ市

においてブラジル訪問中の前田助役（市長代理）と伊波興祐サンビセンテ市長との間で行われた」（同紙、10月24日夕刊）。そして翌54年8月、平良那覇市長がサンビセンテ市を訪れたとき、「名誉市民」の称号を受けた（同紙、8月30日）。他方、サンビセンテ市の伊波市長も来覇して、10月19日には那覇市主催の「歓迎パーティー」が開かれ、その席上、平良那覇市長から伊波市長に「名誉市民」の称号が贈られた（『琉球新報』10月20日）。

他方、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルルとの交流が進められた。昭和55（1980）年1月13日から28日までハワイに渡り、平良良松市長と金城重正市議会議長は、ホノルル市で行なわれた「ハワイ沖縄移民80周年記念式典」に出席した。そこで那覇市と姉妹都市になっているホノルル市のファシー市長と会談し、姉妹都市提携20周年記念行事の持ち方について話し合った。その結果、5月10日にファシー市長夫妻ら一行を迎えて、那覇市で記念式典を催すことで一致した」（『琉球新報』1月31日）。

5月10日、「那覇市とホノルル市の姉妹都市提携20周年記念祝賀会が、…市内のパシフィックホテルで約400人を集め、盛大に行われた。これに先立ち、那覇市では同日午前10時、来県中のフランク・F・ファシー市長を市議事堂に招き、国際親善名誉市民の称号を贈り、顕彰した」、「これにこたえてファシー市長も平良市長に名誉市民彰を手渡し、傍聴席の市職員や市議が見守る中でガッチリ握手。両市のかぎりない友好を誓い合った。引き続き、ファシー市長一行は市役所中庭で記念植樹をした記念木はハワイでレイの材料となっているプルメリアという木」、祝賀会の「席上、ホノルル市との姉妹都市を結んだ当時の那覇市長・兼次佐一（かねしさいち）氏、市議会議長・高良一（たからはじめ）氏、提唱者の那覇市銘苅208、宮城実（みやぎみのる）さん［当時の市議会議員］に、那覇市から功労賞が贈られた」（『琉球新報』5月10日夕刊）。

（11）昭和55年度施政方針

第74回那覇市議会（定例会）が昭和55年3月7日に始まった。この議会には市当局から昭和55年度の一般会計予算案や全国でも初のハブ対策条例案など32件の議案が提出された。新年度の那覇市の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は743億3700万円で、前年度に比べ5・2%の伸び率、うち一般会計は493億6500万円である。

定例会冒頭で平良良松市長が新年度の施政方針を述べた。この中で平良市長は「那覇市政における80年代の課題は、まず軍事基地の撤去を促進することである。すなわちパイプラインの撤去、牧港米軍住宅地域、那覇軍港、那覇空港周辺基地の計画的返還を促進するとともに那覇空港の民間専用と第1種国際空港への格上げを実現し、近代的な都市としての基盤を整備することである」と強調した。さらに市民の生活と福祉の確保、沖縄振興開発特別措置法の延長、沖縄国体の那覇市での開催、県庁舎の那覇市内での改築、モノレール建設など6つの重点課題を打ち出し、「こんご、これらの重大な課題に対処しつつ、市民の連帯と協調の精神を強化し、平和、生活、文化の都市づくりに努めたい」と述べた。

また新年度の重点施策として①市立病院の開院、②生活環境と都市基盤の整備、③未買収道路用地の補償業務開始、④市民福祉の拡充、⑤中小企業の保護育成、⑥教育条件

の整備と市民文化の向上、⑦姉妹都市との親善交流、などを推進していくことを明らかにした。

とくに市長は「新年度はモノレール建設事業を県と共同で進めることになった。モノレール建設及び都市基盤整備事業の推進を図るため、交通体系の再編、関連市街地や既成市街地の整備、軍用地の跡地利用計画の早期策定など重要なプロジェクトが山積しているので、都市計画課、建築指導課、都市交通対策室からなる都市計画部を新設し、執行体制を強化したい」と語った（『琉球新報』３月７日夕刊）。

都市計画部は、新年度の４月１日に発足し、モノレール建設準備室は廃止された。都市計画部には、建設部に属していた都市計画課、建築指導課が移り、都市交通対策室が新設された。また、土木部道路管理課に「つぶれ地係」を設けた（『琉球新報』４月１日）。

第２節　与野党伯仲となった市議会と議会の活動

（１）市議会議員選挙

昭和 52（1977）年７月 24 日に行なわれた那覇市議会議員選挙は、同時に行なわれた参院選（沖縄地方区と全国区）とセットで、激しい選挙戦が展開された。投票率は 72.1％と好調だった。前回は 69.93％であり、それより 2.17 ポイント上回っている。

開票は翌 25 日午前８時 45 分から那覇市民会館で行なわれ、44 議席が確定した。その結果、党派別では、市長を抱える社大党が５（←5）、共産党７（←8）、公明党７（←7）、社会党３（←3）、自民党１（←3）、民社党２（←2）、新自由クラブ１（←0）、無所属・新政会８（←11）、無所属・市民クラブ４（←4）、無所属（その他）６（←1）となっている。

与党が共産、公明、社大、社会４党で 22 議席、それ以外の野党が同じく 22 議席で同数となり、かろうじて与野党逆転を阻んだ。この選挙結果に現われた特徴は、①共産党が現議席を１議席減り、全員当選の公明党と並んで与党第一党を分け合った。②自民党が新政会を含めて現有 14 議席から９議席となり５議席も減らした。③新人の台頭が著しく２人の返り咲きを含めて９人の新旧交代があった、などをあげることができる。このため、３期目に入ったばかりの平良革新市政は、与野党伯仲の中で今後の市政運営はこれまで以上の多難が予想される。

各党の選挙結果の背景をみてみると、共産党は単独与党第一党の座は確保できなかったものの、全候補者の得票数では前回を約 500 票も上回り安定した地盤を確保した。ただ候補者全員の当選はならなかった。公明党は前回に続き、２期連続全員当選をかち取ったが、全体の得票数では 4300 票も前回を下回る結果となった。その背景には、先の参院選地方区に対する同党の取り組みの弱さが、有権者の不信を買ったからだといわれている。社大党は、公認候補の決定段階で情勢判断の甘さがあった。現議席確保は確実との分析に立ち、「平良市長を擁立している党として、メンツにかけても与党第一党を」と取り組んだが、ならなかった。社会党は、現２議席を確保したとはいえ、単独での発言権獲得は難しいので、引き続き社大党と革新クラブとして、連合での議会内活動を余儀なくされることになった。

一方、保守系も満足すべき材料があったとはいえない。何といっても自民党が単独で

2議席減、新政会で3議席減、議会内の交渉団体（新政会）として14人から9人に落ち込んだことは「敗北」といえる。今後は無所属全員を加えてやっと議会内第一党を確保したことになる。このほか民社党は2人当選、新自由クラブが初めて議会に登場するが、これからの地方選挙に大きな影響を与えそうである。

市議選の当選者は、次のとおりである（得票順）。

中村昌信（社大・現）、上原清（無・現）、具志孝助（無・新）、宮城武（無・元）、当真嗣州（共産・現）、松茂良興辰（民社・現）、玉那覇宏（公明・現）、島袋宗康（社大・現）、金城重正（無・現）、中島徳良（公明・現）、真栄城嘉園（無・現）、高良盛喜（公明・現）、平仲善幸（社大・現）、比嘉佑直（無・現）、屋宜宗一（無・現）、金城健一（社大・元）、大嶺政源（無・新）、玉城定仁（無・現）、大城栄徳（社会・現）、幸地正博（公明・現）、新垣弘（無・現）、我那覇祥義（無・現）、上原綱正（無・現）、中村正一（民社・現）、瀬長フミ（共産・現）、久高友弘（無・新）、友利玄雄（自民・現）、大城勝夫（公明・現）、大浜長弘（公明・現）、新垣正達（無・現）、古波蔵保吉（共産・現）、我如古盛仁（共産・現）、赤嶺宗一（社大・新）、浦崎直有（社会・現）、国吉辰雄（共産・現）、黒潮隆（共産・現）、森田重男（公明・現）、山川正平（無・現）、野崎文子（無・現）、高良文雄（無・現）、仲井間一郎（新自由クラブ・新）、伊差川新吉（社会・新）、儀間真勝（共産・現）、座覇政道（無・現）。

臨時議会を前に、正副議長問題が動き出した。ところが与野党が同数になり、与党は「議長を出すと1人減ることになるので、過半数を確保できない」と議長候補を出すのを渋った。

第52回市議会（臨時会）は8月9日の午前10時から開会された。選挙後最初の議会であるため、年長の瀬長フミ議員（共産党）を仮議長に選び、正副議長の選挙の議題に入ったが、各派、各党から「各派交渉のための休会」の提案が数回あり、このため休会、再開の繰り返しで、延々9時間余にわたって議会はストップした。投票の結果は、議長の場合、金城重正議員（民主クラブ）28票、比嘉佑直議員（無所属）15票で、副議長は大浜長弘議員（公明党）28票、島袋宗康議員（社大党）14票、無効1票であった。

またこの臨時議会では、各常任委員会の委員も選任し、総務常任委員長に島袋宗康（革新クラブ）、建設常任委員長に中村正一（民社党）、経済民生常任委員長に玉那覇宏（公明党）、保健文教常任委員長に友利玄雄（民主クラブ）が決まった。

13日に臨時議会が終わるや、市当局と与党3派で構成されていた与党連絡会議が、ついに事実上解体した形になった。このため、9月「5日に行われた連絡会議は、共産、革新クラブ対当局と、公明対当局というようにバラバラに行われた。この要因は7月の市議選にある。公明党は〈共産党とは同席しない、会議は会派別に開くべきだ〉と主張し、共産党は〈公明党は…与党なら平良市政を発展させるために、会議に出席して団結すべきだ〉と互いに批難した」（『琉球新報』9月8日）。

なお、改選後の会派の構成は次のとおりである。

〔与党〕革新クラブ（8 人）、日本共産党那覇市議会議員団（7 人）、公明党（7 人）、
〔野党〕民主クラブ（19 人）、民社党（2 人）
〔無所属〕1 人

（２）県立高校通学区域の設定要請

昭和 51 年 12 月 24 日、那覇市議会は「県立高校通学区域の改善に関する意見書」を採択した。「県教育庁は、現在の県立普通高校の学校間格差等から生じている教育のひずみを是正するため、昭和 51 年 7 月 21 日、那覇・浦添及び関連地区における普通科の通学区域案を発表した。この改善案は、勿論、県立高校通学区域研究委員会の答申案をもとに検討を重ねて決定されたものであるが、その内容については、古蔵小学校区、安岡中学校区のように、納得しがたい事例が生じている。県教育庁が高校教育のひずみを是正しようとする意図は理解できるが、そのために一部の小中学校に不平等な制度ともいえる新通学区域を設定することは、義務教育における公教育の差別を意味するものであるといっても過言ではない」。具体的な要望は、「①高校通学区域の設定については、那覇市内のすべての小中学校が平等に選択できる調整地区の設定にしていただきたい、②新通学区制の実施については、市内の各小中学校関係者ならびにPTAとも十分コンセンサスを得て実施するよう努めてもらいたい、③高校の適材配置が必要であり、那覇市内に県立の普通高校を早急に増設していただきたい」としている。

（３）那覇市議会基地立ち入り調査

復帰 5 年目の昭和 52（1977）年 5 月 15 日、「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」（公用地法）の期限が切れた。この法律は、軍用地を公用地とみなし、復帰後 5 年間は地主との契約なしで基地への使用が可能だとしたもので、違憲性の強いものであった（違憲訴訟が提起された）。この間、国は軍用地料を大幅に引き上げる（約 6 倍）ことを最大の武器として、地主との契約を順次進めていったものの、少数ながら、契約を拒否するいわゆる「反戦地主」が残ったまま、期限切れを迎えたのである。そこで、私有地を基地用地として使用する法的根拠が失なわれるという事態に立ち至った。反戦地主たちは、意気高く基地内の私有地に立ち入り、防衛施設局もそれを容認した。

5 月 18 日、那覇市議会は議員全体会議を開き、基地立ち入り調査について協議した。調査の意思統一はできなかったが、多数の議員と議会側からも市有地の確認の必要があるとして那覇防衛施設局へ通告した。しかし野党の新政会は「議会の意思決定でなければ意味が無い」と立ち入り調査に加わらなかった。「公用地法の期限切れで、共産、社会、社大、公明の与党議員団は 18 日午前、那覇防衛施設局に対して、米軍基地内にある市有地への立ち入り通告を行ったが、〈市議会議員は、土地の所有者ではない〉と拒否された。これに対して、議員団は、公用地法は去る 15 日午前零時で失効している。拒否する法的な根拠はない、〈不法占拠だ〉と、厳しく抗議した。同時に基地の即時返還を要求した」（『沖縄タイムス』5 月 19 日）。

国は「基地確保法案」（俗称）を準備していたが、その成立を断念し、沖縄県が要求していた「地籍明確化法」を通過成立させ、その附則の中で、公用地法という全く別の、

いったん死んだ法律の延長を規定した。こうして、法の空白は 4 日間で埋められたのである。

（４）特別職の給与改正

那覇市議会（定例会）は、昭和 52 年 9 月 26 日（最終日)、「①市特別職の給与改正、②議員報酬の引き上げ、③教育長の給与改正案―などの審議を行ったが、教育長の給与改正問題で共産党提案の修正案が可決されたため、一般会計補正予算の修正問題がからんで紛糾し、本会議は 5 時間にわたって混乱した。結局、議長あっせんで、共産党が教育長の給与改正についての修正案を撤回したことで、審議は正常に戻った。これによって、市長の給与は現行の 45 万円から 60 万円に、助役は 36 万円から 48 万円に、収入役が 31 万 5 千円から 42 万円。議長の報酬は現行の 27 万円から 36 万円に、副議長 24 万 5 千円から 33 万円、議員 22 万 5 千円から 30 万円。教育長の給与が 31 万 5 千円から 42 万円に、それぞれ原案どおり引き上げられた。ちなみに県知事の給与は 58 万円で那覇市長はこれより 2 万円高くなる」(『琉球新報』9 月 27 日)。また『沖縄タイムス』は「一度否決された原案が急転直下、全会一致で可決されるという、同議会であまり例をみない変則議決となった」と記している。

（５）学校用地の取得

昭和 54 年 4 月開校を目指している城東小学校からの分離校敷地の取得をめぐって、53 年 2 月 9 日に開かれた那覇市議会（臨時会）は紛糾し、成り行きしだいでは来年 4 月開校もあやぶまれる事態となった。城東小学校は県内一の超過密校で、在籍 1986 人（50 学級)。市議会は、この問題をめぐって午後 11 時半まで紛糾し、時間切れ直前で会期を 18 日まで延ばし継続審議することになった。「問題となったのは市の国有地取得について。古蔵小学校（51 年 4 月開校）の場合は、復帰特別措置法の改正で無償払い下げを受けたのに、今回は 3 億 3 千万円の有償払い下げで国と仮契約をしたことが、野党議員から追及されたもの」。つまり古蔵小学校（与儀タンク跡、国有地）の場合は、住民、市議会が協力、さらに県出身の 7 人の衆参議員に働きかけ、超党派で取り組んだため政令改正をさせ、無償払い下げを実現した。今回の場合、国との用地売買仮契約以前に、議会への協力要請も全くなされておらず、市側の事務的な手続きで処理されているだけである、との指摘である。市側は、城東小学校の敷地 1 万 3300 ㎡は、首里石嶺の琉球大学農学部付属農場の敷地で、琉大が独自に取得した土地であり、それを無償で譲ることは文部省が強く反対した、古蔵小学校の場合とは事情が違う、と説明した。

年が明けて昭和 54 年 1 月、次の報道がある。「城東小学校のマンモス化を解消するため、那覇市は石嶺小学校の新設工事を進めているが、一部で用途の買収が難航、校舎建築に支障をきたしている。市教育委員会は地主と十数回にわたって交渉を続けてきたが進展は見られない。事態を重視した那覇市議会は 23 日午前、全議員が現場を視察した。市教育委員会は地主と話し合いがつかなければ土地収用法を適用して、強制収用に乗り出す構えであり、成り行きが注目される」(『琉球新報』1 月 24 日)。

結局は、2 月 28 日、那覇市が沖縄県収用委員会に「土地収用法に基づく収用裁決申請」

した。石嶺小学校は 4 月に開校するが、完全に分離・移転が完了するのは来年 1 月の予定となっている（『沖縄タイムス』3 月 5 日）。

（６）尖閣列島に武装した中国漁船団

第 58 回那覇市議会（臨時会）は、昭和 53（1978）年 4 月 19 日、「尖閣諸島海域における領海侵犯に関する意見書」を全会一致で採択した。「昭和 53 年 4 月 12 日、尖閣諸島海域に中華人民共和国の 100 隻余の漁船団が現われ、その一部が我が国の領海を侵犯し、海上保安庁の巡視船の退去命令を無視するという由々しい事態が発生した。尖閣諸島は、現に沖縄県石垣市字登野城の行政区に属し、歴史的にも、また、国際法上も我が国固有の領土であることは明白である。現在、我が国と中華人民共和国の間においては、平和友好条約締結交渉再開の機運が高まり、那覇市議会においても日中平和友好条約の即時締結を要請する決議を行った直後、このような事態が発生したことは誠に遺憾である」。また、市議会の要望を政府に強く働きかけるため、20 日に代表団を派遣することも決めた（『琉球新報』4 月 19 日夕刊）。

（７）ハブ対策条例

昭和 55 年 3 月 27 日、那覇市議会は「那覇市ハブ対策条例」案を原案どおり可決した。4 月 1 日からスタートした県内初の那覇市の「ハブ対策条例」は、市民の間で反響を呼び、市の保健衛生課には「ハブが生息していそうなので調査して欲しい」との依頼も数多くきている。市では向こう 5 年間で〝ハブ絶滅〟をめざして生息分布図や〝ハブ捕り名人〟による捕獲協会の設置を準備するなど、ハブ咬傷（こうしょう）ゼロ作戦に向け着々と作戦を練っている。またハブを発見し捕獲した人は、直ちに市へ届けて欲しいと呼びかけている。

ハブ条例は、市民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、市民の安全と生活環境の向上を図ることを目的として県内では初めて条例としてスタートした。条例は 15 条から成るが、①ハブが繁殖、はい回しないよう生活環境を整備する、②発見、捕獲、咬傷を受けたら速やかに市長に届け出る、③ハブ飼育者は 30 日以内に市長に届け出なければならない、④ハブ咬傷で医師の治療を受けた場合は、医療費のうち自己負担分は 5 千円を超えない範囲で市が負担する、などが主な骨子となっている。条例は 6 月いっぱいまでを準備期間とし、7 月 1 日から適用されるが、すでに山下町や楚辺、牧志、石嶺地域から調査依頼があり、反響は大きい。

（８）国体誘致決議

昭和 53（1978）年 3 月 9 日、第 57 回市議会（定例会）は「沖縄国体誘致に関する決議」を採択した。これは県に対してその「誘致決定を早急に行い、その公式表明をするよう強く要請する」というものである。

昭和 55 年 6 月 30 日、第 76 回市議会（定例会）は「国民体育大会に関する対策特別委員会の設置決議」、「国民体育大会に関する対策特別委員の選任」、「第 42 回国民体育大会の主会場設置に関する決議」の 3 つの決議をした。主会場設置の決議は、「国民体育大会の開催の成果に大きな影響を与える主会場の選定については、その受け入れ体制及び大

会終了後の施設跡利用の面からも広く県民、市民に利用できる位置にある県都・那覇市が適当であり、また開閉会式及び競技運営上も那覇市が最適地であると確信する」と強調し、「よって、県は、第 42 回国民体育大会の主会場を那覇市の要請どおり、那覇市内に設置していただくよう、ここに強く要請する」としている。特別委員会は与野党 11 人で構成、国民体育大会の調査・研究を重ね、その受け入れ体制を整えることにしている。

（９）市議会議員の「年賀・暑中見舞い」廃止

昭和 53 年 11 月 4 日、議会運営委員会で「年賀状、暑中見舞い」を廃止することを各派全会一致で決めた。6 日開催した臨時議会本会議でも全会一致で了承した。

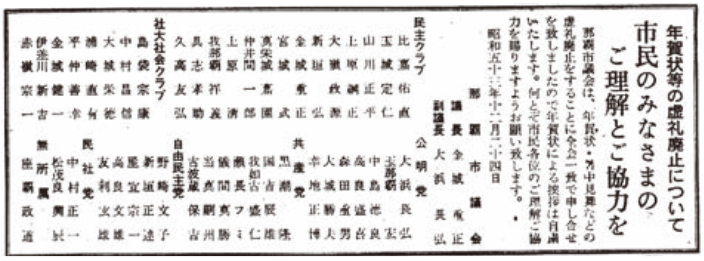
年賀状等の虚礼廃止について
市民のみなさまの
ご理解とご協力を
那覇市議会
昭和五十三年十二月二十四日

昭和 53 年 12 月 24 日『琉球新報』

当初議会事務局は、議員にとって絶好の“選挙運動”だけに、意見がまとまらないのではと、みていたが、20 分ほどであっさり決まった。

金城重正議長は「今後、各議員は議員名で年賀状、暑中見舞いは出さない。そのかわり新聞、市民の友、議会だよりの紙上で一括して年頭のあいさつをする。県議会でも先に、虚礼廃止について話し合ったようだが、各派の意見が一致せず、決まらなかった。他に先がけ那覇市議会が初めて」と、報道関係者に説明した。

（10）「７・30交通変更」

１．特別委員会の設置

第 53 回市議会（定例会）は、昭和 52（1977）年 9 月 16 日に開会され、「交通方法変更に関する対策特別委員会の設置決議」を決議している。

決議は次のような内容である。「1、調査事項　交通方法変更に関する調査　2、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を本委員会に委任する。3、本特別委員会は 1 の調査事項の調査が終了するまで閉会中も継続調査することができる。4、本特別委員会の委員は 11 人とする。5、本特別委員会に要する経費は、本年度においては、1,406 千円以内とする。6、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による権限を本委員会に委任する」。

２．交通方法変更への意見書採択

「交通方法の変更」とは、アメリカ統治下で「人は左、車は右」であった交通方法が「人は右、車は左」に変更されることをいう。日本政府は、沖縄の復帰とともに、この交通方法の変更、すなわち本土方式への統一を進めることとしたが、復帰に伴って諸問題が錯綜するなかで、この問題を先送りとしていて、その実施時期がいよいよ目前に迫ってきたことから、沖縄県や那覇市でもその対応が必要となったのである。

第 54 回市議会（臨時会）が、昭和 52（1977）年 10 月 29 日、3 日間の日程で開会した。

開会冒頭、交通方法変更対策特別委員会（宮城武委員長）から、「交通方法変更に関する意見書」が提出され、全会一致で採択された。

意見書には、次の６項目が箇条書きにして提起されている。

「1、交通方法変更によって、いささかも市民の生命、身体、財産等の安全が損なわれることがないように配慮すること。

2、交通方法変更に伴って生ずる一切の損失については、いささかも市民に負担をかけることがないよう配慮すること。

3、交通方法変更に伴う那覇市の対策事業（別紙）の経費は、全額国庫負担とし、特別措置をもって一括又は枠外の予算計上がなされるよう配慮すること。

4、市道における道路占有物が、交通方法変更によって移設を余儀なくされた費用は国が負担すること。

5、交通公園等の安全教育施設を設置して、交通安全教育の徹底を図ること。

6、道路、交通安全施設の変更事業及び交通安全教育施設の新設事業を短期間で完了することは不可能であり、年次的事業実施計画を策定し、実施後も国の責任において継続的に交通安全対策を講ずること」。

「市議会はこの意見書に基づき、金城重正議長を団長とする要請団 10 人を 11 月 1 日、本土に派遣、政府に強力に訴える。一方、市当局は 11 月 1 日に交通方法変更対策室をスタートさせ、来年 7 月の交通方法変更に向けての事業に着手する。こんどの臨時議会に提出された一般会計補正予算には交通方法変更に伴うバス停の整備 23 カ所、交差点改良 18 カ所、視距改良 10 カ所の事業費 10 億 3770 万円が計上されている。52 年度の当初予算に計上されている 1 億 2200 万円を合わせると、那覇市の交通方法変更事業費は 11 億 5000 万円で、補正予算が議会を通過ししだい、市当局は事業に着手する体制を整えている」（『琉球新報』10 月 29 日夕刊）。この補正予算は 10 月 30 日に可決され、また本土への要請団は 11 月 1 日に上京した（同紙、11 月 1 日夕刊）。

３．交通方法変更への意見書、再び採択

第 57 回市議会（定例会）が、昭和 53（1978）年 3 月 9 日開会され、同日の冒頭で、交通方法変更に関する特別委員会（宮城武委員長）から緊急提案のあった「沖縄県の交通方法変更事業に関する意見書」が全会一致で採択された。

「沖縄県及び那覇市は、国の730（ナナサンマル）交通方法変更に向けて、目下、全力をあげて取り組み、県民に災いのないように意を配している。／この交通方法変更事業は、さきにも要請したように交通方法の国内統一を義務づけている道路交通に関する条約を遵守し、政府が行う事業であり、那覇市は道路管理者として参画するものである。したがって、この交通方法変更に伴う事業に要する一切の経費は、国の責任において措置すべきであり、いささかも市民に負担をかけてはならない。／ところが、この交通方法変更事業として行うバス停車帯、交差点改良、視距改良工事施工に関連する旧つぶれ地の補償については、同一市内で施工する国道、県道が 10 分の 10 国庫で補償されるのに対し、市道についてはなんらの補償がなされず、事業執行の上で大きな障害となっている。／よって、国は、交通方法変更に伴う事業については、市道においても、国道、

県道同様、新旧つぶれ地の補償を完全に実施するよう強く要望する」。

市議会は同時に、意見書を携えて政府に要請する折衝団（金城重正団長）9 議員の派遣を決めた（『沖縄タイムス』3 月 9 日夕刊）。

４．スタートした「人は右、車は左」

昭和 53（1978）年 7 月 30 日、その日が来た。当日の『沖縄タイムス』は「7・30 交通革命は予定通り実施され、けさ（30 日）午前 6 時から〈人は右・車は左〉の本土並みルールに切り替えられた。変更作業は、昨夜 10 時から全県下で交通規制をして行われ、夜明け前には予定通り完了した。午前 5 時 50 分、全車両が運行を停止、右側から左側へと流れを変え、同 6 時を期して県内交通は 31 年ぶりに左右逆転した」と報じた（7 月 30 日夕刊）。

7・30 の幕開けとともに県内の主要道路にはドッと車がくり出し大混雑―。30 日午前 6 時、白バイの誘導で始まった“交通世替わり”は県民総とまどいのスタートになった。主要交差点や陸橋には「この歴史的一瞬を見よう」と徹夜状態の県民、観光客があふれ、路地からは「左側通行を初体験しよう」と道路はマイカーが増える一方。全運転手が“未熟”とあって、主要道路は日ごろの日曜日には見られないほど車が渋滞。進まない車にバスやタクシーの乗客のなかには歩き出す人も多く、“交通世替わり”は困惑とイライラでスタートした。

昭和 53 年 7 月 30 日　７３０（ナナサンマル）交通方法変更（泊高橋交差点）（『写真でつづる那覇　戦後 50 年』）

（11）モノレール導入問題

１．特別委員会の設置

第 53 回市議会（定例会）は、昭和 52（1977）年 9 月 16 日に開会され、「モノレール設置に関する調査特別委員会の設置決議」を決議している。

決議は「1、調査事項」は「モノレール設置に関する調査」となっているが、2、3、4、5、6 は交通方法変更の特別委員会設置の決議と同じ内容である。なお、昭和 50 年 9 月 25 日にも、ほぼ同様の内容の「モノレール設置に関する調査特別委員会の設置決議」をしていた。

3 か月後の 12 月 23 日、このうちの「5」の経費について、「昭和 52 年 9 月 16 日の決議の額と通じて 247 万 3000 円とする」旨の「モノレール事務調査特別委員会の追加決議」がなされた。140 万 6 千円から 247 万 3 千円へと、106 万 7 千円の増額となったのである。

２．モノレール調査協議会、「久茂地川沿線」に決定

昭和 52（1977）年 4 月 1 日、那覇市は機構改革の一環として、それまでのモノレール

建設準備室を、参事も配置した部相当の組織に昇格した。本格的な作業を控えて体制を整えたのである。

都市モノレール調査協議会（会長・野島虎治県技監）は、同年 12 月 8 日に会合を持ち、モノレールの路線は「久茂地川沿線が最適」との結論を出した。これは、国際通りを通すのではなく、久茂地川沿線―美栄橋―安里川沿線―蔡温橋―ひめゆり通り―安里インター―バイパスとするというものである。また、空港から明治橋までの区間は、「小禄迂回」とするかどうか今後検討する、とした。この協議会は、総合事務局、県、那覇市で構成しているもので、地質調査、環境調査、事業経費、事業期間、都市計画との関連など、あらゆる角度から検討して導き出した結論である。その日の午後、那覇市議会のモノレール調査特別委員会（平仲善幸委員長）は会議を開き、市モノレール準備室の嘉手納敏彦参事から現状の説明を受けた（『沖縄タイムス』12 月 9 日）。

同調査特別委員会は、年が明けて、昭和 53（1978）年 1 月 9 日午前 10 時すぎから市当局が進めているモノレール路線調査を行なった。「同市議会はモノレール建設問題を議会サイドから調査・研究するために、昨年 9 月の定例議会で特別委員会を発足させた。この日は委員会として初めての現場調査。まず、国場ビル前の久茂地川沿いから崇元寺橋、さらに安里を右折、蔡温橋、ひめゆり通り、バイパス環状 2 号線から首里に通り抜けた。しかし、路線予定地の中には住宅密集地も含まれていることから、各委員は〈用地買収がポイントになりそうだ〉と長嘆息。それでも〈市内の交通機能を確立していくにはモノレールはぜひ必要〉との声もあった（『琉球新報』1 月 10 日）。

さらに同委員会は、1 月 24 日から 31 日までの日程で、全委員が本土に出張、北九州をはじめ、姫路、湘南、千葉の各都市モノレールと、札幌の地下鉄の現状を視察することになった。メンバーは、平仲善幸委員長をはじめ、大城栄徳、仲井間一郎、上原綱正、中村正一、新垣弘、真栄城嘉園、幸地正博、儀間真勝、当真嗣州、森田重男の各委員である（同紙、1 月 19 日）。

4 月 11 日、那覇市議会の「社大・社会クラブ」の島袋宗康会長ら議員 7 人は、県庁に野島副知事を訪ね、那覇市が計画している「都市モノレール」について県の態度を早めに決定してほしいと要請した。県が事業主体に加わってほしいとの要望に対しては、県はその意思のないことを示唆した（『沖縄タイムス』4 月 12 日）。

３．モノレール導入に反対陳情

那覇市や議会がモノレール導入に突き進んでいるなかで、昭和 53（1978）年 6 月、第 59 回市議会（定例会）に、沖縄県小売商組合連合会から「モノレール反対に関する陳情」（黒潮武秀会長、加盟 24 団体）が提出された。これは「モノレール設置に関する調査特別委員会」に付託された。同委員会は、26 日、黒潮会長の出席を求め、その説明を聞いた。黒潮会長は「交通緩和策にならない、経営の見通しがたたない」とくりかえし、次のように述べた。「県全体の交通総合体系の整備計画がまだ決定されていない。県全体の交通体系の中で那覇市のモノレールを位置づけるべきだ。交通渋滞の緩和策にならない。採算見通しがなく、経営赤字を市民に押し付ける。市当局が決定した久茂地川沿線は、商店街、住宅街を通り、周辺市民に汚染、騒音の公害をもたらす」（『沖縄タイムス』6

月 29 日)。これは同日 26 日に、継続審査となった。

また、同年 8 月の第 60 回市議会（臨時会）にも、沖縄県タクシー協会と沖縄県バス協会から、それぞれ「都市モノレール建設に反対する陳情」が提出された。調査特別委員会は、8 月 3 日、親泊助役、嘉手納モノレール準備室長の見解を聞いた。嘉手納室長は、①モノレール導入によって交通機関を増やし、道路交通と軌道交通が補完しながら交通を円滑にする、②モノレール駅を中心に街の再編成、再開発ができる、などとその必要性を強調した（同紙、8 月 4 日)。これらの陳情も 15 日、継続審査となった。

市議会モノレール調査特別委員会は、8 月 22 日、長浜弘バス協会長、白石武治那覇交通社長らを招いて意見を聞いた。長浜会長はそこで「〈モノレールに導入反対。よって市の計画している経営主体・第三セクター方式（国、県開発公庫、市中銀行、バス協会などで出資）には加わらない〉と公式に表明、市の計画案は“宙に浮いた”形になった」。「長浜会長は〈那覇市がモノレール計画案を練る時、競合が予想されるバス業者との話し合いを一度も持たなかった〉と不満を述べ、〈バス業者は戦後 30 年余、県内の乗客輸送に実績をあげてきた。国鉄、モノレールが導入されると、既存のバスと競合、バス乗客は減少し、バス企業は不振に陥る。国鉄、モノレールの導入には反対だ〉と強調した。また白石社長は〈市の計画によると、モノレールで 1 日 7 万 5 千人の乗客を予想しているが、市内の 18 路線の 1 日乗客数でもとうてい 7 万人は超えていない。よって乗客確保がむずかしく赤字経営が予想され、今でも乗客の少ない市内バスはピンチに立たされる〉と、バス会社側の意見を述べた。さらに両者は〈モノレール建設よりも都計街路の整備による渋滞解消が先である〉と加えた」。3 団体からの反対陳情とは別に、「県建設産業協議会（国場幸太郎会長）は、〈都市モノレール建設を昭和 54 年事業として実施できるよう、適切な措置をとってもらいたい〉と建設促進の陳情を出すなど、陳情合戦も活発になってきた」。「建設業協会は〈交通渋滞の解消になり、経済活動も円滑にするため軌道輸送機関の建設は急務である〉と陳情した」。「平仲委員長は〈モノレールは必要。しかし慎重審議〉と話している」（沖縄タイムス、8 月 24 日)。

４．市議会、都市モノレール導入を決議

昭和 4 年 6 月 8 日、市議会モノレール調査特別委員会が開催された。「審議は反対派、推進派の約 100 人が見守るなかで激しい攻防を繰り広げた。委員長試案をたたき台に延々7 時間、深夜にわたって休憩、審議を繰り返し、文章化の作業がすすめられた。導入を打ち出す結論の部分が与党・自民党と民主クラブ・民社党の間で最後まで調整できず、29 日午前 1 時 30 分、採決に持ち込まれ、7 対 3 でモノレール導入を打ち出す調査報告書を採択した。／モノレール調査委員会が昭和 49 年に設置されて以来、委員会が 61 回開かれ、本土への視察 3 回を重ねてきた。県小売商連、バス、タクシー協会などの関連団体の陳情などもあって、なかなか結論を出すに至らなかった。7 月中旬をタイムリミットとする昭和 55 年度モノレール事業化の予算折衝に、地元のコンセンサスを示す議会議決を県から要請されたため、市当局は議会対策を行ってきた。これに伴い小売商連、バス、タクシー協会などの反対運動も激化、傍聴戦術で同特別委に圧力をかけた。同特

別委は 6 月に入って 8 回も開かれ、推進、反対の攻防が繰り広げられた。本会議に間に合わせるために、ぎりぎり 29 日深夜に及ぶ同特別委で決着がついた」(『沖縄タイムス』6 月 29 日夕刊)。

6 月 30 日、第 66 回市議会（定例会）は「都市モノレール導入に関する要請決議」を採択した。

「本県は大量輸送機関としての軌道システムがなく、全面的に道路交通に依存し、バスが公共輸送機関としての大きな役割を果している。／しかし、今日の交通事情は悪化の一途をたどり、交通渋滞により定時性の確保が困難な状態に陥りつつあり、公共輸送機関としての充分な機能の維持がきわめてむつかしい。／又、年々増加する自家用車両は加速的に交通渋滞をきたすという悪循環をくり返している。／当市のこのような過密な市街地の道路建設は用地の確保、物件の移転等、困難な問題が多く、交通需要に応じて道路整備、拡充を図ることは容易ではない。／したがって、従来どおりの道路の整備、建設を進めながらも都市の規模に応じた他の交通機関の導入を図る必要がある。／政府は、モノレールが都市における交通機関としての果たす役割を認め、昭和 47 年に〈都市モノレールの整備促進に関する法律〉を制定している。／那覇市の著しい交通渋滞を緩和し、定時性のある経済的でかつ安全性の高い輸送機関である都市モノレール導入が最も望ましいものであると判断される。／よって、政府及び沖縄県においては、当市の交通問題の抜本的解決を図るため、都市モノレールの早期建設方を強く要請する」。

この決議は、ヤジが飛び交う大荒れのなかで採択された。「〈導入すべき〉と主張する与党、自民党と、〈時期尚早〉と反論する民主クラブ、民社党の対立は、議員同士がエキサイトする場面もあり、大揺れ。賛成多数で〈要請決議〉を採択したものの、交通渋滞緩和策の“目玉”モノレールは、議会の意思が割れた中で難関のスタートとなった」。(『沖縄タイムス』７月１日)。

５．県のモノレール導入方針決まる

昭和 55（1980）年 1 月 14 日、沖縄県は都市モノレール研究委員会（会長・座喜味副知事）を開き、都市モノレールの導入方針と計画概要を決定した。総事業費は約 900 億円で、地下鉄の 3 分の 1 であるとし、路線は那覇空港―高良―田原―奥武山―旭橋―御成橋―牧志―安里―真嘉比―古島―末吉―儀保―鳥堀―石嶺―西原入口、総延長 15.4km、17 駅、運営主体は第三セクター方式、機種は跨座式を採用する、などとしている（『沖縄タイムス』1 月 15 日)。

同年 2 月には、那覇市議会の「モノレール設置に関する調査特別委員会」(平仲善幸委員長）が北九州市と千葉市のモノレール進捗状況を視察し、12 日に記者に対して調査報告をした（同紙、2 月 14 日)。3 月 27 日、市議会で同特別委員会の「3 年間におよぶ調査結果の最終報告がなされた。／モノレール調査報告書は、前半で導入決定までの経緯、既存の公共交通機関とのかかわり、反対陳情に対する取り組み、最近の推移状況をまとめ、後半で視察して来た北九州市、千葉市などのモノレール事業に対する行政、住民側の対応、工事の進展状況などきめ細かに報告。最後に、都市モノレール建設は、市民および県民生活にとって重大な意義をもつ大事業であり、実現に向けて議会でもなお一層

の助力と協力が必要である―と、結んでいる」（同紙、3月28日）。

（12）那覇空港の民間専用化への意見書

第73回那覇市議会（臨時会）は、昭和55年2月2日、「那覇空港の民間専用空港への完全開放に関する意見書」を全会一致で採択した。「去る1月25日、自衛隊の那覇基地弾薬作業所で突如ミサイル・サイドワンダーの爆発事故が発生し、4人の死傷者を出したことは、軍事基地に不安を抱く県民はもとより全国民をも震撼させた。那覇空港は、本土・沖縄間の唯一の航空路であるばかりでなく、国際線も離着陸する準国際空港であり、年間500万人にものぼる利用者がいる。しかしながら空港の実態は、これまでにも自衛隊機の事故や自衛隊専用のワイヤに民間機が突込むという事故が発生しており、一歩誤れば大参事へとつながる危険性がある。さらに、滑走路の周辺には弾薬庫やミサイル基地があり、民間機の利用客は、危険地帯への離着陸を余儀なくされている。復帰の際、政府は〈核抜き本土並み〉を提唱し、特に那覇空港の完全返還を復帰の目玉にした。…今日いまだに那覇空港が軍民共用の空港として使用されていることは非常に危険であり、県民はこれを容認することができない。よって、政府は、那覇空港の航空機利用客の安全と民間航空機の安全運航のため、次の措置を講じられるよう強く要請する」、「①自衛隊の那覇基地爆薬作業所で起こった事故の原因を徹底的に調査究明し、再びこのような事故が起こらないようにすること。②那覇空港は、自衛隊との共同使用を廃止し、民間専用空港にすること」。

昭和55年6月　航空自衛隊那覇基地司令官に那覇空港の完全開放を要請する那覇市議会（『なは市議会だより』第48号）

同年6月30日には、「自衛隊機の墜落事故に抗議し、那覇空港を民間専用空港に再要求する意見書」を決議した。「去る6月10日、自衛隊機Ｆ104Ｊが那覇空港において着陸に失敗し、炎上して操縦士が死亡するという事故が発生した。…那覇市議会は、これまでにも軍民共同使用については、その危険性を指摘し、那覇空港の完全開放方を強く訴えてきた。それにもかかわらず、復帰後8年いまだに軍民共用の空港として使用され、このような事故が発生したことはまことに遺憾である。…よって、那覇市議会は、今回の自衛隊機Ｆ104Ｊの墜落事故に抗議するとともに、那覇空港を民間専用空港として完全開放するよう再度強く要請する」。

さらに同年8月7日、「午前8時40分ごろ、嘉手納基地の第18戦術戦闘航空団所属の制空戦闘機Ｆ15イーグルが、那覇空港に着陸、約60ｍオーバーランして止まった。この事故で同空港滑走路は事故発生から11時15分まで閉鎖され、南西航空便が定時に離陸できないなど民間機の運航に大きな支障が生じた。調べによると、同機は飛行中、燃料不足で油圧ゲージが下がり、エンジンに緊急状態が生じたが、嘉手納基地が激しい雨で着陸できなかったため、那覇空港に緊急着陸した。米軍機が那覇空港に着陸するのは時々あるが、事故を起こしたのは初めて。Ｆ15は7月24日に、嘉手納基地で着陸失敗事故

を起こしたばかりであり、同機の欠陥問題を含め安全性に対する県民の不安が一層高まることになりそう。同機には空対空ミサイル・サイドワインダーが装備されていた。／Ｆ15は北側から同空港滑走路に着陸したが、南側オーバーラン帯を滑り、同空港南端の場周道路に機首部を乗り上げ、南向きに止まった。事故発生とともに、消防車、クレーン車が駆けつけ、機体は場周道路に移動させられた。パイロットにけがはなく自力で操縦席から降りたが、片方の車輪が折れ、タイヤもパンクした。オーバーラン帯寄りのアレスティン・ギアは大きくたわみ、使用した形跡を示している」(『沖縄タイムス』８月７日夕刊)。

８月21日、市議会は「那覇空港におけるＦ15イーグル戦闘機事故に抗議し、那覇空港の早期民間専用化に関する意見書」を採択した。「1、事故の原因を徹底的に究明し、その結果を県民に明らかにすること。2、いかなる理由があるにせよ、米軍機を那覇空港に離着陸させないこと。3、那覇空港の民間専用化を早期に実現すること。4、那覇空港の整備拡充をはかり、国際空港化を早期実現すること」。

第３節　市民生活と市政

（１）若狭地区住宅改良事業

昭和51（1976）年11月６日、那覇市が申請していた那覇市若狭の市営住宅建設計画について、建設大臣の認可が下りた。市はこれを受けて、事業認可を申請しているが、昭和52年の１月中旬にも許可される見通しで、その補助金も２月の初めには交付される予定である。そのため市は、昭和52年３月には着工にこぎつけることにしている。

市は12月14日に、それに伴う立ち退き補償問題で、「那覇市営住宅獲得期成会」と話し合いを持った。「同日の話し合いでは、市が建設予定計画と補償の方法について説明をした。これに対し、期成会からは約20人が参加、駐車場のあり方、引っ越し料をはじめとする補償の問題について質問が多く、住んでいる住宅の譲渡要求はあまり出なかった。期成会は、会長の真喜屋実達（まきやじったつ）さんが辞任したあとは後任もまだ決まっていないといわれる。真喜屋さんは〈裁判を起こせば勝つ公算も大きいが、いまのところ、もっと説明を受けるのが重要だ〉と、今後の取り組みについては説明を避けていた」。

「工事計画は２万7200㎡の総面積のうち、建設用地１万2600㎡、公園１万4600㎡、住宅は10階建て６棟で床面積が１万6248㎡、１戸当たり67.7㎡の240戸が予定され、平均3DK、家族の人数によって4DKあるいは2DKも含まれる。このほか、200人収容の保育所、児童館、店舗、集会所なども造られ、公園をかかえた近代的な住宅街になる。工事費は、国の補助18億8900万円、市起債５億7800万円、一般財源１億5600万円の計26億2400万円の大がかりな工事となる」(『沖縄タイムス』12月15日)。

第47回市議会（定例会）は、12月24日、「私営住宅設置および管理条例の一部改正」を可決したが、これにより現在ある市営アパートの取り壊しと、その跡地に新たな高層アパートを建設するまでの法的手続きをすべて終えた（同紙、12月25日)。

年が明けて、昭和52年２月、この若狭地区改良事業は、仮設住宅の整備と一部建物の取り壊しが始まった（『琉球新報』２月24日)。

（２）市立病院・漫湖公園・希望ケ丘公園

昭和 52（1977）年 1 月、第 48 回市議会（臨時会）は前年度からの懸案であった那覇市古島（大神原 172-1）に建設される市立病院用地買収案について、執行部の説明を受けた。臨時議会は 24 日開会、26 日までの 3 日間の日程を決め、51 年度一般会計補正予算、工事請負契約、財産取得など 7 議案が提出された。病院建設用地（3 万 0148 ㎡）の買収費は 13 億 0946 万 2942 円であった。議案は執行部提案通り最終日の 26 日に可決された。

昭和51年12月　那覇市立病院建設予定地を視察する市立病院特別委員会（『なは市議会だより』第 30 号）

那覇市の漫湖公園基本設計委員会は、同年 1 月 14 日午後 2 時から、那覇市内のホテルで委員会を開き、事務局がまとめた最終的な公園計画について論議した。まず事務局から「野鳥の森を設ける。単なる運動公園としてではなく、散歩やピクニック、マラソン、遠足など多目的に利用できる広場を取り入れてある。身体障害者をはじめ老人、子供に対する施設計画をする」と公園計画の内容を説明した。

これに対し、各委員から意見や要望が出され、波照間永男（はてるまながお）自治会長は「公園では業者が植木市やバーゲンセールをやらないよう、あくまでも憩いの場にしてもらいたい。それに不良のたまり場にならないようにしてほしい」などの要望が出された。また平敷善徳（へしきぜんとく）那覇市体協理事長からは「できれば漫湖を一周できるように整備し、老人がランニングしやすいように健康コースを設けてほしい」との意見が出された。論議の結果、漫湖にマングローブを植えること、公園の駐車場設置については今後、設計の段階で検討していくことになった。また設計委員会では、「那覇市だけでなく、豊見城村を含めた漫湖の流域全体を総合的に計画、整備していく必要がある」として、県、那覇市、豊見城村に提案することを全会一致で決めた。

昭和 52 年 1 月、「希望ケ丘公園」建設事業がスタートした。これは、市内牧志町の通称桜坂と平和通りに接した地域の小高い地域で、「用地買収費も含めて、総事業費約 15 億円の事業で、昭和 53 年度までに装飾広場、展望広場、自由広場、こども広場などを配置、与儀公園に次ぐ近隣公園、市民のいこいの場となる。同公園計画は、都市公園計画に基づき昭和 46 年から用地買収が進められていた。国際通り、平和通りに隣接しており、地価も高く、約 5 カ年間も用地買収、物件補償で難航していた」(『琉球新報』1 月 20 日)。

（３）「栄町」町名案で論争

昭和 54（1979）年 10 月 12 日、那覇市町界町名整理審議会（川平朝申（かびらちょうしん）委員長）は市当局から諮問を受けた安里、大道、繁多川、寄宮地域の町界町名整理について審議した。三原１、2、3 丁目、寄宮１、2、3 丁目の区分、町名については全会一致で決定したが、大道１、2 丁目については「栄町」を主張する住民らの反対が強く次回に審議を持ち越

した。同審議会は由緒ある地名をできるだけ残す方針だが、「栄町は自分たちがつくった町だ」とする地域住民はその呼び名を正式の町名としたいと主張している。しかし、問題になっている栄町地域は字大道と安里からなり、戦前は第一高等女学校と沖縄女子師範があった場所であるし、また、有名な「上り口説」の一節に「大道松原歩み行けば、安里、八幡、崇元寺」とあり、昔から大道（ウフドォー）の地名で知られる、戦後は学校跡に各地から人々が入り込み、栄町と呼ばれる飲食街を形成したものであり、一高女と女子師範の同窓会である「ひめゆり同窓会」などが反対していた。

当初、市当局は、この地域を含む字大道の北部を「栄町」、字大道の南部の三原地域を「大道１、2、3 丁目」とする諮問案を提出した。これに対し同審議会のクレームで字大道を、大道１、2、3 丁目と、三原１、2、3 丁目に区分する案につくり変えさせた。その理由として栄町一帯が古くからの大道で、佐久間原、伊是名前原、大石原の 3 小字からなる三原地域は戦後組み込まれたことを挙げている。

一方、住民代表は「栄町は自分たちが築いた町で、その名前には愛着を持っている」として反対をとなえた。このため、同地域については結論を保留し、他の地域の町界、町名について全会一致で可決した。次回の審議会までに川平朝申委員長、内間建設部長が地域住民と話し合いによって調整することになった。同委員長はこの問題について「公的地名と別に桜坂、十貫瀬、平和通り、崇元寺などの地名は依然残っている。由緒ある大道を町名にしたからといって栄町の名が消える訳ではない」と語っている。

（４）自衛官成人式参加で混乱

昭和 55 年の小禄地区成人式は、自衛隊員の参加をめぐって混乱した。「那覇市の小禄地区成人式実行委員会（上原 寛（うえはらひろし） 実行委員長）が主催する第 2 回成人式典は、自衛隊員の参加をめぐり、隊員参加を阻止しようとする護憲反安保県民会議や自治労など労組員や学生ら約 200 人と、会場に隊員を入れるため通路を開けようとする警察官約 100 人のにらみ合いの中で行われた。〈自衛隊員の参加は許さん、帰れ〉と叫ぶ阻止団、〈道を開けなさい。参加者を通さないと実力を持って排除する〉と通告する那覇署員、同成人式の会場となった小禄中学校の正門は正午過ぎから約 1 時間半にわたり騒然とした雰囲気に包まれた。阻止団と警察のマイク合戦の中で、自衛隊員を案内して入ろうとした係員と阻止団が衝突、待機していた機動隊が導入され、阻止団員の学生 2 人が逮捕された」。「阻止団とどうしても入場しようという自衛隊員の押し問答が 30 分も続いたため、成人式典実行委員会の上原委員長は〈通路を開けて招待客は全部通してください。機動隊を導入しますよ〉とマイクで呼びかけた。同時に阻止団、警察のマイクが鳴り響いた。阻止の学生と自衛隊員を案内した係員との衝突が起こり、機動隊が導入され、その間に足止めされていた自衛隊員全員が校内に、後に来た一般の式参加者も阻止団と機動隊の間から会場に入っていった」。「小禄地区で成人になるのは 591 人で、その中の自衛隊員が約 100 人いるといわれる」。「式には約 540 人が出席し、関係者から大人への仲間入りを祝福された」（『琉球新報』1 月 16 日）。

那覇市が「那覇市主催の成人式典に自衛隊員を招待しない」との態度を表明したことに対し、各方面から激しい論議がまき起こった。まず那覇地方法務局は人権侵害の疑い

があると調査に乗り出し、また政府もこの問題を重視し、三原防衛庁長官が調査を指示するなどの対策をとった。一方、自衛隊員の側でも、那覇市に対し、「なぜ招待しないのか」と質問状を出した。これに対し、那覇市は、「隊員が出席すると混乱するので遠慮してほしい」と伝え、そして「招待するしないは市長が判断するもので、人権問題でもなんでもない」と反論している。この中で那覇地方法務局側は、「この問題は差別的扱いの疑いで人権侵害になると思うが、政治的な問題も含んでいるので、上層部と連絡をとって、成人式までになんらの見解をまとめたい」と話している。一方、沖縄人権協会の金城睦（きんじょうちかし）事務局長は、「たしかに個人としてみれば差別してはいけないが、自衛隊員は個人というより部隊として存在しており、指揮命令があればいついかなる時でも従わねばならないという性質を持っているので、自衛隊員をすべての面で一般市民と同じ扱いにする必要はないと思う。単に市が招待しなかったからといって人権侵害になるとはいえない」と異議を唱えている。

また平良那覇市長は、自衛隊員から、那覇市が成人式典に“招待しない理由を明らかにせよ”との質問状に対し、1 月 13 日の記者会見で、「差別されているのは県民、市民だ。反戦平和、自衛隊配備に反対する私の信念と、それによって市民の信託を受けた市長として、当然の行政判断である」との見解を発表した。さらに、自衛隊の若い人たちが「市民でありながら招待されない」と憤慨する気持ちはわかる。しかし同じ国民でありながら「差別されてきた」と叫びたいのはわれわれである。市民の差別は多岐にわたり、根も深いことを指摘したい。この政治上の不公平、人道上の犠牲を強いていて、これを解決しないで、局部的な人権、不公平差別をいうことは許せない。責任は自衛隊とそれを配備した日本政府にある。このように市民性をなぶられていて、どうして成人式参加を容認するのか。招かれざる客でも招待するというのはおかしい。これを支持する市民の代表として招かないことにしたと強調した。

第４章　第４期平良良松市政と議会

第１節　平良市長４選と市政

昭和 55 年 11 月 16 日に行なわれた市長選挙において、現職の平良良松（たいらりょうしょう）が革新統一候補として立ち、保守系無所属の新垣（あらかき）淑重と事実上の一騎打ちとなったが、革新市政としてのこれまでの 3 期 12 年の実績を訴えた現職が当選した。平良市長第 4 期は、以後昭和 59 年 11 月、長年助役を務めて来た親泊康晴に道を譲るまでの 4 年間となる。

第 4 期目の平良市政を概括すると、第一に基地問題や自衛隊問題で大々的に国との対立や裁判等、平良市長の信念を貫くための平和行政の取り組みが華々しく脚光を浴びる中で、第二に、悪化する都市生活環境問題への対応が具体化したといえる。ごみ分別収集の開始、ごみ処理場の新設、公設市場の新装、さらには悪化する交通渋滞と大気汚染への対応として、都市モノレール建設が本格的に始動し始める。福祉及び教育については、学童保育の導入が重要なできごととなった。また、第三に、市制 60 周年の節目に、福州市との友好都市提携が実現し、自治体外交の嚆矢として、都市間交流が進んだ。一方、対議会との関係においては、3 期から継続して市政の与野党の議員数が同数となる伯仲議会が継続し、必ずしもスムーズな関係とは言い難い状況であった。

平良市長の信念ともいえる平和行政についての取り組みとして、まず言及しなければならないのは、国及び県から委任された自衛官募集業務に対する市政の拒否である。今期就任後も引き続き拒否していく姿勢を最初の昭和 55 年 12 月定例市議会で表明した。引き続き昭和 56 年 1 月の新春の記者会見において、昭和 56 年の抱負として、同業務の拒否を改めて強調した。しかし記者会見の翌 8 日には、西銘知事から那覇市に対して、「自衛官募集業務の委託」について通知書が送付されてきた。12 日には、市長や助役、収入役の三役会議を開催し、委託費の配分を拒否する方針を確認した。この日の三役決定を受け、市長は 16 日の革新市町村長会議にはかり、引き続き統一行動で反対していくことになった。平良市政においては、最終的に第 4 期の最後までこの拒否を貫きとおすことになった。

次に、自衛隊那覇地方連絡部の移転問題である。市が把握していないまま那覇市の市臨港地区（泊ターミナルビル前）に自衛隊那覇地方連絡部が移転したことをめぐり、賃貸契約を結んだ防衛施設局及び当該物件の所有者である総合リース及び臨港地区管理者の那覇市との間で争いが起こった。昭和 56 年 2 月 20 日市内鏡原町の民間アパートから市の把握しないまま移転したもので、3 月 2 日市当局は「使用申請の目的とはかけ離れており、許可を白紙に戻し現状に回復させる」ことを確認した。

この建物は、昭和 55 年 7 月、沖縄総合リース社が、那覇港運KKから買い取ったもので、直後にリース社は、市港湾部に対して「公共または公共的団体の事務所として提供したい」と通知していたものである。港湾の機能を維持する目的で、たとえ企業の所有建物であれ、その利用方法を制限しているのが、港湾地区の分区における構築物の規制に関する条例であり、その中で「公共的団体」へ使用が制限されていたのであるが、リース社及び自衛隊は同連絡事務所を公共的団体に該当するものとして入居した。

市は、「入居を許可した覚えはない」として、昭和57年2月1日に移動勧告を出したが、那覇防衛施設局、自衛隊沖縄地方連絡事務所、沖縄総合リースの三者は、那覇市の再度の移転勧告に対して、2月19日、「市条例に違反していない」との趣旨を回答した。

これに対して那覇市は、昭和57年12月21日、ビル所有者2社に対して、港湾法第40条の2の第1項の規定に基づき、昭和58年3月20日までの用途変更の命令を出した。昭和58年2月16日、総合リースなど所有者2社は、運輸大臣に対して、行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）を行なった。結局この問題は、平良市政第4期では解決に至らず、長期化することになった。

もう一つの平和行政にかかわる争点が、総理大臣が行なった米軍用地の市有地に対する使用認定の取り消しを求めて那覇市が起こした「強制使用認定取り消し訴訟」である。那覇防衛施設局は、昭和56年9月2日に那覇港湾施設などを含む米軍3施設の那覇市有地等未契約となっている5件、3万6000㎡を強制使用するために、県収用委員会に決裁を申請したが、市は米軍による土地の不法使用の歴史的経過、県土利用の障害になっている現実を明らかに使用決裁、明け渡しの採決を下さないよう、意見書を提出した。地方自治体の所有地に対して、米軍用地収用特措法による収用・使用手続きが取られたのは、過去に3件あったが収用委員会にまで持ち込まれたのは、この那覇市のケースが初となった（『沖縄タイムス』昭和56.10.31）。

昭和56年11月21日の那覇市議会では、この問題に関連して、8月24日に出されていた「内閣総理大臣の未契約軍用地の使用認定」に対する取り消し訴訟について議会で審議することになっていたが、臨時会でわずか1日だけの審議による訴訟提起はできないとして、野党側が強く反発し議会が空転したため、議会での審議及び採決は不可能となり、市長専決処分として翌22日未契約軍用地使用認定取り消し請求の案件が処理された。23日には那覇地裁に取り消し訴訟が那覇市より起こされた。またこの訴訟提起についての臨時会では、議長を監禁したとして警察まで導入され、警察の導入の適否をめぐってその後も大きく議会が揺れ動き、新聞等には議会の存在意義を問う記事も出現した。「未契約地の使用認定取り消し」訴訟の問題も平良市政では解決せず、引き続き後継たる親泊康晴（おやどまりこうせい）次期市長に解決を委ねることとなった。

昭和56年7月20日には、市議会議員選挙が行なわれ、定数44に対して72候補が乱立する激戦となった。乱立の要因は、ほとんどが保守系無所属の36人もの立候補者であり、結果は、保革同数の22議席ずつとなった。市政与党である革新側は、候補者を絞り込んで過半数の獲得を目指したがかなえられず、保革伯仲が続く議会は審議拒否や空転がたびたび起こり、市長の市政執行に少なからず影響を与えた。

第２節　市議会議員選挙と議会の活動

（１）市議会議員選挙

昭和55年11月、市長選挙と同時に行なわれた定数2の補欠選挙は、2人が立候補し、無投票で当選を確定した。当選は安慶田光男（あげだみつお）（自民・新）と奥平順光（おくひらじゅんこう）（社大・元）の両

氏であり、保革がそれぞれ１議席ずつ分け合った。

昭和 56 年 7 月の任期満了に伴う市議会議員選挙は、72 人の候補者が乱立し激戦となった。44 人の定数に対して、1 月末の報道ですでに 69 人の立候補が判明しており、さらに 5、6 人増加の可能性があるとされており（『沖縄タイムス』昭和 56．１．29）、市議選日程が確定した 4 月 20 日以降は、一挙に予定候補者のポスターが林立し、街の景観を著しく損ねるものとなった。5 月 21 日は、南部国道事務所、沖縄電力が合同で撤去作業を行なったが、“焼け石に水”状態でその後も違反ポスターは増え続け、5 月末時点で約 6000 枚に達した。

那覇市の場合、議員立候補者の乱立は珍しいことではなく、前回は 78 人が立候補し、復帰前の過去には定数 30 に対して 79 人が立候補した例もあった。乱立といっても保革それぞれ事情が異なっていた。総じて革新系諸党派は、現職議員数と同等数かプラス１程度の立候補者数であり、現職当選を基本とする戦略である。革新系候補者は 25 人である。ところが保守側は、その倍の 47 人の立候補者となっており、まさしく乱立状態。その要因は、ほとんどが無所属である保守系の新人候補者であり、個人的に選挙資金や支持母体を作っていくため、立候補者数の限定などの調整が不可能であるためである。

これまでの那覇市の議員数は、保革伯仲であり、基礎得票数が革新の倍あるわけではなく、47 人の立候補者が当てにする保守系議員の票田に限界がある。自治会等の地元票、出身校を母体とする同窓会票、門中などの親族票などがあるが、もっとも重要な票田は、出身地や本籍地などを同じくする郷友会である。この票田をめぐって特に保守系同士で、内戦といってもよいほどの激戦が繰り広げられたと伝えられている。

乱戦を戦うある保守系の議員の話として、「今までだと、立候補者同士で暗黙のうちにお互いの票田は侵さないよう紳士協定みたいなものがあったが、今や郷友会票は、1 票をめぐって数人がかりで食い潰しあうという凄まじい内戦になっている。こんなひどい争いははじめてだ」というコメントが紹介された（『琉球新報』昭和 56.7.2）。

那覇市選挙管理委員会の発表した市議選の法定費用は、285 万 5200 円。供託金 10 万円、ポスターは 1200 枚となっていたが、革新側の運動員の話として「革新側の候補者は、ほとんど金は使っていないのではないでしょうか。法定費用の半分もあれば、あとは手弁当で応援しますから」というコメントがあったが、それに対して保守系候補の選挙を取り仕切る“支持者”の話として、「保守系の候補者たちの選挙資金は、大体 1300 万円から 2000 万円前後…2000 万円を当確ラインと踏んでみた方がいい」という見立てが紹介されていた。さらにこの 2000 万円の使い道については、「懇談会の費用で半分以上を消える…料理屋を借り切ったり、レストランを借りて食事を出し、酒を出しての懇談会は、久を交えてものだから確実性が高い…カネの 7 割はもてなしに消える」と断言する選挙ボスの言葉が掲載されていた（『琉球新報』昭和 56.7.4）。

当選者は、以下のとおりである（得票数順）。

中村昌信（社大・現）、高良忠清（無・新）、大城栄徳（社会・現）、我那覇生隆（無・新）、金城重正（無・現）、松茂良興辰（民社・現）、当真嗣州（共産・現）、上原清（自民・現）、金城健一（社大・現）、森田重男（公明・現）、大城勝夫（公明・現）、玉那覇宏（公明・現）、幸地正博（公明・現）、久高友弘（自民・現）、具志孝助（自

民・現)、中島徳良（公明・現)、真喜屋武（共産・現)、仲宗根義（無・新)、浦崎直有（社会・現)、赤嶺宗一（社大・現)、新垣正達（自民・現)、友利玄雄（自民・現)、高良盛喜（公明・現)、安里安明（無・新)、大浜長弘（公明・現)、島袋宗康（社大・現)、奥平順光（社大・現)、新崎真次郎（無・新)、長嶺高兆（無・新)、平仲善幸（社大・現)、宮城武（自民・現)、国吉辰雄（共産・現)、安里仁愛（無・新)、屋宜宗一（自民・現)、中村正一（民社・現)、我如古盛仁（共産・現)、安慶田光男（自民・現)、座覇政道（無・現)、儀間真勝（共産・現)、伊佐川新吉（無・現)、唐真弘安（無・元)、黒潮隆（共産・現)、比嘉勝秀（無・元)、高良文雄（自民・現）

昭和59年5月末には、金城重正、久高友弘、島袋宗康、宮城武の4議員が、県議会議員選挙への出馬等のために、市議会議員を辞任したが、11月の市長選挙の際に同時補欠選挙が行なわれることになり、半年程度の4議席の空席状況が生じた。

（2）正副議長選挙

平良市長4選を確定した昭和55年11月16日には､同日投票として2人の市議会議員補欠選挙があったが、候補者も2人であり、無投票で議席が確定した。任期は、昭和56年8月3日までの半年余りであるが、自民党の安慶田光男及び社大党の奥平順光が当選となった。

市政与党と野党がほぼ同数という、いわゆる伯仲議会の状況は継続することになった。平良市政4期目の議会は、最初の12月定例会から紛糾した。18日の一般質問で共産党の当真嗣州議員が「自民党の悪政から市民を守る…」との発言に対して、自民党側から発言取り消しの緊急動機が提出されたが、与党の反対多数で否決された。それを不服としてその後自民党は本会議をはじめすべての委員会審議も拒否した。そのため、その後の審議はすべて自民党抜きで行なわれた。

昭和56年7月19日の市議会議員選挙において、新議会の構成は、自民（9)、公明（7)、共産（6)、社大（6)、社会（2)、民社（2)、無所属（11）となっており、与党系が公明、共産、社大、社会、革新系無所属1人の合計22人となり、野党系が、自民、民社、保守系無所属の10人、合計21人で、中立を表明する無所属が1人となった。与党は、過半数を確保できず、また、与野党ともに一枚岩ではなく、錯綜した議会運営が展開した。

昭和56年8月10日には、新たな議会構成のもと第86回臨時会が、正副議長の選出及び各委員会正副委員長の選出のために招集された。しかし、議長の選出をめぐって、早くも市議会史上例のない大混乱が起こった。野党側が自民党と保守系無所属議員によって、議長候補選任のために一本化に成功し民主クラブ(19人)を結成してまとまったことで、当初は同クラブの推す現議長職にある金城重正が有力であった。それに対して、野党側は与党会派の社大・社民クラブ（9人）を中心に、中立派への委員長職の提示などで多数派工作を図り、社大党島袋宗康議員を立てた革新側が議会史上、初の議長職を得たものの（第21代)、多くのしこりを残して、社大・社会クラブが分裂し、副議長職及び各委員会の正副委員長の選出においては、野党に主導権が移った。このような混乱のため議長選出においては、前例のない12時間の空転後の深夜議会となった。

正副議長及び各正副委員長の人選は、以下のとおりとなった。

議長・島袋宗康（社大）、副議長・友利玄雄（民主クラブ）、総務委員長・玉那覇宏（公明）、副委員長・上原清（民主クラブ）、建設委員長・中村昌信（革新クラブ）、副委員長・久高友弘（民主クラブ）、経済民生委員長・屋宜宗一（民主クラブ）、副委員長・仲宗根義（民主クラブ）、保健文教委員長・宮城武（民主クラブ）、副委員長・具志孝助（民主クラブ）。

市議会の議長、委員長ポスト等は、通常、県政や国政への立候補、その他の公職や党職等への移動などがない限り、任期をまっとうする。議会内の政治的混乱や党利のための紛糾により、不信任や議会混乱の責任を負っての辞任するなどそう多くはない。しかし、昭和56年7月選出後の議会は､空転と混乱が続き､議会ポストも政治的理由により変動した。

昭和 56 年 11 月には、未契約軍用地取り消し訴訟問題を審議するための臨時会が開催されたが､「提訴期限（23 日）の制約から会期は、21 日の 1 日としたい」とする与党側と「慎重審議を期すためにも延長すべきである」とする野党側が対立し、野党議員らが正副議長らを議長室に軟禁状態にしたために、午後 11 時 29 分、機動隊が出動する最悪の事態となった。議会への警察の導入は、復帰後初めてのケースとなった。議長が解放された 11 時 45 分頃には、与党が本会議での強硬審議を開始しようとしたことからさらに紛糾し、本会議開催を宣言しようとする島袋議長を、野党議員らが議長席から引きずり下ろし、この間に深夜 12 時を回って、本会議は流会となった。市長は、議会での審議をしないまま、市長の「専決処分」を決め、23 日に提訴を行なった。

12 月 14 日から開始した定例会は、この専決処分による提訴についての議会承認をめぐる審議が開始したが、議場はまたも紛糾し、17 日から空転した。11 月臨時会の流会について、共産党の儀間真勝議員が、議長軟禁の際に野党側に「暴力行為の事実があった」と述べたことに対して、野党が反発し、一般質問をボイコットして総退場したためである。さらに野党会派である民主クラブは、副議長（友利玄雄）をはじめ、経済・民生、保健・文教、総務、建設、議運委の各委員会の正副委員長 7 人、監査委員 1 人の計 9 人の議会内役員の辞任を突き付けて対抗し（実際に昭和 57 年 2 月 4 日一斉辞任、下記の委員会委員長副委員長一覧を参照のこと)、島袋議長の辞任を要求し、ますます混迷した。

翌昭和 57 年 2 月 10 日の臨時会では、野党の民主クラブ及び民社の両会派から島袋宗康議長に対する不信任案が提出された。これに与党の一部が同調したため、賛成多数で可決された。その後再び議会は混乱し空転が続いたが、13 日には、野党の緊急動議として､「仮議長選任」が審議され、投票が行なわれて、金城重正議員が、仮議長に選出された。15 日には、3 月定例会を島袋議長の下で進めた後、最終本会議のなかで辞意表明を行なうことで合意がなされ、議会は正常化され臨時会を終了した。

3 月定例会の最終日とされた 27 日、島袋議長は辞表を提出し受理されたが、民主クラブの宮城武議員と金城重正議員の名があがったが、次期知事選および那覇市長選がらみで保守内部の国場派と西銘派の派閥争いで調整が難航した。会議を 2 日延長して人選を行なうことを決定した。29 日、与野党ともに候補者選出が難航したが、与党の一部の取り込みに成功した金城重正議員が、31 票を獲得して、議長に返り咲いた（第 22 代)。しかし、副議

長人選でまたも揉め、さらに2日間の会期延期を決めたが、この過程で野党会派の民主クラブから前副議長の友利玄雄議員ら8人が脱会し、新会派を作った。31日の副議長選出では、大浜長弘議員（公明）が、36票を獲得して当選した。

新しい議会役員は次のとおりとなった。

議長・金城重正（民主クラブ）、副議長・大浜長弘（公明）、総務委員会委員長・玉那覇宏（公明）、副委員長・上原清（自民）、建設委員会委員長・中村昌信（革新クラブ）、副委員長・久高友弘（民主クラブ）、経済民生委員会委員長・高良文雄（自民）、副委員長・仲宗根義（自民）、保健文教委員会委員長・具志孝助（民主クラブ）、副委員長・大城勝夫（公明）。

その後の市議会は、際立った対立案件もなく、スムーズな運営が行なわれるかに思えたが、この決着の過程の中でまた火種を抱え込んでいた。翌昭和58年9月の定例会の冒頭、26日に行なわれた4つの常任委員会において、なんら説明もないまま議長の母体会派である民主クラブの議員が休息を求め、4時間も審議が止まった。昭和56年3月の議会紛糾のおり、決着の条件として議長を九州議長会の会長任期である5月までとする密約があったとされており、民主クラブ内に議長に対してその履行を求める要求がなされたと報道された（『沖縄タイムス』昭和58.9.29）。翌27日には金城議長から突然、昭和59年6月の県議選出馬を理由に辞意表明がなされた。

昭和58年11月14日臨時会が開催され、新議長選出のための投票が行なわれた。副議長であった大浜長弘議員（公明）が25票を獲得して第23代議長に選出された。与野党の議長人選は土壇場まで難航し、特に民主クラブと自民党会派の野党側候補者の一本化は不発に終わった。自民党会派が友利玄雄議員で最後まで推し通したことに対し、民主クラブは大浜議員を推す方に回り、大浜議長が誕生した。副議長をめぐっては、決着がつかず、12月議会に持ち越しとなった。12月議会では、大浜議長誕生に貢献した民主クラブに対する公明党会派の配慮が見られ、同クラブの屋宜宗一議員を公明が推し、社大党の奥平順光議員を自民党会派と社大党が推すという与野党入れ乱れた複雑錯綜した投票が行なわれた。結果は屋宜議員が20票、奥平議員が19票という僅差で副議長が確定した。

なお、第11回市議会議員選挙後の市議会議長及び副議長、並びに各種委員会委員長及び副委員長ポストについては、次のとおりである。

○市議会議長・副議長〔任期　昭和56年8月4日～同60年8月3日〕

議長	島袋宗康（昭和57年3月27日辞職）
	金城重正（昭和57年3月29日選任、同58年11月14日辞職）
	大浜長弘（昭和58年11月14日選任）
副議長	友利玄雄（昭和57年2月10日辞職）
	大浜長弘（昭和57年3月31日選任、同58年11月14日議長へ）
	屋宜宗一（昭和58年12月20日選任）

○常任委員会〔任期　昭和56年8月11日～同58年8月14日〕

総務常任委員会（定数11人）

委員長　　玉那覇宏（昭和 57 年 2 月 4 日辞任、3 月 31 日選任）
副委員長　上原清（昭和 57 年 3 月 31 日辞任、3 月 31 日選任）
建設常任委員会（定数 11 人）
委員長　　中村昌信（昭和 57 年 2 月 4 日辞任、3 月 31 日選任）
副委員長　久高友弘（昭和 57 年 3 月 31 日辞任、3 月 31 日選任）
経済民生常任委員会（定数 11 人）
委員長　　屋宜宗一（昭和 57 年 2 月 4 日辞任)、高良文雄（3 月 31 日選任）
副委員長　仲宗根義（昭和 57 年 2 月 4 日辞任、3 月 31 日選任）
保健文教常任委員会（定数 11 人）
委員長　　宮城武（昭和 57 年 2 月 4 日辞任)、具志孝助（3 月 31 日選任）
副委員長　具志孝助（昭和 57 年 2 月 4 日辞任)、大城勝夫（3 月 31 日選任）
○議会運営員会（任期 昭和 56 年 8 月 11 日～同 58 年 8 月 14 日）
委員長　　伊差川新吉(昭和 57 年 2 月 4 日辞任)、奥平順光(昭和 57 年 4 月 6 日選任、同 10 月 1 日辞任)、伊差川新吉（昭和 57 年 11 月 19 日選任）
副委員長　安慶田光男

○常任委員会〔任期 昭和 58 年 8 月 15 日～同 60 年 8 月 3 日〕
総務常任委員会（定数 11 人）
委員長　　松茂良興辰
副委員長　安里仁愛
建設常任委員会（定数 11 人）
委員長　　久高友弘（昭和 59 年 5 月 31 日辞職)、我那覇生隆（7 月 2 日選任）
副委員長　新崎真次郎
経済民生常任委員会（定数 11 人）
委員長　　中島徳良
副委員長　安里安明（昭和 59 年 9 月 10 日辞任)、赤嶺宗一（9 月 17 日選任）
保健文教常任委員会（定数 11 人）
委員長　　上間清
副委員長　高良盛喜
○議会運営委員会〔任期 昭和 58 年 8 月 15 日～昭和 60 年 8 月 3 日〕
委員長　　平仲善幸
副委員長　長嶺高兆
○特別委員会
学校用地買上げ、つぶれ地補償等に関する対策特別委員会（定数 13 人）
〔任期 昭和 58 年 8 月 15 日～同 60 年 8 月 3 日〕
委員長　　中村正一（昭和 59 年 7 月 4 日辞任)、安里安明（7 月 31 日選任）
副委員長　高良忠清

軍用地跡地利用等に関する対策特別委員会（定数 13 人）
〔任期 昭和 58 年 8 月 15 日～同 60 年 8 月 3 日〕
委員長　　比嘉勝秀
副委員長　我那覇生隆（昭和 59 年 7 月 4 日辞任)、幸地正博（11 月 26 日選任）
国民体育大会に関する対策特別委員会（定数 13 人）
〔任期 昭和 58 年 8 月 15 日～同 60 年 8 月 3 日〕
委員長　　唐真弘安
副委員長　大城栄徳
市街地再開発事業に関する対策特別委員会（定数 13 人）
〔任期 昭和 58 年 8 月 15 日～同 60 年 8 月 3 日〕
委員長　　森田重男
副委員長　仲宗根義

（３）議会の活動

１．情報公開条例制定

平良市政 4 期の議会活動の中で、新聞等の報道で取りあげるような大きな条例制定分野は、主として情報公開及び個人情報保護に関する条例分野と景観に関する条例の分野の 2 つであった。その他に地道な取り組みであるが、行政組織や定年制の導入、職員の待遇等の整備に関連する分野も条例化が進んだ。

第一に、情報公開及び個人情報の保護に関する分野であるが、市のすべての行政情報が原則公開とされることを前提に、市が保持するプライバシーに関するような個人情報については非公開として保護の対象とし、情報の漏えいを防ぐことを目的とする条例の整備が急ピッチで進められた。昭和 57 年 3 月の定例会においては、まず、「電算組織による個人情報の保護に関する条例」が提案された。同条例は、翌 4 月から実施するオンラインシステムの導入に伴うもので、電算処理の高度利用化から「市民の基本的人権を尊重し、プライバシーの権利を守る」ものであり、電算処理の範囲、記録の制限、正確性の確保、事故防止、外部への提供制限、電算組織の結合禁止、公表、開示、審議会などに関連する 17 か条で構成されているものである。

その中で主要な内容として、職員の責務として「職務上知りえた個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」として守秘義務を明白に打ち出しており、また、記録の制限では、「電算組織に記録する個人情報は、市の機関が所掌する事務を執行する上に必要最小限のもので、思想、信条、宗教、犯罪など市民の基本的人権を侵害する恐れのある事項は記録してはならない」とした。同条例案は、3 月議会の議決を経て、昭和 57 年 4 月より施行の運びとなった。

情報公開の取り組みはさらに進展し、昭和 58 年 12 月 6 日には、市全部局を網羅した検討委員会を発足させた。昭和 61 年度実施を目指し、市民の知る権利を保障するものであり、検討委員会の基本要綱には、①より民主的で活性化した市民参加型の市政運営の基礎作りのため情報を原則として公開する、②非公開情報は必要最小限度とする、③個人に関する

情報は基本的人権を最大に保障するという基本的考え方が示されていた。

検討委員会及びその下に置かれた情報公開制度調査委員会は、昭和59年6月11日には、情報公開制度の骨格を示す案を提案するに到った。中でも最も注目に値するのが、これまで国内の自治体の多くが公開の対象としなかった会議、会議録の公開である。各支所を含めた市議会のテレビ実況の導入をはじめ、各行政委員会、付属機関の会議、庁議の公開から、日程、議事、議案の事前公表を提案した。昭和61年をめどに、県内初の条例化に向けて積極的な取り組みに期待が高まったといえる（『沖縄タイムス』昭和59.6.11）。

２．都市景観条例制定

もう一点の報道で大きく取り上げられた取り組みが、都市景観に関する分野の条例である。まず、昭和56年2月の予算編成の段階で、次年度予算に「都市景観調査、研究費」が設けられ3月議会において議会が承認した。これを受けて同年9月には学識者15人から構成される景観調査懇話会（安次富長昭座長）が設けられ、1年がかりで基礎的調査を終え、雑然として没個性的な現在の都市景観から「那覇らしさ」「南国沖縄の風情」をとどめる自然や歴史・文化的遺産を発掘、保全し、新たな都市美の再生をはかるため、景観条例の制定を検討する「都市景観検討委員会」を発足させることとした。同年10月13日同委員会は委員16人により市長の諮問機関として発足し、本格的な条例案の検討を開始した。昭和59年3月に同委員会は、条例素案をまとめ市に答申を提出した。その中で条例に盛り込むべき基本的事項としてはじめに、「個性ある都市景観を守り、育て、造るには市民の理解と協力が不可欠。しかし、現状は、その意義について市民的合意が得られているとは言いがたく、条例の性格は、啓発、助成などによる誘導策を中心に置くことが望ましい」と提起した。市当局ではこれを受けて、昭和59年度中の条例化をめざして本格的な作業に入った。

３．百条調査権、執行機関に対する監視活動等

平良市政第4期には、議会が執行機関に対する特別調査等を行なう百条委員会の設置や、その他の監視機関の設置で特筆に値するものはない。執行機関に対する議会の統制の一つに考えることのできる助役の承認については、与党調整さえままならず、平良市政第3期目の終盤から7か月の空席となっていたが、第4期目の当選直後の12月16日の定例会においてようやく執行部及び与党間の調整がつき、県の企画調整参事監、平良清安が全会一致で選任された。同時に任期満了となっていた親泊康晴助役も再選され、親泊助役が総務関係及び市長代行、平良助役が建設関係を担当することとなった。平良助役は昭和59年5月に辞任したが、後継人事はまたしても、調整困難に陥り、3か月の空白を経て8月ようやく伊波静雄教育長が新助役として選任された。それを受けて親泊助役は、昭和59年9月に、平良市長の後継者として立候補のため辞任することとなった。

市民を対象とする「公聴会」の設置は、那覇市議会始まって以来のものであり、行政に対する市民と議会の統制を強化する仕組みとして、また新たな市民参加の合意形成の方法として注目に値する。

具体的には、まず、昭和57年2月9日の臨時議会に提出された与儀、楚辺一帯の「字の

区域及び名称の変更について」の議案に対して地域住民から与儀市場通り会から町界町名の変更請求書が出されていることを重視し、住居表示に関する法律第5条の2に基づき、2月26日公聴会を開くことになったものである。

続いて市当局が昭和58年5月10日の臨時議会に提出した町界町名整理案に対して市民からの強い反対があり、その要請を受けて議会建設委員会は23日に公聴会の開催を決定した。変更対象となるのは古波蔵地域の案件であった。

市当局の案は、古波蔵地区を古波蔵1丁目～5丁目に改編、2、3、4丁目については、昭和58年9月下旬から10月上旬にかけての実施を見込んで議案を提出したところ、一部国場地域が含まれている4丁目については、国場住民から字国場として残してほしいとして市当局の案に対する「変更請求書」が提出され23日の公聴会開催となった（『沖縄タイムス』昭和58.5.24）。

公聴会には、国場自治会会長をはじめ住民3人が陳述人として出席して意見を述べ、市当局案の再考を促した。公聴会を踏まえ、建設委員会及び議会では引き続き6月の定例会でこの案件に対する審議を行なったが、市当局の原案どおりの可決となった。しかしながら、市議会において住民が審議の議案に対して直接、意見陳述を行なうことができる仕組みとして有意義なものであった。

４．意見書・宣言・決議

平良市政のみならず、那覇市議会においても、平和都市への取り組みは、意見書、宣言、決議等の採択あるいはそれに基づく議会の要請行動としてこれまでも行なわれてきたが、この時期には基地に関連する事故や問題が多く発生し議会もそれに対応した。

まず、昭和56年6月16日、中村昌信議員（社大）より「非核三原則の堅持と核兵器持ち込み疑惑解消に関する意見書」の提出があり、「世界で唯一の核被爆国日本の国民にとってゆるがせにできない大きな問題であります。このような核兵器持ち込み疑惑について那覇市議会は、政府に対し、その真相を究明させ、国民に公表するとともに、国是である非核三原則を厳粛に堅持させる必要があります」（『沖縄タイムス』昭和56.6.16夕刊）と提案理由が述べられた。意見書では、「①核兵器とう載の戦艦、航空機の寄港及び領海領空通過を含む非核三原則を厳正に堅持し、速やかに法制化をはかること。②核兵器持ち込みの疑惑を究明し、その実態を国民に公表すること」が強く要求され、全会一致で採択された。17日金城重正議長を団長とする代表団5人を関係省庁に要請するため派遣することを決め、また19日は大浜長弘副議長ら各代表が那覇防衛施設局長に意見書を手渡すことを決定した。

昭和57年3月27日には、「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」を与野党全会一致で採択した。「非核都市宣言」については、野党の一部が自民党本部の指示に従って、決議案に反対したため見送られた。核廃絶に関する意見書は、上原清議員（民主クラブ）が提出し、①わが国の国是である非核三原則を厳正に堅持し、核兵器の全面撤廃に全力を尽くし、あわせて通常兵器の軍備縮小においても積極的に推進すること、②本年（82年）6月に開催される第2回国連軍縮特別総会においては、核兵器の全面撤廃と軍備縮小

をめざし、国際的反核兵器、軍備縮小の世論の喚起に努めること―の２項目を誠実に実行することを要請した。

同年６月 25 日には、「有事立法の制定に反対する決議」が採択され、首相、衆参両院議長、防衛庁長官等に送付された。

「申すまでもなく、有事立法は国民の思想言論の統制、教育への政治介入をはじめ国民の基本的権利を拘束し、自由な生産活動と豊かな文化活動を制約し、軍事優先の下でいびつにして暗い社会をつくるものであることは、すでに日本国民が歴史的体験によって認識しているところである。

とくに沖縄県民は、去る大戦による犠牲、戦後米軍統治による無権利の状態にあって、平和と民主主義を基調とする日本国憲法体制の復帰を民族的悲願、県民的課題としてきたところである。

沖縄県の 1972 年の本土復帰の理念を堅持し､沖縄県の今後の発展をはかり民主的な地方自治を確立するためには、有事立法の制定ではなく、現憲法体制による民主的にして自由な施策がのぞまれるものである。これらのことから、本議会は、政府が現憲法体制を厳守され、有事立法を絶対に制定することのないよう強く要請する」。

決議文の内容は、以上の文言を含むものであり、格調高く、復帰運動の意義、つまり、沖縄県民の権利の回復をめざし、平和と民主主義を基調とする日本国憲法体制への復帰を目指した点であることを宣言し、そこから有事立法に対して絶対反対であることを表明している。那覇市民の思いや意思を体現したものということができ、議会としてこのような決議を採択することは重要な役割であろう。

昭和 58 年度６月定例会において、７月１日、「那覇空港の民間専用化早期実現に関する意見書」を全会一致で採択した。意見書は、６月６日に起きた自衛隊ヘリの墜落炎上事故などの関連で、同空港の自衛隊と民間の共同使用の危険性を指摘し、安全確保の観点から民間専用化の早期実現を求めるものであった。意見書採択では、復帰後５回目となるものである。議会運営委員会（伊佐川新吉委員長）の共同提案であり、提案者を代表して伊佐川委員長が提案理由を説明した。その中で「自衛隊による事故は復帰後６回に及び、いつ何時大惨事が起きないとも限らない」と述べ、民間専用空港の早期実現の必要性を強調した。同意見書は、総理大臣、運輸大臣、防衛庁長官など関係省庁に送付された。

しかしながら、那覇空港の自衛隊との共同使用については、再び翌昭和 59 年６月 21 日に自衛隊機が離陸に失敗して炎上する事故（1 人死亡 1 人重傷）を起こしたことによって問題となり、６月 25 日に市議会は再び同名の意見書を全会一致で決議した。

和　9 年昭3 月　8 日2には､「軍用地の早期返還と跡地利用の財政措置を求める国に対する意見書」と､「核兵器廃絶、軍縮と平和樹立宣言」を全会一致で採択した。前者の取り組みは、主として那覇市小禄の金城地区の基地跡地利用に関するもので、那覇市議会軍用地跡地利用特別委員会（比嘉勝秀委員長）が昭和 59 年２月 27 日には防衛施設庁及び沖縄開発庁を訪問し、基金創設など国の財政措置の拡充の必要性を訴えていたものである。

「核兵器廃絶、軍縮と平和樹立宣言」は、以下のような文面からなり、那覇市民の平和への要求を表している。

「戦争をなくし、自由と平和な世界の実現を希望する人々の強い願いにもかかわらず、米ソ両超大国を中心とする大規模な軍備拡大はエスカレートするばかりで、かつてない深刻な危機に立たされている。

これらの事態は、新たな核兵器の製造や実験さらには配備や使用を誘発し、新たな核保有国の出現を誘起するものであって、断じて許すことはできない。

日本国民は、世界で唯一の被爆国民として痛切な体験をもち、戦後38年、今なお多数の原爆犠牲者が苦しみつづけている。

核戦争がおこれば人類の生命は奪われ、健康は侵され、文明も文化も廃墟と化すことを知る唯一の国民である。

那覇市民は自由と平和を愛し、戦争を憎み、世界のあらゆる国の政府、あらゆる国民、あらゆる団体が、思想、体制、信条、党派の立場を超越して、純粋な人道主義に立脚し、核兵器廃絶、完全軍縮を実現するために全力を集中し、人類を廃絶から救い恒久平和を確立するよう宣言する。」

第３節　市民生活と市政

町界町名変更は、先に述べたように、当該地域住民にとって生活上の非常に大きな関心事となった。市民全体に利害関心が高まった問題であったとは言えないが、変更対象となる地域の市民にとっては、地域共同体としての一体性が崩壊する危惧があるとして、変更の請求書が提出され、また公聴会が開催されるなど、もっとも生活にかかわる問題と認識された。その他に、平良市政第4期において市民生活に直結するような事業には①牧志公設市場の全面改築及び農連市場の移設問題、②ゴミの分別収集とゴミ焼却場の建設と稼働、③都市モノレール建設等の都市基盤整備関連の事業があげられる。

（１）公設市場の改築と農連市場の移設問題

市は、那覇市牧志の公設市場の改装費として昭和56年度予算に3億2300万円を計上し、改装計画の実施に取り掛かることとなった。公設市場の敷地は、1638平方メートル、その中に249業者、314店舗（『沖縄タイムス』昭和56.2.26）があり、それぞれの店構えは畳1枚程度のすし詰め状態といわれていた。しかし、個人所有地であり、那覇市が賃貸している関係上、修繕も思うようにいかず、近年は老朽化がひどくなり、雨もり被害が続出していた。このため市では具体的な改装計画を立てて、地主と交渉していたが、「ほぼ合意を得られた」として新年度予算計上となった。計画では古い建物を取り壊し、鉄骨構造の2階建てとなり、冷房が完備されオープンスペースを持つモダンな設計となった。

市民生活にもっとも大きな影響を与えるもう一つの市場、那覇市与儀にある通称・農連市場（沖縄県経済連合会中央市場）の移転問題は紛糾し、結果として挫折した。

発端は、沖縄県経済連合会（経済連）が昭和56年5月末に突然「中央市場を7月に古波蔵の地方卸市場に移す」と決定し発表したことである。以来、移転反対運動は、急速に高まり、6月5日午後には、800人の農民、市場周辺業者たちが集まり、「一方的な移転は許

せない」と気勢をあげ、古波蔵の農協会館までデモ、経済連代表に要請・抗議行動を行なった。中央市場での集会は、午後１時過ぎに始まったが、農連市場を守る業者の会、県農民組合結成準備会などが、6 月 2 日に結成された「農連市場を守る連絡協議会」の主催であった。

昭和 56 年 6 月　農連市場移転問題で現場視察する経済民生委員会

この問題に対して、開会中であった那覇市議会経済民生委員会（玉那覇宏委員長）は、6 月 22 日、農連市場と移転予定地の古波蔵地方卸売場市場を視察するとともに、農連市場を守る連絡協議会の比嘉義雄会長ら 4 人から陳情説明を受けた。同委員会は、24 日午前、委員会を開き、同協議会などから出されていた「経済連中央市場の古波蔵地方卸売市場への 7 月移転中止」を求めた陳情案件を審議し、全会一致で採択した。前日 23 日には本会議においても移転反対の陳情を全会一致で採択しており、一連の市議会の意思表明は大きな影響を与えた。その後沖縄県経済連合会は、移転を見送ると決定し、移設断念を余儀なくされた。

（２）ゴミ分別収集

昭和 56 年 6 月には南風原町新川にある清掃工場の新しいゴミ焼却炉が完成し、9 月から試運転が開始した。新しい施設は、24 時間フル操業で、150 トンの処理能力をもつ。総工費 31 億 8000 万円であった。

ゴミ処理能力の向上を受けて、昭和 56 年 10 月、まず首里及び真和志地区の一部が町営収集地域として分別収集を開始した。次いで昭和 57 年 10 月には、旧那覇、小禄地区を委託収集地域として市全域で開始した。ゴミの分別収集は、各家庭で出すゴミを「燃やせるゴミ」と「燃やせないゴミ」に区分して出す方式で、県内では先行して名護市、糸満市、豊見城村などで実施していた。那覇市では新しい焼却炉が完成したことに伴い市全域での分別収集が実現した。

しかし､1 年前に実施した首里､真和志地区の分別実績は全体の 57%にとどまっており、分別が徹底されていないために空き缶やビン類等が焼却炉に投げ込まれ、焼却率を悪くしていた。市清掃課では、分別の徹底とともに、市民の協力義務として①ゴミ収集日の朝 8 時半までに出すこと、②収集が終わったあとからは絶対に出さないこと、③ゴミ置き場以外には絶対に出さないこと、などを呼びかけた（『琉球新報』昭和 57.9.7）。

（３）都市基盤整備

モノレール建設計画を含む都市基盤整備について、特記すべきは、昭和 57 年の 9 月 22 日の沖縄県都市モノレール株式会社の設立であろう。初代社長を西銘順治沖縄県知事として県、那覇市及び民間企業 23 社が出資する第三セクターとして出発した。事業特許認可申

請､車両や駅舎などの詳細設計､駅舎配備などの諸業務が会社業務とされることとなった。昭和 57 年 12 月には、次年度の国の予算で、はじめてモノレールの橋げたなどを含む事業費約 1 億円が認められ､那覇市が構想を打ち上げて 10 余年でようやく予算上の裏付けができた。

都市モノレールの建設にもかかわる非常に重要な課題である市内の区画整理事業も計画化や予算化が少しずつではあるが一歩一歩着実に進展した。そのうち最も大きな区画整理事業は、那覇空港に隣接する米軍基地が開放された跡地で進められた小禄金城地区土地区画整理事業である。同事業は、昭和 58 年 8 月に事業計画決定がなされ、事業計画を開始した。同事業は住宅市街地として有効な跡利用を図り、公共施設の先行的な整備と良質の宅地供給を目的としている。また、土地利用計画によると、都市モノレール駅 2 駅が設置されて、駅を核として駅前広場の隣接部に公民館、図書館、福祉施設などの地区センターが設置され、600 戸の県営、市営住宅が建設され、また、小学校、中学校、高校が 1 校ずつ設置されることとなった。

昭和 57 年度からは､「障害者福祉都市推進事業」が開始し、国、県の補助を含め 3000 万円が予算化された。事業の主な内容は、①生活環境改善、②障害者福祉サービス、③心身障害児早期療育推進、④市民啓発、の 4 項目からなっており、具体的には、公共施設等の構造を障害者に配慮して整備を行なうことや、障害者の働く場やレクリエーションの開拓などが含まれ、厚生園、ゆうな学園、石嶺児童園等の整備や早期療育の拡充が対象となった。

第５章　第１期親泊康晴市政と議会

第１節　親泊市長の誕生

（１）革保激突の市長選・市議補選

1968（昭和 43）年の三大選挙で初当選して以来 4 期 16 年の長きに亘って県都那覇市の革新市政を守り続けてきた平良良松（たいらりょうしょう）市長は、昭和 59 年 3 月議会で昭和 59 年度施政方針を示した後、昭和 59 年 11 月の任期満了を迎えて、今期限りで勇退することを正式に表明した。

これより以前、革新陣営では平良市長の意向を受けて、昭和 59 年 1 月早々に革新 4 党代表と革新市議団代表が会合を開いて後継候補者の検討にはいった。過去 4 回の市長選では、社会大衆党（社大党）、日本社会党県本部（社会党）、日本共産党県委員会（共産党）の 3 党で構成する革新共闘会議の候補を公明党が単独支持をする形の革新 4 党体制で連勝を重ねてきたので、今回も革新 4 党が歩調をそろえて「平良革新市政を継承・発展させるために協力し合う」ことで基本態度を確認し、社大党那覇連合支部が推薦する親泊康晴（おやどまりこうせい）助役を、平良市政の後継者にふさわしい革新統一候補として擁立することで合意した。

一方、保守陣営でも、1 月中旬に自民党県連の志村（しむら）会長が知事公舎で西銘順治（にしめじゅんじ）知事とトップ会談を行ない、平良市長の勇退を前提として、市政奪還への戦略を練った。西銘知事は、連続 4 期におよんで独走を続けてきた平良市長の勇退に「絶好のチャンス到来、この機を逃しては悲願の市政奪還は望めない。5 年余にわたり補佐役をつとめてきた比嘉幹郎（ひがみきお）副知事をおいて適任者はない」と判断し、比嘉擁立のために全力を投ずる決意を示した。比嘉幹郎副知事の支持母体ともいうべき「国場一族」（国場組関係者グループ）でも親族会議を開いて比嘉擁立で合意し、比嘉本人も出馬の決意を固めた。

3 月 26 日には保守側の選挙母体となる「明日の那覇市をつくる市民会議」（稲嶺一郎（いなみねいちろう）会長）が結成大会を開き、11 月市長選に比嘉副知事を擁立することを決議した。市民会議には自民、民社、沖縄地方同盟、経済団体の関係者などが結集し、「活力を失った独善市政を排そう」と宣言した。

市民会議は 4 月 3 日に市内ホテルで記者会見を開いて、比嘉前副知事みずから正式に出馬の決意を表明し、「幅広い市民の参画を求めつつ国や県の協力を得て、市民の和と思いやりの心をもってあらゆる施策を展開し、市民本位の活力ある那覇市づくりに全力を投入するため、立候補を決意した」と述べた。比嘉前副知事はさらに相手候補が継承する平良市政について言及し、「私たちの期待に反し、他府県の県都にくらべて遅々としてそのあるべき都市としての整備は進まず、将来に対する明るい展望も持ち得ないまま停滞している。那覇市政が特定イデオロギー集団に牛耳られている。国や県との対決・対立姿勢に終始し、弾力的な対話・協調姿勢を欠いている」と 16 年間の革新市政を厳しく批判した。

さらに比嘉前副知事は、10 月 11 日に市長選の基本政策として「新しい那覇市づくりの基本政策」を発表した。基本姿勢は、①非核三原則を守り、平和の確立をめざす、②市民参加の市政を推進する、③県および国の協力を得て積極的な施策を展開する、の 3 項目。基本政策は、①平和で住みよい環境づくり、②明日を担う活力ある人づくり、③産業の発

展を支える基盤づくり、を掲げ、さらに重点項目として30項目の具体的な施策を列挙している。

対する革新共闘会議（議長・平良良松市長）では、10月17日に市内の会館で記者会見を開き、革新統一候補者の親泊前助役が基本政策を発表した。会場には社大、社会、共産3政党、県労協、沖教組、全沖労連の代表らも同席した。

まず、共闘会議の代表から「市長選に臨む基本政策」として、①平和憲法を守り、民主的な市民参加の市政による地方自治の確立と平和都市の建設、②市民生活と福祉優先市政を発展させ、人権が尊重され公害のない生活都市の建設、③教育の民主的な振興を推進し、市民文化の向上と市民本位の環境を整備した文化都市の建設、をあげ、さらにこれらの目標の実現に向けて7項目の具体的な施策をかかげた。

続いて親泊候補者は自らの基本姿勢として次の3項目をあげた。

①30万市民こそ市政の主人公である。これが私の市政運営の原点である。いかなる場合も市民とともに歩む市政を堅持し市民の利益を守る。②憲法を市政に生かし、平和と地方自治を守る。③市民福祉と教育優先の市政を進める。

続いて選挙戦に臨む決意を次のように述べた。「この16年間、那覇市は数々の試練を乗り越え発展してきた。保守市長時代の市政のびん乱・汚職の一掃、米軍支配から市民を守り、祖国復帰の実現と体制移行にともなう混乱の除去、公共事業の分離・分割発注、教育、福祉、医療、道路、上下水道の拡充など全国に模範となる多くの事業を進めてきた。ところが今、自民党政府と西銘県政は革新市政の成果と市民の願いに挑戦し核軍拡路線と地方行革と称した補助金の大幅切り捨てと住民負担の増加をたくらんでいる。こういう重大な時期に県都那覇を自民党・大企業にゆだねることは絶対に出来ない」

11月4日、那覇市長選挙が正式に告示された。今回から選挙条例の改正で本番の選挙運動期間は7日間の超短期戦になった。那覇市では市長選と同時に市議会議員の補欠選挙、さらに浦添市長選挙も重なって「三大選挙」となった。

市議補欠選挙は、去る5月の県議選で市議会議員4人が県議選に立候補したことに伴うもので、任期は翌年8月までの約10か月間である。定数4議席に、座喜味朝順（無所属）、上原善吉（自民党）、久高将光（自民党）、古波蔵保吉（共産党）が立候補した。

注目の那覇市長選には親泊康晴（革新統一・前市助役）、比嘉幹郎（無所属・前県副知事）のほかに立候補はなく、予想通り革保一騎打ちとなった。立候補にあたって両候補は正式に市民有権者に向けて選挙公約を発表した。

（2）親泊候補の選挙公約

①安保条約をなくし「非核平和都市宣言」を行ないます。一切の軍事基地をなくし、跡地に文化施設、福祉施設と明るい住宅街をつくります。那覇空港の民間専用化、「違憲訴訟」の勝利を。

②政府による地方財政削減と財界主導の「行政改革」に反対し、国、県からの財源確保に全力を入れます。自治会活動を振興し、住民生活に密着した那覇市政をめざします。

③大企業による那覇支配を許さず、中小企業の営業を守り、那覇市経済を発展させます。中小企業、地場産業振興条例、中小企業指導センターと伝統工芸館をつくり、分離分

割発注をつづけます。農連市場の整備、沿岸漁業を発展させます。

④労働者、青年、婦人の権利を拡大し、労働条件の改善につとめます。各種ポストや審議会に婦人を積極的に登用します。勤労福祉センターを建設します。

⑤市立病院２期工事を完成させ、いつでも、だれでも安心して医療にかかれるような市民医療体系をつくります。政府による国民健康保険への財政削減に反対し、医療費の本人 10 割給付の復活を要求します。社会的弱者への医療費助成制度と保育行政の拡充を進めます。

⑥モノレール建設を促進し交通体系を整理して交通渋滞をなくします。市街地を再開発し、緑をふやして快適な都市環境をつくります。

⑦過密過大校をなくし、すべての学校に３年以内にプールをつくります。首里城を復元します。総合歴史資料館、伝統芸能劇場、美術館をつくり、市民体育館と運動場を建設します。

（３）比嘉候補の選挙公約

日本の南の玄関・県都にふさわしい「平和で活力ある国際文化都市」那覇の実現を強力に推進します。

【基本姿勢】

①非核三原則を守り平和の確立をめざします。

②市民参加の市政を推進します。

③県及び国の協力を得て積極的な施策を展開します。

【基本政策】

①平和で住みよい環境づくり。

沖縄の歴史・風土を生かした清潔で美しい「都市」づくりを積極的に推進します。特に、緑の保全と公園・緑地の造成、街路網の整備、市街地の再開発、商店街の近代化、海浜レジャー施設の整備、小禄・金城地区。上之屋返還跡地の区画整理事業の推進、首里城公園の整備促進、老人医療対策の強化、社会福祉センターの整備、身障者対策の充実、保育所の整備、物価対策等の施策を展開します。

②明日の活力ある人づくりと文化の振興。

新しい時代に対応した人材の育成と文化の振興に努める。特に、学校教育条件の整備、公民館・市民運動公園等の整備、親子学習の強化等生涯教育の推進、青少年の健全化対策、婦人研修センターの建設、首里城の復元、郷土芸能の振興、人材育成基金の創設等の施策を推進します。

③産業の発展を支える基盤づくり。

産業を振興し、那覇市の活性化を図るため、特に那覇空港の拡充、都市モノレール・幹線道路の建設、自由貿易地域の設置促進、公共事業の拡大と執行に当たっては、分割発注による受注機会の均等化を図り中小企業の育成強化に努めます。

（４）親泊候補“革新の砦”守る

両者の政策を比べると市民生活に関する分野では大きな相違はない。しかし、那覇軍港

と航空自衛隊と上之屋の牧港米軍住宅地などに囲まれた「基地の中の県都」という特殊事情から、那覇は「基地の中の沖縄」の縮図といってよく、また日米安保体制の「要石」という位置にあって那覇市がかかえる問題は、沖縄や日本全体の世論を二分する問題が多い。好むと好まざるとに関わらず米軍基地問題や自衛隊問題、ひいては憲法9条問題、地方自治の確立と国や県との関わりを抜きにした政治は沖縄ではありえない。県人口の3分の1を占める県都の動向は国の沖縄政策にも影響が大きい。市町村レベルの選挙といっても、政府も県も無関心ではおれなかった。今回の選挙でも、米軍用地の返還を求める違憲訴訟や那覇空港の民間専用要求、上之屋米軍住宅地の跡利用問題など、日米政府の安保問題と地方の自治権の関わりぬきには解決できない大きな政治問題が選挙戦の争点として浮き彫りにされた。

このような国政レベルの政治問題をめぐっては革新勢力と保守勢力とでは水と油のように見解を異にする。県議会でも市議会の中でも基地や自衛隊の問題をめぐって火花を散らす論争が繰り返されてきた。選挙戦ではこれが鋭く表面化したのである。中曽根首相も今回の市長選には格別に注目していた。首相は党本部や西銘知事に「市政奪還に最大の取り組みをしてもらいたい」と指示した。首相にとって、那覇革新市政は目の上のタンコブにひとしかった。国を相手取って軍用地の返還を求める違憲訴訟を起こしている那覇革新市政は、どうしても転覆して欲しい存在であったからだ。こうして、今回の市長選と市議補欠選は、全国から保革対決の決戦場として注目されるようになった。

今回の選挙が注目されるもう一つの焦点は、革新陣営では「平良市政を継承して“革新の砦”を守れるかどうか」、保守陣営では「那覇市政を奪還して市－県－国が連携して一体化体制を確立する絶好の機会」と捉えていることである。

1968年の三大選挙以来、沖縄の政界は県政においても市町村においても革新優位の時代が続いていたが、昭和47年復帰以後十数年におよぶ本土一体化と沖縄振興開発計画の政策の浸透とともに、次第に保守勢力が台頭して沖縄の政治地図も次第に塗り替えられつつあった。かつて県内10市のうち8市が革新首長が占めていたが、昭和52年には宜野湾市が保守市政になり、翌53年には沖縄市、平良市、石川市と続き、同年12月には初の保守県政が誕生、55年の県議選では革保が逆転した。また58年11月のダブル選挙では知事選で保守現職の西銘順治候補・衆院補欠選で自民党の大城真順（おおしろしんじゅん）候補が大差で当選している。こうした保守台頭・革新退潮の流れの中で4期16年続いた那覇革新市政は“革新の砦”といわれていた。従って、革新陣営としては死力をつくして平良市政の継承を実現することが命題であり、保守陣営としても2年後にせまった知事選の行方を占う“保革の命運をかけた総力戦”であった。

選挙戦は今回から公職選挙法の改正によって選挙戦は7日間に短縮されたので沖縄名物の“三日戦争”は激烈をきわめた。

親泊選対では連日、県労協、沖教組、全沖労連などの実働部隊が大動員をかけ、ビラやチラシを配布して浮動票の獲得にフル回転した。それに市議団や県議団が一丸となってローラー作戦を展開、他市町村からも運動員を投入しての総力戦となった。

比嘉選対では、同盟の組合員、企業グループの運動員などを大動員、首里、真和志に重

点をおいて浮動票の獲得に全力を集中した。また、自民党本部では、中曽根首相の指示で、地方選挙では異例の全面支援を展開、閣僚クラスや大物国会議員を続々と応援に投入した。県都市政の「継承」と「奪還」で死力を傾ける選挙戦で、市内には“紙爆弾”の雨が降った、と表現されるありさまだった。

昭和 59 年 11 月 11 日、市民の審判は革新市政に傾き親泊候補に軍配をあげた。親泊康晴（革新統一）7 万 4050 票、比嘉幹郎（保守系・無所属）6 万 8766 票で 5000 票以上の票差であった。

親泊候補の勝因は、「平和都市の建設」を正面に掲げた革新陣営の政策が有権者から支持されたことは言うまでもないが、両候補とも新人でありながら、親泊候補には平良前市政を支えた側近として、平良前市政 16 年間の実績がそのまま親泊候補の評価を高めて、5000 票差の勝利をもたらしたと考えられる。ただし、今回の 5000 票差は単純に喜んでばかりではおれなかった。前回の市長選挙で、平良前市長は相手候補に 1 万 3000 票の大差をつけて圧勝している。それと比較すれば、敗れた比嘉候補も 5000 票差に縮めたのだから善戦といってよい。革新陣営はなんとか“革新の砦”は死守したとはいえ、革新退潮の傾向まで挽回するまでにはいたってない。

市議会では革保拮抗の勢力構図は相変わらず続き、薄氷を踏むような議会運営が続いていたが、この流れはやがて翌 60 年 7 月の市議会議員選挙で革保逆転という結果につながっていく。

なお、市長選と同時に実施された市議補欠選挙は去る 5 月に市議会議員 4 人が県議選に出馬したことに伴うもので、定数 4 議席に 5 人が立候補し、結果は無所属候補が落選して、革新と保守が 2 議席ずつを分け合った。任期は 60 年 8 月 3 日まで。当選者は次のとおり。古波蔵保吉（共産）3 万 3518 票、上原善吉（自民）3 万 2155 票、国吉辰雄（社大）3 万 0756 票、久高将光（自民）2 万 7966 票。

市議補選の結果、上原善吉、久高将光が自民党会派へ、古波蔵保吉が共産党会派へ、国吉辰雄が社大党会派へそれぞれ加入して、与党 22 議席、野党 21 議席、中立 1 議席という伯仲した勢力地図に変動はなかった。

第２節　親泊革新市政の発足

（１）自衛隊問題で議会空転

「首都決戦」において名実ともに平良良松前市長の後継者として市民の支持を獲得した親泊康晴は昭和 59（1984）年 12 月 1 日、第 24 代那覇市長に就任した。

本章の対象となる親泊市政第 1 期（昭和 59 年 12 月～昭和 63 年 11 月）は、市議会では第 115 回定例会から第 150 回臨時会までの期間であり、議長に大浜長弘、屋宜宗一、友利玄雄、副議長に屋宜宗一、森田重男が在任した時期と重なり、県政では西銘順治知事の 2 期目、国政では第二次中曽根内閣の時期であった。

11 月の市長選挙と同時に行なわれた市議会議員補欠選挙の結果、市議会の議席は与党 22 人、野党 21 人の拮抗した勢力分野で新市長を迎えることになった。平良前市長時代にも伯

仲する与野党の議論がしばしば激突して「空転議会」が繰り返されたが、平良前市長は太っ腹で老練な政治手腕を発揮して幾度も難関を乗り切ってきた。はたして、行政畑出身で実直型の新市長がどのような議会対策が打ち出せるか、難しい舵取りが注目された。

12月15日から始まった12月議会（第115回定例会）は予想どおり波乱ぶくみの幕開けとなった。

親泊市政の基本方針は昭和60年3月議会の冒頭で「昭和60年度予算案」の上程とともに「昭和60年度施政方針」として表明される予定があるので、12月議会では市当局から提案されている23件の議案の説明に先立って簡単な「市長就任の挨拶」という形で、新市長の所信を述べるにとどめた。

新市長は就任挨拶のなかで、国の財政再建で地方行財政が重大な局面を迎えていることを指摘したうえで、「30万市民の協力でこれを克服、市政の継続的発展をはかりたい。そのため、市長はじめ全職員が結束して新たな気概で市民奉仕に尽くさなければならない。全職員に対して、清潔、公正、積極性に徹する執務施政を強く要求している」と実務面に重点をおいた一般的な所信を表明した。

しかし、19日から始まった一般質問では市当局から提案された23議案の審議とは別に、親泊市政の政治姿勢から行政全般にわたる問題について質問が集中した。とくに与野党両会派ともに親泊市政の中心的柱となる「反戦平和行政」に関連する政治的な問題をとりあげ、米軍基地問題、自衛隊施設問題などに賛否両面から質問が集中した。

先陣を切って登壇した友利玄雄（ともりげんゆう）議員（自民党）は、現在市当局が進めている米軍用地収用特措法による市有地の強制使用認定に対する認定取り消しの違憲訴訟について、去る6月議会では平良市長が議会に対して「訴えの提起」を行なったが議会では審議未了になっていた議案について、友利議員が「市民生活を守るための行政と、国を相手取った行政訴訟と、優先順位としてどちらを優先するか」と後継市長の施政を問いただした。それに対し、親泊市長は、「選挙期間中の公約に基づき、平和・生活・文化都市の発展のために一切の戦争につながるものに反対する」と改めて反戦平和の基本姿勢を強調するにとどめた。平行線のまま与野党が対立する軍用地強制使用取り消し訴訟の是非を問う議論は次回議会に先送りとなった。

続いて質疑に立った具志孝助（ぐしこうすけ）議員（自民党）は、「反戦・平和の革新市政」を掲げて勝利した革新市長に対して「自衛隊を認めるか認めないか」という根本問題を突きつけ、防災会議、急患輸送、成人式、国体開催などへの自衛隊の参加の必要性を強調して真っ向から革新市長の姿勢を問いただし、「復帰後、自衛隊に対する市民の支持率は高まっており、市民の声を行政に反映させる立場から自衛隊に対する市民の意識調査を実施すべき」と提案した。

これに対し、市長は「自衛隊、基地問題は去る選挙の大きな焦点の一つでもあったし市民の審判は下りたと思う。また、ほかでも実施したことはないし、調査にもなじまないので調査の必要はない」と突っぱねたことから自民党会派が反発、午前10時から延べ7時間余にわたって休会を繰り返し、結局、午後6時にいたって親泊市長が「みなさんの意見を聞いて今後検討したい」と答弁して納まったが、新市長の初登議もさっそく「空転市議会」

の洗礼を受けることとなった。

波乱の幕開けで始まった新市長の初議会は、自衛隊問題と軍用地問題が那覇市政にとって最重要の懸案事項であることを浮き彫りにしたのであった。

（２）自衛隊弾薬庫新設と軍民共用反対行動

昭和 59 年 12 月 20 日の 12 月議会本会議の一般質問の最終日には前日に引き続き与野党の議員が行政全般にわたって親泊市長の基本姿勢を糺した。質問の中心はやはり米軍基地と自衛隊基地にかかわる当面する諸問題であった。とくに喫緊の問題として、航空自衛隊の那覇空港基地内への弾薬庫の新設問題と、那覇軍港内の米軍用地の強制使用に反対する違憲訴訟問題が論議の焦点になった。

沖縄の自治体行政は好むと好まざるとに拘わらず基地問題を避けて通ることはできない。那覇市の米軍基地の問題としては上之屋の米軍牧港住宅地の返還問題、那覇軍港の米軍用地の返還を求める違憲訴訟が目下進行中であるが、米軍基地にくわえて自衛隊駐屯基地の問題も抱えている。昭和 47 年日本復帰によって沖縄県にも自衛隊が配備され、那覇空港をふくむ那覇航空基地地区には陸上自衛隊の第 1 混成団本部と混成群、航空自衛隊の南西航空混成団、海上自衛隊の第 5 航空群司令部などが駐屯することになった。

軍民共用の那覇空港はこれまでにも接触事故などがしばしば発生し、民間専用化の要求は革新市政がたえず訴えつづけてきた懸案事項であったが、「平和沖縄の表玄関にふさわしい那覇空港の民間専用化を促進し、那覇軍港の返還を求める」ことを選挙公約に掲げて登場した新市長の前に立ちはだかったのが、航空自衛隊那覇基地内への弾薬庫の新設計画であった。

航空自衛隊那覇基地の弾薬庫建設計画は同年 2 月に表面化し、平良前市長は反対を強く訴えたが、11 月 14 日付で那覇防衛施設局から正式に「計画通知書」が那覇市に提出された。那覇市は、通知書が届いてから 3 週間以内に建築基準法に基づいて審査を行ない、同計画の適否を回答しなければならない立場だが、市は建築基準法の規定とは別に、①軍民共用の空港がますます危険になる上、民間住宅から約 600 メートルしか離れておらず、市民の生命・財産を守る立場から容認できない。②滑走路、誘導路に隣接してナイキ・ミサイル発射基地がある。③同空港は、民間機の目前でアーミング・ディアーミング（武器装着脱）が行われている。④自衛隊施設の存在が市の都市計画上も大きな障害になっており、これ以上の基地強化は許されない、という理由を列挙して、計画通知書については、建設基準法その他の関係法令に照らして審査結果が適合すれば市はその旨通知する義務があるが、市は上記の理由から弾薬庫の建設には断固反対であり、計画の白紙撤回を防衛庁に求めていた。

親泊市長も平良前市政の方針を継承して、申請から 3 週間の期限をこえて 36 日になる時点でも、改めて反対の意見書を提出する方針で建設許可は延期し続ける意向を議会で表明した。

その後、市は防衛施設庁などの関係機関に計画の撤回を要請しながら適合通知の引き延ばし策を図ってきたが、形式的には申請内容が建築基準法に合致しているため、「行政の立場からはこれ以上抵抗するには法的に限界がある」と判断して、昭和 60 年 2 月 15 日、確

認申請から3か月ぶりに建築許可を与えた。

しかし那覇市は那覇空港内の自衛隊の軍事施設の拡張を容認したわけではない。その後も市長と議会は那覇空港の軍民共同使用については機会あるごとにその危険性を指摘し、政府の関係当局に民間専用化を求める要請や抗議を行なった。

（3）12月定例会一般質問

新市長を迎えた昭和59年12月定例会には市議補欠選挙で当選した4人の新議員を含めて12人の議員が登壇し、新市長の政治姿勢や市政全般にわたる施政方針について要旨次のような質問を行なった。12月議会で登壇した各議員の質問の要旨は次のとおり。

昭和61年3月　3月定例議会から本庁市民課待合室と市議会ロビーにモニターテレビを設置し、市民に議会の様子を情報公開した（『市民の友』第423号）

○友利玄雄（自民党）

①親泊新市政に対する期待と不安。行政官か政治家か。②市民生活を守るための行政の優先順位は米軍用地の返還を求める行政訴訟か。バスストから市民生活をどう守るか。②情報公開制度に先がけてモニターテレビで市議会の審議状況を公開せよ。③市営の葬祭場を早急に建設せよ。④市政の減量経営と行革について。⑤人事行政について。欠員のままの三役人事は何を意味するか。

○具志孝助（自民党）

①軍用地強制収用違憲訴訟について。②自衛隊について（防災会議、急患輸送、成人式参加問題、防衛施設整備資金、弾薬庫建設問題）。③都市計画（軍用地返還地の跡利用、久茂地・牧志安里地区・農連市場の再開発事業）。④道路交通について。他

○古波蔵保吉（共産党）

①老人医療の無料化について。②中小企業労働者の社会保険加入について。③小口資金融資制度の改善について。④緊急生活資金貸付制度の創設について。⑤「中小企業地場産業」振興条例の制定について。⑥各小中学校への市独自の補充教員の配置。⑦過大・過密校解消と40人学級について。⑧スポーツ施設の建設について。⑨「首里城」の復元について。⑩文化課の設置について。

○儀間真勝（ぎまし んしょう）（共産党）

①自衛隊の弾薬庫建設阻止について。②那覇軍港の早期返還について。③「非核平和都市宣言」について。

○唐真弘安（とうま ひろやす）（民主クラブ）

①行政改革への認識と行政効果への取り組み。②慶良間諸島（座間味村・渡嘉敷村）との合併問題を再び問う。③高校生のオートバイ事故多発の対策について。④牧港米軍住宅

地の民間車両通過問題を問う。⑤仮称「那覇ディズニーランド」実現への提言。

○国吉辰雄（社大党）

①河川の汚れについて。②観光行政に関する市内の美化問題。

○赤嶺宗一（社大党）

①那覇防衛施設局による未契約軍用地の強制使用手続開始について。②那覇空港内航空自衛隊基地の弾薬庫新設計画について。③自衛隊沖縄地方連絡事務所の撤去について。

○伊差川新吉（市民クラブ）

①年末時の便乗値上げにたいする行政指導について。②食品衛生に対する行政指導について。③出先行政機関の統廃合について。④生活保護世帯の認定と見直しについて。

○平仲善幸（革新クラブ）

①那覇中学校の体育館建設について。②若狭小学校の運動場拡張について。

○大城栄徳（社会党）

①革新市政の推進について。②情報化社会への対応について。③各種審議会等への婦人の登用を図ること。④急傾斜地崩壊地域の復旧工事について。⑤非核平和都市宣言について。⑥平和都市憲章の制定について。

○中村 正一（民社党）

①議員減員条例制定について。②行財政改革委員会の設置と民間委託業務について。③有害ゴミ等の清掃業務について。④公園の警備と夜間照明について。

○森田重男（公明党）

①伝統工芸館建設の取組みについて。②首里城復元への取組みについて。③痴呆性老人対策について。④シルバー人材センターの就業実態について。⑤父子家庭児童への入学支度金支給について。⑥廃乾電池の公害防止対策について。

○幸地正博（公明党）

①友好都市福州市との医師団の交流について。②仮称平和文化センターの建設について。③市営葬祭場の早期建設について。④都市景観条例の制定について。⑤久茂地市街地再開発の事業計画と実施について。

（４）難産の助役・教育委員人事

親泊市政は組織体制の不備を抱えたままの発進となった。新市長は就任早々助役１名と教育委員１名の補充人事案件を議会に提案すべく、早急に後任の人選を与党の社大、社会、共産、公明の４党間でまとめなければならなかった。昭和 59 年８月に助役へ就任した伊波静男前教育長の後任教育委員１名と、同年 10 月に市長選出馬のために助役を辞任した親泊現市長の後任１ポストの２件である。

平良前市長は助役２ポストの人選にあたって、１ポストは自ら伊波静男教育長を選んだが、残る１ポストは次期市長にまかすとして助役２ポストのうちあえて１ポストは提案しなかった。

また、同市長は、伊波教育長の後任となる教育委員１ポストには砂川恵昭小学校長を提案したが、市長選の直前という状況もあって野党がつぶしにかかり、さらに与党内から

も1人が反対にまわったこともあって、結局否決されたという経緯があった。

就任早々の親泊新市長は、前任者が積み残した人事2案件を早急にまとめなければならない試練を課されたことになったが、結局、与党内の調整がつかないために12月定例会への提案は見送って、翌年2月の臨時会に持ち越されることになった。このため助役1ポストは約5か月間も空白状態となり、さらに教育委員定数5名のうち欠員1名の空席が埋められないために定数5人全員の互選できまる教育長の選出ができず、教育行政の中枢にある教育長が約半年にわたって空席という異常事態に陥っていたのである。

教育委員1名の選任については、さきに平良市長が提案した砂川恵昭校長案が野党の反対で否決されたという経緯があったが、今回の助役人事では内部起用か外部起用かで与党間の調整がつかず、結局両案件とも12月議会には間に合わず翌年の2月臨時会に持ち越しになったのである。

空席の助役・教育委員を選任する臨時議会は昭和60年2月12日に開会された。市当局から稲福英男（いなふくひでお）市土木部長を助役に、砂川恵昭元小学校校長を教育委員に選任する議案が提案されると議会は冒頭から空転し、混乱は約8時間に及んだ。野党の自民党会派や市民クラブが反発した理由は、昨年の9月定例会で否決された砂川元校長がふたたび教育委員に提案されたことで、「執行部の姿勢は議会軽視もはなはだしい」というものだった。

8時間におよぶ空転の間に舞台裏では与党、野党、執行部が入り乱れての交渉や調整や取引きが行なわれたといわれている。親泊市政は、社大、社会、共産、公明の4党のうえに成り立っている。しかも議会の勢力地図は与党22議席、野党21議席、無所属1議席という比重で拮抗していて、与党の内部も公明7、共産7、社大4、社会2、革新クラブ2の5会派に分かれていて、必ずしも一枚岩という体制ではない。特に部長レベルの人事案件では各党派のポスト争奪戦が激しく、人事配分の損得によっては与党議員が反対側にまわることもままあった。昨年9月定例会の場合も、与党議員の1人が反対にまわったために教育委員の選任が流れてしまったのだった。

冒頭から荒れた2月議会も野党側は教育委員候補の再提案に強く拒否反応をみせたものの、与党や執行部の懸命な説得作戦が効を奏して、午後6時から再開された本会議では野党議員の中からも歩み寄りが見られた。市民クラブの議員たちは、「教育委員人事の再提案は議会無視であり、反省の色が見られない。市長の意思ではなく、支持母体の意思が反映している」と反対意見を述べて4議員全員が議場から退場したが、自民党議員の大多数は議場にとどまり市当局の提案を了承して、難航した人事案件もようやく決着した。

その後、5名そろった市教育委員は長く空席になっていた教育長の互選を行ない、親泊市長が当初から描いていた人事構想のとおり、稲福英男助役と砂川恵昭教育長が誕生し、親泊市政は万全の体制で革新市政に取り組むことができた。

第3節　親泊市長の施政方針と議会

（1）昭和60年度施政方針

昭和60（1985）年3月7日、第117回市議会において昭和60年度一般予算・特別予算等を提案するにあたって親泊市長は就任後初めての施政方針演説を行ない、親泊市政の全

般的な政策を発表した。施政方針は、反戦平和をめざす市政、市民福祉と住みよい都市づくりを優先する市政、市民本位にして清潔、公正に徹する民主的な市政、の３つを柱にして、施政における懸案事項と市民要求の実現をめざす、ことを基調にして要旨以下のような施政方針を議会と市民に発表した。

①基本姿勢について

私は革新市政の継承と発展を図る立場で市政を展開すると市民に公約して臨んだ先般の市長選挙の結果、市民多数のご支持をいただき第24代那覇市長に就任した。革新市政の継承と発展をめざすという場合、16年間におよんだ前平良革新市政の何を継承し、那覇市政をいかなる方向に発展させるかが問われるが、私は、市政発展のためにぜひとも継承すべきこととして、

○反戦平和をめざす市政

○市民福祉と住みよい文化的な都市づくりを優先する市政

○市民本位にして、清潔、公平に徹する民主的な市政

この３つに集約し、これを軸に市政をより創造的、積極的に展開するところに市政発展の方途を求めることを考えているとした。

（ｉ）第一に、市政運営にあたっての私の基本姿勢は、まず、反戦平和をめざす市政を強化し、平和都市建設に全力を尽くすことである。

今日の世界は、際限のない核軍事力拡大競争の結果、いったん戦争が起きると核戦争となり、人類の滅亡と地球の破滅につながるものと憂慮される。核廃絶こそ地球を守る安全保障になるという世界的な世論が高まっている。だからこそこの３月には米ソの核兵器廃絶に向けての首脳会談が開かれることになった。

私は、人類と多種多様な生物が生きているこの地球環境を守るためにも米ソをはじめ核兵器保有国が核兵器廃絶をすべきだと、各国の首脳にたいし文書で要請した。

今年はあのいまわしい戦争から40年目の節目の年である。私たち那覇市民は、戦争により失われた都市の再建に全力を尽くし、米軍の長期支配下にあっても日本国民としての主体性を堅持し、今日の都市発展をみるに至った。都市発展の原動力は平和な都市を建設しようと力を合わせてきた営為である。私は、平和都市の建設を要請している「那覇市基本構想」に基づき、都市の平和政策を積極的に推進する考えである。しかし、現在の那覇市には、戦争につながる多くの要因がある。私は、すべての軍事基地の撤去を要求し、自衛隊の配備はもとより施設、装備、設備等の増強に反対し、平和な県都としての那覇市建設を進める決意である。

（ⅱ）第二に、市民福祉と住みよい文化的な都市づくりについては、復帰後、制度的にも施設的にも本土との格差が是正されつつあるが、社会的に弱い立場にある市民の福祉を根底にして福祉的、文化的な都市づくりには、まだ多くの課題が残っている。都市の交通体系と施設を整備確立し、街路・河川・公園・上下水道など都市基盤と市民の生活環境を質的に見直し、各地域のコミュニティー施設の増設、市街地の再開発も推進して、地域においても、市民が都市生活の快適性を享受できる施策を展開しなければならない。

その意味で私は、都市交通の要となるモノレール建設を国、県とともに強力に推進し、モノレールに沿って小禄金城地区の都市づくりをはじめ、久茂地、牧志、安里地区の再開

発を進める。また、国の事業で、明治橋の改築、安謝橋を中心とする高架道路、国道 329 号バイパス、南進道路と臨海道路を完成させる。

しかし、ハード面の整備だけでなく、個性的にして潤いのある文化的な都市空間として創造されるためにも、文化政策と文化的機能を高めて、市民福祉と文化の観点から計画し実現させ、21 世紀の市民へ誇りをもって引き渡せるように全力を尽くす。

（ⅲ）3 つ目は、市民本位にして、清潔・公正に徹する民主的な市政を展開することである。市民は都市の主権者であり、都市づくりの主体である。私は、市民が市政に参加し、市政の情報をいつでも知り得て、市政の成果を公正に享受できるよう、常に市民と直結した市政運営に徹する。市政の執行や市長の政策形成にあたっては、市民の意見をじかに聴取し、学識者や文化人の提言もとり入れ、市政が市民の信頼と共感のもとに推進されるよう努める。

②基本施策と重点事業

（ⅰ）軍事基地の撤去、軍事演習の中止を求める県民の切実な要求に基づき、自衛隊の那覇基地内弾薬庫の新設に反対し、那覇空港の民間専用化、那覇軍港の返還、天久米軍住宅地の全面開放とその跡利用の促進に努める。さらに、那覇市民の財産を強制収用し、軍事的に使用することに反対して提起した 2 つの訴訟の勝訴のために努力し、戦争放棄をうたった日本国憲法の精神を市政を通して実践する。

（ⅱ）市民生活と直結した市政を展開するため、市内の各地で「移動市長室」を開催、市政に対する市民の要求を聴取し、都市問題の解決をめざし市民との対話を深める。

「移動市長室」は市政を市民サイドから進めるための市民参加として実施し、今後の市政が「那覇市総合計画」と「那覇市地区整備基本計画」に基づき、総合的、計画的に推進できる体制づくりとして展開する。さらに、昭和 61 年度実施を目標に情報公開制度を設置し、市政がますます民主的、効率的に運営されるように努める。

（ⅲ）福祉や医療、住みよい都市づくり、教育条件の整備事業として、児童施設等の拡充、市立病院、救急診療所の施設整備を機に、市民の医療体制の強化、都市モノレールの建設にむけての関連街路事業、小禄金城地区に於ける土地区画整理、小中学校の建設、壺川地区、久茂地 1 丁目の再開発、伝統工芸館の建設、昭和 62 年度「海邦国体」の施設建設を中心とする施策を積極的に展開する。

（２）施政方針に対する会派代表質疑

友利玄雄（ともりげんゆう）（自由民主党）

①親泊市長の基本姿勢・反戦平和について：(1) 核戦争は起こらない。市長は認識の誤りを是正せよ。(2) 自衛のための国防は国家繁栄の基本。(3) 自衛隊の任務は重要である。②市政の基本姿勢について：イデオロギー論争をやめて行政の大家親泊カラーを。③基本施策の重点事業について：(1) 港湾事業（建設）補助率引下げ。(2) 管理運営のため一般会計から繰り出し改善を。(3) 移動市長室について。④新年度の主なる事業予算について：(1) 教育と文化振興。(2) 国際青年年。(3) 借用校地問題。(4) 文化振興課の新設。⑤都市基盤と生活環境について：(1) 景観行政の推進。(2) 地区整備計画。(3) 市街地再開発。(4) 都市交通対策。(5) 生活道路の整備。(6) 未買収道路用地の取得事業。(7) 住宅建設

と住環境整備。(8) 上下水道の整備。(9) 都市公園の整備。⑥地域経済の振興対策について：(1) 観光事業の振興育成。(2) 那覇マラソン・国際交流・海邦国体。(3) 全島駅伝と那覇マラソンに自衛隊は出場できるか。

上原 清（うえはらきよし）（自由民主党）

①新市長の基本姿勢について：(1) 平良市政 16 年間に県都那覇市としての 21 世紀に向けての基本事業の芽が出ない現状と今後の課題を問う。(2) 一自治体として核兵器廃絶を訴える要請文を核保有国へ送っているが、市長は「米の戦略防衛構想」をどう思うか。②基本施策と重点事業について：(1) 第二次振計関係の市の重点事業はどうなっているか。(2) 軍用地強制使用訴訟は市民的合意を得てないが「裁決取消訴訟」の見通しは？ (3) 移動市長室について。③新年度の主な事業と予算について：(1) 福祉社会の形成。留守家庭児童対策について。(2) 市役所本庁の新庁舎計画と県都那覇市として対応できる総合的計画の見直しについて。(3) 市民の健康と医療対策について。④都市基盤と生活環境の整備について：(1) 景観行政の推進。(2) 地区整備計画。(3) 市街地再開発。(4) 都市交通計画と漫湖バイパス、豊見城大橋建設の市の対応は？ (5) 生活道路の整備。(6) 未買収道路用地の取得事業への国の解決策を。(7) 住宅建設と住環境の整備と集会所、団地内駐車場の設置について。⑤海邦国体について：(1) 沖縄国体を成功させなければならない。国体事務局の強化、開催に万全を期す、となっているが、日の丸、君が代、天皇、皇后杯、自衛隊の参加は当たり前であるが、市長はどう思うか。

大城勝夫（おおしろかつお）（公明党）

①反戦平和をめざす姿勢について：(1) 非核平和都市宣言。(2) 世界非核、軍縮平和会議の那覇開催。(3) 憲法三原則（平和・人権・民主）の堅持。②市民福祉と住みよい文化づくり：(1) 21 世紀の展望。(2) 情報化社会の対策。(3) 高齢化社会への対策。(4) ナーシングホーム中間施設の設置。(5) 痴呆性老人対策。(6) 地方自治体の対策。(5) 文化振興課の役割。③基本施策と重点事業について：(1) 生活保護・児童保護措置の対応。(2) 自衛隊の那覇基地内弾薬庫新設の反対。(3) 那覇空港の民間専用化について。(4) 移動市長室について。(5) 情報公開制度とプライバシー制度について。(6) 伝統工芸館の建設。④勤労者・消費者対策：(1)「国連婦人の 10 年」について。(2)「消費者の日」について。⑤都市基盤と生活環境の整備：(1) 景観行政（那覇市景観条例）の推進について。(2) 都市河川の浄化対策。(3) 古波蔵地内の擁壁・家屋決壊事故について。⑨地区整備計画：天久地区の再開発整備について。⑩市街地再開発：経済連中央市場の再開発について。⑪都市交通対策：モノレール建設事業の見通しについて。

真喜屋武（まきやたけし）（共産党）

①反戦平和をめざす市政について：核廃絶の課題について。②臨調行革に関連して：財政の硬直について。③教育と文化について：国際青年の年。

安慶田光男（あげだみつお）（民主クラブ）

①市政運営の基本姿勢について：革新市政の問題点と今後の課題について。②新年度の予算と主な事業について：(1) 福祉社会の形成・財政と運営について。(2) 市民の健康と医療対策。(3) 非核宣言と核の平和利用。(4) 教育と文化の振興、借用校地の問題。③都市基盤と生活環境の整備：(1) 景観行政の推進・文化的な環境づくりについて。(2) 市街

地再開発・開発地域とその周辺との関連について。(3) 未買収道路用地について。④地域経済の振興対策：(1) 商工業の振興育成。(2) フリーゾーンについて。(3) 卸商業団地について。(4) 観光事業の振興育成。(5) テレトピアについて。

伊差川新吉（市民クラブ）

①今後の市政の課題：(1) 施政方針の中でうたわれている市民本位の市政とは。(2) 反戦平和を貫くというが、具体的には。(3) 那覇基地内の弾薬庫建設について。(4) 第1回世界平和市長会議について。②基本姿勢と施政について：(1) 60 年度予算案：(イ) 効率補助の一律カット、合理化策を問う。(ロ) 内部体制強化と適正な人事配置。(2) 教育行政：(イ) 青少年センターの拡充について。(ロ) 教育委員人事について。(3) 観光行政。最近観光客は那覇を素通りの傾向にあるが、その対応策は。

奥平順光（社大党）

①市長の基本姿勢について：(1) 反戦平和を最高の哲学とする市長の決意を問う。(2)「創造的にして効率的、経営的手法でもって都市問題に対処する」とあるが、具体的に説明を。②新年度の主な事業と予算：(1) 新設される文化振興課の業務内容を市民に明らかにせよ。(2) 都市交通対策・都市モノレール建設事業で「クリアーすべき重要な問題」とあるが、その中身は何か。(3) 住宅建設と住環境の整備・老朽化した辻市営住宅の改築問題は、その後（58 年 3 月質問）どうなっているか。又、新しい住居表示について説明を求める。(4) 都市清掃の強化・不良許可業者の指導強化について。(5) 都市公園の整備・波の上海浜公園の人工ビーチ建設について。(6) 観光事業の振興育成・「那覇市観光振興計画」案について問う・那覇マラソンの予算は少ないのではないか。(7) 港湾の整備・「那覇港湾整備構想検討委員会」の課題の中に“島づたい広域観光ルートの形成”がある。この際一歩進めて那覇市と慶良間諸島との「合併問題検討委員会」も考えてみたらどうか。

松茂良興辰（民社党）

①都市基盤と生活環境の整備につて：(1) 市街地再開発について。(イ) 市街地再開発と本市の商業圏域、商店街形成の基本的考え方を問う。(ロ) 市街地再開発の優先順位のあり方を問う。(ハ) 久茂地再開発ビルへの大型店出店業者は決定されているのか、又、大型店出店計画と既存店への影響予測はどうなっているのか。(ニ) 同大型店出店計画と既存通り会、商店街等の商業近代化事業との整合性はどうなっているのか。②地域経済の振興対策：(1) 観光事業の振興育成について。(イ) 観光資源としてのゲートボーラーの来沖をどのように評価しているか。(ロ) 県ゲートボール協会における一連のゲートボール交流・観光「受入拒否」の事実を知っているか。(ハ)「受入拒否」問題についていかなる考えをもち、措置をとるのか。(ニ)「観光と物産展」にゲートボール交流チームを編成し派遣せよ。③福祉行政とゲートボールに係わる諸問題について：(1) 老人クラブとの関係。(2) 老人福祉センター等「公」の施設との関係。

浦崎直有（社会党）

①基本姿勢について：(1) 非核平和都市宣言及び新たな反核・軍縮運動の展開として「反核・軍縮を訴える市町村連帯会議」の設置について。(2) 航空自衛隊の弾薬庫新設への対応について（主として確認通知書の送付について）。(3) 厳正な行政運営について（生活保護の不正受給を正し、制度の充実発展を目指せ）。(4) 執行体制の強化。②財政について：厳し

い財政環境下の財源計画及び企画機能の強化について。③重点施策・課題について：(1)市、民間団体、住民による民際交流・協力・連帯の展開について。(2)観光振興について。(3)その他道つぶれ地及び学校借用地の買い上げ問題について(市の買い上げは同等に行なうべきとの声あり)。(4)バス企業の統合に伴う雇用対策について。

中村昌信（革新クラブ）

①平和都市の建設について：(1)“みなとなは21”構想について。(2)なはの都市づくりについて。(3)交通公園の建設について。②市民福祉と住みよい文化的な都市づくりについて：(1)真和志地区公民館、図書館の建設について。(2)真和志支所の改築と各支所市民相談コーナーの設置について。(3)地域交流ホームの設置について。(4)芸能館建設について。

第４節　革保逆転の市議会議員選挙

（１）6月定例会と市議選前哨戦

昭和60(1985)年は那覇市議会議員にとって運命の年であった。前年11月の補選議員も含めて44人の現職議員は8月3日で任期を終える。選挙は7月中旬実施と予定されていた。年明け早々から水面下では予定候補者の動きが活発であった。那覇市議選は市長、県議レベルの選挙と異なって、支持政党よりも地縁・血縁を優先する選挙といわれるだけあって年頭の挨拶まわりが支持者拡大の絶好の機会となるので、マスコミでは早くも立候補予定者の顔ぶれを紹介し、「少数激戦」との予測を立てていた。

とくに今回の選挙は親泊革新市政にとって初めての政治洗礼であり、しかも議会の勢力比は、与党22、野党21、中立1、というきわどい拮抗状態だから、今度の市議選でどちらが多数派をにぎるかは微妙な情勢だった。

しかも県内の政治情勢は、復帰後年数を経るにつれて知事選、県議選、首長選のいずれも保守陣営が勢力を伸ばしてきており、親泊市政は革新陣営にとって数少ない“革新の砦”としての存在感があるだけに、来るべき7月市議選の動向は他の市町村におよぼす影響も大きいだけに、マスコミも水面下の選挙情勢を刻々と報じていた。

3月定例議会が会期を終えた3月29日の新聞は、「早くも62人名乗り／那覇市議選前哨戦／一気に本格化」の見出しで選挙情勢を次のように報じた。「議会終了に伴い、各議員は今年7月に実施される那覇市議選へ一斉に始動、前哨戦は一気に本格化する。同市議選には定数44議席に対し、62人が早々と名乗りをあげ、取り組みをはじめている。前回は72人が立候補したが、それに比べると少数激戦となっている。」(『琉球新報』昭和60.3.29)。

新人は正月ごろから後援会事務所を開設して地縁・血縁・郷友会などで懇談会を開いて浸透作戦を展開していたから、現職組は気が気でなかったのだろう、会期終了とともに票田に駈けだして“告示なき選挙戦”は白熱化した。

かかる政治情勢のなかで第118回市議会（6月定例会）は6月1日に開会した。

3月定例会では親泊新市長が初めて提起した施政方針と予算案をめぐって、与野党ともに市長の政治姿勢を問う形で論戦が展開されたが、市議選を目前にひかえた6月議会は、選挙戦略もからんで有権者、とくに浮動票を意識した保革の対決を演出する姿勢が顕著だった。選挙前とあって会期10日間という短期の日程であったが、自衛隊機事故抗議決議、

軍用地強制使用訴訟、市職員の収賄事件、同婦女暴行未遂不祥事件など、野党側が発足間もない親泊市政を揺さぶる争点はことかかずあたかも選挙戦の前哨戦のような論戦が6月1日に幕を開けた。

（2）自衛隊機事故と那覇空港の民間専用化要請

県都の玄関口に広大な米軍基地と自衛隊基地をかかえる那覇市にとって基地問題はたえず市民生活をおびやかすトラブルの発生源であるばかりでなく、「反戦平和をめざす市政」を基本理念とする親泊市政にとっては、時として政府の外交・安保政策に対して平和憲法を楯にして真っ向から対決しなければならない重要な政治課題であった。

基地問題は国の外交・防衛政策とも自衛隊問題とも関連があるし、つきつめていけば日本国憲法の恒久平和主義に対する立場や政策が問われる政治理念の問題でもある。6月議会は、軍用地強制使用問題や自衛隊と憲法9条との関係や、日の丸君が代問題など、戦争と平和に関する根本問題をめぐる政治理念の対立が具体的な形で激突する論争の場となった。

昭和60年6月議会（第118回定例会）は6月1日開会した。当初、軍用地（市有地）強制使用違憲訴訟案件と大東航業汚職事件が焦点になるだろうと予想されていたが、開会直前の5月28日、那覇空港の滑走路上で自衛隊機MU12救難捜索機が全日空ジャンボ機と接触事故を起こし、怪我人などはでなかったが、市民・県民の衝撃は大きかった。事故を重大視した親泊市長を先頭に、政党、労組、婦人団体、平和団体など8団体が航空自衛隊南西航空混成団に続々と抗議に押しかけた。親泊市長は「（那覇空港の）民間専用は復帰の目玉であったはずだ。弾薬庫建設問題でも危険だから造るべきではないと那覇市は訴えてきた。今回の事故でけが人の出なかったのは不幸中の幸いであった。今後、抜本的措置をとるべきだ」と強く抗議した（『琉球新報』昭和60.5.30）。

6月1日から始まった6月議会も開会冒頭からこの問題を審議した。当初、決議文の内容をめぐって、与党側が「事故の根源である軍民共用を廃止させ民間専用化の要求をタイトルに織り込むべきだ」と主張したのに対し、野党側から「事故に対する抗議にとどめるべきだ」という反対意見が出て、開会冒頭の決議は見送られたが、4日にも自衛隊機が同空港に緊急着陸する事故が発生し、5日に急きょ各派交渉会が開かれて、決議文の中に「自衛隊との共用をやめ、復帰の際の公約を要請する」という趣旨を織り込むことで意見がまとまり、抗議決議は全会一致で可決された。

「那覇空港における自衛隊機接触事故に関する抗議決議

去る5月28日に那覇空港で起きた全日空機と自衛隊機の接触事故は、起こるべくして起きた事故といっても過言ではない。一歩間違えば大惨事になりかねない事故だけに30万那覇市民に大きな衝撃を与えた。

那覇空港は沖縄県の空の玄関として利用者も年々増加の傾向にある。そのような状況のなかで今回の事故は何よりも安全を第一としなければならない民間空港としての目的を失するものであることはいうまでもない。

よって本市議会は、今回かかる重大事故を起こした自衛隊当局に強く抗議し、事故再発防止に万全を期すよう要求すると共に、政府においては、那覇空港の自衛隊との共用をや

め、復帰の際の公約を果たすよう強く要請する。

昭和 60 年 6 月 5 日　那覇市議会

あて先：内閣総理大臣、運輸大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官、衆議院議長、参議院議長、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長」

今回の自衛隊機接触事故に抗議決議を行なったのは那覇市議会が最初で、最近になって同空港で連続して発生した数々の空港事故に対する市民の不安の高まりの反映であった。

ところが、この事故に怒りをもやして押しかけてきた各団体の抗議行動に対して那覇防衛局や那覇基地司令部の対応は「上司に伝えます」の一点張りで誠意が見られず、上京して直接政府関係省庁に対し事故に対する抗議はいうまでもなく、「復帰の際の公約」を果たすよう要請するため、翌 6 日に急きょ屋宜副議長を団長とする代表団を派遣して政府関係省庁、国会両院へ直接決議文を手交して強く要請の筋を訴えた。

「要請の筋」とは、那覇空港の“軍民共用”をやめて早急に「民間専用化」にせよ、ということである。そもそも沖縄の表玄関である那覇空港が復帰後も“軍民共用”の状態であり続けていること自体が日本政府の重大な約束違反であった。沖縄返還交渉にあたって佐藤栄作首相は沖縄の祖国復帰の目玉として「那覇空港から軍事基地を撤去し完全に開放する」と県民に約束したのだった。ところが復帰後、那覇空軍施設は米軍から航空自衛隊に引き継がれて今なお「基地の島」の象徴となっている。しかも同年、同空港では日米の軍用機による事故が相次いでいる。

ここ数年間の那覇空港における日米軍用機の事故発生と市議会の対応をふりかってみよう。

（1）昭和 55 年 1 月 25 日、自衛隊の那覇基地弾薬作業所で突如ミサイル・サイドワインダーの爆発事故が発生し、隊員 4 人の死傷者をだした。那覇市議会はただちにこれに抗議して「那覇空港の民間専用空港への完全開放に関する意見書」（昭和 55 年 2 月 2 日）を全会一致で可決し、提出した。意見書は文中で、「復帰の際、政府は『核抜き本土並み』を提唱し、特に那覇空港の完全返還を復帰の目玉にした。（中略）それにもかかわらず、今日いまだに那覇空港が軍民共用の空港として使用されていることは非常に危険であり、県民はこれを容認することはできない」と抗議し、次の 2 項目を要請した。

①自衛隊の那覇基地弾薬作業所で起こった事故の原因を徹底的に調査究明し、再びこのような事故が起こらないようにすること。

②那覇空港は、自衛隊との共同使用を廃止し、民間専用空港にすること。

ところがこの事故からわずか 5 か月後、同じ空港内でまたしても大事故が発生したのである。

（2）昭和 55 年 6 月 10 日、自衛隊機Ｆ 104 Ｊが着陸に失敗して操縦士が死亡する事故が発生した。那覇市議会はふたたびこれに抗議して、「自衛隊機の墜落事故に抗議し、那覇空港を民間専用空港にすることを再要求する意見書」（昭和 55.6.30）を提出した。「那覇市議会は、これまで軍民共同使用については、その危険性を指摘し、那覇空港の完全開放方を強く訴えてきた。それにもかかわらず、復帰 8 年いまだ軍民共用の空港として使用され、このような事故が発生したことは、誠に遺憾である」と強く抗議して、再度民間専用化を

要請した。

（3）2か月後の昭和55年8月8日、こんどは米軍機F15イーグル戦闘機が那覇空港に緊急着陸し、オーバーランして民間機の離着陸に大きな混乱をひき起こすという事故が発生した。

これに対しても那覇市議会はただちに抗議した。「那覇空港におけるF15 イーグル戦闘機事故に抗議し、那覇空港の早期民間専用化に関する意見書」（昭和55.8.21）は次の4項目の具体的な事項を要請した。

①事故の原因を徹底的に究明し、その結果を県民に明らかにすること。

②いかなる理由があるにせよ、米軍機を那覇空港に離着陸させないこと。

③那覇空港の民間専用化を早期実現すること。

④那覇空港の整備拡充をはかり、国際空港化を早期実現すること。

（4）昭和58年6月6日、陸上自衛隊大型輸送ヘリコプターが誘導路上で炎上、平良市長が陸上自衛隊第1混成団長に直接抗議を行なったことに続き、市議会も「那覇空港の民間専用化早期実現に関する意見書」（昭和 58.7.1）を内閣総理大臣、両院議長、関係閣僚宛て提出した。

（5）昭和59年6月21日、那覇空港で航空自衛隊那覇基地所属の練習機が離陸に失敗して炎上、搭乗員1人が死亡する事故が発生。市議会は次のような意見書を総理大臣、両院議長ほかに提出した。

「那覇空港の民間専用化早期実現に関する意見書

去る6月21日、航空自衛隊南西航空混成団第83航空隊第207飛行隊所属のT33Aジェット練習機が訓練のため那覇空港を離陸滑走中、オーバーランして炎上、操縦士が死亡するという事故が発生し、県民に大きな衝撃を与えた。那覇市議会は、これまでも再三再四同空港の自衛隊との共同使用の危険性を指摘し、早期民間専用化を強く訴えてきた。しかしながら、いまなお共同使用が続けられこのような事故が発生したことは、誠に遺憾である。那覇空港は国内線はもとより国際線も離着陸する準国際空港として利用されており、沖縄の施政権返還に際して民間専用空港としての返還が約束され、第1次及び第2次沖縄振興開発計画においても民間専用空港として整備拡充することが謳われている。

よって政府におかれては、那覇空港の民間航空機の安全を確保するため早急に事故の原因を究明し、万全の対策を講じるとともに那覇空港の民間専用化を早期に実現されるよう強く要請する。

昭和59年6月25日　那覇市議会

あて先：内閣総理大臣、運輸大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官、衆参両院議長、衆参沖特委員長」

以上のとおり、那覇空港だけをフィールドとして見た場合でも、那覇市の行政の守備範囲がいかに大きいか、いかに「基地の島」の重荷を背負わされ、国家レベルの外交や安全保障の問題とも直結した政治的問題を抱えさせられているかが明らかになってくる。議会においても基地や自衛隊や国旗・国歌や憲法の問題が議論の中心に浮上してくるのも沖縄の独特の歴史と、復帰後も続く特異な社会構造のしからしむるところだろう。

（３）市職員汚職事件で綱紀粛正決議

那覇市役所では世間を騒がすような市職員の不祥事があいついでいた。

昭和60年5月1日名護市役所の職員が収賄容疑で逮捕されたのに端を発した大東航業事件はイモヅル式に各方面に拡大し、那覇市の前助役（現県議）と前那覇市議と現那覇市役所課長が逮捕されるという前代未聞の大事件に発展した。

那覇市の測量会社・大東航業の“わいろ商法”の魔手は、前年11月の那覇市長選挙にものびて、保革両候補者側にそれぞれ100万円を贈った事実も明らかになった。さらに他市町村にも触手をのばした形跡があり、県議会や市町村に大きな衝撃が走ったが、とくに革新の砦といわれる那覇市役所の中堅職員と、革新のホープといわれて期待されていた現職の逮捕は、親泊市長と支持母体の社大党への打撃が大きく、政治的には今後の革新陣営の将来に大きな障害となることが予想された。那覇市議会としても当時の市会議員が関与した事件であり、保革両会派にとって無関係というわけではなかったが、とりわけ清潔イメージで登場したばかりの親泊市政への打撃ははかりしれないものがあった。

親泊市長は、「市民本位の清潔、公正に徹する民主的な市政」を市長選の公約に掲げ、市議会での就任挨拶でも、「全職員に対して、清潔、公正、積極性に徹する執務施政を強く要求している」と演説して「清潔イメージ」を強調してきただけに、さきの市職員の婦女暴行未遂事件につづく一連の不祥事件は親泊市長にとってきわめて厳しい打撃となっただけでなく、7月7日告示、7月14日投票という目前に迫った市議選への影響は避けられない大事件であった。

那覇市は5月下旬、大東航業汚職事件に関連して道路管理課長が逮捕された直後と、ついで6月中旬に前助役と前市議が逮捕された直後に、親泊市長が全職員に対して、「私はもちろん全職員がえりを正し、失われた行政への信頼を一日も早く回復するため清潔、公正の姿勢を徹底させたい」と汚職防止について訓辞し、那覇市民に対して謝罪のコメントを発表していたが、さらに臨時庁議を開いて同種事件の再発防止の対処策を策定し、第一歩として課長以上の全職員に「綱紀の厳守に関する決意書」を提出させた。

議会は行政へのチェック機関の役割を負っている。市職員の不祥事の再発防止には市議会も自らの役割を充分に発揮しなければならない。開会中の6月定例会で、親泊市長は開会冒頭、職員に逮捕者を出した収賄事件と婦女暴行未遂事件の不祥事件について正式に陳謝を行なったが、3日からの一般質問では与野党から7議員が質問に立ち、同問題についてさらに市長の責任を追及し市長の見解をただした。

「謝罪だけでは問題は解決しない。一連の不祥事とも管理者の日ごろの指導欠如が要因であり、市民が納得する責任を明らかにせよ」という主旨の議員からの追及に対し、市長は「市長としても道義的に責任を感じており、三役の減俸処分に関しての条例改正を今議会に提出した」と答弁して結着した。議会は、「那覇市特別職員の給与に関する条例一部改正条例」案（条例改正第52号）を全会一致で原案通り可決した。

6月5日、定例議会は、一連の不祥事問題に関して、次のような決議を全会一致で可決した。

「綱紀粛正を求める決議

公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務遂行にあたっては全

力を挙げてこれに専念しなければならない。

しかるに今日の那覇市職員のモラルは低下し、不祥事件が発生して市民に多大な迷惑をかけていることは誠に遺憾の極みである。

このように本市の信用を失墜させた職員の行為は断じて許してはならない。

市長は自らえりを正し、職員に服務規程を遵守させ綱紀を厳に粛正し、管理・監督を強化して市民の信頼を早期に回復するよう強く求め、ここに決議する。

昭和60年6月5日　那覇市議会」

（4）軍用地強制使用訴訟で議会紛糾

選挙戦を目前にひかえた昭和60年6月定例会（第118回）は10日間という短い日程に議案11件、諮問1件、報告6件、計18件の議案が提案されていたが、なりゆきが注目されていた最大の対決議案は「軍用地強制使用認定の取消しを求める訴えの提起」議案であった。委員会等における与野党調整は平行線のまま経過し、結局最終日で審議されることになった。

同議案は、「第二次那覇市軍用地違憲訴訟」に向けて市議会の同意を得るための「訴えの提起」といわれる議案である。具体的には、那覇軍港内の市有地と普天間飛行場内の那覇水道局用地の2件が対象で、復帰前から米軍が一方的に独占使用していた「軍用地」である。復帰後は「米軍用地収用特別措置法」（軍用地特措法）に基づいて内閣総理大臣の認定によって5年の期限で強制使用ができる仕組みであった。前回の期限は昭和56（1981）年で、この時も那覇市は日本政府を相手に強制使用の違憲訴訟を提訴して抵抗を続けてきた経緯があり、今回は再度の違憲訴訟の提訴になる。政府は、米軍の市有地強制使用を認める方向で、去る3月20日付で特措法に基づいて総理大臣が再度強制使用する認定を行なったので、認定取消しの訴訟を起こすべく、市議会に対し「訴えの提起」に同意を求めたものである。

市の提案理由は、「市有地を米軍用地として強制使用することは、県民の反戦平和の心情に反し、憲法の保障する財産権の不可侵性を侵害するもの」と基本的な認識を示したうえで、今回の総理大臣の「認定」は「軍用地特措法の定める“適正かつ合理的”という要件も満たしてないので、認定取消しを提訴するという趣旨である。

同様の提訴は昭和56年にも行なわれて現在係争中であるが、前回は議会の承認を得ずに市長の専決処分で提訴を行なった前例があり、今回は野党側の対応がどうなるか注目されていたが、はたして同議案は会期末の議会に大嵐をまき起こした。

軍用地強制使用認定の取消しを求める提訴に市議会の承認を求める議案は、まず7日の総務委員会で審議された。同委員会の構成は野党議員が多数を占めている。野党は、「訴えの提起」に同意を求める当局案に対して「訴えの利益がない」という理由で否決した。議案は委員会の同意がないままに10日最終本会議に持ち込まれた。本会議では当然与党多数で可決される見通しだった。

会期最終日、前半は議事はスムーズに運び、他の案件が全会一致で可決されたが、最後の軍用地強制使用に係わる「訴えの提起」の裁決の段になって、野党反対派が「会派調整」という理由で休会に持ち込み、そのまま会期切れの午後4時に持ち込もうとする奇策に打

って出た。与党側が気がついて会期延長の手続きをとるべく議長室へ駆けつけると、議長は“要請行動”と称する野党反対議員に取り囲まれて“軟禁”状態。結局、時間切れになって会議は流会、「訴えの提起」議案は前回同様審議未了になった。

昭和 60 年 5 月 15 日　返還が決った牧港米軍住宅基地内を同日親泊市長、市三役、市議会議員等関係者が現場視察した（『市民の友』第 414 号）

与党側は、「議長を閉じこめて議会を開けないようにしたのは議会民主主義を自ら否定するものであり断じて許せない。訴えの提起は市長選争点でもあったし市民の意志でもある。審議未了になったことは平和都市を願う市民利益に反することだ」と厳しく批判した。

一方、野党側は、「結果的に審議未了になったことは残念である。しかし、この案件は与野党の政治姿勢にかかわる問題で、市民に不利益をもたらすという立場で前回から反対を明確にしていた。今回も総務委員会では不同意になっており、議長に対し案件を取り下げるよう緊急要請をしていたところである」と反論した。

親泊市長は、「違憲訴訟は市長選挙の公約であり、新たな（第二次）訴訟についてもぜひやるべきだと考えている。今後の処理については臨時議会を開くか専決処分にするか庁議を開いて決めたい」と、前回昭和 56 年同様、専決処分をも辞さない覚悟を表明した。

那覇市が強制使用を不服として総理大臣の「認定」を取り消すよう求める行政訴訟を起こす期限は 6 月 26 日に迫っていた。選挙を間近にして臨時議会を開く余裕はなかった。審議未了になった議案は選挙後に新たに構成される議会に再提案するしかなかった。

那覇市は市長の専決処分で、6 月 24 日午後那覇市は同行政訴訟を那覇地裁に提訴した。

訴状の中で提訴の理由を次のように指摘している。

①米軍に土地を提供するための使用認定は憲法前文、第 9 条に定めた恒久平和主義に反する。②米軍用地収用特措法は財産権の不可侵性を宣言した憲法 29 条にも違反し、財産権の制限を許している「公共のために用いる」場合にあてはまらない。③米軍用地収用特措法第 3 条は「駐留軍の用に供するため土地を必要とあらば駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であるときは使用できる」とあるが適正かつ合理的要件は存在しない。（以下略）

（５）市議会議員選挙

１．国政選挙並みの選挙戦

昭和 60（1985）年那覇市議会議員選挙は 7 月 7 日に告示され、1 週間後の 14 日に投票が行なわれた。

告示とともに予想通りの顔ぶれで 59 人が立候補を届け出た。定数 44 議席に対して競争率は 1.3 倍でかつてない少数激戦になった。もともと有権者数約 20 万 3000 人に対して 44 議席は少なすぎる枠だった。昭和 60 年の国勢調査で那覇市の人口が 30 万人を超えたことで法定議員数は 48 人になったが、市議会は議員提案により、昭和 48 年以来の 44 人に据え

置くように議員減員条例を制定したのだった。

那覇市会議員選挙は以前から「地縁・血縁選挙」といわれてきたが、少数激戦になって当選ラインが高くなると固定票だけに安住できなくなり、街頭へ出て連呼を繰り返し、人海戦術で浮動票の獲得にしのぎを削った。

党派別の立候補者数は次のとおり。

自民党　12（現7・元1・新4）
公明党　 7（現5・元0・新2）
共産党　 7（現4・元0・新3）
社大党　 6（現4・元0・新2）
社会党　 3（現2・元0・新1）
民社党　 2（現1・元0・新1）
無所属　22（現12・元0・新10）
計　　59（現35・元1・新23）

＊特徴：少数激戦。無所属が多い（自民党へ加入する可能性大）。新人が多い。

２．各政党の訴え

今回の市議選でとくに注目されたのは、保革を問わず、各政党が組織をあげて選挙活動に全力を投入したことだった。与党陣営にとって親泊市政を支えるために安定多数の獲得は悲願であった。対する野党陣営にとっても昨年の市長選の敗北を雪辱する決戦であった。しかし、今回の市議選は単に議会内の保革の勢力が逆転するか否かの問題だけではなかった。後にひかえる宜野湾市長選や翌年の知事選、統一地方選、衆参の国政選挙にも大きな影響を及ぼすきわめて重要な政治戦になった。告示当日に各党が発表した「訴え」（声明）にも国政選挙なみの意気込みがあらわれていた。

（ｉ）自民党県連－市民本位の政治めざす

今回の市議選において、わが党は平和で活力ある国際文化都市那覇市の建設を目指し、住みよい環境づくり、あすを担う人づくり、産業の発展を支える基盤づくりを基本として、希望と夢のある活力にあふれる県都づくりを推進するため選挙戦を戦って行く。

今回の市議選は来年の一大政治決戦へ連なる前哨戦であり、重要な戦いであると認識している。わが党は今回の選挙に12人の党公認と推薦候補を擁立し、保守系の同志の候補と合わせ過半数制覇に向けて全力をあげ取り組んで行く決意である。特定のイデオロギーに偏りがちな那覇市の行政をチェックするとともに、不透明な革新市政を糾弾し、市民全体の利益のために清潔でガラス張りの市政を確立し、公平な議会活動を展開していく。

（ⅱ）共産党県委－基地をなくし平和な那覇市を

沖縄戦40周年の今回の那覇市議選挙は、市民のくらしと市政の将来にかかわる重要な選挙であり、県政や国政、近く行なわれる宜野湾市長選、来年の参議院選挙などに影響をあたえる重要な政治戦です。

軍拡と福祉きり捨て、国家機密法提出など日米軍事同盟体制国家づくりをすすめる中曽根内閣、自民党西銘県政のもとで、倒産や失業苦に加えて、国庫補助カットで那覇市が受けた被害は、生活保護費など約14億円、市民のくらしを一段と厳しくしています。広大な

軍事基地が市の発展をさまたげ、那覇空港は日本一危険な空港にされています。日本共産党は国政、地方政治でこれら悪政に一貫して対決、核兵器の全面禁止、安保と基地をなくし、平和・活力・住みよい那覇市づくりにがんばっています。安保・基地容認の勢力では、街づくりも市民のくらしも守られません。

（ⅲ）公明党県本部－30 万市民の代弁者に

21 世紀の沖縄県政の流れを方向づける那覇市議選、とりわけ戦後 40 年、復帰 14 年目の今年、「戦後のさまざまな制度・政策が一様に新たな時代への対応が迫られている」といわれるときの県都決戦だけにその勝敗が内外の注目の的だ。

わが党は、36 年に初議席を獲得以来 24 年間大衆福祉路線に徹し、広範な市民の皆様の支持をいただいてきた。すなわち市民をとりまくあらゆる環境を絶えず総点検し、ソフトな分野に光を当て、多くの実績を残した。従って、今後とも、市民本位の政治姿勢を貫くことは不変であり、「みどり生きいき住みよい那覇」をモットーに「グリーン都市」「平和文化都市」づくりを柱に重点 8 大公約の実現めざし、30 万市民の代弁者として汗を流す覚悟である。

（ⅳ）社大党－行政の民主的運営に全力

わが党は、昨年 11 月の那覇市長選において、親泊康晴氏を革新統一候補として擁立し、市民各位の御支持を賜り見事当選させ、平良革新市政を継承することができた。

親泊市長は、「30 万市民こそ市政の主人公」との基本理念を掲げ、いかなる場合にも市民とともに歩む姿勢を堅持して、現在「平和・生活・文化都市那覇」建設のために全力を尽くしている。わが党は、親泊市長を先頭に、那覇市政を常に市民本位の立場で運営し、市民の生活環境と都市基盤の整備、市民福祉の向上、行政の民主的運営のため今後とも全力を傾注する所存である。

（ⅴ）社会党県本－革新市政の新たな飛躍へ

わが党は今回の那覇市議選挙のもつ重要な意義を踏まえ、かつ革新那覇市政を一層充実発展させなければならない立場に立ち、党の総力をあげて 3 候補を先頭に、その必勝を期して戦いを進めてまいりました。

那覇市政はいま親泊革新市政を迎え新たな飛躍への舞台に立っています。この時にあたりわが党は 30 万市民とともに「あけもどろの都市・なは」を大きく開く決意を固め日夜努力を重ねているところであります。ところが政府と自民党は行政改革に名を借りて市民生活を圧迫し、地方自治をねじ曲げ、あまつさえ軍備の増強に狂奔して平和を脅かす動きを強めています。

わが党は平和がいきづく住みよい“那覇”づくりを目指し、市民生活の向上と都市の構造、およびその機能を強化するため全力をあげます。

（ⅵ）民社党県連－行財政の改革を推進

わたしども民社党は今回の市議選にあたり、現在の政治情勢、政治動向から、次の 3 点について市民各位の明確な審判をお願いしたい。

第 1 点は、肥大化し硬直化し、財政のむだをとり除き、簡素で効率的なものに改める行財政改革をするか、反対なのか。

第 2 に、名護市、那覇市に見られる腐敗汚職の市政を許すか許さないか。

第3に、沖縄海邦国体を成功させるのか、混乱させるのかなどであります。

わたくし民社党は、行財政の改革は、国民的要求の要求であり、完全に推進すべきであり、腐敗汚職の市政は完全に排除すべきである。第3点の沖縄国体については、先催各県が当然の事として日の丸を掲揚し、国歌を斉唱しているが、国体を政治闘争の場とし反対闘争を激化させる事は、国体を混乱させるのみで断固排除すべきです。民社党は、市民各位にこの事を強く訴え豊かな那覇市づくりに全力を尽くします。

３．16年ぶりの革保逆転議会

7月14日に行なわれた市議会選は好天にめぐまれ有権者の出足も早く、投票率は復帰後2番目に高い76.28%に達し、今回の選挙に対する市民の関心の高さを示した。少数激戦のうえに投票率が高くなったために当選ラインは前回の2000票台から2500票台にアップした。この変化で新旧の入れ替わりが激しい結果を招いたともいわれた。

開票の結果、党派別の当選者数は次のとおり。

自民10，共産7，公明7，社大3，社会3，民社2、無所属12

自民党は10議席にとどまっているが､同党は新人候補を無所属で出馬させて当選後に入党を図るのがいつものパターンであるため、自民党または保守系会派への加入を表明した新人当選者を加えると、自民・民社・保守系無所属は22議席となり、革新21、中立1に対して保守党派が多数を占め、20年ぶりに革保逆転が実現し、発足間もない親泊革新市政にとっては厳しい局面に立たされる結果となった。

与党革新政党の後退の原因としては、さまざまな要因が考えられるが、やはり市職員の汚職問題で世間を騒がせたことで革新陣営の「清潔イメージ」に傷がついたことが最大の原因だろうとする指摘が多い。

市議選後、8月12日の臨時議会にむけて議会内会派づくりを進めていた与野党は、7日までに会派届けを出した。与党の公明（7人）、共産（7人）、社大（3人）、社会（3人）がそれぞれ党名の会派を届けた。野党は、自民（10人）と保守系無所属（10）が統一会派「新政会」を結成し、民主（2人）は独自に保守に属し、残る2人が無所属で届けた。

会派別議員名簿は次のとおり。

新政会（20人）　安慶田光男、安里安明、安里仁愛、新崎真次郎、上原清、上原善吉、浦崎唯昭、翁長雄志、翁長政俊、亀島賢優、具志孝助、久高友弘、久高将光、唐真弘安、友利玄雄、仲宗根義、長嶺高兆、仲村善信、比嘉勝秀、屋宜宗一

公明党那覇市議団（7人）　糸洲朝則、大城勝夫、幸地正博、高良政彦、玉那覇宏、中島徳良、森田重男

日本共産党（7人）　赤嶺政賢、嘉数進、儀間真勝、古波蔵保吉、当真嗣州、外間久子、真喜屋武

社大党（3人）　奥平順光、金城健一、仲本嘉公

日本社会党（3人）　浦崎直有、大城栄徳、平良長政

民社党（2人）　真栄城守晨、松茂良興辰

無所属（2人）　大田朝美、仲村昌信

選挙の結果を受けて、昭和 60 年 8 月 12 日、第 119 回市議会（臨時会）が開かれた。正副議長の選挙が行なわれたあと、常任、議運の委員会委員の選任が行なわれた。

正副議長の選挙では、議長に屋宜宗一（新政)、副議長に森田重男（公明）が選ばれた。

次いで各委員会委員が選任された。

総務委員会（正・安里仁愛、副・真栄城守晨)、建設委員会（正・安慶田光男、副・糸洲朝則)、教育福祉委員会（正・幸地正博、副・久高将光)、厚生経済員会（正・松茂良興辰、副・大田朝美)、議会運営委員会（正・比嘉勝秀、副・高良政彦）

４．市長専決処分の否認

選挙後初の臨時議会で与野党対決議案として注目されたのは、前回６月議会で審議未了となった「米軍用地強制使用認定に対する取消し訴訟」に係わる「市長の専決処分の承認を求める議案」の行方だった。同訴訟は提訴期限が迫っていたために 6 月 21 日付けで専決処分で手続きを完了したものだった。

前議会で紛糾したいわくつきの案件だけに、多数野党がどう出るか、今後の議会運営を占ううえでも注目されていた。

審議は 2 日目最終日の早朝から始まる予定だったが、野党の会派調整の遅れなどがあって本会議は夜にづれこんだ。与野党から 6 人の議員がそれぞれ賛成。反対の討論が行なわれたあと採決にはいることになったが､中立の大田議員が退場､採決は賛否同数となって、議長裁決で承認案件は否決された。

案件が否決されて議会の同意が得られなくても、提訴そのものは既に那覇地裁で受理されており手続き上は効力を失することはないが、新議会の始動早々親泊市政の平和行政の目玉である違憲訴訟に冷や水を浴びせられたようなもので、裁判闘争においても議会の同意のない主張が迫力を欠くことは否めず、親泊市政の大きな柱である平和行政にとって厳しい試練が予想される議会となった。

第５節　逆転議会と平和行政の継承

（１）平和行政のシンボル「憲法 9 条の碑」

昭和 59（1984）年 12 月にスタートした親泊市政は、平良前市政を継承して､「反戦平和」を施政の基本理念においた。昭和 60 年 3 月議会において親泊市長は昭和 60 年度施政方針として、①反戦平和をめざす市政、②市民福祉と住みよい都市づくりを優先する市政、③市民本位にして清潔・公正に徹する民主的な市政、という市政の三本柱を明確に打ち出したが、これらは単年度の施政方針というより親泊市長の人生観・政治観が凝縮された親泊市政の根本理念ともいうべきものであった。具体的な施策のうえでは平良前市政から引き継いだ革新市政としての目標と手法を踏襲したが、一歩進めていかに親泊カラーを鮮明に出すかは、三本柱の筆頭に掲げた「反戦平和」の理念を行政のうえでどれだけ具体化できるかにかかっていた。

親泊市長が平和行政の一環として取り組んだ事業の一つは、親泊市政がめざす「反戦平和の街づくり」のシンボルとして、沖縄戦から 40 年、復帰後 13 回目を迎える憲法記念日

に、憲法9条の条文を刻んだ「恒久平和記念碑」を与儀公園に建立したことだった。

「戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」をうたった日本国憲法第9条は、「基地の島」の厳しい現実のなかで恒久平和主義を掲げてたたかう県都・那覇市の親泊市長の政治思想の基盤であり、地方自治体の長として市政を運営するにあたっての羅針盤であった。「反戦平和の街づくり」の精神的ルーツが平和憲法9条にあることを宣言したのだった。

県都の市長として市民の生命と財産と安心を守るべき立場から現在の国内外の政治情勢を眺めるとき、最も憂慮されるのが核戦争の危機であった。東西冷戦の産物である核軍備拡大競争の結果は、全人類の生存を脅かすまでに膨らみ、とくに米ソ両大国＋の核兵器開発競争はとどまるところを知らなかった。

沖縄戦を体験し、十・十空襲の惨禍をこうむった県都那覇の首長として、平和憲法の理念に立脚して核の廃絶を全世界に訴えることは市民から与えられた使命でもあった。

昭和60年8月5日、広島、長崎で開催された、「世界平和連帯都市市長会議」で親泊市長は「平和構築への都市の役割について」と題する講演を行ない、広島・長崎と連帯する那覇の市長として核廃絶のための決意を発表した。

沖縄の場合、核廃絶の問題は、広島・長崎とは違う意味で現実的な問題だった。1972年5月の施政権返還（日本復帰）まで沖縄は公然たる核戦略基地の島であった。沖縄県民が1960年代をピークとして島ぐるみで祖国復帰を求めたのは「平和憲法と非核三原則を堅持する平和日本への復帰」であり、「核も基地もない平和な沖縄」の実現が復帰運動の目標であった。1969年11月の日米首脳会談で72年沖縄返還が合意されたときも、県民や国民には「核抜き本土並み返還」が謳い文句であった。

ところが施政権が返還されても米軍基地はほとんど返還されず、本土並みどころか米軍基地にくわえて自衛隊基地まで上積みされるありさまであり、さらに昭和56年のライシャワー元駐日大使の発言で核持ち込み疑惑が露呈するにおよんで、沖縄だけでなく全国的に核廃絶の声が高まった。核廃絶の運動は全国的にも国際的にも地方自治体の運動として広がりつつあった。

那覇市においては、親泊市政が憲法記念日に「平和憲法の理念に基づく基地のない平和な街づくり」を実現するために、「憲法9条の碑」を自治体からの平和運動の精神的基点として建立したのだった。

（2）親泊市長の核廃絶要請文

親泊市長が最初に手がけたのは、昭和60（1985）年の年頭にあたって、米国、ソ連、英国、中国、仏国の核保有国の首脳に宛てて書いた、「人類を滅亡に導く核兵器の廃絶について」と題す要請文（書簡）を送ることだった。

親泊市長は1月29日午前、浦添市の米総領事館を訪れ、レーガン大統領宛ての要請文を手渡し、同日、同趣旨の要請文を同じく核保有国であるソ連、中国、英国、フランスに対しても駐日大使館気付で送付した。今回の要請文は、世界で唯一の被爆国の国民の一人として、また沖縄県には膨大な米軍基地が配置され、有事の際には核戦争を含む東西両陣営の軍事的衝突の起こる憂慮すべき事態を想起して行なわれたもので、一自治体の要請文とはいえ、声を大にして「核兵器の廃絶」を訴えた意義は大きいと、マスコミはじめ各方面

から評価された。

親泊市長の書簡（要請文）は、次のような内容であった。

「人類を滅亡に導く核兵器の廃絶について（要請）

大統領（または書記長、首相）閣下

1985 年が人類を滅亡に導く核兵器の廃絶へのスタートの年となり、人類が永遠の繁栄を約束される記念すべき年となりますよう祈念申し上げながら、以下について要請します。

第二次大戦の末期に開発、実用化された核兵器は、その恐るべき性能のゆえに、東西両陣営の緊張激化と共に、より一層その悪魔の性能を磨き、世界人類皆殺しの兵器として量産され、人類に恐怖を与え続けております。

今日の国際軍事情勢は、政治・経済体制及びイデオロギーを異にする米ソ両大国を中心とする東西両陣営の軍事的対峙を基本的枠組とし、米ソ両国の圧倒的軍事力を基軸とした東西両陣営の集団的安全保障体制が基礎となり、さらに各国独自の防衛構想がからみあい、複雑な様相を呈しております。

現下の厳しく、複雑かつ流動的な国際軍事情勢下にあって、米ソ両大国を中心に軍事力増強が続き、核戦力の増強と拡散が続いてきたことは、極めて残念なことであります。

特に世界で唯一の被爆国民の一人として、また、東西両陣営の緊張激化の落とし子として極めて強固な米軍基地を有する沖縄県民は、いったん有事に際しての核戦争を含む東西両陣営の軍事的衝突を想起しますと、憂慮すべきいくつもの事態があり、不安を押し隠すことができません。

幸い、米ソ両国外相は 85 年の年初にジュネーブで会談し、核兵器の廃絶を究極の目標とした包括的軍縮交渉に合意し、共同声明を発表しておられます。

米ソ両国が 1983 年末から中断されていた核軍縮交渉を再開したこと自体、幾多の障害を乗り越え、交渉継続の合意がなされたことは、今後の交渉経過及び結果に多くの不安があるとはいえ、核廃絶への大きな一歩だと評価し、喜ぶものであります。

米ソ両国の今回の外相会談の結果を踏まえた交渉の大きな前進に期待致しますと共に、これを契機と致しまして、米ソ両国はもとより、核兵器を保有しておられる国々が、人類の生存と永遠の繁栄のため、一切の核兵器の製造、開発を中止し、廃絶に向けてさらに大きな努力がされるよう強く要請致します。

1985 年 1 月　日　　那覇市長　　親泊康晴

送付先：米国、ソ連、英国、中国の大統領、書記長、首相あて。駐日大使気付。」

このように外国首脳に直接市長名で書簡を送るやり方は前任者の平良前市長にも実績があり、いわば師匠ゆずりの書簡作戦であった。

平良前市長の場合はベトナム戦争のさなかにニクソン米大統領に宛ててベトナム戦争の即時中止を求める手紙を直接ホワイトハウスに送ったのものだが、今回の親泊市長の場合は、世界的に広がりつつある非核都市運動の高まりを背景に実行したのだった。

（３）非核都市宣言と市議会の反核宣言

80 年代に全世界にひろがった「非核都市宣言」運動は、昭和 55 年にイギリスのマンチェスター市から始まったといわれるが、昭和 57 年 6 月の国連軍縮特別総会に向けた国際的

な反核運動の高まりを受けて日本でも非核自治体宣言運動が全国に広がり、多数の自治体が非核自治体宣言や議会決議を行ない、全国では1174自治体（昭和62年現在）、県内でも29市町村が決議を行ない、その多くが「日本非核自治体会議」に加盟している。

とくに沖縄では、昭和57年6月に開催される第2回国連軍縮特別総会へ県独自の代表団を派遣するための市民運動が広がっているが、各市町村や議会でも国連に核軍縮の声を届けようとする自治体と市民団体が連携した反核平和運動が高まりつつあった。思想・信条を超えた全県民連帯による反核運動をめざす「平和をつくる沖縄百人委員会」は県内53市町村に「非核平和宣言の決議」を呼びかけた。はじめは革新自治体を中心にして「非核宣言」を決議したが、反核にイデオロギーはないとする保守系市町村も同調し、「非核平和自治体宣言」または「非核平和議会決議」を行なう市町村が増えつつあった。那覇市議会でも市民の声を受け止めて、昭和59年3月議会で議員提案によって独自に「平和樹立宣言」を決議した。行政当局を排除した「宣言」は他市町村の「非核都市宣言」とは性格を異にするが、昭和61年6月にふたたび決議される「核兵器廃絶平和都市宣言」のひな型というべき位置を占めている。

「核兵器廃絶、軍縮と平和樹立宣言

戦争をなくし、自由と平和な世界の実現を希望する人々の強い願いにもかかわらず、米ソ両超大国を中心とする大規模な軍備拡大はエスカレートするばかりで、かつてない深刻な危機に立たされている。

これらの事態は、新たな核兵器の製造や実験さらには配備や使用を誘発し、新たな核保有国の出現を誘起するものであって、断じて許すことはできない。

日本国民は、世界で唯一の被爆国民として痛切な体験をもち、戦後38年、今なお多数の原爆犠牲者が苦しみつづけている。

核戦争がおこれば人類の生命は奪われ、健康は侵され、文明も文化も廃墟と化すことを知る唯一の国民である。

那覇市民は自由と平和を愛し、戦争を憎み、世界のあらゆる国の政府、あらゆる国民、あらゆる団体が、思想、体制、信条、党派の立場を超越して、純粋な人道主義に立脚し、核兵器廃絶、完全軍縮を実現するために全力を集中し、人類を絶滅から救い恒久平和を確立するよう宣言する。

昭和59年3月28日　　那覇市議会」

（4）「核兵器廃絶平和都市宣言」決議

昭和60年8月、広島・長崎に原爆が投下されてから40年目を迎えた両市の呼びかけで「第1回世界平和連帯都市市長会議」が現地で開催された。海外22か国の63都市、国内30自治体の首長が参加して「核兵器廃絶をめざして－核時代における都市の役割」をテーマに意見交換を行ない、会議の報告書は第3回国連軍縮特別総会に提出されることになっていた。親泊市長も出席して、「平和構築への都市の役割」と題して意見発表を行なった。内容は、那覇市が全国で唯一の地上戦の悲惨な体験をふまえて、戦争につながる一切の施策を拒否することを市政の柱にしていることを中心に、具体的には①84年3月に那覇市議会が「核兵器廃絶、軍縮と平和樹立宣言」を決議したこと。②那覇市が市有地を米軍基地

に使用させないために内閣総理大臣を相手取って違憲訴訟を提起していること。③復帰後12年間、自衛隊員募集の委託業務を拒否し続けてきたこと。④憲法9条を彫り込んだ「恒久平和祈念碑」を建立したことなど、親泊市政の平和行政の実績を報告した。

しかし、この国際都市大会で那覇市は特別招待ゲストという立場であって、まだ正式には「非核宣言都市」の一員ではなかった。那覇市はまだ「非核都市宣言」を決議してなかったのである。親泊市政発足早々の昭和59年12月議会においても、与党議員から「非核平和都市宣言」を早期に決議すべきとの意見が出されたが、野党の同意が得られず市当局からの提案は見送られた。

昭和61（1986）年は国連の「国際平和年」の初年であった。親泊市長は新年の抱負として、「那覇市はまだ非核都市宣言を打ち出していないが、（国際平和年）を機に野党ともじっくり話し合いを重ね、つめていきたい」と語った。

3月定例議会における「昭和56年度施政方針」の演説でも、「今年は『国際平和年』でもあり、議会のご協力を賜り、一日も早く、那覇市を非核都市として、世界に宣言することができますよう尽力する」と議会野党の理解と協力を求めた。

しかし、野党との調整がまとまらぬまま再び議会への提案を見送ることとなった。

非核都市宣言の決議案は前年から持ち越されてきた重要案件だったが、野党側は市当局議案に賛成する気配はなかった。反対する理由は、①84年3月議会で、議員提案を受けて那覇市議会名義で「核兵器廃絶、軍縮と平和樹立宣言」を決議している。改めて決議する必要はない。②市長提案の「宣言」を決議すれば二重になり、議会軽視になる。③親泊市長の提案で「宣言」を出せば、政治的に利用されることになる。

市長側は、①「那覇市議会としての宣言」でなく、議会と行政が一体となって「那覇市としての宣言」にした方が発信力が大きくなる。②「非核宣言都市」になると全国組織との交流ができるし、広告塔の設置など平和行政の事業として展開しやすい。

両者にそれなりの理由があったが、根底には革新市長の平和行政に対する批判的評価がからんでなかなか合意には至らなかった。市当局としては全会一致で可決したいので野党・新政会と協議を重ねたが、結局合意に至らず継続審議となった。

6月議会（第129回定例会）に持ち越された同議案は、まず総務委員会で審議されたが、採決では、社大、共産、公明、社会、民社の賛成で可決された。最終日の本会議では、野党（新政会）が退場した中で、市当局が提案した決議案は全会一致で原案通り可決された。

「核兵器廃絶平和都市宣言

世界の恒久平和と安全は、人類共通の念願であり、至高の目標である。

われわれは、国連憲章ならびに日本国憲法に基づく世界平和と「あけもどろの都市・なは」の基本構想のもとに平和・生活・文化都市の実現をめざして、安心して住める都市として発展するための努力を続けているところである。

しかるに、今日の世界は、核兵器の増大と拡散により人類の生存に深刻な脅威を与えている。去る大戦において、凄惨な地上戦を体験したわれわれは、二度と戦争をくり返さないために核兵器の完全廃棄こそが、市民にとっての安全保障であることを確認する。

われわれは、すべての核兵器保有国に対して、ただちに核兵器の廃絶を断行し、人類の平和的共存の道を踏み出すよう強く訴え、ここに那覇市は核兵器廃絶平和都市たることを

全世界に宣言する。

昭和61年6月12日　　那覇市」

那覇市では「平和都市宣言」決議の1周年を記念して、昭和62年7月に、「核兵器廃絶平和都市・1986年6月12日宣言・那覇市」と鮮やかに大書された広告塔を市民体育館前に設置したのに続いて、本庁や3支所、与儀公園などに増設していった。

（5）NAHAマラソンと自衛隊参加問題

4期16年続いた平良市政の後継者として第24代那覇市長に就任した親泊康晴市長の門出を華々しく飾ったのは昭和60年12月8日に開催されたNAHAマラソンと昭和62年の海邦国体であった。いずれも沖縄で初めて開催される大型スポーツ祭典とあって、市民はじめ県民がこぞって待望した一大行事であったが、このビッグイベントを成功させるには発足したばかりの親泊市政にとってクリアしなければならない2つの懸案があった。すなわち、自衛隊の参加問題と、国旗国歌問題である。

昭和60年12月8日　第1回NAHAマラソン（『市民の友』第420号）

復帰以来13年間、那覇市の主催・共催行事への自衛隊員の参加問題は、復帰の時点で多くの県民の反対を押し切って自衛隊が配備されて以来、自衛官募集業務や成人式への自衛官参加などで平良前市長は自衛隊への協力を拒否し続けてきた経緯があった。親泊市長も基本的には前市長の姿勢を継承する立場を鮮明にしていた。

スポーツ行事への自衛官参加問題に親泊市政が最初に直面したのは第8回沖縄一周市郡対抗駅伝大会であった。昭和60年2月14日、親泊市長は、第8回沖縄一周市郡対抗駅伝大会への自衛隊参加問題について市体協の役員に会い、自衛隊の参加を見合わせるよう申し入れた。市長の言い分は、「沖縄は日本で唯一地上戦を体験した県であり、県民、市民の間には反戦平和に対する意識が高く、自衛隊への意見も2つに割れている。大会の趣旨は地域のスポーツ振興に寄与することである。しかし、今回の大会は自衛隊員の参加で選手、役員の引き揚げなど混乱が予想される。これでは何のためのスポーツ振興か分からない。皆さんの立場も分かるが、混乱を未然に防止するという意味から、従来通り自衛隊員の参加を見合わせてもらいたい」という趣旨だった。これに対し市体協の伊波会長らも、「われわれも自衛隊に対する県民感情は強烈に受け止めている。しかし、大会は16日に迫り選手の変更はできない。スポーツの原点はどんな人間も差別しないということであり、陸協側の意向を尊重して既定方針通り出場する」と申し出を断って、8人の自衛隊員を選手として出場させた経緯があった。

続いて、3月にはNAHA市民マラソンへの自衛隊員参加問題が市議会でも議論されることになったのである。

NAHA市民マラソンは、奥武山公園から摩文仁岬の平和公園を廻ってくる 42.195 キロのフルマラソンで、姉妹都市であるハワイ州ホノルル市の提携事業として那覇市が中心になって開催するスポーツ祭典である。ハワイ州ホノルル市と那覇市は 1960 年に「姉妹都市」の縁組みをむすび、市議会も 59 年 12 月と 60 年 3 月に都市提携に関する決議を行なっている。「ハワイと沖縄とは地理的環境、気候風土、産業移民の歴史的背景等により親近の間柄にあり、特に戦後は各方面の交流が頻繁になり、親近の情けは益々深くなった」「那覇市議会は、両市民の連携によって両都市間の経済文化の交流を増進し、相互の信頼と理解を深め、以ってホノルル市郡と那覇市の友好親善に資することを確信し、ここに両市の提携成立を宣言する」と唱っている。NAHA市民マラソンは世界的に人気のあるホノルルマラソンとの提携事業の一つとして 12 月第二日曜日に両市で同時に開催されることになったが、「太陽と海とジョガーの祭典」と銘打ったこのスポーツの祭典に、自衛隊員を参加させるかどうかで市議会で議論が持ちあがった。

昭和 60 年 3 月 11 日の 3 月定例会の各党各派の代表質問で、友利玄雄議員（自民党）が質疑に立ち、「平良前市長は過去 16 年イデオロギーを最優先に市政を運営してきたが、親泊市長にはイデオロギー論争をやめて行政に専念してほしい。…ホノルルと提携した那覇マラソンが準備されているが自衛官は出場できるのか」と市当局の見解を糺した。これに対し市長に代わって宮平経済部長が答弁に立ち、「同マラソンの参加資格は希望すれば誰でもできるのが原則である。自衛官であれ、一市民一個人としての参加であれば当然認める。しかし、自衛隊の宣伝を目的とした参加などは認めることはできない」と答えた。

続いて 14 日の一般質問で、与党の赤嶺宗一議員（社大党）が再び同問題をとりあげ、「自衛隊は憲法違反である。個人としての参加を認めるということは遺憾に思う。自衛隊員の参加を見合わせるよう要請すべきではないか」との質問に対し、今回は市長自ら答弁に立ち次のように答えた。「先の答弁には若干舌足らずの面があった。自衛隊への基本的認識をいえば、自衛隊は憲法違反の存在で、組織、団体としての活動は認められない。個人が市民登録をすれば市民である。市民としての権利の行使は基本的に尊重しなければならない。沖縄は他府県と違い反自衛隊感情があり、権利の行使については配慮を願っている。原則論で、那覇市が主催、開催する行事には市民ならだれでも参加できる。しかし、自衛隊員が参加し、混乱が予想される場合には事態の収拾をしていくのも市長の責務である。NAHA市民マラソンの成功を期したい」と強調した。この発言は、もし自衛隊員が参加することで混乱が予想される場合は辞退を要請することを示唆することで、市長の反戦平和の立場を再確認するものであった。

「太陽と海とジョガーの祭典」と銘打った第 1 回NAHAマラソンは昭和 60 年 12 月 8 日午前 9 時に親泊市長の号砲で開幕した。県内外から参加した 4500 人余のランナーが大典寺前をスタート、42.195 キロの南部街道コースをまわって 4301 人が完走し、さしたる混乱もなく成功裏に終わった。

この市民マラソンの経験は昭和 62 年開催の海邦国体へ生かされることになる。

（６）海邦国体開催

昭和 62（1987）年に開催された海邦国体（第 42 回国民体育大会）は全国一巡の最後を締めくくる大会であり、沖縄の日本復帰 15 周年を記念する大会でもあった。

昭和 48 年 5 月には沖縄の復帰を記念した「若夏国体」（復帰特別国体）が奥武山競技場で開かれたが、「本土との格差是正」を命題とする新生沖縄県にとって全国的行事である正式国体が沖縄県民意に「日本復帰」を実感させる行事として特別の意味があった。

海邦国体夏季大会　沖縄県総合運動場（『写真につづる那覇戦後 50 年』）

那覇市議会でも昭和53年3月議会で、県知事、県議会議長宛てに、「県は、昭和 62 年の国民体育大会の誘致決定を早急に行い、その公式表明をするよう強く要請する」とする「沖縄国体誘致に関する要請決議」を行なった経緯があった。

昭和 59（1984）年 7 月、日本体育協会が第 42 回国民体育大会夏・秋大会（別称・海邦国体）を昭和 62（1987）年に沖縄県で開催することを正式決定したことに伴い、那覇市では海邦国体那覇市実行委員会を発足させた。昭和 60 年 3 月には、市民憲章推進協議会や婦人連合会支部、自治会長連合会など 300 団体が結束して「海邦国体那覇市民運動推進協議会」を設立して、多彩な市民運動を展開することになった。海邦国体で那覇市が主会場になるのはバレーボール、テニスなど夏季大会 2 種目、秋季大会 7 種目と決まり、市は主な施設として識名公園内の市民体育館、漫湖公園の市民庭球コートなどのスポーツ施設の建設に取りかかった。親泊市政 1 期目の大事業がいよいよ始動した。

だが、海邦国体を成功させるには親泊市政として超えなければならないハードルがあった。那覇市議会では、昭和 61（1986）年 3 月定例会の一般質問で、新政会の議員が、「海邦国体の成功を図るためには次の点についてどうしてもクリアすべきだと思うが、①国歌・国旗の問題、②自衛隊参加の問題、③天皇御来県の問題について親泊市長はどう考えているか」と問題提起を行なった。たしかに、日本体育協会の「国体開催基準」の中には国旗掲揚と国歌斉唱の実施が規定されていた。日の丸・君が代問題は、教育現場の問題にとどまらず、海邦国体の準備に追われている開催地市町村にとって避けて通れない政治問題として波及してきた。

昭和 62 年 3 月議会では、野党議員から海邦国体と日の丸問題について質問が出た。「那覇市で開催される種目を天皇陛下が観覧されるなら、日の丸を掲げてお迎えすべきだと思うが、那覇市長としてはどう対応するか」という質問に対し、親泊市長は「天皇陛下は県都で開催する種目を観覧される慣例があるという。私は日の丸問題はあくまでも国体を成功させることを第一義に考えたい。天皇陛下についても従来の慣例に従って、その範囲内でお迎えしたい」と答弁して、例年の国体式典の要綱に従って粛々と秋季大会の開会式典

を行なう考えを述べた。

「きらめく太陽、ひろがる友情」をスローガンに掲げた海邦国体の秋季大会は、昭和 62 年 10 月 25 日から 30 日まで県内各地で展開された。開会式には天皇皇后両陛下が出席される慣例だが、天皇不例につき皇太子夫妻が名代として来県された。

沖縄には天皇・日の丸・君が代に対する複雑な県民感情が根強く、開会準備の段階から那覇市民のあいだでも賛否両論の議論が交わされ、一部では日の丸掲揚や君が代演奏をめぐって不測の事態も発生したが、那覇市内の会場にかぎってはさしたる故障もなく、スポーツの祭典にふさわしく市民に大きな感銘を残して大成功のうちに幕を閉じた。

（７）日の丸・君が代問題と市議会決議

琉球処分や沖縄戦の歴史的な記憶をもつ沖縄県民の意識の中には、もともと天皇制への疑問や日の丸・君が代への反感が根強いうえに、「核も基地もない平和な沖縄」を目標に島ぐるみ復帰運動を続けてきた多くの県民にとって「基地つき沖縄返還」の現実に対する不満や失望感が強く、復帰協や革新政党などを中心に自衛隊の沖縄配備や「日の丸・君が代押しつけ」に反対する世論が根強かった。そこへ昭和 60 年 8 月、文部省は学校行事における日の丸掲揚と君が代斉唱の実施状況について、全国調査に基づき全国の教育委員会へ「国旗掲揚・国歌斉唱」を徹底するよう通達を出した。実施成績が全国最低という沖縄県では、ただちに各教育委員会が小中高校へ強力な指導を徹底するよう通知を出すに及んで、高教組・沖教組を中心とする民主団体、平和団体などが激しく反発するという事態が起こっていた。

昭和 60（1985）年 9 月、沖縄県議会の 9 月定例会で保守県政の多数与党である自民党と新政クラブは「日の丸掲揚、君が代斉唱促進決議案」を提案した。文部省が全国教育委員会に出した通達を受けた形での行政措置だったが、教育現場だけでなく昭和 62 年開催の海邦国体をにらんでの提案だった。

社大党、社会党、共産党などは「沖縄の歴史的経緯を考慮すると、日の丸・君が代を強制することは許されない」と強硬に反対、議場周辺では抗議行動をくり広げる労組や民主団体などと、「日の丸・君が代」推進派の右翼団体が小競り合いを起こすなど、騒然たる雰囲気のなかで多数与党の強行採決で決議案は採択された。

那覇市議会でも、日の丸・君が代問題は与野党が激突する火種になった。

昭和 60（1985）年 9 月 17 日に開会した 9 月議会（第 121 回定例会）には、恵忠久史学研究所から「国旗掲揚と国歌斉唱の促進について」と題する陳情が提出されていた。これに対抗して、高教組那覇支部から、「市庁舎など公共施設や諸行事等での日の丸掲揚・君が代斉唱強制に反対することについて」、沖教組那覇支部から、「日の丸掲揚、君が代斉唱を市の管理する施設、市主催の行事へ押しつけることに反対すると同時に、学校現場の自主・主体性の尊重を今後も保障するよう要求することについて」、また、自由法曹団沖縄支部から「『日の丸』掲揚と『君が代』斉唱の強制禁止について」と題する反対陳情が屋宜宗一議長に提出されていた。議長は「みなさんの意向を尊重し、さっそく総務委員会に付託したい」と受理した。

7 月市議会議員選挙の結果、議会はわずかに革保が逆転しており、総務委員会（安里仁

那覇市議会が傍聴制限

日の丸、君が代決議問題

議員通じ整理券

市職労 民主団体「前例ない」と抗

午後にも本会議採択

昭和 60 年 9 月 30 日（夕刊）『琉球新報』

愛委員長）でも自民と民社の野党が 6 議席、共産、公明、社大、社会が 5 議席の構成であった。9 月 27 日の最終日に開かれた同委員会は陳情処理をめぐって冒頭から激しく紛糾した。

与党側が、「日の丸、君が代問題は県民世論を二分し賛否両論が対立する重要問題であり、慎重審議の上からも継続審議にすべきだ」と主張するのに対し、多数議席を占める野党側は、「論議は尽くされた。今や結論を出す時期だ」と早期採決を迫った。議場は一般傍聴人も含めてヤジと怒号が渦巻き、与党側は「陳情者の意見も聴かず、審議もないままの委員会運営は議会制民主主義の無視だ」と数回の休会をはさんで抵抗したが、野党側の強行採決で「促進」の陳情を採択し、「強制反対」の 3 陳情を不採択とした。

さらに野党側は採択したばかりの「国旗掲揚と国歌斉唱の促進について」の陳情を受ける形で、総務委員会の野党議員が「国旗掲揚・国歌斉唱を励行する決議」案を提出し、これも多数決で採決して本会議に送った。

9 月 30 日の本会議の日は早朝から議場前は騒然としていた。慣例を破って、通常の先着順の慣例を変更して、議員 1 人あたり 3 枚ずつの傍聴券を前夜のうちに配布したために、一般傍聴者や那覇市職労などの反対派は議場から締め出され、開会前から物々しい雰囲気につつまれた。

本会議は予定より 30 分遅れて開会したが、野党・新政会から提出された「国旗掲揚・国歌斉唱を励行する決議」をめぐって、徹底審議を求める与党側と、討論打ち切りと即時採決を促す野党側が終始激突して議事は空転を続け、午後 3 時に野党議員から「討論打切り」の動議が出されたのを合図に議長が討議打ち切りを宣言して採決にはいり、新政会（自民）、民社、中立の賛成多数で原案は可決となった。

強行採決の波乱はさらに翌 30 日まで尾をひいて、両陣営から出された懲罰動議の審議をめぐって議場は取っ組み合いの場と化した。前日の強行採決の際に「（与党議員の）暴力行為によって意見を封じこめた」と野党議員が発言したために、野党側は「議員の名誉を傷つける発言」と問題視し、新政会から懲罰要求の動議が提出された。これに対し与党側は野党議員 2 人の暴力行為をとがめる懲罰要求の動議を出して対抗した。結局、与党議員 1 人に対する懲罰要求の動議は、賛成多数で懲罰委員会設置が可決され、12 月定例会に持ち越されることになった。また、野党 2 人に対する動議は反対多数で否決となった

去る 7 月の市議会議員選挙で、わずか 1 議席差とはいえ少数与党に転落した革新与党の議員たちは革保逆転の悲哀をかみしめることになった。

革新市政の那覇市議会が「日の丸・君が代促進」の陳情を採択し、決議まで行なったことは海邦国体を間近にひかえた他の自治体に対しても影響は大きかった。

「国旗掲揚・国歌斉唱を励行する決議

わが日本の象徴としての国旗「日の丸」、国歌「君が代」は国民に等しく定着しており、国際社会においてもあらゆる分野で広く認められているところである。

ところで、沖縄の戦後の歴史に鑑み国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況が他府県に比較して極めて低いことは、誠に遺憾なことである。そういう事態は全県民の共通の願いだった祖国復帰の理念に反するばかりか、次代を担う青少年の健全育成の面からも由々しき問題といわねばならない。

今日の物質万能的風潮を改め人間性豊かな社会を築くため、家庭を愛し、郷土を愛し、国を愛する心を養うことこそいま何よりも求められているところである。

われわれは、誇りある国旗「日の丸」を掲揚し、国歌「君が代」を斉唱しわが国民の永遠の平和と繁栄を願うものである。

よって、県都那覇市のあらゆる公共施設、特に、小中高校の行事において国旗掲揚が励行されるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和 60 年 9 月 30 日　那覇市議会

あて先　沖縄県知事、沖縄県議会、沖縄県教育長」

「国旗･国歌励行決議」はなおも尾をひいて 12 月議会でも与野党が激しくせめぎ合った。

12 月 9 日から始まった定例議会は開会冒頭、野党新政会から 9 月議会で決議された「国旗掲揚・国歌斉唱を励行する決議」を受けて議場に日の丸を掲げるようにと屋宜議長に日の丸と那覇市旗の寄贈を申し入れた。この取り扱いをめぐって与党側が異議をはさみ、議会運営委員会で全会一致で確認した日程通りに審議を進めるべきだと主張、両者の議論はかみ合わず予定されていた市当局からの議案説明もないままに議会は空転した。

午後 8 時になって屋宜議長の議長職権で日の丸が議場に持ち込まれた。これに与党議員団が一斉に反発、社大、共産、社会 3 党連名で屋宜議長の職権乱用を理由とする不信任案を提案､「屋宜議長は議運委で全会一致で決定した日程を変更､新政会からの提案を優先させ議会を混乱させた責任は重大である」と提案理由を述べた。これに対し、新政会議員は「日の丸は日本国のシンボルであり、日の丸掲揚の励行は 9 月議会で決議したことだ。議長が掲揚したことは立派な行為である」と反対意見を述べた。

数回にわたって各派交渉会が開かれたが両者の意見は平行のまま空転が続き、深夜の時間切れ間際となってようやく再開、市当局の議案説明の後に、議長不信任案が採決され、起立少数で否決され､議場には 10 年ぶりに日の丸が掲げられることになった。

ちなみに、この時点で議場に日の丸を掲げている市町村は 17 市町村（33%）で、那覇市議会の掲揚は他市町村に少なからぬ影響をあたえるとみられた。

議場への「日の丸」掲揚　市議会の議場内に初めて「日の丸」が掲揚されたのは、昭和 43（1968）年 9 月 17 日の第 105 回定例会である。主席選挙に立候補する西銘順治市長（保守系）の退任あいさつが議会で行なわれた、その日である。

「日の丸」は、これまで日本復帰運動のシンボルだった。しかし、復帰を前後して、保守系の人たちの間でひっぱりだこになり、逆に、革新系の人たちは「戦前の軍国主義のイメージと結びつく」と敬遠ぎみになった。

そういう中で、復帰から 3 年後の昭和 50 年になると、いつの間にか議場から「日の丸」が消えた。

この時の正副議長は、革新系の比嘉佑直と大浜長弘、市長は革新系の平良良松。

なお、教育現場における日の丸・君が代問題については、昭和61年3月議会で野党議員から市教育委員会の対応について、「那覇市教育委員会が2月28日付で市内各小中校長に出した、学校に於ける国旗・国歌問題の取り扱いについての通知は、学校現場に一任する、としているが、9月議会で行われた日の丸・君が代励行決議を無視したものではなか」という質問に対し、稲嶺教育長は、親泊市政としての「教育現場への不介入」という基本姿勢を踏まえて、「日の丸・君が代問題についての市議会の決議や県教育庁の指導は尊重する。2月28日付の学校現場への通知の内容は市教育委員会で法令に照らして慎重に検討した結論である」と答弁した。

第６章　第２期親泊康晴市政と議会

第１節　親泊市長再選と市政

（１）市長選挙・親泊康晴再選

昭和 63（1988）年 11 月 13 日に那覇市長選挙の告示がだされ、同月 20 日に投票が行なわれ、即日開票の結果、革新統一で親泊康晴候補が前自民党県連幹事長の平良哲候補に約 2 万 3000 票の差をつけて当選した。

今回の選挙は、まちづくりの在り方など那覇市の都市や経済活動など、自治体（那覇市）固有の問題が争点となっただけでなく、消費税導入の是非をめぐる税制国会の最中に選挙戦が行なわれていたことや、消費税の問題が国政の争点であるとしても、市民生活に影響する問題であること、従って結果的に、消費税問題への姿勢も、両陣営とも選挙の争点としてとりあげたことから、全国的にも注目された選挙となったのである。

具体的には、消費税について親泊陣営が市民や市政に重い負担を強いるものであり、断固反対であるという姿勢を示したのに対し、平良陣営は不公正是正のための税制改革は必要であり、国民的合意を得られるように検討してほしいという姿勢であった。

また、基地問題では、過重な基地負担が沖縄に集中しているという点では両陣営とも認識が一致しているが、その解決策において、親泊陣営が日米安保条約の破棄、基地の全面撤去などを打ち出したのに対して、平良陣営は日米安保条約が日本の平和と安全に貢献しているとし、基地の整理縮小を促進することを打ち出した。このように今回の選挙は、米軍基地の存在や国政の政策にも、直接あるいは間接的に影響を受けた形となったことも特徴的であった。

（２）親泊市政の特徴と「あけもどろの都市・なは」

地方の政治行政は、議会と行政の長との関係において、国政とは異なっている。すなわち、国の場合には、国会と内閣の関係は議院内閣制をとっており、内閣は行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負う。これに対して、地方公共団体の場合には、首長制をとっており、議会と行政の長は、ともに直接住民に対して責任を負うとされていることから、議会と首長とが対等・独立の関係にある。このような法制度の枠組みを前提として、親泊市長の市政の特徴や、親泊市政に対して議会の対応・姿勢などをみてみよう。

まず、親泊市長は、この時期の施政方針で、①反戦平和をめざす市政、②市民福祉と住みよい文化的な都市づくりを優先する市政、③市民本位にして清潔、公正に徹する民主的な市政など基本市政として堅持しいく旨を述べている。この方針は、同市長が初当選して以降、変わることのないスタンスである。

ところで、第 2 期の親泊市長の市政の施策の目指す基本的思想や目標は、昭和 63 年に作成された「第 2 次那覇市総合計画」（計画年度は 1988 年度から 1997 年度）に明記されている。第 2 期の親泊市長の市政の施策の展開・具体化を理解するためにも、また、その範囲内で、「第 2 次那覇市総合計画」を概観してみる。

「第2次那覇市総合計画」の中で、都市の理想像を次のように規定する。

「私たちのまち那覇市は、働きよく、動きやすい構造をもつと同時に、都市施設のすべての面で人間性が配慮された都市でなければならない。それは、人間とそれをはぐくむ自然と都市の施設とが三位一体となったまち、つまり人びとがしみじみと寄りそえるまちのことである。」「それは人間と自然が大切にされ、市民の生活と都市機能が融和した総合都市でなければならない。」と。

この総合都市としての融和と集合の美しさをもとめて建設される都市を、「あけもどろの都市・なは」として呼び、その基本目標、①すべての市民が平和のうちに明るく暮らせる平和都市、②すべての市民が生活水準の向上と地域社会の発展をめざす生活都市、③伝統文化と近代的な文化が調和した個性ある文化都市、の3つが設定されている。この「第2次那覇市総合計画（あけもどろの都市・なは)」でいう平和都市とは、軍事基地の跡地平和利用、基地のない都市、都市建設の全過程を平和の意志で貫くこと、美しい都市形態で安らぎのある都市、のことをいい、また、生活都市とは、「住み」「働き」「憩い」「支え合い」という暮らしの4つの機能が総合的に重なり合い十分に満たされていることをいい、健康で文化的な生活が保障された都市のことでもある。さらに、文化都市とは、人間が大切にされないところに文化の創造はありえないという認識の下で、文化と教育を一体としてとらえ、すべての市民が等しく文化生活を享受し、能力に応じて等しく教育を受ける機会が保障される都市社会をいう。

このように那覇市の都市像を「平和」、「生活」、「文化」の機能が調和した「あけもどろの都市・なは」として設定し、この都市像を実現するために、行政の運営にあたって徹底した民主主義を追求することにあり、このような市政のあり方は、①市民参加による都市づくり、②コミュニティ計画による都市づくり、③広域的な協力による都市づくり、④科学的な都市づくり、の施策によって具体化し、それが総合的、計画的に推進されなければならないとしている。また、「あけもどろの都市・なは」をつくりあげるために、市民が主権者となる自治行政を確立し、市民の立場から市民のための都市づくりを積極的に進め、地方自治の民主化を一層強化する必要も明記されている。

以上のような「第2次那覇市総合計画（あけもどろの都市・なは)」をベースにして、平和、福祉・生活、文化の3つを不可分の関係に捉えて、その3つに関連する施策を住民の目線から自治体の長として、なしうる事柄を全て実践しようとする点が、まさに親泊市長の市政の特徴なのである。第2期の親泊市長の市政が、「あけもどろの都市・なは」をつくりあげるために、どのような施策を展開してきたのか、その概要を具体的にみてみよう。

（3）「平和都市」実現のために

この平和都市の実現は、第2期の親泊市長の市政の施策にあって4年間一貫してみられる政策・施策であり、各年度の施政方針でも、「平和なくして福祉なし」を理念として、戦争につながる一切の施設を排除し21世紀を展望した新しい時代の都市づくりを推進する、と述べている。

まず、平和主義に沿った具体的施策である。平和主義を重視した施策は、後でも取り上

げるが、軍用地違憲訴訟の提起やその他、対潜水艦戦作戦センター（ASWOC）に関する建物等の情報公開に対する姿勢などでもみられるところである。これらの訴訟は、自治体が人権や平和の砦（とりで）となりうること、また、国と自治体は対等平等の関係となることを示した点でも、意義深いものがある。

ところで、この時期、軍用地違憲訴訟は一審で敗訴し親泊市長が控訴を断念したため判決は確定したのだが、次に親泊市長は、訪米直訴団を組み、団長として那覇港湾施設の早期返還要請のため渡米した（平成３年９月 27 日～10 月６日）。これは、一見すると国の専決事項のようにみられる外交政策であっても、当該政策や国際的な関わりの中で自治体（那覇市）が影響を受ける場合に、自治体の長は、住民の権利を守るために、あらゆる手段をとりうることを示したものであり、いわば自治体外交の先駆け的な試みでもあった。

１．防衛情報の情報公開とその取消訴訟および執行停止

那覇防衛施設局長は、昭和 63（1988）年 12 月６日、建築基準法に基づき、市内に建築予定の海上自衛隊庁舎（以下、「本件建物」という。）の建築工事に関する計画を那覇市建築主事へ通知した。那覇市建築主事は、建築計画につき建築基準法に適合している旨の判断を下した。本件建物は、司令部が入る施設であるが、その地下階部分には、対潜水艦戦作戦センター（ASWOC）の指揮所及びこれに必要な電子機器等が設置されている。

那覇市職員労働組合等は、那覇市情報公開条例に基づき、「航空自衛隊那覇基地内に建設される予定となっている対潜水艦戦作戦センター（ASWOC）に関する建物の設計図及び建築申請に関する資料」の公開を請求したが、那覇市長は非公開とする旨決定した。

那覇市職員労働組合も、同年６月１日、同様の公開請求をしたが、那覇市当局は、同月 12 日、非公開とする旨決定した。那覇市職員労働組合等は、それぞれ非公開決定に対し異議申し立て、調査したところ、同資料は防衛自体も秘密指定をしていないことが判明、那覇市は同資料を民主的手続きを経て公開すると表明、那覇市長は、同年９月 28 日、那覇市職員労働組合等に対する先の非公開とする旨の決定を取消し、本件文書を公開する旨決定した。これに対して、防衛施設局は、公開決定により秘密保護等に係る法的利益の侵害を受けたとして、平成元（1989）年９月 28 日、本件処分の取消しを求めて那覇地裁に提訴するとともに、本件処分の執行停止を申し立てた。

那覇地裁は、同年 10 月 11 日、本件処分の効力は、その一部分につき、本案判決確定に至るまでこれを停止する旨決定し、その余の申し立てを却下した。被告となった那覇市は、決定を受けて、本件計画通知に係る文書のうち、執行停止されたものを除く文書（以下、「本件公開図書」という。）を公開した。

２．軍用地違憲訴訟全面敗訴

那覇市は、在日アメリカ合衆国駐留軍施設内に存在する市有地（約１万 5000 ㎡）について、いわゆる駐留軍用地特別措置法第５条に基づいて内閣総理大臣がした土地使用認定処分を争う中で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下、「安保条約」という。）および同条例第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍

隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）そのものが違憲、違法であること、さらに、米軍基地に私有地を提供する公益よりも、那覇市の跡地計画により漁港、フリーゾーン等に利用することで土地を市民に使わせる公益が優先されると主張して、当該処分の違憲・違法を主張して取消しを求める訴えを提起した。那覇地方裁判所は、平成3年5月29日に右処分には違憲な点はなく、また、右処分には、裁量権の逸脱ないし濫用があったということはできないとして、那覇市の訴えを棄却した。この判決を受けて、那覇市議会6月定例会の一般質問で、野党・自民党の議員が質問し、「裁判は市長の専決処分で行なったが、控訴については市民代表たる議会に承認を得るべきだ」と追及したり、また、「判決は基地の公益性を強調、憲法上も米軍駐留は平和に寄与している。」と述べるなど、市側の敗訴を受けて控訴をしないよう迫った（『沖縄タイムス』平成3.6.4）。

親泊市長は、市の主張の正当性について次のように述べた。「今回の地裁判決では本市の主張が受け入れられずに残念な結果となった。しかし本市の主張が間違っているとは思わない。本市は狭い地域に31万市民が住んでいる。この現状を見た時少なくとも、市民の土地は市民に使わせる、いわゆる公共の福祉の優先を主張して、訴訟を提起してきた。」（『琉球新報』平成3.6.4夕刊）。それから2日後、親泊市長は、判決の内容を慎重に検討した結果、安保条約の違憲性を統治行為論で回避する司法全体の姿勢を覆すことが困難であると判断して控訴を断念する声明をだした。親泊市長は、後に回想録で、控訴断念の理由を次のように述べている。「断念した大きな理由の一つは、この判決の偏りだった。司法と政府の癒着ぶりをまざまざと見せつけられた。安保条約の違法性を統治行為論で回避する司法界全体の姿勢は、いかんともし難いと思った。裁判経費の予算が市議会で削減されたことも断念の大きな理由の一つだった。」（親泊康晴『心水の如く』P67）。

ところで、今回の訴訟は、その結果の是非はともかくとして、自治体が国を相手に安保条約の違憲性を争った全国でも初めてのものであり、自治体が市民に代わって（市民の代理人として）、何が真の公益かを争ったところに、特筆すべき点がある。また、自治体と国とは対等平等な関係であって、法令等の解釈で国と自治体とで対立があった場合には、司法の場で国を相手に争うことができることを認知させることになったのである。

平成3年9月27日～10月6日　那覇港湾施設返還要請で市長と共に訪米。市議会を代表して唐真議長、中島徳良、新崎真次郎議員が参加。写真はパッツィー・ミンク下院議員に要請しているところである（『那覇市議会だより』第105号）

なお、那覇市議会は、6月12日の最終本会議で、判決に関わりなく、那覇軍港を住民福祉のために使うべきだとして、那覇軍港の即時返還を求める意見書と要請決議を全会一致で採択している。

（４）市民福祉と住みよい都市づくり

住みよい文化都市づくりの具体的な施策としては、ごみ問題への対応、女性問題への対応、コミュニティ行政の生成、などを挙げることができるだろう。これら以外に、市民生活に関わって、親泊市政の第２期の取り組みとして特に取り上げるべきものに、暴力団の根絶と市民生活の平穏確保に関する取り組みがある。

１．暴力団追放運動

那覇市の暴力団追放の取り組みは、これまでも再三あったが、市当局（市長執行部）、議会、市民全体が連携・協力しながら暴力団の根絶と市民生活の平穏確保のための施策や運動を展開したという点では、この親泊市政第２期の取り組みの特徴でもある。

平成２年 12 月 14 日　暴力団壊滅那覇市民総決起大会
『那覇市勢要覧　市制施行 70 周年記念誌』

まず、その背景であるが、平成２（1990）年９月 13 日以降、沖縄県内最大の組織暴力団である旭琉会の内部対立抗争から拳銃使用による発砲事件が相次いでおこり、同月 22 日、23 日に那覇市と沖縄市で、一般市民と警察官が巻き添えにあうという事態にまでなった。特に那覇市においては、暴力団事務所が 20 か所以上もあり、また、発砲事件も９月 13 日以降から、わずか３か月の間で、高校生射殺事件を含め発砲事件は13件という事態であり、市民生活、教育現場、経済活動などで、市民を恐怖と不安に陥れた。

このような状況の中で、那覇市議会は臨時議会を開いて、暴力団の根絶に関する決議をしたり、暴力団対策特別委員会を設置したりした。また、市民に払い下げた市有地がわずか１週間後に暴力団幹部に転売された事件で、市有地払い下げ地明け渡し訴訟を提起することに対して、議会も同意した。また、今回のような暴力団への転売が行なわれないようにするために、那覇市は、転売禁止条項の登記簿登記や違反した場合の違約金支払いなどを盛り込んだ売買契約書の改正を行なうなど法的整備を行なった。

平成２年 12 月 14 日　暴力団壊滅那覇市民総決起大会に参加する那覇市議会。パレードの後、丸長一家総長宅、錦一家事務所、三代目旭琉会翁長会長宅で大会での決議文を手渡した（『那覇市議会だより』第 101 号）

市民の取り組みとしては、暴力団の対立抗争が激化する中、平成

2年9月27日に「暴力団追放那覇市民総決起大会」（主催・那覇市など）が開かれ、約千人の市民が結集し、関連団体などから、暴力団追放の決意表明などがなされ、市民ぐるみで暴力団追放に当たることを誓い合った（『琉球新報』平成2.9.30）。その後も那覇地区防犯協会、那覇市婦人連合会、那覇市PTA連合会などの団体の協力も得て、暴力団の対立がある毎に、追放運動が展開される。

２．ごみ問題への対応

ごみ問題は、都市化が進む中で、日常の生活の中で生じるゴミを、どのように処理するのか、都市問題に固有の問題としてごみ問題が全国的にもとりあげられてきたことも、あげられていた。那覇市も都市化にともなって、ごみ問題が行政の重要な課題となってくるが、那覇市の場合には、38ｋ㎡しかない地域に、30万人が住みつく超過密都市であることから、市域内に十分な焼却炉や最終処分場が造れず、南風原町に頼らざるを得ない、いわば抜き差しならない状況に立ち至っていた。

このような情況の中で、親泊市長は、平成3年の施政方針の中で、「私は、ごみ問題は市政の緊急かつ最大の課題であると考え、平成3年度を『那覇市ごみ減量元年』と位置づけ、市民、事業者、行政が一体となった資源リサイクルシステム作りを中心に、ごみ対策に全力をあげてまいる所存であります。」と述べている。

それ以降、親泊市長は、「ごみを制するものが那覇を制す」の気概を持ち、ごみ問題に取り組むことになる。まず、最初の取り組みは、ごみの減量・資源化計画であり、ごみの分別を3分類から5分類に分別化することで、資源化を図り、減量化を進めていくことにし、平成3年に庁議決定し、実施した。同時に、地域で率先して市民指導を行なうクリーン指導員制度も発足させた（親泊康晴『心水の如く』P112-113）。

３．コミュニティ行政の展開

那覇市は、「第2次那覇市総合計画」の中で、「市民がそれぞれの地域で、自主性と連帯性をもってコミュニティを形成し、活発なコミュニティ活動を展開しつつ、住みよく、豊かな都市社会の形成へと参加し協力する体制が目標達成の最も大切な方策である。そのために、市民の自治意識の高揚、市民参加の推進、情報公開、広報、広聴の拡充など市民の参加と協力のための条件整備を積極的に推進する。」と宣言した。これは、コミュニティ活動を民主主義の観点から捉えなおすものであり、この方向の施策を積極的に展開する行政を、親泊市長は平成3年の施政方針の中で、「コミュニティ行政」と表現している。

親泊市政第2期において、親泊市長は、コミュニティ行政の強化として、移動市長室の開催、市民相談業務の拡充、情報公開制度の充実、情報提供や広報活動の強化に加えて、民主的な市民参加の実現強化を図ることをあげている。具体的には、「那覇市コミュニティ振興計画」を策定し、この計画を基にして市民への広報活動に加えて、首里地区全体を「コミュニティ活動活性化区域」に設定し、コミュニティ活動の活性化を図ったり、自治会の集会施設について集会場を有していない自治会への施設借り上げ助成を行ったりした。

（５）「文化都市」実現のために

「第２次那覇市総合計画」では、「あけもどろの都市・なは」の重要な柱として「文化都市」の実現をあげている。親泊市政は、これまでも文化面を重視する姿勢を示してはいたものの、個別的な対応であった感は否めない。文化行政を総合的に捉え展開し始めたのは、親泊市政第２期の３年目からであった。平成３年の施政方針に、「文化行政の推進」という項目が入り、これまで、施政方針では「文化の振興」などといった用語が散見されることはあったが、意識的に文化の振興そのものをまとまった課題領域としてとりあげるのは、平成３年以降である。重要な点は、この文化行政の仕組みである。すなわち、

ア）市民の文化ニーズに応えるため、文化行政の充実強化を図る。

イ）そのため、文化行政推進体制の確立を図るとともに、文化行政の基本となる「那覇市文化都市基本計画」を策定する。

ウ）文化行政の具体的な手法として、

・新しい機能を有する文化施設として、パレット市民劇場のオープンといった、公共施設の活用

・文化財の保護・活用といった文化財保護行政

・文化振興基金による文化事業の実施、といった補助・助成行政

などを取り上げている。これらの手法は、多様な非権力的手段を用いることで文化行政の推進の形がみられる。

また、文化行政を総合的に推進し、充実・強化を図る目的で、平成３年４月に企画部に「文化局」を新設・発足させた。同局は、文化振興課と企画室、市民会館を統括したもので、部と課の中間に位置づけられ、パレットくもじ内に設けられる市民劇場や市民ギャラリーの管理・運営も行なうものである。

（６）市の公共工事不正発注

昭和63（1988）年11月26日に建設部長と業者３人が贈収賄容疑で逮捕された。この事態を重くみた那覇市は、同月28日に緊急庁議を開き、事件の再発防止のために「綱紀粛正に関する特別委員会」を同日付で設置することを決めた。同委員会は、稲福（いなふく）助役を委員長とし、総務、企画および土木の各部長にその他３人を加えて計７人で構成されていた。

市議会では、第151回市議会（定例会）が同年12月５日に開会されて、冒頭親泊市長は、「市民の負託に応えるべき時期に職員の不祥事が起こった。あらゆる手段を講じ、不退転の決意で再発防止に取り組む」と決意を表明した。同日、野党から直接の上司である稲福助役の辞職を求める決議案が提案されたが、与党が決議案の対応を協議するために休憩に入るなど、初日から議会は空転した。同年12月６日に、与党側（社大・社会クラブ、共産、公明、市政クラブ）は、「この時期に議会がすべきことは、事件の真相の徹底究明と綱紀粛正を求める決議だ。」などの理由から、助役辞職勧告決議に応ぜず、退場した。これに対して、野党各派（新政会、清風会、市民クラブ、民主クラブ）は、「昭和60年に発生した大東航業贈収賄事件に引き続き、またしても本市発注の公共工事に絡む贈収賄事件が発生して市民に多大な迷惑をかけ、市政に対する信頼を著しく失墜させている。このことは、直

汚職追及で波乱含み

那覇市議会が開会

野党 市長の監督責任問

市長、再発防止を表明

昭和 63 年 12 月 5 日（夕刊）『琉球新報』

接の管理、監督の衝にある稲福助役の責任は重大である」ことを理由に、直接の監督責任者である稲嶺助役に対する辞職勧告決議案が可決された。辞職勧告決議は議会の意思を表明するものではあるが、それには法的拘束力はないことから、決議に従って辞職する義務は生じない。そのため、野党側は、当該決議のもつ政治的意味を強調して、それに従わないことは議会の軽視であることを指摘しつつ、市長に対して助役の辞職を迫った。これに対して、市長がこれを拒否したため、議会は空転した。

その後、議会は、昭和 63 年 12 月 12 日に、市の信頼を著しく失墜させた度重なる不祥事件を厳しく糾弾するとともに、二度と再びこのようなことが起きないよう、事件の真相の徹底究明を強く求める内容の「公共工事に絡む贈収賄事件を糾弾し、事件の真相の徹底究明に関する決議」案を、共産党が退場した中で、可決した。

さらに、12 月 18 日に、新たに土木部長も贈収賄容疑で逮捕されたため、野党（保守系）は、「本市発注の公共工事に絡む贈収賄事件は、公共工事の窓口である建設及び土木の両部長が収賄の容疑で相次いで逮捕されるという那覇市政はじまって以来の汚職事件にまで発展し、公共工事をめぐる業者との癒着の構図が浮き彫りにされ、全市民に大きな衝撃を与え、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させている。…もはや個々に至っては、一助役の責任の域を越えるものであり、市政の最高責任者としての市長の政治責任は、免れることはできないものと判断する。」という内容の「那覇市長親泊康晴君に対する辞職勧告決議案」が提出され、野党単独でこれを可決し市長に辞職を迫った。市長は、事件の真相の究明と再発防止が先決であるとして、これを拒否したが、稲福助役の辞職要求は受け入れた。

なお、汚職事件の原因究明と再発防止を検討していた「綱紀粛正に関する特別委員会」（委員長代理・石野朝忠（いしのちょうちゅう））は、平成元年１月 27 日に最終報告書を親泊市長に提出した。

報告書によると、汚職事件の原因は、①職員が全体の奉仕者としての自覚や倫理感に欠けていた、②長期間同一ポストに在職していて癒着しやすくなっていた、③癒着を事前にチェックすべき管理上のチェック機能が不十分であった、④業者側に贈賄が犯罪であるという意識が欠けていた、ことにあると説明している。この汚職の原因に対応する形で、汚職事件の未然防止の対策も組み立てられていて、独自に汚職防止手引を作成するなど公務員倫理の確立と資質向上を図ると同時に、入札、契約に関係する部署の職員の異動間隔を短縮したり、「職場環境活性化対策委員会」を内部に設置し汚職の防止対策を引き続き検討していく、としている。この報告に基づき、那覇市は、契約、入札、許認可に従事する管理職を対象とした「汚職防止特別研修」を行なったり、贈収賄の怖さを啓発したり、具体的な汚職防止策を展開した。

第２節　市議会議員選挙

（１）市議会議員選挙

親泊康晴市政第２期（昭和 63・12～平成４・11)の期間中に、一般選挙が平成元年７月９日（投票）に行なわれた。選挙には、44 議席を目指して 55 人が立候補した。

親泊市政の革新与党勢力が選挙前には 20 議席であったが、選挙の結果、22 議席にその勢力を広げた。

当選者は次のとおりである（得票順)。

平良 長政（社会・現)、平仲善幸（社会・現)、瀬良垣武安（社会・新)、翁長雄志（自民・現)、具志孝助（自民・現)、仲本嘉公（社大・現)、上原 清（自民・現)、高里鈴代（無・新)、中村昌信（無・現)、久保田淑子（公明・新)、赤嶺政賢（共産・新)、宮城宜子（共産・新)、安慶田光男（無・現)、大浜慶子（公明・新)、翁長政俊（無・現)、当真嗣州（共産・現)、国吉真徳（社大・新)、糸洲朝則（公明・現)、前田政明（共産・現)、浦崎唯昭（無・現)、久高将光（無・現)、中島徳良（公明・現)、赤嶺宗一（無・現)、松田義之（公明・新)、安里仁愛（無・現)、久高友弘（無・現)、幸地正博（公明・現)、大城勝夫（公明・現)、高良幸勇（無・新)、安里安明（無・現)、座覇政為（無・新)、唐真弘安（無・現)、友利玄雄（無・現)、大田朝美（無・現)、儀間 真勝（共産・現)、嘉数 進（共産・現)、古波蔵保吉（共産・現)、上原善吉（無・現)、新崎真次郎（無・現)、渡久地健（無・新)、我那覇 生隆（無・現)、亀島賢優（無・現)、真栄城守晨（民社・現)、仲村善信（無・現）

（２）正副議長選挙

地方自治法では「議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」（同法第 104 条）とし、「議員の中から１人を選挙しなければならない」（第 103 条）と定めている。また、副議長も、議員の中から１人を選挙して選ばれることになっていて、「議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、副議長が議長の職務を行う」こととされている（同法第 106 条)。市長と助役の関係が上下関係であり、助役は市長の職務を補佐する機関であるのに対して、議長と副議長とは上下関係にはなく、副議長は、いわば法的代位機関としての性格をもつものである。

また、議長（および副議長）の権限として、議場の秩序維持、議事の整理、議会の事務処理、議会の代表、委員会への出席・発言、議会招集に理由なく欠席した議員に対する懲罰その他の議会運営に関する諸権限を有している。

議長及び副議長の選挙は、議長又は副議長がいないとき（ともにいないときを含む）などに行なわれる。通常、一般選挙後初の議会のときに議長および副議長の選挙が行なわれる。

議長及び副議長の任期は、申し合わせにより或いは本人の辞職により、２年又は法定の４年毎に改選されていた。平成元年の第 159 回臨時会において正副議長の選挙が行なわれ、

平成4年3月9日　那覇市議会議事堂の扁額除幕式。市制70周年・友好都市締結10周年を記念して、製作を福州市に依頼。作者は朱棠溪（しゅとうけい）（『那覇市議会だより』第110号）

議長に唐真弘安議員、副議長には中村昌信議員が選ばれた。

この時期の議長および副議長選に関連して、平成3年8月の臨時会では、議長の選任をめぐって2日間空転している。平成元年の臨時会で唐真議員が議長として選出されているが、平成3年に唐真議長が辞表を提出したのは、議長の任期が地方自治法では4年と定められているのだが、那覇市議会では与野党間で2年交代という慣行ができていたための辞表提出のようであった。ところが、その当時の議会の与野党の勢力が22対22であったことから、与野党とも議会の採決に際して有利となるために自派からは議長を出さない方針をとり人選作業に入った。そのため、各派間の思惑から調整が難航して、議会が2日間にわたって空転したのである。その後、唐真議長が辞表を撤回して続投が決まり臨時議会はその後審議を再開したと報じられている（『琉球新報』8月23日、26日）。

（3）市議会議員補欠選挙

平成4（1992）年6月28日に市会議員の補欠選挙が実施された。定数8人、当日有権者数21万1259人、投票者数7万6523人、投票率36.2%、候補者数13人。任期は平成4年6月29日から平成5年8月3日までとなっている。

当選者は、次のとおりである（得票順）。

大城朝助（共産）、崎山嗣幸（社会）、東江芳隆（社大）、金城徹（自民）、大城春吉（無所属）、山田義宜（嵩）（無所属）、高里良樹（自民）、島田正博（無所属）

那覇市議会では、新たに8人の議員が加わったことに伴い、7月7日に新会派「民政会」が結成され、会派構成が次のとおりとなった。

〔与党〕　市民社社クラブ（9人）、日本共産党（8人）、公明党（7人）

〔野党〕　清政会（11人）、民政会（4人）、民主クラブ（2人）、平成会（2人）

第3節　議会の活動

（1）議会の権限

地方議会の権限は、議決権（地方自治法第96条）、行政の適正化を担保する各種の監視・統制権、および自立権に大別することができる。

議決権とは、地方公共団体の団体意思を決定する権限をいう。議決権は、議会の権限のうち、もっとも重要かつ基本的なものであり、議決事項として地方自治法第96条1項で法定列挙されているほかに、個別の法令によって議決事項が定まっている場合もあり、また、

条例によって議決事項を定めることもできる。

また、議会が執行機関に対して監視・統制権を有するのは、議会と執行機関との相互抑制による均衡を保つ観点から授権された権限である。監視権にも様々な整理が可能であるが、具体例を列挙するならば、検閲検査権（自治法第 98 条 1 項)、監査請求権（自治法第 98 条 2 項)、意見提出権（自治法第 99 条)、承認権（自治法第 179 条)、同意権（自治法第 162 条等)、不信任議決権（自治法第 178 条)、調査権（自治法第 100 条）を含めることができる。さらに、住民から受けた請願の審議・それに基づく措置の報告要求（自治法第 124 条・第 125 条）や長の計画作成への関与（自治法第 2 条）を通しても執行機関を監視・統制することができる。執行機関に対して、このように広範な監視・統制権が議会に認められているのである。

１．市議会の監視・統制権の事例

安謝新港小舟たまり場が完成し運輸省から許可が下りていて、漁船やレジャー船などが実際に使用しているにも関わらず、正規の公用（提供）開始はされていなかった。湾岸行政において小舟たまりという施設に対して執行機関は権限をもっていて、かつ公に供すること（＝公用開始行為があること）で、市民との関係で、時効取得、利用関係のあり方など、さまざまな法的効果が発生する。今回の事案では、那覇市は小船たまりを公に供するための手続を行なっていなかった。したがって、公の施設に対する使用料を徴収することができないことが原則であるにもかかわらず、使用料を漁船からは徴収しないがレジャー船などからは徴収していたようである。議会は、このような手続的処理・扱いを問題視し、その是正を図ったのである。これは港湾行政に対する議会の監視・統制権の例である（『琉球新報』平成 3.3.18)。

２．監視権の一環としての「不信任議決権」の事例

不信任議決権は、他の監視権に比べて執行機関の個々の内容についての監視を行なうものではなくて、執行機関全体を所轄する長の職を失わせるという手法で監視を行なうのであって、もっとも強力な監視権の内容をなすものである。

ところで、不信任議決は、住民の選挙によって選ばれた長の地位を失わしめるものであることから、その要件は地方自治法によって定められている。すなわち、議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意によって、当該不信任議決は成立することになる(地方自治法第 178 条)。また、不信任議決を行なうことのできる場合について、地方自治法上は、なんら限定をしておらず、先に述べた要件を満たしている限り、理由を問わず有効と解されている。その意味で、不信任議決について、地方自治法は手続的要件のみを定めているのである。また、議会が長の不信任をしたときは、その通知を受けた日から 10 日以内に、長は議会を解散するか、解散しない場合には、その職を失うことになる。那覇市議会においては、次の実例がある。昭和 63 年 12 月 19 日、建設部長および土木部長が贈収賄容疑で逮捕されたことから、野党 5 党は、その責任を問う那覇市長の辞職勧告決議を提案し可決された。この決議のもつ政治的意味は重いが、法的に整理するならば、今

回の辞職勧告決議は、地方自治法第 178 条の定める「不信任議決」には該当しない。また、当該不信任議決が成立する法定条件も厳しいことから、「辞職勧告決議」という形になったと思われる。

３．議会の自主解散をめぐる動き

議会の自主解散とは、議会自ら議員の任期満了前に、議員の資格を消滅させる決議であるが、これは「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」で定められているもので、現存議員の 4 分の 3 以上が出席し、5 分の 4 以上の同意があれば成立することになっている。

この議会の自主解散の動きが親泊市政第 2 期にみられた。前述したように、建設部長および土木部長が贈収賄容疑で逮捕されたことで、市長・市議補欠選挙後、初の議会となった 12 月の定例会は、市長当局の監督責任をめぐり、初日から空転し、10 日以上も審議に入れない状態が続いた。市民の中からは市民生活に直結する議案も数多く提案されているにもかかわらず、「本会議の中で汚職問題を究明すべきではないか」という批判もでていた。こうした情勢を受けて、野党側（保守系）は、「親泊市長の政治責任と議会空転の責任を明確化する」という理由で、昭和 63 年 12 月 20 日に自主解散決議案を提案したが、否決されたのである。

（２）那覇市議会の主な条例の制定

１．那覇市文化振興基金条例

「ふるさと創生事業」について：昭和 63 年から平成元年にかけて、「ふるさと創生事業」の 1 億円が地方交付税として那覇市にも交付された。本市では「那覇市文化振興基金」を創設することになり、創生事業の 1 億円と、一般財源、寄附金を加えた基金でスタートした。当初は、基金運用の果実を事業資金に充当していたが、その後、平成 14 年度から基金を取り崩して、那覇市文化協会への補助や、那覇市平和芸術祭等の事業を行なってきた。現在の基金残高は 6000 万円余である。

また、平成 3 年（1992 年）には、那覇市地域福祉基金条例を制定した。

この基金は、国の高齢者福祉推進 10 か年戦略の一環として、地方交付税で 1 億 5000 万円ほど措置されたものであるが、那覇市では、ふるさと創生事業の福祉版として位置づけた。具体的には、地域福祉基金は、同条例 1 条で、「地域における在宅福祉、健康及び生きがいづくり、民間活動の活発化等の施策を推進することにより、高齢者等の保健福祉の向上を図る」ために設けられた旨を定めて、その運用益で、同条例の目的にそった事業で、特に、ボランティア活動といった民間活動に対する経費等に充当することが念頭におかれていた。

２．議員定数減少条例

〔背景〕

市町村の議会の議員の総定数およびその増減については、地方自治法第 91 条第 1 項で定めている。本条項の定めるところによって、市町村の議会の議員の定数は、市町村の人口

に比例して当然に定められることになるが、条例によってこの法定の議員の定数を削減することも地方自治法第 91 条第 2 項によって認められている。この議員の定数削減に関する定めは、地方行政の簡素化・能率化をはかる趣旨から認められたものであって、全国的には、主として財政上の理由から議員定数の削減が実施されている。

ところで、那覇市議会の場合には、那覇市の人口が昭和 60 年 10 月の国政調査の結果、30 万人を超えたことに伴い、減員条例を制定しない限り、議員の定数が地方自治法の規定に基づき自動的に現行の 44 から 48 へと増加することになっている。

議長により、この問題について各会派に対して検討するよう問題提起がなされ各派交渉会にて協議が行なわれたが、全会派の一致をみるに至らず、第 132 回定例会において議員定数に関する 12 人の議員で構成された調査特別委員会が設置された（昭和 61 年 10 月 6 日）。

〔調査の結果〕

当該委員会は、執行当局や学識経験者等からの参考意見も聞きながら、議員定数に関する総合的調査・審査をした。委員会では次の 4 つの意見に分かれたため特定の結論を出すことができず、以下の①から③といった 3 つの意見を併記した調査報告がなされた。

なお、特別委員会では①案が 6 人、②案が 3 人、③案が 2 人、④案（保留）が 1 人ということであった。

①議員定数は、現行どおり 44 人とする。その理由は、全国的な傾向として行財政改革の観点から考える必要があること、行政の簡素化にともない議会の簡素かも図るべきでありそれが民意の反映であること、などがあげられている。

②議員定数は、法定より 2 人を減じて 46 人とする。その理由は、地方自治法の定める議員定数の定め方は大雑把であり、30 万人から 40 万に至った場合に 4 人増となっているものを、30 万人から 35 万人まで 2 人増と 35 万人から 40 万人まで 2 人増という細かく刻むことで民意を正確に反映させることができる。那覇市は 30 万を超えたところであるから 2 人増となるから議員数は 46 人が妥当とする。

③議員定数は、法定数どおり 48 人とする。議員定数を 48 人とするか否かの問題を行財政改革の問題から議論するのではなく、多くの角度から住民の声を議会に反映できるようにし、かつ議会制民主主義を維持する上で必要であるとする。

④いまだに結論をみるに至っていない。理由として、経済的効果と民意の反映のバランスという観点からすると、なおも議論を煮詰める必要がある。

〔議会の結論〕

議会は、特別委員会の報告を受けて引き続き、議員定数削減のための条例制定案について会議を開催した。

投票の結果、最終的には、議員定数を 44 人に決まった。

３．市議会委員会条例の一部を改正する条例

1）法制度について

地方自治法は、地方議会が本会議中心に運用されるべきことを前提にしながらも、地方

行政の専門化・複雑化に対応し、また、当該地方公共団体の規模等によっては、議会が意思決定機関として合理的活動を行なうために、議会内部に審査機関として委員会を設置することを認めている。具体的には、常任委員会、特別委員会、平成3年の自治法改正によって規定された議会運営委員会の3種類である。地方自治法上は、これらの委員会は必置機関とされてはおらず、条例によって任意に設置される機関である。また、常任委員会、特別委員会、および議会運営委員会の組織・手続等の必要事項については、各地方公共団体の定める委員会条例に委任されていている（地方自治法第111条参照）。

ところで、平成3年の地方自治法改正は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会それぞれにおいて参考人制度を採用したものでもあった。参考人は、委員会の決議に基づいて意見を述べるにすぎず、公述人のように正式の公聴会で意見を述べるものでもなく、また証人のように宣誓して証言をするものでもない。しかし、付託の議案等に関連して、当該委員会は、参考人から自由に意見を聞き、説明を求めることができ、地方公共団体の事務に関する調査または審査を適切に行なうために導入されたものである。

このような地方自治法の定める委員会に関する規定を受けて、那覇市においても那覇市議会委員会について､委員会の組織や手続を定めた市議会委員会条例が制定されているが、前述した平成3年の地方自治法改正に伴い、同条例の一部改正が行なわれている（那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成3年7月24日可決。本条例について､『那覇市議会史　第2巻』P318以下参照）。すなわち、議会運営委員会の設置や運営に関連する規定が那覇市議会委員会条例の中で規定され（条例第4条、第7条、第12条等）、これまでの議会運営委員会規程が廃止された。また、参考に制度に関する規定（改正条例第29条）も那覇市議会委員会条例の中に定められた。

2）各委員会の正副委員長の選任

○常任委員会

〔任期　平成元年8月11日～平成3年9月2日〕

総務常任委員会（定数11人）　委員長に仲村善信、副委員長に座覇政為。

建設常任委員会（定数11人）　委員長に翁長政俊、副委員長に松田義之。

教育福祉常任委員会（定数11人）　委員長に中島徳良、副委員長に高良幸勇。

厚生経済常任委員会（定数11人）　委員長に仲本嘉公、副委員長に大浜慶子。

〔任期　平成3年9月3日～平成5年8月3日〕

総務常任委員会（定数11人）　委員長に糸洲朝則、副委員長に瀬良垣武安。

建設常任委員会（定数11人）　委員長に浦崎唯昭、副委員長に前田政明。

教育福祉常任委員会（定数11人）　委員長に亀島賢優、副委員長に久保田淑子。

厚生経済常任委員会（定数11人）　委員長に中島徳良、副委員長に渡久地健。

○議会運営委員会

〔任期　平成元年8月11日～平成3年8月12日〕

委員長に平良長政、副委員長に糸洲朝則。

〔任期　平成3年12月11日～平成5年8月3日〕

委員長に仲本嘉公、副委員長に上原善吉。

3）特別委員会

特別委員会は、議会が、特に問題意識をもって取り組む必要性がでてきた時に通常設置されるものであることから、どのような委員会を設置したのかを概観することで、その時期の議会の課題意識を知ることができる。那覇市議会は、第 2 期親泊康晴市政の間に、次のような特別委員会設置決議を可決している。

○新庁舎建設問題対策特別委員会（定数 11 人）、平成元年 9 月 21 日設置。

〔任期　平成元年 9 月 21 日～平成 5 年 8 月 3 日〕

委員長に翁長志雄、副委員長に高良幸勇。

○都市交通問題対策特別委員会（定数 11 人）、平成元年 9 月 21 日設置。

〔任期　平成元年 9 月 21 日～平成 5 年 6 月 21 日〕

委員長に大田朝美、副委員長に渡久地健。

○都市再開発問題対策特別委員会（定数 11 人）、平成元年 9 月 21 日設置。

〔任期　平成元年 9 月 21 日～平成 5 年 6 月 21 日〕

委員長に赤嶺宗一、副委員長に国吉真徳。

○広域都市圏問題対策特別委員会（定数 11 人）、平成元年 9 月 21 日設置。

〔任期　平成元年 9 月 21 日～平成 5 年 6 月 21 日〕

委員長に高里鈴代、副委員長に座覇政為。

○暴力団対策特別委員会（定数 12 人）、平成 2 年 11 月 29 日設置。

〔任期　平成 2 年 11 月 29 日～平成 5 年 6 月 21 日〕

委員長に儀間真勝、副委員長に国吉真徳。

なお、これら特別委員会は、多くの場合に、地方自治法第 100 条第 1 項により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限を委任されたおり、付託案件の調査が終了するまで議会閉会中も継続審査できることになっている。

４．個人情報保護条例

那覇市において、「個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、個人の尊厳の維持と市民生活の安定を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的」として、那覇市個人情報保護条例（平成 3 年 8 月 30 日条例第 21 号）が制定された。那覇市では、昭和 63 年に情報公開条例が制定され、市民等の「知る権利」を保障する一方で、個人のプライバシーを守るための個人情報保護条例の制定が求められていた。情報公開条例に加えて、個人情報保護条例の制定によって、条例レベルにおける市民の権利実現のための法制度が拡充することになった。

個人情報保護条例は、沖縄県内では初めて制定された。

本条例の制定にあたっては、総務常任委員会で検討され、その上で議会に提案されている。那覇市個人情報保護条例は、その提案理由において、個人情報の適正な取扱いに監視に必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護するためであることが述べられていた。また、総務常任委員会でも、条例の逐条的検討が行なわれたり、他府県および県内の各自治体における個人情報保護に関する条例の制定状況や新聞等で報道された他府

県におけるプライバシー侵害の事例等、多くの資料の提出を求めたりして慎重な審査が行なわれたようである。

個人情報保護条例をすでに制定した自治体において、個人情報の開示請求等の対象となる機関（実施機関）に地方議会が含まれない場合も多くあったが、那覇市の場合には制定の当初から議会を実施機関として条例に明記されていた。民間事業者が多種多様な個人情報を扱い管理していることから、条例中に事業者の責務規定を置き（4条）、市長による関係資料の提出と立入調査の協力を要請、事業者による不適正な個人情報の扱いに対する規制的行政指導と公表なども明記されているなど、全国的にも水準の高い条例を制定している。

ところで、個人情報保護法制においては、個々人のプライバシーを個々人自らがコントロールすることを保障する機能を有する。この機能は具体的に、(a) 自己情報の開示請求権、(b)訂正（削除）請求権、(c)利用中止請求権の3つの権利によって保障される。これらの権利が条例によって定められることで、個々人のプライバシーという基本的人権が守られることになるのである。このような考え方に基づいて、那覇市個人情報保護条例が制定されたことが同条例の中で確認することができる。

(a) 自己情報の開示請求権

誰であっても、実施機関が保有する自己に関する個人情報について、閲覧や写しを求める開示請求権がある。

(b) 削除（訂正）請求権

条例の根拠なく自己の個人情報が収集されている場合には、実施機関に対してその削除を請求し、また、開示された情報に接して、事実の誤りや不正確な内容がある場合には、実施機関に対してその訂正を請求することができる。

(c) 利用中止請求権

条例の根拠なく自己の個人情報が目的外利用等をされていると認められる場合には、実施機関に対して、その中止を請求することができる。

実施機関が、先の(a)～(c)といった諸請求を認めないとき、請求者は、その決定に対して行政不服審査法に基づき、不服申立てをすることができ、さらに、行政訴訟（取消訴訟および義務付け訴訟）を提起することもできる。

那覇市では、不服申立てに対しては、実施機関は、事案を長の附属機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、その意見に基づいて決定または裁決することとなっている。

なお、個人情報保護条例の施行は、平成4年4月1日からであったが、同制度の施行に伴い、従来の情報公開センターを「市政情報センター」と改称した。

５．那覇市の休日を定める条例（平成4年11月1日条例第33号）

沖縄では、復帰前の1961年から、6月23日を、戦没者の慰霊を慰め、恒久平和を願う日として「慰霊の日休日」として定めてきた。昭和63年に地方自治法の改正によって、各自治体で独自に休日制定を行なうことができなくなり、沖縄で6月23日に休日とされてい

た「慰霊の日休日」が廃止される恐れがでてきたのである。これに対して、平成元年６月12日に那覇市議会は、「『慰霊の日』休日廃止に反対し、その存続の特例措置を求める意見書」を内閣総理大臣、自治大臣、沖縄県知事その他宛てに提出している。その後、世論の支持等もあって、当該自治体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民全体で記念することが定着している日で、あらかじめ総務大臣に協議した上で、休日として定めることができる(自治法第４条の２第３項参照)という内容の地方自治法の改正が行なわれた。すなわち、総務大臣と協議した上で、新たな条例の制定によって、慰霊の日の存続が可能となり、那覇市では、第183回那覇市議会９月議会で、「那覇市の休日を定める条例」案が全会一致で可決され、慰霊の日が復活することになったのである。

６．都市景観条例の一部改正

平成４年３月２日の市議会（定例会）に議案18号として提出された。

景観行政を施策面で充実させるために(提案理由)、那覇市都市景観条例の一部を改正する条例が制定された。改正の内容は、３点であった。

第１点は、都市デザインアドバイザー制度の新設である。建築家、土木、造園、色彩美術､彫刻等の専門家を積極的に活用する制度であり､都市の景観を多様な視点から捉えて、景観行政に生かしていこうとする試みである。具体的には、新築の公の施設のデザインについて助言したり、周囲にそぐわない民間ビルの色の改善についてもアドバイスをしたりすることが予定されたものである。

第２点は、景観形成資源の確保とそのための指定制度の導入である。都市景観資源の指定とは、老木や御嶽（ウタキ)、生垣など都市景観の形成上重要な価値があると思われるものについて、景観審議会の意見を聞いて、所有者等との協力を得て、当該資源を指定し、保存し、かつ育成しようとする制度である。これまでは、道路の拡幅工事などで趣のある大木が安易に切り落とされてきたが、この指定を受けると、このようなことがなくなるようになる。

第３点は、景観形成指摘地域内においての建築や工作物等の新築に際して景観配慮することを義務付けていることから、当該新築に際して一般の新築に比べて多くの経済的負担がかかるため、経費の一部を助成することにしている。そのような助成による景観行政の実践と限界によって景観の確保を図ろうとするものである。

なお、那覇市は平成３年４月には、都市景観行政の充実を図るために都市計画部に「都市デザイン室」を新設していた。

（３）決議、意見書、同意、その他の案件

１．決議

親泊市長の第２期の時期において、那覇市議会が決議（権）を行使したものとして次のようなものがある。

①「那覇市助役稲福英男君に対する辞職勧告決議」(昭和63年12月６日)

②「公共工事に絡む贈収賄事件を糾弾し、事件の真相の徹底究明に関する決議」(昭和

63年12月12日）
③「那覇市長親泊康晴君に対する辞職勧告決議」（昭和63年12月19日）
④「尚家所有の文化財の保管に関する決議」（平成元年1月10日）
⑤「交通事故をなくし、安全で快適な交通安全都市宣言決議」（平成元年2月22日）
⑥「那覇新都心開発整備事業の建設促進に関する要望決議」（平成元年3月10日）
⑦「沖縄近海における米海軍水爆搭載機の水没事故に関する抗議決議」（平成元年 5 月26日）
⑧「米海兵隊ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議」（平成元年6月12日）
⑨「新庁舎建設問題対策特別委員会の設置決議」（平成元年9月21日）
⑩「都市交通問題対策特別委員会の設置決議」（平成元年9月21日）
⑪「都市再開発問題対策特別委員会の設置決議」（平成元年9月21日）
⑫「広域都市圏問題対策特別委員会の設置決議」（平成元年9月21日）
⑬「カラオケボックスの建設に反対する決議」（平成元年12月19日）
⑭「相次ぐ米軍機による民間機へのニアミスに関する抗議決議」（平成2年1月23日）
⑮「本島長崎市長狙撃事件を糾弾し、民主主義を守る決議」（平成2年1月23日）
⑯「都市型戦闘訓練施設の撤去と実弾射撃訓練に関する抗議決議」（平成2年5月25日）
⑰「那覇軍港の即時返還に関する要請決議」（平成2年6月12日）
⑱「ゆとり創造宣言決議」（平成2年6月12日）
⑲「暴力団の根絶と市民生活の平穏確保に関する決議」（平成2年9月28日）
⑳「暴力団の根絶に関する決議」（平成2年11月29日）
㉑「暴力団対策特別委員会の設置決議」（平成2年11月29日）
㉒「老人ホームの早期建設に関する決議」（平成3年3月26日）
㉓「那覇市助役備瀬政太郎君に対する辞職勧告決議」（平成3年6月22日）
㉔「沖縄県初の大臣就任の祝意に関する決議」（平成3年11月7日）
㉕「議会人のモラルの確立に関する決議」（平成3年12月20日）
㉖「監査委員事務局の充実強化に関する要請決議」（平成3年12月20日）
㉗「違反建築物の取締り強化に関する要請決議」（平成3年12月20日）
㉘「交通死亡事故抑制に関する要請決議」（平成4年3月11日）
㉙「佐川急便事件の徹底究明と政治倫理の確立に関する決議」（平成4年10月23日）

２．組織暴力団追放の取り組み

平成2（1990）年9月13日以降、沖縄県内最大の組織暴力団である旭琉会の内部対立抗争から拳銃使用による発砲事件が続発する中で、「市民生活の平穏と市民の尊い生命・財産を守る立場から、治安当局に対して組織暴力団の取り締まりの強化を喚起するとともに、市民と一体となって組織暴力の根絶と一切の暴力行為の排除のために、勇気をもって対処していく」内容の「暴力団の根絶と市民生活の平穏確保に関する決議」（平成2年9月28日）が議会で可決された。

その後、なおも、暴力団の抗争が県民・市民の意に反して日増しにエスカレートし、住

宅密集地や繁華街において拳銃発砲事件が続発する中で、アルバイト中の高校生が巻き添えで射殺され、警戒中の警察官も銃殺された。これに対して、「平穏で安全な市民生活を希求する市民に対する挑戦であり、強い憤りを覚える。我々は、このような法と秩序を無視し、平和な市民生活を破壊する極悪非道な暴力団の存在を断じて認めることはできない」という「暴力団の根絶に関する決議」（平成２年 11 月 29 日）と、議会から「暴力団問題に関する調査」を付託され、関係人の出頭、証言および記録の提出等を求める権限をもつ「暴力団対策特別委員会の設置決議」（平成２年 11 月 29 日）が可決されたのである。

この暴力団対策特別委員会が設置され、調査が進む中で、暴力団の違法な行為の実態や市民生活への影響などを市民の前に明らかにされた。たとえば、同年 12 月５日に桜坂の繁華街を視察した際に、物々しい警備の警察官の姿が目立ち、通りには客はなくタクシーもまばらに通るだけ。社交業組合や通り会の代表から事情聴取をしたが、「廃業に負い込まれる店が続出している」「売上も３分の１に激減している」と話し、救済を求めたという（『琉球新報』平成 2.12.6）。

これらの調査を踏まえて、那覇市議会は、内閣総理大臣、法務大臣、沖縄県知事その他に宛てて、「暴力団壊滅のための取り締りの強化と新立法の促進に関する意見書」（平成 2 年 12 月 20 日）を提出した。その内容は次のとおりである。

「暴力団事務所周辺の生活環境の悪化は著しいものがあり、市民に払い下げた市有地が５ 年間の転売禁止の契約に違反して暴力団に転売　されている事例や、暴力団の手による土地・建物の買い占めの動きなど平穏な市民生活が破壊の危機に直面している。さらに、暴力団抗争のあおりで客足の激減した飲食店等は営業不振や倒産が相次いでいるほか、県内観光産業の落ち込み、児童生徒の通学路変更問題等、いたるところに深刻な影響を与え、行政当局の厳しい対応が強く求められている現状にある。

平成２年 12 月 22 日　唐真議長を団長とする市議会議員７人が法務大臣へ「組織暴力団壊滅のための現行法による徹底取り締まりと新たな法律の制定促進」を強く要請した（『那覇市議会だより』第 101 号）

このような暴力団の不法行為は、法治国家への重大な挑戦であるばかりでなく、平穏で安全な市民生活を希求する市民の願いに逆行し、断じて許されるものではない。

よって那覇市議会は、ここに暴力が自由と民主主義の最大の敵であることを表明するとともに、平和な市民生活を取り戻すために警察当局の暴力団の取締りの一層の強化を強く求め、同時に暴力団の資金源を断つための関連企業のリスト公表や組織暴力団壊滅のために新たな法律の制定を図るなど、抜本的な措置を講じられるよう強く要請する。」

これら議会の動きや、市民、警察、行政などが一体となって暴力団追放運動を続けてき

た結果、暴力団抗争は1年近く沈静化したようにみえたが、平成3年8月20日、那覇市と沖縄市で発砲事件が起き、暴力団組員の少年1人が射殺され、同年9月14日に那覇市内の路上で暴力団幹部が撃たれ重傷を負うという事件が起きた。このような事態に対して、那覇市議会は、国家公安委員会委員長、警察庁長官、沖縄県知事、沖縄県公安委員会委員長、沖縄県警察本部長、那覇警察署長に宛てて、「組織暴力団の取り締まりの強化を喚起する」内容の意見書「暴力団の根絶に関する意見書」（平成3年9月20日）を提出したのである。

その内容は次のとおりである。

「平穏な市民生活を守るため、市民や警察などが一体となって暴力団追放運動を続けてきた結果、1年近く沈静化していたようにみえた暴力団抗争が、去る8月20日未明、那覇市と沖縄市で相次いで起きた発砲事件により再燃し、暴力団組員の少年1人が射殺された。また9月14日の白昼には那覇市内の路上で、暴力団幹部が撃たれ重傷を負うなど、極めて憂慮される事態となっている。

特に今回那覇市における発砲事件の現場近くには、小学校をはじめ県警本部、県庁、市役所などがあり人通りが多く、通行中の市民を巻き込む危険性が高いことから、市民を再び恐怖と不安に陥れ、市民生活を根底から脅かしている。」として、「那覇市議会は、市民生活の平穏と市民の尊い生命・財産を守る立場から、警察当局に対して組織暴力団の取締りの強化を喚起するとともに市民一体となって組織暴力団の根絶と一切の暴力行為の排除のために、関係当局の断固たる措置を強く要請する。」

那覇市議会は、「本島長崎市長狙撃事件を糾弾し、民主主義を守る決議」（平成2年1月23日）を行なった。その内容は、次のとおりである。

「去る1月18日に発生した本島長崎市長狙撃事件は、言論の府である議会での発言を暴力をもって封殺しようとするものであり、言論の自由・民主主義の確立を願う国民にとって許しがたい暴挙である。（中略）今回の事件は、言論の自由に対する挑戦であるばかりでなく、民主主義社会を大きく揺るがすもので断じて許すことはできない。」

3．意見書

地方自治法第99条で、議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる、と定められており、議会は当該地方公共団体の公益に関する事件に該当するものについて、意見書という形で意見を表明することが認められている。親泊市長の第2期の時期において、那覇市議会が意見書提出権を行使したものとして次のようなものがある。

①「尚家所有の文化財の保管に関する意見書」（平成元年1月10日）
②「北部訓練場内におけるヘリアー機離発着場建設阻止に関する意見書」（平成元年2月22日）
③「厚生年金の格差是正に関する意見書」（平成元年2月22日）
④「沖縄近海における米海軍水爆搭載機の水没事故に関する意見書」（平成元年5月26日）
⑤「米海兵隊ヘリコプター墜落事故に関する意見書」（平成元年6月12日）

⑥「「慰霊の日」休日廃止に反対し、その存続の特例措置を求める意見書」（平成元年 6 月 12 日）
⑦「消費税の見直しに関する意見書」（平成元年 6 月 12 日）
⑧「国民健康保険の財政基盤の強化に関する意見書」（平成元年 9 月 21 日）
⑨「都市型戦闘訓練施設の建設中止に関する意見書」（平成元年 9 月 21 日）
⑩「消費税廃止に関する意見書」（平成元年 9 月 21 日）
⑪「那覇市清掃工場専用道路の整備に対する応分の負担を要請する意見書」（平成元年 12 月 5 日）
⑫「相次ぐ米軍機による民間機へのニアミスに関する意見書」（平成 2 年 1 月 23 日）
⑬「自衛隊那覇基地の爆薬庫増設計画の撤回に関する意見書」（平成 2 年 3 月 15 日）
⑭「都市型戦闘訓練施設の撤去と実弾射撃訓練に関する意見書」（平成 2 年 5 月 25 日）
⑮「那覇軍港の即時返還に関する意見書」（平成 2 年 6 月 12 日）
⑯「児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金制度の期間延長に関する意見書」（平成 2 年 6 月 12 日）
⑰「義務教育費国家負担制度の堅持に関する意見書」（平成 2 年 6 月 12 日）
⑱「暴力団の根絶と市民生活の平穏確保に関する意見書」（平成 2 年 9 月 28 日）
⑲「暴力団壊滅のための取り締りの強化と新立法の促進に関する意見書」（平成 2 年 12 月 20 日）
⑳「育児休業法の早期制定に関する意見書」（平成 2 年 12 月 20 日）
㉑「北方領土の早期返還実現に関する意見書」（平成 3 年 3 月 18 日）
㉒「通信衛星スーパーバードの事故に伴う情報格差の是正に関する意見書」（平成 3 年 3 月 26 日）
㉓「『子どもの権利条約』の早期批准を求める意見書」（平成 3 年 3 月 26 日）
㉔「沖縄県における米軍基地の早期返還及び跡地利用の促進に関する意見書」（平成 3 年 5 月 27 日）
㉕「看護婦の大幅増員と確保等に関する意見書」（平成 3 年 6 月 22 日）
㉖「暴力団の根絶に関する意見書」（平成 3 年 9 月 20 日）
㉗「第 8 次治水事業五箇年計画の策定及び投資規模拡大に関する意見書」（平成 3 年 12 月 5 日）
㉘「沖縄県の振興開発に関する意見書」（平成 3 年 12 月 20 日）
㉙「ダイヤル Q^2 等の悪用をやめさせ青少年の被害・非行の防止に関する意見書」（平成 3 年 12 月 20 日）
㉚「沖縄県における厚生年金の格差是正に関する意見書」（平成 4 年 3 月 2 日）
㉛「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用促進に関する特別措置法を求める意見書」（平成 4 年 9 月 21 日）
㉜「第 3 次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定及び投資規模の大幅な拡大に関する意見書」（平成 4 年 9 月 21 日）
㉝「第 11 次道路整備五箇年計画の投資規模拡大等に関する意見書」（平成 4 年 9 月 21

日）

これらの意見書からも分かるように、那覇市議会は、緊急または重大な課題に対して、議会の意見表明権を行使し、市民の代表機関としての責務を適宜果たしてきたといえるであろう。

ところで、これらの意見書を事件ごとの性質に即して分類すると次のとおりとなる。

(a)米軍基地・戦闘訓練関連の意見書（米軍基地関係：②④⑤⑨⑫⑭⑮㉔㉛、自衛隊基地関係：⑬）

(b)財政問題に関連する意見書（⑧⑪⑯⑰㉕㉗㉘㉜㉝）

(c)沖縄の歴史的背景に関連しながら問題・課題の提起されている意見書（①③⑥㉚）

(d)国の法律に関連して提起された意見書（⑦⑩⑲⑳㉓）

(e)その他（⑱㉑㉒㉖㉙）

米軍基地・戦闘訓練関連の意見書が最も多く、第2期親泊市政4年間の意見書の3分の1近くを占めている。この種の問題が日米安全保障という外交・防衛に関わる事項であり、自治体だけでは処理できない問題であることに加えて、県民・住民の安全・生命に関わる問題に自治体（那覇市）の議会が積極的に関心を示し取り組んできたことを示している。また、米軍等に起因する事故などに関する意見書では、那覇市以外の地域で起きたものでも、県民の立場に立って抗議したり、事故の再発防止を求めたりしている点も、米軍基地に起因する事件・事故がもたらす問題の本質（事件・事故のあった地域や被害者にとどまらない問題）を的確にとらえている。たとえば、昭和63（1988）年5月30日に沖縄本島喜屋武岬の海上において米海兵隊のヘリコプターが墜落し、搭乗員14人が行方不明となった事故に対して、市議会は、次のような意見書を内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官宛てに出している。

「米軍のヘリコプター墜落事故は、復帰後11回と後を絶たず、しかも今回墜落したCH－46型ヘリコプターと同型機が、昨年の10月にも北部訓練場上空において接触事故を起こし墜落するなど、相次ぐ事故に同機は欠陥機との疑いが強く、県民・市民の不安は計り知れないものがある。このような危険なヘリコプターが普天間基地から訓練のために毎日のように飛び立ち、那覇市をはじめ県内の市街地上空を通過していると言われ、県民及び市民生活を著しく脅かしている現状にある。

よって県民・市民の生命財産を守る立場から今回の米海兵隊ヘリコプター墜落事故に対し強い怒りをこめて厳重に抗議し、事故原因の徹底究明と事故の再発防止を強く求めるとともに、このような県民・市民の生命と財産を脅かす危険な欠陥ヘリコプター等の即時撤去と普天間基地の即時返還を要請する。」

これ以外の米軍基地・戦闘訓練関連の意見書の中で、議会は、事件・事故の大きな要因として米軍基地等の存在を鋭くも指摘している。たとえば、「相次ぐ米軍機による民間機へのニアミスに関する意見書」（平成2年1月23日）の中で、「沖縄上空においてはこれまでも民間機と米軍機や自衛隊機とのニアミスが起きるなど、軍事優先による空の危険性が指摘されてきた。しかるに今日、改善されるどころか、民間機が規定どおり飛行していても安全性が脅かされるという軍事優先の危険な状態が浮き彫りにされ、県民・市民を不安に

陥れている」という認識を示している。

那覇市議会は、「『慰霊の日』休日廃止に反対し、その存続の特例措置を求める意見書」の中で、「6 月 23 日の『慰霊の日』は、去る大戦における悲惨な沖縄戦を振り返り戦争の惨禍が再び起こらないよう戦没者の霊を慰め、恒久平和を願う日として昭和 36 年に制定された。爾来、復帰後も沖縄独自の休日として引き継がれ、多くの県民はその日は平和を願い、また戦没者の鎮魂の日として近くの慰霊塔に詣でたり、あるいは南部戦跡地を訪ねて戦没者の霊を供養するなど、すっかり県民の生活の中に定着してきた。」という認識を示したうえで、地方自治法の一部改正によって沖縄県の「慰霊の日」など、地域独自の休日が設定できなくなったことに対して、「県民・市民の心情等を考慮すると断じて容認できるものではなく、国はこれまでと同様に独自の休日が存続できるように必要な措置を講じ、同時に県当局は「法律が改正されたので廃止やむなし」の立場をとるのではなく、休日制定の歴史を踏まえて、全県民の先頭に立って国に要請するとの立場を確立すべきである。よって、那覇市議会は、県民・市民の反戦を誓い恒久平和を願う立場から「慰霊の日」休日廃止に反対をし、これまで同様「慰霊の日」を休日として存続させるよう、国及び県当局に対し強く要請する」という意見書を与野党全会一致で可決した。これらの意見書や、県民あげての慰霊の日存続運動および要求を背景に、「慰霊の日」を存続できる内容の地方自治法の改正が行なわれた。これは、議会が地方自治法の定める意見表明権を実効的に行使し、県民運動を支援することで、法律改正という成果を生みだしたもので、地方自治法の定める議会の意見表明権の立法趣旨を実現するものでもあった。

４．議会の同意

「議会の同意権は、地方公共団体の長がその権限に属する一定の事務を執行するに当たり、事前に、かつ、その執行行為の前提要件として議会が同意する旨の判断を表示する権限である。副知事および助役の選任（自治法第 162 条）監査委員の選任（同法 196 条 1 項）などが同意の対象となる。

（４）その他の活動

１．「パレットくもじ」グランドオープン

パレット市民劇場も公の施設であることから、その設置は条例で定められる必要があったのであって（地方自治法第 244 条の 2 参照）、パレット市民劇場条例が制定された。同条例の制定に先立って、パレット市民劇場という名称は、広く市民から名称を公募して決定されたものである。

ところで、パレット市民劇場の設置目的は、市民の舞台芸術活動を推進し、市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の

平成 3 年 4 月 19 日　第三セクター「パレットくもじ」がグランドオープン（『市勢要覧　市制 70 周年記念事業特集』）

向上を図ることなどを目的としていて設置されたのであるから、その使用について、同時期に、いくつかの申請がある場合は、舞台芸術関係を優先して使用させることが条例で明記されている（同条例５条）。

なお、同劇場の使用料は、受益者負担の原則を踏まえて類似施設等の資料用を参考にしながら総合的に判断して設定されている（同条例９条）。

２．市制 70 周年記念事業－「子ども議会」開催

「那覇市議会子ども議会（平成３年５月 16 日開催）」は、市制 70 周年記念事業として「次代を担う本市の中学生に子ども議員として実際に市議会を体験してもらい、市政及び市議会活動に対する関心と理解を深めてもらうと同時に、中学生の貴重な意見を 21 世紀に向けた新たな市政の発展と都市づくりに生かしていくことを目的」として、企画実施された。

子ども議会は、那覇市立中学校および私立中学校から 44 人の中学生が子ども議会議員として選出されて、議会運営も地方自治法及び那覇市議会会議規則の規定を準用して行なわれた。

子どもたちの発言は、例えば、老朽化した体育館の建て直しやグランドの拡大といった、子どもたちにとっても身近な教育環境整備の問題だけでなく、交通渋滞、都市モノレールといったまさに那覇市が直面する問題への質問、さらに、公園の整備、ごみ問題、市民税のあり方など、その内容は多岐にわたっていて、しかも、問題提起がリアルで、かつ説得力のある質問ばかりであった。また、21 世紀の新たな都市づくりに父母、市民が一体となって民主的で平和な社会をつくるための「夢・希望・未来を創造する都市づくり宣言」も議決されている。

市制 70 周年記念事業「子ども議会」

第４節　市民生活と市政

地方自治体は、住民の福祉を維持増進すべく実に様々な地域的事務を処理することとされており（自治法第２条）、これらの事務を処理する上で必要とされる施設を設置することができる。他方、住民は、「その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」を保障されている（10 条２項）。

ところで、公の施設の設置は、公共事務の範囲内でそれに必要とされるものが設置されるが、どのようなものが設置されるのかは、基本的に予算の許すかぎり、自由な判断に自治体の自由な判断にゆだねられている。しかし公の施設自体は、自治法上、条例事項とさ

れていて、議会が公の施設サービス行政の実施をコントロールすることとなっている。

したがって、公の施設が設置されたということは、長と議会の調整の結果に基づく場合が多いことになろう。

また、「法律又はこれに基づく政令の定めがあるもの」は、各自治体に設置が義務付けられていて法律の枠内の中で、この時期に、どのような公共施設サービスの基盤が整ったのか、概観してみよう。

（１）「パレット市民劇場」設置条例

パレット市民劇場も公の施設であることから、その設置は条例で定められる必要があり（地方自治法第 244 条の 2)、パレット市民劇場条例が制定された。同条例の制定に先立って、パレット市民劇場という名称は、広く市民から名称を公募して決定されたものである。

ところで、パレット市民劇場の設置目的は、市民の舞台芸術活動を推進し、市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図ることなどを目的として設置されたのであるから、その使用について、同時期に、いくつかの申請がある場合は、舞台芸術関係を優先して使用させることが条例で明記されている（同条例 5 条)。

なお、同劇場の使用料は、受益者負担の原則を踏まえて類似施設等の資料を参考にしながら総合的に判断して設定されている（同条例 9 条)。

（２）「老人憩いの家」設置条例

平成 3 年 9 月 5 日に「那覇市老人憩いの家」設置条例の制定について議会に提案された。これは、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づいて、老人の家の設置及び管理に関する事項を定めるために提案されたのであるが、その背景には、21 世紀の早い段階で長高齢社会の到来が予想されていて高齢者に対する施策の重要性と緊急性が意識されて制定されたのである。このような問題意識の中で、老人に対し、教養の向上、レクリェーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図るため、「老人憩いの家」が設置されたのである。

ところで、老人の憩いの家の事業は、教養講座、レクリェーション等の実施などであり、使用できるものは那覇市に住所を有する 60 歳以上の者とされている。

（３）「福州園」開園

那覇市と福州市は、昭和 56 年に友好都市を締結していて、福州園は国際友好都市 10 周年を記念し造られたもので、中国福州地方の伝統技法を用いた本格的中国式庭園である。園内は明・穏・華の三部空間で構成され、樹木や草花で四季の景観を演出している。

ところで、議会建設常任委員会では、福州園の設置に伴い、同園を有料公園とするため、那覇市公園条例の条項の追加・整備が行なわれた。すなわち、同委員会では、同条例の改正に際して、建設常任委員会で審査・検討されている。福州園が有料公園となることから、入園料の額の設定方法や社会的弱者に対する入園料の減免措置、入園者の安全対策等の管理面の対策、および福州園周辺道路の交通渋滞等について重点的に質疑が行なわれた。こ

れを受けて、議会本会議で同委員会の審査検討の概要が報告され、異議なく可決されている。

（４）尚家文化財市へ無償譲渡

平成4年（1992年）11月1日、尚家第22代当主・尚裕氏が、玉陵等も含め、識名園を那覇市に無償譲渡した。

那覇市は、この無償譲渡を受けて、平成5年3月議会で「玉陵及び識名園条例」を制定した。同条例は、史跡玉陵およびこれに関連する文化財を市民に閲覧等させることで市民の文化財に対する理解に資することを目的として、また、沖縄の歴史や文化を身近に学ぶことのできる学習の場としての条件整備を行なう一環として制定されたものである。まさに、玉陵を市民の共有財産とするための措置であった。

（５）那覇保健センターオープン

「那覇保健センター」は、市民の健康に対する自覚と認識を高め、それぞれの健康状態に適した運動・機能訓練等の指導さらに住民に密着した健康相談、健康教育などの保健サービスを行う拠点とするとともに、地域住民の自主的保健活動を行う「場」にすることを目的に設置されたものである。

第７章　第３期親泊康晴市政と議会

第１節　親泊市長３選と市政

（１）市長選挙・親泊康晴再選

那覇市長選挙は、平成４（1992）年 11 月８日告示、15 日投票（即日開票）であったが、立候補者がおらず、親泊前市長が無投票で当選した。自民党県連は「市長選には候補者を必ず擁立する」として人選作業を進めたが、9 月いっぱいになっても候補者を決められず擁立を断念した。原因は、参議院選挙敗北による執行部の責任問題から経済界との関係が悪化、内部人事も難航したため打診を受けた人物全員が固辞し時間的余裕がないためというものであった（『沖縄タイムス』平成 4.11.9 夕刊）。

市長の無投票当選は那覇市では初めてのことであった。

（２）第３期親泊市政の基本方針

第２期親泊市政は、施政方針の中で、自らの市政の課題と基本方針として、第１に、平和都市づくり、をあげている。第２に、広い視野からいえば地球環境問題への取り組み、これを都市問題と関連付けていえば、ごみ問題への取り組みをあげている。第３に、都市モノレールや文化施設の充実といったハード・ソフトの両面からの都市機能の充実、第４に、福祉の充実、第５に、産業の振興その他である。

とりわけ、「平和」、「生活」、「文化」を基調とする都市づくりは親泊市政の特徴であり、その特徴は、第２期に引き続き、第３期でも引き継がれている。以上の点を要約するなら、「人間とそれをはぐくむ自然と都市の施設とが三位一体となったまち」、「人間と自然が大切にされ、市民の生活と都市機能が融和した総合都市」すなわち、「平和」「生活」「文化」の機能が調和する「あけもどろの都市・なは」を基調とした都市づくりを目指して、各種の具体的施策・政策を展開するところに、親泊市政の特徴をみることができる。

そこで、以下では、第３期親泊市政が重点的に取り組んだ施策を具体的にみてみよう。

（３）平和問題への取り組み

親泊市政は、第３期においても実に多くの平和問題に積極的に取り組んだ。その中の主なものを紹介しよう。

１．「沖縄戦終結 50 年・戦後 50 年事業」その他の平和行政の展開

親泊市長は、平成５（1993）年度の施政方針の中で、「沖縄戦の体験を忘れることなくしっかりと受け継ぎ、第二次世界大戦の反省に立って、日本国憲法の絶対平和主義の理念のもとに、国際交流の推進、軍事基地返還とその平和的跡地利用を促進することは、沖縄の国際社会での自由な活動と発展を保障する基礎であると確信し、それだけに、那覇軍港の早期全面返還や「軍転法」の制定実現をはじめ、本市の平和づくりを一層前進させなければならない。」と述べている。この市政方針が第３期のベースとなっているが、とくに、沖縄戦終結から 50 年後の 1995 年の施政方針では、「今日の世界の動きは、経済や情報活動に

よるボーダレス時代を迎えるなか､他面では､世界の各地で民族対立や地域紛争が激化し、依然として核兵器の恐怖から自由になれない不安定な状況にあることも否定できません。また、経済摩擦や南北問題、深刻化する地球環境など大きな問題も抱えております。それだけに、私は戦後 50 年の、この節目の年を、平和憲法を基礎に、核兵器廃絶、沖縄戦の体験、戦後復興、自治権確立の苦闘の歴史をしっかりと語り継ぎ、那覇市民の「命どぅ宝」の精神を広く国内外にアピールするとともに､来るべき 21 世紀に向けて､那覇市民の進むべき方向を展望するスタートの年にいたしたいと考えるものであります｡」という所信を表明している。

「沖縄戦終結 50 年・戦後 50 年事業」の主なものとしては、平成 7 年度施政方針では「那覇市民の心を象徴する平和のモニュメントの完成除幕式をはじめ、三線 3 千丁レクイエム（仮称)、戦後 50 年展、学童疎開展、戦争原爆被災展、市内戦跡めぐり、戦後 50 年平和講演会等を実施してまいります｡」と述べ、それを実現してきた。

具体的には、平成 7（1995）年 6 月 24 日、那覇市の主催で､「那覇・広島・長崎　ピース・トライアングル・サミット」が開催されている。国内における悲惨な戦争の象徴の地でもある沖縄・広島・長崎の 3 都市を 1 つの線で結んだ「トライアングル」の視点から、過去の史実を振り返り、新たな平和への扉を開いていこうと、3 市の市長が一堂に集まった。3 つの地域における戦争の悲惨さ、核兵器の廃絶、アジアへの加害の視点も交えて討論し、3 市長が公の場で加害についても論じ、過去の過ちについても言及した。

また、8 月 26 日には､「沖縄戦終結 50 年レクイエム行事実施」を決定し､「天に響めさんしん３０００」を実施した。沖縄戦で人びとはありとあらゆるものを失い、失意のどん底で収容所生活を送った中で、心を慰めたのが音楽であり、三線であった。その事業は三線奏者 3000 人が一堂に会して演奏する内容で､本番に向け､生まれて初めて三線を手にする者から、人間国宝まで参加し、会場となった奥武山陸上競技場には、有料入場者数 2 万人、演奏者 3000 人、ボランティアが 1000 人集まった。

さらに、沖縄県が「戦後 50 周年記念 100 万本植樹運動」を実施したことに対して、那覇市でも､この運動の周知と盛り上がりを図るための植樹を行ったり､｢那覇市恒久平和モニュメント」の設計のアイディアを市民から募ったりした。

２．10・21 県民総決起大会

平成 7（1995）年 9 月 4 日、米兵 3 人による女子小学生暴行の衝撃的事件が発生した。犯人らが米軍に逮捕されたにもかかわらず、米軍は日米安保条約に基づく「地位協定」を盾に､その身柄引き渡しを拒否した｡この米兵の行為が断じて許されない行為であること、また、米軍の対応が地位協定の前では、沖縄の人々の生命と人権が米軍とは対等に扱われないことを、あらためて浮き彫りにしたことから、那覇市民をはじめとする、県民がその怒りを声に上げ始める。

こうした状況を受けて、県内各政党・団体は、同年 10 月 21 日に、宜野湾市海浜公園で県民総決起大会を開催する決定をした。

那覇市議会は、平成 7 年 9 月 13 日に、駐日米国大使、沖縄米国総領事、在沖米四軍調整

官に宛てて、「米兵による少女暴行事件に対する抗議決議」を全会一致で可決している。

その内容は、「去る9月4日、本島北部地区において、米兵3人による極悪非道な女子小学生ら致・暴行事件が発生し、全県民に恐怖と衝撃を与えている。那覇市議会は、これまでも幾度となく発生したこの種の事件に対し、そのつど米軍当局に抗議し、綱紀粛正を要求してきた。しかしながら、復帰後23年を経過した今日、またしてもこのような痛ましい事件が発生したことは誠に遺憾である。さらに、同事件に対して、米軍当局が日米地位協定をたてに容疑者の身柄引き渡し要求を拒否していることは、米軍の根強い占領意識の表れであり、断じて容認することはできない。よって本市議会は、県民・市民が安心して生活できる社会環境を守る立場から、米軍当局に対し、強い怒りをこめて抗議する」とした上で、「①在沖米軍人・軍属等の綱紀の粛正を図ること、②容疑者を県警へ即時引き渡すこと、③被害者及び家族への謝罪及び完全補償を行うこと」の徹底・実現を強く求めている。

親泊市長も、事件を日米両政府の場だけで終わらしてはならないという思いから、沖縄県内に米軍基地が存在する市町村で構成されている[軍転協]（沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会）を代表して抗議のために上京し、村山富市内閣総理大臣をはじめとする関係省庁の代表者に抗議要請を行なったりしている。

10・21 総決起大会では、嘉数知賢（かかずちけん）大会実行委員会（県議会議長）のあいさつで、「この事件を単なる不幸な事件として終わらせるのではなく、その事件を突破口に、県民がそれぞれの立場を乗り越え心を一つにして、基地問題に対して抜本的な改善策を国に求め、積極的に要請する」と述べ、主催者代表大田昌秀知事は、「行政を守るものとして本来一番に守るべき幼い少女の尊厳を守れなかったことを心の底からおわびしたい」という謝罪からその演説を始めた。そして、「私の公約は基地をなくして平和な沖縄をつくることであったが、県民の全般的な利益を考え、心情を殺して国に協力してきた。政府の首脳は、沖縄県の知事が誠意をもって国に協力したので、国も誠意をもって沖縄県に協力することを公約したが、その公約はいまだ果たされていない」と述べている。

この総決起大会の延長に、米軍用地強制使用拒否、代理署名訴訟がある。

３．米軍用地強制使用拒否と代理署名裁判

まず、最初に、日本政府による米軍基地提供を目的とした強制使用問題を取りあげたい。

親泊市長は、平成 9（1997）年 5 月で使用期限が切れる那覇軍港などの市有地の強制使用手続についても那覇防衛施設局に対して、那覇市有地の賃貸借契約を拒否しただけでなく、契約拒否地主が土地・物件調書への署名・押印を拒否した土地に対する「代理署名」も拒否した。これらの拒否の理由を一言でいうならば、「軍事基地が存在することによる地方自治の著しい侵害」に対する抵抗である。戦後の米軍による土地接収、復帰後の日本政府による土地接収による米軍基地の存続で、市の公園、緑地、学校、文化施設、福祉施設などの都市建設による生活環境整備、教育文化の向上、産業経済の振興などが阻害されたという認識であり、それを前提として自治体の長としての責務（住民の生活と福祉の向上）の観点からの抵抗といってもよい。すなわち、親泊市長は、強制使用の対象となった那覇軍港内の市有地は、市が力を注ぐ「平和都市」づくりのために供されるべき土地であると

いう基本認識の下で、「市民・県民の生命と財産の安全確保は、地方自治体に課せられた最大の責務である。そのためには、戦争につながる一切の施策を拒否する政策が求められていると考えており、本件土地を軍事基地として供することは、責任ある地方自治体として容認するわけにはいきません」と述べた（『琉球新報』平成 8.1.4）。

このように親泊市長は、契約拒否地主の土地・物件調書への署名・押印拒否の「代理署名」も拒否したことから、大田昌秀（おおた まさひで）県知事が代わって署名をするよう勧告・命令されたが、これを大田知事が拒否したことから、沖縄の歴史に残る代理署名裁判が起きたのである。大田知事による代理署名拒否裁判に対して、親泊市長は積極的な支援を行なったのである。このようにみてくると、親泊市長らの代理署名拒否を抜きにして、知事の署名またはその拒否はあり得なかったともいえる。

なお、この裁判では、日本国憲法の平和主義に照らして、日米安保条約は憲法違反なのではないか、仮に、安保条約を承認したとしても、沖縄県民に犠牲を強いていること、その状況を放置している国の在りかた（主権国家の在り方）が問われているのである。安保条約は必要なのか、必要であるとしても、このような形態でいいのか、そういった議論が提起され、多くの点で日本政府に沖縄の基地問題を見直すことを要請する契機ともなった。

４．基地の整理縮小県民投票への取り組み

代理署名裁判でもみられたことであるが、この第 3 期における親泊市長は、大田沖縄県知事と積極的に連携して沖縄の基地問題に取り組んでいる。この点は、沖縄県議会で可決した「日米地位協定の見直しと基地の整理縮小の是非を問う県民投票条例」（以下、「県民投票」という。）における県民投票を成功させるための取り組みでもみられたのである。

県民投票条例は、平成 8 年 6 月 21 日、県議会臨時議会で可決・成立し、同年 9 月 8 日に同県条例に基づく住民投票が日本全国で初めて沖縄で行なわれた。

同条例は、沖縄の米軍基地と日米地位協定の内容および運用が県民の生活や生命・財産の安全に多大な影響を及ぼしているという現状を前提として、「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民の賛否を問う方法により県民の意思を明らかにし、もって県において、これらの現状の改善に努める際の資とすることを目的」（同条例第 1 条）とし、「知事は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小にかかわる沖縄県の事務の執行に当たっては、県民投票における過半数の意思を尊重する」（同条例第 3 条 2 項）と定めている。県民投票条例は、法的拘束力はもたないものの、沖縄県の政治行政を事実上拘束する仕組みとなっていた。また、「知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知する」（同条例第 3 条 3 項）と定めていて、日米両政府に対しても沖縄の現状を訴えることを忘れてはいない。そこで、親泊那覇市長は、沖縄県大田知事と連携して、9 月 8 日の県民投票を成功させようと、その先頭に立ったのである。

親泊市長は、同年 8 月 1 日に「那覇市県民投票推進本部」を設置し、各部から 20 人のプロジェクトチーム員を任命し、第 1 回会議では、県民投票が県民一人ひとりの自主的な意思を表明できる意義あるものであることを確認している。

親泊市長は、市民に対して県民投票の意義と投票の参加を呼び掛けて、次のようなメッ

セージを発信した（親泊康晴『心水の如く』P218)。

「沖縄の近代史は、大海の中で大波にもまれるようにして揺れ動いた歴史であった。『沖縄丸』や『那覇丸』は波に幾度ものみ込まれそうになりながらも、乗組員たちの忍耐づよい性格としなやかな感性でもって、これまで乗り切ってきた。

しかしながら、戦後 50 年が経過した 95 年、あのいまわしい事件をきっかけに私たちは国内外に自らの主張を始めた。沖縄の哀れな現実を口にするまでに気の遠くなるような長い時間がかかった。これだけの主張をするまでに、いったい、幾らの人々が犠牲になったことだろう。幾らの人々が悔しい涙を流したことだろう。考えてみるに、私たちは自分たちの痛みをあまりにも我慢しすぎた。足を踏まれてもこらえていた面がある。痛いときは、やはり「あがーツ」と声を発するべきである。」

那覇市は、平成８年８月下旬から９月初旬にかけ、2000 人規模の推進大会を開き投票への参加を呼びかけ、パレットくもじ広場で高校生による模擬投票，マラソンリレー演説会も行ったりした。また、同市役所１階広場で「県民投票宣伝行動」出発式の式上、親泊市長が職員約 300 人を前にして県民投票の意義を役所として市民に知らせていこうと激励し、市役所あげて県民投票を成功させる運動を展開した。親泊市長は、これらの運動・支援をする中で、今回の県民投票の意義を繰り返し説明しながら、「沖縄では戦後から今日まで，直接県民の意思が問われることなく，米軍基地や日米地位協定が適用されてきた。密度の高い広報活動で，一人でも多くの市民に参加し」意思表明をしてもらえるよう頑張りたいと語ったのである。

「基地縮小」賛成89%

初の県民投票 59・53%

有権者の過半数

反対は8.5%

県民意思を尊重

首相と会談後対応

特別立法見送り

強制使用は転換点に

平成８年９月９日『沖縄タイムス』

なお、同年９月８日に県民投票が行なわれ、県内のマスコミでは次のように評価された。

「有権者の 60%近くが投票所に足を運び，そのうち圧倒的な多数が日米地位協定の見直しと米軍基地の整理縮小に賛成票を投じた。1 票に託して自らと沖縄の将来を決める意思を表明したのである。過去のうっとうしい歴史に決別、未来に向かって歩み出そうとしている。県民投票は沖縄の精神的自立と人権宣言といってもいい。」、と報じている（『沖縄タイムス』平成 8.9.9 社説)。

（４）那覇市情報公開条例裁判

この裁判は、親泊市政の第２期において、国が那覇市を相手に起こした裁判であり、全国的にも注目を浴びた裁判でもあった。

事実関係を説明すると、親泊市長は，那覇市情報公開条例第５条に基づき公文書公開請求をした請求者らに対し、那覇防衛施設局長が建築基準法 18 条２項に基づき那覇市建築主事に提出した海上自衛隊第５航空群司令部庁舎（以下「本件建物」という。）の建築工事に

関する建築工事計画通知書及びその添付図書（以下これらを「本件文書」という。）を当初、非公開とする決定をしたところ、申請者らから行政不服審査法に基づく異議申立てがなされて審理をした結果、親泊市長は、先の非公開とする旨の決定を取り消し、公開する旨の各決定（以下「本件各処分」という。）をした。ところが，国が、その公開決定により秘密保護等に係る法的利益の侵害を受けたとして、同決定の一部の取り消しを求めたものである。

裁判所は、本件訴訟の性格は一種の機関訴訟であり、本件各訴えは却下を免れないのであるが、5 年間にわたって主に本案につき攻撃防御が尽くされてきた審理の経過や本案について、控訴審において本件訴訟の法律上の争訟性について異なる判断がなされた場合には必要的差戻しとなり訴訟経済に著しく反することから、本案について、あえて裁判所の判断を示したいと述べて、「本件条例が、機関委任事務により取得した文書についても、公開の対象となると定めたことは、地方自治法 14 条１項の趣旨に反しない」ことが確認され、「本件図書は、秘密保全に関する訓令に基づく秘密指定の手続はおろか、防衛庁事務次官通達に基づく取扱い上の注意を要する旨の表示もなされていない」とした上で、国の主張のとおり、「ASWOCが防衛上重要な施設であることを前提としても、本件図書に記載された情報には、要保護性が認められない」とした。この判決は、まさに那覇市の全面的勝訴といってよい内容となっている。

那覇市が全面勝訴
情報公開訴訟
「防衛上の秘密性ない」
全面勝訴
国の訴え門前払い
「知る権利」に

平成７年３月 29 日『沖縄タイムス』

これに対して、国は控訴した。控訴審は、「国と市長の間の紛争は、市長の前記条例に基づく権限の行使と、国の防衛行政遂行上の秘密の保持ないしこの行政活動に必要な建物の管理という防衛行政権限の行使との抵触をめぐる紛争であるから、裁判所法３条にいう法律上の争訟に該当せず、また、このような紛争の審判を裁判所の権限とする特別の法律の定めも存しない」として一審の那覇地方裁判所の判断を支持し、実質（本案）審理に入らず国の訴えを却下した（平成 8.9.24）。

この判決を受けて、親泊市長は、「国からの不当な干渉を排し、那覇市の主体的な判断を尊重した良識ある判決に対して、心から敬意を表し、その意義を評価したい。今後とも情報公開の推進をはじめ、公正で民主的な市政運営になお一層努めたい」と話した（『沖縄タイムス』平成 8.9.24 夕刊）。

（５）ごみ問題への取り組み

那覇市は、平成 3（1991）年度を「ごみ減量元年」と位置づけ、都市の切実な課題となっているごみ問題に取り組んできた。親泊市長は、その第３期の初年度（平成５年度）の

施政方針の中で、「私は、この努力を引き続き強化するとともに、今後本格的に省エネ・リサイクル社会づくりや節水型社会の構築、都市の美化や緑化をはじめ、ごみ処理施設の建設、河川の浄化対策を積極的に推進する考えであります。」と述べている。この方針は第３期の４年間を通して各年度の施政方針の中で確認されている。その具体的取組みは、市の事業の中で「ごみ処理と生活環境の整備」として位置づけられている。

１．那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金条例

那覇市は平成３年を「ごみ減量元年」と宣言し、減量化に着手した。資源ごみ拠点回収事業、生ゴミ処理器モニター制度、クリーン指導員制度、パレットくもじでの不用品市など新たな施策を取り入れた。ゴミ処理に30億円を超す費用を投じていた。

ところで、平成５（1993）年４月に南風原町に完成した那覇市の廃棄物最終処分場は、10年間で満杯になると言われていたことから、次の処分場の建設も視野にいれる必要があった。そこで、那覇市は、平成５年に一般会計予算に、ごみの資源化を促進するリサイクルプラザ建設に事業初年度の整備費５億6000万円を付けた。同年に「廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」が制定された。同条例は、増え続けるゴミの量、多様化するゴミに、行政、市民、事業者の三者が力を合わせて減量化、資源化に取り組むことを目的として制定した。大規模事業者へのごみ減量化計画の策定義務づけや資源回収事業者への行政指導、勧告など行政の対応が明記されている。

平成７年３月に、那覇市は、一般廃棄物処理施設建設等基金条例を制定して、その準備をしたのである。同条例は、第１条で「一般廃棄物処理施設の建設等の資金に充てるため、那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金(以下「基金」という。)を設置」すると定め、第２条で基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定める額とするなどとしている。

２．那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例

那覇市では、平成５年10月28日、市長の諮問機関である那覇市一般廃棄物対策推進審議会に「ポイ捨て禁止条例の制定について」を諮問した。平成６年５月13日、同審議会から「ポイ捨て行為を防止するとともに、市民の美観保護の認識を高め、意識革命を図るためにも条例は必要である」旨の答申を受けた。市では、その答申の内容を検討した。その結果、「過料」については、ポイ捨てをモラルの問題と位置づけることで、規定におかないとした。これに対して、平成７年６月の議会では、過料・罰則付きで、同条例を賛成多数で可決した。

那覇市ごみの「ポイ捨て防止による環境美化促進条例」（以下、「ポイ捨て禁止条例」という。）は、ポイ捨てによるごみの散乱を防止することで環境美化を促進し、清潔で美しい街作りを進めていくことが目的である。同条例では、ポイ捨てで行政罰（過料）が科される地域は、市が定める「美化促進重点地域」となっている。その地域指定として、市環境整備課は第１号として国際通り、ジャスコ前通り（小禄地区），県立那覇病院前通り（真和志地区)、龍タン前通り（首里地区）と、地域別に指定した。

ところで、ごみ問題について、議会は、ごみ問題の対応への協力等について、先に述べ

た条例を可決しただではなく、環境庁長官、沖縄県知事、那覇市長に宛てて、平成５年６月21日に「調和のある地域環境を創造する要請決議」を行なっている。

その内容は、次のとおりである。「近年の世界各国における資源の大量消費や乱開発等の結果、大規模な大気の汚染や地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊等が発生し、人類を養う地球環境の能力には限界があることが明らかとなり、地球全体の環境保全が今、強く求められている現状にある」。「今こそ私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもと調和のある地球環境を創造するために、健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、限りある資源エネルギーの大量消費社会を見直し、人類社会の持続可能性を最大限に高めるリサイクル社会をめざす必要がある。」「地球規模で進む環境破壊の防止の必要性を訴えるとともに、行政、企業、市民が一体となって地域の環境保全につながる環境にやさしい街づくりのための、諸施策を推進することを関係機関に強く要請する。」

（６）新都心開発事業と都市モノレール事業・新庁舎建設問題

１．天久新都心開発事業

天久新都心開発事業の実施に向けてあれこれの施策が予算化され、実施された。天久の米軍住宅地区は、1953年に米軍人軍属の住宅地の建設を目的に強制接収された地区であるが、同地区の全面返還については、日米間（日米安保協議委員会）で昭和48年第14回日米安保協と昭和49年の第15回安保協において合意されている。この合意に基づき昭和52年４月、施設面積の約 12％が返還されたが、返還時点で地籍や境界が未確定であったり、その後、地籍や境界が確定したにも関わらず上下水道などの基盤整備はなされていないため、建物の建築確認が下りなかった。そのため、返還後の土地の大部分が放置されたのである。このコマ切れ返還問題を端緒に、返還への反対運動が起こり、結局、同地区の全面返還は昭和62年５月であった。その後も、整備事業と関連して、特に、減歩率をめぐって市側と地主側との間に隔たりがあり、平成４年に至り地主側との調整がついて、同年９月に、建設大臣の土地区画整理事業の認可を受

天久米人住宅地域　牧港住宅地区とマーニング住宅地区等のからなり、面積は約208haである（『市勢要覧』1984年）

平成３年　返還された牧港米軍住宅地が更地になり、新都心建設に着手『那覇市勢要覧　市制70周年記念事業特集』

け、同年 10 月に工事が着手されたのである。親泊市政の第 3 期は、まさに、新都心地区の整備を促進したり、都市モノレール事業の促進への取り組みが予算化されたりした時期なのである。

２．都市モノレール

都市モノレールについては、那覇市の都心部及び近郊の慢性的な交通渋滞の解決策として，復帰前の昭和 47（1972）年に構想が浮上した。また、那覇市民の期待でもあった都市モノレール事業は、24 年の歳月を要してようやく工事に着手、平成 15（2003）年 12 月の開業に向けて走り出した。本年度は約 15 億円を投じ、県道那覇空港線など 3 か所で支柱などを建設した。

都市モノレール事業は、国、県、那覇市と沖縄都市モノレール株式会社（第三セクター）が一体となって建設を進める。モノレールの運営主体となる沖縄都市モノレール株式会社の社長は大田知事、副社長は親泊康晴那覇市長が務めた。

３．那覇市新庁舎建設問題

新庁舎選定審議会は、平成 5 年 3 月 29 日、新庁舎の建設用地を「那覇新都心（天久地区）にすることを決定し、同年 4 月 28 日に答申した。これまで、「新都心地区」、「現在地」、「バスターミナル地」の 3 案に絞られ、最終的に、新都心地区案に審議会は決定した。その決定の理由として、①新都心地区が将来、交通のネットワークの中心地となり、官公署などの立地が予定されていて、これからの発展性が大きく期待されること、②広い敷地空間を利用することができ、また、他の 2 案よりも「快適性」に優れていること、などがあげられた。

これに対して、平成 6 年 9 月 12 日市議会定例会において、親泊市長は議員の質問に答える形で、「審議会の意向を尊重するのは当然のこと」とし、また、「各界の代表からなる選定審議会が 15 回もの論議を重ねて出した答申の意を十分に尊重するのは当然のこと」と答弁した。ただ、「移転については賛否両論があり、市民のコンセンサスもまだ得られていないので時間が欲しい」と述べた（『琉球新報』平成 6.9.13）。

（７）福祉への取り組み

１．パイロット自治体の指定

那覇市は、平成 5（1993）年 11 月 16 日、内閣総理大臣から地方分権特例制度の対象市（いわゆるパイロット自治体）として指定された。同制度は原則として人口 20 万人以上の市町村を対象としているが、地域づくりに係る具体的申請の内容が地方分権特例制度の趣旨・目的と合致するならば、20 万人未満でも指定されうる。

同制度の適用対象とされた自治体は、これまでだと、各施設について個々に許認可手続をとらなければならないところであるが、パイロット自治体の指定を受けると、窓口が一本化され、事業の早期実施や人件費の削減にもつながるなどのメリットがある。

ところで、総務庁は、地方分権特例制度（パイロット自治体・中核市）の積極的活用を

全国の市町村に呼び掛け、沖縄県も県内の市町村に呼びかけ、10市を対象とした説明会も開いたようである(『琉球新報』平成5.9.19)。が、1次募集では全国で15件の申請があり、沖縄では那覇市だけが名乗りを上げた。

那覇市は、福祉を軸とした地域づくりの事業として、公営住宅と複合化した社会福祉施設等整備事業（高齢化社会対応型福祉住宅）を申請したところ、保育所等に係る国家負担金申請の際に提出する資料について、各施設間で重複するものなどの簡素化が認められ、また、児童館の遊戯室と老人憩いの家の大広間、児童館の図書館と老人憩いの家の図書館との共用が認められた。

施設建設に当たっては、①施設間および世代間の交流のできるふれあいのある施設、②地域活動への参加と地域交流のできる開かれた施設、③地域周辺とのつながりと緑と水(自然）に親しめる施設、の3つの目標を掲げた。このような目標に沿う形で基本設計がなされ、「ふれあいプラザ安謝」は、5つの福祉施設と一般の市営住宅を併設した福祉複合施設として平成10（1998）年4月にオープンした。

２．「那覇市総合福祉センター」の設置

親泊市長は、「那覇市総合福祉センター建設は、福祉関係者や移動市長室等で必ず出てくる市民の願いでもあった。」と述べている（親泊康晴『心水の如く』P169)。その願いがかない、平成7年3月に「那覇市総合福祉センター」が完成した。同センターには、各福祉団体の事務所が配属した「社会福祉センター機能」、母子寡婦世帯の生活の向上を図る「母子福祉センター機能」、心身の健康増進を図る「老人憩いの家機能」、児童の健全育成のための「児童館機能」、ボランティアセンターなどが備えられている。こうした機能を1つの建物に集めることで、幅広い市民の交流を進めながら、那覇市の福祉推進の拠点となることが期待されている。同センターは、3月18日に現地で落成式が行なわれ、4月1日から供用された。

ところで、「那覇市総合福祉センター」は公の施設であることから、その設置および管理をするための条例を制定することが義務付けられている。市議会内の教育福祉常任委員会の議論で、那覇市社会福祉協議会に委託することについて、当局に対して諸々の事業活動について積極的かつ主体的に関わってほしいとの意見があったようであるが、異議なく那覇市総合福祉センター条例が平成7年3月30日に可決された。

３．母子及び父子家庭等医療助成

親泊市政は、平成7年度から新たな福祉事業として、母子及び父子家庭等を対象に医療費の一部を助成する制度を設け、経済的負担や保険の確保等に困っている母子及び父子家庭等の人々を、福祉的見地から生活の安定と自立を支援するための事業を開始した。そのために市長提案の「母子及び父子家庭等医療助成条例」案が議会に提出され、議会内の教育福祉常任委員会の議論で、受給者に対して、条例等の周知徹底を図り、受給漏れがないよう努力し、かつ助成金の返還との関わりで、受給資格者のテェックも厳格に行なうようにとの意見があったようであるが、異議なく那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例は

平成７年３月 30 日の議会で可決制定された。

（８）文化・国際交流

１．尚家継承文化財の寄贈

尚家文化遺産の寄贈は、2回にわたって行なわれている。まず、平成4（1992）年10月14日には、国指定名勝「識名園」と国指定文化財「玉陵（たまうどぅん）」、国指定重要文化財「崇元寺第一門及び石しょう」の3件の寄贈契約が行なわれ、翌5年11月19日は、琉球王の王冠、宝刀治金丸をはじめ、尚家に伝わる古文書、紅型衣装、美術工芸品など、2000点を超す琉球王朝文化の粋を集めた遺産の寄贈契約が締結された。一時は東京都台東区への移管の話も持ち上がり、各界に波紋を投げかけたが、この寄贈契約以降、那覇市が保存・管理に当たることになった。尚家遺産は、沖縄における琉球王国の独自の国家性、琉球の独自の文化などの歴史を証明するものであり、また、現存する古文書群も琉球史料として最高のものであり極めて貴重なものである。

那覇市議会は、平成5年12月6日、「尚家継承文化遺財の寄贈に感謝し、受け皿づくりの早期確立に関する決議」を全会一致で可決した。決議には、「県民・市民待望の尚家ゆかりの貴重な琉球王朝の文化財が、尚家第22代当主尚裕氏の英断により、那覇市に寄贈されることになり、県民・市民挙げて喜びに沸いております。」「去る大戦において数多くの貴重な文化遺産を焼失・散逸した本県にとって、これらの文化財に対する思いは特別なものがあり、尚裕氏が私財を投じて、戦中戦後の混乱の時代も含めて、尚家承継文化遺産の保存管理のために尽力され、果たしてきた功績は筆舌に尽くしがたく、高く評価するものであります。」「尚裕氏の永年にわたるご労苦と今回の英断に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表明するとともに、文化都市づくりをめざして、これら責重な文化財の受け皿づくりの確立のため、最大限努力していく」とある。

那覇市は、平成8（1996）年市制施行75周年を記念して、尚裕氏に「那覇市名誉市民」の称号を与え、また「尚家継承文化遺産展」も開催して、広く県民・市民に尚家継承遺産を紹介した。

２．国立組踊劇場の誘致

国立組踊劇場の建設については、沖縄県が昭和61年から毎年のように、国や国会、関係者に要請した。県は、平成4（1992）年に「国立組踊劇場検討委員会」を設置し、平成6年には、「誘致基本構想」を発表し、その実現に向けて積極的に動いていた。那覇市議会も平成6年3月29日に、内閣総理大臣、沖縄開発庁長官、文化庁長官、沖縄県知事に宛てて、「国立組踊劇場の誘致に関する意見書」を次のような内容で送った。

その内容は、「沖縄の地理的特性や歴史的背景から創り出された伝統芸能組踊は、1719年玉城朝薫（たまぐすくちょうくん）によって創作上演されて以来、先人達によって連綿と継承され、沖縄文化の真髄として多くの県民・市民から親しまれている。その高い芸術性から昭和47年5月15日、重要無形文化財に指定され、我が国の至宝として、保護育成が図られてきた貴重な文化財である。」「国指定無形文化財の指定を受けている能、歌舞伎、文楽が専用の国立劇場を有し」

ていることに対し、組踊は、「既存の施設で、しかも財政的にも厳しく関係者の努力により、上演や後継者育成をしており、組踊の正しい保存・継承が極めて困難な状況下にある。組踊の後継者育成と保存・継承のため、専門劇場の設立が今や、重要かつ緊急な課題」であるとして上で、「これら組踊の専門劇場を国の責任において、国立組踊劇場として位置づけ、首里城、識名園、崇元寺石門等、伝統文化財が数多く現存する本市に建設されるよう、強く要請する。」

それ以降、「沖縄問題」がクローズアップされ、国の各省庁が出した沖縄振興策の一つに「組踊劇場の建設」が挙げられ、その後、沖縄県は、平成 8（1996）年 8 月に「誘致推進検討委員会」を設置し、候補地の選定作業を進めた。その結果、同年 6 月 24 日、那覇市新都心地区と浦添市小湾地区が選ばれた。

那覇市当局、市議会、誘致期成会等の団体が、90 年から 97 年の間、12 回にわたって、文化庁長官、県知事、県教育長に対し、那覇市への誘致要請に行なったのであるが、結局、浦添市小湾地区に決まった（親泊康晴『心水の如く』P278-280）。

（９）その他の主な事業

１．国際交流

那覇市と福州市とは、平成 5 年に日本語講師を派遣するなどして人的交流を深めていた。平成 7 年には、福州市の児童文化等の交流を図るための児童・生徒の受け入れを行ない、ホノルル市とは、平成 5 年度に、新事業として、青少年を派遣している。また、サンビセン市とは平成 5 年に姉妹都市 15 周年を記念して親善訪問を実施し、平成 6 年に青少年サッカーを派遣して親善を深めた。このように、国際交流は、青少年を中心とした姉妹友好都市との各種事業を推進しながら行われており、第 3 期親泊市政の一貫した特徴でもあった。平成 8 年には、外国語の生活ブックを作成し、市内在住外国人の生活の利便を図ったり、外国移住者子弟の研修受入事業を始めたりした。このように積極的に国際交流する中で、親泊市長は、福州市から名誉市民の称号を贈られている。

２．消費税の導入

親泊市長は、昭和 63（1988）年 11 月に行なわれた那覇市長選挙の際に、消費税について市民や市政に重い負担を強いるものであり、断固反対であるという姿勢を示していた。ところが、那覇市は平成 5（1993）年 1 月 7 日、臨時庁議で消費税導入を親泊市長の専決処分で、同年 4 月 1 日から実施することを決めた。親泊市長が消費税導入を決断した理由は、平成元年から平成 4 年までに歳入消費税未転嫁額が 15 億 4000 万円余、消費税額が 17 億 5000 万円余に達し、財政が圧迫されたからであるが、議会では、消費税導入のための条例改正案は本会議で、共産党と、野党の清政会、民政会、民主クラブが退場し表決をボイコットし、全く質疑討論をすることなく議案は廃案にされた。これに対して、親泊市長は、地方自治法で定めている「議会が議決すべき事件を議決しないとき」に自治体の長に認められている専決処分で消費税導入に対応することにした（『琉球新報』平成 5.1.11）。

３．市制 75 周年事業

那覇市は平成 8 年 5 月 20 日に市制施行 75 周年を迎えた。これを記念して神奈川県川崎市との友好都市協定締結を結んだ。

川崎の県人会、川崎市文化協会、佐藤惣之助顕彰会、日本地名研究所、沖縄芸能研究会、沖縄文化同好会など、川崎側 9 団体から川崎市への陳情が友好都市締結のきっかけであった。

明治 40 年代に沖縄県人会が結成されたこと、京浜工業地帯の発展に県出身者が貢献したこと、沖縄の民芸芸能を保存しようと、川崎市が文化財に指定するなど､川崎市と沖縄は文化的にも、また歴史的にも人的交流が深い。

那覇市・川崎市友好都市協定締結式
(『那覇市勢要覧』1998-99 年)

第２節　市議会議員選挙

（１）市議会議員選挙

任期満了に伴う 14 回那覇市議会議員選挙が平成 5（1993）年 7 月 18 日（投票）に行なわれた。選挙には、44 議席を目指して 52 人が立候補した少数激戦であった。投票率は、73.9％であった。

親泊市政の革新与党勢力が選挙前には 24 議席であったが、選挙の結果、4 議席減らして 20 議席になり、与党は多数勢力を維持することができなかった。なお、親泊市長は､「少数与党になったという結果は、わたしの市政運営に対し市民・有権者の厳しい目が注がれていることでもあり、厳粛に受け止めている。」というコメントをした。

議員の出身地調べ　今回当選した議員 44 人の出身地は、
那覇市が 20 人、本島北部が 13 人、
宮古が 5 人、本島南部が 3 人、
八重山が 3 人。
まさに、県内各地から人が集まって都市を構成している那覇市そのものの成り立ちを如実に現わしているといえる。

当選者は、次のとおりである（得票順)。

中村昌信（無・現)、上原清（自民・前)、高良幸勇（無・現)、崎山嗣幸（社会・現)、仲村善信（無・現)、浦崎唯昭（無・現)、唐真弘安（無・現)、当真嗣州（共産・現)、座覇政為（無・現)、久高将光（無・現)、金城徹（自民・現)、国吉真徳（社大・現)、高里鈴代（無・現)、州鎌忠（無・新)、瀬良垣武安（社会・現)、亀島賢優（自民・現)、安慶田光男（無・前)、大田朝美（無・現)、大城春吉（無・現)、嘉数進（共産・現)、新崎真次郎（自民・現)、糸洲朝則（公明・現)、赤嶺政賢（共産・現)、高里良樹（自民・現)、宮城宜子（共産・現)、我那覇生隆（無・現)、前田政明（共産・現)、仲本嘉公（社大・現)、渡久地健（無・現)、久保田淑子（公明・現)、上原善吉（無・現)、大浜慶子（公明・現)、大浜安史（公明・新)、幸地正博（公明・現)、渡口初美（無・新)、東江芳隆（社大・現)、大城勝夫（公明・現)、安里安明（無・現)、真栄城守晨（民社・現)、玉城仁章（無・新)、友利玄雄（無・現)、安

里仁愛（無・現）、松田義之（公明・現）、古波蔵保吉（共産・現）

議員の改選に伴い、新しい会派構成が次のように決まった。

〔与党〕　市民クラブ（＝市民社社クラブ）（7人）、日本共産党（6人）、公明党（7人）

〔野党〕　清政会（21人）、平成会（3人）

（2）市議会議員補欠選挙

平成8（1996）年7月14日に、那覇市議会議員補欠選挙が行なわれた。補充議席の8議席に13人が立候補届を出した。この補欠選挙は、同年6月9日の県議会選挙の出馬で市議会議員定数（44人）の6分の1を上回る欠員が生じたために行なわれた選挙である。4年前の平成4年にも県議会選挙の出馬で8人の欠員があり補欠選挙が実施されたが、投票率は36.22％と過去最低になったが、今回の補欠選挙はそれを10.86ポイントも下回る過去最低の投票率で過去最低の25.36％となった。選挙前は与野党とも18議席であったが、野党側は立候補者数が少なかったこともあり、2議席を占めるにとどまり、与党系候補者が6議席を占め、野党20、与党24となった。

当選者は、次のとおりである（得票順）。

湧川朝渉（共産・新）、中村昌樹（無・新）、知念克征（社大・新）、唐真弘安（無・前）、屋良栄作（新進・新）、永山盛廣（無・新）、島田正博（無・前）、井上正邦（無・新）

新たに8人が加わったことに伴い、会派構成が次のとおりとなった。

〔与党〕　市民クラブ（8人）、日本共産党（6人）、公明党（6人）、福祉クラブ（2人）

〔野党〕　清政会（11人）、民主クラブ（4人）、さわやか市民会（3人）、平成会（2人）

（3）正副議長選挙と各委員会正副委員長の選任

平成5（1993）年7月の選挙後は与野党の議席が、与党20対野党24となり改選前と保革が逆転した。野党多数の議会勢力となった市議会では8月11日に臨時会を開催し、正副議長選挙が行なわれた。議長に野党会派の清政会から安里安明議員、副議長に大城勝夫議員が選出された。

また、同日の臨時会で各常任委員会委員と議会運営委員会委員の選任も行なわれ、各正副委員長は次のとおり決まった。

〔任期　平成5年8月11日～平成7年8月13日〕

○常任委員会

総務常任委員会（定数11人）　委員長に瀬良垣武安、副委員長に玉城仁章

建設常任委員会（定数11人）　委員長に渡久地健、副委員長に洲鎌忠

教育福祉常任委員会（定数11人）　委員長に高里良樹、副委員長に渡口初美

厚生経済常任委員会（定数11人）　委員長に高良高勇、副委員長に久保田淑子

○議会運営委員会（定数13人）　委員長に浦崎唯昭、副委員長に高里鈴代

平成7年8月14日、市議会臨時会を開催し、任期満了の常任委員会委員と議会運営委員

会委員を選任し、各正副委員長は次のとおり決まった。
〔任期 平成７年８月 14 日～平成９年８月３日〕
○常任委員会
　総務常任委員会（定数 11 人）　委員長に大城春吉、副委員長に大浜安史
　建設常任委員会（定数 11 人）　委員長に金城徹、副委員長に国吉真徳
　教育福祉常任委員会（定数 11 人）　委員長に大浜慶子、副委員長に宮城宜子
　厚生経済常任委員会（定数 11 人）　委員長に洲鎌忠、副委員長に玉城仁章
○議会運営委員会（定数 13 人）　委員長に亀島賢優、副委員長に崎山嗣幸

第３節　議会の活動

（１）県市議会議長会に復帰

那覇市議会の安里安明議長は、平成６年５月 17 日、県市議会議長会に４年半ぶりに復帰することになった。那覇市が、平成元年に脱退届を出したのは、県市議会議長会の那覇市が負う負担金が年間 700 万円であり、これは他府県と比べても（類似都市の宮崎市は当時 20 万円であったことを考えると）高額に設定されていたからであり、そのため、是正を求めていたにもかかわらず、受け入れられなかったからである。

しかし、市が抱える問題を、沖縄県市議会議長会に属していないために、九州市長会、また、全国市長会に提起して取り組むことができないなどの問題がでてきた。そこで、各会派の合意を得つつ、県市議会議長会に復帰することが決められた。

なお、沖縄の場合、復帰前の特殊事情から他府県と違って事務局員２人を置いているため、負担金が高くなっているといわれている（『沖縄タイムス』平成 6.6.8）。

（２）特別委員会の設置

議会内の運用で、新たな制度や運用上の先例として、この時期に、次のようなものがある。

特別委員会については、地方自治法第 110 条に設置等の定めがある。特別委員会は特定案件に関し議会によって付議されたもののみを審査するために設けられる委員会である。常任委員会が議会により付議された案件の審査だけでなく、その部門の所轄事務について調査し、審査する点で、その役割が限定されている。特別委員会そのものが特定の案件について議決により付議されたものを審査する委員会であることから、本会議ではその設置と付議案件がセットで議決されることになる。

地方自治法では特別委員会に付議すべき案件についての定めはなく、本会議での議決によることになる。一般的には、特定案件で常任委員会の手にあまるもの、2 個以上の常任委員会にまたがるもの、特定案件につき、100 条調査を行なうための特別委員会などが考えられているようである。

なお、那覇市では、特別委員会の設置直後に、同特別委員会の委員の選任を、議長が会議にはかって指名し、その後、同特別委員会の正副委員長互選のため、議長において速や

かに委員会を招集し、同一会期中の「諸般の報告」で同特別委員会の正副委員長互選の結果報告を行なっているようである（那覇市議会『議会運営先例集』平成17年刊　P189)。

議会は、第3期親泊康晴市政の期間中に、次のような特別委員会の設置決議を可決した。

○新庁舎建設対策特別委員会の設置決議（定数11人）

〔任期　平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

座覇政為（委員長)、東江芳隆（副委員長)、安慶田光男、上原善吉、大城勝夫、大浜安史、亀島賢優、洲鎌忠、高里鈴代、高里良樹、前田政明

○都市交通対策特別委員会の設置（定数11人）

〔任期　平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

安里仁愛（委員長)、崎山嗣幸（副委員長)、赤嶺政賢、安里安明、糸洲朝則、上原清、大城春吉、大田朝美、久高将光、中村昌信、宮城宜子

○市街地再開発対策特別委員会の設置（定数11人）

〔任期　平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

国吉真徳（委員長)、玉城仁章（副委員長)、新崎真次郎、大浜慶子、嘉数進、金城徹、古波蔵保吉、高良幸勇、友利玄雄、仲村善信、松田義之

○葬祭場建設対策特別委員会の設置（定数11人）

〔任期　平成5年9月20日～平成9年6月20日〕

久保田淑子（委員長)、渡口初美（副委員長)、浦崎唯昭、我那覇生隆、幸地正博、瀬良垣武安、当真嗣州、唐真弘安、渡久地健、仲本嘉公、真栄城守晨

○那覇市救急診療所における管理運営の疑惑究明に関する特別委員会の設置（定数13人）

〔任期　平成5年12月9日～平成6年3月3日〕

亀島賢優（委員長)、大浜慶子（副委員長)、安慶田光男、安里仁愛、上原善吉、金城徹、古波蔵保吉、瀬良垣武安、高里鈴代、高良幸勇、真栄城守晨、前田政明、松田義之

これらの決議から、この時期の那覇市の大きな課題として、那覇市の都市計画・まちづくりをあげることができ、そのような課題に、議会が特別委員会の設置という形で応えている。

第3期の親泊市政のなかにあって、特別委員会でも、「那覇市救急診療所における向精神薬ペンタゾシンの使途不明問題」がマスコミで大きく扱われたこともあって、積極的な活動を展開した。

すなわち、平成5（1993）年12月8日に、那覇市救急診療所における向精神薬ペンタゾシンの使途不明問題が報道され、同年12月定例会でその徹底的疑惑究明のために地方自治法100条に基づき「那覇市救急診療所における管理運営の疑惑究明に関する特別委員会」の設置を全会一致で決議し、いわゆる「100条委員会」において使途不明医薬品等9項目について証人喚問、参考人及び関係人から事情聴取するなど、延べ22日間にわたって、精力的に調査を行なった。また、出頭拒否の非常勤看護婦2人、虚偽証言の救急診療所長を賛成多数で告発する等、平成6年3月定例会でその調査結果が報告された。さらに、同調査特別委員会提出の「那覇市救急診療所の充実強化及び医療機関としての信頼回復に関す

る要請決議案」を平成６年３月３日の本会議で全会一致で可決して市長に送付した。

（３）恒久平和宣言決議と核実験強行に対する抗議決議

親泊市政が、平成７（1995）年を「沖縄戦終結 50 周年」と位置づけ、各種の平和事業を行なったように、市議会も沖縄戦終結 50 周年を議会史の中で、位置づけ、今後の議会活動に活かすための決意表明を行なった。すなわち、同年３月１日に「恒久平和宣言決議」を採択した。その内容は、次のとおりである。

「世界の恒久平和は、人類共通の念願である。

先の大戦において、国内唯一凄惨な地上戦を体験し、平和の尊さ、生命の大切さを身をもって知らしめられた沖縄県民にとって、恒久平和への願いは、ひときわ強いものがある。

本市は、過去の悲惨な戦争体験から、二度と戦争の惨禍が繰り返されないよう、恒久平和を希求する全市民の総意に基づき、昭和 61 年（1986 年）６月議会において「核兵器廃絶平和都市宣言」を可決し、世界平和の実現に努力してきた。しかしながら、世界の情勢は、こうした市民の願いにもかかわらず、各地で内戦や地域紛争等が絶えず、尊い人命が失われている。

さらに、県内においても、全国の米軍専用基地面積の 75％が本県に集中し、軍事演習が行われ、都市づくりなど、県民・市民生活に大きな支障をきたしている状況下にあり、人類共通の念願である恒久平和の実現は、いまだ厳しいものとなっている。

本市議会は、第二次世界大戦終結 50 周年の節目に当たり、祖先から営々と引き継いできた平和を愛する沖縄の心を内外に訴え、平和の発信源として恒久平和の実現に、全力を傾注することを、ここに宣言する。」

この恒久平和宣言の採決は、世界の平和を願い、それが沖縄の平和にもつながるという人類愛を基調としたものといえる。その点を確認するかのように、那覇市議会は、平成７年８月 14 日の臨時議会において、全市民の総意に基づき、「中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議」を全会一致で可決し、核実験の全面禁止を強く訴えたのである。そのような状況の中で、中国やフランスが核実験を強行したことに対しても、「中国・フランスの核実験強行に対する抗議決議」を全会一致で採択した。その抗議決議の中で、両国の核実験に対して、「平和を望む全人類への挑戦と断ぜざるを得ない。」と強く批判した上で、「このように国際世論を無視した中国、フランス両国の行為は、地球環境や生態系を破壊し、人類の生存と世界の安全を脅かすものであり、断じて容認することはできない。」「核兵器の廃絶と、世界の恒久平和の実現を希求する立場から、中国及びフランスの核実験に厳重に抗議する」と述べて、今後の核実験の即時中止についても強く要求した。

なお、市議会は、昭和 61（1986）年にも「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議している。

（４）議員の個人質問権

那覇市議会は、平成６（1994）年６月の定例会から、議員の個人質問を定例化した。これまで３月のみ個人質問が認められており、６月、９月、12 月の定例会では、会派の代表による代表質問だけだった。個人質問の持ち時間は答弁を含め１人 30 分とした。

（５）秘密会議録の公開問題

秘密会は、那覇市救急診療所の疑惑究明のため平成5年に設置された特別委員会、いわゆる100条委員会が設けられたものである。秘密会の決定において表に出てくるのは「結論」だけであり、その結論を導き出した過程が不透明であった。

那覇市救急診療所における管理運営の疑惑究明に関する特別委員会が行なった秘密会の議事録を対象にして､情報公開条例に基づく情報公開請求が平成8年3月11日に行なわれた。

これに対して、議会は、秘密会の会議録を対象とする公開請求については、会議規則第106条第1項で､「秘密会の議事の記録は、公表しない」と規定され、第2項で「秘密性の存続する限り、他に漏らしてはならない」と定めていて、また、個人に関する情報も含まれていたことから、議会は公表は認められないとして非開示の処分を行なった。

情報公開を求めた請求人は､「秘密性の継続」はすでに認められないとして、議会の非開示処分に対して不服申立てをしたため、議会は情報公開条例に基づいて設置されている情報公開審査会にその審査を依頼した。同審査会は、双方の意見聴取を行ないながら審査を進め、平成7年5月26日に、本件に対する答申を発表した。答申では、秘密会の会議録には守秘義務が課され、情報公開条例にいう法令秘にあたり、非公開とした議会の処分は適法としたが、一方で「本市の情報公開条例は、知る権利を具体的な権利として保障し、議会も含めて実施機関としており、その責務として、必要最小限度の秘密とすることを要する部分とそれ以外の部分とを区別し、後者については公開することが妥当だと判断する。」とした。この答申は、適法であっても運用の妥当に重点をおいて､「市民の知る権利」を重視・保障したところにその特徴がある。すなわち、答申は、一方で、市議会会議規則を「法令」と解釈して「法令秘」としたことで「知る権利」を制限する論理を内包するものであり、問題点を残したものの、秘密会の情報開示の運用における指針を示したものであるという点では、知る権利保障の拡充にもつながるものであった。

ところで、審議の内容によっては、公開がはばかられる、あるいは人権、プライバシーの侵害の恐れのあるものもあるだろうが、可能な限り「過程」への市民、主権者の参加を保障、追求するのも民主主義の原則である。会議録の公開に当たって①参考人の氏名を特定できる部分、②個人に不利益を与える部分、③個人が著しく不快感を感じ、かつ名誉を害する部分、が削除されたのは当然として、公開を請求した側も「秘密会の議論の内容は十分に伝わるものであった」と評価していることからすると、全国に先駆けて情報公開制度に一つの新しい道筋をつけたものである。

安里議長も「原則公開の立場を守っていきたい」と語っており、期待したいが、請求側が指摘しているように、プライバシーの保護を含めた人権の擁護が大前提としてあり、その基準づくり､そして公開までの期限案について課題が残されているようである。」(『琉球新報』平成8.1.7社説)

（６）ケーブルテレビの導入

昭和63（1988）年7月21日に設立された、沖縄ケーブルネットワーク株式会社（OCN）

から、「平成元年 10 月 18 日及び平成 4 年 4 月 30 日に、議場の中継放送を行いたい」との申し出があり、議会運営委員会で継続的に検討が続けられ、平成 5 年 2 月 18 日の同委員会において、全会一致で平成 5 年 3 月定例会から中継放送することが許可された。

（７）那覇市議会史編さん事業

那覇市議会史編さん事業は、市制 70 周年記念事業として平成 3 年に認められ、平成 5 年に議会史編さん室及び議員で構成する議会史編さん委員会、有識者で構成する議会史編集委員会を設置し、「那覇市議会史編さん事業」を本格的にスタートさせた。県内の市町討議会では初の試みであった。また、『那覇市議会史』は、約 100 年に及ぶ那覇市議会の活動と実績を、住民自治の観点から的確にまとめ、発刊するものであり、資料が乏しく不明な点が残る那覇市の地方自治の歩みが、議会活動の記録などを通して明らかにしようとするものでもある。平成 5 年 3 月 26 日に、各会派より選出された赤嶺宗一（市民社社クラブ）、当真嗣州（日本共産党）、中島徳良（公明党）、山田義宜（民政会）、大田朝美（清政会）、亀島賢優（民主クラブ）、友利玄雄（平成会）と、唐真弘安（議長）、中村昌信（副議長）を含む 9 人で編さん委員は構成された。

（８）主な条例の制定

１．那覇市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 5 年 4 月 1 日施行・条例第 6 号）

同条例は、町内会・自治会など「地縁による団体」に法人格を認め、「公益法人」として「不動産又は不動産に関する権利」を保有することを認めるためのものである。同条例では、市長の認可を受けた地縁による団体の登録及び証明に関し必要な事項を定める」こととなっている。

２．那覇市議会議員及び那覇市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例等の制定（平成 5 年 4 月 1 日施行　条例第 4 号）

那覇市は、十数年来の懸案だった市長選挙、市議会選挙における選挙ポスター掲示上の 3 条例（①那覇市議会議員及び那覇市長選挙におけるポスター掲示板の設置、②同選挙における選挙運動用車両の使用の公営、③同選挙用運動ポスター作成の公営、に関する 3 条例）を平成 5 年 3 月 26 日に、共産党を除く与野党 34 人の賛成多数で可決された。

条例提案者である与党・清政会の浦崎唯昭議員は、「ポスター掲示の場所の確保をめぐって候補者同士が競い合い、すべての候補者が選挙運動の公平な機会を確保する上で問題が多い。街に無造作に掲示されたポスターが街

選挙ポスター掲示板（県営あけぼの市街地住宅前緑地）（那覇市選挙管理委員会提供）

の美観を損ねる」と説明した。これに対して、共産党は、「選挙費用の軽減のためとか都市の美化のためといった理由で、表現の自由を大幅に制限できるという発想自体、憲法的発想ではない」と主張していた。

なお、これらの条例制定によって、那覇市議会は、平成5年4月27日に臨時会を開き、7月に実施される市議選で立候補者が使う宣伝カーやポスター、掲示板にかかる費用9200万円の一般会計補正予算を全会一致で可決した。宣伝カーやポスター作成費用を自治体が負担するのは沖縄県では那覇市が初めてである。これらの費用を自治体の公費でまかなうのは、平成4年12月の公職選挙法の一部改正にともなうもので、「金のかからない選挙」をめざした同法改正の「地方選挙における選挙公営の拡大」規定を受けたものであり、平成5年の市議会議員選挙は、初の公費を使った選挙としても注目されたものであった。

３．政治倫理の確立のための那覇市長の資産等の公開に関する条例

議員提案により提出された那覇市政治倫理条例は、平成7年9月6日の本会議において、9月21日の本会議で議案質疑が行なわれた後、総務常任委員会に付託された。その内容は、市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長、市議とその配偶者を対象としており、また、資産報告書の審査などを行なう政治倫理審査会の設置、虚偽報告の広報、市民に対する説明会なども明記されていたが、9月26日の最終本会議において、委員長報告・質疑・討論・表決がなされ、起立表決の結果、賛成少数で否決された。

４．その他

地方自治法の改正によって、町内会等の「地縁による国体」にも法人格が認められたことに伴い、那覇市でも那覇市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年4月1日施行、条例第6号）が制定された。また、那覇市内の交通渋滞の原因の一つともいわれる違法駐車を取り締まる「那覇市違法駐車等の防止に関する条例」も制定された。

（９）決議、意見書、同意、その他の案件

１．決議

親泊市長の第3期の時期において、那覇市議会は、「暴力団対策特別委員会設置決議」、「議会人のモラルの確立に関する決議」、「尚家所有の文化財の保管に関する決議」などを行なっている。

この親泊市政第3期における議会の意見書の米軍・自衛隊等による事故・事件による平和の侵害に対する抗議または意見書にとどまることなく、世界の平和と沖縄の平和を結びつける意見書を出しているところに特徴がみられる。

ここでは、次の2つを取り上げる。

1）宝珠山防衛施設庁長官発言に対する抗議決議

平成6（1994）年9月に沖縄視察に来県した宝珠山昇（ほうしゅやまのぼる）防衛施設庁長官（当時）が那覇防衛施設局で、9月9日に記者会見した際に、「沖縄はアジア世界で戦略的に極めて重要な地位にあることは歴史が証明している。これをプラスに転じて基地と共生、共存する方向に

変化してほしい」と発言し、基地のない平和な沖縄を願う県民感情を逆なでする姿勢をしめした。同長官の「基地との共生、共存」を求める発言したことに対して、県内各党、平和団体などから強い反発が出て、その動向に対応するかのように、9 月 13 日に、那覇市議会は全会一致で、防衛施設庁長官、内閣総理大臣、防衛庁長官に宛てて、「宝珠山防衛施設庁長官発言に対する抗議決議」を採択した。

決議文では「長官発言は日々、基地の重圧と危険に身をさらされている地元・沖縄において波紋を広げ、怒りは頂点に達している」とし、「今回の宝珠山長官の高圧的な発言は、復帰前の米軍司令官をほうふつとさせるもの」と指摘し、「狭い県土の 11%も米軍基地が占有し、国益のため自らの意思に関係なく全国の米軍基地の 75%が集中し、さまざまな犠牲を強いられてきた本県にとって、今回の発言は断じて容認できるものではない」と断言した上で、「基地の固定化につながり、本県にだけ特別の犠牲を強いる今回の宝珠山防衛施設庁長官発言に断固抗議するとともに、発言の撤回を強く要求する」としている。

2）Ｆ－15 イーグル戦闘機墜落事故に対する抗議決議

新聞報道によると、この事故は、沖縄市の米軍嘉手納弾薬庫（知花弾薬庫）に、嘉手納基地所属のＦ15 戦闘機が同基地を離陸した直後に墜落した。同機は炎上したが、パイロット 1 人は脱出装置で機外に逃れ、乗員以外のけが人はなかったという。

那覇市議会は、この事故に対して、平成 7（1995）年 11 月 9 日に、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に宛てて、「Ｆ－15 イーグル戦闘機墜落事故に対する抗議決議」を全会一致で可決した。

その内容は、「去る 10 月 18 日、米軍嘉手納航空隊所属のＦ－15 イーグル戦闘機が、嘉手納基地の南方約 140 キロメートルの海上に墜落する事故が発生した。墜落現場一帯は、公海上とはいえ米軍の訓練水域外で、絶好の漁場となっており一歩間違えれば、大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者はもとより県民・市民を恐怖と不安に陥れている。

那覇市議会は、昨年4月に発生した同型機及びヘリコプターの墜落事故に対しても県民・市民の生命と財産、生活環境を守る立場から、意見書及び抗議決議を全会一致で議決し、関係機関に要請してきた」「今回またしても同様の事故が発生したことは、誠に遺憾である。特に、米兵による少女暴行事件を機に米軍への怒りが頂点に達している状況で起こった今回の事故は、まさに県民･市民の平和への願いを踏みにじるものであり、断じて容認することはできない。」とした上で、①事故原因を徹底的に究明し、その結果を公表すること、②事故原因が究明されるまで、Ｆ－15 イーグル戦闘機の訓練を中止すること、③基地の整理縮小を早急かつ確実に実施することを決議・要求した。

２．意見書

地方自治法では、議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる（地方自治法第 99 条）、と定めている。これは、議会の各種の権限によっては十分に処理することができないもので、かつ当該地方公共団体の公益に関する事件に該当するものについて、意見書という形で表明することを認めたも

のであるが、親泊市長の第3期の時期において、議会が意見書提出権を行使している。

ところで、これらの意見書を事件ごとの性質に即して分類してみた。

(a)米軍・自衛隊基地・戦闘訓練関連の意見書

(b)国（中央）と自治体（地方）の格差・財政問題に関連する意見書

(c)沖縄の歴史的背景に関連しながら問題・課題の提起されている意見書

(d)国の法律に関連して提起された意見書

これらの意見書からも分かるように、那覇市議会は、緊急または重大な課題に対して、議会の意見表明権を行使し、市民の代表機関としての責務を適宜果たしてきたといえるであろう。

(a)米軍・自衛隊基地・戦闘訓練関連の意見書

平成6（1994）年12月19日、那覇市議会は、「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法の早期制定を求める意見書」を全会一致で可決した。意見書では「戦後50年の節目を迎えようとしている今、軍用地の転用にかかる諸問題は戦後処理の一環として解決されることが強く期待されている」「とりわけ本市においては日米合同委員会で那覇港湾施設の移設に関する特別作業班の設置が承認されるなど、同法の早期制定が急務になっている」とした上で、「県土の均衡ある発展と県民・市民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、現在国会で継続審議中の同法案を原案の通り早期制定するよう強く要請する」となっている。これを受けて、那覇市議会の安里安明議長ら代表8人の議員は、同年12月21日、防衛施設庁や衆参両院の議員らを訪ね、先の意見書を提出した。

(b)地方分権の推進に関する意見書

市議会は、平成7（1995）年3月30日に、内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、総務庁長官、衆議院議長、参議院議長に宛てて、「地方分権の推進に関する意見書」を提出した。

その内容は、次のとおりであった。

今日まで一貫して続いてきた中央官庁主導の政治･行政･経済システムは、地方公共団体の役割を阻害し、ひいては地域経済の空洞化をもたらす要因ともなっている。

このような状況の中、地域における行政の自主性及び自立性を確立するため、さまざまな問題を発生させている首都圏への一極集中を是正して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待ち望むゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に強い期待が寄せられており、地方自治のより一層の拡充を望む声は高まっているところである。

よって、政府に於かれては、機関委任事務の見直しを実施するなど、地域住民の声が迅速かつ的確に反映できる行政が行えるよう、地方公共団体への大幅な権限移譲や地方財源の確保等、抜本的な地方分権を推進するための立法措置を早急に講じられるよう強く要請する。

(c)沖縄返還極秘文書の真相究明を求める意見書

議会は、平成6（1994）年5月30日付けで、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長に宛てて、沖縄返還極秘文書の真相を明らかにするようにとの次のような

意見を提出している。

沖縄返還交渉の過程で『極秘文書』が取り交わされていたと報道され、県民･市民に強い衝撃と新たな不安を抱かせている。有事の際には、核兵器を沖縄に持ち込むというこの密約は、返還交渉の実務を担当した当時の佐藤総理大臣の特使によって明らかにされたものであるが、沖縄には核兵器を管理する後方支援部隊が配備され、貯蔵施設の覆土式半地下弾薬庫も依然として存在することから、核兵器をめぐる疑惑は一段と深まり、国内外に波紋を広げ、深刻な影響を与えている。

同密約の存在は非核三原則をなし崩し、県民･市民に不安を与えるばかりか、国際的信頼をも著しく損なうものであり、断じて容認できるものではない。とした上で、「政府は、沖縄返還極秘文書の真相を速やかに国民の前に明らかにするよう強く要請する」との意見書を提出した。

(d)ボランティア活動の振興に関する意見書

那覇市議会は、平成7（1995）年6月21日内閣総理大臣および法務大臣に宛てて、「ボランティア活動の振興に関する意見書」を次のとおり可決した。

阪神･淡路大震災を契機として、民間ボランティアが大きな脚光をあび、また、高齢化社会の到来、情報化･国際化社会の進展、価値観の多様化等の社会状況の変化が進む中で、今、新たに生涯学習の視点から大きな注目を集めている。

国民･住民間の連帯と自立の意識を高めるとともに、行政の公的機能の充実と併せ、一層重要性が高まっている。

しかしながら、わが国においては、こうしたボランティア活動を支える社会的条件整備はこれからであり、活動中に二次災害にあった場合の補償措置や保険などは皆無となっている。政府におかれては、我が国におけるボランティア活動の振興のために、特別法の制定、及び関連諸施策を早急に講ずるよう強く要請する。

第４節　市民生活と市政

「公の施設」とは、自治法上、自治体が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であって(第 244 条第 1 項)、住民には公の施設の平等利用権が保障されている(第 244 条第 2 項、第 3 項)。また、公の施設の設置は条例事項であることから（第 244 条の 2 第 1 項)、議会による条例制定を通して住民の生活にも影響を与えている。そこで、本節では、第 3 期親泊市政における那覇市議会は、どのような公の施設を設置したのか、概観してみる。

（１）那覇市 玉陵（タマウドゥン） 及び識名園

那覇市玉陵及び識名園条例（平成 5 年 4 月 1 日　条例第 13 号）が制定され、玉陵及び識名園が市民等に利用されるようになった。

同条例の施行規則（平成 5 年 4 月 22 日　教育委員会規則第 7 号）4 条では、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による本市内の幼稚園の園児並びに学校の児童及び生徒並

びにその引率者が教育上の目的で観覧する場合など、閲覧料を無料とする場合などを定めている。

（２）とよみ大橋開通

国道329号の那覇市内の交通渋滞緩和を図る那覇東バイパスの仲井真―真玉橋間（1・3キロ）が、平成8(1996)年3月22日に開通したことで、那覇市民体育館から上間交差点、真玉橋、とよみ大橋を経て新那覇大橋までの4・7キロのバイパス全線が完成した。なお、那覇東バイパスは、昭和62年から用地買収と工事に入り、平成6年に起点側の上間交差点から那覇市仲井真まで、平成7年に豊見城村真玉橋から那覇市古波蔵までが供用開始された（『琉球新報』平成8.3.22夕刊）。

（３）なは女性センター

市議会は、平成8年の6月定例会で「なは女性センター条例」を賛成多数で可決した。「なは女性センターは、これまでの『那覇市働く婦人の家』の機能を引き継ぎ、強化するもので、10月1日をめどに…『女性に関する諸問題』についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民に提供し女性の地位向上に資することを目的として女性学講座や総合相談などの事業を行う」としている（『琉球新報』平成8.7.1）。

第８章　第４期親泊康晴市政と議会

第１節　親泊市長と市政

（１）市長選挙

3 期 12 年在任した親泊康晴（おやどまりこうせい）市長は、平成 8（1996）年 11 月 30 日に任期満了を迎えるにあたり、当初は、4 選出馬要請に対し、「若い将来性と創造性のある人を後任にと常々考えている」とし、出馬するか否かの明確な意思表示を避けていた。その後、平成 8 年 2 月 2 日、与党 3 会派から出馬要請を受けた親泊市長は、「正念場を迎えた基地問題、都市モノレール事業、那覇新都心開発、市の第 3 次基本計画の策定がこれから特に重要な政策となる。自ら切り開いた政策を自らの責任で進めたい。続投で 1 日の空白もない行政運営ができる」と要請を受諾し、正式に出馬する意向を示した。

他方、保守系議員団（24 人）は、県議の嘉数昇明（かかずのりあき）（自民）に強く出馬を求めていたが、嘉数は、2 月 14 日、「政治状況や態勢など総合的に判断して、後援会の総意として」出馬を辞退した（『琉球新報』平成 8.2.15）。その結果、昭和 63（1988）年以来 8 年ぶりの選挙戦になるものとの見通しが、一転して、平成 4 年に続き 2 度目の無投票の可能性が指摘された。保守側の人選はその後も難航し、11 月に入り、保守系市議 10 人が親泊市長の支持を決定し、内 6 人が親泊市長と政策協定合意書を交わした。清政会の久高将光（くだかまさみつ）幹事長は、「財政問題を筆頭に市政の課題は山積している。党派や主義主張の違いで無理に選挙を戦うよりも、共に手を取りあって市政運営する方が意義は高い」と説明した。

このような動きに対して、市議会のオール与党化の危険性や市政の停滞を招くとの反発の声も上がった。ところが、告示当日、無所属で新人の島田光則が立候補を届け出、選挙となったが、従来の選挙とは異なる構図となったことから投票率が懸念された。

親泊候補は、①平和都市の建設、②公正・公平・清潔で活力のある市政の発展、③新しい地場産業の育成、④高齢者の雇用の確保、医療・福祉の充実、⑤スポーツ・レクリエーション施設の充実、⑥男女共同参画型社会の実現、⑦生活重視の都市環境づくり、⑧都市の美化・緑化、⑨市民文化の振興、⑩市民参加の第 3 次総合計画の策定等を公約とした。

島田候補は、①自主財源の補強、②観光事業の充実、③都市計画事業の見直し等を公約とし、選挙戦に臨んだ。

8 年ぶりとなった選挙は、11 月 17 日に投票、即日開票され、親泊候補が 5 万 2516 票、島田候補が 3590 票で、現職の親泊候補が大差で 4 選を果たした。投票率は、過去最低の 25.97％であった。親泊候補は、「投票率が下がったのは極めて残念だが、今後 4 年間、市民参加の市政をさらに目指していく」と語った（『沖縄タイムス』平成 8.11.18）。マスコミは、「県都の政治風潮を憂う／市民の選択肢を奪った野党」の見出しの下、「市長と並んで市政、市民に大きな責任を持つ市議会、その政党、会派も投票率を重く受け止めてほしい。特に、自民党を中心とする野党にあっては、自らの市政運営の理念、政策を市民に問う大きな場である『市長選』を棄権、市民に政治の『選択肢』を与えなかった責任は重大であり、あらためて公党、会派としての立場、存在を問い直すことを強く求めたい」とし、

「今回の那覇市長選を振り返った場合、政治エネルギーが燃えたぎるどころか、多くの市民、有権者が態度で示したように“政治の冬”を寒々と実感したのではないだろうか」と批判した（『琉球新報』平成8.11.19社説）。

選挙後の12月定例会では、親泊市長と野党議員が交わした政策協定合意書をめぐり、安里仁愛（あさとじんあい）議員が、「私どもが市長と政策協定合意書を作成いたしまして、双方、署名・捺印したことをもって、議会活動が著しい低下を来たし、審議が萎縮するかの発言や記事等が見られますが、この点につきまして、市長は憲法と地方自治法の精神からして、この件に関しましてどのように判断をされましたのか、この際、詳しくお聞かせを願いたい」と質問、親泊市長は、「地方公共団体における多くの問題が住民生活に密接に関連するものである現状を見ました場合、それぞれの問題について、議員個々人が自己の信念に従って意志の表示をすることがあってもよいのではないかというふうに考えている」と答弁した。また、玉城仁章（たまきじんしょう）議員は、「今回の協定書につきまして、議会は過半数の原則で決議することから、１人でも多くの賛同者を得ようということで、当局の執行部が議会工作をし、根回ししたかということで理解して結構でしょうか」、「与党連絡会との合意はどうか、また連絡会議に参加させるのか」と質問、親泊市長は、「結論としてありません。私は、そこまで議員の良識を信じているものでございまして、私もそういうことをやってもいけないし、また受けるという方々の議員も賢明な方々でありますので、そういうことは全くありません」と答弁した。この問題は、その後の会派の動向にも影響を与えた。

（２）新那覇市行政改革大綱の策定

親泊市長は、平成9年3月3日、平成9年度の施政方針で、厳しい財政状況を踏まえ、「私は、この際、厳しい財政状況の打開のため、戦後処理問題の解決促進を図るとともに、抜本的な行財政改革を断行して、これらの課題に応える執行体制を確立する決意であります。そのため、新年度を財政構造改革元年と位置づけて予算編成を行い、また、新那覇市行政改革大綱のもと、引き続き総合的な行財政改革を推進して、躍動感のある市政運営をめざすことといたします」と述べ、行財政改革の推進を強調した。3月議会には、緊急行財政対策を盛り込んだ平成9年度予算案が提出され、行財政改革に質疑が集中した。また、3月10日には、市民の立場から行財政改革のあり方を検討してきた那覇市行政改革推進懇話会の米村幸政会長から、親泊市長に提言書が提出された。提言は、行革を行政内部だけの改革にするのではなく、市民にオープンにするよう求めると共に、効率的な事務事業の推進、財政健全化と経費節減、組織・機構の見直しのほか、議員や議会事務局の定数・組織見直しなど、行革の対象に議会を加えるよう指摘した。

那覇市行政改革推進本部（本部長・親泊市長）は、4月16日、最終の会議を開き「新那覇市行政改革大綱」を決定した。大綱は、実現に向けた重点項目として、①行政サービスの向上と効率的な事務事業の推進、②財政の健全化、③組織・機構の見直し、④定員管理及び給与の適正化、⑤効率的な行政運営と職員の能力開発、⑥公共施設の配置及び管理運営などを挙げている。具体的な推進項目としては、例えば、効率的な行政運営の推進では、技術やコスト削減で民間委託が適当な事業については民間委託を積極的に推進し、財政の

健全化に向けては、補助金の見直しをはかるとともに、市税の収納率アップを図るとしている。組織・機構については、各部局の総点検と合理化の推進、審議会、公社など外郭団体にまでメスを入れるとしている（『琉球新報』平成 9.4.17）。

その後、大綱を推進するため行政改革実施計画（4年計画）が策定され、その進捗状況をフォローアップするため、県内市町村で初の行政改革推進室が設置された。

3月定例会では、一部会派（18人）から、行財政改革に向けた「特別委員会設置決議」が提出された。久高将光議員は、「市民は今、先行する当局の行財政改革に対応する、議会独自の立ち上がりを望んでおり、全庁的かつ全市民総意による行財政改革への機運を盛り上げることが必要とされております。行政と機能を異にするとはいえ、市民の負託を受けて政治に携わる１人として、議員の責務を痛感する次第であります。よって私たちは、本市の財政を立て直すため、行財政改革を緊急に進める必要があるとの認識のもとに、行政コストの低減に努め、行政サービスの『量から質』への変化を図り効率性の高い行政、及び議会の改革と見直しを速やかに達成するため、緊急かつ優先度の高い課題として、本市議会に『那覇市における行財政改革に関する対策特別委員会の設置』を提案する」と設置の意義を強調した。しかし、議員の任期から、「3、4か月で実のある審議ができるか疑問」、「改革は必要だが、一定の改正案を出せるか時間的に厳しい」との反対意見が出され、決議は賛成少数で否決された。

那覇市が行革推進室
県内市町村で初の設置
ちぐはぐさ
目立つ対策
行政改革推進室
【6月21日・夕】
平成 11 年 6 月 25 日（夕刊）『沖縄タイムス』

が、その後、議会は、平成 9 年 12 月定例会で、議会運営副委員長の国吉真徳議員が、本市の深刻な財政状況の難局を乗り切るために、当局と共に、立ち上がり知恵を出し合い、助け合う必要があるとして、緊急かつ最重要課題として、本市議会に「那覇市行財政改革対策特別委員会」の設置を求め、12 月 18 日に全会一致で可決された。同委員会では 13 人の委員が選出され、委員長に久高将光議員、副委員長に中村昌樹議員が就いた。

（３）第３次那覇市総合計画基本構想の策定

総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」を根拠に策定される自治体の全ての計画の基本となる計画である。基本構想を受けて、おおむね 10 年間の行政計画を示す基本計画、3 年間程度の具体的施策を示す実施計画の 3 つを合わせて総合計画と呼ばれている。

那覇市は、昭和 51（1976）年に議決され基本構想が、すでに 20 年余を経過しこの間、少子・高齢化の進行、国際化、情報化の進展、生活重視という市民意識の高まり、自然環

境保全・回復、地方分権型社会への移行など、社会を取り巻く状況は急速に変化してきたこと、また、国や県において、沖縄の自立的発展を目指す沖縄振興策や、国際都市形成構想も議論されており、産業政策の重要性がこれまで以上に増していることなど、これらの時代状況の変化に対応し、さらに厳しい財政状況を打開するために行財政改革についても、その対応が必要であり、新たな基本構想を制定するため、市総合計画審議会（米村幸政会長、51人）に諮った。同審議会は、平成9年7月18日、第1回総会を開き、基本構想、保健・医療・福祉、都市整備・環境など5つの部会に分かれ審議をスタートさせることになった。そして、同審議会は、平成9年8月25日、向こう10年間の街づくりの指針となる第3次総合計画の新基本構想を親泊市長に答申した。

構想は、（1）平和都市の創造、（2）生活・文化都市の実現、（3）国際交易都市の形成を基本理念の下に、①市民がつくる自治都市、②平和の発信都市、③住みよい生活都市、④環境共生都市、⑤文化都市、⑥アジア・太平洋の自由交易都市、⑦人々が行き交う交流都市の7つの都市像を明記し、実現のために市民や事業者の行政参加、人材の育成を提案した。

同構想は、那覇市議会11月臨時会に提案され総務常任委員会で審査された。11月7日、最終本会議で、総務常任委員会の前田政明委員長から、「この基本構想でうたっている基本構想の基本理念や『那覇のまち』10年後の各分野における未来図、基本構想の各項目の実現可能性、現在取り組んでいる行財政改革と相反する記述、職員の意識改革、危機的な本市財政状況に対する把握及び認識等について、文面を細部にわたり真剣に検討し、活発な審査」がなされた、との報告がなされた。そして、委員会で議論となった、構想の基本理念の「国際交易都市の形成」の事項の「那覇市は、成長するアジアのなかの、人、もの、情報が活発に交流する」との原案の中に、「金」を挿入し、「人、金、もの、情報」と、字句を一部修正し全会一致で可決し、基本構想が決定された。

その後、基本構想を踏まえ、総合計画審議会は審議を重ね、12月3日、基本計画を親泊市長に答申した。基本計画は総論、部門別計画、実現の方法の3つで構成され、総論部分では、人口の将来予測を30万8000人とし、協働の街づくりの必要性を強く打ち出している。部門別計画では、自治・平和、保健・医療・福祉、生活基盤の整備、教育・文化、産業・情報の5章で構成し、特に、空港・港湾の基幹インフラの整備を強調している。また、実現の方法として、①人材づくり、②広域行政、③行財政基盤の強化の3つを挙げ、広域行政の部分では、近隣市町村との合併を前提とした中核市を目指すとしている。

答申を受けた親泊市長は、「市は全庁挙げて行財政改革に取り組んでいる。多くの市民や専門家の意見、提案が盛り込まれた第三次総合計画の施策を、早期に達成できるよう努力していきたい」と述べた（『沖縄タイムス』平成9.12.8）。

（4）親泊市長退任挨拶

親泊市長の進退については、平成11（1999）年の12月定例会あたりから議会でも再三取り上げられるようになったが、親泊市長は明言を避けていた。その後、5選出馬の要請を受けていた親泊市長は、平成12年7月31日、記者会見で正式に出馬せず勇退すること

を表明した。親泊市長は、支持団体に、「私の体力上の問題などを斟酌してもらい、出馬しないことで了解してもらった」と述べ、体力上の問題を不出馬の理由として挙げた。さらに、「助役８年、市長 16 年、全身全霊を打ち込んでやってきたつもりだ。4 期 16 年間、政治行政に没入した経験から。ここで矛を収めないと、最終的には市民に迷惑をかける。その一点だけだ」と勇退を決断する背景を語った（『沖縄タイムス』平成 12.8.1）。

親泊市長は、任期満了を迎えるにあたり、平成 12 年 11 月 17 日、11 月臨時会において、4 期 16 年を振り返りつつ、次のように退任挨拶を行なった。

「さて、私が第 24 代那覇市長に就任しましたのは、昭和 59 年 12 月 1 日でございました。市長に就任以来、私は市民福祉の向上をめざして、毎日精一杯、課題解決に取り組んでまいりましたが、気がつけば 4 期 16 年という長きにわたって、市政を運営させていただいたことになります。私がこれだけ長く市長を続けられたのは、何よりも 30 万市民の皆さんの支えと、市民代表としての市議会議員の皆さんのご指導・ご鞭撻、そしてご協力の賜物であり、衷心より厚く感謝を申し上げます。

ところで、私は初当選して臨んだ昭和 59 年 12 月定例会における代表質問にお答えし、所信を申し述べております。すなわち、『政治を司る立場から、見聞を広め、また市長として 30 万市民の意見をご意見を拝聴し、是は是、非は非として清潔にして、公平・公正な市政の運営に全力を傾注する所存でございます』と述べました。このことは、私の在任中、片時も忘れたことはありませんでしたし、また残された期間はわずかでありますが、この姿勢を堅持してまいりたいと考えております。

よく、「市政の主人公は市民だ」と言います。確かに市政は何のためにあるかと言いますと、間違いなく市政は市民のためにあるべきであります。また、市政の究極の目的が『市民福祉の向上』にあることは、論を待たないところであります。ただ、現在、市民の皆さんの政治行政を見つめる目は厳しく、その意識は高く、また価値観も多様化してきております。市政運営に関して申し上げますと、市民ニーズは多く、事業目的が的確であるというだけでは、市民は納得してくれませんし、満足もしてくれません。市民の皆さんは自ら市政に参加をし、那覇市のまちづくりを共につくり上げていくことを願っており、また、そうでなければ本当の意味での『市民参加』にはならないと思うのであります。

市民参加の市政は、何よりも開かれた市政の中から生まれるものだと思います。そのため私は、市民の皆様の声を直に聞くために、在任中欠かさず移動市長室を開設してまいりましたし、沖縄県内では、初めて情報公開条例を制定し、市政に関する情報を公開してまいりました。市長交際費をはじめ、市政に関する情報を公開するということが、市民に信頼していただける市政を築く最も基本となると考えたからであります。

私の 4 期 16 年を振り返ってみますと、行政の各分野で一定の成果を上げてきたものと自負いたしております。とは、申し上げましても、1 人の政治家の評価なり、実績の評価というものは、10 年たち、あるいは 20 年たったあと市民が下すものでありましょうから、この場ではあえて申し上げません。

ただ、私自身、当面する市政の課題につきまして、また将来に備えた課題につきまして、精力的に取り組み、それぞれ方向性は見出したものと考えておりますが、幾つかの重要な

課題が残っているのも事実であります。それらの課題につきましては、すでに有能で、フレッシュな市長が誕生しておりますので、後任の翁長雄志市長に委ねてまいりたいと思います。

退任を目の前にいたしまして、4 期 16 年間の市長在任中を振り返ってみますと、楽しかった思い出よりも、苦しかったことのほうが多く、本当に苦しかったときに私を支えてくれたのが、30 万那覇市民であり、また、議員諸侯の励ましでありました。

特に、私の在任中、議員の皆さんとは、議場におきまして、いろいろな問題において、時には激しく対立をし、議論を交わしてまいりましたが、いずれの場合も市民福祉の向上という原点に立った議論であり、実りのある議論だと考えております。4 期 16 年間、ご指導・ご鞭撻いただきました市民の皆様、そして議員の皆さんに心底から感謝を申し上げまして、退任にあたってのご挨拶にかえます。誠にありがとうございました」。議場からは、大きな拍手があった。

第２節　市議会議員選挙と議会の活動

（１）市議会議員選挙

任期満了に伴う市議会議員選挙が、平成 9 年 7 月 6 日告示され、定数 44 議席に対して 57 人が立候補を届け出た。選挙戦では、与党が多数議席を守れるのか、野党が逆転するか否かが焦点となった。投票は、7 月 13 日行なわれ、即日開票され、与党（革新系ほか）が 23 議席を確保し過半数を維持し、野党（保守系ほか）は 20 議席、中立が 1 人となった。投票率は前回より 17.86 下回る 56.02％で、市議会議員選では 1961（昭和 36）年の 6 回目 64.35％を 8.33 ポイント下回り史上最低となった。

当選者の内訳は、現職 34 人、前職 3 人、新人 7 人で、女性は 4 人であった。当選者は、次のとおりである（得票順）。

上原 清（自民・前）、崎山嗣幸（社民・現）、翁長 俊英（公明・新）、高良幸勇（無・現）、大浜慶子（公明・現）、松田義之（公明・現）、山川典二（無・新）、当真嗣州（共産・現）、座覇政為（無・現）、幸地正博（公明・現）、大浜安史（公明・現）、久高将光（無・現）、久保田淑子（公明・現）、唐真弘安（自民・現）、安慶田光男（無・現）、知念 博（無・新）、湧川朝渉（共産・現）、前田政明（共産・現）、中村昌樹（無・現）、仲村善信（無・現）、国吉真徳（社大・現）、我那覇生 隆（無・現）、大城春吉（無・現）、瀬良垣武安（無・現）、大田朝美（無・現）、宮城宜子（共産・現）、洲鎌 忠（無・現）、屋良栄作（無・現）、嘉数 進（共産・現）、宮國恵徳（無・新）、仲本嘉公（社大・現）、知念克征（社大・現）、東江芳隆（社大・現）、安里仁愛（無・現）、与儀清春（無・現）、渡久地修（共産・新）、大城朝助（共産・前）、高里鈴代（無・現）、玉城仁章（無・現）、亀島賢優（自民・現）、赤嶺一郎（無・新）、高里良樹（自民・現）、真栄城守晨（無・現）、永山盛廣（無・現）

（２）正副議長選挙

―①正副議長選挙

正副議長選挙は、平成 9（1997）年 8 月 11 日の臨時議会で行なわれた。

議長選挙の投票結果は、有効投票 43 票、無効投票 1 票、有効投票中、上原清 32 票、当真嗣州 7 票、大田朝美 4 票で、議長には、野党保守系の最大会派・政和会の上原清議員が選出された。

上原清新議長は、「ただいま議員各位のご推挙によりまして、那覇市議会議長の重職に就くことになりました。誠に光栄の至りでございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございます。

さて、国際化を迎えた今日、政治、経済が急激に変化し、地方自治体もまた地方分権に向けた新たな役割が強く求められている中、重要な時期に議長という、その責任の重大さを今ひしひしと感じているところであります。したがいまして、議会運営にあたりましては、常に公正無私を旨とし、議会のスムーズな運営を図るとともに、30 万市民の福祉向上と、市政発展のために全力を傾注する所存でございます」と議長就任の挨拶を行なった。

新議長に就任した上原議長は、マスコミのインタビューに対し、「議会は行政のチェック機能だけですまされない時代。議員提案が多く出るよう努めたい」とし、「沖縄が日本の南の玄関口になる時期。沖縄の歴史、風土、産業形態に見合ったフリーゾーンを確立すべきだと思う。議会も外に出て、研究者、専門家と議論をつめる必要があるのでは」と指摘した（『琉球新報』平成 9.8.13）。また、議会と執行部との関係について、「時代は大きく変わり、政治の流れも変わった。これまでのように対決姿勢だけでは問題解決は前進しない。日本だけでなく、環太平洋、アジア地域からとらえた沖縄、あるいは県都・那覇の役割という大きな視点でもって、那覇の発展を考える姿勢が求められていると思う。議会と執行部がお互い、緊張と信頼関係を持ち合うことが大切だと考える」と述べた（『沖縄タイムス』平成 9.8.25）。

副議長選挙の投票結果は、有効投票 44 票、無効投票 0 票、有効投票中、仲本嘉公 40 票、真栄城守晨 4 票で、与党革新系・市民クラブの仲本嘉公議員が選出された。

仲本嘉公新副議長は、「ただいま副議長に選任をさせていただきました仲本嘉公でございます。万感胸に迫るものがございます。副議長という職の重さをしっかりと受けとめておりますし、議長を補佐し、職務の執行に公正で誠意をもって事にあたっていきたいと存じます。今、那覇市が抱えている最重要課題、行財政改革を中心に多くの諸問題を賢明な議員諸公とともに問題解決にあたっていきたいと思います」と就任の挨拶を行なった。

各種委員会委員の選任が行なわれ、正副委員長と事務組合議会議員は次のとおりである。

○常任委員会正副委員長の選出

総務常任委員会　委員長・前田政明　副委員長・山川典二

建設常任委員会　委員長・玉城仁章　副委員長・知念博

教育福祉常任委員会　委員長・永山盛廣　副委員長・宮國恵徳

厚生経済常任委員会　委員長・久保田淑子　副委員長・知念克征

○議会運営委員会　委員長・高里良樹　副委員長・国吉真徳

○議会議員選出監査委員　崎山嗣幸、安慶田光男
○南部広域市町村圏事務組合議会議員　上原清、当真嗣州、我那覇生隆
（その後の委員の交代については割愛）

―②正副議長選挙

上原清議長が、平成11（1999）年8月13日付、仲本嘉公副議長が、8月16日付でそれぞれ辞表を提出したため、8月16日臨時議会を開き、正副議長選挙が行なわれた。

議長選挙の投票結果は、投票総数43票、そのうち、有効投票41票、無効投票2票、有効投票中、亀島賢優41票。その結果、第29代議長には、野党保守系の最大会派、自民党の亀島賢優議員が選出された。

亀島賢優議長は、「ただいま議員各位の推挙によりまして、那覇市議会議長の重職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、衷心より深く感謝申し上げますとともに、議長の責任の重さを今、痛感いたしておるところであります。議会の運営にあたりましては、不偏不党・公正無私の立場を堅持して、議会の円滑な運営を図り、市政の発展と市民の福祉向上のため、最善の努力をいたす所存でございます」と議長就任の挨拶を行なった。

亀島議長は、マスコミのインタビューに対し、「那覇市議会は全国の自治体と比較しても会期日数の多さが突出するなど、活発な議会活動を行っている。それだけ議員らの問題意識が高く、行政のチェック機関としての役割を果たしているといえる。同時に市が課題を多く抱えているという表れでもある」、「中央集権から地方分権へと時代は移り変わっている。『地方自治とは何のためにあるのか』という基本的な視点から勉強していく必要があるのでは？具体的には、各議員や議会運営委員会の協力を得て専門家を招き、議員全員でもう一度勉強したい。そうする中で今の状況にあった議会のあり方が見えてくると思っている」、「改革は通常の方法で行えるものだとは思っていない。こん身の力を込め、最大のねばりと実行、決断力で改革に臨む。それが私の使命と認識している」と抱負を語った（『沖縄タイムス』平成11.8.23）。

副議長選挙の投票結果は、投票総数43票、そのうち、有効投票41票、無効投票1票、有効投票中、瀬良垣武安9票、幸地正博2票。その結果、副議長には、与党革新系の第二会派、市民クラブの瀬良垣武安議員が選出された。

瀬良垣武安副議長は、「ただいま議員各位のご推挙により、当議会の副議長に選出していただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。さて、これからの議会の運営につきましては、先ほど選出されました亀島新議長の補佐をしつつ、市民に開かれた議会、市民福祉の向上のため、精一杯頑張る所存でございます」と副議長就任の挨拶を行なった。

各種委員会委員の選任が行なわれ、正副委員長と事務組合議会議員は次のとおりである。

○常任委員会
総務常任委員会　委員長・当真嗣州　副委員長・知念博
建設常任委員会　委員長・高里良樹　副委員長・大浜安史
教育福祉常任委員会　委員長・知念克征　副委員長・屋良栄作
厚生経済常任委員会　委員長・中村昌樹　副委員長・与儀清春

○議会運営委員会　委員長・大城春吉　副委員長・翁長俊英
○議会史編さん委員会　委員長・亀島賢優（議長）　副委員長・瀬良垣武安（副議長）
○行財政改革特別委員会　委員長・久高将光　副委員長・中村昌樹
○南部広域市町村圏事務組合議会議員　久高将光、亀島賢優
（その後の委員の交代については割愛）

（３）助役・収入役の選任同意

平成 9(1997)年 2 月 20 日の臨時議会で、任期切れなどに伴う三役人事案件を決議した。新助役には、県信用保証協会会長で県政策調整官の高山朝光と、現収入役の玉城正一、収入役には現土木部長の長堂嘉夫が新三役に決まった。監査委員は、現総務部長の玉城宏道、現代表監査委員の高嶺善包に決まった。

（４）主な条例の制定

１．那覇市行政手続条例

行政手続法が、平成 5（1993）年に制定され、翌 6 年 10 月から施行された。しかし、この法律は、地方公共団体の機関が実施する処分及びこれに対する届出、条例又は規則に根拠を有するもの、並びに地方公共団体の機関がする行政指導については適用されず、これらの手続きについては、地方公共団体がこの法律の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとなっていた。そのため、那覇市でも独自の条例で対応することになり、条例案が議会に提案された。総務常任委員会で同条例案は審査され、平成 9（1997）年 12 月 18 日定例会最終本会議で前田政明委員長は次のように報告した。

審査においては、各条文の解釈、用語の定義等に質疑が交わされましたが、第 4 章行政指導、つまり第 30 条第 2 項の規定をめぐり、当局の見解と大きく分かれております。同条例第 30 条によりますと、申請に対する行政指導で、申請の取下げ、または内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、当該行政指導を継続すること等により、当該権利者の権利を妨げるようなことをしてはならないと規定し、これは行政手続法にもあります。

ところが、同条第 2 項では、前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより、公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が、当該行政指導を継続することを妨げない、となっております。

委員からは、当局は、市民の利益、住民サービスの立場に立って、条例を制定しているというのであれば、この規定は著しく相反し、矛盾するものだとの意見がありましたが、当局は、昭和 60 年 7 月 16 日、最高裁判決のあった、品川マンション事件を例に、第 30 条第 1 項の例外規定をしており、何ら相反しないとの答弁でありました。

結局、この規定をめぐり、委員より、修正案が提出されました。

那覇市行政手続条例の第 30 条第 2 項は、同条例の第 1 条の趣旨に照らし、整合性を欠いている。この第 30 条第 1 項で、問題となっている第 2 項の趣旨は、十分に生かすことができるので、この第 2 項は条例化する必要はない。よって、第 30 条第 2 項は削除してもらい

たいとのことであります。

採決の結果、全会一致により、修正案を可決し、また、修正部分を除く原案についても、全会一致で可決したと、説明した。

この報告を受け、那覇市行政手続案は、第30条（申請に対する行政指導）2項を削除した上で、可決され、平成10年4月1日施行された。

同条例の制定により、例えば、申請による処分について、審査基準、標準処理期間が明らかにされ、市は、「申請者は、あらかじめ基準に適合するよう手続の準備を進めることができる」とし、また、「この条例の施行で、すべての処分の事前手続や行政指導などについてのルールが確立されることになる」としている（『沖縄タイムス』平成10.4.13）。

２．那覇市NPO活動支援センター条例の制定

那覇市は、市民活動団体との協動型まちづくり促進のために、その活動の拠点を設置するための那覇市NPO活動支援センター条例案を議会に提案した。

同条例案は、同支援センターが行う主な事業として、社会貢献活動を行う市民活動団体の助成、市民の社会貢献活動推進のための施設及び設備の提供、市民活動に関する情報の収集及び提供、協動型まちづくりのための研修機会の提供及び調査、企業の社会貢献活動推進のための事業等を定義し、次に同センターを市民に使用させる場合の手続きや使用者の範囲など、同センター管理に関する規定等を内容とするものである。

平成11（1999）年9月24日（9月定例会）、総務常任委員会当真嗣州委員長から、委員会における審査について、次のような報告がなされた。

設置場所について、本庁横にあるプレハブ庁舎の１階を予定し、2人の職員配置をするとの提案に対し、「委員からは、現在の本庁舎の駐車場の状況からしても、役所の敷地内に設けることは疑問であるとの意見が出され」、それに対し、「当局は、NPOの団体がかなり活発化すれば、委託することも考えてはいるが、市民活動団体を支援していくためには、当分の間は行政の力が必要であり、所管部の近くに設置したい」との答弁があった。

また、「委員から、本条例による助成と現在の補助団体等と重複する部分は、どのようにしていくのかとの質疑に対し、当局は、要綱を作成し、公的なところから既に助成を受けている場合は、NPO活動支援センターからの助成はしない」との答弁があった。

さらに、職員が積極的にボランティア活動に参加し、同活動のあり方を市民に示していくことが重要であるとの委員からの指摘に対し、「当局は、ボランティア休暇制度において、1日を単位として継続し、また分割して年度5日以内と規定され、NPO活動をするにはかなり厳しいと感じられるので、主管部とも調整していきたい」との答弁があった。その他、支援センターの管理を公共的団体に委託した場合、使用の許可、不許可の決定などについて、質疑があった。

この報告を受け、那覇市NPO活動支援センター条例案は、原案どおり可決された。

３．那覇市少子化対策基金条例の制定

那覇市少子化対策基金条例案は、那覇市に対して、少子化対策臨時特例交付金、15億2030

万円が交付され、同交付金実施要綱において、基金を造成し、平成 13 年度までに少子化対策事業の実施が認められたことから、6 億 5949 万 2000 円を基金造成するために提案されたものである。

主な少子化対策事業として、児童課が行なう事業として約 11 億円、教育委員会所管の事業として 4 億円、公園緑地課の事業として 2030 万円の資金の配分が行なわれた。

平成 11（1999）年 9 月 24 日、総務常任委員会当真嗣州委員長から、委員会における審査について、次のような報告がなされた。

「総務常任委員会では、本基金の運用管理についての質疑が交わされた。運用管理はこれまでの基金同様、収入役に委任をするとの答弁があった。委員から、少子化対策臨時特例交付金実施要綱において、事業の実施にあたっては、できる限り民間活力の活用に努めるものとするとなっているが、交付金の配分は、児童課が予定する事業では、無認可保育施設に対する事業費が極端に少ないとの指摘や、少子化対策は、各部局で横断的に同問題を把握し、それに基づいて事業の実施を具体的に決めていくべきであるが、事業の実施計画を福祉保健部と教育委員会に一任した形になっている点では、市の少子化対策への取り組みの弱さを感じるので、今後、全庁的に少子化対策を考えていくべきであるとの意見があった」。

この報告を受け、那覇市少子化対策基金条例案は、原案通り可決された。

（５）その他主な議案

１．市政調査研究費情報公開問題

那覇市議会は、平成 9（1997）年 5 月、市民オンブズマン沖縄（島田正博（しまだまさひろ）代表）から情報公開条例に基づき開示請求のあった議会の調査活動を助成する目的で交付されている市政調査研究費の収支決算書（平成 7 年度）を公開した。市政調査研究費とは、議員報酬や手当とは別に議会の会派ごとに支給される補助金で、那覇市は 1 人当たり月額 5 万円を支給している。初めて収支決算書が公開されたことから、マスコミから「不透明な使い道」、「ぬぐいえぬ不透明感」などと言った厳しい批判がなされた(『沖縄タイムス』平成 9.5.5、『琉球新報』平成 9.5.8)。

市民オンブズマンは同請求で領収書の開示も求めていたが、那覇市は、①収支決算書の提出時に領収書、証拠書類などの添付を義務づけてなく、市議会事務局では保管していない。②領収書を保管する会派は情報公開条例でいう情報公開の実施機関に該当しないとして非公開とした。これに対し、市民オンブズマンは、意見書を提出し不服申立した。

那覇市情報公開審査会（永吉盛元（ながよしせいげん）会長）は、正副議長から意見聴取するなど審査を行ない、平成 10 年 1 月 16 日、上原議長に答申した。答申では、情報公開の実施機関である議会は、領収書を保管していないため、文書不存在による非公開処分は妥当であるとした。その上で議会には、会派に領収書の提出を求め、市民に公開するよう求めた。さらに、将来的には、会派の保管する領収書が公開できるよう要綱の改正を含め手続き的な整備を要望した。

答申を受け、上原議長は、「各会派から意見を聞き、十分審議した上で趣旨に沿うような

努力をしていきたい」と議会の姿勢を示した（『琉球新報』平成 10.1.17）。その後、6 月 8 日、各派交渉会を開き、公開請求を「却下」とした上で今後、答申に沿って公開に向け努力するとの内容を盛り込んだ「決定通知書」をまとめた（『沖縄タイムス』平成 10.6.9）。

市政調査研究費については、平成 11 年 4 月、那覇市監査委員会から、余剰金の繰り越しを認めている交付要綱を見直し、「余剰金は市に返還するように」との指摘を受けていることが発覚した。4 月 9 日、各派交渉会を開いたが、「婦人団体など市の補助団体にはこういう指摘がないのになぜ議員だけ？」といった見直しに消極的な会派と、「市民の補助団体と異なり、議員の場合は百パーセント補助を受けているわけで、指摘通りに見直しを行うべき」とする積極的な会派と意見が対立し結論が出ず、審議を継続することになった（『琉球新報』平成 11.4.13）。

その後、8 月 9 日、各派交渉会で、余剰金を繰り越さないことで意見が一致し、これを受け、繰り越しを認めている交付要綱を見直すこととなった。ある会派の議員は「使途もはっきりしているはずで、余ったら返還するのが当然」と話した（『琉球新報』平成 11.8.10）。

２．議員の審議会・委員会等への就任を制限する決議

那覇市議会行財政改革対策特別委員会は、平成 11 年 8 月 23 日、現在議員が委員として参加している 33 の付属機関に参加しないことを全員一致で決めた。そして、9 月定例会で、審議会・委員会などへの議員の就任を制限する決議書を全会一致で 9 月 3 日可決した。

決議に先立ち、久高将光行財政改革対策特別委員会委員長がこれまでの審議経過を報告し、議員の行政付属機関への委員就任は、「委員会や本会議における議案説明をスムーズに行うなど、議員の取り込み、根回しにつながっている」と問題点を指摘した。そして、「地方自治法による執行機関の義務と議会の役割を明確にするため付属機関の委員から辞退するよう」求めた。

その後、亀島賢優議長、瀬良垣武安副議長が、9 月 9 日、親泊市長に議員の辞任届 67 枚を一括して提出した。久高委員長は、「各委員の辞任は任期満了をもって行うのが慣例であり、決議後速やかに議員全員が辞職するのはまれ。行革に対する各議員の意思が感じられる」と評価した（『沖縄タイムス』平成 11.9.13）。辞任届は、市に設置されている 89 件のうち、議員が委員として参加している 33 件の中の 27 件で、6 件はすぐには辞任することのできないものである。亀島議長は、「議会本来の権能は、執行機関に対する批判、監視、けん制にあり、議会と執行機関はそれぞれの権限を尊重することが望まれる」と決議の趣旨を説明し、「審議会など付属機関の設置目的が十分に生かされるよう、速やかに議員の辞任手続きを実施するように」要請した（『琉球新報』平成 11.9.9）。これを受け、市は、議員の参加について 12 月議会で条例改正する手続きを開始した。

３．新都心の町名問題

新都心の基盤整備が進む中、那覇新都心地主協議会の内間安晃会長ら代表が平成 9（1997）年 10 月 23 日、那覇市に対し、同地区の中心地に「沖縄の新しい顔となる町名を付けてほしい」と要望した。これに対し、市側も「同地区は軍用地の返還跡利用のモデル

として注目されており（新都心地区に）ふさわしいネーミングにしたい」（玉城正一助役）と前向きに答えた（『沖縄タイムス』平成 9.10.24）。その後、市は地元の意向を受けて市案を作成し、学識経験者などで構成する那覇市町界町名整理審議会（会長・名嘉順一）に諮問し、平成 10（1998）年 9 月 7 日同審議会から、新町名を「おもろまち」とする答申を受けた。

これに対し、「中心地区だけでなく新都心全体の名称を統一して、おもろまちに」という新町名歓迎派と、町界町名の整理に伴い町名の変更を迫られている周辺住民からは「安謝、銘苅、上之屋という今までの町名を残してほしい」という旧町名愛着派で、意見が分かれた（『琉球新報』平成 10.9.14）。

市は、「おもろまち」とする市案と、住民から出された、同 3 丁目を「銘苅」1 丁目とし、銘苅と安謝の境界は戦前からの銘苅川に沿った位置にする修正案、「おもろまち」1・2・4 丁目を「上泊」1・2・3 丁目とする修正案を平成11年2月議会に提案した。建設常任委員会は、新都心地区の町名、境界が問題となっている現地を視察し、慎重に審議を進め、4 月 27 日には公聴会が開かれた。公聴会には、市案に反対し修正案を出した 5 人、賛成者 1 人が出席し、5 月 6 日には修正案を出した 4 人からも意見を聴取し、翌 7 日には市の追加説明を受けた。

平成 11 年 4 月 9 日　新都心の町界町名問題で現地視察する那覇市議会

そして、建設常任委員会は、6 月 3 日、与党議員ら 6 人が、市案と住民による境界線案を採用した折衷案を提出し、賛成多数で可決した。野党議員 2 人は市案に反対、2 人は退場した。与党議員による修正案は、新都心のセンター4 地区をおもろまち 1 丁目から 4 丁目とする市案を採用、住民らがおもろまち 3 丁目を銘苅 1 丁目とする修正案を退けた。安謝 1 丁目と銘苅 3 丁目の境界線については、銘苅川に沿った境界を求める住民の案を採用した（『琉球新報』平成 11.6.4）。

同問題については、6 月 15 日の代表質問で、那覇市町界町名整理審議会が設置した新町名選考委員会の委員の任命方法めぐり、議会が紛糾し、16 日まで空転した。6 月 29 日の 6 月議会最終本会議で、玉城仁章建設常任委員長から、委員会における審査概要が報告された。

玉城委員長は、公聴会において議案に反対の公述人が、「戦争でふるさとを追われ、戦後は米軍に強制接収され、今度は地名がなくなるとは、ふるさとを三度も失った気がする」、また、同地区で少年期を過ごした公述人が、「学校唱歌『ふるさと』を引用しながら当時の情景をとうとうと語り、戦後米軍の住宅用地として強制接収され、目の前にふるさとがありながら立ち入ることができないもどかしさ、ふるさとを追われ、流浪の民のように他地域での落ち着きのない生活を強いられた経験から、ふるさとの返還を一日千秋の思いで待

ち望んだものの、いざ返還となったら、今度はふるさとの名がなくなることは、大変悲しいことである」、さらに、他の公述人が「同地域は、羽衣伝説のモデルとなり、琉球王朝ゆかりの人物として『琉球国由来記』にも記録がのこる『銘苅子』が住んでいたと語り継がれてきた、歴史的にも由緒ある地域である」と、述べたことから、銘苅川の流れに沿って整備される総合公園を、歴史公園として位置づけ、その連続性とともに、全体において銘苅という地名の存続を求める意見があったことを報告した。

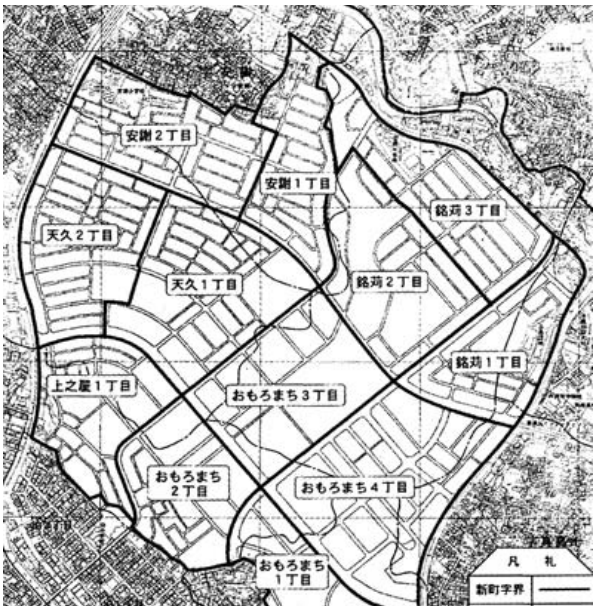

平成 11 年 10 月 12 日　那覇新都心地区及び周辺地区の「町界町名」実施（『市民の友』第 586 号）

一方、議案に賛成する公述人からは、「整然と区画整理された同地域において、地番表示をするには、四角形で、まとまった地域を一つの町名とすることが望ましいことであり、観光客など他所から訪れる方々にも分かりやすいこともあり親切である」との賛成の意見があった旨を報告した。

また、審査を進める中、町界町名整理審議会の運営について疑義が出されたために、参考人として審議会の会長を招き、会長の見解を求めた。会長からは、「審議会委員を 4、5 年前からやっており、同法の趣旨は十分認識している。他県での事例も承知しており、従来からあった名称や古い地名はできるだけ残す方針でやっている。当初『おもろまち』と決定されたとき、本当にこれでよいのかと戸惑いもあった。しかし『おもろ』の語源は『思い』であると言われており、新都心のセンター地区が市民・県民にとって 21 世紀に向けて、個性と調和に満ちた新しいまちを形成するには『おもろまち』の名称がふさわしいと確信し、自信を持って答申した」との報告があった。

その後、質疑があったが採決され、委員会の結論に沿い賛成多数で可決され、新町名は「おもろまち」で決着した。民主クラブ、無所属議員らが反対、自民は「採決できない」として退場した。

４．那覇市・豊見城村合併問題

那覇市との合併をめざし、平成 10 年 4 月から豊見城村内で署名活動を続けてきた「那覇市との合併を考える会」の小渡康三（おどこうぞう）代表と嘉数真（かかずまこと）さんが、5 月 7 日約 1 か月間で集めた 994 人分の署名簿を同村選挙管理委員会に提出した。同会は、「生活・通勤圏がすでに一体化している那覇・豊見城両自治体の合併について村民に考えるきっかけになれば」と、同村在住の有志約 30 人で発足した会である（『琉球新報』平成 10.5.8）。その後、正式有効署名者が 752 人で、合併協議会設置要求の条件である村内有権者数 3 万 2874 人の 50 分の 1 以上を満たしているとの、同委員会から署名簿の返還を受け、同会は、嘉数成勇（かかずせいゆう）村長あ

て署名簿を提出した。その後、那覇市は、6 月 9 日付で豊見城村長から合併協議会設置に関する議会付議の意見照会を受理した。そして、両自治体で、合併協議会を設置するかどうかが議会に付議された。

豊見城村議会（与那覇清雄（よなはせいゆう）議長、24 人）では、10 月 15 日午前、臨時議会を招集し、同村住民の発議による那覇市との「合併協議会」設置についての採決を行なった。その結果、19 対 0（1 人欠席、3 人退席、議長は採決に加わらず）の反対多数で合併協議会設置を否決した。嘉数成勇村長は意見書で、「村長・村議選でも合併を公約に掲げたものはいない。村は単独での市昇格を目指しており、現時点での協議会設置は適当でない」との見解を示していた。

一方、那覇市では、臨時議会が 10 月 15 日開かれ、総務常任委員会は、その日の午後、付託された合併協議会の設置案について審議、採決した。その結果、退場した共産党を除き、設置案は 9 対 0 の全会一致で可決された。

那覇市議会は、臨時議会最終日の 19 日午前、同案について審議した。採決の前に、前田総務常任委員長から、「15 日の委員会の開催が午後からとなったために、豊見城村議会において否決されるという結果が出た中での審査となった。委員からは、豊見城村議会が否決した以上、合併協議会の設置は事実上、不可能であり、議案の取り下げはできないのか、また、あえて本市議会で表決を行うことの意義と今後の方向性について質疑があり、当局からは、法律上、議案の取り下げはできない。また、豊見城村議会の結果いかんにかかわらず、那覇市民の代表である本市議会の意思表示として重要なものである。今後の方向性としては、任意協議会的なものを含め、検討会がつくられないものか。プロジェクトチームの設置に向けて検討していきたい、との答弁があったこと」が報告された。

質疑後、採決され、36 対 0（退席 7 人）の賛成多数で可決された。賛成した議員は、市面積の拡大によって中核市指定を目指す立場から賛成したものと思われる（『沖縄タイムス』平成 10.10.20、『琉球新報』平成 10.10.26）。しかし、豊見城村議会ですでに否決されているため、協議会は設置されないこととなった。

（６）会派の動向

平成 8（1996）年 12 月 3 日「新政会」新会派結成　我那覇生隆、渡口初美、玉城仁章、仲村善信、洲鎌忠、高里良樹、亀島賢優

平成 8 年 12 月 12 日「改革 21」新会派結成　友利玄雄、久高将光、安里仁愛、井上正邦、中村昌信、新崎真次郎、唐真弘安

平成 8 年 12 月 12 日「新政会」「改革 21」の新会派の結成により、「清政会」「福祉クラブ」の会派が解散

平成 9（1997）年 7 月 25 日「日本共産党」会派結成　当真嗣州、前田政明、嘉数進、宮城宜子、湧川朝渉、大城朝助、渡久地修

平成 9 年 8 月 1 日「市民クラブ」会派結成　瀬良垣武安、高里鈴代、国吉真徳、仲本嘉公、知念克征、東江芳隆、崎山嗣幸

平成9年8月5日「政和会」会派結成　我那覇生隆、安慶田光男、洲鎌忠、山川典二、
玉城仁章、亀島賢優、高里良樹、仲村善信、大城春吉、宮國恵徳、上原清
平成9年8月5日「ビジョン･ユイ」会派結成　与儀清春、知念博
平成9年8月5日「民主クラブ」会派結成　大田朝美、座覇政為、真栄城守晨、高良幸勇
平成9年8月8日唐真弘安、安里仁愛、久高将光、「政和会」会派に加入
平成9年8月11日「公明那覇市議団」会派結成　松田義之、久保田淑子、大浜安史、
幸地正博、大浜慶子、翁長俊英
平成9年8月11日「さわやか市民の会」会派結成　中村昌樹、屋良栄作
平成10（1998）年5月11日「政和会」解散し、新たに「自由民主党」会派結成
我那覇生隆、安里仁愛、久高将光、大城春吉、玉城仁章、宮國恵徳、洲鎌忠、
唐真弘安、上原清、高里良樹、亀島賢優、仲村善信、山川典二、安慶田光男
平成10年6月11日山川典二が「自由民主党」脱会
平成10年11月17日「公明那覇市議団」が「公明党那覇市議団」に会派名称変更
平成11（1999）年6月25日　真栄城守晨、座覇政為が「民主クラブ」脱会
平成11年6月30日　大田朝美が「民主クラブ」脱会
座覇政為が「民主クラブ」会派に加入
平成11年9月1日　山川典二が「自由民主党」会派に加入
平成12（2000）年4月28日「自由民主党」から分離し、「市民フォーラム」新会派結成
我那覇生隆（会長）、安里仁愛、玉城仁章、大城春吉、高里良樹、上原清、中村昌樹
平成12年7月31日宮國恵徳、洲鎌忠が「自由民主党」を脱会し、「市民フォーラム」会派
に加入
平成12年9月1日「市民フォーラム21」が「自民フォーラム」会派名称変更
平成12年11月14日比嘉京子が「市民クラブ」会派に加入
平成12年11月30日新会派「市民の会」会派結成　唐真弘安、仲村善信、座覇政為、
亀島賢優、山内盛三、山川典二、永山盛廣、高良幸勇、安慶田光男、屋良栄作
平成12年11月30日無所属倶楽部「志」会派結成　大田朝美、真栄城守晨、赤嶺一郎
平成12年11月30日「さわやか市民の会」、「民主クラブ」が会派構成要件を満たさず自然
消滅

（7）決議、意見書

〔平成8年12月定例会　12月12日〕
○米軍機の爆弾投棄に対する意見書
○米軍機の爆弾投棄に対する抗議決議
（提案理由）
県民・市民の生命と財産を守る立場から、今回の米軍攻撃の爆弾投棄事件に対して、厳重に抗議をすると共に、原因の徹底究明、事件の再発防止を関係機関に対して強く要請するため。
あて先は内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官、防衛施設庁長官、那

覇防衛施設局長。
〔平成８年12月定例会　12月20日〕
○戦後処理の課題と地域振興に関する意見書
（提案理由）
沖縄戦とその後の米軍占領政策に起因する本市のつぶれ地補償問題を戦後処理の一環として、早期全面解決に向けて特段の配慮方を要請するため。
　あて先は、内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、文部大臣、建設大臣、自治大臣、内閣官房長官、沖縄開発庁長官。
○那覇空港の民間専用化を求める意見書
（提案理由）
那覇空港における民間航空機の安全を確保するとともに、観光沖縄の振興のため、民間専用化を早期に実現するよう、関係機関に対し強く要請するため。
　あて先は、内閣総理大臣、運輸大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官。
○消費税の引き上げの中止を求める意見書
（提案理由）
先の総選挙後の世論調査でも６割以上の国民が反対を表明している。本県の県民所得が全国平均の74%しかなく、失業率6.9%という状況の中での消費税率の引き上げは、県民生活を一層深刻にすることは明らかである。市民生活と市民経済を守る立場から、消費税率の来年４月からの5%への引き上げ中止を強く要請するため。
　あて先は、内閣総理大臣、大蔵大臣、かがみをつけて衆議院議長、参議院議長。
○消費税の引き上げに反対し、据え置きを求める意見書
（提案理由）
県民・市民生活と県経済を守る立場から、消費税率を当面3%から5%へ引き上げることに反対し、据え置きするよう強く要請するため。
　あて先は、内閣総理大臣、大蔵大臣。
〔平成９年２月臨時会　２月20日〕
○米軍による劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾発射に関する意見書
○米軍による劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾発射に関する抗議決議
（提案理由）
劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾発射に対し厳重に抗議するとともに、同弾の完全撤去、事故の再発防止等の措置を速やかに行うよう関係機関に対し強く要請するため。
　あて先は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官、那覇防衛施設局長。
○米軍による劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾発射に関する抗議決議
（提案理由）
劣化ウランを含有する徹甲焼夷弾発射に対し厳重に抗議するとともに、同弾の完全撤去、事故の再発防止等の措置を速やかに行うよう米軍関係機関に対し強く要請するため。
　あて先は、駐日米国大使、在沖米軍沖縄地域調整官、在日米軍司令官、在沖

米国総領事。
〔平成9年3月定例会　3月19日〕
○那覇市における行財政改革に関する対策特別委員会の設定決議
（提案理由）
那覇市の行財政改革に関する調査を行うため、特別委員会を設置する必要があるため。
〔平成9年3月定例会　3月28日〕
○駐留軍用地特別措置法の改正に反対する意見書
（提案理由）
市民・県民の財産と権利を守る立場から、駐留軍用地特別措置法の改正に強く反対するため、この案を提出するため。
　あて先は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官。
〔平成9年6月定例会　6月20日〕
○沖縄開発庁の統廃合に反対し、その存続を求める意見書
（提案理由）
本県の振興開発を引き続き積極的に推進するため、沖縄開発庁の統廃合に反対し、その存続を関係機関に強く要請するため。
　あて先　内閣総理大臣、沖縄開発庁、衆議院議長、参議院議長、衆議院沖縄及び北方領土問題に関する特別委員会委員長、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長。
○郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書
（提案理由）
郵政事業がこれまで果たしてきた役割を十分に考慮し、今後とも現行の国営、非営利の経営形態を堅持し､郵政事業の民営化を絶対に行わないよう､関係機関に強く要請するため。
　あて先については、内閣総理大臣、沖縄開発庁長官。
○国民のための公的介護保険制度の創設に関する意見書
（提案理由）
高齢者や低所得者へ重い負担を強いることなく、介護を希望をするすべての国民のための公的介護保険制度の創設を、関係機関に強く要請するため。
　あて先、内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣。
○学校週5日制の早期完全実施に関する意見書
（提案理由）
学校週5日制の早期完全実施と、必要な諸条件の整備を図るよう、関係機関に要請するため。
　あて先、内閣総理大臣、文部大臣。
○義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国保負担制度の堅持に関する意見書
（提案理由）
義務教育費国保負担制度の維持及びさらなる充実を図るとともに、義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費の国庫負担を廃止しないよう、関係機関に強く要請するため。

あて先、内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣。

○中国・福州長楽国際空港完成に伴う那覇国際空港直行便乗り入れに関する意見書

（提案理由）

本県がめざす21世紀の国際都市構想の一環として、中国・福州長楽国際空港と那覇空港間の国際空路路線を早急に開設するよう、関係機関に強く要請する。

あて先、運輸大臣、福建省人民政府省庁、福州市人民政府市長。

〔平成９年９月定例会　９月26日〕

○新たな道路整備五箇年計画の策定と道路特定財源堅持に関する意見書

（提案理由）

豊かさを実感できる市民生活の実現と、産業の振興を図るため、新たな道路整備五箇年計画の策定及び道路整備に関する特定財源の堅持を関係機関に要請するため。

あて先は、内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、沖縄開発庁長官。

〔平成９年12月定例会　12月１日〕

○臍帯血（さいたいけつ）移植の医療保険適用等に関する意見書

（提案理由）

さまざまな利点を持つ「臍帯血移植治療」が安全かつ円滑に実施されるための施策に実現を、関係機関に対し強く要望するため、この案を提出する。

あて先は、内閣総理大臣、厚生大臣、自治大臣。

〔平成９年12月定例会　12月18日〕

○「国民の祝日に関する法律」の改正を求める意見書

（提案理由）

ゆとりある生活、真に豊かな余暇を目指すための方策として、早期に「国民の祝日に関する法律」を改正し、祝日の月曜日指定により三連休化を図るよう要請するため。

あて先は、内閣総理大臣。

○行財政改革対策特別委員会の設定決議

（提案理由）

本市の行財政改革に関する調査を行うため、特別委員会を設置する必要があるため。

〔平成10年３月定例会　３月２日〕

○老人デイケア適正化に関する要請決議

（提案理由）

昨年来、県内で社会問題化している老人デイケア問題の再発防止と、保険事業の健全運営の確保のため、監督官庁である県に対し、行政指導の強化と緊急対策を早急に講じるよう強く要請するため。

あて先は、沖縄県知事。

〔平成10年３月定例会　３月23日〕

○天下り規制強化及び公務員倫理法の制定に関する意見書

（提案理由）

昨今の様々な不祥事により、公務員のモラル低下が政治・社会問題化しているが、国民の

政治離れを防ぐ意味からも、実効性のある「公務員倫理法」を速やかに制定されるよう関係機関に対し強く要請するため。

あて先は、内閣総理大臣、自治大臣、内閣官房長官、総務庁長官。

○沖縄振興開発特別措置法に基づく地域振興策に関する意見書

（提案理由）

今国会において、沖縄振興開発特別措置法の改正案が提出されており、同改正案が施行されるとなると県内の活性化に大いに貢献するものと考えられる。よって、改正案の施行にあたり、本県・本市に特段のご高配を賜るよう関係機関に対し強く要請するため。

あて先は、内閣総理大臣、沖縄開発庁長官、大蔵大臣、通商産業大臣、郵政大臣、自治大臣、沖縄県知事。

〔平成10年3月定例会　3月30日〕

○学童疎開船「対馬丸」の引き揚げ及び遺骨収集の早期実現に関する意見書

（提案理由）

昨年12月、学童疎開船「対馬丸」の船体が確認され、洋上慰霊祭が行われたが、今なお海底深く眠る犠牲者のことを思うと、無念さが募るばかりである。よって、学童疎開船「対馬丸」の引き揚げ及び遺骨収集の早期実現を関係機関に対し強く要請するため。

あて先は、内閣総理大臣、厚生大臣、沖縄開発庁長官、科学技術庁長官。

○特別委員会の追加決議

（提案理由）

行財政改革対策特別委員会の事務調査の経費を追加するため。

〔平成10年5月臨時会　5月21日〕

○航空自衛隊のＦ４ファントム機の墜落事故に対する抗議と那覇空港の早期民間専用化を求める意見書

（提案理由）

去る5月11日の航空自衛隊のＦ４ファントム機の墜落事故は、沖縄の空と海が、危険と隣り合わせであることを改めて浮き彫りにすることとなった。よって、今回の事故に対し厳重な抗議をするとともに、那覇空港の早期民間専用化を関係機関に対し強く要請するため。

あて先は、内閣総理大臣、運輸大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官。

○インドの核実験強行に対する抗議決議

（提案理由）

国際世論が、核兵器の全面禁止・廃絶に向かう中、5月11日、13日の二度にわたり地下核実験を強行したインドの姿勢は、非難されるべきものである。先の大戦において凄惨な地上戦を体験した本市は、世界の恒久平和を希求する立場から、今回のインドの地下核実験に厳重に抗議するため。

あて先は、駐日インド大使。

〔平成10年6月定例会　6月8日〕

○沖縄・奄美航空路線の存続に関する意見書

（提案理由）

沖縄･奄美間の航空路線が７月に廃止との報道がなされ､両地域の住民は強い衝撃を受け、今後の生活に不安を募らせている。よって、沖縄・奄美間の航空路線の存続のための緊急措置を関係機関に対して強く要請するため。

あて先、内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣、沖縄開発庁長官、国土交通庁長官。

○パキスタンの核実験に抗議し核兵器の全面廃絶を求める決議

（提案理由）

パキスタンの行った二度にわたる核実験は、核兵器の廃絶と恒久平和を求める世界の人々の切実な願いを踏みにじるものであり、国際世論に逆行するものである。よって、パキスタンの核実験に厳重に抗議するとともに、人類の生存を脅かすあらゆる国の核兵器の廃絶を強く求めるため。

あて先、駐日パキスタン大使

○主要国首脳会議（サミット）の沖縄県開催に関する要請決議

（提案理由）

今、国内では、平成 12 年に開催される日本サミットの開催地をめぐって、各地で誘致の動きが活発化しているが、国際性に富んだ独特な文化を形成をおしていない当県は、サミット開催の舞台として最適地と思料する。よって、サミットが本県で開催されるよう強く要請する。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄開発庁長官。

〔平成 11 年 8 月臨時会　8 月 16 日〕

○米海兵隊普天間基地所属のヘリコプターUH－1Nの不時着事故に関する意見書

（提案理由）

米海兵隊普天間基地所属のヘリコプターUH－1Nの不時着事故に関し、県民・市民の生命と財産、自然環境と生活環境を守る立場から、速やかな対応な政府、関係機関に強く要請するため。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官。

○米海兵隊普天間基地所属のヘリコプターUH－1Nの不時着事故に関する抗議決議

（提案理由）

米海兵隊普天間基地所属のヘリコプターUH－1Nの不時着事故に関し、県民・市民の生命と財産、自然環境と生活環境を守る立場から、速やかな対応な政府、関係機関に強く要請するため。

あて先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、財沖米国総領事。

〔平成 11 年 9 月定例会　9 月 21 日〕

○市町村に対する助成の強化など介護保険法の改善を求める意見書

（提案理由）

高額の保険料や利用料等が高齢者・国民の生活を圧迫し、ひいては景気回復にも影響をもたらすおそれがある。よって、高齢者の保険料等の軽減を図るなど、介護保険法の改善を関係機関に対し強く要請するため。

あて先、内閣総理大臣、厚生大臣、大蔵大臣。

○那覇市議会議員の付属機関等の委員への就任制限に関する決議

（提案理由）

本市議会は、地方自治の本旨に基づき、立法機関である議会と執行機関のそれぞれの権限を尊重し、望ましい関係を築くことにより、市政の発展に寄与するため、議員が行政の執行に係る付属機関等の委員に就任することを制限する。

○県産品愛用宣言決議

（提案理由）

県経済の活性化・地場産業の振興を図る県産品の愛用を、市民・県民に広く訴えるため、子の案を提出する。

〔平成11年12月定例会　12月1日〕

○沖縄本島周辺空域における米軍管理の航空機進入管制権の早期返還を求める意見書

（提案理由）

米軍管理となっている航空機進入管制権の早期返還を、関係機関に強く要請するため。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、運輸大臣防衛庁長官、沖縄開発庁長官。

○首里城における政府主催首脳夕食会の開催に関する決議

（提案理由）

首里城における九州・沖縄サミットの「首脳夕食会」の実現に向けて、特段のご配慮を強く要望するため。

あて先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄開発庁長官、衆議院議長、参議院議長。

〔平成11年12月定例会　12月15日〕

○災害から住民生活を守る安全な街づくりに関する意見書

（提案理由）

災害から市民生活を守り、市民が安心して暮していける安全な街づくりを推進していくよう、県知事及び県議会議長に強く要請するため。

あて先、沖縄県知事。

○NPO法人（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書

（提案理由）

NPO法人（民間非営利団体）が順調に発展し、活躍していくために必要な同法人に対する個人や企業の寄付の所得控除や損金算入等、育成の強化に向けた条件に向けた条件整備を政府、関係機関に強く要請するため。

あて先、内閣総理大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官、労働大臣。

○災害から市民生活を守る安全な街づくりに関する要請決議

（提案理由）

災害から市民生活を守り、市民が安心してくらしていける安全な街づくりを推進していくよう、県知事及び県議会議長に強く要請するため。

あて先、那覇市長。

〔平成 12 年 2 月定例会　3 月 15 日〕
○沖縄の空の安全確保に関する意見書
（提案理由）
民間空港への米軍機の強行着陸の自粛及び米軍管理となっている沖縄本島周辺空域における航空機進入管制権の早期返還により、沖縄の空の安全を確保することについて、実現に向け政府の特段のご配慮を強く要請するため、この案を提出する。
　あて先、内閣総理大臣、外務大臣、運輸大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官
　かがみをつけて、衆議院議長、参議院議長。
〔平成 12 年 2 月定例会　3 月 24 日〕
○行政改革対策特別委員会の追加決議について
（提案理由）
行政改革対策特別委員会の事務調査の経費を追加するため、この案を提出する。
〔平成 12 年 6 月定例会　6 月 30 日〕
○九州・沖縄サミットを成功させる宣言決議
（提案理由）
九州・沖縄サミットの開催を目前に控え、その成功に向けて、市民と一丸となって取り組んでいくことを表明するため、この案を提出する。
○青少年非行防止に関する要請決議
（提案理由）
去る 6 月 9 日に発生した青少年同士による殺害事件は､市民･県民に大きな衝撃を与えた。このような事件が二度と発生しないよう、地域、学校、家庭及び行政が一体となり、社会全体で対応していく必要があるため、この案を提出する。
　あて先、沖縄県知事、沖縄県教育委員会委員長、那覇市長、那覇市教育委員会委員長
〔平成 12 年 7 月臨時会　7 月 18 日〕
○米兵による女子中学生に対する準強制わいせつ事件及びひき逃げ事件に関する意見書
（提案理由）
米兵による相次ぐ悪質な不祥事に対し、強い怒りを込めて抗議するとともに、事件の再発防止を政府、関係機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長、衆議院議長、参議院議長。
○米兵による女子中学生に対する準強制わいせつ事件及びひき逃げ事件に関する抗議決議
（提案理由）
米兵による相次ぐ悪質な不祥事に対し、強い怒りを込めて抗議するとともに、事件の再発防止を米国の関係機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。
○航空自衛隊のＴ4 型練習機のオーバーラン事故に対する抗議と那覇空港の早期民間専用化を求める意見書
（提案理由）

那覇空港における民間航空機の安全を確保し、観光沖縄の振興のため、民間専用化を早期に実現するよう、政府、関係機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先、内閣総理大臣、運輸大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官、衆議院議長、参議院議長。

〔平成12年7月臨時会　7月26日〕

○米軍スクールバス運行業務委託契約の見直し及び米軍基地内業務の県内企業優先発注に関する意見書

（提案理由）

県内企業の育成と雇用の確保を図る立場から、米軍スクールバス運行業務委託契約の見直しと、米軍基地内業務の県内企業優先発注について、政府、関係機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、沖縄開発庁長官、防衛施設庁長官、衆議院議長、参議院議長、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

○米軍スクールバス運行業務委託契約の見直し及び米軍基地内業務の県内企業優先発注に関する要請決議

（提案理由）

県内企業の育成と雇用の確保を図る立場から、米軍スクールバス運行業務委託契約の見直しと、米軍基地内業務の県内企業優先発注について、米軍の関係機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先、在日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

〔平成12年9月定例会　9月27日〕

○日米地位協定の抜本的見直しに関する意見書

（提案理由）

市民・県民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直すことを政府に強く要請するため、この案を提出する。

あて先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄開発庁長官。

○米軍沖縄地域調整官に対する抗議決議

（提案理由）

住民代表である議会要請団に、直接会うことを拒否した米軍沖縄地域調整官に断固抗議すると共に、その上司である在日米軍司令官に改善を強く要請するため、この案を提出する。

あて先、在日米軍沖縄地域調整官、在日米軍司令官。

（8）その他の動き

市議会のその他の動きを年表風にまとめると次のとおりとなる。

・平成9年3月3日　2月14日に逝去した屋良朝苗元沖縄県知事に哀悼の意を表して黙祷。

・平成9年3月28日　那覇市の名誉市民に、瀬長亀次郎元市長と西銘順治元市長を選任する案件が3月28日の議会で議決される。瀬長氏は、第16代市長として住民自治権の確立、

都市基盤の整備に力を尽くした。また、7 期 19 年余にわたり衆議院議員も務めた。西銘は、第 18 代市長として、市政発展に尽くしたほか、県知事や衆議院議員も務め、沖縄の振興開発にも尽力した。

・平成 9 年 3 月　『議会史　第 4 巻　資料編 3　新聞記事にみる議会（戦前期)』発刊。

・平成 9 年 4 月 24 日　第 72 回九州市市議会議長会定期総会（開催地・鹿児島）安里安明那覇市議会議長が九州市議会議長会副会長に選出された。

・平成 9 年 5 月 20 日　那覇市議会は、臨時議会を開き、那覇市と姉妹都市を結ぶ米国ホノルル市から、市制 76 周年記念式典に出席するため来沖しているジェレミー・ハリス市長を那覇市国際名誉市民に選定する議案に全会一致で同意した。その後、議場で顕彰式が行なわれ、ハリス市長に那覇市国際親善名誉市民の称号が授与された。那覇市名誉市民として、瀬長亀次郎、西銘順治の二氏を顕彰した。

・安里安明議長が新議会にエール

今期限りで退任を表明している安里議長が、平成 9 年 6 月 23 日会見し、議長職の 4 年間を振り返った。任期中の思い出深い活動について、県市議会議長会への再加入、全国でも珍しいケースとして注目された百条調査特別委員会秘密会の会議録の部分公開、都市モノレール建設促進を求める要請行動を挙げた。議会内の事業としては、『那覇市議会史』の「議会の活動」「新聞にみる議会」の発行を挙げた。新しい市議には、「市当局のチェック機関であると同時に、行政に反映できるような支援も願いたい。財政再建に向けて行政と議会は車の両輪となって、一緒に取り組んでほしい」とエールを送った（『琉球新報』平成 9.6.23)。

・平成 9 年 8 月 14 日　沖縄県市議会議長会定期総会で同議長会会長に、上原清議長が選任された。

・平成 9 年 9 月 5 日　8 月 30 日ご逝去された尚裕氏に哀悼の意を表し黙祷

・平成 10 年 3 月　『議会史　第 3 巻下　資料編 2　議会の活動（復帰後)』を発刊した。

・平成 10 年 4 月 1 日　毎年 3 月に招集していた定例会を 2 月に招集するように改正、施行した。

・平成 10 年 4 月 23 日　第 73 回九州市市議会議長会定期総会が那覇市で開催され、上原清議長が会長に選任される。

・平成 10 年 8 月 6 日　県人ブラジル・アルゼンチン移住 90 周年記念で、那覇市と姉妹都市提携を結んで 20 年になるサンビセンテ市から「両市の親善の発展に寄与した」として、上原清市議会議長に名誉市民の称号が贈られた。

・平成 10 年 10 月 5 日　那覇市議会の建設・総務の各常任委員会は午前中の決算審議を午後に変更し、モノレール橋脚建設中の久茂地川、安里川、真嘉比川などの河川沿いを視察した。

・平成 11 年 4 月 14 日　沖縄県市議会議長会は、臨時総会で、「那覇空港自動車道の整備促進」、「雇用・失業対策」、「沖縄本島一周鉄道の早期建設」について議決した。

・平成 11 年 4 月 15 日　那覇市議会自由民主党議員団（安里仁愛団長）が、那覇軍港移設問題やサミット誘致について、米国防総省、国務省、上院議員等の要請を行なうため、22

日までの日程で米国へ行政視察のため出発。

・平成11年8月2日　那覇市議会事務局は、2日に那覇市と合併前の首里市、真和志市、みなと村、小禄村の歴代議長の顔写真を議長応接室に掲額、遺族や関係者らに披露した。那覇市の歴代議長は整備されているが、合併前の旧市、村はこれまで未整備であった。

・平成11年8月31日　沖縄県市議会議長会は臨時総会で、同議長会の会長に亀島賢優那覇市議会議長を全会一致で選出した。

・那覇市議会事務局が、会議録検索システムを稼働させた。これまで会議録の検索はすべて議員自身や職員による手作業で行なわれ、日時や質問者が特定できない場合には、1つの検索に4､5人が総出で会議録を1枚1枚めくることもあった。検索システムの導入により、事務局は､「データ化で瞬時の検索が可能となり、業務や議員活動がスムーズになる。また正確に検索できるため、答弁の一貫性が確保できる」としている(『沖縄タイムス』平成11.9.6)。

・市議会が、平成11年9月10日、全会派一致で夏場に開かれる議会でのトロピカルウエア着用（現在のかりゆしウェア）を確認。13日の議会に、議員や職員がトロピカルウエアを着用し議場に現われた。いつもは堅苦しい雰囲気の議場も華やぎ、職員や議員の表情も明るくなった。議員からは､「もっと早くスタートさせてもよかった。晴れやかな気分になる」､「この柄はいいね」などといった、ウエア批評の場面もあった(『沖縄タイムス』平成11.9.13)。

・平成11年10月18日　那覇市議会が、台湾大地震の救援募金活動を実施した。

平成11年10月18日　那覇市議会議員がパレットくもじ前で台湾大地震救援募金活動を実施

・平成11年10月29日　南部広域市町村圏事務組合議会定例会で、新議長に亀島賢優那覇市議会議長が選任される。

・平成11年10月30日　議会運営委員会が、議会が行なうすべての会議への携帯電話の持ち込み禁止を決定した。これまで委員会中に電話音が鳴り、審議の最中に話しをするため廊下に出る議員の姿が見受けられ、マナーの悪さが指摘されていた。亀島賢優議長は、「論議自体は真剣にやっているが、電話が鳴ると気が散ってしまう。議会、委員会は真剣勝負の場」と持ち込み禁止の理由について述べた(『琉球新報』平成11.12.1)。

・平成12年2月14日　都市行政問題研究会第71回総会が、2月14日東京で開かれ、新会長に亀島賢優那覇市議会議長を選出した。那覇市議会議長が会長に就くのは初めて。

・平成12年3月　『那覇市議会史　第5巻　資料編4　議会の記録アメリカ統治期（合併前)』を発行した。

・平成12年4月1日　議会事務局、機構改革実施。議事課が委員会係を廃止し、議事係に統合。

・平成 12 年 6 月 12 日　議場にサミット参加 8 か国の国旗及び欧州連合の旗が掲揚される。
・平成 12 年 9 月　議会運営委員会で、「本会議における敬称（君）の改正について」協議。「○○議員、○○助役、○○部長」という役職名を用いることに全会一致で決定。9 月議会から実施。県内の市議会で初めて。亀島議長は、「先輩議員を君づけで呼ぶのは一般的ではない」と提案した。女性議員に対しても違和感があるという指摘もあった。他府県の県庁所在地などの議会ではすでに改正されている事例も多いことから、委員達からの異論もなかった。
・平成 12 年 10 月 11 日　那覇市議会は、10 月 11 日臨時会を開き、那覇市と友好都市を結ぶ中国・福州市の翁福琳（おうふくりん）市長を市の国際親善名誉市民とする議案を全会一致で可決した。可決後、議場で親泊市長から同市長に憲章状と記念品が手渡された。

第３節　市民生活と市政

（１）「那覇市壺屋焼物博物館」オープン

平成 10（1998）年 2 月 1 日、那覇市壺屋のやちむん通りに、伝統工芸振興の拠点として建設された那覇市立壺屋焼物博物館がオープンした。同館は、壺屋焼きを中心とした沖縄の焼き物の歴史や資料、人々の暮らしと陶器の関わりを紹介する県内初の施設である。展示物は一般からの寄贈を含めて 660 点で、ストーリー性のある配列となっている。開館式典で、親泊市長は、「地域に根差し、開かれた博物館にしたい」と挨拶した（『沖縄タイムス』平成 10.2.2）。

（２）「ふれあいプラザ安謝」完成

平成 10 年 3 月 26 日、3 年前から建設が進められてきた「ふれあいプラザ安謝」が完成し、安謝団地敷地内で 300 人以上が出席し落成式が行なわれた。約 8800 ㎡の敷地内には、県内で初めてのシルバーハウジング棟と、世代間の交流を図ることを目的に、老人憩いの家、児童館や学童保育、保育園が設けられ、オープンスペースが特徴となっている。親泊市長は、「この複合住宅は、急速に進展する少子・高齢化社会に対応する施設。来るべき 21 世紀に対応できる施設として、その役割を発揮していくだろう」と挨拶した（『琉球新報』平成 10.3.27）。

（３）「子どもの街」宣言

平成 11 年 1 月 16 日、那覇市は、世界に羽ばたく「子どもの街」を宣言した。これは、子どもを取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成 7 年に設置された「子どもにやさしい街づくり推進会議」（会長・石川清治（いしかわきよはる）琉球大学教育学部教授）の提言に基づくものである。推進会議は、①那覇市の子育てプラン、②子どもの遊び場マップ、③子どもの街宣言の策定を提言していたが、宣言はその集大成となるものである。宣言は、児童の最善の利益を尊重するため、大人と子どもの約束を通して 21 世紀を担う子どもたちが自ら考え行動する指針を示したもので、市では市民全体で取り組む市の児童憲章に代わるものと

位置づけている。

与儀公園で行なわれたセレモニーで、那覇高校1年生の国吉沙織さんらが宣言文を朗読し、親泊市長は、「子どもたちが誇りが持てるよう、健やかに育つよう願っています」と挨拶した（『沖縄タイムス』平成11.1.11、17）。

（４）「那覇市立病院急病センター」オープン

平成11（1999）年4月1日、那覇市立病院急病センターが、これまであった市救急診療所を統合した形で、古島の市立病院内にオープンした。同診療所では、一次救急を受け付けた後、入院は別の病院に転院しなければならなかったので、利用者からは「市立病院の中にあるのに、どうして転院しなければならないのか」との救急態勢への苦情が寄せられていた。市は、課題となっていた医師などのスタッフを確保し、初期救急から入院までを一貫して診療できる急病センターの開所にこぎ着けた。親泊市長は、「現在は診療科目4科目だが、那覇市の病院として早い段階に診療科目を増設したい」と挨拶し、同時に、25年間周辺住民の救急医療を担い、合計111万9000人余の診療を行なってきた那覇市救急診療所の閉所に感謝の意を表した（『沖縄タイムス』平成11.4.2）。

（５）漫湖ラムサール条約登録認定

平成11年5月15日（日本時間16日未明）、中米・コスタリカで開かれていたラムサール条約第7回締約国会議（COP７）で、漫湖が同条約の登録湿地に決定され、那覇市の玉城正一助役が同条約事務局長デルマール・プラスコ氏から認定書を受けた。登録は国内11番目で、豊見城村（当時）と県にも同じ認定書が授与された。今後は条約が求める保全とワイズユース（賢明な利用）の責任を負うことになる。プラスコ事務局長は、「世界中で干潟が開発のプレッシャーを受けている中、干潟とマングローブを併せ持つ湿地がラムサールリストに新たに加わった」と歓迎した。玉城助役は、「大変な感銘を受けている。水鳥が十分にえさがとれ、休めるよう水質の浄化と周辺環境の整備に努めていきたい」と誓った（『沖縄タイムス』平成11.5.17）。

（６）「那覇市NPO支援センター」オープン

平成12（2000）年1月15日、市民と行政が一体となった「協働型まちづくり」の促進に向けてNPO（非営利団体）の活動を支援する県内初の「那覇市NPO支援センター」が、市役所前庭にオープンした。

センターの支援内容は、平成11年12月に12団体に助成金を交付した公益信託「NPO活動支援基金」による資金援助をはじめ、モノ、情報、技術の支援を基本に各組織のニーズに対応する。開所式で、親泊市長は、「多くの市民、活動団体が拠点の一つとして大いに活用し、元気な那覇市づくりに積極的に参加していただきたい」と、挨拶した（『沖縄タイムス』平成12.1.17）。

（７）介護保険制度スタート

平成 12 年 4 月 1 日、介護保険制度がスタートした。那覇市では、準備に当たってきた健康福祉部老人福祉課介護保険準備室に職員を 7 人増員し、「介護長寿課」として新体制を発足させた。市三役は、土日返上でトラブルに備えた同課職員を激励し、親泊市長は、「保険料に見合う素晴らしいサービスを提供し、高齢者福祉のニーズにこたえてほしい」と述べた。認定申請者が市の見込み数（6200 人）の 102.56％となっており、同課では、「制度に関する市民の関心の高さが分かる。電話や民生委員を通して働き掛けなどを徹底して行っており、もれのないよう対応したい」とした（『琉球新報』平成 12.4.3）。

（８）サミット開催

第 26 回主要国首脳会議（沖縄サミット）が、平成 12 年 7 月 21 日、名護市の万国津梁館で８か国（Ｇ８）首脳によるワーキングディナーで開幕した。翌 22 日は、各国首脳らを招いた森喜朗首相主催の歓迎夕食会が首里城公園で開かれた。

平成 11（1993）年 12 月 2、3 日　市議会を代表し、政府や国会議員にサミット首脳夕食会の実現を要請（『那覇市議会だより』第 141 号）

首里城前の広場では「那覇大綱挽保存会」のメンバーら約 120 人が三線や太鼓を鳴らして、各国首脳を出迎えた。下之御庭（シチャヌウナー）では人間国宝の玉那覇有公さんが紅型の製作を実演、夕食の会場となった首里城北殿の御庭（ウナー）では、首脳らが入場する中、県立芸大の学生、卒業生約 50 人が琉球舞踊を披露、首脳らはきらびやかな伝統芸能に大きな拍手を送った。

サミット開催について、那覇市議会は、平成 10 年 6 月定例会でサミットの沖縄県開催に関する要請決議を賛成多数で可決した。また、12 月 25 日には、第 101 回沖縄県市議会議長会がサミットの沖縄県誘致の決議を、6 月 10 日、長崎市で開催された第 79 回九州市議会議長会定期総会では、九州・沖縄サミット推進に関する決議がなされた。

那覇市議会は、6 月 29 日、九州・沖縄サミットに関する決議を可決、平成 12 年 6 月 30 日には、九州・沖縄サミットを成功させる宣言決議を全会一致で可決した。決議文では、「各国首脳や関係者を温かいもてなしの心で迎え、平和で豊かな国際都市ＮＡＨＡを世界に発信する絶好の機会」としている。このように那覇市議会は、サミットの誘致・開催に向け積極的に取り組んできた。

市の方でも、市民参加型の関連イベントを実現しようと、平成 11 年 9 月 29 日「サミット推進市民の会」を発足させ、同会の規約承認後、市民や職員、中学校から募集したイベントアイデア候補作 27 作品の中から最優秀賞、優秀賞作品を選考した（『琉球新報』平成 11.9.30）。

その後、各首脳を招いた夕食会の会場が首里城に決定されたことを受け、それを祝う祝

賀会とサミット推進大会が開かれ、各界から500人が出席、サミット成功に向け全力で取り組むことを確認した。サミット推進市民の会会長の親泊市長は、「首里城は450年にわたって沖縄の政治、経済、文化の中心だった。そこに世界の首脳が集い、夕食を取りつつ沖縄の文化に触れ、世界の平和を語り合うのは大きな意義がある」と挨拶した（『沖縄タイムス』平成12.4.13）。

那覇市議会6月定例会初日の12日、亀島議長の発案で、議場にはサミット参加国の国旗が並んだ。

（９）首里城跡など世界遺産に登録

平成12年11月30日、ユネスコ（世界教育科学文化機関）の第24回世界遺産委員会会議は、日本政府から推薦されていた「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の世界遺産登録を決定した。登録の対象となるのは、首里城跡（那覇市）、今帰仁城址（今帰仁村）、勝連城址（勝連町）、座喜味城址（読谷村）、中城城址（中城村・北中城村）の5城址と、識名園、園比屋武御嶽石門、玉陵（以上那覇市）、斎場御嶽（知念村）の9か所である。

「琉球王国のグスク群」は、世界遺産の文化遺産（遺跡、文化的環境、記念工作物）となり、「消滅した文明や文化的伝統の証拠を残すもの」などの4つの基準を満たしている。「琉球王国のグスク群」は、14世紀後半から18世紀にかけて、アジア諸国との海外交易で栄えた華やかな王朝文化と、御嶽（うたき）に代表される固有の信仰を今に伝える文化財である（『琉球新報』平成12.11.30）。

第９章　第１期翁長雄志市政と議会

第１節　翁長市長誕生と市政

（１）市長選挙

4 期 16 年、那覇市のかじ取り役を務めてきた親泊康晴（おやどまりこうせい）市長が、平成 12（2000）年 7 月 31 日に勇退を表明し、次期市長選挙が 11 月 5 日告示、12 日投開票されることになった。革新側からは、親泊市長の後継者として、前那覇市健康福祉部長の堀川美智子（ほりかわみちこ）が 8 月 25 日に市長選への出馬を正式に表明、9 月 16 日基本政策と重点施策を発表した。

堀川候補は、基本姿勢として、生活者の視点、市民を主人公とした透明な市政運営、あらゆる分野での男女共同参画の実現を掲げ、平和、福祉、環境、教育、基盤整備、経済、文化・スポーツ、行財政改革の 8 分野についての政策を示した。

翁長雄志（おながたけし）候補は、「すべての政策の前提になる」として、行財政改革を最重点政策に掲げ、次のような 7 大政策を示した。[都市経営の視点導入、那覇市の行財政改革の推進][産業振興、経済の活性化と雇用の確保][環境重視、豊かで安心して暮らせる「ふるさと那覇」の創出][世界に開かれた風格ある県都づくり][未来をひらく教育、人材育成の充実、男女共同参画社会の実現][平和と文化、スポーツを愛する市民を育て、世界の懸け橋・那覇の形成][市民参加市政のリーダーシップ確立、懸案事項の解決]

新人同士の選挙戦は、「32 年ぶりの市政奪還」か「初の女性市長誕生」かをめぐり争われたが、自民、公明、保守、無所属の会が推薦した翁長候補が、社大、社民、共産、民主、自由連合が支持した堀川候補を抑え初当選した。翁長候補の得票数は、7 万 3578 票、堀川が 6 万 6362 票で 7216 票差であった。有権者数は、22 万 2348 人、投票総数 14 万 1226 票、投票率は、63.52％で、保革一騎打ちとなった 12 年前の選挙 76.20％を 12.68 ポイント下回るものであった。

那覇市長に翁長氏

32年ぶり保守市政

県の基地政策へ追い風

7216票差で堀川氏破る

翁長　雄志　73,578票

堀川美智子　66,362票

平成 12 年 11 月 13 日『琉球新報』

（２）翁長市長就任

平成 12 年 12 月 1 日、第 28 代那覇市長に翁長雄志が就任し、西銘順治以来、32 年ぶりに保守系市政が誕生した。市長公用車を廃止し、ハイヤーの民間委託を導入するという公約に従い、初登庁は自転車であった。初会見で、この民間委託により、試算では、年間 600 万円ほど経費が浮き、数百万程度でも、身近なものから変えていき、大きな改革へとつなげたい、と『沖縄タイムス』は報じた。また、就任式では、職員を前に「市役所は市民にとって最大のサービス産業であり、市民一人ひとりの幸せをわれわれの喜びとしていこう」、

「風格ある、リーダーシップを持てる那覇市をつくりたい。明るく豊かで暮らしいやすい那覇市になるよう、先頭に立って汗をかきたい」(『琉球新報』平成 12.12.1) と挨拶した。

翁長市長は、「緊急な課題ではごみ問題」「最重要課題は職員の意識改革」と指摘し、親泊前市長の評価すべき市政運営は継続したいとする一方、那覇軍港の浦添移設促進、自衛官募集業務の受託、基地内市有地の国との使用契約に応じる考えを示し、基地、平和行政に関する違いを示した (『沖縄タイムス』平成 12.12.2 社説)。

（3）助役、収入役人事

助役に県地域・離島振興局長であった山川一郎、収入役にりゅうぎん保証社長であった上間長恒を選任する同意案は、平成 12 年 12 月定例会に提案された。19 日、同人事案は、採決の方法などをめぐって記名 2 回、無記名 2 回、計 4 回の投票が行なわれ、決定に 1 時間余を要したが、賛成 28、反対 10、無効 6 の賛成多数で可決された。反対票は、野党の共産党と市民クラブの一部であった。議会の同意を受け、翁長市長は 20 日、両氏に辞令を交付した。

第２節　市議会議員選挙と議会の活動

（1）市議会議員選挙

1. 議員補欠選挙

市議の県議選出馬に伴う補欠選挙が、市長選挙と同じ平成 12 年 11 月 5 日に告示され、12 日に投開票された。立候補したのは、保守系無所属の山内盛三 (公明支持)、比嘉京子 (社大公認・社民・民主・自連支持)、保守系無所属の前栗蔵隆、我如古一郎 (共産党公認) であった。

選挙の結果、4 万 6038 票を得票した比嘉京子、4 万 2365 票を得票した山内盛三の 2 人が当選した。任期は、平成 13 年 8 月 3 日まで。総投票数は、13 万 9096 票、投票率は、62.57% であった。

補欠選挙後における会派の動向は、11 月 14 日に比嘉京子議員が「市民クラブ」に加入し、新翁長市長就任前日の 11 月 30 日、翁長を支持する市議会の自由民主党 (5 人)、政党に属さない民主クラブ (2 人)、さわやか市民の会 (2 人) の会派と、補欠選挙で当選した山内盛三議員の 10 人からなる新会派「市民の会」(唐真弘安会長) を結成し、また、無所属の赤嶺一郎、大田朝美、真栄城守晨の 3 議員も新会派「無所属倶楽部・志 (こころざし)」(真栄城守晨代表) を結成し、事務局に届け出た。その結果、「市民の会」が与党第一会派となった。「市民の会」は、新市政の与野党勢力は、29 対 15 で与党多数であるが、第一会派が野党となる「市民クラブ」(高里鈴代会長、8 人) なので、「与党の第一会派をつくろう」ということで結成されたものである。

12 月 1 日には、自民党に所属する議員で構成されていた「自民フォーラム 21」が、会派の名称を「自由民主党」(我那覇生 隆 会長、8 人) に変更した。

２．議員一般選挙

任期満了に伴う 16 回那覇市議会議員選挙が、平成 13 年 7 月 1 日告示され、54 人が立候補した。立候補者は、現職 35 人、前職 3 人、元職 2 人、新人 14 人で前回より 3 人少なかった。党派別内訳は、公認候補が自民 11 人、共産 7 人、公明 7 人、社大 4 人、社民 2 人、推薦候補は民主 1 人、自由 1 人。無所属は 21 人で保守系 16 人、革新系 3 人、中立 2 人。女性候補者は前回と同数の 5 人が立候補した。

前年 12 月、翁長市長が誕生してから初の市議選で、保守・中道路線で与党が安定多数を確保するのか、那覇軍港移設や自衛官募集などで翁長市政を批判する野党が現議席を上回るのかが焦点となる選挙であり、また同月行なわれる参議院選の前哨戦として注目された（『琉球新報』平成 13. 7 .3 社説）。

7 月 8 日、投票が行なわれ、即日開票された。投票率は 58.84％で、過去最低の前回選挙（56.02％）を 2.82 上回った。最大の焦点であった与野党の勢力は、与党会派が 29 人、野党会派が 15 人でほぼ改選前の勢力比であった。当選者の内訳は、現職 31 人、前職 2 人、元職 2 人、新人 9 人で、女性は 5 人全員が当選した。

当選者は、次のとおりである(得票順)。

狩俣信子(社民・新)、久高友弘(無・元)、崎山嗣幸(社民・現)、座覇政為(無・現)、當間盛夫(無・新)、久高将光(自民・現)、洲鎌忠(自民・現)、喜舎場盛三(公明・新)、糸数昌洋(公明・新)、上原章(公明・新)、金城徹(無・新)、高良幸勇(無・現)、唐真弘安(自民・現)、高里鈴代(無・現)、大城春吉(自民・現)、宮里光雄(無・新)、大浜美早江(公明・新)、山川典二(無・現)、亀島賢優(無・現)、翁長俊英(公明・現)、比嘉京子(社大・現)、高里良樹(自民・現)、屋良栄作(無・現)、宮國恵徳(自民・現)、松田義之(公明・現)、仲村善信(無・現)、大浜安史(公明・現)、我那覇生隆(自民・現)、安慶田光男(無・現)、知念博(無・現)、当真嗣州(共産・現)、宮城宜子(共産・現)、湧川朝渉(共産・現)、中村昌樹(無・前)、前田政明(共産・現)、玉城仁章(自民・現)、永山盛廣(無・現)、仲本嘉公(社大・現)、渡久地修(共産・現)、玉城彰(民主推・新)、島田正博(無・前)、我如古一郎(共産・新)、与儀清春(無・現)、国吉真徳(社大・現)

（２）正副議長選出

選挙後の平成 13 年 8 月に臨時議会（9 日、10 日）が開かれ、正副議長の選出が行なわれた。

議長に我那覇生隆議員が、副議長に高里鈴代議員が選出された。

我那覇議長は、「地方自治法の精神に則りまして、福祉の安定を目指し、公正、公平な議会運営をさせていただきたい」と抱負を述べた。

高里副議長は、「市民の負託に応えて、この議会が本当に多くの課題を一つ一つ解決して、あるいは取り組んでいけるように、私の役目は議長を補佐し、市民の負託に応えていくことだ」と挨拶した。

高里さんは、那覇市議会史上初の女性副議長となった。

（３）会派の結成

〔平成 13 年 8 月 4 日結成〕

自民クラブ（9 人）　我那覇生隆、久高将光、洲鎌忠、高里良樹、大城春吉、玉城仁章、宮國恵徳、當間盛夫、与儀清春

日本共産党（6 人）　前田政明、渡久地修、湧川朝渉、宮城宜子、当真嗣州、我如古一郎

公明党那覇市議団（7 人）　松田義之、大浜安史、翁長俊英、喜舎場盛三、上原章、糸数昌洋、大浜美早江

市民・社社ネット（9 人）　仲本嘉公、崎山嗣幸、国吉真徳、島田正博、玉城彰、比嘉京子、中村昌樹、高里鈴代、狩俣信子

市民の会（12 人）　唐真弘安、亀島賢優、仲村善信、高良幸勇、安慶田光男、山川典二、屋良栄作、永山盛廣、金城徹、久高友弘、知念博、宮里光雄

〔平成 15 年 7 月 22 日結成〕

清々会（3 人）　洲鎌忠議員が「自由クラブ」会派を脱会、高良幸勇議員、金城徹議員が「市民の会」会派を脱退し、結成

〔平成 15 年 7 月 31 日結成〕

ビジョン・ユイ（2 人）　与儀清春議員が「自民クラブ」会派を脱会、知念博議員が「市民の会」会派を脱会し、結成

〔平成 15 年 8 月 4 日結成〕

清政クラブ（5 人）　「清々会」会派の洲鎌忠議員、高良幸勇、金城徹議員と、「ビジョン・ユイ」会派の与儀清春議員、知念博議員が結成。

それに伴い、「清々会」と「ビジョン・ユイ」会派は自然消滅した。

（４）各種委員会委員選任

平成 13 年 8 月 9 日の臨時議会で各種委員会委員の選任が行なわれ、正副委員長は次のとおりである。

○常任委員会〔任期 平成 13 年 8 月 9 日～平成 15 年 8 月 12 日〕

総務常任委員会　委員長・中村昌樹、副委員長・宮里光雄

建設常任委員会　委員長・宮國恵徳、副委員長・湧川朝渉

教育福祉常任委員会　委員長・大浜安史、副委員長・比嘉京子

厚生経済常任委員会　委員長・山川典二、副委員長・當間盛夫

○議会運営委員会　委員長・玉城仁章、副委員長・島田正博

○那覇市議会史編さん委員会　委員長・我那覇生隆（議長）、副委員長・高里鈴代（副議長）

○南部広域市町村圏事務組合議会議員の選出　狩俣信子、永山盛廣、我那覇生隆

○那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合議会議員の選出　大浜安史、前田政明、座覇政為、中村昌樹、金城徹、与儀清春、仲本嘉公、久高友弘、高里良樹

○議会監査委員の選出　仲村善信、当真嗣州

また、平成 15 年 8 月 13 日の臨時議会で各種委員会委員の選任が行なわれ、正副委員長は次のとおりである。

○常任委員会〔任期 平成 15 年 8 月 13 日～平成 17 年 8 月 3 日〕

総務常任委員会　委員長・翁長俊英、副委員長・渡久地修

建設常任委員会　委員長・与儀清春、副委員長・上原章

教育福祉常任委員会　委員長・島田正博、副委員長・宮里光雄

厚生経済常任委員会　委員長・屋良栄作、副委員長・我如古一郎

○議会運営委員会　委員長・宮國恵徳、副委員長・比嘉京子

○那覇市議会史編さん委員会　委員長・我那覇生隆（議長）、副委員長・高里鈴代（副議長）

（５）翁長市長市議会初登壇

平成 12 年 12 月 7 日から開会した 12 月定例会に、初登壇した翁長市長は、就任挨拶で、「30 万市民並びに県都那覇市の市長として、改めてその責任の重さを痛感いたしております」、めまぐるしく変化する時代に「敏感に対応した 21 世紀の那覇市発展のためには、新たな基盤づくりをハード、ソフト両面から強力に推進するとともに、市民の目線でたえず点検し、市民福祉の向上を常に念頭において、市政運営を行っていきたい」とし、「ごみ処理施設建設等の問題、那覇軍港移設問題、新庁舎建設問題、行財政改革、まちづくり等、多くの問題が山積している」との認識を示し、「情報公開を一層推進し、行政への市民参加を促しながら、市民との対話を重視し、市民の理解と協力を前提に、勇気と決断力、実行力を持って、強力なリーダーシップを発揮し、一歩一歩確実に課題の解決に確実に取り組んでまいります」と決意を述べた。

また、市議会議員時代を振り返り、「16 年前に初めて那覇市議会議員として、この壇上に立たせていただきました。大変初々しい気持ちで執行部と対峙したことを今でも覚えております。大変充実感もありましたけれども、くやしい思いもいたしました。ただ、その中で、多くの議員の皆様方が、議会の機能というものを十二分に自覚しながら、執行部をチェックする、そういうものを市民との多くの対話の中で耳を傾けて一生懸命努力し、頑張っている姿を拝見させていただきました」と語った。

さらに、議会との関係について、「私どもと議会とは、車の両輪であります。本当にその意味では、真摯な気持ちで議会の皆様方に対応する。その中で市民福祉の向上を共々に図っていきたいなと思っております。素直な気持ちでこの議会の中で、皆様方と対話を重ね、いろいろな問題を話し合ってまいりたい」と述べ、理解と協力を求めている。

12 月定例会は、選挙直後であり、また革新市政から保守市政へと代わった初の議会でもあり、翁長市長の基本姿勢や市の重要課題に対する認識に関連する質疑がなされた。

（６）基本姿勢と緊急政策課題

翁長市長は、市長としての基本的姿勢と緊急政策課題について、市民の会の山内盛三議

員の代表質問に次のように答弁している。

基本的姿勢について、「私は、市役所は市民への最大のサービス産業であると考えており、市民の喜びを職員みずからの誇りとするよう、職員の協力を得て、市民が夢と希望の持てる那覇、豊かで安心して暮らせる風格ある那覇を築くために、情報公開を積極的に推進し、市民参加を促しながら、市民との対話を重視し、市民の理解と協力を得ながら、市民の目線で絶えず点検をし、生活、市民福祉の向上を常に念頭において、市政運営を行っていきたい」と述べている。

緊急政策課題としては、平和で豊かなまちづくり実現のためのグランドデザインを描き、具体的プランとなる「ふるさと那覇21世紀プラン」の策定、行財政改革を強力に推進するためのバランスシートの作成、新庁舎建設の問題、那覇軍港問題、ごみ焼却施設建設問題、商都「那覇」の再生を挙げている。

（7）国旗・日の丸掲揚実施表明

12月定例会では、翁長市長から、市庁舎への日の丸掲揚、自衛官募集業務、自衛隊行事への対応、那覇軍港、普天間飛行場内の市有地契約について、従来の政策を転換するとの考えが表明された。これらの問題について、親泊前市長はいずれも拒否しており、革新市政から保守市政への交代に伴い政策を180度異なる方向へ転換するものであった。

那覇市庁舎に「日の丸」
復帰後初掲揚

平成13年5月21日『琉球新報』

市庁舎への日の丸掲揚について、市民の会の唐真弘安議員の質問に、翁長市長は、「1999年8月9日に国旗及び国歌に関する法律が成立したこともあり、国をはじめ、沖縄県等の地方自治体で、日の丸の掲揚がなされているところであります。したがいまして、本市におきましても、できるだけ早い時期に本庁舎で国旗掲揚すべく諸条件の整備をはじめ、多くの方々のご意見をお聞きして検討してまいりたい」と述べ、時期は明示しなかったものの掲揚に向け意欲を示した。

その後、日の丸は、市制施行80周年を迎えた、翌平成13年5月20日、市庁舎に復帰後初めて正式に掲揚された。革新市政の下では、昭和64年の昭和天皇逝去の際に一度だけ半旗を掲揚した以外、国旗掲揚は行なっていなかった。掲揚式では、市長、亀島賢優（かめしまけんゆう）市議会議長、山川一郎、伊藝美智子（いげいみちこ）の両助役らが、君が代が流れる中、市庁舎中庭の噴水前に新たに設置されたポールに国旗を掲げた。

（8）自衛隊との関係

定例会で、唐真弘安議員から、自衛官募集業務の受け入れ、自衛隊公式行事への市長の参加などを求められたことに対し、市長は自衛官の募集業務が、地方分権整備法の施行に

より、機関委任事務から法定受託事務となったことを指摘し、「自衛隊の国土防衛という崇高な理念を尊重しつつも、この狭い市に広大な基地が現にあることを踏まえると、まちづくりについて要望することや協力を願うことがあり、多様な中から新しい信頼関係を築き、諸問題の解決を図っていきたい」と述べ、自衛官募集業務を受託する考えを示した。

平和行政への取り組みについて、玉城仁章（たまきじんしょう）議員からの質問に対し、市長は、「平和を求める心は同じであると思いますが、施策としての取り組みに相違点があると認識しております。例えば、自衛隊への対応等が挙げられます。今後、市政運営を図っていく上で、これまでの 23 年間の革新市政との相違点を示していけるものと考えております」と、自衛隊への対応の変化を示唆した。

（９）自衛官募集事務受託と議会の対応

翁長市長の自衛官募集業務受け入れ表明にあわせ、自衛隊父兄会那覇支部は、那覇市議会に募集事務受諾の実現に向け決議するよう求める陳情を行なった。陳情は総務常任委員会で審査されたが、採決に臨む最終段階で記述された条文に間違いがあることが分かり、継続審査となり、2 月定例会に先送りされた（『琉球新報』平成 12.12.25）。

2 月定例会（平成 13 年 2 月 22 日）では、この陳情を採択後、玉城仁章議員から自衛官募集業務事務の受託に関する要請決議案が提出された。玉城議員は、提案理由として、自衛隊は国民の救命活動や生活の安定に大きく貢献しているとし、「今後は、自衛隊員が安心して仕事に専念することができ、地域の一員として各種の公的行事に積極的に参加できる環境整備を図ると同時に、自衛官の人材確保における多くの市民の理解と協力が得られるよう早急な取り組みが強く求められている」と述べ、市長あての次の要請決議案を提案した。

「自衛官募集事務の受託に関する要請決議案

我が国の自衛隊は、国の平和と安全を守り、災害等の緊急時における救援・救命活動に大きな役割を果たしている。

本県においては、離島からの急患の移送、不発弾の処理等で県民生活の安寧に深く関わってきたところである。

これまでの那覇市政においては、市民感情を考慮し、政治的判断から自衛官の公的行事等への参加を制限してきた経緯があり、地方自治法で定める従前の機関委任事務、現行の法定受託事務である自衛官の募集事務は実施されず今日に至ったことは、極めて残念である。

行政において、自衛隊員が安心して職務を遂行できるよう、法定受託事務である自衛官の募集事務を受託し、地域の安全に関する環境の整備を図ることは、重要な使命であると思料する。

よって、本市議会は、自衛隊の役割と重要性を深く認識し、自衛官の人材確保を図ると同時に、広く市民の理解と協力を得るため、地方自治法第 2 条第 2 項等に基づく自衛官募集事務を早期に受託するよう強く要請する。」

この決議案に反対する議員からは、「市民が二分されている問題で、市長がすでに受託を

表明、予算化されていることを決議する意味があるのか」、「ガイドライン関連法の制定で米国の戦争に後方支援する際、市が事務を行った青年が戦場に送られる可能性があることを自覚しているのか」などの反論が出され、賛成議員からは、「議会と当局は別。市議会は独自であるべきだ」、「憲法がうたう『職業選択の自由』の窓口を行政が思想信条によって閉ざすのは支障がある」、「アンケート調査では県民の66%が自衛隊を認めている」などの意見が出された。

この決議案は、「市民の会」、公明、自民、ビジョン・ユイの賛成多数で可決された。共産、市民クラブは反対、「無所属倶楽部・志」は退席した。地方議会がこのような決議を行なうのは極めて異例である、と平成13年2月23日の『沖縄タイムス』は報じている。

その後、自衛官募集業務は、4月1日から開始された。

（10）初の女性助役誕生

翁長市長は、前述の7大政策の1つである「未来をひらく教育、人材育成の充実、男女共同参画社会の実現」の中で具体的項目として、助役への女性登用を掲げていた。当選後の会見でも、「公約通り女性を助役に登用する。福祉、環境、教育の分野で、女性の視点で取り組んでもらう。意中の人は複数いる。一分野に秀でた人か、広くバランスの取れた方で内部、外部含めて考えている。ただ、12月議会に間に合わせるのは今のところ難しい。来年の2月の予算定例会をタイムリミットとし、それ以前に決められれば、臨時議会を開くなどして対応したい」と語ったが、結局、12月議会には提案されなかった。

この点について、高里鈴代議員から、選挙期間中、女性行政、女性助役の登用のなさが、親泊市政の欠点だと指摘していたにもかかわらず、市長のスタート時において提案できないのは疑問であり、また、広範囲の分野に能力を持った女性もいるにもかかわらず、福祉、環境、教育の領域に限るのかと質問されている。

これに対し、市長は、慎重に人選を進めており、「助役として本市行政を担い、市民の期待に応えることのできる女性を選任し、速やかに議会に諮りたい」と答弁している。

結局、女性助役の選任については、翌平成13年2月定例会に、伊藝美智子を選任する人事案が出され、賛成多数で可決された。

（11）那覇軍港移設問題

那覇軍港の浦添移設について、翁長市長が積極的な姿勢を示したことから、前田政明議員が、基地機能の強化に繋がり、新たな最新鋭の米軍基地、軍港の建設になるのではと質問したことに対し、翁長市長は、那覇港湾施設の返還については、「SACO合意の着実な実行により、那覇港湾施設の返還を実現し、跡地とその周辺を那覇市の新しい発展の拠点となるまちづくりを進め、活力ある県都那覇づくりを目指したい」と述べ、そのためには、「『ハブ機能を有する国際流通港湾』として整備する港湾計画改定を推進するとともに、浦添市、西海岸開発や那覇港湾施設の跡地及び周辺地域の利活用によって、両市の発展を確実なものにしたい」と述べている。そして、県・浦添市と連携し那覇港湾管理組合を早期に設立し、新しい港湾施設の形態をどうするのか、国との間で具体的に検討を進めること

が重要であるとの認識を示している。

平成 13 年 2 月定例会で、当選後初の施政方針演説を行なった翁長市長は、那覇軍港移設問題について、「那覇港の整備及び管理・運営の充実を図るための、一部事務組合設立については、浦添市の新市長という展開を受け、今後、その実現に向けて、県を含めた三者による、具体的な話し合いを早急に進めてまいります」との考えを示した。また、永山盛廣（ながやませいこう）議員への答弁で、稲嶺一郎（いなみねいちろう）知事、儀間光男（ぎまみつお）浦添市長と会談し、「那覇港管理一部事務組合設立に関する推進協議会」を設置することで合意したとし、今後のスケジュールについても言及している。また、洲鎌忠（すがまただし）議員への答弁で、跡地利用について、地権者の理解を求めながら、実現性の高い跡地利用計画を進めていきたいと述べた。

この問題は、7 月の市議会議員選挙でも大きな争点となった。「SACO合意に基づく浦添地先への移設」と「無条件返還」で立場が分かれた。保守系の候補者は、「那覇港をハブ港湾として活性化し、軍港の跡地利用を促進することが必要だ」と条件付き返還でもたらされる経済振興を強調し、革新系候補者は、「那覇軍港の浦添移設は、米軍基地の強化、固定化につながる」と訴えた（『琉球新報』平成 13.7.6）。

12 月定例会では、那覇港管理組合設立に関する質疑がなされた。与党からは、振興策の進捗状況や使用期限について、野党からは、「軍港移設とリンクした組合設立」であるとの懸念が示された。また、事業規模が 5500 億円とも言われている割には、議員の定数が少ないのではないか。負担割合の根拠はどうなっているのか。ハブ機能を有する国際流通港湾を目指すことをいつ決定したのかなどの質疑があった。

さらに、那覇港管理組合の設立に関する覚書締結の確認事項の覚書第 8 条に規定する浦添ふ頭事業の取り扱いの中で、軍港移設予定地とあり、組合設立と那覇軍港移設はリンクしていると思うが、規約の中に軍港問題が明記されていないがどうなっているのか。組合事務の中に軍港移設の業務は入らないのかなどの質疑がなされた。

これに対して当局からは、議員定数については、県土木委員会が 12 人、市の建設常任委員会が 11 人であり、港湾以外の都市計画や土木などの業務も審議していることを勘案した場合、同組合議会は、港湾事業のみの審議をするため、定数を 10 人とし、県、那覇市、浦添市それぞれに基礎数 1 人を割り当て、残りの 7 人については出資比率により案分し、配分した結果、県 5 人、那覇市 3 人、浦添市 2 人となったとの説明がなされた。

負担金の割合については、人口規模、予算規模、県民所得、港湾利用企業数などを比較検討した結果、県が 6、那覇市 3、浦添市 1 となったとの説明がなされた。

ハブ機能を有する国際流通港湾については、当局から、平成 11 年度の沖縄県国際流通港湾調査の中で提案され、本市助役も同調査の取りまとめに参画しており、本市では平成 12 年度当初から使っている。また、那覇軍港の移

平成 14 年 4 月 1 日　「那覇港管理組合」設立（『市民の友』第 616 号）

設先については、那覇港湾の浦添ふ頭地区内への移設が予定されているが、港湾管理者の権能として、軍港の位置を確定するため港湾計画を定めることになる。規約には、組合の根本的な事項を規定しており、軍港問題は規約の骨格に関するものではなく、規約の中には入らないとの説明があった。

これに対して委員からは、「ハブ港湾構想について、身の丈にあった議論をという趣旨の新聞社説もあった。県の長期整備構想検討委員会でも慎重な意見があったと思うがその内容を明らかにしてもらいたい。また、那覇市の負担、構想の期限や何年を想定して予算規模を考えているのか」との質疑がなされた。

これに対して当局からは、ハブ港湾構想については、観光産業の振興からぜひ必要であり、早めに計画を進めることが必要であるという意見と、その一方で、本当にニーズがあるのか綿密に計画を立てる必要があるとの意見もだされた。

また、県の報告書では整備費として約5500億円を予定しており、国費を除いて管理者負担金が約1600億円として、那覇市の負担が450億円から460億円となるが、現在県でも報告書の内容を検討している段階であり、事業期限は計画策定から概ね15年となると思われる、との説明がなされた。

他の委員からは、一部事務組合の設立は軍港移設が前提ではなく、那覇軍港の移設は平成7年のSACO合意により決定され、これまで既定方針として進められており、一部事務組合の設立に軍港移設を含めた要素が入ってきたため、少し議論がされているが、がんばってもらいたいとの要望がだされた。

関連2議案に対し、建設委員会では、採決の結果、6対3で可決され、最終本会議でも賛成多数で可決された。浦添市議会では、企画総務委員会では、賛成3、反対3の可否同数となり委員長裁決で否決されたが、最終本会議で、16対10（3人退場）の賛成多数で可決された。また、県議会でも可決された。それを受け、那覇港管理組合が、翌平成14年4月1日、両市と県から派遣された59人で発足した。

（12）ごみ処理施設問題

ごみ焼却施設のあり方については、前管理者である親泊前市長が、那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合において、機種はストーカ＋灰溶融炉方式で、1日あたり150トンの処理能力を持つ焼却炉3系列を建設すると決定していたが、選挙戦で、翁長市長が見直しを訴えていたので与野党の議員から質疑がなされた。

翁長市長は、就任直後の城間俊安南風原町長との会議や焼却炉、最終処分場、汚水処理施設の視察、市民並びに南風原町民の代表者の要望や意見から、現状は深刻で早急な対策が必要であるとの認識を示した。そして、「さらに南風原町長と話し合い、地域住民をはじめとした市民・町民の意見を聞き、また関係団体や専門家の意見を参考に科学的、客観的根拠に基づきまして、民主的手法で解決を図っていきたい」と述べ、そのためにも、情報公開を一層推進し、市民参加と対話を重視したいと答弁した。

この質疑の中、高良幸勇議員が、機種をストーカ＋灰溶融炉と選定した際、非公開とされていた「評価一覧表」を明らかにし、選定を急いだ経緯を質問した。並里利彦（なみさととしひこ）市民環境

部長は、「この時期にあえて決定しなければならないのは、現那覇市の焼却炉の老朽化が著しく、早急な建て替えが必要であることや、処理能力不足に起因する周辺環境の問題を、一刻も早く解決しなければならず、平成 14 年度の着工を目指しているからであり」、そのためには、「処理方式及び規模等について早急に決定をし、業務に着手しなければならないから」と答弁した。

仲本嘉公議員は、「南風原町の城間俊安町長は『建設委員を信頼し、その結果を了とした。それを覆すぐらいの大きな問題がない限り、決定通り臨みたい』というふうな姿勢で臨んでおり」、「これまで公開討論、那覇市では 3 回、南風原町では 2 回、そしてさらにシンポジウム等も行っており」、「一部事務組合も、幸いにして平成 11 年の 10 月に設立させ、今日まで 2 度の一部事務組合議会も行って…そして、数回の意見交換会も行ってきた経緯があり」、一体「何%以上の方々が賛成にまわれば決裁をなされるのか」、「平成 14 年度の着工は可能であるのか」と、翁長市長の見直しの認識について質している。

その後、南風原町に同構想を説明し同意を求めたが、南風原町長は、「リスクが大きい」として、同構想を拒否した、と『沖縄タイムス』は報じている。（平成 13.1.20）。

ごみ焼却施設問題は、2 月定例会でも関連質問が多く出され、沖縄タイムス社が、那覇市議会と南風原町議会の議員に対しアンケート調査を行なっている。その結果、那覇市議（現議員数 43 人，回答者 29 人、ただし、複数回答があり回答数は 30）では、次世代型がストーカ＋灰溶融炉の現代普及型を上回ったが、南風原町議（定数 22 人、回答者 20 人）では、規定方針のストーカ＋灰溶融炉がほとんどを占め、両市町で考えが大きく分かれた。一方、両議会とも、「その他」として、方式を挙げない人が回答者の過半数を占め、専門知識、ばく大な事業費を必要とするだけに、慎重な姿勢が示されたことを平成 13 年 3 月 26 日の『沖縄タイムス』は報じている。

新ごみ処理施設の起工式は、平成 15 年 2 月 14 日、南風原町新川の工場棟建設予定地で行われた。翁長市長は、工事着手に協力した住民や地権者に感謝を表した上で「周辺地域の環境改善を図りつつ、地域に根ざした施設になるよう整備したい」と述べた（『沖縄タイムス』平成 15.2.18）。

（13）行財政改革

翁長市長は、平成 13 年 2 月定例会における施政方針で、行財政基盤の強化を図るため、行政改革については、民間への事務事業の委託、財政運営については、バランスシートの導入、新たな行政システムとしては、事務事業評価システムの試行ほか、品質管理システムの国際標準規格であるISO9001 の認証取得を目指すと表明した。そして、同年 8 月 8 日の定例会見で、49 項目にわたる「那覇市重要政策マネージメントシステム」を発表した。それは、業務の民間委託や組織の一本化、新たな市民サービスを盛り込むものであり、市長は、「市は多額の市債（借金）を抱え、これからも大型プロジェクトがめじろ押し。行政の改革が求められており、同システムの導入を通して、市民サービスの向上に努めたい」とコメントした（『沖縄タイムス』平成 13.8.13）。これらを受け、その後の議会では、これらの課題について活発な議論がなされるようになった。

（14）安謝保育所の民間委託

民間委託について、最初に問題となったのは、安謝保育所の民間委託である。平成 14 年 4 月から委託を開始するため、11 月から委託する法人をプロポーザル方式（候補者から条件を提示させる）で募集したいとの考えが具体的に示されたことから、質疑が集中した。市側の、「民間でできるものは民間に担ってもらう。民間委託でもサービスのレベルを落とすことなく人件費などのコストの低減が見込める」との考えに対し、「わずか半年後で、早急すぎる」、「延長、障害児、夜間の保育など県内ではこれ以上望めないサービスを行っている所をなぜ委託するのか」、「少子化で公立保育所の役割は益々大きくなるのではないか」との疑問の声が示された。

同問題について、平成 13 年度の一般・特別会計補正予算を審議する教育福祉常任委員会で、野党側から、民間委託の凍結を求め、児童福祉費のうち、安謝保育所委託開設準備費中、737 万 2000 円を減額し、予備費を増額する修正案が提出された。修正案の提案理由として、「保護者の同意が得られていない中での、極めて拙速な民間委託は強行するべきではない。よって、保護者の要望に応えるためにも、安謝保育所の委託開設準備に係る諸経費分を削除するため、本修正案を提出する」との説明がなされたが、修正案は起立少数により否決された。

12 月 20 日の最終本会議では、大浜安史教育福祉常任委員長から委員会における審査の概要が報告された後、前田政明議員から修正案の提案について、「民間委託賛成、反対の立場を超えて、保護者会の同意が得られない状況では、来年の 4 月 1 日からの民間委託の強行はやるべきではない。安謝保育所の民間委託を凍結して、十分な話し合いを行うべきであるとの立場に立って、行政の民主的な運営を求めることこそ、住民代表の議会の役割、市会議員の役割である」、「安謝保育所の民間委託問題は、極めて拙速な対応であり、問題で」、また「安謝保育所の保護者会や、公立保育所関係者の理解や同意が十分得られていない中での民間委託は強行すべきではない」との理由説明がなされた。

与党の知念博議員は、修正案に反対、原案に賛成の立場から、野党の比嘉京子議員、渡久地修議員は、修正案に賛成、原案に反対の立場から討論を行ない、修正案は否決、原案が可決された。

（15）学校給食業務の民間委託

民間委託で次に議論を呼んだのは、学校給食事務の民間委託である。

この問題については、平成 15 年 2 月議会で活発な質疑が交わされた。

上地幸一（うえち こういち）教育委員会学校教育部長から、「児童生徒の食の安全の確保等、委託 5 原則を堅持し、学校給食の調理業務民間委託を、ことし 9 月から実施したい」との説明がなされた。

これに対し、教育福祉常任委員会では、「民間委託をしたほうが約 700 万円高くなる」、「市の栄養士が委託先の調理員に対して指示を行うのは、指示書による場合及びチーフを通した場合のみであり、委託すると、調理員が食材について確認したいとき、直接栄養士に確認できない。安全面にかなりの不安があるのではないか」、さらに、「業務に熟練した

臨時・非常勤調理員は、現場のローテーションに欠かせない存在であることが、学校給食センターの審査において判明した。学校給食において重要な役割を果たしており、経費の問題をいうなら、非常勤職員の安定雇用をむしろ検討するべきではないか」、「神原小学校の保護者を対象にしたアンケートによると、民間委託に不安を持つ保護者が多数で」、「以上のことから、民間委託は実施するべきではない、まして９月強行実施はすべきではない」との強い意見が出された。

同委員会では、一般会計予算から調理業務の民間委託にかかる経費約 1200 万円を削除し、予備費に計上する修正案が提案され、自民クラブと野党の賛成で可決された。しかし、2月定例会最終本会議では、修正案は、与党の市民の会と公明党の反対多数で否決され、原案が可決された。自民クラブは採決時に全員退場した。

（16）政務調査費の交付に関する条例制定

議員の調査研究活動を助成する目的で交付されてきた「政務調査研究費」は、従来「要項」に基づき交付されてきたが、平成 12 年５月の地方自治法の改正により、同費の支出には「条例」の制定が必要になった。これを受け、全国の多くの県、市町村議会で条例制定に向けた取り組みが進められていたが、那覇市議会でも前年から、４月 １ 日からの施行に向け各派交渉会で議論が深められていた。

平成 13 年２月定例会本会議において、大城春吉議会運営委員長から、那覇市議会政務調査費の交付に関する条例制定について、提案理由が述べられた。

「昨年４月１日に施行されました地方分権一括法により、地方分権は今や実行の段階を迎えることになり、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、行政のチェック機関として、そして市民の声を行政に反映させる機関として、地方議会が担う役割はますます重要なものとなってまいります。（略）

私ども那覇市議会におきましては、これまで政務調査研究費交付要綱に基づき、各会派１人当たり月額５万円の交付を受け、市政に関する調査活動を行ってきたわけでございますが、今回の法律改正に伴い、平成 13 年度からは条例に基づいた交付が義務づけられておりますことから、全国市議会議長会から示されました標準条例案を参考にして、各会派代表者で構成する各派交渉会において、昨年 11 月より慎重に検討を重ねてきた結果、今月７日に条例案がまとまり、翌８日に開催の議会運営委員会において、全会一致により本条例案を提出することを決定し、本日の提案となった次第でございます。

本条例案におきましては、第２条で交付対象を会派又は議員とすること、第３条で交付額を議員１人当たり月額５万円とすること、第４条で政務調査費の年度分を半期ごとに交付すること、そして第８条で収支報告書を提出することなど、政務調査費を交付することに関しまして、必要な事項を定めております。（略）」

この議題は、委員会に付託されることなく、直ちに全会一致で可決された。

（17）議員定数削減問題

那覇市議会の議員定数は、平成 13 年６月時点で、法定定数 48 人のところを減数条例に

より 44 人としていた。この減数条例は、2 年近くの審議の末、平成元年 3 月に記名投票で可決制定されたものである。この定数のあり方について、市議会の行財政改革対策特別委員会（高良幸勇委員長）は、「定数は議会改革の最重要課題」との認識の下、平成 12 年 8 月から本格的な議論を進めていたが、同年 9 月には議員 5 人から、「市議会議員の定数を減少する条例」の定数 44 人を 40 人とする一部条例改正案が提出された。

同委員会は、平成 13 年 1 月 12 日に、提出者の出席を求め、提案理由説明を受け、質疑を交わした。委員からは、「なぜ 40 人に減少するのか、その根拠は何か」、「行財政改革対策特別委員会で自ら議論していこうという矢先になぜあえて議員提案をしたのか」、「市民の代表である議員を減らすことは、民意の反映することに逆行しないか」などの質疑がなされた。

これに対して、提案者からは、「行財政改革対策特別委員会において、来る一般選挙から適用できるよう議員減数について早い段階から議論すると期待していたが、なかなか審議がされない状況であったのであえて議員提案した。」、「議員を削減した経費を議会活性化に充てることが地方分権にかなっている。」、「現行の定数 44 人より 4 人減数し、40 人としたのは、30 万人規模の他市の状況をみると 8 人減が多いことが理由であるが、減数については特別委員会で議論してもらいたい」などの質疑が交わされた。

採決に先立ち行なわれた討論では、「基本的に、この 4 年間の調査・審査の中で、決着をつけるところまできていると認識しており、定数条例の案件を継続することには、同意できない。直ちに、可否を決すべきである」とする継続審査に反対する討論と、「基本的に行革の問題と、民主主義の重要なかなめである議員定数問題は別問題である。参考人からの意見聴取などこれまでの議論を踏まえ、なお、慎重に議論を深めることが時宜にかなった対応であり、継続審議すべきである」との賛成討論がなされ、採決の結果、賛成多数で継続審査とすることに決した。市民の会、自民、市民クラブ、共産の会派は、継続審査に賛成し、公明、ビジョン・ユイの会派は、「今議会で賛否の結論を出すべきだ」との意見であった、と『琉球新報』（平成 13.6.9）は報じている。

平成 13 年 6 月定例会最終日に、高良委員長から委員会報告後、提案者の一人である真栄城守晨議員が、「ぜひ、本来は議案が継続審議であれば、少なくとも今までの経過の中で、成果としては、委員会設置をやるという確認ぐらいはやってもらいたかった」、「議員提案で、この議案が継続審議、場合によって廃案となりますと、那覇市議会の議員提案の前例を作ってしまうという、大きな汚点を残す結果になる」と訴えた。

そして、継続審査に反対する立場から、松田義之議員が、「基本的に、決着をつけるところまで審議は十分つくされた」、「現議員の任期最終定例会である議会において、結論を出すべきであり、これを逃すと、当該案件は、8 月 3 日の議員の任期満了時において、自動的に審議未了となるわけであります。これをあえて継続審議の取り扱いを行おうとすることは、まさにごまかしであり、市民に対して納得のいく説明は難しいと思います。できないものはできないと明確に答えを出すべきであり、できないものをあたかもできるかのごとく、市民に対して期待をもたすことはいかがなものかと思う」と述べ、直ちに本議会の場で審議し、結論を出すことを強く求めた。

それに対し、前田政明議員は、「基本的に、行革の問題と民主主義の重要なかなめである議員定数問題は、別問題」であり、「委員会での参考人からの意見聴取で、一般論で言えば、議員の数を減らすことによって、住民自治の反映が低下する、現状でも都道府県と市町村合わせて 26%減少している中で、議会制民主主義の危機につながりかねず、これ以上は減らせないと思っているとの発言や、鹿児島市議会では、地方分権に対応するために議員定数を 48 から 50 に増やしていることの紹介の発言」もあり、なお慎重に議論を深めることが時宜にかなった対応であるとの意見が出された。結局、多数決により、閉会中の継続審査に付されることになった。

その後、地方自治法の改正により、法定定数制度が廃止され、人口区分ごとに法律で定める上限数の範囲内で、条例で議員定数を定めることとする条例定数制度が導入されることになった。那覇市の場合、法律による上限数が 46 人となり、その範囲内で議員定数条例を制定する必要があり、定数を調査・検討するための「議員定数条例に関する特別委員会」の設置が、平成 14 年 9 月定例会で玉城仁章議会運営委員長から提案され、直ちに可決された。同特別委員会の委員長には高良幸勇議員、副委員長には前田政明議員が選出された。同委員会は、7 回の委員会を開催し、類似都市の状況調査や、参考人として、元全国都道府県議長会議事調査部長の野村稔氏、琉球大学教育学部の島袋純助教授、琉球大学法文学部の仲地博（なかちひろし）教授を招き意見聴取を行なった。

平成 14 年 12 月定例会には、議員定数を現行の 44 人とする案と 42 人とする案が議員から提案された。高良委員長から、26 日の最終日に調査結果が述べられ、「各会派の意見を受けて協議した結果、意見の統一を見いだすことができなかったことから、本特別委員会では採決をせず、議員定数は 44 人とする案と 42 人とする案の 2 案を併記して、委員会の結論とすることが全会一致で確認され、本特別委員会の調査を終了」したとの報告がなされた。

その後、久高将光議員から、44 人案について、「本市議会の場合、議長を除く全議員が代表質問や個人質問を行うなど、市長をはじめとする行政機関を監視するとともに、市民の幅広い意見、すなわち民意を市政に反映する意味で、他の市議会に誇れるほど、言論の府として、お互い議論し切磋琢磨しており」、「昨今の地方分権が叫ばれる中にあって、地方自治体では、地域の歴史性、社会性を踏まえた、個性ある地方自治体づくりが求められており」、「このような状況から、地方自治業務が量的にも質的にもますます拡大され、それをチェックする議会の機能も当然に充実強化されなければならない」との提案理由が示された。

これに対して、翁長俊英議員からは、42 人案について、「長期化する経済不況の中で、行財政運営に対する市民の意見は、これまで以上に厳しいものがあります。行財政改革の流れの中で、議員の定数問題についても減数見直しを求める市民の声は強いものがあり」、「参考人の意見や全国類似都市の制定状況、市民の意見などを総合してみれば、現行 44 人は減ずべきものである」との提案理由が述べられた。

両案に対し、仲本嘉公議員、前田政明議員は 44 人案に賛成、糸数昌洋議員、屋良栄作議員は 42 人案に賛成する立場から討論がなされた後、44 人案が可決された。

（18）那覇市暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例の制定

那覇市では、国道58号において、毎週末、祝祭日には深夜、暴走族の集団が結集し、夜明けまで続く暴走行為が繰り返されるようになった。また、暴走行為を見物するために多くの期待族が集まり、声援を送るなどのあおり行為が目立つようになり、多くの地域住民、沿線のホテルの宿泊客、周辺の病院関係者などから苦情が寄せられ、また関係団体から市へその対策を求めるが陳情なされていた。

このような事態に、那覇市は、平成15年2月定例会に、那覇市暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例案を提案した。大田和人（おおたかずと）市民文化部長は、「暴走族、期待族の悪質な行為は最近特にエスカレートして、その規模も大型化し、交通事故や暴力行為も多発し危険な状況にあり、地域住民の方々、ホテルの宿泊客や病院入院患者の皆さん方が、一日も早く安心して安眠できるよう本条例を提案した」と提案理由を述べた。

条例案は、厚生経済常任委員会に付託、審議された。委員会では、委員から、「この条例は、平成15年4月1日からの施行で、罰則規定である第17条の規定に関しては、7月1日から施行となっている。この3カ月間の取り組みによって、あおり行為による逮捕者が1人も出ないような環境をつくるために、この間に市民、特に10代である中・高校生へ啓発すべきではないか」との質疑がなされた。

それに対し当局から、「今のところまだ具体化していないが、第3条の中で、市には暴走行為等の防止に関する施策を策定し実施する責務があり、那覇市暴走族等防止協議会へ施策案を提案し、そこで承認を得て実施していきたい」との答弁がなされた。

また、委員から、「例えば、たまたまその現場を通りかかった市民が出来心であおり行為を行った場合、沖縄市の条例では禁止行為の対象にはならないが、本市の条例では対象になってしまう。何が何でも取り締まるだけでは問題ではないか」との質疑があった。

これに対し当局から、「罰則の適用にあたっては、当然、慎重にあたるべきである。あおり行為そのものを取り締まるためには、条例が実効性を持つようなものでなければならない。あえて、それに反する行為をやる人たちに逃げ道を与えてしまう可能性がある。この条例に実効性を持たせるために、沖縄市の条例とは違う方向性をとった」との答弁がなされた。

また、委員からは、この条例は暴走行為等の抑止効果を果たすためには、あくまでも取り締まりが重要であるとしているが、このように取り締まれば何でもうまくいくという発想が生じているのは、青少年の健全育成という視点が欠けていることに起因しているとの指摘があった。

さらに、あまり実効性にこだわってしまうと、誤認逮捕にもつながっていくのではないか。取り締まりにあたっては、そのような誤認逮捕などが起きないようにセーフガード的な条項を設けるべきである、との提言があった。

そして、質疑終了後、暴走行為等の根絶に向けては、取り締まりの強化はもとより、青少年の健全育成についても尽力していくことができるとする修正案が、委員の連署により提出された。採決の結果、修正案は賛成多数で可決され、修正部分を除く原案についても、賛成多数で可決すべきものと決した、との山川典二厚生経済常任委員長の報告が、3月24

日の本会議でなされ、賛成多数で可決された。

同条例は、平成 15 年 4 月 1 日施行され、罰則については周知期間を経て 7 月 1 日から施行されることになった。

（19）市町村合併問題

地方分権一括法が平成 12 年 4 月に施行され、国は、市町村の財政基盤を強化するため、市町村合併を強力に推進するようになった。この動きを受け、県は、平成 13 年 3 月、「沖縄県市町村合併推進要綱」を作成し、各自治体に合併パターンを示した。この基本パターンによると、那覇市は、浦添市、豊見城村（当時、平成 14 年 4 月市制施行）、南風原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村の二市一町七村の組み合わせとなっていた。

県が示したパターンと異なったことについて、平成 15 年 6 月定例会で、議員からの質問に対し、翁長市長は、「那覇市の呼びかけで、那覇地区市町村合併調査研究会が発足しましたが、結果的には浦添市は参加表明がなく、豊見城市はオブザーバー参加となりました。任意協議会設置の段階でも、浦添市、豊見城市は、参加をいただくことは」できなかったと答弁した。また、「市民への情報提供を積極的に行い、合併論議を通じ、市議会の意向を最大限に尊重しつつ、アンケート調査を含めながら、議員ご提案等の住民投票も可能かどうか」検討したいと述べた。

9 月定例会では、翁長市長は、「私としましては、直接境界を接している那覇市と南風原町は、双方の市民・町民の生活圏が極めて緊密な関係にありますので、未来を志向したまちづくりを進めていく上では、一つの自治体として共に発展していったほうがよいのではと強く確信している」と述べ、「那覇市と南風原町を基本枠組みとした法定協議会を提案してまいりたい」と南風原町との合併に意欲を見せた。

翌平成 16 年 2 月定例会代表質問で、翁長市長は、渡嘉敷、座間味両村との合併に取り組むことを表明し、「本市のような都市部では持ち得ない地域特性と自然資源を持っている。市の新たな地域づくりや経済振興の面で意義がある」と強調した。その後、那覇市と渡嘉敷村は法定協議会設置で合意し、平成 17 年 3 月末の合併特例法期限内の合併を目指し、6 月定例会に法定協設置議案を提案した。

渡嘉敷村では、小嶺安雄（こみねやすお）村長が合併に前向きな姿勢を示したが、村議や村民の間から、法定協設置前に村民が主体的に合併の可否を検討する場と時間が必要であるとして「渡嘉敷村の未来を真剣に考える住民の会」が結成され、議会への提案は時期尚早として、署名活動が開始された（『琉球新報』平成 16.6.12）。そして、6 月 16 日、渡嘉敷村議会は 6 月定例会本会議で、那覇市との合併法定協議会設置の議案を賛成 3、反対 4 の賛成少数で否決した。

那覇市は法定協設置議案の撤回を議会に申し入れ、承認されたものの、野党各派から「拙速だったのでは」と批判され、翁長市長は、「残念と言わざるを得ない結果」としながら「村の気持ちも十二分に酌んでやってきた」と強調、白熱した議論が交わされた、と『琉球新報』（平成 16.6.22）は報じている。

（20）住基ネットと個人情報保護条例の改正

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が、平成14年8月5日、全国一斉に稼働した。住基ネットの導入については、個人情報の漏洩や保護の観点から、全国的に議論となり不参加を表明した自治体もあった。那覇市でも、住民票コードの普通郵便による送付に対する不安を解消するため、希望者への直接交付で対応した（『沖縄タイムス』平成12.8.12）。

平成14年9月定例会では、住基ネットへの対応に議論が集中した。議員からは、漏洩に対する対策についての質問があり、それに対し、松本親（まつもとちかし）総務部長は、「住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本台帳法で制度や運用面での禁止規定や罰則規定等を設け、個人情報の保護措置がとられており」、また、「技術面におきましても、高度なセキュリティーを駆使いたしまして､不正アクセスの侵入防止のできる体制をとっており」､本市でも、「セキュリティー面での対策は現時点で考え得る最高水準の措置を講じており、運用面におきましても、市民の大切な個人情報を保護するために、セキュリティーに関する要綱、計画書等を策定し、総合的なセキュリティー対策を実施している」と強調した。

平成15年8月からの住基ネットの二次稼働を控えた6月議会でも、同問題が議論され、崎山嗣幸議員から「市民の基本的人権が侵害される恐れがある時は、それを中断もしくは離脱することも検討することはないか」との質問に、饒平名知孝（よへなともたか）市民文化部長は、「万が一の場合には、制度的にも住基ネットワークを一時的に停止する措置がとられることになっておりますし、本市としても個人情報の保護を最優先していく立場から、重大な決意を持って対処する」と答弁した。

その後、那覇市情報公開・個人情報保護審査会が、住基ネットに関する市の処分に不服申立のあった6件について答申し、条例改正など必要な措置を講ずるよう市長に求めた。このような動きを受け、9月議会では、松本総務部長が、個人情報の漏洩（ろうえい）などの危険がある場合、電子計算組織の通信回線による結合を一時切断できる規定を設けた個人情報保護条例改正案を市議会に提案する方針を表明し、改正案を那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問したいと述べた。

改正案には、市職員などが個人情報を不正に提供した場合の罰則規定、現行規定では原則禁止されている他の行政機関などの電子計算組織との結合を、法令に定めがある場合には結合できること、また、漏洩などの場合には結合の停止など必要な措置がとれる規定が盛り込まれた。

改正案は、那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問され、そこでの協議後、平成17年2月定例会に提案され、3月23日、賛成多数で可決された。

第３節　市民生活と市政

（１）那覇市制施行80周年記念式典

那覇市80周年記念式典が、平成13（2001）年5月20日、市民会館大ホールで開かれ、市政功労者として17人、特別表彰者として48人を表彰した。翁長雄志市長は、「先人から

託された思いを施策に反映させ、職員とともに全力で風格ある県都、世界に開かれた国際都市づくりにまい進したい」と述べ、市制発展を誓った。式典には、亀島賢優市議会議長をはじめ関係者 600 人が出席、今回初めて自衛隊や米軍関係者も招待された。また、復帰後初めて会場に「日の丸」が掲げられ、「君が代」の斉唱も行なわれた。

翁長市長は、記念事業として、11 月にゴルバチョフ旧ソ連大統領を招聘して、講演会を開催する計画を明らかにした（『琉球新報』、『沖縄タイムス』平成 13.5.21）。その 80 周年記念講演会は、11 月 14 日那覇市民会館で開かれ、ゴルバチョフ氏は、「21 世紀の世界を」をテーマに講演し、「軍事力がすべてではない。対話と交流が大事だ。新しい世代を育成することが平和で安定した世界を築くことになり、沖縄の抱える未解決の問題も解決できる」と強調し、盛んな拍手を浴びた。市民会館には約 2000 人が詰めかけ、舞台には那覇市内の大学 16 高校からおよそ 100 人が招待された（『琉球新報』平成 13.11.15）。

（２）那覇市制施行 80 周年記念事業と議会

那覇市議会は、市制施行 80 周年記念事業として「市民議会」を企画し、平成 3 年 11 月に議員を公募した。12 月 26 日には、小学生から一般まで 43 人の市民議員が「市民議会」のオリエンテーションに参加し、議長に山城和之（やましろかずゆき）君（開邦高 2 年）、副議長に前田留美（まえだるみ）さん（城北中 3 年）を選出した。

那覇市制施行 80 周年記念事業「市民議会」
（『那覇市議会だより』第 151 号）

「市民議会」は、翌平成 14 年 2 月 6 日午前 10 時、開会された。冒頭、我那覇生隆議長は、「各世代で構成する模擬議会は全国でも初めて。市民代表として、市政の問題点を思う存分ぶつけてください」と呼びかけ、翁長市長は、「いつもより傍聴人も多く、質問通告書からは新しい感覚の、きめ細かい市政への思いが感じられた。真剣に取り組みたい」と挨拶した。その後、成人式、ごみ問題、観光振興、学校給食問題等について、翁長市長ら市当局に厳しい質問を浴びせた。予定時間を超える午後 7 時まで続き、最後に、ごみ分別の徹底や省エネルギーの実行をうたった「環境にやさしい都市・那覇市まちづくり宣言決議」を全会一致で可決し、閉会した（『沖縄タイムス』平成 14.2.6 夕刊、11 日）。

（３）那覇市情報公開訴訟最高裁判決

最高裁は、平成 13 年 7 月 3 日、那覇市情報公開取消訴訟について、那覇市の公開決定を妥当と判断した高裁判決を支持し、国側の上告を棄却、国の敗訴が確定した。この訴訟は、海上自衛隊那覇基地の対潜水艦戦作戦センター（ASWOC）の建設資料について、平成元

年3月情報公開請求があり、那覇市が全面公開決定したことを受け、国が公開の執行停止と決定の取消を求め提訴したものである。

国側が、「公開されると防衛上重大な支障が生じる」とし、自治体の情報公開に待ったをかけた異例の訴訟で、国が原告になれるか否かも争点のひとつであった。一審、二審とも訴訟の制度趣旨から、原告適格を否定し、最高裁も国側の主張を否定した。

公開請求から12年経ってやっと示された判決に対し、公開請求者の島田正博さんは、「裁判そのものに時間がかかりすぎ。情報公開条例は何のためにあるのか、審理は迅速にしてほしかった。最高裁での勝訴は喜ばしいが、たいした情報でもないのに防衛庁が隠そうとしたこと、国が自治体を訴えたことは大きな問題で、今でも納得がいかない。国は国民の知る権利をしっかり考えてほしい」と話した。また、公開決定をした親泊康晴前那覇市長は、「最高裁の良識ある判断に敬意を表したい」、「市長在職中に判断が出なかったことは残念で、11年続いたことで、市民の知る権利で迅速に救済するとの原則が守れず問題を残した面もある」と述べた（『琉球新報』平成13.7.13）。

（4）「観光那覇、だいじょうぶさあー」安全宣言

平成13年9月11日に発生した米同時テロに対し、那覇市議会は、9月21日の定例会最終日に、事件の真相解明、テロの根絶、恒久平和の実現を求める「米国での野蛮で卑劣な同時多発テロを糾弾する決議」を全会一致で可決した。

米テロの影響が直撃
落ち込む那覇市の観光
キャンセル15万2955人
2001追跡
「基地と共存できない」と悲鳴
平成13年11月10日『琉球新報』

同事件の影響は、観光都市・那覇にも大きな影響を与え、県ホテル旅館生活衛生同業組合によると、那覇市内における予約キャンセルは、約15万2955人で、それに伴う被害総額は、約14億7260万円に達した。県商工労働部が実施した国際通り周辺の商店へのアンケート調査では、197店のうちの77.1％にあたる152店がテロの影響を受けており、売上額も、20％から30％減と回答するなど深刻な状況に陥っていた。

このような状況を受け、那覇市議会は、平成13年12月定例会で、那覇市の安全と平和を国内外にアピールする「めんそーれ那覇宣言」と国に観光関連産業の損失補償や支援策を求める意見書を全会一致で可決した。同宣言では、「去る9月11日に発生した米中枢同時テロ事件後、米軍基地があるがゆえに本県の安全を懸念する声が広まり、風評も相まって沖縄観光のキャンセルが相次ぎ、その延べ人数は45万人を超え、約41億円の被害額が報告されており、極めて憂慮すべき事態となっている。空と海の玄関・都市型リゾート地として、県内観光客の約97％を迎える本市においては、ホテルや旅館の宿泊キャンセルが11月12日現在で19万人余に達し、深刻な状況に陥っている。

よって、那覇市議会は、このような現状を跳ねのけ、市民の生活は平常どおり行われて

いることをアピールし、安全と平和への願いを国の内外に発信するとともに、守礼の心でウマンチュ（御万人）をお迎えすることを決意」するとしている。

市は12月定例会に、市内のホテル業界支援のための市民に宿泊券や割引券を配布するため、750万円の補正予算を提案した。また、12月13日には、パレットくもじ前で「市職員一泊運動の集い」を開き、市職員が忘年会、新年会でのホテル利用や一泊運動を展開することを宣言した（『琉球新報』平成13.12.14）。

（５）家庭ごみ回収有料化実施

ごみの減量を目的とした指定ごみ袋制による家庭ごみの有料化が、平成14年4月1日から始まった。有料化については、前年の12月議会にゴミ有料化に向けた予算が計上され、質疑が集中した。繰り返し使用できる詰め替え商品の購入、ごみ発生の抑制で 5%、分別の徹底による資源化で10%、合わせて15%の減量効果が期待できるとのことであった。

指定ごみ袋は、10枚入りで、大、中、小あり、300円から170円、粗大ごみには300円の処理券を張ることになった。初日は9割程度が守られており、市内に住む女性は、「有料化の負担は大きいが、リサイクルにつながる。今後も守っていきたい」と話し、市の職員は、「ごみの減量化が目的であり、15%程度の減量につなげたい」と意欲を示した（『琉球新報』平成14.4.1夕刊）。

（６）沖縄都市モノレール（ゆいレール）開業

沖縄都市モノレール社の「ゆいレール」が、平成15（2003）年8月10日午前6時の那覇空港駅と首里駅の始発便で開業した。那覇市内を運行するモノレールは、全15駅で、全線12.9キロを27分で結んでいる。1日当たり3万1000人の利用を見込んでいる。構想から 32 年、総事業費1128億円の巨大事業で、沖縄で戦後初の軌道交通で慢性的な交通渋滞の緩和や地域活性化などの面で期待されている事業である。沖縄都市モノレール社は、資本金73億円のうち県と那覇市が25億円ずつ、沖縄公庫が10 億円出資した第三セクターである。（『沖縄タイムス』平成15.8.10）。

平成15年8月10日　都市モノレール開通。モノレール首里駅前（『那覇市議会だより』第156号）

那覇市議会でも、モノレール事業に関連し度々議論を重ねてきた経緯から、開業前の 6月3日、建設常任委員会の委員と市職員約20人が、乗り心地や景観、バリアフリー対策などについて試乗、視察した。

議員らは、建物や道路をぬって走るモノレールから眺める景色に「いい眺めだな」と興奮気味だった。宮國恵徳委員長は、「市議会としても、事故、災害対策や沿線周辺の屋上緑化推進など、モノレールがさらに良い乗り物になるよう努力したい」と話した（『沖縄タイ

ムス』平成 15.6.4)。

那覇市は、ヒートアイランド現象を緩和し、断熱による省エネ効果を促そうと、平成 15 年度から屋上緑化を始める建築物所有者に工事費の一部に助成を始めたが、モノレールの車窓から眺めた景観を考慮し、モデル地区に指定した駅周辺を優先実施することになった。屋上緑化の助成は県内では初めてで、屋上面積の 2 分の 1 以上を緑化した場合に 1 平方メートル当たり 4000 円、30 万円を上限に助成する。総事業費は約 1000 万円と、『沖縄タイムス』（平成 15.1.19）は伝えている。

高良一の思い出話　終戦翌年に市政委員になり、1969 年 8 月までの間、17 年間市議会議員を務めた。その頃は世変わりの激動する時代で、特に合併問題は苦労の毎日だった。みんなから“ピンさん”と親しまれ、また、“大ブロシキ”といわれた。“国際通り”“平和通り”の生みの親、育ての親でもある。また“都市モノレール”建設の発案者はぼくである。那覇のまちづくりにぼくの考えをいろいろ発言し、手をつけた（14・15・16 代議長）。(『那覇市議会史編さんだより』創刊号より一部抜粋要約)。

第４節　意見書、宣言及び抗議決議

〔平成 13 年 1 月臨時会　1 月 19 日〕

○米兵によるわいせつ事件等に関する意見書

○米兵によるわいせつ事件等に関する抗議決議

（提案理由）

米兵による相次ぐ悪質な不祥事に対し、満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件の再発防止を政府、関係機関に強く要請するため。

あて先　内閣総理大臣、国務大臣沖縄及び北方対策担当、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長、衆議院議長、参議院議長。

〔平成 13 年 2 月定例会　3 月 23 日〕

○幹部自衛官による女子中学生暴行事件に関する意見書

○幹部自衛官による女子中学生暴行事件に関する抗議決議

（提案理由）

自衛官の綱紀粛正の徹底及び具体的な再発防止策の明示を行い、信頼回復に向けて、早急に全力をあげて取り組むよう政府及び関係機関に強く求めるため。

あて先　内閣総理大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長。

○地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書

（提案理由）

国において、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業の拡充・強化を図るとともに、同法に基づく国の負担又は補助の特例措置が、次期の地震防災緊急事業 5 箇年計画に継続することを要請するため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、防災担当大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長。

○義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

（提案理由）
豊かな教育を実現するため、義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度を廃止しないよう、政府に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。
○30 人学級の早期実現を求める意見書
（提案理由）
複雑・多様化する今日の教育上の諸問題を解決し、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす教育を行い、小・中・高の学級編成基準を 30 人とするよう、政府に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。
〔平成 13 年 6 月定例会　6 月 20 日〕
○デポジット制度の早期法制化を求める意見書
（提案理由）
容器包装廃棄物の減量化・再資源化に向けて、デポジット制度の法制化を早期に実現されるよう、政府及び関係機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、総務大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長。
○沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理を求める意見書
（提案理由）
長期にわたる米軍施政権下等、本県の特殊事情により、未解決となっている旧軍飛行場用地について、戦後処理事案として、早急に全力をあげて取り組むことを国に強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長。
〔平成 13 年 7 月臨時会　7 月 17 日〕
○米兵による婦女暴行事件に関する意見書
○米兵による婦女暴行事件に関する抗議決議
（提案理由）
米兵による婦女暴行事件に関し、政府・関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議するとともに、再発防止の徹底、実現を強く要請するため、この案を要請する。
　あて先　内閣総理大臣、国務大臣沖縄及び北方対策担当、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長、衆議院議長、参議院議長。
〔平成 13 年 12 月定例会　12 月 3 日〕
○米中枢同時テロによる観光都市・那覇の危機的経済状況に対する損失補償及び国の支援策を求める意見書
（提案理由）
米中枢同時テロ後の沖縄観光の落ち込みは、米軍基地に起因するものであり、基地の整理縮小及び観光関連業界の損失補償と支援策を緊急に講じるよう、政府及び関係機関に強く

要請するため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

○「めんそーれ那覇」宣言決議

（提案理由）

沖縄観光の回復に向けて、市民生活は平常どおり行われていることを全国民にアピールし、「守礼の心」でウマンチュ（御万人）を迎えることを宣言するため、この案を提出する。

〔平成13年12月定例会　12月20日〕

○沖縄県の雇用失業問題に対する支援継続を求める意見書

（提案理由）

雇用失業に対する当県への支援を、短期的な雇用失業対策に終わらせるのではなく、中・長期的な展望で今後とも継続をしていただくよう、政府及び関係機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

○「一戸一灯ライトアップ運動」宣言決議

（提案理由）

夜間における路上犯罪のない、明るい安全な街づくりのため、「一戸一灯ライトアップ運動」を強力に推進していくことを宣言するため、この案を提出する。

○「夕暮れ時における早めのヘッドライト点灯」宣言決議

（提案理由）

市民とともに交通事故を防止する基本行動として、「夕暮れ時における早めのヘッドライト点灯」を強化に推進していくことを宣言するため、この案を提出する。

〔平成14年2月定例会　3月25日〕

○地方交付税の削減に反対し安定的確保を求める意見書

(提案理由)

地方公共団体の安定した財源の確保を図る立場から、地方交付税の削減に反対の意思を表明し、地方交付税の安定的確保を求めるため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

○日米地位協定の抜本的見直しに関する意見書

（提案理由）

市民・県民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を「沖縄県見直し案」をもとに、抜本的に見直すことを再び強く要請するため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長。

○小中学校の普通教室へのクーラー設置に伴う維持管理費の補助を求める意見書

（提案理由）

小中学校の普通教室へのクーラー設置を進め、児童生徒の適切な学習環境を確保するため、その維持管理費について地方交付税等による財政措置を講じていただくよう、政府に強く要請するため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。

〔平成 14 年 5 月臨時会　5 月 24 日〕

○沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を求める意見書

（提案理由）

沖縄県民に新たな犠牲を強いる恐れがある有事法制の慎重審議を、政府及び関係機関に強く求めるため、この案を提出する。

あて先　内閣総理大臣、外務大臣、防衛庁長官、衆議院議長、参議院議長。

〔平成 14 年 6 月定例会　6 月 24 日〕

○30 人以下学級の早期実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

（提案理由）

すべての子どもたちに、公平でゆたかな教育環境を実現するため、30 人以下学級を早期実現し、義務教育費国庫負担制度を堅持することを、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

○乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書

（提案理由）

小学校就学前までの乳幼児医療費無料制度の創設及び同医療費の現物給付方式を求めるとともに、同制度が実現するまでの間、国民健康保険国庫負担金減額調整措置を廃止することを、国会及び関係行政機関に強く要請するため、子の案を提出する。

あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

○金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を求める意見書

（提案理由）

金融環境の改善及び「金融アセスメント法」の制定を、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、金融担当大臣。

○沖縄県における食品の安全行政の充実強化を求める意見書

（提案理由）

安心できる食生活の確保ができるよう、本県における食品の安全行政の一層の充実強化を強く要請するため、この案を提出する。

あて先は、沖縄県知事、かがみをつけて、沖縄県議会議長

○道路特定財源の確保を求める意見書

（提案理由）

市民・県民の期待する当市の道路準備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。

あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官。

〔平成14年9月定例会　9月3日〕
○Ｆ－15イーグル戦闘機の墜落事故等に関する意見書
（提案理由）
Ｆ－15イーグル戦闘機の墜落事故等に関し、市民・県民の生命と財産を守る立場から、原因究明の徹底と再発防止が明確に示されるよう国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官。
○Ｆ－15イーグル戦闘機の墜落事故等に関する抗議決議
（提案理由）
Ｆ－15イーグル戦闘機の墜落事故等に関し、市民・県民の生命と財産を守る立場から、米軍関係機関に抗議するとともに、原因究明の徹底と再発防止が明確に示されるよう強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　米軍大統領、米軍国防長官、駐日米国大使、在日米軍指令官、在日米軍沖縄地域調整官、在日米国総領事。
〔平成14年9月定例会　9月25日〕
○准看護師の看護師への移行教育の早期実施を求める意見書
（提案理由）
安全でゆきとどいた医療・看護を確立するうえから、多くの准看護師や医療関係者の強い願いである、准看護師が看護師になるための移行教育を、一日も早く実施するよう、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。
〔平成14年12月定例会　12月6日〕
○在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件等に関する意見書
（提案理由）
在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件等に関し、国会並びに関係行政機関に、再発防止の徹底と実現及び日米地位協定の抜本的改正を強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長。
○在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件等に関する抗議決議
（提案理由）
在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件等に関し、米軍当局会並びに関係機関に対して満身の怒りを込めて抗議するとともに、再発防止の徹底と実現及び日米地位協定の抜本的改正を強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄調整官、在沖米国総領事。
○拉致事件の真相究明と早期解決を求める意見書
（提案理由）
国民の生命・安全を守る立場から、真の友好平和に基づく日韓国交正常化に向け、拉致事

件の真相究明と早期解決を国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、警察庁長官。
〔平成 15 年 2 月定例会　3 月 13 日〕
○イラク問題の平和的解決を求める意見書
（提案理由）
イラク問題の平和的解決に向けて、国連並びに国際政治の場において、積極的に外交努力をされるよう、国会及び関係行政機関に強く要望するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官。
○不発弾処理は国の責任ですべて行うことを求める意見書
（提案理由）
市民の生命・財産を守り、精神的苦痛、経済的損失を軽減させる立場から、不発弾の処理費用等については、戦争を起こした国の責任において全額国庫負担とすることを国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官。
○誰もが安心して良い医療を受けられるための意見書
（提案理由）
健康で文化的な生活を営むことが損なわれるような、健康保険の医療費 3 割自己負担の実施について、延期を表明する立場から、国民誰もが安心して良い医療を受けることのできる医療制度を確立するよう、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。
〔平成 15 年 2 月定例会　3 月 24 日〕
○旧軍那覇飛行場用地問題の早急な解決を求める意見書
（提案理由）
市民・県民の利益を守る立場から、旧軍那覇飛行場問題については、早急な解決を図られるよう、具体案を明示することを、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、国土交通大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、かがみをつけて、沖縄県議会議長。
○沖縄県の認可外保育園に対する支援を求める意見書
（提案理由）
当県の認可外保育園に対する支援について、特別な措置として、具体的な支援策や財政措置の取り組みを図るよう、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

〔平成15年5月臨時会　5月14日〕
○重症急性呼吸器症候群・SARS対策の強化を求める意見書
（提案理由）
世界各国で猛威をふるうSARSから、市民・県民の命を守り、不安を解消するためにも、SARS対策の充実。強化を緊急に講じるよう、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事。
〔平成15年6月定例会　6月24日〕
○日米地位協定改正の早期実現に関する意見書
（提案理由）
市民・県民の生命・財産と人権を守る立場から、「沖縄県見直し案」をもとに、日米地位協定改正の早期実現を、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣。
○三位一体の改革の実現に関する意見書
（提案理由）
国と地方の役割に見合った税源多様等により、地方分権改革の実現を図られるよう、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、かがみをつけて、経済財政諮問会議議長。
○義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
（提案理由）
義務教育費国庫負担制度を堅持し、なお一層の充実を図るよう、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。
○労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化を求める意見書
（提案理由）
地域経済の活性化をはかり、安定した雇用を確保するよう、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。
〔平成15年9月定例会　9月8日〕
○市民の生命と財産を守るため爆発事故の再発防止を求める意見書
（提案理由）
市民・県民の生命・財産を守る立場から、対戦車ロケット弾等の入手経路の早急な真相究明と爆発事故の再発防止を、関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　内閣総理大臣、防衛庁長官、沖縄県警察本部長。

○市民の生命と財産を守るため爆発事故の再発防止を求める抗議決議
（提案理由）
市民・県民の生命・財産を守る立場から、今回の爆発事故に強く抗議し、対戦車ロケット弾等の入手経路の早急な真相究明と爆発事故の再発防止を、関係行政機関に強く要求するため、この案を提出する。
　あて先　航空自衛隊南西航空混成団司令、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官。
○安定した公的年金制度の確立を求める意見書
（提案理由）
公的年金制度が将来にわたり持続可能で安定な制度となるよう、給付水準の確保や保険料負担の軽減、所得税法上の公的年金控除額の維持などについて、国会及び関係行政機関に強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。
〔平成 15 年 12 月定例会　12 月 22 日〕
○戦闘状態にあると言われているイラクへの自衛隊派遣は行わないよう求める意見書
（提案理由）
イラクの復興は、あくまでも国連中心の枠組みのなかで行われるべきであり、戦闘状態にあると言われているイラクへの自衛隊派遣は行わないよう、関係行政機関に強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官。
〔平成 16 年 2 月定例会　2 月 24 日〕
○地方交付税の削減に反対する意見書
（提案理由）
深刻な財源不足に陥っている地方公共団体への地方交付税の削減に反対するとともに、適切な財源措置を講じ、三位一体の改革は地方分権の理念に沿って行うよう強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。
〔平成 16 年 8 月臨時会　8 月 18 日〕
○民間地域への米軍ヘリコプター墜落事故に関する意見書
（提案理由）
米軍ヘリコプターの民間地域への墜落事故に関して、政府・関係機関に対し厳重に抗議するとともに、事故原因の徹底究明と、民間住宅地上空での米軍機の飛行及び訓練を即時中止するよう強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、沖縄県知事。
〔平成 16 年 8 月臨時会　8 月 18 日〕
○民間地域への米軍ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

（提案理由）

米軍ヘリコプターの民間地域への墜落事故に関して、米国の関係機関に対し厳重に抗議するとともに、事故原因の徹底究明と、民間住宅地上空での米軍機の飛行及び訓練を即時中止するよう強く求めるため、この案を提出する。

あて先　駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

第10章　第２期翁長雄志市政と議会

第１節　市長選挙

翁長雄志市長は、任期満了を目前とした平成16年８月27日、那覇市内のホテルで、市議会与党議員団から出馬要請を受けた。要請をしたのは、与党会派の市民の会、公明党、清政クラブと無所属議員の与党議員20人。団長の亀島賢優（かめしまけんゆう）議員が『21世紀の那覇市を展望する際、なお一層の活躍は不可欠」と出馬を強く促し、翁長市長は、「これから三位一体改革を含め、那覇市の置かれている立場は厳しいものがあり、心を込めて挑戦しなければ将来の那覇市はない。要請を力強く受け止め、困難なものに立ち向かえるようなものを皆さんと構築したい」と、２期目に向け強い決意を示した（『琉球新報』平成16.8.27）。そして、９月17日正式に出馬を表明した。

一方、高里鈴代（たかざとすずよ）市議会副議長は、９月７日に社民、社大、共産、民主の野党と連合沖縄、県労連、自治労県本から、10日には市議会野党会派の市民・社社ネット、日本共産党、自民クラブから市長選への出馬要請を受けた。高里副議長は、出馬要請に対し、「みんなで一緒に取り組んでいきたいと決意した。市民の手にしっかりと市政を取り戻すことに向け一緒に頑張りたい」と受諾した。また、「市民が主人公である市政をしっかりとつくっていくという視点が重要」であると語った（『琉球新報』平成16.9.11）。高里副議長は、10月20日、我那覇生隆（がなはせいりゅう）議長に議員辞職願を提出、受理された。

市長選挙は、11月７日告示、14日投開票されることになり、告示日には、２期目を目指す現職の翁長市長（保守系無所属、自民、公明推薦）と新人の高里前副議長（革新系無所属、社民、社大、共産、民主、自由連合推薦）が、立候補を届け出た。

選挙の主な争点は、国の三位一体の改革の影響で厳しさを増す財政問題への対応、民間委託、那覇軍港の浦添移設をはじめとする基地問題などであった。

三位一体の改革への対応について、翁長候補は、「緊急対応ビジョンを作成し、公･民の役割分担の見直しや庁内分権の実現、職員の役割と人数の見直しを中心に取り組む」と主張し、高里候補は、「人件費も聖域化せず、事業は不要不急なものを峻別して税収を確保。福祉、教育、雇用対策は責任をもって実施する」と訴えた。

基地問題については、翁長候補は、「那覇軍港移設はSACO合意を着実に進める。普天間基地はSACOを最低限の担保として飛行停止、閉鎖を求める」とし、高里候補は、「那覇軍港は浦添移設を条件にしない無条件返還。普天間基地は直ちに閉鎖し早期返還。辺野古移設反対。SACO見直しが必要」と主張した（『琉球新報』平成16.11.14）。

選挙結果は、翁長候補が７万5292票、高里候補が５万5827票で、翁長候補が、高里候補に１万9465票差をつけて再選された。投票総数は、13万2261人、投票率は、56.39％で、前回を7.13％下回り、本土復帰以降９回（無投票１回）行なわれた市長選で３番目の低さであった。

再選を果たした翁長市長は、基地問題の解決策について、「保革の立場を超え、県民を主

体とした運動を構築する必要がある」と述べ、県内首長に呼び掛け、具体的な話し合いを進める意向を示した。真っ先に取り組みたい公約は、那覇軍港の浦添移設に伴う振興策の一環として「奥武山球場を建て替え、プロ野球のキャンプ地として子供たちに夢と希望を与えたい」と語り、新たな街づくりを強調した。三位一体の改革への対応については、業務の民間委託を推進していく考えを示した（『沖縄タイムス』平成16.11.15）。

第２節　市議会議員選挙と議会の活動

（１）市議会議員補欠選挙

平成16年11月14日、欠員8に対して13人が立候補した議員補欠選挙も、市長選挙と同時に投開票された。当選者は、島尻安伊子（民主）、高里良樹（自民）、上里直司（民主）、大城朝助（共産）、瀬長清（保守系無所属）、比嘉憲次郎（社大）、喜納信也（保守系無所属）、平良正邦（社大）である。任期は平成17年8月3日まで。投票総数は13万1507人、投票率は56.07％であった。

（２）会派の動向

補欠選挙の当選者8人の所属会派は、次のように決まった。島尻安伊子議員と上里直司議員は、市民・社社ネット所属で民主党推薦の玉城彰議員とともに新会派「民主クラブ」を結成した。民主党会派の結成は県内初である。高里良樹議員と瀬長清議員は「市民の会」、喜納信也議員は「清政クラブ」、大城朝助議員は「共産党」、比嘉憲次郎議員と平良正邦議員は「市民・社社ネット」に加入した。また、これまで無所属であった現職の大城春吉議員は「清政クラブ」に加わった。与野党比は、25対19と成った。

（３）副議長の選任

平成16年12月定例会で、高里鈴代前副議長の市長選出馬に伴い空席になっていた副議長に、久高友弘議員が選任された。久高副議長は、就任挨拶で「議員各位のご理解ご協力の下に議長を補佐し、前副議長の残任期間、一生懸命努めたい」と述べた。

（４）市議会議員一般選挙

任期満了に伴う市議会議員選挙が、平成17年7月10日に行なわれた。55人が立候補し、次の44人が当選した。投票率は、53.67％で、前回を5.17ポイント、過去最低だった前々回（平成9年）の2.35ポイント下回り、那覇市議選史上最低となった。

当選者は次のとおりである（得票順）。

平良識子（社大・新）、崎山嗣幸（社民・現）、大浜美早江（公明・現）、糸数昌洋（公明・現）、翁長俊英（公明・現）、喜舎場盛三（公明・現）、久高友弘（自民・現）、瀬長清（自民・現）、仲村家治（自民・新）、桑江豊（公明・新）、大浜安史（公明・現）、

当選回数最多議員　大正10年の市制施行から平成17年7月現在までの市議会（戦前の資料のない小禄や真和志は除く）の当選回数最多議員調べ。
（9回）儀武息睦、唐真弘安
（8回）安慶田光男、喜久山朝重、久高友敏、当真嗣州、比嘉佑直
（7回）久高将光、黒潮隆、幸地正博、中村昌信、辺野喜英興

渡久地政作（無・新）、上里直司（民主・現）、島尻安伊子（民主・現）、久高将光（自民・現）、安慶田光男（自民・現）、高良正幸（無・新）、松川靖（無・新）、座覇政為（無・現）、松田義之（公明・現）、大城朝助（共産・現）、洲鎌忠（自民・現）、金城徹（自民・現）、渡久地修（共産・現）、湧川朝渉（共産・現）、宮國恵徳（無・現）、比嘉瑞己（共産・新）、知念博（無・現）、山川典二（無・現）、屋良栄作（自民・現）、亀島賢優（自民・現）、古堅茂治（共産・新）、比嘉憲次郎（社大・現）、多和田栄子（無・新）、大城春吉（無・現）、我如古一郎（共産・現）、与儀清春（無・現）、唐真弘安（自民・現）、玉城彰（無・現）、與儀實司（無・新）、宮里光雄（自民・現）、永山盛廣（自民・現）、山内盛三（無・元）、玉城仁章（無・現）。

（５）議長、副議長選任

改選後の臨時議会が、平成 17 年 8 月 10 日開かれ、議長に久高将光議員を、副議長に松田義之議員を選出した。久高議長は第 31 代の議長となる。

久高議長は、就任挨拶で、「ただいま那覇市を取り巻く、また地方自治を取り巻く環境というのは､地方分権又は国、地方財政に関わる三位一体改革という大変厳しい中で、地方議会の担っている責任は大変大きいものがあると認識をしております。このような大事な時期に議長という重責を担うことは、私にとりましては、大変厳しい中にもやりがいのある仕事だという思いをいたしているわけであります。皆様方とともに、公平で公正な議会運営を、県都としての誇りある、また品格のある議会運営を皆さんとともにやっていきたいという思いをしているところであります。皆様方のお力添えをいただき、一緒になって、夢のある那覇市をつくることに頑張っていきたい」と抱負を語った。

現在の議員章　那覇市議会議員が「議員章」を初めてはい用したのは、1955 年。当時の高良一議長が本土に行った際に議員バッチを 40 個持ち帰った。現在のものと少しデザインが異なるが、当時は日本の国会議員や五大都市の議員と同様な意匠を凝らしたもので 1 個の値段が 500 円であった。

（６）各種委員会委員と組合議会議員の選任

平成 17 年 8 月 10 日の臨時議会で各種委員会委員の選任が行なわれ、正副委員長は次のとおりである。

○常任委員会〔任期 平成 17 年 8 月 10 日～平成 19 年 8 月 9 日〕

総務常任委員会　委員長・屋良栄作、副委員長・大浜美早江

建設常任委員会　委員長・宮里光雄、副委員長・山内盛三

教育福祉常任委員会　委員長・喜舎場盛三、副委員長・與儀實司

厚生経済常任委員会　委員長・知念博、副委員長・渡久地政作

○議会運営委員会　委員長・永山盛廣、副委員長・瀬長清

○議会史編さん委員会　委員長・久高将光（議長）、副委員長・松田義之（副議長）

○南部広域市町村圏事務組合議会議員　翁長俊英、大城朝助、久高将光

○那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合議会議員　我如古一郎、比嘉憲次郎、松田義之、宮國恵徳、山内盛三、安慶田光男、大城春吉、渡久地政作、高良正幸
○那覇港管理組合議会議員　崎山嗣幸、亀島賢優、金城徹
○監査委員　山川典二、玉城彰

第３節　意見書、宣言及び抗議決議

〔平成 16 年 12 月定例会　12 月 13 日〕
○平成 17 年度地方交付税所要総額確保に関する意見書
（提案理由）
平成 17 年政府予算編成に当たり、地方交付税の所要総額が確実に確保されるよう、国会及び関係行政機関に対し強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、かがみをつけて、経済財政諮問会議議員。
〔平成 16 年 12 月定例会　12 月 20 日〕
○大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書
（提案理由）
被災地の復旧及び被災者への支援に一層力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講じるよう、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、防災担当大臣。
○高齢者虐待防止法の制定を求める意見書
（提案理由）
地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止の具体的な対策を実現するために、高齢者虐待防止のための法律を早急に制定するよう、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、法務大臣。
○郵政三事業改革に対する意見書
（提案理由）
郵政三事業の改革に当たっては、真に地域住民の立場に立って、不採算地域における郵便局の廃止等サービス低下を来すことがないよう、国会及び関係行政機関に対し強く要請するため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政担当大臣、行政改革・規制改革・産業再生機構担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

〔平成 17 年 6 月定例会　6 月 20 日〕
○地方議会制度の充実強化に関する意見書
（提案理由）
地方分権の推進に伴い、地方議会制度の規制緩和及び弾力化をはじめとした抜本的な改革が図られるよう、国会及び関係行政機関に対し強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
かがみをつけて、地方制度調査会委員。
〔平成 17 年 11 月臨時会　11 月 22 日〕
○沖縄振興開発金融公庫の存続の関する意見書
（提案理由）
沖縄振興開発金融公庫をこれまでどおり存続させるとともに、同公庫が果たしている各種機能を継続されるよう強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、内閣官房長官、金融・経済財政政策担当大臣
かがみをつけて、経済財政諮問会議議長、県選出国会議員。
〔平成 17 年 12 月定例会　12 月 13 日〕
○在日米軍再編計画に伴う辺野古沿岸移設案に反対する意見書
（提案理由）
在日米軍再編計画に伴う辺野古沿岸移設をやめるよう、国会及び関係行政機関に対し強く求めるため、この案を提出する。
　あて先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長、かがみをつけて、米国大統領。

補　　遺

1．第17回選挙当選市議会議員と議会の活動

（1）市議会議員選挙

一般選挙　〔平成17年7月10日執行、定数44人、当日有権者数235,526人、投票者数126,417人、投票率53.7％、候補者数55人、任期4年〕

当選議員（44人）　◎議長　○副議長　（五十音順）

任期〔平成17年8月4日～平成21年8月3日〕

◎ 久高将光（くだかまさみつ）
（自民・現）

○ 松田義之（まつだよしゆき）
（公明・現）

安慶田光男（あげだみつお）
（自民・現）

糸数昌洋（いとかずまさひろ）
（公明・現）

上里直司（うえざとただし）
（民主・現）

大城朝助（おおしろちょうすけ）
（共産・現）

大城春吉（おおしろはるよし）
（無・現）

大浜美早江（おおはまみさえ）
（公明・現）

大浜安史（おおはまやすし）
（公明・現）

翁長俊英（おながしゅんえい）
（公明・現）

我如古一郎（がねこいちろう）
（共産・現）

亀島賢優（かめしまけんゆう）
（自民・現）

喜舎場盛三（きしゃばもりみつ）
（公明・現）

金城徹（きんじょうとおる）
（自民・現）

久高友弘（くだかともひろ）
（自民・現）

桑江豊（くわえゆたか）
（公明・新）

崎山嗣幸（さきやましこう）
（社民・現）

座覇政為（ざはまさため）
（無・現）

島尻安伊子（しまじりあいこ）
（民主・現）

洲鎌忠（すがまただし）
（自民・現）

瀬長清（せながきよし）
（自民・現）

平良識子（たいらさとこ）
（社大・新）

高良正幸（たからまさゆき）
（無・新）

玉城彰（たまきあきら）
（無・現）

玉城仁章（たまきじんしょう）
（無・現）

補遺

多和田栄子（たわだえいこ）
（無・新）

知念博（ちねんひろし）
（無・現）

唐真弘安（とうまひろやす）
（自民・現）

渡久地修（とぐちおさむ）
（共産・現）

渡久地政作（とぐちせいさく）
（無・新）

仲村家治（なかむらいえはる）
（自民・新）

永山盛廣（ながやませいこう）
（自民・現）

比嘉憲次郎（ひがけんじろう）
（社大・現）

比嘉瑞己（ひがみずき）
（共産・新）

古堅茂治（ふるげんしげはる）
（共産・新）

松川靖（まつかわやすし）
（無・新）

宮國恵徳（みやぐにけいとく）
（無・現）

宮里光雄（みやさとみつお）
（自民・現）

山内盛三（やまうちせいぞう）
（無・元）

山川典二（やまかわのりじ）
（無・現）

屋良栄作（やらえいさく）
（自民・現）

与儀清春（よぎきよはる）
（無・現）

與儀實司（よぎじっし）
（無・新）

湧川朝渉（わくがわともゆき）
（共産・現）

補欠選挙〔平成20年11月16日執行、定数5人、当日有権者数241,120人、投票者数127,594人、投票率52.92％、候補者数9人〕

当選議員（5人）

任期〔平成20年11月17日～平成21年8月3日〕

亀島賢二郎（かめしまけんじろう）
（自民・新）

清水磨男（しみずまお）
（民主・新）

仲松寛（なかまつひろし）
（無・新）

前田千尋（まえだちひろ）
（共産・新）

宮平のり子（みやひら）
（社民・新）

変遷 平成17.8.10　議長に久高将光を選任
平成17.8.10　副議長に松田義之を選任
平成19.2.19　島尻安伊子辞職
平成19.8.15　久高将光が議長を辞任
平成19.8.15　議長に安慶田光男を選任
平成19.8.15　松田義之が副議長を辞任

平成19.8.15　副議長に崎山嗣幸を選任
平成20.5.29　上里直司辞職
平成20.5.30　崎山嗣幸（副議長）失職
平成20.5.30　渡久地修失職
平成20.5.30　山川典二失職
平成20.6.3　副議長に大浜美早江を選任
平成20.12.8　仲村家治辞職

（２）会派の変遷（＊は結成後の加入議員、五十音順）

自民・無所属連合（18人）平成17年8月4日結成

安慶田光男	大城春吉	亀島賢優	金城徹	久高将光
洲鎌忠	瀬長清	高良正幸	唐真弘安	渡久地政作
仲村家治	永山盛廣	松川靖	宮里光雄	山内盛三
山川典二	屋良栄作	與儀實司	＊島尻安伊子	＊高良正幸
＊知念博	＊亀島賢二郎	＊仲松寛		

変遷 平成17.8.9　洲鎌忠脱会
平成17.8.9　高良正幸脱会
平成17.8.9　唐真弘安脱会
平成17.9.28　島尻安伊子加入
平成18.2.3　高良正幸加入
平成19.2.19　島尻安伊子辞職
平成19.8.9　知念博加入
平成20.5.23　大城春吉脱会
平成20.5.30　山川典二失職
平成20.11.19　亀島賢二郎加入
平成20.11.19　仲松寛加入
平成20.12.8　仲村家治辞職

公明党那覇市議団（7人）平成17年8月4日結成

糸数昌洋	大浜美早江	大浜安史	翁長俊英	喜舎場盛三
桑江豊	松田義之			

日本共産党（6人）平成17年8月4日結成

大城朝助	我如古一郎	渡久地修	比嘉瑞己	古堅茂治
湧川朝渉	＊前田千尋			

変遷 平成20.5.30　渡久地修失職
平成20.11.18　前田千尋加入

民主クラブ（3人）平成17年8月4日結成

上里直司	島尻安伊子	玉城彰

変遷 平成17.9.28　島尻安伊子脱会し、「自民・無所属連合」に加入
平成20.5.29　上里直司辞職
平成20.5.29　会派自然消滅

自民クラブ（3人）平成17年8月4日結成　→**「そうぞう」**

座覇政為	玉城仁章	宮國恵徳

変遷 平成17.12.20　「そうぞう」に名称変更

社民クラブ（2人）平成17年8月4日結成

崎山嗣幸	多和田栄子

社大クラブ（2人）平成17年8月4日結成

平良識子　　比嘉憲次郎

市民の会（2人）平成17年8月4日結成

知念博　　与儀清春

変遷 平成19.8.9　知念博脱会、「自民・無所属連合」に加入
平成19.8.9　「市民の会」解散

大志の会（4人）平成17年8月9日結成 →**「自由民主党」→「自由民主党・市民の会」**

洲鎌忠　　高良正幸　　唐真弘安　　久高友弘　　＊ 与儀清春

変遷 平成18.2.3　高良正幸脱会、「自民・無所属連合」に加入
平成19.6.1　「自由民主党」に名称変更
平成19.8.23　「自由民主党・市民の会」に名称変更
平成19.8.23　与儀清春加入

社社連合（4人）平成17年8月9日結成（「社民クラブ」と「社大クラブ」が連合）

崎山嗣幸　　平良識子　　多和田栄子　　比嘉憲次郎　　＊ 宮平のり子

変遷 平成20.5.30　崎山嗣幸失職
平成20.11.20　宮平のり子加入

民主党（2人）平成20年11月18日結成

清水磨男　　玉城彰

（3）委員会名簿　（◎委員長　○副委員長　＊後任委員）

常任委員会

① 任期〔平成17年8月10日～平成19年8月14日〕

総務常任委員会（定数11人）

◎ 屋良栄作　○ 大浜美早江　大城春吉　金城徹　島尻安伊子
洲鎌忠　多和田栄子　渡久地修　仲村家治　松田義之
与儀清春

変遷 平成19.2.19　島尻安伊子辞職

建設常任委員会（定数11人）

◎ 宮里光雄　○ 山内盛三　大城朝助　大浜安史　亀島賢優
久高友弘　桑江豊　崎山嗣幸　玉城彰　松川靖
宮國恵徳

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 喜舎場盛三　○ 與儀實司　安慶田光男　上里直司　翁長俊英
座覇政為　瀬長清　平良識子　高良正幸　比嘉瑞己
湧川朝渉

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 知念博　○ 渡久地政作　糸数昌洋　我如古一郎　久高将光
玉城仁章　唐真弘安　永山盛廣　比嘉憲次郎　古堅茂治
山川典二

② 任期〔平成19年8月15日～平成21年8月3日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 渡久地修　○ 仲村家治　喜舎場盛三　崎山嗣幸　玉城仁章
知念博　渡久地政作　比嘉瑞己　山内盛三　屋良栄作
＊ 与儀清春　＊ 大城朝助　＊ 亀島賢二郎　＊ 清水磨男　＊ 宮平のり子
＊ 渡久地政作

変遷 平成19.11.14　与儀清春が厚生経済常任委員会から所属変更
平成20.5.30　崎山嗣幸失職
平成20.5.30　渡久地修（委員長）失職
平成20.5.30　大城朝助が厚生経済常任委員会から所属変更
平成20.6.3　委員長に大城朝助を選任
平成20.11.21　山内盛三が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成20.11.21　渡久地政作が建設常任委員会へ所属変更
平成20.11.21　亀島賢二郎選任
平成20.11.21　清水磨男選任
平成20.11.21　宮平のり子選任
平成20.12.8　仲村家治（副委員長）辞職
平成20.12.8　渡久地政作が建設常任委員会から所属変更
平成20.12.16　副委員長に渡久地政作を選任

建設常任委員会（定数11人）

◎ 瀬長清　○ 比嘉憲次郎　糸数昌洋　上里直司　翁長俊英
我如古一郎　金城徹　久高友弘　久高将光　宮國恵徳
山川典二　＊ 大浜美早江　＊ 松川靖　＊ 古堅茂治　＊ 渡久地政作

変遷 平成20.5.29　上里直司辞職
平成20.5.30　山川典二失職
平成20.6.3　糸数昌洋が教育福祉常任委員会へ所属変更
平成20.6.3　大浜美早江が教育福祉常任委員会から所属変更
平成20.6.3　松川靖が教厚生経済常任委員会から所属変更
平成20.11.21　我如古一郎が教育福祉委員会へ所属変更
平成20.11.21　古堅茂治が教育福祉委員会から所属変更
平成20.11.21　渡久地政作が総務常任委員会から所属変更
平成20.12.8　渡久地政作が総務常任委員会へ所属変更

教育福祉常任委員会（定数11人）

◎ 大浜美早江　○ 高良正幸　安慶田光男　大浜安史　洲鎌忠
玉城彰　多和田栄子　永山盛廣　古堅茂治　與儀實司
湧川朝渉　＊ 糸数昌洋　＊ 我如古一郎　＊ 前田千尋

変遷 平成20.5.30　湧川朝渉が厚生経済常任委員会へ所属変更
平成20.6.3　大浜美早江が委員長を辞任
平成20.6.3　大浜美早江が建設常任委員会へ所属変更
平成20.6.3　糸数昌洋が建設常任委員会から所属変更
平成20.6.3　委員長に糸数昌洋を選任
平成20.11.21　古堅茂治が建設委員会へ所属変更
平成20.11.21　我如古一郎が建設委員会から所属変更
平成20.11.21　前田千尋選任

厚生経済常任委員会（定数11人）

◎ 宮里光雄　○ 桑江豊　大城朝助　大城春吉　亀島賢優
座覇政為　平良識子　唐真弘安　松川靖　松田義之
与儀清春　＊ 湧川朝渉　＊ 山内盛三　＊ 仲松寛

変遷 平成19.11.14　与儀清春が総務常任委員会へ所属変更

平成20.5.30　大城朝助が総務常任委員会へ所属変更
平成20.5.30　湧川朝渉教育福祉常任委員会から所属変更
平成20.6.3　松川が建設常任委員会へ所属変更
平成20.11.21　山内盛三が総務常任委員会から所属変更
平成20.11.21　仲松寛選任

議会運営委員会（定数13人）

① 任期〔平成17年8月10日～平成19年8月14日〕

◎ 永山盛廣	○ 瀬長清	安慶田光男	翁長俊英	喜舎場盛三
金城徹	久高友弘	崎山嗣幸	玉城彰	玉城仁章
渡久地修	与儀清春	湧川朝渉	＊ 島尻安伊子	＊ 渡久地政作

変遷 平成17.11.14　玉城彰辞任
平成17.11.22　島尻安伊子選任
平成19.2.19　島尻安伊子辞職
平成19.2.19　渡久地政作選任

議会運営委員会（定数13人）

② 任期〔平成19年8月15日～平成21年8月3日〕

◎ 屋良栄作	○ 與儀實司	糸数昌洋	翁長俊英	金城徹
久高将光	玉城彰	玉城仁章	多和田栄子	唐真弘安
渡久地修	仲村家治	湧川朝渉	＊ 古堅茂治	＊ 与儀清春

＊ 渡久地政作

変遷 平成20.3.5　湧川朝渉辞任
平成20.3.5　古堅茂治選任
平成20.5.29　玉城彰会派自然消滅に伴い辞任
平成20.5.30　渡久地修失職
平成20.6.3　唐真弘安辞任
平成20.6.3　与儀清春選任
平成20.11.21　玉城彰民主党会派結成に伴い選任
平成20.12.8　仲村家治辞職
平成20.12.8　渡久地政作選任

那覇市議会史編さん委員会（各会派より1人選出）

① 任期〔平成17年8月10日～平成19年8月14日〕

◎ 久高将光	○ 松田義之	安慶田光男	上里直司	桑江豊
座覇政為	平良識子	知念博	唐真弘安	渡久地修

② 任期〔平成19年8月15日～平成21年8月3日〕

◎ 安慶田光男	○ 崎山嗣幸	上里直司	大城朝助	久高将光
桑江豊	座覇政為	平良識子	唐真弘安	＊ 清水磨男

変遷 平成20.5.29　上里直司辞職
平成20.5.30　崎山嗣幸（副議長）副委員長失職
平成20.6.3　副委員長に大浜美早江（副議長に選出）就任
平成20.11.18　清水磨男選出

（４）特別委員会

①議員定数に関する調査特別委員会（定数14人）

任期〔平成17年12月13日～平成18年5月29日〕

◎ 金城徹	○ 大城朝助	安慶田光男	糸数昌洋	上里直司
桑江豊	多和田栄子	知念博	唐真弘安	渡久地政作
永山盛廣	宮國恵徳	屋良栄作	湧川朝渉	

【付託事件】

分権時代に対応した適正な議員定数について、調査・研究を行う。

【調査経過】

延べ9回の委員会を開催し、類似都市33市を対象に平成17年度の人口・予算・議員の定数・報酬等の調査をした。また、参考人として、島袋純（琉球大学教育学部教授)、宗前清貞（琉球大学法文学部助教授）、米須義明（那覇青年会議所前理事長)、野村稔（地方議会研究会代表）の各氏から意見聴取を行った。

【各会派の意見】

（自民･無所属連合）

40人にする案にまとめるべき。参考人から、定数削減による議会の権能低下が指摘されているが、4人を削減しても議会の権能を落とすことなく、議会活動の充実強化に向け努力する。

（公明党）

40人とすることでまとまった。定数削減に対する市民の関心は高く、三位一体改革の中、行政当局は頑張っており、議会としても範は示すべきであり、類似都市と比較しても44人は多い。

（大志の会）

40人でいきたいと決まった。定数を考える場合に面積を重要視した。宮崎市は320.93K㎡に人口31万人で議員定数が42人、大分市は501.13K㎡に人口46万人で議員定数が46人となっている。それに対し、那覇市は38.99K㎡に人口31万人で議員定数が44人は多い。

（市民の会）

40人にすべきである。那覇市議会はチェック機能の面では十分機能している。しかし、地方分権時代に対応できる議会の確立は大変重要な課題であり、議員数を削ってでも法規担当職員の配置や調査機能の充実を図るべきである。

（日本共産党）

住民意思の反映の視点から上限定数の46人が望ましいが、現行の44人であれば止むを得ない、これ以上減らすべきではない。参考人の意見の中でも住民意思の反映やチェック機能、立法機能の重要性が示されており、削減よりも議会の充実強化を図るべきである。

（社社連合）

44人とすべきである。議会のチェック機能等本来の役割を考えると、削減に反対である。市議戦の立候補者も多数出ており、政治に対して意欲のある市民が

多い。また、若者や女性そして障害のある方が立候補しやすい環境をつくるためにも削減すべきでない。議会予算についても対一般会計比が0.8％であり、それよりも執行部の予算を節減すべき。

（そうぞう）

44人でいきたい。参考人意見聴取の都度、会派内で議論してきた。議会の予算が1％にも満たないこと、市議会議員選挙のたびに立候補者が60人前後出る等のことを勘案すると、定数を削減すべきではない。

（民主クラブ）

44人の現行定数の中で議会活動を充実させるべきである。地方分権改革が進み自治体の果たす役割が多くなる中、執行機関に対する批判・監視機能の確保、常任委員会活動の強化、政策提案機能の充実等を図ることからも、現定数を確保すべきである。

【本特別委員会の結論】

会派間で意見が分かれたため、採決の結果、賛成多数により具体的に議員定数を出すことに決した。

44人案‥‥‥‥起立少数で否決

40人案‥‥‥‥起立多数で可決

よって、本特別委員会の結論として、議員定数は40人とすべきことに決定した。

②路上等喫煙防止条例に関する調査特別委員会（定数14人）

任期〔平成18年9月26日～同年12月25日〕

◎ 金城徹	○ 崎山嗣幸	翁長俊英	我如古一郎	喜舎場盛三
久高友弘	島尻安伊子	玉城彰	玉城仁章	知念博
渡久地修	仲村家治	松川靖	屋良栄作	

【付託事件】

歩行者の安全確保、市民の健康維持及び観光都市の環境美化等の観点から、路上等喫煙防止条例について、調査・研究を行う。

【調査経過】

延べ11回の委員会を開催。その間執行部の商工振興課、観光課、環境政策課、クリーン推進課、道路管理室、健康推進課、学校教育課、財政課から現状及び意見聴取を行った。また、参考人として前田幸男(那覇市国際通り商店街振興組合連合会理事長)、安仁屋政喬(那覇商工会議所事務局長)、安慶名忍(沖縄県たばこ卸売り事業協同組合理事長)、新城博也(沖縄県たばこ耕作組合副組合長)、金城幸善(沖縄県禁煙協議会副会長)、徳留博臣(那覇市PTA連合会会長)、宮城愛子(那覇市身体障害者福祉協会事務局長）、親川光俊（那覇警察署生活安全交通官）の各氏から、意見聴取を行った。路上喫煙防止条例を制定した34市の状況調査も行った。

【各会派の意見】

（自民・無所属連合）

条例の目的の中で喫煙マナーの向上が明記されており、条例に違反した場合に

罰則適用となる。〔中略〕一部のモラルの無い人達への対応の担保として罰則を設定すべき。罰則を科す場合でも指導・勧告・命令の段階を踏んでの過料とし最初から罰則適用ではない。啓発に努めるため条例施行から半年間の周知期間を置くべきであり、罰則ありの正副委員長案はベストである。

（公明党）

これまでの議論や市民団体からの意見聴取を通しても、条例制定には異論は無い。どうしても従わないモラルの無い人に対応するために罰則はあった方が良い。

（大志の会）

罰則設定の意義は抑止力である。モラルの低い人がいて、どうしても適用しないといけない場面があった場合のために設定すべきである。罰則の適用についてはいろいろと課題もあるが今後の対応とし、行政罰の過料とすべきである。

（市民の会）

路上喫煙防止はマナーの問題であり、罰則でもって強制していく形は条例制定の趣旨にそぐわない。禁止事項ではなく吸わないようにとのマナーを守る条例にすべき。罰則を設定した場合、指導員設置等の過料徴収体制を維持する予算の確保や、罰則を科す公平性の確保の維持を勘案すると本市にとって大きな負担となる。

（そうぞう）

ポイ捨て条例が制定されてから10年経過する中、一度も罰則を適用した事がない状況を踏まえると、今回の条例の中に罰則を設置すべきではない。

【本特別委員会の結論】

①第1条（目的）中の受動喫煙防止の取り扱いについて

削除しても第1条中の「健康的で安全・安心かつ快適な生活環境」の文言に含まれるとの考えから、第2条第3号の受動喫煙の定義も削除する。

②第2条第1項（路上喫煙の定義）について

新宿区の条文を参考に、自動二輪・自転車等を含める。

③第4条（市民等及び事業者の責務）について

歩きたばこに限定する内容となった。

④第8条（路上喫煙禁止地区の指定等）について

禁止地区でも喫煙場所を設ける分煙対策はとるので禁止地区とするとなった。

⑤第13条（罰則）について

第10条に規定されているとおり指導・勧告・命令に従わない、何度注意しても聞かない悪質な人を対象とする。

⑥付則の第1項（第13条の施行）について

条例中の罰則規定は、条例の趣旨を市民に十分周知させるため、2年の周知期間をおいて施行する考え方が示された。

③新庁舎建設に関する調査特別委員会（定数14人）

任期〔平成19年3月12日～同年8月6日〕

◎ 金城徹	○ 比嘉憲次郎	安慶田光男	糸数昌洋	上里直司
桑江豊	瀬長清	玉城仁章	唐真弘安	渡久地修

渡久地政作　　松川靖　　与儀清春　　湧川朝渉

【付託事件】

県都那覇にふさわしい新庁舎建設について、調査・研究を行う。

【調査経過】

延べ16回の委員会を開催し、その間、糸満市、浦添市、沖縄市、大阪府八尾市、東大阪市、愛知県豊田市、三重県鈴鹿市等の先進市の本庁舎及び議事堂を視察。島袋純(琉球大学教育学部教授)、富川盛武(沖縄国際大学産業情報学部教授)、宮平隆雄(宮平建築設計事務所代表者)、比嘉盛朋(国建専務取締役)等の参考人意見聴取、執行部からの説明聴取を5回行った。その後、委員間や会派間の積極的な意見交換や協議を行った。

【本特別委員会の結論】

(1) 本庁舎についての考え方

① 位置について

本市の財政状況や用地確保の困難性などの事情から現在地とすることを了とする。〔後略〕

② 規模について

簡素で機能的な統合庁舎を基本とする。〔後略〕

〔③～⑦まで略〕

(2) 議事堂についての考え方

① 議事堂の位置について

可能な限り市民になじんだ現行階に配置することが望ましい。

② 議場について

(1) 議場は、現行の大きさや形式を維持しつつ、今後の議会改革に対応できるものとすること。

(2) 傍聴席は市民が入りやすく、議場の様子が分かりやすい配置にすること。

③ 正副議長室について

応接室も含め現行の形とすること。

④ 委員会室等について

(1) 委員会室は、現行数（5室）を維持すること。

(2) 執行部席・傍聴者席スペースを現行以上に広く確保すること。

(3) 委員会室とは別に、多目的に利用できるよう可動式の間仕切りを備えた大会議室を設置すること。

⑤ 会派控室について

(1) 各議員が机を配置できるスペース及び市民を応接できる十分な広さを確保すること。

(2) 会派数の増減や、所属議員数の増減に対応できる可動性を備えるとともに、セキューリティー対策や防音対策を行うこと。

⑥ 相談室について

相談室は、各種の相談に対応できるよう大きさの異なる3室を確保し、プライバシーが守れる構造とすること。

⑦ 図書室について

(1) 図書室は利用しやすい位置に配置し、図書室と資料室を明確に区分すること。

(2) 図書の蔵書やIT機器導入に対応できる広さ及び構造とすること。

⑧ その他について

(1) ユニバーサルデザインを基本とした議事堂とすること。

(2) 市民が入りやすい議事堂となるよう配慮すること。

(3) 市民ロビーを設置し、議会情報の閲覧や市民との談話ができるようにすること。

(4) 議員の登庁表示板を1階にも設置すること。

(5) 議事堂内にトイレ（洗面所）を設置すること。

（５）組合議会・審議会等への選出議員（＊後任議員）

南部広域市町村圏事務組合議会（3人選出）

任期〔平成17年8月11日～平成21年8月3日〕

大城朝助　　翁長俊英　　久高将光　　＊ 亀島賢優　　＊ 安慶田光男

変遷 平成18.3.8　翁長俊英辞職
平成18.3.22　亀島賢優選任
平成19.8.13　亀島賢優辞職
平成19.8.15　安慶田光男選任

那覇市･南風原町環境施設組合議会（9人選出）

任期〔平成17年8月11日～平成21年8月3日〕

安慶田光男　　大城春吉　　我如古一郎　　高良正幸　　渡久地政作

比嘉憲次郎　　松田義之　　宮國恵徳　　山内盛三　＊ 金城徹

＊ 平良識子　　＊ 與儀實司　＊ 永山盛廣

変遷 平成17.8.11　選任
平成19.8.14　安慶田光男辞職
平成19.8.14　高良正幸辞職
平成19.8.14　比嘉憲次郎辞職
平成19.8.15　金城徹選任
平成19.8.15　平良識子選任
平成19.8.15　與儀實司選任
平成20.5.31　大城春吉辞職
平成20.6.16　永山盛廣選任

那覇港管理組合議会（3人選出）

任期〔平成17年8月11日～平成21年8月3日〕

亀島賢優　　金城徹　　崎山嗣幸　　＊ 翁長俊英　　＊ 山川典二

＊ 玉城彰　　＊ 久高将光

変遷 平成17.8.11　選任
平成17.12.9　亀島賢優辞職

平成17.12.20　翁長俊英選任
平成19.8.4　金城徹辞職
平成19.8.15　山川典二選任
平成19.9.19　崎山嗣幸辞職
平成19.9.27　玉城彰選任
平成20.5.30　山川典二議員失職
平成20.6.16　久高将光選任

沖縄県後期高齢者医療広域連合会（2人選出）

任期〔平成19年3月12日～平成21年8月3日〕

安慶田光男　湧川朝渉　＊ 永山盛廣

変遷 平成19.3.12　選任
平成19.8.13　安慶田光男辞職
平成19.8.15　永山盛廣選任

那覇市農業委員（2人選出）

①任期〔平成17年10月1日～平成20年9月30日〕

唐真弘安　渡久地修　＊ 我如古一郎

変遷 平成17.9.20　選任
平成20.5.30　渡久地修議員失職
平成20.6.16　我如古一郎選任

②任期〔平成20年10月1日～平成23年9月30日〕

我如古一郎　唐真弘安

変遷 平成20.9.24　選任

那覇市監査委員（2人選出）

任期〔平成17年8月11日～平成21年8月3日〕

玉城彰　山川典二　＊ 大城春吉　＊ 洲鎌忠　＊ 知念博

変遷 平成17.8.11　選任
平成18.6.19　大城春吉選任（就任は平成18.7.1）
平成18.6.30　山川典二辞任
平成19.9.13　玉城彰辞任
平成19.9.19　洲鎌忠選任
平成19.12.25　知念博選任（就任は平成20.1.1）
平成19.12.31　大城春吉辞任

民生委員推薦会（1人選出）

任期〔平成17年11月15日～平成21年8月3日〕

大浜美早江　＊ 大浜安史

変遷 平成20.11.14　大浜美早江辞任
平成21.1.26　大浜安史選任

那覇市都市計画審議会（5人選出）

任期〔平成17年11月11日～平成21年8月3日〕

糸数昌洋　多和田栄子　仲村家治　松川靖　湧川朝渉
＊ 古堅茂治　＊ 久高将光　＊ 渡久地政作

変遷 平成19.11.12　湧川朝渉辞任
平成19.11.12　松川靖辞任

平成19.11.13　古堅茂治選任
平成19.11.13　久高将光選任
平成20.12.8　仲村家治辞職
平成21.1.16　渡久地政作選任

那覇市青少年問題協議会（2人選出）

任期〔平成17年11月24日～平成21年8月3日〕

久高友弘　　島尻安伊子　　＊ 高良正幸
変遷 平成19.2.19　島尻安伊子辞職
平成19.11.26　高良正幸選任

（６）意見書・抗議・要請・宣言等決議

件名	可決年月日
沖縄振興開発金融公庫の存続に関する意見書	平成17.11.22
在日米軍再編計画に伴う辺野古沿岸移設案に反対する意見書	平成17.12.13
米軍Ｆ15戦闘機の墜落事故に関する意見書	平成18.1.22
米軍Ｆ15戦闘機の墜落事故に関する抗議決議	平成18.1.22
おきなわ社会保険センターの存続及び機能維持等を求める意見書	平成18.2.21
弐千円札の流通促進に関する宣言決議	平成18.3.22
地方税財源の充実強化を求める決議	平成18.6.16
出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書	平成18.6.27
道路特定財源の確保を求める意見書	平成18.6.27
北朝鮮のミサイル発射に断固抗議し毅然たる対処等を求める意見書	平成18.7.7
北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議	平成18.7.7
飲酒運転撲滅に関する宣言決議	平成18.9.26
北朝鮮の地下核実験強行に対する抗議決議	平成18.10.13
準看護師が看護師の受験資格を得るための「2年課程通信制」養成所の早期開設を求める意見書	平成18.12.6
御茶屋御殿の早期復元・整備を求める意見書	平成18.12.25
福地ダム等貯水域内へのペイント弾等の投棄に関する抗議決議	平成19.3.12
日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書	平成19.3.20
「しまくとぅば」の普及促進に関する宣言決議	平成19.3.20
教科書検定に関する意見書	平成19.5.15
嘉手納基地内でのジェット燃料漏れ事故に対する意見書	平成19.6.25
国民健康保険の特別調整交付金算定に関する意見書	平成19.6.25
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書	平成19.6.25
嘉手納基地内でのジェット燃料漏れ事故に対する抗議決議	平成19.6.25
新庁舎建設に関する要請決議	平成19.8.6
集中豪雨の対策及び被災者への支援を求める意見書	平成19.8.21
集中豪雨の対策及び被災者への支援を求める要請決議	平成19.8.21
那覇空港利用航空機の安全対策を求める意見書	平成19.9.5
割賦販売法の抜本的改正を求める意見書	平成19.9.27

補遺

件　　名	可決年月日
国民健康保険特別調整交付金の交付不足額全額補てんに関する意見書	平成19.12.17
教科書検定に関する意見書	平成19.12.25
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	平成19.12.25
道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書	平成19.12.25
未成年者の飲酒防止に関する緊急決議	平成19.12.25
米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する意見書	平成20.2.12
米兵による女子中学生拉致暴行事件に対する抗議決議	平成20.2.12
寝台特急列車「なは」の存続等を求める要請決議	平成20.2.27
航空運賃値上げに関する要請決議	平成20.3.4
航空運賃値上げに関する意見書	平成20.3.4
相次ぐ米兵事件に抗議し、米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本的な改定の早期実現に関する意見書	平成20.3.18
有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める意見書	平成20.5.26
有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議	平成20.5.26
航空自衛隊機事故の再発防止と那覇空港の民間専用化を求める意見書	平成20.9.18
社団法人日本青年会議所第58回全国会員大会沖縄・那覇大会の成功に向けた支援決議	平成20.10.1
不発弾爆発事故に関する意見書	平成21.2.2
北朝鮮の地下核実験実施に対する抗議決議	平成21.6.11

（７）主な条例・要綱の制定（議員提案）

①那覇市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定〔平成18年5月29日〕

那覇市議会議員定数条例（平成14年那覇市条例第68号）の一部を次のように改正する。

「44人」を「40人」に改める。

付　則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

②那覇市路上喫煙防止条例制定〔平成18年12月25日〕

（目的）

第1条　この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等、事業者、行事主催者及び関係行政機関の債務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、喫煙マナーの向上を計り、及び路上喫煙による火傷等を防ぎ、もって健康的で安全・安心かつ快適な生活環境、さらには観光都市にふさわしい環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の次号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

(1) 路上喫煙　道路などにおいて、たばこを吸うこと又は火のついたたばこを持つことをいう。

(2) 道路等　道路、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。

(3) 市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(4) 事業者　市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(5) 行事主催者　道路等において、祭り、スポーツ大会、集会等の行事を主催する者をいう。

(6) 関係行政機関　市の区域を管轄する警察署、国道及び県道の管理事務所その他の関係行政機関をいう。

（市の責務）

第3条　市は、路上喫煙の防止に関する施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2　市は、路上喫煙の防止に関し、市民等、事業者及び行事主催者への啓発に努めなければならない。

（市民等及び事業者の責務）

第4条　市民等は、走行中、路上喫煙をしないように努めなければならない。ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあっては、この限りではない。

2　市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

（行事主催者の責務）

第5条　行事主催者は、路上喫煙の防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の責務）

第6条　関係行政機関は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

（連携又は協働）

第7条　市、市民等、事業者、行事主催者及び関係行政機関は、路上喫煙の防止に関し、連携し、又は協働して取り組むものとする。

（路上喫煙禁止地区の指定等）

第8条　市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める地区を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定する。

2　前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。

3　市民等は、禁止地区において、走行中（同一の場所にとどまっている状態を含む。）又は自動二輪車、原動機付自転車等の乗車中に、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場所においては、この限りではない。

4　市長は、禁止地区を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するとともに、禁止地区であることを示す標識を設置する等により、その周知に努めるものとする。

（指導及び勧告）

第9条　市長は、前条第3項本文の規定に違反した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2　市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

（命令）

第10条　市長は、前項第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　市長は、必要があると認めたときは、第8条第3項本文の規定に違反した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（那覇市行政手続条例の適用除外）

第11条　前条各項の規定による命令については、那覇市行政手続条例（平成9年那覇市条例第38号）第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第13条　第10条各項の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

付　則

1　この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は平成21年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2　この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

③那覇市議会手話通訳実施要綱〔平成21年6月8日各派代表者会議で承認〕

（平成21年6月9日議長決裁）

（目的）

第1条　この要綱は、聴覚障害者に対して手話通訳を行うことにより、開かれた議会を実現することを目的とする。

（対象会議）

第2条　手話通訳を行う会議は、本会議とする。

（対象者）

第3条　手話通訳の対象者は、聴覚障害者で前条の会議の傍聴を希望する者とする。

（申請手続等）

第4条〔略〕

（通訳者の配置）

第5条　議長は、前条第1項の申請書を受理したときは、通訳に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置できない時は、速やかにその旨を利用者に連絡するものとする。

（委任）

第6条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

付　則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

平成21年6月9日　本市議会で6月議会から傍聴席での手話通訳が導入された。県内の自治体で要綱を定めて制度化したのは本市議会が初めて。

（８）要請行動・現場視察

要請行動

①沖縄振興開発金融公庫の存続に関する要請

要請団(10人)：久高将光議長、永山盛廣議会運営委員会委員長

喜舎場盛三　金城徹　洲鎌忠　玉城彰

多和田栄子　知念博　渡久地修　宮國恵徳

日時：平成17年11月23、24日

要請先：政府、関係行政機関、与党役員

②御茶屋御殿を国直轄事業によって早急に復元・整備するための財政支援を要請

要請者：久高将光議長、御茶屋御殿復元期成会の役員

日時：平成19年5月23日

要請先：国土交通省、内閣府沖縄担当、自民党・中川秀直幹事長

③新庁舎建設に関する要請

要請団：新庁舎建設に関する特別委員会

日時：平成19年8月6日

要請先：翁長雄志那覇市長

④集中豪雨の対策と被災者支援策を求める意見書の手交及び市長への要請

要請団：安慶田光男議長、松田義之副議長

日時：平成19年8月22日

要請先：翁長雄志那覇市長、県知事

⑤国民健康保険特別調整交付金の交付不足額全額補てんを求める要請行動

要請団(9人)：安慶田光男議長、屋良栄作議会運営委員長、各会派代表者

日時：平成19年12月19、20日

要請先：厚生労働大臣、他関係行政機関

⑥有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保求める要請

要請団：安慶田光男議長、議会代表者

日時：平成20年5月26日

要請先：翁長雄志那覇市長、仲里県副知事

現場視察

①大雨の影響により陥没した首里鳥堀町5丁目のマンション付近

視察議員：総務常任委員会及び建設常任委員会

日程：平成18年6月14、16日

②那覇大綱挽で使用される大綱の製作現場（経済観光行政に関する事務調査の一環）（那覇軍港施設内）

視察議員：厚生経済常任委員会

日程：平成18年9月29日

③更生保護施設「あけぼの寮」及び移転予定地

視察議：教育福祉常任委員会

日時：平成20年6月17日

④那覇港臨港道路空港線の沈埋トンネル、那覇港港湾区域内の公有水面埋立て予定地、国際コンテナヤード等、都市計画行政に関する所管事務調査のため視察

視察議員：建設常任委員会

日時：平成20年7月2日

⑤「(仮称)那覇市営奥武山野球場整備事業」現場

視察議員：32人の議員が参加

日時：平成20年12月19日

⑥繁多川二丁目の火災危険区域への防災道路整備の陳情現場

視察議員：建設常任委員会

日時：平成21年4月17日

（９）県民大会への参加

①教科書検定意見撤回を求める県民大会

日時：平成19年9月29日

場所：宜野湾海浜公園

平成19年9月29日　県民と共に参加する那覇市議会

②米兵の事件・事故に抗議する県民大会

日時：平成20年3月23日

場所：北谷公園野球場広場

(10) 展示会

沖縄戦「集団自決」の教科書検定に関する展示会

日時：平成19年6月11日～25日

場所：本市議会ロビー

目的：同年5月15日に可決した「教科書検定に関する意見書」の趣旨による。

内容：展示会では、検定意見を受けて修正された教科書のほか、修正前後の文書をパネルに展示し、社会的問題とされる箇所が一目で分かるように、市議会から市民に情報を発信した。

熱心に展示資料に目をとおし、メモをとる来場者

（11）行事・パレードへの参加

那覇ハーリー　　平成18年5月　那覇市議会チームが那覇ハーリーに初出場。

那覇まつり

平成18年10月　「那覇大綱挽」、「旗頭行列」、「市民演劇・民俗芸能」のパレードに参加する那覇市議会議員

パレード

平成19年3月29日　那覇市路上喫煙防止条例の普及啓発で、関係機関と共に国際通りをパレードする那覇市議会（秘書広報課提供）

２．第18回選挙当選市議会議員と議会の活動

（１）市議会議員選挙

一般選挙　〔平成21年7月5日執行、定数40人、当日有権者数240,135人、投票者数134,467人、投票率56.00％、候補者数67人、任期4年〕

※　議員定数条例に基づき、議員定数が44人から40人になる。

当選議員（40人）　◎議長　○副議長（五十音順）

任期〔平成21年8月4日～平成25年8月3日〕

◎ 金城徹（きんじょうとおる）
（自民・新）

○ 翁長俊英（おながしゅんえい）
（公明・現）

安慶田光男（あげだみつお）
（無・新）

糸数昌洋（いとかずまさひろ）
（公明・現）

大浜美早江（おおはまみさえ）
（公明・現）

大浜安史（おおはまやすし）
（公明・現）

我如古一郎（がねこいちろう）
（共産・現）

亀島賢二郎（かめしまけんじろう）
（自民・現）

喜舎場盛三（きしゃばもりみつ）
（公明・現）

久高将光（くだかまさみつ）
（自民・現）

久高友弘（くだかともひろ）
（無・新）

桑江豊（くわえゆたか）
（公明・現）

坂井浩二（さかいこうじ）
（そうぞう・新）

下地敏男（しもじとしお）
（社民・新）

清水磨男（しみずまお）
（民主・現）

新屋清喜（しんやせいき）
（無・新）

瀬長清（せながきよし）
（自民・現）

平良識子（たいらさとこ）
（社大・現）

平良仁一（たいらじんいち）
（無・新）

高良正幸（たからまさゆき）
（無・現）

玉城彰（たまきあきら）
（民主・現）

唐真弘安（とうまひろやす）
（自民・現）

渡久地政作（とぐちせいさく）
（自民・現）

永山盛廣（ながやませいこう）
（自民・現）

中松寛（なかまつひろし）
（無・現）

補遺

野原嘉孝（のはらよしたか）
）

花城正樹（はなしろまさき）
新（民主・新）明

比嘉瑞己（ひがみずき）
公　（　）

古堅茂治（ふるげんしげはる）
現（共産・現）産

前田千尋（まえだちひろ）
共（共産・現）

前泊美紀（まえどまりみき）
（無・新）

宮國恵徳（みやぐにけいとく）
（そうぞう・現）

宮里光雄（みやさとみつお）
（自民・現）

宮平のり子（みやひら）
（社民・現）

山川典二（やまかわのりじ）
（無・元）

山川泰博（やまかわやすひろ）
（民主・新）

山城誠司（やましろせいじ）
（無・新）

屋良栄作（やらえいさく）
（自民・現）

與儀實司（よぎじっし）
（自民・現）

湧川朝渉（わくがわともゆき）
（共産・現）

変遷 平成21.8.10　議長に金城徹を選任
平成21.8.10　副議長に翁長俊英を選任

（２）会派の変遷　（五十音順）

自民・無所属連合（14人）平成21年8月4日結成

安慶田光男	亀島賢二郎	金城徹	久高将光	瀬長清
平良仁一	高良正幸	唐真弘安	渡久地政作	仲松寛
永山盛廣	山城誠司	屋良栄作	與儀實司	

公明党（7人）平成21年8月4日結成

糸数昌洋	大浜美早江	大浜安史	翁長俊英	喜舎場盛三
桑江豊	野原嘉孝			

日本共産党（5人）平成21年8月4日結成

我如古一郎	比嘉瑞己	古堅茂治	前田千尋	湧川朝渉

民主党（4人）平成21年8月4日結成

清水磨男	玉城彰	花城正樹	山川泰博

そうぞう（3人）平成21年8月4日結成

坂井浩二	新屋清喜	宮國恵徳

社社連合（3人）平成21年8月4日結成

下地敏男	平良識子	宮平のり子

改革クラブ（3人）平成21年8月4日結成

久高友弘　　宮里光雄　　山川典二

無所属（1人）

前泊美紀

（３）委員会名簿　（◎委員長　○副委員長）

常任委員会

任期〔平成21年8月10日～平成23年8月9日〕

総務常任委員会（定数10人）

◎ 玉城彰　○ 野原嘉孝　糸数昌洋　亀島賢二郎　金城徹
坂井浩二　平良識子　渡久地政作　宮里光雄　湧川朝渉
変遷 平成21.8.11　正副委員長選任

建設常任委員会（定数10人）

◎ 與儀實司　○ 平良仁一　大浜安史　久高友弘　久高将光
清水磨男　瀬長清　古堅茂治　前田千尋　宮國恵徳
変遷 平成21.8.11　正副委員長選任

教育福祉常任委員会（定数10人）

◎ 高良正幸　○ 比嘉瑞己　安慶田光男　大浜美早江　翁長俊英
下地敏男　新屋清喜　唐真弘安　花城正樹　屋良栄作
変遷 平成21.8.11　正副委員長選任

厚生経済常任委員会（定数10人）

◎ 桑江豊　○ 山城誠司　我如古一郎　喜舎場盛三　仲松寛
永山盛廣　前泊美紀　宮平のり子　山川典二　山川泰博
変遷 平成21.8.11　正副委員長選任

議会運営委員会（定数13人）

◎ 渡久地政作　○ 亀島賢二郎　糸数昌洋　喜舎場盛三　久高将光
平良識子　玉城彰　永山盛廣　古堅茂治　宮國恵徳
山川典二　屋良栄作　湧川朝渉
変遷 平成21.8.11　正副委員長選任

那覇市議会史編さん委員会（各会派より1人選出）

任期〔平成21年8月10日～平成23年8月9日〕

◎ 金城徹　○ 翁長俊英　永山盛廣　野原嘉孝　古堅茂治
花城正樹　新屋清喜　下地敏男　山川典二

（４）特別委員会

①中核市移行に関する調査特別委員会（定数13人）

任期〔平成22年3月16日～〕

◎ 久高将光	○ 糸数昌洋	安慶田光男	平良仁一	仲松寛
渡久地政作	野原嘉孝	古堅茂治	宮國恵徳	宮里光雄
宮平のり子	山川泰博	湧川朝渉	＊ 翁長俊英	＊ 玉城彰
＊ 下地敏男				

変遷 平成22.4.12　野原嘉孝辞任
平成22.4.12　山川泰博辞任
平成22.4.12　翁長俊英選任
平成22.4.12　玉城彰選任
平成22.4.26　宮平のり子辞任
平成22.4.26　下地敏男選任

【付託事件】

地域主権社会の新たな役割と責任を果たしうる中核市への移行に向けて調査・研究を行う。

②観光と地域活性化に関する調査特別委員会（定数10人）

任期〔平成22年4月28日～〕

◎ 喜舎場盛三	○ 山川泰博	亀島賢二郎	我如古一郎	久高友弘
新屋清喜	平良識子	高良正幸	野原嘉孝	山城誠司

【付託事件】

観光の積極的な振興と地域の活性化を図るため、調査・研究を行う。

③公共交通と交通政策に関する調査特別委員会（定数10人）

任期〔平成22年4月28日～〕

◎ 屋良栄作	○ 宮平のり子	大浜美早江	桑江豊	坂井浩二
瀬長清	花城正樹	比嘉瑞己	山川典二	與儀實司

【付託事件】

誰もが移動しやすいまちづくりの実現に向け、公共交通と交通政策に関する調査・研究を行う。

（５）組合会議・審議会等への選出議員

南部広域市町村圏事務組合議会（3人選出）

任期〔平成21年8月11日～平成25年8月3日〕

金城徹　　坂井浩二　　屋良栄作

那覇港管理組合議会（3人選出）

任期〔平成21年8月11日～平成25年8月3日〕

安慶田光男　　清水磨男　　唐真弘安

沖縄県後期高齢者医療広域連合会議員（2人選出）

任期〔平成21年8月13日～平成25年8月3日〕

永山盛廣　　比嘉瑞己

那覇市・南風原町環境施設組合議会（6人選出）

任期〔平成21年9月18日～平成25年8月3日〕

喜舎場盛三　　瀬長清　　古堅茂治　　宮平のり子　　山川典二

與儀實司

那覇市農業委員（2人選出）

任期〔平成20年10月1日～平成23年9月30日〕

唐真弘安　　我如古一郎　　＊ 久高将光

変遷 平成21.8.27　唐真弘安辞任

平成21.9.11　久高将光選任

那覇市監査委員（2人選出）

任期〔平成21年8月12日～平成25年8月3日〕

大浜安史　　仲松寛

変遷 平成21.8.11　選任

民生委員推薦会（1人選出）

任期〔平成21年12月17日～平成24年12月16日〕

大浜美早江

那覇市都市計画審議会（5人選出）

任期〔平成21年11月24日～平成23年11月23日〕

亀島賢二郎　　久高将光　　平良識子　　野原嘉孝　　古堅茂治

那覇市青少年問題協議会（2人選出）

任期〔平成21年11月24日～平成25年8月3日〕

新屋清喜　　宮里光男

（６）意見書・抗議決議

件　　名	可決年月日
米軍普天間飛行場の県外・国外への移設を求める意見書	平成21.11.2
米兵車両によるひき逃げ死亡事故に対する意見書	平成21.11.25
米兵車両によるひき逃げ死亡事故に対する抗議決議	平成21.11.25
天皇陛下の政治利用に反対する意見書	平成21.12.21
「国は地方の声を聴く仕組みを保障する」ことを求める意見書	平成21.12.21
米軍普天間飛行場の県外・国外移設の早期決断を求める意見書	平成21.12.21
鳩山総理の政治資金偽装献金問題の徹底究明を求める意見書	平成21.12.21
平成22年度予算の年内編成を求める意見書	平成21.12.21

補遺

件名	可決年月日
子ども手当て創設に関する意見書	平成21.12.21
地方議会議員年金制度に関する意見書	平成21.12.21
緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書	平成21.12.21
失業給付の全国延長給付の発動を求める意見書	平成21.12.21
保育制度に関する意見書	平成21.12.21
改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書	平成21.12.21
第1次補正予算の凍結解除を求める意見書	平成21.12.21
前期高齢者財政調整制度等の見直しを求める意見書	平成22.3.8
鳩山政権に公約の尊守と普天間飛行場の県内移設の断念を求める意見書	平成22.3.16
子ども手当の全額国庫負担を求める意見書	平成22.3.16
教職員定数法改正による「30人以下学級実現」のための意見書	平成22.3.16
「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制度を求める意見書	平成22.3.16
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	平成22.3.16
米軍人によるひき逃げ事件等に関する意見書	平成22.4.12
米軍人によるひき逃げ事件等に関する抗議決議	平成22.4.12
核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	平成22.4.28
核兵器の廃絶と恒久平和を求める決議	平成22.4.28
「県内移設の日米合意」の撤回を求める意見書	平成22.6.7
口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書	平成22.6.7
子宮頸がん対策の充実を求める意見書	平成22.6.28
米兵による強制わいせつ事件に関する意見書	平成22.8.9
米兵による強制わいせつ事件に関する抗議決議	平成22.8.9
尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書	平成22.9.21
尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する抗議決議	平成22.9.21
Ｆ15戦闘機等の普天間飛行場及び那覇空港使用に関する意見書	平成22.9.30
米海兵隊・垂直離着陸機ＭＶ22オスプレイの沖縄配備計画の撤回を求める意見書	平成22.9.30
不発弾等問題の早期解決に関する意見書	平成22.10.25
子宮頸がん予防ワクチン接種を全額国庫負担とすることを求める意見書	平成22.11.22
TPP交渉への参加反対に関する意見書	平成22.12.21

（７）要請行動・現場視察

要請行動

①米軍人によるひき逃げ事件等に関する抗議決議文を手交

派遣議員（10人）：亀島賢二郎　喜舎場盛三　平良識子　玉城彰
渡久地政作　永山盛廣　宮國恵徳　山川典二

屋良栄作　　湧川朝渉

日時：平成22年4月12日

手交先：在沖米国総領事館

②米兵による強制わいせつ事件に関する意見書・抗議決議文を手交

派遣議員（14人）：翁長俊英副議長　糸数昌洋　亀島賢二郎　喜舎場盛三
久高将光　平良識子　玉城彰　渡久地政作
永山盛廣　古堅茂治　宮國恵徳　山川典二
屋良栄作　湧川朝渉

日時：平成22年8月9日

手交先：在沖米国総領事館、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所

③本会議場に段差を設けることやスロープの設置によるバリアフリー対応、さらに議席の配置等に関する議事堂の整備の考え方を示した要望書を提出

提出議員：金城徹議長、翁長俊英副議長、議会運営委員会

日時：平成22年3月16日

提出先：翁長雄志那覇市長

現場視察

①ガーブ川鉄砲水事故の現場

視察議員：各派代表、各常任委員会委員長

日時：平成21年8月20日

②那覇市障害者福祉センターの立て替え要請について施設建物

視察議員：教育福祉常任委員会

日時：平成21年12月16日

③奥武山野球場

視察議員：教育福祉常任委員会、建設常任委員会

日時：平成21年12月22日

④壺川東市営住宅で発生した高校生転落死亡事故現場

視察議員：建設常任委員会

日時：平成22年1月25日

⑤日本有数の強固な免震構造を誇る宜野座ＩＴセンター

視察議員：総務常任委員会

日時：平成22年3月17日

⑥那覇空港新貨物ターミナル

視察議員：厚生経済常任委員会

日時：平成22年3月17日

⑦集中豪雨による識名ガーデンハイツ土砂災害現場と首里金城町3丁目落石及び石垣崩壊現場

視察議員：総務常任委員会、建設常任委員会

日時：平成22年5月26日

⑧ガーブ川事故現場

視察議員：厚生経済常任委員会

日時：平成22年8月19日

（８）県民大会への参加

①普天間飛行場の県内移設に反対する県民大会

日時：平成21年11月8日

場所：宜野湾海浜公園

那覇市議会も大会に参加し、基地のたらい回しに反対の声をあげた。

②普天間飛行場の早期閉鎖・返還を求める県民大会

日時：平成22年4月25日

場所：読谷村運動広場

（８）議場の閉場式

平成21年9月18日、老朽化に伴う立て替えのため、市役所本庁舎とともに同市上之屋の仮庁舎に移転のため、現職議員や歴代正副議長、翁長雄志市長らが出席し、市議会議場の閉場式が同議場で行なわれた。

金城徹議長は、「本議場で培われた那覇市議会の伝統を受け継ぎ、二元代表制の一翼を担う議決機関として、一層の研さんと努力を重ねていきたい」と、決意を述べた。

また、歴代議長を代表して金城重正氏、島袋宗康氏、友利玄雄氏が、今後の市議会の飛躍と発展に期待を込めたあいさつをした。

閉場式のあと、「議事堂」の扁額の降納式が行なわれた。

閉場式に出席した歴代正副議長、翁長雄志市長、
與儀弘子・仲村家治副市長と那覇市議会議員

閉場式に出席した歴代正副議長

議　長　金城重正（第20・22代）
　　島袋宗康（第21代）
　　友利玄雄（第25代）
　　上原　清（第28代）

副議長　仲本安一（第15代）
　　大城勝夫（第23代）
　　瀬良垣武安（第25代）
　　松田義之（第28代）
　　崎山嗣幸（第29代）

扁額の降納式

平成21年9月16、17日に市議会では閉場式に先立ち議席などを含めた本会議場を一般公開した。議場前のロビーでは、これまでに市議会が発刊した刊行物や資料を展示した。

参考資料

歴代三役

那覇

明治41(1908)年～平成22(2010)年12月31日現在

歴代	市(区)　長	助　役	収 入 役
区長	喜入休	仲本政世	城間恒登
1	(明治41.5～明治44.8)	(明治41.7～明治42.6)	(明治41.4～明治45.4)
2	当間重慎	山城正馴	(明治45.4～大正5.4)
3	(明治44.10～大正4.10)	(明治42.7～大正2.7)	(大正5.4～大正9.4)
	(大正4.11～大正8.11)	仲濱政敷	
		(大正2.8～大正6.8)	
		山城正馴	
		(大正6.9～大正8.11)	
4	山城正馴	大嶺 詮松	高良盛慶
	(大正8.11～大正10.5)	(大正9.6～大正10.2)	(大正9.4～大正10.5)
市長代理	山城正馴		高良盛慶(臨時代理)
	(大正10.5～大正10.8)		(大正10.5～)
市長職務管掌	小西善次郎		
	(大正10.9～大正10.9)		
市長	当間重慎	比嘉賀学	高良盛慶
1	(大正10.9～大正12.9)	(大正10.10～大正14.4)	(大正10.10～大正14.7)
2	麓純義		
	(大正12.12～大正14.7)		
市長職務管掌	鶴田豊		
	(大正14.7～大正14.10)		
3	岸本賀昌	小嶺幸慶	仲地唯謙
	(大正14.10～昭和3.2)	(大正14.11～昭和3.3)	(大正14.11～昭和4.11)
4	小嶺幸慶	平良加	(昭和4.11～昭和6.6)
	(昭和3.3～昭和6.7)	(昭和3.9～昭和7.9)	
5	照屋宏		与那原良知
	(昭和6.8～昭和10.8)	当間重剛	(昭和6.9～昭和10.9)
6	金城紀光	(昭和8.12～昭和12.12)	(昭和10.9～昭和14.9)
	(昭和10.8～昭和14.8)	(昭和12.12～昭和14.8)	
市長職務管掌	平良 辰雄		
	(昭和14.8～昭和14.8)		
7	当間重剛	兼島景義	島袋全徳
	(昭和14.9～昭和17.12)	(昭和14.9～昭和18.9)	(昭和15.1～昭和20.7)
8	崎山嗣朝	(昭和18.9～昭和20.－)	
	(昭和18.3～昭和19.5)		
9	富山徳潤		
	(昭和19.7～昭和20年) (本土疎開先で音信不通)		
臨時市長	兼島景義		
	(昭和20.4～昭和20.7)		

歴代	市(区)　長	助　役		収 入 役
10	当間重剛 (昭和21.4～昭和21.6)	照屋知広 (昭和21.4～昭和23.3)		高良亀五郎 (昭和21.-～)
11	東恩納寛仁 (昭和21.7～昭和23.2)			大湾政順 (昭和22.12～昭和23.3)
12	仲本為美 (昭和23.3～昭和24.11)	又吉嘉栄 (昭和23.3～昭和24.11)		高良亀五郎 (昭和23.3～昭和24.11)
代理 市長	賀数世隆 (昭和24.11～昭和24.12)			
13	当間重民 (昭和24.12～昭和27.2)	嵩原久光 (昭和24.12～昭和28.3)		大湾政順 (昭和24.12～昭和28.12) (昭和28.12～昭和32.12)
14	又吉康和 (昭和27.4～昭和28.9)	嘉手納並水 (昭和28.3～昭和32.1)		
15	当間重剛 (昭和28.11～昭和31.11)			
16	瀬長亀次郎 (昭和32.1～昭和32.11)	(空　席)		
臨時 市長	東江誠忠 (昭和32.11～昭和33.1)			屋富祖太郎(副収入役) (昭和32.12～昭和33.6)
17	兼次佐一 (昭和33.1～昭和37.1)	仲原英通 (昭和34.7～昭和37.1)	義永栄善 (昭和34.7～昭和37.1)	屋富祖太郎 (昭和33.7～昭和37.7)
18	西銘順治 (昭和37.1～昭和41.1)	古堅宗徳 (昭和37.2～昭和41.1)	新垣義徳 (昭和37.2～昭和41.1)	渡口政行 (昭和37.7～昭和41.7)
19	(昭和41.1～昭和43.10)	(昭和41.2～昭和43.11)	(昭和41.2～昭和43.10)	(昭和41.7～昭和45.7)
20	平良良松 (昭和43.12～昭和47.11)	稲嶺成珍 (昭和43.12～昭和47.12) (昭和47.12～昭和51.12)	前田武行 (昭和43.12～昭和47.12) (昭和47.12～昭和51.12)	呉屋 永得 (昭和45.7～昭和49.7)
21	(昭和47.12～昭和51.11)	親泊康晴 (昭和51.12～昭和55.12)	(昭和51.12～昭和55.4)	(昭和49.7～昭和53.7)
22	(昭和51.12～昭和55.11)		平良清安 (昭和55.12～昭和59.5)	(昭和53.7～昭和57.7)
23	(昭和55.12～昭和59.11)	(昭和55.12～昭和59.9)		(昭和57.7～昭和61.7)
			伊波静男 (昭和59.8～昭和63.7)	
		稲福英男 (昭和60.2～昭和63.12)		備瀬政太郎 (昭和61.7～平成元.2)
24	親泊康晴 (昭和59.12～昭和63.11)	備瀬政太郎 (平成元.2～平成5.2)	大城盛三 (平成元.2～平成5.2)	宮平洋 (平成元.2～平成2.12)
25	(昭和63.12～平成4.11)			新垣 景布 (平成3.1～平成7.1)
26	(平成4.12～平成8.11)	山里守謙 (平成5.2～平成9.2)	当真嗣夫 (平成5.2～平成9.2)	
27	(平成8.12～平成12.11)			玉城 正一 (平成7.1～平成9.2)
		高山朝光 (平成9.2～平成12.11)	玉城正一 (平成9.2～平成12.11)	長堂 嘉夫 (平成9.2～平成12.11)

歴代	市　長	助 役・副 市 長		収 入 役
28 29 30	翁長雄志 (平成12.12～平成16.11) (平成16.12～平成20.11) (平成20.12～現在)	山川一郎 (平成12.12～平成16.3)	伊藝美智子 (平成13.4～平成17.3) (平成17.4～平成19.3)	上間長恒 (平成12.12～平成15.3)
				當銘芳二 (平成15.3～平成16.6)
		當銘芳二 (平成16.6～平成20.6)		名嘉元甚勝 (平成16.6～平成17.6)
				翁長政俊 (平成17.9～平成19.1)
			與儀弘子 (平成19.4～平成22.3)	
		仲村家治 (平成20.12～現在)	神谷博之 (平成22.4～現在)	

※ 明治29年4月～明治41年3月まで島尻郡長が区長を兼任。
※ 平成19年4月から、「助役」は「副市長」となる。
※ 平成19年4月に「収入役」は廃止となる。

首里

明治41(1908)年～昭和29(1954)年8月

歴代	市(区)　長	助　役	収 入 役
区長 1	知花朝章 (明治41.4～明治45.4)	上野吉澄 (明治41.4～明治45.3) (明治45.4～大正4.9)	東恩納盛贇 (明治41.4～明治45.4) (明治45.4～大正2.8)
2	(明治45.4～大正5.4)		仲吉朝周 (大正2.9～大正6.9) (大正6.9～大正10.5)
3	(大正5.5～大正9.4) (大正9.5～大正10.5)	喜屋武盛正 (大正4.6～大正8.6) (大正8.6～大正10.5)	
市長 代理	知花朝章 (大正10.5～大正10.9)	(不明)	仲吉朝周(臨時代理) (大正10.5～)
市長 1	高嶺朝教 (大正10.9～大正14.9)	比嘉盛章 (大正10.10～大正14.10)	渡名喜守貞 (大正10.11～大正14.11)
2	仲吉朝助 (大正14.9～大正15.9)	高安玉兎 (大正14.12～昭和4.12) (昭和4.12～昭和8.12) (昭和8.12～昭和9.2)	伊地柴本 (大正14.11～昭和4.11)
3	久高友輔 (大正15.9～昭和4.6)		
4	大田朝敷 (昭和4.6～昭和8.6) (昭和8.6～昭和9.3)		野崎眞叙 (昭和4.12～昭和8.11) (昭和8.12～昭和9.)

歴代	市　長	助　役	収入役	
5	高安玉兎 (昭和9.3～昭和13.3)	西平守由 (昭和9.3～昭和13.3)	新城安序 (昭和9～昭和12.2)	
			屋嘉比柴次 (昭和12.3～)	宮平良常 (副収入役) (昭和12.3～)
6	伊豆見元永 (昭和13.3～昭和17.3)	勝連盛英 (昭和13.9～昭和17.9) (昭和17.9～昭和20.終戦)	新城安序 (～昭和15.5)	
7 8	仲吉良光 (昭和17.4～昭和20.終戦) (昭和21.1～昭和21.4)		(不明)	
9	小湾喜長 (昭和21.4～昭和23.2)	花城清用 (昭和21.8～昭和23.3)	名城嗣頼 (昭和21.8～昭和23.3)	
10 11	兼島由明 (昭和23.3～昭和25.9) (昭和25.9～昭和29.8)	稲嶺成珍 (昭和23.3～昭和25.10)	桑江良芳 (昭和23.3～昭和25.10)	
		大宜見達 (昭和25.11～昭和27.5)	上地安昭 (昭和25.11～昭和27.6)	
		上地安昭 (昭和27.6～昭和29.8)	勝連朝建 (昭和27.6～昭和29.2)	
			外間朝清 (昭和29.3～昭和29.-)	

※ 明治29年4月～明治41年3月まで中頭郡長が区長を兼任。
※ 昭和29年9月1日、那覇市に合併。

小禄

明治41(1908)年～昭和29(1954)年8月

歴代	村　長	助　役	収入役
村長 (官選) 1	上原正得 (明治41.4～明治43.3)		(不明)
2	上原義弘 (明治43.4～大正9.3)		
村長 1	上原義弘 (大正9.4～大正13.7)	(不明)	(不明)
2 3	上原興永 (大正13.7～昭和3.3) (昭和3.4～昭和7.3)	安次嶺晟之 (大正13.4～昭和3.3) (昭和3.4～昭和7.3)	赤嶺仁一 (大正13.4～昭和3.3) (昭和3.4～昭和7.3)
4 5 6	上原義弘 (昭和7.4～昭和11.3) (昭和11.4～昭和15.3) (昭和15.4～昭和16.5)	上原良源 (昭和7.4～昭和11.3) 金城弘 (昭和11.4～昭和14.12) 金城□榮 (昭和14.12～昭和16.5)	上原政春 (昭和7.4～昭和11.3) (昭和11.4～昭和15.3) (昭和15.4～昭和16.5)

歴代	村　　長	助　　役	収 入 役
7	金城善栄 (昭和16.6～昭和20.終戦)	上原政春 (昭和16.6～昭和20.終戦) (昭和21.2～昭和23.2)	長嶺壽亀 (昭和16.6～昭和20.終戦) (昭和21.2～昭和23.2)
8	上原三郎 (昭和21.2～昭和21.4)		
9	上原義弘 (昭和21.4～昭和23.2)		
10	長嶺秋夫 (昭和23.3～昭和25.9)	長嶺良松 (昭和23.3～昭和27.2)	長嶺盛良 (昭和23.3～昭和27.2)
11	(昭和25.9～昭和29.2)	(昭和27.3～昭和29.4)	(昭和27.3～昭和29.4)
12	長嶺良松 (昭和29.5～昭和29.8)	赤嶺一男 (昭和29.5～昭和29.8)	長嶺律太郎 (昭和29.5～昭和29.8)

※ 明治41年4月施行の町村制では、村長は島司郡長の具申に依り知事が任免し、その任期は無期限である。(大正9年4月から任期が4年となる)。
※ 明治41年4月施行の町村制では、町村に助役は置かれていない。(大正9年4月から助役を置く)。
※ 昭和29年9月1日、那覇市に合併。

真和志

明治41(1908)年～昭和32(1957)年12月

歴代	市(村)　長	助　　役	収 入 役
村長 (官選) 1	新垣元教 (明治41.4～明治44.-)		屋比久牛蔵 (明治41.4～明治44.-)
2	屋比久牛蔵 (明治44.4～大正8.8)		(不明)
3	花城長茂 (大正8.9～大正9.6)		
村長 1	城間岩太 (大正9.7～大正13.6)	(不明)	(不明)
2	眞榮城守行 (大正13.7～昭和3.6)	玉城徳成 (大正13.7～昭和3.6)	(不明)
3	(昭和3.7～昭和7.6)	(昭和3.7～昭和7.6)	
4	(昭和7.7～昭和11.6)	譜久原朝信 (昭和7.7～昭和11.6)	伊佐鶴千代 (昭和7.7～昭和11.6)
5	(昭和11.7～昭和15.6)		
6	(昭和15.7～昭和17.10)	(不明)	(不明)
7	玉城常和 (昭和17.12～昭和20.5)	辺野喜英長 (～昭和20.終戦) (昭和21.2～昭和22.6)	喜納兼吉 (～昭和20.終戦)
8	金城和信 (昭和21.1～昭和23.2)	翁長助静 (昭和22.8～昭和23.2)	(不明)

歴代	市(村)　長	助　役	収 入 役	
9	翁長助静 (昭和23.3～昭和25.9)	金城幸暉 (昭和23.3～昭和25.9)	屋富祖太郎 (昭和23.3～昭和27.2)	仲里朝智 (副収入役) (昭和26.12～昭和28.-)
10	(昭和25.9～昭和26.4)	義永栄善 (昭和25.10～昭和29.9)	(昭和27.3～昭和31.3)	
11	宮里栄輝 (昭和26.4～昭和28.9)		(昭和31.4～昭和32.12)	
市長 1	(昭和28.10～昭和29.9)			大嶺良英 (副収入役) (昭和28.12～昭和32.-)
2	翁長助静 (昭和29.9～昭和32.12)	護得久朝俊 (昭和29.12～昭和32.12)		宜野座朝恭 (副収入役) (昭和32.10～昭和32.12)

※ 明治41年4月施行の町村制では、村長は島司郡長の具申に依り知事が任免し、その任期は無期限である。(大正9年4月から任期が4年となる)。
※ 明治41年4月施行の町村制では、町村に助役を置いていない。(大正9年4月から助役を置く)。
※ 昭和28年10月1日、市制施行。　(昭和27.3～昭和31.3)
※ 昭和32年12月17日、那覇市に合併。

みなと

昭和22(1947)年～昭和25(1950)年7月

歴代	村　長	助　役	収 入 役
1	国場幸太郎 (昭和22.5～昭和23.2)	呉屋春信 (昭和22.5～昭和22.7)	嘉陽安貞 (昭和22.5～昭和23.2)
2	(昭和23.3～昭和25.7)	渡口麗秀 (昭和22.8～昭和23.2) (昭和23.3～昭和25.7)	(昭和23.3～) 山里将宝 (～昭和25.7)

※ 昭和22年5月1日、特別行政区「みなと村」設置。
※ 昭和25年8月1日、那覇市に合併。

参考文献　『市政概要』(平成22年度)
『真和志市誌』
『小禄村誌』

あ と が き

このたび、『那覇市議会史　第１巻　通史編　那覇市議会の歩み』を発刊する運びとなりました。議会史として10冊目の発刊となります。

本巻は、明治５年（1872年）の琉球処分から平成17年（2005年）12月までの100年余にわたる歴史を背景に、現在の那覇市を構成する旧那覇市、旧首里市、旧小禄村、旧真和志市(村)、旧みなと村を含む内容で、議会が歩んだ足跡を記述しています。

本巻の編集に本格的に取り掛かったのは平成14年３月、「第１巻」小委員会に於いて、時期区分や収録内容について審議いたしました。その後２年をかけ、全体の構成を決める「目次案」を作成し、議会史編集委員の全員に執筆が割り当てられました。執筆の時期は、那覇市行財政改革とも重なったため、議会史編さん事業も予算の削減を余儀なくされ、当初の計画を変更し、原稿は平成19年度から平成21年度までの３年に分けて、執筆せざるを得ませんでした。

執筆の際、最も重要な史料となる会議録は、戦前のものは先の大戦で失われ、皆無の状況にあり、戦後間もない1951年までの会議録や議会関係文書も、那覇市は幾度となく襲来する台風や大雨による浸水の被害を受け、大部分が散逸（合併時に引き継いだ「みなと村」の会議録も共に消失したものと思われる）し、執筆はかなり難航しましたが、当時発行された新聞や書物が、会議録に変わる貴重な史料になりました。

平成20年４月に、本巻の監修のため、編集委員の中から、３委員を選任し、「監修者会議」を立ち上げました。こうして、８年の歳月を経て、何とか発刊までこぎ着くことができました。

本巻は、これまで発刊しました資料編と異なり、「章」ごとに議会と市政を連結させてまとめられていますので、どの「章」から読みはじめても、分かりやすい内容になっています。また、内容に合わせて「写真」や「コラム」も掲載してあります。是非、本市議会の歩みを知るうえで重要な記録として、多くの皆様がご利用し、ご活用いただければと思っています。

終わりに、本巻を発刊するにあたり、写真のご提供を賜わりました沖縄県公文書館、沖縄タイムス社、琉球新報社に対し、心より感謝とお礼を申し上げます。

平成23年（2011年）３月

那覇市議会事務局

那覇市議会史編さん委員会委員名簿（議席順）

任期　平成21年8月10日～平成23年8月9日

委員長	金城　徹	（議　長）
副委員長	翁長俊英	（副議長）
	野原嘉孝	（公明党）
	下地敏男	（社社連合）
	花城正樹	（民主党）
	新屋清喜	（そうぞう）
	古堅茂治	（日本共産党）
	山川典二	（改革クラブ）
	永山盛廣	（自民・無所属連合）

那覇市議会史編集委員会委員名簿

任期　平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

委員長	＊	金城　功	元沖縄大学教授
副委員長	＊	来間泰男	沖縄国際大学名誉教授
	＊	大城将保	沖縄県芸術文化振興会理事長
		久部良和子	沖縄県文化振興会公文書専門員
		島袋　純	琉球大学教育学部教授
	＊	田里　修	沖縄大学法経学部教授
	＊	田名真之	沖縄国際大学総合文化学部教授
	＊	徳田博人	琉球大学大学院法務研究科教授
	＊	前津榮健	沖縄国際大学法学部教授
		宮城剛助	元沖縄県公文書館副参事兼資料課長
		本村　繁	那覇市文化協会文芸部会長
		由井晶子	元沖縄タイムス社編集局長

（＊ は「第 1 巻」小委員会委員）

監修者

金城　功
来間泰男
大城将保

那覇市議会史編さん室

室長	上原和雄	（庶務課長）
主査	山城　裕	（庶務課主査）
主任主事	照屋宏樹	（庶務課主任主事）
編さん員	山城洋子	

『第１巻　通史編　那覇市議会の歩み』執筆者一覧

序　章　議会制度の変遷	田里　修
第１部　戦前期	
第１章　琉球処分と旧慣温存の時期	田里　修
第２章　特別区制と間切島規程	田里　修
第３章　改正特別区制と特別町村制	田名　真之
第４章　一般市制と町村制	田名　真之
第５章　総動員体制と沖縄戦	大城　将保
第２部　アメリカ統治期（合併前）	
第１章　那覇市	
第１節～第６節	由井　晶子
第７節　瀬長亀次郎市政と議会	大城　将保
第２章　みなと村	由井　晶子
第３章　首里市	金城　功
第４章　小禄村	金城　功
第５章　真和志村・市	金城　功
補章１　軍用地問題	大城　将保
補章２「大那覇市」誕生	久部良和子
第３部　アメリカ統治期（合併後）	
第１章　兼次佐一市政と議会	大城　将保
第２章　第１期西銘順治市政と議会	来間　泰男
第３章　第２期西銘順治市政と議会	来間　泰男
第４章　第１期平良良松市政と議会	来間　泰男
第４部　復帰後	
第１章　日本復帰と市政・議会	宮城　剛助
第２章　第２期平良良松市政と議会	宮城　剛助
第３章　第３期平良良松市政と議会	本村　繁
第４章　第４期平良良松市政と議会	島袋　純
第５章　第１期親泊康晴市政と議会	大城　将保
第６章　第２期親泊康晴市政と議会	徳田　博人
第７章　第３期親泊康晴市政と議会	徳田　博人
第８章　第４期親泊康晴市政と議会	前津　榮健
第９章　第１期翁長雄志市政と議会	前津　榮健
第10章 第２期翁長雄志市政と議会	前津　榮健

那覇市議会史　第１巻　通史編　那覇市議会の歩み

発行年月　　平成 23 年（2011 年）3 月
編　　集　　那覇市議会事務局　議会史編さん室
〒900-8585　沖縄県那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号
C 棟 2 階（仮庁舎）
電話　（098）862－8108
ＦＡＸ　（098）862－8296
発　　行　　那覇市議会
印　　刷　　(有)ふたば印刷
〒901-0153　沖縄県那覇市宇栄原 3-15-6
電話　（098）858－2211
ＦＡＸ　（098）858－4855